

平成25年2月臨時会会議録

平成25年2月14日 木曜日 午前10時00分開会
議長 沼澤 恵一 副議長 小嶋 富弥

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
教育長	武田一夫	総務課長	野崎勉
総合政策課長	荒川正一	財政課長	高橋則雄
福祉事務所長	小野享	健康課長	伊藤洋一
農林課長	齋藤彰淑	都市整備課長	星川俊也

事務局出席者職氏名

局長	柳橋弘	総務主査	高木祐子
主査	川又秀昭	主事	八鍬貴征

議事日程（第1号）

平成25年2月14日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員指名

- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第 1 号平成 24 年度新庄市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第 1 号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号新庄市特別職の報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議会案第 1 号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議会案第 2 号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議会案第 3 号新庄市議会政務調整費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議会改革特別委員会中間報告について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

開 会

沼澤恵一議長 ただいまの出席議員は18名でございます。

それでは、これより平成25年2月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

沼澤恵一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において石川正志君、新田道尋君の兩名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

沼澤恵一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る2月7日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員5名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集さ

れました平成25年2月臨時会の運営について協議をしたところであります。

会期につきましては、このたびの提出案件は、報告1件、議案2件と議会案3件でありますので、本日2月14日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日2月14日、1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は2月14日、1日と決しました。

日程第3 市長の行政報告

沼澤恵一議長 日程第3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、私より行政報告をさせていただきます。

新庄市豪雪対策本部の設置についてであります。

昨年末の段階で、平年を大きく上回る積雪深だったことに加え、1月13日以降の連日の降雪により、積雪深が130センチメートルを超え、市民生活への影響が懸念されましたことから、1月18日に副市長を委員長とする豪雪対策連絡会議を設置しました。

その後、一時的に一日の降雪量が53センチメートルを記録し、最大積雪深も175センチメートルとなったことで道路事業の悪化など市民生活に大きな影響を及ぼすおそれが出始めるなど、雪害対策の総合的な推進を図る必要が生じたことから、1月26日に副市長を本部長とする豪雪対策本部を設置したところであります。

主な対策といたしましては、情報の収集、雪おろし作業などの事故防止対策、道路の除排雪対策の強化、高齢者世帯などの除排雪対策、水上がり対策や空き家などの事故防止対策を実施しているところであります。

豪雪対策本部の設置は3年連続となり、1月28日以降水上がり対策、除排雪対策については全課職員の動員体制により対応しているところであります。

これまで2月12日現在のところ、最大積雪深は188センチメートルで、雪おろしなどの事故発生件数は8件となっております。

また、水上がり対策出動件数は22件、空き家の落雪事故防止などの応急措置1件となっており、雪おろし作業など事故防止広報を随時実施しているところであります。

今後とも、降雪状況に応じて必要な対策を講じてまいりたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第1号平成24年度 新庄市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

沼澤恵一議長 日程第4報告第1号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、報告第1号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

今年度も12月からの連続した降雪により、3年連続の豪雪といった状況となりました。

そこで、市民生活などの安全、安心を確保していくため、1月26日に新庄市豪雪対策本部を設置し、各般にわたりその対応を図ってまいりましたが、道路や学校、保育所施設などの除排雪総予算の執行率がおおむね9割から10割に達するなど大きな伸びを示したことにより、適正な事業執行において早期に補正を必要とする事態と判断し、今月4日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、この2月臨時会における補正予算成立まで間に合わず、急を要するものであることを予算計上の基準とし、総額1億2,071万7,000円とするものであります。

具体的には、道路の除排雪業務費の1億1,000万円や学校施設などのほとんどの分野に及ぶ除排雪対策経費でございます。

専決予算の適切な執行などにより、市民生活への影響を軽減し、安寧な市民生活を確保してまいりたく進めておりますので、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました報告第1号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 素早く除排雪に力を入れていただいていることには敬意を表します。

市民生活の中で、7ページの8の1で、道路の除排雪業務費のことについてなんですけど、特に市道に力を入れていることはもちろんだと思います。さらに、生活道と言われているところで、雪多いこともあって、よくかかれぬまま

高くなってしまって、車の通行が難しくなるぐらい高くなっているところもありまして、そういったところをどうしたらいいかと担当者や住民に伺うと、ロータリーなどで一度入っていたでよくかいていただくというか。しかし、ロータリーが足りないという話がありました。

そういう意味では、できるだけロータリーに入っていただくということも考えつつ、ロータリーをふやす必要がないのか、そういったことを考えていらっしゃるのか、お願いします。

星川俊也都市整備課長 議長、星川俊也。

沼澤恵一議長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 特に生活道路は狹隘道路になりますので、大概が小型のロータリーで入っているところでございます。

ただ、ずっと圧雪になってきますとロータリーも下までかけないので、そういうようなところでも生活道路上では高くなっているというお話も伺います。

そういう場合については、小型のドーザー、それを入れましてできるだけ面を低くするようにというような対応を随時とっているところでございます。

また、ロータリーをふやす計画でございますけれども、今後そういう小型のロータリー、そういうようなものをふやしながら、歩道それから通学路、そういうようなものの除排雪の強化に努めていきたいと考えております。

沼澤恵一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第1号平成24年度新庄市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号はこれを承認することに決しました。

日程第5議案第1号新庄市課設置 条例の一部を改正する条例の制定 について

沼澤恵一議長 日程第5議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、議案末尾に記載のとおり、新庄市まちづくり総合計画の推進と効率的な市政運営を図るため行政組織の改編を行うものであります。

改正の内容であります。現在の福祉事務所を少子化子育て支援対策を一元的に所掌する子育て推進課とその他の社会福祉に関する業務を行う成人福祉課に分割することにより、多様化する福祉需要に対応できる体制を構築しようとするものであります。

この一部改正の施行期日は、平成25年4月1

日からとし、この見直しにより関連する条例について改廃をそこで行っております。

なお、教育委員会、生涯学習課と生涯スポーツ課を統合し社会教育課とする組織再編は、教育委員会の内部組織にかかわるものでありますから、教育委員会行政組織規則の改正による見直しを行うものであります。

以上、議案第1号の説明であります。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6議案第2号新庄市特別職の報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

沼澤恵一議長 日程第6議案第2号新庄市特別職の報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第2号新庄市特別職の報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、昨年9月に公布された地方自治法の一部を改正する法律が3月1日から施行されることに伴い、新庄市特別職の報酬等審議会条例及び新庄市実費弁償条例について必要な改正を行うものであります。

初めに、新庄市特別職の報酬等審議会条例につきましては、政務調査費の名称が政務活動費に改められることにより改正するものであります。

また、新庄市実費弁償条例につきましても、このたびの改正により、議会の会議に出頭した参考人等に対しても費用弁償を行うことができることとなったことから改正するものであります。

以上、御審議の上、御決定くださりますようよろしくお願いいたします。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより、採決いたします。

議案第2号新庄市特別職の報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会案第1号新庄市議会 委員会条例の一部を改正する条例 の制定について

沼澤恵一議長 日程第7 議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一 議会運営委員長登壇)

小野周一 議会運営委員長 それでは、私より、新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明をしたいと思います。

議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を

改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出を申し上げます。

提出者は私、議会運営委員会委員長小野周一でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、委員の選任方法、在任期間等につきまして法律で定めていた事項を条例で定めることになったため、必要な改正を行うものであります。

施行期日につきましては、昨年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の議会に関する部分の施行期日が3月1日となったことから、これに合わせ平成25年3月1日にするものであります。

なお、御審議をいただき、御決定くださいますようよろしくお願いしたいと思います。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、

議会議案第1号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより、採決いたします。

議会議案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8議会議案第2号新庄市議会 会議規則の一部を改正する規則の 制定について

沼澤恵一議長 日程第8議会議案第2号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 それでは、私より議会議案第2号の提案説明をさせていただきます。

議会議案第2号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は私、議会運営委員会委員長小野周一でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載しておりますとおり、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったことから必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第9節として公聴会開催の手續規定に新たに7条を追加し、

以降の条文を繰り下げるものであります。

また、議会改革における会議の公開に関して、会派代表者会を自治法上の協議または調整を行うための場として位置づけしないことから、あわせて改正を行うものであります。

施行月日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の議会に関する部分の施行期日に合わせ、平成25年3月1日とするものであります。

御審議をいただき、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました議会議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) おおむねいいんですけども、改正の理由のところ、議会改革における会議の公開に際してということで、会派代表者会を自治法上の協議または調整を行うための場として位置づけないこととしたためという改正の理由がありますが、議会改革といったときにはやっぱり会議が全面的に公開されるべきだろうというのが議会改革の趣旨だと思うんです。

会派代表者会の会議を公開にしないということとをここで言っているんでしょうか。

小野周一議会運営委員長 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 議会運営委員長小野周一君。

小野周一議会運営委員長 そのとおりであります。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 会派代表者会は実質どのような内容かと考えますと、やっぱり議会議を開く上での必要な調整などが行われている場だろうと私は思います。そういう意味で、実質的に議会議をやる上での重要な調整が行われている場だと、実質的に、そう私は理解しておりますが、そうじゃないのでしょうか。

沼澤恵一議長 佐藤悦子議員、もう一度質疑してください。よく理解されておられません。

1 番（佐藤悦子議員） 一応2回目と受け取っていいですか。

会派代表者会をこの場で公開しないということをごここで明記しているようなのですが、会派代表者会の中身を考えてみますと、実質的には議会議の議議を行う上での調整を行う場になっていると、私は思います。そうじゃないんですかと聞いているんです。

小野周一議会議運営委員長 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 議会議運営委員長小野周一君。

小野周一議会議運営委員長 あくまでも人事なり、いろいろな本議議に諮る前の前段での中での話し合いであります。それは人事等、やはり公にすることはできない部分もありますので、あくまでもこのような条項を設けた次第であります。

なお、一言つけ加えておきますと、この件につきましては議基本条議の策定に当たって中間的な説明の中で昨年の9月ですか、全議員にこのような趣旨のことを説明した経過がありますので、十二分に御理解をお願いしたいと思ひます。

沼澤恵一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第2号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより、採決いたします。

議会議案第2号新庄市議会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9議会議案第3号新庄市議会議政務調査費の交付に関する条議の一部を改正する条議の制定について

沼澤恵一議長 日程第9議会議案第3号新庄市議会議政務調査費の交付に関する条議の一部を改正する条議の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

奥山省三君。

（7番奥山省三議員登壇）

7 番（奥山省三議員） 議会議案第3号新庄市議会議政務調査費の交付に関する条議の一部を改正する条議の制定について、地方自治法第112条及び議規則第14条第1項の規定により提出申し上げます。

提出は私、奥山省三、賛成者は清水清秋議員と小野周一議員、会派代表者であります。

改正の理由ですけれども、議案末尾に記載してありますとおり、政務調査費につきまして名称を政務活動費に改めるとともに政務活動費を

充てることができる経費の範囲を条例で定めることとなったため、必要な改正を行うものであります。

また、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされたため、その旨を明文化した内容となっております。

施行月日につきましては、地方地自治法の一部を改正する法律の議会に関する部分の施行期日に合わせて平成25年3月1日とするものであります。

御審議いただき、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました議会案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) この政務調査費を政務活動費というふうに3月1日からなるということなのですが、これについては今までの政務調査費についてさまざま市民、国民の中から住民監査請求とか訴訟などがいろいろあったと聞いております。そういうことを受けて、透明性が必要だろうというのはそのとおりだと思います。しかし、中身が住民から見れば使われ方が、税金の使われ方としてどうなんだという声があったことを受けたところがあります。

それで、全国的にどうか、ほかの自治体の議会では条例で中身の使い方を決めるということですので、使い方については早く決めないで名前だけ変えておいて、中身は今までどおりにしながら、市民の中にどういう使われ方、どう

いうものに使っていいと考えているか、悪いと思っているかということによってよく意見を聞く、そういうことが必要だろうということで、条例の中身、使い方をゆっくり考えましょうという議会も出ていると聞いています。

そういう意味で、そんなに早くすぐ中身を広げて出さなくてもいいのではないかと。私は今までどおりの中身で、使われ方で、名前だけ変えて、どのように使っていくといいのかということによって市民全体に意見を聞くというか、そんなことが時間をかけて行われる必要があるように思うのですが、その点についてはどう考えているのでしょうか。

7 番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番(奥山省三議員) 佐藤悦子議員の意見、ちょっとよく私わかりませんが、これは昨年の8月の国会で決められたものですので、市民の意見はわかりますが、市民生活の福祉向上に寄与するために、それは議員の活動をある程度拡大というか、今までの調査研究プラス政務活動費ですか、そういう内容になったものと私は思っていますけれども、今の佐藤議員の意見というか、ちょっともう少し詳しい内容というか、ちょっとわからないというか、経緯としてはそういう内容だと思っています。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 今までの政務調査費の中身、使われ方が、今までの中で住民から見れば税金の使われ方としてどうなんだという住民訴訟とか監査とかさまざま提起されてきておりました。そういう事例が出てきた中で、議員みずから姿勢を正して信頼を回復するということが必要なのですが、そこが今までの住民訴訟から免れるために、今まで認められなかった部分を広げてやろうとすることにならないのかということ、住民から見たときに理解が

得られない可能性があるような気がするんです。

そういう意味で、政務活動費、名前は変えてもこの使われ方、使い方を時間をかけて本当にこれでいいか、今までの使い方を広げてもいいか、それとも今までどおりでいいのかということ、条例でこれは決められることになっておりまして、法律で中身が決められているわけではないんです。

そういう意味で、住民の皆さんに時間をかけて聞く必要があるのではないかということなんです。すぐ決めないでと思うのですが、どうでしょうか。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 全国というのは、私よくわかりませんが、本市議会におきましては、当新庄市では政務調査費、月5,000円となっています。

特に、私はこの件に関しては先ほど申し上げましたように、市民の生活福祉の向上に寄与するために政務調査費というのは私はあると思っていますので、特に問題はないと思っています。

沼澤恵一議長 いいですか。ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより、採決いたします。

議会案第3号新庄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 異議がありますので、起立採決を行います。

議会案第3号について、これを可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

沼澤恵一議長 起立多数であります。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会改革特別委員会中間報告について

沼澤恵一議長 日程第10議会改革特別委員会に付託中の件につきまして、会議規則第45条第2項の規定により、当委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可します。

議会改革特別委員長小関 淳君。

（小関 淳議会改革特別委員長登壇）

小関 淳議会改革特別委員長 議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

資料をごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

本特別委員会は平成23年6月定例会の最終日に設置され、6月21日の第1回目の会議で委員長互選が行われ、指名推選により委員長に私小関 淳が、また副委員長に佐藤卓也委員が選任されました。

本格審議は平成23年6月30日の第2回目から開始し、報告書の3ページでございますが、平成24年11月29日の第20回目を終えたところでございます。

この間、基本条例の検討とは別に新庄市議会として初の議会報告会を行うべく、委員による議員懇談会を開催するなどして、昨年5月に第1回目の議会報告会を実施するに至ったものでございます。

また、平成23年9月26日には特別委員のメンバーにより酒田市議会に議会基本条例についての先進地視察を行ったところであります。

さらに、報告書には記載してございませんが、平成23年10月及び平成24年7月に開催した新庄市議会議員研修会においては、それぞれ議会改革の分野での権威ある方を講師としてお招きし、議会改革についての研修会を行ったところでございます。

それでは、委員会審議の概要と途中経過について報告をいたします。

委員会の中では、まず条例制定までのスケジュールを作成し、そして基本条例の考え方について具体的に論点を整理し、それに基づいて一つ一つ特別委員会としての意思を形成していったところであります。

具体的には、4ページをお開きいただきまして、4のこれまでの検討によって決定した主な事項のとおりであります。これにつきましては平成24年9月20日に議員懇談会を開催いたしまして、そこでいただいた御意見を踏まえて最終的に修正した内容となっております。

これらの事項をもとにして議会基本条例の素案を作成しているわけでございますが、この条例素案につきましては、先月8日に開催いたしました議員懇談会において御検討をいただいたところでございます。

それでは、内容について御説明申し上げますが、ここでは特に大きな議論となった部分を中心に報告させていただきます。

初めに、1番の検討スケジュールにつきましては以前に御協議いただきましたが、当初は本年6月議会に条例を上程する予定でありました。

しかし、スケジュールの見直しを行い、本年12月の上程を目指すこととしたものでございます。

このスケジュールに関連いたしまして次の2番、条例制定への市民関与にも記載してありますが、5月の議会報告会にあわせて議会基本条例の住民説明会を開催することとしております。そこで、出された市民のさまざまな意見を取り入れたり、その後パブリックコメントを実施したりしながら本年12月の制定を目指したいと考えております。

3番目の議会改革の目的につきましては、今さら説明するまでもございませんが、市民とともに歩む議会、開かれた議会を目指すこととしているものでございますので、次の4番、会議の公開にもありますように、全ての会議を公開すること、さらには5ページの5番、6番、7番目にありますとおり、議案の賛否や議長交際費、行政視察の結果などの多くの議会の情報を住民に対して公開していくこととするものでございます。

9番目の議会報告会の実施については、昨年初めて開催し、2回実施したところでありますが、今後は市民から出された多くの意見を集約し政策に生かしていくための議員間での話し合いのサイクル、いわゆる政策形成サイクルを構築していかなければならないと考えております。

10番目の議員間自由討議につきましては、議会基本条例の必須条件と言われる重要なものとなっております。この議員相互の自由討議を新庄市議会の議会運営にどのように導入していくかが今後の検討課題になってくると思います。

6ページ、14番、15番の一问一答方式、反問権につきましても全国的に議会基本条例に規定しているところが多いわけですが、これについても新庄市議会として実施段階で具体的にどのような形で導入していくか、深い議論が必要になってくると思っています。

7ページ、18番の議決事件の追加であります。

これにつきましては、地方自治法の改正により基本構想が議決事件から外れたことから、この基本条例において議決事件とするべく追加するものでございます。

この議決事件には、各種計画等を追加したらどうかということで委員会でもいろいろと検討したところでございますが、余り多くの計画を議決事件とすることは混乱を来すおそれがあるのではないかということから、基本構想に加えて基本計画のみを議決事件として追加したいと考えているところでございます。

19番の合意形成については、議員相互の議論というのが議会改革の根幹をなす部分でありますので、十分な議論を尽くして合意形成に努めるということが最も重要と考えております。

このため、次の20番、政策討論会についてになります。新庄市議会として重要な政策提言をする場合には、議会としての合意形成を図るための政策討論会を実施していきたいと考えているものでございます。

8ページ、26番の議員の政治倫理についてですが、議会基本条例とは別に議員の政治倫理条例を単独で策定している議会も多いわけですが、新庄市議会の場合は基本条例の条文に基本的な規定を盛り込む形にしたいと話しております。

最も重要な部分としては、私たち議員は市民全体の奉仕者として市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないように規定するものでございます。

29番の最高規範性については、議会基本条例を新庄市議会の最高規範として位置づけております。また、条例の趣旨を議員に浸透させるため、一般選挙後に条例の研修を行うことを規定しているものでございます。

以上、主な事項について御報告申し上げましたが、なお今後のスケジュールといたしまして9ページに記載してございます。

現在、先ほど説明いたしました、市民にわかりやすく条例の説明ができるように各条文の逐条解説を検討しているところでございます。これができ上がりましたら、この内容について3月中に全議員による懇談会で協議をお願いしたいと考えております。

住民説明会では、市民の皆様から多くの意見が出されることと思っておりますので、それらの意見を取り入れながら、議会基本条例の12月制定に向けて、さらに努力してまいりたいと考えております。

また、議会基本条例の策定に関連して条例規則や申し合わせ内規などの規定で見直しが必要になってくる部分が出てきますので、これらについて引き続き検討を行っていききたいと思っております。

議会改革は基本条例を制定して終了となるものではありません。私たち議員が市民福祉の向上と新庄市の発展のためにどのように具体的に行動するかということが大変重要になってきますので、これからも立ちどまることなく積極的に議会改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で本委員会の中間報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

沼澤恵一議長 中間報告でありますので、質疑については御了承願います。

閉 会

沼澤恵一議長 以上で今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

本日は、どうも御苦勞さまでございました。

午前10時50分 閉会

新庄市議会議長 沼澤 恵一

会議録署名議員 石川 正志

〃 〃 新田 道尋

平成25年3月定例会会議録（第1号）

平成25年3月4日 月曜日 午前10時00分開会
 議長 沼澤 恵一 副議長 小嶋 富弥

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	近岡晃一
市民課長	荒澤宏二	福祉事務所長	小野享
神室荘長	信夫友子	環境課長	坂本清一
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	田口富士雄	都市整備課長	星川俊也
上下水道課長	沼澤利明	会計管理者兼会計課長	小山田昭
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
生涯学習課長	小嶋達夫	生涯スポーツ課長	高木勉
監査委員	高山孝治	監査委員局長	安食敬二

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦
農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会会長 森 隆 志
農事業務局局長 沼 沢 充 広

事務局出席者職氏名

局長 柳 橋 弘 総務主査 高 木 祐 子
主査 川 又 秀 昭 主 事 八 畷 貴 征

議事日程（第1号）

平成25年3月4日 月曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 議案第3号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議会案第4号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 平成25年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 8 議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 9 議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定について
- 日程第13 議案第9号新庄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について
- 日程第14 議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号新庄市定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例の設定について

- 日程第18 議案第14号新庄市指定地域密着型介護予訪サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第19 議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算
- 日程第20 議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第22 議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第28 予算特別委員会の設置
- 日程第29 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第30 議案第15号平成24年度新庄市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第31 議案第16号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第32 議案第17号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第33 議案第18号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第34 議案第19号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第35 議案第20号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

日程第2会期決定

開 会

沼澤恵一議長 おはようございます。

定例会開会前に、財政課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 おはようございます。

お手元に配付しております平成23年度の財務諸表でございますけれども、これにつきましては平成21年度分から複式簿記を取り入れました企業会計の手法を用いた財務諸表を作成し公表しております。このたびも昨年と同様の方式によりまして、普通会計から市全体さらには関係団体と連結し作成しております。このたびの分は平成23年度分の決算の諸表となります。予算書または決算書の補完資料とされるなど御活用いただければと思います。以上でございます。

沼澤恵一議長 ただいまの出席議員は18名でございます。

これより平成25年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

沼澤恵一議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤義一君、遠藤敏信君の両名を指名いたします。

沼澤恵一議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る2月25日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年3月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成25年3月定例会日程表のとおり、本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたしたいと思います。

このたび提出されます案件は、報告1件、議案12件、議会案1件、平成24年度補正予算6件、平成25年度予算9件、請願2件の計31件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日、報告1件の後、議案第3号及び議会案第4号につきましては、議案説明の後、委員会への付託を省略し、直ちに審議をお願いしたいと思います。

議案第4号から議案第14号までの議案11件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託をし、審査をしていただきます。

議案第21号から議案第29号までの平成25年度

予算9件につきましても、本日の本会議において一括上程をし、提案説明をいただいた後に全議員で構成する予算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第15号から第20号までの平成24年度補正予算6件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明をしていただいた後に、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いしたいと思います。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は11名であります。よって、1日目6名、2日目5名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含め

て1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力をよろしく特にお願ひしたいと思います。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日から3月15日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月4日から3月15日までの12日間と決しました。

平成25年3月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月4日	月	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告（1件）の説明。人事案件（1件）の上程、提案説明、採決。平成25年度施政方針の説明。議案（11件）、予算（9件）の一括上程、提案説明、総括質疑。予算特別委員会の設置。議案、請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算（6件）の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	3月5日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 奥山省三、佐藤義一、小嶋富弥、佐藤卓也、小関 淳、小野周一の各議員
第3日	3月6日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 伊藤 操、佐藤悦子、新田道尋、山口吉静、高橋富美子の各議員

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 4 日	3 月 7 日	木	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第 5 日	3 月 8 日	金	常任委員会	総 務 文 教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案審査
第 6 日	3 月 9 日	土	休 会			
第 7 日	3 月 10 日	日				
第 8 日	3 月 11 日	月	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成25年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 9 日	3 月 12 日	火	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成25年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第10日	3 月 13 日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成25年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第11日	3 月 14 日	木	休 会			本会議準備のため
第12日	3 月 15 日	金	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

沼澤恵一議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、ここで2件の行政報告をさせていただきます。

初めに、豪雪対策についてであります。

1月26日に本市豪雪対策本部を設置し対策を講じている点につきましては、さきの臨時議会において御報告申し上げたところですが、その後も降雪が続いており、引き続き雪害情報の収集、雪おろし作業などの事故防止対策、道路の除排雪対策の強化、高齢者世帯などの除排雪対策、水上がり対策や空き家などの事故防止対策を実施しているところであります。

2月26日には208センチメートルの最大積雪深を記録し、この数値は本市の観測史上3番目の記録となっております。また、雪おろしなどの事故発生件数は8件と前回の報告時から増加はしておりませんが、住宅等の被害について住宅の一部損壊1棟、非住宅の全壊2棟、半壊1棟の計4棟の被害が発生しており、また水上がり対策の出動件数は39件、空き家などの落雪事故防止の応急措置2件を実施しております。水上がり対策、除排雪対策においては、全課職員の動員態勢により対応しており、今後とも降雪状況に応じて必要な対策を講じてまいります。

また、災害救助法の適用につきましては、県は2月26日に豪雪災害時における災害救助法の適用として、県内では初めて尾花沢市に適用することを決定しております。県は、昨年末に豪雪災害時の同法の適用に関する運用基準を定めており、これによりますと積雪深が2メートル

を超え、かつ過去30年の最大積雪深の平均値の1.3倍程度に達していることなどを初め交通の途絶により日常生活の維持が困難となった集落が発生していること、雪崩による住宅崩壊のおそれがあることなどとしております。

本市の場合、積雪深については基準を満たしておりますが、災害救助法が適用されたとしても適用後の経費しか対象にならず、既に実施済みの費用は対象外であること、また今後は気温も例年並みに戻るとの気象予報もあることから、今回は同法の適用の申請を見送ることとしたものでありますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、企業立地活動の状況についてであります。

本年度の企業立地活動の状況ですが、まず本年1月29日に横根山工業団地にある山形航空電子株式会社の第8期増築工事の起工式が行われました。同社は、スマートフォンなどのコネクタ製造を手がけており、順調に業績を伸ばしており、工場の増設に伴い今後雇用も増加するものと見込まれます。

さらに、広島県に本社のある運送業の福山通運株式会社が新庄中核工業団地へ進出することが決定し、先週の2月26日に用地譲渡契約を締結しました。県外の企業が新庄中核工業団地に進出するのは7年ぶりのことでもあります。

誘致に至る経過といたしましては、昨年10月に同社による新庄中核工業団地の視察依頼があり、視察に当たっては副市長が立ち会い、当市の持つ交通の要衝としての優位性をアピールしてまいりました。その後も企業立地担当者が同社を訪問し、誘致交渉を進めてまいりました。なお、同社から今後20人程度の雇用を見込んでいるとお聞きしております。

これで今年度の新庄中核工業団地への進出は市内企業1社、県外企業1社の2社となり、譲渡区画は3区画、譲渡面積は1万3,195平米と

なりました。年度当初の未分譲地は14区画、面積23.3ヘクタールでしたが、これで残りの2分譲地は11区画、面積は22ヘクタールとなります。今後も既存立地企業の支援や企業誘致に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

沼澤恵一議長 日程第4報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告することになっております。

平成25年度新庄市土地開発公社事業計画及び予算でございます。この平成25年度事業計画及び予算につきましては、去る2月5日に開催いたしました平成25年第1回土地開発公社理事会におきまして承認をいただいております。

平成25年度の事業計画につきましては、土地処分による土地造成事業として小桧室2期宅地分譲用地の処分を行うことにしております。事業の実施によりまして、平成25年度は701万円の純利益を想定しております。

お手元の予算書の1ページから5ページまで、新庄市土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、平成25年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

沼澤恵一議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願ひます。

日程第5議案第3号新庄市教育委員会委員の任命について

沼澤恵一議長 日程第5議案第3号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。ここで教育長武田一夫君の退席を求めます。

(武田一夫教育長退席)

沼澤恵一議長 提出者の説明を求めます。市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第3号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員のうち1名の方が平成25年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は、武田一夫氏であります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、本市の教育行政を推進していただく上でまことにふさわしい方であると存じます。

御審議いただきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第3号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号はこれに同意することに決しました。暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま教育委員会委員に任命されました武田一夫君に御挨拶をお願いいたします。

(武田一夫教育長登壇)

武田一夫教育長 ただいまは教育委員に御同意をいただき、まことにありがとうございます。

これまで以上ソフト・ハード両面にわたり教育環境の整備に努めてまいりますので、議員の皆様方、より以上の御指導、御支援をくださいますよう今後ともよろしくお願い申し上げます。

日程第6議会案第4号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 日程第6議会案第4号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 それでは、新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議会案第4号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員会委員長小野周一でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、4月1日からの行政組織の変更に伴い、委員会の所管の名称を変更するため必要な改正を行うものであります。

施行月日につきましては平成25年4月1日とするものでございます。

御審議をいただき、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました議会案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 異議なしと認めます。よって、議会案第4号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第4号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 異議なしと認めます。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7平成25年度施政方針の説明

沼澤恵一議長 日程第7平成25年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、平成25年度の市政運営に関しまして私の所信を申し上げ、議員各位を初め広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、ギリシャの財政破綻に端を発したユーロ圏全体の金融不安、中国、韓国との領有権問題をきっかけとした外交問題、北朝鮮によるミサイル発射、核実験問題など、今なお日本を取り巻く世界情勢は混迷を続けています。

このような現状下、我が国においては自由民主党への政権交代が行われ、そこで示された平成25年度予算案は、緊急経済対策に基づく平成24年度第1次補正予算と一体的なものとして15

カ月予算の編成と称されています。この平成24年度第1次補正一般会計予算総額は、緊急経済対策を含め10兆2,000億円にも及んだため、本市においても平成25年度予算の前倒し分約2億6,000万円を含む3月補正予算案を上程しております。

政権交代による平成25年度予算案については、東日本大震災の復興事業に充てる復興特別会計が今年度当初比で16.1%増の4兆3,840億円、津波被害に遭った住宅地の移転事業などに充てる復興交付金は約2倍の5,918億円が盛り込まれています。本市においてもいまだ避難生活を余儀なくされている方々がおりますが、被災地の復興が促進され、早く安心して帰郷できることを望んでおります。

また、雇用面では、地域雇用創出に対しては41億円が計上されています。新たな就労場所の創出や就労の安定化のため、地域の雇用を下支えするプロジェクトや有効求人倍率の低い都道府県が企業と一緒に雇用を生み出す新たな事業の創出を目指すとしています。雇用情勢は上向きとはいうものの、地方にとっては定住を下支えするまでにはほど遠い状況であるため、平成26年度まで延長するとした緊急雇用創出事業とともに国のさらなる対策を求めるものです。

一方で、地方交付税の地方自治体への配分総額が今年度比3,921億円減と、6年ぶりの減額となっています。そのため、本市の新年度予算編成には工面を図り、財政規律を重んじた運営に努めてまいります。

国内経済にあっては、安倍政権の経済政策、いわゆる「アベノミクス」による成果への期待が高まっており、政府は日銀による大胆な金融緩和が行われることで早期に2%の物価安定目標を達成しようとしています。このような中で、地方の景気動向はグローバル経済の中にあって日本の経済成長と直結する現状にありますので、こうした金融政策が安定的で持続的な景気高揚

につながることを期待しております。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉については、農業分野を初めとしたさまざまな分野において受ける影響は少なくなく、我が地域にとっては大きな関心事案であります。

また、政権の交代により地域主権の考え方は地方分権に戻り、政府は平成25年度予算案において、平成23年度に創設され地方自治体の裁量で自由に使える一括交付金を廃止するとともに、今後これにかわる新制度を設けるとしています。しかし、その制度設計についての具体的な中身は不透明な状況であるため、地域特性の理念については今後も生かしていただくことを期待しております。

県内においては、吉村知事が再選を果たしました。2期目に向けた公約では「子育て支援・人づくりの充実」「安全・安心な社会の構築」「産業振興・雇用創出」「高い競争力を持つ農林水産業の展開」「再生可能エネルギーの導入促進」「災害に強い県土基盤の形成」の6つの柱を掲げております。

高速交通網の整備については、東日本大震災を教訓とした日本海側と太平洋側の代替機能の強化、縦軸と横軸の整備促進としての東北中央自動車道泉田道路、新庄酒田道路の早期整備と石巻新庄道路の建設促進についても国に強く訴えていただいております。本市も歩調を合わせて取り組みを強化していきます。

政権が交代し、重要な課題も山積し、地方も大きな影響が避けられない状況にあります。市民力を結集し知恵を出し合いながら地域課題の解決に向け取り組んでいかなければなりません。地域の活力を高め、住みよい暮らしと定住の基盤をより強固なものにしていきたいと考えております。

2番目、市政運営の基本的な考え方。

以上のような本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえながら、平成25年度の市政運営の基本的

な考え方について申し上げます。

私は就任以来、「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として、新庄市の経済力、地域力、教育力を強化し、3つの力を結合させた地域基盤力を最大限引き出すまちづくりを進めてきました。今後も引き続き次のように推進してまいります。

「人行きかうまち」については、人口減少社会の中で、人や地域の交流を図り、地域経済活動を高め、市民所得を向上させる経済力の強化を目指します。そのために、新庄まつり誘客100万人構想、国の登録有形文化財となりますエコロジーガーデンの利用計画（第3期計画）を推進していくとともに、魅力ある食による誘客の促進、地元企業や起業される方への支援、企業誘致の推進を図ってまいります。

「人ふれあうまち」については、3年連続の豪雪を教訓に、さらに除排雪体制を強化するとともに、高齢社会における町内会活動など地域コミュニティの活性化や助け合い意識を育て、お互いに支え合い、結びつきが深い地域力の強化を目指します。また、東日本大震災を教訓にした地域の防災体制づくりを進めるとともに、自助、共助、公助の意識づくりや地域での結びつきを深めていきます。

「人学びあえるまち」については、特に子供たちの地域に根差した学習活動を通してふるさとに誇りと愛着を持つ自立した人材の育成、さらに地域の産業を支える人材の育成に向けた環境を整え、教育力の強化を目指します。

以上、3つの基本理念、3つの力による地域基盤力を土台として、まちづくりの課題解決に向けた施策を講じ、市民とともに自信と誇りを持てるまちを実現していきます。そのためには、従来の既成概念や画一的な行政手法にとらわれず、広い視野と困難に挑戦する気概を持って幅広い情報の収集と発信を行うことにより、本市

の資源を最大限に生かし、市民の皆様とともにまちづくりに取り組みます。

3といたしまして、市政運営の指針。

次に、市政運営の指針については、新庄市民憲章にうたわれているように、先人の築き上げた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させることを基本に、次の3つの計画に基づき、市政運営に取り組みます。

初めに、平成23年度にスタートした市政運営の基本指針である第4次新庄市振興計画「新庄市まちづくり総合計画」であります。目指す将来像を「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」とし、その5つの基本目標に、産業の振興、福祉、医療の充実、教育の振興、社会生活基盤の整備、環境の保全を掲げ、その計画を実現させるために協働によるまちづくりの推進を手法としています。

特に、暮らし、定住、未来創造という最も重要な観点から、雇用・交流の拡大、安全・安心の充実、子育て・人づくりの3つの重点プロジェクトを設定し、経営資源の集中を図りながら推進しております。計画期間の3年度目となる平成25年度においても、引き続き基本目標の達成に向け体系的に取り組むとともに、重点プロジェクトを着実に推進してまいります。

次に、行財政改革ですが、透明・効率・協働を改革の基本理念とした行財政改革大綱により、市民参加・協働の推進、行政運営の効率化、財政の健全化、機能的で活力のある組織の構築、市民の信頼に応える職員づくりの5つに取り組みます。

さらに、行政情報の公開により透明性を高め、市民が行政運営に参画できる体制づくりを引き続き進め、行政課題に対応する行政経営システムの充実、将来を見据えた人材の育成、職員の意識改革などにより市民サービスの向上と行政の効率化を図ってまいります。

また、財政再建プランの推進により実質公債費比率が16.3%となり、市民の皆様の御協力のもと着実に成果があらわれてきております。しかしながら、景気の動向が不安定であることなどにより地域経済の見通しが不透明な状況の中で、市民の暮らしに直結する課題解決に的確に対応し、市民の安全安心を確保していく必要があります。そのため、財政再建プランの最終年度に当たる平成25年度は、さらに内部管理費の削減や市債の抑制を基本としながら、手数料、使用料等の適正化や市税収納率の向上などの財源確保対策に取り組みます。

4番目といたしまして、重要課題に対応した平成25年度主要事業。

次に、まちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトに沿って平成25年度主要事業の概要を申し上げます。

初めに、雇用・交流拡大プロジェクトですが、最重要課題である雇用対策については、これまで取り組んできた緊急雇用創出事業などにより平成24年度までの4カ年で455人の失業者が雇用されました。以前からの震災等緊急雇用対応事業とともに、このたび緊急経済対策として新設された起業支援型雇用創出事業及び最上総合支庁、最上8市町村、商工会議所、郡内商工会が一体となって取り組んでいる実践型地域雇用創出事業についてもさらに推進してまいります。

また、新庄中核工業団地において用地取得費助成の対象業種を拡大し、企業立地の推進、雇用拡大につなげます。さらに、企業が市内において工場等を新設、増設、移設を行う場合において、新規の常用雇用者を創出する製造業者等に対し雇用促進奨励金を交付し、雇用機会の拡大と産業の振興を図ってまいります。

農業分野については、国の食と農林業の再生のための基本的方針、行動計画を基本とし、新庄農業振興地域整備計画に基づき地域農業の振興を図り、経営所得安定対策の推進と人・農地

プランによる中心経営体への農地集積及び新規就農者への支援を進めます。

園芸農業の担い手育成のため、若者園芸実践塾「勇氣塾」では本市の農業振興の一翼を担う中核的リーダーの実践的養成に引き続き取り組むとともに、活力ある園芸産地創出支援事業補助金に市独自の重点振興品目を定めて補助金をかさ上げし、銘柄産地化につなげていきます。さらに、地域の農産物の加工や販売と組み合わせる農業所得の拡大を目指す6次産業化についての方策を探っていきます。

交流の拡大については、平成26年度に開催される全国大型観光キャンペーン「山形グスティネーションキャンペーン」に向けたプレキャンペーンとしてのイベントが平成25年度に数多く実施されることから、新庄最上地域の魅力創出と情報発信を図ってまいります。とりわけ「新庄まつり百年の大計」で示している新庄まつり100万人誘客実現に向けて、首都圏のほか県内、近県地域への情報発信や、近隣温泉地との連携による受け入れ態勢の拡充を図り、昨年好評を得ました福興祭に続く後祭りの催事拡大により、さらなる知名度向上と誘客促進のための方策を進めます。

外国人旅行者の拡大を目指すインバウンド誘致キャンペーンも引き続き実施いたします。台湾からの旅行者向けに、地域の魅力を発信し、受け入れ態勢の整備を進め、誘客促進を図ってまいります。

また、本市の貴重な歴史的産業遺産であり、市民の憩いの場でもあるエコロジーガーデンを市民、観光客、消費者、農業生産者など多くの人々の交流の場として環境整備と利活用の展開を図ってまいります。

さらに、本市を応援したいという方を広く募り、ふるさと応援隊を立ち上げましたが、交流人口のさらなる拡大を図り、これによる物産振興にもつなげてまいります。

次に、安全・安心充実プロジェクトですが、本市の重要課題である雪対策については、機械除雪の強化や流雪溝整備の促進など克雪システムの確立により、冬期交通の安全確保を図ってまいります。特に流雪溝整備においては、常葉町・住吉町地区における整備区域を拡大するとともに、流雪溝管理組合を育成し、協働による雪対策を進めます。あわせて、高齢社会における除排雪のあり方についても検討します。

市道の整備については、泉田二枚橋線の防雪柵整備、荒小屋泉田線、一本柳檜葉沢線、下田3号線、角沢松本線の道路整備に取り組み、1年を通し安全が確保される道づくりを目指します。

学校施設の耐震化については、平成25年度は現在着手している新庄中学校体育館改築工事に加え、明倫中学校校舎、八向中学校体育館について耐震補強工事実施設計を行い、平成26年度中には全ての小中学校の耐震化工事の完了に向けて取り組みます。

その他の市有施設の耐震化についても、泉田保育所の耐震化工事を行うほか、各施設の耐震診断を進め、市有施設耐震化実施計画に基づき早期耐震化の完了を目指し計画的に実施します。

一般住宅の耐震化については、平成24年度より耐震改修補助を要件に加えた住宅リフォーム総合支援事業が広く浸透し、多くの方に活用いただいていることから、平成25年度も継続することで一般住宅の一層の安全性向上とともに住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を図ってまいります。

防災体制については、引き続き自主防災組織育成補助事業により地域での防災意識の向上と組織化とともに、災害対策機材の整備、更新を充実します。

防災拠点施設の充実としては、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業における3カ年計画の2年度目として、山屋セミナー

ハウスに避難所の非常時電源確保のため、太陽光などを活用した再生可能エネルギーによる発電設備などの導入を進めます。

また、市民の健康を守るため、高齢者が肺炎球菌ワクチンの接種を受けやすい環境を新たに整備するなど、肺炎球菌による肺炎の発病及びその重症化を予防し、高齢者を初め市民の健康保持増進を図ってまいります。

新庄最上地域の拠点医療施設である県立新庄病院の早期改築、医療体制の充実については、今後とも関係機関、団体と連携を密にして市の取り組みを強化していきます。

3番目の子育て・人づくりプロジェクトですが、子育て支援として、日新放課後児童クラブを移転開設するため、施設改修を行います。また、萩野地区小中一貫教育校に併設する放課後児童クラブの施設整備に着手するなど、子育て環境の充実を図ってまいります。

経済支援としては、第3子以降の児童の保育料免除の拡充、定住促進住宅の家賃を児童の人数に応じて一定額低く設定するなど、子育て家庭の負担軽減を図ってまいります。

さらに、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦が受ける不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に要する費用の一部について助成金を交付します。

また、少子高齢社会の中、地域コミュニティにおいても人とのつながりが希薄になるなどさまざまな課題を抱えている現状にあることから、地域づくりを推進するためのリーダーの育成を図ることを目的に、地域リーダー講座を開催します。

なお、教育、保育及び子育て支援体制を強化するため、福祉事務所で所管している児童福祉部門と幼児に係る教育・医療部門を統合した子育て推進課を設置します。

学校教育については、各学校に地域コーディネーターを配置し、学校図書館の充実と、地域

と学校の連携体制づくりを目指す学校支援地域本部事業に継続して取り組みます。

県内初となる萩野地区の施設一体型小中一貫教育校については、本市が進めている小中一貫教育のモデル校として効果的にカリキュラムを実現していくため、平成27年度開校を目指して校舎の建設工事に着手します。

次に、3つの主要プロジェクトを推進するに当たり、協働によるまちづくりを進めるものとして、地域住民が互いに支え合い、協力し合える自治組織を目指し、地域コミュニティにおけるさまざまな課題に対応するため、地域づくり支援モデル事業及び地域づくり推進交付金制度を実施し、地域力の向上を推進してまいります。

旧角沢小学校の跡地活用事業については、地域を中心とした文化交流、憩いの場として、平成25年度はトイレ、水屋の整備を行います。

また、新たに実態調査を行った空き家については、所有者、地域、民間事業者と連携し、利活用に向けた取り組みに関し国の制度や先進事例を参考に研究を重ねていきます。

以上の重点プロジェクトにかかわる主な事業のほかに、平成26年度に市制65周年記念となることから、新庄市名誉市民近岡善次郎氏の生誕100周年記念展を開催したいと考えております。平成25年度は作品の散逸を防ぐためにも作品購入を実施します。また、国の史跡である新庄藩主戸沢家墓所については、近年の豪雪による破損に対応した改修を実施します。

平成20年度から始まりました新庄市まちづくり応援寄附金「ふるさと納税」については、寄附金累計が1,200万円を超えましたので、毎年200万円を5カ年計画で寄附者から使途希望の多かった各事業区分に加え、地域づくりや協働推進事業などに活用します。平成25年度は、学校図書購入、市立図書館機能強化事業及びふるさと応援隊、自主防災組織、市民活動交流ひろ

ば、地域づくり支援事業での活用を行います。

また、活力ある職員集団をつくり上げ、市民サービスの向上を図るため、人材育成基本方針に基づき職員研修の拡充を図ってまいります。職員の新たな発想力を引き出すべく昨年度から開始した私と中堅職員との政策懇談会形式の研修や職員の自主研修、研究活動への助成を引き続き実施し、さらに今年で3年目となる職員の民間企業への派遣研修も継続してまいります。

以上、まちづくり総合計画、行財政改革大綱、財政再建プランの3つの計画を市政運営の指針とし、平成25年度の主要事業の実施に当たっては市民と行政の協働によるまちづくりを基本に据えて取り組みます。さまざまな課題の解決に向け、市民、町内会、NPO、民間事業者と行政が情報を共有し、信頼関係の上に役割を分担しながら協働によるまちづくりを推進してまいります。

終わりに。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関しての基本的な考えと主な事業についての概要を申し上げました。

新年度においては、新政権による東日本大震災からの復興と日本経済の復活再生を期し、本市においてはさまざまな取り組みを通して「元気なまち新庄」を情報発信することで、雇用や交流人口の拡大につなげ、ひいては郷土愛が育まれる1年にしたいと思います。

本市には、美しく豊かな自然、歴史的文化遺産、産業遺産などのほか、安全安心な農産物、おいしく誇れる食文化、すぐれた才能ある人材など数多くの地域資源があります。新庄独自の良さを最大限に活用するため、「クールジャパン新庄」として情報発信することにより交流の輪を広げ、さらに磨き光らせていくことで、市民、そして地域の自信と誇りにつながるもの信じております。

誰もが住み続けたいと思えるまちづくりに向

けて、多岐にわたる行政課題の解決を着実になし遂げ、市政運営の責務を果たすため、「市民第一主義」の原則で職員一丸となって取り組んでいく決意を表明し、平成25年度の施政方針といたします。

沼澤恵一議長 どうも御苦労さまでした。

議案20件一括上程

沼澤恵一議長 日程第8議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第27議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算までの20件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第27議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算までの20件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、本市の財政状況を勘案し、市長、副市長及び教育長の給料について、現在削減策を講じているところですが、これをさらに1年間延長するため必要な改正を行うものです。

削減割合ですが、私が20%、副市長は10%、教育長は8%となっております。

なお、この措置により1年間で約670万円の

職員給与費が削減される見込みであります。

次に、議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、地方公務員災害補償法が改正されるため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、平成25年4月1日から法律の題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されること、また一部の改正規定は平成26年4月1日から施行されることから、同法の規定を引用しているものについて条項ずれの整備を行うため改正するものであります。

次に、議案第6号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

萩野地区に建設する小中一貫教育校にかかわりまして、萩野小学校、泉田小学校及び昭和小学校の3校が統合して新たに設置します小学校の名称及びその位置について定めるため改正するものでございます。

去る2月14日の全員協議会で選定経過等を御説明申し上げましたが、統合して新たに設置する学校名称を「萩野小学校」とし、その位置は現在の萩野中学校の場所、新庄市大字泉田字往環東398番地の位置でございます。また、他の各小中学校の位置について精査したところ、過去における国土調査の成果や道路事業実施に関連して合筆ないしは分筆したことにより現条例に表示された位置と地番の相違するものが見られたため、あわせて改正を行おうとするものであります。

なお、施行月日でございますが、精査に伴う

位置などの見直し部分については公布の日から、小中一貫教育校に関する部分については建設工事が進捗し、開校スケジュールが具体化する平成26年度中に規則に委任する形で施行するものであります。

次に、議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで御説明申し上げます。

これらの議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次、第2次地域主権一括法が施行されたことに伴い、これまで国が法令で定めていたさまざまな基準について、法令で定める内容を基準としつつ、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることとなったため、それぞれ提案するものであります。

初めに、議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。都市公園法及び高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律などの改正により、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに特定公園施設の設置基準について条例で定めることとなったため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第8号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定についてであります。道路法の改正により、これまで国が道路構造令で定めていた道路の構造の技術的基準について条例で定めることになったため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第9号新庄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定についてであります。河川法の改正により準用河川に係る堤防などの河川管理施設の構造の技術的基準について条例で定めることとな

ったため、新たに条例を制定するものであります。

議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公営住宅法の改正により市営住宅の整備基準、入居収入基準等について条例で定めることとなったため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第11号新庄市定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、議案末尾に記載のとおり、本市定住促進住宅の入居率の向上と定住の促進を図るとともに、新庄市まちづくり総合計画の重要プロジェクトの一つである子育て支援の一環として定住促進住宅に入居する子育て世代に対し支援を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、定住促進住宅の入居者のうち中学生以下の子供がいる世帯に対し子供の数に応じて新たに減額した家賃を設定することで、子育て世帯の負担を軽減するものであります。

議案第12号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、議案第5号でも説明いたしましたが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されること、また平成26年4月1日から「障害程度区分」の文言が「障害支援区分」に改められることにより、条例の題名

及び委員会の名称を改正する必要があるため、提案するものであります。

次に、議案第13号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について及び議案第14号新庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について御説明申し上げます。

これらの議案も議案第7号から第10号までの議案同様、地域主権一括法が施行されたことに伴い、これまで国が法令で定めていた地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービスについての基準について、新たに条例で定めるものであります。

内容といたしましては、国の基準、県の独自基準の内容等を参考に、人員に関する基準、設備に関する基準、施設運営に関する基準などのサービスにおける市の基準を定めるとともに、夜間対応型訪問介護など現在利用されている介護サービス以外のサービスについても基準を定めるものであります。

以上、御審議いただきまして、御決定くださいますようお願いいたします。

次に、議案第21号から議案第29号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の平成25年度当初予算について御説明申し上げます。

国におきましては、昨年12月の政権交代や円安などの影響に伴う景気動向の不透明さが地方財政の運営に大きな影響を及ぼしております。

本市におきましても、市税の伸びが見られたものの、国の地方交付税や臨時財政対策債の削減方針による地方交付税の落ち込みが懸念される状況の中、大規模事業の本格化などによる財政規模の拡大から、本市当初予算の編成は非常に厳しい状況となりました。このような状況の中で、将来をよりの確に見通していくためには行財政改革の適切な推進が重要であると思いません。したがって、平成25年度予算は引き続

き財政再建プランを基本に、まちづくり総合計画の着実な推進にふさわしい内容を重点プロジェクトごとに配置するなど、市民の暮らしに直結する事業を中心に編成したところであります。

その結果、一般会計の予算総額は151億1,300万円となり、24年度と比較しますと11億2,800万円、率にして8.1%の大幅な増となりました。本市当初予算におきましては4年連続の増額予算を組むことができ、地域経済への波及はさらに効果的なものになると考えております。

主な事業内容といたしましては、小中一貫教育校建設や、これに併設する放課後児童クラブの建設、荒小屋泉田線などの道路整備、沖の町中山町線ほか流雪溝整備などの投資的事業、第3子以降児童の保育料減免事業や特定不妊治療費助成事業、旧角沢小学校跡地活用事業などの子育て環境や地域づくりの推進、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業などの健康福祉の推進、新庄まつり100万人誘客拡大事業や交流人口拡大、ふるさと応援隊の実施、また防災対策としての市有施設耐震化事業、災害対策機材及び備蓄品の整備や自主防災組織育成補助事業の拡充など、広く市民生活の安寧に資することを基本としたものでございます。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げましたが、一般会計の詳細及び7特別会計については財政課長から、水道事業会計については上下水道課長から説明させますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開します。

財政課長高橋則雄君。

(高橋則雄財政課長登壇)

高橋則雄財政課長 それでは、議案第21号から議案第28号まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第21号平成25年度一般会計予算案について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

一般会計の予算総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ151億1,300万円であります。前年度比11億2,800万円の増、率にして8.1%の増となっております。

第2条及び第3条につきましては、後ほど説明させていただきます。

第4条一時借入金につきましては、その最高額を24年度と同額の15億円と定めるとともに、第5条予算の流用につきましても人件費に関する部分に関して定めております。

2 ページから6 ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

7 ページの第2表債務負担行為は、萩野地区小中一貫教育校内に併設、放課後児童クラブ建設工事と萩野地区小中一貫教育校建設事業でございます。いずれの事業も26年度までの事業が円滑に遂行できるよう26年度分の事業費の限度額を定めたものでございます。

8 ページ、第3表地方債につきましては、放課後児童クラブ建設事業を初めとする12件で、25年度に新たに起こす市債は臨時財政対策債の6億1,500万円を含め総額14億4,160万円で、前年度比5億2,800万円の増としております。

それでは、9 ページからの歳入歳出予算につきまして御説明いたします。

歳入歳出ともに款ごとの予算額と前年度予算の比較に関しまして、9 ページと10 ページの事項別明細書に記載しておりますので、款別の説明におきましてはその都度ごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

1 款市税でございますが、款の合計額は42億7,799万円で、前年度比1億2,487万7,000円の増でございます。

11 ページからの計上にありますように、固定資産税及び都市計画税は景況を反映しました評価がえなどの影響により減額となっておりますが、個人及び法人を合わせた市民税が1億997万1,000円の増加となったほか、市たばこ税におきまして4,838万6,000円の増額となっております。景気低迷の底を脱し、明るい兆しが見え始めてきたものと思われま。

14 ページ、2 款地方譲与税から15 ページ、9 款地方特例交付金までは、24年度の決算見込み及び25年度の国の地方財政計画上での伸び率を勘案し計上しております。

15 ページの10 款地方交付税は44億5,000万円で、前年度比1億5,000万円の減額といたします。国の地方財政計画では、24年度から2カ年の時限的に実施しております国家公務員の給与削減に基づき、地方公務員についても25年7月から同様の給与削減を実施することを前提とし、普通交付税における地方公務員給与費を全体で9,000億円程度減額し、これをもって国では全国防災事業費や緊急防災減災事業費並びに地域の元気づくり事業費に充てることとしております。このような国の対策に加え、国の財政健全化策などを考慮し、財源不足の補填としての交付税に関しては慎重な判断が必要との考えから、普通交付税は前年度比1億5,000万円減としたところでございます。

16 ページの12 款分担金及び負担金は、前年度比1,797万3,000円の減額とし、また13 款使用料及び手数料は473万7,000円の増と計上しております。

19 ページ、14 款国庫支出金は、全体で16億3,669万2,000円となり、前年度比4億4,969万3,000円の増としております。増額の主な理由は、1 項1 目民生費国庫負担金におきまして、

障害者自立支援給付費及び生活保護費の伸びに伴う負担金が合わせて前年度比8,627万円の増となり、また1項2目教育費国庫負担金及び2項5目教育費国庫補助金におきまして、小中一貫教育校建設に伴う公立学校施設整備負担金1億7,251万7,000円、学校施設環境改善交付金が1億7,938万7,000円の新たな計上が影響しております。

21ページ、15款県支出金は9億5,027万9,000円で、前年度比1,280万9,000円の減となります。1項1目民生費県負担金におきまして障害者自立支援給付費負担金の増加や、2項1目総務費県補助金におきまして、防災拠点施設、再生可能エネルギー導入促進事業費補助金の新たな計上があったものの、2項4目労働費県補助金におきまして国の雇用対策に基づく緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業費補助金の大幅な縮小により減額に転じております。

26ページをお開きください。

18款繰入金は3億4,350万2,000円で、前年度比1億9,200万円の大幅な伸びとなっておりますが、これは大規模事業や繰り出し関係における財源に充てるため財政調整基金繰入金の増額計上をするとともに、まちづくり応援基金繰入金を新たに計上したことによるものでございます。

20款諸収入は、款全体で7億3,182万2,000円となりまして、881万2,000円の増で、産業立地促進資金融資制度預託金元金収入の増額が主な要因でございます。

また、28ページになりますが、4項5目雑入の最上広域市町村圏事務組合事業費補正負担金につきましても、昨年度と同程度の9,990万7,000円を計上しております。これは、ゆめりあ建設に係る地域総合整備事業債の元利償還金が普通交付税に算入されていることにより、10年の起債償還が終了していながらも交付税算入が15年となっているため、建設費負担割合と同

じ割合で算入額の80%が本市に交付されるものでございます。

最後に、21款市債でございますが、総額は14億4,160万円で、前年度比5,280万円の大幅な増となりました。1項5目教育債におきまして、小中一貫教育校建設事業債5億8,670万円を新たに計上したことによるものが主な要因となります。

以上、歳入について御説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額は104億1,372万7,000円となり、前年度より1億4,630万3,000円の増となっております。

続きまして、30ページからの歳出につきまして御説明いたします。

1款議会費は1億9,420万7,000円で、前年度比568万2,000円、率にして2.8%の減となっております。議会インターネット中継の導入経費を新たに盛り込みましたが、議員年金制度の廃止に伴う負担金の支出などが減となったことによるものでございます。

31ページの2款総務費は13億7,567万1,000円となり、前年度比3,285万3,000円、率にいたしまして2.4%の増でございます。

1項1目総務一般管理費は、24年度退職者と25年度新規採用者との差額分で会計間の異動に伴う職員給与費をここで措置しておりますが、職員等の給与、社会保険料、また日々雇用職員の賃金など人件費関連の増により、1目全体で1,480万8,000円の増額となります。なお、一般会計全体における人件費は、前年度比9,346万7,000円の減となっております。

また、特別職、一般職の給与費につきましては、107ページ以降に記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

35ページ、7目企画費におきましては、新庄コンピューター専門学校介護福祉学科設置負担金の新設や地域づくり支援事業の拡充などにより848万7,000円の増となっております。

次に、39ページ、2項2目賦課徴収費におきましては、税金と市民サービスの向上策といたしまして、納税機会の拡充を図るため、まず軽自動車税を対象としたコンビニ収納導入に係る経費を計上し、その検証により税目の拡充につきましても検討してまいります。また、固定資産の27年度評価がえに備え、その鑑定評価に係る経費1,140万6,000円についても新たに盛り込んでおります。

43ページからの4項選挙費につきましては、新たに参議院議員通常選挙費2,200万円、新庄土地改良区総代選挙費170万8,000円を計上しております。

45ページからは民生費になります。

3款の合計は45億190万5,000円で、1億6,711万1,000円、率にいたしまして3.9%の伸びとなっております。

まず、1項1目社会福祉総務費でございますが、47ページの国民健康保険事業特別会計繰出金において国保会計の財政安定化を目的にした特別支援臨時交付を含む2,656万5,000円の減額分が反映されており、また48ページの4目障害者自立支援費には、介護給付費、訓練等給付費などの伸びによる大幅な増額も含まれております。52ページの8目介護保険事業特別会計への繰出金を加えますと1項社会福祉費全体で6,494万5,000円の大幅な伸びとなっております。

52ページからの2項児童福祉費は、この数年間の子育て支援拡充策によりまして増額予算が続いておりますが、今年度につきましても9歳未満の児童が3人以上となる世帯の保育料の免除に係る経費を新たに盛り込むとともに、萩野地区小中一貫教育校に併設する放課後児童クラブの建設や日新放課後児童クラブの移転に係る経費を盛り込むなど、児童福祉の全ての目にわたり子育て支援のさまざまな施策展開に資する予算を編成しております。

58ページからの4款衛生費は14億1,057万

8,000円で、1,361万7,000円、率で1.0%の増でございます。

まず、58ページの1項1目保健衛生総務費におきましては、少子化対策の一環といたしまして不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を図るための経費を新たに加え、2目予防費の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種とともに保健予防の充実化を進めてまいります。

また、61ページの6目環境衛生費におきましては、元八向運動広場敷地内に公衆便所を設置するための経費を盛り込んでおります。

なお、8目水道費の減額は、上水道高料金対策費繰出金を主因とするものでございます。

62ページからの2項清掃費におきましては、1目清掃総務費において増加し、2目塵芥処理費において減少しておりますが、これは最上広域の衛生施設の運営費等に係る分担金の増減が主に作用しているものでございます。また、1目に今年度も環境衛生の向上に資するよう合併処理浄化槽設置費補助金を盛り込むほか、浄化槽水環境保全推進事業費補助金を新たに盛り込んでおります。

64ページの5款労働費は5,122万8,000円で、33万2,000円、0.6%の減となっております。

次の65ページでございますが、6款農林水産業費は7億641万4,000円で、2,147万9,000円、3.0%の減でございます。

1項2目農業総務費の減額は、22年度から実施してまいりました農業振興地域整備計画総合見直し事業が24年度で完了したことにより、この1,557万5,000円の減額分などが反映されております。

3目農業振興費では、前年度に引き続き県で推進しております補助事業を効果的に活用した施策の展開を図るとともに、若者園芸実践塾事業につきましても園芸経営の担い手育成を引き続き進めるほか、農地集積や青年就農などの担い手総合支援対策の拡充を図ってまいります。

73ページからの7款商工費でございますが、8億2,213万5,000円で、2,147万9,000円、率にいたしまして7.8%の減となっております。

まず、1項2目商工振興費におきまして、工業振興対策事業費、地元出身の人材育成を通じた市内製造業事業所等への人材定着を図ってまいりするための支援を継続してまいります。

次に、3目観光費につきましては、新庄まつり誘客100万人構想の推進のために、まず76ページに新庄まつり100万人誘客拡大事業実行委員会負担金を盛り込むほか、山車ラッピングトラックの増強によりPR活動の充実を図り、インバウンド誘致キャンペーン事業につきましても継続して実施してまいります。また、物産振興対策事業費におきましても、農産物等を加えた物産の振興を通じた交流人口の拡大のため前年度にスタートしたふるさと応援隊を継続してまいります。

なお、3目観光費におきまして6,840万6,000円の減額となっておりますが、これは最上広域分担金のうち広域交流センター「ゆめりあ」公債費平準化分担金の大幅な減額が起因しております。

次に、78ページ、8款土木費でございますが、13億6,480万3,000円の予算額でありまして、999万4,000円、率にして0.7%の減でございます。

80ページの2項3目道路新設改良費は1,302万8,000円の増で、新たに角沢松本線、下田3号線の整備を加えております。

82ページ、4項1目都市計画総務費は、利用が好調となっている住宅リフォーム総合支援事業補助金を増加させております。

また、4目公共下水道費の公共下水道事業特別会計への繰出金は、前年度比6,884万1,000円の減となっております。

85ページ、6項1目除排雪費におきましては、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車借上料

につきまして今年度と同額の2億4,000万円を計上し、また流雪溝整備事業費及び水上がり対策費を大幅に増加させたほか、生活道路排雪事業費補助金を新たに盛り込んでおります。

86ページの9款消防費は5億8,524万9,000円でございますが、5,707万8,000円、率にして8.9%の減となりました。

減額分の主な理由は、1項1目常備消防費におきまして、消防署北支署改築事業及び高規格救急車2台の整備に係る最上広域分担金の減額が大きく反映しております。

また、2目非常備消防費におきましては、拠点避難所の設定と災害対策資機材、備蓄品の整備に係る経費を新たに盛り込むほか、自主防災組織育成補助事業の拡充や衛星携帯電話の更新に係る経費を計上しております。

89ページからの10款教育費は24億1,624万円で、10億8,598万5,000円、率にいたしまして81.6%の大幅な増となっております。

92ページの2項1目小学校の学校管理費におきましては、旧角沢小学校跡地を地域住民の健康増進及び交流活動の場としての整備に係る経費を新たに盛り込んでおります。

また、2目教育振興費におきまして、学校図書室の電算化を図るための経費を新たに盛り込むとともに、学校教材などに係る経費を増額計上しております。

4目学校建設費につきましては9億8,519万6,000円の大幅な増額となりますが、萩野地区小中一貫教育校建設事業が本格化することによるものであり、これに係る工事請負費や設計監理業務委託料などを新たに盛り込んでおります。

次の3項1目中学校の学校管理費につきましては、明倫中学校校舎及び八向中学校体育館の耐震化へ向け実施設計委託料を計上するとともに、耐震化工事等の実施に伴い授業等で生徒の移動手段が必要となる新庄中学校など3校の送迎に係る経費も盛り込むほか、2目教育振興費

におきましては小学校と同様に学校教材などに係る経費を増額計上しております。

続きまして、97ページからの社会教育費でございますが、4項全体では前年度より8,842万3,000円の増、5億2,828万6,000円としております。

その主な内容につきましては、まず100ページ、6目文化財保護費におきまして1,505万5,000円の増額としておりますが、22年度の豪雪に伴い施設の一部が破損した新庄藩戸沢家墓所の改修経費1,463万円の新たな計上が主因でございます。

また、101ページからの8目ふるさと歴史センター費におきまして、26年に生誕100周年を迎えられる名誉市民近岡善次郎氏の記念事業の一環として近岡氏の作品購入などに係る経費を新たに盛り込んでおります。

104ページ、12目体育施設費は3,110万円の増でございますが、24年度より2カ年事業で実施しております市民球場のスコアボード改修経費3,000万円が大きく作用しております。

また、13目山屋セミナーハウス費におきましては、再生可能エネルギー設備の整備に係る経費3,850万円の新たな計上が作用し、4,112万6,000円の増額となっております。

103ページ、12款公債費は16億6,456万5,000円で、前年度比717万8,000円、率にして0.4%の減でございます。

公債費の減少が続くことは、財政再建プランを基本に、新たな起債発行の抑制や公的資金の繰り上げ償還、借りかえを継続的に実施してきた成果であると考えております。

以上で歳出の説明を終わりました、次に参考資料118ページ、119ページをごらんいただきたいと思っております。

性質別経費調べについて、主な点を御説明申し上げます。

1の人件費は合計25億9,367万4,000円で、職

員数の減などにより前年度比3.5%の減となります。

4の扶助費は、障害者自立支援給付費及び生活保護費の伸びに伴いまして1億5,157万9,000円、率にして7.2%の増、5の補助費等は最上広域市町村圏事務組合分担金の減額に伴い9,069万2,000円、率にして4.3%の減、11の繰出金は下水道事業特別会計や国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額が作用し、1億360万7,000円、率にして5.5%の減となっております。

また、6の投資的経費は、単独事業費が5,782万2,000円の減に対し、萩野地区の小中一貫教育校建設事業の本格化に伴いまして補助事業分が13億1,644万1,000円の大幅な増となっております。

それでは、一般会計の説明を終わりました、特別会計に入らせていただきます。

123ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第22号国民健康保険事業特別会計の予算総額は41億3,395万2,000円、前年度対比で5,080万1,000円、率にして1.2%の減でございます。

第2条一時借入金の限度額は1億円と定め、歳出予算の流用は第3条の規定のとおり保険給付費に限定するものでございます。

131ページからの歳入をごらんいただきたいと思っております。

1款国民健康保険税は10億6,121万3,000円を計上し、前年度比112万5,000円、0.1%の増としております。

3款国庫支出金は、療養給付費等負担金の減額により3,486万9,000円の減となり、また5款前期高齢者交付金が4,496万円の減となりますが、134ページには一般会計からのいわゆる財源不足への充当となる法定外繰入金を含め3億650万4,000円を繰り入れ計上しております。

歳出につきましては、137ページ、2款保険

給付費におきましては26億5,385万2,000円となり、前年度比1億872万7,000円の減となりました。

また、140ページ、介護保険制度維持のための6款介護納付金につきましては、前年度比1,996万7,000円の増となっております。

続きまして、147ページ、議案第23号交通災害共済事業特別会計の予算案を説明いたします。

予算の総額は695万2,000円となります。前年度比22万5,000円、率にいたしまして3.1%の減となります。歳入歳出の明細につきましては、150ページから151ページに記載しておりますので、編成内容等はほぼ前年度と同様となっております。

次に、153ページ、議案第24号公共下水道事業特別会計の予算案に移ります。

歳入歳出の予算額は14億3,914万8,000円となり、前年度比2億667万3,000円、12.6%の減となります。

債務負担行為及び地方債につきましては、156ページをごらんいただきたいと思います。

第2表債務負担行為は、毎年度行っている水洗便所改造等資金利子補給でございまして、第3表地方債につきましては、公共下水道事業の限度額は4億8,570万円となっております。

158ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、2款公共下水道事業使用料ですが、24年7月の料金改定に伴い2,492万9,000円の増とし、処理場建設事業の完了などに伴い3款国庫支出金を1億800万円の減、4款一般会計繰入金を6,884万1,000円の減、7款市債は6,140万円の減としております。

160ページからの歳出でございしますが、162ページ、2款建設費は3億7,410万9,000円で、前年度比26%の減でありまして、主に処理場建設事業の完了に伴う減額分が要因となっております。

続きまして、173ページ、議案第25号農業集

落排水事業特別会計予算案でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ8,142万3,000円としております。前年度比29万3,000円、0.4%の減となっております。

歳入歳出の明細につきましては、176ページから178ページに記載してございますが、編成内容等はほぼ前年度となっております。

続きまして、181ページ、議案第26号営農飲雑用水事業特別会計の予算案でございます。

歳入歳出の予算総額は3,045万円で、前年度と同額となっております。

歳入歳出の明細につきましては、184ページから186ページに記載してございますが、これについても編成内容等はほぼ前年度と同様となっております。

次に、189ページをごらんいただきたいと思います。

議案第27号介護保険事業特別会計の予算総額は31億5,540万4,000円で、前年度比8,447万1,000円、率にして2.8%の増となっております。

歳出予算の流用につきましては、国保会計と同様に保険給付費内に限定するものとしております。

平成24年度から実施の介護保険第5期計画に伴い、制度的に施設活用のサービス量などが増加しているため、これらに対応した予算の編成を行っております。

したがって、まず197ページからの歳入につきましては、4款国庫支出金、5款支払基金交付金並びに8款繰入金のいずれも増額としております。

これは、歳出におきまして202ページ、給付サービス量が反映されるところの2款保険給付費の合計が前年度比1億2,863万円、率にいたしまして4.4%の増となっていることによるものでございまして、25年度を含め計画期間全体における給付実態等を見据えた内容としております。

最後になりますが、213ページ、議案第28号後期高齢者医療事業特別会計の予算について御説明申し上げます。

予算総額は3億8,137万円で、前年度比1,764万8,000円、率にいたしまして4.4%の減でございます。

218ページの歳入、1款保険料は特別徴収保険料及び3款繰入金を減額とし、220ページの歳出につきましては、その多くを占めます後期高齢者医療広域連合納付金を4.6%の減と見込み計上しております。

以上で平成25年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

沼澤恵一議長 上下水道課長沼澤利明君。

(沼澤利明上下水道課長登壇)

沼澤利明上下水道課長 議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算案について御説明申し上げます。

それでは予算書の1ページをお開き願います。

第1条、平成25年度新庄市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとします。

給水件数1万2,715件、年間総給水量357万4,000トンで80立米、1日平均給水量9,792立米、主要な事業、建設改良事業費が3億3,519万4,000円であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款水道事業収益は10億2,883万3,000円で、前年度対比2,142万3,000円、2.1%の減であります。

次に、支出の第1款水道事業費用は10億2,830万6,000円で、前年度対比2,095万3,000円、2.0%の減であります。

次に、2ページの第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款資本的収入は7,738万4,000円で、前年度対比5,237

万6,000円、67.7%の増であります。

次に、支出の第1款資本的支出は5億4,296万5,000円で、前年対比9,166万8,000円、16.9%の増であります。

なお、資本的収入が支出額に対して不足する額4億6,558万1,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間とします。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5,732万9,000円、交際費5万円とします。

第7条、他会計からの補助金として、高料金対策等のため一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は9,482万8,000円とします。

第8条、棚卸資産の購入限度額を300万円とします。

次に、予算実施計画に基づいて御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の関係でございますが、第1款第1項の営業収益は9億2,199万2,000円で、内容としましては給水収益、その他の営業収益であります。

第2項の営業外収益は1億683万9,000円で、内容としましては他会計補助金、負担金、加入金等であります。

4ページから7ページは支出でございます。第1款第1項の営業費用は8億9,640万円で、内容としましては原水及び浄水費、配水及び給水費、業務及び総務費等でございます。

6ページの第2項営業外費用は1億2,261万円で、内容としましては支払利息、繰延勘定償却、消費税等であります。

次に、7ページ、8ページの資本的収入及び支出を御説明申し上げます。

収入の第1款第1項の工事負担金は4,805万

9,000円で、内容としましては河川改修事業関連、新庄市下水道事業関連による負担金であります。

第2項の補助金は699万円で、内容としましては緊急時給水拠点確保事業の国庫補助金であります。

第3項の出資金は2,233万4,000円で、内容としましては旧簡易水道事業分の起債償還元金に対する一般会計からの出資金であります。

次に、8ページは支出でございます。

第1款第1項の建設改良費は3億5,519万4,000円で、工事及び設計業務委託費等であります。

第2項の開発費は、水道台帳補正等の委託費用であります。

第3項の企業債償還金は1億9,959万6,000円であります。

なお、9ページには資金計画、10ページから12ページには給与明細書、13ページは平成24年度の予定損益計算書、14ページから17ページには平成24年度及び平成25年度の予定貸借対照表を記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、平成25年度新庄市水道事業会計予算案について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 これよりただいま説明ありました議案20件のうち平成25年度予算9件を除いた議案11件について、一括して総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第28 予算特別委員会の設置

沼澤恵一議長 日程第28予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第21号新庄市一般会計予算から議案第29号新庄市水道事業会計予算までの平成25年度各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

沼澤恵一議長 これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願ひいたします。

日程第29 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

沼澤恵一議長 日程第29議案・請願の予算特別委員会及び各常任委員会付託を行います。
議案・請願の委員会付託につきましては、お

手元に配付しております付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

平成25年3月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算 ○議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ○議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算 ○議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算 ○議案第26号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算 ○議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算
総務文教常任委員会 議案（3件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第6号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
産業厚生常任委員会 議案（8件） 請願（2件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第8号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定について ○議案第9号新庄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について ○議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第11号新庄市定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第12号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第13号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

付託委員会名	件名
	及び運営に関する基準を定める条例の設定について ○議案第14号新庄市指定地域密着型介護予訪サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について ○請願第1号T P P交渉参加反対に関する件について ○請願第2号T P P交渉参加反対に関する件について

沼澤恵一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開します。

議案6件一括上程

沼澤恵一議長 日程第30議案第15号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から日程第35議案第20号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算6件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、日程第30議案第15号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から日程第35議案第20号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第15号から議案第20号までの平成24年度一般会計及び特別会計の補正予算に

ついて御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第15号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ6億4,361万3,000円を追加し、補正後の予算総額を156億5,780万6,000円とするものであります。

主な補正内容について御説明申し上げます。

歳入についてであります。市税は経済の回復基調に合わせた市民税や市たばこ税の伸びなどがあり、市税全体で対当初予算比約1億5,000万円の増額補正を計上しております。

歳出につきましては、2款総務費、8款土木費、10款教育費で大きな増額を計上しております。まず3年連続となった大雪への対応としまして8款土木費や10款教育費を中心に道路や学校施設などの除排雪経費の増額を盛り込んでおります。さらに、10月26日に閣議決定された緊急経済対策に基づく国の予備費の使用や、1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づく国の第1次補正予算に呼応し、その効果的な補助制度や起債を活用したJアラート受信機と連携した緊急速報システムの整備や、25年度の予算化を予定しておりました新庄中学校体育館改修工事及び新庄小学校など小中学校5校の体育館耐震補強工事などの前倒し分に関し増額計上しております。

未曾有の大震災からほぼ2年が経過しようとしておりますが、この2年間、新庄市も被災者、被災地支援に努め、またみずからの防災対策にも力を注いでまいりました。25年度予算からの前倒し事業の中に市庁舎を含む6施設の耐震診断に係る経費についても盛り込んでおりますが、

これらの施設の耐震化などに係る経費に対応すべき市有施設整備基金への積立金も盛り込んでおります。

また、消費者の市内における消費喚起と拡大を図り、地域経済の円滑な活動の推進を目指し、プレミアム商品券発行への助成のための経費を盛り込んでおります。

新年度の事業展開への円滑な移行のためにも適切な対応を要する補正内容を組ませていただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、35ページからの特別会計であります。議案第16号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第20号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの5特別会計につきましても、今年度のおおのの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長から説明させていただきますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 財政課長高橋則雄君。

(高橋則雄財政課長登壇)

高橋則雄財政課長 それでは、議案第15号から議案第20号まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第15号一般会計補正予算(第9号)について説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6億4,361万3,000円を追加し、補正後の総額は15億5,780万6,000円となります。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、6ページでございますが、第2表債務負担行為補正でございます。

今年度から25年度までの2カ年事業であります新庄中学校体育館改築工事について、その工

事管理業務委託料の年度間の調整を行うものでございまして、25年度事業費分の限度額218万4,000円に変更させていただくものでございます。また、農業経営基盤強化資金利子補給につきましては、当該利子補給制度の実施主体が財団法人農林水産長期金融協会に変更となったことにより、また暴風雨、豪雪被害施設復旧等緊急支援資金利子補給につきましては当該資金の利用がなされなかったことにより債務負担行為を廃止させていただくものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、変更、廃止合わせて9本でございます。各款の事業の事業費の確定によるものですが、7ページの1つ目、県営土地改良事業負担につきましては国の1次補正措置に呼応した広域農業用水適正管理事業の財源措置370万円を含んでおります。また、1つ下の地方道路等整備事業につきましても国の1次補正措置に呼応した荒小屋泉田線整備事業費の財源措置920万円を、また3つ下のロータリー除雪車整備事業には同じく国の1次補正に呼応したロータリー除雪車購入費の財源措置700万円を、8ページの2つ目、義務教育施設改修事業には国の予備費使用に呼応した小中学校5校の耐震化工事と国の1次補正に呼応した新庄中学校体育館改築工事の今般の補正予算化に伴う財源措置1億4,770万円を含んだものでございます。

11ページからの歳入につきまして御説明いたします。

初めに、1款市税ですが、1項市民税の個人分が5,700万円、法人分が7,300万円、4項市たばこ税が1,900万円のいずれも増額の補正を組ませていただいております。市税全体におきましては当初予算から初めての補正となりまして、総額1億4,648万3,000円の増額となります。

次に、13ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金におきましては、子ども手当の負担金1,079万6,000円の減、また生活保護費等負担金

は1,939万円を増額し、生活保護世帯の増加に対応してまいります。

2項国庫補助金におきましては、4目と次のページの5目、6目に国の予備費使用並びに国の1次補正予算に呼応した補助金を計上しております。耐震改修等事業費補助金は、市庁舎、市民文化会館、雪の里情報館、市体育館、武道館、陸上競技場メインスタンドの耐震診断業務委託に、小学校、中学校の学校施設環境改善交付金は新庄小学校、北辰小学校、本合海小学校、明倫中学校、日新中学校の体育館の耐震補強工事と新庄中学校体育館の改築工事に、また防災情報通信設備整備事業交付金はJアラート受信システムと連携した緊急速報システムの整備に、ほかに荒小屋泉田線社会資本整備総合交付金やロータリー除雪車整備費社会資本整備総合交付金、市道舗装路面点検事業社会資本整備総合交付金などを含め、おのおの効果的に活用し、事業の推進を図ります。

次に、15款県支出金2項県補助金におきましては、2目民生費県補助金に小規模多機能事業所の新規開設に伴う施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金を、5目農林水産業費県補助金に農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金の4次募集5件分の計上をしております。

16ページの17款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増額のほかに、今般個人1名の方より14万円の御寄附をいただいております。その御意向により観光交流事業の振興のために歳出予算のほうに当該予算を盛り込んでおります。

最後に、21款市債につきましては、第3表地方債補正のところでも御説明申し上げましたが、各款の事業費の確定等によるものを含め9種の起債を掲げましたが、特に4目教育債のところでは国の予備費使用や1次補正による緊急防災・減災事業債を活用した新庄小学校、北辰小学校、本合海小学校、明倫中学校、日新中学校

の体育館と新庄中学校体育館の耐震化を図る事業への効果的な活用のための起債を含めております。

今般予算計上させていただきました国の予備費及び1次補正に呼応した事業の大半は、実際には今年度内に終了するものではなく、いずれも25年度への繰越明許費として再度予算化を図ることが必要となると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、18ページからの歳出について御説明させていただきます。

まず、共通している事項といたしまして、大雪寒冷対策として、2月の専決予算分のほかに各施設関係の所要の除排雪経費につきまして、除排雪業務委託料、除排雪車借上料、また燃料費、光熱水費、それから指定管理料の中で増額補正を組んでおります。また、2款総務費の冒頭、710万円の職員給与費は、この冬の除排雪業務への従事に係る職員の時間外手当の増額等でございます。

18ページ、2款総務費についてでございますが、まず1項4目財政管理費におきまして、今後市庁舎などの施設の耐震化が必要となった場合、その財源となる市有施設整備基金への積立金1億5,000万円を計上するとともに、6目財産管理費におきまして市庁舎の耐震診断業務委託料1,578万7,000円を計上しております。

次に、19ページ、3款民生費についてでございますが、1項5目老人福祉費におきまして、国庫支出金を活用した小規模多機能事業所の建設補助に関しまして特別加算分の県補助金を盛り込んでおります。

21ページの3項生活保護費におきまして、医療扶助の伸びに対応した増額を計上しております。

24ページでございますが、6款農林水産業費につきましては、県の補助事業等を有効に活用し事業展開を図ってまいりましたが、各事業費の確

定や見込み額の精査等によりその増減分を計上しております。1項3目農業振興費におきまして、県の4次募集に応募し採用となった5件へ対応する農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金1,834万7,000円の増額を計上しております。また、5目農地費におきまして、国の1次補正に呼応した上野地区経営体育成基盤整備事業負担金1,210万円と広域農業用水適正管理対策事業負担金378万円を盛り込んでおります。

26ページでございますが、7款商工費におきましては、1項2目商工振興費に消費者の市内における消費喚起と拡大を図るために「かむてん商品券」発行事業費補助金1,000万円を計上しております。

次に、8款土木費についてでございますが、国の1次補正に呼応した事業といたしまして、2項2目道路維持費に舗装路面点検業務委託料100万円、また3目道路新設改良費に荒小屋泉田線整備事業費1,844万7,000円を、6目除排雪費にロータリー除雪車購入費2,100万円を盛り込んでおります。同じく6項1目除排雪費の道路除排雪業務費といたしまして、先月の専決予算の1億1,000万円に加えまして2億1,000万円を追加計上しております。内訳は、除排雪業務委託料1億円、除排雪車借上料1億1,000万円でありまして、3年連続の大雪に対応するもので、市民の安心安全の確保を図るものでございます。

次に、29ページ、9款消防費でございますが、1項2目非常備消防費に922万5,000円を掲げておりますが、これは国の1次補正に呼応したもので、非常時においてJアラート受信機に受信した内容を市民の皆さんへ緊急速報として情報を提供するシステムを備えてまいります。この事業は、整備費の全額が国庫補助金として充てられることになっております。

同じく29ページ、10款教育費におきましても、

学校施設を中心に除排雪経費等を盛り込み、大雪と低温に伴う増加分として計上しております。

2項1目における小学校管理運営事業費、また3項1目における中学校管理運営事業費におきましては、おのおのの工事請負費に新庄小学校、北辰小学校、本合海小学校、明倫中学校、日新中学校の体育館の耐震補強工事分6,620万円、新庄中学校体育館改築工事分として1億7,935万円を計上しております。これは国の予備費及び1次補正の重点項目である公立学校の耐震化対策に基づく緊急防災・減災事業債を活用するもので、従来補助金のほかに起債充当率や元利償還金の交付税算入率が通常より有利であることにより、これを生かしつつ事業の効率化を図ろうとするものでございます。

4項社会教育費におきましても、32ページの5目市民文化会館費、9目雪の里情報館費、12目体育施設費に市民文化会館、雪の里情報館、市体育館、武道館、陸上競技場メインスタンドの耐震診断業務委託料1,330万円を盛り込んでおります。また、除排雪経費増額の指定管理委託料などについても計上し、大雪、低温に対する適切かつ時宜にかなった予算化を行い、最後まで市民生活の安心安全を確保してまいりたいと考えております。

以上で一般会計を終わります。特別会計の説明に入らせていただきます。

35ページをお開きください。

議案第16号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,269万円を減額し、補正後の予算総額を42億377万8,000円とするものでございます。

40ページからの歳入は、特に国庫支出金などの減額が大きく、歳出における保険給付費の精査や共同事業拠出金の確定などによる補正を行っております。

次に、45ページ、議案第17号公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、

歳入歳出それぞれ4,679万1,000円を減額し、補正後の予算総額を15億7,709万1,000円とするものでございます。

これは事業の確定や精査等による建設費の減額と、これによる地方債の減額補正、また市債利子の減額等による所要の補正としております。

次に、51ページでございますが、議案第18号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ125万円を追加し、補正後の予算総額を8,670万円とするものでございます。

歳出の内容は、施設の除排雪業務委託料の増額分となっております。

次に、55ページ、議案第19号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,317万7,000円を追加し、補正後の予算総額を32億3,895万6,000円とするものでございます。

事業の確定及び精査等による介護サービス諸メニューの保険給付費の組み替え、調整を行う内容の補正としております。

次に、63ページでございますが、議案第20号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1,929万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3億7,811万9,000円とするものでございます。

後期高齢者医療広域連合への納付金の減額が主な補正内容となっております。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

ただいま説明ありました補正予算6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第15号から議案第20号までの補正予算6件については委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明ありました平成24年度補正予算計6件の審議に入ります。

日程第30議案第15号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第9号）

沼澤恵一議長 初めに、日程第30議案第15号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第9号）について、質疑ありませんか。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

沼澤恵一議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 補正の歳入1件、歳出1件について質問いたします。

まず初めに、16ページ、17款1項2目ふるさと納税寄附金とありますけれども、189万4,000円、この具体的な内容を御質問します。

あともう1点、26ページ、7款1項2目、かむてん商品券発行事業補助金1,000万円、この2点についてももう少し詳しく御説明をお願いします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 まず、ふるさと納税寄附金の御質問に対してお答えいたします。

これにつきましては、毎回の定例の補正で予算化していただいておりますが、最終段階にまいりまして現時点の見込みをさらに精査いたしまして、その額を実質に近づけた見込みというふうなことにしてございます。当初予算のほうから9月補正、12月補正という中で、全体額を見渡して不足している額というようなことで、歳入歳出ともに寄附金あるいは基金への積立金

というような形で差額を計上させてもらったと
というようなことでございます。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 事業主体は商工会議所
でございます。先々月、1月23日に要望書がご
ざいまして、何とか年度がわりの時期に市中に
回したいというようなことで、プレミアム商品
券、名前が「かむてん」ですけれども、ぜひや
りたいので市に1,000万円ということござい
ました。この時期にやることによってさまざま
な年度がわりの衣料とか学用品とか、食料品以
外の部分で小売店等々の需要を喚起できるの
ではないかと、そんなことでございます。実際
には15%のプレミアがつきます。ですから1万
でちょうど1万1,500円、1,500円のプレミア
です。1人は3万円ということで、総額は7,000万
円で、来週の3月15日から発売を開始して、4
月いっぱい発売、有効期間は7月までという
ことです。

なお、シルバー枠ということで、前回同様
なんですけれども、4月の年金の支給日、4月15
から17日までは特枠でシルバー枠1,000万円、
これをまた別に用意しているということであり
ます。

今後6つの商議所初め発売所でそれを取り扱
うということでございます。市報、チラシ、ポ
スター等々でセールスにかかるというような予
定になっております。以上でございます。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

沼澤恵一議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） ふるさと納税寄附金に
ついては、わかりました。なお件数、そういう
ことが何件であるか、説明をお願いしたいと思
います。

もう1点のほう、かむてん商品券ですけれど
も、これ実は商工会議所で、この補正決定以前
に加盟店募集というふうな紙が回っているんで

すね。消費者の新庄市内における消費拡大と販
売促進を目的とし、新庄市のバックアップをい
ただき実施するものだというふうなことで、
募集期間、平成25年2月26日から3月8日とい
うふうなことで、本日の決定を見る前に回っ
ているというふうなことは、新庄市と商工会議所
の間でどういうふうないきさつがあったのか。

従来ですとこういうプレミアム商品券の発売
があるというふうなときは少なくとも常任委員
会のほうに事前に説明があったんですね。そう
いう期間が、1月23日に商工会議所からこうい
うふうな申し入れをいただいたというふうなこ
とで検討した結果、補正に組んだというふうな
ことであれば、事前説明があつてよかったの
ではないかと思うわけですが、これについて
はいかがでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 ただいまふるさと納税の
ほうの件数というようなことがございました。

1月末時点で334件ということで、非常に大き
な伸びを示してございます。年度末までの間で
380件ほどというようなことを見込んでござい
ます。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 後ろのほうですけれど
も、委員会への配慮ということは大変順番がず
れてしまいまして、申しわけない、そういうふ
うに思っております。

あと、前回のリフォームのときもそうだった
んですけれども、実際今回年度がわりの時期に
合わせるということでは、さまざまな印刷、周
知等々を考えますと、必ずや御決定いただける
というような見込みのもとに若干の勇み足があ
つたということは事実でございます。申しわけ
ございません。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

沼澤恵一議長 遠藤敏信君。

14番(遠藤敏信議員) こういうふうな特典つきの商品券を出して地域経済を潤滑に回すというふうなことについては異を唱えるものではありません。だから、市の予算、財政のゆとりある限りそういうふうなことを利用して経済を回すというふうなことについては何の異論もないんですけれども、事前にこういうふうなことをやりますよというふうな話ぐらいはあったほうがいいのではないかと。見込みでもう回っていて、締め切りが間もなく、あと3日で締め切るわけですね、この加盟店というのは。だから、こういうふうに、何ていうか、行政と商工会議所の信頼関係の中ででき上がっているのもかもしれませんけれども、これはやはり決定してからというふうな、そういうふうな段取りを踏んでいただきたいと、そう思います。以後よろしくお願ひします。

沼澤恵一議長 ほかにありませんか。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 25ページの6款農林水産業費5目農地費のこれは新しい事業だと思っておりますけれども、環境保全型農業直接支払交付金973万9,000円とあるんですけれども、この内訳、何戸の農家が面積どのくらいを該当するのか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

沼澤恵一議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 まず初めに、この補正の内容でございますが、当初は負担金という形でまとめて県のほうに納めて、そこから国の助成金、10アール当たり8,000円の交付金なんです、そのうち国が4,000円、県が2,000円、市が2,000円というふうな負担割合になってございます。当初、負担金という形で10アール当たり2,000円の予算化をしてございましたが、これは逆に補助金という形になりまして、県のほう

からの2,000円も市で受けて、合わせて10アール当たり、県、市の分で4,000円交付するというふうな事業に変わった関係上、負担金を減額して、県の補助金を合わせて市から973万8,800円を交付するというふうな予算の組み替えでございます。

面積につきましては243.47ヘクタールということございまして、何件あるかという戸数については今掌握しかねてございますが、面積はこのような状態になってございます。大半はソバですね、転作ソバが主にこちらのほうに該当しているというふうなことでございます。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 実はこの事業恐らく、課長は今ソバがほとんど該当と言ったんですけれども、水稻の機械費ですよ。あれもある程度低農薬やっているんですけれども、それプラス冬の間の湛水というか、水ためてした場合は該当すると思うんですけれども、そういう水田に関してはどのくらいの面積が対応しているのか、その辺わかれば、私は恐らくソバ以外にも、つや姫とか、そういう関係の田にも該当していると思うんですけれども、冬に例えば田んぼに水を張ってした場合、その面積等わかればお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

沼澤恵一議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 つや姫については、特裁ということで全ての面積が該当するというふうになってございます。あと水稻の湛水ですか、いわゆる優良微生物、これらを保護するということでも該当するようになってございます。

つや姫については、新庄市の面積では認定農家204名で作付が約200ヘクタールほどあるんですが、この中で申請のあるものが該当するということになります。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 確認なんですけれども、つや姫の栽培は県の指針によって特別栽培米になっているんですけれども、それイコール環境保全型直接支払いに該当はならないと私は思うんですけれども、それプラス冬の間その水田に水を湛水、ためた場合なるんじゃないですか、それを組み合わせて。その辺どうですか、課長。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

沼澤恵一議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 県の栽培マニュアル、いわゆる特裁の栽培プラス冬期湛水ということで該当するようになります。

沼澤恵一議長 ほかにありませんか。

11番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

沼澤恵一議長 小嶋富弥君。

11番(小嶋富弥議員) 耐震関係のちょっとお聞きしたいと思います。

18ページの財産管理費の中に市庁舎耐震委託料1,500万円計上のほかに社会教育費関係の32ページでいろんな耐震業務委託なっています。陸上競技場も含めて体育館とか、特殊な建物と申しますか、そんな気もしますけれども、委託する場合、地元の業者というのは実際こういうのをする業者がおるんでしょうか。それとも、恐らく入札等やるんですけれども、この専門的な知識がないとできないような気がしますけれども、その辺はどういうふうな選定業者のほうを考えているんでしょうか、お願いします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

沼澤恵一議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 3月補正で予定しております耐震診断の施設については、学校施設、あと住宅、あと児童施設が終わりますので、その後市の所有の施設で残っている分について耐震診断を行うということです。

それで、業者についてですけれども、市内業者という形で学校耐震の部分で実績がございま

すので、業者数はある程度見込めるということで、入札にかけていきたいと思います。

11番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

沼澤恵一議長 小嶋富弥君。

11番(小嶋富弥議員) 地元新庄の業者で入札を図るといようなお考えでいいわけですね。わかりました。

沼澤恵一議長 ほかにありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 歳入の中で、地方交付税とか国庫支出金、2ページの10款や14ページにあるんだろうなと思っているんですが、先ほど国の補正予算を使ってということで、かなりな事業があったように思います。この政府の補正予算に盛り込まれたもので生み出される市の財源というのは全体でどのぐらいになると見込まれたんでしょうか。その中で、詳しくは、例えば市債発行が抑えられる額は幾らと予想されるかとか、一般財源が不用になる分なども産まれてくると思うんですが、そういったところはどうか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

沼澤恵一議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 このたび前倒しという形で上げております事業につきましては、国の予備費については前政権の経済対策ということになります。それから、国の補正1号については現政権の経済対策ということでございます。

先ほど予算の説明の中で施設について説明しておりますけれども、公共事業において補助金の裏分というか、単独分というか、一般財源部分について元気臨時交付金というのがございます。それについて国のほうでまとめまして、その8割程度を元気臨時交付金という形で交付するということとなりますけれども、その財政力指数によってまた変わりますので、これについての歳入につきましては25年度で補正させてい

たきます。

その金額については、こういう事情でございますので、なかなか拾えないという事情がございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 難しくてよく理解できないところがあるのですが、市債発行が抑えられる額の予想が、例えば帯広市などは4.1億円あったというふうに捉えていたし、また一般財源として不用になる分というのが9,000万円になるだろうというような、ほかの市での国の補正による自治体への影響というのが試算されているようです。それでは新庄市でも試算できるんだと思うんですが、してらっしゃらないんでしょうか。

それから、18ページの2目市庁舎耐震診断費というのがありましたが、これは先ほどから理解できないんですが、この新庄市の市役所庁舎の耐震診断もやるんでしょうか。市役所庁舎については耐震診断はされていたような気がするんですが、それはどうなんでしょうか。

それから、同じく18ページの4で市有施設整備基金積立金というのがありますが、これが現在幾らになる予定なのか、お願いします。

それから、19ページの老人福祉費で840万円がありますが、どのような施設なのか、お願いします。

20ページで、老人福祉費で冬期生活支援ということで委託料というのが出ていますが、どのような内容なんでしょうか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

沼澤恵一議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 このたびの国の1次補正に伴う効果ということでございますけれども、ざっくり試算はしております。臨時交付金につきましては全部で8,700万円ほどの補助金が来るのではないかなと考えております。

それから、市庁舎耐震診断業務委託料1,578万7,000円につきましては、これについては本庁舎並びに東庁舎、西庁舎の分でございます。

それから、市有施設整備基金積立金でございますけれども、これにつきましては平成22年に基金条例を採択していただきまして、22年度末に1億円を積み立ていただいております。それに加えてこのたび1億5,000万円を計上して合計で2億5,000万円というふうな現在高になります。

それから、市庁舎の耐震診断について、過去にしているのではないかとということでございすけれども、それについては簡易的なものでございまして、その耐震診断について耐震性があるかの判断については判断できないという形でございますので、正式にこのたび耐震診断をするものでございます。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 私のほうから2点についてお答えいたします。

19ページ、老人福祉事業費の中の施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金でございますが、これにつきましては前に御決定いただいております小規模多機能型居宅介護施設ということで、今回2施設、新庄市内に、本宮町ですけれども、それと中道町に新しく施設ができております。この施設の本体につきましては既に1,600万円、1個掛ける2ということで3,200万円の補助、決定いただいておりますが、これに係る準備経費の補助金ということで、新たに別途にそれぞれ420万円掛ける2ということで840万円、県の決定、国の決定いただいておりますので、新たに追加した補助金ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、在宅老人福祉事業費の冬期生活支援業務委託料の中身ということでございますが、これにつきましては新庄市高齢者世帯冬期

生活支援事業ということで、要支援者に対する冬期の家の前の雪払い、それから雪おろし、これを基本的に行う事業という中身の事業でございまして、今回豪雪に伴い補正が必要だということで計上させていただいたということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほど財政課長のほうからざっくりして8,700万円の臨時交付金かありましたけれども、これら国の補正によって新庄市で前に補助などが必要だったものにもかえてこれを使ってできるわけだし、前倒しできるし、あと市債充当率に対しては100%充当されるということで、かなり新庄市にとってみれば財政が使いやすいお金として出てくるのが予想されます。そういう意味では、ぜひ、前にほかの議員の方からも小中学校のエアコン設置などというふうな、そういう要望がありましたし、そういった形で子供たちなど市民に本当に必要だと言われている建設事業というか、事業にぜひ充てていただきたいと思いますが、そういったお考えは、見通しといたしますか、それはどうでしょうか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

沼澤恵一議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 このたびの国の1次補正に伴います臨時交付金が8,700万円ということでございますけれども、これについては平成25年度で補正、歳入を見込むということになります。

その財源を利用して小中学校のエアコンということでございますけれども、財政としては予算の組み方として、歳入と、あるいは歳出、予算要求を受けながらそこで判断するということになりますので、ここでこの補助金について何かに充当するということについては回答を控えさせていただきます。

沼澤恵一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第15号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第31議案第16号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

沼澤恵一議長 日程第31議案第16号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第16号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第32議案第17号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

沼澤恵一議長 日程第32議案第17号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第17号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第33議案第18号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

沼澤恵一議長 日程第33議案第18号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第18号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第34議案第19号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

沼澤恵一議長 日程第34議案第19号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第19号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第35議案第20号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

沼澤恵一議長 日程第35議案第20号平成24年度新

庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第20号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

散 会

沼澤恵一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

明日3月5日火曜日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時54分 散会

平成25年3月定例会会議録（第2号）

平成25年3月5日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 沼澤 恵一 副議長 小嶋 富弥

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	近岡晃一
市民課長	荒澤宏二	福祉事務所長	小野享
神室荘長	信夫友子	環境課長	坂本清一
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	田口富士雄	都市整備課長	星川俊也
上下水道課長	沼澤利明	会計管理者兼会計課長	小山田昭
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
生涯学習課長	小嶋達夫	生涯スポーツ課長	高木勉
監査委員局長	安食敬二	選挙管理委員会会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

森 隆 志

農業委員会
会長

星 川 豊

農事
業務局長

沼 沢 充 広

事務局出席者職氏名

局長 柳 橋 弘

総務主査 高 木 祐 子

主査 川 又 秀 昭

主 事 八 畝 貴 征

議事日程（第2号）

平成25年3月5日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番 奥 山 省 三 議員

2 番 佐 藤 義 一 議員

3 番 小 嶋 富 弥 議員

4 番 佐 藤 卓 也 議員

5 番 小 関 淳 議員

6 番 小 野 周 一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成25年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	奥 山 省 三	1. 第3セクターについて 2. 空き家条例について 3. インバウンド事業について	市 長 関 係 課 長
2	佐 藤 義 一	1. 空き家条例の効果を問う 2. 通学バスの運行について 3. 側溝管理について 4. インバウンドに対する提言	市 長 関 係 課 長
3	小 嶋 富 弥	1. 市政執行について 2. 新庄まつりについて 3. 新庄市民歌について	市 長 教 育 長
4	佐 藤 卓 也	1. 子育て支援の推進について 2. 新庄市エコロジーガーデン利用計画について 3. 交流人口拡大について	市 長
5	小 関 淳	1. 人口減少が加速している現在、地域（集落）をどう維持し、再生していこうとしているのか。 2. 災害時の地域情報をタイムリーに伝えるためのツールはあるのか。 3. 市民協働や透明性の確保という意味で、職員採用の面接官に民間人の登用を考えてはどうか。	市 長
6	小 野 周 一	1. 街づくりについて 2. 農業振興について	市 長

開 議

沼澤恵一議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

なお、代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

沼澤恵一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問通告者は11名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は6名であります。

奥山省三議員の質問

沼澤恵一議長 それでは最初に、奥山省三君。

（7番奥山省三議員登壇）（拍手）

7 番（奥山省三議員） おはようございます。

1番目の開成の会の奥山です。よろしくお願ひします。

自民党の安倍政権にかわりましてはや3カ月が過ぎようとしております。「アベノミクス」の経済効果により以前よりは少し景気はよくなっているように感じられますけれども、まだま

だのようでございます。これから春に向かってだんだん暖かくなりますけれども、そのように景気も上向いてほしいものでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず初めに、第三セクターについてお聞きします。

平成21年のときもこれをお聞きしましたけれども、そのときの答弁ではちょっと私、納得いかないというか、ちょっと不明瞭というか、そのときの答弁、全然、そのときは2回質問したんですけれども、その年、2回質問しましたけれども、何か納得がいけない返事でしたので、今回改めてもう一回お聞きしたいと思います。

県の調査によりますと、当市には7社の第三セクターがありますけれども、その経営内容についてお聞きしたいと思います。

平成21年のときですけれども、いずれも損失補償してないので公表は課題が多いという理由で明確な説明はなかったのですけれども、この第三セクターの中には市の指定管理者も、その21年のときはなかったんですけれども、第三セクターに含まれている会社があります。明確に答えをお願いしたいと思います。7社で4,625万円の市民の税金が投入されているわけです。それぞれの会社の概要とか経営状況について、できれば明確に答えをお願いしたいと思います。

次に、25年1月から空き家等の適正管理の促進に関する条例が施行されましたけれども、市民からこれに関しての問い合わせなどはなくなったのでしょうか。緊急の場合の応急措置を行った空き家などはあるのでしょうか。また、所有者と連絡はとれたというか、どのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

それから、次のインバウンド事業についてですけれども、今の日本の状態からすると余り期待はできないように思われますけれども、一昨年震災や放射能の影響もあると思います。こ

れからどのようにこのインバウンド事業について具体策を示していくのかお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは奥山市議の御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

初めに、第三セクターに関する御質問でございますが、本市が出資しております会社のほうにつきましては、議員おっしゃるとおり第三セクターは7社であります。古くは昭和35年の設立であり、最も新しいものは平成19年となっております。

現在、地方分権改革が推進される中にありまして、地方公共団体においては行政改革のみならず、財政規律の強化を図ることも求められております。第三セクターの経営状況が著しく悪化し、出資者である地方公共団体に悪影響が生じないように注意していく必要があります。第三セクターそれぞれの本市の出資金額、出資割合や利益、損益も異なっておりますが、共通しておりますのは全て以前申し上げたとおり損失補償を行ってないということでありまして。

いずれにいたしましても、本市の出資する第三セクターの経営状況につきましては、これからもその内容の把握を行うとともに、健全な企業活動が行われるように努めてまいりたいというふうに考えております。

その中で、御質問のございました出資割合のことでございますが、7社のうち新庄卸売流通センターにつきましては出資割合が49.9%、2,995万円、東北情報センター、出資割合が13.9%、金額が1,060万円、新庄TCM株式会社、出資割合が3.1%、50万円、新庄青果、4.0%、120万円、奥羽金沢温泉、10.3%、300

万円、最上物産協会、2.2%、50万円、バイオソリッドエナジー、12.5%、50万円、合計4,625万円というような状況であります。

次に、空き家条例についてであります。条例施行後の空き家に関する市民からの問い合わせは、2月22日現在で42件ほどございます。3年続きの豪雪ということもあって毎日のように空き家の屋根雪などに関する苦情や要望があり、その対応にかなり苦慮しているというのが現状であります。今後だんだんと日が緩んでいくことにより屋根からの落雪などが懸念されたり、一部損壊した空き家などが明らかになっていくことにより新たな苦情や要望が寄せられるものと思われまして。

その42件のうち所有者等が判明しましたのは38件、残る4件のうち2件は相続放棄されており、未登記家屋であったり空き家となって相当の年月が経過しているため、現段階で所有者のわからないものが2件ございます。また、所有者等が判明した38件のうち所有者が雪おろしなどの対応を行ったケースが22件、市が道路に落雪した雪を緊急的に排雪したケースが3件、残る対応を行わないというケース13件につきましては、危険性が低いので状況を見ることにしたり、当面の危険回避措置として県や市でバリケードを設置して注意喚起したケースもございまして、中には電話にも出ず、訪問しても出てこなかったり、費用がかかる、潰れても構わないなどの理由から対応を拒否するケースもございまして。また、緊急的な応急措置を行ったケースは2件あり、相続放棄がなされて所有者などがないケースが1件、所有者は判明しても遠方にいて意図的に連絡に応じないというケースが1件という状況であり、来年以降もまた同様の状況に陥ることが懸念される場所でございますので、さまざまなケースを整理し、今後の対応指針を協議してまいりたいと思います。

次に、インバウンド事業についてであります

が、平成22年度から交流人口拡大に向けインバウンド誘致の取り組みを行っております。交流人口拡大事業は、まちづくり総合計画の柱の一つでもあります。国内旅行客の日帰りよりは、宿泊国内旅行客よりは海外旅行客と経済効果が顕著にあらわれる事業でもあります。

このインバウンド事業では、外国人の受け入れに対する垣根を下げることを目的に、江戸家老の一人である齋藤仁宏さんに講師をお願いし、官公庁の施策でありますとか外国人のニーズなど初歩的な勉強会を2年にわたり6回行いました。その中で、誘客戦略として親日的な台湾を最優先に、次いで韓国、香港、上海、中国本国へと拡大していくべきとのアドバイスをいただきました。

受け入れの条件整備として、会話ができればいいのですが、そうでなくとも対応できるツールとして指さし対話カードやレストランのメニューを最上地域雇用創造推進協議会の事業の一環で作成しております。また、今までにはなかった当地を紹介する観光パンフレットや歓迎の横断幕、小旗なども用意してきました。

宮城県大崎地域、秋田県湯沢地域とともに26万人という東アジア最大の入場者数を誇る台北国際旅行博に参加し、誘客のためのPRを行っております。また、観光雑誌や新聞記者、観光エージェントなどの関係者を招聘し、新庄まつりや3地域を実際見ていただきました。その結果、台湾で著名な月刊観光雑誌「トラベラー」や台湾で一番の発行部数のある「自由時報」という新聞で初めて取り上げてもらえるようになってきました。今まで素通りしていた観光客がようやく歴史センターやゆめりあに立ち寄るようになってきましたが、さらなる取り組みとして、台湾を最優先としながら東南アジアからの誘客を目指して、政府観光局や県が主催します各種商談会への積極的な参加、また観光エージェントの招聘に取り組んでまいります。

今春には上海からの団体ツアーが新庄を含め当地域に来ることが決定しております。この日本での手配を本市にあります観光事業者が一手に引き受けるまでになっております。さらに、新庄観光協会主催の市民号が、第35回を記念し、初めての海外として台湾に決定いたしました。参加目標人数は100名を予定し、台北市に隣接しています新北市新莊区との交流も行う予定となっております。

交流人口拡大のためにはインバウンドの誘致は必須であり、経済効果も高く、市民号を契機に文化交流、観光交流を継続していきたいと考えております。

今は最上川舟下りや樹氷鑑賞のついでに立ち寄る地域としての位置づけですが、3年後ぐらいには行ってみたいと思わせる目的地になりたいと考えております。その一つとして、本市に縁のある漫画家の活用など、政府が進める日本文化を海外に紹介し、誘客を進める「クールジャパン」の施策とも相まって有効な手段であると考えます。このような本市特有の強みを生かしていければ、外国人旅行客ばかりでなく、おのずと国内旅行客も増加するものと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 再質問させていただきます。

まず東北情報センターですけれども、第三セクターの県の調査で21年度、私、ネットでしか見てませんので、21年度は520万円ぐらい収益ありましたけれども、22年度では1,935万6,000円の赤字、23年度で1,774万4,000円の赤字、さらに23年度ですけれども、1,057万3,000円の債務超過になっています。これについて説明をお願いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 株式会社東北情報センターについてのお尋ねでございました。

県のほうの財政状況ということで、第三セクターのほうの専用の財政状況というふうな欄には県のホームページのほうに記載してございますが、今言われたとおり23年度決算におきましては1,774万4,000円の損益マイナスということで、22年度につきましても△1,935万6,000円と。21年度につきましては黒字だったわけですが、22、23ということで、公表されておるとおり損益マイナスということで生じてございます。

23年度決算に集約されているわけなんですけれども、当会社におきましては景況をつかみながら主力商品の開発商品、開発した部分、IT部分の商品開発の受注というようなものの増加を狙ってきておるといような部分ではあるんですけれども、それがなかなかこの景況の中で思うようにいってないというところを一つ決算の中で説明しております。ただしながら、その中で節減というようにことも人件費あるいは固定的な事務費、全般にわたって節減を図っておるといようなことも決算として説明がございます。いずれそういうような相殺の中で努力は続けておるわけですが、結果として2カ年、これもマイナスになっておるといところでございます。

また、指定管理のほうの委託料につきましては、市のほうあるいは広域のほうでの決算にあらわれているとおりでございまして、非常に、この辺ではプラスになってはございますけれども、総合的な形としては御指摘のとおり損となっているというようにことで、私どものほうでは市として損失補填のほうはやっておらないわけですが、今後とも公共団体、うちのほうに大きな影響がないような形の注視はしていかなきゃいけないというところであろうと思

います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） この会社が指定管理者になっているのはわかりますけれども、指定管理者を選ぶ選定基準ですか、その中には多分あれですよ、選定基準の中に例えば透明性とか公平性とかいろいろありますけれども、選定するときに例えば財務状況も関係すると思うんですよ。だから、そういうのをして選定基準に合致して指定管理者として選ばれたのかどうか、その辺のところをお願いしたいと思います。

小嶋達夫生涯学習課長 議長、小嶋達夫。

沼澤恵一議長 生涯学習課長小嶋達夫君。

小嶋達夫生涯学習課長 指定管理者として社会教育施設、こちらのほうを2施設、指定管理として受託をしております。

くだんの会社ですが、債務超過に陥った以前には黒字ということでやっていたようですが、その中で指定管理の応募の内容に関する書類の提出がございます。会社更生法に基づく更生手続の開始、申し立てをしている企業等または民事再生法に基づく再生手続の開始申し立てをしていないことが条件にはなりますが、書類の中で貸借対照表、損益計算または収支計算書ということで、経理状況を明らかにする書類の提出を求めています。くだんの会社については、1年、平成23年10月28日に第2次審査ということで指定管理の審査を受けておりますが、このときには債務超過の額というものは計上されておりませんでした。そのときは債務超過自体がこちらのほうでは把握していないということですが、これ自体が指定管理者制度における指定管理者の適用要件を外すということではありません。また、現在債務超過というふうな状況にありながらも、指定管理制度の中で適切な管理運用していただきますので、現在のところは特に何ら課題というものは出ていない状況に

あります。以上でございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 平成23年8月の時点では問題はなかったということだというふうに解釈していますけれども、これから4年後だか5年後にまた選定の時期が来るわけですね。それまではそのまま続けていくということになると思いますが、このままでいくと、この情報センターは市長も取締役になってますよね。市長とか、それからほかの市町村の例えば最上町の町長とか、そうそうたるメンバーが取締役とか監査役、信用金庫の井上洋一郎さんですか、そういう方、あとは銀行さんも4行ほど出資とかいろいろやってつくった会社ですけれども、もちろん会社の総会に出て、市長は出てるはずですよ。決算書とか貸借対照表もちろん見るわけですけれども、特にこれについて、去年とことしについてどういうふうに感じているか、その辺をお聞きしたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

沼澤恵一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 おっしゃるとおり東北情報センターにつきましては新庄市1,000万円、13%の割合で出資しているわけです。その中において、取締役として新庄市長がなっているわけですが、市長不在の場合はかわりに私が取締役会等に出席をさせていただいております。

その中で、先ほど総合政策課長、かなり細かい回答をさせていただきましたが、基本的には残念ながら収益上は赤字になっているわけですが、企業としてもいろんな企業努力をなさっているようです。人件費の削減、具体的に申し上げますと賞与等をほとんど支給してないような状況あるいは取締役としての社長みずからの給料のカット等を行っているようです。そういう努力をしながらいろいろその債務超過を埋めようという努力をしているわけですが、その中で先ほ

ど奥山議員おっしゃったように町村、最上の町村としても全体で34.2%の出資をしているわけです。総額2,600万円ですが、しておりますが、当然ながらいろんな地方公共団体が発注できるような、指定管理者での委託料もあるわけですが、そのほかにも例えば得意とするデータの分析等が当然、そこってことじゃないわけですが、当然入札等を行いながら東北情報センターに発注するような努力をしながら、当然ながら地元である出資している団体が好転するような企業の支援等を行っているという状況であります。再度なりますが、決して赤字になったから、じゃその分を損失補償するということは行っておりませんが、やはりその経営状況は常に注視をしていくというような状況です。

ただ、余り個別の状況、企業の状況を公の場でこのような形で説明するというのは、せいぜい我々が知る範囲内での状況の御説明に控えさせていただきますかと思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 損失補償というんですか、前からずっとその言葉、平成21年のときも何回も使われていますけれども、損失補償はしてなくても取締役として法務局に名前載っていることに間違いはないわけです。法的責任あるわけです。だから、もし会社が倒産なんかしたら出資金がペアになってしまうわけですから、これはやはり損失と言わないで何と言うのか私わからないんですけれども、その辺をどういうふうに考えているのか。だから今回の説明も数字的には全然なし。それで市民からすれば、市民の目線から言わせたら、やはり何か課題があるというんじゃないかと、問題があるというか、市ではお金をただ資本金のとき出資金だけはつぎ込んで、あとは知らないふりというか、それでは余りにも無責任だと思うんです。だから、そういう点をもう少し直して、今後どういうふう

考えていくのか、もう一回答弁をお願いしたい
と思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 公共団体が第三セクターに出資する
というのは大変な状況、決断が要るわけで、
議会の同意を求めながら進めてきたという結果
であります。

当時、新庄地域に高等専門学校なるものの必要
性があるというようなことで、8市町村、新
庄コンピューター学校の誘致というような大き
な課題がございました。その卒業生の受け皿と
いうような形で事業を継続させていくという一
体感、それが求められ、広域全体で負担してい
こうというようなことになったわけです。どこ
かでそれを決断せねばならなかったという状況
にあります。当時はやはりコンピューターとい
うものは専門的な知識を必要とする状況の中
で行われてきたんですが、日進月歩、ふだんの一
般家庭においてもコンピューターが身近な問題
であるというような状況において、ここ20年
の間に大きな変化が生じているところであり
ます。そんな中で出資した最上広域全体といた
しましても、当然それがゼロにいち早くなっ
てほしいということではありませんので、何
らかの形で、先ほど副市長が申しあげまし
たように、当然契約でありますので入札と、
公平な入札というような状況の中で参画し
ただける分には大変歓迎しなければならない
というふうに思っているところであります。

また、社会教育課のほうにおいての聴取
においては、指定管理者として何らその債
務超過による負担ということは一切ないと、
逆に市民のほうから指定管理者にかわっ
て非常に使いやすいという好評を得てい
るということもつけ加えさせていただきます
と思います。

大きな社会の流れの中で公的に判断した。
これについては今後本当に非常に慎重にや
らなけ

ればならないことではありますが、地域の
活性化というようなことを背負ったときの
大きな判断であったと、当時はそういう
判断であったろうというふうなことを認
識しているところであります。今すぐ
ゼロ、取締役で債務負担が続けばやめ
なさいということになれば、そこに働
く人たち、また関係者が全部職を失
ってしまうという非常に厳しい判断も
迫られるところであります。債務超過
につきましては、企業側が銀行から借
り、そして黒字化し、また新たな商品
パッケージをつくり、売り、そして
また回収するという作業の中でや
られていると。特に企業の中で全
てが黒字でいったら大変ありがたい
ことですが、なかなかそうはいか
ない浮き沈みの中でその企業経営
を努力しているということ
を注視してまいりたいと考えて
おります。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今、市長の話
ですが、コンピューター学校の話
が出てきましたから、私ちょっと、
東北情報センター、新庄コンピュー
ター学校、関係は私もよくわか
らないんですけども、つながって
いると思いますけれども、この
コンピューター学校、何か定員
だと80人ぐらいのところを
現在1、2年生入れて合わせて
17名しかいないというふう
に聞いてますけれども、これ
ではやはり大変だと思うん
です。今回、コンピューター
学校については言うつもり
ありませんけれども、17名
しかいないって、これでは
やはり前に問題になった酒
田短期大学、それとちょっと
心配というか、思い出され
ますので、この辺を新庄市
としてはまずその生徒につ
いてももちろん側面から
応援しなきゃならないわけ
ですけども、どのように考
えているかお聞きしたい
と思います。

沼澤恵一議長 奥山議員、通告外
になっています、コンピュー
ター専門学校は。変えて
ください。

7 番（奥山省三議員） 債務超過
ということは

負債が資産を上回っているという、債務超過のことをいいますけれども、自己資本で賄い切れない赤字については借入金で補うと、今、市長の説明ありましたけれども、返済の見込みがない借金ができてしまうわけです、債務超過ということは。これは大変危険な状態ですけれども、これはいつ倒産してもおかしくない状況にあるわけですけれども、それについて、ただ我々にも、今言ったのただネットでというか、今言った県の調査、それしか数字は出せない。本当にどういう状況になっているのか説明できないって、これは私ちょっと納得いかないというか、市民から聞かれても私も返事できません。東北情報センターどうなってんのやと聞かれても私は説明できないような状況です。だから、それをどういうふうに説明したらいいのかお聞きしたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

沼澤恵一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 私、市長あるいは総合政策課長のほうからも東北情報センターの経営状況について、こういう公の場で公表できる範囲内では公表といたしますか、答弁をさせていただいているというふうに認識しております。ただ、個別具体的にこの場合はこうなるというのは、ここは企業が企業として努力をしているわけです。先ほど△分、いわゆる債務超過分は短期あるいは長期の運転資金を借りながら、当然借りれば返済ということになるわけですが、そういうことを行いながら経営の上向きになる、経営状況を上向きにするという努力はされているということでぜひ御理解をいただきたいと思います。だからといって市がまるっきり知らないよということではなくて、何回も繰り返しますが、その経営状況は常に注視をしているという状況でございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 21年のときの質問に戻りますけれども、市長は「公表の必要性は感じている」との答弁でした。また、「運営主体の理解が得られる範囲内で議会に報告」という答弁をしております。だから、その後の3年間というのは何もしてなかったふうに私は感じられますけれども、その辺を私はどういうふうに理解したらいいのか。これは充て職だから関係ないというふうな言い方にしか私は、私の見方としてはそういうふうに感じられますけれども、責任がないというか、責任の曖昧さというか、それなら初めから取締役にならないほうがいいと思います。名目だけの取締役でも責任を免れることができないと法律ではなってますので、この辺のところどのように思われますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 21年の御質問を含めて、知り得る範囲の中で経営状況についてお知らせすることができればという答弁をしたということでございますが、公的な資金ではありますが、一旦役所から出ていったお金は民法の取り扱いになってしまうというふうに認識しております。その中で、取締役会その他で報告を受けたことについて、しっかり頑張ってくださいというような立場にいるということであります。末期的な状況というふうに判断すれば、その整理についてもきちっと相談に乗らなければならないというふうに思っています。

現状としては、経営状況の中で、先ほど副市長が申しあげましたように、長期、短期の借り上げをしたり返済をしながらこぞと経営をしていると。また、現状としては、先ほど申しあげました指定管理者制度そのものに対する影響は全然ないというようなことで、行政に対する実質損害はないという状況であります。

こうしたことについては、先ほど申しあげましたが、公的資金を入れるというようなこと、

このことは過去に多くされてきたわけでありまして、すけれども、今後については、このことについては本当に慎重にやらなければならないというふうに考えているところであります。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 前にも市長は「公表マニュアルで経営状況の良否の判断基準がなく、現段階での公表は課題が多く、できない」というふうにも言っています。それはこんなに時間たってもその状況は今も変わらないということになるのでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 行政的な判断基準は持ち得ないということでありまして。会社の公表ということでありまして、個々の企業になると。お金は公的な資金ではありますが、一株主というふうなことになります。会社の中の取り扱いについてまでは公表できないというふうに、一般的な会社ではそういう取り扱いになっているというふうに御理解いただきたいと思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 第三セクター、第一セクターというのは行政で、第二セクターは民間で、2つ合わせて第三セクターとも言っておりますけれども、全国的にこの第三セクターについてはいろいろな問題が生じております。中には破綻しているところもあります。自治体が頭を抱えている場合が多いようでございます。不明瞭な責任体制や事業計画の甘さ、危機意識の乏しさ、問題の先送りなど、破綻していくケースが考えられます。今後この当市の第三セクターについても破綻などならないように目を光らせていく必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次ですけれども、空き家、先ほど答弁で緊急

対応2件ほどあったというふうにお聞きしましたけれども、その2件の中身というか、ちょっと詳しいのをもう少し知りたいんですけれども、教えていただきたいと思っております。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 応急処理をした内容についてお答え申し上げます。

対応した件数は2件です。昨年12月議会で条例を制定させていただきましたけれども、その中にも応急措置の対応については記述されているところがございますけれども、必要最小限度のというようなことで、1件につきましては屋根雪の一部の除去とおろした雪の排雪、それからもう1件につきましては、隣接する家がかなり接近しているというようなことで、おろすことによって影響が大きいというようなことで、雪の一部を切り離してそれを除去したというようなことの内容の2件でございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の話ですと1件は屋根の雪をおろして排雪をするということですね。それからもう一つは撤去というか、切り分けるというか、接近しているのという内容のように感じましたけれども、最初の説明では42件のうちで倒壊したという件数は1戸も含まれてないということですか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 倒壊した件数でございますけれども、先ほど市長のほうからお話あったかと思っておりますけれども、倒壊した件数については3件でございます。ただ、これについては直接隣への影響たるものというようなことについては察知しておりませんで、危険性のないものというようなことで対処しておりました。それらにつきましては、倒壊したものについては道路

に隣接するような建物については道路管理者のほうでの対処になりますので、そちらのほうについては倒壊したものについては応急措置で対処した事例ではございません。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 倒壊したのは3件ということで、応急措置で対応したということじゃないということですね。わかりました。これから3月になって雪解けなって、また倒壊する住宅もこれから出てくる、空き家も出てくると思いますが、そのときは対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、インバウンド事業についてですけれども、これは県でも行っているようなんですけれども、新庄市が独自でやるというよりも、県が他市町村とタイアップしてやるほうが効率がよいと思ひますけれども、その点についてはどういふふうにお考えかお聞ひしたいと思ひます。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 実際にインバウンドに取り組み始めたのは2年度目でありますけれども、実行委員会を組織しまして、さまざまなアピール、派遣等を行ってきたわけでありまして、もちろん最上郡内の町村とも一緒に、また広域連携ということで湯沢、それから大崎と歩調を合わせてやっておりますし、また最上の観光協議会等々また県の国際観光推進機構等々から助成も受けておりますということで、実際今回も最上町、また金山町等から職員にも協力していただきましたし、派遣も実際に行っておりますし、温泉地ということでは肘折とか瀬見温泉等からの協力も頂戴しておりますということで、当初から広域的に戦略的にやっておりますということでございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 当市は他の市町村というか、樹氷とか羽黒山とかいろいろほかの、米沢の上杉とか、そういうのにしたら当市は観光資源が少し少ないように感じられます。新庄まつりがメインだと思いますけれども、ただこの3日間だけで終わってしまうというのは、これは残念だというか、きのうも百年の祭りの大計もありましたけれども、やはり本当に3日間だけというのが中心になってしまう感じがあります。それをもう少し何ていうか、日にちを延ばすとか、もちろん歴史センターとか山車がありますけれども、ただやはり20台が全部そろっているのはその3日間しかないわけですから、その点をもう少し具体策をどのように打ち出していくのか、その辺の考えがないのかもう一度お伺ひしたいと思ひます。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 新庄市まつりに関しての現況でございますけれども、インバウンドと関係づけてでございますけれども、昨日、百年の大計の第3期計画を御説明申し上げましたけれども、その中でもインバウンドというのは取り込んだ形にして何とか拡大を図っていきたいということは今回答申を受けたわけでありまして、また、特に2年前から台湾に照準、対象、協調しまして取り組んできたわけでありまして、とりわけ台湾の方々はどういった祭り好きだということもございまして、そこら辺のアピールは十分にやっております。

具体的に、例えば当初から台湾のほうのテレビ局とかマスコミとかブログの方々とかを実際にお祭りにお招きして見てもらおうということで、それを現地のほうで紹介していただいたというふうな事例も実際にございますし、昨年12月でございましたか、この新庄最上出身の方で台湾で大きく事業を行っている方がございまして、その方と市長との懇談がございま

て、その際にその会社の従業員の旅行でぜひ新庄まつりツアーをお願いしたいというような提言を行っているところでございます。

以上でございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） それから、さつき市長の話もありましたけれども、受け入れ態勢がちよっと、例えばさつきも言葉の壁というか、それが市に案内板とかそういうのが全然、中国語とか韓国語はないわけですね。そういうのはこれからどのようにやっていくのか、受け入れ態勢についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 今おっしゃられました、確かに受け入れ態勢、これは同時に進めていかなければならないことだと思っております。さまざまパンフレット類も整備してきておりますけれども、実際に目に見える形で、サイン類の充実とか、あとは受ける立場にある人的な方々の養成とか、また大事だというのはこの地域、広域を取り込んだ形でのコースの造成、磨き上げでしょうかね、そこら辺を総合的に絡み合わせて取り組んでいくべき事項だなというふうには考えております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

沼澤恵一議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 受け入れ態勢ができていない状況ではやはり来ても、観光客に対しても失礼になりますので、その案内板とかそういういろんな言葉も含めてこれからまずいろいろ研修したり勉強したり対応して、インバウンド事業がうまくいくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開します。

佐藤義一議員の質問

沼澤恵一議長 次に、佐藤義一君。

（6番佐藤義一議員登壇）（拍手）

6 番（佐藤義一議員） 絆の会の佐藤義一であります。おはようございます。

ことしも3年連続の豪雪に見舞われましたが、市街地における道路維持、除雪には都市整備課を中心とした職員の皆様の活躍により例年になく整備されているように感じました。大変御苦労さまですと申し上げたいと思ひます。

その前に、実は先月、我が絆の会で参議院の予算委員会を傍聴する機会に恵まれました。ちょうど安倍総理、麻生副総理、甘利さんと会いまして、大変緊迫した参議院の予算委員会を傍聴してまいりました。なれば私ども新庄市議会もより緊張感を持って頑張りたく思ひますので、よろしくお願ひいたします。

さて、質問でございますが、さきに質問していただきました奥山議員の発言とかなりダブる部分がありまして、先を越された感じが否めませんが、一応私の質問としても御丁寧に御答弁をいただきたいと思ひます。

さて、空き家の適正管理促進に関する条例、通称空き家条例が本年1月1日より施行されましたが、そのことへの効果等をお尋ねしたいと思ひます。

昨年は空き家による隣家、道路等への不安、相談が13件ほどあったと聞いておりますが、ことしについてはどの程度あったのでしょうか。

先ほど市長からも答弁ありましたけれども、改めてお尋ねいたします。

また、適正化についての指示、勧告等の行政指導はあったのでしょうか。また、あったとすれば、その処理、結果についてもお尋ねいたします。

また、さきには情報の交換ができないために所有者の確認がとれていない空き家が多数あるとのことでしたが、条例が施行された今、所有者確認はどの程度把握されたのか、またもう少し踏み込んで所有者の今後の所有あるいは処理の意思確認は把握されたのかもあわせてお尋ねいたします。

次に、児童生徒の通学に関してお尋ねいたします。

スクールバス通学につきましては、まず基本的に学校の統廃合による遠距離児童生徒の小学生4キロ、中学生6キロが基準であるとお聞きしましたが、ことしの冬に限らず冬期の通学は夏期と違い危険が大変多いと思います。また、踏み切りを越えて、また交通量の多い道路に沿って通学せざるを得ない児童生徒を抱える集落が多数あります。

とある集落から新庄小学校の正門まで、私、自分の車でしたけれども、測定しましたところ3.5キロありました。わずか0.5キロによって、ある親御さんは「役所仕事ですね」と言われましたけれども、4キロ未満ですので対象にはならないという考え方もわかりますが、夏場の通学と冬場の通学は大きく違うと考えます。冬期間についてはその基準を見直すことも必要ではないかと考えます。夏場は緑の景色を眺めながらの通学も楽しいのですが、冬場の白一色の世界では、雪の吹きだまり、車のスリップ事故、通学路沿いの並木からの落雪等、雪道での通学は危険と隣り合わせです。その危険を避けるため、家人、特に祖父母の送迎がふえてきているようですが、スクールバスとまでは申し上

げませんが、冬期間のみでも、また朝の登校時のみだけでもと考えている保護者が多くいることをお知りおきいただき、冬期間のみでも通学バスの運行を考え、実現していただくことはできないものでしょうかとお尋ねいたします。

次に、住宅地における側溝管理についてお尋ねいたします。

以前にも雨水側溝の管理に関して質問させていただきましたが、あのときは「側溝管理は地域住民でしていただき、揚土あるいはごみ等は市に連絡をいただければ市で回収いたします」との回答をいただきましたが、現在も市内の住宅地には土側溝が結構見られます。

私の住まう集落でも、河川愛護デーの河川の清掃後に集落内の水路や堰を住民一同で整理いたしております。確かに近隣住民がその水路を利用し、田畑に使用していた時代は管理されていたと思いますが、その利用者が少なくなった、また生活様式が変化してきた今日において、顧みられない側溝、堰があることもまた事実であります。夏には異臭がし、虫が発生し、生活環境は悪くなっていきます。それは集落の管理責任であると言うことは簡単ではありますが、市民生活に不安を覚える現況に、U字溝を埋設する等の対策はとれないものかとお尋ねいたします。

また、先ほど申し上げましたように、ことしも雪にはみんな苦しみましたが、いつもは流れている流水のある側溝が冬になると水が来なくなる。上流でとめているのか、誰かが板を入れて自分たちのところにだけ流しているのだろうかなどの苦情話をことしも何件か聞きました。住宅地に限らず、新庄は雪を克服して生きていかなければなりません。昔のような水げんかで住民感情をとがらせてはならないと考えます。自分のところの側溝の流水はどこから来るのか、そしてどこへ流下していくのか理解していただき、共有の財産である水の運用、利用を正しく

といいますか、皆さんに利便性のある使い方を
していただきたいと考えますので、どのように
対策をとっておられるのかお尋ねします。

最後に、これも先ほどの奥山議員に質問され
てしまいましたけれども、インバウンド事業に
ついて提言をいたします。

昨年、私ども絆の会は、会派の政務視察にお
きましてインバウンド事業の先進地と言われて
いる秋田県仙北市を訪ねましたときに、報告書
に記載しましたように、英語はもちろん、ハン
グル、中国文字の説明、看板案内を何カ所か
目にしております。

台湾の観光誘致に努力をしていらっしゃる中
で、ことしも旅行関係者を新庄まつり等に招待
し宣伝を広げようとする中で、受け入れ態勢を
アピールするためにも、目玉とすべき施設、市
役所、歴史資料館あるいは戸沢藩主の御廟所、
雪の里情報館等々に中国文字による案内板の設
置を考えてはいただけませんか。ここ
何年間、市内のスーパーなどで中国語を耳にす
る機会がふえております。職や学業を求めてい
らっしゃるのでしょうが、彼女らも帰国したと
ときには新庄はこのようなところだと友人や家族
に話すでしょう。ローマ字の添え書きは見られ
ますが、中国文字を見ることはありません。旅
行関係者への受け入れ態勢の受けるイメージも
違うと思いますが、いかがでしょうか。お考え
いただきたいと思います。

以上で壇上よりの質問を終わらせていただき
ます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは佐藤市議の御質問にお答
えさせていただきたいと思います。

条例に基づいて市民から相談、苦情はどのよ
うにあったのかというようなことで、先ほど奥

山議員に答弁させていただきましたが、詳しく
というようなことでございますので、一部割愛
させていただくところもございますが、寄せら
れたのは42件の苦情であると。区長や議員を通
しての数もございますが、ほとんど空き家の隣
家や近隣の方で、御近所であっても連絡先がわ
からないというケースが多いようでありました。
市といたしましては早急に現地確認し、通報者
の話の聞きながら、危険性を確認するとともに、
空き家実態把握の調査情報や税務課の所有者情
報をもとに所有者の連絡先を聴取し対応してき
ております。

所有者が判明したのは38件、残る4件のうち
2件は相続放棄されており、未登記家屋であつ
たり、空き家となって相当の年月が経過してい
るため、現段階で所有者がわからないというも
のが2件ございます。

所有者が判明した38件のうち所有者が雪おろ
しなどの対応を行ったケースが22件、市が道路
に落雪した雪を緊急的に排雪したケースが3件、
残る対応を行わないというケース13件についま
しては、危険性が低いので状況を見送ることに
したということであります。

連絡がとれたケースにつきましては、所有者
の多くの方が雪おろしなどの対応を行うという
回答でございましたが、高齢者であったり、施
設に入っていて自分では対応できない、費用的
な面で対応が難しい、相続放棄されている、相
続人がいるが連絡がとれない、自分で言えない
ので市で言ってほしいなど、そのケースは多岐
にわたっております。その都度試行錯誤しなが
ら対応しているのが現状であります。今後は整
理を行いながら次年度の対応指針を協議してま
いりたいと思います。

空き家条例の成果といたしましては、こうし
た所有者の判明であるとか今後の対応、どのよ
うな形に進めていくかという課題が浮き彫りに
なったということでは大変効果的であったとい

うふうに思っています。

条例に基づく指導などの件についてですが、今回の豪雪において近隣の苦情などにより公道や近隣家屋への被害が切迫しており、口頭の指導などにおいても処理がなされないもの2件については条例に基づく指導文書を送付しております。全体的な指導、勧告の基準としては、空き家等判定会議により審査された個々の老朽危険度を参考にしたいと考えております。

昨年夏の調査などで判明した387件について、附属する小屋、車庫なども含め現地調査を実施しましたが、その調査において個々の空き家を国の空き家に係る老朽危険度調査基準で4つに区分し、その調査データをもとに宅建業界の会員とともに6回にわたる空き家等判定会議を開催し、4つの老朽危険度ランクの判断や今後の方向性について審査してまいりました。

今後は、屋根雪などで課題が大きい空き家と老朽危険度が高いと判断された空き家について整理を行いながら、条例に定める指導、勧告などの対応を協議していきたいと考えております。

3番目の質問にある所有者確認については、税務課の所有者情報をもとに調査を行い、1月中旬、空き家に係る意向調査書を発送したところであり、返信のない約120件については2月28日付で再度意向を確認しているところであり、意向調査の内容につきましては、現在の管理状況と今後の空き家の利活用等を中心にお聞きしていますが、所有者、相続人にかかる電話等の緊急連絡先を記載していただくとともに、屋根雪等の処理について業者を紹介しながら空き家の適正管理を促しております。

なお、送付しましても転居や死亡により送達されない場合は、本籍地の市町村へ戸籍、現住所の照会をし、必要に応じて判明した相続人の戸籍を照会の上、現住所地を確認するなどの作業を行っており、全容を把握するにはまだ時間を要する状況となっております。

また、中には相続人が判明しても相続放棄している旨の回答などもあり、危険性が大きく伴うと判断された場合には連絡先を承知するため家庭裁判所へ照会も行っております。

空き家等の適正管理の促進に関する条例は1月に施行したばかりですが、制定前に3回にわたり市報に空き家の適正管理に関する特集記事を掲載したことにより、自主的解体が34棟、再利用が図られたものが21棟ありました。この55棟分は今回の附属家なども含めた全調査対象469棟の12%ほどとなります。また、屋根雪への苦情に対し市が連絡先を調査し解決が図ることができたケースも多々ありましたので、空き家の適正管理に係る意識づけの促進には大きくつながり、今後とも浸透が図られていくものと思われまます。

通学バスの運行につきましては、教育長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

次に、土側溝の質問であります。住宅地内の土側溝の解消に向けての考え方ということですが、市道の側溝のほとんどがU字溝整備されていますが、昔からの水路で道路法や河川法などの管理に関する法律の適用を受けないもの、いわゆる法定外公共物の側溝の整備かと思われまます。地方分権の推進を図るため、今まで国の財産であった水路が平成17年3月末までに市町村に譲与されました。これにより財産管理、機能管理など、以前は県で行っていましたが、現在は市が行っております。しかし、全ての法定外公共物を維持管理していくことや改修することは予算や人員の面からも困難であり、譲与を受けた土地については市が所有者となり、管理は沿線の町内など、または利用者、関係者をお願いせざるを得ない現状であります。

夏には異臭や虫が発生し、生活環境が悪くなっていることも認識しており、このようなケースが最近特に多くなってきております。御提言であるU字溝の埋設等も方法の一つとして視野

に入れながら、害虫等の駆除や生活環境の改善、後方地域の皆様や衛生組合長などと相談しながら解決策を検討してまいりたいと考えております。

次に、冬期側溝の水についての御質問ですが、冬期側溝の不安定な流水の原因は自然取水されたものが複数経路により導かれ、気温、降雪量の自然条件や経路途中における落雪などから閉塞し、必要とされる地域に到達していない状況も考えられます。夏期の流水については農業水利権等の縛りもあり大きく変動しないものの、冬期においては少ない水のために御指摘のように上流域での利用にとどまる水利も多く存在いたします。今後、流雪溝整備の完了した地域においては最上川の水を送る導水施設整備により安定的に水利用ができるよう進めてまいります。

地域への流水の説明につきましては、問い合わせのあった箇所ごと可能な範囲で現地を確認し、説明をさせていただいています。今後においても同様に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、インバウンドに対する提言、先進地の仙北市等のお話をいただきましたが、インバウンドにつきましては非常に重要な誘客市場と捉え、昨年度より実行委員会を設置し、PRを開始いたしました。昨年の新庄まつりに合わせて台湾の旅行エージェント及び大手新聞社記者3名を招聘、当地域の視察をしていただきました。また、6月に台湾の次に誘客対象となる韓国と香港にて開催された旅行博と商談会及び中国ハルビンで開催された山形フェアへ参加し、さらに10月に開催された台北国際旅行博と現地旅行会社との商談会へ参加し、地域をPRしてまいりました。今後はPRを充足させるとともに、訪れた外国人に優しい地域となるよう受け入れ態勢の整備も行っていかなければならないと考えております。

既に市の観光パンフレットは韓国語版と中国語繁体字版を作成し、旅行博などで活用しております。また、最上地域雇用創造推進協議会が作成いたしました指さし対話カードや最上地域の観光パンフレット「あがらしゃれで最上」の英語、韓国語、中国語簡体字、中国語繁体字表記版の活用を進めております。そのほか御提言いただきましたように、日本語、英語、韓国語、中国語、中国語繁体字の5カ国語表記の案内看板の設置や施設内の表記についても多言語化していきたいと思っております。

看板等の設置場所については、その効果を考慮しながら、ゆめりあや新庄ふるさと歴史センター、松尾芭蕉関連の史跡などへの順次設置を考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長、武田一夫君。

武田一夫教育長 通学バスの運行について、私のほうからお答え申し上げます。

御質問の基準の見直しと冬期間の運行でございますが、教育委員会では平成17年3月に策定された新庄市長期教育プランに基づき、今後における安全通学のあり方について同年9月にPTA役員や学校長をメンバーとした安全通学プラン検討委員会を組織し、基本的な理念や方向性、施策の展開等を検討していただきました。その検討成果として、平成19年2月に新庄っ子の安全安心通学プランが答申され、現在ではスクールバス6台を運行するまで地域拡大に取り組んでまいったところであります。

プランでは、学校統廃合を要件とするスクールバスのほかに、距離的には小学校おおむね3キロメートル、中学校5キロメートルを目安として、通学条件が厳しく、将来的に通学用バス等の必要な地域が検討されました。検討地域としては小学校と中学校合わせて20地域ほどとなっておりますが、山屋や前波、福宮など解消

された地域もございます。平成27年4月には萩野地区に小中一貫教育校が開校し、スクールバスを3台運行する予定であります。その時期をめぐりにいわゆる通学用のバスを走らせる検討を進めているところであります。

また、冬期間の運行については、通学条件の厳しいところについてあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

沼澤恵一議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 丁寧な御答弁、市長、ありがとうございました。同じような話を二度させまして、申しわけございません。

あえて質問させていただきます。

けさの山新に、山形市の花小路という、昔、色街だった町の空き家の店舗から、屋根から雪が落ちてきて道路を塞いだと、写真も載っていましたけれども。その中で、山新の講評の中では、各市町村、その中に新庄市の記事も載ってましたけれども、各市町村で空き家条例を制定はしているけれども、市民に対する認知度がまだ低いのではないかという、記事の最後、文末にありましたけれども、それについては新庄市においては先ほど市長も3度ほど市民に周知してあるので浸透していると判断しているというお話ありましたけれども、それらについて周知度は満足、満足という言葉が適当かどうかわかりませんが、周知されているというふうに考えてよろしいでしょうか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 先ほど市長のほうからも答弁ありまして、市報等で、あるいは区長さんのほうに文書で条例の制定、その内容等について周知を図っているところでございますけれども、施行して今月で3カ月目になりますけれども、実際の雪等の危険性云々等で初めてその

内容を知った方もおられる状況にあります。その面では完全にというふうなことは言えないかと思っておりますけれども、ある程度周知されたのかなというふうに思っておりますし、今後も雪だけでない、さまざまな問題、これから雪解けた後も被害的な要素は多分にありますので、周知そのものは継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

沼澤恵一議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） どうもありがとうございます。

先ほど処理した件数が2件ほどありました。これは費用については、所有者の確認をもらって当然したと思うんですけども、費用については市で立てかえあるいは本人負担、一時的には市から話行くので、業者に回ってくると思っておりますけれども、費用についてはどうなさいましたでしょうか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 これまで対処した応急措置の件数については、先ほど奥山議員のほうの質問にもありまして、2件対処しております。2件のうち1件については相続放棄をしているというような現段階の情報をもとに緊急性が高いというようなことで対処した事例が一つでございます。あともう一つについては、所有者は判明しておりますが、電話等での対応の段階では本人とお話することができない状態での対処でございます。当然所有者が判明している限りは所有者のほうに請求いたしますし、また相続放棄したというふうなものにつきましても、その内容が真実といえますか、現状ではどうなっているのかをさらに調査した上で、ただ最終的に所有者が判明しないということであれば請求先が特定できませんので、最初から放棄というようなことはありませんけれども、最終的に

は市のほうで負担せざるを得ない事態もあろうかと思えます。

なお、これまで2件で費用的な面では7万8,500円ほどの経費がかかっております。なおこの作業については新庄建設クラブの皆さんの多大な御協力をいただいております。以上です。

6 番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

沼澤恵一議長 佐藤義一君。

6 番(佐藤義一議員) 釈迦に説法するような話をしますけれども、相続放棄という言葉がさつきずっと出てますけれども、相続放棄というのは相続登記をしてないから相続放棄ではなくて、相続権が発生して90日以内に相続放棄の手続をとらないと相続権は発生するわけですね。相続放棄という言葉が、ただ「俺要らねわ」「そんなもん要らねよ、そんな財産」と言って「私は相続登記をしてないだけですよ」ということと混同はしてらっしゃいませんよね。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 確かにさまざまな法的な解釈等もございますようです。確かにそういうふうなことで現状ではそういうふうな状況であると。ただし緊急に対処しなければならぬということに対処した事例でございまして、その後もその所有者については放置することなく所有者がいないのかということは調査を継続してますし、あと事例によっては裁判所等への照会を踏まえた上で調査を継続していきたいというふうに考えています。

6 番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

沼澤恵一議長 佐藤義一君。

6 番(佐藤義一議員) わかりました。釈迦に説法のような話で申しわけございません。

ただ、最後に、空き家条例に関して最後の質問をさせていただきますけれども、これからまだまだ3月、さっき市長もおっしゃいましたけれども、3月以降になって雪解けが本格的に始

まってきたときに、さらに被害が発生する場合が想定されるわけです。どうしようもなく、今みたいに7万8,500円の金を使わざるを得なかったような状況ありますよね。空き家の雪の撤去とかそういうことに関して、きのうの市長のお話では災害救助法の適用は、申請は見送ったという話だけれども、そういうものに関して災害救助法の適用はなされるのでしょうか。範囲かどうか教えてください。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 災害救助法の絡みでございすけれども、空き家についても適用はできます。ただし、要件的なものがございまして、災害救助法で対処すべき件数が空き家以外のやつで5件以上なければ災害救助法の申請は決定されませんので、そちらとあわせた上での判断をする必要がございますし、また対応についても必要最低限度というようなことでの要件、あるいは空き家だけじゃなくて、要は空き家に伴う近隣の方の被害が、危険性が明らかであることなどの要件があれば対象にはなるというふうな判断基準で示されております。

6 番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

沼澤恵一議長 佐藤義一君。

6 番(佐藤義一議員) 対象の範囲になるということですね。わかりました。ありがとうございました。

それから、空き家に関してはこれで終わりますけれども、先ほど条例をつくった成果はあったと市長から答弁をいただきまして、主張してきた者としては大変ありがたく承りました。これからますますそういうものが出てくると思います。こういう条例に基づいてやっていこうという姿勢が市民に伝わっていけば、市民も協力してくれるんじゃないかと思えます。

続きまして、通学についてお尋ねいたします。先ほども申し上げましたが、最近、遠距離通

学、また風雪により通学が困難な児童生徒のために家族による送迎がふえておりますが、家族が迎えに来られない子供たちもいるわけです。そういう子供たちは非常に不公平感を持ちます。また、私どもも同じ集団下校、登下校をしましたときに、「あの雪道を6年間お互い通ったよな」という会話があるわけです。そのような連帯感の欠落にもつながると思います。また、迎える家族が来られない子供もいるわけです、遠距離で。そういう子供は、極端な話ですけども、1人で遠距離を歩いて帰ることもある。例えば迎えにきてくれるお母さん、私の家の前は学校なもんですからよく話をするんですけども、かわいそうだけれども、こういう時代だから、よその子供を乗せていけないと、事故があったときに責任の所在ということもあるので。そういう話を聞いて、学校の先生方、現場のこれは先生の話です。遠くの集落から通っている子供が1人で、車来られないんで、1人で歩いていかなきゃならない、そっちのほうを非常に憂慮する、心配するという話です。確かに前、御相談差し上げたときに、27年の小中一貫校の開設に合わせて検討したいということですけども、小さな子供を持っている親は切実だと思うんです。ことしやってくれとは言わないけれども、来年度以降どうにか考えてもらえないかという話が各小学校の評議員会等でも出されておりますので、教育長、ぜひもう一度再考していただかせませんか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

沼澤恵一議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 通学環境が厳しい中での対応についてどうするのかというふうな御質問でございますけれども、現実には冬期間でございますが、例えば昭和地区、塩野地区におきましては通学距離的には要件にはならな

いわけですけれども、一部負担をいただきながら冬期の往路を委託で走らせているという状況がございます。現在の少子化の状況の中では、やはり1人で通学しなければならないとか送迎について家族で対応できない部分等があるかと思えます。そのようなところについては、今、議員もおっしゃいましたけれども、27年4月をめどに総合的に勘案していきたいというふうに考えております。

なお、昨年度と今年度、スクールバスを更新しております。この更新した旧スクールバスにつきましては、現在、耐震化事業をやっておりまして、その関係で中学校の授業等々の送迎に活用しております。26年度までそれが終わりますので、27年度以降についてはその部分についてその車両を活用して実施してまいりたいというふうに思っております。

なお、このスクールバスの運行につきましては、地区から保護者の方が出ていただきまして協議会をつくっております。今、議員がおっしゃったような要望等がもし強くなってくるとすれば、実施的なものも考えながら検討してまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

沼澤恵一議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） ぜひ27年と言わずに、要望が強ければということではなくて、行政が市民に対して手を差し伸べるという方向、してくれと言ったからするんだということではなくて、こうあったら便利じゃないですかという手を差し伸べるというスタンスも必要じゃないかと思えます。現に子供を送ってきて、親が車をとめた。交通ルールに詳しくない子供は後部座席で右側をあけてしまった。想定できますよね。後続車がぶつかってしまう、こういう事故もあるわけです、通学の中で。ですから、少子化で子供が少なくなっていく中で、親が送迎できる

という状況は、それがあからいいんだという考え方をしないで、そういう事故を少なくしなきゃいけない。

ただ、今、柿崎次長が27年度と言わず要望があれば前倒しで考えたいということで前向きな言葉いただきましたので、それは検討していただきたいと思います。

最後になりますが、インバウンド事業について提言という形でお話をしましたが、私ども、先ほど申し上げましたが、絆の会で秋田県を政務視察させていただいたときに、アメリカの旅行者に会いまして、非常にブロークンな英語でしたけれども、写真を1枚撮らせてくれないかという話をしましたら、すごいリラックスして撮らせてくれました。その写真は政務報告書の中に森議員と一緒に写っているアメリカ人の写真を添付させてもらってますので、もしあれでしたらごらんいただきたいと思います。

そのアメリカ人が言うには、見知らぬ日本人から声をかけられても全然リラックスしてる、緊張感がない。それはなぜかという話をしましたら、どこに行っても英語の案内板があると、我々の母国語である英語でちゃんと書いてある、トイレもあるし、ここは何ですよというように書いてあると。やはり我々は敬遠されていない、歓迎されているんだという実感を持つということです。海外旅行して一番困るのはやはり会話です。しかし、母国語での案内板や説明がなされてあれば、私たちは歓迎されていると思う、すごいリラックスできる。ですから、ターゲット、今、市長がおっしゃいましたように、台北から始まって北京までターゲットとする相手国の文字による案内板の設置をぜひお願いいたしまして、最後に、この3月で退職される職員の皆様には長い間御苦労さまでしたと申し上げて、質問を終わらせていただきます。

終わります。

沼澤恵一議長 ただいまから1時まで休憩します。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開します。

小嶋富弥議員の質問

沼澤恵一議長 次に、小嶋富弥君。

(11番小嶋富弥議員登壇)(拍手)

11番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。

議席番号11番、絆の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

「冬来りなば春遠からじ」、そんな思いで過ごした市民生活も心なしか春らしくなったきょう3月定例議会、一般質問初日、午後の睡魔に誘われることのないように頑張ってお伺いした質問をしてみたいと思います。よろしく御答弁のほどお願ひ申し上げます。

それでは発言通告に従ってお伺いいたします。

まず初めの発言事項の市政執行についてであります。多岐にわたっておりますので、①から順にお聞きいたします。

政府は、緊急経済対策を盛り込んだ総額13兆1,054億円、大型補正予算を政府の原案どおり1月26日、参議院本会議で成立いたしました。補正の内容は、申すまでもなく東日本大震災の復興、防火対策、復興加速に1兆5,865億、事前防災・減災などに2兆2,024億円、成長による富の創出に3兆1,373億円、内訳は民間投資の喚起による成長力強化に1兆7,862億円、中小企業小規模事業所、農林水産業対策費9,459億円、企業の海外展開支援に1,390億円、人材育成雇用対策に2,662億円、また暮らしの安心・地域活性化に3兆1,024億円、内訳は暮らしの安心に7,789億円、地域の元気臨時交付金

の創設に1兆3,980億円となっております。

市としては、これらの大型の補正をどのように予算編成を図られたのか、まずお尋ねするものであります。

次に、②の質問であります。

昨年の衆議院選挙で政権交代がなされました。そこで安倍政権になり、景気のでこ入れ、デフレ脱却、すなわち「アベノミクス」、財政出動、金融緩和、成長戦略の3本の矢として92兆6,000億円の一般会計予算を閣議で決めました。地方公共団体の自治体の運営もこれらの計画に沿うことになるわけですので、当初の予算案はこれらをどう判断し、健全な市政運営を図られるのかをお聞きするものでございます。

次に、③の政府の地方公務員の給与削減方針の決定について、市の考えをお伺いいたすものであります。

国家公務員人件費は、東日本大震災の復旧財源に充てるために給与を平均7.8%減額する特例措置や退職手当の引き下げ、前年比総額の4%削減を組み込みました。地方公務員も年度初めの4月からでなく7月に先送りの方向で財務省は調整を進めておるとしてありますが、まず市としては職員の給料削減についてどう図られるのかをお尋ねするものであります。

次に、④の行政力の強化についての質問でございます。

全国において平成13年1月26日時点で自治体の市町村は3,447でございました。その後、平成の合併がなされ、ことしの1月1日現在、市が789自治体、町が746自治体、村が184自治体の合計で1,719の自治体となりました。それらの地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うのであります。

それらにおける一つとして、情報の発言力も必要であります。全国で1,719の自治体は地域の活性化や町おこしに食べ物や漫画やアニメで

観光誘致に知恵を絞っております。すなわち地域間競争であると思います。

今、ブームになっておるゆるキャラを大々的に生かす考えを提案いたすものであります。ことしの市民の集いに富樫義博さんのデザインの「かむてん」が参加しておりましたが、各地の取り組みに対して売り込み、PRは不足しているのは否めません。

何といたっても今や熊本県のゆるキャラ「くまモン」、その関連商品が何と昨年の1月から6月までの売上高が118億円以上になったと熊本県は昨年12月15日に発表いたしました。この許諾は熊本県に権利があるので、県の許諾を受けた1,579業者を対象に調査し、回答のあった674業者の売り上げを合計した数字であります。商品の内訳は、食品が98億9,300万円と大半を占め、グッズが11億9,100万円となっているそうです。2011年度の通年の関連商品の売り上げは25億円、約半年で前年1年分の5倍を超えたわけでありまして。さらに、後半になればこれ以上の売り上げがあると予想されます。許諾を受けた業者を対象に売り上げの効果を聞いたアンケートでは、「大きな効果があった」が32%、「一定の効果があった」58%で、合わせると90%が効果があったとあります。県では1円のロイヤリティーもないそうです。

また、全国865体のゆるキャラが参加し、ネットで投票する「ゆるキャラグランプリ」に県内からは7つの団体が参加したが、総じて全国の厚い壁にはね返されて、山形市の「はながたべニちゃん」が108位と昨年暮れの12月30日の山形新聞で報じておりました。山形市のほか県内参加は寒河江市の「チェリン」、米沢市の「かねたん」、朝日町「桃色ウサヒ」、酒田市「まめうさ」、長井の「バーニック・ナガイ」、金山町の「米の娘ちゃん」です。米沢の「かねたん」以外イメージがわかりませんが、取り組む姿勢には感心いたします。

私は平成22年の3月定例会においてゆるキャラの作製創出を提案いたしました。議論の中で新庄市の情報を全国に発信するという、この「かむてん」を一層活用するか、また新たなキャラクターを創造していくのか、今後の議論の分かれるところであり、いずれにしても魅力の発信をしていかなければならない、このようなやりとりをいたしましたわけですが、今や町おこしのイメージキャラクター「かむてん」をもっとメジャーになるように取り組み、行政力の強化の一つに考えてはいかがでしょうか、それについての質問でございます。

次に、⑤についてであります。

申すまでもなく、市の職員は行政執行の原動力で、その一人一人が市の執行機関を構成する重要な人材であり、また市民の一員である自覚を持ち、市民の声を聞き、市民の立場を考え、創意工夫をしながら職務を遂行いたすわけです。そのため、職員は常に職務に強い問題意識を持ち、行政全般にわたる知識を蓄えるようにしなければなりません。さらに、みずから資質向上しなければなりません。市の職員意識向上力は市民にも伝わります。市民生活の安全安心の窓口である職員のスキルアップをどう展開いたすのかお聞きいたします。

次に、⑥の行政と議会は車の関係に捉えられますが、情報の共有化を図り、メール等を活用し、議員に積極的に配信し、信頼の構築を進めることについてであります。

情報の伝達進歩はどんどん進んでおります。私が申したいのは、市では非常に多くの情報があるわけですが、全ての情報をメールで提供申し上げるのではなく、例えばことしのような大雪の場合、1月18日は雪害対策連絡会議を設置しましたとか、1月29日は最上川から取水し河川に放水をしたなどと、そのようなことからメール発信してはいかがでしょうかとの提案でございます。もちろん希望する方にですけど

も、市民の負託を受けた議員としてこれらの情報を市民の方々にも伝達がタイムリーにできると思います。新しい情報の提供方法を考えてはいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

⑦につきましては、2月25日の全協でお聞きいたしましたので取り下げます。公共団体同士が6年間も裁判で争ってきた司法機関である裁判所の判断を真摯に受け、終息したいとすることですから、質問を取り下げたいと思います。

次に、新庄まつりについてであります。新庄まつり百年の大計の第3期計画の進捗状況とそれらの具現化について質問であります。

昨年の全協で第3期設定につきお聞きいたしました。昨年6月より本年2月末まで幾多の会議を経てまとめた策定委員並びに事務局の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。

祭りも時代とともに変化していくのですが、祭りのルーツをしっかりと認識し、飢饉によって亡くなられた方々の霊を弔い、しかも世直し、五穀豊穡と地域の発展を願って連綿とつないできた先人の思いも忘れてなりません。

第3期の計画は、1期、2期の課題を解決されず、継続の部分が多く見られ、これからが課題解決の正念場ではないでしょうか。そこで、第3期の基本目標、「人」、市民意識の高揚、運営組織の強化と担い手の確保、「財」、財源の確保と財政基盤の安定、「技」、技術と祭り文化の伝承を期間中にこれらの目標をどう具現化いたすかお尋ねするものであります。

発言事項3番目の新庄市民歌についてお伺いいたします。

申すまでもなく、この市民歌は、昭和24年、山形県で5番目、全国で229番目の市として誕生したときに制定された歴史のあるものであります。当時の人口は3万965人でありました。当時の記録を見ますと、記念式典に向け新興都市の象徴となる市民歌と市標を山形新聞社と市が共催して募集、市民歌には県外から31編を含

む271編の歌詞の応募があり、審査の結果、山梨県から応募、安藤壮一さんの作品が入選し、作曲はスポーツ県民歌を作曲した古関裕而氏に依頼し、5月1日、祝賀式典を行い、その折、今の新庄南高、当時の第二高校の生徒の合唱により市民歌が発表されたとあります。

作曲者の古関裕而さんは福島県の出身で、数多くの曲をつくり、「鐘の鳴る丘」「君の名は」、早稲田大学の「紺碧の空」、読売巨人軍「闘魂こめて」「東京オリンピックマーチ」と数多くの曲を残した方で、昭和44年に紫綬褒章、昭和54年、福島市名誉市民第1号となり、平成元年、80歳で亡くなられましたが、このような偉大な方の作曲した新庄市民歌は市民の誇りでもあるわけです。

この誇れる市民歌を当時の新興都市を飛躍せんと意気込みを後世に伝えていくことも大切であり、市民歌を愛することも市勢発展につながるのではないのでしょうか。多くの市民の方に理解と普及を喚起し、そこから郷土愛を育てる一つのツールとして市民歌の広がりを図ってはいかがでしょうか。また、ふるさと教育の一環として、私立、市内公立の小中学校で市民歌の指導を徹底してはいかがでしょうか。

昨年、明倫中学校の卒業式で全校生徒が市民歌を合唱しました。すばらしく感動いたしました。新庄中学でも披露したと聞きました。新庄市の教育は命の尊厳を捉え、心の教育をしっかり育ててきたわけですね。これらも心の教育の一つではないのでしょうか。

以上、これらについての御所見をお伺いいたします。

終わりに、この3月をもって退職なされる職員の方々にはお世話になりました。人生の大半を市民のために職務を遂行してまいりました議場の課長さん、真摯な議論をさせていただきました。時には熱い思いも展開しました。それは個人の否定、肯定でもなく、お互いによりよい

市政発展以外の何物でもないからであります。退職後も健康に留意し、長年の経験をもとに大所高所より新庄市のためお力をいただければありがたいと思います。

以上で壇上からの質問といたします。

御清聴感謝申し上げます、御答弁のほどよろしく
お願い申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

第1点目の御質問についてであります。先般の政権交代後、安倍政権におきまして1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づいたこのたびの国の第1号補正予算につきましては、事前防災・減災等関連経費2兆2,000億円や成長による富の創出関連経費2兆7,000億円、暮らしの安心・地域活性化関連経費3兆1,000億円を中心とし、総額で10兆2,000億円の増額補正予算となっております。

この補正予算に基づく補助制度や地方債につきましては当初予算に基づくものよりも有利となることから、本市におきましても国の補正予算に呼応した予算の補正を昨日の第9号補正予算において提案させていただきました。

内容といたしましては、重複しますが、Jアラート受信機と連携した緊急速報システムの構築や市庁舎を初めとする6施設の耐震診断、新庄中学校体育館改築事業、荒小屋泉田線道路整備事業、ロータリー除雪車購入など15件で、総額にして2億6,734万7,000円となります。

また、今回限りの特別措置として、国の補正予算に呼応して追加された公共投資の負担額に応じて配分され、地域経済の活性化と雇用創出を図るための地域の元気臨時交付金が交付されることとなりますが、今後国において各地方公

共団体の予算措置状況を確認した後に交付限度額が決定することとなるため、現金交付が4月以降となる模様であることから、本市におきましては平成25年度の補正予算において対応することとしております。

次に、安倍政権における本市の予算の方向性についてであります。本来次年度の当初予算を編成する際には、毎年12月中に国が示す地方財政対策において次年度の地方交付税や臨時財政対策債などの方向性が示され、これに基づいて歳入予算を見込み、歳出予算を組み立てることとなります。しかしながら、昨年12月の政権交代直後に緊急経済対策の方向に力が注がれたことにより、地方財政対策につきましては1月29日に大幅におくれての閣議決定となりました。この時期には既に編成作業も完了する予定となっていたことから、当初予算の編成当初から地方財政対策のおくれを見込み、県との連携のもとに地方財政対策の方向性を探るための情報収集に努め、最終的には地方財政対策の閣議決定後に調整を図った上で当初予算案を編成しております。

予算の執行におきましても、現政権において決定された平成25年度の方向性に配慮しつつ、財政健全化の推進の中、これまで以上に節減の意識を持つとともに、市民生活の向上に資することの基準に関し、その優先度や緊急度、また政策的意図の観点から実施判断を行い進めてまいることが適切であると考えております。

次に、政府の公務員の給与削減方針についての本市の考え方ではありますが、1月24日、公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定されました。この中で、東日本大震災を契機として防災・減災事業へ積極的に取り組む必要があること、また長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっているため、平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与の改定

及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されたものであります。

国家公務員の給与減額支給措置の主な内容ですが、平成24年4月から平成26年3月まで、一般職については俸給月額平均7.8%減額や管理職手当の比率を10%減額など、また特別職については国务大臣クラスで俸給月額20%減額などとなっております。

これまでの本市の行財政改革の取り組みですが、組織のスリム化と効率化を進め、新庄市定員管理計画に示した平成26年4月における職員数300名以下という目標を昨年4月の職員数298名と2年前倒しで達成し、この10年間で104名、約26%減少しております。また、給与につきましても、一般職については現在管理職手当を一律20%削減しており、また期末勤勉手当の支給月数も国家公務員3.95月に対し本市は3.75月と少ない状況であります。これら削減措置は4月以降も継続してまいりますし、また私、副市長、教育長の給与減額措置も本定例会へ条例改正案を上程しましたように4月以降も継続してまいる意向であります。

なお、参考までに申し上げますと、本市の一般職の給料を国家公務員の給与削減措置前の給料と比較した場合、ラスパイレス指数は98.3と国家公務員より低い数字にあります。また、ラスパイレス指数は給料月額を比較する指標であり、本市が実施している手当の削減措置は反映されておらず、これを加味するとさらに低い水準にあるものと考えられます。

今後の給与の削減につきましては、これまでの本市の行財政改革などの取り組み状況を踏まえ、また県や他市町村の動向を勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、地域情報の発信であります。議員がおっしゃるとおり、地域情報の発信は十分大切

であるというふうに認識しております。いわゆる全国的にも今ゆるキャラブームが確かに起きておりまして、情報発信にとどまらず経済的な効果も相当大きなものとなってきております。質問の中に熊本県の「くまモン」、118億円の効果があったということがありました。これは大変な戦略性をもって進められているというふうに認識しております。その登録業者からは無料で「くまモン」の情報発信をしていただき、また要請のあったところには熊本県がみずから出て行って宣伝をするといったようなことで、大変な効果があると。経済界からも一つの手法として評価されているというふうに私も認識しております。

当市におきましては、平成6年に新庄出身の漫画家富樫義博氏に依頼をしてイメージキャラクター「かむてん」を制作していただきました。以来、グッズ、菓子、商店街フラッグ、御当地ナンバー、各種イベントへの「かむてん」着ぐるみの出演など新庄市のいたるところにおいてPR素材として活用してきております。しかし、全国的な認知度等を考えますと弱い感じがするのも否めないと思っております。

今後は有効な活用策をさらに探っていきたいと考えておりますが、今年度、当市で行っております新庄市職員自主研修研究活動助成事業において、若手職員グループが富樫義博作品によるまちづくり検討委員会を組織し、先進地視察や活用検討会を行っているところであります。そのあたりを起点といたしまして、富樫義博氏に協力を依頼することを視野に入れながら、幅広い層を結集して構想を練っていき、平成25年度以降、「かむてん」の商標登録も含めた形で地域おこしに積極的に活用していきたいと考えております。

次に、職員のスキルアップについてであります。先ほどの情報発信など行政力の強化に関する質問にも関連してくるものと考えておりま

すが、本市はまちづくり総合計画におきまして計画に掲げる将来像の実現に向け、職員が市民の皆さんや各団体、事業者などと協働で事業を進めていくという考えを打ち出しております。

議員御指摘のゆるキャラ等の活用を通じた地域情報の発信は、まさに行政だけの力でなし得るものでなく、市民の皆さんや各事業者の方々と連携し、より効果的な手法を探っていく必要があると考えています。

このため、職員にはこれまで以上に企画力やマネジメント力などが求められるものと考えております。現在、職員には専門機関で実施される政策形成能力の向上を目的とした研修や協働のまちづくりを学ぶ研修などを受講させておりますが、さらに今年度より職員の新たな発想力を引き出す目的で私と中堅職員との政策懇談会形式の研修を開始したところであります。また、民間のノウハウを吸収し、それを組織に活用することを目的に、昨年度から株式会社電通への派遣研修を実施しており、この派遣研修は4月以降も継続してまいります。今後も職員のスキルアップのため、研修のさらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、行政情報の提供であります。議会においての各常任委員会、協議会や全員協議会などでその都度連携を図りながら行ってきたところであります。今後もこれまで同様、車の両輪の例えのとおり、それぞれお互い尊重し合いながら市勢発展のために情報の共有化を図りたいと考えております。

メールなどを活用した配信ということではありますが、メールについては同じ情報をその時々において共有できる有効な手段だと思えます。また、豪雪、地震、台風による災害など市民に直接被害が及ぶおそれがある場合などは迅速な情報提供が必要不可欠であり、このような緊急時についてもメールやその他媒体を活用することが考えられます。今後も互いに連携を密にし、

信頼の構築に努めていきたいと思っています。御提案のありました内容等の情報発信については、今後十二分に検討させていただきたいと思っています。

次に、新庄まつりについてであります。きのうの全員協議会において申し上げましたが、先人のつくり上げた新庄まつり、今後百年の大計第3期計画の概要について御説明させていただいたところであります。

経過といたしましては、昨年6月から委員会5回並びに幹事会10回にわたり審議を重ね、2期計画の課題でもありました祭り週末開催、25日の夜型化、新たな観覧場所の設置、後継者育成・伝承などの4項目を慎重に協議、検討を行ってきたところであります。2月8日から2月22日までパブリックコメントを実施し、関係団体、市民の方々の意見、要望等をいただいたところであります。その結果、5件15項目にわたる意見が寄せられ、それらの意見を参考に、先月28日に最終の委員会を開催し、市民の誇りである新庄まつりを格式ある伝統行事として次代へ引き継いでいくための総合的な祭り振興策として3期計画の答申を受けました。

この3期計画につきましては、実施のための3本柱として、御承知のとおり、第1に市民意識の高揚、運営組織の強化と担い手の確保、第2に財源の確保と財政基盤の安定、第3に技術と祭り文化の伝承の基本目標を掲げ、運営と組織、行事日程、伝統行事、基盤整備、将来像に新たな施策として広報戦略を取り入れ、6つの重点施策に取り組んでいくことといたしました。

今後、この計画に基づき第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画にあります地域資源を磨き、魅力ある観光産業を確立するため、また新庄まつり誘客拡大100万人を目指すためにも第3期計画を市民各位に広く周知するとともに、新庄まつり委員会、神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄囃子連盟等の関係団

体と連携を密にして計画の実現を図ってまいりたいと考えております。第3期計画は、第2期の検討から一歩、考え方を進めたと、今後は具体的なことについてはこの10年間でさらに進めていくことが大切であると考えております。

新庄市民歌につきましては、教育長より答弁させますので、これで壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長、武田一夫君。

武田一夫教育長 市民歌について、一般の新庄市民における理解と定着度についての御質問ですが、市では市民の皆さんへ市民歌の浸透を図るため、これまでも新年の市民の集いや秋の市民音楽祭など市主催の各種行事において可能な限り市民歌の斉唱をプログラムに入れて努めてきております。平成22年度からは成人式の際にも市民歌を歌い始めています。ただ、まだ歌える新成人はいませんが、あと何年かすれば歌える新成人があらわれるはずで、楽しみにしております。

また、御案内のように、平成22年4月30日には新庄ロータリークラブが創立50周年を迎えたことを記念し、市民歌の歌碑を市役所駐車場の花壇に寄贈していただき、毎月の例会において市民歌の斉唱を行っておりますし、商工会議所女性会の新年会でも歌われるなど、関係機関や団体の協力もいただきながら、まだ十分とは言えない状況ではありますが、少しずつ理解が広がりつつあるのではないかと考えております。

さらに市民歌の周知を図るため、市民歌歌碑の寄贈がありました平成22年度には市内各小中学校に対して市民歌を吹き込んだCDを活用するなどして授業や学校行事などで市民歌を歌うことを奨励し、小中学生のときから市民歌に親しみ歌えるよう指導を改めて依頼しているところです。

このような依頼を受けて、例えば沼田小学校

では毎月の歌の一つに市民歌を取り上げ、クラスごとに練習を行っておりますし、市内の全ての中学校も参加する市民音楽祭では市民歌を歌うプログラムがありますので、音楽の授業などを活用し市民歌を練習するなどの取り組みを行っています。

ただ、新指導要領の実施により授業時数が窮屈になっていることなどもあり、その取り組みに温度差が出てきていることも事実のようです。新年度には市校長会などの場を通じて改めて市民歌を歌えるよう指導してほしい旨を各校に依頼したいと考えております。

また、市民歌の理解を図る取り組みと並行して、各校のふるさと学習の充実を通して、自分たちが生まれ育っている新庄市に誇りを持ち、市内外で活躍できる力と意欲を持った子供の育成に努めてまいります。以上でございます。

1 1 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

沼澤恵一議長 小嶋富弥君。

1 1 番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

最初の市政執行の①と②に関しまして、25年度の予算のポイントといたしまして、24年度の補正予算と一体となった15カ月予算というものを財政支出しているわけです。その中で、日本再生に向けてというようなことが政府の方針ですけれども、一番大きいのは復興、防災なんですね。あと、さっき申し上げました成長による富の創出、暮らしの安全安心、この辺の予算なるわけですが、当然こういう見越して、新たなまた補正予算を組むと言いますけれども、やはりこの辺のインフラ整備、今回の補正を見ますと耐震とか道路とか大変力入れてるんですけども、もっとこれからそういうものは国がやれというふうな方針だと思うんです。この辺の取り組み、いかが、どのように、もっと新庄市のまちをよくするために、この辺を含めて、今後補正予算を組むと言いますけれども、その

辺はどのような重点的にお考えか、ひとつお願いしたいと思います。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

沼澤恵一議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 国の1次補正予算に対応した予算については、このたびの3月補正で上程させていただいております。ただいま申されましたように、平成25年度の予算と3月補正、国の1次補正でございますけれども、15カ月予算ということで、一体として考えて予算を執行することになります。

新庄市におきましても、25年度に予定しておりました事業につきまして2億6,000万円ほど前倒しで、これについては15カ月のスパンで考えた予算の措置ということになります。ただ、25年度、国においてどういうふうな新たな政策が出てくるかということ、その政策によって予算、補正予算というのが出てくるかと思えます。今のところ新たな事業というのが見えてこないということで、それについてはちょっと答えられないということで御理解いただきたいと思えます。

1 1 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

沼澤恵一議長 小嶋富弥君。

1 1 番（小嶋富弥議員） そのとおりだと思いますけれども、やはり情報アンテナを張って、適した予算をとってまちづくりのためにひとつ御尽力いただきたいと思います。

きょうの山形新聞ですが、一面に、佐藤義一議員からもありましたけれども、給与カット前提の交付税減税は、知事、政令市長、押しつけ反対となっています。その中で、国が期限としました7月まで減額に踏み切る自治体が多いというようなことになっています。やはり交付税もこれに来るわけですので、新庄市も踏み切る覚悟が大事ではないでしょうか。

それともう一つ、ラスパイレスのこと、市長、いただきました。新庄市は実質的には100を割

っていると、算出方法にもいろいろあると思うんですけれども。2月9日の山形新聞のラスパイレス、県、市町村の出てました。この中で見ますと、県内平均105.3%に上昇、その中で新庄市は12年度指数が106.3、前年比8.7と書かれていますけれども、市長が申された数字と開きがあるんですけれども、一般の我々市民はこれを見るとこういう評価かなと思うんですけれども、市長が申した数字とこの差のギャップというのは、どうしてこう差が出るのでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

沼澤恵一議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 新聞報道でございました新庄市のラスパイレス指数106.3、これにつきましては、市長が先ほど申し上げた98.3、ここの7.8%、削減した場合と削減しない状況との比較でございまして、98.3といたしますのは国公に準じた7.8%削減をしなかった場合のラスパイレス指数ということで、失礼しました、逆でございまして、7.8%削減しなかった場合の指数が106.3、もしこの7.8%を国がしなかった場合には国との比較において新庄市は98.3ということで低いということでございます。

また、先ほど給与削減について7月まで何とか決断しなくてはいけないのではないかとというふうなお話でございましたが、全国市長会等の主張でもございましており、地方自治に対する国の市長会なんかはその不当な関与であるというふうな言い方もしてございますし、みずから定めるものが給与であろうというふうな主張でございまして。一方で、交付税なんか削られながらみずからの給料削減を強制されているという状況の中では、地方公共団体として地方の自治権としていかなるものかというのが市長会と地方6団体の主張のようでございます。そうした流れもございまして。

また、新庄市がこれまで取り組んできた行財政改革、定員管理計画に基づく内部管理経費の

削減といった取り組みも今までやってきておったわけでございますので、来年の7月まで何とか結論を出しなさいということですので、それまでについて山形県の動向、他市町村の動向などを踏まえながら判断してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

11番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

沼澤恵一議長 小嶋富弥君。

11番（小嶋富弥議員） 減らしてばかりいいもんじゃないと思いますけれども、やはり東日本災害のために事業をしてというようなことも考えていかなければ多くの市民の理解も得られないのではないかなと思います。

ゆるキャラ、新庄市では「かむてん」というのは私は大変有効なものじゃないかなと思っています。先日、駅に行きました。駅に行ったら駅前の商店街の方々が「かむてん」のゆるキャラを知ってました。観光客、恐らく首都圏の方だと思っておりますけれども、やはりあそこで写真撮ってました。山車だとどうしても高いんですね。山車の前に座って撮るよりも、「かむてん」がちょうど等身大で、ちょっと大きいことで、あそこでスキンシップのような、しながらやってまして、やはり何ていうか、認知度はないが、やはり親しみやすいものだなと思っております。

ゆるキャラ、非常に経済波及は大きいわけですし、きょうのまた新聞の話で大変恐縮ですけども、朝日新聞の記事が載ってたんですけども、J1、いよいよ始まりましたけれども、各J1も競ってゆるキャラを導入して、お客さん、観客を集めているというようなことなんです。そういったことで情報の発信の手段として、ぜひ私は「かむてん」をいろんな機会のところに取り上げていただきたいと思うんです。

ゆるキャラグランプリというのは御存じでしょう、商工課長。これインターネットで投票するやつなんです。そうすると、山形新聞を見

ますと、山形、やってただけでも、鍵は地元の応援と戦略しないと、ゆるキャラ、ちゃんとならないというんですね。これ優勝、「くまモン」じゃないですけども、すばらしい経済波及が数十億から数百億円というようなことなんです。そのため投票するにもいろいろ戦略、戦術をやらないと、ただ出しただけではだめだというんですね。金山さんが一生懸命、金山さん頑張っ、金山さんに負けてらんねという言葉がいいか悪いかわからないけれども、そういうやはり情報発信してスキルアップをひとつ職員にしてもらいたいと思います。

スキルアップといいますと、佐藤運送さんのあれですか、ラッピングですか、あれの発想は職員から出たというようなことを聞いてますけれども、それは市長と何か若手の懇談会やった席にそういうものが出たんでしょうか。そういったことを中心に市長は若手といろいろ政策するというようなことなんです、これは定期的に行うことなんでしょうか、その辺、どういふふうなことで政策に反映するというような会は定期的か、その辺どのような会か、ちょっと教えていただければありがたいなと思います。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 ラッピングトラックの件が出ましたけれども、常々観光交流事業につきましては攻めの姿勢でございますので、日ごろの市長も含めた形でいろんなアイデアを出しつついろんな話を飛び交わす、それはいろんな民間の方々も同じであります、そういった中から必然的に生まれてきたというふうに御理解をいただきたいと思います。

また、ゆるキャラに関しましては、直近の数字で「くまモン」は293億円まで来ているという話も来ております。「かむてん」に関しては正体がなかなかわからないというのが逆に「かむてん」の魅力ではないかなというふうに

もと思いますが、ただ実際にこれが平成6年からですから20年ぐらいなかなか活用が薄かったというのも事実であります。これが本格的に活用が始まってきたのが23年度あたりからでしょうか。一番の売りは富樫義博先生がつくったということでもありますので、とにかく活用の際には必ずそれを明記していただくというようなことをぜひ呼びかけていきたいと思っておりますし、またちょうど昨日でしたけれども、中央のテレビ局から著名人のデザインしたゆるキャラを集めて番組をつくりたいというふうなオファーも来ておりますので、これはすぐ乗りましたし、また先ほどの議員のお話にもありましたように、日本一のゆるキャラを決めるのは日本百貨店協会でも実は始まっております。再来週ですか、3月20日からネット投票が始まると。8月の頭には日本一が決まるというようなことがありますので、これも早速エントリーをいたしました。とにかく新庄の「かむてん」から全国区へぜひ出陣したいというふうに思っております。

以上でございます。

1 1 番 (小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

沼澤恵一議長 小嶋富弥君。

1 1 番 (小嶋富弥議員) 私だってインターネットでゆるキャラを調べるといろいろな情報とれますね。そういう時代ですね。職員もそういうものを非常にアンテナ張ってスキルアップ、そこなんです、私、スキルアップを図っていただきたいというのは。そんなにかしこまらなくても日常の中でそういうものを養っていくようなことをしていけば頑張れるんじゃないかなと。ただし、全部市の職員がやれといってもやはり無理ですから、その部分を企画立案して軌道に乗った場合は、次の民間の方々に伝えるようなこともしていかないとなかなか成功しないと思っておりますので、その辺のスキルアップもぜひお願いしたいなと思います。総務課長、よろしくお願ひします。

あと、新庄まつりの第3期の具現化なんですけれども、具現化しないとだめですよ。1期、2期、3期、大体同じ提案とかやっていますけれども、例えば土日するとか夜型するとかというようなこともいつかはやらないとだめだと私も思います。

それで、私はまずとりあえず3年後を思うと新庄まつり260年なんです。ぜひ260年を目指して財政出動をやって、まず25日の本祭りを夜型まつりに私はしたらいかかなと思います。そのために、100万人来れば1万人の定住人口として同じぐらいの経済波及があるというわけですので、ここで例を言っただけでは悪いですが、1町内山車に100万、囃子に20万ぐらいの財政出動やっていたら、100万人を呼び込めば、ゆるキャラと同じようにすばらしい経済波及があると私は思いますので、ぜひこの3期の間、どっかやはり1つやっていたらいいかなと思います。そうすれば策定委員の方々の御苦勞も私は報いられるような気がしますので、ぜひ具現化をひとつお願いしまして、時間となりましたので終わります。ありがとうございました。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩します。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開します。

佐藤卓也議員の質問

沼澤恵一議長 次に、佐藤卓也君。

(4番佐藤卓也議員登壇)(拍手)

4番(佐藤卓也議員) 4番目に一般質問をいたします市民・公明クラブの佐藤卓也です。

市民の皆様と同じ視点から通告に従い順次質問させていただきます。よろしくお願ひします。

先月9日、10日に第42回新庄雪まつりがことしにもぎやかに開催されました。ことしの雪まつりのテーマは「雪にふれあい、雪をたのしみ、雪であそぼう！～もがみのこころを育み、発信しよう！みんなで作る雪まつり～」をスローガンに開催され、子供たちからお年寄りまで十分に楽しめた冬のイベントではなかったでしょうか。3年連続の豪雪で毎日雪かきに苦しんでいる大人ですが、子供たちは笑顔を見せながら大いに雪を楽しんでいました。

ことしの雪まつりのテーマは、自衛隊の皆様が作り上げた巨大なメーン雪像と滑り台、各企業や市役所の有志を初めといたしました皆様が制作した一般参加雪像、雪と戯れ遊んだ雪上大運動会、ことしは地元の枠を越え、県内外のおいしい食文化を発信した食楽市場、御当地ヒーロー「アジシャイン」と舟形町の「スマイルマン」との夢の共演、夜にはキャンドルナイトや巨大ちょうちんの打ち上げ、雪上花火などたくさんのイベントが勢ぞろいし、地域の皆様と一緒に作る雪まつりだったと感じております。

冬のイベントとして定着してきた雪まつりを祭りとして雪のふるさと新庄をもっと県内外、全国へ観光の目玉の一つとして発信し、新庄最上にたくさんの方が訪れていただきたいと思います。

それでは1番目の質問をさせていただきます。

新庄市まちづくり総合計画の基本計画の一つとして「みんな健康で笑顔あふれるまち」を掲げており、その政策として子育て環境を充実し、子供の健やかな成長を支援するとしております。着実な施策の実施が求められる中、少子高齢化が進行し、組織的に大きくなる福祉事務所の機能の体制の強化や多様化する福祉事業のニーズに対応するために、平成25年4月より成人福祉分野と子育て支援分野の2つに分けスタートさ

せようとしております。

特に子育てに関しては、新庄市もさまざまな施策を実施しているものの、保健、医療、保育、教育など担当する分野ごとに複数分かれ支援を行っており、利用する市民の皆様にとってはわかりにくかったものを窓口を一本化することにより利便性が上がるものと思います。次代を担う子供たちを安心して産み育てることができる環境整備をするための推進体制や、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない子育ての支援に向け、各課や教育委員会、各関係団体との連携の推進がこれからは非常に大切だと感じますが、市としてはどのように考え、推進体制を整えていかれるのかをお伺いいたします。

また、子供の支援ニーズが多様化、複雑化していく中で、子供一人一人に応じた支援が十分であったのか、また切れ目がなく一貫した支援が行われていたかなどと縦割りによる連携の課題もあったのではないのでしょうか。

我々会派市民・公明クラブが今回視察を行った新潟県三条市では、三条市子ども・若者総合サポートシステムを構築しております。このシステムは、子供、若者という市民が乳幼児から就労、自立に至るまで切れ目なく一貫して個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、市がその情報を可能な限り集約、一元化するとともに、関係組織、機関と連携して支援体制づくりを行うことにより支援するシステムのことです。対象年齢は乳幼児から35歳までと幅広くサポートしており、支援の内容といたしましては、被虐待、全ての障害、不登校や非行など主に学校関係における問題、また学校卒業後の引きこもりなどその他支援が必要なものが対象となっております。このシステムを機能させるため、行政機関と保護者をつなぐツールとして子育てサポートファイル、別名スマイルファイルというものを提供しております。このファイルは、出生する全ての子供の保護者に

子供ごとにお渡しして、支援機会の拡大と質の充実を図っております。

新庄市でもこのシステムを取り入れて、関係機関との情報の共有に役立てるため、ぜひ取り入れてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

2番目の質問です。

来年度より新庄市エコロジーガーデン利用計画の第3期計画が策定されました。基本目標である自然や人との触れ合いの中で豊かさが実現できる場の実現としており、計画実現のための3つの柱として、1、地域農業の振興、2、観光交流の拡大、3、歴史文化遺産と景観の保全としております。特に観光交流の拡大においては、キトキトマルシェを初めとする市民団体の方々が定期的にイベントを開催しております。その中で、新庄市内外から多くの方々がエコロジーガーデンに訪れ、新たな観光スポットになりつつあるのではないのでしょうか。また、11カ所の建築物などが登録有形文化財に登録される見込みとなっており、新たな文化的な価値が広がり、さまざまな可能性が生まれてきております。この第3期利用計画実現の本格的な実施に向けて、今後どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

最後の質問です。午前中の奥山議員、佐藤義一議員と重なりますが、よろしくお伺いいたします。

2001年より宮城県大崎市と秋田県湯沢市と広域連携を組みながら新庄市はインバウンド誘致に力を入れております。そのため、台北で開かれる台北国際旅行博に参加し、京都や奈良、東京などとは違った最上地域の魅力を売り込んできたものだと思います。山形県を訪れている外国人旅行者の7割が台湾の方です。その旅行者が最上地域に足を運んでいただくため、新庄最上に行ってみたくとも思ってもらうためにも積極的に情報収集をし、広域連携によるまだ知られていない地域の魅力発信をしていくようなしっ

かりとした観光戦略を練らなければなりません。これから市としてはどのように台湾を中心としたインバウンド誘致キャンペーンを行い、海外に観光PRをし、国、県、観光事業関係者や各機関などどのような連携を組み、戦略的な観光政策を考えて、そしてそれを実行なされていくのかお伺いいたします。

また、新たな観光戦略として、コンベンション観光というものがございます。人を呼ぶ観光の仕掛けづくり、コンベンション観光を考えるセミナーとして、2月4日、ゆめりあにおいてセミナーが開催されました。コンベンションとは、何らかの目的を持って大勢の人々が集まることの総称のことです。学会、大会、会議や展示会、見本市などを行うことで、会場やそこにかかわる地域の人や物、情報など活発な交流が行われ、それを通じて地域活性化を生み出すそうです。コンベンションが開催されますと物やサービスに対する需要が高まり、その需要を満たすために企業は生産活動を活発に行い、地域経済の発展に大きくつながる経済的な波及効果、市民公開講座などコンベンションを同時開催することが多くあります。例えば、医学系の学会などを併設的に行くと地域住民の方が健康相談や地域医療の活発に一役買うなどの文化的な波及効果、また県外から多くの人々が訪れることで、交通基盤の整備などのハード面からのまちづくり、地域住民のおもてなしの心が磨かれるソフト面の充実など、ハード・ソフト両面からの暮らしやすいまちづくりが図られる社会的な波及効果、3つの効果がございます。地域の発展に大きく寄与できる新しい観光ではないでしょうか。この経済波及効果の高いコンベンション観光を取り組み、新庄最上地域でも新たに考えてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、雪まつりのお話をさせていただきましたが、子供たちがにぎわう姿、本当に青年会議所を中心とした活動に敬意を表したいなと思います。広く新庄市の祭りの一つとして、四季を飾る祭りとしての認識をしているわけですが、今後ともぜひ拡大の方向でしていただければありがたいなというふうに思っています。

初めに、子育て支援の推進についてですが、本市の子育て支援策は全ての子育て世代を対象に、新庄市の地域に合った施策の方向性と目標を定めた平成26年度までの新庄市次世代育成支援地域行動計画に基づき取り組んでおります。この次世代育成支援地域行動計画においては、地域における子育ての推進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備など7つの基本目標を定め、福祉、教育、健康を主とする関係各課が連携しながら新庄市の子育て支援に取り組んでおります。

昨年8月に、幼児期の学校教育、保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進することを目的とした子ども・子育て関連3法が施行され、平成27年度からの本格施行に向け、国において各制度の細部の検討が行われております。

市においても、来年度以降、地域における子育て支援の課題や保育需要のニーズ調査を実施し、それを受け、子育て支援団体、保育教育施設関係従事者、有識者、保護者などから構成される子ども・子育て会議において事業計画などの検討を行い、新庄市子ども・子育て支援事業計画の策定を順次進めていく予定であります。

子ども・子育て関連3法においては、現在の省庁別の子育て支援体制から省庁の枠組みを越えた共通の仕組みの導入が主眼となっており、例えば教育、保育を受けたい全ての保護者の申

請に基づいた子供個人における保育の必要性の認定や、認定こども園、幼稚園、保育所について共通の財政支援が行われる制度の創設などが予定されており、子育て支援を一元的に所管する体制が必要となります。

4月に設置する子育て推進課は、当面、保育部門、教育部門、福祉医療部門の幼児期の子育てに関する窓口の一本化を図りながら、この子ども・子育て3法における新しい制度を推進していくものであります。

御提案の新潟県三条市における三条市子ども・若者総合サポートシステムは、子供、若者という三条市民が乳幼児から就労、自立に至るまで切れ目なく一貫して個に応じた必要な支援を総合的に受けられるために、教育委員会子育て支援課がその情報を可能な限り集約、一元化するとともに、関係組織、機関と連携し、支援体制づくりを行うことにより支援するシステムと承知しております。

25年度は、福祉事務所を成人福祉課と子育て推進課の2課体制に組織改編し、これまで学校教育が担当していた幼稚園の就園奨励費関係業務を幼保での子育て支援の一元化を図り、子育て推進課で担当することになります。

御質問にありますように、幼児期から引き続き学校在学中、就学修了後の支援などの切れ目のない支援体制の構築に関しましても、このたび新しく設置する課の重要な課題と位置づけております。

一つの例ではありますが、新庄市では平成18年度から教育委員会教育相談室に設置したリスタートクラスにおいて、義務教育修了後に引きこもりがちで学校や社会との接点がない若者を支援してきております。現在は市内を中心に周辺町村からも何らかの支援を必要とする若者や家族からの問い合わせが多くあります。リスタートクラスの対象はおよそ15歳から25歳の青年であるため、その後の他機関との連携を漏れな

く行う必要があります。このリスタートクラスを連携の中核組織にして、各個人に応じ適した関係機関につないでおります。

このような成果を踏まえながら、今後とも福祉、教育、健康の各部署その他の関係機関との連携強化、情報共有を図り、多様化、複雑化する子育て支援に対応してまいりたいと考えております。

次に、エコロジーガーデンの利用計画について、今後の御質問であります。平成25年度から平成29年度の5年間を計画期間とし、新庄市エコロジーガーデン第3期利用計画を策定いたしました。当施設は、新庄市エコロジーガーデン原蚕の杜として平成14年9月に開園、開園と同時に産直まゆの郷の開業や新庄バイオマスセンターの設置、新庄亀綾織工房などの市民団体の活動の場としても活用されてきました。

市では平成19年3月に第1期、平成23年2月に第2期の利用計画を策定し、バイオマス資源や再生可能エネルギーなど環境保全や循環型社会の実現に向けた事業や、有機農業の推進、農業公園の整備を中心とした取り組みを実施してまいりました。

開園から10年が経過し、昨年からエコロジーガーデン交流拡大プロジェクト実行委員会によるキトキトマルシェやワークショップの開催、市民植栽活動などのイベント開催のほか、産直まゆの郷の年間売り上げが1億円を超えるなど、観光や体験、交流面での動きが拡大しております。また、昨年9月には国の文化審議会において登録有形文化財の答申がなされ、市内外からの幅広い層が集い交流する憩いの場として、より一層施設整備や維持保存、有効的な利活用に取り組んでいくことが期待されております。

御質問のとおり、第3期利用計画は第2期利用計画の重点施策でありました農業振興や景観保全のほか、新たな柱として観光交流の拡大の視点で、より具体的な事業、施策を盛り込んだ

利用計画となっております。計画の実施につきましては、施設の維持保存を基本に据えながらさまざまな利活用に対応できるよう施設整備についても順次進めてまいります。

今後も利用計画に基づき、施設の持つ特性や魅力を最大限に引き出し、若者の力や各層の方々への御協力をいただきながら交流人口拡大のための事業を継続して展開してまいります。

次に、交流人口拡大、インバウンド、コンベンション等についてであります。平成22年より2年間にわたり台湾からの訪日外国人誘致キャンペーンを行ってきました。観光庁主催のビジット・ジャパン事業により昨年10月に開催された台北国際旅行博の際、新庄まつり囃子が招聘され、2日間で7回のステージを行い、新庄まつりをアピールしてきました。その際には今年度最上総合支庁で作成した最上地域の外国語パンフレットを活用し、金山町や最上町とともに最上地域一体となった取り組みを行ってきたところであります。キャンペーンの取り組みにより山形県や東北観光推進機構などによる旅行エージェントやメディアの招請事業でも新庄市や最上地域への訪問機会もふえており、徐々にではありますが、この地域が認知されてきております。

今後の課題は受け入れ態勢のさらなる整備があげられますが、外国人旅行者のみならず、観光客を誘致するためには、年間を通した観光や、その土地ならではの体験メニュー、郷土食の提供などが不可欠となります。最初の段階としては、中学生や高校生、留学生などを対象とした教育旅行の受け入れも一つの有効な手段であると考えております。また、海外からの個人旅行者の多くは鉄道を利用することが多く、新幹線のターミナル駅となっている新庄駅では乗降する外国人旅行者が現在も少なくありません。そういった方々を案内するガイドの養成や2次交通の整備、多言語表記の充実も急がなければな

らないと考えます。訪れた旅行者の記憶に残る観光地となれるよう、新庄最上地域ならではのおもてなしを用意し、山形県や宮城県大崎、秋田県湯沢地域とも協同した取り組みを引き続き行ってまいります。

次に観光コンベンションへの取り組みについてであります。

コンベンション、いわゆる各種大会の開催については、昨年開催された全国百円商店街サミットや毎年開催されております新庄節全国大会など既存の取り組みがあるわけであり。しかし、遠方より来場された方々への案内などの観光面での支援を充実させることで、さらなる波及効果が期待されます。一度新庄を訪れた方が新庄のファンとなり、再訪していただけるよう働きかけるためには、観光業ばかりでなく、さまざまな業種の方々が一体となったコンベンションが必要と考えております。このコンベンションについては、2月4日に行われましたセミナーで一定の糸口が見えてきたように思いますので、さらに研修を重ねながら当地域に合った組織を模索していく考えであります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 御答弁ありがとうございます。上のほうから順番に再質問させていただきます。

今回新しく25年4月から子育て支援課が新しくスタートするわけで、たまたまと言っているかわからないんですけども、私たち会派としても新潟の長岡市と三条市のほうへ行って勉強してきたことがすぐさま市役所のほうの執行部のほうですぐ取り入れていただいたというのは非常にありがたいですし、自分たちが行ったことがすぐ成果に結びつくというのは非常にいいことだと思います。それが市民の方々に返っていく、組織的に強化されるということは非常に

いいことだと思っております。

そして、これからこの体制がスタートするわけですので、これからの推進体制というんですか、これからいろんな、多分新しくやることなので、いろんな課題が既に出てきていると思います。その課題も一緒に解決しながら多分進んでいけるのかなと思うんですけれども、一番最初に思ったのが、思うというんですか、窓口ですか、窓口が一元化することによっていろんな情報が1つにまとまるということだと思っておりますけれども、そこら辺を踏まえて組織体制をもう一度お伺いしたいと思っております。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

沼澤恵一議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 佐藤議員からは新潟県三条市の取り組みについて事前に情報提供などもいただきながら検討させていただいたところでございます。その中で、新潟県三条市、人口10万ぐらいだったと思っておりますが、その規模的に大きいという点等もございまして、その教育委員会部門のほうに子育て推進課の一元化を図って、幼児期ばかりではなくて青少年期まで含めた一元的な子育て管理体制を構築したいと、するというふうな取り組みのようでもございました。

ただ、このたびの組織改編に当たって最初に検討する面は、そういった一元化もさることながら、そういった課がどこにどう配置されるかというふうなことも一つ我々としては考えなくてはいけない面がございました。例えば教育委員会のほうに子育て部門のところを特化して入れてやった場合に他の福祉行政との関連がどうなるのか、そういったこともございまして、このたびについては先ほど市長の答弁にもございましたとおり幼児期の子育て支援に関する窓口の一元化を図ってきたというふうなところが基本的な考え方でございまして、したがってこのたびは市長部局のほうに置かせていただいたということでもございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） とりあえず幼児期ということなので、これからは少子高齢化ということもございまして、子供は新庄市が支える、そういったスタンスでこれからも強く言っていたきたいでしょうし、ましてや市は、先ほど言いましたとおり三条市が大きいからとかではなくて、小さくても、子育て、子供は新庄市がしっかりサポートするという心づもりでしっかり支えていっていただきたいなと思っております。

その中でも1つ気になりますのは、子育て支援において、三条市の例をとって言いますと、家庭、学校、地域における連携が非常に強くなっております。そこら辺の情報をどういうふうに管理するか。三条市では全部情報を市役所が法律も全部クリアして情報を一元化しているということなので、これから行う幼稚園に対してもその情報の一元化、これから行うことは、やれるのかどうかもう一度お伺いします。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 御質問にもありましたように、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない子育て支援というふうな部分につきましては、幼児期、就学時、それから就学後のそれぞれの情報を一貫して管理する組織なり部署がやはり最終的には必要であろうというふうには考えております。具体的には、三条市の場合ですと教育委員会の中で、子育て支援課の中で受けているというふうなことでございますけれども、最終的には成人になれば今度は福祉事務所のほうに戻りまして、いわゆる障害者の総合支援法なり、それから生活支援を行っていくというふうな体制で、だからこそ全体的にそれを一括して取り組むというふうな組織はなかなか現状では最終的にはできていないというところが本当かと思われまして。

ただ、新庄市としても、現行として窓口一本化なんですけど、一定の部署を設定しながら、幼児期、就学時、就学後一貫して個々のケースに応じた指導を図れるような組織づくり、ほかの市ですと例えば福祉事務所に一定の室を置きながら、発達障害の例ですけれども、子供の時代から、それから大人になってまで、いわゆる適切な指導を行っていくというふうなケースを、室をつくっているというケースもございます。ですから、そういうものに倣いながら新庄市としても、今回は一步目の組織改正というふうに考えておりますので、今後御指摘にあったようなライフステージに応じた指導体制をつくっていくというふうな考えで取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 取り組んでいただいて、先のことに、今はここまでだということなんで、これから先のことになりますけれども、これからは保育所、児童館、あとこれから来年度にできます放課後クラブ、そこの運営など、ましてや幼稚園、保育所、小学校の連携ですか、そこら辺をもう少し確実にしていただいて、先ほども言ったとおり、切れ目のないしっかりしたものをつくっていただきたい。それをするためにはスタートが一番大事だと思いますので、ぜひともそれに取り組んでいただいて、強固にしていきたいと思ひます。

そして最後、同じ子育て支援に対して、先ほどサポートシステム、さっきスマイルファイルと言ったんですけども、提示してなかったんですけど、実際、私、三条市からいただいておりました、多分課長にはお見せしたと思ひます。あのファイルがあることによって、1回見れば全てがつながる、こういうこともありますので、そういうものもあるということも覚えていただいて、将来的に使うとなれば非常に役立てると思

いますので、それもぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

2番目に質問いたしましたエコロジーガーデンの利用計画なんですけれども、この前配付していただきました利用計画を見ますと結構具体的なものも出ております。その中でも、なかなかちょっと目立つものがなかなか正直見えなかったものですから、特に力を入れたいということがありましたら、商工観光課長、教えていただければなと思ひます。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 何よりもまず基本はあそこの維持保存だろうと。実際国から頂戴しまして10年たったわけでありましてけれども、なかなか思うような手を入れることができなかった、それは建物であり、それから植栽であり。とにかくこれから長く守り伝えていくために、あそこの維持管理が一番の基本であろうというふうに思ひます。あともう1点は、このすばらしさ、よさというものをとにかく皆さんに認識していただくためのいわゆる広報戦略であろうと。そこに尽きるのではないかなというふうなことであります。

先月、皆様にエコロジーガーデンの利用計画を御報告させていただきましたけれども、この計画そのものがなかなか実際には知られていないだろうということで、まずはとにかく周知に力を入れるべきだろうと。もちろん市報等々でその概要はもちろんでありますけれども、計画の全容、それからパブリックコメントに関しましても恐らく本日の夕方あたりまでには恐らくネットで流せるのではないかなと思ひしておりますし、またさまざまな関係団体がございまして、その関係団体の方々と話し合う機会を持って、計画の中身を周知していただきたいと。そうすることによって、実際のエコロジーガーデンの持つこれまでの歴史性、それからその重み、

そして課題、さらには可能性、すばらしさですよ、そういったものを共通認識していただけると。その先にさまざまな活用というものが広がってくるのではないかなと、こんなふうには現段階では捉えております。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 前回も言われたとおり、新庄に1つしかないとか、全国に1つしかない施設ですので、これから維持保存が大事だと言っております。今回、市長の施政方針にもありましたとおり、エコロジーガーデンという名前はしっかり出ております。それだけ市長もエコロジーガーデンのほうには力を入れてくださっているのかなと思います。となれば、エコロジーガーデンはしっかりしたものをつくっていかねばならないと私は感じております。

その中で、私も一般質問の中で必ず言ってるんですけども、市長部局ですか、執行部の方は縦の連携はしっかりしております。しかし、横の連携がなかなかうまくいなくて、必ずどこかで頓挫するというのが非常にあるのかなと私は感じております。

その中でなんですけれども、全員協議会でも出ましたトイレの問題とか、必ず、この前もいろんな、私たち全員、私たち議員の中でもトイレ問題というのは必ず問題出ておりました。その中においても、さっきも言いましたとおり、維持保存が大変だったと言われております。でも、市長の施政方針にはしっかりエコロジーガーデンと書いてるので、そこら辺の取り組む姿勢はあるのでしょうかけれども、だとすれば、横の連携がうまくいってるのであれば上下水道の関係はどうなってるのかなと私は不思議に思うんですけども、上下水道課長はこういうお話は、エコロジーガーデンに関して質問とか相談はなされて、商工観光課とうまく話をなされるのかお伺いします。

沼澤利明上下水道課長 議長、沼澤利明。

沼澤恵一議長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 下水道の北部方面の認可区域の拡大については、平成23年4月1日で変更認可になったんですけども、この認可の申請をする段階におきましてエコロジーガーデン一帯の下水の接続について検討したところがございます。いろいろ種々検討した結果、エコロジーガーデンのところまでには河川横断もあるしというふうなことで、環境整備については見送ったところがございます。そういう経過がございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） だとすれば、市全体で取り組むんですから、そこら辺はもうちょっと新庄市としてしっかり取り組んでいただければと思います。今回見送ったとかではなくて、市長がそういうふうに施政で言ってるんですからそこら辺は取り組まなければいけないのかなと私は感じておりますので、そこら辺の横の連携がうまくいかなければ1つのものに対してもなかなか先に進まないのかなと思っております。そこら辺はもう一度考えていただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

あとそれと、さっきの維持保全をするために上下水道はやはり建物をこれから保持するためにも大変だと思いますので、そのために要は電気一つ直すためにも具体的にここに何をつくるかとわかれば、その電気をどういうふうにご利用するかということもあります。そうすれば、実行するにはすぐ実行できるのかな、井戸にしても水道にしてもそこら辺はある程度目的をここに何があるということをしっかり立てていただいたほうがその工事なりもしやすいと思うんですけども、そこら辺はどういうふうにご考えておりますでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長、山尾順紀君。

山尾順紀市長 担当課長がかわっておりますので、深いいきさつありましたが、上下水道課長から答弁ありました23年の当初で、下水道の拡大に当たって北部方面、神室荘あるいは北辰小学校、エコロジーガーデンを含めた下水道計画を計画するようというようなことを指示したところでもあります。しかし、あそこの川を越えて下水道、上水道を引っ張ることは現在もあります、管の拡充もしなければいけないと。下水道を引っ張るといふときに膨大なお金がかかるというようなことで、そのお金をかけるのであればトイレをつくる金に振り向けられるというふうな報告を受けたところでもあります。トイレだけの補助金がないということが一つの大きなネックであります。さまざまな手法を考えながら、トイレの設置に向けた、単独でやることは可能なんです、できる限り補助金をいただきながら、また青山学院等の子供たちの提案などを受けながら慎重に図っているという状況で、決して横の連携をやってないということではないことだけは御理解いただきたいと思えます。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 先ほど申し上げましたけれども、まずはとにかく維持保存だということで、国から頂戴してからなかなか手を入れることができなかつたというありますけれども、電気、水道等のライフライン、そういういわゆる基本的な部分が本当に弱っていると。これは経年的なものでありまして、実際に電気関係などは20年以上経過しておるといふような指摘を受けておりますので、これから6年ほどかけて順次それを補修していくということでありまして、また水に関しましても今年度だけでも4カ所ほど実際に漏れてきているというような、ちょっと修繕ということになっておりますので、まずは基本的な部分をとにかく手当てをしてい

くんだと。決して新しく整備するということではございませんので、その基本だということをお承知いただきたい。また、ただいま市長からトイレの話がありましたけれども、青学の皆さんからは今回そういったことも踏まえた上でさまざまな簡易水洗トイレとか大変現実的な御提案を頂戴しておりますので、そんなこともこれからの計画、実施については参考にしていきたいなというふうに考えております。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 私が言いたいのは、これから整備するんだよ、やる、必ずやらなければいけないですよ、いろんな壊れてますから。それをするとき、後からここに物が、食堂なりレストランができるとなれば、そこを目指したような改築もできるのではないかなということだったんです。でなければ、1回つけたものをまた取り外したり取りついたりという二度手間かかれればお金がかかる、なればある程度目的、しっかりしたものがあればそこに最初から電気なり水道なりがうまく整備できるということをお伝えしたかったんです。ぜひともそういうことを、そういう目的をしっかりしたものをつくっていただいて、電気なり上下水道なりをうまく整備していただいて、なるべくスムーズに作業が進むようにしていただきたいと思えます。

また、これからエコロジーガーデンが、交流拡大に進むことによってなんですけれども、これから広がることによって、これからは商店街の方、新庄の中心商店街の方もうまく広げていければなと思えますけれども、そういう考えはございますでしょうか、お願いします。

これから広がっていけば中心商店街の人も一緒に巻き込んだまちづくりができるのではないかなと私は考えていますけれども、そういう考えがあるのかないのかお伺いいたします。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 交流人口の拡大という観点からはそれは一つの有力な選択だろうと思います。町なかの商店街機能とあそこのエコロジーガーデンの距離までは自転車ではほんのわずかでありまして。10分、15分のことでありますから、ですから対外的にさまざまな方々を呼び込む、あるいはこれは天気にもよりますけれども、夏場、春、秋であれば町なかとエコロジーガーデンの空間との行き来も十二分になされるのかなど。そういった意味での例えば事業の連動とか情報のさまざまな提供、共有などは有力な選択肢だろうと思っております。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） これから進むことによって、そういった方々の連携を深めながら進んでいけばいいと思います。それから中心商店街じゃなくても、最上地域全体でしてあそこを使っていけば、より広く交流拡大につながるかと私は思っております。また、エコロジーガーデンを使うことによって、特に商工課の方々もエコロジーガーデンに行ったり、そして職員の方々の若い方々も一生懸命あそこに手伝って、土日なんかも、今ですとウッドデッキをつくったりもしてますよね、やっぱり。そういう方が、若い方が積極的にあそこで活動して、何とか使おうとするアイデアもございますので、そういう方々が一生懸命つくって、それが外に出ていくようなことがあそこでは生まれている、それがやはり横の連携が繋がっていくのだと私は感じております。ぜひそういう方々もうまく使っていていただいて、その才能を引き出すような形にしていければ、あそこの利用価値というのはさらに深まるのではないかなと思います。そういった意味でも、資金面でも、信用金庫さんから多大なる御寄附もいただいておりますし、ぜひと

もそこへ流用的に使っていただきたいと思いません。

最後になりますけれども、インバウンドに関してはお聞きいたします。

皆さん、私で3人目なんですけれども、それだけインバウンドに関しては皆さん関心持っていていただいているのかなと思います。その中でですけれども、何回も勉強会をなさっているという話は聞いているんですけれども、とりあえず何ていうんですか、発信力、資源を磨く、はっきり言えば戦略ですか、戦略はどういうふうに考えておられるのでしょうか。というのは、なかなか、言葉ではいろいろ出るんですけれども、具体的にこうだとか、観光ルート一つつくと言われましても、なかなかその観光ルートが1年前から進んでないとなれば、観光業界の方とどのような取り組みしてるのかなかなか具体的に見えてきませんので、そういうお話はなされてるのか、なされてないのか。もしなされたのであればどういう考えを持っているのか。インバウンドに対しては非常に重要なことだと思いますけれども、どういうふうに考えているのかお伺いいたします。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 背景はとにかく交流人口の拡大でありますけれども、とにかくインバウンドに関しては、この新庄最上地域は1周2周おくれ、本当にゼロ以下からのスタートであると、それだけ知られてなかったと。これはいろんな機会に申し上げてきたと思いますけれども、向こうの台湾がターゲットですけれども、台湾のいわゆるマップ、地図、観光的なさまざまな情報のチラシにさえ本地域が全く載っていない、記載がないわけでありまして。そこからのスタートであります。ですから、こちらからのさまざまなキャンペーン、アピールと同時に、向こうの影響ある方々をお呼びして実際にこの

地域を体験して、そしてさまざまルートを書いてももらったり記事で紹介してもらったりと、まずその周知から始まったわけですね。しかもそれを広域的に取り組もうと。その3つ目は今度はその受け入れ態勢の整理ということで、そこら辺を総合的にやっていく。

あとさらに大事なのは、先ほど議員がおっしゃられた、こちらのほうのさまざまな旅行コース、商品の磨き上げ、この魅力のアップであろうと。さらに加えて言えば、さまざま関係機関との関係の構築だろうと思います。東北観光推進機構あるいは観光庁等々そういったところ、また県はもちろんそうでありますけれども、そういったいわゆるさまざま連携することによって昨年の飛田の囃子の派遣という事業にもつながっておりますし、先月、2月でございますけれども、15日は、台湾との国交はないわけでありますけれども、いわゆるよその国では大使館というようなところへ実は市長が参っております、そこの代表と親しく懇談をさせていただいて、今月は向こうのほうからホームステイの学生まで来ていただけるというような格好になっておりますので、これのところを総合的にこれから展開していきたいとは思っております。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） そういった新たなる観光スタイルというんですか、つくるにはアクションだったりオプションづくりが非常に大切ですので、そこら辺も各関係団体の方と一緒につくっていただかねば、なかなか、さっきまで地図にも載ってない場所なんですから、アピールするためにはより強固なものをつくっていかねばいけません。ましてや東京、さっきも言ったように、奈良、向こうのほうにはゴールデンルートですよ、あるわけですから、そこに負けないぐらいのものを出品しなければいけません。市長も今回施政に言っていましたク

ールジャパン、まさにそこら辺も入ってくると思います。ハード面でできないものはソフト面で、そして私たち市民がおもてなしの心を非常に持っていかなければなかなか進みませんし、そこら辺をもうちょっと各団体の方とそれこそ連携を密にして構築していければなと思います。

最後になんですけれども、インバウンド事業によって新庄最上に来た人数はどのぐらいと把握しているかお伺いします。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 全体では日本全土には台湾から150万ほどは来ておりますけれども、山形県には最盛期で、これは平成22年でありますけれども、8万ほど来ておりましたね。そのうち台湾ということで5万ほどなんですけれども、新庄最上地域では舟下りの方々がほとんどだということで、そのときは4,000人ほどでしたかね。ただ、新庄でカウントするまでには正直なところっていない。先ほどちらっと申し上げたかもしれませんが、さまざまな招請事業で来ていただける観光関係者の方々とか、あるいは観光協会が押さえている個人事業者、個人旅行者ということでございましょうか。

先ほども午前中申しあげましたけれども、実はこの4月にも、これは台湾でございませぬけれども、上海ですけれども、30名ほどの方々が宮城、秋田、そして本県という形でツアーをしていただけることになりました。もちろん新庄にも来ていただけるということで、桜の時期でございまして大変楽しんでいただけるんじゃないかと、そんなふうには思っております。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

沼澤恵一議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） なかなか人の人数でははかれないと思っておりますけれども、ぜひともそういうしっかりしたものをつくって、自然環境や食文化、祭りなどをしっかり、そういったしっ

かりした地域観光を磨き上げて、新庄最上のために、しかも観光交流を拡大するように頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩します。

午後2時49分 休憩

午後2時59分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開します。

小関 淳議員の質問

沼澤恵一議長 次に、小関 淳君。

(13番小関 淳議員登壇)(拍手)

13番(小関 淳議員) 本日5番目の質問をします。

初めに、新庄市の人口減少が加速している現在、その減少が特にあらわれている集落をどう再生し、維持していこうとしているのかという質問をします。

当市に限らず、全国的に地方の状況は少子高齢化が進み、特に中山間地域集落は限界を乗り越え、消滅の危機さえ迎えようとしているところが多くあります。

前回の一般質問でも、定住化を促進し、人口減少を食い止めるための質問や提案をしました。その際「足による投票」という言葉を使わせてもらいましたが、それは通常の選挙のように期間があるわけではありません。自治体が余り有効な対策を打てない場合、「足による投票」は静かに少しずつ、しかし確実に実行されていきます。特に容易に足を使い移動できる若い世代などが農業などに見切りをつけ、公的支援や子育て環境の充実した自治体を選択し転居していくことになるわけです。この冬も含め3年連続

の豪雪に見舞われた当市では、殊さらこのような状況が加速するのではないかと危惧するわけです。

やはりこの豪雪都市新庄に住民が愛着を持って定住してもらうためには、新庄まつりをより盛り上げ、郷土愛という精神的な柱をつくることも非常に大切だと思います。しかし、住民が生活していくための土台をがっしりと固めるような、そしてこの地域に未来への光が差し込むような将来性のある事業を積極的に支援する体制が重要になってくるのではないのでしょうか。ということで、今回は特に集落の加速する人口減少を何とか食い止めるため、どのように有効な施策や事業を進め、再生維持しようとしているのか市長に確認したいと思います。

これまで地域を支えるため、特に農業や産業を支えるために国や県などのさまざまな補助事業や助成事業が行われてきました。大抵の事業はそれなりの効果はあったかと思います。しかし、内外のさまざまな要因が重なり、現在のよう将来に希望も夢も持てないような状況になっているわけです。

私は、やはり地域の条件に即した再生可能エネルギーなどを積極的に導入し、それを直接農業や産業に生かしていくことが土台固めの一つになるのではないかと考えます。つまり地域を再生し維持するための自前のエネルギーをその地域が獲得すること、それを積極的な公的支援によって進め支えていくことが農業再生、集落再生の鍵になるのではないかと、そういうことです。

例えば、小水力発電やバイオマス熱エネルギーなどの再生可能エネルギーを地元農産物の加工などの第6次産業に直接活用することで、石油代や電気料などの価格に余り左右されない持続可能な集落になるのではないのでしょうか。繰り返しますが、集落の再生維持には土台となる自前のエネルギーが必要です。その土台があっ

て初めて農業や産業が充実し、持続可能な地域になっていくのではないかと思います。

また、最近にわかには脚光を浴びている藻を生成して石油にする技術があります。休耕田などを利用し、藻の生産を検討してはどうでしょうか。まだまだ開発途上の技術ではあるようですが、南の海で発見されたというオーランチオキトリウムという藻がこの豪雪地帯で生産できるものなのか、それも含めて他の自治体よりもいち早く研究や実証実験施設の誘致に名乗りを上げてはいかがでしょうか。それこそ可能ならばエコロジーガーデン構想の中に組み込んでいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

昨年11月、総務文教常任委員会で那須野ヶ原土地改良区連合の小水力発電施設を視察してきました。農業用水路の数カ所に発電所を設置しており、総発電量は毎時約1,000キロワットになっていました。もしその用水路に発電所が設置されていなかったら、その電力1,000キロワット、年間になると870万キロワット、売電価格にして2億円から3億円ぐらいは存在しないのです。これからは用水路は利水、治水、環境保全の役割を果たすだけでなく、そこにエネルギーという機能を付加させて多目的に利用していくべきではないでしょうか。

先日、県が主催する小水力発電の勉強会に参加しました。そこで講師は農業用水路などの地元の資源は地元が生かすことが地域の維持再生には重要なことだと繰り返し述べていました。実際来年度、尾花沢市の村山北部土地改良区では用水路の減圧水槽を活用し、毎時約150キロワットの発電所の設置を予定しているそうです。

以前に同様の質問をした際、市長は「新庄には水が不足している」と、用水路などを利用する小水力発電事業にはいささか消極的な答弁でしたが、恐らくそれは農業利用できる水が不足しているということ言っていたのではないかと

と思います。

しかし、市内にも発電に適した水路は調査で数カ所確認されています。山形県再生可能エネルギー活用調査では、鳥越の1号幹線用水路に発電所を設置した場合、毎時513キロワットの発電が可能だという結果が出ています。このように市内には発電が可能な場所はあるのです。現在それはただ水が流れているだけです。その水のエネルギーを利用するだけで発電し、利益が生まれるわけです。とはいえ、新庄市が事業主体になることは困難だと思いますので、行政として先進地の視察や勉強会を数多く主催するなど、土地改良区や農業団体、民間事業者の参入などを積極的に支援してはどうでしょうか。

私は、以前から長い距離を移動するための道具である自動車よりも高性能の蓄電装置を装備する必要のない電気農耕機の開発が必要であること、その開発のために小水力発電で得た電力を利用した研究開発拠点を新庄市に誘致してはどうかということをもさまざまな機会を捉えて提案してきました。これについては残念ながら既に農機具メーカー数社が秘密裏に開発を進めているということが先日の講師によって明らかにされましたので、もう遅きに失したかもしれません。やはりこれからは当地に適した将来性のある企画がある場合、機会を逸することのないよう新庄市が率先して企業と交渉をしていくという姿勢も必要ではないかと思います。そのための素地となるものが小水力発電などで得た自前のエネルギーを持つことなのです。このような地域の資源を地域が生かすことを支援していけば、地域の再生維持は決して不可能なものではなくなると思います。ぜひ前向きに考えてほしいと思いますが、市長の考えを聞かせてください。

この再生可能エネルギーがようやく注目され始めたのが、あの東日本大震災があり、福島第二原発事故が起きてからのことではないかと思

います。廃棄物の処理や管理に10万年もかかる恐ろしく危険な原子力を利用する巨大発電所の時代は卒業し、未来を生きる子供たちのためにも安全なエネルギーを利用できる社会にすべきではないでしょうか。

それでは、次に、災害時の地域情報をタイムリーに伝えるためのシステムはあるのかという質問に移りたいと思います。

あの大地震から今月の11日でちょうど2年になりますが、発生直後の市役所職員の活動を近くで見ました。その後さまざな課題も浮き彫りにはなりましたが、私は多くの職員、特に担当課の職員がほとんど不眠不休で市民のために頑張っている姿を目の当たりにして、実に頼もしく感じたことを今でも覚えています。

しかし、その大きな課題の一つとして、市民がタイムリーに必要な情報がほとんど行き渡らなかつたことがあげられると思います。被害状況や復旧状況などの情報、そして生活に必要な食料や物資調達の情報など市民の不安を少しでも取り除くような情報がほとんど流されませんでした。あのときもしリアルタイムな情報がもたらされていれば、多くの市民がほとんど経験したことの無い強い不安を少なからず払拭できたと思うのです。これからまたどのような災害がいつ起きるかわかりません。そのときに備え、市民にさまざまな情報をタイムリーに伝えることのできる何らかのシステムが私は必要だと考えます。そのシステムにはどのようなもの考えているのか、市長の考えを聞かせてください。

ここまで、衰退し続ける地方をどのように再生し、安心して長く暮らせる地域にしていくのか、そしていつ起きるかわからない災害にどのように備えていくのかという質問をしてきました。これらのことは、たとえ厳しい市の財政状況だからと後回しにすることは決してできないことです。やはり住民が地域に誇りを持ちながら働き生計を立て、安心して暮らすための土台

をしっかりと固めることが最も重要なことではないかと考えます。

最後に、それらを支える市職員の採用についての質問をします。

新庄市では職員全員が住民の福祉向上に資するために人材育成基本方針を策定し、個々の能力や組織力をより高めようとしています。その最初の入り口となるのが職員の採用です。採用では豊かで柔軟な発想を持って行動できる人材をしっかりと見きわめなければなりません。その原石を発掘するためには多様な物差しが必要となってくるのではないかと思います。さらに、市民協働や透明性の確保という意味でも、面接官には多様な視点で評価できるような民間人の登用を考えてはどうでしょうか。全国の自治体では職員を採用する際、より有能な職員を獲得するため、さまざまな取り組みが行われています。面接官にも民間人を登用したりして成果を上げている自治体も多くあると聞いています。そこで、当市ではどのような有効な方法でほかの自治体より有能な職員を採用しようとしているのか聞かせてください。

これで壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは小関市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、少子高齢化が進む中でどのように地域維持再生をしていくのかというようなことでありますが、御指摘のように、全国的な少子高齢化の中で、過疎化により中山間地などにおいて高齢化が極度に進み、共同体としての機能の維持ができなくなる限界集落の出現が懸念されております。集落機能の低下は、建物、道路などの生活関連施設の荒廃にとどまらず、耕作放棄地の増大、森林の荒廃、それらに起因する災

害の発生、景観の荒廃、地域文化の衰退など多くの深刻な影響を及ぼすと言われています。

地域の活力は市の活力でありますので、本市の歴史、文化を形成してきた集落が消滅することのないよう安全安心で暮らしやすい居住環境を守りながら、地域特性を生かした市民主体の地域づくりを支援していきたいと考えております。そのために、新年度から地域づくりへの支援をさらに強化し、地域住民が互いに支え合い、協力し合える自治組織を再構築し、地域力の向上を図るため、地域づくり支援事業を実施してまいります。

具体的には、地域内の課題の整理や資源の再発見のため全世帯調査を行う地域づくり支援モデル事業、課題解決のために実施する事業に対して交付金を交付する地域づくり推進交付金、そして地域活動の担い手である地域リーダーの育成のための地域リーダー講座を実施いたします。地域の課題を住民が認識、共有し、課題解決することを積み重ねていくことで、地域の自立や活性化に結びつくことを期待しております。また、町内会や自治体同士の交流や連携、より広い地域エリアでの課題の共有により、人口減少や高齢化の進んでいる地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。豪雪都市、3年連続における豪雪都市の住民が愛着を持って定住してもらうためにというようなことで、職員一丸となって豪雪対策、除雪には全力を挙げて取り組んでいるところであります。

次に、自前エネルギーを直接6次産業化に活用する考えはどうかとの御質問であります。自前のエネルギーを持つことは、第6次産業のみならず、他の産業、地域においても重要であると認識しております。現在、国では農山漁村再生可能エネルギーモデル構築事業による地域資源を活用した再生可能エネルギーの取り組みを支援しており、隣県では岩手、宮城、福島の被災3県でモデル事業が展開されることから、

この成果や生産コストを注視していきたいと思っております。

オーランチオキトリウム、いわゆる藻を休耕田などで栽培し生産できないかという御質問であります。この藻は光合成を行わず、有機物を取り込んで生育し、体内でオイルを生成するもので、熱帯から亜熱帯地域にかけてのマングローブ林や河口域などに存在すると伺っております。国においては緑と水の環境技術革命プロジェクト事業により藻類等の新規資源作物の利用について調査研究を進め、2020年の実用化を目指しているところであり、筑波大学、東北大学と共同で下水処理施設的生活・産業廃水を利用して研究開発が行われていると聞いております。

本市においては、調査研究の依頼があった場合には農地法などの関係法令や生産調整等の取り扱いを確認しての判断となりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、農業用水路を利用した小水力発電についてですが、本市は奥羽山脈下の盆地地形にあり、標高の高い山々に囲まれた水資源の豊富な地域とは地域のエネルギー可採量に大きな差があるところであります。昨年3月に発表されました山形県エネルギー戦略においても、最上地域の中小水力エネルギーは県内の他地域の5分の1以下と極端に低く、最上川の水を農業用水や消流雪用水として利用していることから、本市の水資源が決して豊富でないことがわかります。しかしながら、平成21年度に市が行った調査や23年度の県の調査では、水量や落差など小水力発電の可能性があると思われる箇所が農業用排水路の一部に見つかっております。これらの箇所については農業用排水路としての使用目的があり、発電事業に活用するには許可水利権の問題や送電、導入費用などの課題もありますが、農業用施設や用排水路の管理施設への活用も考えられますので、施設を管理する土地改

良区の取り組みを注視してまいりたいと考えております。

次に、小水力発電を利用した電気農耕機についてですが、小水力発電が実用的な電源として農業生産の現場近くに設置され、その電力で農耕ができるようになれば、大変夢のように広がるものと思います。現在、電気農耕機については家庭菜園用などの小型の機種が幾つかのメーカーから製造販売されており、農業生産のための農耕機も試作研究段階にあるようですが、農作業に求められる堅牢性や連続作業時間などの課題があるようであります。実用化のめどについては不透明でありますが、機器の開発拠点が立地し、雇用にもつながり、本市の農業生産や技術力の向上に結びつくのであれば、地域社会への波及効果もありますので、今後可能性を探ってまいりたいと思います。

次に、東日本災害時の情報であります。東日本大震災の際は、市では広報車や区長、また消防団の広報を通し情報を発信した経緯がありますが、冬期間だったことや家屋の密閉性などから十分に聞き取れなかったといった課題も上げられております。また、このほかマスコミなどに随時情報発信を依頼し、ラジオなどから放送された経緯もございます。

震災後、市では災害情報等を発信する手段として、平成24年4月に各携帯電話会社からの緊急速報エリアメールを導入し、新庄市内にいる方の各携帯電話へ一斉メールを配信できる体制を整備しております。また、今年度の国の第1次補正予算によりJアラートから発信される緊急情報を住民にダイレクトに伝達する設備の整備も予定しているところであります。

このほか、市のホームページでも情報を発信することにしております。新庄市のホームページのサーバーは県外にあるため、市が被災した場合でもホームページの更新や情報の掲載が可能であり、また友好自治体である茨城県高萩市

や秋田県仙北市間においても情報の代行発信について協定事項に追加しております。

携帯電話やホームページの閲覧といったものについては、それらの機器を持っている人のみしか利用できないといったこともあるため、今後は防災行政無線やFMコミュニティ放送の活用などについても検討するとともに、地域担当制を活用した情報収集、伝達といった体制を強化してまいります。

最後に、職員の採用試験についてであります。御指摘のとおり行政サービスの向上を図るためにも力を入れていく必要があると考えております。このため、これまでの採用試験は9月に行っている統一試験日の年1回でしたが、今年度から行政、土木の上級職については優秀な受験者を確保するために試験を前倒しし、7月に実施しております。資格・初級職は統一試験日の9月に、また初級土木の再募集として12月にも試験を実施したところであります。この結果、昨年度の行政職、土木職の受験者は76名でしたが、今年度は129名と53名の増、率にして70%の増加となり、4月1日からの採用予定が15名となったところであります。

よい人材を確保するためには2次試験がより重要になってきますので、面接、作文、集団討論の3つの試験を取り入れてまいります。面接では、1名の受験者に複数の面接官で行う個別面接で行っております。この面接官については、私就任時、民間の方をお願いしておりますし、また今年度から再び民間の方も含めて採用試験を実施しております。

また、受験者同士が議論することで本人の適性を見る集団討論試験についても、討論のテーマや条件設定に工夫を凝らし、発想力、リーダーシップ、協調性など、事務を遂行する上での必要な資質を多方面から判断できるような内容にしてまいります。

今後におきましても、高校や大学への受験案

内、広報の強化に努めながら、試験内容にも独自性を出すことで、将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） では再質問をしたいと思います。

新庄市内にも非常に人口が、世帯が減っている集落はあるわけです。市としては、その集落、コンパクトシティというお話もずっと答弁の中で聞いていますので、その集落が持続したほうがいいのか、それともコンパクトにまとまったほうがいいのか、どのように考えているのでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 どのような地域にあっても私たちと同じ両方市民でございますので、生活の確保は当然のことながら、地域を守っていく、地域一つ一つの基礎単位、これを集落と呼ぶならば、それを大切に構築していく、これがまちづくりの基本であろうと思います。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 非常に頼もしいお言葉をいただいたところでございます。ありがとうございます。

やはりほかの自治体の例等を見ますと、どんどん集落の世帯が減っていく、あるところまで減った時点で町なかに誘導していくというふうな自治体が多く見られます。ぜひ地元集落の再生と維持を前面に置いて、世帯数が減ることのないように策を講じていっていただきたいものだと思います。

小水力発電、再生可能エネルギーの中で小水力発電にちょっと特化したようなところがありますけれども、それで再質問をさせていただきます。

ます。

先ほど市長の答弁の中で用水路の許可水利権の話が出ましたけれども、国交省では水利使用許可申請書類等従来の山積みになるような書類というのは必要ないよと、むしろ簡素化されて非常に少ない書類で、従属発電というか、用水路を利用した小水力発電についてはそういうふうに国のほうでもかなりハードルを低くしてきています。今までにそういう団体、管理している団体と小水力発電と再生可能エネルギーについての議論は市としてなされたことはありますか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 市が積極的にかかわって行ったというようなことは私自身は聞き及んでございません。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） これからは、それこそその団体にも、もちろん新庄市の職員の皆様にも非常に優秀な方々というか、それこそ英知が集まっているわけです。地域をどうしていくのか、本当に英知を集めてぜひ垣根を越えてどんどん議論していく機会を設けていってほしいなと思います。

総務文教、先ほども申しあげましたように、常任委員会で那須野ヶ原の土地改良区連合に行った際にも、歩きながらの話ではありましたが、星野さんという方が食料とエネルギーは自分たちでつくりたいんだと。それで毎時1,000キロワットもの発電をして、売電しかしてないんですけども、実際やってるわけですね。やはり可能なところであれば、本当にただ流しておくだけではなくて、そこに装置を据えて発電をすればいかかかなと思うわけです。

それで、県の調査の鳥越の1号幹線用水路、その可能性が毎時513キロ、そこに設置した

場合に513キロ、先ほど申し上げましたけれども、ちょっと固定価格全量買い取り制度の数字を当てはめてみました。そうすると、キロワット当たり30.45円で計算すると時間にして1万5,620円、1日ほとんど24時間、水力発電は稼働しますから、そうすると1日37万円、1カ月だと1,100万円、あくまで数字ですけれども、年間にすると1億3,000万円になります。固定価格全量買い取り制度の中では小水力の発電の場合は20年間この値段でという、今のところはそういう設定をしております。20年間でどれぐらいの数字になるか。売電金額にすると約26億円になるわけです。この辺も考えて協議というか、関係団体といろいろ話を進めてもらえればなと思います。

23年度の決算書を見ても、国営土地改良事業費約1億9,700万円、新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金約5,700万円、平成5年から毎年数億円ずつ市が負担しているわけだそうです。受益者の方々も、農家の、受益農家の方々も相当な負担なんじゃないかなと、幾ら軽減対策助成金があったとしても。その辺を採算も考えながらももちろん進めていければいいのかななんて思います。

集落がどんどんしぼんでいく状態を先ほど話ししたわけですが、集落の方々や新庄市の方々というか、職員の皆さんで、市長も含めてですけど、この地域に何が必要で、どうやって維持していこう、維持再生していこうというふうな議論はなされたことはありますか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今の件に関しましては、継続してまちづくり会議とか、あるいはミーティング、いわゆる区長さん方を主役として、地域の窓口として、市長との懇談を忌憚なくやりたいというような機会をこれは充実させているというようなつもりでございます。継続してこ

れをやることによって集落の環境整備、インフラ整備というようなものにもつながっていきまじ、それぞれその地域の中でリーダーシップをとっているの方々、この人づくりにもつながっていくのではないかと。新たな手法も先ほど市長が申し上げましたとお取り入れていきたいというようなことでございます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) ぜひそのような継続的な動きをしていただければと思います。

どう考えても、その地域が例えば再生可能エネルギーを利用したいとか、そういう発想というか、そういうことを思っていない地域であればどうしようもないというか、と思うので、地域の強い意思を酌み取ることができたら、やはり支援する、サポートするという姿勢は大切かと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、災害時のタイムリーな情報伝達について質問したいと思います。

広報車などで当時回ったということです。あとは、今流れているラジオ局を通じていろいろな情報を流したという御答弁をいただきましたけれども、ラジオについては非常に広域なわけです。広報車は余りにも聞く人の条件が左右されるというか、そういうふうなものだと思うんです。先ほど市長が答弁の中で言っていたコミュニティFMということをおっしゃってましたけれど、私は地域が限定されたところでコミュニティFMというのは非常に有効ではないかと思うわけです。もちろん市が主体となってやることは非常に困難かと思っております。しかし、災害等いろいろな情報を、地域の状況に合った情報を流すためには非常にコミュニティFMというのは有効ではないか、そういうふうに見えるんですが、その辺をどういうふうに思われているか聞かせてください。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 ただいま小関議員のコミュニティFM関係の御質問ですけれども、コミュニティ放送については地域密着型でなことで大変地域に密着した放送のようです。しかも災害発生時につまましては的確な地域における被災の状況なり情報発信ができるでなことで、その有効性についてはこれまでも立証されているような状況でございます。

これにつまましては、現在、全国で240を超える放送局があると聞いております。東北では24、県内では酒田、山形、米沢の3地域で開設しているでなことでお聞きしておりますし、その開局するに当たっての設備的な事業費で約五、六千万の事業費を要するでなことで、当然地域の企業なりなんなり関係するところとの協議のもとにその放送たるもの等を勘案した上で必要であるでなことで同意すればその方向に向かうんだと思っておりますけれども、それについて今後は検討してまいりたいと。

なお、災害発生時等の瞬時の情報の伝達でなことでは先ほど市長のほうから答弁ありましたとおり、緊急速報エリアメール、それから昨日補正予算いただきました全国瞬時警報システムを携帯電話に直結した形で自動で転送される仕組みと災害時の発生の迅速な情報の提供でなことでは順次整備しているところです。

ただ、もう一つだけ、このたびの東日本の災害において、さまざまな設備あるけれども、実際に効果が発揮できない、特に停電等の関係もあります。情報の発信については、可能な限りありとあらゆる手法たるものがあれば、それを構築するというようなことが好ましいんだと思っておりますけれども、最終的に時間的なロスはあるかとは思いますが、現在市でやっております職員の地域担当制、これの活用たるもの、これも重要で、かつ手違いのない情報手段であるというふうに考えていますので、そちらのほ

うも一つの情報手段でなことで進めたいと思っています。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） とにかく市民が安心して暮らせる地域にするために、いろんな議論をして最良のシステムを設置していただければと思いますが、私、コミュニティFMと今言ったんですけれども、あの施設というか、設備というのは非常に大がかり、今、課長がおっしゃったように、五、六千万、初期段階でかかってしまいます。

以前、市民の団体というか、ミニFMというのをやっていました。市も参加して広報なんかという、新庄とかというのも何か放送してた時期もあったんですけれども、そのミニFMというのは非常に機材が小さくて、もちろん電力も必要なくて、本当に有効、災害時にも。電波はどれぐらい飛ぶかということ、泉田の先まで、赤坂まで飛びます。ただ、これは認可されていないんですね、総務省のほうで。1回私も総務省の方と話したことあるんですけれども、どれぐらいだと認可というか、クレームつけないんですかとかって言ったら、それこそ子機ぐらい、親子電話の子機ぐらいの電波であればいいですよ、そういうふうなことを言われたわけです。特区としてミニFMを使えるということになれば非常に災害時は有効だと思うんですけれども、そういうことはどうでしょう。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 その有効性、効果については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、ただ通常の運営に際してどういうふうな形態でやるのかというやつが大前提ではないかなというふうに思っているところです。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) コミュニティFMとミニFMが違うというのは御認識いただいていると思うので、ミニFMは総務省が認可していません。しかし、災害時には非常に有効なツールであることは間違いないです、実証して。エリアに届かなかった場合はそこからまた周波数を受けて、周波数を変えてその次のエリアまで飛ばすことができるので、本当に災害時のみ使うということでも非常に有効な道具だと私は思っていますので、それもあわせてトータルで考えていただけないかと。特区申請をしないと使えないらしいですから、そこの辺も考えていただければいいと思います。

最後、職員の採用に民間人をということで、答弁ではもう既に民間人を採用していると、面接官に採用しているということですが、ここに職員採用についてどういう人物を選抜したいかということが人材育成基本方針の中に書いてあります。新庄市の新たな飛躍のため、市民とともに努力する人、時代を先取り、豊かな発想で積極果敢に挑戦する人、市民の目線で考え行動し、夢の持てる新庄市をつくる人と書いてあります。このような人たちをどういうふうにして、どういうふうな手法を使って発掘して採用してきたんでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

沼澤恵一議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 今年度の職員採用試験に当たっては、ただいま小関議員御指摘のように人材育成基本方針、これに従って求める職員像というふうなものを明確にその募集要項に記載させていただいております。市民をつなぐ、未来へつなぐ、成長につなぐといった標語のようなものですが、それぞれ市民の視点に立って考えられる職員、それと時代の変化を捉えて的確に行動できる職員、それから自己啓発に励み、部下、組織の育成強化を図れる職員という、この3つの視点に立った職員像、これが新庄市の

求める職員像であるというふうなことをまず募集要項のほうにはっきり明示させていただいた上で、このたびは積極的にその募集要項を各学校、市内はもちろんのこと、首都圏、仙台、そういったところにも郵送させていただきましたし、殊に県内の大学につきましては部下職員も派遣しましてその説明をさせたというふうな積極的なPR活動を行ってきました。その結果、先ほど市長の答弁のほうにもありましたが、大幅な受験者増を得ることができた。機会が多くなったわけでございますので、その分優秀な人材が確保できるのではないかとというふうに期待しているところでございます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) わかりました。これからも優秀な人材を獲得するために、柔軟性のあつる選抜の仕方をしていただければと思います。

終わります。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩します。

午後3時49分 休憩

午後3時59分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開します。

小野周一議員の質問

沼澤恵一議長 次に、小野周一君。

(10番小野周一議員登壇)(拍手)

10番(小野周一議員) 3月定例会1日目の最後に一般質問させていただきます。市民・公明クラブの小野です。よろしくお願ひいたします。

3月末で定年退職なさる職員の皆様方には本当に長い間、職務とはいえ市の発展に長く御尽力いただきまして、本当にありがとうございます

した。今後は一市民としてさらなる市勢発展に御指導のほどお願いするものであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本市のまちづくりの将来の都市像として、豊かな都市環境を育む田園都市を描いた都市マスタープランは平成8年に策定され、最終年度である平成27年度までの20年間と大変長い期間となっております。このマスタープランにおいて、長期を見据えた計画であることから、中間年の10年後には実情に即した見直しを図っていき、また経済社会の動向などにより計画内容に大きな変化を要する場合には状況に応じて適宜見直すものとなっております。今日までどうして見直しがなされてこなかったのか、また本市のまちづくりに特に土地利用として弊害はなかったのか、あわせてお聞きするものであります。

20年間と大変長いまちづくりの計画期間中において、将来の本市が進むべき道を示した計画が策定されてきたわけですが、あるべきまちづくりの方向性を見据えて都市計画時の用途、地域の見直し、農業振興計画、下水道整備計画、雪対策など適宜整合性が図られて調整がなされてきたのかお聞きします。やはりまちづくりは各原課ばかりがやるんじゃなくて、全庁挙げてこれからも新庄市の進むべきを取り組むべき姿であると私は考えております。

第4次国土利用計画の土地利用の基本方向としてコンパクトなまちづくりが推進され、まちづくり総合計画にも町なか居住の促進策として考え方が盛り込まれております。平成14年1月に策定されたコンパクト交流、文化都市構想に基づいてのまちづくりなのか、策定から10年が過ぎていますが、どのような新庄市におけるコンパクトなまちの将来像を描いているのか具体的にお聞きするものであります。

あわせて、国土利用計画に平成32年度までに29ヘクタールの宅地増が見込まれていますが、

目標年度までの具体的な計画や都市計画との政策についてはどうなのかお聞きします。

次に、本市の基幹産業である農業振興についてお聞きします。

なお、農業振興地域整備計画の総合見直しは一番最後に質問しますので、よろしくお聞きしたいと思います。

本市においても、前政権の民主党の目玉政権である戸別所得補償制度の加入促進や、新規就農者、認定農業者等を対象とした人・農地プランを推進しています。しかし、このごろ政府はTPP（環太平洋経済連携協定）の交渉参加に大変前向きであるようです。関税を撤廃した場合、農林水産省の試算によりますと農林水産業の産出額が4兆5,000億円の減、農業がだめになれば、農村、農業が8兆円とも言われる多面的機能のうち3兆7,000億円分が失われるという試算が示されました。

このような大変厳しい時期に、吉村県政2期目の新しい目標として、県の農業産出額3,000億円をさらに増加する取り組みに加え、今後4年間で年間売り上げ1,000万円以上の農家数を現在の1.5倍に当たる3,600にすると掲げております。

本市においても、安定的な農業経営の基準として農業振興計画案に10年間を目標に年間農業所得400万円程度を目標とする21の営農類型と400の経営体を設定しております。今後4年間の県、市、農業団体の連携を含めた取り組みをお聞きするとともに、目標とする新庄市の農家戸数についてお聞きしたいと思います。

全国的に環境保全や農産物の安全安心への取り組みが当然のこととされるようになってきております。農林省においても化学肥料や農薬の低減、地球温暖化対策に取り組む農家を支援する環境保全型農業直接支援交付金の事業が新設されましたが、本市における取り組みと有機農業の実態についてお聞きするものであります。

平成23年に策定されました最上広域農業振興計画にも最上地域全体を一つの農場と位置づけた環境保全型農業の推進を振興方針として位置づけております。さらに、県においても平成22年、全県エコエリア山形農業推進プランを策定されてます。推進プランには、環境保全型農業に取り組んでいる現在55%の農家数の割合を平成26年度には70%、平成31年度は75%の数値目標としておりますが、本市としても関係団体と一体となった推進体制とその取り組みに協力を求める必要があると思います。本市において県内の市町村に先駆けてこれらの数値目標を達成し、関係団体と一体となり新庄市内の全稲作農家のエコファーマー化を推進し、環境に優しい新庄市を全国的に発信すべきと考えるが、その取り組む考えはあるのかないかお聞きしたいと思います。

最後の質問になりますが、農業振興地域整備計画の総合見直しについてお聞きします。

現在、優良農地の確保、保全に最大限の努力に努めながら26年ぶりに農業振興地域整備計画の総合見直しがなされております。昭和60年策定以来、社会情勢の変化、特に農業に関してはいろいろと大きく施策が変化しております。この見直しについては、今まで多くの議員がこの壇上より質問し、議会からも政策提言として市の基本方針に定住促進を標榜しているのであれば、土地利用の大きな足かせになっている農業振興地域の見直し、いわゆる農振除外を早急に行うべきという提言をしてきた経過があります。また、農用地区域の除外については、昭和60年以来現在に至るまで26年間という大変長い間、通常その都度軽微な変更による一般管理で実施されてきております。

私は、総合見直しであれば、まして26年ぶりの見直しであれば、新庄市全体の将来の土地利用計画などに沿った形での都市計画との調整を図りながら、通常その都度警備な変更で実施さ

れる一般管理ではなく、特別管理によるいわゆる総合見直しによる全体的な計画の見直しをするべきと思っております。やはり新庄市全体の将来にわたる土地利用の計画に整合性を持たせて計画をするべきではなかったかと壇上より質問して終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは小野市議の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

市の都市マスタープランにつきましては、平成4年の都市計画法改正により市町村は都市計画に関する基本的な方針を定めることになり、市独自のマスタープランとして平成8年3月に定めたものであります。都市マスタープランの計画期間は20年間と長きにわたるものでありますので、策定時において中間年での見直しや計画内容に大きな変更を要する場合は適宜見直しを付記したところではありますが、もとより都市マスタープランは市の振興計画や県の都市計画区域マスタープランに即し定められているところでもあります。

御承知のように、第4次の振興計画はまちづくり総合計画として平成23年にスタートしたところであり、また県のマスタープランは平成12年を基準年に32年を目標年次として策定されたものでありますので、そうしたことから市の都市マスタープランを中間年である平成17年に見直すに足りる大きな変更要因がなかったということで見直しは行わないできたところでもあります。しかしながら、ただいま申し上げましたとおり、平成23年に第4次の振興計画もスタートしたところでもありますので、県のマスタープランの見直しについての調整を図りながら、本マスタープランの目標年度である平成27年度に見直しが可能なように関係機関と調整をしてまい

りたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、用途地域の見直しについてであります。都市マスタープランでは目標年度までに約176ヘクタールの市街地拡大を想定いたしましたが、人口減少や経済活動の縮小、市街地の空き地、空き家の増加という現実から、市街地拡大のための用途の見直しや事業の展開ができないという中で今日に至っているわけでございます。当然、農業振興計画との関係につきましても、農業振興地域と用途地域とは表裏一体の関係にありますので、そうした人口、経済等のフレームや現用途内の残存農地の問題もあり、市街地拡大を想定できなかったわけでございます。しかしながら、現在、農業振興地域の見直しが行われているところでありますので、マスタープランの見直しの際はそうした点も踏まえマスタープランを見直し、その上で用途についても必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

下水道については、公共用水域の水質保全及び雨水排水対策の強化を図ることを目的に、市街地の下水道整備と普及、新市街地への計画的な下水道区域の編入という方向性をマスタープランに掲げ、実際下水道事業を展開してきたところであります。

また、雪対策については、マスタープランにおけるまちづくりの基本目標の一つに据え、市街地における雪に強い道路や流雪溝の整備充実を掲げ、事業を推進してきたところであります。これら個別の事業については、引き続きマスタープランに基づき取り組んでまいりたいと考えております。

なお、土地利用を規制する計画になります都市計画、農振計画、またその上位計画である国土利用計画につきましても、整合性のとれたものにしていくため、今回の都市計画の見直しについては計画期間中間見直し時期を考慮してま

いりたいと考えております。

次に、まちづくり総合計画、国土利用計画に共通しておりますのが目標年次を平成32年とし、目標人口を3万7,000人としているところであります。どちらの計画も平成22年度に見直しをしておりますが、これまでの計画が人口増加を想定した開発志向でもあったことから、人口減少社会に対応したまちづくりを進めるため、これまで形成してきた社会生活基盤の有効活用を一つの方針としております。都市計画や農業振興地域整備計画が見直しされる際には、この方針に沿った見直しが図られることとなります。市街地には都市機能を整備するため、街路や下水道などこれまで多くの公共投資を行ってきました。

今後は、人口増加を見込むことは難しく、税収の増加も期待できない中、無秩序な拡大はその維持管理もままなりません。コンパクトなまちづくりについては、持続可能な社会の実現の向け、これまで整備してきた都市機能を有効活用させることを基本として、用途地域及びその周辺を市街地居住ゾーンとした展開を図りたいと考えております。

まちづくり市民アンケートにおいては、市内で転居したい人の理由の半分以上が市内の中心部の便利なところで暮らしたいとなっております。これまで整備してきた都市機能でありますので、質的向上を図りながら、子供からお年寄りまで安全安心で快適に生活できるよう環境整備をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、これからの市の発展を考え、雇用あるいは交流活動の拡大に可能性を持たせるため、国土利用計画におきましては宅地についてはある程度の増加を見込んでおります。計画策定時のトレンドなどから住宅地については10年間で新たに必要な規模を想定し増加を見込んでおります。工業用地については、中核工業団地での企業立地を目標に増加、そして事務所、店舗な

どの増加も一定程度見込み、宅地全体として29ヘクタールの増加としております。どこに何の施設をといた計画ではありませんので、民間活力による立地計画などにより増減は出てくるものと考えております。計画策定時から宅地は増加しており、幾分か地域経済が盛り返してきた結果ではないかと考えておりますが、さまざまな動向を捉えながら計画に沿った定住のための住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今後の県と連携を含めた目標農家戸数についてであります。昨年末、再選出馬を前に吉村知事は2期目の政策集「さらにプラスの山形へ」を発表されました。その具体的な数値目標として農業部門では年間売り上げ1,000万円以上の農家を現状2,400戸から1.5倍の3,600戸に拡大を目指すということでございました。この現状ベースは平成23年の農業構造動態調査であろうと思っておりますが、この調査は市町村ごとでは公表されておらず、新庄市においての売り上げ1,000万円以上の方がどれぐらいいらっしゃるのかは平成22年の農林業センサスで公表されております108戸、7.4%以外にその実数の把握はできてございません。知事の数値目標である3,600戸は山形県全体の販売農家数の9.6%ということにもなりますが、本市の認定農業者現290名中更新された方の農業所得目標400万円を達成した認定農業者は11.8%となっております。また、現在変更を進めております新庄農業振興整備計画策定に伴う農家意向調査結果によりますと、回答者の8.9%の方が年間農業所得400万円以上と回答がございました。いずれの結果からも、本市の農業者は知事の数値目標にもかなり近い線で頑張っているところと見ております。

平成24年を目標として県が実施してまいりました農林水産業元気再生戦略の重点プロジェクトは、本市においてもこれを推進し、農業産出

額の拡大を目指してまいりました。今後は、現在策定が進められている次期戦略におきましても県との連携を一層強め、6次産業化など農林産業の有する可能性を発揮し、農林業を基点とした農業産出額の拡大と認定農業者など中心的経営体への面的な農地利用集積などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指したいと考えてございます。

また、現在策定中の農振計画変更案においては目標認定農業者数を310戸としてございますが、認定農業者の経営改善計画は全員400万円以上の農業所得を目標としているところであり、一人でも多くの方が目標達成できるよう市といたしましても支援してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、全県エコエリア構想であります。畜産堆肥などの有機性資源を活用した土づくりを行いながら化学肥料や化学合成農薬を二、三割以上減らした農産物の生産に県内全ての地域で取り組むとする構想で、販売農家に占める環境保全型農業を実施する農家数の目標を平成21年の58%から平成26年には70%、目標年の平成31年には75%とするとしております。この構想の実現のため、耕種農家と畜産農家が連携した堆肥需給調整の仕組みづくり、散布組織の育成、堆肥や稲わらなど地域に存在する有機性資源を活用した土づくりに取り組み、さらには生態系に配慮した施肥、病虫害防除技術の研究開発、市町村や農業団体などが中心となっていく地域単位の活動のための条件整備、担い手となるエコファーマーの拡大について、関係機関一体となって推進するとしております。

本市における有機農業、環境保全型農業についてであります。平成24年度の取り組み面積は有機農業で約183ヘクタール、特別栽培で約260ヘクタールとなっております。これにはつや姫の栽培面積の拡大と平成24年度から始まった環境保全型農業直接支援対策によるところが

大きく、今後も増加する傾向にあり、関係機関と一体となり推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、農業振興の全体的な計画の見直しですが、議員御指摘のとおり基本的には本市の国土利用計画、都市計画、そして農業振興地域整備計画のそれぞれが足並みをそろえ計画策定をすべきであると言えます。ところが、各計画の見直し年次が異なること、計画を管轄する県の部署が異なり、必要とする変更の要件もそれぞれ異なることなどから、現実的にはなかなか思うように取り組めないのが実情でございます。

農振の総合見直しにおける農用地区域からの除外は、かつて道路のセンターラインから左右数十メートルを行政側の判断で除外することができた時代もありますが、現在は総合見直しであっても優良農地の保全と活用の観点から、具体的な利用目的と除外5要件に合致しない限り除外は認められないとするのが県の取り扱いとなっております。

このたび本市が行った農振の総合見直しの一番の目的は、農業振興におけるマスタープランの見直しであり、農地利用計画にあってはデジタル地番図をもとにした一筆管理へ移行したものでございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） ありがとうございます。

実は、今、答弁の中で、私もこのマスタープランがあること自体、必要なかったと言えば大変失礼なんですけれども、私が議員になる前のマスタープランですよね。そして、あと2年残っているわけです。本当に非常に長いマスタープランなんですけれども、これが市長の答弁を聞きますと中間年でのいろいろ起きた場合は見

直しをすることになっているんですけども、見直しをする用途がなかったという、ちょっと市長としてはそういう社会情勢のそういういろいろな経済動向を把握してなかったのかなと、私ちょっと今思いました。ということは、私、議員になってから、恐らく平成15年ですか、市の人口が減ってる中で、何とか最上郡から新庄に人を呼び込もうということで、定住促進住宅プロジェクトチームをつくりましたよね。あの計画さえ恐らく途中で頓挫してるんじゃないかと私は思っているんですけども、そして今、市長言いましたけれども、やはりいろいろな上位法なり国土利用計画なり振興計画なり農振計画なり、やはり設定する策定時の年度と目標年度が、あとは県のそういう計画がずれてるものだからというお話ありました。やはり新庄の土地利用のこれからの新庄をどうするんだということ、やはり原課だけじゃなくて、都市計画をどうするんだ、農振計画をどうするんだ、下水道の整備計画どうするんだ、雪対策はどうするんだ、そういうやはり全庁挙げてかかって、そしてその計画というものを、年度というものを同じように進めれば、新庄市としてもこれからのお一層すばらしいまちづくりになると私は思うんですけども、どうですか。

星川俊也都市整備課長 議長、星川俊也。

沼澤恵一議長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 全く議員のおっしゃるとおり、土地利用の規制に関する計画についてはそれぞれ省庁違った結果あるわけですけども、新庄市にとってみれば同じ土地なんで、それは一緒の計画であるのが一番望ましいと思います。

なお、先ほど市長の答弁の中で、平成17年に大きな要因、見直さなかったということについては、都市計画につきましてそのときのいわゆる新庄市の振興計画、総合計画、それに沿うということでありまして、そのとき一番の今現在の都市計画が合わないのは人口フレームです。

27年まで5万3,000までふえるということで、いわゆる住居地域、工場地域合わせて176ヘクタール拡大するという、そういうような構想をもとに、ただマスタープランの中にはいわゆる高規格道路の整備とか下水道の整備とか、そういうものもあります。その内容については、マスタープランのままでも今現在でも進められております。ただ、問題なのは農振と都市計画用途区域が表裏一体だったと。そういう中で、片方の土地利用規制が変更されるという状況の中で、やはりその時点でも、あと23年にもそこで変わったわけですけれども、その用途の切りかえの時期がもう2年後で26年には基礎調査をやっかえるとい、そういうタイミングだったものですから、17年にかえなかったのは第3次の振興計画に縛られていたと。今回の見直しについては、第4次の振興計画の中でマスタープランをつくりながらいろんな用途地域の見直しを図っていき、なおかつ先ほど言いましたように土地利用規制については国土利用計画の上位計画に合わせた形で中間の見直しあるいは本来の見直し、そんなものを目指していきたいというふうに思っております。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) やはり大変長い26年という期間であるので、いろいろなことがあったと思います。そういう中で、原課だけのつながりでなくて、特にこれを扱うのは総合政策課の分掌事務というのを見ますと市政運営の総合計画に関することとかいろいろ書かっていますよね。その辺やはり総合政策課あたりで調整をなさって、そして今後の新庄市のまちづくり、都市計画でもやっていってもらいたいと思うんですけれども、課長、どうですか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 きのうちからきょうとさま

ざまな新庄市の冠がついた計画、出てまいりましたけれども、きょう御指摘のまちづくり総合計画、国土利用計画、都市計画、農振、非常に基幹的な計画、市の大きな方向づけをする基幹的な計画というような認識を持っております。したがって、これらを中心としてやはり一体的な計画なんだと、一体性を有するものなんだというようなことの認識のもとに改めて関係各課の中での協議を建設的に進めるというようなどころではおっしゃるような形で私どものほうも立場上いなければいけないというようなことは自覚したいと思っております。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) やはりこれからの将来の何ていうんですか、課長さんというか、職員のためにも仕事がしやすいように、そのような方向づけにやっていってほしいなというふうに思っております。

また、私、常に思うんですけれども、これの土地利用の弊害に、今、新庄市に3つの学校がありますよね。それは皆さん御承知のとおり、やはりこの市内、空洞化になって、その周りが余りにも規制が激しかったために、あるところはマンモス校になっていて、市の中心となっている学校が減り続けております。そういう状態、教育長、どう思われますか。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 3つの学校というのは恐らく新庄、沼田、日新でしょうか。新庄、明倫、日新、中学校で。減っているというようなものについては少子化というような部分で、それぞれ恐らく私が明倫時代は700弱、今が300ぐらい、新中は1,200ぐらいいたのが今は265、日新は恐らく同じぐらいだと思うんですけれども、今400ということで。そういう中で一番と減り方が激しいのはやはり新庄中学校かなというふうに思い

ます。

これはやはりいろんな要素があると思うんですけれども、一番はやはり中心市街地の人口減少とか、その部分が一番作用しているのかなど。特に日新はふえたというのは、私なんかはよく、陸羽西線がうちの前を通ってんですけども、あれが南側を通ってたら北のほうにもどんどん人口が来たのかなという、そういう思いをずっと持っているんですけども、そういう大正時代のまちづくりというのが南へ南へというふうな形になって日新がふえてきたというふうなことかなというふうに思っています。

じゃあ、ふえたから学区の再編をして生徒数を等分にするというのも非常に難しいので、そういう今の現状の中で学校をつくっていかざるを得ないのかなというふうに思っています。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 何もこっち学区聞いているわけじゃないんですけど、やはり市街地が空洞化になって、その周辺の土地利用の26年間余りにも規制が激しかったからこうなったんですよという意味で私言ったんです。学区云々で私言いません。

次に、時間もあれですけど、最後の農業振興整備計画でちょっとお聞きしたいと思います。

26年ぶりの農業振興計画総合見直しなんですけれども、じゃ最初にお聞きします。総合見直しと一般管理の違いはどうなんでしょうか。まずお聞きします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

沼澤恵一議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 お答えいたします。

かつて特別管理と言われていたものは、一定期間、農振除外編入を凍結しまして、その期間で農振整備計画を策定するというふうなことでございました。現在はその表現の仕方を総合見直しというふうに表現しているようでございま

すが、県のほうに確認してみますと、やはりここに来ていわゆる食料自給率の向上とかで優良農地を確保保全しなさいという大きい大義名分がございますので、行政としてその辺積極的に除外編入できる要素としましては、例えば山間部に農地開発、昭和50年代、60年代、農地開発ということで山林のほうに相当農地、農用地の設定をしましたが、このような状況の中で開発可能地が開発予定がなければそれは若干下げても、里山のほうを下げていいとか、あるいは沢田、中山間地において圃場整備の計画がなければ、その辺については農用地区域から外してもいいよと、そのような取り扱いができるというふうに聞いてございます。以上です。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 話がちょっとずれてるみたいですけども、26年間どうしてその都度軽微な簡単な農用地からの除外をしてきたかというと、やはりそれだけ都市計画との新庄市とのまちづくりとの兼ね合いがなかったからそうやってきたんじゃないんですか。だから農業振興地内にある白地のほうに住宅が建って行って、用途も何も関係なくだかだかだかだかとうち建てていったんじゃないですか。だから去年、おとし、本来ならば用途地域に下水道が行くのを余りにも白地のほうにも行くもんですから、そういうところの下水道のほう、白地のほうの下水道のほうにも都市計画税を賦課したんじゃないですか。余りにも計画性がないと私は思うんですよ、全体的な。だから先ほど都市整備課長にお願いしたのは、全庁を考えた計画の年度を決めてくださいと言ったのはそういうことを私言ったんです。

今、課長、県からの云々と言いましたけれども、それは24年ですか、44年ですか、農業地域整備計画のそういう法律できたのは、恐らく大きく変わってはいないと私思うんです。どうし

て26年間軽微な細い除外しかしなくて、26年ぶりに総合見直しをした場合でもこの3年間一般管理でやってきたのか。だから、それは農林課だけの話であって、全庁挙げて話を詰めてこなかったからこのような結果になったと私は思うんです。それまでスケジュール表を見ると総合政策課なり下水道課なり都市整備課なりそういう方々の会議を何回となくしておりますよね。本当26年間、本当に新庄市の農用地の持ち方どうだったんですか、本当に。恐らく山形県で平成に入ってしなかったのは私は新庄市だけだと思います。それだけ優良農地を守れば一番でございます。しかしながら、先ほど言いましたけれども、町の空洞化なり、その近辺の開発するのを余りにも規制を激しくしたおかげでこのような状態になったのじゃないかと思っております。そういうこともあって、先ほど課長言いましたけれども、これは農振だけじゃなくて、農林課だけでなく、全庁挙げてやはり目標年度を決めて、あすの新庄をどうするんだということをどうかお願いをする次第であります。

あと、農業振興に戻りますけれども、今回も吉村知事も大変厳しい中、今の産出額を1,000万以上の農家を1.5倍にするという公約が出ました。そういう中で、そういう農業産出額を上げるがための手だてとして創意工夫プロジェクトとか園芸チャレンジ事業とか、あと畜産部門がありますよね。そういう中で、きのう市長の施政方針の中で新庄の重要品目についてはかさ上げをしますよという話がありました。本当にこれは今までは新庄市は財政がないから市単独のかさ上げはできませんよと言われてきました。しかし、郡部を見ますと創意工夫なり園チャレはもちろん、畜産に関しても産出額を上げるために何らかの工夫をしてやってるわけなんですよ。ことしは園チャレになったようだけれども、来年以降も、すぐとは言いませんけれども、ほかの町村並みに上げてもらえれば、やは

りこの新庄市、新庄市農協、新庄もがみですか、2つの農協あって、その中に新庄市、舟形町、最上町とあるわけですよ。その中に入っている組合員の方々が困惑してると思うんですよ。同じ事業しても同じ組合の組合員が、新庄市に入っている組合員は今までだったら県単独の3分の1しかもらわなかった、恐らく来年からことしなると思うんですけれども。ほかの地域は大体半分ぐらいなんですからね。そういう意味でいろいろな絡みがあると思うんですけれども、ことしは園チャレのほうにつけていただきましたけれども、かさ上げ、きのうの施政方針で初めて私わかったんですけれども、来年、再来年でもいいですから、どうか創意工夫にも畜産のほうにも農業全体の産出額を上げるための手段としてそういう応援をしてもらえる気ありませんか、お聞きします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

沼澤恵一議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 やはり農業が元気になることはまちが元気になることだというふうに考えておりまして、このたび久々でございますが、財政との交渉の中でいわゆる施設集約型の農業について品目を絞ってかさ上げをしたいというふうなことで、平成25年度予算編成においては園活のほうに予算要求させていただきました。今後も振興していく作目、品目を定めながら、所得の増大に結びつく部分について支援できるかどうかを周辺町村あるいは県内あるいはJA等と協議していきながら、そのような方向で協議していきたいなと思っております。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） ちょっと言い忘れましたが、農業振興計画の見直しの際は、農業委員会の会長もおりますけれども、最高議決機関はあれですよ、促進協議会が一番の最高議決機関ですよ、違いますか。じゃいいです

けれども、私の見間違いかもしれませんが、それで我々に12月ですか、9月ですか、このような資料をもらいましたよね。農振に関する農用地からの除外要望箇所、農用区域からの除外するために行う農用地区区域の変更等にする事の判断についてと、この判断について恐らく今回も宮内地区の外したと思うんですけども、この判断基準は今後とも生きるんですよ、それ確認したいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

沼澤恵一議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 農用地利用計画については、県知事の同意を要する協議が必要となっておりますが、最終的には決定を公告して有効となります。それで、新庄市としての判断としまして、いわゆる農振法13条第2項の1から5号までであるんですが、この5号各号まで該当するという事の判断で市としては一応決定させていただいたと。ただし、ただいまもお話ししましたように、県知事との協議をして同意をもって市の決定となりますので、今後具体的に県との協議がありますので、その中で県がどういうふうにかこの除外5要件を判断するかということになりますので、市としては除外適当というふうな判断で協議をしたいというふうなことでございます。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

沼澤恵一議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） 最後になりますけれども、用途が今新庄市に11ぐらいの用途がありますけれども、今回の農振地内の外した白地ですよね。これからそういう方向づけで開発すれば必ず、よく役所で言う参酌的な開発が行われると私は思うんですけども、重々そういう虫食い状態にならないような開発をしてくださるようお願いをいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

散 会

沼澤恵一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日6日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後4時49分 散会

平成25年3月定例会会議録（第3号）

平成25年3月6日 水曜日 午前10時00分開議

議長 沼澤 恵一 副議長 小嶋 富弥

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	5番	石川正志	議員
6番	佐藤義一	議員	7番	奥山省三	議員
8番	沼澤恵一	議員	9番	平向岩雄	議員
10番	小野周一	議員	11番	小嶋富弥	議員
12番	清水清秋	議員	13番	小関淳	議員
14番	遠藤敏信	議員	15番	新田道尋	議員
16番	下山准一	議員	17番	山口吉静	議員
18番	森儀一	議員			

欠席議員（1名）

4番 佐藤卓也 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	近岡晃一
市民課長	荒澤宏二	福祉事務所長	小野享
神室荘長	信夫友子	環境課長	坂本清一
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	田口富士雄	都市整備課長	星川俊也
上下水道課長	沼澤利明	会計管理者兼会計課長	小山田昭
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
生涯学習課長	小嶋達夫	生涯スポーツ課長	高木勉

監査委員 高山孝治
選挙管理委員会会長 矢作勝彦
農業委員会会長 星川豊

監査事務局員長 安食敬二
選挙管理委員会会長 森隆志
農業委員会会長 沼沢充広

事務局出席者職氏名

局長 柳橋弘
主査 川又秀昭
総務主査 高木祐子
主事 八鍬貴征

議事日程（第3号）

平成25年3月6日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 1番 伊藤操 議員
 - 2番 佐藤悦子 議員
 - 3番 新田道尋 議員
 - 4番 山口吉静 議員
 - 5番 高橋富美子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成25年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	伊 藤 操	1. 地域包括支援センターについて 2. 市民の健康づくりについて	市 長
2	佐 藤 悦 子	1. 住み続けるなら新庄市と言えるような、福祉施策の充実について 2. ごみ袋について 3. 雪対策について 4. 教育とスポーツに体罰と暴力の指導は根絶すべきではないか	市 長 関 係 課 長
3	新 田 道 尋	1. 再生可能エネルギーの導入に関して	市 長 教 育 長
4	山 口 吉 静	1. 市女性職員を幹部に登用することについて 2. 小・中学校の英語活動の現状と課題について 3. LED照明で明るく節電・コスト削減について 4. 電線類地中化について 5. 高齢者の入浴等について 6. 教職員の体罰について	市 長 教 育 長
5	高 橋 富美子	1. 防災・減災対策について 2. 学校耐震化について 3. 学校給食のアレルギー対応について	市 長 関 係 課 長

開 議

沼澤恵一議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。欠席通告者は佐藤卓也君1名であります。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

沼澤恵一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は5名であります。これより2日目の一般質問を行います。

伊藤 操議員の質問

沼澤恵一議長 それでは最初に、伊藤 操君。

（2番伊藤 操議員登壇）（拍手）

2 番（伊藤 操議員） おはようございます。

本日、最初に質問の壇に立たせていただきまず会派開成の会の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

3年続きの豪雪で、冬がこんなにも過酷であるものかと改めて感じるところでございます。積雪に加えてふぶく日も多く、除雪に困難を来した日もあり、市民生活には多大な影響があったことと思われまます。とある高齢者世帯の方から、「もうここには住めない」と悲嘆にくれた言葉をかけられた日がありました。「春はもう

すぐだから頑張らしよう」と、ありきたりの返事しかできませんでしたが、地域と行政の連携した支え合いがますます大切になってくると感じたところです。

それでは、通告に従いまして幾つかの質問をさせていただきます。

まず、新庄市地域包括支援センターについてお伺いたします。平成18年に介護保険法の改正により、介護給付の抑制策の一端として全国の各自治体に設置が義務づけられました。その地域包括支援センターが、地域の生活圏において十分な役割を果たしているのかが現在全国的な問題となっております。当センターは非常に多忙化しており、本来の地域における在宅支援のためのネットワークづくりがなかなか進まず、予防プランニングの作成に追われ、ある場所では介護予防プラン専用のセンターとなっているようです。本市新庄地域包括支援センターは、介護予防支援事業所と兼務で運営されておりますが、予防マネジメントのみに引きずられていないか、その運営の状況をお伺いたします。

次に、地域包括支援センターに配置している社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の業務についてお伺いたします。利用者の個々の相談について、それぞれの専門性を発揮し、連携して地域での在宅支援に当たるといのが本来の姿ですが、本市の場合はどうでしょうか。

続きまして、地域ケア会議についてお伺いたします。市内の介護関連の事業所より、看護師、介護福祉士、サービス提供責任者及び介護支援専門員などが参集し、困難事例の検討会議が年数回開催されております。各専門職の意見を聞くことにより大きな成果につながっているものとは思いますが、では、地域の連携や地域資源の活用などを区長、民生委員、町内会の代表などと話し合う、横につながる会議は開催されているのかをお伺いたします。

次に、ボランティア、NPOなどとの連携に

ついてお伺いいたします。地域包括支援センターにかかわるいわゆる対象者のことですが、主に要支援1・2の介護度がついている方が大半ではないかと思えます。中には、1人で通院している方、またはひとり暮らしの方も多そうです。特に本年のような大雪に見舞われた場合には、不安を抱えながら日々過ごしているようです。こういう場合は、包括支援センターの職員がどのような努力をしても追いつかないと思えます。そこで、ボランティアや住民団体、NPOとの連携は必須と考えられます。どのようなアプローチで協力を得ているのかをお伺いいたします。

続きまして、現在の地域包括支援センターの規模と設置場所についてお伺いいたします。高齢人口6,000人に1カ所の設定となっており、新庄市の人口規模では2カ所の設置となっております。財源の関係もあり、1カ所にまとめて機能の強化を図っているのだらうと推察されますけれども、市の中心部で果たして地域の生活実態やそのほかの実情の把握ができるものなのでしょうか。社会福祉協議会に委託した事業ではありますが、同一の場所に設置しなければならない理由があるのかお伺いいたします。

次に、県において開発された花の山形！しゃんしゃん体操についてお伺いします。市内においても、この体操の普及員は数十名確保されております。高齢者にとってはなじみの深い音楽で、山形の県民性に合った動きで、しかも簡単です。けれども、それでも拡大しなかったというのが現状です。県では、再度この体操を広く推進しようという動きが既にあります。本市ではどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、市民の健康づくりについて伺います。現在、日本人の平均寿命は、男性でおおむね79歳、女性で86歳と言われております。世界的な長寿国家で、医療と食事の高水準がうかがえ、まことに喜ばしいことではあります。しかし、

懸念事項も存在します。それは、健康寿命とは数年の隔たりがあるということです。健康寿命とは、介護を受けたり病気で寝たきりにならずに、自立して健康で生活できる期間を言います。男性では70歳、女性で73歳と平均値がそうとなっております。そうすると、男性では9年間、女性では13年間もの長い間、何らかの痛みや病気の症状を抱えての生活を余儀なくされるということになります。

将来にわたり健康を維持するためには、幅広い世代で自身の健康に対する意識づけが必要となります。少しでも平均寿命と健康寿命のギャップを埋めることが、人としての幸福につながるのではないかと思います。来るべき高齢化社会に備えて、若年層への健康に関する啓蒙活動をさらに活発にしていく必要を感じますが、市のお考えをお伺いいたします。

最後に、近年注目されてきたロコモティブシンドロームについて伺います。ロコモティブシンドロームとは、筋肉や関節、骨などの運動器官が衰え、歩行困難になり、いずれ寝たきりなどの要介護リスクの高い状態になることを言います。運動器症候群とも言います。メタボに続く国民病とも言われております。初期症状は40代ころから始まり、約3人に1人が発症する可能性があり、改善に力を入れている自治体も次第にふえてきております。

本市においては、他の地域と比較し、若年層の特に30から50代の方の健康意識はそう高くないように見受けられます。生産年齢であることも一因ではあると思えますけれども、先ほど述べた健康寿命を延ばすという目的においては、合致する部分が多いと思われれます。スポーツなどだけではなく、日常生活の中においても改善の方法は幾らでもあるということです。本市では、この改善に向けてどのように考えているのかをお伺いいたします。

以上をもちまして、私からの質問とさせていただきます。

たきます。御清聴に深く感謝申し上げます。

(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、伊藤市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

新庄市地域包括支援センターは、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護や福祉、健康や医療など生活の安定のために必要な援助、支援をさまざまな面から総合的に行う中核機関として、平成18年4月に設置されました。開設以来、困り事や心配事が気軽に相談できる機関として、今まで多くの市民の方に利用されております。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーと保健師が中心となり、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行い、高齢者の総合的な支援を行っております。

介護予防ケアマネジメント業務は、介護が必要となるおそれのある高齢者及び要支援の方に、介護予防ケアプランの作成を行います。総合相談支援業務は、高齢者やその家族の皆さんが抱える介護や保健、医療や福祉に関する悩みや心配事などに対応します。権利擁護業務は、高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、さまざまな権利を守ります。例えば、高齢者虐待の早期発見や成年後見制度の紹介、消費者被害対応などを行っております。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者の状態の変化に対応し、包括的かつ継続的サービスが提供されるように、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

現在、相談事の内容も多様化、困難化しており、問題解決まで長期化することもふえてきております。最初の御質問でございますように、

本市の地域包括支援センターも多忙化している状況にはありますが、予防プランの作成に追われ、本来の業務がおろそかになっているような状況にはなっていないと報告を受けております。

次に、職員の専門性についての御質問ですが、社会福祉士は、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務を担当し、主任介護支援専門員は、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括・継続的ケアマネジメント業務を担当しております。介護予防事業については、通所介護予防事業として対象者が通所という形で通いながら、運動器の機能向上と口腔機能向上を組み合わせたプログラムを規格化し、市が適当と認める施設に委託業務として取り組んでおります。各職種の職員が専門性をフルに活用し、関係機関やおのおのが連携を図りながら、チームとして業務に当たっております。

続いて、地域ケア会議についての御質問ですが、現在国が進めている埼玉県和光市方式での会議開催には至っておりませんが、和光市方式を参考にした形でのケア会議を試験的に実施しております。ケア会議開催に向けて、多職種、各医療専門職などのへ費用弁償の問題など、国による見解や指針がまだ示されておらず、今後の動向を見ながら対処していく必要があると思います。

また、平成25年度には、県による多職種協働推進等事業として、地域包括ケアシステムの構築に向けた広域医療介護等連携チームの運営、地域ケア会議を開催する市町村への専門家の派遣が予定されており、今後の動きに注目していきたいと考えております。

次に、ボランティア、NPO等へのアプローチについての御質問ですが、各種相談内容により関係団体等への働きかけや協力依頼を行い、地域における多様な社会資源のネットワークを

活用し、問題の早期解決を図っております。

続いて、現在の地域包括支援センターには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師それぞれ2名ずつが配属になっております。市の基準では、65歳以上の1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1名ずつと定めておりますが、平成24年4月1日現在の1号被保険者数は1万209人で、2名ずつの配置は妥当のものと判断しております。

また、市内の中学校区ごとの相談窓口として3カ所の在宅介護支援センターが設置されており、各地域での介護保険サービス利用などについて、地域包括支援センターと連携を図りながら業務に当たっております。

最後に、花の山形！しゃんしゃん体操についての御質問ですが、この体操は平成18年度に県立保健医療大学の協力を得て開発されました山形県オリジナルの介護予防体操でございます。花笠音頭に合わせて体を動かし、誰でも、いつでも、どこでも楽しくできて、長く続ければ体も心も健やかにいられることが特徴でございます。当市においても、ふれあいサロンなどで実践した経緯がございますが、体操の種類が多く覚えられないといった状況であったために、現在では健康運動指導士が考案した、より簡単な体操へと移行しております。

介護予防事業が効果を発揮するためには、効果的なプログラムの実施と参加率の向上が課題となっております。参加率の向上には、高齢者の参加意欲を刺激するような魅力的なプログラムの開発と、参加する際の交通手段の確保等、環境整備が不可欠でございます。今後も、より効率的、効果的に介護予防事業を実施できるようなプログラムを考えていきたいと考えております。

次に、市民の健康づくりについての御質問にお答えします。

初めに、健康寿命を延ばすための啓発活動の

活発化についてであります。健康寿命とは、介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる期間を示すものであります。平成22年に厚生労働省が算出した日本人の健康寿命を見ますと、男性が70.42歳、女性が73.62歳であり、平均寿命は79.55歳と86.30歳ですので、その差が男性で9.13歳、女性では12.68歳となっております。

市では、平成25年度に、新庄市「いきいき健康づくり新庄21」の第2次計画を策定する予定であります。健康づくり計画の第1次計画は、平成25年度までの10カ年計画として平成16年度に策定しており、計画の主な内容は生活習慣病の予防に主眼を置き、食生活改善と運動を最重要課題として位置づけたものであります。第2次計画におきましても、健康寿命の延伸を策定の主眼として位置づけ、計画を策定する予定であり、この中で市民の健康寿命を算出いたします。

これからの健康づくりに求められるのは、健康で障害のない生活の継続いわゆる健康寿命の延伸であり、また、生活の質の向上であります。その中心となるのが、食生活、運動、休養などの生活習慣の改善による疾病予防であると考えております。生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善における課題を克服するために、これにかかわる関係者のみならず、市民も共通認識を持つことが重要であると考えております。計画の策定に当たり市民アンケートを実施することにより、市民の健康意識や生活実態を把握し、世代ごとの課題を抽出し、計画の基本目標に掲げてまいりたいと考えております。

また、第4次新庄市振興計画の目標である「みんな健康で、笑顔あふれるまち」の実現のため、自分自身が健康であると感じる市民をふやすことを目指したいと考えております。来年度は、地域リーダーを育成するための地域リーダー講座を主要事業の一つとして実施いたしま

すが、「健康づくりは地域から」という理念のもとに、地域の健康づくりをテーマに全4回の構成で、地域の役員を対象にワークショップ形式で開催する予定であります。これらの新しい取り組みに加え、出前講座など地域における健康教育や広報などを活用し、これまで以上に健康寿命の意識啓発を図ってまいります。

次に、ロコモティブシンドローム、ちょっと発音が練習しないとできなかったのですが、ロコモティブシンドロームいわゆる運動器症候群についての御質問であります。これは日本整形外科学会が提唱した概念で、運動器の障害による要介護の状態や要介護リスクの高い状態をあらわす新しい言葉とされています。

本市の取り組み状況ですが、運動習慣の定着を図るため、新庄21地域スポーツクラブのメニューとして、働き盛りの年代を対象としたスツキリ健康クラブ、主に高齢者を対象としたいきいき健康クラブを開催しております。また、県接骨師会と地区公民館の共催事業として、運動機能向上を目的とした教室を開催しております。各地域での出前健康講座や地域ふれあいサロンにおきましても、健康づくりや疾病予防、転倒防止対策などの講話に合わせ、楽しく体を動かす体操や手足の運動を実施しております。健康福祉推進員との協働による健康講座の開催も進めております。

ことはさらに、年齢や能力に応じて多くの市民に継続的に取り組んでいただけるように、エビデンスいわゆる科学的根拠に基づいたストレッチや筋力トレーニングなどの周知に努めてまいりたいと考えています。また、運動だけでなく、生活習慣の改善もロコモ予防には重要で、食生活に気を配り、ビタミンやカルシウムなどバランスよく摂取することで、体の器官や組織の衰えを防ぐことができますので、食事と栄養の指導にもこれまで以上に取り組んでまいります。

さきに申し上げましたとおり、平成25年度に策定する健康づくり計画では、健康寿命の延伸がメインテーマであります。自立した生活を長く続けていくためにはロコモ予防が重要な課題でもありますので、アンケート調査により市民の運動と食事、栄養の実態を把握し、その結果を踏まえて改善策を次期計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 懇切丁寧な答弁をいただきましたが、さらにお伺いいたします。

まず、市民の健康づくりについて伺います。

市民の健康意識は高くなりつつあるも、さらに啓発する必要性は大きいと認識しております。問題は、運動は疲れる、体がかたい、腰が痛い、運動するのが面倒だ、こういうことを言い敬遠する方が多いというのも事実です。確かに運動は最初のうちは大変なんですけれども、運動に対する認識の間違いというのも広く知れ渡っておるようです。殊に若い世代の方は、ましてや30代の方に介護予防のための運動をしましょうと言ってもくらいついてくるはずがないんです。介護予防という名前は、高齢者の方に限った言葉なのかなと思います。

そこで、ほかの自治体では介護予防という名前を使わず、フィットネスとかそういう横文字で啓発活動を続けて結果を出しているということがあります。どうしても私も介護福祉士なものですから、介護に重点を置いた言葉が多く使われてしまうのですけれども、若年層に対しての啓発活動は、現在のままだとちょっと不備だと思うのですけれども、今後どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

沼澤恵一議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 健康に対する周知ということ

でございますが、これから力を入れていきたいと思っております。新潟県の調査ということでありましたが、運動をしていないし、やる気もないという方が5割いたそうです。その方に対して、健康に関する情報を収集しているかと伺ったところ、それもしていないということがありました。そこで、そうした健康情報に関する資料をお上げすることにしたところ、運動や身体活動を行う人が増加したという資料がございました。私のほうでも来年度、健康に関する情報を数多く出して、半ば半強制的にでも目を通すような活動ができないものかと思っております。

25年度予算についてはわずかではございますが、こちらからお送りしている健康の医療費通知そういったものを送る際に、今までははがき形式で送っておりましたが、来年度予算として封書で送るという予算を提案しております。封書で送る際に、そういった健康に関する情報を一緒に入れて送れるようにという、わずかな金額ではありますが、そういった予算も提案しております。そういったことを通して若い人に対しても、この間、学校教育課長とお話をさせていただきました。小学校、中学校のお知らせに、そういった健康情報に関するちょっとした考え方をお知らせしてはどうかなということで相談をさせていただきました。そういうことを通しながら、健康に関する情報をなるべく多くの方が目にするような施策に取り組みたいと思っております。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 半ば強制的にという言葉は私も大好きでありまして、ぜひやってほしいと思います。

ただ、ここで問題なのが、受け皿をどうするかということです。若い世代の方は、どうしても日中働いている方が多いです。夜は疲れる。

そうすると、土日に何かイベントや講座を必要とするという話も多く聞かれます。そこで、今現在、新庄市にあるスポーツクラブでも、土日のプログラムが全くないというのが現状です。ほかのスポーツクラブにおいても、やはり土日のものが少ない、そういうふうにな少ないものはっきりしておいて、要求も土日に何かあれば子供と一緒にやりたい、そういう声も多く聞かれます。

そこで、受け皿のほうを拡大するというのも一つの手だと思います。周知は頑張ってくださいようであると思いますが、受け皿がない分には、たとえ周知しても、それでは何しよう。市で何もしてくれないのではないかなというような話も聞こえてはきております。土日だと職員対応というわけにもいきませんので、ボランティアや運動指導員の拡大とかをこれから積極的に行えば問題は解決するのかなと思いますが、そういう受け皿への整備はどのようにお考えでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

沼澤恵一議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 健康スポーツに対する受け皿ということでございますが、土日なかなか今の若い子供さんを持っているお父さんたちは忙しいというのも事実だと思います。ですが、その人たちを健康に何とか引っ張り出さないと健康寿命が延びないということであるとすれば、そちらのプログラムが必要であるとは思っております。

以前私が参加した中では、ウォークラリーというのがございました。ウォークラリーですと、子供も参加して、また親も一緒についてこないといけないということで、参加者が結構いたわけではありますが、また、新潟県のほうでは糖尿病ウォークラリーということもやっております。糖尿病を予防するために歩いて、歩いた後に、例えば減塩のみそ汁とかそういったものも

紹介しながら健康づくりをしていただこうという企画のようでした。健康については、運動だけではなくて食事も重要な項目に入りますので、今後そうした運動と食事を一緒に取り入れたメニューも考えて実施していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） ありがとうございます。ぜひ積極的に取り入れてほしいと思います。

次に、ロコモティブシンドロームのことについてです。

今、健康診断では、メタボのことに関しては保健師のフォローがあります。しかし、ロコモの場合は非常にわかりづらいという問題があります。そこで、チェック項目というか検査方法というか、これは自宅で容易にできるようなことですので、これを一般市民に向けて広く周知してはどうかと思いますけれども、具体的な今後の取り組みもあるようですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

沼澤恵一議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 今、わくわく新庄と萩野地区公民館のほうで、そういった介護予防の健康教室を開催しております。転ばない体操教室というのと貯筋骨々体操ということであります。これにつきましては、山形県の接骨師会とタイアップをしましてやっております。

それについて私がいいなと思っているのが、最初と一番最後と個別の評価をするということでした。始める前にどのくらいしかできなかつたのが、終わった後にはこのくらいできたというふうな評価でございます。そういったことは非常に重要なことではないかなと思っておりますが、評価項目としては、体前屈、あと片足の開眼立ち、あとは歩行の速度、あとはファンクショナルリーチテストというそうなん

ですが、立ったまま体を伸ばして、どのくらい遠くまで手を伸ばせるかという測定の4項目なんだそうですが、それを実際にやる前とやった後で、成果が目に見えるようになっているということでした。こうしたことも広めながら、非常にいい取り組みでありますので、そうしたことを広めながら進めていきたいと考えているところです。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） ありがとうございます。

モニタリングストレッチもとても重要なことですので、今後とも積極的に続けてほしいと思います。

続きまして、新庄市地域包括支援センターについてお伺いいたします。

全国的な問題としてプランニングの問題がありますが、それに追われて、本市では本来の相談業務についても一生懸命やっているということをお伺いしました。しかし、残念ながら本市においても多忙に紛れておりまして、相談業務のほうは一生懸命やっていますけれども、介護予防プランニングが自立支援に活かされていない、そういう指摘も事実あります。これは、利用者の要望に沿うだけという形になっていることが多いと思います。この実態については把握しているでしょうか。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいまの包括支援センターの業務内容についての御質問でございますが、基本的に指定介護予防支援事業、それから本来の包括支援、いわゆる地域包括ケアシステムを推進するための業務につきましては、原則として1対9の割合で案分しているというふうな現状でございます。ですから、1が御指摘のケアプラン作成の業務、それから9が本来の地域包括ケアシステムに対する取り組みの業務と

いうことで、現在、予算的にも、それから業務的にもそういう中でお願いしているというふうな状況がございます。

ですから、逆に言いますと、ケアプランの作成については1割の中でお願いしていると。それについては介護報酬が出るというふうな関係で、1対9という割合の設定をしているわけですが、そういう中で一定程度の制限が出るという中で、いろいろな御指摘のような状況があるというふうなことは可能性としては出てくるかと思えます。

ただ、その部分が、1の部分が5になったり6になったり、本来の包括ケアシステムの推進に向けて障害になっているというふうな部分については別な話となりますので、まず御理解いただきたいという部分がございますし、今のケアプランの問題については、包括支援センター内での取り組み、それから、まだまだケース検討、ケース会議、後で地域ケア会議のことも出るかと思われそうですが、そういう部分でのスキルアップがまだまだ果たされていないというふうな部分も一つの要因としては考えられますので、それについては今後課題として受けとめて、協議して進めていきたいというふうには考えております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） わかりました。そこで、今1対9の割合でやっている。そして、相談内容を一生懸命頑張ってやっているということはよくわかりますが、それでは地域の連携というものはどうでしょうか。今現在、新庄市社会福祉協議会に2つの機能を持ち合わせて、在宅支援にかかわる業務、相談業務をやっております。地域包括支援センターという限りにおいては、地域の中に入っていかなければ、その地域の実情は私はわからないと思うのです。今の状態であれば、地域ではなくて基幹型の包括支援

センターと言われるような形になっているのではないかと思うのです。

在宅介護支援センターが3カ所あるようですが、それでも、それと地域包括支援センターの業務は似て非なるものです。地域で連携を組んで、あくまでも介護の予防を推進する、介護給付を抑制するという目的においては、社会福祉協議会の中に2つの機能を強化して1カ所に入れるというのは、ちょっと体制としては間違っているのではないかなと私は個人的に思うのですけれども、地域の実情の生活圏のニーズの把握については、どのように今なっているのかお伺いいたします。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 基本的に包括支援センターの業務につきましては、今お話ありましたような総合相談支援事業、それから権利擁護事業、それから包括的・継続的ケアマネジメント支援事業ということで、御指摘のように地域に根差したケアをやっていくというところが一番大きな前提かと思われまいます。ただ、現状として地域包括支援センター単体でやれるのかというふうなところを考えれば、全市町村同じ状況でなかなか難しいのかなというふうには思っております。

基本的には、委託している新庄市、いろいろな関係団体もございますけれども、そのいろいろなネットワークを活用しながら始めて、地域包括支援センター、社会福祉協議会が生きてくるのかなというふうには考えております。ですから、単体で地域に行って、どうだというふうなことには当然ありませんので、新庄市におきましては民生委員の方々にいろいろな活動をお願いしておりますけれども、そういう形、それから区長さんもいろいろお願いしておりますので、そういう情報交換を通じながら地域の課題を包括支援センターで協議していく、消化して

いくというふうなことが今一番大切な課題かと思われま

す。御指摘のように、残念ながら地域包括支援センターと委託側の関係がうまくいっていないというケースが往々に見られまして、俗に丸投げというふうな形になっているような状況もございます。ですから、新庄市としてはそういうふうにならないように、市の持てる資源と、それから地域包括支援センターが本来やるべき業務、それをリンクさせながら、本来の地域包括ケアシステムを推進していきたいというふうに考えておりますので、御指摘のように課題は山積みになっております。ですから、それを一つ一つクリアしていくというふうな方向で頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 利用者にとっては、例えば医療機関にかかる場合は、ドクターのほうから、症状が改善して通院回数や服薬の回数が減ったといえば誰でも喜ぶことです。しかし、介護保険に関しては、介護度が改善されてよくなったというのは、利用者にとっては非常に困るという現状があります。どうしてかといいますと、担当のほうではわかると思うのですが、介護度の改善はサービスの切り捨て、こういうふうな状況になりまして、そうしますと、例えば要支援2から1に改善したといっても、自立のためのADLが改善しているということであっても、不安に駆られるというような場合が多々あります。ただどころか、改善するのが怖いという方もいらっしゃいます。それでは何のための介護予防なのかと。

結局は、改善しても不服申請を提出されまして、また介護度を戻してサービスの回数を減らすことができずにいる、そういう方が多々おります。本来であれば、地域でそういう方を見守

る体制ができているのであれば何も不安に考えることもないんですけども、地域との連携がまだ構築されていないということで、実際そういうことがこの間もありました。介護度を戻してほしいと。そこで、ケアマネジャーが困って、ドクターに申請して再度調査というそういう悪循環もかなりあります。それは、地域とネットワークがきちんと結ばれていれば改善できることだと思うのです。今後はそういう方が出ないように、地域が見守り体制をきちんと構築できているというそういうふうなことで、安心して在宅生活を送れる、そういうふうにしてほしいと思うのですが、具体的には包括支援センターはどのように今後進めていくつもりなのか、具体的にお願ひいたします。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいまの、介護度の回復によって本人が非常に不安になると。ちょっと悲しい現象ではありますけれども、実際そういうふうなお話は聞いております。根本として、自分の生活を営んでいけるのかというふうな部分での心配から、そういうふうな御相談に走るというふうなケースが多いようでございますけれども、現在、地域包括ケアシステムは平成24年度に改正されまして、現在取り組んでいる状況としては、医療と介護の連携という部分が非常に重要視されております。

現状としては、特に認知症の部分について重点的に今後政策を図ることになりますが、広域医療・介護等連携チームというふうなチームが平成25年度から結成されまして、いわゆる認知症の方が病院から出る出ないその判断と、地域でどういうふうに見守っていくのかというふうな部分について、医療の関係者とそれから介護の関係者がそれぞれお話し合いをして、スムーズな移行を図っていくというふうな、まず一つの取り組みはございます。

あともう一つ、これに関連しては、地域ケア会議について、これも同じような形で協議されるわけですが、先ほどの介護度とそれから生活支援というふうな問題につきましては、地域ケア会議の中で大きな部分で、つまり民生委員の方、それから区長さん、それから地域の方々、この方々に入っただいて、どういふふうに取り組んでいくのかというふうな部分をケア会議の中でお話ししましょうというふうなことが、具体的に今度提案されることとなります。ですから、今御心配のような個々のケースについては、それぞれのケアマネジメントの中で処遇していくというふうな部分はございますが、全体的に地域ケア会議の中で一人一人を見ていくと、その不安を解消していくような形で協議期間を今度25年度以降は持つていくというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 今、医療と介護の連携ということが話に上がりましたので、このことについても1つだけお伺ひいたします。

今、医療関係者のほうから、在宅支援にかかわることで褥瘡の改善がうまくいっていないということが現在あります。医療チームが、知識が医療と介護は違いますから、褥瘡の改善は入院患者に対しては進んでいますけれども、施設や在宅支援においては褥瘡の改善が見られない、そういうことが医療関係者のほうから出ています。その問題に関しても、地域包括支援センターが、職員の実地の訓練というか研修というか、そういうペーパーによる研修だけではなく、もう少し訓練のようなことをやってほしいというような話もあります。これも在宅支援という限りでは、地域包括支援センターが中心となって広げる必要があると思います。ケア会議も、もちろん重要事例の検討とかで大変だと思いま

すけれども、こいふ実地の研修のようなものも、先立って地域包括支援センターが行うというのは、これはできるというか、進めることは可能なのかお伺ひいたします。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 包括支援センターの23年度の事業の中で、介護サービス事業分科会というのがございまして、この中で事業所関係の方々、研修、情報交換を行っております。具体的内容としては訪問介護が主になりますが、訪問入浴とか医療にかかわる部分についても、介護の医療的な部分にかかわる問題についても、研修会的なものを情報交換しながらスキルアップしているというふうな状況はございます。

ですから、現在は包括支援センター単体での研修内容ということになりますので、先ほど言いましたように、医療・介護の連携チームの中で、今言ったような課題が当然出るというふうには思われます。ですから、相互の問題点のやりとりというふうなところで問題点が出されれば、現在問題点が出されておりますので、今後そういうふうな形で進めるというふうなことは可能かと思われます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） ありがとうございます。

最後の問題になります。県のデータによりますと、介護保険制度が開始された平成12年から24年までの期間、要支援2と要介護1の軽度の介護度の方ですけれども、この伸び率が153%になっております。ほかは余り変わらず100%未満で抑えてあるところがあるんですけども、このデータによりますと、予防の段階で改善できる可能性が高い、この介護度において153%というのはちょっと異常な伸び方だなど思うのです。それで、予防の強化というのは、何度も繰り返すようですけれども、これの数字を少し

でも改善する必要があると思うのです。その数字自体、153%をどのように市では考えますか。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 要支援1・2、介護度に至る前の方々非常にふえています。これは、新庄市についても若干傾向的には似ております。一つは、介護保険制度が普及したと、いわゆる認識が高まったという部分も大きな原因かと思われる。介護認定されたくないというふうな方々が昔結構いらっしゃったわけですから、それに対する抵抗感が大分薄れまして、制度を使いながらよりよい生活を送っていかうというふうな認識も大分ふえたという部分で、要支援の認定がふえたのかなという感じはいたします。

現実には、新庄市でも新しく要支援の方を対象とした介護施設ができて、そこで運動機能、いわゆる介護に至らないように運動させるというふうな施設ができましたけれども、今回そこを使って機能訓練したいというふうな方も結構ふえておまして、そこを使いたいということで要支援認定を受けるというふうな方も人数的には結構いらっしゃいますので、個人の考え方で、それから周りの施策の状況が大分変わってきて、それらの結果で要支援1・2の方々が大分ふえてきているのかなというふうには思っております。

ただ、本来から言えば、要支援1・2の方は、その前段で健康なうちで生活していただければ一番いいわけですから、我々としてもかねがねお話ししておりますように、いろいろな形で早目の対策をとりたいというふうには考えております。ただ、現状としては、介護予防、一次予防につきましては、ある程度の年齢の対象の方々というふうになってしまいますので、我々のできる範囲としては、その要支援1・2の方々の対策をきちんと行いながら、早く健康な体に戻していくというふうなことは一つの考え

かと思えます。ただ、以前の方々、例年の方々につきましては、いわゆる健康課、生涯スポーツ課と連携しながら、可能な限り早目の対策をとればというふうには考えております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

沼澤恵一議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な答弁ありがとうございます。介護保険は3年ごとに見直しがあることもありまして、非常に課題が多いと思えますけれども、これからもどうぞ市民の健康のために頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

沼澤恵一議長 次に、佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表いたしまして一般質問を申し上げます。

きょうは小学生の皆さんが来てくださいますので、本当にうれしく、また頼もしく、私個人としてはどきどきしながら質問いたします。

まず第1に、住み続けるならば新庄市と言えるような福祉施策の充実を行っていただきたいということです。

今、働く人の賃金の低下と労働条件の悪化に歯どめがかかりません。平均賃金が最高だったのが1997年です。それより、昨年は率にして

12%、金額で約70万円も減っています。非正規雇用、臨時雇用が労働者の3人に1人、若者と女性では2人に1人にまで広がり、年収が200万円にも満たない労働者が1,000万人を超えています。この10年余りの間に、平均で月収の2カ月分も収入が減ったのです。賃金が長期にわたって連続的に減り続けている、こんな国は先進国でも日本だけです。最低賃金は、購買力平価で比べても先進国で最低水準です。年2,000時間働いても年収は150万円以下です。

こうした全国状況と比べて、新庄市ではさらに賃金が低く抑えられています。かつては、若い世代が高齢者を支えていました。しかし、支えられなくなっています。賃金も下げられ、年金も高齢者は下げられ、介護保険だと、また後期高齢者保険だと、取られるのもふえております。そして、ことしのこの豪雪で、市民は新庄市に住み続けられるのだろうかと震えております。

新庄市としては、財政がよくなってきております。そして、市長の給与は5割削減だったのを2割削減へと少なくして、給与そのものは引き上げております。議員報酬も5%削減というのがありましたが、これがなくなりました。住み続けるならば新庄市と言えるような福祉施策の充実で、市民の皆さんに還元すべきだと考えます。

その第1は、①として、80歳以上の方へのタクシーの助成券の発行についてです。80歳ごろから自力で買い物や病院へ通院することができにくくなり、閉じこもりがちになります。これに対して舟形町では、現在80歳以上の方に基本料金の助成券を年24枚、タクシー券を発行しています。若あゆ温泉にそれを持って通う方もおられます。新庄市でもかつて、80歳以上の方へタクシー券を発行して喜ばれたことがありました。高齢者の閉じこもりを防止して、高齢者の生きがいにもつながるのではないのでしょうか。

②として、福祉タクシー券の拡大についてです。新庄市では、現在、身体障害者2級の方に基本料金の約半分の330円分の助成券を年12枚、身体障害者1級の方や療育手帳A所有者また精神障害1級の方には年間15枚発行しています。真室川町ではどうかといいましたら、身体障害者1級から5級の軽い方まで基本料金分、新庄市の2倍です。その助成券を年24枚発行しています。新庄市でも、対象と助成の拡大に取り組むべきではないでしょうか。

③として、灯油の値上がりで市民を襲っています。石油ストーブの火をできるだけすぼめ節約を図る方、ストーブをつけないで我慢する方も出ています。福祉灯油券の発行を行うべきではないでしょうか。真室川町では、身体障害者5級の方まで10リットル分の券を年12枚発行しているそうです。さらに、この2月になって町長が先決で、独断のような形ですが、先に決めることですが、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯延べ338世帯に5,000円の福祉灯油券を発送したそうです。尾花沢市でも福祉灯油券の発行を行っています。新庄市でもぜひ行うべきではないでしょうか。

④として、紙おむつの支給の拡大についてです。尾花沢市では、介護度2の方にも1カ月2,000円券を支給しています。村山市では、市民税非課税の世帯には8,000円分チケットか、それとも現物か選べるようになっています。紙おむつを必要とする所得の少ない世帯に手厚くする制度にすべきではないでしょうか。

⑤として、はり・きゅう・マッサージの件についてお聞きします。新庄市でもかつてこれを発行していた、助成券を発行したことがありました。今でも舟形町では、65歳以上に1枚1,000円の助成券を4枚発行しています。お医者さんを受診しなくても、自分の判断ではり・きゅう・マッサージを受けやすくなっており大変喜ばれております。必要な人が、その後お医

者さんに保険適用などを頼みやすくなっています。高齢者の判断で利用しやすいようにしてやるべきではないでしょうか。

⑥として、医療費の窓口負担の無料の制度が去年から始まりました。新庄市では、活用状況はいかがでしょうか。入院が無料になるとのことですが、入院の前に通院しなければ、入院が必要かどうかわかりません。まず、通院からも必要な方が無料制度を使えるように拡大が必要ではないでしょうか。

⑦として、生活保護基準以下の収入で暮らす高齢者がおられました。「生活保護は絶対受けない」などとおっしゃって頑張っておりました。梅干しをおかずにと生活そのものでした。こういう方の介護保険料は、申請すれば免除できるようにすべきではないでしょうか。

大きな2つ目の質問として、ごみ袋についてお聞きします。

①として、新庄市ではごみ袋が高いです。そのため低所得の世帯の方は、所得の少ない方はごみを出しづらくなっているように思います。不法投棄をして見つかった方がおられました。その方は無年金の方でした。不法投棄防止のためにも、料金を引き下げてやるべきではないでしょうか。

②として、紙おむつを利用している方の燃やせるごみ袋の利用度がかなり大きく、負担の軽減が必要ではないかと思います。例えば山形市では、紙おむつを行政が支給するときに、燃やせるごみ袋も一緒に差し上げております。新庄市でも行ってはどうでしょうか。

3つ目の質問は、雪対策についてお聞きします。

①として、高齢者宅前の、高齢者の家の前の、週2回までの玄関前除雪や屋根の雪おろし補助制度は今行われていますが、高齢者を励ます大変よい制度だと思います。これをシルバーに頼むようにしているわけですが、それだけでなく、

近所の方をお願いした場合も使えるようにしてはどうでしょうか。

②として、社会的弱者と言われる高齢者や障害者などですが、その家の入り口に、道路除雪の雪、機械除雪の雪を置かない対策を強化していただきたいということです。新庄市では、お聞きしたところ、市内約70世帯の道路前に除雪の雪を置かないように配慮しているとのことでした。村山市では、約200世帯に配慮しているとのことでした。これを強化していただきたいなと思います。

③として、生活道路の排雪の補助の効果はどうでしょう。ことしから3万円の補助が出るようになったわけですが、どうでしょうか。効果はどうでしょう。補助額をふやす必要があるのではないのでしょうか。尾花沢市では、生活道路の排雪を市の責任で行っています。

4つ目の大きな質問として、教育とスポーツに体罰と暴力の指導は根絶すべきではないかという質問です。

全日本女子柔道選手15人が、監督やコーチによる暴力行為について告発しました。勇気ある、人間の尊厳を守るとい行動です。そもそもスポーツとは、オリンピズムという言葉で表現されていますが、世界の平和と発展に寄与し、フェアプレーの精神、差別を許さず、不正にひるまない力を養うものとのこと。15人の行動は、その精神にのっとったものだと思います。

体罰を多少容認してもいいのではとの意見を持つ方がおられますが、バルセロナオリンピック女子柔道銀メダリスト、現在フランスの柔道指導者の国家資格を持ち、フランスでナショナルチームのコーチをしているという溝口紀子さんは、きっぱり体罰を否定しています。自分には5歳の子供がいる。子育てをしていると、叱っても言葉が通じないことがあって、かっとなることもある。それでも、どこまでも言葉で言い聞かせていく。時間もかかるし面倒くさいけ

れど、それが人間の尊厳を守り育てることだと実感している。指導者は暴力ではなく、指導方法を理論と言葉で納得できるように説明する責任があるとおっしゃっています。

言葉で理解させることのできない、指導力のない者が行う行為が体罰であり、暴力です。教育や科学的、合理的指導とは無縁のものです。だから、学校教育法で体罰が禁止されています。体罰と実力に科学的根拠はありません。新庄市内の学校やスポーツ指導において、体罰や暴力がなかったか聞き取り調査をし、暴力一掃の機会にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御清聴ありがとうございました。壇上からの質問を終わります。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

福祉施策の充実についての御質問であります。初めに、高齢者及び障害者向けの福祉タクシー券に関する御質問でございますが、現在当市においては、御存じのとおり支給対象者を身体障害者手帳1級と2級をお持ちの方々、療育手帳A、精神福祉手帳1級の方々としており、いわゆる重度障害をお持ちの方々を対象としております。助成額は1枚につき御存じのとおり330円で、身体障害者手帳2級の方が年間12枚、そのほかの方には年間15枚支給しております。高齢者及び障害者の方々の移動手段の確保については、市内交通網の整備も課題と捉えておりますが、タクシー券の給付の取り扱いについては、制度の趣旨と財政上のバランスを考慮し、現在の制度を維持していきたいと考えております。

次に、福祉燃料券の発行についてであります。この冬の灯油単価の値上がりにつきまして

は、新政権の政策の影響を受けた円安基調による影響と言われておりますが、今後の灯油価格の動向は不明であり、現時点での市単独の給付は想定しておりません。3年連続の豪雪となったことしの冬は、市民にとって殊さら長く厳しいものとなっておりますが、原油高騰による国県の緊急対策として検討される可能性もございますので、その時点で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、紙おむつ支給についてでございますが、現在当市では、低所得者であり、かつ介護により多くの手間がかかる世帯の負担を軽減するための事業として実施しております。低所得者向け対策であるため、所得税非課税世帯であることを要件とし、介護度3以上で常時失禁状態の方を対象としております。本事業は、介護保険を使った事業でありますので、支給対象を拡大することにより介護保険料にも影響するため、現時点での支給対象の拡大等は行わず、現在の取り組みを継続してまいります。なお、本事業は、使用する方がより使用しやすいよう、紙おむつのサイズ、種類を細分化し、さらには現物を自宅へ配達する方式を採用しており、介護者の手間を省くよう配慮した事業として取り組んでおります。

次に、はり・きゅう・マッサージ券についてでございますが、平成16年度に対象範囲、事業効果を考慮し、事業を廃止しております。福祉に関する全体の給付バランスを考え、現時点での事業の復活は考えておりません。

次に、国民健康保険被保険者の一部負担金の徴収猶予及び減免等の取り扱いにつきましては、厚生労働省保険局長からの通知に基づき、新庄市国民健康保険条例施行規則の一部改正と新庄市国民健康保険一部負担金免除及び徴収猶予に関する要綱を制定し、平成24年7月より施行いたしました。

その内容ですが、被保険者世帯が災害などで

身体または資産に重大な損害を受けたときや冷害などにより農作物の不作、事業の休廃止や失業などで収入が著しく減少した場合に、一部負担金の免除または徴収猶予を受けることができるというものであります。

まず、免除についてですが、入院する場合で、当該被保険者世帯の収入や預貯金が厚生労働大臣の定める生活保護適用の基準以下のとき、申請日から起算して3カ月を限度として免除をするものであります。なお、3カ月を超えて免除の必要がある場合は、さらに3カ月の範囲内で延長が可能となっております。徴収猶予は、当該世帯の被保険者の収入状況が免除の場合と同様に生活保護の適用基準以下であれば、申請日から起算して6カ月を限度として一部負担金の徴収を猶予するものであります。

制度創設からこれまで、免除、徴収猶予とも適用の実績はありませんが、相談を受けた事案が1件あり、その結果、生活保護を決定いたしました。今後とも、一部負担金の免除などを初めとする国保制度の被保険者への周知については、市広報紙などの活用を図りながら理解を深めていただけるよう一層努力してまいります。

免除制度の通院への拡大につきましては、現状においては現行制度の利用を原則として考えております。それぞれの個別ケースについては、関係課と連携しながら適切な制度運用を図ってまいります。

次に、介護保険料についてお答えします。

介護保険料は、被保険者及び世帯の所得により段階分けしており、所得が低い場合には保険料負担も低くなる仕組みとなっており、新庄市においても所得の低い階層に配慮した段階設定と保険料設定となっております。介護保険料の減免につきましては、災害などによる所得の著しい減収の場合、条例により減免することはできるようになっておりますが、低所得者という事由だけで減免し、一般財源で補填することは

考えておりません。当市の介護保険制度については、当市の実情に即し、保険制度の趣旨を踏まえた運営に取り組んでおりますことを御理解いただきたいと思います。

次に、ごみ袋の不法投棄防止のためにも料金を引き下げるべきではないかという御質問ですが、平成11年4月からごみ袋の有料化を実施し、市民の意識は定着したものと考えます。不法投棄防止と料金の引き下げは連動するものとは断定できず、現在のところ料金の引き下げは考えておりません。

次に、紙おむつ利用者のごみ袋の利用度がかなり大きく、負担の軽減が必要ではないかと思われるかどうかという御質問ですが、ごみ袋につきましては可燃ごみ、不燃ごみの違いによってしております。特定のごみの確認が不可能であり、負担軽減はなじまないものと考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

次に、高齢者世帯冬期生活支援事業についての御質問でございますが、現在市が行っている除雪サービスは、シルバー人材センターと新庄市建設クラブへの委託業務で対応しております。この冬も除雪作業中の事故が多発しておりますが、作業中の事故を防ぐために、シルバー人材センターでは会員を対象に安全な作業についての講習会を毎年実施し、事故を未然に防ぐ準備を行い作業に当たっており、今年度は担当会員を増員しながら早期の除雪に対応しております。また、シルバー人材センターの会員では、危険で対処できない箇所については、高所作業の経験と実績のある新庄建設クラブにより対応しており、現在まで無事故で経過しております。

御質問にあります近所の方にお問い合わせの場合は、万が一事故が起こった場合の責任や業務の確実な履行について心配されるところであります。高齢者世帯などに対する除雪援助のあり方は、当市の重要課題の一つと捉えておりますので、市全体の除雪対策の中で効果的な方法を考

えてまいりたいと考えております。

また、市道除雪において、除雪した雪を玄関前などの出入り口に置かないでほしいとの声をいただいておりますが、限られた時間内で通勤や通学路の確保が必要なため、沿線住民の方々に御理解と御協力をお願いしているところであります。しかし、冬期生活支援事業利用者など配慮が必要な方々に対しては、極力除雪した雪を置かないよう委託業者に指示しているところであります。

生活道路の排雪の補助については、12月に要綱を定めて、制度の紹介を広報紙やホームページに掲載しており、積雪量の増加とともに制度に関する問い合わせが増加しております。生活道路の排雪の補助の効果につきましては、制度制定の初年度であり、現在も交付申請機関となっておりますので、利用実績や利用者の御意見などを積み重ねて、効果の分析や補助増額の必要性などの有無を今後判断してまいりたいと思っております。重ねて、高齢社会における除雪体制のあり方は、市全体として今後十分に検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

体罰に関することにつきましては、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 教育とスポーツに体罰と暴力による指導は根絶すべきではないかという御質問ですが、新聞やテレビなどで報道されており、柔道女子ナショナルチームの問題を初め、教育やスポーツの現場において暴力を行使する事案が明るみに出てきておりますが、こうしたことは絶対あってはならないことであり、大変遺憾に思っているところであります。

議員がおっしゃるとおり、学校教育法では体罰は厳格に禁止されており、児童生徒の心を深

く傷つけ、相互の信頼を欠いてしまう行為であります。スポーツにおいても、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のために行われるものであり、暴力とは相入れないものと考えております。

残念ながら、市内学校で過去3年間において、スポーツ指導ではありませんが、毎年1件ずつ体罰の事故報告があり、当該教諭を厳しく指導しております。今年度については、2月に文部科学省より県を通じて、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」という依頼文書があり、より強化した形で、現在、教職員等、児童生徒、保護者へのアンケート調査を実施中であります。また、日本体育協会からも、「スポーツ指導における暴力根絶への対応について」という依頼文書があり、加盟団体に通知したところであります。今後とも体罰の禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教職員並びにスポーツ指導者の意識向上が図られるよう指導してまいります。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 再質問したいと思います。

最初のところで、タクシー券のことで、市としては財政上からも現在のままでいきたいという厳しい答えがありました。しかし、財政的には新庄市はかなりよくなっているというのが皆さんに言っている内容だと思います。かつては、一番厳しい借金の指数が30%とかということもありましたが、それが16%にまでなりました、かなり財政がよくなっているということになっています。そういう意味では、市民に対して、かつてやっていた福祉などを復活させる、あるいはもっと充実させる、ほかの市から劣っているというようなことを言われぬように充実させていくことが必要と思えます。

尾花沢市では、福祉タクシー券についてです

が、身体障害者1級から4級の方に、基本料金の9割を助成するタクシー券を年36枚発行しております。村山市では、同じく身体障害者1級から4級の方に、同じように9割助成するタクシー券で年24枚です。新庄市は、タクシー券でいいますと基本料金の半分。しかも、枚数も、今言った尾花沢市や村山市と比べても半分、半分以下、新庄市と余りにも違う手厚い施策が尾花沢市あるいは村山市はされていると感じませんか。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 福祉給付についての御意見 いただいておりますが、福祉的給付の対象拡大または復活をお願いしたいというふうな内容かと思いますが、何点か要望いただいております。ただ、全てに共通して言えることでございますけれども、現在、福祉的給付に関しては、市全体の財政バランスを考えながら決定しているというふうなところでございます。

ちなみに民生費に関しましては、この何年間増加傾向続いております。これから御審議いただく次年度の予算に関しましても、民生費につきましては45億円、全体の29.8%、昨年比去年と額にして1億7,000万円、率にして3.9%伸びております。ですから、福祉的施策に関しては、かなり力を入れながら予算配置しているというふうなことをまず御理解いただきたいと思っております。さらに、この5年間の推移を見ましても、予算ベースでございますけれども、平成20年度につきましては民生費33億円の予算でございました。ということでございますので、この5年間で12億円の増加を見ているというふうなことでございます。

介護保険会計につきましても、平成20年度24億円規模というふうになっておりますが、25年度予算の中では31億円規模ということで、いわゆる福祉に係る多面的な部分に予算配置してい

ると、予算状況しているというふうなことをまず御理解いただきたいというふうに思います。

かつて行っていた給付を一旦打ち切っているというふうな状況でございますが、平成24年度からは人工透析通院交通費の支給を復活しているというふうな状況もございますし、福祉・健康の全ての分野において需要が高まっている現状でございます。ですから、このように市としてこれらに力を注いでいるという現状をまず御理解いただきたいということと、それから事業の選択に関しましては、これは全体の需要が増加する中で、一般会計、特別会計全体のバランスを考えながら施策を決定しているというふうなことをまず御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） バランスという点では、福祉全体が膨らんでいるというのは多分新庄市だけでなく、ほかの市町村も同じように高齢化が進んでいるわけですし、福祉に係る、介護保険に係るそういうお金は大体同じようにふえているんだと思うんです。しかし、同じようにふえているけれども、市独自、町独自でやっている施策にすごく違いがある。

タクシー券で見たら、舟形だとか尾花沢だとか村山だとか真室川町とかそういったところにいる方々が、かなり新庄市の倍ぐらいも手厚い施策を受けているというのは、ほかの議員の方もおっしゃっていましたが、新庄市は何だかよくないなって、住みづらいなって、ほかの市はこうなのになというふうなことの比べられるものの一つだなというふうに感じられておりました、そういう意味では、新庄市に、ここに住み続けていただきたいと本当に真剣に考えるならば、少し財政がよくなった分を市民に、高齢者あるいは福祉が必要な身体障害者のタクシー券の拡大などで使っていくべきではないかなと感

じます。その差の違いをどう感じるのか、もう一回お聞きします。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 まず、基本的に現在の施策の状況をどのように考えるかという部分については、いろいろな見解がございますので直接お答えはできませんが、施策の選択としては、何回も申しますが、全体の財政のバランスと施策の必要性、それから需要、それを考えながら現在それぞれ決定しているという状況でございます。

特に、財政状況がよくなったというふうな表現がございますけれども、根本としてはまだいろいろな仕組みや措置を続けておりますし、そういう中での財政運営をされているというふうな前提で、まず我々としても民生費関係の予算を組んでおります。ですから、最低必要な分はきちんと組んでおりますし、そのほかの市単独の部分についても、先ほど御説明しましたように、人工透析の部分など必要な部分については復活していく、もしくは配置していくというふうな考えでございます。ですから、御要望いただいているようなタクシー券、それからはりきゅうのマッサージ券、それらの取り扱いにつきましても、それぞれの財政状況で判断しながら取り組んで、または考えていくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 安倍首相が首相になったわけですがけれども、アベノミクスと言われて、たくさんのお金を地方によこしてくれるようです。そういう意味では、それらのお金を必要な建設事業は先にやれるようにしながらも、一般財源という形で市で使えるお金がふえることは間違いのないと言われております。そういう意味で

は、今こそそれらを利用して、生活に苦しんでおられる弱者と言われる方々に、少しでもタクシー券の手厚い助成などをして生活を補ってやる。そのことができる時代に、今ですけれども、なってきたと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいということにしたいと思います。

次に、医療費の窓口負担無料の制度についてなんですが、これは全員が使えるわけではなくて、本当にお金がなくて困っているという方、医者にかかれないう方のためのものです。新庄市内でも、3月まで生活保護があったのに、4月から子供が高校を出て就職したということをつきかきにして生活保護が切られた方がおられます。そうすると、高齢者であるおばあちゃんは、お金がないために、孫が勤めたといってもそんなにお金を出せるわけではないので、医者に通院することを控えておられます。病気を抱えて薬を飲まねばならないのに、お金がないからといって医者に行けない、薬を飲まれないために夜眠れない、食べることもできないとおっしゃっていました。こういう方が通院から、この方は別に入院はまだ必要ではないかもしれませんが、通院からしやすくするような、無料制度が通院から使えるようにしてあげられれば、このおばあちゃんがお医者さんに行けるのになと感じております。どうでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

沼澤恵一議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 医療費の窓口負担無料化の制度でございますが、基本的にこの制度は福祉の制度ではございません。例えば所得が少ないからといって、全ての方が使えるような制度ではございません。所得の大幅な変動があった場合に、入院のような大きなお金を必要とした場合に係る制度でございますので、例えば生活保護でなくなったために医者に行けないといった方に対する適用の制度ではないということを御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） この制度をつくってもらいたいと言ってきた、私もずっと言ってきたわけですが、言ってきたのは、お金がないために医者に通院することができない方がおられるからそういう制度をつくってくれというふうをお願いしてきて、ようやく形になってきたわけです。ところが、全然使えない。はっきり言って、全くできているのに使えない。なぜなのかって考えてみれば、入院から無料ということだから、通院がなければ入院はないと思うのです。通院してみて、あなたは入院しないでいけなくて医者から言われて初めて入院する状態でありまして、通院に行く前にお金がないので行かれない、薬が飲めない、そういう方も使えるように改善しなければ、この制度は使われないのではないかと思います。どうですか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

沼澤恵一議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 先ほども申し上げましたように、これは福祉の制度ではございません。例えば、災害、火災といった大きな災害等ありました場合に、その方が加えて入院したような場合に対処するという制度の内容になっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） それでは、今、全体的に収入が少なくて苦しんでいる市民が多いわけなんです、そういう方々が本当にお金がなくて行かれないんだというときに、使えないようなものになっているというのは私はおかしいなと思うのです。そういう意味では、災害、火災に遭わなくても、お金がないのは政治災害ではないかと私は思います。そういうお金がない、仕事につけない、賃金が低い、生活費が少ない、年金が少ない、これは政治災害だと。人災みた

いなものです。そういう方々が、お金がないんだから医者に行かれない、そのまま死ぬしかないのかみたいな、こういう状態ではだめだと思うので、私はそういう方々が相談すれば、それではこれも使えるかなって市の健康課から言われれば、市役所の存在が非常にありがたいもの変わってくると思うのです。そういうふうに使えよう改善してほしいなということを私は要望したいと思います。

次に、生活保護基準以下の収入で暮らしている方の生活保護を受けないで頑張っている方に対して、介護保険料を申請によって免除できるようにということに対して、できないという答えでしたけれども、生活保護を受けておられる方の介護保険料は基準の0.5になっています。続いて、その次の段階の市民税非課税世帯の場合も基準の0.5の保険料です。生活保護を受けておられる場合は、生活保護の生活費のほかに、介護保険料が上乗せして支給されているのではないですか。さらに、介護保険の利用の場合、生活保護の世帯は利用料も上乗せされているのではないですか。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 議員の御指摘のとおり制度になっております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そうなりますと、生活保護基準以下の生活費しか年金をもらえない方が、介護保険料もそこの中から取られる。介護を受ければ利用料も払わねばならない。そうなったら、生活保護世帯よりもはるかに厳しい生活だと言えるのではないですか。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 まず一つの考え方として、生活保護を受けている受けていないの区分で一

つ判断されるということに対しては、我々としても理解できない部分があるかと思えます。つまり、介護保険制度につきましては、当然、保険料納付とそれから保険の給付という2つの部分がございますけれども、保険料に関しましては保険制度でございます。ですから、国民一人一人が保険制度を維持していく、この場合は一定年齢以上の方ということになります、それらが相互扶助で保険料を納めていただくというふうな制度でございます。

ですから、今回の介護保険料の改定に当たっても、いわゆる低所得者対策として、従来の段階を8段階までに広げてこの低所得者対策を行っておりますし、保険給付におきましても、低所得者の方々に対しましてはほとんど安いといえますか軽減されるような形で、保険給付の減免制度なりいろいろな利用制度があるというようなことをまず御理解いただきたいと思えます。

ですから、生活保護制度を適用するしない、その部分についてはちょっとお答えできない部分でございますので、制度の内容としてはそのような形で保険料の考え方、それから保険給付に関しては低所得者対策を行っているというふうなことをまず御理解いただきたいと思えます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 収入が生活保護基準よりも少ない方なんです。その方が、その中からさらに、生活保護になっていけば保険料がそれに上乗せになるし、利用料も上乗せになるしという形で全体収入が多くなっていくんですが、生活保護を受けないと頑張った限りは、その少ない年金の中から介護保険料の0.5を取られ、基準の0.5を取られ、生活保護と同じように取られ、利用すればさらに利用料を取られ、食べるお金がないというような状況なんです。そういう方は、介護保険料を申請で免除できるようにすべきではないかって言っているんです。

小野 享福祉事務所長 議長、小野 享。

沼澤恵一議長 福祉事務所小野 享君。

小野 享福祉事務所長 まず、生活保護を受ける受けないは個人の判断であるというふうなことが一つございますし、生活保護を受ける権利も当然憲法に規定されておりますいわゆる生活権を保障しておりますが、その適用についてはあくまでも個人の判断ということがまず前提となります。

先ほど申し上げましたように、保険制度の考え方としては、あくまでも全員が相互扶助を行うというふうな現行の保険制度を新庄市としては運営していきたいというふうに考えております。ですから、御指摘のような形での市の保険制度以外からの繰り入れを行うような、その部分についての対策というのは現行では考えていないというふうなことでございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 考えていないというのは本当に残念だなと思えます。生活保護を受ける受けないは確かに権利だし、それを決めるのも本人です。決めてくださった方は、はっきり言って市民のお金を使わない形になっているわけなんです。それだけ貢献して頑張っているわけなんです。そういう頑張っている方に対して、介護保険料は免除するよと。そうすると利用もしやすくなるわけだし、そういうことを言ってもいいのではないかなって私は思います。また、続けてこれからも言っていきたいと思っております。

次に、ごみ袋についてです。ごみ袋について、引き下げは考えていないということでした。新庄市のごみ袋はセットで1,000円とかということになるわけなんです、例えば尾花沢市では、ごみ袋小・中のうちの中かなと思えますが、1枚30円、10枚セットで300円です。それから、山形市の場合ですが、燃やせるごみは10リット

ル入りが10枚入って100円、20リットル入りが10枚入って200円、35リットル入りが10枚入って350円、60リットル入りが10枚入って600円、この燃やせるごみを見ただけでも安く感じませんか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 ごみ袋の料金のことですけれども、手元に詳しい資料を持ち合わせていないので申しわけないのですが、容量については、新庄市の場合、小・中・大が燃やせるもの、それから可燃ごみ、それから粗大ごみの特大というようなことで設定しておりますけれども、最上管内は同じなんですけれども、他市、尾花沢市、今山形市さんのお話が出ましたけれども、必ずしも容量、入れる量たるものが異なっている場合もございますので、うちのほうとして高いというようなことは思っておりません。

あと、セットでというようなお話がありましたけれども、そのセットの内容を詳しくはわからないのですけれども、あくまでも市の場合は1枚幾らというようなことで販売していただいております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ごみ袋を小さいのから、10リットル10枚ずつみたいなのから、小さく小分けにするというのもいいのではないかと思うし、それはどう考えますか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 確かに、枚数について1枚売りというよりは、10枚とかの単位で1袋に何枚か入っております。もしそういうふうな御要望が強いのであれば検討させていただきますけれども、現状ではそういうふうな実態たるものについては聞いておりませんので、現在のところはそういうふうなことは考えておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ごみ袋の、尾花沢市も調べたり山形市も調べたり、いろいろ考えてみる必要はあると思うのです。例えば不燃ごみの袋を見てもかなり大き過ぎるような、大きいものがあればいいですけれども、大き過ぎるかもしれない。今、不燃ごみは余らないということもありまして。それから、燃やせるごみも余り出さないようにしているとか、小規模の世帯だったり、あるいは異動が多いとかとなったら、少な目に小さいものがあつたほうがいいのかもいれない。そういうことを検討してみたいかかなと思うわけです。どうですか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 来年度ですけれども、伊藤操議員のほうから、手で持てる仕組みのやつやの袋、特に高齢者あるいは若干体の弱い方というようなことでの御要望がございましたので、それについては来年度製作するというようなことで現在考えております。

また、個々の需要とか要望についてはいろいろあるかと思っておりますけれども、種類をふやすのもいいかとは思っておりますけれども、それぞれの製作の単価たるものへの影響等もございまして現状では考えておりませんが、なお、その辺の御要望等々については調査してみたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ごみ袋について、大人の紙おむつというのはかなりの量になるという感じはしませんか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 ごみの処理をする部署のほうからの意見とか回答というようなことで御

理解いただきたいと思いますが、私のほうでは、その袋の中に入っている内容物が何であるというふうなところまでは区分確認はしておりません。

沼澤恵一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

新田道尋議員の質問

沼澤恵一議長 次に、新田道尋君。

新田さん、ちょっとお待ちください。

代表監査委員の高山孝治君から、午後欠席ということで届けが出ております。

新田道尋君お願いします。

(15番新田道尋議員登壇)(拍手)

15番(新田道尋議員) 本日午後一番、皆さんのおながりが満腹なところで、ひとつ頑張って、まぶたが仲良くなならないように御協力いただきたいというふうに思います。

今回の質問は、再生可能エネルギーということで質問事項を1つに絞りまして、この件に関して執行部の考えをお伺いしたいので、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

内容は、大別しますと、1つは、再生可能エネルギーをどういうふうに市では捉えているかということでもあります。2つ目は、市としてこのエネルギー導入の計画があるかないか、有無ですね。それから、3つ目は、国県の導入促進に対する対応をどのように今後とっていくかということでもあります。4番目は、今年度7月着工予定の萩野地区小中一貫校への再生可能エネ

ルギーの取り入れ関係であります。それから、5番目が、当最上地域の再生可能エネルギー協議会を立ち上げましたが、それとのかかわりをどのように持っていくかという5点であります。

2011年3月11日、あと4日で丸2年となりますが、この日発生いたしました東日本大震災がもたらした原発を初めとした日本のエネルギー問題は、喫緊の国家的課題として対処しなければならず、できるだけ早く可能な限り脱原発、化石燃料からの転換を推進すべきであると考えます。

将来に向かって、最も安全で安心な自然エネルギーとして、風力、太陽熱、バイオマス、中小水力、雪氷熱、地下水、廃棄物、火力、地熱等が挙げられますが、これら数ある中で、当地で最も有効的なのは木質バイオマスエネルギーであろうというふうに私は思います。

申し上げるまでもなく、近くには豊富な森林資源が眠っているからであります。現在、最上郡内で設備稼働しているボイラーの燃料として使われているのは、木質チップ、ペレット及びバークであります。国はもちろん、県も追随して事業を積極的に推進するために、補助事業として大々的に打ち出しております。まず、スタートは全国各自治体の公共施設からということで事業展開していることは、既に皆様も御承知のことと思います。

平成25年度県予算の重点施策として、再生可能エネルギー熱利用加速化支援事業費5,077万円が計上されております。内容は、木質バイオマス活用の熱エネルギー利用促進であります。さらに、大型風車、メガソーラー発電の設計計画を立てているところであります。

民間におきましても、きのうの山形新聞に載っていましたが、東京に本社があるチノーという会社が、皆さんも新聞ごらんになったと思うのですが、3億円の予算で出力732.8キロワットのメガソーラーを建設すると。出力が77万

5,000キロワットということで、民間の売電額が3,000万円、こういうふうに記載しています。もう一つは、長井の那須建設で、これは出力が1.9メガワット、こちらは大変容量があるんですが、年間発電量が166万キロワット、事業費が5億円ということで建設が始まります。このように、民間も相当この再生可能エネルギーということを重視しまして、国とあわせてこれから建設に向かっていくというふうな状況を呈しているところであります。

県の支援対象熱は、バイオマス、太陽光、地中熱、温泉熱、雪氷熱となっており、国の支援事業に上乘せする取り組みであります。3・11の天災と原発事故の後に、自然エネルギーを利用する社会に早く移行すべきだと考える人が急速に増加しております。県企業局は、25年度においてメガソーラー建設事業に5億2,997万円、浄水場小水力発電設備事業に4億2,940万円、それから地元の神室ダム発電所建設には2,433万円の予算をつけ、再生可能エネルギーを活用した発電量アップの取り組みを強化いたします。

一方、参考までに海外にちょっと目を向けますと、EU主要国における再生可能エネルギー、主に木質バイオマスであります。2020年の目標値は、最も高い国はスウェーデンで49%、次はフィンランドで38%、第3位がオーストリア34%となっております。いずれも非常に森林が多い森林国であり、森林面積率がスウェーデンは65.9%、これに対して日本は世界第3位で64%となっております。積極的に取り入れることによって、CO₂削減による地球温暖化防止に大きく寄与するのであります。

卒原発提唱の吉村県政は、再生可能エネルギーの開発量100万キロワットを打ち出しました。この数字は原発1基分の発電量に相当し、県内消費量の約25%を賄うという壮大な計画であります。100万キロワットの内訳は、電力開発87万キロワット、木質バイオマスと熱源換算のエ

ネルギーが13万キロワットで、電力の主力は風力45万8,000キロワット、太陽光30万5,000キロワットで、住宅用太陽光発電設備6万個の整備で達成できるという計算であります。

最上郡内においては、木質チップボイラーの新規導入3件ございまして、金山町のホットハウスカムロ400キロ、これは今月中に火入れ式があるということで、もう完成しております。それから、真室川町の温泉売電の450キロワット、最上総合支庁は総予算2億8,000万円、庁舎の冷暖房のための建物と熱交換機の新規購入が25年度中に完成いたします。

以上、国県、各自治体の取り組みと世界の状況を簡単に申し上げましたが、さて、我が新庄市はどのような方向で今後歩いていこうとしているのか、その計画をお聞かせいただきたいというふうに思います。

申し上げたいことは、この世の中から原子力というふうなものをなくしていかなければならないというふうなことが根底にあります。そのかわりをするのが、自然から出るエネルギーを十分に利用しようと、しなければならないということであります。それには、一番手っ取り早いといいますか大きいのが、全国的に見ても取り入れが進んでいるのが風力発電、それから、バイオマスは余り、燃料が木材ですからそう大きい数字は出せません。そんなことで風力が主になります。環境問題もいろいろありますが、そこは曲げて、原子力をなくすために今後取り扱っていかなければならないのではないかとこのように思われるわけでございます。

ほかには、世界をずっと眺めますと、再生可能エネルギーで消費の約半分まで持っていこうというふうな国が存在するわけですから、やればできるということでもあります。太陽光と風力をまぜまして、やはり日本もそれに近いような政策を打ち出しながら、国民が協力し合って達成していくべきだというふうなことを思ってい

るところであります。

以上、壇上からの質問を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、新田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

一昨年前の3月11日の東日本大震災を引き金とした福島第一原発の事故で、いまだその地域に戻れない多くの方々がいる。その原子炉の安全性というものが問われ、今後、国民総意の中で、脱原発というような国民総意、基本的にはそういう方向にあるのであろうというふうにも確信しております。

エネルギーは国策と。国の政策の中で今後どのようにしていくのかという一方で、今は再生可能エネルギーの導入についてという御質問がありますが、今後の方向性と基本的な考えといひますのは、いかに安全性を確保しながら、国民生活を支える経済を維持、安定させていくのが国民的議論の大きな焦点となり、今後もなっていくのだらうというふうにも思っております。

現在、国内で稼働している原子力発電所は1カ所のみであり、これもいずれとまるであらうというようなことが今新聞紙上で出てきているわけであります。将来的な方向性等は、国内で供給できる再生可能エネルギーの普及を促進し、日本海沖など埋蔵が確認されているメタンハイドレートなどの新たなエネルギー開発を進めながら、旧エネルギーと新エネルギーとの適正な組み合わせにより、エネルギーが持続的に安定供給されることが求められているのだというふうにも思っています。そのためには、再生可能エネルギーを活用するためのさらなる技術革新が必要であり、送電網の整備や法規制の課題など、諸条件の整備とともに諸エネルギー対策にも引

き続き取り組んでいく必要があると思ひています。

このような中で、本市においては、現在、国の補助事業を活用して公共施設への再生可能エネルギー導入を進めているところですが、市単独事業としては、導入維持コストや利用技術の確立などにおいて不確実な面もあることから、最適な導入時期を慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、情報収集についてですが、先進視察は特に行っておりませんが、これまで小水力発電の可能性調査を行い、また、先進地や研究者などによる講演会などに積極的に参加し、先進的な取り組みや補助制度などについて逐次情報収集を行っているところであります。先進市と本市とでは、気象や地形など地理的条件が異なることが多いため、先進事例を参考にしながらも、導入に当たっては、実際の条件下での活用エネルギーのシミュレーションを行っていく必要があります。

次に、市の具体的な事業計画についてですが、国の補助事業に基づく県基金補助事業を活用し、防災拠点施設の機能強化を図るため、避難所などとなる公共施設の再生可能エネルギー設備の導入による電源確保対策を進めております。平成24年度から26年度までの3カ年計画により、今年度は市民プレザへ導入が間もなく完了しますが、25年度は山屋セミナーハウス、26年度は萩野地区小中一貫教育校へ、太陽光発電設備と蓄電池等を導入していきたいというふうにも考えております。

また、木質バイオマスの利用というようにことで、熱源というように先進的な取り組みとしては、新庄ではVSEのソリッドエナジーがあるわけです。下水道汚泥を木質チップによる乾燥をさせて、それを再生エネルギーとする先進的な取り組みを既にやっておるわけですが、現実的には非常に木質の含水量の多さであると

か器具機械の性能の都合であるとか、そうしたことがいまだ確かな検証が行われていないという状況にあることも御理解賜りたいというふうに思っております。

再生可能エネルギーの導入の小中一貫校については教育長に説明させますので、よろしく願いいたします。

また、最上地域の再生可能エネルギー協議会についてであります。協議会はバイオマスもがみの会が中心となりまして、地域主導による再生可能エネルギー導入の推進を目的として今年1月に発足され、県や最上広域市町村圏事務組合、東北芸術工科大学、森林組合、土地改良区、NPO団体、企業などにより構成されております。本市は直接的な会員ではありませんが、これまで講演会や協議会へオブザーバー的な立場で参加しております。

本市のエネルギーとして活用できる森林資源は、近隣町村と比べて決して多くはありませんが、地域主導型の事業であれば地域経済への波及や雇用の場の創出が期待されますので、今後も協議会と情報を共有しながら、地域経済に波及するような内発型の事業展開について模索していきたいと考えております。

また、小水力発電につきましては、土地改良区のほうで昨年11月に量水計を設置しております。1年間どのぐらいの水量が確保できるかによって、農林水産省の補助事業を対象として小水力発電の計画を立ててみたいという話もいただいているところでございます。関係機関と連絡を密にしながら、適宜・適時なときを選びながら判断してまいりたいというふうに思っております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 萩野地区小中一貫教育校への再生可能エネルギーの活用の検討についての御質

問でございました。

再生可能エネルギー活用については、先ほど御説明しました避難所としての電源確保を目的として設置する太陽光発電、蓄電池とは別に、主に冷暖房設備機器への導入を検討してきました。具体的には、地中熱利用ヒートポンプ、生チップボイラー、雪冷熱利用冷房について、これらのインシヤルコスト、ランニングコスト及び設備更新等を含めた30年間のライフサイクルコストを算出し比較し、そのほかにボイラーで発生する廃棄物の処理など人的管理を必要とすることや、複数の熱源を重ねることによって管理が複雑化することなど、諸課題も考慮しながら検討してまいりました。

特に、生チップボイラーにつきましては、その特質上、24時間稼働している施設への導入では有効であります。それ以外では立ち上がり半日の時間を要するようなこともあって、灯油等を熱源とするバックアップボイラーが必ず必要となります。それらのことで、学校施設への導入には課題が多いようであります。

結果として、コストと管理の面から、全体的な設備への導入については、チップボイラー等の導入を見送ることとしましたが、太陽光発電を主として再生可能エネルギーの活用をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

15番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

沼澤恵一議長 新田道尋君。

15番(新田道尋議員) 大体のこれからの歩み方、全く手をこまねているわけではないということをお願いしたいというふうには思います。実現化はしていないけれども、話はやっているんだというふうな市長の答弁に私はとりました。

それで、もう少しよそを眺めると、もう進んでいるわけです。さっき私が申し上げましたとおり、郡内でももう既に最上町なんかはチップボイラーをやってから5年経過しているわけ

です。それで、それなりの実績を上げている。今では方々から視察も来て、来たお客さんを観光のほうに結びつけてチラシまで出している。宿泊は町内の旅館にしてくれというふうな呼びかけのもとにやっています。団体を無料でなくて有料制にして、食事をさせたりいろいろな方法でかなりの人数がそれでも見学に来ているというふうな話です。

ボイラー装置を取り入れることによって、年間金額にして2,000万円というふうな大変大きな削減ができたというふうなデータももらっています。そんなことで、高上りになるんだったらこれは誰もちょっと考えるんですが、経費節減になるということであれば、これは率先してやっていかなければならないのではないかというふうに私は思うわけです。

一番の問題は、一番問題として私が申し上げたいのは、今教育長が言った回答の中で、いろいろやったけれども、結果として電熱によるヒートポンプの暖冷房と。どうもこの辺が私は納得できないところであります。それで、ホームページ、教育委員会のやつ、去年の23年6月からずっと引っ張り出して見ているんですけども、その協議を委員会の中でやったという会議録が出てこないのです。今言ったことが、教育長の言ったことがどこで話し合いになったのか、その辺をお答えいただきたいというふうに思います。

それから、これは電気で暖冷房ヒートポンプを温めてやるという非常に昔から誰も考えられる最低限の方法で、今の時代にそぐわないのではないかというふうに思います。これだけ日本だけでなく世界が、自然のエネルギー、再生可能エネルギーを取り入れようというふうな方向で進んでいるときに、電気を主とした暖冷房、それでいいのかどうか私は非常に疑問に思う。電気はそれでは何からできるのか。原発が今とまっています。市長が言ったとおり、54のうち1

カ所しか。これも全部とまります。来年には間違いなく。そういうふうに言っていますので。

再稼働は安全が確保されたところからやると、きのうですか安倍総理がそんなことを言っていました、安全が確認されても原発は稼働させるべきではないというふうに私は思う。現実として福島第一原発の事故があって、これを処理するには一般的に40年かかるというふうに皆さんも聞いていると思うのですが、きのうのテレビを見ていても、瓦れきの処理はまだできていないし、それから汚染水を冷やした水のやり場もない、タンクもないと言っているのです。どういうふうにこれやるかわからないんですけども、施設が間に合わないとも言っていました。途方に暮れるような状況です。ですから、絶対的な原子力に対する知識がないんです。日本そのものの。

その中で、これだけ多くの原発を抱えていくには非常に危険が高いわけです。万が一、何かのあれでもう一回事故が起きたら日本全体がだめになるでしょう。住めない場所になるのです。その周辺の人、帰れるかどうかかわからないような状況になっているのです。私は直接被害がないからそんなにも感じないと思うのですが、毎日のように温度を下げています。ああいう状況を見たときには、原発はとめるべきだというふうに誰しもが思うと私は思うのです。

日本中みんながこれは心配していると思うのです。今、避難生活で戻れない。かわいそうではないですか。自分の身と入れかえて考えてみなさい。それをまた許す。きのうの安倍総理の発言は、どうも私は賛成できませんね。自民党の古い体質がまた出てきた。大きいけがをしなければいいとは思っているんですけども。どこに一国の総理が、目の前にそういうふうな危険なものを事実知りながら、また稼働させるという言葉が発するというのが全く許されない。私は、ああいうことは。皆さんはどう思うか、私はあ

ってはならない。これからは稼働すべきでない。今建設中のやつも私だったらストップする。やめます。可能性はあるんですから。そう思いませんか。私だけかな、そう思うのね。そんなことで、ヒートポンプ、教育委員会もう一回考えていただきたい。

これは、原発をとめれば電力は何でつくるか、電気を何でつくるか。では、石油ですよ。それしかないんです。今のところ。とすれば、環境汚染につながっていく。だから、決してクリーンなエネルギーではないはず。電気だけを考えればそこはいい、使ったところはいいけれども、それをつくる場所。何で電気を発生させるかといえば、もう油しかないんだから。あと水力は限界があるし。それよりも、余計発電量を上げるなんていうことは水力はできないわけですから。ソーラーといってもすぐにはできない、風力もできないとすれば、もう石油をたくしかない。

だから、東北電力から値上げ申請あったでしょう。いつですか、今月の14日です。経産省に値上げ申請した。家庭向けの電気が11.41%、企業向けが17.74%に申請したでしょう。これ上げざるを得ないのです。油が高くなっているから。円安でどんどん石油製品が、輸入するものが全て上がっていく。将来にわたってエネルギーも下がる要素がないでしょう。無尽蔵でないし、石油でも50年というふうな期限を切られているのです。そんな中で、石油製品を使うというのは、これも限度があるからやめなければならない。かえていかなければならない。代替をしていかなければならないということではないですか。最終的に決めた。教育委員が市長の許可をもらって。会議録を見ると出てくるのです。私らが決めたのではない。最終は市長が決めた。オーケーを出したから、こういうふうな方向に進んでいくというふうになっているんです。

今まで申し上げたことから、私は電気によるヒートポンプの冷暖房はすべきでない。まだつくっていないから、やる気だったらかえることはできる。いいか合庁だって、今から、さっき言ったとおり2億8,000万円かけてやるということです。あの建物に。かえるのですよ、ボイラー。重油から。できないことないでしょう。今何だかんだ言ったって、これ面倒くさいからかな。早い話が。処理が楽でない。いろいろなものを取り入れると非常に煩雑だ。多少の労力、手間暇がかかっても、そういうふうな方向に私は持っていくべきだというふうに思いますが、教育長と市長から答弁もりたいのですが、私はこれをやめてチップボイラーにすべきだというふうに思いますが、その辺どうですか、お答えいただきたい。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 新田議員がおっしゃる再生可能エネルギーを導入する、しなければならないというような部分については全く同感でありまして、再生可能エネルギーを今後どんどん積極的に、そのケースに応じて使っていくというようなことは大切なことかというふうに思っております。

なぜ小中一貫教育校にそれを導入しないのかという部分については、先ほど来から説明しておりますけれども、今回一貫校に導入しようとする生チップボイラーの能力は550キロワットです。それに必ず灯油のバックアップボイラーが、それが950キロワットのバックアップボイラーが必要だというふうなことで、その辺を見ただけでも、チップボイラーというのは今本当に学校に適応するような技術革新が進んでいるのかなという、そういう疑念もありました。そういう中で、まだまだ今の時点では、それを導入するには早いのかなというふうな判断をしたところであります。

これは、教育委員会の会議録の公開を行っておりますけれども、教育委員会の会議については公開しておりますけれども、教育委員会は大体3時間から4時間近く協議をしていますけれども、その3分の2ぐらいは委員会の協議会、いわゆる常任委員会の協議会のような形ですけれども、その協議会で議論を進めています。その中で、かなりの回数、その部分について議論をさせていただいて、こういうふうな結論に至ったというふうなことでございます。以上でございます。

15番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

沼澤恵一議長 新田道尋君。

15番(新田道尋議員) 今、教育長から、市長は後で答弁いただきますが、バックアップボイラーの燃料を使うというふうなことを言われましたんですが、最上町では使っていないとは言いませんが、この施設ウェルネスプラザで使っているんですが、全然使わないということはない。使っておりますけれども、重油の消費量がとにかく全然話にならないぐらい減っているわけです。44万9,028キロリットルのやつが、使った年は削減効果ということで16万8,661キロリットル減っているわけです。それで、そういうふうなことをずっと足していきますと、年間に、ガスも使っていたやつをこれは使わなくてもいいということで、2,000万円の差額が出てくるというふうな計算です。チップボイラーと重油と、これは両方やっているんです。最上町で。それを足しても金額にして2,034万3,265円というふうな減額値が出てくるんです。

ですから、今言ったような、教育長がどこからもらったデータか知らないのですが、私が最上町からいただいたデータにはそういうふうにかかれています。経費が余計かかるのではなくて、こういうふうに減りますよということを言っているわけです。当然、高くなれば誰もやらないわけだから、安くなるからというふうなこ

とで始めているのは間違いないというふうに思っています。

それで、電気の問題ですけれども、夜間電力3割減。一般的にオール電化住宅というのがかなり進んでいて、今、建築戸数の約半分ぐらいはオール電化となっているのです。聞きますと、3割減って安いからいいのではないかと言いますけれども、逆に使わないところは一般的な家庭の約5倍ぐらい電気を使うのです。特に、夏場は暖房が要らないから電気は使わないけれども、冬はかなりの量の電力を使っている。使っている人が言っているんだからね。だから、その辺の計算はどういうふうに。学校に使えば学校の暖房は必ず必要なんだから、全館暖房みたいになってくるでしょう。床暖房もかなりするし、そこら辺の経費をどういうふうに計算しているのか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

沼澤恵一議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 さまざまな設備の比較検討でございますけれども、これまでの策定委員会、検討部会並びに議員の皆様にも全員協議会等でいろいろ御説明しながら、その中でいろいろな設備の導入について御指摘いただきました。さまざまな手法について、設計事務所に具体的、専門的に検討していただいたところでございます。

先ほど教育長のほうから申し上げました、いわゆる30年間におけるイニシャル、ランニング、更新の費用を比較検討した結果でございますが、現在取り入れております電力によるヒートポンプ、それから夜間電力使用による蓄暖等のイニシャルコストにつきましては、全館で1億1,000万円、ランニングコストにつきましては1年間535万円、それから更新費用につきましては、30年の中でちょうど中間年の15年に1回

更新する必要があるということで、この費用が3,500万円、ランニングコスト30年間分を足しますと全体としては3億600万円ほどになります。

比較検討した手法につきましては、蓄暖、地中熱ヒートポンプ、それから全館の電気によるヒートポンプ、それから地中熱ヒートポンプと土壌の蓄熱の手法、それから今御質問いただいています生チップボイラーを活用しての手法、それから雪冷熱を活用しての手法というふうなことで、6つの手法を比較検討しております。

先ほど、現在検討している実施設計で検討している手法については、トータルコストが3億600万円と申し上げましたが、生チップボイラーを活用した場合は、インシヤルコストが約倍近い2億1,200万円、ランニングコストが、これについては生チップの価格の変動等々あるかと思えますけれども、現在検討しております手法535万円に比べて706万円。これ年間です。それから、更新費用でございますが、これについては15年に1回更新する部分が出てきます。ボイラー自体は、当初の額よりもそんなに高くない部分でございますけれども、更新費用が1億1,100万円、30年間トータルしますと5億3,500万円という額となっております。ですから、現在検討している額と比較しますと2億3,000万円ほどのコストがかかるというふうなことでございます。

なお、技術的な革新が進んでまいりまして、今後、学校施設についても改築等々もう出てくるかと思えます。その折には、今回検討した手法等々を再度検討して、導入が可能なのかどうか、その辺のところは見きわめていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

15番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

沼澤恵一議長 新田道尋君。

15番（新田道尋議員） 今、次長の説明で、逆

に高くなると。何で新庄だけが高くなるんですか。よそでやっけていて。高くなるんだったら誰もやらないでしょうが。おかしいんだ。どこからデータもらったんですか、それ。計算の基礎が間違っているんでないの。電卓が壊れたのではないですか。だって、安いからってみんな始めているのに、何で新庄だけが高くなっているのか考えられないね。

あともう一つ、電気を使わないでチップをもし仮に使ったならば、産業が生まれてくるわけです。そこに雇用が出てくる。当然。最上町だって、あれだけの3つのボイラーを回しているんだって、1年間に6人も使っているのです。6名。山形県のエネルギーの支出が、農業販売額に匹敵するぐらい払っているのです。だから、これが再生可能エネルギー、油を使わないとすれば、できたとすれば、それを支払うことがない。外に出ていかないのです。県内にその金にとどまる。2,000億円が。そこに雇用が出てくる。経済の活性化にもなるというふうな、裏にはあるのです。数字に出てこないやつが。一生懸命1年間農家の方々が稼いだその金が、全部、重油、灯油、ガソリン、電力でみんななくなっていくのです。ゼロ。大体同じぐらいかかるのです。重油が30万キロワットで240億円、灯油が540億円、ガソリンが630億円、電力に至っては1,000億円、電源開発促進税28億円、これで2,438億円出ていくんです。だから、その出し入れだけでなく、裏にはそういうものがあると。雇用の場がなくて今困っているんでしょう。この新庄・最上が。働く場がないということで。市長も一生懸命その辺を考えながら活躍していますけれどもね。こういうこともあると。

それで、次長も言ったそのデータ、数字は全く信用できない。どこからもらったデータだか。そんなことになりっこない。誰もやらないって、あんな逆になったら。金山だって真室川だって、計算上安いからって始まったんですよ。年間

200万円浮くと。聞いてみなさい。私が聞いたんだから。最上町は3基で2,000万円。ちゃんと出しているんだから。ここにあるんだ、データ。何で新庄が逆なの。逆計算になるの。

それで、何かあるたびに、私だけでなく、再生可能エネルギーを議場で質問していますけれども、そのたびに執行部の皆さんが、これからいろいろ検討するというふうな答弁を繰り返してやっているのです。23年6月の議会、石川議員の質問に対して教育長答弁。忘れていないでしょう、自分がやったんだから。言っているんです。「このたびの東日本大震災で長時間の停電が発生した。非常時にも、学校施設のみならず各施設において、自家発電及び蓄電池また自然エネルギーの活用というのは、有効かつ重要であると痛感しました」と言っているのではないですか。

「萩野地区小中一貫校における新エネルギー等の活用につきましては、環境負荷の低減や自然エネルギーの活用、また、化石燃料にかかわる林業資源から成る新しい燃料などの活用も視野に入れて今年度基本設計を進めていく。それら議員が言われたとおり、子供たちの学習にもつながるような学校づくりを検討していきたい」というふうに答弁しているのではないですか。この言ったことはどういうことなんですか。

小水力に関しても、小関議員も質問していますけれども、同じように「これを検討したい」「取り入れたい」と市長も言っているし、あなたも言っているんです。それでは、市長はどういうふうにこのエネルギーに対して……、学校問題を絡めて。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 再生エネルギーにつきましては、先ほどの答弁の中でも、今後、必要なエネルギーの一つであるというようなことは話していません。ただし、技術的な問題がまだまだあるとい

うふうに思っております。そうした中で、一般的なものに導入するというようなものに関しては、積極的な支援を今後考えていかなければならないと思いますが、特にチップボイラー等につきましても、VSEという先駆的な取り組みをまだ検証が終わっていないという事実もあるということをお先ほど申し上げました。そういう意味では、決してやっていないということではないわけです。

それぞれの目的、関心というのはそれぞれ異なるわけでありまして。しかし、それはバランス的に進めていかななくてはならないというふうに思っています。特にエネルギー政策というのは、大変難しい問題だというふうに思っております。原子力の今稼働率が、東北電力の場合は1%であるというふうに言われています。これまでも全体的な中で、最高に再生エネルギーを使った場合でも10%を賄えるだろうかというような、学者の計算上からいくとそういうふうな状況になっておるわけです。そうなりますと、化石燃料及び石炭というようなことの火力発電ということに頼らざるを得ない。それでいけば、当然CO₂がどんどん発生してしまという、このエネルギー問題の抱えた問題というのは、単にコスト的なものだけではなく、CO₂削減といった問題、相当広い問題まで私はあるというふうに考えております。

その中で、今回、萩野地区についても、私から教育委員会のほうに、ボイラーその他全てについて点検し、設置可能であるかどうか調べなさいということをお申し上げ、再三報告を受けてきたところであります。

先ほどお答えいただきました真室川は、温泉施設に入れるというようなことで、ボイラーをたいて……。チップボイラー、当然、真室川にはそういう業界があるというようなことで、業界とタッグマッチができると。金山もホットハウスカムロ、当然森林組合があるというような

ことであります。

また、最上町の流れというのは非常に歴史が古くて、以前の中村町長からお話を聞かせていただいたことがございます。国有林を民有林に払い下げてもらったということで、何が何でも民有林を活用しなければならないというような大前提があるというようなことで、そのために国有林から一人一山運動ということを数十年前に行って、大部分の国有林を、鉄道沿線上の森林を民間に払い下げたという事実があります。その話を中村町長さんからお聞きしたときに、この林業ということ、この最上町という立場を考えたときには、ここで生活していくためにこれをぜひ生かしていかなければならないというような政策があったということをお聞きしております。その流れの中で、福祉政策のウェルネスプラザに対してもそれを導入しながら、国の補助を得ながら、そして現在その雇用も進めているというお話も聞いております。

先ほどの答弁の中で申し上げましたが、新庄市内における周りを見ますと全部山だらけなんですけど、業界としての、森林に対する業界というのは必ず周りの町村を一体化しなければ、そのチップの導入ができないという実情もございます。トータル的な判断の中で、何といたっても24時間燃やし続けるような施設においては、当然活用は非常にすばらしいものであると思いますが、長期間の休暇等、冬休み等を考えますと、また施設の観点からいきましても、今回は諦めざるを得なかったというようなことを御理解賜りたいというふうに思います。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

山口吉静議員の質問

沼澤恵一議長 次に、山口吉静君。

(17番山口吉静議員登壇)(拍手)

17番(山口吉静議員) 皆様御苦勞さまでございます。絆の会の山口吉静でございます。それでは、発言通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、佐藤悦子議員の体罰について一部重なる点があると思いますので、よろしくお願ひいたします。また、小嶋議員とも、新庄まつりの中で一部重なる点があるかもわかりませんので、よろしくお願ひいたします。

次の6点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、市女性職員を幹部に登用することについてであります。本市の女性管理職の登用について、女性は仕事と家庭生活の両立が難しい、あるいは女性職員が望んでいないと。職場における男性偏重とか固定観念、先入観などの古い考えなどを要因に挙げた人が多いわけですが、女性職員推進を具現化するために、人材の育成と登用、女性職員の不安の解消、女性自身の意識改革など、総合的に女性管理職を30%ぐらいは登用できないかということをお伺ひいたします。

次に、2点目は、小・中学校の英語活動の現状と課題についてであります。英語活動でのコミュニケーション、または小学校と中学校の英語とのつながり、いわゆる小中連携はどのように考えておられるのか。また、小学校担任が心がけること、できることはどんなことかということをお伺ひいたします。また、絵本を利用する授業についてもあわせてお伺ひいたします。

次に、3点目は、LED照明で明るく節電・コスト削減についてであります。LED照明は蛍光灯の約4倍の長寿命で、また、交換の手間

が省けると。発熱が少なく、有害物質を含まない、紫外線がほとんど出ないと。また、虫が寄ってきにくいという多くのメリットがあります。市街地への街灯の導入についてをお伺いいたします。

次に、4点目は、電線類地中化についてであります。電線地中化、裏配線、軒下配線、無電柱化。現在、駅前から直線は無電柱化。安全で快適な通行空間を確保し、景観の向上、安定したライフラインの実現、商業地域を主な整備対象としており、無電柱化を進めれば、特に新庄まつりで屋台・神輿渡御行列、高さも20メートル以上のけんらん豪華な20台の屋台が鮮烈な色彩を放って、屋台行列の豪華と迫力は圧巻であります。青森ねぶたまつりは、8月2日から7日までの5日間にわたって開催されました。新聞報道によりますと、期間中の観客数は276万人で、3日間として計算しますと、単純にしますと165万人であります。山尾市長が申されておる100万人誘客も十分可能であります。電線地中化についてをお伺いいたします。

次に、5点目は、高齢者の入浴などについてであります。高齢者の死亡事故で、交通死よりはるかに多い入浴事故。市では、お知らせ版2月22日では、「入浴中の事故に注意。安全な入浴を心がけるよう」と載っておりますが、従来どおりでは事故は減らないと思いますので、何か従来と異なる事故防止について市民に力強く周知されることをお伺いいたします。

次に、6点目は、教職員の体罰についてであります。現在、教育現場は混乱しております。市として、体罰など、特に体育関係についての教育はどのように指示、指導されているかについてお伺いいたします。

以上で壇上での私の質問を終わりますけれども、このたび定年退職される課長の方々には、長い期間、市勢発展に尽くされました御功績に感謝申し上げます。今後とも、本市発展のため

に折に触れ御指導よろしく申し上げます。また、私どもを忘れないで、時には顔を見せていただきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。御答弁よろしく申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

女性管理職の登用につきましては、2008年3月に策定されました「第2次男女共同参画基本計画」において、2020年までに管理職などの指導的立場に占める女性の割合を30%程度にするという目標が設置されました。この計画の趣旨を受け、これまで女性職員の登用を行ってきたところであります。

計画が策定された2008年3月と今年度の役職数に占める女性職員の割合を比較しますと、管理職は1名と変わりありませんが、室長、担当主査以上は10%から29%に上昇しており、県内平均の13%を大幅に上回っております。主査以上につきましても32%と、3割を上回っております。

女性職員の人材育成については、千葉市にある市町村アカデミーなどで行う女性職員向けのブラッシュアップ研修や人事異動により、さまざまな部署を経験することで、能力や意欲を引き出すことが重要と考えております。女性の役付職員は、一般に職場における気配りやチームワーク形成に積極的であると言われております。今後においても女性職員を積極的に登用し、管理職などの指導的立場に占める女性の割合を高め、女性職員の意欲と能力を引き出し、活力ある職場づくりに努めてまいります。

小・中学校の英語活動につきましては、教育長のほうに答弁をさせますので、よろしくお伺いいたします。

次に、LED照明に関する御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、LED灯は従来の白熱灯や蛍光灯に比べ省エネルギーや二酸化炭素排出量の削減にすぐれ、地球環境に配慮した照明として知られております。また、従来のものより電球の寿命が長く、低誘虫性にすぐれていることから、町内の電球交換に係る費用負担や農作物などへの虫による被害を軽減するなどのメリットもございます。このため市では、町内会の要望に基づく防犯灯の新設に当たっては、平成23年度以降全てLED灯を採用し、年間およそ10灯設置しております。

昨年の9月議会でも御説明申し上げましたが、新庄市には現在およそ3,800灯の防犯灯があり、その大部分がLED以外の電球を使用しております。LEDに切りかえた場合の費用は、本体の代金に東北電力やNTTへの手数料などを含めると1灯当たり5万円程度かかるため、仮に3,000灯を市費で設置した場合1億5,000万円の経費がかかることとなります。しかしながら、LED灯に対する町内からの要望は今後ますますふえていくものと思われ、環境負荷を軽減するためにもLED灯へ交換していく必要があると考えております。来年度さまざまな効果の検証を実施するとともに、新エネルギー分野の補助事業の活用やモデル地区設定などの検討調査を行い、計画的な事業実施に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

電線類の地中化についてでございますが、新庄市における電線類地中化済み路線は、新庄駅前通りであります主要地方道新庄停車場線の延長約500メートルの両側であり、平成16年度から19年度までの4年間において、道路管理者である山形県が実施した事業であります。また、新庄市が実施した事業は、駅前通りに接続する市道新庄停車場松本線の約50メートルを、平成20年度に主要地方道新庄停車場線の関連事業とし

て実施したものであります。電線類地中化事業に際しては、山形県無電柱化推進調整会議を経て、地方ブロック無電柱化協議会における協議により無電柱化対象の要件を総合的に判断され、実施予定箇所の計画が取りまとめられます。このため、計画策定においても、関係機関との合意形成の可否や費用対効果の検討が不可欠であり、現在のところ新たな電線類地中化事業は考えておりませんが、通行区間を確保していくことは、電柱類の相互化などの手法によっても可能と思われれます。

次に、入浴事故の防止についての御質問ですが、最上広域市町村本部の調査によりますと、最上地域では、平成23年度の1年間に47件の入浴に関する事故が発生し、そのうち17名の方が死亡しております。これは、交通事故死の約2.4倍であります。同調査によりますと、事故件数の約66%が11月から3月の気温の低い冬の時期に起きており、年代別で見ますと60歳以上の割合が約90%と高くなっております。その原因の多くはヒートショックと言われるもので、暖房のきいた部屋と風呂場など室内の寒暖の差が大きくなると血圧が急激に上昇し、心疾患や脳血管疾患を引き起したり、入浴して体が温まったことで血管が拡張して起こる血圧の低下によって意識を失うことなどが主な要因であります。

ことしの冬におきましても、入浴事故などヒートショックが疑われる最上地域の救急搬送件数は、1月半ばまでに18件、そのうち死者5名を数えております。県では庄内保健所が中心となり、ホームページや啓発ポスター、リーフレットなどを作成し、入浴死・入浴事故を防ぐ取り組みを実施しております。本市におきましても、老人クラブでの健康づくり教室や出前講座などで、県作成のリーフレットを活用し啓発に努めており、2月お知らせ版にも掲載したところでありますが、今後も広報などで周知に努め

たいと思っています。

教職員の体罰については教育長に答弁させますので、以上私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、小・中学校の英語活動の現状と課題についてお答え申し上げます。

平成23年度より小学校で、主に英語活動を扱うところの外国語活動が第5、6学年で実施されています。その目標は、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うとなっております。

また、中学校第1学年の指導の配慮事項に、「小学校における外国語活動を通じて、音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度などの一定の素地が育成されることを踏まえ」と明記されていますので、小学校の外国語活動はいわゆる教科ではないといえ、中学校の英語科につながる時間であることは明らかです。

小学校教員が指導上留意すべきこととして、中学校の英語科で豊かな心情、言語や文化を尊重する態度、国際協調の精神等をいづれ身につけさせることを念頭に、楽しく聞く話すことを体験させつつ、基本表現ができるように導くことが求められます。ある程度の英語の英会話力や補助教材、英語ノートの有効活用力、グループ単位の楽しいゲームをコーディネートする力も求められます。

新庄市では、平成18年度から小・中連携教育に取り組み始めて以来、機会は頻繁ではありませんが、中学校英語教師が同学区内の小学校6年生に行う乗り入れ授業を実施しています。現在策定している萩野地区小中一貫教育校における外国語活動英語科のカリキュラムでは、小学

校5年から中学校3年生までの学習において、学習した成果を英語で発表したり交流したりする機会を各学年で年間3回程度行い、英語学習への意欲が高まるような計画を工夫しているところです。

また、外国語活動新設にあわせて、平成23年度より2名のALTを配置して、目の前で実際の外国人が話す生の英語を聞き、それに反応して自分も英語表現をまねたり対話したりする体験は、とても重要な学習となっています。

また、外国語の絵本については各学校の図書館に数冊ずつあり、一定期間、紹介コーナーで目立つように展示する取り組みをしている学校もあります。外国語活動の授業では、それらの絵本を用いることは余りありませんが、担任とALTが授業で用いる教材を相談する中で、子供が視覚的に捉えやすいピクチャーカードというものを活用しています。これは、挨拶の場面が絵であらわされているものや、果物や日用品など英単語が絵であらわされているものです。ストーリー性があり、テーマが明確な外国の絵本や紙芝居などの活用が図れば、外国語を通じて外国語の文化や生活をより深く理解することができると考えられますので、今後の授業での活用を働きかけることを検討していきたいと考えております。

教職員の体罰についてであります。佐藤悦子議員からも同じような質問がありましたので、重なることがあるかと思えますけれども、お答えいたします。

学校における体罰については、学校教育法で禁止されている決して許さない行為であり、被害に遭った児童・生徒の心を深く傷つけ、相互の信頼を欠いてしまう行為であるという認識を持つことを教職員にも繰り返し指導しているところです。もちろんこれは、学校管理下で行われている体育の授業や部活動においても同様です。

学校における体罰の根絶について、教育委員会では、国の教育関連法規や通知などを踏まえて、綱紀の保持に向けた高い倫理意識を持った取り組みを行うよう指導してきております。今年度も、昨年11月には山形県教育委員会から、校内研修資料を含む「体罰のない学校を目指して」のリーフレットが送付されたところですし、1月の市校長会でも、各校で実態の把握の上に立って、体罰の絶無を期すよう指導したところです。

また、このたび文部科学省の依頼を受けて山形県教育委員会から、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」という調査依頼があり、早速市内各校に周知し、実態調査を行っているところです。この県教委による体罰に関する実態調査は、子供や保護者、部活動の外部コーチ、そして教職員に改めて体罰の絶無について周知を図る機会となるものと捉えております。

今後子供や保護者との信頼を大切にしたい、体罰に絶対頼らない、心に届く指導をもって子供を育てていくよう、教職員と確認していきたいと考えております。以上でございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) 答弁まことにありがとうございました。再質問をさせていただきます。

1番の市女性職員を幹部に登用することについてですけれども、女性市職員の管理職登用について、男女雇用機会均等法も改正し施行され、定着し、男女の均等は雇用の機会だけでなく、勤務している間の処遇もさまざま条件あると思いますが、ある範囲の中では均等でなければならない。女性が指導的立場に進出して、女性の政策、方針、決定過程の参画を拡大し、その能力と個性が十分発揮できるよう、行政としても積極的に実践していく必要があると考えます。

男女共同参画社会の実現の観点から、指導的

立場に女性が進出し、女性パワーを市政に反映させるためにも、先ほど市長から、室長が10から29%、主査が3割と御説明いただきましたけれども、女性職員を課長職にもっと登用すべきと考えますが、この点はどうでしょうか、お尋ねいたします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

沼澤恵一議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 女性職員の幹部職への登用ということでございます。行政職の職員数の割合で申し上げますと、行政職職員264名中、女性が101名ということで、約39%の割合ということになります。その中で、主査以上の職員については、先ほど市長の答弁にもございましたとおり32%ということございまして、県内各市の状況からいっても相当登用が進んでいる。そういう面では登用が進んでいますし、男女比率からしてもバランスがとれた登用の形になっているのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、山口議員御指摘のとおり、課長職にあっては女性職員は現在1名でございます。その点については、今後とも女性の方の意識を高めるためのさまざまな研修、例えば市長答弁にもございました女性のブラッシュアップ研修等、その他さまざまな研修に男女の区別なく参加していただくような環境の整備を行いながら、女性の持つ能力をより一層高めてまいりたいというふうに考えてございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

今のところは女性の課長職も1名といわずに、もう少しふやしていただきたいということをお願いして、次に進みたいと思います。

次に、小・中学校の英語活動の現状と課題についてですけれども、先ほど御説明いただきま

したが、絵本のメリット、言語習得、言語教育における絵本のメリットについては、幼少のときに絵本の読み聞かせをしてもらう量が、読解力の向上にプラスに働くと報告されております。絵本を使った英語活動の取り組み、最終的にグループごとに絵本を読んで発表するところまで到達することが望ましいと言われております。現在の小学校英語活動カリキュラムは、挨拶、数、天気、動物などや概念を中心としたものが多いのですが、そこに絵本という素材を位置づけることで、子供の既存の知識や経験との関連性や意味の世界を知ることができます。絵本の読み聞かせとその関連活動が、小学校英語に新たな広がりを与えてくれる素材ではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか、もう一度伺いたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

沼澤恵一議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 今の御質問にお答えしたいと思います。

外国語活動に絵本を導入した場合のメリット等についてということだと思いますけれども、先ほど教育長の答弁にございましたように、残念ながら学校訪問させていただいて、絵本を実際の小学校の外国語活動に取り入れている学校を見ることは今年度はございませんでした。ただ、絵本を活用する授業についてということで今回御質問をいただいたわけですが、調べてみますと、あちこちで実践はなされているようです。

長所として、絵本ですので短い時間で授業の中に取り入れることができるということもありますし、あるいは指導者側、小学校の教員は英語の免許を持っておりませんので、教材研究をしながら授業をするような形になりますので、余り専門的な英語の知識とかそういうふうな資格がなくてもある程度活用できるというようなこと、それから絵本そのものが、例えば中学校

でも絵本の読み聞かせなんていうことをやりますので、どの学年にも、学年を問わずそれを導入して楽しむことができるというようなことがあります。

また、内容的には、これは山口議員がおっしゃったところなわけですが、小学校の英語活動というと、英語の単語とか数字とか断片的な学習になってしまいがちなんですが、教育長の答弁にもあったストーリー性のあるものを使うことで、そういうふうなものを統合して子供たちが身につけることができる、理解することができるというようなことの効果が期待されるということがあるようです。

また、次年度、今年度は見ることはできなかったわけですが、授業としては英語活動の授業を見るのが何回かございました。多分、来年度もそういった場があると思うのですが、そういうふうな場を利用して、今御指摘いただきました絵本のメリットと活用のメリット等も紹介させていただきながら、小学校の外国語活動を充実できるように指導していきたいと思っております。

あわせて、絵本ということが出ましたので、今年度も学校支援について、本部事業の財源で確保していただきました地域コーディネーター、来年度も予算でお願いしているところです。その各学校で1名ずつ地域コーディネーターがおりますので、その地域コーディネーターとも協力というか連携していただきながら、図書館の絵本等の活用、英語の外国語活動についても、そういうような活用をしながら、いい授業ができるようにということの指導もあわせて行っていきたく思っております。以上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

次に、3番目なんですけれども、LED照明

の補助金について、平成24年度のLED照明の補助金など、わかればお知らせいただきたいのですが。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 24年度については、LED灯について特別な補助というようなことはやっておりません。ただ、LEDを含めた防犯灯の電気料については、町内単位で30%の補助をしております。

なお、先ほど市長の答弁の中にありまして、来年度防犯灯のLED化を進める上で、さまざまLED化に当たっての事業費なりあるいは維持管理のあり方、それから電気料の現在の補助制度のあり方等の調査研究と、あと他市の状況を踏まえまして、年次的な計画に基づいて、早ければ26年度以降から段階的にLED化をしていこうというようなことで、現在検討しているところでございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） これはあれですか、申請すれば幾らか補助金はもらえるのでしょうか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 先ほど忘れまして。LED灯を利用した防犯灯ですけれども、補助金の交付規程には、町内単位で10灯以上を設置した場合の補助事業があるんですが、24年度、市直営の形での防犯灯17基を設置しておりますけれども、これについては全てLED灯を利用したものであるというようなことで対応しております。

国の補助制度の要素ですけれども、現在調査中でございます。なお、LED灯については、防犯灯というような観点よりは、環境負荷への効果というような観点から推進すべきものかなというようなことも考えております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 要するに、補助金は申請すれば幾らかもらえるのですか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 国の補助金についてはございませんし、LED灯に対する市の補助というようなことについては24年度はございません。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。国から補助金がどんと出るのかなと思つて。

それでは、電線地中化のメリットについてですが、景観の改善とか歴史的、伝統的な町並みがよみがえることで地域経済が活性化されると。住宅地としての資産価値やブランド価値の向上もあって、また、台風や地震といった災害のときには、電柱が倒れたり、垂れ下がった電線類が緊急用車両の通行の邪魔をするといった危険がなくなることであります。これらのメリットがありますので、その効果というか、その辺はどのように考えているかお伺いします。

田口富士雄商工観光課長 議長、田口富士雄。

沼澤恵一議長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 電線の地中化なんですけれども、実は「新庄まつり百年の大計第1期計画」に提言されておった事項でありまして、今も引き続けている、そういう事項であります。先ほど市長が申しあげましたように、駅前通りの500メートル、メインの通りでありますけれども、これは地中化が済んでおりますし、また、駅前から大正町までの通りにつきましては、標識類が回転式になっておりまして、それで屋台が通る場合には何も支障がないというようなことで、大変そういう意味では、屋台そして観覧者等々には利便性が高まっているということでもあります。

ただ、先ほど申し上げたように、新しい分に関しましては、実際に関係調整とか経費の問題がありまして難しいのかもしれませんが、一方で、電線上げなどは、あの道具、景観も相まって、一つのお祭りの文化というようなことでも皆さん認識されているのではないかなど、そんなふうに思います。ですから、伝統と、それから改善というようなことは、今後とも両面にらみながら新庄まつりを盛り上げていきたいなというふうにも思っております。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

次に、高齢者の入浴などについてですけれども、冬の入浴事故が注目されておるのですけれども、入浴事故は寒い日に自宅で高齢者が事故に遭いやすいという特徴があるわけです。高齢者が自宅などで入浴中に意識障害を起こして溺れたり、脳卒中や心筋梗塞を発症したりして急死するとされます。入浴関連死が、全国で年間1万7,000人に上ると言われております。急な体温の変化を避けるために住宅そのものを暖めること、半身浴を心がけること、脱水を避けることなどいろいろあると思うのですけれども、それで、徹底した力強い事故防止の周知は、何かこれだということはないのか改めてお伺いします。注意事項というか周知することは何かないか、改めてお伺いいたします。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

沼澤恵一議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 高齢者の入浴中の事故でございますが、先ほど午前中、伊藤市議への答弁にも申し上げましたが、健康情報に関する広報活動につきましては、来年度強化してまいりたいと思っております。

先日ある食堂へ行きましたところ、テーブルの上に小さなメニューを書いているような立て

札がございました。それは何かというふうに見ましたら、最上保健所のほうでつくりました高齢者の入浴中の事故予防の広報でございました。神室産業高校の生徒がデザインしてつくったものでありまして、カラーの色刷りできれいに仕上げてございました。確かに、今回の広報については余りインパクトがなかったかなとは思いますが、広報誌という性格上、余りインパクトがあるというのもどうかとは思いますが、広報誌全体のデザインということもあるところでございますので、広報担当と相談し協議の上で、もう一工夫加えてお知らせすることを検討したいと思っております。よろしくお祈りいたします。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

あと教職員の体罰についてですけれども、体罰は学校教育法第11条によって禁止されております。許されざる行為であり、断固処罰せねばなりません。愛のむちでは済まされない犯罪行為であります。また、新聞では、長井南中男子バレー部顧問が、体罰は2年ほど前にもあり、体罰が常態化していたとの情報もあり、教頭と顧問が生徒の自宅を訪れて謝罪したと新聞に載っております。また、体罰は選手を恐怖に陥れ、自分の考えを持っていない、指導者のいないロボットをつくらと言われております。したがって、体罰の定義と行為を具体的に示して、いかなる場合でも暴力は許されないとの意識を教育現場に浸透させていく必要があると思っておりますけれども、市教育委員会としての見解をお伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

沼澤恵一議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 御質問にお答えいたします。2点ございました。1点目が体罰についての定義のところ、2点目が教育委員会の絶無に

関しての指導というようなことだったと思います。

1点目の御質問ですが、体罰とはどんな定義をしているかということなのですが、今回、県のほうで調査をかけました。子供のほうにも、それから保護者のほうにも、それから部活などの外部の指導者なんかにもアンケートを配ったわけですが、そのアンケートに、こういうふうなものが体罰ですよというようなところが示されてあります。それを読ませていただければなと思います。

体罰とは、身体への侵害、肉体的な苦痛を加える行為であり、例えば次のような行為ですというふうに書いてあります。1つ目は殴る、たたくなどの行為、それから2つ目が蹴る行為、3つ目が長時間にわたって正座をさせる行為、これがいわゆる肉体的苦痛を加える行為に入るのかなと思います。4つ目が長時間にわたって直立をさせる行為、5つ目がトイレに行くことを許さない行為、6つ目が食事時間を過ぎても食べ終わるまで長くとめ置く行為、こういうようなものが体罰ですよというようなことで示されてあります。これを見て、今回、子供たちとか保護者がアンケートを出している状況です。

ただし、肉体的苦痛を与えるものというようなところでなんですけれども、次の行為は体罰に当たりませんというようなことで、放課後等教室に残すこと、それから授業中教室に立たせること、特別に学習課題などをさせること、特別に掃除などをさせること、それから当番などの仕事を多く割り当てること、こういうようなものは体罰に当たりませんというようなことが示されています。これが、今回というか学校の教職員のほうも、体罰とはどういうものかというようなところの考え方、定義的に捉えているところです。

それから、2つ目の委員会での体罰の絶無を期しての指導というようなことでは、先ほど教

育長のほうからあったとおりでございます。特に校長会の指導とか、あるいは学校での倫理委員長を呼んで、いわゆる倫理委員長会議なんていうようなことも年間2回しておりますが、体罰に限らずいろいろな非違行為というのですか、例えば交通違反とかそういうようなものも含めて、そういうようなことの根絶を図ることができるようにというようなことで指導をしてきているところです。

今回の全部に網をかける調査なんですけど、意識を改めるといふか新たにすいいい、いいというふうに言っているかわからないのですが、いい機会になるのではないかなというふうに思っております。学校では今までこういうふうな指導を続けているんですが、一人一人の先生に、先生方も校長も含めてですけども、アンケートを書きます。それから、子供たちも小学校4年生から高校生までアンケートを書きます。小学校1、2、3年生は、さすがにアンケートも書けないだろうということで、学校で説明して、何かそういうようなところがあれば、保護者にもアンケートを渡していますので、保護者のほうに、お父さん、お母さんにそういうようなことがあったことを伝えて、お父さん、お母さん方から学校のほうに教えてほしいというようなところのアンケートをしております。そういうようなところで、本当に保護者も子供たちも教職員も、そういうふうなところで意識を新たにすいいいになるのかなというふうに思っているところです。

あと最後になりますけれども、新庄市のほうでは、もちろん心の教育というようなことを進めてきています。それは、子供に対して、そういうふうな自分も相手も大事にするような心を持つようにというようなところの心の教育なわけですが、指導者のほうも当然一人一人の子供を大事にして指導するというようなところ、それが本当の心の教育そのものだと思いますので、

そういうようなところもあわせて、今回また教職員とともに確認したいと思っております。以上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

沼澤恵一議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございます。体罰なしで全国優勝させたという指導者や学校もたくさんをあります。褒めて褒めて長所を伸ばすと、短所を選手自身が自覚して解決していくと。スポーツは国境のない外交であり、友好親善の場として世界平和へとつながっていくというふうに思っておりますので、ひとつ新庄市の体罰に対してはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、LED照明で明るく節電され、蛍光灯の約4倍の長寿命で、発熱が少なく、有害物質を含まない、紫外線がほとんど出ない、また虫が寄ってきにくいという多くのメリットがありますLED照明であります。電柱類地中化すればすばらしい中心商店街となります。そして、市長がおっしゃっている100万人誘客も可能であります。LED照明とか電柱類地中化というのは、市長は余り望んでおらないようですが、100万人誘客も可能でありますので、ぜひそれを可能にすれば全国から山尾市長宛てに視察が来られると思いますので、考え直して、LED照明とあわせて電柱類地中化することをさらに検討していただきたいことをお願いしまして、終わります。

沼澤恵一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時53分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

沼澤恵一議長 次に、高橋富美子君。

(3番高橋富美子議員登壇)(拍手)

3番(高橋富美子議員) 3月定例会最後に一般質問をさせていただきます。市民・公明クラブの高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

女性が、生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、厚生労働省は3月3日のひな祭り、3月8日の国際女性の日を含む3月1日から8日までを毎年女性の健康週間と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開することとしています。家庭にあっても職場にあっても地域社会にあっても、健康を守るキーパーソンは女性であると言っても過言ではありません。そして、女性自身が、生涯を通じて身も心も健康で元気であることが、社会全体の元気の源と言われております。

昨年、地域における男女共同参画を推進し地域課題を解決していくため、県が実施した最上地域の女性団体ネットワーク構築事業「ふるさとを元気に！～女性から輝く最上の地域づくりはじめの一步～」に参加いたしました。皆さん本当に元気で、各地域で活躍をされておりました。そして、このたび、各種女性団体メンバーが中心となって地域づくり応援団が組織化されました。しなやかな女性の力が社会に地道に生かされていくことが、「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」の実現につながると確信いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、防災・減災対策についてであります。1点目に、東日本大震災から間もなく2年となりますが、防災に対する基本的な姿勢は、震災

以前、以後と比べどのように改善されたのかお伺いいたします。

2点目に、職員の危機意識の向上は、どのように図られたのかをお伺いいたします。

3点目に、市民の避難誘導について、誰もがわかりやすく、より安全にかつ迅速に、適切な避難場所に誘導するための具体的な方策については、どのように検討されたのかをお伺いいたします。

4点目に、防災会議の開催について、また防災委員の選任についてですが、昨年3月の定例会においても同じ質問をいたしました。その際、市長より、「防災会議の開催についてであります。現在着手している地域防災計画見直し案がまとまった段階での開催を考えております。また、防災会議への女性の登用という御意見につきましては、地域防災計画見直しの際に、登用も含め、女性の視点から具体的な提案が得られるよう、防災会議の開催を検討してまいりたいと考えております」との前向きな御答弁をいただきました。早いもので1年が経過いたしました。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、学校耐震化についてお伺いいたします。

学校施設は、子供の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要であります。学校施設の耐震化については、文科省において、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化完了を目指すという目標を掲げております。さきの東日本大震災の教訓も踏まえれば、当市においても早急に取り組むべき課題であると思っております。

今回の国の平成24年度補正予算では、公立学校の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震対策等に対応するため1,884億円が計上されており、今回の補正予算は、各自治体が耐震化を進めるに当たっては十分な額と聞いております。

国の補正予算を最大限に活用し、平成25年度以降に計画している耐震化等の事業を可能な限り前倒しして実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、学校給食のアレルギー対応についてお伺いいたします。

昨年12月に、東京都内の市立小学校で女子児童が、給食が原因とされる食物アレルギーの重篤な症状、アナフィラキシーショックで亡くなった問題を受け、文部科学省は、学校給食での食物アレルギーによる事故を防ぐための取り組み強化に乗り出すと新聞の見出しにありました。昨年末の事故では、アレルギー原因食材のチェック体制や緊急時の対応のあり方などが課題として指摘されています。このため、文科省は来年度予算案に、専門家らで構成する学校給食のアレルギー対応検討会議の設置に1,200万円を盛り込んだとありました。検討会議の設置については、公明党アレルギー疾患対策プロジェクトチームが、昨年12月、専門家による委員会を立ち上げ、徹底した事故の検証と今後の対策に力を入れるべきだと強く要請をしてきました。

文科省が全国の公立学校の児童・生徒約1,280万人を対象に実施した調査、これは2007年発表ですが、食物アレルギーがあるのは2.6%、食物アレルギーなどに伴う急性症状のアナフィラキシーショックを起こしたことがある児童が0.14%に上っている。こうした状況を踏まえ、アレルギー疾患のある子供への対応指針をまとめたガイドラインが、小・中・高校、幼稚園向け、保育所向けにそれぞれつくられているとありました。このガイドラインが十分活用されているのか、また、給食事故を未然に防ぐためにどのような取り組みを図られているのかをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

沼澤恵一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

平成23年3月11日に発災しました東日本大震災では、行政の防災体制の不十分さや情報収集、伝達方法、燃料、電力等のライフラインの確保などさまざまな課題が挙げられました。これらを踏まえまして、本市では、まずもって、大規模災害に備えた災害対策本部機能の確保と緊急応急対策の強化を優先とした対策を講じてまいりました。これまで、災害対策本部の機能の確保や諸証明発行のための非常用電源確保のための発電機等の導入、避難所となる学校等の耐震化、市民等への速やかな情報発信のための携帯電話による緊急速報「エリアメール」の導入、自主防災組織の育成強化、職員の危機管理意識の向上などの整備と取り組みを実施してまいりました。

防災対策の基本的姿勢としては、災害の発生を未然に防ぐことは難しいものがあり、災害対策のあらゆる分野で、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取り組みを通じて、できるだけ被害の最小化を図る減災の考え方を基本として、自助・共助・公助のそれぞれの役割と連携を踏まえた防災対策を講じる必要があると考えております。

今後も防災対策に当たっては、災害対策本部機能の充実強化と防災設備、資機材等の整備などに努めてまいります。自助・共助の役割の重要性から、自主防災組織のさらなる育成強化を図るとともに、市民一人一人がみずからの身の安全はみずからが守ることが防災対策の基本であると考えておりますので、市民の防災意識や知識の高揚を強く推進してまいりたいと考えております。

また、大地震、土砂災害などの災害において

は、高齢者の安否確認、避難所の立ち上げなどに対処するため、危機対応能力と危機管理意識が重要になります。このため東日本大震災の際には、地域担当性を活用し、区長と民生委員の方と一緒に高齢者の安否確認などを行い、これらの対応を通して職員の危機管理意識を確認しております。このほか、地震、豪雨などの災害が発生した場合、その対応方法などを検証し、修正すべき部分があれば関係職員に周知するなど、危機管理能力の向上にも努めてまいります。さらに、全職員を対象とした災害対応の研修、新規採用職員を対象とした危機管理の研修を実施することで、危機管理意識の向上を図っているところであります。

次に、避難誘導についての御質問ですが、大規模な災害が発生した場合につきましては、自治体による今後への細やかな対応には限界がありますので、まずは自分の身は自分で守らなければならないという意識を持つことが必要となります。避難場所までの道については、大規模災害発生時は、迅速かつ円滑な避難活動に努めるルートを確認する計画になっておりますが、災害の規模や状況によって決まったルートでの避難とならない場合が考えられますので、日ごろより自主防災組織などを中心として、地域での災害時の支援者の確保や地域の方同士とのコミュニケーションをとりながら、複数の避難ルートの確認や協力が得られる体制も図っていただければと思います。

次に、防災会議の開催、委員の選任についての進捗状況についてですが、防災会議開催には至っておりませんが、委員の構成などについて、現在、役職だけの枠にとどまらず幅広い範囲から、特に女性の視点を生かした防災対策は大変重要なことであると考えておりますので、条例の改正を踏まえた積極的な登用を考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

耐震化並びに学校給食のアレルギー対応につ

きましては教育長より答弁させますので、私からは、壇上から以上の答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

沼澤恵一議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、学校耐震化についてお答え申し上げます。

本市の学校施設耐震化事業につきましては、一昨年11月に、平成21年度に策定した年次計画の見直しを行い、早期完了を目指し推進しているところでございます。見直し後でも、総計10億円を超える事業費が必要となり、財源の確保が要点となっておりますが、昨年度は国の補正予算を活用し、沼田小学校体育館耐震補強工事及び新庄中学校体育館改築工事の初年度分を前倒しで実施しております。

さらに、今年度、国の第一次補正予算で、新庄中2年度目の工事及び本合海小学校や日新中学校など、5校の体育館の工事も同様に前倒しで進めることとしております。財源的にも有利な補正予算債を活用することができるとともに、来年度耐震化工事量がピークとなり、年度末の耐震化率は76.1%と大きく改善され、26年度中には耐震化工事全てが完了する見込みであります。

また、建物構造体そのものの耐震化が先行しておりますが、議員御指摘のとおり、国においても天井や壁、照明器具等の非構造部材の耐震化について調査・研究を行っているところであり、遅くない時期に具体的な対策が示されることと捉えております。

現状としては、昨年9月の一般質問でもお答えしておりますが、学校職員による日常的な点検と教育委員会職員による随時の点検や建築基準法に基づく定期調査報告により危険箇所を察知し、状況に合わせて対応をしまいたいと考えております。

学校給食のアレルギー対応についてお答え申

し上げます。

議員がお話しになった東京都での事故報道でありますけれども、学校も保護者も注意していたにもかかわらず事故を防げなかったということで、改めて食物アレルギーの恐さと対応の難しさを実感しているところであります。

平成24年度における新庄市内小中学生の食物アレルギーの実態ですが、市内全小中学生中98名が何らかの食物アレルギーを持つと届け出があり、これは市内全児童生徒数の2.9%に当たり、議員よりお話のあった2007年の2.6%の全国の調査よりも若干高い割合というふうに言えると思います。この98名の子供たちがアレルギーを起こす食品としては、牛乳、卵、エビ、ナッツ、そばなど23品目と多くの食材にわたっています。

また、市内14校中11校に食物アレルギーの子供が在籍している現状です。食物アレルギーによる事故から子供を守る手だてといたしましては、学校ごとに工夫して対策を立てているところですが、まず、アレルギーを持つ子供の実態把握を確実にを行うということです。各校では、小学校入学時の調査表や毎年の保健調査表で、除去する食材等の確認を行っており、程度によっては、かかりつけの医師の診断書を提出していただいております。

続いて、この情報を教職員、学級の子供にも知らせ共有します。これに基づいて、給食メニューを見ながら、前月には翌月の代替食や除去食について保護者に連絡します。職員室に代替食や除去食の日程を張って、全職員に周知します。当日は、学年、組、名前が張られた別容器が学級に届きますので、名前を確認して子供に届くシステムになっております。該当の子供が実際に食べるまでには、調理前の確認、検査時の確認、配膳後の確認など、幾重もの確認をしております。

しかし、このようなチェック体制にもかかわ

らず、先日、誤って食べるということが起きてしまいました。幸いにも子供に異常はありませんでしたが、ミスは起こり得るという前提のもとで、養護教諭などの担当者が本人及び保護者と面談を行い、そのアレルギー反応の症状、対処方法について確認を行い、緊急対応体制など全職員でその情報を共有しており、それが機能したものと思っております。

また、今年度は、市内では食物アレルギー反応で重篤な症状のあらわれる子供はおりませんので、保護者から学校が薬を預かったり、アナフィラキシーショックを和らげる自己注射薬であるエピペンを準備したりという学校はありません。

このように、食物アレルギーのある子供への対応については、文部科学省から2008年度に示された指針をもとに各学校ごとに決めておりますが、学校に対応の格差がないように、今後、市全体で食物アレルギー対応のマニュアルの策定を検討しているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

初めに、学校給食におけるアレルギー疾患の対応についてですけれども、ただいま教育長のほうから、市内で98名のアレルギー疾患のお子さんがいらっしゃるということを聞いて本当に驚きました。私も先日、以前調理師さんをされている方とお話をしたんですが、学校給食の際は、先ほどお話にありましたように、本当に神経を使って、調理師の皆さん、また学校関係者の皆さんも対応しているんだという話を伺ったわけです。去年のこの事故を受けて、すぐに何らかの教育委員会としての会議とかは開かれたのでしょうか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

沼澤恵一議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 会議そのものは開いておりません。先ほど教育長のほうからあったように、年度末というようなこともありましたので、来年度そういうような会議というか、対策の会議を開こうというふうなことは相談しております。

ただ、その事故があったときに各学校のほうには、いわゆる給食室中心にですけれども、そういうようなところを注意するようというふうなことの、外部の委託業者も含めて連絡はさせていただいたところです。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） この間、テレビの報道であったんですけれども、例えば牛乳がだめなお子さんには豆乳とかそういうあれで対処しているのかと思うのですけれども、全国どこかの学校でだと弁当とかを持参しているなんていうところも出ていたんですけれども、新庄市内においてはそういうことはないんですよ。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

沼澤恵一議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 新庄のほうでは、アレルギーの原因を除いて調理をする除去食と、それからまるっきりそういうふうな対応ができない子供については、まるっきり別のものを1品かわりのものを与えるというようなところの代替食の2つで対応しているところです。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） これからいろいろ対応していただけるということで教育長さんから話あったんですけれども、ある自治体での対応の仕方がこの間掲載されていたんですけれども、学校給食の食物アレルギーの事故を受けて、学校とか学童クラブ、また、子育て施設に従事する職員に対する食物アレルギーの疾患対応の研

修会を実施したという自治体の紹介がありました。

初めに、学校現場での具体的なDVDの映像を通して、45分くらいだったそうですけれども、それを鑑賞して、その後、小児科医の方がデモ機を使いながら学校での対応について提案説明するというものでした。そのDVDには、給食時に友達から、食べていたパンに悪気はなかったんですけどもピーナツバターを塗られ、少しだけならってその子が一口食べた。小学校5年生の男の子が突然じんま疹が出て、それから体中のかゆみ、そして腹痛、また呼吸困難と症状が悪化していく様子があったということで、見ていただいても冷や汗が流れたという声でした。

参加した学校の課長さんは、そのDVDを各学校に配布して、もう順次全ての学校職員に研修させたい。また、現在の対応としては、アレルギー疾患の児童・生徒のいるクラスの担任や養護教諭、栄養士だけではなく、全職員への研修会の実施に加え、次のような事故を防止するため、この間の事故では、突然おかわりをして、その中にチーズがほんの1グラム程度だったのにもかかわらず亡くなってしまわれたということだったということで、おかわりをそのあれでは認めない。かわりに、通常の1.5倍の量を最初から食器に盛るようにしているなど。

あと、今後の対応策として、先ほどありましたけれども、クラスメートに対しても食物アレルギーについて学習させる。また、加えて当該児童生徒に対しても、いじめなどの問題が起きないように人権教育の指導も行うなどというようなことが載っておりましたので、ぜひ参考にさせていただいて、先ほどありました一人の方が前回あったんですか、そういう話を伺いましたので、本当に命にかかわることだと思っておりますので、皆さんでしっかりと対応のほうをお願いしたいと思います。

なお、エピペンについて、そういうお子さんはいらっしゃらないということなんですけれども、もしかして出てきた場合のことを想定すると、そういうアドレナリンとかエピペンも必要になると思うのですけれども、それは子供さん自身が準備されるということなんでしょうか。学校のほうに常備するとかというのはないのでしょうか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

沼澤恵一議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 今年度はそういうふうなお子さんがいらっしゃらないので準備というようなことをしていないのですが、多分このガイドライン等を見ると保護者のほうで準備していただいて、お薬もそうですけれども、お薬も預かっているような子供さんはいませんが、学校のほうにも備蓄とか置いておくと、そういうような対応になるのかなというふうに思っております。委員会のほうで、学校のほうで別に買って準備するというのではないと思えます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） わかりました。エピペンなんですけれども、実際に打ったり、例えば小さいお子さんと自分でできないということも聞いておりますので、そういう場合は、教職員の方とか近くいらっしゃる方が多分対応されると思うのですけれども、そういうところは小児科医の方とかに来ていただいて、実際そういう場面をあれしていないと、いざとなったときに打てなくて、もしかしたらお子さんが亡くなってしまいかそういうのがあると思えますので、その点もしっかり先生方、また、かわる皆さんにはそういうものを共有していただきたいなと思えますので、よろしく願います。

それでは、続きまして、防災・減災対策につ

いてです。先ほど市長さんからいろいろ詳しく御説明をいただきました。職員の危機意識の向上の中に、地域担当制という話をさせていただいたんですけれども、実際にこの地域担当制というのはどのような形で、現場のほうといつたらいいか、地域に話をされているのでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

沼澤恵一議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 東日本大震災の場合につきましては、早々に配布物とか連絡物というようなものをまとめまして、区長さん方のほうに出向きました。情報収集をというようなことで、その延長線上で高齢者の安否確認等々を含めて確認したというようなことでございますけれども、今後どのような形かというようなことを考えていった場合には、地域担当制の意義を見ていった場合に、市民との信頼関係が構築されていけば非常に役に立つ制度になっていくというようなことにもなりますので、地域の中で、例えばことしの雪のような状況があるとすれば、どのような状況になっているのかというようなところも含めて訪ねていけるような体制が構築できれば、信頼関係の一つ一つ積み重ねができていくのかなということで、有事の場合にはもっと役に立つような制度に発展していくというようなことを考えておりますので、その辺も含めて具体的に構築していきたいなというふうにも思っております。これまでのあり方、あるいは職員の方々の意見も取り入れながら、まとめていけたらいいなというふうに思います。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） このたびの雪害に対しても、職員の皆さんが地域で一生懸命にいろいろな面で手伝っていただいたり、本当に頼もしく思っているところなんですけれども、地域担当制ということで私たちの地域にも市の職員の方がいらっしゃいます。何かあればすぐ来て

くださるのはもちろんあれですけれども、大勢の中でのさまざまな災害に対して、本当に隅々までというのはなかなか大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、昨年秋に私たちの町内でも初めて避難訓練を行いました。早朝にもかかわらず多くの方が参加して、組長さんが一軒一軒安否確認とかを手際よく報告してスムーズに流れたんですけれども、これはあくまでも避難訓練ということで、実際に起きたときにはどうなんだろうということを私自身感じました。これから何が起こるかわかりません。それで、先ほど自主防災組織の構築とかさまざま話があったんですけれども、まだまだ啓発というか、そういう避難訓練のこともそうですし、自主防災組織の推進などについて、もっともっと具体的にしていかなければならないと思ひますが、その辺もう一度具体的な方策ありましたらお願ひしたいと思ひます。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 防災対策につきましては、現状あるいは重要視する事項については市長のほうから答弁ありましたけれども、特に東日本大震災を踏まえまして緊急に対応する必要があるものというようなことで、当然防災計画はもとよりなんですけど、東日本を踏まえた上で、まずは災害対策本部機能の確保をどうやっていくか。これについては、課題として、電源あるいは燃料等の不足を来したというふうな経緯を踏まえた機能の確保対策、それから避難所の関係につきましては、避難所となり得る大多数の施設が学校である、あるいは市の市有施設であるというようなことで、その避難所が安全であるかというような観点から、早急に優先課題として避難所の耐震化たるものを進めてきました。

それから、情報の伝達の関係でも同報系の無線云々たるものもありますけれども、現状では

というようなことで、より多くの方への的確な情報というようなことで、現段階では緊急速報「エリアメール」、それから補正予算での対応の全国瞬時警報システムを利用して、住民といえますか、最終的には携帯電話のほうにその情報を直接送るシステムの構築を進めております。

また、減災の要素からすれば、まず自分の身は自分で守る、それから地域との共助の関係での自主防災組織の役割たるものについては、減災を図る上では大変重要な役割を果たすものというようなことで、これまでも育成強化に努めてきたところでございます。

この自主防災組織以前に、先ほど答弁ありましたように、個々の住民の防災に対する心構えと災害が起きた場合の対応、この意識たるものをいかに高めていくかというのが基本的に一番重要なことではないかというようなことで、この3月の市報に、自助の部分の災害に備えた対応に関する記述、記事を特集で掲載することにしております。

それから、先ほどありました職員、対応するさまざまな情報の伝達、あるいは情報を収集する上でも重要な役割を果たす職員の防災意識の向上、それから避難所開設・運営する際の最低限の避難所の整備と、それに伴う避難所に必要な物品の確保というようなことで、これまで緊急課題的な事項を優先した形で進めてまいりました。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。本当にいろいろ市民のためにという思いで検討いただいていると思います。

最後になりますけれども、新庄市の防災会議の運営規程の第3条に、「防災会議は、必要に応じ開催するものとし、会長がこれを招集する。」とあります。東日本大震災より2年がたとうとしておりますが、会議の必要性について

はどのように考えておられますか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 通常、防災会議の招集については、防災計画の見直しを図る際、あと重大な災害が起きた場合の対応等についてというようなことで開催するというようなことで対応しております。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） それでは、過去に防災会議というのが開催されたことはあるんですか。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 防災計画については、過去2回ほど大きな見直しをやっております。その際には、防災会議に諮った上で計画を承認していただいております。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

沼澤恵一議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 先ほど市長から、女性の登用ということで条例の改正とかというお話がありました。市民を守るということで本当に大事な部分だと思いますので、これからも安心・安全を心がけて、新庄市がどこよりも本当に、何回も言いますが、いいまちだと言われるようにともどもに頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

沼澤恵一議長 以上で、今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議をあす3月7日から3月14日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議をあす3月7日から3月14日まで休会し、3月15日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時28分 散会

平成25年3月定例会会議録（第4号）

平成25年3月15日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 沼澤 恵一 副議長 小嶋 富弥

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	近岡晃一
市民課長	荒澤宏二	福祉事務所長	小野享
神室荘長	信夫友子	環境課長	坂本清一
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	田口富士雄	都市整備課長	星川俊也
上下水道課長	沼澤利明	会計管理者兼会計課長	小山田昭
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
生涯学習課長	小嶋達夫	生涯スポーツ課長	高木勉
監査委員局長	安食敬二	選挙管理委員会会長	矢作勝彦

農業委員会 会長 星川 豊

農業委員会 会長 沼沢 充広

事務局出席者職氏名

局長 柳橋 弘
主査 川又 秀昭
総務主査 高木 祐子
主事 八 敏 貴 征

議事日程 (第4号)

平成25年3月15日 金曜日 午前10時00分開議

(予算特別委員長報告)

- 日程第 1 議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長報告)

- 日程第10 議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第11 議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第6号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 平成24年請願第7号危険な垂直離着陸輸送機オスプレイの配備及び低空飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出を求める請願

(産業厚生常任委員長報告)

- 日程第14 議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第8号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定について
- 日程第16 議案第9号新庄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について
- 日程第17 議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 8 議案第 1 1 号新庄市定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号新庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第 2 2 請願第 1 号 T P P 交渉参加反対に関する件について
- 日程第 2 3 請願第 2 号 T P P 交渉参加反対に関する件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 2 4 議案第 3 0 号平成 2 4 年度新庄市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 5 議会案第 5 号 T P P 交渉参加反対を求める意見書の提出について
- 日程第 2 6 閉会中の継続調査申し出について

開 議

沼澤恵一議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

なお、代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

予算特別委員長報告

沼澤恵一議長 日程第1議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算から日程第9議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算までの議案9件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。
予算特別委員長山口吉静君。

（山口吉静予算特別委員長登壇）

山口吉静予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみ御報告させていただきます。それでは、御報告申し上げます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算から議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算までの計9件であります。予算特別委員会は3月11日、12日、13日の3日間にわたり活発な議論のもとに慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。討論

に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、佐藤義一委員より賛成の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算及び議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算の4件につきましては、質疑を行いました。討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第26号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の3件につきましては、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑を行いました。討論はなく、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託された案件、議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算から議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算までの9件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、質疑、討論があり、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算については、委員長の報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

沼澤恵一議長 起立多数であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑を行いました。が、討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案4件について採決いたします。

議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算の議案4件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号、議案第24号、議案第27号、議案第29号の議案4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑、討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案3件について採決いたします。

議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第26号平成25年度新庄市営農雑用水事業特別会計予算の議案3件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第23号、議案第25号、議案第26号の議案3件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑を行いました。が、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

沼澤恵一議長 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告

沼澤恵一議長 日程第10、議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第13平成24年請願第7号危険な垂直離着陸輸送機オスプレイの配備及び低空飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出を求める請願までの計4件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長小関 淳君。

(小関 淳総務文教常任委員長登壇)

小関 淳総務文教常任委員長 おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件と、継続となっている請願1件であります。

審査のため、3月8日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する

る条例等の一部を改正する条例の設定については、総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

担当課より、本案は本市の財政状況を鑑み、市長、副市長、教育長に支給する給料について、平成24年度に引き続き平成25年度についても削減するもので、その削減額は約670万円となるとの説明がありました。

審査に入り、委員から質疑はなく、この議案に関して採決した結果、議案第4号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

担当課より、本案は新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、条文の整備をするものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から質疑はなく、この議案に関して採決した結果、議案第5号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、教育総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

担当課より、本案は校舎の増改築、国土調査等の理由により変わってしまった地番を正しいものに改めるものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から、各学校の位置表記について、なぜ今になって改正になったのかとの質疑があり、担当課より、小中一貫校の敷地について確認をしたところ、農道の整備によって地番が変わっており、他の学校についても確認したところ改正が必要であったとの説明がありました。

また、委員から、第2条の校名について、公募した校名に「桜」の字を使った校名が多くあ

ったが重要視されていないとの質疑があり、担当課より、桜に対しての思いは地元の多くの方が持っていることがあるが、地域の歴史や伝統などを捉えながらも、萩野地区に1つとなる小学校としての名称がどうあるべきかというようなことも考え合わせて、策定委員会及び教育委員会が判断したとの説明がありました。

また、委員からは、策定委員会に任せているのだから委員会の協議を尊重すべきではないかとの意見がありました。

この議案に関して採決した結果、議案第6号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

継続審査となっている、請願第7号危険な垂直離着陸輸送機オスプレイの配備及び低空飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出を求める請願については、委員同士による自由討議によって審査を行いました。

審査に入り、委員から、継続審査をしてきたが、安全保障という点で日本全体が協力してやるという方向であればやむを得ない。また、委員から、周辺諸国が強力な武力体制をとっている状況の中で、国防上からいえばやむを得ないとの意見がありました。

また、委員から、まだ安全性には不安があり、訓練の飛行内容をもう少し見る必要があるので継続審査にしてはどうかとの意見がありました。

継続審査とすることに関して採決した結果、可否同数により、委員長判断で継続審査すべきではないと決し、その後請願第7号について採決をした結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

沼澤恵一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、質疑に入りますが、議案3件と請願1件を分けて、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第4号から議案第6号までの議案3件に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

初めに、議案第4号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成24年請願第7号危険な垂直離着陸輸送機オスプレイの配備及び低空飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 不採択ということになったことについては、納得がいけないなと思います。

その審議の中で、安全保障とか国防上とかということから賛成のような中身の意見が出ていますが、国民の安全ということを守ることが私たち一番大事だと思うんですが、オスプレイはアメリカ国内でも低飛行訓練禁止あるいは配備禁止となった地域が出ているわけです。アメリカでさえも、住民から、こんな危険なものは自分たちの地域に置いてもらっては困る、飛んでもらっては困るということで、アメリカでも飛行ができないような状態に置かれているものだと聞いていますが、そういったことについては、話し合いはなかったんでしょうか。

それから、2つ目は、沖縄全体でオスプレイの配備については反対ということになって、つい最近も東京まで来て、沖縄知事を先頭に、こういったことをやめていただきたいという声を上げて、集会などがあつたと聞いております。私たち新庄市は、広域的に沖縄と連携というかそういったことをやっている、交流をやっている市であります。それでは、そういった交流を行っている沖縄の住民の立場に立ったと思えるのかということ。

それから、3つ目に、今防災ヘリあるいはドクターヘリということで、県内でも独自の住民の立場で緊急に飛ばねばならない貴重な飛行があるわけです。それらと接触するとか、あるいは落ちてくるとか、そういったことがありますと、市民、県民にとっても重大な問題のあるものだなと思うのですが、そういった話し

合いはなかったのか、お願いします。

小関 淳総務文教常任委員長 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 総務文教常任委員長小関 淳君。

小関 淳総務文教常任委員長 ただいま報告をした内容のとおり、やむを得ないという委員の言葉が報告の中にあつたかと思ひます。ある程度の危険性は十分認識していながらやむを得ないというスタンスで、真摯な議論を進めていったのでございます。

新庄市を含めた広域で沖縄と友好的な関係があるのになぜかということだと思ひますけれども、それについても十分頭に入れながらの審議でございました。

あと、防災ヘリについての議論はなされませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） オスプレイだったかちょっとはつきりしていなかったんですけれども、こういったアメリカ軍による飛行訓練によって、自治体で出している防災ヘリとかドクターヘリなどとあわや接触かということで、防災ヘリやドクターヘリの運航に大変な支障を来したということが最近起きております。そういうことなど考えますと、話し合わなかったということでは許されないとか、市民の命にかかわる重要なことだったので、もう一度戻して話し合うべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。

小関 淳総務文教常任委員長 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 総務文教常任委員長小関 淳君。

小関 淳総務文教常任委員長 最初もお答えしましたとおり、委員の皆様は、やむを得ないという気持ちを持って議論しておりました。そこを御理解いただければと思ひます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） オスプレイを、アメリカ

国内でさえも、こんな危険なものは飛行してもらっては困ると、私たちの地域を飛行してもらっては困るといふ運動が住民の中から非常に高まっております、ろくに飛行できないのではないかと思われる。アメリカ国内ですけれども。

そういうものを、日本であれば住宅地であろうがどこであろうが危険だと言われているものを飛ばそうという、そういう日米安保条約ですか、そこから来ているんでしょうけれども、それは余りにも卑屈な、アメリカが日本を同じ人間とは見ていないのではないかと私は思われるし、日本に対してひどいなと思ひます。それを受け入れる日本の政治というか、やむを得ないというふうに言ってしまうというのは、余りにも卑屈な姿勢、住民の命を守るというよりもアメリカが優先されるという、そういう意識が非常にあって非常に残念だなと思ひます。

住民の命を守る議員であれば、こういうものはいかかなものかと言つてやるべきだと私は思ひます。やむを得ないということではないのではないかと思ひますが、どうでしょうか。

小関 淳総務文教常任委員長 議長、小関 淳。

沼澤恵一議長 総務文教常任委員長小関 淳君。

小関 淳総務文教常任委員長 委員会の中では、やむを得ないという声もありましたし、しかし安全性の確認はまだいまだにとれていないという趣旨で継続審査をという声もありましたので、その辺も御理解をいただきながらお願いしたいと思ひます。

沼澤恵一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よつて、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

平成24年請願第7号危険な垂直離着陸輸送機オスプレイの配備及び低空飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、委員長報告は不採択であります。平成24年請願第7号については原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

沼澤恵一議長 起立少数であります。よって、平成24年請願第7号は不採択とすることに決しました。

産業厚生常任委員長報告

沼澤恵一議長 日程第14議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第23請願第2号T P P交渉参加反対に関する件までの計10件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長遠藤敏信君。

(遠藤敏信産業厚生常任委員長登壇)

遠藤敏信産業厚生常任委員長 おはようございます。

ただいまから、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案8件、請願2件であります。

審査のため、3月7日午前10時より、議員協議会室において委員8名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、改正理由が同じであることから、一括して都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、都市整備課の説明によれば、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律などの改正により、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準等について条例で定めることとなったとのことであります。

主な内容といたしましては、都市公園の設置基準については、街区公園の敷地面積の標準や近隣公園の敷地面積の標準など従来法令で定められていたものを、そのまま新庄市の条例で定めるというものでした。

審査に入り、委員からは、法令と条例で内容が変わったところは何かといった質問があり、また担当課からは、特定公園施設の通路の勾配について、法律は5%であるが、市の条例では4%と緩やかにしているとの説明がありました。

その他質疑等ありましたが、採決の結果、議案第7号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定については、都市整備課の説明では、道路法の改正により、これまで国が道路構造令で定めていた道路の構造の技術的基準について条例で定めるものとの説明がありました。

内容としては、道路の幅員関係、線形、勾配、排水施設、安全施設等の標識関係など、新たに新庄市の条例で定めるというものでありました。法令と条例で内容が変わったところもなく、基本的には法令と同じ内容であるとの説明でありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第8号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号新庄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定については、都市整備課の説明では、河川法等の改正により、準用河川に係る堤防などの河川管理施設の構造の技術的基準について条例で定めるものとの説明がありました。

内容としては、新庄市で管理している準用河川8河川の堤防、底どめ、堰、水門、樋門などについて、従来政令で定められている基準を基本として、そのまま条例化した内容になっているとの説明がありました。

審査に入り、委員から、準用河川を整備する経費の負担についての質問があり、担当課からは、準用河川については8河川あるが、災害等発生した場合は災害査定を受けて国から補助を得ており、今回条例を定めたからといってそれがなくなるということではないといった説明がありました。

また、国において定められているダムや揚水機場など準用河川に関係のない部分については、山形県においても省いており、同じく本条例でも省いているとの説明がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第9号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、都市整備課の説明では、公営住宅法の改正により、市営住宅の整備基準、入居収入基

準等について条例で定めることとなったため、必要な改正を行うものとの説明がありました。

内容といたしましては、整備基準について、現行の安全管理や利用者が便利で快適な方法、また建設維持管理費の縮減などといった整備基準を設定しているとの説明でした。

審査に入り、委員からは、法令と条例で内容が変わったところは何かという質問があり、担当課からは、住宅整備に当たり積雪等を考慮して整備するよう努める規定を盛り込んでいるとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第10号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号新庄市定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

都市整備課の説明では、定住促進住宅の入居率の向上と定住促進を図るとともに、子育て支援の一環として、定住促進住宅に入居する子育て世代に対して支援を行うため必要な改正を行うものとの説明がありました。

改正の内容といたしましては、定住促進住宅の入居者のうち、中学生以下の子供がいる世帯に対し、子供の数に応じて減額して家賃を設定し、子育て世代の負担を軽減するというものであります。

審査に入り、委員から、高校まで該当させる考えはどうかという質問があり、担当課からは、子ども手当の制度と合わせた年齢ということで設定しているとの説明がありました。

その他質疑等ありましたが、採決の結果、議案第11号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉事務所から補足

説明を受けた後、審査を行いました。

福祉事務所の説明では、障害者自立支援法の名称が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わったため改正するものと説明がありました。

内容といたしましては、第1条について、法の名称を障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更するというもので、この施行日が平成25年4月1日。それから、第2条については、条例中の障害程度区分という文言が、障害支援区分に変わるという内容で、ただしこの部分の施行月日については平成26年4月1日からとなるという説明でありました。

審査に入り、委員から、新たに難病を加える点があるが、これは何項目入るのかという質問があり、担当課からは、現行で通達が来ているのは100近い名称の病名が認定されているという説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第12号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について及び議案第14号新庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定については、同じ改正理由であることから一括して福祉事務所から補足説明を受けた後、審査を行いました。

福祉事務所の説明では、地域主権一括法に伴う改正であり、介護保険法が改正されたことに伴い、新庄市が指定する地域密着型サービスもしくは介護予防サービスというメニューの中の施設に関して、人員、設備、及び運営に関する基準を定めるものとの説明がありました。基本的には、国、県の基準に基づいてサービス内容を定めているという内容でありました。

審査に入り、人員配置や居室面積の基準についての質問があり、担当課からは、基本的に3人に1人という国の基準を準用しているという説明がございました。

その他質疑等がありましたが、採決の結果、議案第13号及び議案第14号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号T P P交渉参加反対に関する件について及び請願第2号T P P交渉参加反対に関する件については、同じ内容であることから、請願第1号の紹介議員及び農林課の職員の出席を求め、一括して審議を行いました。

初めに、請願の紹介議員より、請願の趣旨について、現在特に農産物に関してはあらゆる物品850品目相当が関税で守られている状況であり、関税が撤廃されることになれば、請願提出者のみならず多くの人が大打撃を受けることになるため、何としても阻止しなければいけないとの説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、請願第1号及び第2号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひします。

沼澤恵一議長 ただいまの産業厚生常任委員長報告に対して質疑に入りますが、議案8件と請願2件を分けて、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第7号から議案第14号までの議案8件に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

初めに、議案第7号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号新庄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号新庄市定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号新庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号及び請願第2号については、件名、内容が同じ請願でありますので、一括して質疑、討論、採決を行います。

それでは、請願第1号及び請願第2号T P P 交渉参加反対に関する件について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。これより
採決いたします。

請願第1号及び請願第2号T P P交渉参加反
対に関する件については、委員長の報告のと
おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、
請願第1号及び請願第2号は委員長報告のと
おり採択されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

沼澤恵一議長 追加案件が出ておりますので、こ
こで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 それでは、議会運営委
員会における協議の経過と結果について報告い
たします。

本日午前10時46分から、議員協議会室におい
て議会運営委員6名出席のもと、執行部から副
市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を
求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議
における議事日程の追加について協議をいたし
たところであります。

協議の結果、議案第30号平成24年度新庄市一
般会計補正予算(第10号)、議会案第5号T P
P交渉参加反対を求める意見書の提出について
の議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査
申し出についてを、本日の議事日程に追加をし
ていただくことになりました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と
結果についての報告といたします。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありまし
た議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査
申し出についてを本日の議事日程に追加するこ
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申
し出についてを本日の議事日程に追加するこ
とに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩い
たします。

午前11時08分 休憩

午前11時10分 開議

沼澤恵一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第24議案第30号平成24 年度新庄市一般会計補正予算(第

10号)

沼澤恵一議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第24議案第30号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、最終日に当たり、議案第30号平成24年度一般会計の追加補正予算となりますが、今般の除排雪及び雪害対策の急を要する事項と、国の1号補正などに伴う繰越明許費などを主な内容としております。このことにつきまして御説明申し上げますので、御理解賜りたいと思います。

補正予算書1ページ、議案第30号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億959万9,000円を追加し、補正後の予算総額を158億6,740万5,000円とするものであります。

まず、繰越明許費につきましては、3ページから計上しておりますが、合わせますと18事業ございまして、このうち国の1号補正に伴うものは11事業で、国の予備費使用に伴うものが5事業となっております。

7ページ、歳入についてであります。新庄中学校体育館改築工事に係る国庫補助金と起債の調整を図り、また除排雪経費の追加費用に対しまして、追加交付されました普通交付税や特別交付税、財政調整基金繰入金などを充てて対応してまいります。

また、9ページの歳出につきましては、道路などの排雪業務を中心とした経費の計上であります。除排雪経費につきましては、今月4日に分野全般に及ぶ補正予算を可決していただきましたが、このたびの追加補正は、低温の長期化などにより降雪の累積量が予測を超える状況に至り、到来する春の社会活動などへの影響が懸

念されることから、道路などの排雪を遅滞なく進めていくための所要の経費として追加計上させていただきますものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては財政課長から説明させますので、御理解の上、御決定賜りますよう、よろしく御願いたします。

沼澤恵一議長 財政課長高橋則雄君。

（高橋則雄財政課長登壇）

高橋則雄財政課長 それでは、議案第30号一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億959万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額は158億6,740万5,000円となります。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、3ページからの第2表繰越明許費について御説明いたします。

一般会計の繰越明許費は18事業でございます。このうち、10款教育費の新庄小学校体育館耐震補強事業から日新中学校体育館耐震補強事業までの5事業が国の予備費に対応する事業でございます。

次に、7款商工費のかむてん商品券発行事業費補助金及び8款土木費の沖の町・中山町地区流雪溝整備事業の2事業を除いた残りの市庁舎耐震診断業務委託などの11事業が国の1号補正に伴うものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

第3表地方債補正でございますが、義務教育施設改修事業におきまして、限度額を2,020万円減額するものでございます。これは、新庄中学校体育館改築事業におきまして、国庫補助金の増額により地方債を減額補正するものでございます。

それでは、このたびの一般会計補正予算の歳入歳出の内容について御説明いたします。

3年連続の豪雪のため、今議会初日に分野全般にわたります除排雪対応経費を含んだ補正予算につきまして御可決いただいておりますが、2月中旬以降の積雪2メートルを超える大雪により、累積の積雪量は予測を超える状況となりました。この大雪に対応するため、このたび道路等の除排雪経費を中心に所要経費を追加計上させていただくものでございます。

まず初めに、9ページからの歳出について御説明いたします。

3款民生費1項3目及び5目におきまして、除雪サービス等の利用者の増加に対応する経費を増額しております。

また、6款農林水産業費1項3目農業振興費におきましては、農地の融雪遅延対策といたしまして、県補助金を活用し、融雪剤購入に係る補助金を計上しております。

次に、8款土木費には、このたびの大雪対応と到来する春の社会活動へ円滑に移行できるよう道路等の除排雪経費として2億500万円を追加計上しております。

10ページの10款3項1目学校管理費は、地方債補正で御説明いたしました新庄中学校体育館改築工事において、国庫補助金の増額により財源の調整を行っております。

7ページに戻りまして、このたびの補正の財源となる歳入について御説明いたします。

除排雪経費の追加に伴いまして、10款の普通交付税、特別交付税、それから16款の財産収入並びに18款の財政調整基金繰入金の増額計上により対応することといたします。

次に、15款2項5目の雪害対策事業費補助金につきましては、前年度に引き続きこの補助金の活用により融雪遅延対策を図るものでございます。

また、14款2項5目の学校施設環境改善交付

金の増額決定により増額計上しておりますが、これに伴いまして、8ページの21款の市債において、学校教育施設改善事業債を減額しております。

以上で、一般会計の補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議をいただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

ただいま説明ありました議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号については委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明ありました議案第30号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 9ページの3款民生費の3目、5目で除雪サービス事業がふえた、利用がふえたということなのですが、災害救助法適用ということで尾花沢市や大石田町が受けたわけです。新庄市でも実際は2メートルを超えたということで、県の基準の平均降雪量に対する1.3倍以上ということで、新庄市ははるかにそれを超えておるわけで、それは検討はしたけれどもしなかったということでありましたが、もしこれが災害救助法適用を申請してなっていれば、こういったお金は全額県や国が出してやるということができたのではないかなと思うんですが、どうなのでしょう。

坂本清一環境課長 議長、坂本清一。

沼澤恵一議長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 災害救助法の件につきましては、本定例会冒頭で市長から豪雪対策についてというようなことで御報告があり、その中でも

御説明しておりますけれども、確かに基準的には県の示した基準に照らし合わせれば救助法の適用になる基準ではございましたけれども、適用後の経費しか対応にならないことなどから、既に2月末の要素であったことなどから、実施済みの費用等についてはほぼ基準を満たす以前に実施されたことなどから、その後の天候等も加味した上で新たな業務的なものというようなことでは対象になり得ない要素の内容が多かったことから見合わせたというようなことでございます。

なお、今後についてはさまざまな初めての基準を示された経過がございますので、その対応についてはよりさまざまな面で、角度から、本年度の対応について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

沼澤恵一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 早目に災害救助法を適用してほしいというふうに声を上げることができれば、もっと多く、実施済みになる前に、必要な方に声をかけて使えたのではないかなと思っておりますので、早目に適用を考えるようにしていただきたいと思っております。

沼澤恵一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は討論を終結し、直ちに採決するこ

とに決しました。

これより採決いたします。

議案第30号平成24年度新庄市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第25議案第5号TPP交渉参加反対を求める意見書の提出について

沼澤恵一議長 日程第25議案第5号TPP交渉参加反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信産業厚生常任委員長登壇）

遠藤敏信産業厚生常任委員長 それでは、御提案申し上げます。

議案第5号TPP交渉参加反対を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成25年3月15日。新庄市議会議長沼澤恵一殿。提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長遠藤敏信。

TPP交渉参加反対を求める意見書。

平成24年12月26日、自公連立による第2次安倍内閣が発足しました。自民党は「聖域なき関税撤廃を前提とする限りTPP交渉参加に反対する」との政権公約を掲げたものの、自公連立政権の政策合意では、TPPについて「国益にかなう最善の道を求める」とし、「反対」や「国民的議論」といった交渉参加に慎重な姿勢を示す文言は盛り込まれませんでした。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易協定です。農業生産に壊滅的な影響を与え、安全・安心な国民の暮らし、医療など、我が国の根幹にかかわる制度が変えられ、地域経済、社会を崩壊に導くことは必至です。

また、TPPの手本とされている韓米FTAにおいて、韓国は畜産農家や果樹農家の廃業の増加、健康保険制度や地産地消による学校給食の崩壊、遺伝子組み換え食品等の安全に関する規定の米国基準への緩和など、極めて大きな不利益をこうむる実態となっています。

このようなTPPへの交渉参加には断固反対であり、到底認めることはできません。

よって、国においては事前協議を含め一切のTPP交渉参加に向けた取り組みを断念するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣宛、財務大臣宛、外務大臣宛、厚生労働大臣宛、農林水産大臣宛、経済産業大臣宛、経済再生担当大臣宛。

以上でございます。

沼澤恵一議長 ただいま説明のありました議会案第5号TPP交渉参加反対を求める意見書の提出については、産業厚生常任委員会提出の議会案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに審議に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第5号TPP交渉参加反対を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第26閉会中の継続調査申し出について

沼澤恵一議長 日程第26閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の活動について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会

沼澤恵一議長 ここで、市長より御挨拶がございます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 3月議会、市民全般にわたる当初予算あるいは議案等、議員の皆さんには慎重審議賜りまことにありがとうございました。

思い出しますと、一昨年、予算委員会の途中大きな揺れを感じ、急遽議会を縮めていただき、そして災害復興、また市民生活に急遽当たらせていただいたことを思い出しながら、この議会に臨んだところでありました。

あの東日本大震災で多くの犠牲者が出、また福島第一原発の事故によって多くの避難者が今いるという状況、この復興ということを改めて心から願うものでありますし、そうしたことの風化のないようにしっかりと支援していかなければならないんだと肝に銘じているところがあります。

一方、本市におきましては3年連続の大雪というようなことで、大変市民生活に及ぼす影響は多大なものがありました。特に、今後高齢社会における雪対策のあり方について、真剣に取り組んでいかなければならない。老後も安心して暮らせるというようなまちにするために、職員とともにさまざまなアイデアを出しながら、しっかりとした雪対策に臨んでいきたいと思っております。

私の基本理念であります「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」その基本理念のもとに、第4次振興計画を着実に進めてまいりたいと思っております。

しかしながら、急激な社会変化にも十二分に対応できる柔軟な姿勢も保ちつつ、平成25年度の市政全般を職員とともに運営してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様には何とぞよろしくお願いいたします。

また、今般で、3月で退職する職員の皆様には、長い間市民生活のもととなる行政を執行していただき、本当にありがとうございました。

特には、職員としての後半、財政再建という真っただ中をなし遂げていただきましたこと、大変な成果が出たことに関しましては後世に残る役割を果たしていただいたものだと思っております。

今後、第2の人生におかれましては、それぞれの思いがあるかと思いますが、健康に十二分に留意され、市民の一人としてまた御活躍いただけることを望んでおります。

今議会、本当に平成25年度の大事な議会、議員の皆様には重ねて慎重審議賜りましたことを御礼申し上げ、3月議会終わりましたの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
沼澤恵一議長 以上をもちまして、平成25年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前11時32分 閉会

新庄市議会議長 沼澤 恵 一

会議録署名議員 佐藤 義 一

〃 〃 遠藤 敏 信

予算特別委員会記録（第1号）

平成25年3月4日 月曜日 午後1時58分開議
 委員長 山口吉静 副委員長 佐藤卓也

出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 新田道尋 委員	16番 下山准一 委員
17番 山口吉静 委員	18番 森儀一 委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 近岡晃一
市民課長 荒澤宏二	福祉事務所長 小野享
神室荘長 信夫友子	環境課長 坂本清一
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 田口富士雄	都市整備課長 星川俊也
上下水道課長 沼澤利明	会計管理者兼会計課長 小山田昭
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
生涯学習課長 小嶋達夫	生涯スポーツ長 高木勉
監査委員 高山孝治	監事 査務委員長 安食敬二

選挙管理委員会
会長
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦

星 川 豊

選挙管理委員会
局長
農業委員会
局長

森 隆 志

沼 沢 充 広

事務局出席者職氏名

局長 柳 橋 弘
主査 川 又 秀 昭

総務主査 高 木 祐 子
主 事 八 鍬 貴 征

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

平向岩雄臨時委員長 ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき予算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、平向岩雄が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名です。

これより予算特別委員会を開きます。

委員長の互選

平向岩雄臨時委員長 これより特別委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に山口吉静委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました山口吉静委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、山口吉静委員が委員長に当選されました。御協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時01分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま予算特別委員長に当選いたしました山口吉静でございます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

山口吉静委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に佐藤卓也委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました佐藤卓也委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤卓也委員が副委員長に当選されました。

佐藤卓也副委員長、よろしくお願いいたします。

散 会

山口吉静委員長 それでは、3月11日月曜日午前
10時より予算特別委員会を本議場において開催
いたしますので、御参集お願いいたします。
本日は以上で散会いたします。
御苦労さまでした。

午後2時04分 散会

予算特別委員会記録（第2号）

平成25年3月11日 月曜日 午前10時00分開議
 委員長 山口吉静 副委員長 佐藤卓也

出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 新田道尋 委員	16番 下山准一 委員
17番 山口吉静 委員	18番 森儀一 委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 近岡晃一
市民課長 荒澤宏二	福祉事務所長 小野享
神室荘長 信夫友子	環境課長 坂本清一
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 田口富士雄	都市整備課長 星川俊也
上下水道課長 沼澤利明	会計管理者兼会計課長 小山田昭
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
生涯学習課長 小嶋達夫	生涯スポーツ課長 高木勉
監査委員 高山孝治	監査委員局長 安食敬二

選挙管理委員会
会長
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦

星 川 豊

選挙管理委員会
局長
農業委員会
局長

森 隆 志

沼 沢 充 広

事務局出席者職氏名

局長 柳 橋 弘
主査 川 又 秀 昭

総務主査 高 木 祐 子
主 事 八 鍬 貴 征

本日の会議に付した事件

議案第21号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出予算

開 議

山口吉静委員長 おはようございます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、2年がたちました。

犠牲になられました多くの方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

皆さん、御起立お願いいたします。

黙禱。

(黙禱)

山口吉静委員長 黙禱を終わります。

ありがとうございました。

ただいまの出席委員は18名です。

これより、予算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算から議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算までの9件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

特別委員会は3日間にわたり開催されますが、本日と明日12日火曜日の審査につきましては、午後4時ごろをめぐりに進めてまいりたいと思っております。

質疑につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて行います。また、特別会計及び水道事業会計は歳入歳出を一括して行います。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質問は、最初に必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第21号平成25年度新庄市 一般会計予算

山口吉静委員長 初めに、議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。それでは、質疑に入ります。一般会計の歳入について質疑ありませんか。

5 番(石川正志委員) 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番(石川正志委員) おはようございます。

それでは、一般会計歳入のほうから3つほどお伺いいたします。

初めに、一般会計の予算書11ページ、第1款第1項市民税についてでございます。

今年度の予算は前年度と比較してプラス1億900万の増となっておりますけれども、これは市民所得がふえたと捉えるのか、あるいは前、近岡税務課長のほうから説明いただきましたけれども、扶養控除が廃止されたという点もお伺いしました。その辺のところをもう一度詳しく御説明いただければというふうに思います。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 市民税の関係で1億900万ほどふえてございますが、これは個人市民税の分で4,400万ほど、また法人市民税で6,500万ほどふえてございます。

個人市民税の増についてですけれども、これは、先ほど委員が言われたとおり、16歳未満の

年少扶養控除の廃止に伴いまして増になった分が一番大きいかなというふうに考えてございます。昨年の3月に、今年度の予算のときに御説明申し上げておりますけれども、年少扶養控除の増分を8,700万ほど見込むというふうにしてございます。特別徴収の繰り入れ分が3,000万ほどあるんで、伸びは5,700万ほどございます。3月の補正予算に上程させていただいておりまして、個人市民税で5,400万、退職所得で300万円の増とさせていただいております。

内容については、これは、農業の戸別所得補償もあったとは思いますが、大きな要因は、先ほど委員が言われたとおりの年少扶養控除の廃止、それが予算に反映したということになるかと思っております。

また、法人市民税にあつては、総体的に建設業関連が伸びておるといふような気がしてございます。また、一部製造業の関係で、通信機器または自動車関連が伸びておるといふような気がしてございますけれども、業種的にこの業種が一番伸びているというよりは、個々の企業によって差が生まれつつあるというふうな気がしてございます。

個人市民税にあつては所得がふえたという実感はしてございませんので、やはり扶養控除というふうな見方をしてございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） ありがとうございます。ということは、市民の所得がふえて、暮らしが少しずつでもよくなればというのが私どもの共通の願いでございますが、安易に市民の所得がふえたという捉え方はできないという考え方でよろしいですね。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 税制改正による部分が一番大きいということで、実体感としては、所得がふえたという感覚はございません。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 続きまして、予算書17ページ、13款第1項の使用料ということですが、これは、市長の平成25年度施政方針の中にも、抜粋してですが、たしか使用料及び手数料に関しては適正化を図っていくという旨の内容がございました。それで、使用料と申しまして、目でいきますと1から6目まで6種類ありまして、担当する課長さん方はそれぞれ違うとは思いますが、これは全体的な捉え方として、できれば財政課長のほうから、どのような方向で適正を図っていくのかということをお願いできればというふうに思います。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 使用料、手数料の見直しという御質問でございますけれども、財政課といたしましては全体を見てということになります。

それで、毎年歳入確保対策委員会というのを開催しますけれども、その中で使用料、手数料について議題になることがあります。それで、これからでございますけれども、消費税の値上げということがございますので、まずそこら辺で1回見直しというか再検討ということになるかなと思います。それ以外の理由で値上げとか値下げとかという話も出てくるとは思いますが、その中で検討して、原課で検討を加えていくということになるかと思っております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 使用料に関して申し上げます、言い方はちょっと語弊あるかもしれませんが、福祉的な部分もかなりあると。その中で、引き上げる場合は、十分な市民への周知が必要かと存じますけれども、基本的に税の公平性の観点から申し上げれば、これら使用料は全市民が使用するわけでもないということで、

市民協働という観点から申し上げれば、ある程度市民のほうも御負担いただいて、その施設の適正な維持管理費に充てられるというのが大原則だとは思いますが、その辺のところも十分にお気をつけて、変更する旨あれば、繰り返しになりますけれども、丁寧な市民への周知ということで、よろしく願いいたします。

続きまして、歳入、最後の質問でございます。28ページ、21款1項市債に関してでございます。

昨年9月の決算特別委員会においても監査委員のほうから、あるいはこのたびの25年度施政方針の中で山尾市長のほうからも、財政のバランスを考えるという点で起債はある程度抑えてしかるべきであるということでございますが、今年度、予算書を拝見いたしますと、小中一貫校の建設に合わせたものが大体5億ですね、その辺で前年度に対してふえてしまったと。これもまた先日、原課のほうにお伺いして、起債の中には後ほど交付税措置されるものがあるという件をお伺いしました。行政用語に関しましては、私どもも非常に理解しづらい部分があると、当然市民の方々もわかりづらいのかなといった面で、例えば市債の種類によっては違うとは思いますが、例えば小中一貫校にかかわる部分の市債、この後から交付税措置される部分に関して、できれば市民の皆様にもわかりやすい御説明をいただければというふうに思うんですが。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 市債についての御質問でございますけれども、小中一貫教育校建設事業の部分で説明いたしますと、起債総額が5億8,670万ということになります。それで、充当率が、補助分については90%、それから単独分については75%ということになりますけれども、補助分について交付税措置がございます。それにつ

いて、補助分90%については、5億8,670万のうち3億70万が該当するというふうになります。

それで、その中身でございますけれども、通常分75%、それから財対分として15%ということで、合わせて90%というふうになります。

それで、通常分については70%が交付税措置になるということで、金額にいたしまして1億7,540万8,000円というふうになります。それから、財対分につきましてはその50%が交付税措置になるということで、約2億5,000万ということで、合わせて2億40万ほどになります。

それで、補助分について3億70万ということで、そのうち2億が交付税措置、元金部分だけでございますけれども、2億になると。それから、利息についても交付税措置がありますけれども、ちょっと今のところ計算していないということで御理解いただきたいと思います。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） わかりました。以上で終わります。

山口吉静委員長 ほかにございませんか。

15 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15 番（新田道尋委員） 15ページの10款1項1目の地方交付税の1億5,000万の減額について。

説明をいただきまして、職員の給与の減額ということで、国の指示に従って今年度減額したということでありましょうが、国では希望として7月から引き下げてほしいというふうな要請があるわけですが、これ、何月、どの程度減額するのかどうか。程度といいますと、ラスパイレズ指針からいけば8.7ポイントだけ国家公務員と比較して高くなっているわけですが、その辺を何%引き下げるのかどうか、この1億5,000万の内容についてお知らせをいただきたい。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 平成25年度の普通交付税について、今年度より1億5,000万減というふうなことにしております。

この中身については、国の交付税3,900億円の減額分につきまして1億円を見ております。それから、5,000万については、通常、前政権における地方財政計画にのっとった形での5,000万ということで、1億5,000万を減額しております。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 国家に準じた職員給与の引き下げについてでございますが、いつ、どの程度するのかというふうな御質問でございます。

この件については、新田委員御承知のとおり、国のほうでは、遅くとも7月までに地方において国に準じた措置をとってくださいというふうな要請が参っております。ただ、その要請も2月の下旬に参ったばかりであるというようなことと、それから先ほど財政課長のほうからありました財政面での国のほうの方針が示されたのも2月の下旬というふうなことで、地方それぞれ今どういうふうな対応をしようかというふうなことを検討しているさなかでございます。

我々としても、どうするのか今検討しているさなかでございますが、国のほうではラスパイレース指数、新庄市は106.3ということになってございます。少なくともこの106.3が100を切るような数値にしてくださいというお話でございますので、もしするとすればそうなりますし、その点について、どのような方向に行くのか、県、他市町の動向を踏まえながら今後しっかり検討してまいりたいというふうに思っています。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） ラスパイレースを100を切るようにという今課長のお話があったんです

けれども、これは何も地方が下げなければならぬというふうな内容的に理由はないわけですね。災害のために国家公務員を下げるんだということからおってきて、地方もそれに準じてもらいたいというふうなことから、こういうふうになってきているんですね。前から比べれば8.7ポイント下げなきゃならないというふうなことで、100にするには6.3多いんだよという今課長のお話、そのとおりだと思うんですが、景気低迷という大きな日本の問題があるわけです、経済的に。金融緩和しただけでは経済は戻らないんじゃないかと私はいつも考えているんですけれども。

今現在、新庄市を眺めてみますと、非常に産業が停滞しています。きのうも二、三人に聞いたんですけれども、セメントがもう7割しか入ってこないというふうな状況がずっと前から続いているそうです。安倍内閣になってから金融緩和を進めて、経済の再生だということでやってるんですが、全然影響はないんだと、末端の企業に来ると、全然その効果がないというふうなことを言っていました。こんなところに給料を逆に下げるということは、もっと状況を悪化させるんじゃないかなというふうに思っています。やはり個人所得がふえないと、非常にこれが好影響を及ぼさないということであろうというふうに思いますが。私は、6.3オーバーしてるとはいえますけれども、余り下げない方向でこれは検討していただきたい。財政上、前もあつたんですが、調整したことあるんですが、余りやはり下げるということは芳しくないと私個人では思っています。

そんなことで、内部的な調整をいろいろこれからされると思うんですが、なるだけ下げない方向で検討していただきたいなというふうに思っています。

これは、冷え切ってしまうと、どうにももとに戻せなくなるんですね。ですから、所得は下

げない、個人でやはり消費に使ってもらおうということで、逆に下げるよりも私は上げるべきだというふうな考えを持っています。

そんなことで、一番固定的に余り上下がない公務員の給料、これがやはり生活を、経済を支えているんだというふうに私は思っています。ですから、下げないで、上げることによって活性化が出てくるんじゃないかというふうに……。事業はやっぱり浮き沈み必ずございますんで、なかなか調整難しいし、出るとしても、それに見合った利益が生まれるというようなことは余り比例するものでもないというふうに思いますので、そんなことを考えながら、ひとつ対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

次に、17ページの13款1項4目に農村環境改善センター使用料と昭和活性化センター使用料。農林課担当だと思うんですが、ここに使用料の収入がありますけれども、これの裏に、例えば環境センターは60万の使用料が入るとこの予想ですけども、また、支出のほうをちょっと眺めますと313万1,000円というふうな経費をかけている。それから、その下の昭和のほうは、15万の収入に対して222万7,000円。これ、前から私はちょっとやり方を変える必要があるんじゃないかと思うんですね。

簡単に言えば、これだけの収入を得るのに、逆に何百万と高額な経費をかけてやるわけで、このやり方、方法がもっと何かあるんじゃないかなと私なりに考えていますが、何かございませんか。普通でしたらば、一般の人でしたらこんなことはやらないわけですから、自治体だから、そんなこと、プラス・マイナスばり言ってもらえないんで、やむを得ないということですけども、その管理運営を見ますと、無駄なところが随分ここだけじゃなく見受けられるんです。だから、改善することによって財政のやはりプラスになる部分が私は出てくるんじゃないかと

いうふうに思いますけれども、何かございませんか。なければいいんですけども、いろいろ検討してもらいたいということなんですが、あったらばお答えいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 お答えいたします。

この両施設につきましては、農業経営の研修、スポーツ等の場の提供、こういった目的で農村総合整備モデル事業によって建設された建物でございます。現在の利用実態を見ますと、ほとんどスポーツサークル、あるいはスポーツ少年団、あるいは地域の会合、こういったものいろいろな使われてございます。

歳入の中で、農村環境改善センターの使用料につきましては、これまでの使用実績、月平均5万円、これに12カ月ということで60万円を使用料として計上させてもらっています。また、昭和活性化センターにつきましては、月平均1万2,500円の実績ですが、これに12カ月ということで15万円の使用料を見込んでございます。

いずれにしましても、両施設につきましては営利を目的とした施設ではございませんので、そういう収支バランスにつきまして、歳出に見合うだけの使用料を賦課するというふうな考えはございません。以上です。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 私の求めているのは、その営利を目的とした施設じゃないからというのは、そんなものは最初から重々わかっているんですけども、管理の仕方を変えることによってこの経費を削減できるんじゃないかという私の思いがあるもんですから質問したわけです。

市長の25年度の施政方針でも申されましたんですが、管理経費の削減を目指すんだと言っていましたね。そういうことから、いろいろこれを検討することによって、私は管理経費を下げ

ることができるというふうに見ておるものですか、こういう質問をして、何か具体的に考えていないかなということをお伺いしたところであります。

それから、さっきも石川委員から質問あった、手数料、使用料ですね。使用料の合計金額が前年度比で440万8,000円ふえている。それから、手数料においては32万8,000円の増ということになっていますが、その適正化というところで、来年度においてはどこをどういうふうに適正化することによって増額になるか、それをお答えいただきたい。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 使用料、手数料の適正化ということでございますけれども、先ほど石川委員の御質問にもお答えしましたけれども、市の中に歳入確保対策委員会というのがございます。それが唯一全体的な歳入の部分を検討する部門でございます。その中で、使用料、手数料についての見直しがあればということで、その中で検討していくということになります。

先ほども述べましたけれども、消費税の値上げの部分で、必ず来年度は見直しの部分で検討が入るということになります。その中で、各課の施設についての課題等があれば、その中で検討していくということになるかと思えます。以上でございます。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 先ほどと同じような話になるんですが、石川委員も申されましたんですが、この使用料、手数料というのは直接市民に影響を及ぼす部分でございますね。ですから、これを引き上げるということは、非常にいろんなもので、施設とか何とかですね、手数料だったら高くなるの誰も好んでないんでね。それから、使用料に対してはなるべく低い使用料で利

用したいというのが市民の一般的な望みだと思いますよ。それで、上げることによって、その施設の利用者がいなくなったとすれば、これは逆の効果になるわけですから、私は、使用料に対してはなるべくゼロに等しいようにだんだんだんだん改定していくのがやっぱり市のやり方だと。財政状況によって使用料を取らないというような施設が生まれてきてもいいんじゃないかというふうに思っています。利用者の応分の負担、受益者負担ということから、使う人が納めるんだということで堂々と使用料を市ではもっているんですが、私は、公共的な施設なんていうのは誰が使っても無料で使えるというふうな姿にもっていくのが、やっぱり市のやり方といいますか、基本的な考えでいかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。

そんなことで、徐々にですけれども、財政状況が好転した時点で、上げるんじゃなくて、下げるほうをひとつぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、管理運営。結局運営費が上がっていけば、どうしても使用料を余計にいたさくなくなるんですね、これは誰でも同じですけども。ですから、さきに申し上げたとおり、管理経費というものを削減の方向で十分に検討していくと。例えばさっき言い忘れましたんですが、昭和みたいな公民館的な要素なんですね、活性化センターといっても、公民館と同じような使い方をやってるんで、スタートはやってたんです、今また違う方法でやってるんでね。地元の人に任せて、ただ使ってるんだから、私だったらこう言いますよ、「あなた方が管理してくれ」と。いうふうなことをすれば、こんな200万もかけないでそこを管理運営できるんじゃないかと私は考えます、単純に考えてですね。もとをずっとたどってみると、そういうふうなことをやりましたんで、これまではね。そんなことで、いろんな方法を考えながら、ぜひ削減の方向を

検討していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、これは直接市民に大きく影響を及ぼすんですが、28ページの20款4項5目の雑入の部分で、がん検診の個人徴収金というのが2,143万5,000円、これありますけれども、今、がん検診、どのぐらいのパーセントで検診を受けてるんですか。平均よりもずっと数字のほうは、検診率が低いはずなんです、ちょっと数字忘れちゃったんですが。

ここですね、大変な金額を市民からもらっているんですが、これは国民健康保険の利用者だと思ってるんですが、この金額を上げると受診率が下がる、反比例してますね。私の望みは、これをもっと引き下げて受診率を上げるというふうにもっていくべきじゃないかなというふうに思います。高い安いとかは別にして、他の自治体なんていうのは、関係してないということはないんですけれども、いいんですけれども、なるべくこれも取らないようにして……。私が課長だったら1年間ゼロで、何も負担なしでゼロでやって、どのぐらいの受診者がふえるか、またはこれを逆に倍にしたときはどうなるか、それほど大体なところは読めるんですが、極端なことをいうと、そんなことをやってみたらどうか。要するに私は受診率を上げていただきたいんですよ。上げるためにはどうするかということですね。

これは間違いなく、この受診率、パーセントが上がってくれば、健康維持に対する個人の認識、こういうのも必ず上がってくるんですよ。自分の姿を直接見ることによって、いろんなことをやっぱり自分自身で考えると、健康は自分で守っていくしかないんです、他人任せにはできないんでね。それを自覚させるために、覚えさせるために、余計やっぱり受けるようにしむけていかないとならないんじゃないかと。

最近、長寿日本一ということで発表ありまして、男女とも長野県が1位ですね、沖縄を越し

てトップになった。中身は何だかという、やっぱり健康診断です、受診率です、恐らくそうです。それから、年寄りに対しては、介護にならないように予防的なことを徹底してやらせるということが功を奏したと言ってました。そのとおりだと思うんです。私も前々からそう言ってるんですが、とにかく年老いたら運動を欠かさないようにするようにしていかないと、必ず病気が早くついてくるんですね。寿命と健康というのはやっぱり同じですんで、どっちかが上がればどっちかが上がると、健康であれば当然、病気がなければ寿命は延びていくんですから。ですから、病気にかからないような方法をとっていかなくやならない。

ですから、健康保険41億も単独で特別会計であるんですが、町村のように年間の一般会計を増すような相当な金額を費やしているわけですから、ここをやっぱり下げるには、やはり全市民に声をかけて自分の健康管理というものを徹底していくというのが一番の大きな事業だと私は思うんですよ。そんなことで、市としての考えですね、これから上げる考えか、それとも下げて受ける率を上げていくか、どっちか、どう考えているかお答えいただきたい。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 がん検診、健康ということでございますが、昨年の3月も新田委員のほうから、「健康なうちに病気のことを考えない。それでは逆なんだ。健康なときほど病気のことを考えて検診を受けないといけない」という趣旨の発言がございました。そのとおりだと思っております。一般質問のときも御答弁いたしました。来年度、特に職員のほうに言っておりますのは、職員の頭にある健康の情報を全部原課に出してくれと言っております。それを市民の方に知らせることで、自分の健康に対する意識を高めていこうということで話をしております。

そういったことで進めてまいりたいと思いますが、がん検診につきましては、一応無料のクーポンもございます。ただ、無料のクーポンについても受診率が余り上がっていないという事実もございます。そういったこともありますが、一応がん検診の個人の助成金については下げる方向では検討しておりますが、財政状況等を勘案しながら見ていきたいと思っております。

健康は、運動、食事、そのほか禁煙と検診というふうに思っております。強化していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山口吉静委員長 ほかにございませんか。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 2つほどお聞きします。

1つは、13ページの1款市税、たばこ税についてお聞きします。

実はことしも昨年度よりも4,800万ほどふえているわけなんですけれども、やはり今、健康についてお話があったんですけれども、たばこそのものはやはりいいことはないとも思います。しかしながら、今の市の状態を見ますと、たばこを吸っている方がいると思うんですけれども、何人ぐらいの職員の方が吸っているか把握しておられますか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 喫煙者が何人いるのか、また、勤務を離れて喫煙される方、勤務時間や休み時間等を利用して吸われる方、いろいろな形態あるかと思いますが、統一して調査をしたこともございませんので、はっきりと申し上げることはできませんが、二、三割程度なのかなというふうな印象を持っております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） やはり吸う場所を見ま

すと、自転車置き場所とか、あとキャッシュコーナーの裏のほうに潜って行って吸ってるとかって、非常に見づらいわけですよね。別に悪いことしてるわけじゃないですよ、別に全面市役所の敷地内禁煙って決めたわけでもないんですからね。やはり4億ぐらいですか、お金が入っているとすれば、やっぱり吸う人の権利があってもしかるべきだと私は思うんですけれども。

私は吸ってませんよ、たばこは。やはり、よく行政視察なんか行くと、それなりの施設をつくって分煙してますよね。新庄市が、市長が、新庄市ではたばこだめなんですよって、たばこ税は要りませんよって新庄市が、そういう強い思いがあれば、やはり敷地内全面禁止するか、もしくは、今3割から4割ぐらいの職員、もしくは不特定多数の市民の方々も、市役所を利用してるわけですよね。本当に恥ずかしいですよ。昔で言うと、ほっかぶりかぶって、隠れてたばこを吸うみたいです。自転車置き場とかキャッシュコーナーの裏で、立って吸って。

やっぱりはっきりそういう制度的な全面禁煙、それができないとすれば、ずるずるべったりしてなくて、しっかりとしたたばこを愛する方々のためにもそういう施設をつくっていく考えはないかお聞きしたいと思います。全面禁煙するのか、それともそういう施設をつくるのか、お願いしたいと思います。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 喫煙につきましては、今のところ考えてございますのは、喫煙者自身の健康もさることながら、受動喫煙ということで、その喫煙者以外の方々はその害を受けるということが一番まず、それを防がなくてはいけないというふうなことを第一に考えてございます。

そういったことがございまして、とにかく本庁舎での喫煙は今のところは御遠慮願いたいというふうなことで、庁舎内ではなくて、裏のそ

ういう自転車置き場というところを今指定させていただいておるわけですが、そこに分煙という形でさせていただきながら、その受動喫煙を防ぎたいというふうな思いで今のところ考えてございます。

この施設について、もう少しお金をかけて立派にしたらどうだという御提案だと思います。これにつきましても、その安全衛生委員会という庁内の中に職員でつくっている、そういった健康面での話とかございますが、その中でも検討すべき事項として上がってございます。そういった、そこの中で上がっておりますのは、逆に健康に留意すれば、もう少し全面禁煙するのも考えたらいいのではないかというふうな御意見だったり、そういった意見も聞きながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） たばこを吸わない委員からの質問ですので、よろしくお願いします。

あと1点お願いします。25ページの16款財産収入1目財産貸付収入の中の土地建物貸付収入323万4,000円とありますけれども、この中身についてお聞きしたいと思います。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 財産収入、土地建物関係についての御質問でございますけれども、普通財産について、土地建物の収益というか財産管理で収入を得るということでやっております。それで、件数でいきますと30件ございます。

中身につきましては、行政財産で用途廃止になったもの、あるいは国・県から払い下げといいますか受けたもの等がございます。その中で、し尿処理場跡地というのがございますけれども、その施設について、民間等にそれぞれ3件ほど貸しております。そのようなものがいろいろご

ざいまして、30件ということとなっております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） ちょっと本来なら決算書を持ってきて、それぞれわかるんですけども、今、財政課長の話によると、30件ほどの市の土地を貸しているということなんですけれども、普通財産の中に、例えばですよ、市内に限定してなんですけれども、無償で貸している普通財産ってありませんか。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 無償貸し付けということでございますけれども、市内において、住吉町の公民館がございまして、その駐車場というか、その敷地について無償の部分がございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） どうしてこのようなことを質問させてもらったかという、先ほどわずかでも市に対してお金が入るように要求するべきでないかという話であります。そういう中で、確認しますけれども、住吉町の駐車場に関する1件だけですね。私は後から調べさせてもらいますけれども。

例えば使用料とか利用権の設定というのは、契約する場合に何年をめどにやってるんですか。ただ、3年とか5年とか半永久的とか。そういう契約のやり方というのは一定してありますか。

あと、その使用料の料金はその地域の、例えば不動産屋の価格に沿ってやっていると、路線価で取っていると、いろいろあると思うんですけども、その比較するものはどういうものを比較してやっておりますか。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 詳しい資料ございませんけれども、まず、賃借料につきましては、公有財産

規則の中で規定されております。固定資産評価の100分の4だったかどうかです。規定がございますので、それに従って賃貸借契約を結ぶというふうになります。

それから、期間につきましては、役所というのは単年度、1年ごとになります。ただ、相手方によって、営林署とかあるいは県関係については、複数年契約というのがございます。

10番（小野周一委員） ありがとうございます。

山口吉静委員長 ほかにございませんか。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 私のほうから3点ほど。

まず、先ほど石川委員からありましたが、11ページ、第1款第1項市民税。

さきの税務課長の答弁では、個人税は子ども手当の支給によって扶養控除が受けられなくなって所得税がこういうふうに発生したというような内容かと思いますが、やはりこれね、国策だって言っても、我々から見ればこの辺盲点なんですね、やはり国民から見ると。子ども手当やるから、どうぞ受け取ってください。これをもらうところの扶養控除は外れてできなくなると、そういうふうな関連してこういうふうな税金が増額になってきていると、そういうふうに私は受けとめている。これは国策だからって言われればそれまでなんですが、こういうばらまきのやり方、国では。そしてまた内需拡大というような意味合いで我々にはそういうふうな方針を示してやっているわけなんです、これは国策だから、市長、この辺をどういうふうに受けとめているのかなと。これ、所得税が納められたからいいんだよと、財政がそれなりに戻ってきてるんだからという捉え方だけでいいのか。これは慎重でもって我々もこれから議論していかねばならないのかなと思っています。こういうばらまきで、そしてまた内需拡大、逆に

所得税を納める人が多くなってきている。一方ではそういうふうな物事が起きて、内需拡大をふやそうとか、そういうふうな何ていうのかな、我々から言えばこういうふうなやり方は矛盾と言うんです。それは国策だから、市長、その辺どういうふうに見ているか、ひとつ市長の見解を聞きたい。

あと、法人税ね、これ、私も気になっている。6,500万昨年度より見てるわけなんですね、いわゆる。我々から見ると、これはデフレ脱却で景気が浮上してくるという行政の見方かなという思いでいるんですが、その辺、税務課長、どういうふうな、この6,500万何がしを前年度より見積もったということ、その辺を内容も聞かせていただきたい。

あと、28ページの21款市債、民生費、放課後児童クラブ建設事業債。これについてはいろいろ、小中一貫校にちなんで、専用の教室というか施設をつくるというような説明を聞いておるんですが、これ、本当に必要なのかなという疑問が出てきたんです。これはなぜかという、去年あたりから、ほかの児童クラブ建設、これは事業は厚生労働省、そしてまた去年あたりから出てやってきている放課後子ども教室推進事業、これは文部科学省、同じようなこの放課後児童を対象とした事業なんです。これ、この資料をもらったことに関しては、市民評価委員の選定理由というので、委員の方の御意見は、「放課後の児童に関して同じような事業があると感じた。その関連や連携のあり方について議論したい」と。そういうふうな評価委員のコメントというか、委員会で話になったというから、この資料もいただいているんですが、これ、やっぱり真剣に考えるべきじゃないかなと。

内容を比べてみたら、1つだけ例によって言えば、放課後児童クラブのほうは有料だと。今度、今やっている放課後子ども教室推進事業、これは無償だ。同じ放課後児童を預かるにして

も。この辺の放課後子ども教室推進事業は、公民館とか、基本的には学校とかってあるらしいんだけど、いろんな施設、社会生涯学習施設を利用できると、そういうふうな物事で事業が今、萩野だか、今やってるわけなんで、今度本合海でやるというような話を聞いたんですが、一方ではこういうふうな新しい統合の学校を建てるにちなんで、併設して建てる、この辺の精査はきちっと慎重にやってのことだかな。この子供、保護者から見れば選択できるわけですか、そういうふうなこと。そういうあれだと、子供が選択できるようなあり方で、こういうふうな放課後児童子供対策というのはもっていつていいのかなと私は思う。私が質問しているこの市債のこの放課後児童クラブ、これはなぜ建てなきゃいけないのか、これ、ちょっと市長、その辺説明してもらえればありがたい。

近岡晃一 税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静 委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一 税務課長 初めに、個人市民税関係の、子ども手当の新設により扶養控除を廃止し、そして税分の増になると、これは矛盾であるということ、これは私どものほうから、税制改正がよかったか悪かったかそれは別にしましても、そのような結果になるというようなことで、これはいたし方ない部分があるかと思いますが、やり方とすれば余り好ましいやり方ではないというふうに考えます。

もう一点、法人税の関係ですけれども、これは11月の調定の時点で、来年度、25年度部分を見るわけなんですけれども、やはり委員もお感じのとおり、実体感が本当にない中で伸びているという部分をどう捉えるかということでは、私どももちょっと悩むところなんです、やはり税務関係、少々聞いてみますと、やはり建設関連が伸びているという見方は、これは十分にあるかと思えます。また、先ほどと繰り返しになりますけれども、業種によっては、言葉

にどうかわかりませんが、勝ち組と負け組がはっきりしてきたと、その差が大きくなってきていると。そのようなことで、やはり法人税のほうでも、下がっているものもあれば、ぐっと伸びている企業もあります。そういう形であらわれたのかなと。ただ、補正の中でも、3月補正でも増額してございますので、その3月補正の中と総体的に24年度の予算状況と比べてみますと減になっていると。これは法人税の改正で法人税率が引き下げられるということで、それほど見込めないということになるかと思えます。

小野 享 福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静 委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享 福祉事務所長 ただいま放課後児童クラブ建設事業債にかかわりまして、放課後の子供の対策に関して御意見なり御質問をいただいたところでございます。

御質問の内容につきましては、国が進めております、いわゆる放課後子どもプラン、これは平成19年度から実施されておるところでございますけれども、基本的に、今御意見もありましたように、文部科学省と厚生労働省が、いわゆる両者、予算は違うんですが、一緒になって放課後の子供対策を行うというふうなプランが平成19年度から実施されております。

具体的に申しますと、福祉サイドで担当しておりますいわゆる放課後児童健全育成事業なんです、その部分でいわゆる保育に欠ける子供をいかに見ていくかという部分での考え方でございます。ですから、学童保育所が結局これに該当するというふうな形になります。ですから、先ほどの有料の部分、いわゆる保育料をいただきながら導入している。

それから、もう一つ、現在教育委員会のほうで進めております放課後子ども教室、これが文部科学省が推進しておりますいわゆる教育の部分、いわゆる未就学児童で申しますと、幼稚園と保育所という関係に相当するかと思えますが、

やはり教育部分を念頭に置きまして放課後子ども教室を推進しております。基本として、この2つの施設をリンクするという形にはなりますが、各学区でそれぞれ設置しましょうというふうな提案が19年度から進んできているわけです。

ですから、今回の放課後児童クラブの建設事業債に係りましては、日新の学童保育所については新たな改修というふうな中身になりますが、北部地域におきます小中一貫校につきましては、併設という形で新しく北部に学童保育所を設置すると。いわゆる新しい学区に1つ学童保育所を設置するというふうなスタンスで、いわゆる学区に一つ一つ置きたいというふうなことの1つの手法でございます。

ただ、八向地区につきましては、現在、具体的に学童保育所がございませんので、児童館を御利用させていただきながら、それに類する対応も行っているというふうなところでございます。

今回、教育委員会のほうの歳出のほうで八向地区に新しく放課後子ども教室をつくりたいというふうなことで予算要求しておりますが、これにつきましても同じような考えでございまして、現在、萩野地区に1カ所しかございませんので、これを全学区に広めていきたいというふうなところで、いずれは、何年後になるかわかりませんが、いわゆる全学区において学童保育所、いわゆる保育を担当する部門と、それから教育を担当する部門の放課後子ども教室、それぞれを設置していきたいというふうにご考えております。

ただ、先ほど御意見にありました市民会といえますかその政策評価の中で御指摘いただいた部分でございます。いわゆる放課後子どもプランという中でも、市民にとってちょっとわかりづらいんだというふうなところでございます。要するに同じようなことをやっている、なぜ2課でやっているのか、いわゆるそういうふうな

御指摘をいただいております。ただ、先ほど御説明申し上げましたように、保育と、それから教育という部分での異なる施設であるということとをまず御理解いただきたいと思います。

ただ、やはりその前提として、対外的には似たようなことをしているというのはやっぱり御指摘はいただくのかなというふうには思っています。ですから、保育と教育という部分でそれぞれ分かれるんですが、やはり一緒に運営するといえますか、大分似通った部分、例えば学童につきましても保育部分だけなんですけど、それを放課後子ども教室の教育部分とリンクさせながら、いわゆる相乗効果を上げていくというふうな方策が必要だろうということで回答させていただいたこともございます。

ですから、今回の児童クラブの建設事業債の配置につきましては、学区ごとの学童保育所の整備を進めていくというふうな意味でまず御理解いただきたいと思いますということと、それから、放課後子ども教室の絡みで言えば、いずれはお互いにリンクさせながら相乗効果を持つというふうなことで、その役割はそれぞれ違うんですが、連携しながら取り組んでいきたいというふうにご考えておりますので、よろしく申し上げます。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) 税務課長、これはやっぱり本来ならば、これは国策だから、やらないほうがいいとかやったほうがいいとかじゃなくて、市長がどういう受けとめ方をしているかなということとを私は聞きたかったの。これは国策だから、しないわけにいかないわけだから、これは。だから、それはそれでいいんだけど、そういうふうな国策をどういうふうに市長は受けとめているかということとを聞いてるわけ。そういうふうなばらまきをやったり、内需拡大をやるんだよと言ったって、片方で税金で持っていかれて、片方で子ども手当もらって、そういうふうな

うな不公平、矛盾したみたいな物事というのをやったって、国策が本当に中身のあるもので成果が出るかという、私は出ないと思う。

だから、これをやるんだったら、やっぱり低所得者対策なんです。やっぱりきちっと見定めて、低所得者に対しては子ども手当をやりますよとか、そういうふうな張りのある国策を私は望んでる。だから、市長の見解がどうだと、そういうことをどういうふうに受けとめてるかなということを知りたかったの。まあいいけども。

あと、今、福祉事務所長の答弁。これね、やはり、両方今やろうとしてやってる。我々から見ると、これだってまだ市民評価委員の方々は議論をしたいと言ってる。そういう中で、我々から見れば、同じような放課後児童対策だから、どっちか一方の密度を濃くして、やれる方策というのは、そういうふうな方向で進んでもらえば、どっちがやれとかどっちがするなとかっていうのではなくて、同じ放課後児童に対応するということは、これはいいことだけれども、片方は小学校1年から3年まで、この事業債のやつは。片方は1年から3年まで対象と、4年以上も対象枠をいいんだぞというような部分があるんだけど、もう片方の事業は、全然年齢も制約されていない、そういう事業だからね。片方は全学年を対象としたものは無償、片方は有償。そういうふうな同じ放課後児童を何とか面倒を見るというか、何とか対応したいという自治体の、行政のあり方は別に非難するわけじゃないんだけど、これ、どうもそういうふうな同じような似通った事業をこれからやろうとしているというのは、もう少し考えたほうがいいんじゃないか。この建物を建てるというこの事業債は、もう少し議論すべきじゃないかということなんだけど、その辺、お考えをお聞きしたい。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたし

ます。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 先ほどから御質問いただいております放課後子どもプランに関する事業のうち、私のほうから放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所に係る部分についてお答えいたしたいと思っております。

先ほど年齢制限のお話がありました。今回、子ども・子育て3法絡みの中で、27年度から、いわゆる学童保育所の年齢につきましても小学生の高学年までを対象とするというふうな方向で現在取り組んでおります。ですから、年齢制限が違うというふうな部分については、何年間のうちには解消されるというふうな形になります。ただし、学童保育所につきましても、御存じのように夏休み等も含みましてかなりの多くの日数を保育に充てていると。基準日数としては250日以上開設するようというふうな指導もございまして、いわゆるそういう保育に欠ける子供たちを放課後いかに見ていくかという部分での事業であるというふうなまず御理解いただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、その子ども・子育て3法の中では、やっぱり幼保一体化というふうな形もありますように、厚生労働省、それから文部科学省の部分の統合が図られているというふうな状況もございまして、放課後こどもプランにおきましても、その性質の違いからなかなか事業が統合されないというふうな指摘をやっぱりいただいております。ですから、こういうふうな流れにございまして、いずれ委員の御指摘にありますような、その放

課後の子供対策という部分での抜本な見直しと
いいですか、大幅な取り組みの改善というふう
な部分については、検討する、もしくは改善さ
れていくのではないかなというふうには思っ
ております。以上です。

小嶋達夫生涯学習課長 委員長、小嶋達夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長小嶋達夫君。

小嶋達夫生涯学習課長 放課後子ども教室、生涯
学習課、教育委員会サイドでやっておりますが、
先ほどの福祉事務所長の答弁の中と大きく違う
部分がございます。

開催日の日数ですけれども、先ほど250日と
いうふうな規定でお話しされましたけれども、
放課後子ども教室については、ある程度融通が
ききまして、現在ですと週2日の開催をやって
います。萩野地区は週2日。25年度当初から予
定しております本合海小学校区で実施します放
課後子ども教室については、当初月2回で予定
しておりますので、よろしくをお願いします。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) 福祉事務所長、これ、
私言ってるのは、もう少し議論しても、時間と
とってやってもいいんでないかと。いいとか悪
いとか言ってるんじゃないのよ。もう少し議論
したいと評価委員の方々も言ってるし、私も、
同じような事業だからもう少し話しして、やっ
ぱりどっちか、物事とすれば、そういうふう
にして事業を……。やっぱり市だって、コンパ
クト化とかって言ってるけれども、どういうふう
な物事をコンパクト化と考えているのかなとい
う、何かその辺も疑問に思ってきてるもんだか
ら、同じ事業、二重行政みたいな、私は捉え方
したもんだからな。

この内容を見ると、厚生労働省でやろうとし
ている内容と文部科学省でやろうとしている中
身の、制約しているというか要綱はそれなりに
違った形というか、してるのはいいけれども、

我々受けとめるのは、同じ放課後子どもだと。
だから、どっちかに、制度を利用しやすく、
放課後児童に対して有効なものを、両方やらな
くてもいいんでないかなと私は思う。いいほう
をとって、今やらんねば、あとこれから2、3
年後、同様に取り組みされる方向に持っていく
とか、そういうふうな何らかの手だてもないわけ
じゃない。そういうふうな議論というのは、ま
だ道半ば、途中半ばでないかなと私は受けとめ
たもんだからね。今、これは事業債で建設する
ということは時期尚早じゃないかなと。

行政のほうで何としてもやりたいんだとい
う方向でこういうふうに予算化してきたとは思
うんだけど、その辺をやっぱり市民、子供た
ち、保護者、それを利用する人たちにわかりや
すく、混乱しないように、どっち選択したら
いいか、片方は有料、片方は無償、んで無償のほ
ういいわってなる可能性もあるんだ。中身をき
ちっとやっぱり、利用する方々、そしてこれに
対応する方々に理解されるように説明して進め
てもらえればありがたい。答弁は要りません。

あともう一つ、17ページの13款5目土木使用
料、これの中の公営住宅家賃。滞納繰越分、こ
れは毎年出てきている、予算書を見るとそのよ
うなもんだけれども、これはどのぐらいの世帯
がいるのかなと、定住促進も含めて。

そしてまた、この滞納している方々、駐車場、
これは納められている、こういう繰り越しがな
いということだから。駐車場料金の払いは済ん
でいると、こういうふうな見方にとるんだけれ
ども、この辺の行政の対応というのは、家賃の
滞納、それなりの理由があって滞納されている
方はあるかと思うんだけど、一方では駐車
場はそれなりに……。この辺の市の対応はどう
いうふうにとっているのかなと。まして、公営
住宅に入居する方々は、その申し込みあった
方々は、事前に適正か何か審査する審査会を設
けているわけだ。その中で適正な人だよという

ことで、大丈夫だよということここに入居させているわけだから、その辺の審査会の方々は、入居する方々が適正かあれだかということを見て、それだけしか仕事がないのか、こういうふうな物事が起きた場合、その評価委員の義務的な物事とか、そういうののかかわりは出てこないのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 それでは、まず、滞納の状況からお知らせいたします。

公営住宅につきましては、延べ件数で33世帯が滞納してございます。金額につきましては423万9,100円というような形の現在の滞納額がでございます。

それから、定住につきましては、10世帯が滞納をされております。金額につきましては88万1,000円ということで、当初予算のいわゆる滞納分の収入の調定につきましては、そのうちの何十%の収入を見込むということでの当初予算化しております。

それから、駐車場につきましては、それぞれの公営住宅に駐車場の管理組合を設けております。1区画1,050円ですか、その駐車料金を管理組合が徴収して、それを納めるという形で、今のところ駐車場については滞納がないということでもあります。

それから、審査会につきましては、いわゆるその審査会では公営住宅に入る基準、それを審査会に諮るということで、つまり例えば公営住宅を募集しますと、やはりかなりの応募が来ます。そういう応募の中で、いわゆる優先順位、どんな形でつけたらいいのかというような形のを審査会で諮るということでございます。

1 2番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

1 2番(清水清秋委員) 駐車場関係は、それは管理組合の中で使用料が支払われているという

ことであります。いずれにしろ、滞納の解消というのは当然図っていかなくやならないわけで、その辺の、一方で、同じ使用料、同じというか、そこに入居している方々が、片方の使用料を払っている、片方は滞納している、その辺はやっぱり行政指導というか、それなりの指導をしながらやっていかないと。両方とも納められないような状況がなぜあるかということになれば、また別かもしれない。片方は支払われている。駐車場料金は安いからというか、そういうふうなものもあるかもしれないが。そういうふうな方向でまず行政の指導というのをこれから仰いで、解消の方向へ向けてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

山口吉静委員長 ほかにありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) まず最初に、9ページの10で、地方交付税が大幅に削減されております。地方公務員の給与を削減し、地域の元気づくりの事業などに回すという話であります。先ほどほかの委員からも、地方公務員の給料、人件費削減はやめるべきだという御意見がありました。私も同じ意見です。

理由は、地域経済に深刻なダメージになるというふうに私も同じ意見です。そういう意味で、そういう理由もあります。

それから、2つ目の理由としては、給与削減を強制するっていう国のやり方は、地方自治の根幹にかかわる大きな問題でありまして、地方自治への介入ということになるのではないかと、これは問題でないかと思いますが、どうでしょうか。

また、もう一つは、本当は財源というのは、地方に対する財源確保の責任は国の責任でやるべきなんです、それを投げ出すことになるんでないかと、こういう3つの問題があると思いますが、どうでしょうか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 国庫に準じた7.8%の削減につきましては、全国市長会等においても、例えば国における地方の人件費、みずから自主的に決めるべき人件費のところには交付税という形で強制させられてくるのはいかがなものかという御意見が確かにございます。また、先ほど地方経済に与える影響もあるのではないかというふうなことではございます。

ただ、一方ではやはり、先ほど財政課長のほうからもこのたびの地方交付税において1億円の削減、そのような金額を見込んでいるというふうな中身もございます。それと、従来新庄市は県の給与の改定に倣ってこれまで給与改定を行ってきたという経過もございます。そういった経過も踏まえながら今後慎重に検討してまいりたいんだというふうなことを先ほど申し上げたものでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 慎重に、本当に慎重に考えていただきたいし、できれば削減はやめるべきだと思います。

経済の深刻なダメージも具体的なことなんですけど、労働総研の試算では、公務員賃金を10%引き下げたときの影響力は626万人に及びまして、GDPは3兆円減少して、税収で5,000億円のマイナスとなるというふうにしてあります。これは全国的なことなんですけど、新庄市も同じようになるだろうと思います。デフレ脱却に逆行することになってしまうと思いますが、そういう御認識でどうでしょうか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 ただいまのところ、例えば給与削減をやるかやらないかも含めて検討している最中ではございまして、この公務員の、まして

や新庄市の人件費を幾ら削るとどのくらいの地方経済に影響を与えるかというふうなことにつきましては、詳細に我々まだ検討している段階ではございませんので、今のところ答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国のやり方というのが、やっぱり地方自治を破壊するようなやり方ではないかということです。

というのは、自治体の給与の考え方は、今までも法律で、労使の交渉を経て、そして議会で決めていくというやり方で決めるべきものです。これを、事実上国の強要ということになるわけで、こういったやり方は地方自治への介入だということで強く市長から国に対して意見を言っていたらいいなと思いますが、どうでしょうか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 国に対する要望等につきましては、先ほど来、全国市長会及び地方6団体を通じまして、さまざまな意見を国のほうにお伝えしてございます。お伝えした上で、国のほうがそのような要請を今のところしているということではございます。今後につきましても、全国市長会等を通じまして、必要な御意見は申し上げたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひ、今後このようなことがないように、できれば撤回して、補填するような方向になるように運動を強めていただきたいなと思います。そして、職員の給与削減はやめる方向で検討をお願いしたいなと思います。

次に、19ページの14の1の6で、生活保護費等負担金2億2,251万2,000円というのが出てい

ますが、国はこの8月から3年で7%余りの生活保護費の支給の削減を行うという話になっているようですが、そのことについて詳しくお願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 生活保護基準の見直しということで既にマスコミ等ではいろいろ流されているようですが、実際のその基準改定のあり方につきましては現在まだ明確に示されておられません。ただ、いわゆる生活扶助の基準を見直すという部分でございまして、その他の扶助、いろいろな教育扶助とかございまして、その部分については従来どおりのといいますか、基本的な算定方法は変わらないというふうなことで聞いております。

具体的には、説明会がこれから、3月の末からというふうなことになっておりますので、まだ我々としてもどういうふうな形でその基準の見直しが行われるかというところについては情報が入っていないというふうな状況でございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 現在の生活保護を受けている方々の生活実態というのは、決して楽なものではないというふうに私は思います。このたび、国のほうでやろうとしているのは、特に子供を持つ世帯で減少幅が大きくて、月1万円から2万円も削られるとのこと。現在でも子供が小学生と中学生の2人いる母子世帯では、聞いてみますと1週間7,000円の食費で暮らす工夫をしていると。部活のユニホームも買えない、高校のこれからの制服や教科書代を考えると、切り詰めて備えなければとても出せない、服は一切もらいもの、風呂は週2回、保護費が削られてくれば週7,000円という食費をさらに削るしかないんじゃないかということで、食べ

盛りの子供を思うと切ないと、非常に苦しい世帯の消費実態と比較する形でゆがみを直すというのは、本当に政治がゆがんでいるんじゃないかなと思います。

本当は生活保護費の引き上げが、その苦しいと言われた消費実態の最低の世帯の人たちへのしっかりとした支援策が必要ではないのか。貧困の解決に逆行するようなこのたびの生活保護基準の引き下げの中止を求めるべきではないかなと思いますが、どうなんでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 今回生活保護基準を見直すというところにつきましては、全国的にふえている生活保護の受給者、この増加傾向に対して、いわゆる適正化を図るというふうなことでお聞きしております。

生活保護の現状としましては、全体的に医療扶助が非常にふえているというふうな状況もございまして、この辺では余り聞かないお話ですけども、やはり不正受給の問題も全体の2%ほどあるというふうなこともお聞きしております。ですから、そういう面での今回の改定が主になっておりますので、生活保護基準につきましても、いわゆる全体の適正化の中の一つの方策だというふうには考えております。

現行で、先ほどお話あった母子世帯の場合ですと、大体生活保護基準としては、子供お二人になりますと、大体15万から16万程度が今のところ生活保護基準というふうになりますので、これが適正かどうかというところにつきましては、やはり一定の国の判断、それから地方の給与水準、生活水準、いろいろかかわってまいりますので、我々としてはそれが適当かどうかという部分については、この場ではちょっとお答えできないのかなというふうには思っています。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 先ほど15万、16万という生活扶助の基準ということのようですが、想像してみても、1人暮らすのも15万、16万で大変厳しい生活だろうと思います。それが子供2人いる母子世帯、3人で暮らすことを考えたら、本当に食費を相当削ってるだろうなということは目に見えるわけです。それらから1万円もさらに削っていくということになったら、本当に子供たちの栄養バランスとか考えられなくなって、今も考えられない状態かもしれませんが、厳しい状況になるだろうなと思うんです。そういう意味では、生活保護基準の引き下げはやめていただきたいと機会あるごとに言うべきでないかなと思います。

また、高齢加算が前はありました。それが削られてなくなってしまった結果、高齢者世帯では、特に今、つき合いができないという声が上がっております。最低限度の生活が守れない生活保護でよいのかということが、今回8月からの引き下げが行われれば、そういうことになってしまうわけです。しかも生活保護の基準が下げられるということは、住民税非課税限度額とも連動してるのではないのでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 今、住民税の非課税限度額ということでございますけれども、当然そちらのほうも今後お話になると思われまして、としかお答えできません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） なるということで、生活保護の基準額が下がれば、これまで非課税だった低所得者にも課税ということになってまいります。これは、保育料や健康保険税、介護保険料の基準額などにも影響するんじゃないですか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 今回、生活保護基準の見直しに伴いまして生じる影響に関する対応方針ということで、2月に政府のほうでは、その生じる影響について、全閣僚でどういうふうに対応するかという部分について確認しているというところでございます。

その中の基本的な方向としては、先ほど個人住民税の非課税限度額等について御質問いただいた部分については、次年度以降の税改正の中で対応されるというような話をお聞きしておりますが、そのほか、生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける国の制度、お話ありましたような就学援助、保育料免除、それから児童養護施設の運営費、これらが非常にかかわってくるわけですが、基本的にはそれぞれの制度の趣旨、目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考えとするというふうな国の考えでございます。

ですから、それが具体的にどうなるかということにつきましては、先ほどの生活保護基準の見直しと同様まだ全然示されておりませんが、全体的な流れとしては、そういうふうになるべく影響を及ぼさないというふうなことで国のほうでは考えているというふうな状況を御報告申し上げます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 及ぼさないようにという国の考えはあるということではありますが、その対策ということでは出てないような、余りはっきり絶対に影響を及ぼさないようにするためにお金を出すと言っているわけではないんです。そういう意味で、非常に市民全体、低所得者世帯などを中心にして負担が重くなるようなことになっていくというのが生活保護基準の見直し

であり、実は安倍政権の経済政策の非常に問題なんだろうと私は思います。

そういう意味で、こういう低所得世帯への問題、それからしわ寄せをしていく問題、また、公務員の給料を下げて地域経済を冷え込ませる問題がある中身の経済政策になっているということで、こういった問題については、これでは決して景気回復にならないということをはっきり市長会などで言う必要があるのではないかと思うんです。市長として、どうお考えなのでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 生活保護基準の見直しにかかわって、ほかのところも踏まえながら、要は改悪というふうな表現になるかどうかわかりませんが、そういうふうな方向について意見表明せよというふうな御意見でございました。

先ほど総務課長のほうからお話がありましたように、こういう部分に関しましては全国市長会のほうで常に御提言申し上げている状況でございますし、そういうふうな対応を行っているということを御理解いただきながら、実際の我々の取り組みとしては、やはり生活保護に関して申せば、基準の見直しだけではなく、全体的な運用のあり方が問われているというふうな部分でございます。さらに、その低所得者対策をどういうふうに進めていくのかというふうな部分についても、これからやはり大きな検討課題というふうには考えております。

ですから、そういう国の制度に伴って、地方もなかなか難しい状況になっておりますが、我々としてもその低所得者対策を抜かりなく進めていきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 機会があるたびに、こ

ういう低所得者に対するお金を削ってくるやり方は、決して景気対策にならないんだということをお願いしたいということをお願いいたします。

続いて、市長の施政方針についてお話を伺いたいと思います。

1 ページなのですが、領土問題や北朝鮮問題について市長のほうで触れておられます。これについて、混迷というような言い方だったように思いますが、これは私は、領土問題の解決は憲法9条を守る立場で話し合いによる解決しかないというふうに思います。どうでしょうか。

もう一つ、北朝鮮の問題についてもはっきりしておりまして、全ての国の核兵器廃絶と話し合い外交による核兵器……

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、歳入についての質問をお願いいたします。款項目とページもおっしゃってください。

1 番（佐藤悦子委員） これは歳出になるのでしょうか。施政方針というのは歳入に大きくかわるかと私は思っているんですけども。

山口吉静委員長 款項目とページをおっしゃってください。

1 番（佐藤悦子委員） 施政方針について。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 領土問題については何かしゃべれないそうなので、残念ですが……。

県支出金の中で、23ページの5目で農林水産業ということで、かなり県知事先頭に農業を活発にしたいという、農業県・山形県を守るんだという姿勢が感じられる補助金がたくさんございます。この姿勢については本当に敬意を表するし、この姿勢で頑張っていたきたいというふうにするわけですが、これらが、TPP交渉を進められていきますと御破算になるというか、この努力が無になってしまうような気がするんですが、これについてどう見ておられるかということでお聞きしたいんです。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、どの部分が影響ありますか。

1 番（佐藤悦子委員） もう一回言わせていただきますが、農林水産業費県補助金というので、このたび大幅な増額がありまして、県の農業費で補助金が上乗せになって、新庄市にも農業を頑張らせたいという県知事の思いというか、感じられるわけです。そういう立場に立って市でも頑張るわけなんです、このことが国との関係で、T P P 交渉参加という方向に今向かっております。これでは、問題というか、農業を活発化しようというのに逆行することになるのではないかとことです。

山口吉静委員長 まだその参加も表明していないし……。佐藤悦子委員、まだ参加も正式に表明しているわけじゃないんですけどね。佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） T P P 交渉参加による地域への影響をどう見ておられるかお聞きします。

山口吉静委員長 ちょっと質問を変えていただけませんか。歳入のね。佐藤悦子委員、風邪引いているところ大変でしょうけど、歳入のほうで質問を変えていただけませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 何と言えはなるのかわかりませんが、農業を中心に新庄市も山形県と力を合わせて、山形県あるいは新庄市の農業を再興というか立て直していきたいというふうに頑張っているわけなんです。それを感じられる予算だということはよくわかるんです。

しかし、一方で、T P P 交渉ということも今話題になって、市長はこれについては大きな関心事案というふうに見ておられるわけです。私は大きな関心事案の中身をどういうふうに見ておられるのか聞きたいというふうに思っております。交渉によって地域は大きな影響を受けてしまうんでないかと、参加についてはやめるべきだと考えるべきではないかとことです。

お聞きしたいと思っています。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、歳入について御質問いただけませんか。お願いいたします。

佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 歳入だと思うんです。国からの農業支援だったり県からの支援だったり、農業に対しての支援があるんですが、これらが、実際にやっている政策でもしも交渉に入ってしまったら、全て農家の再建につながらないものになってしまうという、そういう御認識はないかということなんです。

山口吉静委員長 仮定のお話ですね。佐藤悦子委員、仮定の答弁はちょっとできないということです。

佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 仮定っていうか、今現在、政府では交渉参加という方向に向かっていることが重要なことだと私は思います。実際に二、三日、国会で話し合われた内容を言いますと、新たに交渉参加する国は、今、日本が交渉参加かと言われてきておりますが、「9カ国が合意したものに従わないといけぬ。交渉を打ち切る権利は、おくれて交渉入りした国には認められない」というのがT P Pです。交渉に参加したら大変なことになるということが明らかだと思っております。そういう意味で、このたびも請願が出て議会に意見書を上げてくれて出てますが、市長としての御見解を私はここでお聞きしておきたいと思っております。

山口吉静委員長 佐藤委員、申しわけないんですけども、歳入のことについて質問いただきたいんですけども。

伊藤元昭副市長 委員長、伊藤元昭。

山口吉静委員長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 佐藤委員からは、今国がT P P 交渉に参加をしたいという意向の中でいろいろ調整されているというのは報道で承知しておりますが、現実的に全ての関税撤廃なのかどうか

等も含めて国でもいろんな調整を行っている段階で、市長の施政方針の中では、特に我が地域において農業分野を初めとするいろんな分野への影響は大きいだろうと、それについては重大な関心を持って見守っていきたいというふうな記載をしているわけで、将来どうなるかという自体がまだ決まってないわけですから、ここで反対か賛成かというよりも、当然ながら重大な関心を持って見守っていくというようなことになろうかと思えます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 副市長、答弁ありがとうございます。

今、影響は大きいだろうって。決まってしまうてからでは、交渉に入るとなってしまうてからでは、もう大変なことになるということが今明らかになっているんです。そういう意味で、議会としても、私たちはこれを入れるなということを出したいと思って先日も常任委員会がありました。市長としてもいち早く、交渉に入ってはだめだという立場で声を上げるべきではないかなと思うんです。いち早く、交渉に入ってしまったは大変なことになるという内容だと思うんです。そういう御認識はないかということなんです。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、予算委員会の趣旨に従って質問していただきたいんですけども、お願いします。

佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 農業を守りたい、市民の安全を守りたい、市長とその気持ちでは私たちは一緒だと思います。そういう意味で、このたびの国政の問題、TPPの問題など、特にいち早く声を上げていかなければ、入ってしまったからではだめなんだと思うんです。そういう意味で、歳入の面で農業に力を入れようとしている県知事と一緒にあって市長としてもやって

いただけないかなということで質問をしているわけです。

山口吉静委員長 これから1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

なお、代表監査委員高山孝治君と農業委員会会長星川 豊君より、午後から欠席届が出ております。

一般会計の歳入について、質疑ありませんか。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） じゃあ、2点ほど。

まず、13款1項使用料のところの5目土木使用料、17ページ。公営住宅家賃のところですけども、定住促進もそうですが、ここの障がいを持っている方はどのぐらいお住まいかわかりますか。特に車椅子等を使用している障がいを持たれた方。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 大変申しわけないんですけども、手元に資料がないので、今、人数わかりません。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 後ほど教えていただければと思います。

そうしましたら、障がい者向けの部屋とか、そういうところはあるですか。何カ所とか、何部屋とか。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 これもちよっと確かなことではないんですけども、たしか5部屋はあ

ると思います。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 5部屋ほどあるということですね。そこに今入居なさっている方というのはわかりますか。わからなければ、次の質問に……。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 障がい者用といいますか、車椅子に対応する部屋ということで、1階部分に設けているわけですが、なおかつ住宅のスロープをつけ、トイレ等についてもそれなりの配慮した部屋を設けております。

ただ、その部屋にじゃあ確実にそういう方が入っているかというふうになりますと、本来ならその方に入ってもらいたいということはあるんですけども、実際に入居の募集をした際に、例えばその部屋が空いていて、そういう方がいればそういう方が優先として入るんですけども、いなかった場合についてもその部屋を割り当ててしまうということがございます。ですから、障がい者用の部屋にいる方が全てそういうふうな方ではなくて、一般の方も現在入居しているという状況でございます。

やはりそういうふうなことで、実際に車椅子を使う入居者といいますか、それ以外の部屋に入っている人もいるわけです。ですから、そういう方についても、いわゆる住みかえといいますか、移ってもらえないかというふうな御相談ももらっております。ですから、私どものほうとしては、お話しはしますが、強制的にいいですか、その方に別の部屋に移ってくださって言うわけにはいかないんで、ですから、例えば入退居といいますか、そのものを見ながら、今現在の問題を解決したいと思いますし、また将来的に、やはりそういう部屋というのは準備しておく必要があるんだろうということで、

空き部屋というのは非常に公営住宅としては困るんですけども、やっぱり2つぐらいいは常に準備しておく必要があるんだろうというふうに考えて、来年度はそんな形で方向性を考えていきたいと思います。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 今課長から、一般の方も実際その対応している部屋に入居しているということも言っていただきましたし、今後は障がい者の方々のために確保していきたいという答弁もいただきましたので、結構なんですけど、非常にありがたいんですけども、私はやはり、私も含めて、こちらにいらっしゃる方々も含めて、皆いつ何があるかわからないという世の中で生きているわけでございます。やっぱり突然何らかの事故、不慮の事故で下半身が動かなくなったと、体が動かなくなったという場合は、誰にでも当然起こり得ることなわけです。比較的高い収入を得られている市民は、それなりの家に住まれて、そういうリフォームをすることができると思いますけれども、そうでない市民の方も少なからずいらっしゃるかと思います。ぜひやっぱり、入居率というところで非常に苦心なさっている部分もあるとは思いますが、いつ何どきそういう方が手を挙げてくるかわからないので、そういう障がい者の方、あと弱者の方のために、ぜひ確保しておいていただいて、それで、今うまく対応できていない部屋があれば、そこは予算をかけていただいて、せめてお風呂とかトイレとか自力で車椅子で行けるような改装をしていただくようなことはできないのでしょうか。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 いわゆる障がい者用につくった部屋というのは、やはりスペースも大きいです、お風呂場とかトイレ等も。ところが、

やっぱりそれ以外ですと小さいものですから、それを無理に改造するというのがなかなか困難であるというところが現状でございます。ですから、そういう方については、お話を聞きますと、自分でポータブルのトイレを使ったりとかっていう話も聞いております。やはりそれは改善していかなきゃないのかなと思いますけれども、ですから先ほど言いましたような形で何とか今後改善していきたいというふうに思っております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 本当に市民の中では少ない数になるとは思うんですけども、その方も間違いなく市民でございますので、ぜひいい方向で検討していただければと思います。

2点ほどと申しましたけれども、3点になりますね。

次に、18ページ、13款使用料の、これは教育使用料のところですよ。市民スキー場の使用料が、使用料というかその予算が520万から480万に減っています、これはどういうことで減額なされたんでしょうか。

高木 勉生涯スポーツ課長 委員長、高木 勉。

山口吉静委員長 生涯スポーツ課長高木 勉君。

高木 勉生涯スポーツ課長 23年度、24年度と520万の予算でしたけれども、この3年間、非常に大雪、豪雪で、3年連続して収入が減っております。それらを勘案しまして480万としたところですよ。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 今課長が、大雪が主な要因で減っているということですよけれども、私は何度も申し上げておりますが、非常に競合するスキー場が最上町と金山町にあるわけです。非常に施設も整っている、スロープも中・上級者向けのコースもあると。やっぱりそこは最上

広域全体で、全体のプラスになるような方向もこれからは探っていかなければいけないのではないかなと。財政がいい方向に向いてはいますけれども、そう安定してきたというわけでもないと思いますので、そこを考えてほしいと思います。

次に、最後です。29ページ、市債のところですよ。その6目臨時財政対策債6億1,500万と数字が出ていますが、毎年6億、5億、それぐらい借りているという表現が適切かどうかわかりませんが、借りているわけですよ。地方交付税が、先ほどの話にもありましたように、国のほうで減額していく方向がこれからも続くんでないかなと私は思うわけですよ。今後、こういうふうに臨時財政対策債を借りていくとして、満額算入されるというふうに考えていてこの制度を使っているわけでしょうか。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 臨時財政対策債についての御質問でございますけれども、これにつきましては、地方財政の財源不足を補填するということで、第2の交付税という形で借りるものがございますけれども、この元利償還金については、基準財政需要額に全額算入されるということになりますので、いわゆる交付税措置のないものについて比較すれば、補償されるということになるかと思っております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 今、課長から補償されるということですよけれども、何年か後に補償されて、そのお金が算入されるわけですよけれども、その確認というのはどういう形でやっているんでしょうか。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 交付税につきまして、算定し

ます。その中に臨時財政対策債に係る元利償還金というのをいわゆる市の需要額に盛り込むということで、その分について算定されるということになります。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 確認ができるかというところだったので、確認をするすべを教えてください。何年度に六億数千万を対策債で借りたと。どういうふうに具体的に確認をするのかということをお願いいたします。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ただいまの質問でございますけれども、交付税の算定におきまして、需要額の計算に、その元利償還金について何年度分、何年度分というような積算がありますので、それについて算定されるということになります。それがカットされるということはありません。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 先ほど御質問いただきました、いわゆる家族に障がいのある世帯ですけれども、精神に障がいを持っている家族がいる世帯、これが10世帯であります。それから、身体に障がいのある家族がいる世帯、これが26世帯、合計36世帯ということになります。

それから、私、先ほど、いわゆる身体に障がいのある世帯に対応できる部屋、5つほどと言いましたけれども、玉の木に2つ、小桧室に4つ、野際に2つということで、全部で8室準備されております。以上です。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 財政課長の御答弁に対してですけれども、臨時財政対策債というのは、やっぱり国にとっても地方にとっても非常に

互いのメリットがありそうな感じはするわけでございます。しかし、これ、借金ですよ。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 臨時財政対策債、これについては借り入れをするということですので、借金になります。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 全国の自治体でも臨時財政対策債についてのいろいろな議論がなされています。やはりあくまで借金であると。その借金は市の裁量に任されているわけだそうでございます。財政がやっぱり必ずしも今いい状態ではないというならば、やはりその辺も考えながらこの制度を使っていく必要があると思うんです。

三重県の松阪市長、すごく若い37歳の市長なんですけれども、この間、東京でお話を聞く機会があったんですけれども、もう「臨財債は紛れもなく借金である」、声を大にしておっしゃっていました。ぜひその辺も考えながら、市民福祉の向上ももちろん一番に考えなくてはいけないんですけれども、本当に最少の経費で最大の効果というのが地方自治の一番大切なところだと思いますので、ぜひそのことを考えて市民福祉向上のために頑張っていただければと思います。終わります。

山口吉静委員長 ほかにありませんか。

4番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4番(佐藤卓也委員) 私から2点ほど質問させていただきます。

皆さん再三質問されているところなんですけれども、11ページ、1款市税の1目個人、2目法人のところなんですけれども、収入率のところなんですけれども、来年度に当たりまして、その徴収率を上げるためにどのような努力をな

さっていくのかを1点お聞きいたします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 収納率の向上対策、こちらのほうは相当数ございますが、基本としては、一つは啓発活動の強化、もう一つは納めやすい仕組みの検討ということで、コンビニの自動車税の収納等、来年度行いますけれども、また、収納体制として預金調査など財産調査も行って、アップしていきたいというふうに考えています。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 公平性のためにもぜひとも、100%納めるのが国民の義務、市民の義務でございますので、その啓発活動をもう少しやっていただいて、その収納率の向上を図っていただきたいと思います。

また、来年度よりコンビニ収納が始まると思うんですけども、それを行うことによって一応どのぐらいアップするか、どのぐらい期待されているのか教えていただきたいと思います。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 来年度、コンビニ収納を予定しておりますのは軽自動車税でございます。もともと収納率が高い、23年度決算で97.92%と高いもんですから、収納率、コンビニ収納をしたからといってそれほどの効果はない。25年度の収納率予測では98%と、金額にしますと6万6,900円ほどの増にはなりますが、このコンビニ収納の部分については納税環境の整備というのが一番の目玉でございます。納めやすい、いつでもどこでもという感じで納めやすい部分をつくるというのが、この目標、目的でございますので、コンビニを利用する方の見込みですが、約2,000人が利用するであろうとっておりますので、2,000人の方が利用されるわけですから納めやすい仕組みが整えられるというふ

うな考えでおります。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） これが、私とすれば、皆さんが納めやすく収納率が上がっていただくのが一番だと思いますので、それも入るのかなと思ったんですけども、そういう答弁ではなかったものですから。もしコンビニ収納で納める方がふえるとなれば、これはよりよい制度だと思いますし、それがほかのところでも、要は今回は軽自動車税だけだったんですけども、ほかのところへ、収納率がアップするとなれば、コンビニ収納ということをもう少し範囲を広げるという考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お願いします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 このコンビニ収納を始めるに当たりまして、昨年の3月に税務課長が答弁していると思うんですけども、1つは「全税目に拡大することを念頭に置きながら、試しとしてやらせていただきたい」ということでお話し申し上げたと思います。ただ、これは他市でやはりやっておる市もございますが、収納率の向上には直接的には結びついてはいないというような観念で捉えていらっしゃる。

なぜそれを行うかということは、納める時間がないとか、なかなか行けないというようなお話が、コンビニ収納をすることによって、365日24時間ですから、その納める機会がない、時間がないというのを覆せると、それが一番大きなメリットであるというような話も伺っております。

なお、当然全税目へ拡大することを念頭に置きつつ始めたわけなんですけれども、手数料の関係がございまして。今、銀行・郵便局でこういう手数料って1件当たり大体10円、コンビニにしますと56円かかります。現在、銀行関係では

4万3,000件ほど取り扱ってございますので、手数料だけでは約200万円ほどの歳出増となる。そして、周辺機器、コンピューター並びにそのソフトを導入する、そうした場合それ以上かかるわけですから、その費用対効果も踏まえながら、私はこの全税目へ広げるといのは、後発の利ということで、そんなに急ぐ必要もないんじゃないかと、じっくり財政的なものも考えさせて進めるべきだというふうに考えてございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） だとすれば、啓発はもってしてもいいのかなと思いますので、そこら辺を鑑みながら、その収納率、市税が入ることによって……お金が入らなければ市も運営できませんので、そこら辺の強化をぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

山口吉静委員長 ほかにありませんか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入について、質疑を終結します。

次に、一般会計の歳出について、質疑ありませんか。

18 番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18 番（森 儀一委員） それでは、私のほうから歳出の質問をさせていただきます。

平成25年度の主要事業の概要、これをもとにして質問したいと思います。委員長、これでいいですか。

山口吉静委員長 いいですよ。

18 番（森 儀一委員） 事業の概要をもとにして、5ページの放課後児童クラブ整備事業。2番目に、新庄まつり100万人誘客拡大事業、これは9ページです。次に、道路新設改良事業、これは11ページです。次に、4番目は、旧角沢

小学校跡地活用事業。概要をお尋ねするのは、このまず4点をお聞きいたします。時間があれば予算書からも出したいと思います。

最初に、5ページの放課後児童クラブ整備事業、これは担当は福祉事務所、この中の日新放課後児童クラブ新設改良事業についてでございます。

日新学区の学童保育所を、旧県立新庄農業高等学校の寄宿舍を借り受けて改修して移転する事業でございますけれども、一部を借りて改修すると聞いておりますけれども、これはお聞きしたいことは、管理は全体を市で行うのかということが1つと、これほど予算を盛り込んでおりますので、改修するに当たって、期間は何十年ぐらいお借りできるのかということをお聞きしたい。県としては長く使ってもいいとされているということをお聞きしておりますが、これもお聞きしたいと思います。

それから、先ほど清水委員の質問にもありましたが、これは10歳をめどに3年までと言われていますが、この施設は今までより広くなると聞いておりますので、せめて4年あるいは5年生まで入れることはできないのかということ、この法の縛りなどでできないと、平成27年度ぐらいにはこれが見直されるのではないかとされているということを所長から答弁いただいたんですけれども、これは市独自で変えることはできないのかということ、まずその3点をお聞きいたします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 放課後児童クラブ整備事業のうち、日新放課後児童クラブ開設開所事業について御質問いただきました。

まず、管理のあり方ということで御質問いただきましたが、今回、4月から県財産をお借りするというふうな形になりましたが、まず借りる用地につきましては、基本的にその遊び場を

確保するというふうな建前から、旧農業高校の星芒寮の用地、グラウンドも含めまして全体を借り受けすると。ただし、その建物につきましては、口頭で申しますが、旧男子寮、それから管理棟、旧食堂、それから旧女子寮という、結構大きな建物でございますが、具体的に申しますと、そのうち管理棟と旧食堂、それから旧女子寮ということで、おおむね3分の1からちょっとそれを超えるぐらいの面積をお借りするというふうな予定になっております。

ですから、県に関しましては、その貸す部分については当然市の管理というふうなことで進めさせていただきたいということですが、残る部分につきましては、当然県有財産ということですので県が管理するというふうなことになります。ただ、実際細かい部分についてはいろいろありますので、基本的にはそれを前提としながら、市と県、協議しながら、その建物及び用地の維持管理については進めていきたいというふうに考えております。

それから、借り受けの期間でございますが、今御質問にもありましたように、県有地、なるべく長く使ってもらいたいというふうな文言はいただいておりますが、やはりその建物自体が、耐震のほうはクリアしておるんですが、いわゆる利用可能な期間というふうなのがございしますが、これがおおむねあと10年から15年……15年ぐらいかと思うんですが、そのぐらいまで期間は見込まれるというふうな相手方の判断でございます。ですから、今回、平成25年度から改修して、それ相当の期間と、いわゆる建物の使える期間は長期使用を前提に許可したいというふうなことでございます。ただ、事務的に目的外使用という形になりますので、1年更新しながら進めていくという条件ではございますが、内々にはそういう利用可能な期間は貸し付けしますというふうなことで県のほうの了解並びに知事の了解もいただいているというふうなところ

でございます。

それから、定員に関しましては、現在、日新の学童保育につきましては65名の定員になっております。あと2年後に小学校の高学年まで定員をふやすというふうな、使用可能だというふうな形になるわけですが、現実に学童保育所につきましては75名の定員が一つの基準となっております。75名未満ということで補助の区分が変わってまいります。基本的には75名以上の施設になりますと補助が出ないという現在の国の考え方になっておまして、基本的に小さな学童保育所を学区ごとにつくっていただくというのが前提として進めているというふうな状況でございます。ですから、市独自で定員を変えるということは可能なんです、これは補助の関係もございまして、なるべく大きく使っていただくというふうなことが前提ではございますが、そういう要件も勘案して、定員の見直しについては考えていきたいと思っております。以上でございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 耐震のほうは調べているということですが、以前、小嶋委員でしたか、一般質問でですか、あの場所の質問をやった場合は、もう老朽化してて、見込みはないような答弁をいただいたんですけども、この予算の中でその耐震のほうも含まれているのですかということが1つ。

それから、3分の1をお借りして学童保育所にして、あとの3分の2は県で管理するというけれども、この大雪で、例えば雪なんか積もった場合、それは、あなたのほうは屋根のほうは半分ですから私のほうは半分ですとか言ってるんですか。関連して潰れたりなんかしたりすると大変でしょう。その辺どうなんです。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 今、2点御質問いただきました。

耐震につきましては、既に県のほうで耐震化基準をクリアしているというふうな状況でございますので、今回の工事の中で耐震化工事を行うというふうな予定はございません。全て改修費ということでお考えいただきたいと思います。

それから、今おっしゃられました雪の問題とか細かな維持管理につきましては、何分その貸すというふうなところが決まったのが、年が明けてぎりぎりというふうな状況もございまして、やはりその細かい部分ということで先ほど申し上げましたけれども、雪の対応とか、そういうふうな部分については、これから詰めるというふうな状況もございまして、もう少しお時間をいただければというふうに思っております。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) わかりました。

それで、学童保育所では、これは民間のほうでは6年生まで入所できると聞いておりますが、これは本当ですかということが1つ。

それから、保護者から随分、せめて4年生までということをお聞きされているということもお聞きしましたので、市独自ではできかねるということもございまして、時期を待つということですね。

そして、ちょっと先日、日新学区の学童保育所に私ちょっと行く機会があつて、行って見学させていただきましたけれども、所長初め4名の女性の職員で対応しているということでございました。子供たちは48名ですか。元気に勉強やら遊びやらしておりましたけれども、所長、あの建物の雪を見たことありますか、ことしの雪。あれ、私行ってびっくりしましたよ、あの雪の積もっているところで。まだ1週間、10日ぐらい前ですか。それで、あそこで「この雪は誰が管理しておろすんだ」って、「おろすよ

うにしてくれ」ということをお聞きしたところ、「いや、実は福祉事務所のほうにお願いして、そしておろしていただいている」と。ことしはおろしましたか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 民間の学童保育所の入所年限につきましては、現実的に施設者の判断で既に6年生なり一定の高学年まで入所は可能になっておりますが、やはり小規模でございまして、人数的にはそれほどいないという状況かと思われまして。

あと、現行の日新学童保育所の雪おろしということもございまして、あの建物につきましては、基本的に雪おろしははまだかつてしたことではございません。それに耐え得る施設ということで今まで措置しておりますが、ただ、周りの、いわゆる雪庇なり張り出した部分については適宜取り除いておると、いわゆる安全確保を行っておりますので、そういう対策は行っているということで御理解いただきたいと思っております。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) わかりました。

実は産業厚生常任委員会のほうで以前にあそこを見学することがございました。そのときに、玄関から入って、ずっと向こうのほうに非常口が取りつけてあって、これが大変、何かあった場合、冬場なんかストーブを使うときに逃げ道に大変これはいいなと思ってお話ししてきたところでしたが、この雪でびっちり塞がって、暗くなってるような程度でございました。屋根の雪は、それは耐えるということでございまして、非常口は全然開放できないような状態もございました。でも、要請してやるのか、それともこちらからやっぱり順次そういう連絡を取り合っていていただいているのですか。その辺、非常口対策というのはあれで大丈夫なのか。

中には40名の子供たちが遊んでいるということですが、実は漏れも、あっちこっちから漏ってくるということですが、ことしの雪は峠も越して、来年からは向こうのほうに入るということですが、それは我慢すればできると思いますけれども、その辺ちょっと。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 冬季の安全確保につきましては、除雪対策も含め非常口等の対応も含めて施設管理者並びに児童支援室と連携をとりながら進めているところでございます。

ただ、非常に降雪量が多かったという状況もございまして、御指摘をいただくような状況であったかとは思いますが、今後、施設の管理者並びに福祉事務所と連携をとりながら安全確保を行っていききたい、新しい施設につきましても同様の体制をとっていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） あの場所は大変日新学区の方々も望んでいるというか、いいところだと言っておりますし、また、保護者のみならず地域の皆さんもいいところにしてもらったなどという声が聞こえてきますので、どうかひとつ安全を第一に考えて、そして、安心してお母さんたちが働けるような、そんな施設に改修していただきたいなとこのように思います。よろしく願いします。

次に、これは9ページの新庄まつり100万人誘客拡大事業でございますけれども、この中で、商工観光課でございますけれども、(仮称)燦踊祭ですか、新庄まつりの最終日に県外の優秀な祭り団体を招聘し、地元の伝統の踊りを披露していただいて、そして各団体の踊りパレードを実施して祭りの交流を図られると、そういう

狙いだと思いますが、予定していた団体を見ますと140人ほどになると思われそうですが、お聞きしたいことは、まず1点は、この団体の方々は、当日または前日に市内あるいは郡内などに宿泊などの予定はあるのかということをお聞きします。

それから、もう一つは、新庄市内の団体の皆さんの踊りパレードなどへの参加の予定はあるのかないのかということの2点についてまずお聞きします。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 燦踊祭、具体的には、盛岡のさんさ踊り、それから仙台のすずめ踊り、そして高萩、これはよさこいソーランでございます。それから沖縄エイサーですよね、これが広域のほうでお呼びします。ちょうど今140人、そのとおりでございますけれども、先ほどの3団体に関しましては、その日においでいただいて、その日に帰ると。こっちのほうからお迎えに上がるわけですが、日程の関係で、そういった形で。ですから、ちょうど26日、あと祭りの10時から昼まで踊りを披露していただきまして、それからその後、昼に交流をさせていただくということで、今回は残念ながら宿泊ということまでは至っておりません。

あともう一点、市内の踊り団体ということでございましたけれども、ずっと数年前まで踊りパレードというのが初日、宵祭りの山車の行列の前でやっておりますけれども、最近見かけませんけれども、これは、その踊る主体の方々がもう実際に構成できなくなってしまったと、これは、参加団体の減、踊る方々の減でございますので大変寂しい思いをしておったんですけれども。例えば本年こんな形で踊りがきらびやかにということで燦踊祭というような名前をつけさせていただいたわけでありまして、そんな形で、盛り上げれば、また若い方々

の間から、では私も私もということで踊りの輪が出てくるのではないかなというような、ちょっと期待度もございます。以上でございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 本当に、盛り上がって、大変大成功になっていただければよいなと思っておるところでございます。

それから、新庄まつり、百年の大計の中で、第3期計画、その中に新たな媒体による宣伝活動なども検討すると盛り込まれておりますが、米沢市などでは米織の着物姿で議会に出たり、それからニット製品の盛んな山辺町では、町で製造されたニット製品をまとめて議会に出たりしております。また、南陽市でも新酒やワインなどを議場に飾って地元産をPRしているということを新聞やテレビなどに掲載されておりますが、我が新庄市でも、祭りの宣伝というか、そういう活動の一環として、例えば祭りのはっぴ姿で1日議会とか、それから議場にミニ山車を飾って1日ぐらいはやるとか、そういうことも大事ではないかなと思われましますが、新庄まつり100万人誘客の拡大に一役買って議員の意気込みなども態度であらわす、そんなことも大事かと思われましますが、そういうことについて、どうお考えですか。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 大変うれしい提案を頂戴しました。新庄まつり100万人、去年は52万人でございましたけれども、平成32年までには何とか100万人というのは4次の目標でございますけれども、そのためにはまず周知の拡大、そしてさまざまな実際の事業を起こすと。あとは、中身の充実ということでしょうかね。ですから、周知の拡大というのは本当に大きな提案だろうかと思えます。

今、具体的な話がございましたけれども、ち

ょうどおとしから、議員の皆様方も本祭りのときに行列に参加していただきましたものですから、あれが、もし議会ということを示すような皆さんがはっぴであれば、なおさらアピール効果は大きいのではないかなと。また、これが議会においてもそんなことがなされれば、本年からネットでのPRといえますか、お知らせなんかもできるはずでございますから、効果は絶大だろうというふうに思いますので、最大限の期待を込めて御期待申し上げます。私は、次の計画は無理でございますので、ネットでそれをぜひ拝見したいなと思うところでございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) よろしくお願ひします。

時間もちょっと迫ってきておりますので、ちょっと急いで、祭りのほうはこれで終わります。

次に、11ページでございます。これは、担当は都市整備課でございますけれども、事業名が道路新設改良事業の中ほどの、角沢松本線整備事業です。角沢虫森から松本の中島地域間の道路整備ということでございますが、これ起点と終点はどの辺になるのかというのが1つ。

それから、また、総延長では何メートルぐらいになるのかというのが2番目。

それから、平成25年から28年まで測量設計とございますが、実際に完成、そして供用できるのは何年ぐらいがめどになるかということをお願ひします。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 図面はあるんですけども、起点・終点の地名と言われますとちょっとあれなんですけれども。

要は、旧松本団地の脇に農道ございますよね。そこをずっと行って、中島地内の市道にぶつけるといふような路線でございます。

それから、総延長でございますけれども、総

延長は510メートルでございます。

計画としましては25年から28年度までということで、総事業費として概算で考えていますのは1億1,000万円。25年度でいわゆる測量設計を行いまして、その間に土地改良区等々といういろいろな調整もございますけれども、26年度から事業を始めまして、28年度までで終わらせたい。ですから、28年度もしくは29年度の頭ぐらいで供用させたいというふうに考えております。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） 私もこの道路については、以前から何回となく一般質問などで地域の皆さんの声として要望やらお願いをしておりました。利便性はもちろんでございますが、先ほど申しました旧松本団地をかすめる将来有望な、そして重要な道路でございますので、いち早く着工完成するようにお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

それから、13ページの教育総務課、旧角沢小学校跡地活用事業でございます。これには角沢小学校の跡地を活用して、地域住民の健康増進、それから交流の場としての整備が目的だと言われておりますけれども、852万2,500円ですか。25年度はトイレ及び水屋等の整備と思っておりますけれども、解体実施の際のタイルですか、の撤去がまだ済んでいないということで私、一般質問したときに聞いておりますが、撤去作業の費用などはこの予算の中に含まれているのか含まれていないのか、まずそれをお聞きします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

山口吉静委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 撤去経費につきましては、この予算の中には含まれておりません。別個に約400万ほど予算措置しております。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） はい、わかりました。

公園的な整備の方向性を検討しているということでございますが、本当に私としてもよかったなと思っているところでございます。雪がちらついて大変こう、春まだ遠いんですけども、自分のふるさとをちょっと自慢するのは何か笑われるような気もしますが、あの場所は大変こう環境に恵まれているところでございまして、本当に壱蔵山のやはり雪解け水が新田川を流れてくるということで、その川から吹いてくる風が夏には非常に涼しくて、そして安らぎの場所が大変跡地にはよいということございまして、公園にはもってこいではないかなと、このように思われます。

また、校庭から見る月山から葉山連峰ですね、秋にはやっぱり夕日が沈むのが非常にいい、こうきれいな風景を醸し出してくれますので、これもまたいいところでございますし、また春には桜の並木ですか、桜回廊も一望できるというところがございます。そんなわけで、地域の皆さんの健康増進や、それから安らぎの場ばかりでなく、これは新庄市一円の人たちがやはりあそこで戯れるような、そんな子供たちから大人の、お年寄りまで戯れ、そしてあそこで健康増進や、そういう集会、あるいは散策などできるような、そんな公園にぜひしていただきたいと心からお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） それでは、3点ほどお聞きします。

34ページの2款総務費の6の財産管理費、ネットワーク構築機器等借上料の974万何がしと、61ページ、第4款衛生費1項保健衛生費の6目

の環境衛生費、公衆便所管理運営事業費2,790万5,000円。最後に、85ページ、これは今回の平成25年度の主要事業にも載っておりますけれども、8款土木費6項雪対策費の2目の雪総合対策費についてお聞きしたいと思います。

最初に、34ページのネットワーク構築機器等借上料974万3,000円についてお聞きします。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ネットワーク構築機器等借上料についてでございますけれども、その内訳でございますが、ネットワーク機器借り上げということで、これは電話交換関係の予算でございます。これが619万5,420円ということで、役務費になります。

それから、公舎借上料ということで3件ございまして、電通に派遣している職員の借上料、それからALT2名おりますけれども、その公舎・アパート代の借上料が132万円でございます。それから、もう一件は、公舎借上料ということで、副市長の宿舎ということで96万円、それから情報通信関係の回線借上共架料ということで、本合海にデジタルデバイドという形で整備いたしました光ファイバーケーブルの借上料でございますけれども、これについては、総合政策課のほうに入っておりますので、この中には入っておりません。

以上がネットワーク構築機器等借上料でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実は、私聞きたかったのは、ネットワーク機器借り上げとか情報回線の光ケーブルですか、その類いのものではなくて、この公舎管理規程によって何人の職員の方々が借りておられるかなということを聞きたかったわけなんですけれども、やはりこの公舎賃料って調べても、どこに入っているかわから

なかったんです。ネットワーク何だかにまざって新庄市の官舎的なものの借上料がそこに入っていると。

値段がそんなに云々というんじゃないくて、やはり改めて聞きますけれども、電通の方については1名ですね。次に、もう2人。あと副市長さんとで、じゃあ4名ということですね。4名が対象になっているということですが、公舎管理規則による借上料によると。そうですね、4名ですね。さっきしゃべったのは。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 公舎借上料ということで予算化しております人数は、電通派遣1名、それからALT2名、あと副市長が1名ということで、4名分になっております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 管理規則によれば、5分の1をその方々が負担をして、それ以外のは役所で借上料として支払うと。それは大変私はいと思います。ただ、私が気になるのは、今だって、副市長に私申し上げるんですけども、副市長は山形からこちらに転任になって来てるんですけども、今まで下田地区にお住まいになっているわけですね。やはりこの新庄市の危機管理をもう少し重要視したいということで、この庁舎内の近くにそういう住居、官舎を持ち、住みたいということで予算に計上されたわけだと思うんですけども、今後とも在任期間中は、この管理規則をお使いになってやられるわけですね。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 財産管理としての担当は財政課でございますが、公舎に関しての運用については総務課と協議することで決まることになってございますので、この件、私のほうから答弁

させていただきますが、確かに副市長公舎につきましては今年度から予算化したものでございます。小野委員おっしゃるとおり、今、危機管理というふうな面もでございます。もう一方では、このような公舎制度があるということでございますので、この公舎制度を肅々と運用してまいりたいというふうに考えてございますので、予算化した以上、任期中といいますか副市長がおられる間、運用していきたいというふうに考えてございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） この危機管理のためにこの庁舎の近くに官舎を位置づけしまして、十分に危機管理その他にお働きになってほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、61ページの4款衛生費1項保健衛生費6目の環境衛生費の中の公衆便所管理運営事業費2,790万5,000円についてお聞きします。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 公衆便所管理運営事業費の御質問でございます。予算書にございますとおり、総額で2,799万5,000円でございます。そのうち大きいのが、来年度、旧八向運動公園のほうに公衆トイレを設置するというようなことで、測量設計業務委託料86万5,000円、それから浄化槽での公衆トイレを設置するというので工事請負費2,462万1,000円、あと施設管理業務委託料というように172万8,000円ございま

すけれども、既存の公衆トイレ7カ所と、新たに設置する八向運動公園のところの公衆トイレを含めた施設の維持管理業務委託料172万8,000円という内容の予算でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） あれですか、課長、間違っていていたらすみませんけれども、あの旧八向地区運動広場は普通財産ですよ、あそこね。それから、そこに公衆便所を設置すれば、その公衆便所はそれから除外になって行政財産になるわけですかね。違いますか。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 普通財産そのままというようになことで……。

10番（小野周一委員） トイレですよ。

坂本清一環境課長 土地そのものはなんですけれども、トイレについては環境課の施設になるかと思ひます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） では、最後までちょっと質問すると、私の聞き間違いかもしれませんが、施設管理業務委託料が172万何がしなんですけれども、これはまとめて云々と言ったんですけれども、どこかの業者に、多分入札するなり何かするとかって新たにどこか業者にこれするんですか。それとも市で単独でやるんですか、これ。管理委託料では違いますな。どこかの場所の公衆便所の同じ会社に委託するわけですか。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 委託先でございますけれども、既存の公衆便所については、本年度は、商店街にあるものについては商店街あるいはシルバー人材センターのほうに委託してやっております

けれども、八向運動公園のほうの委託先については現在まだ決定しておりません。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） どうしてこの質問をするかということは、やはりここの施設は本当に利用者が多いわけですね。何か話によると、青森あたりからも野球しに来たり、あと天童、東根あたりからも女性の方々がサッカーするとかって、いろんな方々があそこを利用しているという形態があります。それは、去年から始まったのではなくて、前々から始まって、しかしやっぱり一番ネックなのは、特に、今までシコブームであって、女の人たちのトイレの使用が大変だからって、松本とか福宮あたりまで、コンビニまで行ってしてくるというケースが多々あったそうです。それは新庄市内の方々になくて、ほかからあそこに来た父兄の方々が、そういう情報というのはやっぱりいろいろあるものですから聞いてたんですけれども。実際にこの2,700万をして公衆便所を設置するわけですが、けれども、この二、三年でどのくらいの利用団体なり利用者を調べるといって調査してますか。するに当たって。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 利用者の観点でございますけれども、確かに、私、升形に住んでいるものですから、土日になりますとかなりの応援の声が聞かれます。利用しているのはサッカー、それから少年野球等々で利用者は多いと思いますけれども、ただ、実際の利用者数については把握しておりません。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 私、最初に言ったのは、やっぱり普通財産であるから、市民誰が使ってもいいんですけれども、やはりこのくらい、外

から見ても、やっぱり野球したり何々したり、県外からも来てやってるわけですね。もう二、三年前からやってもらえれば、なおさらあそこの広場の利用価値というものが、本当に新庄市以外のほうにも、いや、新庄市大したもんだなという、そういう評価が出てきたところなんです。今後とも恐らくサッカーばかりでなくて野球関係、あとほかの地区からも、あそこできたら恐らくもっと何かしてほしいとか、そういう声がありましたら、やはり十分にそういう要請なりに応えていって、お知らせをもちましてこの質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、85ページの、今年度の主要事業にも上がっております雪総合対策事業についてお聞きします。

まずもって、第2期の雪総合対策事業は、来年1年、平成26年度で短期の計画が終わるわけなんですけれども、整備率というのはどのくらいいってるんでしょうか。

といいますのは、この雪、特に流雪溝対策については、毎年市民アンケートを行っておりますよね。それによりますと、雪に対する思いというのは市民が本当に強く望んでいるわけがあります。そして、雪があればこそ、やはりその害によりこの新庄市から離れていく住民が多いというのも一つの原因となっています。この雪対策に対する流雪溝対策は、やはり我々新庄に住む人々の、まして行政の、ソーシャル事業の最も優先順位の高い事業にしていかなければならないと私は思うんですけれども、来年度で、この流雪溝対策の平成16年度から始まりました事業の最終が26年度でありますよね。来年度も相当予算をつけてるんですけれども、来年度、計画においての整備設計の整備率はどのくらいになっておりますか。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 流雪溝整備の現在の進捗

状況という御質問でございますけれども、現在につきましては、整備延長4万7,619メートルですから47.61キロメートルでございます。それで、第2次雪対策につきましては、総延長につきましては91.91キロメートルを予定しておりますので、単純に割り算しまして51.8%ということでございます。短期計画としまして26年度までで一応短期を設けておまして、その中で57.47キロメートルほどを予定していましたが、実際的には47.61と。来年度も施工するわけですが、現在予定しているのが500メートル程度なんで、そんなに計画どおりってないというのが現状でございます。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) やっぱりそうですよね。平成16年から始まって39年までで総延長で91キロ910メートルですか、そのうちのやっぱり今課長が言われたとおり51.8%しか、半分ちょっとしか整備率がってないわけですよ。16年から割ってみますと、間違いなかったら、年間大体410メートルぐらいしか流雪溝の整備ってないわけですよ。でも、この流雪溝の整備というのは、先ほども市民アンケートでもそうなんですけれども、本当に皆さんが待ってるんですよ。流雪溝ばかりでなくて、恐らく水源の確保もあると思いますけれども、そこはやっぱり行政としては本当にこう優先順位の高い位置に持ってやっていかなければ、いつになったらできるんだろうって、そういう市民が、特に市内にいる方は思っているんじゃないですか。ましてことしも3年連続の豪雪です。これ何とか優先順位を上げて、もっともっと早い整備率、整備計画ですか、上げる必要は、方法はありますか。恐らくトップの判断だと私は思うんですけど、これは水の近くにいる人はいいですよ、流れるところは。もう平成16年度から、その前からやってるんですよ。その前からや

ってるのは、もう壊れてきてるんですよ、完全に。

また、新庄市のまちづくり、都市づくりの定住対策の優先順位は何ですかと、だからやっぱり質問して聞くんですけども、皆総花的な考えでやってほしくはないなとつくづく思います。やはり優先順位を設けていただきましてやってほしいなという思いがしますので、どうかこれからは雪に強いまちを目指してやってほしいと思います。終わります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

5番(石川正志委員) 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5番(石川正志委員) それでは、歳出に関して、私のほうからも5点ほど質問いたします。

初めに、予算書68ページ、6の1の農業振興費に関してです。あとは予算書77ページ、7の1の4企業誘致に関しまして。それから、予算書80ページ、8の2の道路維持費の中から長寿命化橋梁点検業務委託料。ただいま小野委員のほうからもございましたけれども、関連して、85ページ、8の6の2雪対策総合政策費。あとは、最後の質問ですが、これは予算書104ページ、10の4の2番、体育施設費の中から質問いたします。

それでは、予算書68ページ、農業振興費の中の担い手総合支援対策事業費の中で、活力ある園芸、園チャレに関して、本定例会一般質問初日において、これもまた関連した質疑がございましたけれども、新庄市のかさ上げ部分ということで、予算書の中には851万3,000円とございますが、そのうちの新庄市かさ上げ部分は幾らなのかということをもっと最初に教えていただきたいというふうに思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 御質問の果樹園芸振興事業費のうち活力ある園芸産地創出支援事業につき

まして、この中でのかさ上げ部分の総事業費としましては、末端事業費ベースで約1,700万円ほどの事業を予定しております。

内容につきましては、ニラとかネギなどの栽培管理用機械ということで、このうちのかさ上げにつきましては、12分の1ということで、約140万円ほどのかさ上げをお願いしてございます。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） このかさ上げに関しては、同僚議員のほうからもございましたけれども、非常に感謝申し上げていると、第一歩をようやく越えてくださったなという思いで、非常に感謝を持って考えてはおります。

そのほかに、ちょっと前後するんですが、このたびはある程度作物数、例えば園芸品目に絞った新庄市のかさ上げということでした。ちょっとこれは要望的な質問にもなりますけれども、前ページの67番、創意工夫プロジェクト、いずれにしろこの園チャレ等含め県単独で3分の1を県が助成して、このたびは園芸に限って収支が、今課長が言われたように12分の1出してもらおうと。そうすると、この大体件数、事業内容によって異なるとは思いますが、これは個人農業者に対してあれですか、それとも、例えば農協と生産団体が申請したものにはこのたびはこれ該当するかどうか、お聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 67ページにございます農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金につきましては、これは事業主体、個々の農家も対象となっております。

その前に御説明いたしました活力ある園芸産地創出支援事業につきましては、これはあくまでも共同の組合、組織体、あるいはJA等になってございます。

なので、市としましてのかさ上げの要件としましては、個人あるいは集団というふうな特定は考えてはございませんが、昨年11月29日に新庄市農業振興協議会、これはJA土地改良区、共済組合、農業委員会、あと私のほうと、そういった農業関係機関で構成しています協議会に諮った結果、対象品目としましては、現在のところ野菜につきましては振興作物としてネギ、ニラ、アスパラガス、花卉につきましてはトルコギキョウ、リンドウ、山菜につきましては、ウルイ、タラノメ、ミツバ、フキノトウ、ワラビ、果樹については黄桃、それから農産加工につきましては加工用機械ということで、基本的にこれらの品目について振興を図っていこうという考えでございます。あくまでも農業の産出額を現時点よりも高めていくための直接栽培管理に係る機械施設というふうな基準を考えてございます。

なので、創意工夫プロジェクトとなりますと、例えば農地の流動化を進めるために15ヘクタール以上の農地を集約した場合に、将来15ヘクタール以上の水稻を行っていくというふうな、そういった意欲ある農業者に対してコンバインとか堆肥などの助成もございますが、これはあくまでも農地が集約されるということで、新庄市全体の農業生産額が上がるわけではないと。ただ、生産コストとしては下げられることはあるんですが、産出総額としましては、それが増大するというものではございませんので、そういったものについては、かさ上げについては考えたくないというふうなことでございます。あくまでも農業産出額を高めていくための絞った振興品目、これらについてかさ上げをしていきたいと。

ただし、やはり限られた財政でございますので、今回、25年度予算要求につきましては、この園活の事業の中で、特に市町村がかさ上げするものについてはさらに県もかさ上げするとい

うことで、基本的には3分の1の助成なんです
が、市町村がかさ上げた場合には、さらに県
が12分の1かさ上げしますよという部分につ
きまして、新庄市については、まず第1番目
としてこの部分についてかさ上げ助成をお願
いしたいというふうな内容でございます。以上
です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 非常に詳しい説明を
いただきまして、ありがとうございました。

とりあえず当初予算でまた先ほどの園チャレ
に話を戻しますと、見込みで1,700万とござ
いましたけれども、過去の事例、まだ23年度
の決算額もお済みでないのに申しわけないん
ですが、恐らく当初予算の想定される額が1,
700万であると。そうすると、これから6月
なり9月なりの補正で事業費が膨らんでくる
可能性があるという中で、例えば今現在把握
している中で、この事業の大体最終年度、来
年の3月時点での予想できる金額があれば教
えていただきたいんですが。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 25年度当初予算につ
きましては、5事業主体に対する事業でござ
います。24年度の実績を拾い上げますと、大
まかな事業費ベースで3,200万円ほどに
なります。このベースで推移するとすれば、
最終的には12分の1のかさ上げとなります
ので、市の持ち出しとしては260万円ほど
の予算ということで、当初は140万です
ので、約倍近い予算になっていくのかな
というふうな読みはしてございますが、ただ
、あくまでもこれは財政との協議をして許さ
れる範囲ということでございますので、御承
知おきいただきたいと思っております。以上
です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 先ほどの歳入の質
問に絡んでですね、楽観できる財政状態でも
なくて、市民ベースにおいてもちょっと向上
がまだ見られていないという中でこういう質
問をすると、財政課長の顔色がちょっと変
わるかもしれませんけれども。

想定する中で、この園チャレで今年度や
ったとして260万と。260万の金額の多
寡を問わせていただければ、私は、先ほど
課長答弁にもございましたけれども、新た
な園芸あるいは加工まで取り組むことによ
って、新庄市の農業が持っている生産額、
産出額が上がるということは、これは確
実なわけでございますので、もう少し、基
幹産業が農業であるという観点を踏まえ
ると、ある程度ですね、10倍までとは
言いませんが、金額ベースで500から1,
000万ぐらいこれは予算化すべきでは
ないのかなというふうに感じてお
りますけれども、課長、また同じ答弁に
なるかもしれませんけれども、お聞かせ
いただけませんか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 金の多寡ではない
というふうに感じております。いかに一
人でも多くの農業者が、やはりその意
欲を持って所得を上げていくんだとい
うふうな、そういう機運が一番大事
かなと思います。そのための一つの策
としてかさ上げ補助ということである
かと思っておりますので、市全体の農
業産出額を高める上では、やはり土
地利用型農業に走る、向かっていく
方もいるでしょうし、施設園芸に向
かっていく方もいるでしょうし、助
成金の多寡ではなくて、いろんな多
面的な面から審議しながら、でき
る範囲で農業所得が高まるよう、農
業が元気になるように努力してまい
りたいと思っております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） あと、同じ項目
の中で

ございますが、青年就農給付金と。予算書の中には開始型のみ予算化されておりますけれども、このたびの25年度の中で、若者園芸塾、2名の方が参加される予定だと、勉強される予定だとお伺いしました。その方々に準備型の部分、年間120万がマックスだったと思うんですけども、それを活用させる考えはなかったのかどうかお伺いします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ただいまの青年就農給付金の準備型についての質問でございますが、当新庄市におきまして現在該当しているのは県立農業大学校の施設のみということでございます。前回もたしかお話ししたかと思うんですが、市長が昨年、全国市長会のほうで要望して、勇氣塾がその準備型に該当しないかというふうな協議をした経過がございます。この件につきましては、山形県がいわゆる勇氣塾をそういう青年就農のための育成の機関であるというふうな位置づけになれば、それは該当しますよというふうなことでの協議は終わっているんですが、現在、山形県におきましては、その農業大学校とか山形県就農支援センター、ここだけではやはり担い手を育成する機関としては数が少ないというふうなことで、現在こういった条件をクリアすればそういった準備型の施設になるかというふうな要綱、要領を作成中というふうにご伺いしております。当然そのできた要綱、要領につきまして、その勇氣塾が該当するように、私どもも、いわゆる指導のカリキュラムであるとか年間のスケジュールをきちんと作りながら、希望があれば塾生が準備型に何とか該当できるようにしていきたいと考えてございます。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 平成24年度の総合政策課の企画政策室で行いました実施政策評価とい

うことで、今申し上げた担い手総合対策支援事業、あるいは人・農地プランという中が優先順位が非常に高いという事業です。ですから、新庄市の農林課といたしましても、県との連絡、もう少し強く言って、何とか新庄市の農業のために努力していただきたいなというふうに思います。

続きまして、予算書77ページ、商工費の中の企業誘致ということで、今定例会に山尾市長のほうから行政報告がございました。工業団地に運送会社の方が進出してくれたということで、非常にありがたいということで捉えております。

企業誘致に関しては、本当に雇用の場創出という観点から非常に優先順位の高い事業であるかというふうに認識しておりますが、総額で264万円と。額が適正であるのかどうか。私はもう少し思い切った予算措置が必要なかなと存じますけれども、田口課長、いかがお考えですか。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 昨年度、たしか一昨年度も何かそのような旅費に関してもお話を頂戴した記憶がございますけれども、23年度当初から見ますと倍増、これでも倍増でございます。特に旅費の増が多いのは大変ありがたいと思っております。

また、今、石川委員おっしゃられましたように、ここの協議会の予算も2つほど書いております。そこら辺の予算もある意味では総合的に活用できると。特にここの工業団地の企業誘致促進協議会、これに関しましては、今年度事務局を商工会議所から新庄市のほうに移したということもありまして、この辺の活用も十分含めた形でやっていっておるし、また、組織ということでは金融専門の室が立ち上がっておりますので、その専門の職員も3名ほど実際に配置されておるということで、環境的にはここ数年

の場合から比べれば大分戦力が増してきたということが言えるかと思えます。

また、経済状況からしましても、特に1年ぐらい前からは企業のさまざまな情報が飛び交っておりまして、その現地の視察等々も多くなっておりますし、また有効求人倍率に関しましても、この地域は今年の夏以降はほとんど0.9前後をキープしておりますので、そんなこともある意味では追い風になっているのかなということでございます。

ただ、そうそう簡単には事はなし得るものではございませんので、これからも重点的に企業立地及び既存企業の支援等々に関しましては力を入れていきたいというふうに考えております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） ちょっと繰り返しになりますが、このたび運送会社さんが進出されたという背景を考えますと、これもまた山尾市長の25年度の施政方針という中で道路インフラにかかわる部分の説明がございました。つまり縦のラインと横のラインの強化ということで、事業促進のためにいろんな働きかけを行っていくということがございました。

新庄市は、歴史的に見ても、前までは交通の要所であったと。前の場合は鉄道だったと思うんですが、このたび東日本大震災を経験したことによりまして、私どもの日本海側のほうの交通網の高速化ということも国のほうで積極的に考えていただけるようになりました。それを背景に、縦のラインと横のラインを早期に機能強化あるいは高速化にすることによって、我が地域の持っている地域の特質上、例えば大きな企業が進出ならなくても、ストックヤード的な物流の拠点地域みたいな、そんな位置づけの企業の進出がもう少ししやすくなるような環境ができてくるのかなという認識を私は持っているんですが、その辺はいかがですか。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 今回の運送会社の進出がまさにそのことをあらわしているのかなということ、改めてそのことを、優位性を再確認した次第でございますけれども、中核工業団地だけでも、運送業者だけでも数社あるということで、さらに1社これでふえたわけです。特に、ですから委員おっしゃられるように、横、東西のライン、この強化だろうというふうに強く思っておりますし、また、地盤が安定しているということからしますと、いわゆるデータセンターというような点もかなり有力かなと。これは総務省のほうでも、つい最近なんですけれども、地方分散という、こういう方針を出しておりますので、そこら辺のアプローチも、早速今週、総務省のほうに参る予定でおりますけれども、強めていきたいなというふうには考えております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） ありがとうございます。

続きまして、今度は都市整備のほうに行きます。予算書80ページ、8の2道路維持費の中で、長寿命化と、施設の長寿命化ということだとは思いますが、橋の点検業務が予算上830万とございますが、市内にはたくさんあるとお伺いしておりますけれども、今年度だけでは多分できないのかなということで、この事業の概要、詳細をお伺いできればというふうに思います。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 長寿命化事業につきましては、いわゆる全国の橋が全て一斉につくられて老朽化していくと。そういう中で、いろんな点検をしながら、ある程度補修をし続けて、そして長持ちさせると。今回、国におきましては、この長寿命化の点検、点検に基づいたいわゆる

修繕計画、それに基づいたものを補助対象として扱いますよというふうな内容でもって、平成22年度からこの点検業務につきましては行っております。

新庄市内には新庄市が管理する橋118橋あります。そのうちの1橋が泉田橋でございます。泉田橋につきましては、今後使わないという方針なんで、117橋につきまして、22年度から24年度で全て点検は終わると。25年度のこの長寿命化の点検事業の内容につきましては、この3年間の117橋の点検した結果に基づいて、いわゆる5年程度の修繕計画、それを策定する業務だと、それが800万だというふうな形で明記してございます。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 本当にインフラに関しては、長寿命化というよりも経過年数が大変過ぎて、例えば橋でなくても、この前の高速道路のトンネル事故というひどい事故もありました。ですから、新しく新設というのはもう非常に難しい時代であるという流れで、何とか修繕費ということで、事業費も新設よりはかからないのかなと思いますけれども、これは市民の安全・安心につながるということですので、よろしくお願いいたします。

次に、85ページの雪総合対策費ということで、このたびも、これは主要事業にも載っておりますけれども、光熱水費ということで1,200万、恐らく電気料かとは思いますが、この1,200万で該当する水のくみ上げる期間、これは大体何日分相当になりますか。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 雪の降る状況とか、あるいは水位、温度によって違いますけれども、今年度につきましては、1月29日から2月28日まで、およそ30日間を予定しております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

山口吉静委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 平成25年度は私も、この3年大雪となりましたけれども、残念ながら、余り降らないことを祈るしかないんですが、せっかく今大体、先ほどの質問にもございました、流雪溝本体の整備の進捗率が昨年度よりも上がったと、進んでいると。あとは流す水の量。これは水利権がそんなたやすくとれるものではないという流れであると思いますけれども、市民の要望としては、ある程度、指首野川の日数が下がれば、末端まで行く水量が少ないと、1回空の水路に雪が入ってしまうと、再度流すに当たっては当分時間が余計かかってしまうということもございますので、できるだけくみ上げる期間の前倒しといいますか。本当に25年度は雪が少ないことを祈りながら、これは要望でございます。

あと、ちょっと予算書のどこを見るかちょっとわからないんですが、これも市長の施政方針の中でございました。雪にかかわりまして、各流雪溝組合の育成というところがございまして、その辺をどうやってやっていくのかと。

あと、もう一つなんですが、今の市道の除雪体制。機械除雪100%でいけるところであれば混乱はないんですが、例えばこれまでの消雪道路、ことしも1月、2月、地下水が下がると出づらいつつといたところで、それぞれの町内会ごと、路線ごとの除雪の方針、それが市民にはまだ十分に行き届いていないのかなということで、本体整備では本当に非常にめちゃくちゃな時間と予算がかかりますけれども、地域との触れ合い、あるいは行政側からの市民への周知のようなことは、今の職員の中でも、冬期間は無理でも夏の間にはやれるというような感じでおりますけれども、もう少しきめの細かな行政側からの働きかけが必要かと思いますが、課長、どのようにお考えですか。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 まず、1点目のいわゆる最上川からの取水なんですけれども、来年度から32年ぐらいまでかかると思います。それで、それが0.2トンということで、今0.6トンで更新してますけれども、25年度で、もう0.2トンふやして0.8トンの更新で今、協議しているということでございます。

それから、取水期間ですけれども、やはり去年の例もありますので、早い時期から雪が降るということで、12月の早い時期からということで改良区とも協議しましたけれども、いわゆる改良区のほうでも機械のストックマネジメント、そのものもやっておりまして、いわゆる完成検査とか、そういうことに時間がかかるということで、やはり時期的にはお正月明けからしかできなくなったということもあります。

そんなところから、そういうふうな状況、条件が許せば、やはり冬というのは恐らく、3年連続と言いますけれども、ひょっとしたら来年もということもあり得ますので、そういうふうな状況に応じて、また関係機関と調整しながら柔軟に考えていきたいと思えます。多分それをやれば、当然電気料も上がりますし、いろいろと上がるということもありますけれども、やはり雪に対しては前向きに取り組んでいきたいと思っております。

それから、流雪溝組合の育成ということでございますけれども、やはり現在、各町内あるいは町内連携で流雪溝組合をつくっていただいております。そういう中で、私ども担当としても中に入っているような協議もさせてもらってますけれども、実際的に今年度、ことしの冬の流雪に関してどうこうするというやつが4組合ほどあったということで、それ以外についてはまだまだ議論されていないということ、その裏返しで言えば、もっともっと私どもが中に入ってい

く必要があるのかなというふうには思っております。

その意味から、今委員がおっしゃられましたように、いわゆる夏場から、やっぱりそういうふうないろんな流雪溝の周知、いわゆる流雪溝がどういうふうに入っているのか、どこから水が流れてくるのかと、やっぱり町内の皆さんが理解してもらえれば、今よりはルールといいますか、そんなものを守ってもらえるのかなと。そういうふうなところでの、いわゆる手法といいますか、そんなものを夏場ぐらいから使っていきたいというふうに関心を持って、考えているところでございます。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） それでは、手短に3点ほどお願いします。

最初ですね、57ページの民生費の中でですけれども、扶助費についてお尋ねいたします。

2億9,900万、前年対比13%ほどの伸びを示していますけれども、実は最初一般質問のときに農水省に行って勉強してきましたって、その前に厚労省に行ってまいりまして、そこの保健課の30歳のキャリアですね、30歳で課長補佐でしたので。彼女とも話をして、そのときに出た話題なんですけれども、生活扶助費受給者の中で医療費扶助、医療費が免除になっている方が大変いらっしやると。その人方の中には、数件の通院、病院を掛け持ちしている人がいると。要するに無料なわけですから。A医院に行って、それで無料だし暇だし、ということでB医院に行く。中にはC医院にも行く人もいます。そのA、B、Cの中で、大きい総合病院であれば、どの薬をやっているかわかるんで危険性はないんですけれども、別々の病院なものですから、危険な薬の組み合わせも中にはあると。それが非常に心配だという話があるんです。当新庄市の

中でも、そういうかけ持ちをなさっている方はいらっしゃらないかと思えますけれども、そのようなチェックはどうなってますでしょうか、お尋ねします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 生活保護の医療扶助におけますチェックの内容でございますけれども、今お話にありましたのが生活保護受給者の医療機関を受ける際の重複受診並びに、それにかかっている薬の適正な受診といえますか、診断を受けているかどうかというふうなことでございますが、新庄市におきましては、ほかの市町村も同様なんです、現在、医療専門員という形で、医療扶助にかかわっての内容を精査する専門員を配置しております。17年ぐらいたつかと思えます。この方の役割としては、医療券給付が一つ大きな役割でございますけれども、それにあわせてレセプト点検、それから重複受診のチェック、それから診療内容が適切かどうかというふうな判断をするという役割がございます。ですから、レセプトについては2カ月後に戻ってくるという形になりますが、個々のレセプトを見ながら、同じ、狭い新庄市の中でございますし、一人一人がどこの医療機関に、どういう形で、どういう病名でかかったかというのが資料として出ますので、それを全てチェックして、もし重複受診、今お話にあったような行為があれば、すぐに適正化するというふうな対応をとっております。ですから、現状におきまして、重複受診については件数がないというふうな形になります。

それから、薬に関しましてですけれども、御指摘のように、やはり組み合わせの関係で非常に危険だというふうな状況もあるかと思われま。特に睡眠薬等については非常に危険だというふうに言われておりますし、特に医療機関がかわってしまいますと、先生方の情報交換がな

ければわからないというふうなことがございます。

ですから、2カ月おくれということもございますが、レセプトの中にも調剤券が当然出てまいりますので、そういう薬物関係に注意しながら、危険があれば適正に指導、これはケースワーカーが行うわけですけれども、そういう指導を現在行っているという状況でございます。以上です。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 所長のお答えのとおりで、一番心配されるのはその睡眠薬投与、要するに鎮痛剤、トランキライザーもそうですけれども、そういうのをA医院で出していると。B医院に行ったら、「先生、私眠れなくて」って言って「少し睡眠導入剤やりましょうね」っていうときに、A医院からもらっているとダブってしまうと。死としては至らないかもしれせんけれども、危険な状態になるということで、非常に心配な部分がありますので、今、所長のお答えのように専門員がいるということで、2カ月おくれのレセプトであるけれども、それはチェックはされているということで、大変安心しました。以後もお気をつけていただきたいと思えます。

ただ、それに関してちょっとあれですけれども、その扶助費の中で生活扶助費と医療扶助費が2億3,000万、もう約9割近い数字で出てるわけ。それで、大変いい話ばかり聞かないもんですから、扶助費の世帯の中では。それで、あえて嫌らしい質問をいたしますけれども、生活扶助をいただいている世代、年代別の世帯数というのは大体把握できますでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 世帯数、年代別のということでございますが、人員でお答えいたします

と、現在の段階、きょうの段階で申しわけないんですが、269名の生活保護の受給者がいらっしやいます。大枠に分けますと、19歳未満の方が32名、それから20歳から49歳、いわゆる稼働世代になります、この方々が37名、50歳から64歳、65歳未満という形で、ちょっと高年齢の方になります、この方々が78人、そしていわゆる高齢者という形の65歳以上になりますと122名いらっしやいます。ですから、逆になります、65歳以上の方々は45%を占めておりますし、50歳から64歳の方ですと29%、20歳から49歳の方ですと13%、20歳未満、19歳以下の方ですと12%ということで、生活保護の受給世代の中も非常に高齢化といいますか、高齢の状況だというふうなことでございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） びっくりするような話ばかりで、さっき佐藤委員が質問されたときに、隣の石川委員と私ここでしゃべってたんですけれども、一般的に子供2人の世帯の中では大体扶養手当が十五、六万円だと。もっとも少ないところで暮らしている人はいっぱいいるわけです、働きながら。「十五、六万あれば俺ら食っていけるよな」って石川委員としゃべったんですけれども。

そういうことを頭に入れまして、その受給者の中から過去に、近年、ここ二、三年でもいいです、言葉は悪いですけれども、脱却されて、自立された方というのはどのぐらいいらっしやいますでしょうか。あるいは、生活扶助を受けられることによって就労意欲がなくなると、別に何もしなくたって十五、六万入ってくるんだから、もう就職なんか今さらして朝から晩まで働くのはもう嫌だという方はいらっしやらないかとは思いますが、中には俺みたいなやつがいるかもしれません。ですから、その脱却された方、脱却という言葉が悪いかわりにしても、

そこから抜けられた方、あるいはそこからその人方を減らそうと、自分で就労しましょうという努力を市でやってらっしゃるのか、その2点あわせてお尋ねいたします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 いわゆる生活保護から廃止もしくは辞退というケースに関しての御質問ということなんです、生活保護に関しましては、施設に入って廃止するというケースもございますし、いろいろございますので、ちょっと脱却という表現が適切かどうかわかりませんが、就労に結びついて、本人が辞退届を出して、その生活保護をいわゆる脱却という表現を使って適切かどうかわかりませんが、ことし5件ございました。この方も本来は生活保護という形になるんですが、就労に結びついたということで、自分で頑張りたいということで辞退届をいただいて、生活保護は廃止するというふうな形になります、そういうケースは実際ございます。

あと、普通どおり要否判定を行って廃止するケースもございますので、年間出入りで30件ぐらい廃止したり新規でふえたりというケースが現在続いておりますが、最近はなかなか、先ほど申しました世帯状況もございまして、高齢者で生活保護を受給するということになりますと、なかなか抜け出せないというふうなことがございますので、なかなか厳しいのかなというふうに思っております。以上です。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 大変詳しく説明いただきましてありがとうございました。

ただ、これ、後であえてお尋ねしますけれども、19歳という形の中でもいらっしやるとするのはちょっと驚きましたけれども、後で詳しく、課長にお尋ねいたします。

続きまして、90ページの教育総務費の中の通

学バス運行業務委託料200万2,000円、通学手段確保対策事業費の中で1,651万円、その中の通学バス運行業務委託料ですけれども、これらについての内訳を教えてくださいませんか。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後3時08分 休憩

午後3時18分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

山口吉静委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 御質問のありました通学手段確保対策事業費のうちの通学バス運行業務委託料200万2,000円でございますけれども、これにつきましては、スクールバスのうち前波・福宮地区を走ります6号車、こちらのほうの民間バス運行事業者への委託料でございます。

内容的には、スクールバスでございますので、約210日程度の運行回数ということになります。以上でございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 今、お聞きしました前波から運ぶ民間業務委託。それで、民間委託でないスクールバスは今、何台御所有ですか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

山口吉静委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 そのほか、5台、ここの予算の中に日々雇用職員賃金がございますけれども、こちらで直接雇用している運転手が運行するものが5台ございます。

あと、いわゆる古くなって買いかえまして、現在進めております耐震化工事、こちらのほうの児童生徒の送迎のために使っております旧スクールバス、これが2台ございます。以上でございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 前日の一般質問の中でもスクールバスのほかに耐震化工事による子供たちの体育館等への送迎で使っていますということで理解させていただきましたけれども、うまく活用すると、体育館に通う授業というのは朝の8時、7時ってないわけですから、それらをうまく使えば、さきに話をさせていただきました朝だけでも延長して子供たちの通学に使えるのではないかとということで、何台御所有かお尋ねしたんですけれども。

要するに、今統合した山屋小学校の子供たちとか、そういうのは使っているわけですね、スクールバス。あと、柏木山とか使ってる。今、2台を耐震化に伴う使用をしていると。これをうまく使って、1年でも早く親の不安、子供たちの不安を解消していただきたいと思います。これは要望としてお伝えしますので、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、86ページの8款土木費の雪対策費の中の生活道路排雪事業費補助金が100万というふうにごございますけれども、これは、2月の末ぐらいでしたか、ある集落の方から「うちのところは生活道路で、除雪をお願いしているけれども」と。私も行って見してきましたけれども、市道に隣接していると、こうぶつかってる。戸数は1軒、2軒、3軒、4軒だけ。そこで、生活道路ということで除雪をしてもらうのだけれども、「来るのが遅い」と。「それはしょうがないんだ」と話しました。「通学路あるいは幹線道路を優先するわけだから、そこはまず同じ市民としてもなるんだけれ

ども、やっぱり行政は優先順位を持ってらんだから」という話を差し上げましたところ、子供たち、一丁前の子供だけど、通勤しなきゃならないと。そうすると、農家なもんですからバケツでそこを全部排雪するんだと、自分たちで、どうしようもないから。来ないから。それで車で出ていくんだと。その排雪全部終わった後に業者の車が来て除雪していくと。「それでは何もならないべ」と、「その業者に、おまえら市役所で金払ってるんだべや」という話になったんです。確かにそうですということで。「それは無駄じゃないか」ということで、それでもう一回、そこは条件が悪いんですけども、ちょっと高見の家で下が田んぼになってるんですけども、そこにハウスがあるわけですよ。その業者は一切そういうこと関係ないもんですから、どうと押してきて、「ハウスの中も少し見てみる」って言われて、もう少しでハウス潰れる寸前なんですよ。「ここは俺たち知ってるわけだから、ここの除雪を俺たちにさせてもらえないか」という話なんです。それで、その業者のような何万円とは言わないけども、適正価格でほしいし、あるいは燃料代だけの助成だけでもいいと。そういうふうにしてもらえれば、自分たちで、4軒だけですから、皆さん4軒とも同じ農家ですので、持ってらんですよ、バケツをトラクターにつけて。それで排雪するから、「そういうふうな制度は考えられないのか」という話があったので、お尋ねいたします。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 雪対策事業にはいろんなメニューがございます。特に生活道路等の除雪、それをみずからその地域の人方がしますよと。そういった場合につきましては雪に強いまちづくり支援事業というのがございます。その内容としましては、1メートル当たり200円で5万円を限度としてということで、みずからが除雪

するという内容でございます。

現在この制度を使っている地域が1カ所ございます。ですから、審議評価委員からも言われたわけですがけれども、いわゆる市役所の、こういうふうないろんなメニュー、それが余り市民に周知されてないんじゃないかというところがやっぱり一つが一番大きな原因だと思えます。

ですから、今年度も雪の特集ということで広報も組みまして、こういうふうな内容もお知らせしているところですがけれども、できるだけこういうふうな内容を皆様にお知らせして、その地域の実情に合った形のものが、地域でメニューが選択できるようにしていきたいというふうに思います。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 早速今の課長のお話を議会終わったらつなぎたいと思いますので、あえてもう一度お尋ねします。

その5万円というのは、1シーズン5万円ということでしょうか。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 はい、1シーズンで5万円です。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

山口吉静委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 3年越しの大雪の中で、やっぱり市民も当然どうやったら暮らしがよくなるのかということを考えるわけです。さっき課長から、私も今、課長から初めて教えられて、初めて知ったんですけども、そういうさまざまなメニューがあるということであれば、やっぱりそういうメニューもお知らせしたほうがいいんじゃないかと思えます。やっぱり我々は機械持ってないですけども、恐らくそこだけではないと思えますよ。自分たちで排雪してると、あるいはラッセル持って飛ばしてるとか、結構

集落あると思うんです。そういう人方はやむを得ないと思って諦めてそれもやってる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう制度があるんだと、助成する制度がありますよということを知らせてくれたら、かえって業者よりは安上がりになると私は思いますので、市民と行政と一緒に雪を克服してるんだという、そういう信頼感も生まれると思いますので、よろしくお取り計らいいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） まず初めに、36ページの2款1項7目にあります地域づくり支援事業費ですけれども、2,318万9,000円のその下は、6万円というのはこれは委員の報酬ですね。謝金というのは、これは区長の謝金ですか、手当。ただ謝金っていてもわからないんですけれども。これを教えてください。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 お答えします。

謝金は1,397万円ということでございますが、大きく分けまして2つございます。1つは、委員おっしゃったとおりの区長手当というふうなことで、1,389万円。あと残り8万円につきましては、主要事業のほうにも上がっておりますが、地域づくり新事業の中の地域リーダー講座、こちらの講師謝金というようなことの8万円ということでございます。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 2つまざってるということだな。本来だば、これやってるほうは、執行部の皆さんは皆わかっててやってるからそういう答えも出てくるんですけれども、我々、この謝金なんて言われても、誰にやる謝金かなと

いうふうになってくるんですね。前にも申し上げたとおり、もう少し何かわかりやすいように、この備考の説明の欄にやっていただけないのかなと思うんですよ。

ここだけちょっと抽出して言ったんですけれども、ずっとこれ予算書を見ると、そういうところがいっぱいあるんですね、一々聞かないとわからない、理解できないというのが。いろんな字句の理解できないようなもの、さっきもあつたんですが、その中にいろんなものが包括されているというふうなことで、非常に我々がもうやりにくいんですね。理解できなくなってくるんですね。それはそれとして、なるべくならばわかりやすいように、今、一々説明を求められなくとも理解できるような何か説明欄の記載というものを考慮していただければありがたいというふうに思います。

それで、地域づくりの支援ですけれども、主要事業の中の2ページにございますね。ミックスして計上したということですが、地域づくりの交付金というのはどういうふうな内容ですか。64万円ですね。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 主要事業の中にも合計で1,319万円、地域づくり支援事業というふうにさせてもらっています。その三本立てのうちの1つが、今おっしゃられた地域づくり交付金というふうなことで64万円。地域づくり支援事業の中の新しい部分というようなことでございますが、地域の中でやはり、区長を初め町内会役員の方々がこのごろ高齢化になってきて、さまざまな活動に支障を来しておる。この地域活動の中で非常に大きな役割を果たしているというふうなことで、地域リーダーをもう少しお互いに勉強し合いながら高めていかなきゃいけないというふうなことも……。

すいません。事務費合計131万9,000円です。

すいません。間違えましたが、その中で地域づくり交付金64万円というようなことで、このリーダーを育成していくとともに、地域の中でさまざまな課題を整理していただいて、その中で新たな課題を乗り越えていくための方策を見つけていただくというようなことをごさまして、その中で、最初のその課題の整理をするための支援を行う、これが地域づくり支援モデル事業の47万3,000円でございますが、それを踏んで、次の解消を具体的に進めていく場合に、さまざまな形で必要とされる費用が出てきた場合、認められる範囲内の中でこれを交付金という形で交付差し上げて、課題解決に向けた動きを促進することができるようにというようなことの趣旨でございます。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) 中身については、ここに内容として書いてあるように、第1の段階で、まず地域の人が、「全世帯」と書いてありますので、皆さんが集まっているいろんなことを、話し合いの中で決まったことを、第2の段階でそれを具体化したものに対する交付金が64万ですと、こういうことですね。そうじゃないですか。これが1年のうちに皆こなすことができるんですかね。ちょっと私は不安なところがあるんで。初年度にそういうものをつくって次年度に交付するというのだったら、ある程度期間があるからできるんじゃないかなというような気がするんですけども、1年のうちにこの事業が完成できるかとか、その辺ちょっと不安なところがあるんです。

それはいいとして、地域づくりでございますが、その中で、49ページに敬老会という事業がありますね。それから、その後に老人クラブの活動助成事業費補助というふうな予算が載っていますが、この地域づくりの一環に老人クラブの活動も当然入ってくるわけですよ。今現状を見

てみますと、私のところなんかは老人クラブを解散したところが多いんですね。なぜこれ解散したかとなっていきますと、この補助金をなくしたんですよ。それで、活動しなくなった。できないじゃなくて、しなくなったんです。活動助成が、まだ来年度は98万4,000円というふうに載っていますが、ほとんどないに等しい。ぐっと下げて今、1つのクラブにどのぐらいですか、二、三万ですか、ちょっとわからないんですが、もう少し昔はあったんですよ、もとはね。財政再建ということで、あらゆる補助金をカットしていった、それをまだ全然もとに戻してないんですよ、どの補助も。

ですから、これからまちづくりが重要であるというようなことであれば、この辺も検討してやらないと、地域のコミュニティー、市長が施政方針で打ち出しましたこのコミュニティーが、周囲のコミュニティーね、つながりというのが生まれてこないということになるんで、この地域づくり支援事業もおのずと影が薄くなってくる可能性がある。みんな地域の人が集まるというふうなくせが消えていつてるんですね。組織もみんな解体して、なくなって。青年団、婦人会、そういう昔あったものがほとんど地域にはもう存在なくなっている。だから、この地域づくりというのは、もう一回やっぱりフォローすべきだというのが考えだと思ってこの地域づくり事業というのを出したんだと私は思ってるんです。私は賛成ですけどもね。

ですから、一部だけでなく、こういうものをやっていかないと、老若男女みんながやっぱり集会できて、いろんなものを提案していく形をとっていかないと、地域づくりがこのまま言葉のとおり希薄になって崩壊していくというふうになるんじゃないかなというふうに思うんで、今後こういうふうな、特に老人クラブの活動費助成というものをどういうふうに考えていらっしゃるか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 地域づくりに関連して、老人クラブの活動費の助成に関しての御質問をいただいておりますが、現行の助成の方式としましては、クラブ単位として1,750円の十二月分、先ほど委員がおっしゃられた大体2万円程度ということになるかと思えます。あとは、会員割ということで、1人40円にしかありませんけれども、その部分を交付しているというふうな状況もございます。

ただ、全体的な助成の金額としては、老人クラブのそのクラブ数がまず減ってきていると。さらに、構成率も、65歳以上に占める老人クラブに加入されている方々のいわゆる構成率につきましては、新庄市は残念ながら下のほうから数えたほうが早いという、十何%の状況なものですから。そういう部分で老人クラブの活動全体が非常に厳しいというふうに言われているという状況がございます。老人クラブ自体の中でも、会員拡大、それから先ほどおっしゃったような地域に向けての老人クラブの活動づくりというふうなことはいろいろお話、検討されている状況ではございますけれども、なかなか実を結んでいかないというふうな状況にはあるようです。

ただ、やはり我々としても、その老人クラブの活動につきましては、地域づくりという観点もございまして、かねてから言われております健康づくりという面では非常に大きな役割を果たしていただいております。健康教室、それから運動も含めてみんなで集まっているいろいろな活動していただきながら、健康に留意した生活を送る取り組みを行っていただけるクラブがほとんどでございます。

ですから、我々としても老人クラブの範囲を広げていくというふうな建前からは、その活動費のあり方についてはいま少し再検討すべきで

はないかなというふうには思っておりますが、やはり何分その全体的な財政のバランスもございまして、それらも勘案しながら、いわゆる地域づくり、健康づくりにつながるような活動を応援する体制をつくっていきたいというふうには考えております。以上です。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) 同じようなことをいつも何回も何回も申し上げているようなんですが、私の持論でなくて、やはりいつどんな場合でも、いろんな面から聞いても、情報として上がってくるのは、今所長が何か濁されましたように、高齢化時代をどうやって乗り切っていくかとなれば、とにかくうちに引きこもるような状態をなくすよというふうなことを努力していかないと、荷物になるんですね、重荷になる。高齢化というのは、やっぱり荷物の部分が高齢化になってくるんですね。これが元気な老人であれば高齢化と言わなくてもいいはずなんですよ。そうすると少子化のほうにもつながっていくわけなんです。結局重いから高齢化がクローズアップされたというふうなことになってくるんじゃないかなと私はいつも思ってるんですよ。

ですから、地域づくりも、やはりそういうものを活性化することによって、動きやすいようにある程度の資金は出すべきだと私は思うんですよ。2万円っていうと、ないよりもましだっていうふうな金額ですね、1年間ですから。もっとあったんですよ。私がするには10万ちょっとあったんじゃないかなと思うんです、聞いた話ではね。そうすると、それをもとにしてみんなが出し合って、1年間集まってきて、いろいろなことをしゃべって、また行動もして、あるときには社会奉仕の日とかっていう旗をつくって、そっちの掃除したりなんなりして、花見をやったり、秋には芋煮会をやったして、老人クラブというのはずっと続かってきたんですよ。

それが、市のほうで補助を減額したために解散したと私は捉えているんですよ。マイナスのことをやってるんですね。

だから、出すことによって何かプラスが大きく、要するに費用対効果があらわれてくるようであれば、減らすんでなくて、ふやしたほうももっともって得な面が出てくる。得っていいですか、財政的にいい面が私はあらわれてくるんでないかというふうについていつも思っているわけですね。

ですから、今後はどういうふうな方向ですかね、その地域づくりということでやっていくとすれば、そんなことも十分に考慮に入れながら対応をこれから検討していくべきだというふうに思うわけでありませう。

その次、ついでに、今所長がおっしゃいましたんで、福祉のことに対して続けて、49ページですね。49ページの特別養護老人ホーム建設整備費。ちょっと聞き漏らしたようで、この内容をちょっと教えてください。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 予算書の49ページ、特別養護老人ホーム建設整備費補助金について御説明申し上げますが、この補助金に関しては、平成15年に建設しました、新庄かつろく会が建設した、かつろくの里に関しての特別養護老人ホーム、附属するデイサービスセンター、それから介護支援センター、これら建設時のいわゆる借入金について、当時協定を結びまして、その元利償還金のうち当該法人の負担となる額を補助金として毎年支出しているわけでございます。

この補助金につきましては、平成15年から35年までということで、債務負担行為として毎年議決をいただいておりますが、当時の建設費に係る償還金を現在補助していると、元利償還金のうち当該法人の負担となる分ということで御理解いただきたいんですが、こういう補助金の

内容でございます。以上です。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） では、次に、51ページの3款1項6目の老人福祉施設費の説明の中に工事請負費3,573万1,000円、これについて内容をお知らせください。

信夫友子神室荘長 委員長、信夫友子。

山口吉静委員長 神室荘長信夫友子君。

信夫友子神室荘長 21年度から改修工事が入っているんですけども、その25年度分として管理棟の中の集会室、静養室、医務室、食堂の改修工事、それとあわせて玄関の工事費、請負費になります。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 連続して次に、これは改修しているというのは理解できるんですが、以前にはこの神室荘は別のところに移転して新築するんだというふうな話があったわけですね。今現在はその構想は消えたわけですね、改修をずっと続けてるということはね。市の方針を聞かせてください。

信夫友子神室荘長 委員長、信夫友子。

山口吉静委員長 神室荘長信夫友子君。

信夫友子神室荘長 21年度からの延命措置というか、大規模改修によって現施設を延命させるという議会の御理解をいただきまして、これから26年度まで改修工事が続くわけですけども、立地場所、今の現施設を利用して、この施設がまだ約20年ぐらいいはもつんじゃないかという耐用年数がありますものですから、そこを利用して、一番問題になっていた今までの改修についての問題を解決したという時期になりますので、これを受けて今後これから、前に委託という話もありましたので、その検討に入っていく時期ではないかなと思っております。

それで、この委託についても、やはり十分な

時間をかけて、利用者にとって一番いい方法というところを検討するべきではないかなと思いますので、来年度に向けては、内部での十分な検討をする必要があるんだということを引き継いでいきたいと思っていますところです。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） かなり古い話で、もう記憶が薄れてきてるんですが、当初は移転新築で委託というふうな、全て一本化にするというふうなことであったんですが、今の庄長の話聞きますと、修理をやって委託をこれから検討していくということが今話し合われているということですね。そうすると、移転というのは、もう消えたわけですね、完全に。移転新築が消えた、ただ委託だけが残ると、こういうことでよろしいですね。

次に、また福祉に戻りますが、53ページの3款2項1目の第3子以降児童の保育料の免除事業ということで864万、この主要事業のほうに載っていますが、対象児童ということ、9歳未満の児童が3人以上いる世帯の保育所等に入所する第3子以降が対象だということを書いてあるんですが、この9歳というのは、どうして9歳なんですか。9歳という年齢を決めたのは、どこから来てるんですか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 主要事業の概要の中でも御説明申し上げておりますが、9歳未満の児童ということで一定のラインを設けておりますが、当初は、いわゆる18歳未満とか、いろんなラインがやっぱりあるわけです。ただ、相応の年齢、いわゆる第3子までを構成する世帯状況の中を見ますと、そんなに上まで延ばしても意味がないだろうということで、いわゆる小学校の中学年、これらの年齢であります9歳という年齢を一定のラインとして、その中で、第3子まで、

まだ小さい子供さんがいらっしゃる家庭に対してこの保育料を免除したいというふうな制度でございますので、この9歳というラインがどうという理由で出たかという部分につきましては、今申しあげましたような、その小学校中学年というふうな一定のラインという言い方しかできませんが、そういう家族構成を考えた場合の年齢というふうに御理解いただきたいと思います。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 子育て支援事業の一環、大変日本の社会全体の問題であって、先ほども申しあげましたとおり、少子高齢化、これを何とか解消していかなきゃならないというふうに国全体でこれは思っているわけで、国がやらなくとも、やはり新庄市の人口問題を考えたときには、少子のほうをもっと検討して、独自の支援をしながら人口減に歯どめをかける一端としてこれを私は事業化していくべきじゃないか。

そうすると、この第3子以降はいいんですけども、第3子がやはりある程度高卒するぐらい、18歳ぐらいになるまでは第3子のみでも支援を続けるべきじゃないかというふうに思うんですよ。9歳で切られたんでは、その先じゃあどうするんですか。費用対効果というのが、効果が出てこないというふうに思うんですよ。一番難しいのが第3子ですね、考えていたとおり、誰しもがそう思うと思うんです。第2子までは何とか皆さん頑張るようですけども、3子となりますと首をかしげるんです。大体そうです。ですから、ここをもう少し楽になるように子育てに手助けを私はすべきだと、制限をしないで。18歳ぐらいまでやっぱりやれば、じゃあという、協力してくれる人も出てくるんじゃないですか。と思いますな。

前にもいろいろな補助金が第3子にあったんですけども、それも全部財政上でカットしてしまっただけで、もう残っているものがなくなって

るんですよ。ですから、もう少し見直しして、せっかく第3子が出てきたんですから、そういうふうな方向で検討できないですか。私が言っていることわかりますね。制限しないで、3歳未満なんていうことをしないで、とにかく第3子を何とか育てていくんだという、新庄市独自の考えでできませんか。そんなこと考えられませんか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 多子世帯に対する保育料の軽減・減免につきましては、県・市ともに今まで取り組んでおります。今回の第3子につきましては、市が先行して進めるというふうな形になっておりまして、対象としては、現状として25年度見込みでございますけれども、公立保育所の中では20人程度、それから認可外保育所の中でも16名程度、第3子、3歳未満という条件はつきますけれども、そういう方がいらっしゃいます、9歳未満という条件でございますけれども。

今回、やはりその制度を運用するに当たり、その制度をどういうふうに運用するかという部分についてはいろいろ検討してきたわけですが、やはり一定の基準の中で、まずこのラインでやってみて、その効果はどうかという部分の検証は必要かと思えます。

ですから、委員のおっしゃるように、実際9歳以上まで需要がやはりあるんだというふうな部分について確認されれば、やっぱりその時点で制度を見直ししながら、多子世帯に対する保育料軽減についてはやっていくというふうな方向では新庄市で確認しておりますので、そういう御意見を参考にしながら進めていきたいというふうには思っております。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 人口の定住化の一つの

事業の目玉として、やはり行政独自の、新庄に住みよい、言葉ではしょっちゅう出てくるんですが、そういうふうに福祉が充実しているとか、老人に対する手当てがいいとか何とかかんとか、よその自治体よりもいいところを出すことによっても人が集まるんじゃないかなと思います。雪対策もそうですけれども、そういうものを総合的に合わせて何より定住人口を確保するというふうな施策を講ずるべきじゃないかなというふうに思うんで、国がどうであろう、県がどうであろうって余り考慮に入れないで、これは、子供に対する支援なんていうのは先行投資ですね、間違いなく新庄のためにこれは稼いでくれるんです、間違いなく。私は、何か言葉は悪いんですけども、年寄りに金かけるより子供に金かけたほうがいい。極端ですけども、そうでしょう。投資ですよ。ですから、私は惜しみなくこういうものはやるべきじゃないかなというふうに申し上げているんですよ。

ですから、さっきも、逆なことを言いますけれども、年寄りには元気に生きて長生きしてもらわなきゃだめなの。そのための政策は、さっきも言ったとおり老人クラブにもう少し補助金を前みたいにアップして、そういうふうな地域づくりの一環に協力していただくというふうな方向にもっていくと、そうすれば負担が少なくなるというふうな理屈になるわけですね。

ですから、そういうふうな政策をもう少し変えて、住みよい新庄というのは総合的なまちづくりというふうに私だったら考えますけどね、そういうふうにぜひやっていただきたい。終わります。

散 会

山口吉静委員長 本日と明日12日火曜日の審査に

つきましては午後4時ごろをめどに進めたいと
申し上げましたが、以上をもちまして本日の審
査を終了いたします。

次の予算特別委員会は、明日12日火曜日午前
10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時57分 散会

予算特別委員会記録（第3号）

平成25年3月12日 火曜日 午前10時00分開議
 委員長 山口 吉 静 副委員長 佐藤 卓 也

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	新田道尋	委員	16番	下山准一	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎 勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 近岡晃一
市民課長 荒澤宏二	福祉事務所長 小野 享
神室荘長 信夫友子	環境課長 坂本清一
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 田口富士雄	都市整備課長 星川俊也
上下水道課長 沼澤利明	会計管理者長 小山田 昭
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長兼 教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
生涯学習課長 小嶋達夫	生涯スポーツ長 高木 勉
監査委員 事務局員 安食敬二	選挙管理委員会 長 矢作勝彦

選挙管理委員長	森 隆 志	農業委員会 会長	星 川 豊
農事業務局長	沼 沢 充 広		

事務局出席者職氏名

事務局 長	柳 橋 弘	総務 主 査	高 木 祐 子
主 査	川 又 秀 昭	主 事	八 鍬 貴 征

本日の会議に付した事件

議案第21号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出予算

開 議

山口吉静委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

なお、代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

これより、3月11日に引き続きまして予算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、3月11日にも申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。

質問の際は、必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第110条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、これより審査に入ります。

議案第21号平成25年度新庄市 一般会計予算

山口吉静委員長 初日の審査に引き続き、議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

それでは、一般会計の歳出について質疑あり

ませんか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） おはようございます。

2日目、一番手、よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから、先にページ数等を申し上げます。

35ページ、2款総務費1の7、企画費、この関係。企画費の中の小項目は、町村会の負担金とコンピューター専門学校の絡みです。

2つ目が、ページ数38ページ、同じく2款総務費の1の10、交通安全対策費、この関係です。交通安全指導員関係です。

それから、3番目が85ページ、8款土木費、6の1、除排雪費の予算の組み立てについてです。

それから、主要事業の7ページ、高齢者の肺炎球菌ワクチンに関係したことです。

とりあえずこの4つにしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、7目の企画費のうちの最上地方町村会負担金、ここに95万4,000円という金額が載っていますが、これはどのような形の負担金なのか、これを説明お願ひします。

それから、2つ目の新庄コンピューター専門学校ですね、ここに介護福祉学科設置負担金500万、このように計上されていますが、この内容についてまずお願ひいたします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、町村会の負担金というようなことでございますが、95万4,000円。これにつきましては、町村会というふうなところに新庄市長ということで、特別会員というふうな形で入ってございますが、これにつきましては最上郡内管内における8市町村の共通課題を鋭意協議いたし

まして、それに対する対応策、さまざまな形でそれを具現化していくための会議でございますが、今年度で申し上げますと、春になりますが、県立新庄病院の改築あるいは医療関係のほうの充実ということで要望活動を行いました、仕切りとしての事務局もこの町村会にあったものでございまして、負担金が2種類ございますが、一般の負担金、あと系統町村会の負担金というふうなことがございますが、そのうちの前者、一般のほうの負担金というのみへの支出ということになります、平等割・人口割・財政力割ということで、それぞれ2割・4割・4割の計算のもとに一般の負担金、都合合計603万1,000円のうちの応分の割合ということでの95万4,000円ということでございます。

2つ目のコンピューター専門学校介護福祉学科設置負担金というようににつきましては、少し長くなるんですけども、昭和62年に当時開校いたしました。これは今の町村会のくくり、8市町村の地域発展計画にのっとって高等教育機関を設置したいというようなこちらの働きかけもありまして開校してもらったというようなことになりましたが、当時、建設等々の8市町村の応分の負担というようなこともありました、その後も数年間、そのような形の支援を行ってまいりましたが、やはり昨今の学生の応募が非常に少ないということで推移しておりまして、特に今年度などは在校生が18名ということでございます、情報系学科の中でこの地域への貢献を続けていくのは今の学科のままで難しいのではないかとということで、地域への期待に応えるためにはどうしたらいいかというようなことを学校側のほうでさまざま苦心した結果、姉妹校にもなっておりますところで介護福祉学科を運営していると。人口減少社会の中で、これからますます介護の手が在宅のほうからとられていくというようなことも鑑みまして、施設・在宅、両方、介護の現場で地域貢献を果た

し続けることが適当ではないかというふうなことの名のもとに介護福祉士に着目いたしまして、社会福祉及び介護福祉法の27年からの改正に合わせて、国策として介護福祉士を重点化・重要視していくというような方向性に合わせて介護福祉士を養成していくというようなことが一番望ましいのではないかというようなこともあわせて、介護福祉学科の設置をして貢献を続けてまいりたいというようなことで、町村会のほうに協議、依頼をお願いされた。そこにおいて慎重に吟味されて、昨年11月に25年度の開設準備、26年から30年までの運営支援、さらには開校に合わせた学生の募集へのバックアップというようなことの要請について受け入れを行うというようなことを決めたということに基づきまして今年、25年度分は500万円の開設整備費の支援というようなことで計上させてもらったところでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） まず先に、町村会関係ですけれども、特別会員だと、こういうふうな今説明をお聞きいたしました。これだけの金額を出して、特別会員、町村会のほうに新庄市がまぜてくださいよと言っているような形のような気がいたします。そうじゃなくて、私から言わせていただければ、市町村会というふうなきちんと「市」も入った名前にしたほうがわかりやすいんじゃないかなと。以前、9年、10年前にこのような形があったようなことも聞いていますけれども、「市」は取られたと。町村会の中に市がまぜてもらっているということは理解していますけれども、その辺、今後、町村というふうな区切りをつけず、市も入った中で何らかの活動をしたほうがすっきりすると、こういうふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

それから、次のコンピューター専門学校です

けれども、これについては来年度は4月からの開校だというふうに今お聞きしましたが、ここに入る学生といいますか、生徒といいますか、これは日本国籍だけでなくもいいのか、その辺の絡みですね。あと、卒業後の就労というのはどちらほうに主に行くような構想を描いているのか。地元で働くという形になるのが多いのか、その辺の見通しというのはいかがなものでしょうか。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 前後いたしますが、コンピューター専門学校のほうから申し上げさせてもらいますと、今介護の現場にはインドネシアとかそういうふうなところから入ってきて、国家試験をというふうなことが出てきておりますので、確認はしてございませんが、その辺の門戸は閉ざすというような理由にはないのかなというふうに思っております。

あと、若者定着というふうなこともコンピューター専門学校のほうでは狙っているところがございますので、今この養成をする施設が県内には2校しかないんですね。25年度当初からもう1校ふえてやっとなら3校ということなんですが、実態としては介護福祉士の養成施設を経て、今は卒業すれば資格が出るんですが、27年からはさらに試験が必要になってくると。しかしながら、一番手っ取り早いところの中で施設の中で養成を図るとなるとしますと、市外もしくは県外に出ているというような状況になってございますので、今地元でこれを設置することの意義は、地元で卒業した人は地元で採用というような形の方向づけができるというようなことで、若者の定着化を狙っているものも一つございます。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

山口吉静委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 沼澤委員から、市町村会がいいの

ではないかな、オブザーバーというような形ではなくてというようなことがございます。

町村会是全国町村会の系列というのがございまして、また全国市長会という系列がある中で組織統合をどうするかという非常に難しい問題があります。先日もそうしたことを町村会の中で互いに忌憚のない意見を述べ合うという機会がございました。一方では、広域のほうに町村会を入れるというような動きもあったわけですが、それは非常に無理があるというようなお話もさせていただきました。

また、議長会という組織がございまして、その任務も大変町村会の事務局として大きな負担になっていると。市町村会となりますと、議長会の取り扱いをどうするかというようなことで、議長選出のところの、例えば現在ですと金山議長が地区の議長会の会長になっていますので、そこが事務局を全て任務し、市町村会の事務局はまた別個にするよとなると、人員的に2名配置すること、金山では議会が1人の行政職員と臨時でやっているというようなことで、とてもではないけどできないというようなことがございまして、今ちょっと流れを確認しているところであります。

市町村会ということをおろそかにせずにつくらなくても、市町村全体にかかわることについては広域の理事会等において話すこともできるのではないかということも言われております。そうした意味で、委員のおっしゃるとおり市町村会という形で、多くのぎくばらんな形で市・最上郡を語る場をつくれればという御提案は本当に一つの方法ではあるかなと思いますが、今の進め方について内部で協議しているというふうに御理解いただきたいと思っております。

ちなみに、特別会員は、最上町の人口と同じ負担率というようなことでございます。主な一番、法令外負担金の取り扱いというのは、広域全体でなかなか難しいところがありますので、

その法令外負担金をどうやって決めるかという
ようなこととか、そうしたことが中心になって、
あと地域、新庄最上開発協議会、それらを町村
会で代表していると。行くときには、どちらか
という会長を市長だということで立ててくれ
るというような状況にあります。内部において
は、町村会は町村会の全国町村会の系列がある
というようなことを今調整しているというふう
に御理解いただければ大変ありがたいと思ひ
ます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 市長言われたことは、
そんなことだろうと思います。

私も広域で2年間お世話になりまして、町村
首長から、最上は1つなんだよと、もう一回考
え直してくれないかというような話は何回かご
ざいました。それらを踏まえた場合、何か1つ
にまとまるものがないのかなという発想を持っ
たわけでありましてきょう質問いたしました。

確かに町村会あるいは市長会、あるいは議会
のほうもそうですね、きちっと市議会議長会、
分かれています。町村議会も分かれています。
そこを全部一緒に丸めるということはいいろ
んなことがあろうかとは思いますが、1つ申し上
げたいことは、やはり最上郡は1つという基本
理念を何らかの形でまとめていただきたいな
という思いで申し上げました。よろしくお願ひ
いたします。

次のほうに進めさせていただきます。

交通安全指導員関係ですね、38ページ、総務
費の1の10、交通安全指導員、この件につきま
しては9月のとき、私がちらりと質問したこと
にも触れますが、指導員関係がここに予算とし
て交通安全指導員報酬あるいは専門員報酬と2
つに分かれています。多分専門員というのは
3人程度だと思ひますけれども、この中身の
違いですね、簡単に結構ですからちょっと説明

してください。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 まず、交通指導員でございま
すけれども、これは新庄市交通指導員の設置に
関する規則に基づきまして、主に学童、園児等
の通学の際の交通秩序の保持と交通事故防止と
いうようなことで、市指導員を選任した上で立
哨をしていただいているものでございます。

あと、交通安全指導専門員でございませうけ
れども、これについては県のほうの決まり事に基
づきまして、市の場合については専門指導員を
設置するものというようなことで、金額、若干
ですけれども、県のほうの補助金をいただいた
上で高度な専門知識を持った上で交通安全指導
に当たるというようなことで、市の場合につき
ましては3名というようなことでの設置する要
件がございませう。市のほうでなく、県のほうの
規則で3人というような定めがございまして、
現在、3人を配置しているところでございませう。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 2つの違いがわかりま
した。そのうち交通指導員の報酬がここで409
万4,000円、かなりシビアな数字で出ておりま
す。この予算を組むときどのような根拠でシビ
アな金額を出されたのか、そこをお聞きしたい
と思ひます。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 交通指導員の報酬につきまし
ては現在、時間当たり原則としては1,100円の
単価で算定しております。この単価につきまし
ては、最低賃金なり一般の単価よりは高い単価
ではございませう。ただ、早朝7時半から、要は
小学校の生徒の通学に合わせたというようなこ
とでの早朝の対応であり、あるいは365日、学
校のないときは休みですけれども、さまざまな

催事・行事にも参加していただく等々、かなり楽でない業務であるというようなことから、市のほうの関係する日々雇用あるいは嘱託等々の賃金単価等との兼ね合いもございまして、一応協議した上でこの単価を設定させていただいております。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） この予算は、今年度と全く同じ金額なんです、照らし合わせてみましたら。409万4,000円。定数が前回9月の決算のときお聞きしたんですけれども、25名というふうに聞きました。今現在、多分十四、五名か五、六名ぐらいかなと思われるんです。この人数に合わせられた今の予算じゃないのかなと、こういうふうに思います。9月のときはやはり単価の問題もありましたが、人数が定数割れて、いるべきところに指導員がいない、あるいは少ないということを確認なさって、まず増員をすると、頑張りますというような言葉をいただいたんですけれども、何らこれと変わりなく、もう減った定数の定数を見るのであればわかります。ところが現状のままの数字で全く同じ金額を来年度に計上されている。これはちょっと私から見ると納得できない。頑張りようもない、もう予算がないんですから、ふやしようがないと、補正すればそれまでだとなるのかもしれませんが、ここの考え方がいま私にはわからないのですが、何か理由があったんでしょうか。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 まず、定員の関係でございしますが、交通指導員の設置に関する規則では、定数については25名以内とするというふうな定めがございまして、現在、14名の方をお願いしております、これまで3年の間、お一人指導員の互助会の会長が亡くなられたというようなこ

ともありまして、現在14名ですけれども、この予算については何とか2名を今も募集はしておりますけれども、16名分の予算の額でござい

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 計算することそんなことになりますね。ひとつね、大変だということはおもう認めてられるし、そのとおりなんです。指導員の年齢ももう60歳を過ぎた平均年齢ですけれども、その方々が朝決まった時間に、雨が降ろうが雪が降ろうが必ず街頭指導しているという姿を見ますと、1時間1,100円というふう

に計算になりますが、月2万円ですね、ちょうど2万円です。この金額で、私は高いとか安いというあれじゃないんですけれども、頑張っているんじゃないんです、一生懸命頑張っています。その中には少し頑張り過ぎて「あの人ちょっとよ」というふう

に、車が入るのに「だめだって叫ぶ」というふうに言う人もいらっしゃるようですが、そこはちょっと別にしましても、大半の方は、十何名でしたか、16名の15名というのは一生懸命頑張っております。この人数で決して足りるということではないんです。ですから16名じゃなくて、プラス一人でも二人でも多くまず採用すると、この努力をしていただきたい。そうしないと「もうやめたいわ」と私のところに2人来ています。地元の方ですが、「いや、まず頑張ってください」というふう

に頼んでいます。「何か不満あるのか」と言うと、そうじゃなくてやっぱり決まった時間が絶対抜けられないと、ここがひどいと、こういうふうに言っています。お金のことは言わなかったんですけれども、やはり何があったって出ると、出なくてはならないと、こういうふうなことがきつ

いというようなことで、年もとってきたしやということもあるようです。

そんな関係で、ぜひここはもう一度、環境課

を中心に努力していただいて、でき得れば、もう少しお若い方に携わっていただけるような仕組みを考えていただきたいなと思います。それがあえて子供の安全につながるわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間もなくなりましたが、次、85ページの雪対策、1目の除排雪費です。ここでこの予算がどうだということじゃなくて、予算の組み方についてお聞きしたいんです。実質、この決算を見ますと、23年度は7億9,200万、22年度は7億9,200万、22年度は5億8,900万、それから21年度は2億9,600万というふうに、すごい金額が22、23、出ております。多分、今年度も恐らく7億台、補正があったんですけども、もしかすると8億になるのかなというふうな心配もされるんですが、予算書を見ますと、これはまず毎年同じく2億9,000ないし3億前後で計上されています。雪が降れば除雪費が膨らみますので、その都度補正というふうに入ってきますが、これは何か理由があって低い予算措置をされるのか、歳入が少なくて予算組みができなくてこういうふうになっているのか、この理由がわからなかったものですからお聞きするわけです。ちょっとそこをまず教えてください。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 除排雪経費の予算の組み方ということでの御質問でございます。

沼澤委員のおっしゃるとおり、この3年、4年については3億を超えるということで、去年については7億、その前が5億というふうな形になっておりますけれども、委員のおっしゃるとおり、予算の組み方ということで、当初予算を組む場合に歳入の部分がございまして、その調整といいますか、2億4,000万という形で例年どおり組んでいくということでございます。それで雪のぐあいによって財源を見ながら補正していくというふうな形をとらせていただ

いております。当初から5億から6億というふうな予算を組みますと、ほかの予算について財源がなくなるということですので、当初2億4,000万という形で計上させていただいてるところでございます。

8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) 多分、歳入不足というか、財源がないからやむを得ずということは前からやっていますね。私から言わせると、ここはやっぱり頑張りどころじゃないのかなと思うんです。何と申しますか、人口減の歯どめは、やはり雪というのが大いに絡んでまいりますので、市民の安心のためにも除排雪費、雪対策というのは予算いっぱいありますよと、こういうふうな気張りがあって、市民に、何と申しますかね、新庄はいいところとはずばり申し上げてどうなんでしょうかということはあるんですけども、こういうふうなことで雪に対しては一生懸命というふうな姿が予算にあらわしたほうがいち早くわかるんじゃないでしょうかと、こういうふう思うんです。

よく聞かれるんです、「新庄は何ぼ予算あるや」と。「いやいやいや、雪が降らないときと同じ平均の予算を持っているので、約3億ぐらいですよ」と。「ああ、だけれども、去年、おとし見ていると、7億も6億もかかっている。どげすんなや」「それは頑張って、何とか酌み上げて、そして市民の皆さんに迷惑がかからないように、住みよいまちづくりのためにも何とか頑張ってつくっているんです」と言うと、やはりそれはおかしいんじゃないかと、安心できないんやということを耳にいたします。確かに財政課長言われるように、ほかの事業ができなくなる可能性がある。ここに大きな予算をぼんととっておくことは不合理だと。もし雪が降らなかったらどうなんだということもわかりませんが、でもこういうふうに3年続けて、来年は

じゃ絶対安心かと言われると、私はそうでもないような気がいたします。ですので、できればその辺を酌み取っていただき、この次、しっかりした予算を組んでいただきたいという要望を申し上げまして終わります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) それでは、2番目、私のほうから質問させていただきます。

ページ数のほうが66ページ、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の新庄そばまつり実行委員会負担金についてお尋ねします。

25年度は去年と同じふうにするのか、また違ったふうにするのかをお尋ねいたします。去年と同じような予算がついていますので、そこら辺も詳しくお願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 第4回目の新庄そばまつりにつきましては、新年度になって早々に実行委員会を立ち上げて協議をしていく予定になってございます。先月末に精算の実行委員会を経ましたけれども、第3回目も好評のうちに無事成功したというようなことで評価を受けてございます。

特に待ち時間の解消につきましては、相当スタッフの連携を密にしたことによって、12時半ぐらいのピークを読んでいたんですが、実際のところ11時半のピークを過ぎて、12時半にはほとんど待たずに食べられたというようなことで、来場者についても約1,000名、食数についても1,300食強の振る舞いができました。

また、おかげさまで新庄そばガールズも全国デビューというようなことで、非常に情報発信できたのかなということで大変うれしく思っております。

来年度につきましては、会場をどうするかと

いうところもありますけれども、基本的には現在のセミナーハウスを基本としながらも、どういうふうにしていくかというようなことは今後実行委員会の委員の方々の意見を伺いながら実行委員会の中で決めていきたいと考えてございます。

また、情報発信につきましても、おくれることなく、そばまつりの開催日をまず決めていただく、場所と日時を決めていただいてすぐPR活動に入っていきたいなど、このように考えてございます。以上です。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) ぜひとも、先ほど言われたとおり、情報発信は早目に。ましてや予算が一緒ですから、そこら辺はアイデアを出して、うまくここら辺をつないで新庄のそばという魅力をアピールしていただきたいと思います。

次に同じ3目なんですけれども、67ページになります。エコロジーガーデン推進事業費についてですけれども、ここも一般質問でさせていただきましたけれども、修繕費のほうについてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 委員が一般質問のときにも申し上げたと思いますけれども、基本的な部分の修繕だということで、ここにも765万3,000円でございますけれども、大きなものは3点でございます。水関係ですよね、給水設備、これをまず全面的な交換をいたしたいというのが1点です。もう1点は電気系統でございますけれども、これは6年ぐらいかけまして、そのうちの一部をやると。あとはさまざまな緊急修繕、あそこにいろいろなトラクターとかがございますが、その修繕関係ということで組ませていただいております。以上でございます。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） また、この設備を修繕するに当たって、一般質問でも言わせていただいたんですけども、二度手間にならないように、ましてやししっかりとした目標を立てて、ここに何ができる、ここにこうできるというものがあれば2度同じことをしなくても済むのかなと思いますけれども、そういうことを考えてこれから発注とかなさるんでしょうか、そこら辺もお願いします。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 今回3期のという形で利用計画を策定させていただきましたものから、それに基づきまして、なおかつ皆様方のさまざまな関係者の方々の御意見、あと周知を図りながらそういった手順に従ってもちろんやっていくということでございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） ぜひとも、これからは修繕のほうにも少し予算がかかるということなので、そこら辺は、何度も言うようですけども、しっかりしたものをつくっていただいて、それから、あそこは観光交流の場の一つとなり得る施設だと思いますので、そこら辺の具体的なものをしっかりと立てていただいて前に進めていただきたいと思います。

次、3番目に移らせていただきます。

同じところなんですけれども、次の68ページですか、若者園芸実践塾事業費なんですけれども、これも一般質問させていただいたんですけども、人数というんですか、去年もなかなか人が集まらなかったということなので、そこら辺の検証はどういうふうになさって、ことしはどういうふうにやっていくのかということをお教えいただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 若者園芸実践塾につきましては、現在募集を一旦締め切りまして、この前、面接を終えたわけですが、24年度の検証としましては、やはり月4万円の支援金は非常に少ないんじゃないかなというふうなところがありまして、25年度の募集につきましてはハウスの設置助成と2つ考えて24年度はやったんですが、なかなか月々の支給金をふやすというふうなことで、トータルの予算の中からいわゆるハウス支援金と合わせまして月10万円の支援金という形で募集をさせていただきました。やはり今回の2月いっぱい締め切った段階では40歳の女性1名、それから大学を卒業して種苗会社の研修所に2年入られた男性1名、22歳ですか、の2名というふうな状況でございます。これにつきましても市報、農業だより、ホームページ等で追加募集しながら、何とか5名の塾生を確保したいというふうなことで今取り組んでいるところでございます。

また、青年就農給付金の準備型につきましてもきのう御質問いただきましたが、県立大学校と同等に準備型が対応できるように、今後もその辺が県としてそういうふうな認定されれば塾としてのそういう魅力も出てきますので、それもあわせて並行して進めながらやっていきたいなと思っております。

また、並行して県下をエリアとしまして、拓土塾のほうも昨年度に引き続き募集してございます。この辺は将来的には、エコロジーガーデンにつきましてはいわゆる園芸を学ぶ場所、それから最上の有機の里を推進するというふうな位置づけのもとに、その辺、最上郡内の市町村あるいはJAとお話し合いをしながら有機と園芸の両方を学べるシンボリックな場所というような形で持っていけないかなというふうなことを25年度については協議してまいりたいと、このように考えてございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 昨年度も広報についてはなかなかうまくいっていなかったんですけども、25年度の、ことしもまだ2名しかというんですか、5名のうちまだ2名しかまだ募集が来ていないということなので、広報に対してはもう少し力を入れたほうがいいのではないかなと私は思うんですけども、5名を集めるについて、25年度の広報をどういうふうにするという、戦略的な広報をやるというのはどういうふうを考えていますでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 いろいろ広報の仕方はあると思うんですが、やはり市報となると誌面が非常に限られているというようなことで、JA等の営農部署といろいろ話をしながら、そういった潜在的な若者について一人一人当たっていく方法もあるでしょうし、できるかどうかわかりませんが、例えばハローワークのほうにこういうふうなことで農業をやりたいような方はいませんかとか、そういうふうなチラシを置くとか、いろいろそれはできるのかなと。

いずれにしても、あと全戸配布的な市報の発送日にそういうふうな農家でない方でも農業をやる意欲があればこういった塾がありますよというふうなチラシをつくって入れるというふうなことも可能かなというふうなことで、いずれにしても、農業日より、市報、ホームページのほうにもいろいろ広報の仕方を考えていきたいなと考えてございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） ぜひとも、最上郡内でなくて、県内・県外からも新庄に来ていただけるような広報もあるでしょうし、もしそれでも集まらなければ、わざわざこのような多額の金

額をかけてやる必要もなくなるのではないかと、私はそこら辺も思っております。やっぱり5名も集まらなければ難しいのか。だとすれば、拓土塾もあるわけですから、これは市と県の事業は違うわけでしょうけれども、同じようなものは2つあっても仕方ないのかと私は思います。ぜひとも、でもこれがやりたいとなれば、必ず5名は入ってもらうような周知をするべきではないでしょうか。そして最上に定着していただく方が、そして園芸ないし農業をやってくれる方がふえるようなことをしなければわざわざやる事業ではないかなと私は思いますので、ぜひとも、最低限度5名を超えるぐらい、そのぐらいいい事業ですよということをお願いしたいと思います。ぜひともよろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。

ページ数が75ページ、7款商工費1項商工費3目の観光費、観光地環境整備事業委託料の詳細な説明をよろしくお願いいたします。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 緊急雇用事業の一つでありまして、実はもう既に始まっております。ですから24年、今年度から来年度、具体的にはことし1月から12月までのものだということで、これは現在やっておりますガイドスイーパーの事業と皆事業が重なります。ですから、市内の観光地、さまざまな名所等々のいろいろな清掃とか案内とかをやっていただくということで、具体的には観光協会のほうにお願いすると、こんな事業でございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） はい、わかりました。ガイドスイーパーは、まちをきれいにしていたいて、いろいろなところのいろいろなお祭り関係で掃除していただきますので、ぜひともう

まく活用していただいて、新庄市のきれいなまちづくりのためにも利用していただきたいと思います。

次のページ数が76ページになります。同じ項目なんですけれども、インバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金のところで質問させていただきます。

今年度も主要事業に詳しく載っていますけれども、ここに載っていないようなことを何かやるのかやらないのか。実際はやるんですけれども、このやるに対して観光協会ないし、要は観光業者とどのような連携をとっておられるのか、そこら辺もちょっと詳しく教えていただければと思います。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 3年目に入ります事業でございますけれども、当初から観光事業者、さまざまな宿泊関係とか交通関係とか、あとは広域的にも連携をとってやってきておりますけれども、1年目が本当にあいさつ部隊でございましたけれども、2年目からはそれを本格的に稼働したということで、3年目に関しましてさらにそれを重点化すると。ITFがことしは10月17日でしょうか、行いますが、そこにまず精鋭部隊を送り込みたいと。ついては、今まで東北観光推進機構、こちらのほうのブースをお借りしておったんですけれども、今度は新庄市独自のブースでやってみたいということでありませう。

また、市長がたびたび申し上げておりますけれども、11月の6、7、8、9、10と市民号がございましてけれども、これでもう100名単位で新北との交流ができるだろうと。

あとは受け入れの準備でございますけれども、さまざまな向こうにアピールできるだけのパンフレットとかこちらのほうの受け入れ体制の整備、一般質問のときにもサインの充実というよ

うな話がございましたけれども、そんなところも視野に入れてございます。以上でございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） この戦略は長期にわたると思うんですけれども、大体どのぐらいの期間をめどにやろうとしておられるのか、そしてその期間、どのぐらいの要は予算を組まれようとしているのか、そこら辺もよろしく願います。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 この新庄・最上地区は本当にゼロ以下からのスタート、出発であったということが言えるかと思っておりますけれども、初年度からいい形で、かなりの反応、手応え、成果、アピール効果が出てきておりますので、まさか大仙市のように20年とは申しませんが、本当にもう数年先にはこちらのほうにお客様方をお連れできるのではないかなと。

ちなみに、これも一般質問のときに申し上げたかと思っておりますけれども、この4月には上海のほうからも30名の皆様方がおいでいただけると。それはこちらのほうの業者がさまざまなプロデュースをやっていると、これは実例もございませうので、期待度は大きいと思っております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 繰り返しになりますけれども、大体何年ぐらいを考えておられるのか、もう一回お聞かせください。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 遅くとも七、八年ぐらい後には向こうからのお客様がたびたびやってきていただけるだろうと。その徴候が事業開始後数年後にはということですから、ことしが3年目でございますから、4年目、5年目、来年、

再来年ぐらいには実際のお客様方がおいでいただけるのではないかなということでございます。ですから、それまではある程度の資金投入、これが必要だろうというふうに考えております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 七、八年後ぐらいの Spann でやるということなんですけれども、大体新庄市ではどのぐらいの方がここ新庄市に来られるという目標を設定しておられるのかお聞きします。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 県内が昨年、年度ではなく年なんですけれども、若干落ち込んでまして4万弱ぐらいでしょうか。そのうちの、できれば3割ぐらいまでは新庄・最上地区で受け入れたいと。ですから、4万のうちの1万2,000というふうな、そこら辺が目標になるかとは思っています。ただ、これが必ずしも新庄だけに来て、新庄だけで全てが消化ではございませんので、あくまでも新庄・最上、もちろんですけれども、宮城、それから秋田との連携の中でそれはなされるものだと、こういうふうなひとつ御理解をいただきたいと思えます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） これを広域連携を組むことでやるんで、実際、人数をどのぐらい呼ぶか、期間をどのぐらいをかけてやるのか、正直まだわからなかったものですから、聞かせていただきました。

その中で、1万2,000人ぐらいいたということ初めて聞きましたのでわかりました。

その中でもいろいろなセミナーをやっていることなんですけれども、これでも観光ルートがなかなか確立していないというんですか、ゴールデンルートまでいかないところにも書いては

おりますけれども、ルートが一度定着しますと、継続的に商品化につながるということになっていきますし、観光的、観光ルート確立することが戦略の一つだと思っておりますけれども、そういう戦略を既に持たれているのか持たれていないのか。それをすることによってインバウンドでも観光に来ていただけるということは、今は通過型から滞在型に変わっていますので、そういうルートを新庄市とも一緒に観光業界の方と考えているのか。強い、戦略的なことをもう少し考えていращやるのか。市はどういうふうに考えていращやるのかをよろしく願います。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 委員がおっしゃるような方針のもとに、初年度から、実際に今、台湾に照準を絞っておりますけれども、台湾の関係者、いろいろな旅行者、雑誌の関係者、最初はブロガーでございましたけれども、実際においでいただいて、新庄まつりを含むさまざまこちらのほうの観光ルートを体験していただいたということで、その成果が早速いろいろな雑誌のグラビアに出るとか、ブログで発信されるとか、旅行商品造成されるとか、初年度から出たおたわけですよね。そういったことを2年目、3年目もちろん継続してまいりますし、実際に向こうにITF行きまして、業者との話し合いの中でこちらの観光業者が一番感じてきたというのはいわゆる具体的な商品、これの提示だということがございますので、今回はぜひそれを磨きまして10月17日に臨みたいと、こんなふうな考えでございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） ぜひともインバウンド誘致にキャンペーンにこれからするとなれば、そういうことをしっかりとしたものを持ってい

っていただいて、観光客を呼んでいただいて、なるべく早目に、七、八年かけて1万2,000人ではなくて、すぐさま出るようなことをどんどん仕掛けていっていただきたいと思います。

次、最後になりますけれども、ページ数が90ページ、10款教育費1項教育総務費2款2目になりますか、通学手段確保対策事業費についてお伺いいたします。

その中の日々雇用職員賃金の中に通学バスの校外授業のことが入っていると思うんですけども、年々増加になっておりますけれども、そこら辺ははっきり言えば部活動に対してスクールバスを結構使っていただいているのかなと思います。その中でも年々微増とはなっているんですけども、もう少しふやしてもいいのかなと私は思うんですけども、この予算についてはどういうふうにお考えでしょうか。特にスクールバスの賃金についてなんですけれども、よろしくお願ひします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

山口吉静委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 通学手段確保対策事業費の日々雇用職員賃金857万4,000円でございますけれども、これにつきましては、いわゆるスクールバス直営部分の運行の運転手の賃金のほかに、今委員がおっしゃいました校外学習等を進めるための授業の運転手の賃金等々ございます。

校外学習等につきましては、直営の部分として今年度は400時間分ございます。昨年度は380時間、その前が290時間でしたか、ということでだんだん強化はしてきてまいります。また、そのほかに、各小中学校のほうでそれ以外に校外学習等々で使う部分、それから市の各課の授業でいわゆる青少年の対象事業といいますか、森林学習ですとかあと生涯学習関係の青年の事

業関係、こちらのほうでスクールバスを活用する場合に使う等々の事業での運転手の賃金がございます。これにつきましては1,160時間というふうなことで盛っておるわけでございますけれども、ここの部分につきましてもそれぞれ各校の校外学習の内容に応じて活用しているという状況でございます。

直営の部分につきましては、今後とも充実できるような形で検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、現在、活用する形態としましては、いわゆる小学校、中学校の合唱祭とか県体連等々、いわゆるスポーツ関係の大会、この県内の大会等々については活用しているという状況でございます。ただ、部活動につきましては、今回の新中の体育館の工事関連で使うというふうな状況がございますけれども、これを幅広く拡大しますとなかなか整理がつかないという部分がございますので、これにつきましてはいわゆるスクールバス以外の通学バスの活用のあり方も検討する中で、今後どういうふうにしていくか状況を見ながら考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山口吉静委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） ぜひとも柔軟な考えで、しかも部活なり合唱祭なり文化活動の方々も広く使われますし、そこら辺、もう少しやわらかくしていただいたほうが使いやすいのかな。特にこれからは部活なんかは少子、子供さんが少なくなっておりますので、そういった形で体を使う、頭を使う、そして音楽に触れ合うというところが広く使えれば、市内だけではなくても、県外は行けないでしょうけれども、米沢、鶴岡あたりまでゆっくりできれば使いやすいでしょうし、もっと子供さんたちが使える、保護者が行かなくてもできるような形がよりよいのかなと私は思っておりますので、そこら辺がうまく予算に反映して、あるいは学校1校当たりの時

間配分がもう少しできれば柔軟にできるのかなと思っております。それに対してなんですけれども、その連絡が学校の先生たちにうまく伝わっているのか伝わっていないのか、要はといいますと、校長先生、教頭先生ぐらいままでおさまりまして、学校の部活の先生までになかなか行っていないくて、申請の仕方がわからないというところもまだちょっとあるのかなと思ひまして、使い方がわからないという正直、現場の声もございませうので、そこら辺をもう少し周知徹底していただひいて、もう少しうまくスクールバスを使ひていただひいて伸びやかに、子供たちがうまく使えるようなことにしていただひければなと思ひております。

以上で質問を終わります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 57ページの3の2で、生活保護事業費があります。この中で聴覚障害世帯というのは何世帯ぐらひあるのでしょうか。わかりましたらお願いします。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいま生活保護世帯における障害者世帯の御質問ございました。

25年2月時点におきまして、全体195世帯、生活保護世帯いらっしゃいますが、そのうち障害者世帯につきましては合計16世帯という形になります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） その中で耳の聞こえない障害の方などはいらっしゃいますか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 障害者の種類につきましては多々ございますが、そのうち聴覚障害とされる方につきましては2名いらっしゃるといふうな状況でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） その方で火災報知機は、聴覚障害者世帯用の火災報知機はついていらっしゃるといふうのでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 世帯的には聴覚障害者用の火災報知機は設置していないというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 聴覚障害者の火災における被災者というのが、亡くなった人数などを調べた統計があるんですが、聞こえる人用に比べて割合が2倍だそうです、被災率は、焼死している人の人数なんです。それは聴覚障害の方がなかなか耳が聞こえないことがあって火災状況をつかみにくいということであるようです。

消防庁予防課で、今年度、聴覚障害者世帯用の火災報知機について、生活保護世帯を対象に無料設置を実施したということでありました。聴覚障害の方なので、一般の火災報知機に比べて全然違うので、音ではだめなので光とか振動とかなのかにおいなのか、非常に高額なようです。そういう意味で、法律化されていても買えない世帯、生活保護世帯などはそうかと思ひますので、そういう方には無料設置ということがやられているようですので、ぜひこれを受

けて、新庄市でも聴覚障害世帯の方に聴覚障害者向けの火災報知機をつけてやるべきだなと思うんですが、どうでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいま無料設置の情報をいただいております。現実には、聴覚障害者2名の方につきましては同居の家族もいらっしゃるというふうな状況もございます、その支給の要件が細部で、単身もしくは同居世帯、そういう条件があるかどうかは判定しておりませんが、改めてそういう中身につきまして確認させていただいて、該当するものであれば、こちらのほうで適宜申請もしくは受給するというふうな形で進めたいと思います。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 生活保護世帯でこういう状況でありますので、一般の生活保護になっていない世帯での聴覚障害者用の火災警報機がどういう設置状況なのか調べて、できればそういう方々に、一般よりもかなり高額なので普及しにくいとも言われておりますので、対策などを考えていただく気持ちはないか。どうでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 聴覚障害者の方に対してのいわゆる火災報知機の設置ということでございますが、現在、要援護者に対していわゆるやすらぎ電話ということで、単身もしくは、障害者の方も含まれますが、何かあった場合にコールセンターに緊急通報して消防署もしくは医療機関のほうに連携をとって措置するというふうな電話がございますが、これにつきましてはいわゆる聴覚障害者の方もわかるように、光を発しながら緊急時を通報するようなシステムにはなっております。

ただ、そのほかのいわゆる同居されるような方々もいらっしゃるような状況で、要援護者というふうな範疇から外れる方々の状況についてはまだ現実には把握しておりません。ただ、やはりそういうふうな危険な状況があるということであれば、我々としても早目の対策というふうなことは必要かと思われますので、全体的な制度を改めて確認させていただきながら進めていくといたしますか、低所得者対策も含めまして検討させていただければというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、95ページの10の4で、小中一貫校建設事業工事請負費10億6,873万3,000円についてです。これで2つお聞きします。県産木材の利用はどう考えておられるでしょうか。また、地元業者へ発注及び分離発注でできるだけ直接受注して仕事をもらえる業者をふやす工夫はできないか、お聞きします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

山口吉静委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 まず、第1点目の県産木材の活用についてでございますけれども、いわゆる県独自でそのような補助事業等々はございません。ただ、文部科学省のほうで改築等を行う場合の制度としてあるようでございます。

平成23年に学校施設の整備にかかわる法律としまして、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律、この中でいわゆる環境・エネルギー教育の教材として活用できる学校施設の整備推進を目的として新たな事業が立ち上がっております。事業名称としましてはエコスクールパイロット・モデル事業というふうなことでございまして、文部科学省ほか林野庁、経産

省、国土交通省等がそれぞれタイアップしてと
いますか、それぞれの事業でもって活用する
ような内容でございます。

この事業につきましては、今年度24年度から
5カ年間ということでございますけれども、先
ほど申し上げました環境・エネルギー教育の教
材として活用できる、そのような学校の整備と
いうふうなことで、それを目的とした基本計画
を策定することが要件となっております。

事業のタイプとしましては、太陽光発電等々
のほかに、委員おっしゃいました木材利用に関
して木材利用型というふうなものがございま
す。この内容につきましては、確かに地域材の利
用を内装等々に活用するというふうなことに
なります。

新年度から工事にかかるわけでございますけ
れども、これらの事業の内容を精査しながら基
本計画策定して、いわゆる目的に合致したも
のであるかどうか、その辺のところも検討しな
がら進めてまいりたいというふうな形で考え
ております。

ただ、基本計画を策定して認定を受けること
が要件となっておりますので、その部分につ
いては今後検討してまいりたいというふう
に考えております。

それから、2点目の地元業者への考え方
でございますけれども、新年度になりまして補
助の申請関係等々、また建築確認申請等々
を進めるわけでございますが、実際の工事の
発注につきましては、内部的には指名審査
委員会が発注の方式、形態等を決めまし
て進めることとしております。

確かに、現在の状況でございますれば、や
はり地元の経済の活性化というふうなことが
ございますので、その辺の視点も捉えなが
ら進めてまいりたいと思います。

なお、今回の学校建設につきましては、校
舎部分と体育館部分を同時に立ち上げて建
設する

という手法でございます。そんなことで、工
事そのものの進捗がスムーズにいくような、
そういうふうな部分もございまして、それ
も考え合わせながら、とりわけ地元の経済
の活性化という部分を捉えて進めてまいり
たいというふうに考えておりますので、御
理解のほどをよろしくお願ひしたいと思
います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。

次に、92ページの10の5で、小中一貫
教育推進費ですが、これが大幅に増になっ
ております。実施計画策定委員などの報酬
、3倍ぐらいになっているし、謝金では
16倍になっております。内容はどうか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 ただいまの質問
にお答えします。

まず、策定委員の報酬のところですが、
今年度、24年度のものを踏まえて来年度
も引き続き実施計画の策定を2年目、や
っていくわけですが、やはり回数そのもの
を若干多目にしております。あわせて、
話し合いを進めていく中で、作業部会、
例えば制服等を検討していく作業部会
なんかも新たに立ち上げるということも
しておりますので、その外部の委員のた
めの報酬等が増額になっております。

それから、謝金についてですが、24年
度と来年度を比べて大きくふえているの
は、小中一貫教育校の校歌について、作
曲者、作詞者についての専門家という
か、そういう方の依頼も視野に入れてお
りまして、その方への謝金をお一人30
万計上させていただいております。あ
わせて校章のデザインについても1人
30万計上させていただいておりますので
、合わせて3名分ということで90万、
これが謝金の主なところの金額にな
っているところです。

それと、もう一つが自動車借上料ということ
で、金額がふえているところですが、これにつ
いては小中一貫にかかわって交流の授業をして
いくということで、萩野中学校区を中心に小学
校同士の交流、それから小学校・中学校の交流
もしていく。あわせて、これは萩野中学校区だ
けではなくてほかの中学校区でも使える予算で
すので、そういうふうな交流の活動のためのバ
スのためのお金というふうになっております。

以上が増額になっているところの主な内訳に
なっております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） いろいろ詳しく頑張っ
ていらっしゃるのことがわかりました。

小中一貫教育の問題なんです、東京都の品
川区というところが小中一貫校づくりで一生涯
命やっているところです。

そこで実は24年の2月、小学校6年生の女子
児童が線路に朝5時に横たわって自殺したとい
う事件がありました。また、実はその同じ学年
で続いて自殺が7月、9月と起きております。
こういったことに対して、なぜこのようなこと
になったのかという理由などを把握しておられ
たらお願いします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 今ほどの御質問ですが、
そこら辺把握しておりませんし、その理由等も
存じておりません。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） その理由として、学校、
最後9月なんですけれども、それに対しては学
校としていじめがあったのではないかというふ
うに言っているようです。その前に、実は同じ
9月の亡くなった子が、4月、5月に担任に、
シャープペンシルなどを壊されて困ったと相談

していたそうです。担任は、全体指導はしたそ
うです。しかし、加害者を特定しての個別指導
はしなかったそうです。その間に言葉による暴
力、また暴行もあったようで、それらを先生方
が把握できなかったというふうに言われており
ます。

それで、実は小中一貫校についてはタイタニ
ック号のようだと、このように現場の先生が言
っているとも言われています。そういう意味で
は、小中一貫校の教育的な効果は検証されてい
ないと言われております。先生方は、子供にと
ってよいのかわからないと否定的だと言われて
おります。そういう意味では、緩やかな連携に
とどめるべきであって、子供と先生がこういっ
たいじめ死などが起きないようにじっくりと話
し合いをし、対応ができるような学校環境をつ
くることにこそ教育委員会としては力を入れる
べきではないかな、そういうことに予算を使う
べきでないかなと思いますが、どうでしょうか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 小中一貫教育校のそもそ
もの運営というか進め方に関しての御質問とい
うふうに捉えておりますけれども、昨年の議会
等でも答弁というかさせていただいているところ
なんです、本市で進めようとしている一貫校
については、本当に品川のような大きい学校、
あるいは内容についてもどンドンカリキュラム
なんかも前倒しでしていくとか、そういうふう
なものではなくて、ほとんど実質的にはいわゆ
る実態に応じた穏やかなというか緩やかな連携
を進めたようなものです。そういうようなところ
を進めようとしております。そういうふうな
ための実施計画づくりであり、校舎づくりなの
かなというふうに思っております。

昨年12月にですけれども、練馬区の大泉桜学
園という小中一貫教育校に行っていました。
規模的にも萩野よりちょっと大きいような学校

で、今年度2年目になっているんですが、そのところの視察を行って、北部の校長先生方と行って来たんですが、大体お話をお聞きした後で、帰り際なんですけど、バス停まで送ってもらったときにその練馬区の統括指導主事という方が道すがらこういうふうにおっしゃっていました。昨年はさすがに統合1年目ということで先生方も忙しかったようなんだけど、今年度2年目になって、先生方自身が統合してよかったや、統合というか、一貫校にしてよかったというふうなことをおっしゃっていると、そういうようなところが本当に委員会としても救いというか、よく捉えているというふうなところをお聞きしたところなんです。訪問させていただいて、一番よかったありがたい情報だったなというふうには捉えています。予算とはちょっと離れたけれども、以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） くれぐれも、一貫校をやったために子供たちが大変なことになった、人格形成に大きな影響を与えてしまったなどということのないように、教育委員会としては本当に緩やかな、穏やかな楽しい学校になるようにしていただきたいと願っております。

それから、次に94ページの10の3で学校給食地元産米負担金65万9,000円で、前年比1万3,000円、若干減りました。これについてお願いします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 学校給食地元産米差額負担金65万9,000円についての御質問です。

この負担の補助の内容等については変わっておりません。小中学校の給食で地元産米の一等米を出すと、そのための補助金ということで30キロごとに30円の補助金を出しております。

ただ、補助の内容は同じなんですけど、子供の

数と食数の関係で来年度、子供の数が減りますので、そういう関係で1万3,000円の減というふうになっております。子供たちが食べる質が落ちたとか地元産米の一等米が食べられないとか、そういうふうなところではございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 食材の地産地消を広げるために何が必要だと考えておられますか。

委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） よくわからないようなので。

私としては、まずこの地域は米ですので、米飯をふやすということが地産地消の一番のまず第一なことじゃないかなと思うんです。それについてどうお考えなのか。

また、もう一つはBSEということで、アメリカ産牛肉で4例目が発見されたと聞いております。そういう意味では、検査はアメリカ産牛肉は全頭検査でなくて0.1%なんです。それで4例目が発見されたと言われておりますので、全頭検査であれば1,000頭見つかるようなことになってまいります。そういう意味では、子供たちの安全・安心を考えたときにはなるだけ地元産を、アメリカ産牛肉が入っているかもしれない加工は使わないとかそういったことで地元のものを使う、なるべく地産地消を広げていく、そういうことが大事だと思うんですが、そういう点でどのような対策を25年度は考えておられるのかということでお聞きします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 学校給食の米飯にかかわってお答えさせていただきます。

ただいまのところ、今年度なんですけど、米飯が、御飯が出るのが週4日になっております。5日のうちの週4日ということで、もっとふや

すとなると毎日御飯という形になります。それはそれでいいのかもしれませんが、子供たちは、やはりたまにパンとか麺類とか、そういうふうなものも食べたいというところが子供たちの本当の声かなというふうに思っております。そういうようなところで今のところ、予算もそもそも週4日分しかとっていませんけれども、今のところはこれをさらにふやすというようなことは考えておりません。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） たまに食べたいというのはそのとおりだと思います。そういう意味では5日に全部しなくても4.5とか、そういうことも考えられるわけです。4.7とか8とか。たまにというふうにするようにして、米飯をふやすという方向で少しでも地元のもの食べる子供たちを育てていきたいとか、安全のためにもそういう方向にさせていただきたいなということをお願いしたいんです。

次に、119ページの1のハに職員給というのがあります。14億8,000万で、前年と比べますとマイナス7,841万円減です。

そこで、25年度の正職員数は何人か、また嘱託職員、日々雇用の人数は何人かお願いします。

続いてもう一つは、99ページの10の4に図書館の指定管理委託料が載っております。3,600万ということで、去年より703万円ふえています。この指定管理の人件費などが変わってきたと思われませんが、その内容についてお願いします。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 平成25年度の職員数につきましては、退職者20名、新規採用者15名ということで、今のところそうなっております。5名の減ということになります。したがって、現在298名の職員でございますので、4月1日

には293名の職員体制になろうかと思っております。

それから、嘱託職員の数でございますが、昨年度より2名ふえまして、当初予算ベースですが、98名を今のところ予定しております。

それから、日々雇用職員でございますが、日々雇用職員については後ほどまた答弁させていただきます。大変申しわけございません。

小嶋達夫生涯学習課長 委員長、小嶋達夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長小嶋達夫君。

小嶋達夫生涯学習課長 図書館の指定管理料の増額ということでの御質問でございます。

委員がおっしゃるように人件費の分の増額がございまして、24年度と25年度を比較しまして図書館の司書の人数を1人増員しております。

これにつきましては業務内容、それから事業量について当初比較した場合と相当な開きがありまして、今回、業務量の調整、人員比収支の影響ということで、業務の影響が大きかったということで1名増員しております。

それに加えて、これまで生涯学習課の中で行っておりました図書館における図書購入費、こちら300万、図書館のほうで購入するというふうに移しております。含みまして703万2,000円の増額で指定管理料、24年度対比です。703万2,000円の指定管理料委託としておりますので、よろしく御理解をお願いします。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 大変申しわけございません。

日々雇用職員の数でございますが、緊急雇用の創出事業などもほぼ終了したということなのでございまして若干減っております。87名を予定しております。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山口吉静委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） それでは、初めに39ページ、2款総務費1項総務管理費14目市民相

談費の中の消費者行政活性化事業費189万7,000円とありますけれども、この内容を教えてください。

荒澤宏二市民課長 委員長、荒澤宏二。

山口吉静委員長 市民課長荒澤宏二君。

荒澤宏二市民課長 消費者行政活性化事業費の内容でございます。主に消耗品がほとんどでございますが、毎年いろいろな悪質商法とか未然防止、それから被害者の相談、そういったことを行っているわけですけれども、その悪質商法等、消費者行政に係る消費者、市民の啓発物品としまして毎年いろいろな啓発物品を全戸配布しておりますが、25年度の予定といたしまして、消費者啓発物品といたしましてクリアファイル、これを全戸配布しまして、消費者被害の発生防止、それから拡大防止の啓発を行っていく予定であります。あわせて、市民相談室のほうに消費者啓発パネルも用意いたしまして、さまざまな消費者、悪質商法等にひっかからないようなそういった啓発を進めていくということで、このような予算を組んでおります。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山口吉静委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） わかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして59ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費で今回妊婦健診の助成金、また女性においては特定不妊治療費の助成金を今回していただきまして、大変うれしく思います。

あと、がん検診のほうをちょっとお伺いしたいんですけれども、毎年、この間も質疑あったんですけれども、せっかくの無料クーポンがあるんですけれども、なかなか受診率につながらないというお話がありました。その点について再度どういった啓発というか取り組みをこれから行っていくのかということをお伺いを1点と。

それから、女性に対しては子宮頸がん、また

は乳がん検診の補助があるんですけども、男性の方においては前立腺がんということで取り組まれているというお話を聞きました。前立腺がんについては、山形県の中でも新庄市と長井市ということで、新庄市においては平成16年度から取り組まれているというお話を先日お伺いしたんですけども、そちらのほうは毎年どれぐらいの方が受診されているのか。2点お伺いしたいと思います。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 初めに、がん検診の周知ということでございますが、一般質問の際にも御答弁差し上げました健康に関する情報、いろいろ入れればそれに行動が結びつくという調査がございました。ことしについては本当にいろいろな情報、細かいところから情報提供して、市民に対して健康に対する意識を高めようと思っております。

基本的には、一番簡単にできる自己啓発としては体重をはかることかなと思っております。自分の体重も知らない、例えば子供の体重も知らない、そうなれば例えば医者に行ったときに薬の量も違ってくるものですから、自分の体重、子供の体重、そういった簡単なところからの啓発も必要ではないかなと思っております。もちろんがん検診につきましても広めて受診率を高めていくことはもちろん重要なことだと思っておりますが、そういった身近なところからの周知が重要ではないかなと思っております。

あと、前立腺がんの受診率につきましては、ちょっとお時間をいただいて調べたいと思いますので、よろしくお願ひします。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山口吉静委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 前立腺がんというと、余り耳にすることがないということなので、身近な病気とは思えないかもしれませんが、本当

に命にかかわることもある深刻な病気というふうにありました。大体50歳以上の中老年の男性に多いと言われているということなんです、若い男性でも発病することもあるそうです。それで定期的に検査をするよう促すことも必要と思われませんが、その点についてはいかがでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 前立腺がんということで、平成16年度から新庄市は取り組んでおりますが、前立腺がんにつきましてはなかなか症状が進まないということがございました。そのため検診と予防、例えば死亡者を減らすということがなかなか結びつきにくい、急に症状が進めばがん発見によって助かる命というのはあると思うんですが、発症から例えば死亡に至るまで時間がかかるということでもございました。早期発見・早期治療になればいいことだと思いますが、ちょっとある程度進んだ段階でもその後の進行が少ないということでしたので、そういったことからなかなかほかの市町村での取り組みが少ないということかなと思っております。

それから、前立腺がんの検査であります、24年度につきましては360の方が検査を受診しております。以上でございます。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山口吉静委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） ありがとうございます。せっかく県内にも先駆けてこの取り組みを行われているということで、新庄もすごいなと私自身は思いました。今後ともよろしく願っています。

最後になりますけれども、主要事業の概要の8ページ、防災対策推進事業ということで、今回529万8,000円、事業費をつけていただきまして、本当に今まで心配していたことが1つ小さいことなんですけれども、本当に安心につなが

ったかなというふうには思います。

それで、まだまだ内容的にはこれからだとは思いますが、ほかの地域にもまたこれから広がっていくということの可能性の部分と、それから自主防災組織の育成事業補助金、5地区で今回は100万円というふうになっております。たしか前年度は50万円だったと思いますが、その辺のところを再度お伺いしたいと思います。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 高橋委員のほうからは、一般質問でも、またこれまでについても防災対策について貴重な御提言等いただいております。感謝を申し上げます。

主要事業関係の8ページに防災対策推進事業というようなことで載せさせていただいております。総額529万8,000円です。これについては昨年度、県が山形県災害に強い地域づくり市町村総合支援事業費補助金というようなことで、防災対策を強化するための補助制度を設けております。これらを活用した上で、主に3つを大きな柱として事業を計画しております。

1つとしては通信手段というようなことで衛星携帯電話の整備、それから拠点避難所の設定と災害対策資機材の整備、それから自主防災組織育成補助事業の充実というようなことで、3本柱で事業展開しようというふうに考えております。

なお、県のほうの補助金については、これは全てが対象になるものではないと思いますが、衛星携帯電話と拠点避難所の非常用発電、それから自主防災組織の育成に関する事項については補助対象というようなことになっています。

これまでも自主防災組織の育成強化の観点で、育成、組織化をする上で何が一番大事かというようなことでさまざま対応たるものを考えておりましたが、その中で一つは自主防災組織内の資機材の整備。これについてはこれまで

2分の1の補助というようなことでやってきましたけれども、県のほうの補助事業を受けて最終的には組織の自己負担たるものがなくても整備できるようにというようなことで拡充したものでございます。その関係で自主防災組織育成補助事業費補助金というようなことで、一応5地区で100万円の事業を計画しているものでございます。以上です。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山口吉静委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） ありがとうございます。

自主防災組織の5地区とあるんですけれども、今年度、予定されている地区とかはありますか。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 本年度の自主防災組織の設立の関係ですけれども、7地区ほど設立に向けた取り組みをしていただいております。ただ、いずれも3月末ころまでになるかと思っておりますけれども、要するに町内会での承認を得る必要があるというようなことで、正式な設立にはなっておりません。

またもう一つ、来年度から新たな、今言ったような自己負担なしでの防災資機材等々の整備もできるというようなことから、若干設立の年次をずらしたいというふうな意向のところもあります。24年度中については今の段階で正式な設立ということにはまだ至っておりません。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山口吉静委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 県内でも何回も言われていますけれども、組織率の低下ということが毎回上がってきますので、これからも自主防災組織の育成に向けてなお一層取り組んでいただきたいと思っております。

以上で終わります。

山口吉静委員長 ただいまから1時まで休憩いた

します。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。
質疑ございませんか。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） それでは、私から幾つかお伺いいたします。

93ページ、10款教育費の教育振興費、小学校のほうですね、要保護事業援助費と準要保護児童援助費。これと関連して、96ページに中学校の保護生徒援助費があります。これは昨年と比べて増加傾向にあります。この援助内容と全体の人数比と申しますか、そこら辺を詳しくお願いいたします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 要保護児童援助費のことについて御質問いただきました。小中あわせてということですが、まず、要保護のほうですけれども、小学校のほうは3人、想定しております。要保護のほうは医療費と修学旅行費というようなことで合計で4万4,600円。中学校のほうは5人を想定しております。これも医療費と修学旅行費ということで24万6,800円予定しております。

前年度比なんですが、要保護のほうは24年度7名ということで、今年度も大体同じくらいの人数を、今年度というか25年度も想定しております。

それから、準要保護についてですけれども、来年度についてはこれは166人というような人数を想定して、1,417万3,610円の小学校のほうの事業費、中学校のほうは102人を想定しております。1,311万4,970円を想定しております。

準要保護のほうも、昨年度よりは多目に予定しておるところです。

ここに特別支援教育関係の就学奨励費も含めていわゆる扶助という形になっているんですが、24年度、今年度については3つ合わせて、小中合わせて288名の生徒を補助しております。全体の人数については8.6%になるかなと思います。来年度については若干多目ということで、300人を想定しての予算の計上をしているところなんです。これも若干今年度よりはふえて、9%の割合の子供さんが援助を受けるような形になります。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） ありがとうございます。

準要保護の件なんですけれども、これは就学奨励費のことだと思うんですけれども、世帯の収入とかの基準はどのようになっていますか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 これは基準のところは、判定の基準が教育扶助基準に生活保護基準、加えて生活扶助基準の、私も詳しくはわかりませんが、2類というようなところ、それに冬季の加算、住宅基準を加えてそれを需要額というようなことで、それを算定の基礎にしているところなんです。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 今年度は300人を想定しているとのことで、やはりこれは今回の議会だよりのほうにも、前回は載ってまして、経済的な理由により就学困難と認める者とあります。学用品等の必要な費用を援助するというふうになっておりますけれども、これは一応年に1回という想定で、例えばですけれども、小学校の低学年のときにこういう援助を受けて、次第に援助が不要になったというような場合もあろう

かと思います。逆に、やっぱり家族が不幸に遭ったとか経済的な理由で途中からそういうふうなものが必要になったという場合も想定されると思うんですけれども、そういう想定内のことに関してはどのようにお考えでしょうか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

山口吉静委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 これは今年度こういうふうに前年度のうちに予算は計上しますけれども、年度途中で新たに該当するような子供さんがあれば、その都度その都度審査をして、適当であればこれを与えるというような形、システムになっております。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。

学校に上がることで不安を抱えているお母さん、お父さんもいると思いますので、手厚い援助をしてほしいと思います。

続きまして、49ページ、3款民生費、社会福祉費の成年後見制度利用支援事業費についてお伺いいたします。

山形県の中では、成年後見制度の実績がゼロという市町村もかなりあります。新庄市にとっては果たして実績はどのようだったかお伺いいたします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 24年度の実績ということになります。成年後見の制度利用はございませんでした。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） この制度は、地域包括支援センターの地域支援事業だと思うんですけれども、実績がもしないのであれば、その事業の中で行えるべきところだと思うんですけれども、この予算の使用目的というか、それはど

ういうふうなことでこの数字が挙がっているのでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいまの49ページの障害者自立支援費の中の成年後見制度利用支援事業費につきましては、障害者の方の成年後見制度でございます。包括支援センターのほうで担当しておりますのがいわゆる権利擁護、高齢者の権利擁護部分ということでございますので、これに関しましては介護保険特別会計の中で予算を計上しているというふうな形になっております。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。

それでは、続きまして50ページ、同じ民生費、社会福祉費の高齢者による健康増進自主活動支援事業費補助金、これについてお伺いいたします。

この金額は昨年と同様だと思います。この議場の中でも再三話題になったと思うんですけども、高齢者の自主的な運動、例えばリーダー育成もそうなんですけれども、健康寿命を延ばして寝たきりを予防するということではこういう事業は拡大すべきだと思うんです。介護保険に関してもそうなんですけれども、やはり予防ということに関しては予算をかけなければならぬようなところがあります。この事業は、公民館で恐らくリーダー育成とかそういうものの中身だと思うんですけども、拡大し、健康を延ばすということでは、今回はこういう数字ですけれども、今後はどのような見通しを立てていますか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいま高齢者による健康増進自主活動に関する補助金に関して御質問

をいただいておりますが、その上の老人クラブ活動助成事業費補助金がございます。高齢者対策ということで、基本的にこの2つがセットで考えられているということで、基本的に老人活動クラブ費については上の補助金で出しておりますが、これに関して、さらにクラブ等で独自に教室を開く、それからふれあいサロンというのがございまして、独自に健康づくり、もしくは健康教室といいますか、そういうものを開催したところに対しての助成というふうなことで現在支出しているというところでございます。

今、お話にありますように、老人クラブの活動と健康づくりの問題に関しましては非常に現在、密接に結びついているというふうに思っております。老人クラブの活動の中にも既に健康づくりをしながらやはりみんなで一緒にやっていくというふうな方針を立てているクラブもございますし、我々のほうからお願いしながら健康教室を開催しているというふうなところもございます。ですから将来的に、老人クラブという名前自体がどうかという問題もございすけれども、65歳以上の方が一定の条件の中ということになりますけれども、健康づくり、健康維持、健康増進の取り組みのためにはこういうふうな補助金を適切に補助しながらやっていくということが一つの大きな鍵になりますので、その辺についてはやはり将来的なそういうふうな重要な課題を抱えているという認識でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） ありがとうございます。ぜひ拡大のために力を注いでほしいと思ひます。

最後の質問ですけれども、48ページ、同じ民生費、社会福祉費ですけれども、障害者自立支援費、この中の介護給付費・訓練等給付費5億5,485万4,000円です。これの金額、昨年は4億3,700万で、伸びが幅広いなと思ひます。手

厚い給付でありがたいんですけども、この伸びに関して説明をお願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 障害者自立支援給付に関してのそのうちの介護給付費・訓練等給付費に関しての御質問でございますが、確かに昨年からかなりの伸びを見せております。これの一番大きな原因としては、結論から申せば、いわゆる相談事業が充実しまして、その給付に関して適切なケアマネジメントといいますか、適切な扶助を受けられるようになったということが一番大きいかと思えます。平成24年から障害者自立支援法の中で相談支援事業、これを全市町村で取り組みというふうなことになりまして、新庄市におきましても2カ所、障害者を対象としました相談センターがございます。その中で、4月からでございますが、いろいろ障害者の方が実際に相談に行く、もしくは電話等もございますが、その中で自分に合ったメニューは何なのかということ、介護保険で言えばケアマネジャーの方ということになりますけれども、そういう指導される方がメニューの中から適切なものを選んで、選択しながら市と連携して給付もしくは扶助を行うというふうな形になっております。ですから、本人が知らなかった制度についても適宜給付するというふうな状況もございまして、やはり全般的に適用するメニューがふえたということですので、障害者的には非常によい制度かなというふうには思っております。

ただ、やはり全般的に負担がふえていると、いわゆる給付費がふえているということになりますので、その辺に関しては評価はどうかというふうな部分はございますけれども、状況として額がふえているというふうなことにしましては相談支援事業の充実によりましてメニューの適用が図られているというふうなことで御理解いただきたいと思えます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。

それでは、訓練というのが訓練給付、これに関しての説明をお願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 題名としまして介護給付費、それから訓練等給付費というふうにございますが、主要施策等でもお示ししておりますが、いわゆる障害者自立支援法に基づくメニューというのが20メニューほどございます、いわゆる自立支援部分に関しては。例えば居宅介護から始まりましていろいろな給付部分ではそうなんです、訓練給付といいますと、いわゆる就労支援、A型、B型とか、いわゆる就労指導、職親も含みますが、そういう自立支援に向けた就労体制を援助するというふうなメニューが何メニューかございます。ですから、いわゆる訓練等給付費というふうな部分についてはそういう意味の名称だということで御理解をいただきたいと思えます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

山口吉静委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。懇切丁寧な説明、どうもありがとうございます。これで終わります。

1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

1 4 番（遠藤敏信委員） それでは、私のほうから数点。

ページ46、シルバー人材センター運営費補助金。それから、ページ50、老人クラブ活動助成事業費補助金及び先ほど伊藤 操委員が高齢者による健康増進自主活動助成事業というふうなことがありましたけれども、関連しまして。

それから、ページ66、6款1目3項農業費振興費、そばまつり実行委員会負担金。同じくペ

ージ77、7款1項地域特産品開発事業委託料。それからページ80、8款2目2項、長寿化橋梁点検業務委託料についてお伺いいたします。

まず初めに、シルバー人材センター運営費補助金、638万7,000円とありますが、現在何名の方が登録されているのか。また、新庄市及び他市町村、郡内の方が登録されていると思うんですけれども、その割合。それから、どのような職種を担っているのか。就労による事業収益はどのくらいかを伺います。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 基本的に新庄・最上地域シルバー人材センターにつきましては公益法人ということでございますので、市の直轄の団体ではございません。ですから、基本的には我々とはまた別途の団体ということになりますが、状況的にわかる部分だけ御報告いたします。

昨年の4月の段階で申しわけありませんが、会員数としては668名というふうな報告をいただいております。そのうち新庄市在住の方につきましては406名、ですから大体6割ぐらいというふうな状況でございます。

あと、職種につきましては、いわゆる外の作業、それから筆耕も含めまして中の作業、かなり多岐にわたったものを受注しているというふうなことでございますので、高齢者の方のそれぞれの特性、いわゆる技能を生かすような職種、かなり多岐にわたって活用させていただいているというふうなことで御報告させていただきたいと思います。

あと、就業率につきましては88.4%ということでございますので、ほぼ新庄市内といえますか、新庄市内での受注率が非常に高いというふうなこともお聞きしております。以上でございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 例えばどのくらいの額として事業を行っているかというふうなことまではわかりませんか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 受注額ということでお答えいたしますと、23年度実績ということになりますが、11億8,827万円というふうに出ています。受注額でございます。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） いやいやいや、かなり大きな額の仕事をしているなということで改めて思いました。そうした場合、果たして638万という運営費補助金というふうなことをあえて出す必要があるのでしょうかというふうな疑問に突き当たったところです。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 大変失礼申し上げます。先ほどの額、ちょっと桁を間違っております、1億1,882万円でございます。1億円規模の状況でございましたので、若干評価が変わるかと思いますが、今のあえて支出するかどうかの疑問に対しては、シルバー人材センターにつきましては公益法人ということで、公益性、非常に高くなった団体でございます。その中で利益を求めないというものが一定の広域法人、社団法人というふうに位置づけられておまして、むやみに受注できないと。とにかく利益については地域に還元していくというふうな状況でございます。ですから、その運営に当たっては現在、国・県・市、それから町村もまざっておりますけれども、それぞれの分担に応じて運営費を出しているというふうな状況でございます。ですから反面、高齢者の労働に関して一定の拡大を図るというふうな目途もございまして、やはりそういうふうな全体的な運営費、今回示

しております638万円の中には新庄市として498万円、県として140万と一緒の額が入っております。新庄市分としては498万というふうな額になっております。国はこれに加えて789万円という額が全体の人口割、もしくは面積割で交付されているというふうな状況でございますので、そういうルールでまず補助させていただいているというふうなことが一つと。

やはり先ほど言いました公益法人としての役割、公益性を重んじた団体になったということもありますので、この辺に関してはやはり継続すべきものかというふうに思っております。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） はい、わかりました。

やっぱり必要だとは思いますが、ただ、利益を求めないというふうなことで、頼むほうにとっては頼みやすいのかもしれないけれども、いわゆる業者の方がいると、いわゆる民業の方々との競合の中で、そっちのことを圧迫するようなことになってはうまくないでないかなというふうな思いもしたものですから質問した次第であります。

続いて、きのう新田委員が質問し、ただいま伊藤 操委員が質問したんですけれども、老人クラブ活動助成補助金、50ページです。それと高齢者による健康増進自主活動支援事業費補助金、きのう来、地域づくり・健康づくりの観点からも非常に有効、存在は重要と、有効なものとのことで論議されているわけですがけれども、実は昨年10月29日、毎年、社会福祉協議会が主催して輪投げ大会というものをやっています。去年の場合、第21回というふうなことで51チーム、342名の高齢者の方々が東山体育館に集って競い合ったわけでした。寒河江の社会福祉協議会からも非常に新庄での輪投げ大会が好評というか、その事業をまねしたいというふうなこ

とで視察の方が来ておられました。先ほども申しましたけれども、地域づくり・健康づくりの上で非常に有効だなというふうな思いを私にしたものですから、寝たきりのお年寄りがふえるよりも元気なお年寄りがふえたほうがいいんじゃないかというふうな観点から、最近いわゆる老人クラブの数が減少しているというふうなことがあるわけですがけれども、再び組織化に結びつくような、集ってお互いを啓発することができるような関係づくりを進められてはいかがかというふうなことの思いで質問したところです。お願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 今、老人クラブの再編成と申しますか、加入者の増加に向けての取り組みというふうなことかと思われませんが、現状で老人クラブと健康づくりの関連の中では、老人クラブの中で各クラブごとに例えば健康・うつの学習会とか、運動を取り組んだ事業を行っている、そういうふうなケースが結構ございます。参加人数としては年間で196人、11団体行っているというふうなところもございまして、栄養相談とかそういうふうなところも含めていろいろやはり工夫しながら行っているというところでございます。

ただし、毎回老人クラブの総会には出席させていただいておりますが、やはり毎年少しずつ縮小していくと。どうしたらいいかというふうなことは、いろいろ総会の中でも話題になっているところがございます。市としてもやはり一つの契機としては健康づくり、もしくは地域づくりのお話もございましたが、そういうふうなところと地域における高齢者の役割を明確にして、そして地域の方々と一緒に取り組む部分と、それからみずからの健康を考えていくと。そういう部分でクラブの一つの目標、今までは親睦を深めるということが非常に大きな問題でした

けれども、地域にどういふふうに戻元していくかというふうな部分での取り組みがあれば非常に参加しやすいのかなというところはあるかと思ひます。

やはり全体的に高齢化している、つまり同じ趣味もしくは意識の方々が固まりがちなものですから、それを広げていくためには一定の広い意味での公益性が一つ出てくると。となれば、それに対しての補助もしやすいというところがございますので、そういう方向で少し老人クラブの活性化については当然団体が考えるということが第一義的な問題ですけれども、市の方策としてもそういうふうになっておりますので、一緒に考えていきたいというふうには思っております。以上でございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 昨年の11月に産業厚生常任委員会で北区を視察してきました。割と高齢化率が高いんでしたっけな。高齢化率が高いということを利用して「長生きするなら北区」というふうなキャッチコピーを使ひまして、元気なお年寄りをサポートするという活動を盛んにやっていたというふうなことでありました。体操なんかもあるんですけども、その一つに食事会というふうなものを毎月開催していると。800円程度の昼食を用意してもらうんだそうですけれども、400円をお年寄りで負担してもらって、400円の差額を区で補助するというふうなことらしいんです。どこで食事するかというとお店なんですな。お店の協力を得て、その協力店を各地につくっておいて、例えばきょうはAというところとやったら、次はまた別なところでやるということと回っていくというふうなことでした。一つのアイデアだなということと思ってきたところなんです。だから、何かそういうふうなことがあれば、そういうことをメニューの一つに加えたものでも試してみたらいかか

というふうなことで申し上げたところでありま

す。

次に移ります。

ページ66、そばまつりなんですけれども、先ほど佐藤卓也委員のほうから質問がございました。私もそばまつりの中にはちょっと打ち手としてかかわっているんですけども、1回、2回、3回と非常に好評だったというふうなことです。ただし場所について、山屋のセミナーハウスで開催してきたわけですけれども、シャトルバスに乗りかえて行かなければならないという、ここに、例えば足のない人はそれでもよいかもかもしれませんけれども、車で行って車で帰ってきたいという方がいるんですね。これは実行委員会でこれから決めていくわけですけれども、例えば山屋セミナーハウスでした場合は駐車場をどこかに確保できないかというふうなことです。でなければ、例えばですけれども、駅の東のほうのすぼーていあ、あの辺とかそういうふうな、実行委員会の決定に従うわけですけれども、そういうふうなことをしたほうがいいのではないかという声がありましたので、申し上げたところでありま

す。

ところで、そばまつりは非常に好評なんですけれども、そばの価格が非常に暴落しているというふうなことで、農林課長、今どのような状況になっているかお伝え願えれば。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 まず、そばまつり第4回目の会場につきましては、やはり先ほどもお話ししましたように、いろいろな面の御意見をちょうだいしていただきますので、賛否両論でございます。その辺については年度明けての第4回目に向けた実行委員会、あるいは小委員会のほうで十分協議しながらいい方向に持っていきたいなと思っております。

それから、今年産のそばの価格をどう見てい

るかというふうなお話でございますが、平成24年度産のそばということで、全国の作付面積が6万1,000ヘクタールほどとなっております、10年前に比べますと約28%ほど面積が増加しているというふうなことでございます。

収量につきましては4万4,400トン、国内の流通しているそばの量が約12万トンということで、そのうちの国産そばは3割だそうです。残り7割につきましては中国産・北米産ということで、こちらほうから輸入されているわけでございますが、中国産につきましては1俵ということで申し上げますが、45キロ換算で3,500円から4,000円が入ってきているそうです。それから北米産につきましては6,000円から7,000円というふうな値段で取引されているようでございまして、この部分につきましては即、国産に置きかえられないかというふうなことになろうかと思っておりますが、やはり貿易の協定の中で3年、5年というふうな期間の契約でもっていわゆる輸入されているものですから、いきなり国産のソバが豊作だからといってすぐに置きかえるわけにはいかないというふうな内容だそうでございます。

ちなみに、ことしのJA新庄もがみの収穫量につきましては約3,200俵、昨年が3,800俵ということで若干落ちていますが、御存じのように10月後半からの長雨と暴風によりまして大分収穫が落ちましたが、単価にしましては平均1,250円というふうな、残念ながらそのような値段になっています。

同様に、JA新庄市におきましては1,800俵ほどの収穫ということで、前年が2,400俵ということでございましたので、量的にはやはり落ちているんですが、全国的な過剰傾向ということで、やはり1俵当たりの単価も1,000円から1,200円というふうな状況になっております。

やはりこの問題につきましては最上管内の市町村、JAとの集まりの中でもいろいろ問題視

されておりますが、JAの考えとしましては、現在、農業者戸別所得補償、こちらのほうで10アール当たり2万円、あるいは数量払いということで一等から規格外まで差はありますが、その販売数量に見合った数量払いということで、1万2,000円から1万6,000円ぐらいの加算があるというふうなことで、その辺の交付金がある中ではいたし方ないというふうなことを考えておりますが、また、やはり販売面におきましても積極的な活動を展開してほしいというふうな要望も十分聞いてございます。

そのようなことで、来年産におかれましては、やはりどういうふうに移すかわかりませんが、状況は状況ということで、そのようなことで報告させていただきます。以上です。

14番(遠藤敏信委員) 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

14番(遠藤敏信委員) 玄そばの1俵45キロ、22.5キロ2つで1俵なんですけれども、1俵で1,000円と、今の相場が1,000円だと、ちょっと驚くような低価格。戸別所得補償制度によるそれがあるからこそ何とか農家収益は補填されるわけなんですけれども、1,000円。例えば農家戸別所得補償制度の中間報告というふうな農業再生協議会の資料が郵送されてきたわけなんですけれども、ここで言うところの、例えば1反歩45キロ収穫した場合、その45キロを収穫するために、例えばコンバインで刈り取りを依頼した場合5,000円かかりますね。そこで45キロのものを売った場合1,000円。1,000円のを収穫するために5,000円かけると、そういうふうな状況になっているということだけ認識していただきたいと思っております。

そばまつり、大いに盛り上げて結構なんですけれども、農協のほうに話を聞いたところ、このような状況の中では、生産調整、転作は勧められないということで、長期的に見てどうなのかかわからないけれども、加工米のほうに誘導せ

ざるを得ないというふうなことを言っております。これに関しては以上でやめます。

それから、77ページ、7款1項、地域特産品開発事業委託料321万1,000円というふうなものの内容、説明をお願いします。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 これは緊急雇用事業でございまして、今年度から引き続けているものでありまして、1月から12月までだということで、地域色の濃い特産品、これを開発して商品化までつなげようと、こういった事業でございまして。

具体的には10月10日に新庄の新しいおみやげコンテストを実施したいということで、これまでつくる方、売る方、あと顧客等とのさまざまな調査を行ってきまして、4月1日に県の合庁と共同で駅前に事務所を設けるということで、そこから実際にやる方、実践者の掘り起こしとか準備を進めていくということでありまして、その期間中にさまざまな試行の商品販売等々を行って10月10日の本番まで持っていくということであります。具体的には様々なニラとか、今ですとウルイとか山菜類、花のトルコギキョウとか場合によってはラズベリーとかさまざまな素材があるかと思っておりますけれども、そういったものを例えば菓子あるいは加工品に加工していくというようなことで、新しいものを何とか生み出したいということでございまして、最後は10月10日のコンテストまでつくりたいということでございます。これは言い方はちょっと失礼なんですけれども、つなぎのいわゆる緊急雇用の事業ではありますけれども、その後の展開を考えますとかなり持続性の高い事業ではないかなというふうな捉え方をしております。以上でございまして。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） そうすると、これは募集をかけるというようなことですか。例えばさまざまなグループとか、改善グループとかそういうふうなところに募集をかけるというふうなことなんでしょうか。それとも、委託した人、された方がさまざまなところから収集して提案するというふうな性格のものなんでしょうか。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 委託先は物産協会でございますので、そこから広く呼びかけていくと。物産振興会議なんかも共同しましてやっていくということです。ですから、いろいろな業種の方々はもちろんなんですけれども、NPOとか、場合によっては高校生とか対象は幅広く広げていきたいなというふうな考えでございまして。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ここで新庄市の特産品が生まれるといいなと期待しています。

それから、80ページ、きのうも出たような気がしたんですけれども、長寿命化橋梁点検業務委託料というふうなことで、泉田橋を除いて117基があるというふうなことでの説明がございました。

7月に河川愛護デイがあるわけなんですけれども、私、鳥越の新田橋付近、あの辺の草刈りなんか毎年やるわけですが、真ん中にある橋脚が腐食しまして、鉄筋がむき出しになっている状況があるんですね。これ見ろやというふうなことで、何回か私も、自分の目で確認している上にさらに「見たか、見たか」というふうなことでよく言われているんですけれども、点検業務をこれからやるのか、やっていたのか、あるいはこれからどうするかというふうなことをまず伺いたい。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 長寿命化橋梁点検業務委託につきましては、こういうような建築物については今後老朽化がどんどん進んでいくと。そういうものについて新たに更新とかそういうものを一斉にやったら莫大な費用がかかるということで、そういうようなものを点検し、なおかつ修繕等かけかえに係る費用の縮減を図るといふ、そういう目的でこの事業をやっております。

点検業務につきましては、22年度から行っております。22、23、24と3カ年で117基を24年度で全て終わったということで、25年度は今度はその117基を点検した中では、内容的には今、遠藤委員が言ったように、鉄のさびとか、あるいは舗装の割れとか、そういうものを目視によって点検しまして、そういう中でA、B、C、D、Eというふうなものを結果項目がつきます。Aランクは大丈夫だと、Eランクは危ないと。そんな中の調査項目が終わりましたので、それに基づきまして、今度5カ年程度をめどにしまして全体の修繕計画、それを立てていくと。国においては修繕計画、策定したものについて、いろいろな支援策を講じるというふうな仕組みになっております。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） じゃ、私から。

まず、32ページの2款総務費で、一般管理費の市職員競争試験委託料と職員研修事業費などについてまず質問したいと思います。

一般質問で職員採用についてさせていただきましたこの市職員競争試験委託料のほかに採用試験、これは採用試験のことですよね。ほかに予算はとられていないんですか。職員採用ということに関しての予算。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員採用につきましては、統

一試験等の設定の中で行ってございますので、この委託料55万円、これのみでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 私が一般質問のときに申し上げたかったのは、やっぱり原石を発掘する、新庄市民の福祉向上に貢献できる優秀な人材を発掘するという意味では非常に大切な部分だと思うんです。

ここにちょっとおもしろい資料があって、1人の市職員というか、公務員の職員の採用から退職までの経費というのが約3億円だそうです、1人。そういうふうに使われているそうです。やっぱりそれだけ市民の血税というかそういうものを1人の職員が3億円も使って福祉向上に努めなければいけないわけですよね。それでしたらやっぱり、ここに今のニセコ町長が書いている文章があるんですけども、「自治体が有能な職員を採用するためにお金をかけないのは旧態依然としたおかみの発想で組織としての怠慢な行為だとさえ思っている」ということを書いているんですね。なぜ職員採用にもう少し予算をかけないのか理由を聞かせてください。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 先ほど職員採用については委託費のみのこの金額と申し上げましたが、面接試験員の謝金等もございます。これは2万4,000円。そのほか、別に分けてはございませんが、募集要項等の郵送料等なんかも相当踏み込んだ形で盛り込んでおりますが、いずれにいたしましても小関委員のおっしゃる大きな金額というのとはちょっと違う中身になっているのかと思いますが、採用試験につきましてはやはり公明・公平な観点からの採用が一番重要なことだろうと思っています。そういった中で、県の統一試験、そういった制度を活用しながらこれまで採用を行ってきたわけでございます。今

後についても、我々としてはその観点に立って公明・公平な採用試験を行いながら一人でも優秀な多くの人材を確保したいというふうに考えているところでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 今、課長がおっしゃった一人でも優秀な人材を確保したいと。本当にみんなのそれは思いたと思いますので、ぜひ実現するように頑張ってくださいと思います。

金額の、私は多寡の話をしているわけではなくて、もう少し本当にどういう人材を確保したいのかということの前면에広くアピールしていくということが、新庄市の職員になりたいと手を挙げる若者たちがふえる、そういうきっかけになると思うんですね。ぜひそこを考えていただいて、金額の多寡ではないですよ、もう少し本気でいい人材を確保するということを構築して、そういうシステムを構築していただければと思います。

次に、その下の職員研修事業というところで。金額がどんどん大きくなっているというので私は、本気で研修をして組織力なり個人の能力を高めていきたいんだという思いは非常にこの数字から感じるすることができます。しかし、この数字ではわかりますけれども、前年と比べて比較してというか、どういう研修を充実させたという部分がここではちょっとわからないのでそこをちょっと。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 今年度の研修費202万5,000円を計上させていただいております。昨年度当初予算での計上が174万8,000円ということで、27万7,000円ほどの増というこのたびの予算計上ということになってございます。

その増の内訳でございますが、一つは職員の自主研修、研究活動費への助成金10万円、これ

については1件5万円の2件に充てたいというふうに考えてございます。

それから、研修機関への派遣に伴う研修負担金、これが10万円ほど増にしてございますが、中でもこのたび技術職員研修の新設、機関での新設を行いまして、派遣研修費13万円、宿泊負担金2万9,000円等、新しいものとしてはこういったものを盛り込んでおります。そのほか、これまで平成24年度当初と同じように研修の基本体系はそのまま維持していった上で、新たな試みをこのたびやっていきたいというふうなことでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 少しでも優秀な職員をより市民福祉の向上につなげていけるような道筋をしっかりとつくってほしいと思います。

いずれにしても、やっぱり市職員の質の向上というか、より質を高めていくというのは市政の土台だと思うんです。そこがしっかりしていないとなかなかうまくいろいろな事業や施策が進められていかないんじゃないかなということであえて言わせていただきました。

あと、研修なんですけれども、少しだけ言わせていただきたいんですけれども、民間の企業に出かけて研修をするというところもほかの自治体等ではやっています。こちらでも電通にということで派遣しているわけなんですけれども、私は、市民文化会館の運営の仕方というか、スタッフの人たちの機敏な動きというか、いろいろなことに機転をきかせた動きをするというか、そういうのを見ていると、「何だ、中にすごい研修の材料になる場所があるじゃないか」と本当に思ったわけです。この間、落語のイベントがあったわけなんですけれども、それで行かれた方はいっぱいいらっしゃると思いますけれども、あのスタッフの動きというのは非常にすばらしかったですよね。総務課長も行かれていました

けれども、非常にお客様に配慮した動き、こういうことを思っているんじゃないかという、そこに手が届くようなことをするわけですよ。ああいういい例がすぐ近くに、中にあるわけですよ。ぜひその辺でも研修をする、指定管理者だからという何かがあるんだったらそんなところは捨てていただいて、本当に学んでいただければと思います。

次に、きのう小野委員が質問していたところなんですけれども、34ページ、総務費の2款1項6目財産管理費の中のネットワーク構築機器等借上料とあります。この説明の題名というか、これを見て市民の方というか、ここに公舎の借上料が含まれていると思える、理解できていると思いますか。どなたか。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ネットワーク構築機器等借上料ということで、内訳が公舎借り上げも含んでいるということでわかりづらいんじゃないかなというお話でございますけれども、恐らく市民の皆さんもこれではわからないなと思います。ただ、借上料という形で1本にまとめているということで、従来よりこのような形でやらせていただいております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 当議会では議会改革の中で議会基本条例を今作成をしているということは皆さんおわかりだと思います。その基本条例の、これは策定途中ですけれども、その中の第10条というところに、予算及び決算における政策説明という項目が上程の予定の部分であるんですけれども、議会は予算や決算について十分な調査、検討をするために市長にわかりやすい説明を行うように……（「みんなに言っていないぞ」の声あり）いや、中身はみんなこういうことを議論しているということを言ってい

るので……（「決まっているの」の声あり）決まっていないですけども、こういうことを言っているんで、議会改革の中にも、ちゃんと私も説明していますから、中間報告でも説明しているはずですから、何も言わないでいただきたいと思います。そういうことを策定して議会改革を進めていこうと思っているわけです。今後どういうふうに、こういうふうな説明を続けていくおつもりですか。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 午前中に謝金関係でも質問ありましたけれども、わかりづらいということはおわかりです。ただ、わかりやすくするというか、これですと全部上げますとこの容量ではおさまらないということで、代表的な名称で、何々等謝金とか借上料というふうな表現をさせていただいて、中身については後で聞いていただくというふうなことで御理解をいただきたいと思っています。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 従来どおりの説明にさせてもらいたいということですのでよろしいですね。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

山口吉静委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 わかりづらいという部分がございます。それはわかりましたので、改善できるところは改善していきたいと思っています。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) そのお言葉を待っておりました。ぜひ改善していただければと思います。

では、次に66ページ、6款1項3目、ほかの委員の方々も何度も質問をしておりますけれども、そばまつりの負担金についてでございます。課長から、好評だったということでしたけれ

ども、そばまつりのそもそもの目的というのは
どういふものであったのかということをおよ
と聞きたいと思ひます。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたし
ます。

午後2時01分 休憩

午後2時11分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 質問の内容は、そばまつりの
意義というか目的ということでおぎりました。

新庄に今、ソバの作付は約300ヘクタールご
ぎります。というふうなことで、玄そばの生産
拡大、消費拡大、そしてそばどころ新庄を売っ
ていく、ひいては全国に新庄はそばどころだ
というふうなことで、そばを食べに来るお客さんを誘客
すると、こういう3つの目的を持ってやっ
ていふところでおぎります。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) わかりました。

先ほど遠藤委員からも非常にそばの価格が下
落というか、暴落に近いようになっているとい
うふうなことで、私は何度も申し上げているように、
そばを打つことだけじゃなくて、そばクッキー、
そばケーキ、そば何とかというものを、そば粉
を使う製品をどんどんどんどんそこで生み出し
ていくことがそばの振興になるんじゃないかと
申し上げていたんですけども、何かもうそば
を打って食べていただくというそばまつりに特
化しているというのが非常に気になっているわ
けです。

新年度早々、この準備に取りかかるというこ
とですけども、人的なコストというか、そこ
にかかわる職員はどれぐらいになるわけですか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 準備にかかる担当は、職員1
名はそばまつりのイベントの主担当というこ
とで、ほかの業務も兼務しておぎりますけれど、
まず1名ということでおぎります。

本番当日につきましては、概算ですけども、
さまざまなスタッフということ、市職員につ
きましては80名ぐらいですか。あと民間とい
うことで60名。この民間の力としまして新庄そば
工房、新庄・最上そば道楽会、JR、観光協会、
会議所、元気にする会、県立農業大学校、地元
山屋の連合会、物産協会、両JA、産直、これ
らの方々約60名の協力を得ましてそばまつり本
番を行っているというふうなことで、非常に民
間の協力につきましては大変感謝しているとい
ふに、やはり職員としてもそういった方々との
交流も得て、さまざまな事業の潤滑油にもな
っているんじゃないかなというふうな捉え方も
しておぎります。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 潤滑油になっているの
でしたらいいのですが、それが職員の負担にな
ってれば少しは改善していくという方向もあ
っていいのではないかと思ひます。

やはり職員が当日は80名と、民間の方々
が60名、お客様も含めてそこにかかわる全
ての人が来てよかったと、開催してよかった
と思ひえるようなイベントでないと長続きは
しないのかなと思ひます。3回目ですから、
そういう心配も要らないのかなと思ひます
が、そういう全ての参加する人の輪がしっ
かり整ってこそいいイベントになって
継続していくのかなと思ひますので、ぜひ
その辺も考えながら進めていただければ
と思ひます。

次に、7款1項2目、74ページ、商業振興
対策費とかありますけれども、私が一般質問
等で、新しい大型商業施設も来るというこ
とで、まち

をどうするんだという質問をしたときに、市長は、まちなか総合暮らしのエリアということで、その考えを持ってまちなかを再生・維持していくというふうなことを語られていましたけれども、その予算についてはどこに載っているんでしょうか。予算なしでどういうふうな進め方をするんでしょうか。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 ただいま委員がおっしゃられました74ページに1つ、手数料、29万ですけれども、これはかむてんの著作ということの特許のやつですけれども、もう一つは、その下のほうの緊急雇用の事業ですけれども、空き店舗・交通量調査等々230万2,000円でございますが、これなども、その次のページの75ページの空き店舗等出店補助金50万、これをさらに活用していただきたいというための空き店舗、あるいは交通量調査ということでございますので、この2つが今回の場合ですと新しいといいますか。ただ、昨年と比しますと74ページの修繕料、これは北本町の笠地蔵通りの修繕等々に係るものでございますから、これがふえたのかということでございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 私がお聞きしたいのは、まちなか総合暮らしのエリアということの予算がどこに盛り込まれているのかということを知っています。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 基本的には、とにかくまちの中をにぎやかにすると、それで人を呼び込むんだということに尽きるかと思っておりますので、こういった個々の事業を通して、またさまざまな市以外の部分でもいろいろな動きが出てきております。かむてんの活用もその一つでありま

すし、商議所の昨年5月26日に設置しました「ひと休み・いっぷく」、あそこら辺も一つでありますし、そういった動きと連動しながらさまざま探っていきたいなど。あと市の若手職員でございますけれども、さまざまなまちおこしの仕掛けを、例えばアニメによるものとか動き始めておりますので、こういったものと全て連動する形で少しずつ盛り上げていきたいなど、こんな考えでございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 私が申し上げているのは、市長の答弁の中にこういうふうな構想で進めていきたいとはっきり市議会だよりも載っているわけですね、もちろん答弁していますから。そういうことがありながら予算の説明のところに全く載っていないというのは、そういう姿勢なんだろうなととられても仕方のないのじゃないかなと思って、そういう姿勢じゃなくてやっぱり本気で取り組んでほしいんですよ、本気で。やっぱり商業地として再生・維持していくにはかなりハードルが高いと思います。今の状況を皆さんごらんになってもわかると思っておりますけれども、そうではなくて、市長もおっしゃっていましたが、いろいろなものはめ込んで再生していく、本気で考えていただけないかなと強く思うわけでございます。どうでしょうか。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 ただいま74ページの商業振興対策費でございましたけれども、これはまちなかのにぎわいはこの対策費のみではございませんので、観光事業におきましてもさまざまな交流関係の事業を新規でも、あるいは拡充という形でも盛り込んでおりますので、そういった全体的な総合的な膨らみの中で、まちのにぎわいがかなえられればと。これは一般質問の

ときでございましたが、エコロジーガーデンとの連動、まちなかの連動というようなお話も出てまいりましたので、この圏域まで広く捉えた形にして新庄のまちなかを盛り上げていきたいなど、そんなふうな基本方針でございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 次の課長もそのように考えてやっていただければと思います。今までありがとうございました。

次、85ページ、8款6項、これは1目の道路の除排雪のあたりですけれども、これはちょっと提案に近いのかもしれませんが、除雪の際のいろいろな道路、除雪しなければいけない道路が非常に長過ぎるということで、なかなか市民の皆様の除雪に期待しているレベルと業者が時間に追われてやらなくてはいけないレベルが非常にラグがあるわけですね。そこを少しでも理解してもらうために何かお話とかは業者となさっているのでしょうか。協議会とかそういう。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 毎年ですけれども、うちの場合は除雪は全部業者のほうに業務委託しております。そのために業者の会といいますか、いわゆる建設クラブと毎年、除雪終了後、5月から6月ごろですか、前年度の除雪の内容、それから来年度に向けてどうするかということをやらず話し合います。それから10月ぐらいですか、今年度の除雪体制、工区の割り当てとかあるいは機械の保存状況がどうなのかという情報交換ですね、そういうものをやりながら毎年度、除雪に向けて体制づくりをやっているところでございます。

また、今、委員がおっしゃったように、オペレーターがかわったり、あるいは熟練のオペレーターがやめまして若手のオペレーターが来た

場合に、やっぱり技術の差というのはあります。ですから、そういうようなところで問題になった地域もあります。そういう中ではオペレーター、会社の中と地域の方と入って一緒に話し合いしながら進めていきたい。今後もそういうふうにしてやっていきたいと思っております。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

11番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

11番（小嶋富弥委員） 私から何点かお伺いいたします。

まず、最初に質問するページを申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、53ページ、3款民生費の第2項児童福祉費に関してでございます。

次は、ページ76の7款商工費1項商工費でお願いいたします。これは主要概要の9ページにもございますので、お願いいたします。

次、100ページ、10款の教育費第4項社会教育費、文化財保護費、主要概要の16ページでございます。

次、下がりますけれども、ページ88、9款の消防費第1項消防費、主要事業概要の7ページでございますので、これらに従ってお聞きしたいと思っております。

まず、児童民生費の放課後児童クラブ整備費でございます。昨日も我が会派の森委員から質問がございまして、大変地元からも要望が上がってきてよかったというようなことで、時宜を得た事業だなと私は思うんですけれども、この件に関して私は、森委員もおっしゃいましたけれども、平成18年の6月に、学童保育の日新学童が学校から離れているということで、旧農高の星茫寮を移転できないかと、または今の現状でスクールバスの対応はというようなことでお聞きした経緯がございまして。そのときに当時の福祉事務所長は、星茫寮は新庄北高に移管されて定時制生徒の給食調理に使用され、移転は困

難であるというようなことでございました。

私ども、学童保育に関しては、子育て支援の大切なことで、うちの会派で昨年、研修としてずっと学校から学童保育所まで市の職員の方に案内してもらって現地を見て、そしてその当時子供さん方と一緒に経過したことで大変だなというようなことで、大変心配しておりましたけれども、ようやく事業化がされたということは、過去のいきさつは別としても非常に時宜を得たのではないかと思うんです。

そこで現在、今使われておるあその建物、それは今後どうなるんでしょうかね。

あともう一つは、私もこのとき懸念しておったんですけれども、中央学童保育所が沼田学区と新庄小学校区が一緒になって、あその河原町ですか、旧河原町ですか、あそこになっているんですけれども、あその建物も大変老朽化して心配しておる建物なんです。泉田と今度日新が学区ごとになるという見通しで非常に進んでおるわけですが、その跡地と、中央学童を今後どのように整備なさるかというようなことでまずひとつお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 学童保育所の建設に係って、日新学童保育所、現用地の扱いと、それから中央学童保育所の扱いがどうなるかというふうな御質問でございます。

基本的に今回、日新学区の学童保育所につきましては、来年の11月ころをめどに供用したいというふうには考えております。ですから、それまでは現施設を利用するという形になりますので、現在の建物につきまして旧東朋寮ということで、東高の寮でございました。昔、広域事務組合の建物だったという時期もございましたけれども、かなり古い建物でございます。ただ、面積的にも結構用地としてはある、さらに玉の

木団地という結構良好な土地にもございますので、その辺も踏まえながら、基本的には財産の処分に関しましては、高校用地の処分に関する委員会がございますので、その中でいろいろ検討されるかとは思いますが、基本的には現在、行政財政であるものを普通財政に戻して、売却または団地等々うまくリンクして使用するかというふうな形になるかとは思われます。ただ、これはあくまでも想定でございますので、状況としてはそういう形で検討させていただきたいということでございます。

続きまして、中央学童保育所についての御質問でございますが、今回、日新学区は改修ということで整備されます。それから北部地区につきましては、萩野学童保育所というふうになるかわかりませんが、いわゆる学区としては1つ学童保育所が設置されるということになります。

問題が中央学童保育所でございますが、現在、沼田それから新庄、一緒の学区でやっていただいております。ということで、前からの御指摘いただいておりました老朽化ということも一つございますし、学区が重なっているということで、手狭であるというふうな御指摘をいただいておりました。ですから、今回の学童保育所の再編の中では、北辰の学童保育所の設置から始まって、学区ごとに整理したいという考えはございますので、中央学童保育所につきましても沼田学区、それから新庄小学校の学区においてそれぞれ1つ学童保育所を持たないかということで、現在、並行して検討させていただいております。

具体的に議会の中でも御提案したことがございますが、旧友愛園、現在、新庄市の普通財産という形で存在しておりますが、あそこも耐震化されている建物でございますので、ある程度の使いやすいというふうな建物でございます。ただ、そこを使うにしても、現在の中央学童保育所をどうするかというふうな問題は当然残り

ますので、当面まず日新、それから北部の学童保育所について25、26の中で整備を行うわけですが、中央学童保育所につきましては、そういう先ほど申しましたような構想をもとに27年度以降という形にはなりますが、早期に整備を進めて安心・安全を確保したいというふうには考えております。以上です。

11番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

11番（小嶋富弥委員） 今、山形新聞、いろいろ見ますと、各年度の予算というようなことでグラフかなんかに出ていますけれども、見ますと大体類似した、寒河江とか東根を見ますとやはり子育て支援、自治体間競争と言ったらおかしいですけれども、やはり子育てを充実することによって定住人口もふえるというような、施策的にはやっぱり力を入れているんですね。そういった意味で、学童保育なんていうのは最たる一つの子育て支援のシンボリックなもので、やはり安心・安全で預けて働ける新庄に住みましようかというようなことで非常に大きな政策なんですね。優先順位、いろいろあると思うんですけれども、その中でやはり早急に、中央学童保育はもう何年来の課題ですので、やはりそこは本腰を入れてきちっとお示ししていただきたいと思います。

あと、あそこの跡地もやはり近々に活用することが、普通財産になっても余り財産をたがわないでスリムなような行政運営を私はしていくべきだなと思いますので、早急に対策を講じてひとつ政策的にやってもらえばありがたいなと思います。

次に、76ページの新庄まつり主要事業なんですけれども、大変私もいろいろおまつりに関してはさせていただいていますけれども、一つ名前ですね、仮称なんですけれども、燦踊祭という名前はどのようなふうな。仮名になっていますから読めますけれども、なかなか読めない。

このネーミング、去年も福興祭なんていうのは非常にハイカラな名前、ただの復興じゃなくて福を呼んで興すというような、26日の後まつりのネーミングですけれども、燦踊祭という名前の由来というのはどのようなふうな感じですか。私もわかりませんので、教えていただければ意味合いがわかると思います。

あと、この事業の中を見ますと140人の参加者が来るといいますが、来るのは参加者だけでなく、いろいろな付き添いとかいっぱい来ると思うんです、140人。去年の相馬野馬追とか、すずめとか、氷上の来たけれども、演出するほかにいろいろな方々が交流で来るわけです。その中で感じたのは、交流祭に参加することができました。非常に交流祭というのは参加者たちと我々が味わってお互いに交流をするという意味合いが強いんですけれども、これはもっとフラットに参加できるようなことができないでしょうか。見ますと、やっぱり各団体の方々だけが新庄から参加して、私も副議長なんていう役職があったから参加できたと思うんですけれども、そうでなくてもっとみんなフラクにやっていくような交流をするとやはり交流人口にも私はプラスになる、せつかくのこのイベントが生きてくると思うんですけれども、そのことに関してはどのようなお考えでしょうか。ひとつ御見解をお願いしたいと思います。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 燦踊祭でございますけれども、大変難しい漢字を使ってしまったんですけれども、燦はきらびやかなといいますか、名曲の「愛燦々」というわけじゃないんですけれども、今回4地区から踊りの皆様方140名がおいでいただくと。特に盛岡のさんさに関しましてはミスさんさが5名ほど含まれるということがございますので、本当に華やかな、にぎやかな、きらびやかな、そういった祭りだろうと

いうことで、また、燦の「さん」は賛美の「さん」というふうなことにもつながるのかなというふうな思いでありますので、そういった思いを込めて、本当にきらびやかな踊りが繰り広げられる祭典というようなことで燦踊祭と。これは造語でございますので、辞書にはございませんけれども、そんな名前に設定したいなという考えでございました。

また、交流でございますが、ここがやはり肝心であろうかなというところでございます。昨年もいい形で福興祭の皆さん方との交流をなし遂げましたけれども、今後もこういった交流事業においてになる方々、特にことは友好自治体、高萩で10月26日に行うわけでありましてけれども、それを契機にして、友好自治体間の祭り交流というのをやろうかなというふうに思いますので、できるだけ広い方々を参集してのそういった祭り交流ができればなど。その場合、どうしても部屋の中は閉鎖空間ですと、ある程度人数に限りが出てきますので、祭りの屋台、あるいははやしの音が聞こえるような屋外での会場設定が肝要かなというふうには感じております。以上でございます。

1 1 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

1 1 番（小嶋富弥委員） わかりました。きらびやかなの意味だと。新庄まつりの風流も言ってみればきらびやかというような意味もあるそうですので、大変いいネーミングではないかと思っておりますけれども、毎年名前を変えるようなことなんでしょうかね。もしこれが定着すれば、その都度その都度変えるのも方法かなと思うんですけれども、この辺は今ここで言うてもしょうがないし、検討ではないかなと思います。

やはり今、交流なんですね。せっかく新庄まつりにおいでになってやるわけですので、やっぱりホテルの、雨のことも想定するんでしょうけれども、それ以前に閉ざされた空間でなくて

人がいっぱいのにぎやかな祭りの風情の中で交流会ができるような方法が私は合うのではないかな。そしてなるべくフラットに参加できて交流するというような、仕掛けも大変なんでしょうけれども、ひとつそういった方向もぜひ検討してもらえば、新庄まつり100万人誘客構想のお金が私は生きてくると思いますので、ぜひひとつお願いしたいと思います。

あと、第3次新庄まつりの百年の大計計画、説明いただいたんですけども、曜日といろいろ問題提起、課題もありましたけれども、一般質問の中でもさせていただきました。あと3年思うと、新庄まつり260年という節目の年が来るわけですので、ぜひ夜型化を進めてもらえたらいいかなと思います。要望にも、計画の中にも随分宵まつり化というようなことを提案なさっているようですので、これから向けて、本まつりの夜型化というのは具体的に進めるお考えがあるかないのか、ひとつ。予算は別としても、方向づけはどうなんでしょうか、ひとつお聞かせ願えればありがたいと思います。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 百年の大計は3期の計画の御説明のときにもお話ししておったと思いますけれども、本まつりの夜型化に関しましてはいわゆる継続事項だという御説明でございました。計画書の中にも、本まつりの夜型化について具体的に検討すると、具体的という表現を使っておりますので、現実的にさまざまな問題が起きている、事象が起きているからこそこういった問題が出てくるわけでございます。委員がおっしゃられるように、260年祭のときに例えば試行を試み的にやってみるとか、そういったことも一つの案ではないかなというふうな捉え方はしております。

1 1 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

11番（小嶋富弥委員） やはり1期、2期、3期の計画を具現化することが一つの百年の大計の中で求められるものと私は思いますので、ぜひ検討を重ねてもらえればと思います。

次に、88ページの9款消防費第1項消防費でございます。8ページですか。

さっきも高橋委員が発言、質問なされましたけれども、自主防災補助金事業の中で具体的にどのぐらい数あるかというような質問の中で、今のところ7つだというようなことで、これもやっぱり町内会の総会とかいろいろな中で流動性があるというようなことなんですけれども、予算が5地区なようですけれども、もし7地区になった場合はどういうふうに扱うんですか、これは。もう少し待ってくれとかというようなことでなくて、せっかく新庄は防災組織率が低いというようなことが懸念、マスコミ等でも言われているわけですので、その場合の対応はいかようなお考えなんでしょうか。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 補助の内容ですけれども、県のほうの要件として、事業区分については先ほども高橋委員のほうに御答弁しましたけれども、自主防災組織関係として避難所の関係でございますけれども、自主防災組織については、現在、設立に向けて7つほどあります。ただ、補助金の要件として、とにかく市町村の段階でまず50万円以上の事業費というようなことでの制約がございます。それに市のほうの予算等々も合わせた上でですけれども、ただ、一定の時期までにこの事業の前に組織化できるかできないかもありますけれども、それとともに装備したい事業等々を事前に協議した上で、一定の期間内であればある程度全部の組織、組織化したところについては配慮したいなというようなことで考えております。

なお、細かいところについては今詰めていると

ころでございます。

11番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

11番（小嶋富弥委員） ぜひですね、そういう積極的にかかわりある地域を育ててもらえればありがたいなと思っています。

この主要事業の8ページの内容の中で、拠点避難所の設定と災害対策資材備品等の整備の中で、5つの中学校区に1カ所というような、やっていますけれども、よその市はよその市なんでしょうけれども、寒河江の場合を見ますと、分団の部に提供していると。これは新聞の報道の中なんですけれども、発電機が66台、20リットル入りガソリン携帯缶が66缶、拡声器37台、高さを調整できる投光機132台、ライフジャケット370着が37部に配置されたというようなことなんです。安全・安心をするためには新庄市の場合これでいいかなというような私、気がするんです。これは新庄市の予算といろいろなことなんでしょうけれども、これで新庄市の防災の備蓄ありというのはまあまあという感じですか、足りないという感じでしょうか。その辺いかがなんでしょうか。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 万全だというようなことは言えないと考えておりますし、現在、さまざまな課題を集約しておりますし、その課題の中で近々に対応するもの、しなければならぬものというようなことで事業たるものを計画しております。

主要事業の概要の中にございます非常用発電機、非常用投光機の関係につきましては、発電機については県のほうの災害に強い地域づくり、市町村総合支援事業の補助対象にはなりますが、これ以外のもの、自主防災組織のやつを除いてですけれども、衛星電話、投光機、毛布、石油ストーブ、これについては補助対象にならない

というようなことで、それから当面の避難所機能の確立というようなことで、現在64カ所主要避難所を指定しておりますけれども、現実的に大きな災害が起きた場合、一気に64の施設たるものを市職員でもってあけられるかというようなことが大きな課題でございます。そういうようなことから、一時的に必ずあける指定の避難所というようなことで、現在、数的には少ないんですけれども、各中学校単位に最低1つの避難所については状況を見て即座に開設・運営する避難所をとりあえず指定すべきだというようなことで、来年度については最低限の明かりの類いの発電機・投光機、それから中に、数的には少ないんですけれども、毛布、石油ストーブの類い、これを年次的に継続した形で整備していくというようなことでの予算でございます。

11番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

11番（小嶋富弥委員） ありがとうございます。国も15カ月予算というようなことで、防災・減災というようなことではかなり予算の傾斜配分もあると思いますので、その辺を的確にひとつ活用してもらえばありがたいなと思っています。

次に、主要事業の16ページの新庄藩墓所の改築事業でございます。これは傷んでおりますけれども、これは3号棟と。3号棟は4代の正勝さんというお殿様の御廟所だと思います。あと、西山の桂嶽寺は、これは2代の正誠さんの墓所だと私は思いますけれども、ここ7号、かなりあるわけですので、今回だけで足りないと思うんですけれども、傷みがあると思うんですけれども、今後の展開はどのように、ほかの御廟所に対してもどんなものでしょうか。

小嶋達夫生涯学習課長 委員長、小嶋達夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長小嶋達夫君。

小嶋達夫生涯学習課長 3号棟につきましては、ただいま委員申されましたように25年度、26年度の改修事業ということで取り扱っていきます。

これにつきましては、本年入れまして3年続いた雪害による当初からの傷みということで、国・県の補助をいただきながらやるということですが、文化財の確認、巡回があります。県との合同での巡回があります。そのときに文化財の傷みとか経年の劣化とかそういうものを確認しますので、今後につきましては、そういうものの結果を踏まえながら検討するというところで御了承いただきたいと思います。

11番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

11番（小嶋富弥委員） やはり大事な新庄の文化財政だと思いますので、大事に保存していかねばならないなと思います。

また、この瑞雲院はエコロジーガーデンと非常に関係あって、今後の観光スポットに私はなると思うんですけれども、瑞雲院の中で1696年におさめられた十六羅漢があるわけです。その辺、認識あると思うんですけれども、羅漢が非常に傷んで保存に困るというようなお話が一部ございました。この辺やはり文化財、直接ではないんでしょうけれども、新庄市においてもいろいろな関連、やはりお墓に関連することなんですので、その辺の十六羅漢に対する市としてはそういう傷みとか修理に関してはどのようなお考えなのか、お聞かせ願えばありがたいと思います。

小嶋達夫生涯学習課長 委員長、小嶋達夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長小嶋達夫君。

小嶋達夫生涯学習課長 瑞雲院の所蔵している木造の十六羅漢像、これにつきましては所有者が瑞雲院ということにして、また物そのものが宗教に関連するというところでございますので、現在の時点ですと新庄市が直接ということにかかわりを申し上げるということにはないと思います。ただし、瑞雲院のほうから手持ちのものについて何とか対応する方法ないですかというふうな相談があれば、こちらのほうで学校機関と

か研修所とかそういうところでそういうものの技術的な向上を狙って手がける部分もありますので、そういうところは情報提供しながら協力はできるのかなというふうな気はします。

11番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥委員。

11番（小嶋富弥委員） なかなか一般の人は入りにくいようなことなんですけれども、あその十六羅漢はかなりのもので、観光スポット、観光にも新庄市の宝のような気がしますので、ぜひそういったことで行政と一体となって、観光開発も含めてひとつ何らかの形でやってもらえれば大変いいのではないかなと思いますので、よろしく願いして終わります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

9番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9番（平向岩雄委員） それでは、私のほうからまず最初に36ページ、2款総務費1項総務費の7目の企画費でございますが、コミュニティの助成事業補助金500万と、こういうふうなことでございますけれども、これの申請箇所と申しますか、申請されました地域が何カ所ぐらいあったのかお伺いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 コミュニティ助成事業助成金ということで、25年度分の応募団体7件ございます。

9番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9番（平向岩雄委員） わかりました。

次に、50ページでございますが、3款民生費でございます。1項社会福祉費でございますが、5目老人福祉費。これはきのうもきょうも老人クラブ等につきまして質問があったわけでございますけれども、老人クラブの活動助成事業費なんですけれども、これは前年とほとんど変わ

っていないというふうなことで、と申しますのは、昨年3月でございましたけれども、一般質問して、老人クラブの運営がうまくいっている県内の地域を探して、そしていいものは新庄市にも導入したいというふうな御答弁をいただいておりますけれども、その先進老人クラブの研究調査というふうなものがかようなになされたかお伺いいたします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 老人クラブの活動に関しての調査ということでございますが、現在、事務局は新庄市で持っているというわけではございませんので、老人クラブの連合会のほうと新庄市のほうで、いわゆる活性化についていろいろ意見を交換しているというふうな状況です。ただ、先進地視察については具体的にどこに行ったということはございませんが、状況的にやはり、先ほどから申し上げておりますように、やはり従来の活動の枠にとらわれず、健康づくり、それから地域づくりという視点でクラブを運営していくというふうな部分が非常に大事だというふうにはお互い、老人クラブの連合会と新庄市のほうでは考え方を一致しております。

ただ問題は、やはり組織のあり方というところも一つの大きな課題というものがございまして、先進地視察、それも一つの重要な課題かと思われまますが、やはり根本的な組織のあり方、これも踏まえて今後とも検討させていただきたいというふうに思っております。

9番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9番（平向岩雄委員） 所長の答弁、なるほどなという気もいたすわけでございますが、やはり健康で老人の方で過ごしていただきたいというふうなことから、これも老人クラブというのは自主的な組織ですから、行政主導でやるというものではないというふうなことは理解してお

ります。しかしながら、かなり県でも老人クラブの育成につきましては力を入れているというふうな現状を鑑みまして、新庄市といたしましてもそういう県の方針なりあるいは先進地の運営のあり方、老人クラブの組織がピーク時から見ますと3分の1にも満たないような組織になっていると、こういうふうなことでございますから、それが健康管理にこれは必ず幾らかは影響するはずなんです。やっぱり多くの人が集まって、そしていろいろなことをお話しするというふうなことは、これは健康管理上も非常に大切なことだというふうに私は理解しているものですから、昨年3月に一般質問の一つの項目と捉えて申し上げて、そのときの市長の答弁は、先進地のいろいろな調査をやって、そしていいものは本市にも自主的な組織であるんだけど、それが栄えるような対策を講じたいというふうな、そういう答弁であったものですからお伺いしたわけでございます。この点につきまして所長、どう考えておりますか、これからのことにつきまして。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 先進地視察ということでいろいろ御回答された経過もございますが、現状としては、やはり情報提供としてはインターネットもございますし、いろいろな先進地の活動事例も出ております。そういうのを踏まえながら事務局と新庄市のほうで協議をしているというふうな経過もございます。ですから、やはりその中で特に活用してもいいのではないかと、参考にしてもいいのではないかとというふうな部分があればお互いの話し合いの中で、いわゆる先進地視察となるかどうかわかりませんが、具体的な行動として移していきたいというふうには考えております。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） はい、お願いします。

それでは、同じく3款の民生費の2項でございますが、児童福祉費の3目の保育所関係でございます。ことしの平成25年度の修繕料86万1,000円というふうなことが記載されているわけでございますけれども、この修繕費の箇所数なり、あるいはどこをどの程度の修理をするかというふうなことをまず説明願いたいと思います。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 保育所の修繕費に関しましては、基本的に箇所づけについては大まかな部分はございますが、総枠としての修繕費として各所に配置しておりますので、この場でどここというふうな部分については特に申し上げられませんが、ただ、泉田保育所に関しましては、耐震化診断においては耐震措置を行うようにというふうな指示がございましたので、それに伴って耐震化工事を行うというふうな予算は計上しております。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 今、所長のほうから泉田の保育所というふうな名前が出ましたものですから、それに関連づけて申し上げますけれども、泉田の保育所、厨房に雨漏りしているというふうな話を聞いておりますか。これは何年も前からいろいろ広間、広場ですか、そこにも雨漏りがいたしまして、いまだに改善されていないというふうな、そういう地域の保護者のほうから苦情が私のほうにまいっております。その実態をどう把握しておりますか、お伺いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 泉田保育所の雨漏りといえますか、屋根の修繕に関しましては、かねてより課題ということでお聞きしております。た

だ、今申しましたように耐震化診断が一つ前提としてございまして、それに伴って屋根の修繕をどうするかというふうな一応の判断もあったところがございます。ということで、23、24年度の中におきましては、暫定的な雨漏り措置は行っておりまして、今申し上げましたように、耐震化診断を踏まえた工事を行うかどうかの判断がこの前出ましたので、今回の耐震化工事とあわせて屋根の修繕を行うということでございます。ですから、雨漏りについてはその工事が終われば改善されるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） わかりました。よろしくお願ひ申し上げます。

続いて、59ページでございしますが、4款衛生費1項保健衛生費でございしますが、2目の予防費でございします。予防接種の業務委託料8,450万8,000円というふうなことを計上されておりますが、この中で肺炎球菌のワクチンがどの程度を占めているのかお伺ひしたいと思ひます。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 高齢者肺炎球菌のワクチン予防接種事業でございしますが、主要事業概要にもございしますように、歳出のほうでは699万2,000円ということを予定しております。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 主要事業のほうを見ないで申しわけございませんでしたけれども、主要事業のほうでは1人に対して3,000円の助成と、こういうふうなことでございしますが、郡部のほうの話なんか聞いてみますと1,300円ぐらいでやられているというふうな近隣の町村もあるわけございまして、ことしは初めてだからこれは3,000円でも仕方ないと思ひますけれど

も、将来的に見て改善する考えはありますか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 1,300円というのは個人負担でしょうか。（「個人負担」の声あり）個人負担、なるほど、わかりました。

高齢者の肺炎球菌、新庄市以外の市町村全部実施しているわけでありまして、ここに資料一覧表あります。大体6,000円から9,000円、大体8,000円ぐらいというところかなというふうには思っております。

それで、各市町村の状況を見れば3,500円の補助から4,000円ぐらいの補助が多くございします。新庄市については当初ということで、今回3,000円ということで御提案申し上げておりますが、今後のほかの市町村の状況もございまして、新庄市ではほかの市町村が後発隊でありますので、徐々に上げていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ありがとうございます。

次に、66ページでございしますが、6款農林水産費の1項の第3目農業施策振興費の中に、山形県のグリーン・ツーリズムの推進協議会の負担金8万円というふうなことでございしますが、このグリーン・ツーリズムの実態というものは新庄市においてどのようになっているのか。これは一つの交流人口の拡大のためにも極めて大切なことではないかなというふうに私個人は考えているわけございしますが、一向にして本市のグリーン・ツーリズムがこうあったというふうな話はほとんど耳にしていけないというふうな状況でございまして、まず最初に、実態がどのようになっているか。そして今後、グリーン・ツーリズム推進協議会も負担金も出しているわけですから、協議会でどう新庄市に対応しているのか、その中身についてお伺ひしたいと思ひ

ます。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この負担金は、最上郡内で組織している協議会のほうに負担している予算でございます。

グリーン・ツーリズムが叫ばれてから久しく、私的にも何十年もたっているのかなというふうな感触を持っています。

そもそもグリーン・ツーリズムというのは、都会から田舎に来ていろいろな体験をしたり、あるいはふるさと・食を楽しんだりとか、いろいろそういうふうな交流をしながら都会からそういった方々を呼び込もうというふうなことで、さまざまな体験メニューとか食メニューをつなげていっているいろいろなルートをつくっております。

最上郡内ですと、やはり金山の栗田さんとかいろいろな工房がパンフレット等に載っております、新庄市だとそば打ち体験とかそういったものがございます。なかなか歯がゆい部分がありまして、私もグリーン・ツーリズムプラス農家民泊的な、そういったもので都会から癒し系で滞在型の観光と農の振興というものを何とかやっていきたいとは思っておりますが、実態としてはなかなか形になっているものは新庄市においては正直なところ、ないというふうには認識してございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ただ観光するものがあるとかないとかというふうなよりも、最近におきましては非常に減反政策で田んぼを休耕している土地なんかもあるわけでございまして、そしてさらにまた、空き家などというふうなこともありまして、この2つを合体しまして1つの体験農場という大げさになりますけれども、体験するための何かそういうふうな方策なんかもあると思うんです。ただグリーンツーリズム

で新庄市に遊びに来るといような簡単なものでなくて、やっぱり新庄市のよさというふうなものを、ないから何もしないというんじゃなくて、そのよさをつくってPRするというふうなことが非常に大切ではないかなと思うんですけども、「言うはやすく行うはかたし」というふうなことわざがございますが、大変でしょうけれども、そういうふうな考えは将来的にお持ちですか、お伺いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ただいまのお話につきましては、非常に可能性は秘めていると思います。

例えば昨年、ネットワーク農園さんが田植えツアーから始まって山菜収穫体験とか、秋には稲刈りツアーとかいろいろそういう仕掛けをしながら、行政も支援的な形ではタイアップしたわけでございますが、そういったところにつきましては非常に奥の深い味のある可能性を秘めていると思います。

そのようなことでグリーンツーリズム、長く言われて、これといったものがなかなか言えないところではございますが、方向性としては農家民泊とか空き家の活用とか都市との交流も絡めながら、非常に可能性のある分野であると思いますので、この辺は観光ともタイアップしながら、農と観光とのタイアップで何とかそういう方向に持っていけないかなというふうな考えていきたいと思っております。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） この民宿というのは大変法にも規制されているわけでございまして、容易ではございませんけれども、かなりグリーンツーリズムで交流人口をふやしている自治体もあるというふうな話を聞いているわけでございまして、大変でしょうけれども、将来を展望してこういうふうな一つの基礎づくりをやっ

ていただきたいという願いをしておきたいと思ひます。

それから、68ページでございますが、青年就農給付金、3,750万というふうなことでございますが、これは現在のところの申込者数がどの程度になっているか。そして国全体といたしましては、経営開始型といたしまして240億円の予算化というふうなことでございますけれども、これらの国策を十分に活用いたしまして青年の就農というふうなものをやって、やっぱり新庄市の基幹産業というのは何といたしてもこれは農業に変わりないわけでございますので、今現在、何人ぐらい申し込みになっているかをまずお伺いしたいと思ひます。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 当初予算では、この3,750万の内訳としまして25名の予算をお願いしてございます。現在のところ11名の方が年度初めに交付、12月で決定しまして1月半年分を支出した方が7名、それから1月決定しましてこの3月に支出予定が1名、それからこの3月に決定がなされれば来月には支払われるだろうという方が1名ということで、24年度実績としましては現在11名の方が青年就農給付金の経営開始型の該当者となっております。

今後の見通しとしましては、今冒頭に申しましたように25年度におきましては25名の方を見込んで予算化をお願いしたところでございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 今、25名を見込んだと、こういうふうなことでございますが、これは単純に人数、頭割りで3,750万を割るわけにはいかないと思ひますけれども、最高何ぼ、最低幾らというふうな給付金の額がおおよそ計画の時点であるかと思ひますけれども、どのような内

容になっておりますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 1名、年額150万円ということで、これが半年単位で交付されます。それが今月認定になれば来月という形で階段方式で75万前払いという形でいきますので、最終的にただける額は年額150万ということになりますので、階段方式ですればその分は残る形になりますけれども、予定としましては延べ人数で25名ということで、若干ふえても階段方式で給付されていきますので、その辺は最終的には年度末で調整をさせていただきたいなど、このように思ひます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） わかりました。

最後にですが、10款教育費、97ページでございます。4項社会教育費でございますが、1目の社会教育総務費で、地域公民館の整備費助成というふうなことで助成金が100万円ほど計上されておりますが、これは地域公民館ですから、各集落にある公民館を指しているのだと思ひますけれども、これは既に整備の申し込みなんかの集計を計上したのかどうか、そのことからお伺いしたいと思ひます。

小嶋達夫生涯学習課長 委員長、小嶋達夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長小嶋達夫君。

小嶋達夫生涯学習課長 委員がおっしゃったとおり、これは各地区にあります地域公民館の整備に対する補助金でございます。現在のところ25年度については電話で相談しているのが1件、ただしそれについては改築したいということでしたので、まだ部落に諮っていないけれどもというふうな、前の段階での相談の話です。これが1件ございます。そのほかにはございませんので、区長会議の席でまた御案内しながら年間の事業を進めたいというふうにご考慮しております。

(「終わります。ありがとうございました」の
声あり)

散 会

山口吉静委員長 以上をもちまして、本日の審査
を終了いたします。

次の予算特別委員会は、明日13日午前10時よ
り再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 1 5 分 散会

予算特別委員会記録（第4号）

平成25年3月13日 水曜日 午前10時00分開議
 委員長 山口 吉 静 副委員長 佐藤 卓 也

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	新田道尋	委員	16番	下山准一	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 近岡晃一
市民課長 荒澤宏二	福祉事務所長 小野享
神室荘長 信夫友子	環境課長 坂本清一
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 田口富士雄	都市整備課長 星川俊也
上下水道課長 沼澤利明	会計管理者兼会計課長 小山田昭
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
生涯学習課長 小嶋達夫	生涯スポーツ課長 高木勉
監査委員 高山孝治	監査委員局長 安食敬二

選挙管理委員会
会長
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦

星 川 豊

選挙管理委員会
局長
農業委員会
会長

森 隆 志

沼 沢 充 広

事務局出席者職氏名

事務局 長 柳 橋 弘
主 査 川 又 秀 昭

総務 主 査 高 木 祐 子
主 事 八 畷 貴 征

本日の会議に付した事件

- 議案第21号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出予算
- 議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第26号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算

開 議

山口吉静委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

それでは、これより3月12日に引き続き予算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、昨日も申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関する主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。

質問の際は、必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第109条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第21号平成25年度新庄市 一般会計予算

山口吉静委員長 昨日の審査に引き続き、議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算について議題といたします。

それでは、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

7番(奥山省三委員) 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7番(奥山省三委員) おはようございます。よろしく願います。

まず、38ページの総務管理費の11番の市民生活対策費の空き家応急措置業務委託料41万3,000円ですけれども、昨年は一般質問のときにお聞きしましたけれども、2戸ほど応急対策をしたようでございますけれども、その数字からこの41万3,000円という数字になったのかお聞きします。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 空き家対策の応急措置に伴う予算でございますけれども、ただいま委員申されたとおり、ことしの冬については現在まで2件対処しておりますが、予算上については5件、これについてはその状況たるものを見なければ実際の経費たるものはわからないかと思っておりますけれども、予算上につきましては1件8万2,000円掛ける5件分というようなことで予算化をお願いしております。

7番(奥山省三委員) 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7番(奥山省三委員) 今の説明ですと5件ということで、1件当たり8万2,000円ということになりますけれども、まだことし雪が完全に消えたわけではなくて、4月というか、まだ3月の半ばですけれども、これから雪解けになって、初めてこれから出てくるというか、そういうのがまだ2件しかありませんけれども、そういうことが考えられますけれども、その点は全然ないということで、去年より2件プラス3件イコール5件という数字でしょうか。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 応急措置につきましては、あらかじめ実施するというようなものじゃなくて、危険たるものが大きく緊急に対処しなければならない、そういうふうな事態になった段階での

措置でございますので、あらかじめことここをするというようなものではございません。その状況に応じた危険性の回避をするものでございます。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） わかりました。これからそういうものがない、そういう状況が起きないこと願って質問にいきます。

次は41ページの徴税費の総務管理費の賦課徴収費ですけれども、賦課徴収費で固定資産税事務2億2,649万6,000円、これですけれども、手数料が1,221万2,000円とありますけれども、この内容をお願いしたいと思います。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 手数料については種類がございまして、まず26年度の固定資産税を課税するための鑑定評価業務として、25年度に価格の修正を行うための委託料が1件でございます。また、27年度の固定資産の評価がえに伴います土地の価格評価について、25年度中に実施しておかなければなりませんので、その評価がえに関する不動産鑑定士の土地の価格評価を行っていただく。また、それに伴いまして、土地精通者の意見聴取などを伴って決定するわけでございますので、その分が入ってございます。あとは車検代行手数料、あとはごみ処理の手数料というふうな4種類に分かれてございます。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 済みません、私がこれを聞いた理由は、昨年ですと、去年は74万しか計上されていないんですが、ことし、だから特別に金額アップしていますので、その固定資産税に関してだけですけれども、それでちょっとどこが違うのかという意味でお聞きしたわけです。もう一回お願いしたいと思います。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 違いは、平成27年度の評価がえに伴います宅地価格の鑑定の手数料、これが全て増額の要素となっているということでございます。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 要するにもうちちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 23年度の固定資産の評価がえに伴いまして、標準宅地を選定したりして道路等の評価がえに関する価格調査を行うんですけれども、標準宅地については173カ所の調査をいただきまして、この予算が1,035万4,000円。道路等の調査でございますけれども、こちらのほうは3万2,550円、管理路線価等をつけます業務が6万5,100円、宅地見込み地の評価、これが6万5,100円となっております。また、宅地価格の標準化補正、時点修正を加えますので、地価公示価格に対します調査修正が5万9,850円、地価調査価格に対しますのが8万3,790円、標準田畑・山林価格、こちらのほうは22年調査いたしまして68万5,262円となります。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） よくわかりませんけれども、私からすると、だから去年とことし、どこが違うか、それだけ言ってもらえればいいんですけれども。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 昨年との違いは、今申し上げていますとおり、平成27年度の評価がえに伴います不動産鑑定手数料、これが先ほど申しまし

た細かい数字を並べましたけれども、その部分が違うということでございます。

7 番(奥山省三委員) 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番(奥山省三委員) ても、仕事の業務は同じ業務をやっているわけだと私思いますけれども、だからことし特に手数料の分、去年が70万、ことしは1,200万という数字、10倍以上ですけども、そののだから今言った説明ありましたけれども、いまいち聞いてもよくわからないんです。だから、こことここが違うという点だけちょっと教えてほしいんです。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 固定資産税の27年の評価がえに伴いまして、25年度中に各土地の不動産鑑定を行う費用としてその部分が増額になっている、1,000万以上の増額になったと。それ以外は変わってございません。

7 番(奥山省三委員) 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番(奥山省三委員) すると、固定資産税の分で不動産鑑定支払い分が金額的に増加したということに理解するというようにしておきます。それから、44ページですけども、5の統計調査費の1、統計調査費、住宅・土地調査費と、これは毎年上がっていますけれども、ことし339万ということは5年目の年に当たるということでしょうか、その点お聞きします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 住宅・土地統計調査費というようにございますが、国の基幹調査ということで、5年に1度の調査でございます。昨年度予算もありますけれども、昨年度につきましては、この分の調査費は36万円ということで、調査区のための調査事務というようなことの金額になっておりますので、ことしにつき

ましては339万ということで大きな膨らみがありますが、本調査の年は25年度というようにことになりますので、調査期日の10月1日に合わせて年度を通じての本調査の金額ということで、昨年度に比して多くなっているというようなことでございます。

7 番(奥山省三委員) 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番(奥山省三委員) 統計調査員というのは何名ぐらいいて、給与といたしますか、賃金といたしますか、時間給どのぐらいというか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 調査員として登録されている方々は全体で240名おりまして、それぞれの調査の規模が、あるいは性質が違うものだから、それぞれ国の基幹調査ごとに調査員の人数というのは変わってきます。登録されている240人の中から、新庄市の統計調査員協議会のほうに加入している方々の中からまず第1順番として推薦をして調査に当たってもらおうということになります。240人の中で加入していらっしゃる方々が今157名ということでございまして、その調査規模に合わせてこの中から選抜というような形になってございます。住宅・土地統計調査の場合には指導員ということで8名、調査員ということで50名を前回の実績に比して計上しているというようなところでございますが、時給のほうはちょっと把握してございせんが、報酬としての年間としての単価、これは指導員報酬としては3万7,000円、調査員としては5万2,000円というようなことになってございます。

7 番(奥山省三委員) 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番(奥山省三委員) 次に、47ページで、社会福祉費の民生費の国民健康保険事業特別会計

繰出金、ことし3億650万4,000円というふうになっていますけれども、その算出根拠というか、昨年より3,000万ほど減っていますけれども、その根拠を。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 国民健康保険事業特別会計繰出金でございますが、この3億650万については項目として6項目ございます。そのうち1つ目が、税の軽減分を補填する保険基盤安定制度の税軽減分でございます。これが1億3,100万円の見込みでございます。

また、同じ保険基盤安定の保険者支援分というのがございます。低所得者の数や収納額により補填される分でございますが、これが2,873万6,000円でございます。

また、出産育児一時金でございますが、出産育児一時金につきましては支出分の3分の2を一般会計から補填することになっておりますので、その分として1,400万を見込んでおります。

また、特別会計で使う事務費になりますが、事務費分として2,556万円、55万6,000円ですね、あと税の負担能力ですとか過剰の病床数、年齢構成を勘案しまして交付税措置されるものがございます。それを国保特会に繰り入れる分として財政安定化事業ということでございますが、それが890万円の予算化しております。

また、加えまして法定外の繰り入れということでございますが、昨年度は1億1,700万の、今年度は1億1,700万ということでございましたが、今年度につきましては9,830万ということでお願いしております。減額については、法定外繰り入れの減額分が大きいものとなっております。以上です。

7番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7番（奥山省三委員） この国民健康保険につきましては、ことし値上げになったわけですが

れども、これから、来年ですか、平成25年度はこの数字でいくと思いますけれども、これから2年後ですか、また上がる予定になっているようですけれども、その点についてどのように考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

次、いきます。

60ページの保健衛生費1の診療所費ですけれども、状況について、夜間休日診療所管理運営事業費ですけれども、その現況について、スタッフとか現状、どういうふうになっているのか。それから患者とかの増減とか、その点お聞きしたいと思います。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 夜間休日診療所につきましては、平成19年3月から運用開始しております。この支出の主なものとしましては、医療業務に対する委託料、診療所における医師、お願いしている医師に対する報酬になりますが、それが主なものとなっております。

この事業につきましては、県立病院の救急患者についてその負担を減らそうということで始まったものでございます。昨年度は4,700人を超える患者さんが見えられました。時間については7時から9時半までということで、その分の県立新庄病院の救急患者を減らす効果を見ております。

あと、嘱託の看護師が2人おります。通常、常勤の看護師2人ですが、そのほかに日が変わりで日々雇用の看護師を委託しております。それが5名が順番に回っておりまして、2人体制になるような日曜日・祝日になっております。

それからでございますが、今年度につきましては手数料のほうで増加、4,000円ほどを見込んでおりますが、レセプトオンライン、直接レセプトのオンラインの請求しておりますものですから、その接続用の電子証明書の発行手数料等あります。

歳出のほうも歳入のほうもありますが、大体4,700人前後が分岐点になっておりますが、本年度途中までは増加傾向でございましたが、インフルエンザの終息が早かったということで大分減ってきているようでございます。しかしながら、インフルエンザにつきましては、村山のほうでまた新たにB型のほうが流行の兆しがございます。油断はできないものと思っておりますが、患者がふえれば収入はふえるわけですが、なるべく患者がふえないようにしていきたいものだと思っております。以上です。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 続きまして、同じ61ページですけれども、保健衛生費の環境衛生費の中の地下水位観測業務委託料、15万と、その下に水質調査等業務委託料、多分これ一緒だと思いますけれども、この調査業務というか、どこを調査地点にしてはかっているのか、例えば場所とか、あと年何回とか、どのような方法でやっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 環境調査にかかわるものにつきましては4つほどございまして、まずは酸性雪の水質分析、あるいは河川等々ございます。酸性雪につきましては、冬期4回で1カ所、それから河川等の水質調査につきましては市内の河川11カ所、それからそのほかにも工業団地等の排水の調査あるいはゴルフ場の排水調査等がございます。

それから、地下水の観測業務でございましてけれども、これについては3カ所で毎月調査を委託の形をお願いして実施しております。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 地下水の関係ですけれども、最近も地下水、水位が下がっているとい

うふうに建設関係の業者なんか言っていますけれども、その点について、市では井戸を掘削する工事についてはどこまで掘ってもいいというかそういう許可というか、その点についてお聞きしたいと思いますけれども。

坂本清一環境課長 委員長、坂本清一。

山口吉静委員長 環境課長坂本清一君。

坂本清一環境課長 地下水の観測の調査の結果だけ私のほうからお伝えしておきますけれども、地下水の観測業務については3カ所、萩野中学校敷地、福宮公民館敷地、それから市民文化会館敷地で水位観測をしておりますけれども、季節によって若干変動はございますけれども、ここ数年における数値については大きな変動はないと思います。

地下水の許可云々については、別の部署からお願いします。

山口吉静委員長 暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤元昭副市長 委員長、伊藤元昭。

山口吉静委員長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 地下水のいわゆる掘削に対する許可という権限は新庄市にはございません。したがって、新庄市として規制をかけるということにはございません。ただ、県のほうでは一定の地域、例えば米沢、山形等では規制と申しますか、許認可なのか届け出なのか、ちょっとその辺は確認しておりませんが、そういう意味では規制はあるようです。当市ではないということでございます。よろしくお聞きいたします。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 多分市にはないと思います。それで私、地下水をくみ上げると、例え

ば大きいホテルとか会社になりますと、将来、地盤沈下のもとになりますので、規制が必要だと思います。許可は市ではなくても、県のほうにできれば要望していただきたくて申し上げた次第でございます。

それから、68ページの農業費の安心・安全な産地づくり事業委託料、302万1,000円の内容を教えてくださいたいと思います。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 これは緊急雇用の事業でありまして、そして、既にほかの事業と同じように本年1月から続いておりまして、12月までの事業であります。まゆの郷が委託先ということで、農業生産工程管理、要するにGAPなんです、その制度導入を図って安心・安全な産地、これを目指すためのものということでございます。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 次に、73ページ、農林水産業費の林業費の森のめぐみ王国やまがた支援事業費157万5,000円について、内容をお願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 お答えいたします。

この事業は、県のめぐみ王国やまがた支援事業補助金をいただきまして、ブナシメジを生産している組合のタイヤショベル導入に関する補助金でございます。3分の1の補助金でございます。以上です。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） ただいまの説明で、ブナシメジの栽培をやっている農家といますか、これは当市には何戸ぐらいあるのでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 把握している数では、3戸か4戸ぐらいというふうにしてございます。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 81ページの河川の関係で、河川費の河川維持費156万4,000円ですけれども、予定箇所というか、そこをお聞きしたいと思います。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 この河川維持費の中で毎年2回やっておりますけれども、河川清掃事業を行うものでございます。そのためにこの中で予算的に33万6,000円の保険料というのが河川清掃時のいわゆる1日保険といいますが、そういう保険料にかかわるもの。それから草刈り業務委託料については、升形川の草刈り業務ということで、県との協定でうちのほうで草刈りをするというふうな形で30万2,000円を計上しているところでございます。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 終わります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

16 番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16 番（下山准一委員） 私のほうから質問させていただきます。

まず最初に、ページ38、2款総務費1項総務管理費1目市民生活対策費、町内の街路灯電気料補助金に関して質問させていただきます。

25年度は400万ということで計上されております。結構各町内では電気料がかなり負担になっていると思うんですね。ですから3割程度でもこうやって補助いただけるのは大変ありがたいんですが、今一番問題なのは、老朽化した街路灯を交換したいというところが結構あるん

じゃないかなと思うんです。うちの町内でも電気料が大体年間7万円ぐらい負担していますけれども、修繕料も結構かかるんですよ。大体電球交換するだけで業者頼みますので、1万5,000円から2万円ぐらいかかります。ですから、毎年3灯から4灯分ぐらい予算化していますが、何とか新しいものにかえていきたいなと思って、実は例規集を見ました。この中に新庄市街路灯設置及び街灯料補助金交付規定というのがあります。昭和55年9月にできていますよね。平成18年に一部改正されていますが、その第2条の中で新設事業30%補助、それから整備事業30%補助ということになっているんですが、どうも使い勝手が悪いような気がします。条件として単年度で10灯以上、しかも白熱灯から蛍光灯にかえることという条件がついているんですね。今は蛍光灯からもっといいやつにかえたいと思っているのでこれは使いづらい。ちょうど山口委員長が一般質問でLED化どうだという質問されていましたが、市長は、市内30基あるから、なかなか大変だよという答弁だったのかな。課長のほうでは、何とか平成26年から取り組みたいというふうな答弁されていたと思うんですが、例えば26年からやるとすれば、25年度中にある程度検討しなければならぬ。だから、検討してある程度形ができてから我々に提示されても直しようがないので言っておきますけれども、まず、新設というのは、宅地造成とかしたときのため用にこれ多分つくられたと思うんですが、何とか整備事業のほう、交換のやつ、まず白熱灯から蛍光灯にかえるなんていうのはもうなしにさせていただいて、単年度で10灯以上というのもなくしていただきたい。LEDにかえると1基5万円かかるというわけですよ。そうすると補助が30%だから1万5,000円、地元は3万5,000円かかるわけですよ。これを10灯以上ということは35万、これはなかなか町内では難しいんですよ。だからせめて2

灯とか3灯ぐらいにさせていただいて、特にLED化した場合は30%じゃなくて40%とか50%ぐらいの補助をつけるぐらいの形でとれないでしょうかね。そのあたり25年度から検討するんでしょうけれども、そこら辺の考え方を教えていただけますか。

伊藤元昭副市長 委員長、伊藤元昭。

山口吉静委員長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 山口委員長の一般質問でもLED化についてという御質問がありまして、全市内、全部で約4,000灯あるわけです。基本的には今、下山委員おっしゃったように約四、五万かかると。ただ、年々安くなっているようなんです。先発的な山形市あたりではもうほとんど終わったと。来年度からも多分、今年度からかな、天童あたりも取り組むというような話も聞いております。

今おっしゃった電気料の補助の交付規定、中でもやっぱり今の時代にそぐわないような条項になっているのもそのとおりかなと今お聞きしまして感じました。したがって、基本的にはなるべく町内の負担が少ないような形でLED化を図っていきたいと思いますが、いかんせん、数が多いので一挙にというわけにいきません。ただ、正直申し上げて、順番決めもどうするか、あるいは例えばLED化になると電気料が極端に安くなります。そこをじゃ今までどおり3分の1の補助をやっていくのかどうかなど、いろいろな課題が多いということもありますので、25年度中にはそれらを詰めて、26年度には何とか、一部ということになるでしょうが、設置者を仮に町内だとすれば、その後の負担をどうするかなんかも含めまして検討を行いまして、市がある一定の負担を行いながらLED化を進めていきたいというふうに考えております。

したがって、今、下山委員おっしゃった町内、四、五灯を修繕するという部分についてもLED化も含めてその辺、片方は市がほとん

ど出して、片方は町内の負担ということが出てくるという可能性もありますので、その辺全般的な公正・公平さを図りながら、極力明るい新庄市にするためにもLED化を図っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

16番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番（下山准一委員） 前向きな答弁でありがたいなと思うんです。若干の維持管理とか電気料の負担は地元もしようがないというふうには思っていますけれども、余りにも過重な負担になりますと、やっぱり町内の運営にもね。私のところだけではないと思うんですよね。あちこち見るとまだ古い蛍光灯、取りかえたりしているんで、何とか早急に対策を講じていただきたいというふうに思っています。

次、ページ46、3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費、民生委員についてお聞きいたします。

平成22年12月に改選をされていますよね。任期が3年ということで、一応実績を見ますと80名となっていますが、定数は80名なんですか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 民生委員の定数ということでございますが、81名でございます。

16番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番（下山准一委員） これは厚生労働省大臣の委嘱ということで、市としては人選をして推薦会を開くわけですね。そうすると、まず推薦会の委員はどういう方がやられるのか。そしてまた、推薦会にある程度人選して、福祉事務所のほうで人選して、この方がこの地域を担当してもらうのにどうですかということで挙げるわけですね。どうやって人選を福祉事務所のほうでやられるのか、まずこの2点お伺いいた

します。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 現在の推薦委員会の委員の構成につきましては、区長協議会、それから議員の代表の方々、それからそれに関係する福祉関係団体の人方という形で、約10名ほど委員としては選考しております。

現在の委員の任期は25年の10月いっぱいまでということになりますが、その前に終わっていますが、新しい任期の委員に関しましては新しく推薦委員会を選定しながら審査を行うという形になります。

選定の方法につきましては、基本的に今申し上げましたように、各団体からの選出をお願いしているという関係がございますので、一応各団体に諮りながら、そこから推薦をいただきながら推薦委員会を構成していくというふうなことになるかとは思われます。以上でございます。（「推薦委員会という人選はどうやってやっているのかという。推薦委員会の委員じゃなくて民生委員の」の声あり）

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 申しわけありません。今申し上げたのは推薦委員会の委員の推薦のことです。民生委員の推薦のことです。現在、各地区で選出されている民生委員の選出方法につきましては、いろいろな地区の経過もございまして、一つは区割りされている地区の中で、具体的に申しますと区長方でまず調整していただいて、区で持ち回りしながら民生委員を選出していくという方法がまず一つございます。

あと、やはり区ではなかなか選出できないと、要するに何地区もまたがりますと、お互いにちょっとというところもございまして、現実には福祉事務所が入りながら調整を図りながら民生

委員、適当な方を選ぶという形になりますが、ただ、それに当たっても現行の民生委員、それから現行の区長、この方々の意見を十分に尊重しながらといいますか、推薦をいただきながら調整を図り、各地区の民生委員を推薦していくというふうなことで現在進めております。以上です。

16番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番（下山准一委員） 人の話によりますと、やめられる方は次の方を選んで推薦しろと言われるとかという話もありますけれども、私も実は区長をしていますけれども、一回も相談を受けたことはありません。区長方で相談をしながら。うちの町内から出ている民生委員はすばらしい方なので、私相談に乗るまでもなかったんですけれども、だからもうちょっと地元おろして人選を進めるとか、もう形をきちっとくってくださいよ。余りにもケース・バイ・ケースで、この地区だったら今やっている人に聞いてみて、だめなとき、かわりの人を推薦してもらおうとか、こっちの地区に行けば区長方で相談して、今回はどっちだ、あっちだとやらなくて、きちっとした形をつくっていただければいいんじゃないかな。

特に民生委員の方は報酬ないんですよ。謝金という形で出ているのかな。一部経費負担みたいな形になるんでしょうけれども、どういものが謝金として支払われているのか、ちょっと例を出していただけますかな。例えばガソリン代とか電話代とか、そういう形で若干見られているとは思いますが、大体どういものが該当してお支払いしているのかちょっと教えていただきたいと思います。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 民生委員の費用弁償とい

いますか、報酬という形になっておりますが、

基本的にはいわゆる活動費ということで、個人にまずお上げする部分と、それから各地区で地域民協、地区民協ございますので、地区民協に対する補助金。それと、そのほかの細かい部分で連合体に対する補助金ということで3つに分けております。

ですから、ただ個人に渡ります補助金といいますか、報酬といいますか、この件につきましては本当の気持ちといいますか、申しわけないんですが、そういう額になっておりまして、年間4万とかそういう形の額しかありません。ただ、それも活動経費で皆さんに支弁するという形になりますので、ほとんどがボランティアという気持ちの中で活動していただいているというふうな状況でございます。

16番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番（下山准一委員） 平成23年の実績でいきますと、活動日数が述べて8,000日超えていますよね。だから80人で割れば大体1人100日は活動しているということになりますので、できるだけカバーできるものを見つけてやっていただきたいというふうに思っています。

それから、平成23年、大震災の後に災害時要援護者支援事業というのが国からお金が来てやりましたよね。名簿をつくった。その成果として昨年の2月ですか、各区長とかにその名簿が配られましたよね。去年の3月の予算委員会でも聞いたんですが、24年度は予算化になっていないけれども、どうするんですかと聞いたら、民生委員の活動の中でやるというふうな前の福祉事務所長の話があったんです。頑張ってくださいというふうな前の福祉事務所長の話があったんですが、24年度にはどれぐらいの名簿ふえたのか、ちょっと教えていただけますか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいま災害時要援護者

支援計画推進事業ということで、それにかかわっての御質問になりますが、具体的に予算的には当然出てこないわけです。民生委員の活動の中で新規とかいろいろな御相談をいただきながら進めているというふうな状況でございますが、平成23年度末まで申請いただいた件数につきましては、高齢者の方が648名、障害者の方が210名、合計858名の方が23年度末の登録者数でございました。24年度の当初に民生委員の高齢者調査がございますので、これに合わせまして新規の要援護者の確認、それから現状で申請されている方の状況確認も踏まえて改めて再調査を行ったところでございます。その結果、大体6月程度に判明したんですが、大体20世帯ぐらいふえているというふうな状況でございます。

ですから、先ほど世帯数は722という形になるんですが、大体750弱の世帯の方が現在平成24年度の中では登録されているというふうな状況で、24年度の業務としましては、こちらの市側としては、要援護者の方の地図を電子マップのほうに落としましてこれから管理していくといたしますか、支援に役立てていくというふうな現在手だてをとっております。これからまた年度末になりましたので、来年の4月に向けて民生委員の御協力をお願いしながらまた調査を行うというふうな段取りになっております。

16番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番（下山准一委員） 余り数ふえていないですよ。何か、喉元過ぎれば熱さ忘れるみたいな感じで、大体ひとり暮らしの老人世帯とか老人夫婦世帯だけでも千七、八百世帯ぐらいありますよね、新庄で。だからそれから見るとちょっと少ないのかな。それだけ自信があるのかなというふうに思うんですけども、私のところの町内でもひとり暮らしの女性の方、結構いるんですよ。でも、実際に登録というんですか、あれがたった2人、2世帯しかないんですよ。

だから心配ではいるんですけども、なかなか個人情報はどうのこうのと言われますと勝手に行きにくいですし、できるだけ市からの配布物あるときに、わざと「元気だか」というふうな形で入っているようにはしていますけれども、何かもっと、自分の身は自分で守るのはいいんですけども、やっぱり助けてもらうとか、助けてもらいなさいよみたいな形でもうちょっと広げていただきたいなど。その分、民生委員の方には大変御苦勞をかけるんでしょうけれども、福祉事務所と一緒にあってどんどん進めていただきたいなというふうに要望しておきます。

それから、もう1点、民生費に関しまして、2項の児童福祉費2目児童母子措置費、母子自立支援員報酬等、それから家庭児童相談員報酬と載っているんですが、これは嘱託職員1名ずつですか。そしてまた、何か資格必要なんでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいま54ページの児童福祉費の中の措置費のうち、母子自立支援員報酬とそれから家庭児童相談員報酬に関しての御質問でございましたが、基本的には嘱託ということで、特に専門的な知識は必要とされておりません、資格としては。ただし、こちらからお願いしているのはやはり福祉に関して心が厚い方といたしますか、そういう気持ちが深い方をお願いしているというふうな状況でございます。以上です。

16番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番（下山准一委員） 過去の相談件数をちょっと見てみたんですが、母子自立支援員の方は婦人相談員も兼ねていますよね。そうすると、23年度の実績で見ますと両方合わせますと840件ぐらいの相談件数があります。家庭相談員のほうは471件ですか。これ1日に直すと3件以

上ぐらいに平均してあるわけですよ。そうすると本当に1人で大丈夫なのかなというふうな気がします。そこら辺、何か増員するような考えとかあるんでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 大変御心配いただきありがとうございます。実際現状として児童、特に小さい子供さんになります、をめぐる生活状況なり教育状況は非常に厳しいものがございまして。要保護児童という、こちらで協議会をつくりまして対策を行っているわけですが、ここにおける件数、児童数もだんだんふえておりますし、その内容もなかなか厳しいのかなというふうに思っております。

現状としては、件数はとにかく別にしましても、いわゆる母子自立支援員とそれから家庭児童相談員、それから当然この方々にすべてお任せしているわけではございませんので、新庄市の福祉事務所の児童支援室の中で担当がございまして、全員でそれぞれ割り振りしながら応援といいますか、全員で要保護児童に対する支援は行っていると。さらに難しいケースにつきまして、当然県の家庭児童相談室がございまして、ここと協議を図りながら行っているという現状でございまして、件数的にはなかなか大変な状況ではございますが、周りはそれぞれサポートしながら現在進めているというふうな状況でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

16番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番(下山准一委員) 周りと連携をとりながらうまくやっているということなので、安心はしておりますが、もし大変なときはやっぱり重要な問題を抱えていますので、増員なんか少し考えながらやられたほうがいいんじゃないでしょうかと思ひます。

次にページ82、8款土木費4項の都市計画費の中で3目公園費ですか、たしか去年、おとしと老朽化した遊具とか危険な遊具を撤去されました。危ないんだから撤去するのは当然なんですけど、若干公園の中は寂しくなっていますよね。ですから、25年度に新たに遊具を設置されるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 お答えします。

公園の遊具につきましては、毎年いわゆる遊具を点検する専門業者に対しまして点検を行っております。その中でやはり使用すると危険なもの、そういうようなランクが出てきます。そういうものについてはやはりすぐ撤去すると。撤去した後で、要は修繕できれば修繕するんですけども、修繕もできない場合は撤去すると、そしてまた新規につけるというふうな方策をとっております。

25年度につきましては、工事請負費としてここに480万ほどのせております。内容につきましては7公園で遊具は8遊具ということで、これらにつきましては24年度に撤去した部分、それについて改めて設置するというふうな工事の内容でございまして。

16番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番(下山准一委員) なかなか今、子供さん方、表遊びしなくなっていますのでね、ぜひ遊んで楽しい公園づくりというんですか、それに努めていただきたいなというふうに思ひます。

最後にもう1点お聞きいたします。

ページ36の2款総務費1項総務管理費7目企画費ですか、この中に使送業務委託料ありますが、これは市からシルバー人材センターに行つて、区長来て、あと各個人という形をとられると思うんですが、今、個人宛での配布物は2種類ですよね。検診の申込書と、それから交通災

害共済の申込書。

例年、区長方にその業務をしてもらうのはいいんですが、大変なのが部屋番号の載っていないアパートとか寮があるんですよね。配りようがない。その都度、市のほうへ返却するか、いろいろやって、うちの町内だけではないと思うんですが、特に職員寮関係はまず番号が全然載っていない。寮長に頼むんですが、寮長、まめな方ならいいんです。行くと郵便受け、もう市報から議会だよりから山積みになっているんですよ。そこに入れてくるのがおっかない、どうなるかわからないのでね。だから逆に言うともう最初から市のほうで直接、郵送する手だてはとれないのかなというふうに思っています。

このたびの交通災害のやつも資料来ましたら、裏のほうに、あなたの町内のこの方は直接送りますよというのが載っている。個人からお願いされる分にはいいんだけど、区長の依頼等というのもあるので、これは区長が、この方は直接やってくださいよという基準みたいなのはあるのかな。それをちょっとお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 最近、アパート等々ふえている中で、そういうような問題も顕在化してきているという場面を多々聞く部分がありますけれども、まちづくり会議の中でも御発言いただくという場合もあります。

基本的には地域の中で顔の見える形の中で、特に転入・転出の方々、激しい場面ありますので、区長方とフェース・ツー・フェースの中でやっていってもらうということが基本と考えておりますので、基本的には区長方を經由してやってもらえるように。

アパートに入るの方々に対しましても、今年度の何月からだったでしょうか、市民課のほうにもチラシを置くような形にして、入ってこられ

た方々については地域の中に入ってもらうように、会費も納めてもらうことにもつながるような形の中で協力を願うような形のチラシを置いてきております。特段、目立った基準というようなものは設けてございませんけれども、基本姿勢としてはそういうような形をとって、また、ケース・バイ・ケースでなくて、最大公約の中で改善していくべきところがあればまた別の方策をとというようなことも考えなければいけないのかなというふうには思っております。非常に難しい問題ですし、区長方も非常に悩んでいるところもございますので、大きな改善を要する部分であろうかなという、現在進行形に思っているところでございます。

16番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

山口吉静委員長 下山准一委員。

16番（下山准一委員） 普通の配布物ならいいんですけども、何ぼでも区長方、頑張ってくださいんですけども、やっぱり個人情報扱う場合、本当に神経使うんですよ。だからその点、何か方策を考えていただければありがたいかなというふうに思います。

以上で終わります。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

他に質疑ありませんか。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 歳出、委員の最後の質問になるかと思いますが、相当疑問なところをお聞きしたいなとあるものですから、執行部の方々も答弁、簡潔にそして自信を持ってやっていただきたいとします。

まず一つは、この間、先般うちのほうの本合海小学校が傍聴に、一般質問させていただいたところですが、終わってから市長からも記念撮影とかいろいろ協力をいただいて、子供たちも楽しくというかうれしく帰ったようでありました。市長にはお礼を申し上げるところであります。ただ、これがちょっと、これはしようがない、傍聴に来た方々の気づいた点を私にもお話しされましたので、ここで申し上げなければならぬということを手短かに申しますが、一つ、ページ31の2款1項1目総務の一般管理費に当たるかと思いますが、職員の方、帰るときだかな、傍聴でな、職員とすれ違ったときに、校長が真っ先に挨拶をしたそうです。そして今の子供たちは皆、挨拶は半端なく上手なものだから、子供も一緒になって挨拶をした。ただ、残念なこととその職員は、聞こえなかったか忙しかったかわからないんだけど、全然反応がなかったと、こういうことであります。これは、この辺のことをどうまず市長、総務課長でもいいんだけど、どういうふうを受けとめられるかなということで1つお聞きしたいと、このように思います。

そしてまた、これはこれでいいんですが、もう一つ、ページ61の4款1項6目、これは小野周一委員からも公衆便所管理運営事業費ということで質問あったわけですが、私のほうからも、これは私の八向地区管内のところへ設置されるトイレでありますので、この辺の予算に盛り込まれたということは本当にありがたく思っております。

ただ、環境課長の答弁が、小野周一委員の質問に対して、どのぐらいの利用者数だけ把握していないというようなことを言われましたんですが、これは財政課とかそういうところに、石川議員が本当に汗かいているいろいろ御相談申し上げたところではありますが、ちゃんと利用者数は、それなりに年間の利用者数はお話ししておりま

すので、環境課長、把握していなかったらそこのほうからお聞きしてもらえばわかるわけがあります。ひとつよろしくお聞きしたいと思えます。これぐらいの質問は別に答弁は要らない。最初のことに対してまず答弁を、簡単に。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員の接遇、挨拶ということだと思います。現にそういうことがございましたら大変申しわけないというふうに思いますが、職員の接遇、挨拶につきましては職員研修等を毎年その研修を重ねてございまして、そういった意味においては、最近の市職員の対市民に対する挨拶等につきましては市民の方々の意見からも御評価をいただいているという面もございします。ただ、一部にそういったことでたまたま何か考え事をされておったのか、もしくは忘れたところがあったのか、そういうところがあったとすれば、大変これは申しわけないということで、なお一層、今後研修のほうで周知徹底を図ってまいりたいというふうに思えます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） そういうことで、子供たちのこともありますので、今後そういうふうな状況が起こらないように、お互いに挨拶そのものは職員モラルそのものでありますから、ひとつよろしくお聞きしたいと思えます。

また、これと同じページなんですけど、職員の採用に当たって、今現在、職員数、採用試験も毎年あるわけですが、ことしの採用はどのぐらい行われようとしているのか、そしてまた、今現在、職員数が正確にはわからないんだけど、一般職員では280何名とか、また企業局とかいろいろなものでも三百六、七十人になるんじゃないかなという感じで、これは条例定数ですね。今現在どういう状況であるのか。

これは財政再建、平成16年、17年から職員の

定数削減を図ってきて、70名ほど削減の目標を立てたわけですが、恐らくこれはもうクリアしている段階じゃないかと思っております。しかしながら、まだ定数が図っておられるんじゃないかと私なりに受けとめておりますので、その辺、今後の職員定数をどういうふうに図ろうとしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

山口吉静委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員定数に関しましては、定員管理計画のもとに平成16年から今年度まで、平成16年当時392人の職員数でございました。これが平成24年4月1日現在でございますが、298人ということで、100名近い職員の減ということになってございます。

今後の、来年度の職員採用につきましても、行政職の確保をしながら進めたいというようなことで考えておりました。そういったことで、きのうの質問に対する答弁でも、採用については来年度15名ということで、退職者が20名いらっしゃいますので、差し引き5名、来年度は減ということになります。したがって、来年の4月1日現在では293名ということになるかと、今のところの想定でございますが、そう思っています。

その後のことでございますが、やはり定員管理計画のもとで100名近い職員を減らしながらも、一方では仕事がなかなか減らないという状況もございます。そうした中で行政職の職員数もある程度確保しながら進めてきたわけですが、今後の行政需要の拡大等を考えますと、これ以上、今までのペースで削減していくのはなかなか困難、これは行政サービスの維持という面からも難しい面があるかというふうに考えてございます。

そういったことで、目標でございます平成26年度300人以下という点に関しては、これについては既にその数に到達したわけでございます

ので、平成26年度以降の新たな定員管理計画をこれからつくらなくてはいけないわけですが、当面この290から300の間というふうなところは何とか維持していきたいというふうに考えておりますし、今後もそういったことで職員採用をしていきたいというふうに考えておりますが、1つ不安定な要素がございますのが、年金の支給開始年齢の引き上げに伴う就労の場所の措置でございますが、現在のところ再任用制度というふうなことが国のほうでは考えておるようでございます。この動向次第によっても今後の定員管理計画はいかにするか考えないかなくちゃいけないのかというふうなことも1つ考えるべき要素ではございますので、それらをあわせ考えながら、今後の定員管理計画について検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

1 2番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

1 2番（清水清秋委員） 職員定数というのはやはり市民サービスに本当にかかわってくる重要な職員採用でいってもらわないとならないわけですが、この定数そのものよりも、削減が図られるとやはりいろいろな支障が出てくるかと思っております。そうしたことを、ということは職員数を減らして、課長はこれ以上減らさないということで、減らした場合、嘱託職員とか以前にあったんです。職員は減らした、嘱託職員はふえたりしたものだから、そういうふうな状況は起きないように、ひとつ今後適正な市民何人に職員が1人、そういうふうなある程度の基準というか、そういうふうなものもあるわけだ。あるわけだというか、市の考え方、そういうふうな形で市民サービス、当然落とさないようにひとつやっていただきたいなと思っておりますので、適正な職員数をやっていただきたい。377人というような条例は今、さっき条例集見てきたばかりなものだからわかるんだけど、そうい

うふうなことがあるんですが、そういうことも条例は条例でいいとしても、そういうふうな方向で考えていただきたい。

次に移ります。

106ページ、11款1項1目から2目ですね。ことしの豪雪、本当に各課挙げて大変（「ページ数」の声あり）106ページでないか。105だな。大変失礼しました。11款、105の農林水産施設災害復旧費、これについて。

このたびの豪雪に対していろいろな被害がこれから恐らく出てくるかと思えます。そういう物事を考えると、災害復旧、当然農林課サイド、いろいろなハウスとかまた豪雪・融雪対策、この辺の捉え方は農林課のほうではどう捉えて今後やろうとしているのか、考えがあればお聞かせいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

山口吉静委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 対策としましては2つあるのかなと思えます。1つは、いわゆる豪雪対策ということでの融雪促進。それから、雪解けが進みますと果樹等の枝折れとかハウス等の倒壊、これらが出てくると思えます。この2本立てで考えていたいなと考えていますが、融雪促進につきましては、現在各JA、集荷業者を通じましてその辺の需要見込み額を把握中でございます。現在、167ヘクタールについて融雪促進対策をしたい、いわゆるこれはハウス育苗、水稻の育苗ハウスですとか園芸施設用地、それから露地野菜等、あるいは樹園地、この辺の融雪促進ということで、現在積算して167ヘクタールと、これについて今県の助成が発動されましたので、10アール当たり600円、うち県が450円、市町村が150円という負担ですが、この辺について今後予算の補正をお願いしたいなと考えているところでございます。

それから、施設災害、あるいは農地災害等は雪解けを待たないとなかなかそれは把握できな

いと思えますので、新年度対応ということで、その辺は迅速に現地調査、聞き取りを進めながら支援対策を講じていきたいというふうに考えてございます。以上です。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） ぜひひとつ市のほうで対策とれる方向で考えていただければありがたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

豪雪というか、雪に対しての質問をもう少しやりたいと思えます。

85ページ、8款6項1目除排雪費等なんですが、ことしはこれまでどのぐらいの除排雪費が、これからも排雪とかいろいろまだあるわけなので、どのぐらいの費用がかかっておられるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

そしてまた、このページの中で消雪電源操作業務委託料というのがあったけれども、これは市内に何カ所ぐらい設置されているのか。そしてまた、これに伴う管理、市の職員が当たっておられるのか、また地域のほうにお願いをして管理というか、そういうものをされているのか、この辺お聞かせいただきたいと思えます。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 まず、1点目の除雪費でございますけれども、この3月補正もさせていただきました。なおかつ定例会で追加補正という形でもお願ひしたいと今考えております。総額で約7億円を使う予定で、今それなりの事業費がかかっているということでございます。

それから、消雪電源操作業務委託ですけれども、これにつきましては22カ所の電源操作盤、それについて業務委託をしている内容でございます。これにつきましては雪の状況によりまして、午前3時から午前5時までの間に2名ほどがパトロールとともに電源操作を入れるという

ふうな内容でございます。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） 操作委託料、これほどここに委託されているのか。どういうふうなこれを操作したり調整したりやっているか、その辺わかれば。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 業者名につきましては、ちょっと手元に資料ないんですけども、いざれにしても業者委託です。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） じゃ詳しいことは後でお聞きいたしますので、その辺ぐらいにしておきます。

あと一つ、施政方針の8ページ、市長が新規雇用創出する製造業に対する雇用促進奨励金を交付し、雇用機会の拡大と産業の振興を図っていきたく、この辺の内容なんです、雇用促進奨励金、これは予算書にはないわけですが、どういう形で今後進めようとしておられるのかお聞かせいただきたい。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 雇用の確保拡大は企業誘致だけでなく、既存企業の支援という、この点が大きいと思いますので、ですから実績という形をとりたいと思います。具体的には、さまざまな企業の拡大、移転とかそれに伴って新しく3名以上雇用する場合、しかもそれは1年以上ということでありまして。その要件は中小企業であれば、300万以上であれば1人30万、3,000万円以上投資した場合には1人50万というのを、1年の実績をもって、それでそこに資金をしないと、こんな制度でございます。ですから、25にはかかってこない。4月1日から

施行するものですから、ですから早くても26年度以降という形になろうかと思っております、出てくるとすればですけども。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） なるほど。今年度そのものではないような話なんです、やはりマスコミ、新聞等でちらっと見たんですけども、新規雇用に対して国策で年間投資、常用した場合、企業のほうへたしか60万ほどやりますよというような、新聞に載っていたのを見たんですよ。その辺の事業を活用するのかなと思ったものだから、ちょっと聞いたものです。26年度から、そういうふうな考え方になるようではありますが、ぜひひとつこういうふうないい事業を考えているわけですから、ひとつ雇用促進するためにはやはり積極的に市のかかわりというか、市のバックアップ体制、フォロー、これはあつてしかるべきで、そうでないとやっぱりこういうふうな雪国には余り会社もなかなか来ない。そうしたことを考えると、こういうふうなやはり行政の協力というか、それから支援というか、そういうものは当然欠かせないものだと思いますので、よろしくひとつお願いしたい。

あともう一つ、主要事業の10ページのインバウンドキャンペーン、これは議員方から一般質問やら予算委員会等でも質問なされておりますが、この中で、他地域の秋田県の雄勝とか宮城県の大崎、こういうまちと共同してやると、そういうことは2年前、ことし3年目の主要事業に載っているわけですが、その辺の大崎、雄勝等のまちの動きがさっぱり見えてこない。どういう形で共同してこれまでやって、いこうとしているのか、その辺お聞かせいただければありがたい。

田口富士雄商工観光課長 委員長、田口富士雄。

山口吉静委員長 商工観光課長田口富士雄君。

田口富士雄商工観光課長 インバウンド、25で3

年目になるわけでありませけれども、当初、第1回目のときから実は大崎、大崎は別でありましたけれども、また、湯沢は同時でありましたけれども、訪問団を結成して一緒に行っております、実際にですね。あと受け入れの場合にでも必ず宮城、それから秋田、山形と3県でコースを設定するというのがある意味での定番みたいになっておるものですから、そういう意味でのさまざまな関係者を招いての試行ツアーといえますか、訪問の受け入れツアーみたいなものを実際にやって、踏み込んでいるといえますか、そんな実態はございます。

今後向こうのほうから受け入れる場合も、そういうコースをつくる場合において秋田あるいは仙台あたりにおいてになる方々もこちらのほうに逆に引き込むような、そういうふうなコース設定も含めた形にしてこれから連携をぜひ強みに組んでいきたいというふうには考えております。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) 課長よ、何か、もう3年目なんだね、この主要事業に盛り込んで。それが今の状態の説明だとちょっと、本当にインバウンド、この事業が台湾から誘客、果たしていつできるのかなという感じしております。そういったことでなくて、現実的に今、新庄市で観光協会が台湾、市民号を企画して35周年ということで事業を今進めている。それは市長もいろいろなアドバイスを受けたりしてやっておる事業であります、市長からもあったんですが、こういうやっぱりもっと積極的にこっちから向かっていく。観光協会は35年やっているんですよ、そういうふうな観光交流というのを。34年か、ことしで。ことし35年だから34年やって、そういう交流事業をやっているんですよ。そしてこのたびは台湾へインバウンド、こういう事業が行政で事業化しようとしているということで、

市長にも何回か観光協会の会長のほうからもお話しされていると思うんですが、そういう具体的にもう運ばれるような状態をつくっていかないと、いつになるのかなというような感じで我々は受けとめて、いろいろな議員方も質問がかなりあっているわけだけだと思います。積極的に、具体的に交流が図られるようにひとつお願いしたい。

最後に、これは佐藤卓也委員から質問あった中で若者園芸塾、これの答弁ね、もう時間もありませんが、今、申込者が2名、これからハローワークを通して募集、そういう問題なのかなというか、この事業は、最初は若者園芸塾、勇氣塾は地元の産地、地元のグルメというか、そういうものをつくり上げたいという意気込みで市長から説明あった、サマーティアラとかイチゴ、そういうふうな特産品をつくり上げたいというような事業かと我々は思っただけでございまして、ところがここに来て、そういうふうな、いないからといってハローワーク、そういう物事の運びはやっても余り成果というか、出ないような気がする。もうことしはそういうふうな事業化、予算化もしているわけ。

山口吉静委員長 清水清秋委員、もう時間です。

12番(清水清秋委員) やめます。

星川俊也都市整備課長 委員長、星川俊也。

山口吉静委員長 都市整備課長星川俊也君。

星川俊也都市整備課長 先ほど清水委員のほうから質問ございました業者名でございますけれども、平成24年度につきましては矢口興業に業務委託しております。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

初めに、反対討論として、佐藤悦子委員。

(1番佐藤悦子委員登壇)

1 番(佐藤悦子委員) 平成25年度一般会計予算に反対討論を行います。

初めに、安倍自公政権は、大胆な金融緩和で物価を人為的に上げようとしています。国民の家計が温まる保証はありません。国債増発による不要不急の公共事業拡大や規制緩和で喜ぶのはゼネコン、大企業だけです。このような財政政策では財政は悪化するだけです。

長引く不況の原因は、国民の家計が低迷しているからです。景気回復の実現は、賃上げと雇用の拡大です。大企業がため込んだ内部留保の1%を使うだけでも働く人の月給を1万円以上上げることができます。社会保障の負担増や消費税増税をやめて、雇用の安定と賃金アップで景気回復を図ることが求められていると思います。家計を温める施策が必要です。

住民税年少扶養控除の廃止、生活保護の基準額の引き下げ、職員給与の引き下げの押しつけを狙った地方交付税の引き下げなど、家計消費を冷え込ませる国の予算編成となっています。

新庄市では、23年度決算において実質公債費比率が16.3%と大きく改善されました。国からの地方交付税が21年度から2億円ずつ2年連続ふえたことによってです。地域住民の暮らしを守るために地方自治体から国に対して声を上げていくことが非常に大切だと思います。

さて、今年度の新庄市の予算で評価できるところは、私なりには住宅リフォーム事業の継続拡大です。また、学校の耐震化を26年度中に完了を目指すという点、また、市有施設の耐震化を、まず手始めとして泉田保育所に実施するという点です。また、再生可能エネルギーによる発電設備の導入、また高齢者の肺炎球菌ワクチンの補助、また第3子以降の保育料の免除、不妊治療への助成、学校図書館の充実のために人を配置していること、また国保への法定外繰

入金9,830万円で予定していた連続値上げを抑えたことなどです。

では、反対の理由ですが、第一に小中一貫教育推進の問題です。緩やかな小中連携は誰も否定しません。一貫校における4・3・2の体制は小学高学年としての活動を保証できない、小6の卒業式がないなどの問題があります。また、一貫教育を進めるための会議がふえ、交流時間がふえ、提出書類に追われ、先生方は超多忙、長時間労働に心身を壊し、児童生徒と接する時間を削られています。いじめがあっても見逃してしまうことが心配です。子供の自殺の原因がわからないという学校も出ております。

東京都品川区の小中一貫校では、平成24年2月、小6の女子児童が線路に朝5時に横たわって自殺、7月には中1生徒がマンションから飛び降り自殺、9月には中1男子が自殺と、同じ学年で自殺が相次いでいます。9月の子の場合は、4月、5月に担任に、シャープペンシルなどが壊されたと相談しているそうです。担任は、クラスでの全体指導はしたが、加害者を特定しての個別指導はしなかったそうです。「うざい」「消えろ」「ばか」などの暴言、さらに多数による殴る蹴るの暴行を受けていたようですが、先生方は把握できなかった。この小中一貫校について、現場の先生は、タイタニックのような学校だと言っておられるそうです。巨大な船が今にも沈みそうだということです。

小中一貫校の教育的効果は検証されていません。先生方は、子供にとってよいのかわからないと否定的です。緩やかな連携にとどめて、子供と先生がじっくりとかかわれる学校環境づくりに力を入れていただきたいと思います。そして、子供が学校に行きたいと、喜んで行くような楽しい学校づくりになるように力を入れていただきたいと思います。

2番目の理由は、指定管理者制度の問題です。働く人の人件費の算定を25年度、市の支出を引

き上げたとのことをお聞きしましたが、このことはよかったと思います。全国の最低生活費試算調査で、単身世帯で月額23万円、時給にして約1,500円が必要との結果が出ています。都会とこの山形県あるいは新庄市では違いがないのです。

指定管理では、将来にわたり何度も雇用主が変わる可能性があり、そのたびに雇用不安、賃金引き下げなどが現実化してまいります。労働者の雇用を守るためにも、公の施設を直営に戻すべきではないかと思えます。

また、指定管理を続けるという立場であれば、公契約条例の制定などで労働者の適正賃金のチェックも行えるようにすべきと思えます。

3番目の理由は、定員管理の問題です。25年4月1日現在で正職員は293人を予定しているとのこと。嘱託職員は98人、日々雇用職員は87人で、臨時職員をふやして仕事をカバーし、人件費の抑制を図っているようです。働く貧困層を市役所でふやしては、定住促進につながらないと思えます。臨時職員の賃金見直しも行って改善をしていただきたいと思えます。

行財政改革の計画では、25年度、300人以下としております。24年度で298人、25年度で293人ということで、退職者が計画を上回ってふえています。仕事はふえているのに人が減り、責任が重くなり、心身を壊す状態になっているのではないかと心配されます。

臨時職員では、家族を持つ展望が持ちにくいです。正職員をふやして、市民のために安定して働けるようにすべきだと思います。公務を支えているのは人です。その専門性は担い手である労働者の知識、経験として蓄積されます。そして職場内訓練などを通じて長期的に蓄積されていくもので、あえてそれを中断させるのは税金の無駄遣いです。公務の質を維持向上させるためには、その担い手が誇りを持って安心して働き続けることのできる賃金、労働条件を保障

すべきだと思います。

4番目として、安倍政権の経済対策によって、市にとっては補助事業の前倒しなどが行われております。25年度は、市の一般財源に余裕が出るが見通されております。積立金は、今の予算では25年度末では約10億円となる見通しです。土地開発公社の現金預金は今年度末約2.4億円です。使用料、手数料の引き上げを抑え、雪対策、人件費の改善を進めながら市独自の温かな福祉サービスの復活や充実を進めていただきたいと思えます。費用は約1,800万円ぐらいでできると思われまます。国保税のこれ以上の値上げを抑えるために法定外繰り入れの増額、介護保険料、利用料の減免などに向けていくこともできると思えます。

以上で反対討論を終わります。

山口吉静委員長 次に、賛成討論として佐藤義一委員。

(6番佐藤義一委員登壇)

6番(佐藤義一委員) それでは、議案第21号平成25年度新庄市一般会計当初予算の賛成討論を行います。

2年前に発生しました東日本大震災、そしてそれを追うように発生したりーマン・ショック等の世界的な金融不安などが、回復の兆しを見せて始めていた我が国経済を不安定なものとししました。しかしその後は、復興需要の表面化とともに、政府の経済発生に向けた取り組みの強化によって、ここに来てようやく明るい兆しを見せてきたようです。

国においても、みずからの財政健全化を図りつつも、経済再生に向けた緊急経済対策を重視し、25年度予算の継続をもにらんだ、24年度第1号補正予算の編成を行いました。このことにより、経済再生に向けた動きが今後色濃くなっていくものと思われまます。

このような中、本市の財政状況を見てみますと、21年度決算において実質公債費比率が基準

内となり、23年度決算ではさらに大きな改善が見られましたが、これは行政と市民・住民とが一丸となった継続的な取り組みのあかしと言えます。

しかしながら、これからは懸案の大規模事業が本格的に展開され、財政規模を大きく膨らませます。したがって、今こそ後戻りすることのないよう、財政再建プランに基づく健全化の精神を堅持していかなければいけないと思います。

また、新年度となる25年度の予算は、もちろんこの財政健全化を一層進めつつ、第4次振興計画を推進する意義ある内容でなければならないものと考えます。

予算案を見ますと、総額が対24年度比で11億2,800万の大幅な増で、4年連続の伸びを示しております。我が市を取り巻く情勢を見たとき、この伸びは内外への発信についてまことに明るい材料になるものと言えます。

歳入においては、国における地方財政対策から交付税を抑えた形にならざるを得ない状況ですが、それを補う形で市税の伸びが見られました。また、大規模事業の本格化に伴い、国庫支出金や市債に大幅な増額が見られるとともに、これらの財源補填のための財政調整基金繰り入れを増額するという形の編成となっているようであります。

歳出については、我が市を取り巻く諸状況をよく認識し、国・県の動向を踏まえるという予算編成方針にのっとり、全般的に第4次振興計画の3つの重点プロジェクトの計画的推進などのために限られた財源を効果的に活用することを基本として編成することも見て取れます。総じて健全な財政運営を基本に据えることはもちろん、市民生活の向上と地域経済の進展のために必要性や緊急性の高い事業を主とし、明るい展望を含む内容のものも多く、評価できる予算であると思います。

また、4年連続増の予算を組むことができましたのは、一致結束した財政再建の旗のもとに貴重な努力を続けてきたたまものであり、この点も評価に値するものと思います。

また、このたびの予算特別委員会におきましては、全委員の真摯な姿で予算編成に取り組んできた執行部に対する質問、要望等もございまして、今後ともこの歩みをとめることなく、また、市民や議会の意見等によく耳を傾けられるとともに、創意工夫や改善の努力を惜しまず事務作業に当たっていただきますよう御期待申し上げ、平成25年度一般会計当初予算の賛成討論といたします。終わります。

山口吉静委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号平成25年度新庄市一般会計予算については、反対討論がありましたので、起立採決をいたします。

議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

山口吉静委員長 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

なお、代表監査委員高山孝治君より、午後から欠席届が出ております。

議案第22号平成25年度新庄市 国民健康保険事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

なお、本件を含む特別会計につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 131ページの1の1で、一般被保険者の国民健康保険税が前年比で247万8,000円ということです。24年度の収納状況はどうでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 一般被保険者国民健康保険税の減についてですけれども、これは納税義務者の方が前年に比べまして374名減るであろうということと、収納率ですけれども、こちらのほうが24年度当初より低下、低く見込んでおりますことから減額になったということになります。

また、収納関係ですけれども、一般被保険者国民健康保険税の部分では3月に補正してございますけれども、そちらで89.2%ほどと見込んでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 24年度よりも収納率が低くなるのではないかと見込んでおられるようです。

24年度、大幅値上げをしたわけですが、被保険者の国保税についての意見など、反応などありましたら、把握しておられたらお願いします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 被保険者の方の反応ということでございますが、やはり税の申告時とか、国民健康保険税の納付書を発送して、その後、さまざまな御意見がございますけれども、前の議会でも申し上げたように、高くなったんだよねという方はいらっしゃいますし、大変社会保険料が国民保険だけではなく上がっておるということもございまして、苦しいという方もいらっしゃいますけれども、私どものほうで誠心誠意御説明いたしまして、この保険制度の必要性については十分御認識いただいております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。

同じくなんですが、24年度のことでお聞きしたいんですが、社会保険から国民健康保険に加入した世帯の状況などは、把握しておられたらお願いします。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、本委員会は平成25年度予算についての審議でありますので、その質疑をお願いいたします。先ほど24年と申しましたよね。25年度。

1 番（佐藤悦子委員） はい。

では、25年度の予算、これを立てるに当たって、社会保険から国民健康保険へ加入した世帯など、加入する世帯などはどう見込んでおられるのかお願いします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 保険税の算入に当たりましては、確かに年間でどのような異動があるかということもございまして、年度途中で変わられる方もいらっしゃるということで把握はしてございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今のことに關してですが、把握していないということでありすが、社会保険に入っていた方が非自発的な退職者として申請減免を行えば減免になる制度が出てきております。そういった世帯が出てきた場合、どのようにしてお知らせするように考えておられるのかをお願いします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 非自発的失業という方に対してどのようなお知らせをしているかということでございますけれども、国民健康保険税、これは納付書を発行した際に、その後非自発的失業に至ったという方であると思ひますけれども、その至った方が誰であるのかというのは私どもで特定できませんので、やはり国民健康保険税のお支払いの際に、苦しいと、ちょっときついなという方は納税相談に応じて、納税相談のほうで御相談をいただいている方がいらっしやいます。ただ、制度としては当初、国民健康保険税のお知らせと、周知のときにその制度は載せているということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 例へば24年度はそういう方々が何世帯ぐらゐおられたのでしょうか、納税相談などで。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 国民健康保険税だけの納税相談というふうな数値は押さえてございませぬ。ただ、納税相談の關係では、全部の、全税合わせてございますけれども、納税相談、電話対応、窓口対応では今年度4月1日から1月31日までの現在で2,640名の方が納税相談にいらっしやっているということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） その納税相談の中で、社会保険だったのが非自発的退職者だったということが明らかになって減免に至った世帯などは何人ぐらゐ、何世帯ぐらゐおられたんでしよるか。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、再度申し上げませけれども、質問はページ数、款項目、事業名などを具体的に示して質問してください。お願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 131ページの1の1ということで、一般被保険者国民健康保険税にかかわっての予算として組む場合のどういふ中身で組まれたのかという意味でお聞きしているわけでありまして、同じ款項目だと思ひております。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 私のほうで減免の実績ということでお答えさせていただきます。

24年度3月7日現在で所得皆無となられた方の減免件数はゼロでございます。また、社会保険離脱による件数は3件ございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。3件ということで、意外に少ないような気がいたします。

最近、私の周りでも会社のいろいろな都合で3月で切られるとか、それが割りかし短い期間のうちになる方も見られるということで、本当に驚くような、本当に不安定なんだなということをつくづく考えさせられております。そういう意味では、そういう制度があるということになるだけ本人に伝わるようにお知らせをお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

今の款項目にかかわってなんですすが、国保加入世帯の中で、会社勤めをしていて、本来社会

保険加入であるべきだと思われる方がおられるように思いますが、そういう義務、社会保険加入義務などを会社などに伝えたりして、社会保険に加入していただくほうが、本当は市としては、本人にとってもありがたいと思うんですけれども、そういったことなどはどう考えておられるでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 実際、税務相談等を通じましてそういう方がいらっしゃることは委員おっしゃるとおりでございます。そういう方には御説明しながら、世帯の中のどなたかの社会保険に加入したらいかがですかというような相談も申し上げていますし、ただ、さまざまな世帯がございまして、私は国民健康保険の中でやっていくんだと、医療費ぐらいは自分できちんと国民健康保険税を払ってやっていきますよという方もいらっしゃいますので、そういう方々の気持ちに答えるためにも、うちのほうでは公正に取り扱っていききたいというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今のは、その方の世帯の中での異動のような話なんですけれども、私としては、会社に対して、会社が社会保険加入義務があるんでないかというふうに働きかけはできないかということなんです。そのことはどうでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 会社のほうで勤めている方の世帯の方で社会保険に入れたらいいんじゃないかというようなことも確かに相談の中ではございます。しかしながら、会社のほうにつけるかつかないか、これは御本人の問題もありまして、さまざまな相談を通じている中ではそのようにいかないケースもございます。会社のほうに入

ったらと言っても、本人は入らないというケースもありますので、それぞれケース・バイ・ケースで対応させていただいております。一律に、それは企業で働いている、社会保険に入っている方がいらっしゃるから、社会保険に入れというような強制的なことはいたしていないということです。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。強制はできないというのは残念だと思いますが、できるだけ、会社があつて、社会保険加入義務があるなど感じた場合はそうなるように働きかけなどでできればいいのではないかなと思います。

実は市民の方で、きのうの方ですけれども、23年度と24年度で大幅な国民健康保険税の増税で本当に苦しくてどうしたらいいかという相談を受けたところでした。具体的に言いますと2人世帯です。お子さんの所得が23年度は54万円でした。一緒に住んでいる親の方は障害年金でした。これに対して23年度は所得54万に対して6万7,200円の国保税でした。率にしますと、所得に対する国保税は12.4%でした。これは何とか払ったんです。ところが24年度を見ますと、がんと上がってしまいました。娘さんの所得は61万ちょっとでした。これに対して24年度は12万円です。12万200円の国民健康保険税でした。率にしてみますと、その世帯の所得に対して19.6%。所得の増は7万1,047円ふえたんですけれども、国保税は5万3,000円ふえました。何と申しますか、所得がふえたと思われる金額がそのまま真っすぐに国保税増税ということで、所得がふえたのは本人、喜んだかもしれませんが、国保税がその比にして物すごい値上がりで、23年度は何とか毎月5,000円だったか6,000円だったのが、6,000円かな、6,000円ずつ毎月払うことで頑張ったらしいんですが、ほとんど同じような世帯状況なのに、24年度は1万

5,000円ずつか1万円ずつですか、ということ
で倍ぐらい払わねばならないということは、こ
れはやっぱり無理だろうなど、私は本当にその
苦しい世帯の気持ちがわかるような気がして、
こういう高い国保税は、この方だけではなく、
市民全体にいつているわけなんです、こうい
う方を救う方法といいますか、低所得者対策を
強める必要はないのか、どうお考えなのか。ど
うでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 今、例に出していただきました世帯の方、確かに大変お苦しいとは存じますが、ただ、その方々だけが今回の税率改正によってそのような形になったとは思えないところがございます。上がるには、保険料ですね、が高くなった分については高くなったなりの理由があるかと思えます。所得だけでなく資産割等もございますので、一つ一つのケースを見ないと今のことについてコメントはできかねると。もしそういう方がいらっしゃれば、委員御承知であれば、納税相談なりにぜひ行っていただけるよう御指導願いたいと思います。

低所得者対策ということですが、これも前から言っておりますけれども、国保税の7割・5割・2割軽減、または前年度の所得で自己都合でやめられた方、先ほど申し上げましたけれども、そのような方々についても軽減措置がとられているわけです。やはり減免措置というのは条例の中で特に必要と認められるような場合でございます。ましてや、今、国民健康保険については維持していくと、維持しなければならない制度だと。やはり市民の皆さん、大変お苦しいのはわかりますけれども、みんな頑張っているのだから、そのような方々の考え方も聞いていただかないと、片面だけを見てお話をなされるというのはいかがなものかと。頑張っている方もいらっしゃるのだから、そのような方々に

も委員のお耳を傾けていただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この世帯は、資産がない世帯なんです。そういう中でこういう状態です。

23年度は5割軽減だったようです。それでこの金額でした。24年度は、所得が54万円から61万円にふえたということで2割軽減になってしまったんです。そういうこともあります。わずかで、そのわずか7万円ぐらいの所得が上がったことで軽減が厳しくなってしまったこともあります。

払いたくっているんです。23年度頑張って分割、納税相談させてもらいながら11カ月、12カ月ぐらい、毎月支払いできるようにさせてもらって払ったようです。でも、24年度について行き詰まっているということで、こういうことになっているようなんです。そういう意味では、維持しなければならない制度だと御本人も本当に思っているし、私もそう思っております。そういう中で、このように収入が少ない世帯が何とか払えるようにするというので、もう少し申請で軽減できるような制度もつくっていただければ市への信頼も高まってくることは間違いないと思うんですが、どうなんでしょうか。こういう方々にもう少し払いやすいようにする、申請によって減免もできるということをちょっと広げていただけるような、市長として、特別に必要な場合はというところに広げていただけるような工夫はできないか、お願いします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 委員のおっしゃられた方については大変ありがたいなど、頑張っているということ感謝申し上げるわけですが、ただ、これは制度ですので、5割と2割軽減の境目をどうするか。確かに収入がその

ラインでプラス1万円になったから、△1万円になりましたからと、5割と2割と移るということはあり得ることです。ただ、それが以下どこまでの金額か、どこまでするかというのは今度は裁量になってくる。そのようなことでは制度が成り立たなくなってくる。やはり5割軽減、2割軽減というきちっとしたラインの上でやっていかざるを得ないというふうな形でないとこの制度及び行政としての責任が問われますので、ここはしっかりやっていかなければいけない。ただ、そういうふうな方で大変であればやはり相談いただいて、それなりのお話の中で納めやすい方法、それはともに考えていけるような体制では取り組んでおります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 丁寧な相談を引き続きお願いをしたいなと思います。

また、ぜひ低所得ということで、このような低所得のどこまでというふうに考えたときには、私考えるにやっぱり生活保護基準かなというふうに思うんです。それらの基準とあわせて見て、この世帯は車を持っているために生活保護は絶対だめなようだけれども、でも軽減できるかなというような、そういう優しさが必要な気がするので検討していただきたいなと思うんです。

それから、国保について、広域化ということが言われております。広域化というのは、自治体の独自の繰り入れをなくすものだとは私は見ております。24年度、独自繰り入れをした自治体がふえていると聞いておりますが、これがなくなったらさらなる大幅引き上げをせざるを得ないということになるのではないかと思います。どうでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 国保の広域化の御質問でございしますが、県単位化する話し合いが行われてい

ますが、そうなれば市町村独自の繰り入れができなくなるという趣旨の御質問かと思いますが、現在75歳以上の高齢者の医療をつかさどっております山形県の後期高齢者広域連合、県単位で運営しておりますが、これにつきましては国・県・広域連合の3者で基金の積み立てを行っております。その基金の積み立てを2年に1度の利用率改正の際に取り崩しをしながら利用率のアップを抑えているという実態もございます。ですから、広域化すれば必ず市町村の法定外の支援がなくなるかという趣旨の御発言かと思いますが、そういった制度を整えていけば税率改正についても抑えることも可能なのではないかなと思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 何か、私としてはごまかされたような気がしますが、よく考えてみますと、そういうことは市でやってきたわけです、今まで、基金ということで。努力して値上げしないように基金をためてきたわけです。どの市町村もその立場でやってきて、基金というのが国民健康保険に関してありました。しかし、その基金がなくなってしまった。それで市町村独自の繰り入れをせざるを得なくなって、それではみただけけれども、それでもまだ国保税が上がっていくということで、市民が苦しみ、担当者も苦しんでいるところだと思います。そういう意味では、広域連合を見て、基金があるから何とか抑えられるんじゃないかというのは、ちょっとそれは考えられないんでないかなと思うんです。むしろ後期高齢者のことを考えてみれば、お医者さんに行かざるを得ない方をふえる年齢でもありますし、それを中心に回そうとしている保険ですから値上げせざるを得ないだろうと思います。国保も、弱い立場の方々が中心でありまして、そういう国保の会計を考えたときにはやっぱりそうせざるを得ないというか、

市の独自繰り入れなしということに持っていかれば、基金だけではとてもできないというのは目に見えて、今後の大幅な値上げが予想されるのではないかと思います、もう一度お願いします。

また、資格証の発行状況についてもお願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 初めに、資格証明書の発行状況でございますが、25年の2月末現在で、短期証が291世帯、資格証明書交付世帯が34世帯でございます。

それから、先ほどの広域連合、広域化の話でございますが、広域化してもそういった工夫で市町村からの独自の支援で税率を上げなくてもいい方法があるのではないかと例えで後期高齢者の広域連合の取り組みを御説明したということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 広域化によって国民健康保険税が私はさらに上がるのではないかと、うふうに思うんだけど、その点どうでしょうか。

もう一つは、国民健康保険証の発行の時期なんです、再発行などするときに、とめ置きということがあるのではないかと思います。相談のために滞納者に対してすぐ郵送しないでいるということがあのような気がします。そういうことをしないで、一旦まずとめ置きしないで、みんなと同じように発送した上で、滞納世帯への訪問、聞き取り、相談で対策を打つべきではないかと思っております、どうでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 初めに、広域化で保険料が上

がるのではないかと、という御質問でございます。

保険料といいますのは、国保税独特の算定方法がありまして、歳出を押さえてから歳入を計算するという方法でございます。歳出の保険給付費等を計算しまして、それから国・県の支援等を計算した上で、足りない分を国保税で補うという形にしております。ですから、まだ保険給付の伸びというのがどうなるかわからない状況で、必ず上がるというふうなお話はできないものかと思っております。

また、保険証のとめ置きということでございますが、これについては短期証明書の方のことかなと思っております。短期証明書の交付対象者の方については、こちらでお送りをしないで確かに市役所のほうにとめておきます。納税相談の上で交付するというようにしております。それでも来られなかった対象者の方については、1カ月ぐらいをめぐりして送っているというのも事実でございます。

こちらのほうとしましては、納税者の各状況について変動もありますものですから、そのときそのときの状況をお聞きした上で納税相談というものを行っていかないといけないというふうに思っておりますので、そうしたことをしているという状況でございます。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 5 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

1 5 番（新田道尋委員） それでは、3点御質問申し上げます。答弁が簡単なところでございますので、安心して聞いていただきたい。

ページ137の2款1項1目と2目、ここに保険給付費、一般被保険者の療養と、それから退職者の保険者等の療養費というふうに給付費がありますけれども、これは人数によって概算で予算を立てられたというふうに思いますが、24年度は前年に比較しまして224名が減ったと、逆に退職者が91名ふえたというふうな説明がご

ございました。これも今回のどういうふうな人的影響があるかということでお知らせをさせていただきたい。

それから、その陰の138ページも同じようなことでもございますけれども、今年度が2の2の1ですけれども、高額医療ということで、ここは2,293万5,000円がふえていると、これの要因ですね、そこをお知らせいただきたい。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 初めに、人数でございますが、来年度の一般被保険者の想定人数1万258人で算定しております。昨年度の当初予算ではたしか1万953人ということで計算していたかと思いますが、1月末までの平均が1万594名という実態がありますので、そこから算定しまして、25年度につきましては1万258名で算定しております。

また、退職被保険者数につきましては、来年度977人で算定しております。これにつきましても24年度当初については996名ということで算定しておりましたが、減の予定でしております。

また、高額療養費の増であります。24年度、今年度も補正をお願いしておりましたが、高額療養費、今年度、前年度に比較しまして8%を超える伸びを示しております。高額療養費の限度額というのは所得で決まることになっておりますが、例えば高額の所得を得ている方が後期高齢者へ移行したような場合は、診療の内容が変わらなくとも限度額が下がるということがございます。限度額が下がれば当然高額の療養費としてはふえるという状況でもございます。また、そういう点もあります。高額療養費につきましては医療の高度化が主な要因だとは思っておりますが、毎年増加傾向を示しているということでございます。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） ただいま御質問申し上げるところは、給付費が25年度は1億2,500万、トータルで369万下がるというふうな大変ありがたい部分が出てきているものですから、これの要因がただ単なる被保険者の減でなくて、私が希望するのは、何かの要素があって下がっていったなというふうなことがないかなという思いがあるわけでもございます。それから高額もそうですけれども、ふえることを抑える方法が何かないかなというふうには、私はいつもそういうふうにして質問をしているわけでもございます。

それから、全体を言ってから総合的に申し上げますが、142ページの8款の2項の1目の保健衛生普及費、ここに健康づくり推進事業費と、127万3,000円というのが予算化されています。ここをずっと眺めていきますと、前々からやっていた事業をくまなく前年度とおりに事業化しているというところで、かわりばえないような事業というふうには、口が悪いんですけども、言わざるを得ない。

それで、私は3件、今質問申し上げた中で総合的に申しますと、執行部が出した予算の主要事業の中に米印で出てくるような事業がないかなというのが一番のお伺いしたい目的です。健康課が中心になって、市民の健康を預かっているベテランのプロの方々が勢ぞろいして、総勢26名ですか、職員がおるようでもございますけれども、その中で課長1人ではなくて、全体的にこういうことをやったらもう少し給付費が下がるんじゃないかとか、市民がこうやったらもう少しいい方向に行くんじゃないかというふうな話が、意見が、提案があるかないか、その辺、出てくるようであれば一番結構なんです。我々は素人で中身までわかりませんので、やっぱり役所の皆さんは毎日それを扱っているわけですから、何らかのあれが出てくるんじゃない

かなというふうに私いつも考えているんですよ。ですから、心待ちにこの主要事業、いつも関心を持って見ているんですが、手っ取り早い話は、3万8,000人の市民が健康であれば、この総合的な保険が、特別予算が下がってくるわけですね。41億ですか、ずっと41億台で、人口が減ってもずっと経緯をたどっているわけで、本来ならばこれは下がってこなければならぬですね、総予算が。じゃないですか。さっき課長が言ったように、高度医療もいろいろな要件が絡んで上がってくるんだということなんですが、こういう部分が全体的に下がるような政策を打っていかないとならんじゃないかなというふうに思いまして、やはりこれ以上健康保険税が上がるようなことをしないような政策というのが望まれるというふうに思っているわけです。

具体的に25年はスタートするわけで、これに予算化しろと言っても無理なんです、何かそういうふうな具体的なこういう方法というのが今のところあるかないか。それから市全体の問題でございますので、総合政策課として市民の健康をいかに考えているか。前後の適切な事業があるとするれば、なければいいです、あるとするればお知らせいただきたい。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 大変な貴重な意見を伺ったと思っております。主要事業の中には、高齢者肺炎球菌と特定不妊治療ということで、健康課からは2つ載せさせていただいております。しかし、そういったことではなくてということだとは思いますが、給付費の下がるような取り組みということでございますが、一般質問のときにも御答弁させていただきましたが、自分の体の状況を本人に知っていただきたいというのが私の気持ちでございます。例えば体重を毎日かるといった行為もそういったことにつながるのかなと思っておりますので、そうしたことの有

効性をどんな形にしる市民の方に周知していきたいと思って、わずかではございますが、高額医療費通知について、はがきではなくて封書で送るという予算を組んでおります。そうしたことを送付する際に、健康に関するいろいろな情報を入れてやればなと思っております。医療費通知につきましては2回に分けて行いますが、全部で1万世帯弱に届くようになっておりますので、そうしたものも活用したいと思っております。

それから、来年度の特健診の申し込みでございますが、これについては検診センターのほうからこの間情報がございましたが、今年度と比べて来年度の健診申し込みが200名ふえたという報告をいただきました。そうしたことにつきましては連日、担当の職員が申込書をどうやったから見やすくできるかというような検討もした結果だと思っております。そうした地道な努力にはなりますが、そうしたことを積み重ねていって健診率を向上させて市民の健康につなげていきたいと思っております。以上です。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

山口吉静委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 市民の健康ということでの私の認識のほうは、やはり市民が元気でないともちも元気にならないというようなことは当然のことでありまして、このまちを形成している個々の地域、町内、ここはやはり市民一人一人の健康あってこそまちづくり、地域づくりができるものであろうというようなことがまず第1番目でございます、そのためにはやはりさまざまな形の中で絡めていかなければいけないのかなと。まちづくり総合計画の中でも「健康で、笑顔あふれるまち」ということで基本目標の一つに掲げておりますが、これをしていくためにも、特に安全・安心、あるいは子育て、人づくりというふうなプロジェクトの面から、やれる範囲のものはまずはやっていこう

という形の中で、財政との折り合いをつけながら、要望にもさまざま応えながら施策を展開してまいりたいという中で、今、健康課長が言われたような形の部分もありますけれども、地域からの側面というふうなことで、地域の中であって話をまずさまざま聞く中で展開ができないかというふうなことを一つ思いまして、主要事業の中にも1つ入れてございますが、2つ目のページになりますでしょうか。地域づくり事業という中でひとつ押さえておきたい部分がありますけれども、地域を構成している重要な市民、この方々一人一人まで意識を広めていきたい。例えば受診の向上も一つであることになるわけですが、健康意識がなければそれは高まらないということにもなりますので、地域の方々に影響のある例えば区長さん方とかあるいは町内会役員、老人クラブの代表者の方とか健康福祉推進員、こういう方々に集まってもらった中で、さまざまな地域課題に取り組んでいくことの前段として、25年度は健康づくりにテーマを当て、まちづくり専門の関係の先生なんかもお世話していただく中で、うちのほうの庁内の中の健康づくり関係の担当も入ってざくばらんな形で意見の交換を行いながら、具体的な形の方角を模索していくとともに、地域でリードしていく方々の意識づけを図ってまいりたいというようなことを思っております。

先ほど来、継続というようなことがありますけれども、今までも少しなりともやってきたんでしようけれども、改めてここでもう一回アピールすることが地域の方々への説明というようなことにもなっていくと思っておりますので、これを継続をまずしていきたいというようなところから出発したい。認識等、まず1つの地域の中での具体化策と申し上げればこのようなことかなというふうに思っております。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 先ほど高額療養ということで質問申し上げましたんですが、一般会計の中でも質問したように、がん検診による個人徴収金というのが2,143万5,000円あったわけで、ここと、この高額療養の給付、療養費というのは関係なくはないわけですね。私は関係あると思っています。ですから、個人徴収をする部分を引き下げることによって高額療養が減ってくるというふうには私は思っているんですが、この辺は課長はどういうふうに考えますか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 個人徴収金を引き下げることがすなわち高額療養費のアップに歯どめをかけるかということに関しましては、非常に遠い話かなと思っているんですが、がんになれば当然医療費が高くなりますので、高額療養費の範囲に入ってくるかとは思っております。そういったことを抑えるためのがん検診であり、ならないためのがん検診でありますので、そういった意味からすれば、がん検診イコール高額医療費を抑えることにつながるという認識では思っております。そのため、がん検診の取り組みについては受診率をアップできるようにいろいろな情報を提供してまいりたいというのが先ほどから言っています来年度の強化したい点でございます。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号平成25年度新庄市 交通災害共済事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号平成25年度新庄市 公共下水道事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) 162ページの2款建設費1項下水道建設費の工事請負費なんですけれども、この地区の区域面積と、何年をめどに整備計画を計画しているのか、それをお聞きしたいと思います。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 お答えいたします。

工事請負費につきましては、管渠建設事業費の中で国の補助対象となる部分と、それから単独事業と、それから全く起債も伴わない純単独、この3つの構成から成ります。それで、25年度におきましては今回の認可区域の拡大の一つであります太田地区荒小屋、太田方面の、この面積が34.7ヘクタールございます。ですから、そのほかにもあるんですけども、まず市街地の北部、すなわち上流部にあります比較的公共施設の多いところからまず今年度は着手するというので、まず一番ネックになりますJR奥羽本線の踏切の推進、横断ですね、これの工事にかかります。これにつきましては、当然下水道プラス水道も入ります。それから、NTT回線、

それから光ファイバー等の通信網も入っていますので、かなり難工事というか、工事が難しいというふうなことになろうかと思ひまして、これには6,262万2,000円ほどの予算を立てております。

そのほかに、もう既に24年度におきまして実施設計のできております西町小栄町地区、これを延ばしていきたいと思ひます。それからあと、そのほかに円満寺町、金沢新町といったようなところも予定してございます。これが補助の該当事業でございます。

それから、単独工事費としましては、清水川町とか金沢、あるいは私道関係、要望箇所がございましてところに対応していくと、こういう予算も組み入れてございます。

それから、全く純単独というふうなところにつきましては、先ほど言いました補助事業外で行うところの太田の推進工のところ、ここを補助事業該当にならない部分も出てきますので、そこを純単独事業で行うと。

いずれにしても79ヘクタール、今回拡大しておりますので、これを向こう30年度を目標に順次予算を確保しながら、今、公債費の適正比率の制約もございまして、その辺、財政当局とも相談しながら、計画を立てながらやっていきたいと思ひます。

そして計画を、協議が済んで、道路管理者とかあるいは交通管理者とかあるいは地下埋設物の所有者とも協議を重ねて、協議が調った段階から早目に地域住民に説明をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実はこの太田地区も恐らく23年度事業、24年の3月に新しく認可区域になったわけですね。この区域が一番新しい認可区域なんですけれども、何年度大体、今30年度と言ったんですけれども、北新町のあの区間

ですよ。大体何年であそこをでかすのか。ということは、認可区域に指定するとすれば、おのずと合併浄化槽のそういう市の補助金等が受けられませんよね。やはりある程度そういう整備計画というものは地元で周知徹底をしていかないと、やはり家庭のいろいろな生活設計って私なれていないと思うんですよ。だから24年3月に新しく77ヘクタールが認可区域に指定になったんですけれども、その区域の、例えば太田とあともう1カ所あるんですけれども、例えばその区域の区長さんでもいいですよ。今回、太田とすれば、その住民の方々にどのような事業の整備計画の周知の徹底をなされているのか。まず2点、何年度で北新町のあそこをでかすのかというか、終了するのか。周知徹底の件と2点、お願いします。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 ここは補助事業、幹線沿いにつきましては県道泉田新庄線なんですけれども、幹線沿いにつきましては推進工の工事を平成25年度に終了させましてから、平成26年度以降、北のほうに取っかかっていくというふうなことになろうかと思ひます。

ただ、今回、浄化センターのほうの工事が一応平成24年度で完了しました結果、約1億5,000万円の単独市費増額できて、管渠整備にこれを使わせていただくことになるんですが、平成26年度以降につきましては浄化センターの長寿命化計画に基づく整備計画が入ってきますので、果たして幾ら回せるか、そこら辺は読みづらいところなんですけれども、いずれにしても起債制限等の補助の絡みもありまして、補助・単独合わせまして、管渠につきましては2億の工事というふうなこと、そういう予定になっておりますので、何年度までに全部でかすというふうなことは今のところ試算が立たないというか、そういう状況でございまして、でも、

できるだけ早期に北部方面については整備を図っていききたいと思います。

それから、あと周知関係につきましては当然自分の家の排水計画、これ皆さん、排水計画を立てるためには大変重要なことだと思いますので、事業が明確になったところは早目に御説明申し上げます。というふうな、平成25年度事業につきましても早急に、区長さんも交えた形で説明会を実施してまいりたいと、かように考えております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実は新庄市の公共下水道、恐らく30年ぐらいたっていますよね。そういう中で、この間、資料をもらってきたんですけども、やはり整備率が66。幾らで県平均よりも20%ぐらい低いわけですよ。そうしますと、県内の市町村の中でも下から2番目ですよ。このくらいやはりいろいろな今までの財政事情もあったんですけども、今回第5期の恐らく認可区域が23年度事業でふえたんです、70何ヘクタールですね。やっぱりそういう事業が、認可区域がふえたとすれば、先ほど言いましたとおりその区域の区長さんなり住民にお知らせをして入れますよというぐらい周知しないと、せっかくいい事業が来たのがあだになるんじゃないかと私思うんですよ。そこに認可区域に網をかけられた結果、せっかく新庄市で、先ほど言いました復活した合併浄化槽の補助金もいただけない、県の関係の補助金もいただけない。だとすれば、認可区域に指定したら、何年をめぐりに下水道がそこに行きますよと、その辺まで整備計画を立てていかないと、どうしても最後、最後に認可区域に当てられた住民のやはり協力というのが得づらいと、そういう感じが私するわけですよ。だから、今、課長言ったとおり国の補助金とかいろいろあろうとは思いますが、やっぱりプロですから、あなた方は本当

に、金がない中でも知恵を絞ってある程度の年次計画を立てていただければ、大変、認可区域になられた住民にとっては本当に自分たちの生活設計が立てられるということなんですけれども、再度伺います。特に今回、平成24年度3月に認可区域に指定されました2カ所について、あくまでも平成30年度まででかすのか、それともある程度、5年以内に持っていききたいのか、その辺、お聞きしたいと思います。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 この拡大した部分につきまして、今までは直近にならないとなかなかお示しできないというふうなこともあったので、室全体である程度のエリアをくくって年次的な計画できないかというふうなことで検討を前に指示したところでございまして、今検討させているところでございます。

あとそれから、普及率、当然新庄市、平成元年からというふうなことになるので、やっぱり遅く着工したということもあってなかなか進まないというふうな。あとは全体計画の中でやはり普及率が低いと。公共下水道の区域においてはもう既にかなり高い位置にあるんですが、全体的な計画についてやっぱり進んでいないというようなことで、これは関係課全部含めないと解決できないことでもありますので、その辺を連携を密にしながらこれから推進していきたいと、かように考えております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実はここに昨年度の下水道課の事務事業の評価事業があるんですけども、今後、取り組みたいということで、農集のことがありますね、山屋地区の。それを公共下水道に接続したいと。だとすれば、ある程度の年次計画を立てていかないと進まないと思うんですよ、これね。せっかく知恵を出し合っ

も絵に描いた餅になるんでないかと私思うんですよね。せっかく内部でこのように詰めて詰めて今後の取り組みというものを出したんですから、何回も言うんですけども、今までと違った年次ごとの整備計画というのを立てれば本当に地区住民の生活設計が立てるということになりますから、まずよろしく、国の補助金なりいろいろな絡みがあると思うんですけども、その辺、今までと違った前向きな整備計画を立てていただきたいと思います。

これで終わります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第25号平成25年度新庄市 農業集落排水事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号平成25年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第26号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号平成25年度新庄市 介護保険事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) では、197ページの1の1の保険料のところで滞納繰越についてお聞きしますが、滞納者の人数と状況はどうでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 滞納繰越237万円でございますけれども、これにつきましてはちょっと人数が……済みません、少々お待ちください。

失礼いたしました。23年度分の滞納繰越として340人ほどございます。24年の現在ですけれども、24年分としましては2月20日現在363名の方が今滞納となっております。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 363人で237万円、あわせて比べてみますと、1人当たり1万円にもならないわけですが、滞納者の方々の年金の状況はどのぐらいの方々なのでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 年金が幾らかというとり方はしてございません。所得が幾らかということであれば、まだ24年度分、滞納が決まっているわけではございませんので、23年度時の決算値で御説明させていただきますと、所得金額にして80万円未満の方が69.23%となっております。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 所得が80万未満ということ、80万円というふうに聞くと、所得が80万円ということはというふうに考えると、ちょっとそんなに「えっ」と思わないかもしれませんが、実際には年金では滞納になる方々というのは1万5,000円以下ということではないんですか、月の年金というのは。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 年金と申しますか、委員のおっしゃっているのはやはり年金の特徴にかからない方、年金で特徴にかかっている方は100%納入という形になりますので、結果的には。た

だ、先ほど言われたのは、年金のうち普通徴収の方ということでございますので、多分そのとおりであろうかと思えます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 普通徴収というとなかなかぴんとこないわけですが、つまり納付書による介護保険料を集められる、取られる方々ということなんです。そういう年金、月1万5,000円以下の方が普通徴収になって、そこに払えない方がふえているだろうというのが目に見えるような、明らかに見えるような、そういう状況でないかなって思います。そういう方に対して私としては、集められない方々に話に行って、払えないという話になったときに、金額にして237万円ぐらいなわけですから、一般会計から補填もできるぐらいの金額でないかなというふうに思うわけです。そういう意味では全部とは言わなくても、市として免除できる、余りにも年金少ないために苦しんでおられる方は申請で市で面倒見ますというような制度があっというんでないかなという気がするんですけども、どうなんでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 介護保険料の申請免除の取り扱いにつきましては一般質問等でもお答えしておりますけれども、やはり介護保険制度、保険制度ということで、加入される皆さんの相互扶助でまず運営するということが大原則でございます。したがって、全ての方が均等——均等にといい方は申しわけないんですけども、原則として納めていただきながら、当然所得に応じて現在も低所得者対策を行っておりますし、それらの範疇の中で納付していただくということがまず大原則でございます。

したがって、もし枠を超えて免除なり繰り入れということになりますと、保険料自体の取り

扱いが変わってまいりますので、いわゆる保険料の値上がりにつながるかということがまず第1点と。

それから、市の繰り入れにつきましても当然税金から入るという形になりますので、保険制度からちょっと離れた考えになってしまうということになりますので、現状としては介護保険制度の趣旨を重んじた運営で今後とも考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 保険制度の前に、私は社会保障だというふうに考えるべきでないかなと思うんです。社会保障の大きなところは、最低限度の生活を国民に保障するというのが政治の責任だということで行われていて、一番は生活保護ですが、そのほかの社会保障全体もそういう立場で本当は行われるべきだろうと思います。

それで、今の保険料についてなんです。そういった本当に払えないほどの年金の滞納の、払えないというか、もっと払えない人はいると思うんです。保険料は。しかし、年金が少ない中でも天引きされている方々の中でも同じように苦しんでおられる方がおられると思っております。先ほど所長のほうから低所得なりに納めていただくというのがこの制度なんだということですが、生活保護世帯と同じ保険料になっている市民税非課税世帯の被保険者の保険料について、本当は申請によって免除できるようにすべきでないかなと私は思いますが、その世帯の人数、市民税非課税世帯の被保険者の人数は全体で何人になっているのでしょうか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 今、委員がおっしゃったのは、多分介護保険料の第1段階、第2段階に属する

方の人数ということだと思います。1,778名ございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 第1段階が生活保護世帯で、第2段階が市民税非課税世帯ということで私は捉えておりまして、それを合わせて1,778名ということになるんだなと思いますが、その中の方々、第2段階までの方々で、これらの方は年収80万円以下の年金というふうに捉えております。そういう方が、私の試算で介護保険で3万円は取られると。さらに介護度2などになって、ひとり黙って暮らせませんので介護保険の利用を行うわけです。その利用料を払うと。さらに家を持っている場合、家にひとり暮らしたと見た場合、固定資産税を払う。さらに、この豪雪の中で家の除排雪費を最低でも10万円はかかったかと思いますが、そういったお金を払うと。そうなったときにやっぱり食事を削らざるを得ない。本当は高齢者ですから、健康になりたいと考えているわけですし、それなりのバランスのとれた食事をとりたいと思っていると思うんですが、しかしお金がなければそれまでできないわけですので、削ることになります。そういうようなことを想像してみますと、市民税非課税世帯の中で必要と認められるような減免が必要な、あるいは免除が必要な、そういう世帯があるというふうに見るべきじゃないかと思うんです。生活保護は頑張っけて受けていない方もおられるわけです。そういう意味では、免除ということもできるようにする制度が必要なんではないかと思うんですが、市長としてはどう考えになりますか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 繰り返しの御回答ということになりますが、基本的に今お話しありましたように、第1段階につきましては通常の平均

保険料の半額、0.50という賦課率になっております。ただ、逆に言えば、その上の段階の方につきましてはその部分を負担していただいていると。つまり最高第8段階につきましては1.50という案分が多目に払っていただいている。つまりこれが本来の相互扶助ということになるわけです。ですから、そういう本来の保険制度の趣旨を運用しながらやっていくというのが新庄市の立場でございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 残念ながら非常に、簡単に言いますと、冷たいような気がいたします。生活費を考えたときに1.50ぐらい払う方も確かに厳しいかもしれませんが、その方々の食費とかに使えるお金は大きいわけですが、確実に。生活保護よりも厳しいかもしれない、市民税非課税世帯の、生活保護を受けていない方々の保険料というのは、食費を削り、利用しなければいけない介護保険の利用も削らざるを得ない、そういう中で払わせられているかもしれない、そういうものだと思うんです。それを考えたときに、割合だけでは言えない、低所得者の全体の収入そのものが大変に低いことを考えたときには、相互扶助という考え方ではなく、その人の生活を保障する社会保障という気持ちで私は市全体で補填してやる必要があるんでないかなと思うんです。それについて、そういう考えはないのか。今のただの相互扶助だという言い方は切り捨て的な、社会保障という考えがないような、弱いものいじめとか、そんな言葉になってしまうのか。もう一度お願いします。

もう一つは、202ページの2の1で、居宅介護サービス給付費で、4,794万8,000円というのがプラスになっていますが、その内容についてお願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 まず、介護保険料の取り扱いに関してですが、介護保険制度を限定すれば、やはり今言ったような保険制度の趣旨を運用して考えていくというふうなことになるかと思えます。ただ、社会保障という観点から見ればいわゆる生活支援、いろいろな施策があるわけですから、福祉事務所としても生活困難な方に対しては相談を受け付けておりますし、いろいろな施策を提供しながら進めているというふうな状況でございます。ですから、介護保険料につきましては現行のままで取り扱うというふうな形で考えておりますけれども、やはり生活支援という部分について、また違う社会保障制度のあり方という部分については福祉部としても応援していく並びに相談に応じていくというふうな考えには変わりございませんので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それから、202ページの居宅介護サービス給付費に関してですが、基本的には介護保険のサービスにおける居宅介護の部分のサービス給付という形になります。内訳としましては、算定の根拠としましては、今年度の介護認定の伸び率、それから現行の居宅介護のいろいろな施設の利用率の増の状況を見ながらこの中で計上させていただいているということで、今回増額ということで計上させていただいております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今年度からだったかと思いますが、サービスの内容が時間が削られたという経過があったように思いますが、そのことに対する利用者の声、ケアマネジャーとかヘルパーが一番聞いているのかもしれませんが、そういうことなどを聞いていないのか。聞いていることなどがありましたらお願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 ただいま佐藤委員が申されたことは、今年度、24年度の4月に介護保険報酬が改定されまして、その中のヘルパーのいわゆる介護費が時間短縮になったと。通常ですと60分の部分が45分までその単価で切り詰められたというふうな状況で、現状として60分必要な人もいるので、45分では厳しいとか、それからいろいろな弊害が出るというふうなことで去年の春あたりにいろいろお話しされたかと思えます。

ただ、現状としてケアマネの会議とかいろいろな我々の情報交換する場がございますけれども、これらの時間短縮に伴って特に支障が出ているというふうな部分の御意見はこちらでは確認しておりません。さらに、45分につきましても状況に応じて当然延長はできるというふうな形になりますので、十二分にいわゆる現場でケアマネも含めて対応していただいているものというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 現場で実際にヘルパー派遣を受けている方々が一番話をするのはやっぱりヘルパーにだと思っんですよ。またその次がケアマネジャーなんです。そこで話はします。あなたのは今度申しわけありませんが削らしてもらいますという説明を一生懸命やっているわけで、それらを聞いた利用者のほうは、国が決めたことだと言われれば「そうか」というふうにか言えないわけですが、しかしそれはやっぱり不満だというのはヘルパーが一番ぶつかると言わざるを得ないというか、現場で大変苦労なさっているのはヘルパーだしケアマネジャーです。しかし、それが法律で決められたことだからということで、それが個人で完全にできることは本当にほとんどないみたいな状態なので、仕方なくそれを伝え、のんでもらうしかないというふうにはやっぺらっぺらしたんだなという

ふうに思います。

そこで、一番結果、何が出てくるかという、時間短縮になったために、急いでとにかく走り回って、掃除やら今までやっていたことをやらなければいけないわけですから、必要なことはそんなに減らないので、結局しゃべる時間がなくなる、お話を聞く時間がなくなる、お互いに話をしたいことがあつたり聞かなければいけないことがあるんでしょうけれども、そういうことが減ってしまうことによるヘルパーと利用者との間の一番大事なコミュニケーションが減らされるということが一番お互いにつらいことだということを言われていると聞いております。それは利用者にとっても寂しいことだろうし、あるいは不満が高まることだろうし、ヘルパーとしても御意見を十二分に聞けないのでつらいことだろうと思います。そういった現状などあるということをごひつかんでいただきたいなと思いますし、聞くようにしながら国のほうにも改善をするようにというか、言っていただければありがたいと思います。

それから、次に206ページの2の1で、特定入所者介護サービス費、マイナス230万9,000円となっていますが、この理由はどのようなことなんでしょうか。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 特定入所者の介護サービスの件でございますが、最近の介護保険の利用の現状の特徴としまして、デイサービス、それからショートステイ部分の利用が非常にふえているということでございます。その反面、ホームヘルプが若干減少しつつあるということと、それに伴っていわゆる老人3施設ですが、特老、それから老人保健施設、養護老人ホームを含めて、それらの利用率が若干落ちているという現状が新庄市においてはございます。というのは、老人保健施設につきまして一定の期間しか入所

できないということもあつて、真室川に新しく24年度にできておりますけれども、新庄市としても40床は確保していただきたいということで運営しておるんですけども、そこが保健施設という現状もあつてなかなか長期に入れれないという前提がございますので、全体的に入所数が伸びていないという現状があるようです。ですから、そういう状況を踏まえまして、新庄の特老につきましては現況としては満杯という形ですけれども、それらに付随する老人保健施設の入床率が思うように伸びていないというこというふうなことから逆算して、今回特定といえますのは老人3施設を指しますが、ここに入っている方についてはいわゆる減額してサービスを給付するという制度がございますけれども、その部分についても減額したというふうなことでございます。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) それにかわつて、多分グループホームというのか、小さな介護施設が新庄市で大変ふえております。しかし、利用者、市民の側から言わせますと、利用料が年金を超えたりする、あるいは家族負担ということで非常に重いものがありまして、年金のいい方だとそんなことは心配する必要はないんでしょうけれども、国民年金だとか少ない年金の方はその家族、関係者はやっぱり非常に悩んで、入れたいけれども、どうしたらいいんだろうかなと悩むことが多くて、本当に願っているところは特別養護老人ホームのように比較的軽減できるというか、利用を、そういう施設をやつぱり多く望んでいると思います。そういう意味では、特別養護老人ホーム建設がもっと必要だと思うんですが、待機者の現状などつかんでおられたらお願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 待機者の状況と特老の関係でございますが、一つ待機者についてお答えします。

第5期の介護保険事業計画策定するに当たって、待機者の算定を行っております。待機者につきましては、いわゆる軽度の方を除く、つまり介護度4・5の方を対象として現在、在宅介護を行っている方という条件で抽出しておりますが、この時点では120名、この時点といえますのは23年度の2月時点ですね、この時点では120名いらっしゃったということになります。24年3月です、済みません。その時点で、先ほど申しました真室川の保健施設とかあとは鮭川とか、いろいろな施設が大分その当時増設されたものですから、その中で大体40人ぐらいは吸収されるということで、24年の4月時点では大体80名程度だろうと想定しております。ただし、その4・5の方の認定率が上がってくるわけですから、いわゆる介護保険期間、24、25、26、3年間の中では20名から30名の増を見込んでいるということで、このままでいけば26年度末には大体100名をちょっと超えるぐらいの待機者になるのかなというふうに思っております。

ということで、第5期の保険事業計画の中では特別養護老人ホームの建設を何とか1所、80床でございますが、見込んで保険計画を立てております。ただし、やはり一番経費がかかるのは老人保健3施設でございます。入所負担金は安いんですが、一番経費がかかるというふうな状況もございまして、いわゆる費用と負担のバランスをいかに図っていくかという一番課題になる施設かというふうに思っております。ですから、待機者を減らしてなるべく皆さんに在宅の苦勞をかけないというふうなところの原則はあるんですが、そのかわりに負担がふえてしまうというふうなところもございまして、この辺の建設につきましては、今回まだ1つの80床

ということの数字を示しておりますが、将来的な考え方についても全体的な給付のバランスと保険料のところを勘案しながら進めていくというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 80床を見込む計画というのは、いつごろになる予定と考えておられるのかということと。

あと、今のお話を伺ってもわかるように保険料が今限界ぐらいに高くなっている中で、もっと高くなることに予想されるわけです。それはやっぱり利用しなければいけない人たちにとっても市全体にとっても大変な市民全体が苦しいものになっていきますので、これは介護施設、特別養護老人ホームなどのような必要な施設建設は国に別途責任をとってもらえるような運動が必要だと思うんです、保険料で賄うということではなくて。そういう運動などは考えておられないのか、お願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 特老の施設がいつできるかというお話でございますが、第5期の事業計画で、26年度末まではオープンさせたいというふうな現在の福祉法人の計画になっておりますので、そういうことでまず御理解いただきたいと思っております。

それから、施設建設に当たっての費用負担ということでございますが、現在、国の施策としては小規模・多機能、そういう施設に資金を投入していると、補助金を出していわゆる地域包括ケアシステムを運営していこうというふうな中での補助システムになっております。ですから、大きな特老、それから養護も含めましてなかなか採択にはならないというふうな現状がございまして、ですから、いわゆる規模が大きくなれば採択されるという可能性はございますが、

現状としては小規模・多機能型施設の優先というふうなことでありますので、我々としてもそういう流れの中で施設設備を進めていくという考えではあります。御意見のような、我々としても補助があればつくりやすいという部分もございまして、その辺についてはお考えをお聞きしながら進めさせていただきたいと思っております。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号平成25年度新庄市 後期高齢者医療事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 218ページの1の2の2、滞納繰越分についてですが、121万1,000円あります。この方々の年金状況はどうなっているのか、また対策はどう考えているのか、差し押さえもあるのかということについて。

あと、短期保険証の発行の状況、資格証のことなどありましたらお願いします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 滞納繰越分の年金状況ということでございますけれども、こちらのほうは普通徴収保険料の上に特別徴収保険料ということで、こちらは年金の方の保険料でございます。100%入ってございますが、その他、普通徴収保険料については、年金の滞納されている方の年金がどうであるかということは把握してございません。

なお、23年度の決算時において滞納されている方は76人、平成25年2月末の状況ですけれども150人おりますが、これから納めていただける方も多くいらっしゃると思いますので、23年度決算並みにはなるのではないかと、そのようにはしたいというふうに考えてございます。

また、差し押さえの関係ですけれども、こちらについては後期高齢医療事業自体が県の後期高齢医療連合において進められておりますので、滞納状況についてはわかりますけれども、差し押さえ等については、そちらのほうが事業主体でございますので、そこまでは私どもの市としては、新庄市はしていないということでございます。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期被保険者証と資格証明書

ということでございますが、短期証明書の交付対象者は1月9日現在で15名でございます。資格証明書についてはございません。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今のお答えについてなんですが、差し押さえは連合がやっているから市は把握していないというお話でした。

普通徴収で滞納になっている方々の年金は、たしか先ほどと同じく、月にすると1万5,000円以下の年金の方々を中心になっていると思われれます。そういう方々に対して差し押さえということになっては、差し押さえがもしあるとしたら本当にそういうことっていいと思っていられるかどうか。年金を差し押さえることになるかと思いますが、そういうことについてどう思われますか。あつてはならないと、私は言っていたきたいということなんです。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 後期高齢者医療につきまして、年金からの徴収ということでございますが、1万5,000円と委員おっしゃりますけれども、これは介護保険料と後期高齢者保険料を足して、年金額の2分の1以内であれば特別徴収となりますけれども、本人の希望によって普通徴収にしてくださいということであれば普通徴収にできますので、必ずしもそういうことではないんでないかというふうに思います。

また、差し押さえは後期高齢者連合でやっているというようなニュアンスで私が申し上げたようでございますけれども、それは後期高齢者医療連合のほうでもやってございませぬし、事業主体が後期高齢者医療連合でございますので、この滞納がありますよ、この滞納金額について差し押さえてくださいよということも私どもに来ておりませぬので、それは差し押さえはしないというだけでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、差し押さえはないというふうに把握してよろしいんですか。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 新庄市では、ないということです。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今後のこともありますので、差し押さえなどはやるべきではないという立場でぜひお願いしたいと思います。

高齢者の後期高齢者医療保険に入っておられる方というのは75歳以上です、皆さんの御存じのとおり。特に医療が必要な方が確実にふえる、一番多い年齢の方々です。こうした方々に対して、短期保険証ではなくて本当の保険証を前は渡していたと思うんです。そういう立場から本当の保険証にかえるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

山口吉静委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期保険証といって6カ月の有効期限になりますが、それについては、医療にかかるという点から見れば普通の保険証と何ら変わりある状況ではございません。ただ、保険料の滞納ということがあることから、納税相談、納付相談を行うための一つの手段と思っております。医療にかかる状況については何ら変わりはないということをお理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 滞納にあるということが結局短期保険証になるわけで、短期保険証を持たせられている方は「お前は滞納があるよ」と言われていることでもあります。その方々の年

金状況といったら決して豊かな年金でないことは明らかですね。豊かな方々がわざわざ滞納するということはありませんよね。豊かな年金を持っている方が滞納しているということはあると思いますか。ありましたか。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、質問の意味というか内容がわからない。

1 番（佐藤悦子委員） 医療が必要な高齢者に、これをみんなが必要だということがわかっている方々に対して、お前は金がないんだぞと、だから保険証も短期なんだぞというふうに見せしめのようにやられる、これは病気がちな高齢者にとって非常に辛いものがあると思うんです。そんな冷たい、日本全体で非常に経済力が高いと言われる日本の中で、今まで働いてきた、税金をたくさん納めてきただろう高齢者に対してそういう冷たい、病気がちな高齢者、年金の少ない高齢者にそういう思いをさせなければいけないこの制度というのは私は直ちに廃止すべきではないかと思うんです、本当は。廃止すべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、予算のどの部分で。

1 番（佐藤悦子委員） 滞納繰越分のこの状況について、市民の生活、あるいは滞納の方々の思いというか、そういう方々を代弁して私は言っているつもりであります。

そういう意味で、後期高齢者医療保険料は、本当は民主党などが政権をとるときにやめろと、中止だということを公約に掲げてやったにもかかわらず、そのままずるずると続けることになってしまっています。

また、この制度というのは、この制度ができたと同時に若い方々の国民健康保険料なんかを見たときに、必ず後期医療を支えるような別のお金が取られるわけです。そうやって高齢者を差別する制度だと私は思うんです。そういう意味では、市長らとはこの広域、後期……

山口吉静委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの質問は本予算の質疑と違います。質問を変えていただければと思います。佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 後期高齢者医療保険料についても、私は低所得者対策ということで免除できるようなことも必要だし、短期保険証ではなく本保険証で、普通の保険証を渡すようにすべきだと思いますが、もう一度お願いします。

近岡晃一税務課長 委員長、近岡晃一。

山口吉静委員長 税務課長近岡晃一君。

近岡晃一税務課長 委員の御質問は、短期保険証を持っておりまして滞納をしているというふうに見える、それでは酷ではないかというのが趣旨かと思いますが、これは確かにそういうふうなこともございますし、また短期保険証から一般保険証にかわる方もいらっしゃいます。時折そういう方もいる。いつもそうではないということなんです。さまざまいらっしゃいますものですから、短期保険証は短期保険証として制度の中でやっていかなければいけない。

この制度については、先ほど来から介護保険の中でも福祉事務局長が言っておりますけれども、制度として定められた以上、制度をきちんと公平に、適正に運営するのが私どもでございますので、そちらのほうはきちっと行政としての立場を理解していただきたいと思います。

（「そうだ」の声あり）

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

山口吉静委員長 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号平成25年度新庄市 水道事業会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 13ページの3の(5)に加入金というのがあります。592万4,000円というのがあります。これは24年度ということになりますが、1世帯5万2,500円の加入金だと思えますが、加入世帯の特徴はどうだったのかということで、何世帯か、また特徴はということでお願いします。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 新規の加入のデータはちょっと今持ち合わせておりません。後からお答

えしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 済みません。申しわけありません、迷惑かけておりますが、私なりになぜ水道に入ってくる方が出ているかということで考えてみますと、3年続いた豪雪です。これで井戸水が枯れた方などが出ております。また、そういう方など、あと砂防ダムによる沢水の汚れ、こういうこともあったと思います。沢水が使われなくなってしまったというのがありました。それから、地震による停電で井戸が使えなくなったという体験をした方、「ああつ」と、こう思ったわけです。また、地下水の汚染の心配なんかも出てきていると思います。前に工業団地で地下水汚染というようなことも起きたことがあります。そういったことなどもあったかと思えます。総じて困っているというか、それまでは井戸水は安いというか、余りお金がかからなくて大変いいということで、ずっとそれらで暮らしてきた方が、いよいよやっぱり水道でないだめだといって加入することになるようなんです。そのときの加入金が私は高いのでないかなと思うのでした。生活保護世帯のある方が水道に加入したいと、水道工事したいとなったときにどのぐらい施設補修費で出るものなのか、お願いします。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時12分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 大変失礼しました。先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、13ページの加入金の592万4,000円の件数幾らあるかという、112件でございます。

それで、予算書の3ページをごらんになっていただきたいと思いますが、これの営業外収益の中に5目として加入金、735万を見積もっています。これの内訳は140件で見込んでおります。以上でございます。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 生活保護世帯における水道管布設における経費の支弁の関係ですが、住宅扶助の中で給付、支弁できるという扶助、できるという形になっております。額にしましては、基本的に住宅扶助費は割と低い額で設定しておりますが、特別な上限額がございまして、11万8,000円までは見ることができるといふような制度になっております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 上下水道課長にお聞きしたいんですけども、この112件の中で、11万8,000円内でおさまるような工事、加入金を入れてですね、加入金を入れて工事費、加入するときの本人の負担、これでおさまるような工事が何件かあったのでしょうか。大体平均するとどのぐらいの金額になるかとか、大体でいいんですけれども。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 トータルで見ているので、個々の資料等については若干ここではわかりません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 福祉事務所長に、最近の生活保護世帯で水道に加入なさった方などの工事費負担など、加入金を入れてどのぐらいになっているのがあったかというのを把握してお

られたらお願いします。

小野 享福祉事務所長 委員長、小野 享。

山口吉静委員長 福祉事務所長小野 享君。

小野 享福祉事務所長 最近の被保護世帯の状況としては、アパート関係の方が非常に多いというふうな状況でございまして、水道関係につきましては既に布設済みといいますか、供用済みの方がほとんどでございまして、直近で水道に係る住宅扶助を支出したという経過はございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 実は最近、私に相談あった方なども聞いてみますと、実はあったんです。これまでは井戸が非常に安くていいと、これ以上いいものはない、よく出ると思っていた。ところが、この豪雪で出なくなってしまうで大変な思いをなさったということから、やっぱり水道を引かなければだめかなと考えて見積もりをとったりなんだりして、生活保護を受けている御家庭ですけども、やってみ積もりをいただきました。そうしたら24万円とかだったりしまして、生活保護で出るお金って非常に低いものですから、加入金のほうは絶対払わなければいけないということもあって大変苦労なかって、諦めるかみたいな話になったりしたような場面をお聞きいたしました。この加入金を下げればもっといいかもしれないし、あるいは生活保護のほうで水道加入の場合など入れるようにもう少し上げてあげることとか、そういったことを両方必要なような気がしますが、どうでしょうか。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 加入金につきましては、やはり納めていただくということになります。しかし納め方について個別に御相談をいたしまして、分割納付で払っていく方法も選択できる

相談に乗っていきたい、このように考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分割ということで非常に温かいお言葉をいただきまして、ほっとするようなものもありますが、しかし全体を見ますと、別のページで14ページの2の(1)、現金預金というのがございます。13万4,510万円、これは24年度です。16ページの2の(1)も見てくださいたいんですが、現金預金が13億625万円で、これは25年度の予定です。今まで水道料金として市民からたくさんいただいてきた、それから市の税金で工事を行ってきた。こういう結果としてこのように現金預金があるということで市民の財産だと思えます。これを加入したいなと思っても加入金がちょっと大きい。工事はもちろんかかるわけですし、それで入れないなと思っている方が少しでも減ってもらえるように加入金の引き下げ、それから水道料金の引き下げということで市民に還元していただきたいと思えます。どうでしょうか。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 今、平成24年度の予定貸借表と平成25年度の予定貸借表の数値を言ってくれましたんですけども、平成25年度の16ページの予定貸借表、そのうちの、ずっといきまして資本の部の17ページ、その中の7の剰余金の下の(2)利益剰余金、(ア)減債積立基金、建設改良積立基金、それから当年度未処分利益剰余金、利益剰余金合計というふうにこの欄がございまして。この(ウ)の当年度未処分利益剰余金というところに1億4,869万5,220円という数値がございまして、これは平成24年度の予定貸借表と比べますと5,135万2,000円ほど減額になっております。これが減額になっているということは、ここは内部留保と言われている部分

なんですけれども、これは使途が限定されている積立金でありますけれども、これが減っているということは取り崩しが行われたということで、建設改良として充てていると、それを見込んでいたという数値でございまして、このようにどんどんこれから本格的な黒沢の浄水場の更新事業、これをやって10年間で55億円見込まれるというふうに私ども見込んでおるんです。それで今後、ここの取り崩しが行われて目減りしていくというふうなことの内容でございまして、この額が今度16ページの2の流動資産の中の現金預金、13億625万8,255円、この中に入っているんです、この3億4,200万ほどの金です。ですから、まずそれを差し引きますと9億6,300万円ほど、これが要するに水道を運営する運転資金というふうなことになります。そしてその中で給水収益、これは8億8,000万、約9億あるんですけども、これぐらいの資金を持って回していかないと安定的な水道経営というものを確保するのがなかなか難しいと言われておりますので、そういった健全度を保ちながらそして建設改良工事をこれから進めていって、安定的な経営と安定的な安心な上水を提供していきたい、このように考えておりますので、こういうふうな資金活用するというふうなことで、経営に対しての水道料金の引き下げというものは今のところ考えていないところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1年間で、今もお聞きしたところをまとめますと約9億円の水道料金が入ると。そこで9億6,000万円ぐらいの運転資金はいつも用意しておかなければいけないんだと、結論としてはそういうことを言いたいんだと理解いたしました。

しかし、一般的に社長などをしていらっしゃる方、自営業などをしていらっしゃる方

しゃると思います。新庄市として一つとして自営業みたいなものだと考えても、1年分の収入に当たる金額を剰余金として持っているというような会社というのはかなり超優良企業でありまして、そんなに楽なところはないと言ってもいいぐらい、めったにない優良企業だろうと思うんです。これは実は水道というのは企業会計ではありますが、中身は公の仕事ですので、できれば市民にそれを還元する仕組みを少し持っていていいのではないかと。加入金のことを考えていただきたいし、また、少量利用者への引き下げも考えて、環境に優しく生きている方がいらっしゃるわけです。これは何度も言っていますが、余り水を利用しないようにしている、高齢者に多いと思いますが、そういう方々に対して環境にエコ的な生活をしているというふうに見て、もっと安く、水を節約するということはこの地球を守っているわけですから、そういう意味ではそれを奨励する意味でももっと安くできるような設定もあっていいのではないかと。これは前の課長が検討するような話を前言っていたように思うんですが、どうなんでしょうか。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 お答えします。

これぐらいの、先ほどの答弁、ちょっと訂正させていただくところがありますけれども、内部留保資金というのは企業の、企業債の償還金とか建設資金、それからあとはそういうふうなものに充てるお金でございまして、経営をするものではないと、そういうふうなことでお答えしておきたいと思います。

それからあと、会社がこれだけのお金を持つということはやっぱり会社では考えられないと思います。そういうふうなお金があればほかに設備投資をしまして、またさらに余計利益を上げていくというふうな仕組みをつくっていくと

思います。しかし、私どもは公営企業ということで水道法できちっと安定した給水を行うということが義務づけられておりますので、その趣旨に立って経営健全を図るためにそういうお金を用意するものでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 設備投資という点ではやっぱり安全な水道をしてもらうためには古くなった管を改善したり浄水場を改善したりというのは常にやらなければならないし、大いに期待するところです。それをお願いしたい。

聞いた話では、旭川で漏水して相当損したというような話もあったように思いますし、そういったことのないように日ごろから建設を更新というか、古くなったところをしていただくというのは本当に大事なことだと思います。ぜひやっていただきたいと思います。

しかし、あわせて、お金がこんなにあるわけですので、わずかな加入金、あるいは少ない利用で頑張っている方への応援といいますか、エコ生活を応援するというか、そういう考えは持ってもいいんじゃないかと思うんです。どうでしょうか。

沼澤利明上下水道課長 委員長、沼澤利明。

山口吉静委員長 上下水道課長沼澤利明君。

沼澤利明上下水道課長 さっき漏水のことを言われましたんですけれども、実は当市においても2年前の大震災以降、漏水が散見されるようになったので、平成24年度から、今までは漏水あったところの修繕だけやっていたんですけれども、そうではなくて新庄市の新しく整備されたところを除きまして、旧市街地につきまして7つの区域に分けまして5カ年ほどで漏水調査をやっていくということで、ことしも実施する予定でございまして、それで積極的に漏水を見つけて、そして修繕を行っていくと、こういうことも考えておりますので、これも建設改良資

金を使うというようなことで、この辺も支出が出てくるものというふうに考えております。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号平成25年度新庄市水道事業会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 議

山口吉静委員長 以上をもちまして、本予算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、予算特別委員長として一言御挨拶申し上げます。

平成25年度予算9件の審査につきましては、ふなれな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑のもとに審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において

出された意見などにつきましては十分精査されまして、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

3日間、大変ありがとうございました。

御苦労さまでした。

午後3時29分 閉議

予算特別委員会委員長 山 口 吉 静

平成25年5月臨時会会議録

平成25年5月15日 水曜日 午前10時00分開会
議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長	小野享
子育て推進課長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
学校教育課長	高橋千春	社会教育課長	森隆志
神室荘長	伊藤忠志	監査委員	高山孝治
監査委員局長	富樫雄二	選挙管理委員会委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会会長 武田清治

農業委員会会長 星川豊

農業委員会会長 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 高木 勉
主査 川又 秀昭
総務主査 三原 恵
主事 八 鍬 貴 征

議事日程

平成25年5月15日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長辞職の件
- 日程第 4 議長の選挙
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 常任委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 日程第 8 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 9 報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第11 議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について
- 日程第12 議案第32号新庄市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

沼澤恵一議長 ただいまの出席議員は18名でございます。

なお、教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君より欠席届が出ております。

それでは、これより平成25年5月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

沼澤恵一議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において奥山省三君、小関 淳君の両名を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

沼澤恵一議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月8日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年5月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から提出議案等について説明を受け協議を行った結果、会期につきましては、このたびの提出案件は報告2件、議案2件の外、議会の役職選任に関する事項でありますので、本日5月15日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

また、本会議における議事の日程については、議案等の審議に先立ち、常任委員及び議会運営委員の選任を行っていただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

沼澤恵一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日5月15日、1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

沼澤恵一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日5月15日、1日と決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時15分 開議

小嶋富弥副議長 休憩を解いて、再開いたします。

なお、地方自治法第106条第1項の規定により、これより私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

日 程 の 追 加

それでは、追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

午前10時10分から議員協議会室において議会運営委員6名出席のもとに本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、沼澤恵一君より副議長宛てに議長の辞職願が出されておりますので、議長辞職の件を本日の議事日程に追加していただくことになりました。

なお、議長辞職の件は本日の本会議における議事日程第2会期決定に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることにいたしますので、御了承のほどをお願い申し上げます。

以上、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議結果についての報告といたします。

小嶋富弥副議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥副議長 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました議長辞職の件につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づき、報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました議長辞職の件につきましては、配付しております本日の議事日程第2会期決定に続く日程第3にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることにありますので、御了承願います。

日程第3 議長辞職の件

小嶋富弥副議長 日程第3 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、沼澤恵一君の退席を求めます。

(8番沼澤恵一議員退席)

小嶋富弥副議長 それでは、事務局長に議長の辞職願を朗読させます。

高木 勉事務局長 朗読いたします。

辞職願。今般、市議会申し合わせにより議長の職を辞することについて、許可されるようお願いいたします。平成25年5月15日、新庄市議会副議長小嶋富弥殿。新庄市下金沢町5番43号、沼澤恵一。

以上でございます。

小嶋富弥副議長 沼澤恵一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥副議長 御異議なしと認めます。よって、沼澤恵一君の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

(8番沼澤恵一議員復席)

午前10時20分 休憩

午前10時21分 開議

小嶋富弥副議長 休憩を解いて、再開いたします。

日 程 の 追 加

小嶋富弥副議長 お諮りいたします。

ここで、議長の選挙を本日の議事日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥副議長 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることを決しました議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程とし配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づき、報告をもって議事の配付にかえさせていただきます。

それでは報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第3として追加しました議長辞職の件に続く日程第4にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることになりますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 開議

小嶋富弥副議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第4 議長の選挙

小嶋富弥副議長 日程第4 議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

なお、投票の記載は記載所で行っていただきたいと思います。

ここで議場の閉鎖を命じます。(「動議があります」の声あり)

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥副議長 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 今から、すぐ投票に入ろうとしていると思うんです。しかし、聞くところによると何人か議長に立候補したいという方が複数以上おられるとお聞きしております。そういう意味で、正副議長に手を挙げた方は、思いがあって立候補なさっていると思います。その考えを私どもにも示していただきたいと思います。本人の考えを私たちが知る権利があると思います。考えなくしてただやりたいだけではいけないと思います。目的があってやらないと機能しなくなると思います。ただ職をとればいいというわけではないと思います。市の職に当たる人は、その職に全うしなければならないと思います。スタートから自分の考えを表明する時間をとっていただきたいと思います。ほかの市ではやっているところもあります。議会として開かれた議会をというふうに議会基本条例などもつくろうと今、しているわけですが、開かれた議会にするという意味でも、正副議長に立候補なさっている方はどのような方で、どのような気持ちを持ってやろうとしているのかということを、正々堂々とみんなの前で話していただいた上で選挙に入るべきだと思うので、そういう時間をとっていただきたいと思います。

小嶋富弥副議長 暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 開議

小嶋富弥副議長 休憩を解いて、再開いたします。

ただいまの件につきましては、先般の議会運営委員会にも議題となりましたけれども、今回は時期尚早と申しますか、そういうことで今回は見送るといようなことで、議会運営委員会に決定したようなことをございますので、御了承いただきたいと思ひます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥副議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） どういう理由で今回見送るといことになったのでしょうか。議会の基本条例をつくるというこの要約を読ませていただいたわけですが、そういう本の中で議会改革を進める条例とともに、議会を変えていく、開かれた議会にするといことを掲げた限り、一緒に変えていく、そういうことを並行してやっていかないと議会改革は進まない、本当になっていかないんじゃないかといことが本に書いてあったように思ひます。

そういう意味では条例をつくればいいといことではなくて、今は現実の起きている議会を少しずつ変えていくといか、そういう実行とともに条例が進められて初めて本当に開かれた議会になっていくといふう書いてあったように思ひます。

そういう立場から、私はこの次の選挙後ではなくて、今から議会の改革をしていきたいとい、その思ひは私はすばらしいと思ひますし、その思ひを実行していく場としてここからやっていくべきだと私は思ひます。そういう方々の会派を超えた議会運営委員会に参加してない方々も、あるいは参加している方々も、どちらがいいか、賛成なのか反対なのかといことと、ここではっきりしてから進めたいと思ひます。

小嶋富弥副議長 先ほど申しましたけれども、その制度は今回は時期尚早だといようなことで行った経過がございますので、そのように御理

解していただきたいと思ひます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥副議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 理由はどういことだったんですか。

小嶋富弥副議長 先ほども申しましたけれども、今回は時間的準備等々周知も不可能であらうといようなことで、議会運営委員会ではそのように決したわけがございますので、ぜひ今回は今のような議事日程で進めたいと思ひますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思ひます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥副議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 立候補なさっている方々は、それぞれに考えがあっ立候補していると思うんです。短くてもいいですし、そういうことを話す時間といのは、私はそんなに時間もかからないし準備も要らないことだと思ひます。休憩時間などをとって、話したいこと、やりたいこと、立候補の方々に言っただくといのは簡単なことだと思ひます。

（議場閉鎖）

小嶋富弥副議長 ただいまの出席議員は18名であります。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

小嶋富弥副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

小嶋富弥副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願ひます。

事務局長に点呼を命じます。

（事務局長点呼、投票）

小嶋富弥副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥副議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

小嶋富弥副議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤卓也君、石川正志君、奥山省三君を指名いたします。よって、3名の方の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

小嶋富弥副議長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票13票、無効5票、白票であります。

有効投票中、小嶋富弥君 10票
新田道尋君 3票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は5票であります。よって、私が議長に当選いたしましたので、一言就任の御挨拶をさせていただきます。

このたびの議長選挙に当たりましては、皆様方の御支援、御厚情をいただき当選させていただきましたことを心より感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

もとより浅学非才ではありますが、公平・公正な議会運営はもとより、地方自治法による議長の職務は議場の秩序維持、議事整理、議会事務のとおり職務等々であります。これらを円滑に遂行してまいります所存でありますので、議員各位の御支援、御協力のほどお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

日 程 の 追 加

小嶋富弥議長 それでは、お諮りいたします。

副議長に欠員が生じたので、ここで副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました副議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づき、報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました副議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第4として追加いたしました議長の選挙に続く日程第5にいたします。

なお、このことにより常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることとなりますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて、再開します。

日程第5副議長の選挙

小嶋富弥議長 日程第5副議長の選挙を行います。
選挙は投票により行います。

なお、投票の記載は記載所で行っていただきたいと思えます。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

小嶋富弥議長 ただいまの出席議員は18名であります。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

小嶋富弥議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

小嶋富弥議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(事務局長点呼、投票)

小嶋富弥議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

小嶋富弥議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤卓也君、石川正志君、奥山省三君を指名します。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

小嶋富弥議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票17票、無効投票1票、白票であります。

有効投票中、小野周一君 11票

遠藤敏信君 5票

佐藤悦子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、小野周一君が副議長に当選されました。当選された小野周一君が議場におられますので、

本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

当選された小野周一君に御挨拶をお願いいたします。

(小野周一副議長登壇)

小野周一副議長 ただいま副議長に選任されました、市民・公明クラブの小野でございます。議員歴12年という浅学非才な身ではございますけれども、議長を補佐しながら市民に理解されるように、開かれた議会を目指していきたいと思っておりますので、何とぞ議員各位の御指導、御協力のほどをお願いしたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 当選されました小野周一君、副議長就任まことにおめでとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第6 常任委員の選任

小嶋富弥議長 日程第6 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長より指名いたします。

総務文教常任委員に高橋富美子君、石川正志君、沼澤恵一君、小野周一君、清水清秋君、小関 淳君、新田道尋君、下山准一君及び私、小嶋富弥の9名を指名いたします。

産業厚生常任委員に佐藤悦子君、伊藤 操君、佐藤卓也君、佐藤義一君、奥山省三君、平向岩雄君、遠藤敏信君、山口吉静君、森 儀一君の

9名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました常任委員の任期は来る5月19日からとなりますので、御了承願います。

また、本市議会では議長の職にある者は常任委員を辞任することを申し合わせておりますので、小職は常任委員を辞任したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時36分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて、再開いたします。

それでは各常任委員会の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、石川正志君、副委員長、高橋富美子君、産業厚生常任委員会委員長、奥山省三君、副委員長、佐藤義一君、以上であります。

日程第7 議会運営委員の選任

小嶋富弥議長 日程第7 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例

第8条第1項の規定により議長より指名いたします。佐藤卓也君、石川正志君、奥山省三君、清水清秋君、小関 淳君、下山准一君、以上6名の諸君の指名をいたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員の任期は来る5月19日からとなりますので、御了承願います。

それでは、これより議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時47分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて、再開いたします。

それでは議会運営委員会における正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長、小関 淳君、副委員長、佐藤卓也君、以上であります。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時52分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程の追加

小嶋富弥議長 ここで、追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小野周一君。

(小野周一議会運営委員長登壇)

小野周一議会運営委員長 それでは議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

午前11時50分から議員協議会室において議会運営委員6名出席のもとに本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。協議の結果、本市議会選出の最上広域市町村圏事務組合議会議員の方々から同事務組合議会議長宛てに辞職願が提出され、許可されましたので、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加をしていただくことになりました。

なお、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件は、本日の本会議における議事日程第8、議会運営委員の選任に続く日程とし、報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分承認について以降の日程については、順次繰り下げることにいたしますので御了承のほどをお願い申し上げます。

以上、よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議結果についての報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づ

き、報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、先ほどの議会運営委員の選任に続く日程第8にいたします。

なお、このことにより報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分承認について以降の日程については、順次繰り下げることとなりますので御了承願います。

日程第8 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

小嶋富弥議長 日程第8 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最上広域市町村圏事務組合議会議員に佐藤卓也君、佐藤義一君、小関 淳君の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君

を当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君が最上広域市町村圏事務組合議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、議長は当該事務組合規約により議員になっておりますので、御了承願います。

ここで、私が就任しております議会改革特別委員会についてであります。私が議長となりましたので、委員会条例第14条の規定により特別委員を辞任したいと思いますので、ここで報告申し上げます。

なお、欠員の補充は行いませんのでよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第9 報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

小嶋富弥議長 日程第9 報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認に

ついて御説明申し上げます。

平成25年度税制改正の大綱の内容を盛り込んだ地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、本市の市税条例の改正について3月30日に専決処分を行いましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります。独立行政法人森林総合研究所に係る固定資産税及び特別土地保有税の特例措置などを廃止するものです。

また、地方税法の一部改正に伴う条項ずれによる条文の整備もあわせて行ったものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました報告第3号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 独立行政法人森林総合研究所のことで改正があったようですが、例えば新庄市においてはこれに該当するような、前ですが、あったのかなかったのか、今後は考えられるのか、お願いします。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 独立行政法人森林総合研究所に関する御質問でございますけれども、今回の条例改正はこの森林総合研究所が行います特定の事業に係る固定資産税及び特別土地保有税の特例措置を廃止するものでございますけれども、本市におきましては該当する事業がございませんので、条例改正に伴う影響がございません。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号についてはこれを承認することに決しました。

日程第10報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

小嶋富弥議長 日程第10報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、本市の国民健康保険税条例の改正について3月30

日に専決処分を行いましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者が属する世帯の国民健康保険税について、既に講じられている移行後5年目までの世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずるため、必要な改正を行ったものであります。

また、地方税法の一部改正に伴う条項ずれによる条文の整備もあわせて行ったものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました報告第4号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子議員。

1番(佐藤悦子議員) 後期高齢者が入っている世帯が少し軽減なるのを6年から8年ということで、継続、長くなるというか、少し軽減を広げてあげるということで、いいような中身だと思いますが、こういう特定継続世帯というのがこれだと思うんですが、こういう世帯は何件ぐらい、何世帯ぐらいあるんでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 特定継続世帯の数でございまして、まずは3月31日現在で押さえた数字しかございませんが、それでいきますと291世帯が該当なるというものでございます。ただ、当初課税、7月の課税までにはまだ日数がございまして、その間に異動がありますと軽減の継続はないという状況でございます。以上です。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号についてはこれを承認することに決しました。

日程第11議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について

小嶋富弥議長 日程第11議案第31号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという責務の性格上、本市におきましては市の税務課長の職にあるものが最も適任であるとし、選任してきたところであります。去る4月1日をもつ

て佐藤信行君を新たに税務課長に任命いたしましたので、同君を固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の同意をお願いするものです。よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいまの説明にありました議案第31号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第31号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって議案第31号は採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第31号新庄市固定資産評価員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号についてはこれを同意することに決しました。

日程第12議案第32号新庄市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について

小嶋富弥議長 日程第12議案第32号新庄市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第32号新庄市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、県内35市町村及び一部事務組合等で組織する山形県市町村職員互助会の事業が、平成25年4月1日に設立された一般社団法人山形県市町村職員互助会へ移行したことに伴い、必要な改正を行うものであります。

この互助会制度につきましては、地方公務員法に基づき、健康管理などの福利を向上することで職員の公務の能率を向上することを目的に人間ドック助成などの事業を実施しております。これまで法人格を有しないいわゆる任意団体として事業を行ってききましたが、運営の透明性をこれまで以上に高めていくことを目的に、一般社団法人を設立し事業を移行したものであります。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました議案第32号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号新庄市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 以上で、5月臨時会の日程は全て終了いたしましたので閉会いたします。

本日はどうも御苦勞さまでした。

午後1時12分 閉会

新庄市議会議長 小嶋富弥

新庄市議会前議長 沼澤恵一

会議録署名議員 奥山省三

〃 〃 小関淳

平成25年6月定例会会議録（第1号）

平成25年6月7日 金曜日 午前10時00分開会
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦

選挙管理委員会会長 武 田 清 治

農務委員会会長 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主 事 八 畝 貴 征

議事日程（第1号）

平成25年6月7日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第5号平成24年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第6号平成24年度新庄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 6 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第33号新庄市監査委員の選任について
- 日程第 8 議案第34号新庄中学校体育館改築工事の内建築工事請負契約の締結について（平成24年議案第42号）の一部変更について

（一括上程、提案説明、質疑）

- 日程第 9 議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第10 議案第36号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第37号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第12 議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について
- 日程第14 議案、請願の各常任委員会付託

（上程、提案説明）

- 日程第15 議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

開 会

小嶋富弥議長 ただいまの出席議員は18名であります。

農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

それでは、これより平成25年6月新庄市議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において沼澤恵一君、清水清秋君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る5月31日午前10時から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、執行

部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年6月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成25年6月定例会日程表のとおり、本日から6月18日までの12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおりと決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告2件、諮問1件、議案7件、補正予算1件、請願1件の計12件でございます。

案件の取り扱いにつきましては、本日、報告2件の後、諮問第1号及び議案第33号、議案第34号につきましては、提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第35号から議案第39号までの議案5件につきましては、本日の本会議で提案説明をいただいた後、各常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

補正予算1件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月18日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は6名であります。よって、1日目3名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めまして1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月18日までの12日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月7日から6月18日までの12日間と決しました。

平成25年6月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時間	摘要
第1日	6月7日	金	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(2件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、採決。議案(5件)の一括上程、提案説明、質疑。議案、請願の各常任委員会付託。補正予算(1件)の上程、提案説明。
第2日	6月8日	土	休		会	
第3日	6月9日	日	休		会	
第4日	6月10日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 小関 淳、山口吉静、石川正志の各議員
第5日	6月11日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 奥山省三、伊藤 操、佐藤悦子の各議員
第6日	6月12日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第7日	6月13日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第8日	6月14日	金	休		会	本会議準備のため
第9日	6月15日	土	休		会	
第10日	6月16日	日	休		会	
第11日	6月17日	月	休		会	本会議準備のため

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第12日	6月18日	火	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（1件）の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

一雨が欲しいなと思っていたときに、本当爽やかな雨になって、作物にも大変いい雨になったのではないかなと思います。

それでは、ここで行政報告をさせていただきます。

26年ぶりとなりました新庄農業振興地域整備計画の総合見直しにつきまして、平成22年度より作業を進め、昨年度促進協議会の総括を得て、市議会産業厚生委員協議会並びに全員協議会で御協議をいただいたところでございますが、農用地利用計画の変更案につきまして、去る4月4日から1カ月間の公告縦覧、さらに15日間の異議申し立て期間を経まして、山形県知事に対しまして本協議を行ったところでございます。

先般5月27日、山形県知事より農用地利用計画の変更案に同意をいただき、5月28日決定公告を行い、翌29日山形県知事に決定公告完了の報告を行うとともに、山形県を経由し、農林水産大臣に変更後の農業振興地域整備計画の写しを提出いたしました。これによりまして、農業振興法上の総合見直しに係る一連の手続が完了し、今後はこの計画に基づき農地利用を進めてまいります。

改めて、これまでの御審議及び御協力に御礼申し上げます、御報告とさせていただきます。

次に、中核工業団地に対する企業立地の動向について御報告させていただきます。

初めに、本日6月7日に東舗工業株式会社が、市内栄町から新築移転し、竣工式がとり行われます。また、同社の用地には、大和運輸株式会社新庄中央センターも市内鳥越から新築移転し、5月30日から営業を開始しております。新庄中核工業団地において、新たに2社の営業が始まったということで、これまで以上に活気ある工業団地になるものと思われま。

続きまして、新たな企業進出について御報告いたします。

仙台市に本社のある医薬品、医療機器、検査試薬等の卸売業の株式会社バイタルネットが、市内金沢にある新庄支店を新庄中核工業団地に新築移転することが決定いたしました。購入するのは一区画面積3,799平方メートルです。昨年度の3区画に引き続き分譲となり、これで未分譲地は10区画、未分譲面積は21.6ヘクタールとなりました。

2月に福山通運株式会社の進出が決定し、このたびの大和運輸新庄中央センターのオープンと、バイタルネットの移転進出など、高速交通網の整備が着実に進む中、新庄中核工業団地の交通の利便性が注目されているのではないかと感じております。

また、真室川町に本社のある株式会社山形メタルが旧エムテックの空き工場を取得する予定であります。計画では、現在の真室川本社工場と新庄工場とを移転・集約し操業するとお聞きしております。旧エムテック工場は、新庄中核

工業団地の入り口近くに所在しているため、山形メタルが移転進出すれば、工業団地のアピール力が高まるとともに、昼間人口の増加による市内経済への波及効果も期待されます。

また、第4次振興計画で目標指標としている製造品出荷額の増加にも大きく寄与するものと思われます。既に、県に対して企業立地促進資金の認定に係る事前協議を行っており、市でもふるさと融資に係る相談を受けております。

今後、正式に空き工場を取得した場合には、市としても対応してまいりたいと考えております。

以上、報告2件させていただきます。

小嶋富弥議長 ありがとうございます。

報告2件一括上程

小嶋富弥議長 日程第4報告第5号平成24年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第5報告第6号平成24年度新庄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告2件を一括して報告したいと思いますので、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号平成24年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第6号平成24年度新庄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告2件を、一括して報告いたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第5号平成24年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第6号平成24年度新庄市一般会

計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月の定例会におきまして、平成24年度予算の一部を平成25年度に繰り越して使用する補正予算の御決定をいただきましたが、これらの事業につきまして、地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告及び平成23年度から平成24年度への繰越事業であります新庄中学校体育館改築事業に係る事故繰越し繰越計算書の報告をするものであります。

初めに、報告第5号平成24年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。国の一次補正に伴う市庁舎耐震診断業務委託や新庄中学校体育館改築事業、荒小屋泉田線整備事業など11件及び国の予備費使用に伴う新庄小学校体育館耐震補強事業など5件を含め事業数は合計18件となりまして、その繰越総額は3億4,889万9,000円となります。

財源の未収入特定財源のうち、国県支出金につきましては、学校施設環境改善交付金、社会資本整備総合交付金などであり、また地方債につきましては、学校施設耐震化事業に充当する学校教育施設改修事業債などであります。

一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、報告第6号平成24年度新庄市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。これは平成23年度から平成24年度に明許繰越いたしました新庄中学校体育館改築事業でありまして、さきの東日本大震災により被災した宮城県などの3県での復興事業の影響によって作業員の確保が難しく、年度内の事業の完了が困難となったために、その一部を事故繰越するものであり、総額繰越は6,483万3,000円であります。

財源といたしましては、未収入特定財源として国庫補助金、義務教育施設改修事業債を充当いたします。

一般財源につきましては、前年度繰越金を充

てるものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により御報告するものであります。

小嶋富弥議長 ただいま報告のありました2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第6 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

小嶋富弥議長 日程第6 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成25年9月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、押切喜美子さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

日程第7 議案第33号新庄市監査委員の選任について

小嶋富弥議長 日程第7 議案第33号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山口吉静君の退席を求めます。

(山口吉静議員退席)

小嶋富弥議長 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第33号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

提案理由にありますように、議員のうちから選任した監査委員より辞職願が提出されましたので、去る5月15日付で議会議長宛てに後任の

監査委員につきまして議会の推薦をお願い申し上げましたところ、山口吉静議員の御推薦をいただきました。

この推薦に基づきまして、山口吉静議員を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願い申し上げます。

山口吉静議員は、平成11年に市議会議員に初当選以来、連続当選され、現在4期目でございます。その間、産業建設常任委員長初め議会改革特別委員などの要職を歴任され、経験豊富な方でございます。

何とぞよろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第33号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました山口吉静君に御挨拶をお願いいたします。

(山口吉静監査委員登壇)

山口吉静監査委員 ただいま御紹介いただきました山口吉静でございます。

地方自治において監査の重要性をよく考えまして、今後微力ではありますが、誠実、公正に職務を行ってまいりますので、よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。一言御挨拶といたします。どうもありがとうございます。

日程第8議案第34号新庄中学校 体育館改築工事の内建築工事請負 契約の締結について(平成24年 議案第42号)の一部変更につ いて

小嶋富弥議長 日程第8議案第34号新庄中学校体育館改築工事の内建築工事請負契約の締結について(平成24年議案第42号)の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第34号新庄中学校体育館改築工事の内建築工事請負契約の締結について(平成24年議案第42号)の一部変更について、御説明申し上げます。

昨年、市議会6月定例会において御可決いただきまして、着手し建設を進めておりました新庄中学校体育館改築工事につきまして、契約内

容について変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更する内容であります。契約金額について667万6,950円を増額いたしまして、4億1,092万6,950円とするものであります。

主な要因は2点ございまして、第1点目は外壁の仕上げにおいて、コンクリート打ちっぴなしの一部に木質の外壁材を張りつけ、最上公園に隣接する施設として景観上の調和を図るため変更するものであります。

2点目は、アリーナのステージ回りについて、どんちょう、一文字幕、袖幕などの一式を増工するものであります。限られた予算の中で、必要性和機能の充実を図るためのもであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略し、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 理由ということで挙げられましたのは、それだけならそうか、という感じがしますが、言われていることでちょっと気にかかるのは、材料代の値上がりとか、物価の値上げとか、あるいは作業員不足ということなどは先ほど出ておりましたが、そういったことなどは全く影響ないのでしょうか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、教育次

長兼教育総務課長柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 材料代、それから作業員の賃金等でございますけれども、この工事につきましては、昨年の春に昨年の6月定例市議会で御可決いただきまして、契約した工事でございます。

当然、契約時点での内容で工事を進めるということになりますので、その範囲内の中において施工していただいていると理解しております。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) わかりました。

このことについては、材料代の値上がりや物価の値上がり、作業員不足などはないと聞いたのですが、それでよいのか。

また、もう一つは、これからの本年度予定されている工事への、今、先ほど言ったようなことの影響は考えられるかどうかなどありましたらお願いします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、教育次長兼教育総務課長柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 資材の値上がり、それから作業員の賃金等々でございますけれども、物価の建設単価等々でいきますと、ことしの3月まではそれほどでもなかったということで、とりわけ4月以降ということで聞いております。そのようなことで、今回議案に上げています部分については、十分やっているとことかと思えます。

ただ、今後等につきましては、全体の中でどう推移するのかということがございますので、その辺のところを注視しながら対応してまいりたいと考えております。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号新庄中学校体育館改築工事の内建築工事請負契約の締結について（平成24年議案第42号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案 5 件一括上程

小嶋富弥議長 日程第 9 議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第13議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についてまでの 5 件を会議規則第35条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についてまでの 5 件を一括議題

とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

新型インフルエンザなど感染症対策の強化を図り、国民の生命と健康を保護することなどを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年 4 月13日に施行されました。

この法律の施行により地方自治法が改正され、職員へ支給する手当として新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が追加されたため、一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例について必要な改正を行うものです。

改正の内容についてであります。新型インフルエンザなどの感染症の発生に伴い、本市が他自治体等へ職員の派遣を要請し派遣を受けた場合、その職員に対し当該手当を支給するものであります。

次に、議案第36号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成25年度税制改正の大綱の内容を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律が平成25年 3 月30日に公布され、そのうち 4 月 1 日から施行する部分につきましては 3 月30日に専決処分を行い、さきの 5 月臨時会で御承認いただきましたが、平成26年度以降に施行させる部分につきましては、必要な改正を行うため提案するものであります。

主な改正の内容についてであります。1 点目として現在の低金利の状況を踏まえ、国税の見直しに合わせ延滞金及び還付加算金の利率を引き下げるものであります。

次に、市民税に係る部分といたしまして、平成26年 4 月から導入が見込まれております消費

税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長するものであります。また、東日本大震災によって被災された居住用財産の敷地について、譲渡期限を延長するものであります。

このほか、地方税の一部改正を伴う条項ずれなどにより、条文の整備もあわせて行ったものであります。

以上の改正につきまして、施行日が一様でないことから、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第37号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について御説明申し上げます。

平成18年4月に日新小学校に統合し閉校となりました旧角沢小学校の教室棟や体育館については、昨年秋まで地域の皆さんに活用していただいておりますが、昭和56年以前の設計による建物であるため、耐震基準を満たしていないと想定され、新たな行政目的を持ち耐震診断を行い補強工事をして活用するまでに至らないと判断し、昨年秋に建物全部を解体いたしました。この間、角沢地区の区長初め地域の皆さんと協議を重ね、グラウンドや公園的な憩いのスペースなど、広場の公民館的な機能を備えた施設として利活用していこうという方向性を見出してきたところでございます。

このような協議を踏まえまして、7月1日から角沢ふれあい交流広場として供用を開始するため、本条例を制定するものであります。

今後におきましても、老人クラブのグラウンドゴルフや子供たちの遊びの広場として幅広い利用を図ってまいります。また、現在広場の活用における全体構想の取りまとめと、附帯施設としてのトイレ、水屋及び用具庫の設計を行っておりまして、早急に整備し供用してまいりたいと考えております。

次に、議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成23年10月にオープンいたしました山屋セミナーハウスは、これまでスポーツ少年団の合宿や青年層における研修、友好自治体である高萩市との児童交流事業など、各種団体から利用いただき、大変好評を得ております。

しかし、開業後初の夏季利用となりました昨年は、猛暑が続く中、冷房設備がない状況での利用となり利用者の皆様に御不便をおかけいたしました。そのために、今年度研修施設として快適な環境を提供するために、冷房設備の工事を実施したところであります。

この整備により、7月1日から山屋セミナーハウスの冷房設備の使用を開始することに伴い、新たに冷房使用料金を設定するため、必要な改正を行うものであります。

最後に、議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について、御説明申し上げます。

病原性の高い新型インフルエンザなどの発生時において、その及ぼす影響が最小となるように定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法が4月13日に施行されました。

この法律は、新型インフルエンザなどが国内で発生し緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないこととされ、当該対策本部について必要な事項は、市町村の条例で定めることとされております。そのため、本市が設置する新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を設定するものであります。

内容につきましては、特別措置法の規定を受けて対策本部の組織や会議などに関する規定を定めるものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案5件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案36号の新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてで、先ほど市長から、理由の中に低金利に合わせて延滞金の利率を下げるとあったように思うんですが、このことを詳しくというか、丁寧に教えていただければと思います。

佐藤信行税務課長 議長、税務課長佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 それでは、延滞金の割合等の特例について、もう少し詳しく御説明申し上げたいと思います。

まず、最近新聞紙上でも投書欄などでよく見受けられるのでありますが、全体的に金利が大変下がっている状況の中で、延滞金が14.6%というのは大変高い水準ではないかと、これも合わせるべきではないかという声が上がってありました。

これに伴うものなのですが、国内銀行の貸出約定平均金利というのが現在1%と設定されてございます。これに1%を加算した合計2%というのが特例基準割合ということで、今回の改正分の中ほどにも出てくる用語になりますけれども、これを使って今回の改正を行っておりま

す。

これまで本則14.6%であったところは、この特例基準割合2%に7.3%を加えまして、9.3%に下げると。それから、これまで本則7.3%であった、これは納期限後1カ月以内ということで使われる割合ですけれども、7.3%の本則でございまして、特例では4.3%でございました。これをさらに特例基準割合の2%に1%を加えまして3%。この3%に下げるといのが、今回の延滞金の割合の変更ということになってございます。

以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第14議案、請願の各常任委員会付託

小嶋富弥議長 日程第14議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表により、それぞれの所管の委員会に付託いたしますのでよろしく願いいたします。

平成25年6月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（4件）	○議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第36号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第37号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する

付託委員会名	件名
	条例の設定について ○議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
産業厚生常任委員会 議案(1件) 請願(1件)	○議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について ○請願第3号T P Pへの参加に反対する請願

日程第15議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第1号)

小嶋富弥議長 日程第15議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第40号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億3,586万6,000円を追加し、補正後の予算総額は152億4,886万6,000円とするものであります。

主な補正内容について、8ページから歳出を中心に御説明申し上げます。

まず、3年連続の豪雪により損傷した施設の修繕等に係る経費を2款総務費、3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費、10款教育費に計上しております。

6款農林水産業費には、県が推進しております農業再生を目的とする各種補助金に対応しました経営者の設備投資等への補助支援等に資する経費を、また5款労働費と6款農林水産業費、7款商工費には、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に呼応し、市内における雇用の促進

を図るための経費を計上しております。

これらにつきましては、記録的な豪雪の影響を早期に解消するとともに、本市の今年度事業が効果的に展開できるよう国県の動きに呼応するなど、適切な対応を要する補正内容を組ませていただいております。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

(高橋則雄財政課長登壇)

高橋則雄財政課長 それでは、議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,586万6,000円を追加し、補正後の総額は152億4,886万6,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

それでは、6ページからの歳入につきまして御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございますが、2項の国庫補助金におきまして、生活保護基準の見直しに係る電算システムの改修のため、セーフティーネット支援対策等事業費補助金を1目民生費国庫補助金に計上しております。

次に、15款県支出金でございますが、2項の

県補助金におきまして、まず市内における雇用促進に資するための緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を4目労働費県補助金に計上しておりますが、本補助金を活用した事業につきましては、歳出予算におきまして5款労働費、6款農業費、7款商工費に盛り込んでおります。

また、5目農林水産業費県補助金におきましては、意欲ある農業経営者に対し、設備等の導入の際に支援する戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金や、食産業王国やまがた推進事業費補助金、畜産生産拡大支援事業費補助金などの増額。また、6次産業化の推進に資する補助支援を含め、農林水産業関係で4,574万2,000円の増額補正としております。

次に、16款財産収入につきましては、萩野小学校の学校林の有効活用を図るため伐採に伴う収益を盛り込んでおりますが、萩野小学校区の地域づくりのために歳出予算に当該予算を盛り込んでおります。

また、19款繰越金につきましては、このたびの予算補正の財源の一部といたしまして、3,007万3,000円の増額補正としております。

最後に、20款諸収入につきましては、3年連続の豪雪によって被害を受けました施設の建物総合損害共済災害共済金を盛り込んでおります。

続きまして、8ページからの歳出について御説明いたします。

まず、2款総務費についてでございますが、1項6目財産管理費におきまして、8月に開催されます東北中学校卓球体育大会に向け、東山スポーツハウス跡地の駐車場整備に係る費用434万7,000円を盛り込んでおります。

次に、3款民生費につきましては、2項4目児童館費に、このたびの豪雪により被害を受けた施設の修繕経費を盛り込むとともに、3項1目生活保護総務費におきまして、生活保護基準の見直しに係る電算システムの改修のための経費94万5,000円を盛り込んでおります。

次の5款労働費につきましては、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用し、介護分野での雇用促進を図るため、介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料2,861万3,000円を盛り込んでおります。

次に、9ページから10ページにかけまして、6款農林水産業費を計上しております。

1項農業費におきまして4つの目を、2項林業費においては1つの目を掲げておりますが、主なものといたしましては、まず1項3目農業振興費と1項4目畜産業費におきまして、農業振興や果樹園芸、畜産振興のための多くの補助金を組んでおります。これは、広く農業振興への意欲の高い経営者が新たな設備投資等を図る場合に、県補助金を活用し重点的に支援を行うためのもので、新年度に入ってから県の支援の強化に呼応したものでございます。

また、5目農地費におきましては、豪雪等により被災した農業用施設などの国県補助の対象とならない部分の改良事業への助成に係る費用を盛り込んでおります。なお、補助金の名称の変更及びその拡充に伴う補正もあわせて行っております。

次に、10ページ下段からの7款商工費でございますが、1項2目商工振興費や3目観光費に、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用した雇用促進事業を盛り込んだほか、新庄まつりにおけるPR強化と被災者支援のための経費を盛り込んでおります。

次に、11ページをごらんください。

まず、8款土木費でございますが、2項2目道路維持費及び4項3目公園費に、豪雪により被害を受け復旧を図らなければならない市道や公園施設の修繕などの費用を計上しております。

また、6項2目雪総合対策費につきましては、昨冬における水上がり被害の大きい箇所について、水上がり被害を抑制化させるための流雪溝改修経費を計上しております。

次に、10款教育費につきましては、まず1項5目小中一貫教育推進費におきまして、学校林の売却収益を活用した萩野小学校区における地域づくりのための経費を盛り込んでおります。

また、12ページからの2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費の中におのおの修繕料や原材料などを盛り込んでおりますが、これはこのたびの豪雪によって被害を受けた施設の修繕や破損した雪囲い材料の補充などを行うためのものであります。

以上で、一般会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議をいただき御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会への付託を省略し、6月18日定例会最終日の本会議において審議いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第16議員派遣について

小嶋富弥議長 日程第16議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100

条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

8日、9日は休会であります。6月10日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時14分 散会

平成25年6月定例会会議録（第2号）

平成25年6月10日 月曜日 午前10時00分開議
議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員 局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦
農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会会長 武 田 清 治
農業委員会会長 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主 事 八 鍬 貴 征

議事日程（第2号）

平成25年6月10日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 小 関 淳 議員
- 2 番 山 口 吉 静 議員
- 3 番 石 川 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成25年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. 中心商店街の再生維持について 2. 若者や子育て世代の定住化について 3. インバウンド事業の効果について	市 長
2	山 口 吉 静	1. 生活保護について 2. 市の障害者福祉について 3. 子ども子育て支援について 4. ごみ出しが困難な高齢者について 5. 小中学校の教育環境について 6. 市道の安全環境について 7. 待機児童解消について	市 長 関係課長
3	石 川 正 志	1. 市内北部（泉田川土地改良区）非灌漑期の生活用水の確保について	市 長

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問通告者は6名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含め1人50分以内といたします。

本日の質問者は3名であります。

小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に小関 淳君。

（13番小関 淳議員登壇）（拍手）

13番（小関 淳議員） おはようございます。

それでは、6月定例会最初の一般質問をしたいと思います。

先月初旬、新聞各紙やテレビで、東根市にオープンした「ひがしねあそびあランド」の報道を目にしました。

東根市は「子育てするなら東根市」というキャッチフレーズで、特に若者や子育て世代の定

住化を促進しようと本腰を入れています。

新庄市も、4月から福祉事務所を成人福祉課と子育て推進課に分け、子育て推進に力を注いでいこうという覚悟が感じられる体制になりました。そして、小中一貫教育を通して子供の精神的・身体的な発達の変化に合わせた教育体制にしていこうとしています。これらの動きによって子供を大切に育てるまち、子育て世代を支援していくまちを本当に実現できれば、子育て世代の転出する動きが鈍くなると思います。ぜひ実効性のある事業や施策を積極的に進めたいと思います。

では、通告書に沿って質問をいたします。

最初は、中心商店街の再生維持についての質問です。

市内の中心商店街には相変わらず空き地や空き店舗が目立ち、市が進めてきたさまざまな活性化事業はほとんど効果が見られない現状となっています。商店街の疲弊は市民の目には見えないもっと深いところでさらに進んでいるように感じるのは私だけではないと思います。今、建設中の、あるいは計画中の大規模商業施設が矢継ぎ早に開業すれば、商店街が壊滅的になることは誰にでも予想できることだと思います。そうなれば、中心商店街にある店舗は激減し、空き地や空き店舗だらけになるわけです。これは地域全体にとってT P P問題に匹敵するほど、それほどの大問題ではないでしょうか。

しかし、残念ながら今年度の市長の施政方針の中には、中心商店街や市街地をどうするかについては全く触れられていません。その市政運営の基本には、「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」を基本理念として据えています。しかし、地域基盤力を充実させる中にはもう商店街は含まれていません。では、「人行きかうまち」とは、人々がどの場所で行き交うことをイメージしているのでしょうか。

以前の一般質問などの答弁で、市長は街なか

の暮らし総合エリア構想を口にしています。しかし、それを実現するためには、街なかでイベントなどを開催したり、新庄まつり誘客100万人構想を進めるだけでは本来の中心市街地の再生とはならないと思います。やはり現状を、惨状と言ってもいいと思いますが、しっかりと把握し、ハード・ソフト両面から充実させていくような先を見据えた街なかの暮らし総合エリア構想に仕上げていくべきだと考えます。

大型商業施設の相次ぐ新設が計画されている中、本当に市街地を再生し、持続可能なエリアにしていくためには空き地、空き店舗の利用が欠かせないのではないのでしょうか。

そこで市長は、中心商店街を含む市街地全体をどのように再生し、どう維持させていこうとしているのか聞かせてください。

次に、若者や子育て世代の定住化について質問をします。

冒頭でも言いましたように、東根市では人口減少を食い止めるため、「子育てするなら東根市」のキャッチフレーズでさまざまな定住化の施策や事業を進めています。その効果は、県内で唯一人口が増加した自治体として数字としてあらわれています。しかし、新庄市では人口減少の対策はとられているものの、なかなかその速度を抑制するまでには至っていません。

現在、市の人口は3万8,000人ほどですが、間もなく3万7,000人台へ突入しようとしています。市長はこの数字をどのように捉えているのでしょうか。

このような厳しい状況の中で、新庄市では毎年、まちのにぎわいなどを創出しようと、味覚まつりやそばまつりなどのイベントを開催しています。市のデータによれば、味覚まつりでは毎年3万人前後、そばまつりでは1,000人を超える人出となっています。しかし、それらのイベントから地域に波及するはずの経済的な効果や市内外への広がりがよく見えてきません。こ

れらのイベントの集客エリアはどの辺までを想定しているのか。また、何を目標にして地域にどのように波及させ、どのような経済効果を上げようとしているのかを教えてくださいたいと思います。

私は、その目的や効果がはっきりしないようであれば、これらの事業を原点から見直す必要があると考えます。財政はもとより、市職員のマンパワーも厳しい中で、それらのベクトルをどの事業に向ければ市民の豊かな将来につながっていくのかを今こそ真剣に考えていくべきではないでしょうか。

そして、若者や子育て世代に照準を合わせ、継続的な雇用の創出や新庄市独自の新たな補助・助成制度などを検討し、新庄市の現状に合った実効性ある定住促進策を構築していくべきではないかと考えますが、市長の考えを聞かせてください。

最後に、インバウンド事業の効果について質問をします。

全国の自治体では、それぞれの観光地や名所、特色などを磨き上げ、観光インバウンド事業を展開しています。当市でも今年度の主要事業としてインバウンド誘致キャンペーン332万5,000円が予算化されており、台湾に限定して旅行者を呼び込もうとしています。

しかし、当市には新庄まつり以外に全国的に名の通った観光地や名所などは今のところありません。また、旅行者を受け入れるための施設整備やさまざまな準備もなされていない状況です。現在、経済戦略の一つとして、国も積極的に進めており、全国の名だたる観光地を抱える自治体が積極的にインバウンドに対応した準備を進めています。

その中で、新庄市はどのように勝ち残り、インバウンド・観光事業を定着させようとしているのでしょうか。

また、年間を通してどのように旅行者ニーズ

を満足させ、地域にどれだけの経済効果をもたらすと予想して事業を進めようとしているのでしょうか。今後の具体的な計画とあわせて市長の考えを聞かせてください。

以前、一般質問の中で私は、足による投票ということを行いました。改めて言いますが、選挙による投票が手による投票ならば、足による投票とは、福祉・教育・インフラ整備などの充実した自治体へ住民が移り住むことで意思を示すことです。この先、そのような市民が増加しないような将来に希望の持てる答弁をお願いして壇上からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、新聞各紙やテレビで「ひがしねあそびあランド」の御紹介をいただきましたが、4月には100円商店街がNHKで全国放送になると、また先月の5月中旬にはTBSで100円商店街が紹介されるなど、大変いい場面も全国に放送されているということを御紹介したいというふうに思います。

また、わらすこ広場におきましては年間4万5,000人以上するというので、現状ですが、これまでの大型スーパーの再開発ということで、議会の訪問あるいは視察など途切れない状況もお伝えしておきたいというふうに思います。

国や県の事業を活用した中心商店街の活性化が見えてこないといった御指摘ですが、昨年度は国の施策として緊急雇用制度を利用しました全国100円商店街サミットを開催し、100円商店街発祥の地として新庄市を全国にアピールできたと考えております。

また、今年度は商店街活性化アドバイザー育成事業を行うこととしております。これは地元

地域の商店街やまちづくり会社などと連携を図り、商店街活性化事業、例えば100円商店街の開催、バルという地域やまちの飲食店の活性化を目的とした大型の食べ・飲み歩きイベント、また、まちゼミというお店の存在・特徴を知ってもらい、お店とお客さんのコミュニケーションの場から信頼関係を築くことを目的とする事業などの実施を考えております。

その結果、この事業の実施により地元経済の活性化を図るとともに、その事業のノウハウを学ぶことにより、商店街活性化のためのアドバイザーを育成していくことを目的としております。

中心市街地につきましては、街なかの暮らし総合エリアのイメージといたしましては、以前お答えしましたとおり、商工業エリアといった一面と、文化・医療・福祉・教育などを総合的に含んだ形を考えております。具体的には、昔語りの聞こえる道づくり事業、健康増進や子育て支援・交流の場「わらすこ広場」、100円商店街の開催における市街地の活性化、かむてんの活用による情報発信を考えております。

また、空き店舗などにつきましては、現在行っております新庄市商業地域空き店舗交通量調査事業によるデータ収集を行い、市街地内の動向を把握し、さらに地域内の分析などを行った上で将来のまちづくりのイメージを構築していきたいと考えております。

空き店舗の所有者の意向調査等も含めまして、空き店舗補助事業と連動させ、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

このような事業を中核として商店街を活性化するまちづくりを事業者・商業団体・関係機関と連携を密にして構築していきたいと考えております。

次に、若者や子育ての定住化ということですが、味覚まつり、そばまつりとも新庄の伝統的な個性的な食を通して物産の振興、地域

間交流の促進を図ることを目的に開催しております。

味覚まつりは、市内の商店街を会場に、過去5回の開催で14万人の来場者があり、趣向を凝らしたイベントを同時開催してまいりました。そばまつりは、山屋セミナーハウスを会場に、過去3回の開催で4,000食を提供してまいりました。

どちらも、市民だけでなく東日本大震災被災地からの出店や参加、近隣地域へのPR効果による参加・視察など広域的な広がりも見せております。歴史の浅いイベントであり、改善すべき点はありますが、お客様からは好評で、新庄の食を市の内外に大きくアピールすることができたと考えております。

特に味覚まつりは、100円商店街とともに商店街にとってにぎわいを創出する大変重要なイベントであり、今後とも商店街の方々と協力し合いながらより多くの集客ができるように努力してまいります。

このように、各種イベントで地域の活性化を図っております。それと同様に、定住化等も非常に重要な課題となっております。そのため、地元の若者の雇用対策、人材育成対策として、昨年度から市の費用負担により最上育英会の奨学金に新庄市枠を設けております。市内在住の高校生が大学の理工系学部に進学した場合に月額4万円の奨学金を無利子で貸与するもので、卒業後に市内の製造業企業に就職した場合には奨学金の償還を半額免除することで優秀な人材の市内への定住をつなげていくものであります。

また、今年度から雇用奨励金制度を創設させていただきました。これは市内企業が設備投資を行い、新たに一定の常用雇用者を1年間雇出した場合に、そのうちの市民の雇用者に対し市が奨励金を交付するもので、雇用拡大を図る企業を積極的に後押ししていく考えであります。

雇用の場の創出には、企業の誘致や立地企業

の拡大などが重要であると考えておりますので、今後も努めてまいりたいというふうに考えています。

インバウンド事業の効果についてであります。が、少子高齢社会、人口減少社会の中で、1人当たりの旅行消費額が大きいと言われるのが外国人旅行者であります。全国で今、インバウンドに取りかかっているところでもあります。それに乗りおくれることなく進めていきたいという思いで始まったばかりの事業であります。が、こととして3年目を迎えるわけでもあります。

県内外国人旅行者の6割を超える台湾からの旅行者をメーンターゲットに、これまで台北国際旅行博への参加や台湾のマスコミ、旅行関係者の招聘など事業を展開し、新庄まつりだけでなく、雪国体験や農業体験などの地域の体験メニューや郷土食の提供などの食文化を情報発信し、新庄・最上全体の魅力を「クール新庄」としてアピールしております。

今年度は、さらなる知名度向上と観光産業の活性化を図るため、旅行者の視線に立ち、旅行商品造成の支援を創設しました。海外の旅行会社が企画する旅行商品のうち新庄市の観光PRを行うことを条件に、市内の観光施設や店舗への立ち寄り、飲食を伴うものに対し一定額を助成する内容としております。

さらには、11月には新庄市市民号で台湾訪問し、参加予定100名で台北市に隣接します新北市新莊区での昼食交流会を行う予定となっております。人や文化の交流を深める大きな一歩になると期待しております。

台湾からの旅行者につきましては、雪や日本の原風景、田舎での生活体験の志向があるとのデータも出ております。農家民泊などの滞在型の旅行企画を検討しております。インバウンド誘致へのはずみとなります支援制度と市民号による訪問を生かし、地域の経済効果の波及と活性化につなげてまいりたいというふうに考えて

います。

また、その中におけるその範囲についてであります。新庄まつりはことし土日というようなことで大変な状況というのは、宿泊施設がとれないという状況があります。そういうことも想定しながら湯沢地域、あるいは大崎市の鳴子の温泉、また近隣の東根・天童、そうした業界、誘客の温泉地等との連携を進めてきているところでもあります。この地域における宿泊人数は4,000名前後ということですので、以前にもお答えしましたが、周りの近隣を全部合わせて対応し、新庄まつりを盛り上げていきたいというふうに考えています。

その目的であります。インバウンド等、あるいは新庄まつりの効果につまましての経済効果であります。今、ゆめりあにおきます物産館の売上げが年2億円ほどであります。新庄に新幹線が来まして11年ほどになるわけですが、10年間の新幹線による新庄の来新者は1,000万人、年間100万人というふうになっております。その100万人を、売上げを2億円から4億円にするためには200万人にする必要があるわけです。そういうような意味で、新庄まつり100万人構想を立て来客が多くなれば地元の売上げが上がるというようなことを信じているところでもあります。

同じように、そばまつり、味覚まつりにおいては今始まりましたところですが、新庄まつり以外の名所づくりを進めているところでもあります。一つはエコロジーガーデンにおけるkitokito MARCHE、先月は駐車場が満杯でとまるところがないと、また、多くの市民からはこういう場所があったのかということで、非常に歓迎されている場面もございます。

また、先日3月には台湾の学生4名ほどが新庄を訪れまして1泊し、次に最上町でスキーを行い、そして大蔵村で温泉をやったと。来るお客さんにつまましては1カ所にとどまらないと

いうことがございますので、やはり広域的に進めていかなければならないというふうに考えております。

そんな中で、新庄市にはスキー場がございます。日本一なだらかなスキー場に、私はすばらしいリフトがあると、これは絶対売り物になると、初心者の台湾の方々にはぜひリフトに乗っていただきたいという呼びかけを今しているところであります。

台湾の情報の中では、新庄からばかり来ていただいてもらって気の毒である。いずれ交流事業に進めていきたい。しかし、まだまだ台湾と日本との経済格差があり、そこをどう埋めるかというようなことの情報も得ている。しかし、人と人とのつながりを大事にしていくということが交流人口にとって私はとても大事だということに思っております。

またさきに戻りますが、人口減少対策に対応するために、交流人口が必要だという1点をまず原点において進めていることをご理解いただきたいというふうに思います。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) では、再質問をさせていただきます。

市長の答弁の中で、100円商店街を非常に内外にインパクトがあるイベントであるということをおっしゃっていただきました。

私は、100円商店街も味覚まつりもそばまつりも、イベントを否定しているわけではないです。ただ、そのイベントというのが年間を通してやっぱり行われるわけではないというところが私は非常に引かかるわけです。やっぱりこの地域で商業を営んでいる人、住んでいる人、365日商売を営み、生活をしているわけです。そこを何とかしなくてはいけないのではないかと、そういう意味の私は今回一般質問の内

容にしているわけです。商業も大切、イベントも大切、全て大切なんですけれども、365日生活をしているんだということを認識して、その生活自体をよくしなければ、それこそ何度も申し上げますが、足による投票がどんどんどんどん加速するんじゃないかということを私は、そういう思いを込めて質問をしているわけでございます。決してイベントを否定しているわけでございませぬ。年間を通した実効力のあることを今こそしなければいけないのではないかとこのことを言っているわけでございます。御理解をいただきながら答弁をお願いしたいと思います。

施政方針の中に、「人行きかうまち」というのがあって、市長もたびたびいろいろなところでそれをおっしゃっているわけですが、「人行きかうまち」ってどこをイメージしてそういうふうに施政方針に入れたんでしょうか。まちづくり総合計画の中にも入っていますけれども、それを答えてください。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 背景といたしますのは、やはり人口減少というものが如実になっているというようなことがあります。その中で、それを背景としたまちづくり総合計画というものを総合的にやってきましょうと、市の総合力を發揮しましょうという中で一番手に来るところが「行きかうまち」でございまして、人がいなければ税も落ちない、活性力にもつながっていない、地域コミュニティの担い手の問題も出てくるというようなことがありますので、「人行きかうまち」が市内部の中でも域内、市街地でも農村部の中での交流も行き交う、あるいは外部との行き交うということもできるでしょうというような意味合いも含めての一つのキャッチフレーズというような形になってございますが、まず人づくり、子育て人づくりというふう

にかかわってもくる部分でありますけれども、安全な魅力あるまち、地域づくりを行って、その中で、市内部の中での人の行きかう、交流できる、あるいはそれが地域間に広がって、地域と地域との交流へ輪を同心円状に広げていく、そういうふうなまちづくりを目指すというような意味合いを込めておるものであると理解しております。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 市内全域を想定して考えていると、つくり上げたということですね。

先ほども申しあげましたように、中心商店街は、皆さんも御存じのように大変な状態になっているわけですね。そこも含めて「人行きかうまち」という看板を掲げているのであれば、もう少し施政方針の中にも中心商店街をどうしていきたいのかという中身も入れてほしかったなと思います。でも、先ほど市長の答弁の中で、中心商店街でイベントを中心にいろいろやっていくんだという姿勢も見えましたので、その辺については評価させていただきたいと思います。

ただ、現実問題として、空き家、空き店舗、空き地はどんどんふえているわけです。そこをどういうふうにしていくか、ちょっと聞きたいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 空き家、空き店舗の活用につきましての御質問でございます。

現在、空き家、空き店舗の調査をしております。交通量のいわゆる車、それから人の流れも含めました調査を今しているところでございます。平日、休日等の区分をつけての調査をしております。その結果を見て、やはりもう少しこの調査をまずやって、その結果を見て対応していきたいというふうに考えているところですが、例えば空き店舗といいましてもやは

り傷みの激しいといいますか、使えそうにない、あるいはちょっと手を加えれば十分使えるといった店舗を今、色分けしております。その辺の所在を明確にしながらかつ画をつくっていきたいというふうに考えているところです。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 調査中ということで、調査も必要だと思います。しかし、調査しなくても明らかにわかるという現実がそこにあります。ぜひ、なるべく早目の施策や事業を構築していただければと思います。

それに関連してですけれども、駅前通りの空き地なんですけれども、何十年も草が生え放題になっているところ、皆さん御存じだと思いますけれども、駅前通りと中の川が交差するところ、旧丸久、郷野目のビルがあって、その向かい側、田中寺とかそういうところの手前、御存じだと思いますけれども、何十年もひどい状況になっていますが、その辺の調査はなさっていますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 御指摘の土地につきましては、こちらのほうでも承知しておりまして、以前、御質問があったということで調査をさせていただいた経過がございます。

土地の所有者等も一応調べてはおります。ただ、あその土地につきましては非常に地盤が低いものですから、道路と同じような高さまで土地を盛らなければならないという状況がございます。土地を例えば購入して、さらに造成して活用するということになると、多大な事業費がかかるものと想像されます。今現在、そこも含めましてどのような形で進めるのかということを含めて全体的に計画する予定でございますので、事業効果も含めまして考えますので、検討しているというところでございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 柔軟に検討してほしいと思います。あその土地自体が低い。低ければ、あの形状を生かしたような利用の仕方も考えられると思います。とにかく柔軟にいろいろなことを考えて、住民の方と商店街の方と相談しながらよりよいものをあの辺に据えるというか、そういうことも考えていただきたいと思います。

なぜそう言うのかというと、今まで質問してきた内容も含めてですが、あその中の川の流域の方々がほとんど毎月のように川の掃除をしていることを御存じですか、執行部の方。朝、もう5時、6時ぐらいからやっておりますね。ごみ箱みたいなんですよ、あそこ。何でここにビールの空き缶とかいろいろなものが捨ててあるんだろうかと私ずっと思っていましたけれども、あの空き地がネックになっていると思います。ぜひ早急に柔軟な頭脳で何かをつくり上げていただきたいと思います。

中心商店街についてはいろいろお願いしたいことというか、あるんですが、また次の機会ということにしたいと思います。

それでは、若者や子育て世代の定住化についての質問に移りたいと思います。

交流人口というか、いろいろ市長も頑張っていらっしゃることは先ほどの答弁でわかりました。いろいろなイベントを開催して、とにかく交流人口を図ろうという姿勢もわかりました。しかし、やっぱり住む人をふやす、ここが一番の重要なポイントじゃないかなと私は思うわけです。

東根市のことを私ずっと言いますけれども、やっぱり気になります。タントクルセンターから先ほどのあそびアランドから、とにかく子供に照準を合わせているというところで非常に、表現はどうかわかりませんが、恐怖感を覚えて

います。そのぐらい非常にコアな政策と感じております。でも、それぐらいのことをしないと人口減少の抑制はまず無理なんじゃないかなと。特化していかないと。もちろんお年寄りのことも大切です。もちろん大切ですが、やはり子育て世代、子供、そういうところに特化して施策や事業を進めていくべきなんじゃないかなと。それが人口減少に対応できる恐らく唯一のことじゃないかと思うような感じもするわけです。

先ほど、100円商店街、いろいろなイベントごとを言っていますけれども、いろいろなことをなさっているのはわかります。評価もある程度しますけれども、何というか、もう土台をどうするかということをお願いしたいわけで、そういうことを考えて答弁をお願いしたいです。

3万8,000人ですね、今、3万八千何百人。間もなく3万7,000人台に突入しますが、それをどういうふうにとめていきますか、市長。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 人口減少については、全国市長会等、東北市長会に行きましても一極集中だというようなことで、九州では福岡がひとり勝ちということで、それぞれの県が大変な状況に陥っていると。18歳から24歳までの方々の移動率が大変高いと。福岡に行けば何とかかなというような社会状況、国全体がそういう方向にあるというようなこと、全てが、どこかに行けば解決できる。

新庄市においては、何も無い、何も無いというように歴史があったというふうには以前私も答弁させていただきましたが、新庄市にも素晴らしい企業があると。この企業をやはりしっかりと応援していくということが雇用の場につながる。雇用の場につながるということは、地域経済の波及効果もあるというふうには私は信じているところでございます。

そうした意味で、基本的に教育委員会にお願

いしているのは、ふるさと教育をお願いしたい。地域のふるさとを愛する子供たちをお願いしたい。その中の一環として、新庄まつりを中心とした、また雪まつり、ふるさと全体のこと、味覚も含めて、地域のことをしっかりと磨き上げて伝えていただきたい。

また、今回、中学・高校におきましてはインターンシップというように、企業訪問を行うようにしております。現在では、ことし新庄神室産業高校の校長先生とじかにお話ししまして、工業高校の先生方が地域の企業を知っているかというようなことを提案させていただきました。全て子供たちを、県外の要請があるからそちらのほうに優先的に今までどおり就職をあっせんしたと、おかしいのではないかなというように申し上げました。今、毎月、先生方が交代で市内の企業回りを行うようになりました。そのことを各先生方に言って、やはり自分の尊敬する先生が市内の地元の企業は素晴らしい企業だと、ぜひ大学なりに行ってそれを学んで地元で貢献してほしいというようなことを先生方が言っていただければ子供たちの励みになると、今まではそれさえもなかったというようなことで考えていると思います。そうしたことも含めて地域の教育力を上げなくてはならないというように、3番目に「人行きかう」「ふれあうまち」、また「人学びあえるまち」、ふるさと教育と人材教育をしなければいけないということで図書の充実を今図っているところであります。現場のほうからは図書館、今、地域支援制度であります、図書館の支援制度が起きたことで子供たちの読書量が数倍にふえているということも、私は地域における子育てのための大事なことだというふうには思っております。

全て、また東根のことを取り上げて言っておりますが、東根は企業誘致に向けた人材育成を数十年前から仕掛けてきていたという歴史がご

ざいます。我々もそれをしっかりと次の時代の世代の子供たちを育て、地域に残る人材を育てていくというのが我々の役割だということで今、施策を組んでいるということを御理解いただきたいというふうに思います。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 長い答弁をありがとうございました。私は3万8,000人が間もなく3万7,000人台に突入する、この数字をどう捉えていますかという質問をしたんですが、すばらしく長い答弁になってしまって、残念でございます。

では次に、いろいろなイベントをやっているわけですが、先ほども申し上げましたように、市職員の力がなければそのイベントは成立しないわけです。市の職員のマンパワーというか、やっぱり今イベントに向けなければいけないんでしょうか。そこをちょっと聞かせてください。今この状況のときにイベントにマンパワーを向けるべきなのかどうか、そこを。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 マンパワーは、思いますが、市職員だけでなく市全体でというような意味合いがこれは必要だろうと。先ほども総合力と申し上げましたが、市職員だけではイベントは企画できません、実施もできません。やっぱり市民との協働というような名のもとで実態に即して進展せしめなければ成功への道というものはないというふうに思っております。先ほど市長も申し上げましたように kitokito MARCHE、あれが一つ大きな例でございまして、昨年度から2年度目になりまして、メディアでも大きく取り上げてございます。これを今月号の市報にも表紙として飾るということで、市民にも情報をよくよく発信させていただくというような手段をとってございますが、市職員だけ

ではなくて、あそこも同じように民間とともにうちのほうもブラッシュアップしながらともに仕上げていくと、この繰り返しが必要なのかなというふうに思うところでございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） わかりました。本当に限られたマンパワー、限られた財政だと思えますので、ぜひ効率のよい活用の仕方をしていただければと思います。

地方自治法第2条14項にもありますけれども、最少経費で最大の効果をというのが自治のベースですよ。ぜひそこを考えていただいて、頭に入れていただいて、いいベクトルを持った施策を進めていただきたいと思います。

では、インバウンドのところに行きたいと思えます。

県内に来る台湾の旅行者の6割と言ったのは、外国人旅行者の6割が台湾の方だということですね。そういうデータもあるんですけども、私が見つけたデータは、台湾の方からのアンケートを、旅行者への認知度アンケートですけれども、北海道を知っているかという質問に対しては83%から89%ぐらい、東京を知っているかも大体同じぐらい、中部地方の飛騨高山で27%から32%、認知度ですよ。じゃ東北全体をどれほど知っているか、台湾の旅行者のアンケート、15%から20数%、こんな数字が出ています。台湾から日本に入ってくる旅行者は年間90万人から140万人、差はありますけれども、その10数%、20数%、その中の山形の新庄に来る人というのを頭に入れながら進めていただきたいと思います。

全国で、それこそ世界的に有名な観光地が今、「用意スタート」みたいに思い切り事業を進めています。大きな予算を持って事業を進めています。その中に参入するのであれば、例えば京都も大阪もそれこそ松島も全てがライバルにな

るわけです。そこをぜひ頭に置いていただいて、ライバルをしのぐような動きをしていただけないかと。それができないならば、やっぱり見直すべきではないかと私は考えるわけでございます。

日本政府観光局で「インバウンド事業の心得」みたいなものを出していますが、やはり勝ち残るマーケティング戦略が必要だと。あと施設・環境整備が必要だと言いつけております。やるのであれば本気でやっていただければと思います。どのような感じでおやりになるつもりですか、教えてください。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンドについての御質問でございますが、やはり知名度は今のところは低いです。それは十分に認識しております。ただ、台湾の旅行者は、有名な観光地だけを狙っているのではなくて、雪とか田舎といった、田舎の生活みたいなところに非常に憧れている。「おしん」効果みたいなものもあるんですが、そういうことがアンケートとして非常に多く出ております。その点、新庄は非常にターゲットを組みやすいというふうに考えておって、今は台湾をターゲットにしているということでございます。

いろいろ御指摘もございましたので、マーケティングを組んで今旅行業者とタイアップしているところでございます。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

山口吉静議員の質問

小嶋富弥議長 次に、山口吉静君。

(17番山口吉静議員登壇)(拍手)

17番(山口吉静議員) 皆様、御苦労さまでございます。絆の会、山口吉静でございます。

生活保護の受給者は、昨年12月で約215万人に上り、1950年に今の制度が始まって以来の最多であります。こうした人たちが自立できるようにどう支援していくかが大きな課題であり、問題であります。

政府は、今年度から生活保護の基準額を段階的に引き下げる。夫婦と小中学生がいる世帯で月約2万人の扶助費減となる場合があるとされ、これから景気がよくなるならば、受給者が減っていくのに物価も上がっている、むしろ受給額をふやす展開にならないか。言っていることとやっていることが矛盾していると思います。子供に悪影響が及ばないように十分な配慮が必要であります。

それでは、発言通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

次の7点について質問させていただきます。

まず1点目は、生活保護についてであります。

生活保護とは、憲法の定めに基づいて、国が生活に困っている全ての人々に対しまして、その困っている状況と程度に応じて健康で文化的な最低程度の生活を保護するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように手助けすることを目的としております。収入を得ながら申告せず、生活保護費を不正に受給したとして山形市が市内の生活保護法違反の疑いで県警に告訴しておりました。

当市での生活保護費の不正受給を認知した例についてお伺いいたします。

次に、2点目は、市の障害者福祉についてであります。

障害がある方が地域で自立して生活していけるよう、さまざまな支援を実施し、地域で快適に暮らせる仕組みの確立を目指すことですが、相談支援事業についてどのような理念、施策、事業内容かお伺いいたします。

次に、3点目は、子ども・子育て支援についてお伺いいたします。

子ども・子育て支援法の制定により、全自治体が事業計画を策定しなければならないが、策定の検討状況について伺います。

子ども・子育て関連3法とは、1つには子ども・子育て支援法、2つ目は認定こども園法の一部を改正する法律、そして関係法律の整備などに関する法律であります。市の事業計画の策定検討状況の対策、また本市ではどのような考えに基づき子育て支援の充実に取り組まれているかについてお伺いいたします。

次に、4点目は、ごみ出しが困難な高齢者についてであります。

ごみ出しが困難な高齢者のごみ収集について、市としては高齢化・核家族化が進む中で、高齢者世帯や障害者世帯に対するごみ収集サービスのあり方については課題の一つとして認識し、収集効率や費用対効果、さらに対象者の条件設定など多くの課題があります。今後、制度化について、また家庭ごみの個別収集についてお伺いいたします。

次に、5点目は小中学校の教育環境について、夏期の猛暑対策への配慮についてですが、現在取り組んでいる学校対策について検討されているものは。また、過去3年間における熱中症で救急搬送された人数及び真夏日、猛暑日の日数についてなどお伺いいたします。

新庄市教育委員会では、新庄市長期教育プランに基づき、当市小中学校ICT教育環境の整備状況についてお伺いいたします。

次に、6点目ですが、市道の安全環境についてであります。危険箇所の安全確認はしており

ますか。現状はどうか。通学路に危険箇所はあるか。また、具体的な通学路の安全対策について、危険箇所の把握など、どのような道路管理をされているかについてお伺いいたします。

次に、7点目は、待機児童解消についてお伺いいたします。

待機児童は、親の就労、求職や病気などで認可保育所に入るための要件を満たしているのに定員超過などで入所できない乳幼児。

横浜市の待機児童対策のポイントは、1つには民間企業の参入促進、2番目には市独自の基準を満たす認可外施設の積極活用、そして市役所に専門相談員を配置する。

また、厚生労働省によりますと、2012年4月現在の全国の待機児童は2万4,825人と公表されましたが、本市についての保育所待機児童の現状、今後はどうかにつきましてお伺いいたします。

以上で壇上での私の質問を終わります。御清聴、まことにありがとうございました。御答弁よろしくお願いします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山口市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、生活保護の不正受給に関する御質問でございますが、生活保護の申請に当たっては、収入や預金、活用できる資産、扶養義務者の援助の可能性を調査、審査した上で保護が決定されますが、申請時に虚偽の申告や収入隠蔽が判明した場合は不正受給とみなされ、生活保護法第78条に基づく保護費の返還が求められます。

また、生活保護受給後における新たな就労収入や年金改定、資産処分などによる所得を隠蔽もしくは過少に申告した場合も同様に不正受給とみなされ、保護費の返還が求められます。悪質なケースは、生活保護の廃止処分となります

し、被保護者などが保護費の返還に応じない場合は、生活保護法による罰則が適用され、告訴されることとなります。

本市においては、過去に、被保護者の生活保護制度に対する理解不足による報告のおくれなどによる処分事例はございますが、最近、新聞やテレビで報道されている悪質な意図を持った不正受給の事例はこれまでのところ発生しておりません。

今後とも適正な生活保護制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、障害者福祉に関する御質問ですが、平成24年4月に改正自立支援法が施行され、障害福祉サービスを利用する際に、サービスなど利用計画案の作成が義務づけられました。この改正の趣旨は、障害者の方々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、相談支援体制を整え、個々の利用状況に応じた利用計画を作成し、サービス提供を行うことを目的としたものであります。

このサービス等利用計画案を作成するのが特定相談支援事業所であります。4月1日現在、当市では5カ所を指定しており、うち新庄市が委託する2カ所、友愛園と福祉サポートセンターですが、特定相談支援事業所の相談支援実績は2,068件でありました。これらの事業所では、利用計画案の作成のみでなく、計画作成後も障害福祉サービスが利用者にとって適当なものかどうか利用状況の検証を行い、利用者の希望に沿えるよう継続したサポートを行っております。このほか生活上での悩み、就職相談など一般的な相談や、各種申請の補助などにも応じており、行政や関係機関と一体となった支援に取り組んでおります。

今後とも相談支援事業所と連携を図り、障害者の希望を踏まえた障害者施策を進めてまいります。

次に、子ども・子育て関連3法に伴う市の事

業計画の策定の質問についてであります。

子ども・子育て支援法を初めとする関連3法が昨年8月に成立し、子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が全市町村に義務づけされております。

計画策定に当たりましては、国の基本方針を踏まえ、地域での子ども・子育てにかかわるニーズを把握した上で、管内における新制度の給付、事業の需要見込み量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込むことになっており、計画期間を平成27年度から5年を1期として、平成26年度末までに策定することとなっております。

国の基本計画の策定については、去る4月26日に、国において子ども・子育て会議が設置され、現在、協議がなされているところであります。また、支援法では、市町村においても同様に地方版子ども・子育て会議を設置し、計画策定に当たるものとされており、幼稚園・保育所関係者、子供の保護者、有識者などから成る会議、仮称ではございますが、新庄市子ども・子育て会議の設置条例を9月に提案したいと考えております。

具体的な支援事業については、この会議で検討されることとなりますが、少子化や核家族化が進む中で、安心して産み、育てられる環境を社会全体で構築するため、今後、保護者を対象に行うニーズ調査をもとに、地域に合った支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、ごみ出しが困難な高齢者の対応・対策についてであります。ごみ集積所は各町内に約770カ所設置されております。1ステーションにつき15世帯程度が対象となり、距離的にもある程度不便のない状況と考えております。

ごみ出しが困難な高齢者全般に対し、当市においては直接的なごみ収集のサービスは提供しておりませんが、訪問介護サービスの生活援助の中でごみ出しも行っている場合もございます。

が、これもヘルパーサービスの時間帯に合わせて行うこととなります。

東日本大震災後、全国的に防災への取り組みも含め、地域コミュニティの見直しが図られています。町内会においては、ひとり暮らしの高齢者のごみ出しなどを手伝うなどの事例も見られます。

このように、ともに支え合う共助の精神を育てていくことも地域力の重要な役割になってきていると考えます。ごみ出し困難な高齢者の状況については、今後、区長会を通じて把握していきたいと考えております。

小中学校の教育環境については教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

次に、市道の安全環境についてであります、道路を適切に保全し、安心・安全な道路交通を確保するためには、常に道路の安全点検を実施することは非常に重要と考えております。

現在、市道の延長は301キロメートル、路線数は596路線となっており、道路状況の確認に当たっては、日ごろ職員が行っているパトロールや、通行者・付近住民からの通報などにより危険箇所の把握に努め、事故を未然に防止しているところであります。

また、教育委員会、警察、地区住民の参加による通学路点検を実施しており、これらの点検の内容としましては、側溝、ガードレールや側面の段差など危険箇所を確認し、計画的な安全対策を実施しております。

橋梁につきましては、長寿命化対策として平成22年度から専門の業者による点検を実施し、平成25年度には補修計画を策定し、平成26年度以降、順次補修工事を予定しております。

なお、道路において一般交通に障害が生じるおそれや、緊急の場合は危険性を回避するため、バリケードなどによる交通規制を実施して安全確保をしております。

今後とも道路における危険箇所の把握に努め、

事故を未然に防ぐよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、本市における保育所待機児童の現状についてであります、現在、本市においては認可保育所が市立保育所が3所、民間立保育所が2所となっております。4月1日現在の入所定員595人に対し入所児童は561人となっており、待機児童は発生しておりません。

新庄市においては、少子化により就学前児童数が減少傾向であるにもかかわらず、産休明けの女性の就労や共働き世帯の増加など、特に3歳未満の保育に欠ける児童がふえてきております。

これまでの対策として、平成22年度に、中部保育所の3歳以上児の保育室を2歳児室に変更し、18名の定員増を行いました。また、親の就業形態の多様化により、認可保育所では対応できない保育ニーズに柔軟に対応していただいている認可外保育施設について、安心して子供を預けられる環境整備を行うため、平成14年度から市独自基準による認証保育所制度の創設や運営費の補助を行い、認可保育所における3歳未満児の保育需要の増加を補完する役割も担っていただいております。

今後も、多様化する保育ニーズに対応できるよう努めてまいりたいと思っております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 私のほうからは、小中学校の教育環境についての御質問にお答え申し上げたいと思っております。

まず最初に、学校の夏期猛暑対策でございますが、今年の夏は近年になく暑い日が続き、各校とも子供たちの健康、体調管理に十分に目配りをして対応したところでございます。

まず、湿度並びに体感温度を下げるため窓を極力開放し、換気対策を行うとともに、気温上

昇ぐあいを見ながら教室内に設置している扇風機を回すなど暑さ対策を施しました。また、脱水症状を防ぐため、子供たちに水筒を持参させ、小まめに水分補給をさせるなど、子供たちみずから考え、行動するよう指導もしております。

気分が悪くなったらすぐ申し出るよう声かけもしており、昨年はかなりの猛暑であり、熱中症などが懸念されましたが、保健室で静養したケースはあったものの、救急車で搬送されるという事例はございませんでした。

東北地方の3カ月予報では、ことしも気温が平年よりも高いと予想される率が40%であり、昨年同様にソフト面で対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、ハード面では、4月に小中学校空調設備についての調査及び実施設計を発注したところでございます。来年度以降、優先すべき保健室、図書室、職員室などを計画的に整備してまいりたいと考えております。

また、過去3年間における熱中症で緊急搬送された人数及び真夏日、猛暑日の件でございますけれども、22年度から24年度までに熱中症で救急搬送されたのは23年度の2件のみで、体育の授業中及び部活動終了後の下校中にぐあいが悪くなり救急搬送された事例がございます。22年度、23年度ともに35度以上の猛暑日はなく、30度以上の真夏日はともに15日でありました。24年度は真夏日が22日、猛暑日も3日ありましたが、重篤な症状の子供は出ておりません。

また、学校のICT環境の整備の状況でございますけれども、平成22年度にスクールニューディール構想が国から示されまして、公立学校だけでも1兆1,000億円を超す額の整備がございました。そこにいち早く手を挙げまして、教職員の業務用パソコン1人1台、校内LANの整備率100%、また電子黒板、ノートパソコン等を導入して現在学校で使っております。また、昨年度から図書室の本のデータベース化なども

図られまして、読書環境の整備等々にもICTを活用しているところでございます。以上でございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) 御答弁まことにありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番に、生活保護についてですけれども、前年度と比較して生活保護受給者数をお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 昨年と比較した生活保護受給者数ということでございますが、平成24年、昨年の4月時点では162世帯、222名の受給者数でございました。ことしの4月、25年4月時点の世帯数、受給者数でございますが、世帯数が196世帯、人数が270名となっております。この間の開始・廃止の出入り等がございますが、34世帯、48名の増加というふうな現状でございます。以上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

生活保護費の受給額についてお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保護費の支給額についての御質問でございますが、これも昨年と比較してお答えしますが、平成23年度におけます支給額につきましては2億

7,258万円でありました。平成24年度における支給額につきましては3億2,882万円となっております。先ほど申し上げました保護世帯の増加により5,624万円増加したというふうな現状でございます。以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

次に、県内市町村で保護率が最高と最低の市町村、わかりましたらお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 県内市町村での保護率の状況ということでございますが、市段階での状況をお答えいたします。

24年度になりますが、最高は米沢市の1.1%、最低が寒河江市の0.18%でございます。ちなみに新庄市の保護率でございますが、同時点では0.87%というふうな状況になっております。以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

生活保護から脱却するために福祉事務所が行っている支援策等についてお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保護からの自立更生に向けまして担当課、成人福祉課が行っている支援策についてでございますが、自立更生に向けましては、やはり一番基本的に考えられるのが就労支援でございます。これに

つきましては継続的な対策をとっておりますが、この支援に当たっては公共職業相談所と連携をとりながら進めております。さらに最上総合支庁、新庄市、公共職業相談所で構成します自立支援協議会、これを設置いたしまして、常に情報交換を行っているという状況でございます。

さらに、このたびの生活保護の見直しに伴いまして、平成24年度からは市と公共職業安定所の間で生活保護受給者等就労自立促進事業、これを新たに進めることとしておりまして、協定を結んでおります。これに基づきまして、効果的・効率的な就労指導を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

次に、市の障害者福祉についてですけれども、本市における障害別の手帳所持者数などをお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 障害別の手帳の所持者数ということの御質問でございます。

障害者手帳につきましては、身体、それから知的、それから精神、これら3つの事由に基づきまして交付されておりますが、平成25年3月末時点の手帳所持者数についてお答えいたしますと、身体障害者手帳の交付者が1,957人、それから知的障害を理由とします療育手帳の交付者が236人、それから精神障害を事由といたします精神障害者保健福祉手帳がございますが、この交付が140人というふうな状況になっております。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

次に、本市における自立支援医療申請者数をお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 障害者に係りまして自立支援医療制度というのがございまして、基本的には特定の障害を持っている方々の医療費の負担を軽減するというふうな制度でございます。

理由としましては、身体障害、もう一つ精神疾患を理由とした2つのケースがございしますが、昨年度の状況でございますが、身体障害を理由とした受給者数が36名、それから精神疾患を理由とした受給者数が325名というふうな状況でございます。以上でございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

それでは、あと市障害者福祉計画の計画の改定時期などについて、わかればお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 障害者にかかわる福祉計画の策定期間というふうな御質問でございますが、現行で障害者を対象とします福祉計画としまして、新庄市障害者計画、これと新庄市障害福祉計画、大変似通っておりますが、この2つの計画がございまして。このうち新庄市障害者計画というのが基本計画となりま

して、これが平成27年度までの現在の策定期間となっております。

また、それに基づく個別計画になります新庄市障害福祉計画、これにつきましては平成26年度までの計画年次というふうになっておりますので、したがってそれは年次の前年度、もしくはその段階で改めて次期計画を策定するというふうなことを想定しております。以上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

次に、子ども・子育て支援についてですけれども、子ども・子育て関連3法の本格施行に向けた今後のスケジュールについてお伺いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 子ども・子育て関連3法の本格施行に向けた今後のスケジュールということでございます。

先ほど市長からも申し上げましたとおり、国におきましてことしの4月26日に第1回目の子ども・子育て会議が開催されております。また、5月8日には、第1回目になりますが、子ども・子育て会議の基準検討部会というものが開催されております。

昨年度、法律が施行されたということなんです、実際の制度設計についてはこれから本番を迎えるというようなことでございます。また、財源となります消費税の改正、そういったものの動きなど、今後国の動向を注視しながら、子ども・子育て支援新制度に対応していくというようなことになろうかと思っております。

市のスケジュールといたしましては、子ども・子育て支援事業計画策定の核となります子

ども・子育て会議、仮称では新庄市子ども・子育て会議となる予定ですが、その設置条例をことしの9月に上程させていただく予定になってございます。また、その会議につきましては、今年度3回程度実施される予定になってございます。

あわせまして、今年度ですが、子育て世代へのニーズ調査というものを実施したいというふうに考えてございます。それに基づきまして、計画の基礎となります必要とされるサービス、そういったものの数値目標などを設定していきたいというふうに考えてございます。

また、子ども・子育て支援新制度でございますが、こちら国の方向では、早ければ27年の4月に施行されるというようなことになってございます。それに合わせまして、支援計画につきましては平成26年度中に策定する必要があるということになります。また、それに伴いまして、平成25年度につきましてはその準備、それから制度改正等に伴う新システムへの移行準備として、現在の条例ですとか、そういったものの改廃の検討を行っていく予定になってございます。以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

次に、本市ではどのような考えに基づいて子育て支援の充実に取り組まれるのかお伺いしたいと思ったんですが、今の答弁と大体重なりますから、これはいいです。どうもありがとうございました。

次に、小中学校の教育環境についてですけども、過去3年間における熱中症で救急搬送された人数、さっきお伺いしましたね。これも結構です。

次に、教育環境整備として、確かな学力を育む教育、社会性や道徳性の育成、健やかな体の

育成、健康教育の推進についてどのように考えておられますか、お伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 大きな質問というか、いただきましたけれども、まず、最後のほうの健やかな健康というふうなところでも御質問をいただいたわけですが、年度当初の校長会等で学校のほうの指導をしているわけですが、大きくは心の教育を大前提に進めていくというようなことをしているところです。

健康についても、体育の授業などを基本にしながら、なるべく個々の学校での対応になりますけれども、運動量をふやす等の対応をしながら健康づくりを進めていくというようなことをしております。

それから、学力についても、これもこれまでも取り組んできておりますが、授業の充実、授業の改善というようなことを進めてきております。

最近の学校での取り組みの特徴としては、学び合いを進めていくと。いわゆる従来の、どちらかというところと一斉指導の授業ではなくて、生徒同士がお互いに学び合ってそして力をつけていく、そういうふうなところの取り組みを進めてきております。これについては我々指導主事の学校訪問ももちろんですし、学校によっては大学の教授等も招聘しながら授業改善に努めてきているところです。

それから、一番大事な心の教育というところなわけですが、これもずっと平成5年以来取り組んできているところでありまして、心の教育のアクションプランというものを各学校で経営計画等に位置づけながら心を育てるというようなことを進めてきております。

昨年度、明倫中なんかでも年間を通して進めてきているんですが、昨年は1月12日だったでしょうか、全部のクラスで道徳の授業をすると、

それに基づいて午後からは今度は全校の集会を
すると、そういうふうな取り組みをしている学
校もあります。

あと、ほかの学校なども道徳とかお互いの触
れ合いというか交流を大事にした行事等で年間
を通じて、もっと言うと小学校、中学校含めて
9年間で心を育てていく、そういうふうな取
組みも進めてきているところです。以上であり
ます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございます。
いました。

次に、市道の安全確認についてですけれども、
民地から道路上への倒木などについて、道路管
理者としての考えをお伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 民地から道路上への倒木
について、道路管理者としての考えというふう
な御質問でございました。

道路管理者の責務といたしましては、道路を
常時良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼ
さないようにというふうなことで法で定められ
ております。このため、気象条件により、突風
などにより隣地からの倒木等、通行者が安全確
保できないような緊急性の場合につきましては、
早急な通行確保の観点から道路管理者で安全対
策や障害物除去を行っているところでございま
す。しかし、道路への障害が予想される場合、
危険性回避のため、樹木の所有者へ伐採等の
お願いをしている状況でございます。以上でござ
います。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございます。
いました。

あと、通学路に危険箇所は今現在はないと思

いますが、ありますか。また、具体的な通学路
の安全対策について、どのように考えておられ
るかお伺いいたします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲
一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一
君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 通学路の危険
箇所があるかということと、それから通学路の
安全対策についてでございますが、昨年度、緊
急点検ということで53カ所、各校から申し出が
ありました。その中から13カ所、実際に教育委
員会、学校、それから各道路管理者、警察が集
まりまして現地を確認して対策を施したところ
でございます。

昨年の事例で申し上げますと、学校としては
児童への横断歩道での横断方法の再指導、また
国・県・市の道路管理者としては側溝へのふた
かけなどによる路側帯の拡幅、また斜線内に速
度抑制ドットラインや注意喚起、路面標示の設
置などを行っております。警察の公安の対策と
しては、横断歩道及び停止線の再標示や交通取
り締まりの強化等々を行ったところでございま
した。

今年度でございますけれども、昨年度に引き
続きというふうなことで、学校のほうからは35
カ所の危険箇所というようなことで申し出がご
ざいます。

先日、教育委員会と道路管理者等で下見を行
いましたけれども、12カ所ほどですが、その中
から6カ所について合同点検を今年度も行う予
定になっております。以上でございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございます。
いました。

次に、待機児童解消についてなんですけれど
も、保育所に入れない待機児童の問題は新庄市

の場合はゼロだということなんですけれども、今後、昨日の新聞によりますと、新庄市の待機児童が2012年は2名であったが2013年は0名とありましたが、減少の経緯について、差し支えなければお伺いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 待機児童減少の経緯というふうな御質問でございますけれども、待機児童につきましては、過去6年間を振り返ってみますと、前回を含めて2回ございました。そのいずれもが3歳未満児、いわゆるゼロ歳から2歳までのお子さんの待機というようなことでございました。

今年度、待機児童がゼロというふうなことでございますけれども、特に何か、例えば定員をふやしたとかそういったことはございません。ただ、前年の3歳未満児のお子さんが、特に2歳児ですが、そのお子さんが3歳のほうに進級すると。そこであいた部分について、ゼロ歳から2歳のお子さんが翌年に入ってくるというようなことでございまして、その繰り返しになってございます。今のところ、特にこちらのほうで定員をふやしたとかはないんですけれども、そういったサイクルの問題で今回、待機児童がないというふうなこともございます。

また、あわせまして、認可外保育所等でいわゆる未満児の子供さんをより多く扱っていただける体制ができてきておるといようなこともございまして、今回のゼロというふうなものにつながったのではないかとこのように考えております。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

県子育て支援課は、厳しい経済状況のため、保育環境を整えば共働きを希望される親御さんは出てくると思いますので、継続的な対策が必要と分析されております。さらなる対策が必要かと思いますが、その点について最後にお伺いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 さらなる対策というふうな御質問でございます。

御存じのとおり、新庄市におきましても核家族化とか高齢化、それから地域での人間関係の希薄化などによって家庭や地域での子育て力というのが低下しているという現状にあります。そういった地域の保育ニーズに対応していくというふうなことで、多様な子育て支援の充実というのが必要になってくると思います。

また、保護者の方の働く状況、さまざまな状況があるわけなんですけれども、その状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の教育ですとか保育、そういったものを提供していくというふうな体制づくりも当然必要になってこようかと考えますので、今後これからニーズ調査等を行うことにあわせてそういったことの検討をしていきたいというふうに考えてございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうも御丁寧な御答弁ありがとうございました。

以上で再質問を終わります。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開します。

石川正志議員の質問

小嶋富弥議長 次に、石川正志君。

(5番石川正志議員登壇)(拍手)

5番(石川正志議員) 議席番号5番、絆の会の石川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、発言通告書に基づき一般質問をいたします。

全体的な課題として市内北部、言いかえますと、泉田川土地改良区が管理する地域の非かんがい期、すなわち冬期間の水をどうやって確保していくのかという問題でございます。

周知のとおり、新庄市は地理的条件により水が少なく、先人たちの御苦勞により最上川・泉田川から取水し、農業用水を確保してまいりました。

農業用水のかんがい期間は5月7日から9月7日までとなっており、河川からの取水量と合わせて国交省河川局からの規制も厳しくなっており、農家にできるだけ不便をかけないように、農業用水を管理している土地改良区も難儀しているのが現状でございます。

そこで、第1点目でございます。これまで担当課に伺い、話をしてきたところ、市内北部へ泉田川から取水して、地域用水の一つであります消流雪用水として水利権を取る考えはないとのことでした。今後このような考えを見直す計画はあるのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、防災上の観点から伺います。

市内には、火災など有事の際に使用するため防火水槽や消火栓が設置されておりますが、自然水利、これは堰や道路側溝になると思います

が、自然水利と併用しないで、これら防火水槽や消火栓だけで有事の際に足りるのかという質問でございます。市長の考えをお伺いいたします。

なぜこのような質問をするかといえば、残念なことですが、昨年12月、泉田地区で火災が発生いたしまして、消火のため地元消防団が水を確保するため、遠くの防火水槽や消火栓から中継し、難儀されたとお聞きしたからであります。

3番目の質問です。農村及び周辺町内の生活環境向上を図る上で、水路には常に水が流れてしかるべきと考えられますが、市長はどのようにお考えかお聞きいたします。

2番目、3番目の質問の背景としまして、慣行水利権がない地域の苦しい実情があります。平成24年11月に、土地改良区を指導する西奥羽農政局からの指示で、これまで非かんがい期に慣行水利権を有する仁田山地区からの残水の通水が規制され、塩野、横根山、柏木原、そして泉田地区の一部へ水が一滴も流せなくなりました。同地域では、これまで冬期間の間、山菜類の促成栽培やその他、生活用水の一部としてこれらの水を有効に利用してきた経緯があります。

最後の質問になります。

第1点目の項目と重なりますが、今後、新庄市として新たに水利権を取る計画はあるのか市長の見解を伺います。河川からの水利権は一度取得できれば未来永劫の権利となることから、国交省河川局の規制は非常に厳しいものとなっております。実際、河川の水量観測を初めとして取水の目的、取水量、水を流す施設の整備など、事務量と経費は現在、雪総合対策室の仕事ぶりを拝見しましても膨大であり、職員も苦勞されているというふうに認識しております。

しかしながら、今以上の市民生活にかかわる地域用水が確保できれば、それだけ居住環境と生活環境の向上が図られると思いますので、前

向きな答弁をいただければ幸いです。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目から4点目まで、水に関する一点集中主義というようなことで、本当に私もいろいろなお話を聞いている中で、仁田山、塩野地区、また北部地域の皆さんの冬期間の水不足ということについてはお話を聞いているところであります。

また、市内においても当然水のことに対する要望が強いというようなことであります。現状についてお話しさせていただきたいというふうに思います。

泉田川から消流雪用水としての水利権取得の是非、新たな水利権取得についてですが、3年続きの豪雪は、より市民の皆様と連携した雪対策の必要性を改めて感じたところであります。そのための手段として、流雪溝整備の推進を今後とも継続してまいりたいと考えています。

市内北部の取水については、平成16年の第2次新庄市総合雪対策基本計画策定時に既存水量の調査を実施し、十分な取水量を確保できないことを確認しており、そのため最上川に水源を求め、国営新庄農業水利施設を活用した流雪溝整備事業を進めてまいりました。特に冬期間においては伏流水が非常に底になるという、乾くということで、当時の調査としては冬期間、非常に難しいと。それなどもありまして、神室ダムの建設にもなったと。それまでは泉田川から取水していましたが、市内全域、地域が広範に住宅が広がったことにより、水を取水する量が足りないと。特に黒沢地域からでは鳥越に水を上げることはできないというようなことで、神

室ダムに投資し、県から取水しているというような現状であります。

また、水利権につきましては、今後におきましても消流雪、流雪溝整備の進捗状況に合わせて3年ごとに水利権申請を行使し、目標である毎秒3トンの取得を目指しております。現在は0.6トンというようなことで、側溝の完成の距離に応じて3年ごとに取水量を上げていくという方針であります。

ただし、このことから、水利権の取得については今後ともさまざまな関係機関と調整し、情報収集しながら、見逃すことなく、タイミングよく水利権の確保を図っていくための情報収集を今後とも図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、火災の際の防火水槽、泉田の件をお話ししました。その後、本合海でも何本かつないで消火したという事例があり、担当課と協議しているところであります。

消防水利の基準は、消防法に基づいて市町村の消防機関が消防活動をするために必要とする最小限の水量を定めたものということ。消火栓、防火水槽のほか河川、池などの自然流水についても消防水利として指定されております。

本市の既存の消防水利は、消火栓699基、防火貯水槽247槽、消防車両で活用できる河川や側溝水、池などの自然水利については約200カ所を最上広域消防本部で把握して消火活動に活用しております。

また、市消防団においては小型動力ポンプ95台を所有していることから、実際の消火活動では、消火栓のほか動力ポンプによる河川や側溝水、池なども活用しており、水利に対応した消火活動を行っているのが現状であります。

地域の要望に基づいて設置している消防水利ではございますが、新たな宅地化や道路の新設などにより状況が変わっている地域もありますので、今後も地域の要望に基づきながら消防水

利の整備を進めていきたいというふうに考えております。

また、生活環境を図る上で、水路の水の重要性であります。冬期間だけでなく夏の水も欲しいというようなことは承知しております。雨水がそこにたまって非常にボウフラが湧き、環境的にくさいというような話も聞いて、たまに降った水がそれを流してくれているというのが現状であります。それらがたまっていると生活環境が悪いというのが当然だというふうに思っています。生活環境の維持向上という観点から、夏場も欲しいところではあるんですが、冬期間の水利権は持っているわけですが、夏期については土地改良区における水の管理に任せざるを得ないということが現状であります。

こうした水源、水利権に関しても、今後とも情報収集を進めながら、市民の皆さんとともに生活環境の向上に努めてまいりたいというふうに考えています。

水利権に関しては大変厳しい、非常に難しいものではあります。訴え続けなければ来ませんので、今後とも何度となく足を運んで当局のほうに実情を説明しながら、水利権の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 懇切丁寧な答弁いただきました。

ただいま主に都市整備と環境課という観点で御答弁いただいたと思いますけれども、再質問という形で、農林サイドからの確認というか答弁いただきたいので、質問させていただきます。

農村環境の向上を図る上で、今市長の答弁でも触れましたけれども、触れていない部分もあわせて、地下水と圃場の生物多様性、圃場に限らず水路でも同じなんです。その観点から伺います。

水路に限らず、圃場に水が存在するということは、生物多様性と周辺の地下水の上昇など、農村環境の向上に大きく貢献していくものと考えられますが、農林サイドからはこれらの問題に対してどのように考えているのかお示しいただければというふうに思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 生物多様性につきましては、昨年、国が環境保全型直接支払交付金という制度を立ち上げました。

この中身につきましては、一つは慣行の化学肥料・農薬、この使用の回数・量を半分以下に減らしつつ、冬期湛水ということで、2カ月以上、雪が降っている期間を除いて水をためることによって、その微生物と昆虫、幼虫類が生息すると。それを鳥類が食べてそこで循環すると、そういうふうな視点からこの制度ができ、今年度もありますけれども、このような制度が立ち上がった背景にはやはり環境保全という意味で、冬期湛水においてはそれなりの効果があるというふうな結果を踏まえたことでの交付金制度かなというふうに認識してございます。

それから、地下水の上昇につきましては、確かに農業用水利ということで、井戸水をくみ上げている地域においては、その上流部において田んぼに水が張られるとようやく地下水がくみ上げられるというふうな結果が出てございますので、当然、水田に水が張られていれば地下水が上昇するという事は認識してございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） また、今回の地域用水の問題と農業用水の問題は本来であれば混同すべきではございませんが、農業用水の一部は地域用水、市民の皆様が暮らすための生活用水として活用されている現状がありますので質問しますけれども、今、市長答弁の中でも、関係機

関と協力しながらという答弁をいただいたので、それ以上の答弁はお答えしにくいかと思いますが、もう一回農林課長にお伺いしますが、既に改良区としては農業用水の取水期間、ですから5月7日から9月7日までと、取水量とも増加してほしいという旨の要求は国にはしてきたわけです。この議場の中でも、恐らくつや姫が導入されたことによって、これまでは10月の初旬までで終わっていた稲刈りですが、おくて品種の普及によって約1週間ぐらい収穫期間が延びると。そのような観点から、改良区としては国に対して陳情なり要望をしてきたと。新庄市の農林行政としては、そのような土地改良区中心の動きになろうかとは思いますが、これまでどういったかかわりを持たれてきたのか。

またあるいは、今、私の質問を通して皆様が水の必要性を十分に考えていただければ幸せなんですけど、今後、そうした水の必要性を認識した上で、新庄市農林行政としてそのような改良区などの関係機関とどのようにかかわりを持っていくのかお示しいただきたいというふうに思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 これまでの改良区とのかかわりにつきましては、事業をやるごとに当然相談があつて、その対応をしてきたというふうに聞いております。ここ二、三年、つや姫のデビューということで、落水時期を少しおくらせないといいい米がとれないというようなことがありまして、さらに加えて、昨年、その前と2年連続の猛暑というふうになってくると、やはり水が必要であるというようなことで、このような場合には、河川局と1週間程度延ばしていただくというふうな暫定的な協議はして対応してきたというふうなところでございます。

今後の農林行政としてのどういうことをなされるのかというふうな質問でございしますが、や

はり皆さん御存じのように、新庄盆地は山は見えても山の懐が浅いということということで、昭和52年に国営新庄水利事業を初めとして、とにかく水源を最上川に求めてきたと。それに先立ち、泉田川土地改良区におきましては金山との境に榊沢ダムをつくって、泉田川上流から水を入れ込みながら、昭和27年から工事が入って、昭和42年までの国営泉田川農業水利事業によってダムあるいは幹線水路、あるいは頭首工というものが整備されてきました。

しかしながら、国営新庄水利事業ともあわせて、最近、基幹水利等につきましては、20年、30年、40年経過したものが多々ありまして、基本的に老朽化が著しくなっているというふうなことで、泉田川土地改良区、新庄土地改良区合わせながら、この新庄全体の基幹水利の問題、あるいはダムの問題、頭首工の問題、こういった一連の農業水利施設のいわゆる長寿命化というのか、改修も含めて今後どうしていくのかということも考えていかなければならないわけですし、もともと泉田川につきましては、御存じのように夏の間、特に水が一滴も流れていないような非常に水量不足の河川でございますので、用水の再編という観点からいろいろ再編構想を立てながら、今後の新庄市の水について研究していく必要があるのではないかなと思います。

榊沢ダムにおきましては、当時675万トンの貯水量というふうな設計でございますが、これまでの土砂堆積等によりましてどれだけダムが埋まったのかというようなこともありますし、理論的に計算しても、1日12万トン放水しますと56日ぐらいでなくなるというふうな、雨が降らない場合ですが、このような小さなダムでございまして、今後どれだけの水が必要なのか、反復水が利用できないのか、あるいは河川からもう少し水がとれないのかとか、あと機能診断してどれだけ改修費がかかるのか、こういった

ものを洗いざらい今後調査が必要ではないかなというふうに認識してございます。以上です。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 非常に丁寧な説明を頂戴したと思っております。

今後とも農林行政としても、農業用水と本当に暮らす部分の地域用水との色分けはほぼ不可能な状態ですが、そこを何とか前向きに、農村と都市の共生と、よく私どもの森議員がいつもおっしゃいますけれども、お互いさまであるということ、でも、それなんかでも水がない中でやはりどうにかしなければいけないという御苦勞、まず農林課長、先頭を切ってプランをぜひお示しいただきたいなというふうに思います。

私のほうではこれが最後の再質問となります。

市長の答弁の中で、国交省河川局に訴え続けると。本当に一度許可を得てしまえば未来永劫となる権利ですので、非常に大きいと。その分だけハードルも高いんですが、そこにしか多分答弁はないと思いますけれども、私は総合的な観点からの将来性という点で、ぜひ荒川課長から御見解をお伺いしたいんですが、河川からの地域用水として許可水量を獲得する場合、これまでお話ししてまいりましたけれども、目的がかなり限定されて、しかも河川から河川への移動が原則的な考えであるというふうに伺っております。

当該地域、すなわち北部においては、くだんの泉田川とあとほかの自然河川がないわけでございまして、非常に名目が立ちづらいという中で、あと目的も、私ども暮らす人にとってはちょっとした水があれば本当に満足がありまして、水を得るためにわざわざ水路の入れかえまでは考えてございませんが、そうなると、やはりどうしても総合的な視点で捉えて新しい発想のもと、都市整備あるいは農林課の調整がこれから必要になろうかとは存じますけれども、その辺、

荒川課長のご見解をいただければというふうに思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 大変難しいことを求められているというふうに認識しております中で、水問題につきましては、やはり適切な分析のもとに市民のコンセンサスが得られなければ、これは使いきれない、長期にわたる貴重な資源の活用というふうに思います。

その根拠を見出すならば、やはり市民とともに作り上げてまいりましたまちづくり総合計画、その中で土地の利用の基本構想、これがありまして、それに基づく高度利用計画に立脚するしかないのかなというふうに思います。その中では、水の役割・大切さについてさまざま訴えておりますが、一番は水資源、これを涵養している森、森林ですね、ここを大切にしなければならぬということ、これを代表として自然環境をまず保全するために使わなくてはならないんだと。もう一つは、私たちの生命維持というようなことが来まして、これは動植物もみんな入ってくるんでしょうけれども、まず一番大きく、誰しものがかけがえのない水を使うために目的とされるものはこの2つであろうと。

次が、今さまざまな形の中で利活用されている農業用水、今も相まってという形で生活用水もお話しされておりましたけれども、その辺がくるというふうな形になろうかと思います。

あとは等々、親水公園がありますけれども、忘れてならないのは、やはり防災利用というような観点の部分が先ほどさまざま指摘されておりましたが、こう考えてまいりますと非常に使い道が多く、やはり私たちの生活が維持されていく上ではかけがえのない資源なんだというようなことが再認識されるところでありますので、一つは、先ほど農林課長からもありましたが、具体の構想が出てきましたならば、今、雪対策

室のほうでさまざま難しいと。難しい状況でやっているというようなこともありましたけれども、その目的が必要が高いのか低いのか、優先順番的なものからしても。あと、長期的な活用からすれば、きちっとした設備投資も必要となってきますので、その設備投資が引き上げなければいけないような使い方ではまずいと思いますので、しっかりとした調査を、ある程度の時間を含めた形の中で長丁場でやらなければ正しい分析も出てきませんし、したがって市民のコンセンサスも得られてくるのではないかなというふうに思っているところでございますので、総括的に見れば、大切なかけがえのない水を今言った形の順番が立脚しているまちづくり総合計画でうたっておりますので、そこに基づいて進めるべきだろうというふうに思います。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 非常に難しい質問をいたしましたして、私も原稿書くのに一苦勞しました。

今回、私の一般質問を通じまして、本当にかげがえの水と、これが今あるところとないところがあるというところでございます。ぜひ議場の同僚議員全18名の方々も同じ自分のところというふうに認識していただいて、また市長にはリーダーシップをとっていただきまして、断固とした決意で、何年かかっても北部地域の住民のために水利権を取るんだという御覚悟を決めて物事に当たっていただきたいということを要望いたしましたして終わります。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす11日午前10時より本会議を開きますので、

御参集願います。

本日は御苦勞さまでした。

午後1時24分 散会

平成25年6定例会会議録（第3号）

平成25年6月11日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員会 事務局会長	富樫雄二	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

武田 清 治

農業委員会
事務局長

浅沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高木 勉
主査 川又 秀 昭

総務主査 三原 恵
主 事 八 湊 貴 征

議事日程（第3号）

平成25年6月11日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番 奥山省三 議員

2番 伊藤 操 議員

3番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成25年6月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	奥 山 省 三	1. 新庄市の未来について 2. 空き家の除却について	市 長 関係課長
2	伊 藤 操	1. こどもの運動能力低下問題について 2. 障がい者支援について 3. 今後の介護保険制度について	市 長
3	佐 藤 悦 子	1. 賃金破壊とサービスの劣化にストップを 2. 沼田小学校建設及び改善について 3. 子育て支援について 4. 生活に困っている人の支援を強化すべきではないか	市 長 関係課長

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

なお、代表監査委員高山孝治君及び農業委員会会長星川 豊君より欠席願が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名であります。これより2日目の一般質問を行います。

奥山省三議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に奥山省三君。

（7番奥山省三議員登壇）（拍手）

7 番（奥山省三議員） おはようございます。

開成の会の奥山です。よろしく願い申し上げます。

通告に従いまして一般質問させていただきますけれども、きのうの小関議員と重なる部分もかなりあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。御容赦願ひます。

それでは、質問に入らせていただきます。

市政運営の基本的な考え方として「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」とありますけれども、新庄のまち中をきのうの昼間歩いたんですけれども、ほとんど人と

会いませんでした。まして夜なんかは、ほとんど人っ子一人いないというのが現状のようです。なぜでこんなに人が少なくなったというか、若い人がいないというか、ますます加速する人口減少につきまして、どのように考えているのかお聞きしたいと思ひます。

この状態を打破するような手だてはどのように考えているのか。やはり若者は少なくなっているように思ひます。働くところもなければ遊ぶところもないので、人口減少に歯どめがきかないのではないのでしょうかというふうには思ひていますが、市長の考えをお聞きしたいと思ひます。

他の市町村と同じように少子高齢化の波の中にのまれていってしまうのでは困ります。人口減少に伴って地域に与える影響についてはどのように考えているのかもお聞きしたいと思ひます。

22年の国勢調査では、県内唯一、東根市だけが人口増加していました。県下で一番勢いのあるまちであることが証明されています。最近の新聞報道ですけれども、新庄市は2040年には人口が2万7,000人と報道されております。現在よりも約30%の減少です。さらにですけれども、65歳以上の高齢者の割合は約40%になります。4人に1人が65歳以上ということになります。

少子高齢化が進むことで働き手が少なくなり、労働生産性や活力の低下につながるほか、若者が減少することで地域コミュニティや相互扶助による社会保障システムの維持に支障が生じるおそれがあります。子供の数が少なくなり、人間関係や社会性の発達にゆがみが生じる教育上の問題等も懸念されます。これらは市の財政に直結することであり、過度な人口減少が続けば深刻な財政破綻に陥る危険性もあります。人口増加対策のプロジェクトを組んで検討していく必要があると思ひますが、いかがですか。

地域観光で交流人口をふやすことも大切ですが、人口減少問題の根本的な解決にはならないと思います。どのようにお考えですか。

定住人口から子供が生まれなければ人口増加はあり得ないと思います。これから人口減少、高齢化に伴って産業構造の変化もあらわれると思いますが、この点についてはどのように考えていますか。

新庄市のこの地域の未来のために方向を転換する時期に今来ているものと思います。これらについてどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

次に、空き家の除却についてお伺いします。

昨年の調査では、全体の空き家件数381戸のうち既に倒壊とみなされる空き家が23戸というふうな結果が出ていますけれども、老朽危険空き家の除却について今後どのように対応していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

このような空き家は景観が悪いただけではなくて、害虫などの発生源にもなっている状態ですので、近隣に迷惑を及ぼしています。現時点での条例では、倒壊した空き家を集落の全体で片づけることすら今できないという状況です。保有者が不明の空き家についても今後どのように対処していくのかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

人口減少についてどう思うかというようなことは、これは国中の問題、日本国全体の問題として今取り組まなければならない問題だと、新庄だけではないというふうに思っております。その即効薬があればそれはすばらしいことではありますが、即効薬が見つからないということで、

今国全体で大きな問題化しているというふうには思っております。

全て生まれてから高校まで全部を無料化にするというような方針も最近文科省等が出てきているというようなことで、その背景にはやはり子育てに大変大きな費用がかかるという不安もあるというようなこと。さらには、それで豊かな生活の表現力として子を多く持たないと。また、労働環境の成長に伴い、それぞれの賃金が上がったことにより、ひとりで暮らせるという、そんな社会背景があるのかなというふうに思っております。

本市の住民基本台帳人口は、確かにことし3月末現在の総人口3万8,308人、毎年減り続けているわけです。この減る率をどうやって抑えていくかということが今我々に与えられた課題だというふうに認識しているところであります。前年同期より331人減少したわけですが、内訳としては、お亡くなりになられて、また生まれてくるという、自然的な減少が3分の2ということ。あと社会的な減少、大学等進学、あるいは就職、さらには転勤などの方々が3分の1というふうな状況になっております。

先ほど申し上げましたように、人口構造の推計、2040年度のことがありました。国全体の問題だということはどう捉えていくか。また、他の国では移民政策を取り入れて人口をふやしてはいますが、日本の同一民族・同一言語という国家観の中でどういうふうにして受け入れが可能なのか。これについても社会的なテストというか試験が今後必要であるというふうに思っております。

人口減少に伴い地域に与える影響ということですが、当然減少においては経済力が縮小していくということがございます。経済力が縮小することは税収が減少し、財政に及ぼす影響も当然出てくると、御指摘のとおりであります。この中におきまして、何とか人口減少の率

を下げ、そして活力ある地域をつくり出していくためには交流人口を基本的にふやしていくということが現状での最大の政策の一つだというふうに捉えているところであります。

人口交流のやり方はさまざまあるかと思いますが、今のところは新庄まつりで100万人というような構想を掲げ、何とかこれを一点突破し、さらにその波及効果を狙っていきたいというふうに思っているところであります。

その脇役ではありませんが、それぞれ主役ではあります。年間を通してカド焼きまつりであるとか、あるいは秋になかった味覚まつり、そばまつりなどを交流をふやしながらか、そして経済の活性化につながるような形にしていきたい。また、これは長期的な中で継続することによって地域のブランド化が図られるというようなことを期待しているところであります。

またさらには、ことし6月15日からデスティネーションキャンペーンのプレが始まるわけですが、先日も、最上葛麓会のほうに行って宣伝をしてまいりました。今回の観光博のパンフレットを見て、向こうのふるさとを思う皆さんがこれだけ一堂に会したパンフレットを初めて見たということで、8市町村の本当に力の入れよう、全員が力を合わせて、産学官民挙げて新庄最上地域の魅力を発信していきたいという思いの詰まったパンフレットに大変なお褒めの言葉をいただいたところであります。

実際に新庄まつりに行きたいというようなお話をいただきましたが、ことしは土曜日ということで宿泊場がないと。補うこと、これについてはやはり地域連携、湯沢、あるいは大崎、庄内、また近隣の尾花沢、東根、村山、そうしたところの宿泊施設を連携しながら受け入れ体制の整備にしていかなければならないというふうに思っているところであります。

クールジャパン新庄推進室をことし設置したわけですが、何といても他と違う表現力を使

ってこの地域の魅力を磨き上げていくということがクールジャパンの思い入れだというふうに御理解いただければありがたいというふうに思います。

また、さまざまな情報提供を行っていくことにより、やはり新庄市内で先日の奥羽本線、新庄以北の新幹線誘致活動におきましても、秋田から来られる方がそれぞれ新庄市内の持つラーメンであるとかそばであるとか、そういうことに対して大変興味を持って食されているということ、これも一つの宣伝効果であり、交流の成果だというふうに思っているところであります。

また、人口減少、高齢化の進行による産業構造の変化という点ではありますが、その状況により、今、今回刻々とさまざまなニーズが発生しているわけですが、例えば女性や高齢者の雇用機会をふやすことや、介護産業の進展が求められているというふうに感じております。

そうしたことから、最上広域コア学園、コンピューター専門学校ですが、来年度新たに介護福祉士養成学科を新設する予定でおります。介護分野の担い手の育成を目指し、今後とも地域の要望に応えられるような雇用の場の確保を進めるということも、産業構造の変化を予測しながら、ニーズに対応した方向づけを今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

また、子供たちから、ものづくり、中核工業団地、それぞれの団地の皆様との懇談会を通して、やはりものづくりに興味のある子供たちの育成を進めてほしいというようなことの要請がございました。そういう意味で、教育センターが理科教育に特化し、そして今、先生方が学校訪問し、理科や科学の授業、具体的な実験教室に力を入れているところであります。

また、神室産業高校においては、きのうもお話ししましたが、子供たちに地域の優秀なすばらしい会社があるということも知っていただいて、新庄から離れてもぜひもう一度新庄の企業

に就職していただくというような、そういうふうな政策も行いながら今現在進めているところでもあります。その地域のニーズにマッチした、そんなことの常に情報を得ながら、的確に対応できるような体制をとっていきたいというふうに思っております。

最後の、地域の未来についての方向性についてであります。転換するべきではないかということではありますが、平成23年度に第4次振興計画、市民の皆様方から集約していただき、そしてこの議会で認めていただいた新たな第4次振興計画、平成32年までの10年の中で総意としてこれをなし遂げていくということが私の役割だというふうに思っております。始まったばかりです。すぐ結論は出ない部分もありますが、長期にわたって人材育成などを図っていかねばならないというふうに思っているところであります。そうしたまちづくり総合計画の着実な実施こそが、元気なまち新庄をつくる政策だと信じているところであります。

何といたってもまた、本市の最大の課題は雪対策であるということは、これまで何十年、新庄の課題だということがありました。これにも果敢に挑戦し、そして雇用・交流の拡大を図り、そして安全・安心の充実、子育て・人づくりの3つの重点プロジェクトを設定し、鋭意取り組むことによって減少率を何とか食い止めていきたいというふうに思っているところであります。

最初に申し上げましたが、お亡くなりになる方が年間大体500人近く、生まれる方が300人弱というような状況であります。10年たてば黙っていても2,000人から2,500人減少していくという、これは日本中の今課題なわけであります。

また、雇用の拡大や空き対策、子育て支援など、まちづくりを行う上で主要な事業を組み合わせ、一步一步着実に市政運営に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、空き家についてであります。空

き家に関する24年度の苦情・要望は51件。そのうち雪害に関するものが48件で、雪により全壊に至ったものは1件、一部損壊が3件、ほかにも廃屋状態で危険性が高いという通報が4件ございました。

平成25年度に入ってから苦情・要望は5月末現在で9件。そのうち、4月7日から8日にかけての暴風により屋根トタンが剥がれたり破損したり損壊した空き家の一部が飛散したケースが5件、ほかには、雪が消えて離れた場所にある小屋の倒壊が判明したり、損壊した建物の撤去要望や廃屋状態などでいつ暴風時に空き家の一部が飛散するかわからないなどの通報があり、飛散した屋根・トタンなどを市で撤去したケースもございます。

これらの危険空き家につきましては、あくまでも個人の財産でありますので、所有者または管理者の責任において対応するのが原則であります。そのため、市の対応といたしましては、所有者などの所在を明らかにして、適正管理を指導するのが基本と考えています。指導により実際に撤去がなされたり、できる限り早い対応を行うという回答があったケースもございます。しかしながら、所有者が判明しても遠方において全く連絡がとれない、所有者が亡くなっても相続すべき人がいない、相続がなされて対応すべき人がいないとのケースもあり、これらのケースにつきましては、他の自治体に照会しながら住所地を調査し、文書で指導を行ったり、戸籍をたどって相続関係を明らかにしながら、家庭裁判所に相続放棄の照会を行うなどの作業を進めておりますが、時間もかかるため思うように進んでいかないという現状もございます。

また、調査により対応すべき人が明らかとなったといたしましても、撤去費用の面で対応できないというケースもございます。今年1月から施行した空き家条例におきましては、市の助言、指導、勧告、命令、公表により適正管理を

促すとしており、現時点では行政による代執行までは考えておりませんが、施行されてまだ5カ月という状況もございます。今後も引き続き調査や解決に向けた対応を進めてまいります、全国的な問題と捉えて、国や県に対し法整備の必要性も訴えてまいります。

また、所有者不明の空き家については今後どのように対処していくのかという点ですが、3月31日現在で市が把握している空き家件数は387件、そのうち宛て先不明で返送されたものが45件、返送はされていないが意向調査の回答がないものが61件ございます。これらにつきましても引き続き住所地の調査を行うとともに、意向調査の回答がなかったものについては再度調査書を送付するなどの対応を進めてまいります。

その中で、所有者などが判明しない空き家が切迫した状態に陥った場合、市の応急措置を必要とするケースが出てくる可能性があります、所有者等が判明しなくても負債者がいるケースなどもありますので、法的な面で債権者への対応が必要かどうかについても専門家等の助言を得ながら対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜るようお願いいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 答弁ありがとうございます。

まず、新庄市では限界集落、65歳以上の住民が50%以上、それは多分ないとは思いますが、これに準ずるような地域は新庄市にはあるのでしょうか。その辺お聞きしたいと思いません。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 限界集落というようなこ

とでございますが、限界集落としての調査があるわけでもありませんが、同類の調査が過去にございまして、2年ほど前だったと思うんですけども、そのときには65歳以上が町内人口の過半数を占め、かつ、そのような状況によって町内コミュニティによる活動が停滞しているというような定義に該当するところについてはございせんが、過半数を超えているというふうなところは2町内ございましたが、現在では2町内のうち1つが減っております、1町内になっております。ただ、この1町内につきましても農村集落部分ではありませんで、市街地の中に存在するという状況でございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） ただいま2町内あったところが今1町内になったという話ですけれども、その市民生活というか住民生活の影響というか、2町内が1町内になったということはよくなったというふうに考えていいわけですか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 見方によってはさまざまとは思いますが、これが集落、あるいは山村部、山間部に展開する状況になるとすれば、非常に今後の展開についても将来的に不安な要素が出てくるというふうには思われますが、まちの中というようなことがありますので、山村環境とはまた違うというふうなことに思います。

ただし、コミュニティの中でやはり活動をしていくには、担い手として不足していくということもありますので、過半数に至らない形の中で新陳代謝が続いていくなればというふうには思います。ただ、2つが1つに減っているというようなことについては、傾向としては悪くはないというふうには考えられるのではないかと、いうふうに思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） さっき市長の答弁ですと、これは国と政府というか、全国的な問題だからということですが、新庄市独自といえますか、新庄市としてもやっぱり人口減少に対して国と政府にだけお任せするのではなくて、ある意味でプロジェクトというか、そういうことを考えてやっていけばなと私は思っていますけれども、その点についてはどのように考えていますか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 市長がるる申し上げましたとおりでございますが、国を挙げての問題というふうに申しますのは、例えば人口減少、少子高齢化を乗り越えたというふうに言われているフランスの場合ですと、合計特殊出生率もこの間報道されたばかりでございますが、日本の合計特殊出生率は1.41、一番高いところの都道府県で沖縄が1.9。2.07を超えないと人口は伸びないとされている中で、日本の状態はそのような状況でございます。その中で、フランスが2.0を超したというふうにこの間、報道ありましたが、それは約1世紀かかっているというようなことでございます。市長が再三、長期的に継続して、市民総意のものでこの計画を地道に一步一步着実にと申し上げているのはそのようなところもあろうかと思えます。

ただし、例えば議員がおっしゃられているように、東根との差がというふうになるとすれば、新庄市の場合につきましては城下町、あるいは雪が多いがゆえに水がうまい、ある程度豊富にあるというようなこともありますので、そういう差別化をもって独自性を出していけるというようなものがさまざまな、例えば安心なまちづくり、あるいは魅力あるまちづくり、その中で展開できるものかなというふうには思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 私が今言ったことは、新庄市が独自の考え方でプロジェクトチームを組んで、人口減少の状況に対して人口が増加するように、例えば環境の整備ですね、今回も子育て3法とかいろいろやっているように、子育てをしやすいような環境を整備するような、市内で独自にプロジェクトチームをつくって市で行政で応援していくような考えはあるかというふうにお聞きしたんですけれども、ちょっと違うような答えを今伺ったんですけれども、その点もう一回お願いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 子育て環境につきましては、子育て支援策とともに環境整備が大事であるというようなことは大事なことから、ソフト・ハードの面で重要性、これは非常に認識されるところでございますけれども、今おっしゃられた子ども・子育て関連3法につきましても、昨年8月の成立を受けまして、今後国の詳細な提示があって、それを受けた形で全国的に展開される。その中でも一つ、子育て環境の整備・充実ということも入ってこようかと思えます。

子育てにつきましては、例えば今言ったような形のもので将来的に期待できる部分でもございますし、新庄市独自の政策におきましても、医療面の助成とか子育て家庭の負担軽減とかといった面で保育料もしくは家賃、そういう面でも環境整備を行っている。これも一つの新庄市独自の子育て支援、環境整備というようなことが言えるのではないかというふうに思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 去年の12月にも一応この質問をしたんですけれども、そのときの市長の答弁ですと、雇用・交流の拡大、安全・安心

の充実、子育て・人づくりの3つの重点プロジェクトに取り組み、人口減少を抑制し、定住できるようにまちづくりの推進をしているとの説明ですけれども、これらについて具体的には何を言っているのか、具体策が見えないといえますか、その点についてお伺いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 まちづくり総合計画の戦略上の3大プロジェクトというような部分でございますが、まず1つ目には雇用・交流拡大というものがございます。交流人口、さらには雇用の問題を抱えてその対策という部分ですけれども、産業振興や働く場の確保というところから見て雇用促進の助成支援、例えば市長が申し上げましたように工業振興面で、例えば団地の中に入ってくる部分としての人材の確保のための奨学金、あるいは今走り始めました、今度雇用事業主への正規雇用の場合の奨励金の支援、こういうふうなものについては8市町村全体で地域、管内で取り組んでいくというようなこともあります。

あるいは農業就業者の確保につきましても分野というようなことにもなりますが、この辺につきましても新規就労者のために、今回6月補正でも出しておりますが、6次産業化での地域の素材を活用した商品開発、研究といったものの分野等々入ってまいりますし、あと交流のほうにつきましても、観光客誘致あるいは魅力ある地域づくりのためのということで、エコロジーガーデンの活用とかあるいは地域資源、さらにはその地域資源として角沢小跡地も入ってくると思いますし、近岡先生、奥山先生の作品活用ということも入ってこようかと思えます。

例えば一つ雇用・交流拡大というふうなプロジェクトを申し上げても、くくりだけでこのような形の大きな広がりを持って主要事業として今年度も出発しておるわけでございます。

この次には2番目として、安全・安心充実プロジェクトというものも、さまざまな形で防災面から雪対策、高齢者の健康向上まであるわけでございますので、3つ目に子育て・人づくりプロジェクトというようなものが入ってまいります。保育環境の整備、教育環境の整備も含めてやっております、さらに、この3つのプロジェクトを支えて市民とともに、市民の最も求めているところを簡潔に入れながらというふうなことのために、協働の手法を使って地域づくりもやろう、リーダーづくりもやろうというところのコンセプトで今年度出発している部分でございますので、今、3大プロジェクトのほうの中身は少しわからないというような形の御指摘の部分につきましては、このような形であらゆる分野で一つ一つ総合計画に基づいてそのタイミングを見計らって着実に進めている。これが一つ一つ交流人口の拡大、さらに定住人口に結びつくというようなことを期しているわけですので、どうか御理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

7番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7番(奥山省三議員) 荒川課長の言うこともわかりますけれども、私が言っているのではなくて、専門部署をつくって人口減少に対応していく気持ちがあるのかなのか、その辺をお聞きしたいのでした。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今回、福祉事務所におきまして、成人課と子育て推進室とに分けたということ、地域のニーズに対応していくということも捉えたところであります。

教育委員会との連携につきましては、前段のプロジェクトを内部につくっております。お互いの情報交換をするということが基本的に大事だと。また、子育てに関するさまざまな手だて

は、議員の皆さんからも御意見をいただいたり、あるいは質問をいただきながら、財政が厳しい中でも徐々に支援は拡大してきているというふうに思っております。

女性あるいは子供の医療費の問題、他の地域から見れば中学までという要望がありますが、県と同等の形ぐらいには支援しているというような状況であります。そんな意味で、表立った独自プロジェクトということではありませんが、地域の課題であるということは認識し、今回の組織改正になったこと。また、9月に条例提案いたします子ども・子育て支援会議につきまして、市民ニーズをしっかりと捉えて、さらなる支援策あるいは施策を結びつけていきたいという考えであります。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 市長の考えは、今の福祉事務所を2つに分けて、課を2つにして、そしてこれから総合的に人口減少対策をやっているんだというふうに、私はそういうふうに受けとめたんですけれども、そのような受けとめ方でいいのか、私もよくわからないんですけれども、ただ、専門部署というか、本当に人口増加するためにどうすればいいかということを念頭に入れて、今の市長の総合的なじゃなくて、専門にそれだけをやるというか、そういうような部署を持っていく考えはないのかお聞きしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 総合的ではなく部分的にというふうな考えになるかなと思いますが、先ほども申し上げましたように、秋に提案する条例の中で、ここを急いで市民ニーズを捉えて、子ども・子育ての民間保育所、幼稚園、有識者を交えた形で支援体制等を考えていきたい。

また、私の今、立場における基本力というの

は、まちの元気が何といってもこの地域に住む力になるというふうに信じてやっているところであります。まちに元気がなければ何が始まるかと。これまでの新庄市の歴史の中で大人の会話は何だったかと。「何も無い」から始まってきたと。何も無い、だからこんなところに住むなという教えがあった、その言葉を聞いて私は愕然ときました。大変悔しかったです。ということで、やはりこれもある、あれもあるというようにことで挑戦していく、そういう今、行政としては元気なまちづくりに挑戦している。総合的にやらなければ、一部分だけを取り上げていくことはできないというふうに私は信じております。一部ずつを積み上げた中で総合力だというふうに感じております。そうした意味で、まちづくり総合計画、底辺をきちっと進め、元気なまちにすることがこの地域を愛する子供たち、青少年、将来を築く子供たちへの魅力、あるいはそういうものをやっぱりしっかりと根づかせていくということが大切だというふうな底辺のもとで考えていることも御理解賜りたいというふうに思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 第4次のまちづくり総合振興計画の中にも少子高齢化社会、人口減少社会が本格的に到来するという文も載っています。それで、消費型社会から循環型社会へ転換しなければならないという趣旨も述べておりますけれども、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会にかわって、資源を有効に活用して永続的に維持できるような社会をつくっていくことが急務というふうに言われていますけれども、その点について市としては今後どのように対策を考えているのか、その辺、もう1点お聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 例えば循環型社会という
ようなことで、すぐ出てくるのはエネルギー転
換という部分であろうと。例えばエネルギービ
ジョンは新庄市において平成15年度策定してい
る部分で、その中から循環型社会というものを
訴えてきている部分ではございます。底辺には、
この自然環境が豊かな新庄市の中で人と自然が
共生していく、これが大命題でございますので、
おっしゃる点は非常にまちづくり総合計画の中
にも生きています部分でございます。例えばエ
ネルギー政策などは今、グリーンニューディー
ルの部分の国・県とのタッグを組みながら進め
ている部分もございまして、方向づけとして
はそこをしっかりと見きわめながら進めなけれ
ばいけないと思えます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） これから人口減少がだ
んだんと加速して行って、経済活動も縮小、コ
ミュニティ機能の低下、行政サービス縮小とい
うふうになってきますと、自治体そのものがだ
んだんと崩壊していくとさえ感じられます。こ
のような状況におきまして、これをどのように
立て直していくのか、今から新庄市として考え
ていかないと、住民がいなくなって自治体が残
るという結果になると思えます。そのようなこ
とになったら困りますので、今からちゃんと考
えて、これから未来の子供たちのためにやって
いただきたいと思えますので、よろしく願い
します。

以上で終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤 操議員の質問

小嶋富弥議長 次に、伊藤 操君。

（2番伊藤 操議員登壇）（拍手）

2 番（伊藤 操議員） おはようございます。

本日、2番目に質問させていただきます会派
開成の会の伊藤です。どうぞよろしくお願いい
たします。

山合いにはまだ冬將軍の忘れ物のように雪が
残っておりますが、初夏の緑がまぶしい爽
やかな季節を迎えました。しかし、気分とは裏
腹に、けさの山形新聞の紙上には、山形県は国
から要請を受けている地方公務員の給与削減を
受け入れ、当新庄市におきましても削減の方向
にあると載っておりました。国による地方への
不当な介入は到底受け入れることができず、か
つ、地域経済にどのようなプラスを働かせるの
か疑問を持つこの国の要請に対してはさらに議
論を重ねていただきたいと願いながら、通告に
従いまして私から幾つかの質問をさせていただきます。

まず初めに、全国的な子供の体力、運動能力
の低下の問題について、4つの項目に分けて伺
います。

文部科学省による全国体力テストによります
と、山形県では全国平均を超えており、一安心
できそうな気がいたしますが、全国水準と比較
をするより、親世代と比べてどうかとの視点の
ほうが体力向上に有効であるとの説があります。

文部科学省では、体育の年間授業時間をふや
すなどの大幅な改訂がありました。

そこで、1つ目の質問として、本市の子供の
体力、運動能力の程度をお伺いいたします。

次に、全く運動しない児童生徒の体力の底上
げにはどのような対策を現在講じているのでし

ようか。少子化が進み、地域に遊び相手がいないという現実があります。家庭への啓発も重要と捉えておりますが、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に3つ目、学校の統廃合によりスクールバスの通学児童がふえる傾向にあります。最近の交通事情や社会上の安全に配慮したバスの運行は、保護者の方にも安心できるよい方法ととても歓迎しておりますが、その反面、歩くことを制限されることによる体力の低下が懸念されます。それらを補う何らかの対策はどのように講じているのかお伺いいたします。

次に4つ目、体力の低下によりけがや疾病、そして体幹部のゆがみによる姿勢の悪化などの症状が見られる児童生徒が増加傾向にあります。関節炎、膝の変形、猫背による肩凝りや腰痛も若年層からふえております。これらの状態から、将来にわたり医療機関にかかる回数も多くなるであろうと容易に予測ができ、医療費の増加が懸念される所です。改善策を講じる必要があると思いますが、市としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

続きまして、障害者支援について2つほどお伺いいたします。

初めに、企業に義務づけられている障害者の法定雇用率が4月より1.8%から2.0%に引き上げられ、対象となる企業も、従業員数56人以上から50人以上に拡大いたしました。その背景には、ここ数年で軽作業や裏方が中心だった障害者の働く場がさまざまな業種に拡大しているということが挙げられます。しかし、実際はどんな仕事を任せてよいのかと受け入れに二の足を踏む企業も多いと聞きます。

法定雇用率は5年ごとに見直しがなされ、今後も上昇の可能性があります。しかし、一般の方でさえも就労先を見つけることに難儀する今この状態で、障害者となるとさらに困難かと思われませんが、新庄市内の企業においてはどのぐ

らいの達成率となっているのかお伺いいたします。

また、正規職員として知的障害者を採用している自治体もあります。新庄市では、身体に障害のある方の採用は行われているようですが、軽度な知的障害の方の採用などは今後考えてはられないのでしょうか。

新庄市内には、新庄養護学校があります。最近では一般就労の可能な生徒も入学しています。例えばの話ですけれども、卒業後に自治体で採用となると、新たな希望が生まれ、本人にとっても保護者にとっても相当なモチベーションの向上につながると予測されます。これは障害者支援としては非常に大きな効果があると思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

続きまして、2つ目の項目として、障害のある児童生徒が放課後、企業などで働く「ふれジョブ」という活動が全国的な広がりを見せております。特別支援の必要な小学5年生から高校3年生までの生徒が週1回、1時間程度仕事を体験するという活動です。障害のある子は、学校と自宅を往復するだけで、社会体験の機会が少なく、卒業してからも学校と社会のギャップに悩み、自信をなくしてしまう場合が多くあります。このようなふれジョブのような活動は、就労だけではなく、地域と障害者とのつながりが強化され、社会全般にわたり障害者への理解が深まると思われます。

一般的にはこのような活動はNPOやボランティアが中心となっているものですが、行政の協力も必要です。山形県内には残念ながら定着している活動ではありませんが、新庄市としては障害者支援をもう一歩積極的に進めるという意味で支援策を講じてもよいのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

次に、今後の介護保険の制度について、2つの項目に分けてお伺いいたします。

まず1つ目、厚生労働省では、高齢化が進む現状を踏まえ、介護給付抑制の必要性を掲げております。特に軽度の要支援1・2を将来的には介護保険制度から外すことが検討されているとのことです。介護の現場からは、軽度者の切り捨てとの意見も根強くあります。重度者向けのサービスの財源を確保するために要支援者の給付を見直すというのは、重度者に制度が重点化しているように見受けられます。要介護度の高い方へのサービスの充実は、それは当然のこととは思いますが、しかし、だからといって予防を軽視するというのは非常に大きな問題があります。実際は、見守りや家事支援を行うことで重度化を防いで安全な在宅生活を送ることができているのです。介護度は、生活習慣病が原因とされる場合が多く、これは予防の段階で大きく改善することができます。

そこで、新庄市におきましては、要支援者向けのサービスが仮に変更になった場合、利用者の日常生活や身体状況の悪化が懸念されることがないのかお伺いたします。

また、地域支援事業に移行した場合、市が独自にサービスを実施することになると思われまされども、その受け皿の整備は進んでいるのでしょうか。そのためにはNPOやボランティア、支援団体とのさらなる連携も必要と思われまます。いかがなものでしょうか。

次に、2つ目の項目、市では、前回の保険料改定においても、高額所得者の負担決定には相当の議論がなされていたとの報告が前回の議会でもなされていたことを記憶しております。高額負担該当者はおおむね200人程度で、その人数では、全体の保険料の引き下げにはほとんど効果がないとのことで、過度の負担は見合わせたというのが経緯でした。

今回、国では所得の大きい方に負担増を求める案を出してきております。市では、前回の経緯を踏まえ、所得の高低のラインの引き下げを

今後どのように検討するのかお伺いたします。

ちなみに、県の試算によりますと、2025年、13年後ですけれども、介護保険料は基準額で8,200円になる見込みとのこと。現在、新庄市では、保険料は県や国の平均よりも高く設定しております。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴に深く感謝申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、伊藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

質問の中の子供の運動能力低下等につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお伺いたします。

感想で言いますと、確かに子供たちの遊ぶ声が本当に聞こえなくなったなというようなこと、現状だなというふうに認識します。

さて、先ほどの御質問にございました障害者支援についてであります。障害者雇用の促進等に関する法律におきましては、事業主に対し、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合を一定率、いわゆる法定雇用率以上になるように義務づけております。

障害者雇用の状況は毎年、県の労働局が調査を行っており、直近の平成24年6月時点の新庄公共職業安定所管内の雇用状況は、雇用率が3.0%、雇用達成企業の割合が58%となり、これを前年同期と比較しますと、雇用率で1.44ポイント、達成企業率は13.32ポイント向上しております。

この要因としましては、障害者自立支援法に基づく就労継続支援のための施設である就労継続支援事業、A型事業所が新たに報告対象事業主に加えられたことが大きく、障害者雇用が進んだ結果とは必ずしも言い切れないものがあります。本地域の雇用率3.0%は、県平均の

1.64%に比べますと高い数値となっております。

今後も障害者雇用の促進等に関する法律の趣旨に沿って、新庄公共職業安定所を初めとする関係機関と連携し、障害者雇用が促進されるよう努めてまいります。

また、次に新庄市職員の雇用状況についてありますが、平成24年度に実施した職員採用試験におきましては障害のある方の採用枠を設け、2名を採用しております。また、嘱託職員などとしても雇用することで法定雇用率を達成しており、地域にある公共団体として障害のある方の雇用に取り組んでいるところであります。

御質問の知的な障害のある方の雇用につきましては、一部に先進的な取り組みも見られますが、まだまだ一般的な広がりまで至っておらず、研究すべき課題であると捉えております。

今後におきましても、知的な障害のある方の公共部門における雇用のあり方について研究しながら、障害をお持ちの皆さんの雇用に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、障害のある児童生徒の支援に関する御質問であります。障害児等の自立支援対策といたしましては、障害児通所給付事業があり、この中で未就学の児童を対象として日常生活における基本動作の習得、集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援給付と、就学中の児童を対象として放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行う放課後などデイサービスを実施しております。この障害児通所給付事業には市内3事業所が指定を受けており、障害児等の生活能力の向上、社会との交流の促進支援が図られております。

就労支援に関しましては、市内中学校において実施されている3学年の生徒を対象とした職場体験に障害のある生徒も一緒に参加しており、就労を目指す生徒に対しては、各学校の進路指導の先生が中心となり、最上障害者就業・生活支援センターや各相談支援事業所と連携を図り

ながら支援を行っております。

ふれジョブは、特別な支援を必要とする子が多くの職場を体験することにより、その子の持っている可能性をゆっくり引き出し、地域社会の構成メンバーとして地域で生きていけるようにするとともに、地域の人がジョブサポーターとしてその子にかかわり、その子とのかかわりを通して企業も地域社会も変わっていく活動であると認識しております。

ふれジョブの活動の実施団体、山形県ではまだありませんが、全国では21都府県で実施されているようであります。障害のある児童に対する支援のあり方として一つの可能性を示しており、今後参考にすべき活動と考えております。

続きまして、今後の介護保険制度についての御質問でございますが、平成25年3月末現在の新庄市の要介護認定者数は1,947人であります。そのうち要支援認定者数は405人であり、要介護認定者全体の約21%を占めております。前年同月との比較では、全体の要介護者認定者数は9%増加しておりますが、要支援認定者数のみの比較では約24%の増加となっております。要支援者数の増加傾向は全国的なものとなっております。要支援者405人のうち、約63%の256人がデイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービスを受けており、地域における自立した生活の支えとなっております。

厚生労働省の諮問機関であります社会保障審議会の中での軽度者への給付の見直しに関する議論に関して、要支援者への給付を介護保険の対象から除外する検討がなされていることは確かでございますが、一方で、軽度の高齢者の自立した生活を支えるのが介護であり、この層を支えることによって将来の重度化を防ぐ効果があるのではないかとの意見もあり、現在のところ、審議会を初めとする国の見解も分かれている現状であります。

厚生労働省は、平成24年度より、地域支援事

業の1類型とし、要支援者と虚弱高齢者に対するサービスである日常生活支援総合事業を創設しておりますが、サービス提供者や財源などの課題も多く、山形県内ではまだ実施している市町村はありません。

今後の対策といたしましては、山形県や新庄市地域包括支援センターと連携し、要支援者に対する支援のあり方について調査研究を行い、老人クラブやシルバー人材センター、フィットネスクラブ、NPOなど地域の社会資源や地域住民と連携を図りながら、要支援者に対する効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険料についての御質問でございますが、介護保険料の設定については、世帯及び本人の課税状況及び所得状況によって基準額を6段階に分散させるのが原則であります。所得状況を加味して、低所得者については保険料率を下げ、高所得者については保険料率を上げることができるようになっております。これに基づき、第4期の介護保険料の設定は7段階の基準額であったものを、第5期においては所得の低い階層の段階を新たに設け、8段階といたしました。基準額の1.5倍の保険料となる第8段階の対象者は約830人、その所得金額は190万円以上と設定をしておりますが、この方々の介護保険料負担については、さらに所得区分を細分化し負担いただくケースを試算しましたが、全体の保険料の引き下げには効果が薄かったこともあり、現行の保険料設定とさせていただきます。

平成27年度からの第6期介護保険料設定に関する国の基本的な考え方はまだ示されておませんが、新庄市としては第5期における検討と同様に、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

でございます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうからは、子供の運動能力低下問題について答弁させていただきます。

まず最初に、本市の子供の状況についてですが、文部科学省では、子供の体力が低下している傾向が続いていることで、全国的な状況を把握・分析し、その改善を図るために、平成20年度からは抽出で全国体力・運動能力調査を行っています。

平成24年度の山形県全体の全国での位置づけとして、議員のほうからも県は全国よりも上だというようなお話がありましたけれども、小学校5年男子が全国31位、小学校5年女子が19位、中学校2年男子が18位、中学校2年女子が13位という結果でした。

御質問の新庄市の小中学生の結果についてですが、小学校5年男子は、市内9校中3校の抽出調査ではありますが、全国平均及び県平均よりも高く、小学校5年女子は全国平均・県平均よりも若干低い成績でした。中学校2年生につきましては、市内5校中2校の抽出ですが、男女とも全国平均及び県平均よりも若干低いという成績でした。

このように、本市の子供たちの状況としては、小学校5年男子を除きますと全国や県平均よりは体力面や柔軟性が若干劣るという結果ではありますが、全ての運動競技に通じる総力が問われます最上地区中体連の駅伝競走大会や陸上競技大会では、市内の学校は優勝を含む上位を占める活躍が見られており、小学校からの体力づくりの成果が若干出てきているのではないかと感じているところです。

2点目の御質問では、全く運動しない子供への対策というようなお話でしたけれども、比較的そういう児童生徒が多い文化部系の児童生徒

について、置きかえて答弁させていただきます。

新庄・最上地区の小中学校では、一般的に文科系の活動に興味を持ち、この部活動やクラブに所属する子供たちの割合は運動部系の部活動に比べて少ない傾向にあります。その中には、どちらかという運動を苦手とする子供たちが所属しているケースもあるようです。このように、入部した子供たちはどうしても運動量が少なく、体力も比較的、運動部に所属する子供に比較して若干劣る傾向があるようです。このような状況でもありますので、文化部系の児童生徒の体力向上のためには、学校全体の子供たちを対象とした教科体育の授業や中間休みなどの遊び指導など、教科外活動の指導の充実によらざるを得ないということになります。

ただ、小学校の合唱部や中学校の吹奏楽部では、毎日の部活動の中で腹筋やランニングを部活動のメニューに取り入れ、合唱や演奏に耐える体力や精神力を養っているケースも多くあるようです。

3点目のスクールバスでの影響というようなことでございますけれども、学校統合により通学範囲が広がり、新しくスクールバスが運行する地区の子供が歩く距離が短くなることで体力が低下するのではないかとの指摘が一部あることも事実です。

子供の体力低下の原因につきましては、このようなスクールバス利用に起因する原因に限らず、その根源には家庭での車の利用など、生活の利便性や生活様式の変化が日常生活における体を動かす機会の減少を招いていることが大きいと言われております。

萩野地区小中一貫教育校開校に際して、一部拡大されるスクールバス運用に際しては、子供の安全確保の面とともに、このような子供の体力低下に対する懸念についても、保護者・地区の方々の代表から成る実施計画策定委員会の場で協議する必要があると感じております。

遠野市立遠野北小学校では、スクールバスを校門手前数百メートル離れたところでとめ、そこで子供を降車させ、少しでも多く歩かせるような指導を行っておりますし、徳島県では県内の小学校5・6年全員に歩数計を持たせ「プラス1000歩チャレンジ」という運動により子供の歩数増加に成功した事例もあり、参考にしていきたいと考えております。

また、これもスクールバスを利用する子供だけを対象にしての指導ではありませんが、学校によっては近距離徒歩通学生の安易な自家用車による送迎の増加の現状に対して、子供の体力とたくましさを育てるために、校長がPTA総会などの場で、日常的な自家用車での送迎を控えて自力登校をさせてほしいと訴えている例が何校もあります。このように、家庭での指導も含めて、保護者や関係の方々々に理解と協力をいただく必要もあると感じております。

4点目の体力低下等によるけがや疾病等に対して、本市での改善はどのようにするのかというような御質問でございますけれども、全国的に子供の体力低下が叫ばれてから久しくなりますが、その低下傾向も平成10年度以降、少しずつ改善傾向にあります。

子供の体力低下の直接的な原因については、学校外の学習活動や室内遊びの時間の増加による外遊びやスポーツ活動の減少、少子化や学校外の学習活動などによる仲間の減少に加え、空き地や生活道路といった子供たちの手軽な遊び場の減少などの影響も指摘されております。

このような状況の改善を図るためには、引き続き子供を取り巻く大人が課題を共通理解し、連携を図りながら、その体力・運動能力向上に努めていく必要があります。

初めに、学校教育の面ですが、議員が最初に御指摘されたように、学習指導要領の改訂により小中学校のほとんどの学年において教科体育の授業時数が年間約15時間ずつふえ、指導を充

実させております。この小中学校の教科体育では、柔軟性と体力を高めることを狙いとした体づくり運動の単元がどの学年にも位置づけられています。また、どの学校においても、マラソン記録会など運動関連行事に向けても体育授業で取り組んでおります。このために校舎回りにマラソン用コースの整備も行ってきており、活用しているところです。

さらには、文部科学省の体力・運動能力調査結果を踏まえた活用シートなども利用し、運動量を確保し、楽しさを伴う技能の伸びを目指す体育の授業改善に努めているところです。

加えて、日常的な運動量をふやす体育の授業以外での指導として、小学校では中間休みでの遊具を使った外遊びの奨励や、同じく中間休みなどでのチャレンジ持久走などにも取り組んでいる学校も多くございます。

2つ目は、家庭・地域・学校の連携した健康・体力向上のための取り組みの一つとして、地区の小中高校校長会によるノーテレビ・ノーゲーム・ノー携帯デーの取り組みは、ゲームなどに興ずる時間を減らし、結果的に外遊びを推奨させ、運動量を確保し、限られた種目ではなくさまざまな基本動作を習得する体験を積ませることにつながるいい取り組みであると認識しております。保護者が遊び環境への関心を持ち、自分の子供を遊びに連れ出し、一緒に体を動かすような取り組みを心がけるような働きかけを市の関係課とも連携を図りながらさらに進めていきたいと考えております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な答弁、ありがとうございました。学校教育に関しては子供の実情を実によく理解しているものと思います。

そこで、再度質問させていただきます。

山梨大学の調査によりますと、30年前の子供と現代の子供を比較すると、現代の小学校3・

4年生、9歳から10歳の子供の動作が30年前の5歳児と同等との結果が出ております。そして、体力は低下をしていますけれども、体格については身長・体重ともに上回っておるそうです。しかるに、体格が大きいのに動作が低下しているというのはやっぱり30年の長きにわたって培ってきた問題だと思います。こういう問題に対しては今からでも対策をととても急ぐべきと思うんですが、どのように思われているかお伺いします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 今、御質問いただいた件ですけれども、伊藤市議がおっしゃったとおりで、文科省の継続的な調査の結果にもその傾向があらわれているところです。市議おっしゃったところと別の資料だと思うんですが、現在の子供の体力・運動能力の結果をいわゆる今の子供の親世代と比べたデータがございまして。親世代の30年前のころのデータも文科省のほうにありますけれども、比べると、ほとんどの項目で子供の世代が親の世代、30年前の子供のときのデータを下回っていると、そういうふうな状況です。その割に身長・体重などの体格は親を上回っている状況ということで、本当にそういうところの課題意識を持って、文科省のほうの今学校とかでの体力・運動能力向上のための取り組みの指導があるというふうに捉えております。

そういう状況は今わかったようなところでもありませんので、60年をピークでどんどん体力が下がってきているという状況がずっとありますので、体育の授業の充実を基本にしながらいろいろな教科外の運動の能力の向上の取り組みを進めてきているところです。基本的には、これも分析にあるわけですけれども、体力・運動能力向上のためには運動の量をふやすしかないというような、そういう簡単な結論なんですが、

そのためにいろいろなところの状況、体育の授業とか教科外の授業とか取り組みとかを使いながら、あるいは教育長の答弁にもありましたけれども、家庭・地域の理解もいただきながら、短い時間も使いながら運動する時間をふやしていくというような取り組みが今までもされてきておりますし、これからもそういうふうな指導を、市としても学校のほうを中心に関係課とも連携をとりながら進めていきたいというふうに思っているところです。

2 番(伊藤 操議員) 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番(伊藤 操議員) ありがとうございます。

運動を奨励するというのはとても大事ですけれども、子供の自主性や動作の多様性を求めるには遊びを奨励するのが有効とのこともあります。今の子供は殊に猫背で、膝もO脚であったりX脚であったり、子供の学校の昇降口の靴を見るとよくわかるのですが、かかとの減り方とか歩き方による障害が今から発生するのじゃないかと、そういう懸念もあります。体力的な問題に関しては、まさに高齢者と同等というデータも実は出ております。18歳でありながら体力年齢が80代という、そういう驚異的な数字も見られます。そのためには子供の時代からのそういう運動に対しての啓発がとても必要と思われるので、今後も取り組みを強化してほしいと思います。

それでは、次に障害者支援についてお伺いたします。

先ほどの市長の答弁では、主に身体障害のことが答弁の中にあっただと思うんですけども、私が思うには、知的障害の方の雇用の促進をどうお考えかということです。知的障害の場合には採用も慎重にならざるを得ない、そういうのは十分わかるのですが、庄内の地方では公立の保育所、そして国立大学の管理施設

などに養護学校の知的障害のある生徒が卒業と同時に採用となっております。

ちなみに、新庄市内においても、原付と車の免許を猛勉強して取得して、そして現在はヘルパー2級として介護施設で働き、行く行くはケアマネジャーを目指しているという二十の男性の職員が今おられます。その子も養護学校の生徒です。

知的障害があっても十分社会に適応する能力を持っている子が、これから潜在的にたくさんいますのに、その子にとって目的となる指針が示されればいいと私は思います。そこで、新庄市としてももう少し協力体制を強化できないかとお願いしたいところですが、いかがなものでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 新庄市の事業所としての取り組み方についての御質問と理解して答弁させていただきます。

御指摘のとおり、新庄市市役所では雇用達成率、雇用率ですが2.3、民間の場合は2.1なんですけど、市町村においては2.3の雇用率が義務づけられております。新庄市でも確かにその雇用率を達成してございます。

その中で、御指摘の知的障害の方の雇用につきましてですが、まだ新庄市では雇用した例がございません。御指摘のとおり県内他市において正職というお話でしたが、私が知っている限りでは、嘱託雇用、臨時雇用という形で3年から5年の間で雇用されているのを山形市の例として承知してございます。ただ、これにつきましても、平成23年度に初めて県内でとられた例であるというふうなことで、雇用自体、その方を雇用するとともに、その方を指導する方も一緒に雇用しなければいけないといったことの例などもございまして、なかなか県内全体の市町村のほうに広がっていないというのも実情で

あろうと思っています。

その中で伊藤議員御指摘のとおり、今後どのような問題があつて、どのような職種がいいのかというふうなこともまだまだ不明な点もございますので、その点は十分、我々としてよく研究させていただきたいというふうに思っていますし、先ほど御指摘のように、仮に運転免許を所持できる、そういうことであれば、そういった方々はどのような業務が適しているか、よくよく研究させていただきたいというふうに思っています。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 前向きにお願いしたいと思えます。

続きまして、介護保険についてです。

市長答弁には丁寧にありましたけれども、要支援1・2を仮に制度から外した場合の受け皿となるものをもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 要支援の方々を介護保険制度の給付から外して、地域支援事業に移してはどうかというふうな議論が今なされているわけですが、その受け皿というふうな御質問でございますが、まず基本的に現在の地域支援事業に関しましては平成18年度から導入されております。この導入の契機となったのが、平成12年からの介護保険制度の導入に伴って介護給付費が非常に増加したと。18年度の時点でいわゆる介護予防、それから地域包括支援センターを設立しながら、介護給付費の抑制を試みようということで、現在まで6年ほど経過しております。その地域支援事業はこの2つ、介護予防、それから地域包括支援セン

ターに対する給付というふうな形でしておりますが、介護保険制度の全体の給付費の3%程度まで、国の補助率をよくしながら、いわゆる見てもいいですよというふうな制度になっております。

新庄市の場合ですと、現行で介護保険における地域支援事業については大体6,000万円程度、5,400万円なんですけど、介護予防に大体1,000万円、それから地域包括支援センターにその残りの額ということで、合わせて大体5,400万円程度の額となっております。

現在、要支援1・2の方々に対するいわゆる給付費なんですけど、1億2,000万円という状況でございます、概算ですが。このうち1,000万円は自己負担1割、ほぼいただいておりますので、30億円中、大体1億円が要支援の方々に対する給付費として現在充てられていると。

現在審議されているいわゆる生活援助的な給付、居宅介護サービスになりますけど、これについてはそのうち大体6割程度と推測しますと、6,000万円が介護保険の対象から外してもどうかというふうな、新庄市に置きかえた場合ですが、この計算になります。ですから、先ほど申しました、この6,000万円の額を地域支援事業に移すということになりますと、現行の5,000万何がしと6,000万何がしというふうな額が当然はまらないわけです。ですから、現行で考えられるのが、いわゆるそういう給付を打ち切るのか、もう一つはボランティア、無償か有償かはまた別になりますが、そういう形でやっつけられるのかどうかというふうなことの論議がされているというふうな状況でございます。ですから我々として、金銭的な受け皿がないとすれば、当然ボランティアなり地域支援団体をお願いするというふうな形になりますが、基本としては社会福祉協議会、そういうふうな団体を念頭にしながら、地域における支援団体を構築しながら進めていくというふうな考えはございますが、

現実的にやれるのかどうかというふうな部分については非常に厳しいだろうとっております。ですから、審議会の中の論議におきましても実際担当する市町村ができるのかどうかというところが一番大きな議論となっております。

昔の論議ですと、要支援1の方に対する現在は切り離しというふうなお話がされておりますが、かつて2010年度における厚生労働省の考えとしては、いわゆる負担率を1割から2割に上げると。それから高額所得者に対する負担金も、例えば年収320万円以上の高齢者の利用料を倍増するとか、そういうふうなもともとの計画であったものが、今回の協議会によってはもともと要支援1・2の対象者を外すというふうな方向の意見が現在、取り交わされているというふうな状況でございます。

ただ、いずれにしましても、先ほど申しました厚生労働省の案につきましても、次期、平成27年度以降の介護保険事業計画の中には何らかの形で盛り込まれるだろうと。ですから、介護保険制度自体、給付の見直しを図らないと保険制度自体がなかなかやっていけないだろうという認識は皆さん既にお持ちだろうというふうには思っております。ですから、それがどのような形で出てくるのかという部分についてはまだはっきりしない部分もございます。ですから、それについては余り詳しくお話しはできませんが、受け皿という部分に関しましてはやはり社会福祉協議会、それから地域のボランティア団体の育成、これらを念頭に置いているということでお考えいただきたいと思っております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） ありがとうございます。

たびたび同じことを申し上げるようですが、介護保険の制度については、一番大切なのは健康寿命を延ばす取り組みというのも念頭

に置いていただきたいと思います。

今後も利用者がふえる一方で、財源の確保は大変だと思いますが、しっかりした議論を重ねていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表いたしまして一般質問を申し上げます。

1番として、賃金破壊とサービスの劣化にストップをかけるために質問いたします。

今の市民の声ですが、収入が長期にわたって落ち続けています。仕事がない、年金が下がっているなどです。だから物を買わない、お金を使えないということです。

これに対してアベノミクスは、市民の所得をふやす矢が一本もない状況です。市民の暮らしを壊す毒矢だけのようです。安倍首相は、10年で国民の年収を150万円ふやすというようなことを演説したそうですが、うそとごまかしを振りまくことは許されないと厳しい批判が起っております。

政府の成長戦略でふやすのは1人当たりの国民総所得です。これには企業の海外でのもうけが含まれており、国民総所得がふえても国民の所得・年収がふえるとは限りません。現に、小

泉内閣時代、5年間で国民総所得は1人当たり18万円ふえましたが、1人当たりの賃金・年収は16万円も減りました。国内の人件費を抑え、企業が利益を確保し、海外でもうけたのです。「成長戦略」の中身は、解雇の自由化、残業代ゼロの合法化、TPPの推進、原発の再稼働であり、財界と大企業さえもうければよいという中身になっています。さらに、消費税増税、社会保障の大改悪をかぶせ、市民の所得を奪う政策です。そういう政治から、国民の、市民の賃金、収入をふやし、安定した雇用へ転換させることが必要だと私は思います。

そこで1つ目は、公共事業の入札の際にダンピングとも言われるような低価格の受注が広がって中小企業の経営を圧迫し、労働者の賃金が14年間で3割も低下していると言われていています。低価格競争が住民を脅かす例も見られます。

山陽新幹線のトンネルや高架のコンクリートの崩落は、人手不足と資材不足の中での突貫工事で、コンクリートの砂に安価な海砂を使い、十分な塩抜きがされなかったとの指摘もあります。中央高速道路の笹子トンネルで天井板が約130メートルも落下し、走行中の車両が巻き込まれ、死傷者が出るという事故も去年の12月、起きました。この場合も天井板の設置方法に問題があったと指摘されています。住民の安全・安心にかかわるものについて品質を重視し、建設にかかわる労働者が安心して仕事に取り組める入札改善についてお考えをお聞きいたします。

2つ目として、市内の老人保健施設などの福祉施設の調理師が過労により自殺するという痛ましい事件が起きました。4月からの給食の委託交代、なれた人が一人もいない状態で低賃金、なれない仕事のために長時間残業を強いられることが原因です。公共性が高く、恒常的に維持されるべき公共サービスは直営で行われるべきではないでしょうか。指導ができないのでしょうか。

3つ目に、営利を目的としない事業団体については、競争入札ではなく住民福祉の推進を基本に適正な運用による随意契約も検討すべきではないでしょうか。

4つ目に、随意契約の活用で、地元零細事業者の仕事確保を進めてはどうでしょうか。

5つ目に、公契約の際に労働者の適正な労働条件を確保することにより、業務の質を向上させる公契約条例の制定はどうでしょうか。

大きな2つ目の質問です。沼田小学校建設及び改善についてです。お聞きします。

1つ目は、沼田小学校の早期全面改築を進めるべきではないでしょうか。沼田小学校は、水道に塩化ビニルの剥がれたものがまじるようなひどい状態です。一応白いキャップをつけて対応しているものの、頻繁に交換が必要ですし、子供は口をつけて飲む場合もあります。また、トイレが詰まって使えなくなっているところが見られ、配管の工事が必要だと言われています。壁の結露がひどく、3階の教室のランドセルを入れるロッカーの壁がぬれてしまい、ランドセルもぬれてしまう、壁はカビだらけで黒くなっております。子供の健康に影響が心配されます。そのほか本当に大変な古い状態で、早く改築してほしいと地元からも要望が出ておりますので、早期全面改築に取り組むべきだと考えます。

そして2つ目として、すぐに一、二年で解決できるというか改善できる、改築できるとは思いませんので、子供の健康・安全のために改築までの緊急改善をどのようにしようとしているのかお聞きいたします。

大きな3番目の質問は、子育て支援についてです。

1つ目は、子供の医療費無料化を小学校卒業まで拡大を図ることについてお聞きします。

郡内の町村は、ほとんど中学校3年生まで通院が無料となってきました。個人的にですが、私の子供、おかげさまで小学校1年生にな

りました。虫歯などがあって医者に通わせることになってしまいましたが、それも回数がかかり、またその後、二度と虫歯にならないと親子決意しまして、先生と相談して毎月1回、通院させていただくような状態です。それは無料だということで、本当に親としてこんなにありがたいものなんだなということをつくづく感じさせられております。無料でなかったらやっぱり5,000円ぐらい持っていかなければいけないだろうかと毎回心配しなければいけないわけです。そういうことなく医者にかかれるというのは、子供を持つ親にとっては本当にありがたいものだと感じております。

2つ目に学童保育についてです。

保育料の低所得者対策を県で進めていると聞きました。これは新庄市でどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

4番目の質問は、生活に困っている人の支援を強化すべきではないかということです。

1つ目は、生活保護の切り下げに反対すべきではないでしょうかということです。8月から生活扶助基準の切り下げ強行となりました。子育て中の世帯、夫妻に複数以上の子供がいる世帯が最も下げ幅が大きく、3年間で7～8%、その他の世帯も大幅な削減です。デフレによる物価下落を口実にしていますが、デフレと言われる中身はテレビやパソコンの価格下落です。それらの下落が生活保護世帯の生活を楽にしたと言えるのか。全く関係ないものの数字が切り下げの理由にされてしまっているのではないかと思います。

生活保護基準が、健康で文化的な最低限度の生活を保障しているのでしょうか。全日本民主医療機関連合会が、1,482人に3月に聞き取り調査を行いました。結果は、食事は3人に1人が1日2回以下に抑え、18歳以下の子供も2回以下が17%と厳しい状態です。妻は1食、高齢の夫は3食、2人が3食とるとやっていけない。

弁当のおかずを2回に分けると70代の単身者。

1日の食費は1,000円未満が46%。子供のいる世帯でも7割が食費月5万円未満（総務省の統計の2人世帯は、食料支出は平均月5万8,000円でした）でした。入浴回数は、週2回以下が47%。1年間の被服・履物の購入回数がゼロが13%、64%が2回以下。金額も5,000円以下が49%でした。地域とのかかわりでは、74%が「地域の行事に全く参加しない」と答え、「冠婚葬祭には全く参加しない」が51%もありました。教養娯楽費は32%が0円と答えました。全日本民医連事務局長は「利用者が孤立している状態が見えてきた。生活保護基準の引き下げは深刻な生活困難を拡大し、孤立死や餓死がさらに続くと予想される。引き下げは中止すべきだ」と話しています。市長の御見解をお聞きいたします。

2つ目に、生活保護の切り下げに関連して、就学援助、住民税の非課税基準、国保税、介護保険料の負担増などが所得の低い方に直撃してくるのではないのでしょうか。負担増とならないように支援が必要ではないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしくお祈りします。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めの御質問の低価格に対する入札の改善についてであります。地方自治法上、最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則があり、公共事業の発注や物品の調達に当たっては、競争入札による透明性と競争性が求められているところであります。

本市におきましては、費用の積算に基づく適正な予定価格により入札を行い、一般競争入札については、平成20年度から対象工事を1,000

万円以上に広げ実施しているところでもあります。一方で、低価格での入札に対しては、公正な取引の秩序を守るため低入札価格調査制度を設けております。最低入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないか、賃金の支払いを含めた労働基準の遵守、現場の安全確保対策などについて調査した上で落札を決定しております。

また、低入札での落札工事については、履行状況等の確認をより厳格に行い、粗雑工事、不正または不誠実な行為などがあれば指名停止の対象としております。平成20年度から調査制度の対象工事を2,000万円以上から200万円以上に拡大し、厳正に運用しているところでもあります。

次に、福祉施設における雇用に関する御質問ですが、福祉施設における給食提供は、原則として施設内に調理室を設け、当該調理室で調理した給食を提供することとなっており、直接雇用であるか委託となるかは設置者の判断に任されております。

山形県によれば、当地域における福祉施設では、多くが施設で雇用した調理員による給食提供を行っているとのことでもあります。また、地域密着型介護施設を除いた福祉施設の運営に関する指導権限、監督責任は山形県にありますので、よろしく願いいたします。

次に、3番目の随意契約についての御質問ですが、本市における契約は、契約の種類と金額に応じて競争入札と随意契約の基準を設け運用しており、入札の場合は市に指名参加申請して登録された方々を対象としております。この指名登録制度は、契約の確実な履行を確保するため、指名登録の要件として資本金、建設業の許可、経験年数などにある程度の条件を求めています。営利を目的としない事業団体についても市への登録が可能でありますし、実際に建築関連業種などの登録者が少ない業種の発注に当

たっては地域性、信用性、公平性を考慮しながら、見積もり対象者として参加できるよう運用しております。

また、地方自治法施行令の定めにより、シルバー人材センターなどの特定の事業者とは随意契約ができることとされており、履行の安全性の確保、地域福祉の向上等の観点から適正に運用しているところでもあります。

次の地元の零細業者との随意契約についてですが、これまで申し上げましたように、公共事業等の発注には競争入札による透明性と競争性が求められており、工事または製造の請負であれば130万円を超えないもの、財産の買入れであれば80万円を超えないものなど一定の基準のもとで随意契約による発注を行っているところでもあります。

地域経済の循環や地域特性に適合した工事発注などの観点からは、一般競争入札においては新庄市あるいは最上郡内に本社または営業所などがあることなどの条件づきとし、指名競争入札においても、地元業者が優先的に指名することなどにより地元業者の受注確保を図っているところでもあります。

次に、公契約の際に労働者の適正な労働条件を確保することにより業務の質を向上させる公契約条例の制定はどうかということですが、公契約とは国や自治体が公共工事や委託事業を民間に発注することではありますが、ここに自治体独自の労働者の賃金などに制限などを設けるのが公契約条例であります。この公契約条例の制定は、千葉県野田市が全国で初めて制定したわけですが、公契約に係る業務の質や労働環境の確保及び向上を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するという目的は理解できるところでもあります。

しかしながら、本市の公共事業の発注に当たっては、賃金、就労時間などの労働基準の遵守を基本としており、これまで不正な労働条件に

関する情報も寄せられておりません。したがって、現在のところ公契約条例の制定については考えておりません。

沼田小学校の件につきましては、教育長より答弁させます。

子育て支援の子供医療費無料化の質問についてであります。この件につきましては、昨年の12月議会においても同様の質問をいただいておりますが、昨年7月、山形県医療給付事業の制度改正により、助成対象となる子の親への所得制限を廃止し、所得制限で適用外となっていた子供についても子育て支援医療制度による給付が受けられるようになり、対象者の拡大が図られたところであります。これに合わせて、市単独の制度になりますが、小学3年生までの外来診療分の窓口負担についても助成対象とする拡充を行ったところであります。

小学生の外来診療に対する医療費助成については、県の医療給付事業の補助対象とならないため、全額、市の財源から支出となっており、さらに医療費助成事業の実施によって国民健康保険の国庫補助が減額されるという財政運営への影響も勘案しなければなりません。

子供への医療費助成の制度化については、昨年10月、東北市長会が国へ制度創設の要望と財政支援を求めているところであり、さらなる対象者の拡大に関しては、昨年拡充した事業費とのおその効果を十分精査した上で判断してまいりたいと考えております。

次に、学童保育料の低所得者の軽減対策についてであります。現在、新庄市の学童保育所につきましては、新庄市立が3カ所、幼稚園や認証保育所が実施している民間立7カ所の合計10カ所となります。

利用状況につきましては、児童数が減少している中においても利用率に大きな変動はないことから、ニーズは増加していると思われま。

学童保育料につきましては、公立学童保育所

は県内でも低い水準を維持しておりますが、民間立学童保育所については経済状況の影響を受けやすいことから、平成21年度から運営費の補助を行い、安定的な運営と保育所の一定の水準の確保を努めております。

また、昨年度から収入の少ない家庭の保育料負担軽減を目的に、民間立を含めた市内全ての学童保育所を利用する小学校就学援助費受給対象世帯について、学童保育料を半額とする支援事業を実施し、32世帯を対象に約120万円の支援を行っております。

平成27年度から予定されている子ども・子育て新システムの中において放課後児童クラブも重要な位置づけとなっていることから、今後の国・県の動向を注視しながら、利用しやすい制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、生活に困っている人の支援を強化するに関する御質問であります。このたびの生活保護制度の改正は、就労・自立支援対策、不正・不適正受給対策、医療扶助の適正化を主眼として進められており、8月1日からは、生活扶助基準の適正化の観点から新しい生活保護基準に見直されることとなります。

生活保護制度は、国の政策として実施するものであり、新庄市としては制度改正の趣旨を踏まえ、適切な運用を図りながら被保護者の自立更生につなげていく考えであります。

次に、生活保護基準の見直しに伴う他制度での対応に関してありますが、基準改正により影響が出るとされている就学援助などの制度や住民税の非課税基準を参照する介護保険や医療保険などの自己負担限度額に対しては、生活保護基準改正による影響が及ばないような対応策を順次検討していくとの説明を現在受けている段階であります。

このたびの検討の中で、他制度にできる限り影響が及ばないようにするという全関係による

対応方針が2月に確認されているところでもあり、各制度の今後の対応はこの方針に沿って進められるものと思っております。

以上、壇上から私の答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから沼田小学校建設及び改善について答弁させていただきます。

子供たちが安心して学べる環境を保つことは最も基本的な部分であり、現在、最優先課題として耐震化事業に取り組んでいるところでございます。

沼田小学校は、平成22年度に校舎教室棟を、昨年度に体育館の補強工事を完了し、震度6強の地震に対しては倒壊を免れる程度まで安全性を高めましたが、校舎及び体育館は昭和38、39年に建築された建物であり、築後約50年が経過し、電気設備や給排水設備などの老朽化対策が重要課題の一つであると捉えております。

このような状況の中で、昨年12月に沼田小PTA会長並びに沼田学区区長一同の連名で、早期全面改築の要望書が提出されたところでございました。電気設備や給排水設備については、ふぐあいが出た都度に点検、修繕等を行い、改善対策を講じてきたところではありますが、建築後の年数を考えますと、配管の布設がえなど、全体的な確認の必要性も当然考えられるところでございます。構造体は耐震補強をしておりますので、設備や内外装について大規模改修を行い長寿命化を図るのか、耐用年数の経過度合いから改築を計画していくのか、慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、現在、教育分野の柱に小中一貫教育を据えておりますので、この視点での検討も加える必要があろうと考えております。

いずれにしましても、現在進めている萩野地

区小中一貫教育校建設事業が数年後に完了いたしますので、その後についても各学区での学校・保護者・地域の皆さんの御意見をいただきながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、緊急修繕等については遅滞なく対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 再質問を行わせていただきます。

まず、1番の①について、総合評価方式というのはどう考えておられるのか。例えば東京都の日野市では、価格以外の評価について、技術力の評価とともに公共工事の設計、労務単価の80%以上の賃金が確保できることとし、賃金台帳の提出も求めて履行の確認を行うとしていますが、そういった考えはないかお聞きします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ただいまの質問でございますけれども、総合評価方式ということだと思えます。

これにつきましては、価格だけではなくて、その企業が持っている技術的な要素、あるいは品質、施工方法、あるいは企業の社会貢献なども加えて総合的に評価をするものでございまして、これにつきましては時間と事務量が増大するというところで、例えば新庄市におきましてはこういうふうな総合評価方式はなかなか難しいのかなと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

実際に市民の皆さんのほうから、ダンピングについて、非常にづらいというかひどいという

か、そういうような声も聞かれています。それはやっぱり業者の経営を圧迫するだろうし、働く人の賃金なども思ったように出せないという、そういうつらい状況になるということでもありますので、例えば山形県の入札方法も学んでいただきたいという声があるんです。2008年に公共調達基本条例が山形県でつくられて、その前にいろいろな問題があったからであります、改善が図られております。それに学ぶ気持ちはないか、お願いします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ただいまの御質問についてでございますけれども、これは山形県の公共調達基本条例ということだと思いますけれども、これにつきましては、入札契約制度の運用における基本理念ということで、これに従って改善を図っていかうということだと思います。

新庄市におきましても、入札についてはいろいろ検討あるいは改善をしているところであります。いろいろなことを参考にしながら、これからも改善に努めてまいりたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） その山形県の条例の結果ですけれども、中をよく聞いてみますと、75%以下は失格とか、あるいは乱数表という聞いたことがないことでありますが、その利用などで低価格競争に歯どめをかけているということなんです。幾らでも低ければいいというわけではないというような形で業者をいじめないといえますか、余り低価格競争に走らせないように抑えているといえますか、そういうことだと思うんですが、それがいいんじゃないかという御意見があったんですが、どうですか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ただいまの質問の内容については非指名制度ということで、例えば低落というか、いわゆる一定の基準を下回った価格を何回か重ねた場合については次から指名をしないというふうな制度かなと思っております。ただ、新庄市におきましては低落と言われる入札もございまして。ただ、低落を行った業者についても市内の業者でありまして、市の中で雇用を確保しよう、あるいは持っている資機材を何とか使って会社を存続させようということ、やむなくということだとは思いますが。ということで非指名制度については理解しているところでございますけれども、採用ということは考えておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） さまざま入札のやり方については、山形県の担当者にお聞きすると、いろいろと考えて、これでいいというものではないのかもしれないというふうにおっしゃっていました。でも、よりよい、市内の業者の皆さん、働く皆さんの賃金引き下げなどにストップをかけるためにも、余りに低くはだめだというふうになるように考えていただきたいと思うんです。ということで、次にいきます。

1の②の再質問ですが、ほかの市内の老人保健施設や特養ホームでは、法人の職員による直営給食を提供していました。なれた調理師が6人くらいで残業もなく、交代で給食づくりができています。

給食をつくる調理師は住民の命を守っております。直営で雇い、人として大切にされるべきではないでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉施設

における職員の雇用に対する基本的な考えというところでございますので、佐藤議員のおっしゃるとおりだと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） これは、先ほど指導は県にあるというふうに市長のほうからいただいたわけですが、亡くなった人は市民でありましたし、またその福祉施設はやっぱり市内にあって利用者も市民がほとんどだと思うわけです。そういう中で、働く人が守られないような、そういうことが行われたことが現にあったような気がするんです。そういう意味では、今回この話をこの場で初めて聞いたかもしれませんが、県に対して、こういう事実があったということで、どう考えているのか、市民の働く人を守るような運営あるいは利用者の命を守るためにもそういうことが必要じゃないかというふうに言っていたかと思うんですが、どうですか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 佐藤議員のおっしゃられた事実に関しては新庄市では確認しておりませんので、この場でお答えすることはできません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ聞くようにしていただきたい、県に聞いてもいいし、その施設、関係者に、市内には老人施設はそんなにないわけでありまして、それぞれに聞いてみるのもいいんじゃないかと思うので、ぜひ聞いていただきたいと思いますが、どうですか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 市長答弁でもお話ししておりますように、各施設での指導権限、監督権限については、県それから市でそれぞれ分担を決めながらやっているという現状でございます。ただ、その施設でいろいろな条件があれば、市・県ともに連携をとりながら問題の解決を進めるという前提になっておりますが、今お話しされている問題につきましてもいはゆる労務条件、労働基準に関する問題でございますので、一つまた福祉施設の管理とは違うというふうな状況でこちらとしても考えておりますので、こちらから積極的にというふうな、現状では現在のところは考えておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） このたびの施設のことは、老人施設関係でありましたけれども、考えてみますと、保育所とかそういうところも同じように変えたりして、調理師などの使い捨てとありますか、そのようなひどい労働条件などになってしまう可能性が私はあるような気がしてならないんです。市民の使い捨てが、働く人の使い捨てが行われているような気がして、本当にひどいというふうに思いますので、そういうことのないように、私は目配せ、ほかの施設についてしていただきたい。給食という、保育所であれば子供のもんです。子供の命にかかわるものをつくっている人たちの命が守れずして子供の命を守ることはできないだろうと思うんです。そういう意味では、働く人が大事にされているのか、そういうことも私は福祉関係の施設として必要だと思いますので、今後、気を配り、目を配り、見ていただきたいなと思います。

次に質問します。1の③に関連してですが、委託や指定管理の現場では、発注単価の低下と業務自体が有期契約であることから、賃金の低

下とともに非正規労働の広がりや雇用の不安定化が進み、必要な研修が十分行われず、専門的な技術や熟練が軽視されるという事態が広がっているとされていますが、新庄市ではどう見ておられるでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 指定管理に係る御質問のようでございますので、私のほうから答弁させていただきますが、指定管理における指定管理者の中の従業員の研修等につきましては、今年度予算でもその指定管理団体のほうに必要な研修については盛り込むようにというふうな指導もさせていただいております。また、よく佐藤議員のほうから御指摘されますように、低賃金だという御指摘に対しましても、徐々にではございますがその改善を図ってまいってきております。そのようなことで、指定管理者制度自体につきまして御指摘のような事例はないかと思っておりますのでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 大阪市の地下鉄の清掃業務では、2008年11月、一般競争入札で落札率48%で受託されました。働く人は時給760円、時間外勤務を含む月収約14万円、社会保険や交通費などを引くと手取りで9万円余りでした。それで、生活保護保護基準より低いということで、低い金額2万4,000円を市から生活保護として支給してもらうようになさったということです。

そんなことになる前に、必要水準の賃金を保障するほうが本当はこういうのは合理的であるのではないかと思うんです。実際に一人一人の働く人たちの市から仕事をもらった、指定管理であり、あるいは委託業務であれ公共事業であれ、働く人たちの賃金の中を見たときに、こういう低い賃金の方がおられると私は見ておりま

す。たまたま新庄市は車を持っている人が多いので、車がないと仕事場に行けないというのが現実ですから、そういう意味では車があるということで生活保護申請には至っていないかもしれませんが、ひとりで暮らすにはとても生活保護でもしてもらわなければならないような厳しい賃金で働かされている方がおられるんじゃないかと思うんです。そうならないように、私は一人一人の賃金まで見てやっていくというようなことが必要でないかなと思うんですが、どうですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 賃金のお話でございますが、山形県の定めている最低賃金、これも勘案しながら、我々といたしましても、この数年間かけ徐々にその改善を図ってきているというところでございます。その中で、やはりその時間、働いていただく時間、業務の内容等を勘案しながらの賃金設定を考えてございますので、その点よろしく御理解いただきたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。今後とも生活できる賃金を保障する、生活保護基準よりも低いよりも生活になるようなことにならないように、ぜひ丁寧に賃金を見ていただくような方向に考えていただきたいなとお願いしたいと思います。

次に、沼田小学校の建設及び改善についてです。

教育長のほうからは、大規模改修でいくか、新築か、慎重に考えたいと。小中一貫教育の面からも検討ということでもあります。そういう意味では、萩野小中一貫校後にというような話もあったように思います。萩野小中ができるまであと2年以上あるわけですが、その間、遅滞な

く対応したいということですが、その内容はどのように考えているのでしょうか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 先ほどの御質問の中に塩化ビニルですか、水道から出てきたというようなことがございますけれども、これにつきましては、今年の1月、そのような状況が出まして、その後、ことしまでかけて、例えば給水ポンプの修繕、給水ポンプというのは2台ございますので、交互運転するわけですが、片方がちょっと動作が不良だというようなことでそういうふうな修繕を行っております。

また、1月には厨房の混合水栓の修繕、3月にはこれも給水ポンプの修繕なんですけれども、給水ポンプ2台のオーバーホール等々、部品の交換等も行っております。それ以後、この水の部分については問題等の報告はございません。ということで、今申し上げましたように、先ほど教育長もお答えしているんですけども、ふぐあいが出た都度に早急に対応したいと、緊急修繕ということで対応しておりますので、そのようなことで御理解いただきたいと思っております。

また、教育環境につきましては、今年度当初予算で空調設備の調査、設計等の予算をつけておりまして、これについても既に発注しております。来年度以降、そういうような環境整備についても進めてまいりたいというふうに考えております。以上のようなことで御理解いただきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） カビの件なんですけれども、カビというのがいろいろ子供たちに悪影響を及ぼさないかなとすごく心配なんです、その点についてはどのように考えているんでし

ょうか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 先ほどの御質問の中に壁の結露の問題、子供の教室のロッカーが結露によってぬれると、かばんがぬれるというようなことがございました。

こういうふうな内容につきましては、当然教育委員会の担当の者がその都度お伺いしながら状況を確認しております。また、毎年度当初予算の編成の前に各学校から修繕等、設備の改良の要望等もいただいております。それらの要望、かなりの数になるわけですが、その中でどれを優先的にすべきなのか、その辺のところも学校の御意見もいただきながら判断してまいりたいというふうに考えております。

なお、カビの部分については、なかなか断熱というふうなことがございますので、躯体部分のかかわりもございます。その辺につきましては具体的にどういう対策があるのか、その辺もあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次に質問します。生活保護についてなんですが、大阪北区で、28歳の母親と3歳の子供の遺体が発見されました。死後3カ月以上経過でした。今年の10月に入居したそうですが、電気もガスもとめられていたということです。ライフラインの情報を市がつかんでいればとめられたのではないかと、こんなことにならなかったのではないかと問われています。

当市では、こういったライフラインについての連携はどうでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小

野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま、大阪府北区での孤立死のお話がありました。たしか一旦別の区、守口区で相談を受けながら孤立死に至ったという状況でございまして、大変痛ましい事故だったというふうに思っております。

山形県に関しましては、ライフラインに関連した見守りということで、昨年度からいわゆる民間業者と県との地域の見守り活動に関する協定を締結しております。具体的には、新聞配達に従事される業者、それからいわゆるライフライン、現状ですと郵便局、それからLPガス協会、新聞社につきましては山形新聞社ということでお願いしておりますが、これらの業者の方々と事業所と協定を結びながらライフラインにかかわる見守りということでやっておりますが、具体的には日常業務の中で、いわゆる住民の方の異変に気づいた場合、市町村に、我々のほうに連絡が来ると。緊急時には直接、警察・消防に連絡が行くということになりますが、我々が連絡を受けた場合には担当の民生委員、それから地域の社会福祉協議会、この部署にそれぞれ連携とりながら見守り、もしくは救出といたしますか、援助を行っていくという今協定を結んでおりますので、現在はその中で見守りを行っているということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 安心しました。ありがとうございます。

もう一つは、生活保護制度の周知を図るべきではないかということです。制度や相談窓口を知らせるポスターをコンビニに張るなどして、「御飯が食べられなかった」ということのないように、「おにぎりが食べたかった」というよ

うなことのないように、そういう人たちに手を差し伸べることができるというような、そういうポスターをコンビニに張るといのはどうでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 生活困窮者に対する支援策としての生活保護制度があるわけですので、生活保護がどうかという問題ではございませんが、いわゆる生活困窮者に対する援助策としては、平成25年度からは新たに相談支援事業所ということで各市町村に設置が義務づけられる、正式には27年度からなんですけど、モデル事業として25年度から早くは導入される可能性がございます。ですから、そういう相談事業所におきまして相談が受けられるというふうな状況については情報提供していくということでございますし、あとやはり市のホームページもございまして、そういう状況を踏まえながら、できる限りの中で情報提供はしていきたいというふうには考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） アベノミクスによって物価が上がっています。来年の消費税増税分も含めて、生活保護費の引き上げこそ求めるべきではないでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 このたびの生活保護制度の改正の中では、生活基準の改正というのは一部の問題でございます。全体では就労支援、それから医療支援の問題、いろいろな部分の中の一つの状況としてまず御理解い

ただきたいというふうに思います。ですから、全体の保護制度を効率的もしくは適正に運用していくためには、現行の保護制度を我々の中で適正に用いていくというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと申します。

小嶋富弥議長 以上で、今定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

小嶋富弥議長 今期定例会の本会議をあす12日から17日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12日から17日まで休会し、6月18日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集お願ひします。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時50分 散会

平成25年6月定例会会議録（第4号）

平成25年6月18日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員 局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦
農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会会長 武 田 清 治
農務局局長 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主事 八 鍬 貴 征

議事日程（第4号）

平成25年6月18日 火曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 議案第36号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第37号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 4 議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 5 議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について
- 日程第 6 請願第3号T P Pへの参加に反対する請願
- 日程第 7 議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

- 日程第 8 議案第41号新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について
- 日程第 9 議会案第6号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第1議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第4議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

（石川正志総務文教常任委員長登壇）

石川正志総務文教常任委員長 おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

審査のため、6月12日午前10時より、議員協議会室において委員8名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

まず、議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

担当課より、本案は地方自治法の改正に伴い、新型インフルエンザ等特別対策のため本市に派遣された職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が支給されることになったことに伴い、関係条例について必要な改正を行うものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から、派遣要請の仕方はどういうやり方でやるのかとの質疑があり、担当課より、インフルエンザ等緊急事態の宣言があれば当市で本部を設置し、それから県の本部、国の本部というぐあいに派遣を求める流れになると思うとの説明でした。

その他質疑等ありましたが、この議案に関して採決した結果、議案第35号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第36号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については、税務課職員の出席を求め審査を行いました。

担当課より、本案は、平成25年度の税制改正の大綱の内容を盛り込んだ地方税法の一部を改正する法律の交付により、必要な改正を行うものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から、延滞金の利率の引き下げということだが、払いたくても払えない人と悪質な延滞者というわけだが、理由によりしんしゃくするということはできないのかという質疑があり、担当課より、理由によってしんしゃくするということは原則、法律で決まっていることなので実施しないとの説明がありました。

その他質疑はなく、この議案に関して採決した結果、議案第36号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定については、教育総務課職員、社会教育課職員の出席を求め審査を行いました。

担当課より、本案は旧角沢小学校跡地を新た

な施設として活用するために管理条例を設定するものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から、日常的な管理を地元の方々をお願いするののかとの質疑があり、担当課より、日常管理の業務委託ということで町内会をお願いしたいと思っているとの説明がありました。

また、委員から、地元の方がこの広場で山菜を販売しようというようなときは料金はかかるのかとの質疑があり、担当課より、不特定多数の人を相手にして営利目的で販売するという事になれば料金はかかることになるとの説明がありました。

そのほか質疑等ありましたが、この議案に関して採決した結果、議案第37号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会教育課職員の出席を求め、審査を行いました。

担当課より、山屋セミナーハウスにエアコンを設置することにより冷房の使用料を徴収するために必要な改正を行うものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から、冷房設備の使用料はどの程度のものになるのかとの質疑があり、担当課より、現在の暖房使用料よりも若干低い価格で設定になると思う。冷房使用料をいただいている文化会館や市民プラザ等の施設を参考にしながら検討していくとの説明がありました。

その他質疑等ありましたが、この議案に関して採決した結果、議案第38号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。よろしくお願いたします。

小嶋富弥議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2議案第36号新庄市市税条例の一部を改正する条例の設定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3議案第37号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第5議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について及び日程第6請願第3号TPPへの参加に反対する請願の2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

奥山省三産業厚生常任委員長 おはようございます。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願1件です。

審査のため、6月13日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定については、健康課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課の説明では、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法が4月13日に施行されたことに伴って制定するもので、新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府対策本部による緊急事態宣言がなされた場合に直ちに市町村対策本部を設置しなければならないことから、必要な事項を定めるものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、対策本部を設置する場合、積極的に薬の確保に努めるとかはしないのかといった質問があり、健康課から、ワクチン等の確保については市町村の対策本部ではなく国の対策本部の仕事になるとの説明がありました。

その他、質問等がありましたが、採決の結果、議案第39号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号TPPへの参加に反対する請願につきましては、請願の紹介議員の出席を求め、審議を行いました。

審査において委員から、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったということに対しては、相手はアメリカだけでなくオーストラリアやカナダ、ニュージーランド、メキシコなどの国々であり、そのような国々の反対があればやはり聖域というのは存在しなくなるのではないかと、早急に市議会としては意見書を出すべきだという意見がある一方で、TPPに参加の意思を表明しているということもあるので、もう少し国の動向なども注視して判断すべきであり、継続審査とすべきであるといった意見が出されました。

そのほか委員間で討議をした後、継続審査とすることに関して採決した結果、可否同数となり、委員長決裁により継続審査すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号TPPへの参加に反対する請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番(清水清秋議員) 私のほうから、TPP参加に反対する請願、継続審査となったということではありますが、この前、農業団体からTPP反対請願、このものには請願を可決していただいたという形であったわけですが、今回、継続審査。

委員長から内容説明を聞いたんですが、どうもどの辺が継続なのか、もう少し詳しく説明していただければなど。

そしてまた、この請願の文書の中での中段、「そして日米の事前協議」とずっとあって、「事前協議で国益をことごとく明け渡した政府が」とあるわけです。この辺の国益をことごとく明け渡したその内容、どういうものがそういうふうな国益を明け渡した内容、その辺、審査、審議なされたのか。これは非常に重要な物事だと私は捉えておりますので、どのように審議なされたのか、なされなかったのか、この辺を継続審議とするのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 先ほど報告にもありましたように、政府としてはT P Pに参加の意思を表明しているわけです。それで、3月にも農業団体2つから請願が出ているわけです。それも一応国のほうに要望というか、提出しているわけですが、それを受けて、もう少しこれから国の動きなども注視して、それから判断してもよいのではないかとというふうに私、委員長としては判断いたしました。

それから、先ほど清水委員からありました項目の検討ですか、それにつきましては、紹介議員からある程度説明がございましたけれども、その点については委員からは余り意見は出ませんでした。以上です。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） 今、11カ国参加して協議しているわけです。それに反対の請願ですね、これ。やっぱり参加そのものに反対の請願だというような内容であるわけですので、これは継続になったというものですと、どうも伝わりが我々にはぴんとこない。特に今、私が指摘した

国益をことごとく明け渡した、その内容をやはり、国益をことごとく明け渡したとなれば当然、今、安倍首相が言っている国益をもたらす物事での参加交渉というものにはならないわけで、継続審査になった物事だとすれば、ぜひひとつこの辺も十分に踏まえて請願の審査をしていただければなどと思いますが、委員長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 ただいま国ではT P Pの参加の表明はしているわけです。ただ、交渉拡大というか、それには入っていないわけです。それで、まだこの委員会ではこれから継続審査してもっと調べるというか、そういうふうな意見が多数を占めたということになりましたので、以上の結果でございます。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） T P P参加に反対だから、今、参加するかしないかという協議しているという委員長の話なんですが、それはそれといたしまして、継続審査になったわけですから、先ほど指摘した国益をことごとく明け渡したという件をやはり十分に検討していただきたい、審査していただきたい。そしてまた、これを次の会議のときにぜひ委員長のほうから報告していただければありがたいと思いますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

小嶋富弥議長 答弁、求めますか。委員長の答弁、もらいますか。

1 2 番（清水清秋議員） 検討するというか、審査するということの答弁やってもらいたい。やるかやらないかということ。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 検討します。よろしく申し上げます。

15番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小嶋富弥議長 新田道尋君。

15番（新田道尋議員） 今、委員長報告で継続審査というふうに伺ったんですが、来月の15日から25日というふうなこと、決まっているんですね。日本がそこへ初めて参加ができるという予想です。これはアメリカの審議が23日の午後には終わるということで、恐らく通るんじゃないかという予想のもとに、そういうふうに政府では言っているわけです。

今回7月のやつは参加、23日ですから、24日、1日延長しまして25日になったということです。2日間で日本が会合に参加できると。2日間でどのぐらい日本の言い分を言うことができるかということが非常に問題になってきてまして、今まで3年間かけて17項目にわたって審議された、既に決まった部分が相当数あるわけです。まだ残っているのがあとは4項目というふうに報道されております。そんなことで、初めて参加する来月の24日。この請願はTPPに参加すべきでない、頭から参加してはならないという請願なんです。ということは、今までにはいろいろな情報の中で、日本の国益を守るということがさっぱり表面に出ていないということが一番問題で、直近では農業問題は一番ですが、漁業の補助も禁止すべきだというアメリカの意向があるというふうなことを報道されております。

そんなことで全体を眺めてみても、聞いても、情報を得た限りでは、さっきも申し上げましたが、日本に対するプラス面が全然ないんだというふうなことが言われています。特に新庄市の重要産業である農業に対しては、申すまでもなく完全撤廃されたとすれば相当数の被害が出るわけで、概算ですけれども、3兆円という日本の全体では言われています。プラスマイナス計算しても、総合的に見てもプラスになるものは一つもないんだということを言われています。

今、既に終わった合意書、それは日本が幾ら

申し入れをしても翻ることは、撤回するということはあり得ない。昨年の12月に参加した国も、全部前の決定した事項をのんで了承することによって参加を認められたというふうな経緯があるわけで、日本だけ特別扱いになるなんていうことはあり得ない。900ページにわたる合意書があるということで、これは見させてもらうことはもちろん全然できないわけで、そんなことで、日本は参加するにしても大変不利な立場に立たされるということから、やはり国民に知らされている部分が多いということで、もう少し時期をずらすとか次回にするとか、まだ参加していない国だって、中国・韓国だってやっていないんだから、何も慌てて途中から入っていく必要が私はないんじゃないかというふうに思います。

そんなことで、非常に隠れた部分が多いこの会合には参加しないようにというふうな請願の内容でございますので、もう少し委員会として掘り下げて、よく検討して、これは日本の国益というか将来を左右する大変重要な問題でございますので、もっと真剣に慎重に、目の前に置かれた直前の会合に参加しないようにというふうなことなので、それをもう少し慎重に内容を検討して委員会としてはすべきだというふうに思いますので、私はもう一回やり直していただきたいなというふうに申し上げますが、委員長、どうでしょうか。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 委員会としては十分に一応審議を尽くして、あと採決の結果、継続審査というふうになったのであります。以上です。

15番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小嶋富弥議長 新田道尋君。

15番（新田道尋議員） これ継続しても4月25日で1回目の初めての会合が終わるんですよ。

それが終わってから委員会でもた恐らく再審査するとすれば9月になるんでしょうけれども、それでは全く意味ないわけですね。だから要するに請願の趣旨というのをもう少し深く掘り下げて慎重に扱うべきであろうと私は思いますけれども、お祭りが終わってから採択、不採択、どっちにしてもこれは何も意味をなさなくなると私は思うんですが、どうですか、その辺。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 委員会で一応可否同数になって、委員長の決裁というふうになって、先ほど説明しましたように国としては参加の意思を表明しているわけです。だからこれから国の動きをもう少し見て判断してもよいというふうに私は判断させていただきました。以上です。

15番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小嶋富弥議長 新田道尋君。

15番（新田道尋議員） 私も委員会に説明を求められて出席しまして、そのときも7月と9月にTPPの会合が予定されているんだというふうに説明をいたしました。それで、準備としてはこれから4月、9月終わりますと、10月には基本合意ございまして、年内には交渉の妥結を見るんだというふうな順番になっていますね。もう間近、全部が決まるわけですので、やはり言うべきものは言うべきであるというふうに思いますね。それで、言うチャンスが絞られてきたということで、途中からでも勇気を持って、参加をしないというふうなことが一番日本にとってはいいんじゃないかというふうに思うわけです。その辺を十分に審査したとは思えないですけども、繰り返し繰り返し内容を報告するにすぎないようでございますのでやめませうけれども、次回もし機会がありましたら、その辺をよく掘り下げて、日本のためになるかならないか、その辺が一番重要ですので、よく審

査をしていただきたい。終わります。

小嶋富弥議長 答弁要りますか。

15番（新田道尋議員） 要りません。

小嶋富弥議長 ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別になしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号TPPへの参加に反対する請願に関する件は、産業厚生常任委員長より継続審査の申し出がなされておりますので、継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 異議がありますので、起立採決いたします。

請願第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、請願第3号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

日程第7議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第7議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 8ページの3、民生費の1で、生活保護総務費がありますが、この生活保護運営対策事業費の内容についてお願いします。

それから、次に10ページの7款2目で、商店街活性化アドバイザー育成事業委託料について、内容はどのようになっているのかお願いしたいと思います。

それから、3つ目ですが、11ページの8款土木費2目で、雪総合対策事業費で修繕料、水上がり被害抑制の流雪溝改修ということですが、どこなのかお願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 8ページの民生費、生活保護運営対策事業費、電算システム改修業務委託料というふうになっておりますが、これにつきましては歳入の6ページでございます民生費、国庫補助金になりますが、セーフティネット支援対策等事業費補助金、これに基づく内容になっております。つまり、今回生活保護基準の見直しがございます。8月1日をもって改正というふうに予定されておりますが、これに合わせてシステム改修が必要になりますので、これに対する歳入それから歳出を今回計上させていただいているというところがございます。

中身としましては、セーフティネット支援対策事業費というものにつきましては、通常的生活保護の枠とはちょっと外れまして、別途に生

活支援、それからいろいろな相談事業に対しての100%国庫補助の補助金なんですけど、これを用いまして今回システム改修を行うというふうになっております。

システム改修の内容につきましては、8月から改正ということになりますけど、今回、生活保護基準の改正につきましては、3年後、27年度を目指して保護基準を低減、下げていくというふうな形の取り扱いになります。ですから、単純に考えれば、3年後に10%を上限として削減するという中身になっておりますので、それを3年間かけて下げていくというふうなシステムの中身になっております。ですから、それに対応する今回、電算システムの改修を行うということでございますので、よろしく願いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 補正予算10ページ、7款の商店街活性化アドバイザー育成事業委託料につきましては御質問でございますが、この件につきましては、財源が県の補助金でございます。予算書で申しますと6ページ、15款2項4目労働費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金が全額充当されるものでございます。

内容につきましては、商店街を活性化する方策としまして、今現在、商店街活性化の三種の神器と呼ばれるものがございます。1つには100円商店街、それから2つ目はバルというものです。それからまちゼミという3つのものがございまして、100円商店街につきましては新庄市が発祥地ということで全国から認めていただいているわけですけれども、バルというものにつきましてはスペインが発祥の地と言われておりまして、会員となる商店街、飲食店等で共通チケットを発行しまして、食べ歩き、飲み歩きをするという方策でございます。それから、

まちゼミと申しますのは、店の人が講師役みたいな形になりまして、商品の知識あるいは技術、食べ方のコツなどをゼミ形式で説明して活性化を図るというものでございます。この2つ、バルと呼ばれるものとそれからまちゼミと呼ばれるもののアドバイザーを育成して商店街の活性化に役立てていきたいという内容でございます。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 それでは、私のほうから御説明申し上げます。

11ページ、8土木費、雪総合対策費、その修繕料でございますけれども、ここにつきましては水上がり箇所解消というふうなことでございまして、末広町地区になります。平成24年度、このたびの雪で7回ほど水上がりになっていまして、それを早期に解消するというので、市道31号線の部分の流雪溝を改修するものでございます。延長は大体80メートルほどを予定してございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

さて、一番最初の生活保護の改正に合わせてということですが、これは内容は生活保護費の引き下げということだと思います。ところで、生活保護の引き下げをやろうとしていますけれども、捕捉率というのがあると思います。生活保護基準よりも低い生活を余儀なくされている、低所得でありながら受けている人が今少ない、2割程度と言われておりますが、捕捉率の低い状態の改善こそ必要でないかと思うんですが、そういったことなど、どうでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま

捕捉率の改善についての御意見といたしますか、御質問いただいておりますけれども、いわゆる捕捉率、日本の場合の生活保護制度に対する捕捉率が非常に低いのではないかというふうな指摘がかなりされております。一つ大きな原因としては、生活保護制度の中で、現状としては資産の保有が制限されているというふうな部分がございます。車の保有、それから住宅ローン、これがあれば生活保護申請には該当しないというふうないわゆる事業設計の制限があるということが一つ大きな要因としてあるというふうには認識しております。

それともう一つ、他国の制度と違うのは、社会保障の負担率が大幅違うというところがございます。ほかの国ですと60%から70%ぐらいまで、税も含めて負担されている国もございます。日本の場合ですと40%程度しかまだ負担率が達していないというふうな状況の中で、生活困難な方々に対する支援策はどうあるかということに対しては検討すべき余地はあると思いますが、やはり総体的な中での現状をまず認識されながら話を進めていくということが前提になるかと思われまので、現状としてはそういう認識でいるというところでもよろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 社会保障の負担率というお話でありましたけれども、そこについてはもう少しいろいろ調べていただきたいなと思います。というのは、確かに消費税率だけで見るときには、ほかのヨーロッパ、先進資本主義国が高いように見えますけれども、実際そこに行って詳しい資料などを見ますと、医療費、介護などが無料であったりして、さらに住宅も手当てもされ、年金も高いということだし、消費税そのものについても食料品が非課税ということで、低所得の方から見たらずっと負担が低いと

いうふうにも言われております。そういう点などを見て、本当に国民の負担率、社会保障の負担率が日本が高いのか。実はヨーロッパが高くない、日本のほうが負担率が高いとも言われておりますので、そういったところをぜひ見ながらやっていただきたいし、捕捉率を上げるように、必要な方が受けられるようにする方向でやることこそ必要だと思いますし、生活保護費そのものも決して高くないので、内容も憲法25条の精神に沿って、健康で文化的な生活を全国民に国として保障するという憲法がありますが、その条項に沿って生活を保障するような生活保護であり、社会保障であってほしい、そういう中身になるように見ていただきたい、国に対して物を言っていたいただきたいというふうに思います。

それから、次にですが、商工振興対策費に関して、アドバイザー育成ということで、このお金がついております。しかし本当にこれで商工振興になるのかということで、きのうも市内の商店の方から言われました。大型店がまたふえる。こういう中で商店街と言われても厳しくて、やめるか、店を畳むかと今本当にその瀬戸際で苦しんでいる状態で、市でこの商店を守るために何ができるかということで、市民から言われたのは、大型店、大きい店に独自に市で課税できないのかという一つありました。それはどうなのか。

それから、2つ目に商店のリフォーム助成というのを高崎市でやっておりました。商店、一つ一つ頑張っているところに最高100万の助成、半分市で助成だったと思いますが、そういう形で一つ一つの店を魅力的なものに変えて利用したい気持ちにさせていくというか、その応援を市で行うのはどうなのか。

それから、3つ目に固定資産税を安くすることもできないのか、そういったことで商店街の振興対策ということで、そういう点など考えら

れないのかお聞きしたいと思います。

小嶋富弥議長 佐藤議員、固定資産税はちょっと解釈になっていきますので、その辺、絞ってやらないと論点定まりませんので、論点を絞ってひとつ御質問をお願いしたいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街活性化の方策についての御質問でございますけれども、このたびアドバイザー育成ということでバル、あるいはまちゼミということで企画しております。そのほかにも味覚まつりとかさまざまな形でイベントを組みながら活性化策を十分やっていると思いますので、また、大型店とのすみ分けも既になっているのではないかとというようなことを考えておりますので、今後このような事業を進めながら取り組んでまいりたいと思います。

それから、リフォームの助成につきましてでございますけれども、今現在は考えておらないんですけれども、少し勉強させていただきたいと思います。以上です。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 私のほうから二、三質問させていただきます。

きょうは観光協会の会長、常任理事も来ている中で、観光振興、10ページの3目観光費についてお伺いいたします。

11ページの新庄まつり業務委託料、21万何がしあるわけなんです、これは市長はかねがね新庄まつり100万人交流、誘客、そういうような数字を掲げておるわけなんです、それもこの一環だと思いますが、どこにこういうふうなまつりツアーの委託をされるのか、まずお聞かせいただきたい。

そしてまた、新庄まつり全体の一貫的に捉えて物事を申し上げさせてもらおうと、新庄まつり、

今のやり方では到底100万人なんて夢物語だと私は思います。なぜかというと、これは新庄まつりそのものが全体的に一体感が出ていない、私はそう思っています。つくる人、はやし、そして特に見る側になったまつりがなっていない。今、40万から50万も見に来られているという中で、見る人が座ってゆっくり見れるというのはある意味、観覧席しかない。あとはどういう観覧の場所、そしてどういう物事で見ているかという、皆、道路沿いに立って、市長、山車1台や2台じゃないですね、20台だ。20台全部見るとしたら2時間はたっぷりかかる。こういう状況を考えるにつれ、かねがね私は思っていたんですが、そういうふうな一体感が生まれにくいようなまつりを市長はどう捉えて100万人を誘客するのか、中身がまだ見えてこない。今、行政サイドでその100万人に見てもらえるようにといろいろ検討しているようですが、ぜひひとつ、こちら辺で新庄まつりの見直し、そういうふうなものをきちっと検討に入って、いろいろなことがありますよ、課題点。宵まつりを2日間やったほうがいいのか、あとは町内ごとの協賛金というか御祝儀のもらい方、こういうものだって市民からいろいろ問われている。そういう問題・課題を解決する方向で今本当に歩んできているのか、私には見えてきていないんですね。やっぱり見る側に立って新庄まつりを興行していただきたい。

これにはいろいろな問題・課題があることは聞いております。神輿渡御の皆さんの意見。しかしながら、行政サイドで、今こういうような補正とかも出てきているわけですね、まつりに。全体で去年あたりでどれぐらいの予算を新庄まつりに投資というか計上しているのか、その辺も踏まえてお知らせいただきたいと思っております。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 1点目につきましては、

補正予算の11ページになりますが、新庄まつりツアー業務委託料21万についての御質問かと思っております。

これにつきましては、1点目の狙いとしましては、震災復興の絡みもございまして、昨年度までお呼びしておりましたように仙台の若林区、それから石巻、こちらの被災地の方々をお呼びして新庄まつりなどを見ていただくということを考えておまして、これは市内の業者のほうに委託しているものです。当然震災復興でお呼びするというだけでなく、新庄まつりをPRするために、100万人構想の一環としてまつりを見に来る人の拡大のためにという2つの目的を持ちましてツアーを組んだというところでございます。

それから、まつりの全体的なことにつきまして御質問がございましたけれども、観覧席の問題につきましては、やはりアビエスの観覧席等につきましては、キャパシティとしてはあれ以上整備をするということになりますと大変な問題が出てくるのではないかと思います。やはりもう少しあそこを拡大するのか、それからもう少し通路での観覧席をどうするのかといった問題につきましていろいろ御議論がございまして、新庄まつり百年の大計につきましても第3期計画が4月からスタートということでございまして、その策定をする段階でもさまざまな意見があったということで検討事項として早急に対応しなければならないと、結論を出していかなければならないというふうに考えております。

それから、奉賛金の御意見もございましたけれども、やはり奉賛金をもらうべきではないという御意見と、それがあから新庄まつりなんだという御意見もありまして、委員会の中でもまだ統一がなされていないのではないかとこのように考えております。百年の大計の3期がスタートしたばかりでございまして、その内容で

も検討という、検討事項ということになっておりますので、もう少し議論しながら結論を出していきたいというふうに考えております。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 先ほど質問した全体的な市の行政費、どのぐらい年間出しているのか、わからなければ後ででもいいんですが。ということは、今、観覧席の物事、今回あのチケットを販売して、その日のうちに4時ごろ完売だという話も聞いております。特にことしは土曜日に宵まつり、その辺も重なったからかなと思いますが、ただ、1日で完売したから喜んでいる問題じゃないんですよ。それだけ新庄まつりを見たいというお客さんがいるということでしょう。そうしたら、もっといる状況なわけですよ。それに幾らかでも応えてやろうという姿勢が見えてこないのよ。大変だ、大変だ。座って見せなければ、20台の屋台は見られないべや。そう思いませんか。2時間も立って。旅行会社、新庄まつりツアーで来て、バスからおりてもらって、どこで見るかわからない。終わったらまたバスの東口まで来てくださいよと。これじゃ、そういう体制で100万人、連れてこられるなら連れてきてくださいよ、市長。やはり観覧席、それ相当のを設けてやるとか、ゆっくり見てくださいよとか、そういうふうな物事を考えられないんですか。実行委員会あるでしょう、新庄まつり実行委員会、いろいろな方々がそこに行ってお話ししている。しかしながら、どうなんですか、その話の協議の内容。私の耳にも入ってきております。うまく調和とれた話になっていない、ならない、そういうことも聞いております。一方で、市では格別何とも言いがたいと、そういうような物事では、せっかく市長が100万人に来ていただいて、新庄まつり、あれを見ていただきたいというような構想がいつになったらできるの。いいですか。やはり協賛金をい

ただくにも、市民がどういうふうな目線で見ているか、ああいうふうな今の姿では俺も好ましくないと思っています。そうしたら、どういうふうになる。

ましてや文化財でしょう。行政がこれだけ2,000万、恐らく全体でそれ以上出しているんじゃないですか。出して悪いとは言わない。だとしたら、今、町内会で非常に苦勞しながらあのすばらしい立派な屋台を製作している。そうしたらやはり、これまで文化財とかいろいろな形で行政が引っ張ってきたりフォローしてやってきたわけでしょう。じゃここでもう一踏ん張りして、町内会に対して、囃子連盟に対して本腰を入れてやっぱりそれなりの予算も考えてやるべきだと。そういう考えはどういうふうに市長は捉えていますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 大変ありがたい質問だというふうに思っています。100万人というような目標を掲げたおかげでこうした議論が進んでいるということ、大変うれしく思います。これまでは役所が何をしてくれるんだというふうな議論の中が中心だったと。全国のお祭りの中で、誰が主体になるのかということが非常に大きなそれぞれのお祭りの課題であります。

実は昨日、台東区にて、お祭りのこれまで携わってきた人のお話を聞きたいということで、上野公園まつり、浅草まつり、全て民間団体でやると、行政は手を出さないというようなお話がございました。しかし、これまでの新庄市のお祭りの伝統的な流れからして、行政がこれから手を外すと、ただ単にお金を出し支援することだけでいいのかというようなことに葛藤を覚えてきたところであります。また、さまざまな状況の中で神事が入るといった問題もございます。しかし、それは文化財ということでクリアできたというふうに思っております。

今後、これだけ市民の皆さんが自慢の新庄まつりを外へ出していききたいと、この議論の中でもそこまで大きくする必要はないというお祭りの関係者もおるわけです。そういうふうなことで、それらの意見を調整しながらお聞きし、あくまでも私の場合は顧問という形でありまして、実行委員会は別途あるわけです。実行委員会からさまざまな要望・要求が出て初めてこの場に予算化し、議員の皆さんに討論していただいて、それが是か非かというようなことになるのかなというふうに思っております。心構えとしては常にそういう思いでおります。

ですから、お祭りを見る方々をどうするのかという問題、このことについて行政が全て「はい、やります」というようなことでいいのかという問題もございます。山車連盟、囃子連盟、そしてみこしの皆様方が見させたくない、あれは市長が勝手に言っていることだというのであればそれまでだというふうに思っています。

ただし、地域の中で人を交流させていくという大きな目的が行政にはございます。人口減少の中で「人行きかうまち」をすると、一つの材料として新庄まつりがあると。それを補完的に行政が支援し、そしてそれが大きくなり、さまざまな形で経済活動が起きないだろうかという、そういうような側面もあるということを思っております。

今後、きょう清水議員からありましたように、各界からさまざまな御意見が出るのが行政にとってもさらなる進歩、支援につながるものだというふうに思っております。全てに行政が出過ぎてはいけないということも一方にはありながら、100万人という非常に矛盾する形ではありますが、行政の守備範囲というものととの整合性をとりながら進めていきたいというふうに思います。

きょうの議論、御意見、大変ありがたく思います。今後ともそうした各界から御意見が出る

ことをぜひお願いしたいなというふうに思っております。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） 市長、私なりに物事を捉えて言わせてもらいましたが、やはりお祭りは見る人があってこそ雰囲気、祭りの盛り上がりが出てくるんです。囃子連盟の方々だって、新庄駅前に行けばいっぱい人がいてやる気が出てくる。だけれども、25日の昼間はどうもただけいなというような声が伝わってくるんですよ。やっぱり見る人が浴道にあふれんばかりに出てきてもらって見ていただければ、物すごく活気が出てきている。こういうまつりを俺は市長が想像して100万人構想というのを持ったんだべなという感じにいるんです。ぜひひとつ観覧式のものでゆっくり見せる、これなんか早急に取り組んでもらいたいと思っているんです。大変だ、大変だとばかり言わないで、やはり初めてやることは皆大変だね。だから、そういうようなことでひとつぜひ、新庄まつりが「新庄の新庄まつり変わったな」と言われるようにこれから構想をきちっと立てていただければありがたいと思います。市長からも前向きな答弁をいただきましたので、まずこれ。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） それでは、補正予算書の9ページ、6款農林水産業費1項農業費3目

農業振興費のエコロジーガーデン推進事業費のことについてお尋ねします。どのような事業なのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 9ページの農業振興費のエコロジーガーデン推進事業費、神室の国食遊館活性化事業委託料の件について御説明いたします。

エコロジーガーデンの中で農家レストラン、あるいはエコロジーガーデンに限らず農家レストラン的なものを農村部のほうでぜひ行いたいというふうに考えております。その手がかりとしまして、今現在 kitokito MARCHE、人気を博しておりますけれども、そこで食を提供している方が出ております。kitokito MARCHE は毎月1回なわけですけれども、できれば毎週週末ぐらいにエコロジーガーデンの中でまずレストラン的なものをやってみたいというふうに考えております。ですから、kitokito MARCHE で出店している、食を提供している店の方々に一回そういう形で毎週、できれば週末ぐらいにレストラン的なことをやっていただいて、問題点とか方策について検討したいというのが目的でございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） はい、わかりました。

ぜひやっていただけるんだったら、そこら辺も十分活用していただいて、また予算のときも私申し上げたんですけれども、施設の問題とかも多々ありますので、そこら辺は十分、有形文化財になりましたので検討していただきながら進めていっていただきたいと思ひます。ぜひうまくいくように願っております。

続きまして、ページ数で言いますと11ページ、7款商工費1項商工費のところでございますけれども、そこら辺の神室山麓地域再生プロジェ

クト委託料と、その下の神室の宝流通対策事業委託料の2点について、御説明よろしくお願ひいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 予算書11ページ、神室山麓地域再生プロジェクト事業委託料、それから神室の宝流通対策事業委託料につきまして御説明いたします。

これは財源につきましては、先ほどのエコロジーガーデンの食遊館活性化と同じように、県の緊急雇用創出事業の補助金が全額充当されるものでございます。

事業の内容といたしましては、まず神室山系の地域再生プロジェクトにつきましては、神室山という自然豊かな地域でとれる農産物ということアピールポイントといたしまして、その農産物と加工品の販路を開拓する方策を探るものでございます。この再生プロジェクトにつきましては、主に首都圏のアンテナショップの流通を狙ったものでございます。その流通というのは大変効果的と考えておまして、さまざまなアンテナショップがございますが、どこを狙えばいいのかということとともに、そこにかかわる流通業者の方とのかかわりが大変重要でございますので、その結びつけるアドバイザーを選びながらアンテナショップを開拓していくという方策でございます。

それから、その下の宝流通対策事業委託料につきましては、今の前のものとセット的なものではございますが、要するに農産物とその加工品をどういうふうにするかということございまして、PR、それから販売手段としてイベントに参加して対面販売するという方策も大変重要であるというふうに考えております。

それからまた、ネット販売というものも非常に普及しておりますので、これらの方策を組み合わせることで販路拡大を目指すというものでござい

して、この2つの事業につきましては観点・対象は違いますが、農産物の販路拡大と加工品の販売、食品のPRといったことを狙っているものでございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 県の緊急雇用のお金を使ってやるわけなのでというわけではないでしょうけれども、ここは非常に重要な場面ではございますので、自分たちも銀座なりアンテナショップに行っている、なかなか最上のものが少ない。ましてや、同じものがあつては手にとってもらうまでが大変なので、そこら辺をかなり重要視してこれから取り組んでいていただきたいと思えます。以上です。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

10 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10 番（小野周一議員） それでは、今、佐藤卓也議員の質問に関連しまして、11ページの商工費の神室山麓地域再生プロジェクト、これに関して質問したいと思います。

今、課長の答弁によりますと、都内にアンテナショップ的なもの、アドバイザー的な人を選ぶとかいろいろなものを新庄・最上の農産物を持っていくためにしたいという事業なんだという大筋の説明があつたんですけれども、じゃ、私、お聞きしますけれども、ことしの3月31日でおやめになりました北区の新庄市の今までアンテナショップがありましたよね。あれの検証というのはどのようにやられておりますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 東京、北区のアンテナショップにつきましては、大通りのほうから少し外れているというところがございまして、お客さんの入りが思ったほど伸びなかったという状況があるようでございます。それで同じよう

な条件の中で、世田谷のほうのアンテナショップを今活用しながらやっている状況でございます。

10 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10 番（小野周一議員） では、新たに世田谷のほうに新庄市のアンテナショップを設立したいという考え方ですね。

実は我々会派でもそうですし、3回、4回くらい北区のほうに行ったんですけども、あそこに出品されている方はまゆの郷ですよ。あと、駅のゆめりあの物産、新庄物産館ですか、それから株式会社最上ですね。あともう一つはネットワーク農園ですか、そういう団体があるんですけども、そういう団体がまとまって農産物をアンテナショップにやっているという形態は見られませんよね。個々に大抵やっているんですよ。そういう今までの失敗とは言いませんけれども、我々も東京に行きますと本当に目立ちます、銀座に行ってもどこに行っても、沖縄のアンテナショップに行っても。しかし、多くあるのは、やはり加工製品ですね。酒とかいろいろな賞味期限の長いやつですよ。果たして新庄から農産物を持って行った場合、アンテナショップにどのような農産物を持っていくかわかりませんが、どのようなものを選定されるのか。そして、今までいろいろ携わってきたネットワーク農園とか株式会社最上とか産直まゆの郷とか、そういう組織づくりですよ。そういうことからしていかないと、また新たに一からするということが私はいかなるものかなと思うんですけども、やはり今までのを検証しまして、そういう生産組織の組織化を図ることが大事だと思うんですけども、その辺のことをお聞きしたいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今、小野議員のほうか

ら御指摘ありましたように、まだまだ商品も足りない部分もあろうかと思えます。それから、取り組み方も統一性に欠いているという状況は認識してございます。ですから、今現在提供している組織をもう少しまとめて、さらに農産物あるいは加工品の種類もふやしてやっていかなければならないというふうなことを考えてこの事業を予定しているものでございます。ですから、単に加工品もつくって出すということだけでは今はやはり、先ほどもありましたように手にとってさえもらえない時代になってきております。ですから何を売るのか、あるいはその商品に対するセンス、物語、こういったものが必要になってきますので、その辺もあわせて組織化とともに取り組んでいくということが今回の狙いでございますので、よろしく申し上げます。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） 世田谷にアンテナショップという、そういう店を設けるとすれば、やはり課長わかるとおり、地域間の競争が非常に激しいわけですね。県のアンテナショップにしても、新庄市から出品される加工品とかそういうものは本当に探さなければ見つからない状態ですね、庄内とか置賜は多いんですけれども。世田谷にそういうアンテナショップを設けるとすれば、新庄でもこのような、ほかの地域に負けないようなうまいもの、安全・安心なものがあるんだという、そういうアンテナショップを目指してやってもらいたいと思います。終わります。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ございませんか。

2番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2番（伊藤 操議員） 8ページの5款労働費の介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料、この事業を詳細にお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 勤労者福祉対策事業費の介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料につきまして御説明いたします。

これにつきましても、財源といたしましては緊急雇用の補助金が100%充当されるものでございます。事業内容といたしましては、今現在、介護サービス事業に従事する方につきましては介護福祉士の資格を持っている方、あるいは介護職員研修課程を修了した方になるというふうな方向で検討されているようでございます。

今回の予定する事業につきましては、介護職員の研修課程を修了していただいて、その施設で働いていただく方を確保したいという目的なのでございますが、介護施設での実習を伴う研修がございまして、その研修を業者に委託して施設での介護職員として働いていただくということを狙った目的とする事業でございます。

2番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2番（伊藤 操議員） これは介護福祉士の育成とヘルパー2級、これに限定しているのでしょうか。今現在、家族で介護している方がいらっしゃいます。その家族支援とは別な事業だとは思いますが、知識としては、介護というのはそういう職員に限定すべきものだと私は捉えておりません。そのことで施設に入るのを前提にしているような話なんですけれども、訪問で行っている事業、そういう方についても研修制度は必要だと思います。そのことについてはどのようにお考えですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 このたびの財源となります緊急雇用の補助金につきましては、起業型の補助金というふうになっておりまして、新たな雇用を生むことは当然ですが、それとともに

この事業で言えば研修した内容を生かして就労するというのが目的でございます。確かに在宅の方々につきましての支援と申しますか、対策ということは当然あるわけですが、このたびの緊急雇用を財源とする事業といたしましては、就職、職につくという、そういう事業でございますので、在宅事業につきましてはまた別の観点のほうから支援があるのではないかと申すように考えております。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時43分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午前11時35分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところでございます。

協議の結果、執行部から提出のありました議案第41号新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてを本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。よろしくお願いたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、議案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

日程第8議案第41号新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第8議案第41号新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第41号新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について御説明申し上げます。

本案につきましては、給与削減法案が平成24年2月に成立し、国家公務員については同年4月から給与の削減措置がとられているところであります。また、これらの措置を踏まえ、地方公務員においても日本の再生に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要があるとして、交付税が減額される中、地方も同様の措置を実施するよう閣議決定がなされ、総務大臣から要請されているところであります。

本市におきましても、これまで熟慮を重ねてまいりましたが、交付税が削減される中、この要請を受けざるを得ないと判断し、給与の削減を行うものであります。

条例の主な内容であります。私、副市長、教育長の給料月額については、現行の削減率に7.5%を上乗せして削減を行います。また、一般職につきましては、1級から3級までの職員の給料月額が4.1%の削減、4級から6級までの職員は7.1%を削減するものであり、これによって平均6.14%の減となります。

手当につきましては、この削減率に合わせ、給料と連動する地域手当や時間外手当などは削減し、期末勤勉手当については削減しないこと

といたします。

これらの実施期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間です。

削減の影響額は、特別職の給料で約150万円、一般職員の給料と手当で約5,470万円、合計で5,620万円です。

これまで職員には、財政再建を進める中で、平成15年度からの給料削減を含めさまざまな協力をいただいていたところでもあります。このようなことから、この要請を受けるにつきましては私といたしましても苦渋の判断となりました。求められる削減率を圧縮するなど、必要最小限の給与を削減させていただきたいと考えております。

以上、御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番(伊藤操議員) 議長、伊藤操。

小嶋富弥議長 伊藤操君。

2番(伊藤操議員) 今回の地方公務員の給与削減について、苦渋の選択だったということは理解します。しかし、国の要請に応じるとは言いながらも、このような職員のみならず、その家族にまで波及する大きな問題を追加で出されるということにまず疑問を持ちます。

そこで、もっと深い議論が必要だったと思われるこの件について、職員についての説明は一体どのように行ってきたのか、その経緯からお伺いいたします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 このたびの御提案申し上げております職員の給与削減についてでございますが、御承知のとおり、このたびの削減は国のほうから1月の閣議決定を受けまして、総務大臣を通じ、事あるたびに市町村、都道府県のほうに強く要請されておったという事情がございます。その中で、全国的な問題でもございますし、非常に職員に対する負担も大きいというふうなことから、県内、都道府県、そういった全国的な動きをこれまでずっと情報を把握しながら検討を重ねてまいったところであります。

そうした中で、5月の下旬、5月21日でしたが、総務大臣のほうから、47都道府県中35団体が何らかの受け入れをいたしますというふうな情報提供がございました。この時点で我々としても何らかの対策が必要だというふうなことを考える中、県においてはまだその時点でどういった対応をするのか、方向性が定まっていなかった、少なくとも公表はされておらなかったということでございます。

そうした中で、当市の6月定例会の会期末が本日6月18日であるということで、相当数の会期末も迫っている中で、市としての対応を判断しなくてはいけないという場面がまいりまして、このことについて先ほど市長が申し上げましたとおりラスパイレス指数の関係、交付税削減の関係から対応が必要だという苦渋の判断をさせていただきながら、6月3日に労働組合のほうに文書で協議の申し入れをさせていただいております。6月4日に労働組合と第1回目の交渉を行っております。第1回目の際には、議員おっしゃるとおり大変な職員の給与、給料に、生活にかかわる問題だというふうなことから、到底納得できない問題だと。組合のほうには6月定例会の最終日提案に向けて協議してまいりたいというふうな申し入れも行ってございました

ので、6月定例会での提案は見送るようというふうな労働組合のほうの要請でございます。

その後、6月12日に第2回、6月13日に第3回の協議を経てまいりました。しかしながら、労働組合と我々とのこのたびの件について合意に至ることができなかったというふうなことは事実でございます。その中でも、我々としてはこのたび苦渋の判断だというふうなことで、市長も申し上げておりますが、国の要請されている削減率を、このたびは必要最小限度の範囲の中で圧縮して御提案させていただいている点についても、組合のほうからは一定の理解が得られているのではないかとというふうに理解はしてございますが、そういったことで、また組合のほかにも、全職員にも関係課長会議を通じまして市長のただいまの思い、また文書にいたしまして全職員にお知らせしているというふうな状況でございます。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） このような労働条件の変更についてはまず労使の合意が前提であるというのは、課長からも今お伺いしましたけれども、合意なくしてのこのような上程は私は納得いかないんです。労使の間で十分な議論が不足していると思いますが、今後もこのような議論は合意が得られるまで続けるべきと思いますが、いかがお考えですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 我々といたしましても、労働組合との合意を得られるよう再三にわたり努力を重ねてきたわけでございます。ただ、もう一方では、国の要請が7月1日から実施するということの大きな期限があるというようなこともございまして、どうしてもこの6月定例会の中で提案申し上げないと御決定いただけないというふうなこともございました。我々としてもそ

の点は苦渋の判断であるというふうなことで、ただ、労働組合との交渉期間、これもある程度とらなくてはいけないというようなことから、交渉につきましてもある程度配慮して6月4日からの1回目の交渉をしたというふうなことも御承知おきいただきたいというふうに思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 説明は実によくわかるんですけども、今回のことは労働組合法の不誠実な団体交渉、こういうのに当てはまってしまうと思います。そのようなことは、新庄市にとっても私は不名誉だと思います。そのことでも再度申し上げますが、交渉は合意を得るまで徹底して行うべきだと思います。いかがでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 議員おっしゃられるとおり、職員のほうからも納得いただいた上で提案できれば一番よろしいというのは事実、本当のところでございます。

ただ、一方で市民理解というふうなことを考えますと、ラスパイレス指数が国の水準を上回っている、106.3ということでございますので、新庄市は国の水準を6.3ポイント上回っている状況でございます。また、交付税の削減措置が一方では国のほうからとられているという状況の中で、市民の皆様へ行政の責任として果たすべき役割としてどうしてもこの決断はせざるを得ない状況であったというふうに考えておるところでございます。

以上で御理解いただきたいというふうに思います。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 少し質問をさせていただきます。

一般質問の際にも私申し上げましたけれども、中心商店街が大変な状態になっている。それで、これから先も悲惨な状態が予想されると。そういう流れがあると。そういうところを頭に置いてお聞きいただいて御答弁いただきたいんですけども、今は削減をする時期ではないのかなと私は思います。公務員の処遇に対してはいろいろ私も考えがあるわけで、決してこのままでいいとは思っていない。しかし、今なのかというと、そうではないと私は思います。幾ら復興予算に回すからとか、幾ら日本の再生に向けてという筋書きがあろうとも、新庄市のこのような状況の中で、先ほども申し上げたとおり大変な状況の中で、本当にこういう、例えば削減というものを選択していいのかと。じゃ地方分権って何なんだと、地方自治って何なんだと。いろいろな影響を考えて、市民に及ぼす影響を考えて最良の選択をしていくべきではないと思うわけです。本当に国が地方の、その中の新庄市の惨状を理解できているのか。私は理解できていないと思います。やはりそれぞれの地域の状況を国は十分に把握した上で地方に協力を求めることは求めていくと、そういう姿勢が国には必要だと私は思うわけです。それよりも、優先順位が本当に地方公務員の削減なのかと、公務員の給与削減なのかと。優先順位1番ではないはずですね。本当に復興予算に回す、あとは日本再生に向けて何とか予算を捻出したい。気持ちはわかりますけれども、最優先されるべきことではないと私は考えます。そのようなところ

をまずどのように考えてこういう議案を出してきたのか答えてください。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 今、この地域経済の中で出すべき提案ではないんじゃないかというふうな御質問、御趣旨だと思います。

その中で、最初にまず国が昨年度から進めていた国家公務員の給与削減につきましては、御指摘のとおり復興予算に充当するというふうな話をしておるようです。それで、このたび地方に求めているのは復興予算というよりも、地域の防災・減災事業、もしくは地域の元気づくりのための事業、これに充てるための経費節減として国のほうが地方に求めているというふうなことで、若干まず国と地方に対する、国が考えている予算の配分の方法が若干違っているというふうなことをまず念頭に置いていただきたいというふうに思います。

その上で、地域経済に対する影響がどうかというふうな1点、そういうところにあるんだろうと思いますが、確かにこのたび9カ月間で5,600万ほどの給与削減をするわけでございますので、相応の影響があることについては十分承知してございます。何回も申し上げますが、ただし、その一方で、やはり今現在、国が一方的に下げたとはいえ7.8%の削減を行って、結果として新庄市のラスパイレス指数が106.3になっている。国の給与水準を6.3ポイント上回っている状況にある。一方で、交付税の削減措置がもう既にとられていると。7月1日からになります。これについては間違いなくとられる。

こういった状況の中で地域経済、確かに影響は大きいですが、そのためにこのたびの削減をしないということの理由としては、国に対してもそうですし、市民各位の御理解についてもなかなか得られないのではないかというふうに考

えてございます。そういった意味からも、決して好んでやるわけではございませんが、必要やむを得ない措置だというふうに考えているところでございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 先ほどから何度も苦渋の決断という表現を用いて一生懸命御説明いただいているんですが、わからないでもない。しかし、やっぱり何度も言いますが、地方経済に与える影響というか、私はそこを本当に心配するわけです。経済というか、地域の民間企業にとっても少なからず影響が出てくると私は思います。まさに地域経済のデフレスパイラルの中にもう入り込んで大変な状況になるんじゃないかなと。それはつまり、どうなるかという、税収減につながっていってしまうと。そうではないですか。そういうふうな状況になると予想されるものを選択すべきではないんじゃないかなと思うわけです。

では、執行部が考える地方分権って何ですか。どう考えるんですか。こういう状況だからこそ、地方が独自で地方の状況を把握しながら、理解しながら、選択をしていくべきなんじゃないですか。市民にしっかりした説明をしていく、そういう行為が必要なんじゃないですか。どうですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 確かに地方分権改革が自民党政権になってから地域主権から変わったというふうなことでございますが、地方分権、そのとおりみずからのことはみずからで決めるんだというふうなことがその根底にあるんだろうと思っています。

このたびの国からの要請につきましては、御承知のとおり平均7.8%の給与削減、期末勤勉手当9.77%の削減、それと管理職手当について

は一律10%の削減というふうな内容でございます。ラスパイレス指数につきましても7.8%、国が削減しなかった場合との比較の数値まで数値を下げろということでございますので、現実に申し上げれば106.3から新庄市は98.3になるわけですけれども、そこまで下げろというのが国の最初の要請でございます。

そうした要請の中で、当市といたしましてはぎりぎりの判断として、これはまさに新庄市独自の判断としてでございますが、要請にぎりぎり応えられる範囲ということで、ラスパイレス指数100を目指した削減率を設定したと。その一方で、期末勤勉手当につきましては国よりも先んじて0.2カ月、年間支給ベースで低いわけでございます。国は戻りますけれども、市は国が戻った後も0.2カ月低いままです。そういったことも勘案しまして、期末勤勉手当についてはこのたび削減をしないという決定をしているわけです。

そうした中で、新庄市として必要な最低限の措置をとったというふうなことを考えてございます。以上です。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） わかりました。

先ほどからラスパイレス指数のことをおっしゃっていますが、ラスパイレス指数というのは私が考えるところではマジックというか、数字的に非常にフェアでないような数値の出し方をしているような感じがします。というのは、国家公務員は官僚の方を含めて40過ぎて50手前で別のところにどっと移っていく。地方公務員は60歳定年ですから、ほとんど退職は60歳で退職する。そういう国家公務員と地方公務員との退職の仕方というか、勤め方が違うんじゃないかなと。そこでラスパイレス指数というものを出してきて、地方の給与と国家公務員の給与は違ふと。やっぱりその辺の説明もはっきりしない

と市民の方は誤解してしまうんじゃないかなと。新庄市の職員給与は106.3になるということですね。でも、これは今申し上げたようなことがあるので、実質は97.何ぼですよというふうな説明もできるようにしながら、新庄市のしっかりした意思を持たないと本当に地方分権も何もなくなってしまうのではないかと、それこそアクセサリーみたいなものになってしまうのじゃないかなと私は思うんです。ラスパイレス指数のそういうことについて、どのように考えていますか、どういう認識を持っていますか。

そして、市の税収に、先ほど言いましたようにつながっていく、影響を及ぼすということについても答えてもらえますか。私は今、削減をすべきではないと。いずれ削減をする時期が来ると思いますが、そういうこともあると思いますが、今削減をすれば新庄市の経済に大変な打撃を及ぼすと、そういう意味で質問させていただきました。答えてください。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 先ほど伊藤議員並びに小関議員から同じような質問があり、総務課長も似たような答弁をしているわけですが、私も基本的には同じような答弁になるかと思いますが、まずラスパイレス指数の考え方ということですが、小関議員おっしゃるとおり、国家公務員の基準の中で市町村、地方公務員の基準を当てはめながら国の国家公務員と地方公務員との比較する一つの数値であるということはおっしゃるとおりでございます。

その中で、国が削減をした結果106.3になったということで、国家公務員よりも現実的には6.3、新庄市の職員の指数が高いという状況になっているということでございます。

そういう中で6.14、新庄市独自の地方分権とおっしゃいましたけれども、ほかの団体がどのような削減をするかはわかりませんが、国家公

務員については平均7.8%の削減を下さいというような要請だったわけですが、新庄市独自の考え方として、まず6.3を何とか埋めようと、削減幅を圧縮した形で今回提案をさせていただいております。

なおかつ、期末勤勉手当については、平成15年以降、新庄市の職員においては非常に財政状況が苦しい中で、まさしく独自削減ということをお願いし、大変な御協力をいただいたという経過もございます。それらを踏まえまして、今回はしないというような結論に達したということでございます。

議員おっしゃるとおり平均6.1、約5,600万、1人当たり約18万ぐらいになるかと思いますが、削減が来年の税収にどうなるかということ、御案内のとおり所得が減れば当然納める税金も減るとするのはそのとおりであります。

しかし、新庄市、市民の協力あるいは職員の協力を得ながら財政再建を乗り越えて、何とか人並みになってきたという財政状況の団体ではありませんが、まだまだ決して裕福でないという状況の中でラスが国よりも高い、あるいは現実的に地方財政計画というマクロの財政計画の中で、地方交付税が7月から9カ月間、国に準じて削りなさいというような形で交付税も削られるという中で、交付税減、ラスが高いという中で、我々給与をそのままがいいのかということで、それは市民の皆さん、いわゆる市民サービスということから考えれば、やっぱり削らざるを得ないんだろうと。何回も同じ答弁をしておりますが、我々としても断腸の思いで非常に忍びないんですが、苦渋の判断をさせていただいたということでございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) まず、国のほうが下げたということで、人事院勧告ということがどう

なっていたのかということが問題になったようですが、今回、人事院勧告との関係はどうなっているのでしょうか。

それから、今、副市長がおっしゃった今回1人18万円くらい下がるということですが、こうなったときに、その人一人ずつが住宅ローンなどを抱えていたりしていらっしゃるかもしれません。それは今までの賃金などを基礎にして考えておられるわけで、それへの影響などはどうなるのか。

それから、国に対して意見書を上げるべきではないかなというふうに思うんです。やっぱり地方に押しつけるというやり方は間違っているということを含めてどうでしょうか。

それから、民間企業の賃上げこそ必要ではないのかなと思うんです。本当はそれは可能ではないのか。民間企業の賃上げ、できるんではないか。人事院勧告などで比較されるところの民間企業の賃金ですけれども、そういったことなどどう見ておられるのか、お願いします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 人事院勧告のことからですが、昨年までですと、我々としては県人事委員会勧告を尊重しながらやってきたわけでございます。このたびの国からの要請は、人事院勧告とはまた別の次元での要請でございます。ことし秋にでも予定されている人事院勧告、それによってどうなるのかというのは、国においては昨年度、実施しないといったところもございますが、今のところどう対応していくべきなのか、またどういふ勧告がされるのかもわからない状態でございますので、それはその時々で判断ということになるかと思えます。

それから、平均18万円の削減について、これは職員の生活設計上、本当に大変なことであろうというふうなことでございますが、それは議員御指摘のとおり、小さなものというふうには

考えてございません。9カ月間で18万、月額2万円ということになりますので、相当の御難儀をおかけすることになるわけでございます。この点、本当に職員の皆様にはよろしく御協力いただきたい、御理解を願いたいというふうに思うところでございまして、9カ月間、とにかく御理解願いたいということになります。

それから、国に対して意見・要望すべきではないかというふうなことでございますが、既に1月の国の閣議決定以後、地方6団体を通じて、これまでも相当国に対しては意見等を申し上げてきたわけでございます。そうした国との意見のやりとりの中で、当初国は4月からの実施を言っておったわけですが、その中からやはり7月というぐあいに開始時期をおくらせたというふうなこともございます。今までもそのような取り組みをしてきてございますので、十分にそういうことは国においてももう承知の上であろうというふうに認識しております。

それから、民間企業の賃上げについてどうだというふうなお話でございまして、これはまさに企業における自主的な判断のもとに決定されるべき問題でございまして、我々のほうですべきだ、すべきでないというふうなことを言う立場にはないというふうに思っています。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） まず、人事院勧告についてなんです、このたびの国のあり方というのは全く人事院勧告と無関係にやっているということなんです。実は、公務員の労働基本権というのがありますが、それを奪って、その代償として人事院勧告というのがつくられてきたと思うんです。そういう意味では、そういう基本権、労働基本権もないわ、さらに代償としての人事院勧告も全く無視して賃下げを強行したというのは二重の意味で憲法に違反するものではない

かなと思いますが、その点についてどう考えているのか。

また、国家公務員の給料そのものは、今、今回の削減などで1999年と比べまして2割の引き下げとなると言われております。新庄市の場合、月2万円下がるというこの中身は、今まで給料を見てきて大体何年ぐらい前まで戻ったのか、戻ることになるのか。別の自治体では昭和38年代に戻るというふうな試算もあったんですけども、新庄市の場合はどうなんでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 このたびの国の要請が人事院勧告制度を無視した憲法違反ではないかという御指摘でございます。

これも法律違反かどうかということになるわけですが、地方公務員に関しては地方公務員法という法律がございまして、その中では均衡原則というふうなことで、地方公務員法の24条3項のほうには地方公務員の給与については、国や他の地方公共団体、民間の給与等の事情を考慮して定めなければならないというふうな1項がございまして、もちろんそういったこともございまして勧告制度があるわけですが、一方で国のほうとの給与バランス、これも当然考えなければいけない、それが一つ法上の義務でもございまして、そういったことからしまして、直ちに今回のやり方、仕方が法律違反になるのかどうかということに、そういう議論にはならないのかなというふうに考えてございます。

それから、月例給で2万円下げるといつごろの時点になるのかというふうなことでございまして、行政職の平均給与が約32万円でございます。これが30万円に平均給与がなるということでございますが、これがいつの時点かというふうなことになる、いつごろの平均給与に該当するのか手元のほうに資料がございませんので明確な答弁ができない状況でございますが、い

ずれ最近、近年では給料の引き上げ等余り行っていない状況もございますので、大分前にはなるだろうと。ただ、昭和30年代というのは少しさかのぼり過ぎかなというふうな感じを持っています。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 新庄市の職員の給料引き下げということが民間の給料引き下げにつながっていく、悪循環を招くものとなるというふうに認識はしていらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

それと、先ほど小関議員もおっしゃったとおり、地域で使うお金が減るわけですから、やっぱり物が売れなくなるということに確実につながり、働く業者の皆さんの収入減、あるいは税收減につながっていくということは明らかだろうと思います。ということで。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 民間給与に影響しないのかというふうな御質問でございます。

確かに、人事院勧告等に基づいて給与の改定を行う等については、近隣の民間企業の方々の影響があるというふうな例は承知してございます。

ただ、このたびの件につきましては、恒久制度というよりは限定的、もしくは非常に期間の定まったものでございます。国が地方に対して行った要請でございまして、いわば国・県・地方公共団体との間の話でございまして、このたびについては民間は全く関係のない、異質のものでございます。そういった意味で、民間は民間において、みずからの意思において賃金を決定していただけるものというふうに考えてございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。反対討論として、伊藤 操君。

（2番伊藤 操議員登壇）（拍手）

2 番（伊藤 操議員） 今回提出された追加議案について、苦渋の選択であったことを理解しながらも反対の立場から意見を申し上げさせていただきます。

2012年12月に発足した自公政権、安倍内閣は、連合、公務労協から再三の申し入れや地方6団体からの強い反発、与党内部の議員からの懸念にもかかわらず、国家公務員で行われている給与の臨時削減を地方公務員にも要請することを閣議決定しました。この要請は、自民党の政権公約である5年間で公務員給与2兆円削減を実行するためのものであり、具体的には地方交付税の削減という措置で自治体に強制されることになったと思います。

この政府の考え方には、問題点として大きく4点を指摘することができます。1つ目は、地方自治の本旨に反していること。2つ目として、自治体における労使自治への不当な介入であること。3つ目として、この10年間の国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を全く評価していない措置であること。そして4つ目として、地域経済に対してマイナスの影響をもたらすこと。

地方公務員給与は、各地方自治体が地方公務員法の規定に基づき、みずからが決定するものであります。国が自治体に対して、その職員の給与削減を強要するようなことはあってはならないと考えております。よって、議案第41号新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例を設定することについて反対いたします。（拍手）

小嶋富弥議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時34分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午後1時31分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案第6号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、議案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時38分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第9 議案第6号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第9 議案第6号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

清水清秋君。

(12番清水清秋議員登壇)(拍手)

12番(清水清秋議員) 私のほうから、新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について、議案第6号として提案説明をいたします。

議案第6号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により

御提出申し上げます。

提出者は、私、清水清秋。賛成者は、奥山省三議員、下山准一議員でございます。

提案の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっておりますことから、さまざまな地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、公務員の給与改定に関する取り扱いについての要請も考慮し、議員報酬を減額するため提案を行うものでございます。

削減する期間につきましては、平成25年7月から平成26年3月まででございます。報酬月額7.5%を減額するものでございます。

施行月日につきましては、平成25年7月1日とするものであります。

以上、皆様、よろしく御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 ここで、市長より御挨拶がござい
ます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 6月定例会、まことに御苦勞さ
ま
でございました。

最後は職員の給与に関するさまざまな御意見をいただいたところであり、そんな中で、地方交付税が減額というような状況を何とか避けたいということで、市民生活への影響を最小限にとどめたいというようなこと、そんなことの思いがあり、苦渋の決断をさせていただいたところであり、

議員の皆様の御意見のとおり、アベノミクス自体が地方まで波及してきている状況でないことは重々承知しているわけですが、一方で被災3県への財源というようなことを総務省から提示されると。それに対しても「知らない」ということもできないというようなこと
も
ございました。また、総務省における財源確保ということで、さまざまな復興予算の中で総務省自体の財源の確保という苦渋の選択もしなければならぬ状況にあるということも再三、総務大臣のほうから要請されてきたところであり

ます。

一方、地方6団体におきましても、地方主権、地方分権という形で申し上げましたが、今回は時限立法というようなことで、3月までと、それ以後は認めないというようなことで交渉した結果がございします。

そんな中で、やはり6月議会という、3月議会の後の議会というようなことで、本当に必要に迫られた内容の審議をしていただき、本当にありがとうございます。

今後これからは、また9月からはインターネットによる配信ということで新たな議会がスタートするというので、我々職員、執行部のほうも一段と気を引き締めながら地域の活性化のために努めてまいりたいというふうに思っております。

6月議会の慎重審議に対し感謝申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

小嶋富弥議長 以上をもちまして、平成25年6月定例会の日程を全て終了しましたので閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時45分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 沼 澤 恵 一

〃 〃 清 水 清 秋

平成25年7月臨時会会議録

平成25年7月26日 金曜日 午前10時00分開会
議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	13番	小関淳	議員
14番	遠藤敏信	議員	15番	新田道尋	議員
16番	下山准一	議員	17番	山口吉静	議員
18番	森儀一	議員			

欠席議員（1名）

12番 清水清秋 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男
教育長	武田一夫	教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	総務主査	三原恵
主査	川又秀昭	主事	八鍬貴征

議 事 日 程

平成25年7月26日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 議案第42号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第43号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第44号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

小嶋富弥議長 ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は清水清秋議員の1名でございます。

それでは、これより平成25年度7月新庄市議会臨時会を開会いたします。

なお、クールビズですので、上着着用は御自由になさっていただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において平向岩雄君、小野周一君の兩名を指名いたします。

日程第2会期決定

小嶋富弥議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る7月19日午前10時から、議員協議会室に

おきまして議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年7月臨時会の運営について協議をいたしたところでございます。

会期につきましては、このたびの提出案件は議案3件でありますので、本日7月26日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いしたいと思います。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告を終わります。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日7月26日、1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は7月26日、1日と決しました。

日程第3市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第3新庄市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

太平洋高気圧の影響による7月8日の大雨では、市街地を中心に床下、車庫への浸水や生活道路の冠水などの被害が発生しております。

その後、15日にかけてのたび重なる大雨の影

響により、地盤の緩みが予想される中、7月18日午前1時42分に大雨警報及び洪水注意報が発表されました。さきの期間における大雨により増水した最上川の水位も下がり切っていなかったことから、市民生活に被害を出さないよう、午前2時から職員を配備し、警戒・監視体制に入りました。

水位上昇による最上川の氾濫及び本合海地区における集落への浸水に備えた主な対応といたしましては、午前7時30分に水防団待機水位3.8メートルを超過したため、地元消防団が待機いたしました。午前7時34分に洪水警報が発表され、午前8時20分には氾濫注意水位4.8メートルを超過したため、本合海地区の内水排水の必要性があると判断し、ポンプ2台発電機2台により、地元消防団及び業者が排水を開始し、さらにポンプ2台を増設し、合計4台のポンプで排水を行った結果、大事に至らなかったものでございます。

また、最上川の増水により、本合海大橋の上・下流域及び畑地区の最上川と国道47号の間の水田のほとんどが冠水し、人家についても5世帯に対して浸水対策として土のう155袋を運搬しましたが、床上浸水1件、床下浸水3件という被害が発生しております。

この間、浸水した家屋の住民の安否及び避難の意向の確認を行いました。全ての世帯において避難する意向がないことを確認したことに加え、午後10時10分には大雨警報が注意報に切りかわり、翌日午前0時過ぎには目に見えて水位が下がってきたため、午前1時に消防団の現地対策本部を解散しております。

この雨による農林関係の被害につきましては、7月24日現在22件報告がございまして、その主な内容といたしましては、本合海の畑地区、鶴の子地区における大規模な水田の冠水、山林の崩落が8件、水田ののり面崩落が5件、農業用排水路等の一部損壊が6件という状況でございま

す。このほか、市内において5件ほど水上がり等がございましたが、間もなく解消しており、この豪雨の中にあつて人的被害や家屋損壊等の大きな被害がなかったことは不幸中の幸いと考えております。今後とも、大雨・洪水・強風等の情報に留意し、監視体制を強めながら対処してまいりますので、議員各位にも御指導、御協力をお願いし、報告とさせていただきます。

なお、県内豪雨による各市の断水への災害支援として、日本水道協会山形県支部の要請により、本市では7月19日から7月25日まで延べ5日間、管工事組合とともに給水支援を行っておりますので、あわせて報告とさせていただきます。

次に、風疹予防接種助成事業についての御報告をさせていただきます。

現在、全国風疹感染の報告が急増しております。従来の発症年齢は小学校低学年までとされていましたが、今回の流行は予防接種を受ける機会が少なかった20歳代から40歳代が多くを占めているのが特徴であります。症状は子供では比較的軽く済みますが、風疹に対する免疫のない妊婦がかかると、赤ちゃんに難聴や心疾患、緑内障などの先天性風疹症候群が起こることがあります。そこで、妊娠を予定または希望する女性が風疹ワクチンの予防接種を受けやすい環境を整備し、先天性風疹症候群の発生を予防するため、予防接種費用に対する助成事業を行うことといたしました。

対象は、妊娠を予定または希望する18歳から50歳までの女性並びに免疫が十分でないと確認された妊婦の夫及び同居家族とし、7月16日から受け付けを開始しております。また、予防接種を行う前に風疹に対する免疫能力を確認する抗体検査を行うこととし、この検査費用についても助成の対象といたします。

助成する金額は、抗体検査及び予防接種に要する費用の全額とし、4月以降に既に接種した

方についても、領収証等確認した上で助成することといたしております。

周知につきましては、ホームページや広報誌等の活用のほか、医療機関等においてもお願いしているところであります。今後とも、機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

以上、風疹の予防接種に対する助成事業についての行政報告とさせていただきます。

議案 3 件一括上程

小嶋富弥議長 日程第 4 議案第42号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結についてから日程第 6 議案第44号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気工事請負契約の締結についてまでの議案 3 件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号萩野地区小中一貫校建設工事の内主体工事請負契約の締結についてから議案第44号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気工事設備工事請負契約の締結についてまでの議案 3 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第42号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結についてから議案第44号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結については、いずれも萩野地区小中一貫教育校建設工事にかかわる請負契約でございますので、一括して御説明申し上げます。

この 3 案件につきましては、特定建設工事共

同企業体を組んでの条件付一般競争により去る 7 月 11 日に入札に付したもので、議案書記載の内容にある工事請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により御提案申し上げます。

契約の内容でございますが、議案第42号につきましては、工事名萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事。契約金額は20億5,800万円。契約の相手方は沼田建設・新庄・鈴木・柴田組・升川建設特定建設工事共同企業体。代表者は新庄市大字鳥越1780番地 1、沼田建設株式会社代表取締役社長金田孝司。工期は着工が御審議の上議決をいただきました後、きょう平成 25 年 7 月 26 日、完成が平成 27 年 1 月 30 日でございますが、この工期につきましては、3 案とも同じであります。

次に、議案第43号につきましては、工事名萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負工事。契約金額は 2 億 7,195 万円。契約の相手方は弘栄・黒澤特定建設工事共同企業体。代表者は新庄市小田島町 5 番 11 号、弘栄設備工業株式会社新庄営業所長早坂美貴夫であります。

続いて、議案第44号につきましては、工事名萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事。契約金額は 2 億 6,250 万円。契約の相手方はユアテック東北電化工業特定建設工事共同企業体。代表者は新庄市大字福田字福田山 711 番地 66 号、株式会社ユアテック新庄営業所長菅原孝であります。

工事の内容でございますが、これまでも節目節目で御説明申し上げますが、県内初の施設一体型小中一貫教育校の建設であり、一部体育館の鉄骨造を含む鉄筋コンクリート造 3 階建て延べ床面積は 1 万 1,113 平方メートルであります。校舎棟と体育館棟を同時に立ち上げていく工程でありまして、特徴といたしましては、一貫教育の基本としております 4、3、2 のブ

ロックのエリア分け、教科教室の導入、安全で衛生的な屋上プールの配置、1年生から9年生までの対応、また社会開放を考慮した2つの体育館、市内では初となる柔道場など、多くの視点で新たな取り組みを盛り込んでございます。また、放課後の児童が学び、活動する場としての学童保育所を併設するとともに、校舎棟、体育館棟に地域交流スペースを設け、地域に開かれた学校を目指してまいります。

以上でございますが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案とさせていただきます。

小嶋富弥議長 ただいまの説明に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第42号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 分離発注と申しますか、できるだけ地元の企業に直接負ってもらうようにしたい。なるだけ分けてそういうふうにしたほうが地元の企業育成のためにもいいのではないかなということで、前の議会のときにお話して、できるだけ分離発注ということになったような気がするんですが、今まで以上に分離発注になったかどうか。その努力をしたのか、できなかったのか。できなかったわけなどあったらお願いしたいと思います。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 分離発注についての御質問でございますけれども、学校の建設工事につきましては、さまざまな工種ございますけれども、これまでのやり方と同じように建築部分の主体工事、それから機械設備、電気

設備ということで、3種類に分けて発注しております。これについては、やはりそのくくりごとにスムーズに施工するというふうな意味合いでこれまでと同様に3つの工事に分けて発注しております。なお、実際に施工する上でのいわゆる各業者間の協力と申しますか、当然地元の業者についても協力できる部分は協力するというふうな形で施工されていくものと思っております。そんなことで、工期が27年の1月までとなっておりますが、そこまでにスムーズに施工していくための区分としては、やはり今回は校舎・体育館を一体的に整備していくと、建築していくというふうなことも含めまして、3つの工事に分けて施工することとしております。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 聞くところによれば、金額も大きいということで、企業体というか、企業と合わせてやることになるわけなんですが、どうしても一番最初に上がっている名前の建設会社を中心になって、あとは下請的になっていくという話も聞いております。であれば、やはり直接負わせてもらったほうがいいわけで、例えば本体建設、校舎本体と体育館とを分けてやることなどをやれば別の企業にまた直接仕事をってもらうような仕事も考えられたのではないかなと思うんですが、その点、考えられないのか、絶対できないのかということをお聞きします。

それから、今、地元業者も協力できる部分はすると思われるというふうに言いましたけれども、もちろんそうだと思います。地元の業者に、と思われるだけでなく、行政のほうからなるだけ地元を使うように、下請してもらうときにはなるべく地元、市内の業者を使うようにということも必要ではないか。待っているのではなくて、必要ではないかと思いますが、どうでしょ

うか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 ただいまの質問の中に、校舎棟と体育館棟、これの分離発注ということもございます。その辺については、やはり今回先ほど市長が説明申し上げましたけれども、体育館棟と校舎棟、これを一体的に立ち上げていくというふうな意味合いで、検討はしましたがやはり今回のような3区分でやるのがベストだという判断で今回御提案申し上げているところでございます。なお、電気設備、基本的な電源の設備等々の部分ですが、これについては体育館棟のほうに設置する形になっております。そんなこともございまして、やはり一緒に立ち上げていかないとなかなか今回の建設工事については難しいのかなというふうなことで、体育館棟、校舎棟を合わせた3つの工事区分で施工していきたいということでございます。

それから、下請等々についてでございますけれども、今回、特定共同企業体で構成しております7社の会社がスムーズに調整してやっていくというふうな部分については、やはりそれぞれ下請のところもお願いしてやっていくということになるかと思えます。当然、自分のところで全部賄うということとはできないわけですので、その部分については当然地元の業者のほうにお願いするという事になってくるかと思えます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 立ち上げが、体育館と校舎と分離について検討されたということでありました。検討されただけでもありがたいわけですけれども、でも私はそれであっても一緒になければならぬというわけは、どうも納得が

いかないような気がします。校舎とほかの第43号、44号それぞれですが、別の会社にお願いしますが、それでもそれは全部一体です。全て一体なんだけれども何とか分けてお願いしたいわけです。それを校舎の場合、2つに分けられない、校舎と体育館を分けられない理由が納得できないと思うんですが、もう少しできない理由をもう一度お願いしたいと思えます。

それから、下請、お願いすると思うということではなくて、下請、必ず地元を使ってもらいたいというふうに言っただけでないか。お願いします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 まず、校舎棟と体育館棟を分けることができないのか。何で一体的にというふうなことでございますけれども、やはり7つの共同企業体なので構成している7社、これを調整してやっていくと。分けた場合、当然その数が14社ということになります。工事を進める上では、やはりもとなる建築主体工事の代表となる会社が最終的には全部調整してやっていくということになるかと思えますが、今回の案件のように校舎棟と体育館棟が非常に連携してやっていかなければならないというものについては、やはり分けなくてやっていくのがベストであって、当然工期も限られていますので、その中で調整してやっていくということになるかと思えます。

それから、工事施工上のいわゆる下請の問題ですけれども、その部分につきましては、当然共同企業体の構成要員としての条件として、やはり地元には本社または営業所がある会社としての共同企業体でございますので、当然地元の業者との連携ということが十分図られていくのではないかなというふうに思っております。当然

ほかの新庄以外のところからいろんな部分を調達するということになりますと、経費がかさむわけですので、今回請け負っていただいた3つの共同企業体においては、下請等の部分については当然その辺のところは考えていただいていると思っております。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 主体工事の件について伺います。20億5,800万円で契約されたと議案書にも書いてありますし、市長も言いました。市のホームページの入札執行結果というのを見ましたところ、入札予定価格が19億6,187万7,000円となっていました。それに対して入札額が19億6,000万円というふうな数字が出ていました。これはどちらが正しいのでしょうか。

ホームページの数字で落札額から入札予定価格の何%かというふうなことを計算しましたところ、99.9%。余りにも近過ぎるというか、見事に近いというか。この辺の経過について。

それから、この共同企業体、もう1社入札に参加したわけですが、途中辞退というふうなことが記載されておりました。これらについてちょっと経過説明をお願いしたいと思います。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 入札契約に関する事務について、財政課で担当しておりますので、私のほうから御説明申し上げます。

まず初めに、主体工事の予定価格、それから入札金額、あと契約金額の関係でございますけれども、入札予定価格19億6,187万7,000円に對しまして、入札額が19億6,000万円ということで、落札率が99.90%ということになっております。それで、議案の20億5,800万円とこの入札額でございますけれども、入札額に消費税を上乗せした結果が20億5,800万円というふうな

金額になります。

それから、予定価格についてでございますけれども、予定価格と入札額が非常に近いということでございますけれども、予定価格につきましては事前に公表しておりますので、当然それを目安にして入札するということになるかと思っております。それから、最近他市におきまして入札不調というふうな話を聞いております。そういう事態にならなくてほっとしているというところでございます。以上でございます。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） それでは、沼田建設・新庄・鈴木・柴田組・升川建設特定建設工事共同企業体というふうなJVを組織して工事に当たるわけですが、工事完成後例えばメンテナンスが必要になってくるとか、ふぐあいが出てきたとかいう場合の責任の所在というのはどこに行くのか。つまり、工事が終われば解散するわけですね、これらは。そうすると、責任の所在というのどこに行くのか。そういうふうなことをちょっとお伺いします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ただいま責任の所在ということで御質問ありましたけれども、先ほどの御質問でちょっと1点漏れましたので、ここで説明させていただきます。

主体工事に申し込みのありました業者でございますけれども、沼田建設・新庄・鈴木・柴田組・升川建設特定建設工事共同企業体と、もう1社が山形建設・ヤマムラ・オオバ特定建設工事共同企業体の2社でございます。

それで、辞退ということで、その理由でございますけれども、入札辞退届というのをを出していただいております。それによりますと、技術者がほかの工事に従事するというので、専任で配置できないということで、辞退となっております。

ります。

それから、工事完了後の責任の所在ということでございますけれども、あくまでも共同企業体ということで、この3社になります。それで、その代表が沼田建設ということになっておりますので、沼田建設が窓口になってこの3社、3組の会社が共同して責任を負うということになります。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) この弘栄と黒澤という会社は、どこに本社がある会社なんでしょうか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 弘栄・黒澤特定建設工事共同

企業体のこの2社についての本社の所在についての御質問でございますけれども、この2社とも山形市にございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 2億7,000万円という巨額なお金の中心になる仕事がどちらも山形側に本社があるというのはとても残念なような気がします。できれば、地元の業者になぜできなかったのだろうか。分けてでも地元の業者に私はやらせたかったと思うわけなんです、なぜ山形になってしまったのか、その理由など。どう考えておられるのでしょうか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 市内に本社がある業者になぜ発注できないのかということでございますけれども、指名競争入札の登録において、市内業者の定義でございますけれども、市内に本店あるいは営業所等が所在する業者については全て市内業者として扱っておりますので、市内に本店のある業者との区別はしておりません。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) でも、考えてみれば、法人の税金とか、本店というか、本社があるところにやはり税金は利益が上がれば多くおることは間違いないと思うんです。そういうふうに考えたときに、これほど巨額の公共工事を本店が山形にあつて山形に利益が吸い上げられるのかなと思うと、私としては納得いかないような、おもしろくないような、市内の公共工事なものになると考えるわけなんです。ほかの市内の業者で、入札の状況など参加してどうだったのか。全く市内業者が入れなかったのか。そこら辺について、入札の状況などお願いします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 機械設備工事の入札申し込み、その結果についてでございますけれども、共同企業体ということで募集をしました。その結果、2つの共同企業体の申し込みがございまして、1つが弘栄・黒澤特定建設工事共同企業体、もう一つがヒラタ・日本衛生特定建設工事共同企業体ということで、この2社による一般競争入札というふうな結果になっております。ということで、市内業者も当然参加しております。市内業者というか、市内に本店のある業者も参加しております。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 先ほどと同じなんですけど、ユアテック、それから東北電化のそれぞれ

の本社はどこなのか、お願いします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 電気設備工事の落札業者の本店の御質疑でございますけれども、ユアテックにつきましては、宮城県の仙台市、東北電化工業につきましては、山形市に本店がございます。以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 私は全く素人で、素人なのに何かしゃべるのはちょっと足りないかもしれないんですが、先ほどの機械設備にしても電気設備にしても、私はもう少し分けられたのではないかというふうに思う。例えば、厨房設備備品とか、厨房関係1つ、あるいは給排水1つ、そして冷暖房・空調1つ、機械と電気とどこから分けるのか私はわかりませんが、43号、44号ともにそのような3つに分けたりすれば、1つ当たり1億何がしずつに分けられるかもしれない。1億前後に。そうすれば、市内の業者が直接請け負う仕事が、とれる仕事があって、下請ではない、下請はやっぱり削られて仕事をさせられるような傾向がありますし、直接労働賃金がまともな賃金というか、それで仕事ができる直接請負、こういう仕事を私は市内の業者にやってもらいたかったなと思うわけなんです。そういう意味で、今言ったような3つに分けるとか、機械と電気とどこまでどう分けるのかわかりませんが、3つぐらいに区分けできなかつたのか。どうなんでしょうか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 工事を区分できないかということなんですけれども、先ほどの主体工事のところ御説明申し上げましたが、

やはりトータルとしてきちっとしたものをつくっていくという考え方の中では、工事の区分としては今回3工事で区分させていただいたというふうなことでございます。当然、共同企業体を構成している会社が全部全て自前の従業員とか、自前で調達するというようなことにはなりません。当然、機器等について外注するというふうなこともございます。そういう意味では、やはり市内に本店、営業所を持つ地元の業者でございまして、地元の業者の協力を得ながらというふうなことで現実には当然進めていかれるものと思っております。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そうなると思うということであれば、全く責任なく私も言えることだし、誰でも言えることだろうと思えます。そうなるだろう、地元の業者に協力してもらおうだろう、お願いすることになるだろう、それは全く行政としての責任のない話のような気がします。私たち行政関係というのは、市民の皆さんに仕事をなるべく多くしていただく、まともな金額で生活できる金額になるようにしながら、赤字なく仕事をできるようにしてもらいたい。私たちはそう願っていると思うんです。そういう意味から、行政としては市のお金を使うわけですから、地元の業者に下請はできるだけお願いしてほしい、使ってほしいと直接言って表明すべきだと思うんですが、その表明する気持ちはあるか。お願いする気持があるか。地元の公共事業なんです。地元の業者、地元の人たちが仕事を直接負えるようにしてもらおう、まともなお金で。そういうことを行政としてやっていく、言う必要があると思うんです。なるだろうではなくて。お願いしたいというふうに言っていただきたいと思うんですが、どうですか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲

一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 今回、この契約が議決いただきまして、実際に着手されるわけですが、やはり契約をしたということについては、あとは契約を受けた側での判断でそれぞれやっていくというふうなことになるかと思えます。その辺のところお願いできないのかというふうなことになりますけれども、そこまで関与することは適当ではないというふうに判断しております。当然、新庄市の一大事業でございますので、受けた業者におかれても、その辺のところは十分判断されて施工されていくものというふうに思っております。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 以上で、7月臨時議会の日程は全て終了いたしましたので閉会いたします。
本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 平 向 岩 雄

〃 〃 小 野 周 一

平成25年9月定例会会議録（第1号）

平成25年9月9日 月曜日 午前10時00分開会
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢作勝彦
農業委員会会長 星川豊

選挙管理委員会局長 武田清治
農務局局長 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 高木勉
主査 川又秀昭
総務主査 三原恵
主事 八鍬貴征

議事日程（第1号）

平成25年9月9日 月曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第7号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第8号平成24年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議会案第7号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 8 議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第 9 議案第46号新庄市子ども・子育て会議条例の設定について
- 日程第10 議案第47号市道路線の認定及び廃止について
- 日程第11 議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第49号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第51号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第52号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第20 決算特別委員会の設置
- 日程第21 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第 2 2 議案第 5 7 号平成 2 5 年度新庄市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号平成 2 5 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号平成 2 5 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 6 0 号平成 2 5 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号平成 2 5 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 議案第 6 2 号平成 2 5 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席者の通告はありません。

これより平成25年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

会議の前であります。市においてはクールビズを行っておりますので、今定例会中は議場に入るときは上着を着用し、着席後は各自の御判断で上着をお脱ぎになっても結構であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤悦子君、森 儀一君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

（小関 淳議会運営委員長登壇）

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経

過と結果について御報告いたします。

去る9月2日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年9月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成25年9月定例会日程表のとおり、本日から9月20日までの12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告2件、諮問1件、議案3件、議会案1件、平成24年度決算の認定等9件、補正予算6件、請願2件の計24件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日、報告2件の後、諮問第2号の人事案件及び議会案第7号につきましては、提案説明をいただき、委員会の付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第45号から議案第56号までの議案12件について、本日、本会議に上程し、提案説明の後、平成24年度決算の認定等9件を除いた議案3件につきましては、総括質疑を受け、常任委員会に付託をし、審査していただきます。平成24年度の決算の認定等9件につきましては、本日、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第57号から議案第62号までの補正予算6件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月20日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期

定例会の一般質問通告者は7名であります。よって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月20日までの12日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月9日から9月20日までの12日間と決しました。

平成25年9月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第1日	9月9日	月	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(2件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(3件)及び決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	9月10日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤卓也、伊藤 操、佐藤義一 小関 淳の各議員
第3日	9月11日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 山口吉静、佐藤悦子、高橋富美子の各議員
第4日	9月12日	木	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第5日	9月13日	金	常任委員会	総 務 文 教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第 6 日	9 月 14 日	土	休 会			
第 7 日	9 月 15 日	日				
第 8 日	9 月 16 日	月	休 会			(敬老の日)
第 9 日	9 月 17 日	火	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 4 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 10 日	9 月 18 日	水	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 4 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 11 日	9 月 19 日	木	休 会			本会議準備のため
第 12 日	9 月 20 日	金	本 会 議	議 場	午 前 10 時	決算特別委員長報告、討論、採決。 各常任委員長報告、質疑、討論、採 決。補正予算（6 件）の質疑、討 論、採決。

日程第 3 市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

新庄まつりが終わりました、いよいよ新庄にも秋らしい日が近づいてまいりました。私にとりましては、スポーツの秋、芸術の秋ではありますが、一番怖い食欲の秋もありますので、何とか乗り切りたいと、こういうふうに思っております。

それでは早速行政報告をさせていただきます。

初めに、市内立地企業の状況及び新庄中核工業団地への新たな企業進出について御報告申し上げます。

新庄横根山工業団地にあります山形航空電子

株式会社が建設を進めてまいりました第 8 期増築工事がこのたび完成し、9 月 26 日に竣工式が行われます。同社は、スマートフォン等のコネクタを製造しており、受注が拡大しているとお聞きしております。これに伴い今年度新たに正社員を雇用したということで、本地域の雇用創出に大変寄与していただいております。

続きまして、新庄中核工業団地に対する新たな企業進出について御報告申し上げます。

東京都に本社のある株式会社オールクリエーションがこのたび新庄中核工業団地に進出することが決定しました。昨年度の福山通運に続く県外企業の進出であります。同社は不動産事業部や飲食事業部を持つ会社で、新庄中核工業団地には飲食事業部が最上地域の良質な鶏肉を加工する工場を建設いたします。

今回分譲いたしました用地は 1 区画で、面積 4,068 平方メートルです。昨年度の 3 区画、ことし 6 月のバイタルネットの 1 区画に続く分譲となり、この 1 年間で 5 区画の分譲となりました。これで新庄中核工業団地における未分譲地

は9区画、未分譲面積は21.2ヘクタールとなります。また、7月に空き工場への進出による協定を締結した山形メタルと合わせますとこの1年で6社の企業が進出したこととなります。引き続き企業誘致の推進を図り、雇用の場の確保に努めてまいります。

次に、平成25年度新庄まつりの開催について御報告させていただきます。

曜日配列に恵まれたことやPR効果もあらわれ、ことしの新庄まつりの入り込み客数は昨年と比べますと1万人の増加となる53万人となりました。250年祭で4日間開催した平成17年度を除きますと最高の人出でございます。24日の宵まつりは土曜日の夜ということもあり、通路から人があふれる状況で、過去最高の21万人となりました。本まつりは、山車出発時に雨が降ったということもあり、昨年より2万人減の18万人でした。後まつりは、平日の月曜日となりましたが、東日本大震災復興記念と位置づけました燦踊祭が好評で、昨年同様の14万人となりました。特に最上広域と沖縄中部広域25周年記念事業の沖縄エイサーの参加がありましたが、めったに見られない踊りということもあり、沿道にはたくさんの方が押し寄せていただきました。露店は終日人の流れが途切れず、どの露店も夜遅くまで大変な盛況でありました。

テレビやラジオへの出演、県内の旅行会社の招待、県外ツアーの実施など積極的に事業を展開しましたが、交流人口増加のためには事業内容の検討や新庄まつりの周知が必要と考えており、今後とも新庄まつりの拡大に向け努力してまいりたいと思っております。

以上2点、行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第7号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

小嶋富弥議長 日程第4報告第7号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第7号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に報告することになっております。

平成24年度新庄市土地開発公社の決算でございます。この決算につきましては、去る5月17日に公社監事による監査を行い、5月30日の理事会におきまして御承認をいただいております。

平成24年度の事業につきましては、小檜室地区において5区画の宅地造成、分譲を行い、うち2区画が売却されており、残る3区画につきましても引き続き分譲を進めていくこととしております。

平成24年度の損益につきましては、3,245万2,249円の当期純損失となっております。これは当公社を被告とする訴訟の判決確定に伴いまして、賠償金、訴訟費用並びに弁護士費用に3,189万4,638円の支出があったためであります。

なお、お手元の決算書の1ページから9ページまでが事業報告及び決算の内容であり、10ページ以降につきましては決算附属明細表を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で平成24年度新庄市土地開発公社の決算についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5報告第8号平成24年度 新庄市健全化判断比率及び資金不足 比率の報告について

小嶋富弥議長 日程第5報告第8号平成24年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、次に報告第8号平成24年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。が、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので数値はございません。

実質公債費比率につきましては、前年度より2.4ポイント改善の13.9%でございました。平成21年度に早期健全化基準の25%、平成23年度には起債の許可を要する基準の18%を下回るなど順調に改善されております。前年度の県内13市の中では中位の比率となっておりますので、今年度も同程度の順位になるものと思われま

す。将来負担比率につきましては、100.6%となり、前年度の116.6%より16.0ポイント改善しております。こちらの数値についても前年度は県内13市の中では中位の比率となっておりますので、今年度も同程度の順位になるものと思われま

す。次に、資金不足比率についてであります、

繰り出し基準に基づき一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての特別会計で不足額はございませんでした。

算定結果は以上でございます、財政再建プランの効果により順調に改善されております。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

小嶋富弥議長 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願ひます。

日程第6諮問第2号人権擁護委員 の推薦につき意見を求めること について

小嶋富弥議長 日程第6諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成25年12月31日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、引き続きになりますが、松田好功さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、

御審議いただき、御意見を賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号はこれに同意することに決しました。

日程第7 議会案第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

小嶋富弥議長 日程第7 議会案第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

清水清秋君。

(12番 清水清秋議員登壇)

12番(清水清秋議員) 議会案第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年9月9日。新庄市議会議員小嶋富弥殿。提出者、新庄市議会議員清水清秋。賛成者、新庄市議会議員奥山省三、下山准一であります。

意見書の内容を報告いたします。

地方税財源の充実確保を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、大変厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引き下げを前提として平成25年度地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを合め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣 宛

財務大臣 宛

総務大臣 宛

内閣官房長官 宛

内閣府特命担当大臣 宛でございます。

以上で意見書の提出についての説明を終わります。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会議案第7号地方

税財源の充実確保を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第7号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第7号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出については、提案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案12件一括上程

小嶋富弥議長 日程第8議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから日程第19議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの12件を会議規則第35条の規定

により一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの12件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について御説明申し上げます。

平成25年3月に公布された地方税法の一部を改正する法律に伴う新庄市市税条例における延滞金の割合を引き下げる改正につきましては、本年6月議会にて御可決いただきましたが、市税外収入等の関係する10条例につきましても市税との均衡を図るために延滞金の割合の引き下げを行うものであります。

改正内容といたしましては、市税条例と同様の改正を行い、延滞金の割合を引き下げるものであります。また、施行期日についても市税条例と同様に平成26年1月1日とするものであります。

議案第46号新庄市子ども・子育て会議条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、昨年8月の子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する子ども・子育てに関する施策について調査及び審議する機関として新庄市子ども・子育て会議を設置する必要があることから提案するものであります。

子ども・子育て会議の主な役割としては、事業計画の策定及び実施状況の点検、評価、見直しを行うこととし、この会議の委員として学識

経験者、教育、保育、子育て支援の関係者、公募で選ばれた市民などを予定しております。

少子化や核家族化が進む社会状況の中、子ども・子育て支援法では質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供や、安心して子供を産み育てられる支援策などを盛り込んだ事業計画を市町村それぞれ策定することとされております。

計画期間は平成27年から平成31年までの5年間とし、ことしから来年にかけてニーズ調査及び計画策定作業を行います。今般提案させていただきます新庄市子ども・子育て会議の委員初め多くの皆様の御意見をいただいた上で策定したいと考えております。

次に、議案第47号市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、道路網の整備を図り市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定し及び廃止する必要があるため提案するものであります。

内容といたしましては、認定する路線が6路線、廃止する路線が1路線であります。

初めに、認定する路線であります。金沢鉄砲町線から金沢下モ田2号線までの4路線と栗田1号線から栗田2号線までの2路線につきましては、全て民間の宅地開発により整備された路線であり、市に帰属された道路を認定するものであります。

次に、廃止する路線であります。下モ田3号線につきましては、新規認定に伴い起終点の変更が生じるため廃止するものであります。

以上、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により御提案申し上げます。

次に、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきましては会計課長より、議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定

については上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より配付されております決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から承りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいりたい所存であります。

私のほうからの説明を終わりますが、御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 次に、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を会計管理者兼会計課長近岡晃一君より説明願います。

会計管理者兼会計課長近岡晃一君。

(近岡晃一会計管理者兼会計課長登壇)

近岡晃一会計管理者兼会計課長 それでは、私のほうから議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について、お配りしております平成24年度歳入歳出決算書をもとに御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算書の45ページ、平成24年度新庄市会計別歳入歳出決算総覧をお開き願います。

一般会計と7つの特別会計の合計総額は、予算現額が258億7,726万6,000円、収入済額が257億2,561万7,463円、支出済額が247億1,949万6,445円であります。予算現額に対しまして収入率は99.41%、執行率は95.53%となりました。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

議案第48号一般会計ですが、4ページの1款

市税から6ページの21款市債までの歳入合計は、収入済額が162億7,713万9,493円であり、予算現額163億2,917万7,000円に対しまして収入率は99.68%、調定額168億3,243万5,414円に対しまして収納率は96.70%となりました。不納欠損額は9,005万2,956円、収入未済額は4億6,524万2,965円であります。不納欠損額の内訳は、1款市税が8,822万8,096円、12款分担金及び負担金が179万1,860円、20款諸収入が3万3,000円となっております。収入未済額の内訳は、1款市税が2億8,672万7,344円、12款分担金及び負担金が1,512万7,425円、13款使用料及び手数料が547万1,710円、14款国庫支出金が1億5,622万7,000円、16款財産収入が6万9,967円、20款諸収入が161万9,519円となっております。

なお、1款市税の収入済額は44億2,078万4,828円であり、調定額47億9,574万268円に対しまして収納率は92.18%となりました。

次に、8ページの1款議会費から10ページの14款予備費までの歳出合計は支出済額が154億6,150万2,617円であり、予算現額163億2,917万7,000円に対しまして執行率は94.69%となりました。不用額は4億5,439万2,383円あります。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は8億1,563万6,876円となっておりますが、国の1次補正のおくれ、さきの東日本大震災により被災した宮城県など3県での復興事業の影響により、繰越明許費と事故繰越が生じております。

282ページをお開きください。

実質収支に関する調書、一般会計の表中4、翌年度へ繰り越すべき財源に記載しておりますが、平成25年5月末の出納閉鎖時点において繰越明許費繰越額が3,421万2,000円、事故繰越繰越額が520万円となりましたので、それらを差し引いた額、表中では5、実質収支額の欄、7億7,622万4,876円が平成25年度への実質繰越額となります。また、そのうちから2億円を財政

調整基金に繰り入れしております。

12ページにお戻りください。

議案第49号国民健康保険事業特別会計ですが、1款国民健康保険税から11款諸収入までの歳入合計は、収入済額が42億1,750万5,125円であり、予算現額に対しまして収入率は100.33%、調定額に対しまして収納率は91.93%となりました。そのうち1款国民健康保険税は、収入済額が11億1,351万9,198円であり、調定額に対しまして収納率は75.04%となりました。不納欠損額は6,221万3,249円、収入未済額は3億811万228円であります。

14ページの1款総務費から16ページの12款予備費までの歳出合計は、支出済額が40億7,943万2,877円であり、予算現額に対しまして執行率は97.04%となりました。また、不納欠損額は1億2,434万5,123円であります。歳入歳出差引残額は1億3,807万2,248円であり、平成25年度への繰り越しとなります。

次に、18ページから21ページまでの議案第50号交通災害共済事業特別会計の歳入歳出であります。18ページの1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額と調定額が同額の785万1,980円であり、予算現額に対しまして収入率は89.18%、調定額に対しまして収納率は100%となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。

20ページの1款事業費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の785万1,980円であり、予算現額に対しまして執行率も収入率と同じ89.18%となりました。不用額は95万3,020円であり、歳入歳出差引残額はございません。

次に、22ページから25ページまでの議案第51号公共下水道事業特別会計の歳入歳出であります。22ページの1款分担金及び負担金から7款市債までの歳入合計は、収入済額が15億8,455万4,311円であり、予算現額に対しまして収入率は99.20%、調定額に対しまして収納率

は98.67%となりました。不納欠損額は、下水道使用料が35万2,406円、収入未済額は分担金と受益者負担金が合わせて565万6,910円、下水道使用料が1,528万9,822円で、合計で2,094万6,732円であります。

24ページの1款総務費から3款公債費までの歳出合計は、支出済額が15億8,298万1,446円であり、予算現額に対しまして執行率は99.10%となりました。不用額は1,441万2,554円であります。歳入歳出差引残額は157万2,865円であり、平成25年度への繰り越しとなります。

次に、26ページから29ページまでの議案第52号農業集落排水事業特別会計の歳入歳出であります。26ページの1款分担金及び負担金から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が8,525万6,527円であり、予算現額に対しまして収入率は98.34%、調定額に対しまして収納率は97.35%となりました。不納欠損額はございません。収入未済額は、分担金が108万3,854円、集落排水使用料が123万4,716円、合計で231万8,570円であります。

28ページの1款農業集落排水事業費及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の8,525万6,527円であり、予算現額に対する執行率も収入率と同じく98.34%となりました。不用額は144万3,473円であり、歳入歳出差引残額はございません。

次に、30ページから33ページまでの議案第53号営農飲雑用水事業特別会計の歳入歳出であります。30ページの1款分担金及び負担金から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が3,430万8,880円であり、予算現額に対しまして収入率は99.92%、調定額に対しまして収納率は99.48%となりました。不納欠損額はございません。収入未済額は用水使用料の17万9,369円であります。

32ページ、1款営農飲雑用水事業及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額

の3,430万8,880円であり、予算現額に対します執行率も収入率と同じ99.92%となりました。不用額は2万8,120円であり、歳入歳出差引残額はございません。

次に、34ページから37ページまでの議案第54号介護保険事業特別会計の歳入歳出であります。34ページの1款保険料から10款諸収入までの歳入合計は、収入済額が31億4,392万5,319円であり、予算現額に対しまして収入率は97.07%、調定額に対しまして収納率は99.53%となりました。不納欠損額は保険料の380万1,504円、収入未済額は保険料が1,093万6,430円、負担金が1,357円、合計で1,093万7,787円であります。

36ページの1款総務費から8款予備費までの歳出合計は、支出済額が31億170万6,797円であり、予算現額に対しまして執行率は95.76%となりました。不用額は1億3,724万9,203円あります。歳入歳出差引残額は4,221万8,522円であり、平成25年度への繰り越しとなります。

最後に、38ページから41ページまでの議案第55号後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出であります。38ページの1款保険料から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が3億7,507万5,828円であり、予算現額に対しまして収入率は99.20%、調定額に対しまして収納率は99.46%となりました。不納欠損額は保険料で30万470円、収入未済額は同じく保険料が174万7,030円あります。

40ページ、1款総務費から4款諸支出金までの歳出合計は、支出済額が3億6,645万5,321円であり、予算現額に対しまして執行率は96.92%となりました。不用額は1,166万3,679円あります。歳入歳出差引残額は962万507円であり、平成25年度への繰り越しとなります。

以上、会計ごとの歳入歳出決算について説明申し上げます。

なお、45ページには会計別歳入歳出決算総覧、

47ページから279ページには各会計の歳入歳出決算事項別明細書、281ページから289ページには各会計の実質収支に関する調書、291ページ以降には財産に関する調書を添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

これで議案第48号から議案第55号までの平成24年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わりますが、十分な御審議の上、御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

高山孝治代表監査委員 それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、財産に関する調書及び各基金の運用状況について、山口吉静委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、諸帳簿、書類などを照合調査し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、

計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれ設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから22ページにわたり記載してございます。その主要な点は、22ページ、第6、むすびで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思えます。

22ページをお開きいただきたいと思えます。

第6、むすびでございます。

平成24年度の一般会計及び各特別会計の総計の決算額は、2ページの表にもございますが、歳入が257億2,561万7,463円で、前年度に比べ9億7,743万2,456円、3.9%の増、歳出は247億1,949万6,445円で、9億880万9,829円、3.8%の増となりました。その結果、実質収支は9億6,670万9,018円の黒字で、単年度収支も7,422万2,727円の黒字となりました。

市債残高は224億3,704万4,052円で、内訳は一般会計138億7,997万75円、公共下水道事業特別会計79億7,260万6,253円、農業集落排水事業特別会計5億4,069万9,346円、営農飲雑用水事業特別会計4,376万8,378円で、前年度より3億8,069万1,716円、1.7%減少しております。市の財政規模を下回るようになってまいりました。しかしながら、今後大型プロジェクトであります萩野小中一貫校、新庄中学校体育館の建設費が発生します。一時的とはいえ減少幅は鈍るものと思われませんが、注視していつてもらいたいと思えます。

収入未済額は、一般会計では市税が2億8,672万7,344円で、前年度に比べますと4,952万4,762円、14.7%減少しました。保育所入所負担金等が大きな割合を占める分担金及び負担金、公営住宅使用料等が大きな割合を占める使用料及び手数料の未済額は2,059万9,135円あり、

前年度より15万8,325円、0.8%減少しております。

特別会計では、国民健康保険税が3億811万228円で、前年度に比べ1,215万9,597円、3.8%の減少、公共下水道使用料が1,528万9,822円で、224万5,364円、17.2%の増加、介護保険料は1,093万6,430円で、88万8,870円、8.8%の増加、後期高齢者保険料は174万7,030円で、71万2,440円、68.9%の増加となっています。収入未済額の圧縮につきましては、歳入確保のためだけではなく、市民の受益者負担の公平性を高める観点からも、口座振替や訪問徴収の実施に加え、コンビニ収納など新たな対策を取り入れるとともに、改善に向けたより一層の努力を期待するものであります。

平成20年4月1日から施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した実質公債費比率は、平成24年度決算では13.9%となり、前年度の16.3%から2.4%改善され、地方債を発行する際に県知事の許可を必要としない18%以下となっております。しかしながら、今後学校の建設や老朽化した施設の改修等により実質公債費比率が再び悪化することも考えられますので、限られた財源をより有効に活用し、引き続き健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

全国的な状況を見ますと、ことし8月の政府月例報告では「景気は着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きも見られる」と発表されておりますが、いわゆるアベノミクスの地方への波及効果や消費税増税の動向など、地方経済を取り巻く環境は不透明感を払拭できないものとなっております。

また、本市においては、財政構造の弾力性をあらかず指標である経常収支比率が90.3%となっております。前年度より2.4ポイント改善されておりますが、依然として90%以上の高い水準にあり、弾力性のない構造であることは否め

ず、改善へのさらなる努力を期待したいと思
います。

このような状況の中で、本市の人口は減少傾
向が続いておりますが、第4次新庄市振興計画、
新庄市まちづくり総合計画に10年後の目標人口
として掲げられている「平成32年、3万7,000
人」を達成できるよう、市民の不安や不便の解
消に努め、健全な財政基盤の整備を図りつつ、
計画に掲げられた施策、各事業の着実な推進を
望むものであります。

次に、別冊の平成24年度新庄市財政健全化・
経営健全化審査意見書をごらんください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤
字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状
態であると認められます。先ほども申し上げま
したが、実質公債費比率は13.9%であり、早期
健全化基準25.0%と比較するとこれを下回って
おり、良好であります。

なお、前年度と比較しますと2.4ポイント改
善しております。

将来負担比率は100.6%となっており、早期
健全化基準である350%を下回り、良好であり
ます。

なお、前年度と比較すると16.0ポイントと大
きく改善しております。

次のページ、経営健全化審査意見につつまし
ては、公共下水道事業、農業集落排水事業、営
農飲雑用水の各特別会計とも資金不足は生じて
おらず、健全な状態にあると認められます。

以上が平成24年度一般会計及び特別会計の決
算審査の概要並びに健全化の意見でございます。
よろしく申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

次に、議案第56号平成24年度新庄市水道事業
会計利益の処分及び決算の認定についてを上下
水道課長高橋 弘君より説明願います。

上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

高橋 弘上下水道課長 それでは、議案第56号平
成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決
算の認定について御説明申し上げます。

決算書の2ページをお開き願います。

新庄市水道事業決算報告書により御説明申し
上げます。

最初に、(1)収益的収入及び支出でございます。
収入の第1款水道事業収益の予算額合計は10億
5,678万7,000円で、決算額は11億202万7,501円、
予算額に比べまして4,524万501円の増でござい
ます。次に、支出の第1款水道事業費用の予算
額合計は10億4,888万9,000円で、決算額は10億
1,891万3,124円、執行率は97.14%でございま
す。

続きまして、4ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入の予算額合計は
2,163万1,000円で、決算額は2,162万8,756円、
予算額に比べまして2,244円の減でございます。

次に、支出の第1款資本的支出の予算額合計
は4億1,802万9,000円、決算額は3億5,597万
3,381円で、執行率は85.16%でございます。そ
のうち第1項建設改良費は、工事の精査及び落
札減額等により6,176万3,568円が不用額となり
ました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足す
る額3億3,434万4,625円は過年度損益勘定留保
資金等で補填しております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書について御説明申し上げます。

営業収益においては、昨年、夏の猛暑による
使用水量の増加により前年度比約1,368万円の

増額となりましたが、営業外収益においては他会計補助金の高料金対策費等の減額により前年度比約3,468万円の減となっています。

費用においては、支払利息及び繰延勘定償却等の減額により前年度比約2,133万円減少したことにより、経常利益は7,924万2,726円となっています。また、当年度純利益は7,530万1,794円、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は2億626万2,014円となっています。

7ページをごらんください。

剰余金計算書でございますが、利益剰余金として、1の減債積立金は(2)の前年度繰入額を繰り入れ、当年度末残高は7,377万6,719円となっています。

2の建設改良積立金は、(2)の前年度繰入額を繰り入れ、(3)の当年度処分額7,500万円を建設改良事業に充当したことによるものであり、当年度末残高は1億917万1,826円となっています。したがって、積立金の合計は1億8,294万8,548円となります。

続きまして、8ページをお開き願います。

資本剰余金として、これまでに資本として調達いたしました国庫補助金や工事負担金等の内訳でございます。平成25年度への繰越資本剰余金は61億5,291万3,005円となっています。

続きまして、9ページをごらんください。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

平成24年度未処分利益剰余金が2億626万2,014円となっておりますので、(1)の減債積立金へ1,100万円、(2)の建設改良積立金へ9,500万円を積み立て、起債償還及び建設改良に充てることとし、残額の1億26万2,014円を平成25年度へ繰り越すものでございます。

地方公営企業法の規定に基づき、利益の処分についての議決をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

貸借対照表でございます。

資産の部として、固定資産、流動資産、繰延勘定の資産の合計は150億3,449万5,307円となっています。

次に、11ページの負債の部でございますが、負債合計で2,951万1,032円となります。また、資本の部として、資本の合計は150億498万4,275円となり、負債・資本合計は150億3,449万5,307円となります。

以上、水道事業会計決算諸表についての説明を申し上げます。

12ページ以降には決算附属書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いたします。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

高山孝治代表監査委員 それでは、同じようにお配りしております水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました水道事業会計の決算について御報告申し上げます。

審査の方法は、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表並びに事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを照合調査し、関係職員の説明を受けるなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、財務状況及び

経営成績を適正に表示しているか、公共性と経済性が確保されているかに主眼を置いて実施をいたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました決算書類及び附属書類は地方公営企業関係法令の規定に基づいて作成されており、経営成績及び財務状況を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから11ページに記載してございますが、その主要な点は12ページ、7、むすびで言及しておりますのでこちらで説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

平成24年度水道事業会計の決算審査の概要は次のとおりであります。

給水状況を見ますと給水世帯は1万2,536世帯で、前年度より112世帯増加しておりますが、給水人口は3万5,235人で、前年度に比べ107人減少しております。外国人登録を含めた平成25年3月末の市内の人口3万8,308人に対する普及率は92.0%となり、前年度より0.5ポイント増加しております。また、総配水量のうち有収水量の占める有収率は84.2%と、ここ数年同じ割合で推移しておりますが、漏水対策等によりさらに向上しますよう努力をお願いしたいと思います。

経営状況につきましては、収益的収支において、前年度と比較しますと事業収益は上水道高料金対策一般会計繰入金の減により2,099万8,574円、2.0%減少し、事業費用は企業債支払利息の減等により2,053万5,130円、2.1%減少したことから、当年度純利益は7,530万1,794円となり、前年度に比べて0.6%ほど減少しております。県からの受水費3億5,545万6,740円は

前年度より190万5,893円上がっておりますが、職員1人当たりの営業収益は1億3,261万1,000円で、前年比1.5%の増となっております。

供給単価と給水原価の比較では、1立方メートル当たりの供給単価が271円84銭、同じく1立方メートル当たりの給水原価は298円6銭であり、供給単価を給水原価が上回る差額は26円22銭となっておりますが、前年度の差額38円91銭と比べると12円69銭縮減されております。

なお、過年度の未収金につきましては2,196万9,742円となっており、前年度に比べて31万円ほど少なくなっておりますが、負担の公平性を確保するためにもさらなる未納解消に向け努力をお願いするものであります。

資本的収支においては、前年度と比較すると資本的収入は工事負担金、国庫補助金の減により784万6,105円減少し、資本的支出は赤坂配水池の増設による建設改良費の増により1,324万2,767円、3.9%増加しました。

以上の結果、資本的収支差引不足額は前年度より2,108万8,872円、6.7%増加した3億3,434万4,625円となっており、この不足額は過年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金等により補填されております。

財政状況において、資産合計は流動資産の増はあったものの、固定資産及び繰延勘定の減により前年度より1億262万7,024円、0.7%減少しました。負債合計は未払金の減により前年度より130万4,002円、4.2%減少し、資本合計は借入資本金の減により、前年度より1億132万3,022円、0.7%減少しました。

水道事業を取り巻く環境は、年々老朽化が進む水道施設の修繕や更新、耐震化の推進など経費の増嵩が見込まれる上、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより給水収益の増加を図ることはなかなか厳しい状況にありますが、新庄市水道ビジョンに基づき長期的な視野に立った事業計画のもとに安心安全な水道水の安定供

給と安定的な水道事業の運営を望むものであります。

最後に、別冊にあります経営健全化審査意見書ではありますが、資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められます。

なお、県内各市の水道事業会計の内容につきましては、昨年まで意見書の末尾に表示しておりましたが、各市町村とも決算議会前であることから、今年度以降の開示は取りやめておりますので、御了承願いたいと思います。

以上が平成24年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。

よろしく願い申し上げます。

小嶋富弥議長 これより、ただいま説明のありました平成24年度の各決算を除く議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから議案第47号市道路線の認定及び廃止についてまでの3件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 議案第45号で、延滞金の割合の見直しということで、市長の説明では延滞金の割合の引き下げであるということで、市民にとってはいい内容なんだろうなというふうに思います。

具体的に、延滞金というのは、現在、6月議会も含めておおむねこのような14.6%とか7.3%というのが今度は引き下げでどのようになるということなのか、わかりやすく丁寧に説明していただければと思います。

佐藤信行税務課長 議長、税務課長佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 それでは私のほうから、条例の中身につきまして、担当課につきましては各課に、複数の課にまたがるわけですが、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

今回の条例改正は6月の市税条例の改正に伴

うものでございまして、市税外収入等の延滞金をこれまでの年利14.6%の部分を実9.3%に引き下げると。それから、納期限後1カ月の期間に適用されます本則は7.3%でございますが、現在、特例の4.3%というものを適用してございます。この部分をさらに3%に引き下げるというものでございます。

現行の本則14.6%の割合と申しますのは昭和25年度から採用されてございまして、昭和30年度に一度10.95%に引き下げられましたけれども、昭和38年度に再び14.6%に引き上げられ、以来一度も改正が行われておりません。この昭和38年度の改正の際に、納期限後1カ月の期間に限り本則7.3%という半分の割合が設定されて、この部分にさらに特例基準割合が導入されたのが、さらにおくれまして平成11年度ということでございます。

今回の改正でございますけれども、延滞金が幾らペナルティーの意味合いを持つといっても、昨今の低金利時代にありましては14.6%というのは余りにも高過ぎるのではないかという声がありました。まず国税の延滞税を引き下げたものであります。また、納期限後1カ月の期間に適用されます現行の特例4.3%という割合ですけれども、これは基準割引率及び基準貸付利率というものの、従来は公定歩合と呼ばれていたものでございます。これが現在0.3%になっておりまして、これに4%を加算して4.3%に設定しているものであります。

しかしながら、御承知かもしれませんが、日銀が民間銀行に貸し付けを行うときに基準金利として適用された、この公定歩合はかつて政府日銀の金利政策上非常に重要な政策金利であったわけですが、平成6年10月、民間銀行の金利が完全自由化されて、それ以来、政策金利としての地位を大きく後退させてしまいました。これにかわって今回延滞金の特例基準割合を設定する上で採用されたのが、改正文に

ございますけれども、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合、すなわち国内銀行の貸出約定平均金利というものでございまして、これが現在1%になってございます。この1%にさらに1%を加算した2%を特例基準割合として採用いたしまして、延滞金の新たな割合を設定するものであります。

本則14.6%の部分につきましては、特例基準割合2%に7.3%を加えた9.3%、それから納期限後1カ月の期間に関しては特例基準割合2%にさらに1%を加えた3%に引き下げるというものでございます。

延滞金の新たな割合を決定するものでありますけれども、より市中金利に近い数字を使って新たな割合を算出したということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第20 決算特別委員会の設置

小嶋富弥議長 日程第20決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

議案第48号から議案第56号までの平成24年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計利益の処分及び決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

小嶋富弥議長 これよりただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第21 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

小嶋富弥議長 日程第21議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託しますので、よろしくお願い申し上げます。

平成25年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案(9件)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第49号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第51号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第52号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
総務文教常任委員会 請願(2件) 議案(1件)	<ul style="list-style-type: none"> ○請願第4号新聞の軽減税率に関する請願書 ○請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書 ○議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
産業厚生常任委員会 議案(2件)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第46号子ども・子育て会議条例の設定について ○議案第47号市道路線の認定及び廃止について

いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第2号)から議案第62号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

小嶋富弥議長 日程第22議案第57号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第2号)から日程第27議案第62号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算6件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題に

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第57号から議案第62号までの平成25年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

予算書1ページ、議案第57号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,460万円を追加し、補正後の総額を154億346万6,000円とするものであります。

主な補正内容については、12ページからの歳出を中心に御説明申し上げます。

まず、1款から10款を通して人件費に係る予算の補正を計上しておりますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整に加え、地方交付税の減額に合わせた地方公務員の給与削減に関する国の要請に呼応した議員報酬並びに市長、副市長、教育長の給与費、職員給与費の削減に係る減額補正を計上し、削減額の全てを市有施設整備基金に積み立てを行う増額補正を2款総務費に計上しております。

また、6款農林水産事業費と8款土木費を中心に、さきの豪雨により被害を受けた農業用施設や道路、河川等の復旧に係る経費を計上するとともに、各款を通して学校や保育所を初めとする各種施設や道路、側溝、流雪溝などの維持補修や機能強化に係る経費を計上しております。

2款総務費におきましては、市内の防犯機能強化のための街頭防犯カメラ整備に係る費用を盛り込み、3款民生費の児童福祉費におきましては子育て環境のさらなる充実のために各種サービスの向上に資する経費や保育業務の担い手拡充の経費などを計上し、4款衛生費におきましては風疹予防接種の導入に係る経費を計上しております。

9款消防費におきましては、自主防災組織育成に係る増額補正を盛り込み、10款教育費におきましては教育環境の充実や教育の場の安全確保、施設の環境整備の充実を図るための経費を

盛り込んでおります。

続きまして、33ページの特別会計からですが、議案第58号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第61号介護保険事業特別会計補正予算までの4特別会計及び議案第62号水道事業会計補正予算につきましては、今年度下半期のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

(高橋則雄財政課長登壇)

高橋則雄財政課長 それでは、初めに議案第57号一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,460万円を追加いたしまして、補正後の総額は154億346万6,000円となります。各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正において御確認いただきたいと思います。

次に、5ページ、第2表地方債補正についてでございますが、一本柳檜葉沢線整備事業の増額補正に伴い、地方道路等整備事業債を450万円の増額とするものであり、さらに普通交付税の振りかえ措置として歳出補正の一部に充てます臨時財政対策債の4,798万7,000円の増額を盛り込んでおります。

8ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金に乳幼児育成支援に資する母子生活支援施設負担金112万4,000円並びに未熟児養育医療給付費負担金96万9,000円の増額分を計上しており

ます。

また、2項国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金に子育て支援交付金1,203万4,000円の減額補正を計上しておりますが、今年度より県補助金に移行したことに伴う減額措置であり、15款2項2目民生費県補助金にこれに振りかわる安心子ども基金特別対策事業費補助金並びに保育対策等促進事業費補助金の増額補正を組んでおります。このほか、衛生費国庫補助金に浄化槽設置整備事業の対象設置基数の減少分を計上し、土木費国庫補助金に市道30号線の安全対策に係る社会資本整備総合交付金の増額補正を計上しております。

15款県支出金につきましては、まず1項県負担金に関し民生費県負担金に乳幼児育成支援に資する母子生活支援施設負担金並びに未熟児養育医療給付費負担金の増額分を計上しております。

また、2項県補助金におきましては、2目民生費県補助金の児童福祉費補助金に国の子育て支援交付金に振りかわる保育対策等促進事業費補助金1,371万6,000円並びに安心子ども基金特別対策事業費補助金75万4,000円の増額を盛り込んだほか、保育業務の担い手の処遇改善に資する保育士等処遇改善臨時特例事業補助金328万1,000円の増額を計上しております。

3目衛生費県補助金につきましては、風疹予防接種事業費補助金456万2,000円を増額しております。

また、5目農林水産業費県補助金におきましては、新規就農総合支援事業費補助金3,790万4,000円並びに戸別所得補償経営安定推進事業費1,017万6,000円を減額補正しておりますが、これは県補助金内での補助メニューの変更に伴うものであり、それぞれ青年就農給付金事業費補助金3,020万2,000円並びに人・農地問題解決推進事業費補助金に132万円、農地集積協力金交付事業費補助金940万円の増額補正に振りか

えております。また、さきの豪雨により冠水被害を受けた農作物への農薬及び肥料購入への支援に資する農作物等災害対策事業費補助金81万3,000円を盛り込んでおります。

6目土木費県補助金におきましては、多くの市民の皆様から利用していただいております住宅リフォーム総合支援事業費補助金の拡充に向けまして200万円を増額し、7目消防費県補助金におきまして自主防災組織の育成に係る災害に強い地域づくり市町村総合支援事業費補助金50万円を計上しております。

8目教育費県補助金におきましては、学校支援地域本部事業費補助金の確定に伴う236万5,000円の増額並びに新たに再生可能エネルギー教育の振興へ向けた再生可能エネルギー教育支援事業費補助金93万3,000円を盛り込んでおります。

次に10ページでございますが、3項県委託金につきましては、6目教育費委託金にいじめ問題の撲滅へ向けたいじめ対策等生徒指導推進事業委託金109万円並びにいじめのない学校づくり推進事業委託金80万円を新たに計上しております。

また、17款寄附金につきましては、今年度好調となっておりますふるさと納税寄附金につきまして300万円の増額を盛り込んだほか、2名の個人の方よりそれぞれ農林振興へ向けられた寄附金150万円並びに児童福祉の向上へ向けられた寄附金3万円をいただいておりますが、その御意向により歳出予算において6款2項1目陣峰市民の森維持管理事業費並びに3款2項1目わらすこ広場管理運営事業費に備品購入費の予算を計上しております。

なお、このたびの補正における一般財源は18款介護保険事業特別会計繰入金の26万2,000円と11ページの19款繰越金の7,396万5,000円、21款市債で臨時財政対策債の4,798万7,000円を充てることといたします。

続きまして、12ページからの歳出について御説明させていただきます。

まず、1款議会費1項1目議会費でございますが、地方交付税の減額に合わせた地方公務員の給与削減に関する国の要請に呼応した議員報酬及び職員給与費の削減に伴う減額をするものでございます。

2款以降の市長、副市長並びに教育長給与費、職員給与費につきましても同様で、1款から10款までを通じて当初予算において昨年度末退職者と新規採用予定者の差額減分を2款1項1目一般管理費において一括して減額措置したものの調整並びに4月の人事異動に伴う各款の調整を含めて補正するものであります。地方交付税の減額に合わせた地方公務員の給与削減に関する国の要請に呼応した削減につきましては、削減分の全てとなる5,906万円を来年度以降実施する予定の市有施設耐震化事業等に充当することを目的として、2款総務費1項4目財政管理費におきまして市有施設整備基金に積み立てを行う予算を盛り込んでおります。

2款総務費6目財産管理費につきましては、庁舎内のトイレの一部を洋式トイレに改修する費用505万4,000円を計上するとともに、本庁舎の外壁改修などを実施する費用を計上しておりますが、洋式トイレへの改修につきましてはこのほかに4款1項6目公衆便所管理運営事業費のほか公園、学校、社会教育施設等の一部においてもその経費を盛り込んでおります。

また、13ページの7目企画費につきましては、本年度好調となっておりますふるさと納税寄附金の伸びに対応いたしましたまちづくり応援基金積立金300万円の増額を計上し、11目市民生活対策費につきましては市内の防犯機能強化へ向けた街頭防犯カメラ整備に係る費用784万4,000円を盛り込んでおります。

次に、16ページ後段からの3款民生費2項1目児童福祉総務費に子ども・子育て支援事業計

画の策定に向けたニーズ調査に係る経費138万円や増加傾向にある認可外保育施設の延長保育等の支援に係る助成242万円、同じく増加傾向にあります未熟児養育医療給付費318万1,000円の増額を盛り込んだほか、アスベスト処理が必要となった日新放課後児童クラブの開設改修費に565万9,000円の増額を盛り込んでおります。

17ページの3目保育所費につきましては、民間保育所の保育士等の処遇改善へ向けた助成に係る経費328万1,000円を新たに盛り込んだほか、診断により改修が必要となった保育所遊具の改修経費や老朽化している保育所設備等の補修経費について計上しております。

19ページの4款衛生費1項2目予防費につきましては、副作用の症状が発生している子宮頸がん予防接種につきまして778万円の減額を盛り込み、新たに先天性風疹症候群の発生予防のための抗体検査並びに予防接種に必要な経費として919万5,000円を増額計上しております。

20ページからの6款農林水産業費でございますが、1項3目農業振興費におきまして、このたびの豪雨により冠水被害を受けた農作物への農薬、肥料購入の支援に要する経費122万9,000円を計上し、5目農地費に同じく豪雨により被害を受けた農業用施設等の復旧に対する支援に要する経費163万4,000円を計上しております。

22ページの7款商工費につきましては、1項2目商工振興費に本市のイメージキャラクターであります「かむてん」の着ぐるみを整備するための経費68万1,000円を計上しております。

23ページからの8款土木費につきましては、2項2目道路維持費、24ページの3項2目河川維持費と4項3目公園費、25ページの5項1目住宅管理費、6項1目除排雪費におきまして、このたびの豪雨や、さきの豪雪並びに老朽化等により修繕が必要となった道路、河川、側溝、公園施設、公営住宅設備、道路の消雪施設などの修繕料を計上するとともに、4項1目都市計

画総務費におきまして、多くの市民の皆様から利用いただいております住宅リフォーム総合支援事業費補助金200万円の増額を盛り込んでおります。また、6項2目雪総合対策費におきまして、冬期間の流雪溝の水上がりが課題となっている箇所への水上がり解消へ向けた経費の増額補正を行っております。

26ページの9款消防費でございますが、1項2目非常備消防費に自主防災組織育成支援のための経費130万円を増額計上しております。

次に、10款教育費でございますが、まず27ページの1項3目教育指導費におきまして、県の委託によりいじめ問題の撲滅へ向けたいじめ対策等生徒指導推進事業費や、いじめのない学校づくり推進事業に要する経費を盛り込んでおります。また、2項及び3項の小中学校費におきまして、トイレの洋式化や老朽化した屋根、外壁の改修、学校設備の修繕など、子供たちが安全で快適な充実した学校生活を過ごすことのできる環境の拡充に向けた経費を盛り込んだほか、3項2目教育振興費に県補助金を活用した再生可能エネルギー教育の振興へ向けた教材の整備に係る経費93万3,000円を盛り込んでおります。

29ページからの4項社会教育費につきましては、3目公民館費におきまして角沢地区の地域ふれあい広場の運営経費のほか、テントなどの備品購入に162万3,000円、公園エリア部分の整備に向けた設計費用318万1,000円を計上しております。

なお、社会教育施設の全般におきまして、老朽化等による各施設の修繕などの費用を盛り込んでおります。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

33ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第58号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出おのおの4,566万8,000円を追加し、補正後の予算総額

を41億7,962万円とするものでございます。

37ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入は、高額療養費システム用のパソコン並びにプリンター更新に係る事務費繰入金と前年度繰越金の増額、それから38ページの歳出は1款における高額療養費システム用のパソコン等の更新に係る費用並びに特定世帯・特定継続世帯関係システム改修に係る費用の増額及び11款には平成24年度の事業実績に基づく国への返還金を計上しております。

次に、39ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第59号公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出おのおの6,919万9,000円を減額し、補正後の予算総額を13億6,994万9,000円とするものでございます。

44ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出は、職員給与費の減額のほか、社会資本整備総合交付金の確定に伴う建設事業費の減額を計上し、これに伴い43ページの歳入におきまして、国の社会資本整備総合交付金と公共下水道事業債、一般会計繰入金の減額を行うものであります。

なお、太田地区J R踏切部分の推進工事に伴う工事負担金の増額を6款2項1目雑入に計上しております。

45ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第60号農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出おのおの45万7,000円を減額し、補正後の予算総額を8,096万6,000円とするものでございます。

内容は、職員給与費の減額補正で、これに伴い一般会計から繰入金を減額補正するものでございます。

最後に、49ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第61号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ

4,135万6,000円を追加し、補正後の予算総額を31億9,676万円とするものでございます。

53ページをお開きください。

歳入は、主に職員給与費の減額に伴う介護給付や地域支援事業に係る国県支出金及び介護給付費支払基金交付金の減額のほか、前年度繰越金の増額を計上し、地域ケア会議活用推進事業費補助金を新たに計上しております。

55ページからの歳出でございますが、各款における職員給与費の減額のほか、4款地域支援事業費において国庫補助金を活用した地域ケア会議活用推進事業に係る費用を新たに計上しております。また、5款基金積立金の給付費準備基金積立金の増額や7款諸支出金の国庫及び支払基金への返還金の増額補正を組んでおります。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議をいただき御可決賜りますようお願いいたします。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

高橋 弘上下水道課長 それでは、議案第62号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条、収益的支出の補正であります。

支出の第1款水道事業費用の既決予定額10億2,830万6,000円から補正予定額693万4,000円を減額し、10億2,137万2,000円とします。これは4月の人事異動並びに地方交付税の減額に合わせた給与削減に関する国からの要請に呼応した

職員給与費の減額であります。

続きまして、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正であります。

収入の第1款資本的収入の既決予定額7,738万4,000円から補正予定額1,519万9,000円を減額し、6,218万5,000円とします。内容につきましては、県指首野川河川改修事業によります十日町地内河原橋のかけかえに伴う配水管移設事業の完成が来年度となり、県からの工事負担金が来年度に確定することになりますので、今年度計上しておりました負担金を減額するものでございます。

支出の第1款資本的支出の既決予定額5億4,296万5,000円から補正予定額1億716万7,000円を増額し、6億5,013万2,000円とします。内訳につきましては、新庄市上水道施設監視制御設備更新工事において各施設の監視制御設備の更新工事を同時に行うこととするため、工事請負費を増額するものです。また、工法の精査等により工事費が増加したため、太田地区配水管布設工事負担金を増額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億8,794万7,000円は過年度損益勘定留保資金等で補填します。

続きまして、3ページをごらんください。

第4条、債務負担行為であります。ただいま御説明申し上げました監視制御設備更新工事ではありますが、一括発注し、効果的に工事をするため、工期を複数年で実施するものです。このたびは期間を平成25年度から平成26年度までの2カ年とし、限度額を2億7,240万円とする債務負担行為を設定するものです。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費について既決予定額5,732万9,000円から693万4,000円を減額し、5,039万5,000円とするものです。

なお、4 ページ以降に実施計画書及び債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第62号までの補正予算6件については、委員会への付託を省略し、9月20日、定例会最終日の本会議で審議をいたします。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす9月10日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後1時05分 散会

平成25年9月定例会会議録（第2号）

平成25年9月10日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員会 事務局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦
農業委員会会長 浅 沼 玲 子

選挙管理委員会会長 武 田 清 治

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主 事 八 畝 貴 征

議事日程（第2号）

平成25年9月10日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問
1 番 佐 藤 卓 也 議員
2 番 伊 藤 操 議員
3 番 佐 藤 義 一 議員
4 番 小 関 淳 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成25年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤卓也	1. 新庄市エコロジーガーデン利用計画について 2. 観光戦略について	市長
2	伊藤操	1. 平成24年度の山形県介護労働実態調査の結果について 2. 次期介護保険制度改正に伴う、介護軽度者への対応について 3. 健康寿命延長のために	市長
3	佐藤義一	1. 交流人口拡大に向けて 2. 空き家対策の進捗状況を問う	市長 関係課長
4	小関淳	1. 「街なかの暮らし総合エリア」構想について 2. 新庄まつりのゴミ対策について 3. 障害者が住みやすい市営住宅等の充実について	市長

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は7名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含め1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

佐藤卓也議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に佐藤卓也君。

（4番佐藤卓也議員登壇）（拍手）

4 番（佐藤卓也議員） 9月定例会トップバッターで一般質問いたします、市民公明クラブ佐藤卓也でございます。市民の皆様と同じ目線から、通告に従い順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

新庄市議会は、12月、議会基本条例の制定を目指しております。「市民の多様な意見を反映

する市民とともに歩む議会」「議会の情報を市民にわかりやすく説明する開かれた議会」を実現することが大きなテーマとなっております。

それに先立ち、議会広報の充実をするため、今定例会より議会のインターネット中継を開始いたしました。これからは、御自宅のパソコンから手軽に議会の様子をごらんいただくことができるようになります。また、市民プラザ1階ホールでテレビモニターも設置しております。議会の様子を皆さんで見ただけであればと思っております。多くの市民の皆様が議会と市政に関心を持っていただけるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、市政運営の基本指針の重点の1つである雇用・交流拡大プロジェクトの中から、市民の皆様が特に関心のある交流拡大事業、2つの主要事業についてお聞きいたします。

まず初めに、1番目の質問です。

新庄市は、新庄市まちづくり総合計画の基本構想に、市の将来像の実現を図ることを基本としております。自然や人との触れ合いの中で、豊かさが実感できる場の実現を基本目標とし、3つの柱として、「農業の振興」「観光交流」「環境保全」を挙げております。

特に観光交流の場として平成24年6月に設立した交流拡大プロジェクト実行委員会が実施しておりますキトキトマルシェが今、盛んに行われております。ことしも5月から月1回のペースで開催され、藍染やアロマローション製作などといった体験ワークショップ、地元でとれ、こだわってつくった農産物の販売、カフェ、移動図書館など、さまざまな催し物があり、毎回1,000名ほどの方が足を運び、日曜日をのんびり過ごし、楽しんでおられます。このように、たくさんの方々が今、エコロジーガーデンに訪れております。

エコロジーガーデンは、このたび登録有形文

化財に登録されました。この制度は、文化財を幅広く次の世代に継承していくため、国や地方公共団体の文化財制度を補完する制度であります。登録有形文化財の登録となったエコロジーガーデンの建物内外の説明や、施設内を見学し回遊できるような案内板などの設置がまだまだ進んではおりません。また、訪れる方々に蚕糸試験場や蚕糸研究の歴史を知っていただき、もっと興味を持っていただくような展示設備も備わっておりません。この進んでいない環境保全の観点から、環境整備施策を今後どのように取り組まれていくのか、そして人材育成を目的とした実践の場と農を基点とした体験交流を主としている北側エリアの利用計画を含め、どのように行われているのか、市としての考えをお尋ねいたします。

また、歴史的産業遺産であり登録有形文化財となったエコロジーガーデンの建物を皆さんで共有し、市民や観光客、そして消費者や農業生産者などの新たな交流の場として活用するために、大学や企業、その他産学官が一体となり取り組む必要があります。施設の保護や活用を考えながら、今後どのように産学官が連携し、そして支援していかれるのか、市としての考えをお伺いいたします。

2番目の質問です。

ことしも8月24日の宵まつり、25日の本まつり、26日の後まつりにたくさんの方が観覧、参加していただきました。きのうの行政報告にもございましたが、新庄まつり委員会によりますと、人出については約53万人としており、過去最高を更新し、今まで最多だった去年を1万人上回っております。ふえた理由には、曜日が土曜日から日曜日と週末に重なったこと、去年から好評の26日後まつりに行われている燦踊祭も要因ではないかと分析しております。

人や地域の交流を図り、地域経済を高め、市民所得を向上させる経済力強化のための新庄ま

つり誘客100万人構想を実現可能にするため、そしてさらなる交流人口を拡大するために、新庄まつりをどのように観光PRなさったのか、お伺いいたします。

また、インターネットを利用した山車パレードのライブ映像配信をことし市として初めて行いました。どのような効果があったのか、お伺いいたします。

また、フェイスブックやSNSを利用した今後の観光戦略をどのように行われようとしているのか、市としてのお考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、初めの佐藤卓也議員の御質問にお答えさせていただきます。

市のまちづくり総合計画の中の雇用・交流拡大を取り上げていただきまして、その中から今非常に利用が活発なエコロジーガーデンについて、今後どうなのかという御質問だというふうに思っております。

エコロジーガーデンの第3期計画は、3つの柱といたしまして、「地域農業の振興」「歴史文化資源と景観の保全」に加え、「観光交流の拡大」を掲げております。将来の建物の利活用を見据えた施設全体の整備を行ってまいります。今年度はインフラ整備といたしまして、高圧ケーブル分電盤の修繕と、給水設備、給水管直結修繕などを先行して行うこととしております。建物の利活用に関しましては、地域の有機的な農業の拠点として位置づけている施設ですので、地域農産物をより付加価値あるものとして、広く新庄の地を知っていただくための施策を打ち出しております。

3月29日、国の登録有形文化財として登録さ

れ、施設の文化的価値が増しましたが、また、今年度は認知度や関心を集めており、集客数が増加しております。

御指摘のとおり、当該施設の価値を常設で紹介するなど、建造物個別の説明が不足していることは認識しております。今後、回遊性を持った案内の整備など、関係者と相談しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、8月には青山学院大学黒石研究室の学生と市立明倫中学校3年生との共同フィールドワークが実現したところであります。生態調査やパンフレット及び映像作成などの活動を通して成果が残され、施設の持つ魅力が若者目線で一段と引き出され、また引き継がれていくものだというふうに思っております。

このたび、また、新庄建築家協会の御協力をいただき、建物の利活用を見据えた施設整備に向け、現地調査、図面起こしを依頼することとしております。

また、施設の全体的な保全方法や歴史的建造物としての調査などは、文化財登録に御尽力いただきました工学院大学後藤教授の指導を受けながら行うことなど、大学と地域の方々が参画した施設整備となるよう実行してまいりたいと考えております。

また、北側の利活用も含めてというような御質問がございましたが、ことしより菜の花プロジェクトということで、初めて菜の花を植えさせていただいて、新聞等の広報のおかげで多くの皆さんが写真を撮りに来る、眺めるなど、一時的なプロジェクトに終わっておりますので、これが連携性のあるプロジェクトとして今後育てていきたいというふうに思っております。

また、若者園芸塾「勇氣塾」の生産物がまゆの郷等において販売されるなど、農業を基本とした施設観光、また地域のその歴史文化を生かした地域振興という複合的な形で今後とも進めてまいりたいと。

以前にも御答弁申し上げましたが、あその施設ができて七十数年になるわけですが、今後100年、200年とつながっていく施設としての基本的な整備を徐々に徐々に進めていくというような基本的な考えであることもぜひ御承知いただきたいというふうに思います。

次の、観光戦略100万人誘客構想実現のためにさまざまなPR活動を行っておりますが、どんなことかという御質問だと思います。

おかげさまで、御質問のとおり曜日配列に恵まれまして、3日間としては過去最高の53万人の人出となり、特に宵まつりは過去最高の21万人の人出となりました。

どなたのお話を聞きましても、24日の晩は足の踏み場もないぐらい人が大勢来られたと。特に先頭を歩いていた私の感想といたしましては、後ろの通路が歩けないので、前に座っている皆さんの前を歩く人が大変多かったなという印象がしております。

また、駅前のアビエスに入る前のモミの木のモニュメントがあるわけですが、あその下に座るといってお客さんが大変多くおりました。一般的に新庄まつりは一方しか見えませんので、進行方向の左側に座るわけですが、駅に向かいますと、あそこが右側になると、見えない部分に多くの方が座っていると、それほど初めての方なんだろうなというようなことを如実に体験し、見させていただいた。それほど初日の日は大変多かったなというふうに思っております。

また、今回の100万人構想実現、交流拡大のために、1月に首都圏キャンペーンを実施し、エージェント12社を訪問しております。6月には、県内及び宮城県、秋田県、隣県のキャンペーンを行い、あとJRびゅうプラザ、観光協会、道の駅などを訪問し、新庄まつりの認知度向上に努めてまいりました。

チラシは3万枚を作成し、ポスターはJR東日本掲示を400枚と、官公庁、公共施設、旅行

会社、道の駅などの一般用1,400枚を作成し、広く配布いたしました。新庄まつりかわら版は、市内全戸配布し、テレビCMにつきましては、初めて6月3日の有料観覧席販売に合わせた県内スポットコマーシャルを効果的に行い、県内及び宮城県、秋田県、埼玉県での15秒コマーシャルをまつり前日まで情報発信をいたしました。さらに、山形・宮城・埼玉テレビの視聴率の高い午後5時半から午後6時台の番組へ職員が生出演し、新庄まつりの魅力をアピールさせていただきました。

また、昨年に引き続き、佐藤運送様の協力を得て、ラッピングトラック2台を追加し、計4台により新庄と首都圏を週3回往復し、新庄まつりのPRに努めております。

あわせて、県内旅行エージェントの組織である山形県旅行業協会役員の皆様を本まつりに初めて招聘し、今後の旅行商品造成の促進を図っております。

山車行列のライブ映像配信についてですが、ゆめりあ屋上からの宵まつりの映像と民間業者による期間中の映像を、世界的な動画共有サービスでありますユーストリームを利用し、試行的に行いました。本市ホームページ上での視聴回数は3,000回を超えましたが、ユーストリームのホームページからの視聴や録画の後日視聴も可能ですので、回数はさらにふえると考えられます。実施方法を検証し、より効果的な手法を検討し、新庄まつりのPRにつなげてまいります。

また、SNSの特性を最も発揮できると考えられる観光、イベント情報、交流事業などに関することも、今後もフェイスブックを利用した運用を継続してまいります。

今後、あらゆる広報媒体や効果的な広報手段を選択しながら、新庄まつりの認知度向上にさらに努めてまいりたいと思います。

また、一方におきましては、大きな課題とい

たしまして、受け入れ体制の整備ということについても今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ありがとうございます。

それでは、ちょうど今新庄まつりのお話が出ましたので、その観光戦略についてお聞きしたいと思います。

今、実際市のホームページで新庄まつりの映像を見ることができると市長はおっしゃいましたけれども、ことしの映像は見れないですね。それで間違いないですね。そうすると、回数がなかなか上がっていかなく、特に新庄市にいる方はなかなかライブ映像を見れないとなっております。なれば、録画もしたほうがもっとよかったですのではないのでしょうか。そこら辺はどういうふうに……。検討する課題ではあるんでしょうけれども、そこら辺はどういうふうに考えてますでしょうか、お願いいたします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 まつり期間中のライブ中継をした画像でございます。これについては、実はデータを持ってございまして、今のところそのユーストリームのページで公開しようか、その準備を行っておりますし、またそのほか、ユーチューブでございましてかニコニコ動画の映像とか、いろいろございますが、そういった提供する媒体を選びながら今後配信してまいりたいというふうに今考えているところでございます。以上です。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） わかりました。

というのは、自分もホームページを見て、新

庄まつりの映像を見たいなと思った一人でございます。なのに、見たら去年のしかなかった。ちょっと寂しいですね。

ですから、ことしのものも見たい、それが新庄まつりのPRに、特に生の映像というんですか、映像を見るのは観光PRに対しては一つの大きな手段だと思いますので、そこら辺をうまく検討していただき、どこの媒体に流すのか、しっかり検討していただいて、しっかりと観光PRをしていただきたいと思います。

特に、また同じところなんですけれども、観光PRするときに、人の玄関口は新庄駅でございます。情報の玄関口はどこかと言えば、ホームページでございます。そのホームページのイベントカレンダーのところには何も情報が上がっていないのではないのでしょうか。というのも、ホームページを開きましてイベントカレンダーを見ますと、何もイベントがない、そんな寂しいことはありません。でも、実際ちゃんとクリックしますと、中にはいっぱい載ってる。実際、市民の方、ほかの方が見たら、どうでしょうか。見てぱっと、新庄市にはこんなイベントがある、こんなにお祭りがある、それをアピールするのがホームページではないのでしょうか。

ですから、ホームページも、イベントがあるならしっかりと表面に載せて、クリックする、それでわかるのではなく、見てすぐ、こんなイベントがある、だったら行ってみよう、そんなつくり方をするのが情報の玄関口、ホームページではないのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 確かにイベント欄のところには毎月そのイベントを情報として提供しているわけでございます。利用する課のところには少し偏在している嫌いがございますので、例えば観光情報が少し抜けているといったところもあ

ろうかと思えます。そういった面については、常日ごろ課長会等を通じまして、その利用拡大について課長会で申し上げているところがございますし、今後、もしそういうことであれば、なおその観光情報については適切にその時宜を逸しないように情報提供してまいりたいというふうに考えてございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ぜひとも、皆さんが見てわかりやすい、そして利用しやすい、そして来ていただけるようなホームページをしっかりとつくっていただきたいと思えます。

次に、エコロジーガーデン利用計画のことについてお聞きいたします。

まず、北側エリアのことについてお聞きいたします。

先ほども市長の答弁にございましたが、菜の花がことし春にたくさんきれいに植えられておりました。そういう情報がなかなか新聞でしか見られないとなると、ちょっと寂しいことでしょうし、また、たくさんの方が、先ほども言いましたように1,000人近くの方が、そのキトキトマルシェという新しい民間の方がやっている事業で来ていただいています。

でも、北側のほうにはなかなか足を運んでいただけない。だとすれば、北側エリアをもう少しアピールするべきだと思いますが、そこら辺は利用計画とともにどのようにやっていかれるのか、もう一度お尋ねいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 お答えいたします。

北側エリア、約4ヘクタールございますが、ここの活用につきましては、農業振興の拠点、また農業公園としての活用を図ることが基本的な利用の方向性でございます。この方向性の中に3本のエコロジーガーデンの柱の中の

1つとして農業振興がございまして、主に北側エリアでの展開を想定してございます。

3つの施策を掲げてございますが、現在のところ、第3期計画である平成29年度までの事業としましては、平成22年10月から開設しております農業人材育成事業ということで勇氣塾をしてございます。また、有機循環型農業実践事業ということで現在模索しているところは、今、塾を開設している北側の圃場につきまして、さらに畑地化を進めながら、地域の有機の里「最上」のシンボリックな拠点ということで、その辺の活用を最上地域有機農業推進事業とタイアップして、いわゆる拓土塾ですが、こちらとの連携をしていけないかというふうな活用方法なども考えてございます。

また、農業の体験交流というふうなことで、農と食のつながり、学習交流の場としての収穫体験ですとか、そういったこともできるように……。昨年は、ちょうど北側を二分するように舗装されている歩道がございまして、この右側につきまして、約24アールについて畑地化を試みたところ、相当大きな石がございまして、除石作業に相当難儀したところなんですけど、畑地化をする前段として、菜の花の種をまいて、ことしの春、見事に、背丈は短かったんですけど、そういうふうなことで土壌改良、土を肥やすということと、いい景観を楽しんでいただきたいというふうな目的で、菜の花を栽培したところでございます。

PRにつきましては、やはりその辺試験的なことでございましたので、どのようになるかというようなことで、なかなかその辺四苦八苦したところではございましたので、今後、そういったことをより積極的に市民等に対してPRをしていきたいなというふうな考えてございまして、3点目の施策の中に、安全・安心な食の発信ということで、まゆの郷のことですとか、農産物提供レストラン、あるいは新庄・最上ブランド

創造事業ということで、これにつきましては、山形大学との連携により、食・農の匠事業で整備した食品加工機材を用いたいわゆる加工食品の芽出しとか、産業創出のための事業を展開したり、あるいは農業者、事業者との交流なども図っていききたいというふうな考えてございます。

また、公園機能の整備ということで農業公園構想がございまして、子供たちが集って遊べるような空間ということで、花壇や駐車場、トイレ、あるいは屋外の休憩施設なども絡めて、できるだけやはり北側のほうにも誘客できるような施策をこの5年間で展開していきたいなというふうな考えてございます。

いずれにしても、市道で北側と南側は分断されておりますが、商工と農林とが連携をとりながら、うまくその誘客交流、農業振興に努められるよう頑張ってもらいたいと思います。以上です。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 北側エリアは農林課のほうで担当しております。ですので、今課長のほうからも積極的にPRしていくというお言葉を聞きましたので、それはぜひ、すぐにでも行動していただけるものと信じておりますので、よろしく願いいたします。

また、インフラ整備のことなんですけれども、私も再三この議場でも言っております。しかしながら、なかなか進まないというんですかね、どうしてもやっぱりいろんなことがあるのかなと考えざるを得ません。

そこでなんですけれども、今回、多分課長のほうにも連絡が行ってるかと思いますが、工學院の建築学部さんのほうから、連絡がもしかしたら行ってるのかなと思うんですけれども、今回その登録有形文化財にかかわっていただいた後藤教授のほうから、大学と連携できないかというお話が私のほうにも来まして。

というのは、その建築デザイン学部のほうの保存再生デザイン分野のほうで後藤研究室がご
ざいます。そこの方々は、やっぱり文化財を扱
ってまして、全国や、また海外のほうでも勉強
なさっている、その大学生の方が、今後、この
新庄市のエコロジーガーデンで勉強したい、研
究したいとおっしゃっています。そこで、せつ
かくこういう方々が声を上げているのですから、
一緒に取り組まれてはどうかと私は思ってお
ります。そこら辺の考えはどういうふうに市と
して思っているのか、お答えいただければなど
思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ただいまの御質問に対
してお答えいたします。

3月に登録有形文化財の指定を受けましたけ
れども、今お話のありました後藤先生の御尽力
が大変大きくございます。非常に文化財に対す
る知識等が豊富ですので、今後とも後藤先生か
らいろいろな御指導をいただいて整備を進めて
いきたいというふうに考えております。

このエコロジーガーデンの中でも御指摘あり
ますように、産学官の連携といったものはぜひ
活用しながら、枠組みをつくりながら整備して
いきたいというふうに考えておりますので、そ
ういうお話も内々聞いておりますので、今後、
市としての方針を固めていきたいというふうに
考えております。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ぜひともこれは進めて
いただきたいと思えます。

ここで、総務省が出してまますけど、域学連携
というものがございます。この域学連携とい
いますのは、大学生と大学教員が地域の現場に入
り、地域の住民やNPOなどとともに、地域の
課題解決または地域づくりに継続的に取り組み、

地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動、
これが域学連携というものでございます。これ
も総務省でも一生懸命進めていることござい
ます。こういうものを総務省も出してあります
し、しかも工学院の方々がお声を出していただ
くということは非常に、先ほども言ったように
ありがたいことです。そして、これを進めるこ
とによって、地域づくり、まちづくりにも一緒
になっていきます。

となれば、今までになかった、さっきも言っ
た産学官、今までは黒石先生だったり、今度は
観光芸術祭のほうでも公益文化大学が来たりと
してますが、新たな大学がこの新庄のまちにや
ってくる、大学生がやってくるとなれば、違う
方向性が見えてくると思えます。

ぜひともこれは進めていただきたいですし、
それを進めていただきたいとともに、これは市
が依頼しなければできないことございます。
これは、市のほうにぜひとも依頼していただい
て、この研究、エコロジーガーデンの歴史・文
化をぜひとも皆さんに知ってもらうためにやっ
ていただきたいと思えますが、もう一度よろし
くお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今御指摘ありましたよ
うに、市としてもそのような方向で考えてい
るところでございますが、やはりあそこのフィー
ルド、10ヘクタールほどのフィールド、それか
ら建物というのは、いろんな可能性を秘めてい
るというふうに思えます。先生だけではなく、
学生も含めた研究の場、研究の材料として活用
したいということでございますので、市として
も後藤先生の御指導をお願いしたいと思ってお
ります。

また、新庄建築家協会ですね、こちらのほう
とも今、現存の建物の図面を制作していただく
ための依頼をしております。その方々と学校の

ほうとの、その後藤先生等との協力・連携をすることにより、地元の企業のほうのレベルアップも図れるのではないかと。それから、黒石先生の中学校との交流もごございますので、そういった面でも市民の方々と、地域づくり、まちづくりに役立つのではないかと考えているところで

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） よろしく願いいたします。

また、インフラ整備のことについてお聞きいたします。

先ほども言いましたとおり、キトキトマルシェはかなりやっぱり人が、毎回1,000人ぐらい来ているということなんですけれども、そうすると、あそこを回遊する案内板がやっぱり足りない、それは認識されていると思うんですけども、その案内板などはまだまだつくらないおつもりなのか。でなければ、せっかく来ていただいた方が興味を持っていただけない、そんなことになってはいけないと思います。

ですから、その案内板などもやっぱり早急が必要だと思いますし、また、樹木などはかなり傷んでおります。私も議事録を起こしたところ、これは23年9月のときにも樹木の傷みを私のほうがこの議場で言いましたけれども、市のほうも認識なさっている。でも、まだ正直言って全然手はつけられていない。利用計画があっても、そこは早目にすべきだと思いますけれども、そこら辺をもうちょっと強化していただきたいというのがあります。ぜひともそこら辺を早目に、案内板ないし樹木の整備をもっと強めるべきではないでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 案内板につきましてで

すけれども、今年度、確かに案内板、説明板が足りないというような認識は持っておりますので、数枚あるわけですけれども、あの広さの中にあってはまだまだ足りないというふうに考えております。

ですから、今年度、案内板を設置する予定ですが、今後とも整備を図っていかねばならない、数をふやしていかねばならないと思っておりますし、また、文化財の登録を受けたわけですので、どういう施設なのかとか、建物の紹介、施設の紹介も含めた説明板も必要なのではないかということで考えております。

それから、樹木につきましてですけれども、樹木も大切な財産だというふうに思っておりますので、長く後世に引き継がなければならないというふうに考えております。

樹木に大変識見のごございます先生のほうに御依頼しまして、一覧表、リストをつくっております。それをまずつくりましたので、それらを活用しながら、樹木の保存等についても力を入れていきたいというふうに思っております。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 議員から思いの募る質問、一方で職員にセーブをかけているのが私だということも御理解なくお願いしたいなど。

ここ2年ぐらいなんです。これまでの経過、10年、譲り受けて12年ほどになるわけですけれども、計画を立てて、ここ2年ぐらいなんです。あえて、余り急ぐなというようなことを言っていることも御理解いただきたい。

説明板も必要だというふうには理解しております、認識しております。樹木の説明も。

ただ、今皆さん来られているものは、一つの大きな五感で感じるような自然の体験のすばらしさを私は感じてるんだと思うんです。そこにキトキトマルシェの人たちが、この空間をみんなでも共有したいという気持ち、私はそれを大事

にしたいというふうに思っております。

ですから、余り意図的に全てを誘導してしまうということではなく、そこにいる方々が作り上げていく、そうしたこともじっと待たなくちゃいけないという思いでおります。

職員のほうから、急がなければならないということがあります、もう少し……。まだあそこのキトキトマルシェも本当に去年から始まったばかりです。もう少し動きを大事にしていきたいということもぜひ御理解いただきたい。

あの残っている自然の空間、あそこの五感で味わっているということが私はあの施設のすばらしさだというふうに思っておりますので、徐々に——徐々にということ、そういう意味ですので、その辺もぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 私も別にせかしているわけではなくて、守るためにやらなければならないことがたくさんあると言っているわけでございます。ただそのまましておけば朽ちるだけで、やっぱり進むためにはある程度手をかけなければいけない、守るためにはやるべきことがたくさんあるというから、私もこういうことを言わせていただいております。別にあそこにあれを建てろ、これを建てろと言っているわけではございません。ただ、あそこを守るためにはいろんなことをしなければならぬ、そこも私は言っているのでございまして、市長が言うように、別にどんどんあれを建てろ、これを建てろというのではないことをここで私も伝えておきます。

また、先ほどの案内看板なんですけれども、インバウンドの方々、外国人の方もあそこの空間はかなりいいとおっしゃっていますし、やっぱりその外国の方々に見ていただくような看板というのは、見てわかるような看板ですよ。

今で言えばピクトグラムですか、絵文字というやつですね。要はわかりやすく言えば、車椅子のサインだったり禁煙のサインだったり、絵文字、見てわかるようなサインが必要だと思います。これからはインバウンドでいろんな方があそこの施設に来るとなれば、やっぱり見てわかるようなものも必要だと思いますので、そういう掲示も必要だと思いますので、ぜひともこのピクトグラムというのもつくっていただきたいと思います。

もしつくるのであれば、やっぱり新庄に有名なとかデザイナーの方がおります。なかなか知らない方もおりますけれども、その方がやっぱり、今でいう、これ名前言っていいのかどうかかわからないんですけども、某テレビ局の「ビフォーアフター」のロゴだったりとか「朝ズバッ！」のロゴだったりつくっている方が新庄の方でございます。そういう方もいらっしゃると思いますので、そういう方も新庄のことを愛しております。ですから、そういう方が、声をかけていただければ、いつでもそれに乗っていただけるというお声も聞いておりますので、そういう方もぜひ使っていただくなり活用していただければ、もっといいのかなと私は思っていますので、よろしく願いいたします。

あと、最後になりますけれども、また新庄まつりに戻らせていただきますけれども、私も前回、これもまたちょっと議事録を戻してきたんですけども、新庄まつりのまつり塾が去年はあったと思うんですけども、ことはなくなりましたけれども、どうしてなくなったのでしょうか。せっかくのいい観光PRだと思ったんですけども、またことしもやるのかなと思ったら、そんな声が全然上がらなくて、まつり塾はどこへ消えちゃったのでしょうか、よろしく願いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ことしは、おっしゃいましたように、そういう取り組みはしてございませんでした。認識はしておるわけですが、今は青山学院の学生さん等の参加等でやっているところでございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 去年やったのに、またことしはやらないというのは、いかなものかなと思います。

前回の課長の答弁ですと、「今まではできなかった体験型、参加型のお祭りをやるというのは非常にいい」ということで去年は答弁いただきました。そして、ことしも、「できれば来年も拡大してやりたい」と言っています。せっかくやり始めて、そして今回も三浦さんが塾長としてやっていただけるのかなと思って楽しみにしてたんですけども、来なかった。これは非常に寂しいことです。

せっかくやったのですから、これは継続して行って、継続することがその地域にしっかり根づくものだと思います。その場限りではなく、継続した事業をしていただきたいと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 答弁がまずかったかなと思うんですけども、やはりことしは、先ほど申しましたように、そういう取り組みをしてございませんでしたけれども、やはりまつりを長く伝えるためには、盛り上げるためには、そういった参加型、体験型のまつり塾的なものは非常に有効なものだというふうに認識してございますので、今後、来年度ですね、また取り組めるように検討してまいりたいと思います。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ぜひともよろしくお願

いいたします。せっかく新庄まつりを楽しみにして、もしかしたらことしはやりたいというのがいらないように、ぜひよろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤 操議員の質問

小嶋富弥議長 次に、伊藤 操君。

（2番伊藤 操議員登壇）（拍手）

2 番（伊藤 操議員） おはようございます。

本会議2番目に質問させていただきます開会の会の伊藤です。どうぞよろしくお願いたします。

新庄まつりも終わり、秋の気配が一段と色濃くなり過ごすやすい気候となりました。ことしの夏は猛暑や豪雨などに見舞われ、各地で甚大な被害をもたらしたところもありました。被害を受けた方々には心よりのお見舞いを申し上げます。

ことしの夏より「命を守る行動をとるよう」にとの緊急警告も配信され、改めて自然の脅威を見せつけられたところです。最近では災害は忘れぬうちにやってくるようです。常に防災意識を持ち、迅速な対応ができるように心がけている必要があると思われまます。

それでは、通告に従いまして幾つかの質問をさせていただきます。

まず初めに、平成24年に行われました山形県介護労働実態調査の結果についてお伺いいたします。

この調査は3つに分けられており、介護労働者の就業実態、そして就業意識、それと事業所における労働実態となっておりました。きめ細かい個別データのほかに県内各市町村別のものもあり、如実に介護労働における今後の課題が見てとれる内容でした。

新庄市については、他の自治体と比較して特別に突出してどうということはないような結果でしたが、以前から問題になっている介護職員の離職の原因を探ることができそうな就業意識調査のうち、現在の仕事の満足度12項目の中からお伺いいたします。

この調査は、全体的に見てそんなにおもしろいものではありませんが、唯一、職場の人間関係、コミュニケーションという項目については、35市町村中、新庄市は何と2番目という非常に高いところに位置しておりました。職場での多少の不満や問題は、職員同士が互いに励まし合っているのだらうと推測され、新庄市内の介護従事者のよい面が前面に出ておりました。これは大変喜ばしく、誇りにさえ思うことです。

しかし、県全体的に見ては、賃金、労働条件、勤務体制、職場環境、人事評価などは、残念ながら全てマイナスポイントでした。これは、国の制度のあり方と各事業所の運営が大きくかわることではありますが、改善には自治体の強力な指導が不可欠だと思います。新庄市ではどのように捉えているのか、お伺いいたします。

次に、資格取得、キャリアアップについてお伺いいたします。

介護福祉士、介護支援専門員の資格取得に向けて、仕事をしながら勉強に励んでいる方が数多く見られます。もともと勉強というものは個人の熱意と努力によるものであり、結果を求めないのであれば多少の無理もつきまとうものです。

しかし、それはわかるのですけれども、年々、離職者がふえるのに介護事業は伸び、仕事は過密になり、受験のための教育訓練の機会も少なく、加えて勤務体制が学習を困難にするという場合も多いという現状があります。加えて、年々合格率が低くなっているとすれば、自治体によるバックアップの必要も出てくると思います。

平成27年度の試験より、介護福祉士においては実務経験と年数をクリアするだけでは受験資格を得ることができなくなりますが、実態調査の結果を見ると、スキルアップのための研修は、満足度が高い割には資格取得のための研修が少なく、求める声が大きく出ております。介護支援専門員の受験希望者も数多くおられます。支援体制を強化すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、少子高齢化に伴い、要介護者が年々増加傾向にある中、施設や介護事業所では介護職員の人材確保に難儀している現状があります。介護というイメージがいま一つよくないようですが、私の経験上、実際に行ってみると、なかなかとうとい仕事です。しかし、資格を所持していても介護の仕事につかない方も多数おられます。離職に関しては3年以内が最も多いと聞きました。これからの高齢社会を支える介護の担い手をふやす必要があると思います。どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、次期介護保険制度改正に伴う、介護軽度者への対応についてお伺いいたします。

これは、前回の議会におきましても類似した質問をしておりますが、再度お伺いいたします。

新聞でもたびたび報じられておりますが、次期改正では、給付の抑制と負担増が中心になっております。費用は年々1兆円単位で増加しているとのことで、制度の見直しもやむを得ないものと思います。そこで、国では、要支援1・2の軽度者向けの事業を介護保険から切り離し、

市町村に段階的に移し、3年で完全移行の方針だそうです。

財源は介護保険から充てられるようですが、自己負担の増加も懸念され、家族支援の薄い世帯では負担増は死活問題です。また、介護度がより上がらないようにサービスが低下することも避けなければなりません。制度の改正前ではありますが、混乱を来す前からの対策は十分にこしたことはありません。むしろ国の制度より先行するぐらいの意気込みが欲しいくらいです。要支援者の通所施設、家事援助などの在宅支援、NPO、ボランティア等との連携の強化も課題とは思いますが、安定したサービス提供について、新庄市のお考えをお伺いいたします。

次に、介護予防に重点を置いている地域包括支援センターの今後の取り組みはどのように変わっていくのか、お伺いいたします。

過去にも地域包括支援センターについてお伺いしましたが、今回は、要支援者の介護保険の切り離しについて、地域支援事業の受け皿として今後期待が高まるであろう当センターの改善点など、お聞かせ願いたいと思います。

次に、健康寿命延長のための取り組みについてお伺いします。

寝たきりや認知症などの介護リスクを高めないために、市では保健師の訪問や出前講座、サロン事業への支援などの事業を展開しておりますが、生活習慣病や運動機能向上に向けた事業が市全域に情報として伝わっているのかどうか、また、例えば行政による活動が地域活動として地域の自立につながっていったのかどうか、お伺いいたします。

続いて、公共施設の開放、運動指導員の拡充について伺います。

健康寿命の延長は、高齢者のみならず、どのような世代にもかかわることで、身体の障害、知的な障害を抱える人にも健康推進のための機会は提供すべきですが、現状は、運動や体操を

したくても場所がない、また指導員にどのような人がいるのかわからない、そういう声が多数聞こえます。介護費用の抑制などで健康増進の急務が叫ばれている中、使い勝手のよい公共施設の開放、指導員の増員などは急務と思われませんが、いかがでしょうか。

次に、休館日が設定してある施設の開放についてお伺いいたします。

市民活動を積極的に後押しするには、市民プラザや文化会館、わらすこ広場などの毎週の休館日は考え直す必要があるのではないのでしょうか。例えば山形市では、とある公共施設では、祝祭日のみ休館日とし利用者の便宜を優先することで、さらに利用者が増加したという例があります。本市でもこのような例を参考にすべきと思いますが、いかがなものでしょうか。

最後に、健康推進委員についてお伺いいたします。

委員として認定されてからは非常に歴史が古いようです。その中でさまざまな活動があったように思われますが、残念ながら市民の認識としては、誰ですか、何をする人ですか、そういう声も聞こえます。一部の地域では活発な活動で健康の推進に努めているところもあるかもしれませんが、他方では、健康推進委員御本人が何をすればいいのかよくわかっていない、そういうところも残念ながらありました。

高齢人口の増加に伴い、今後、健康推進委員の活躍が健康寿命延長に大きく影響してくると思います。現在の活動の状況、また今後の取り組みなどを教えていただければよいと思います。

以上をもちまして壇上からの質問とさせていただきます。御清聴に深く感謝申し上げます。

(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、伊藤市議の御質問にお

答えさせていただきます。

24年度の山形県の介護労働実態調査についてありますが、この実態調査につきましては、県が、介護職員の不足が指摘される中で、県内介護事業所、介護職員を対象に行った実態調査であり、このほど公表されたものであります。

調査内容につきましては、御指摘のとおり、事業所に対しまして採用、離職の状況、従業員の過不足状況など、介護職員に対しては賃金等の労働条件を中心とした調査となっておりますが、県内1,118事業所、介護職員1万1,055名から回答があり、うち新庄・最上地域では44事業所、356名の回答数でありました。

介護職員の仕事の満足度に関する受けとめ方ということではありますが、まず、一般的に介護職全体の傾向として、高齢者福祉、介護に対する高い意識を持ち、働きがいのある職場として介護関連の事業所に就職される方が多い傾向にあります。しかし、業務内容に比較し他分野との賃金格差があることから離職率が高く、本調査においても1年間で13.2%の離職率となっており、特に若年層の離職率が高い傾向にあるとお聞きしております。

このたびの調査結果では、山形県平均、新庄市平均ともに同様の傾向が見受けられ、業務内容、やりがいについては満足度が不満足度を大きく上回りながらも、賃金、処遇、教育訓練に関しては逆に不満足度がかなり上回っております。

ただ、一方では、離職の原因となりがちである職場の環境、人間関係に関する満足度に関する設問では、市の満足度は県平均を上回るという特徴も見受けられます。

これらを総合的に見ますと、新庄市の介護職員の満足度の分析といたしましては、仕事のやりがいや職場の人間関係の満足度は比較的高いものの、賃金を初めとする雇用条件に不満足度が高いという状況がうかがわれます。本地域にお

いては依然として厳しい雇用情勢が続いているものの、その中でも介護職場は一定の規模を保っていると言えます。

しかし、これらの調査結果に見られる不満足度の解消のためには、介護職全体の底上げと安定した雇用の確保が必要であると思っております。

続きまして、介護職員のキャリアアップ、スキルアップと申しますか、教育訓練に関する自治体の支援体制と事業所における人材確保、離職防止に向けた行政の支援に関する御質問でございますが、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

平成12年度に創設されました介護保険制度は、市場機能、民間活力の活用が大きく進められ、民間事業者やNPOなど多様な参入による介護サービスが提供されてまいりましたが、介護事業は経費における人件費率が極めて高いため介護給付が抑制傾向にある現状から、総じて賃金は他業種に比べ低く抑えられる傾向があります。

このため、厚生労働省は介護職員の賃金改善及び人材確保に向け、平成21年度より介護職員処遇改善交付金を創設し、処遇改善に取り組む事業所に対し職員1人当たり月額1万5,000円を交付し、長期的な雇用定着と、能力、資格、経験に応じた処遇を事業所に促しております。これに加え、資格取得支援として、介護福祉士試験の代替要員の確保や介護福祉士等就学資金の貸し付けなどの事業を、県及び県社会福祉協議会などを窓口として実施しております。

全国の介護職員数は平成22年度で133万人と発足時の2倍以上に増加し、2025年には現行の1.6倍の介護職員が必要と予測されております。

県内においても、9,000人多い2万4,000人と推計されており、今後、毎年600人の増加が必要であると試算されています。

山形県は、介護職のイメージアップ、雇用環境の改善を図りながら介護職員不足を解消する

ために、平成25年度の新規事業として介護職員サポート事業に取り組んでおります。介護従事者の育成・確保、介護従事者の定着、離職防止などを視点として、年内にサポートプログラムを策定するほか、民間団体からの公募による8つの介護人材育成事業を採択しており、新庄管内では、社会福祉法人かつろく会の介護現場における人材養成講座が採択されております。

また、新庄市においては、学校法人最上広域コア学園が、若者の定着と高齢者の生きがい創造を目的とし、平成26年4月から新庄コアカレッジとして介護福祉科を設置する予定となっております。当地域では、福祉系養成学校への進学率の高まりがありながら、養成機関がなかったために、他地域への進学を余儀なくされておりましたが、このたびの新庄・最上地域における養成学科の設置は、地元での介護職の確保や、御質問にございます介護福祉士の資格取得の際の実務者研修への対応など、さまざまな面に波及効果があるものと期待しております。

高齢社会の進展の一方で人口減少社会を迎えており、新庄市におきましても、今後の労働力人口の減少に対応した、質の高い介護サービスを担う人材を安定的に確保していくことが必要と認識しております。

県、事業者、養成教育機関、関係団体等で行われる人材確保に関連する事業については、関係機関による役割分担と連携により進められているところでありますが、新庄市におきましても、介護人材の確保、定着の促進について、一体的に取り組んでいく考えであります。

次に、次期介護保険制度改正に伴う介護軽度者への対応についての御質問でございますが、社会保険制度改革国民会議の報告を受け、8月21日に閣議決定された社会保障制度改革プログラム法案骨子において、介護保険の要支援向けサービスは2015年度以降、市町村の事業に移行させる方針が示されました。各市町村の準備状

況を見ながら、2015年度から約3年をかけて段階的に進める方針が示されておりますが、現在、社会保障審議会では本格的な議論が開始されたところであります。

この背景には、高齢化が進む中、介護認定を受ける方が増加し、それに伴いサービスを利用する方も増加しており、結果として介護給付費の増加が介護保険財源を圧迫していることから、軽度認定者を介護保険とは別の財源を使って支援し、介護度が高く、手厚い介護サービスを必要とする方に重点化することにより、介護費用が膨らむペースを抑えるのが狙いとされております。

市町村の財政力により軽度認定者の方の受けられるサービスに差が出るなどの地域格差が懸念されておりますが、財源につきましては現行の地域支援事業で対応し、従来どおり介護保険制度の中でサービスを受けられるとの厚生労働大臣の発言もございます。

いずれにしろ、今後の動向を見きわめながら対応していくこととなりますが、ボランティアの育成等に関しては、社会福祉協議会、NPOと連携し、早期に進めていきたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの今後取り組みについての御質問ですが、従来、軽度認定者への介護保険サービス提供は、要介護状態になることを予防するためのものでしたが、改革案では、軽度認定者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みなどを積極的に活用しながら、柔軟かつ効果的にサービスを提供できるよう受け皿を確保しながら、新たな事業に段階的に移行するものとされております。

高齢者の実情に通じている市町村が軽度認定者へのサービス提供を行い、地域の資源などを活用し、包括的なケアを提供することとなりますが、地域包括ケアを実践するためには、地域

包括支援センターの役割は大変重要となります。

現在、新庄市地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの構築に向け地域ケア会議の立ち上げを目指しており、これにより医療と介護の連携を進め、早期の認知症対応など、本人の意向と生活実態に合わせた切れ目のない介護サービスの提供を目指しております。

新庄市といたしましても、新庄市地域包括支援センターとの連携を今まで以上に密にし、新庄市の実情に合った地域包括ケアシステムの構築を目指したいと考えております。

次に、健康寿命延長の御質問ですが、新庄市では、三大生活習慣病であるがん、脳血管疾患、心疾患で死亡原因の約半数を占めています。中でも脳血管疾患による死亡者数は73人と全国の死亡率の約2倍に及んでいます。死亡に至らないまでも、多くの方が介護を余儀なくされている実態があり、健康で自立した生活とされる健康寿命の延伸のためには、生活習慣病を防ぐことが何より重要となります。

いきいき健康づくり新庄21の第1次計画では、生活習慣病の予防に主眼を置き、食生活改善と運動を重要課題として位置づけて取り組んでまいりました。

食生活の改善では、家庭のみそ汁を持ち寄っての塩分測定や標準みそ汁のつくり方など、減塩の普及を中心に行ってまいりました。

また、運動面では、介護予防を目的に接骨師会と共同で開催しております運動教室は、年々受講者が増加しております。現在、2カ所合わせて52名が受講しております。今後に向けては、より身近なところで一人でも多くの方に気軽に参加いただけるよう、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

また、今年度は地域リーダーを育成するための地域リーダー講座を実施しております。「健康づくりは地域から」という理念のもとに、健康をテーマに開催しており、地域での健康づく

り活動が広がることを期待しております。

現在、いきいき健康づくり新庄21の第2次計画の策定に当たり、市民アンケートを行っております。減塩を初めとした食生活の改善、運動習慣の定着を目的に展開してまいりました各種の事業により、市民の健康意識がどのように変化したかや今現在の生活実態を把握できるものと考えております。このアンケート結果から課題を抽出し、第2次計画に反映させるとともに、健康寿命延伸のための取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

運動に関する健康寿命並びに施設に関することについては、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

最後に、健康福祉推進委員の活動状況ですが、健康福祉推進委員は、平成6年の健康福祉都市宣言制定時より各町内に設置をお願いしており、現在、150の町内から選出していただき、町内における健康福祉活動の推進のためのリーダーとして役割をお願いしております。

市から健康に関する情報提供をしながら、健康教室や健康づくり講演会への参加を依頼するとともに、地域の方々への声かけをお願いしています。また、町内の方が健康福祉に関する相談等が必要な場合には、地区担当の民生委員、児童委員への連絡などの役割をお願いしているものです。

健康福祉推進委員の研修事業として、講師を招いての講演会を開催し、昨年は東北公益文化大学の教授による「地域における見守りについて」、本年度は6月に最上保健所長による「いつまでも若々しく元気で」というテーマで、健康寿命延長の内容の講演を実施したところです。

また、昨年度は、地域健康教室に関するアンケートを健康福祉推進委員の方々をお願いし、希望する6町内に対して出前健康講座を実施いたしました。

ますます少子高齢化が進むと見込まれる現代、

健康や福祉についての関心が高まってきております。健康づくりの基本は各個人及び各家庭であり、健康寿命延長のためには行政と地域との連携が求められております。地域における健康づくりを進めるため、今後とも健康福祉推進委員が地域で活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから、「健康寿命延長のために」の中で、公共施設の開放や運動指導員の拡大についての御質問にお答えいたします。

市の各種体育施設や生涯学習施設で運動ができる部屋は、競技スポーツ、余暇を楽しめる運動、生涯学習のサークル活動などで利用されております。利用頻度の高い部屋については、調整会議を実施しながら、各種団体から御利用いただいている状態であり、これ以上の公共施設の開放はなかなか難しい状況にあるかと思えます。

そのような中で、要支援者の方々が行うようなストレッチ体操や軽いリズム運動などの軽度なスポーツであれば、地域の公民館などでも実施することが可能ではないかと思えます。地域の公民館などにおいて軽度なスポーツを実施するのであれば、指導者を無料で派遣する新庄学出前講座を御活用いただくこともできると思えます。対象の方の状況や目的に応じた支援を考えてまいりますので、お気軽に相談いただきたいと思います。

運動指導者の拡大については、市ではスポーツ推進委員を19名委嘱しており、その方々から市のスポーツ振興の一翼を担っていただいております。今後、競技の特異性などから専門的な知識を有する指導者も必要になるかと思われるので、利用状況を鑑みながら指導者の拡大に

ついて検討していきたいと思っております。

次に、生涯学習施設の休館日についてお答えいたします。

伊藤議員の御指摘のとおり、市民プラザや文化会館等については、休館日が少なければ、それだけ市民団体や文化団体の施設利用の利便性は向上いたします。

生涯学習施設は、御承知のとおり指定管理者制度を活用しております。この制度では、さまざまな利用形態をとることが可能になります。休館日を減らせるかどうかについては、施設のメンテナンスや職員体制などを考慮しなければならないと考えておりますので、指定管理者と協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。再度私のほうから幾つか質問をさせていただきます。

この実態調査の件についてです。これは回答率が、事業所のほうでおおむね60%、介護職員のほうでは52%と比較的低い回答率で、回答しづらいという質問もありました。私も介護福祉士の資格所持者でありまして、このアンケートの対象になっておりまして、このアンケート内容を見まして、非常に時間がかかり、返事に困惑するというような内容も幾つかありました。その中でどのぐらいの信憑性が高いかというのは、ちょっと私も疑問に思うところではあります。その中でも、人手不足と賃金の低さということについては非常に喫緊な課題だと思えます。それは市でも認識していると思ひまして、改善には時間がかかる、そういうふうな認識はわかります。

その中で、身体的な悩みによる離職率も高いです。それは、職業病とも言える腰痛、それと煩雑過ぎる書類というのもあります。その2つ

について離職の原因というのが高いと認識されるのですが、この点についてのサポートは自治体では容易にできると思うんですが、その辺のところはどうなっているのかお伺いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 県の介護労働者の就業意識調査、就業実態調査に関する御質問でございますけれども、今、離職の原因として挙げられている、いわゆる身体的状況、いわゆる具体的には腰痛が非常に多いかと思われれます。アンケート結果においても腰痛が非常に大変だというふうな状況を訴えている方もいらっしゃいますし、書類の部分については、全体的な意識としてあるのかなというふうにはお聞きしておりますが、基本的にまず腰痛等の職場労働実態につきましては、基本的に現在、科学的な介護を進めるというふうなところで、介護のいわゆるテクニック、そういうふうな研修も進められているところでございます。県のほうでも、そういう介護のいわゆるノウハウを介護士のほうに伝授するというふうな講座も行われておりますので、全体的にはなかなか受講することができないというふうな状況もございまして、そういう対策も既に県並びに社会福祉協議会のほうで取り組みは行っているというふうなところでございます。

ですから、そういう機会を捉えながら、新庄市としても紹介しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、書類の問題につきましては、ある程度書式が決まっておりますし、さらに事故の問題とか、いわゆる緊急時、それからふだん情報伝達をするというふうな必要性が非常に高い施設もございまして、というところでございますので、当然その介護福祉士なりケアマネ担当の方々に

についてはいろんな御負担をおかけしているところではございますが、やはり必要な部分は必要な部分として進めさせていただくということはあるかと思っておりますが、もしそのような意見、意識が多数あるとすれば、いろんな機会を捉えながらこちらとしても発言していきたいというふうには考えております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） よくわかりました。

それでは、キャリアアップについてお伺いします。

介護福祉士、ケアマネジャー双方資格を取っても待遇が何も変わらない、そういう厳しい現状があります。その中でも頑張っただけで国家試験に挑戦する、そういう方が多数おられます。しかし、たび重なる制度の改正で、法律そのものがくるくるくる変わる変わっていくものですから、勉強が追いついていかない。そして、事業所の長においても、講師の役割で勉強するというのは困難だ、そういうふうな事業所の事情もあります。

その中で、ほかの市では、介護福祉士に関しては新庄市では整備を整えているようだけれども、ケアマネジャーに対しては、模擬試験を行い合格率のアップに努めているようなところがあります。新庄市では、そういうふうな模擬試験のような具体的な国家試験対策については、どういうふうにお考えでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 キャリアの問題が出ておりますが、1つ、事業主として、いわゆるキャリアパスをどう捉えるかということが非常に大きな課題かと思っております。キャリアパスというのは、今言いましたように介護福祉

士、それからケアマネ、いろんな資格があるわけですが、その職種に応じた適切な処遇と、それからいわゆる待遇、それが確保されることが一つの大きな条件だというふうにされております。

ですから、今回、国並びに県におきましても、そのキャリアパスを改めて見直しして、制度が変わるというふうなお話でしたが、そういう理念のもとに適切な資格と待遇、処遇をこの中でつくっていくというふうな方向性は確立されているということで、まず御理解いただきたいと思っております。

それから、社会福祉士に対する事前の試験と申しますか、実施につきましては、私がお聞きしておりますのは、県の社会福祉協議会におきまして事前のテストを行うと。つまり一定の合格ラインを上げるために、市内各市町村、希望する方が結構いらっしゃるわけですが、事前にテストを行いながら本番に臨むというふうな制度は、私のほうでは県の社会福祉協議会で行っているというふうなことはお聞きしております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 先ほども壇上で申しましたが、勤務の体系が学習を困難にしております。ぜひ新庄市で開催してほしい、新庄市の自治体でサポートしてほしいという声が多数寄せられております。県で行っているのはわかるのですが、市ではどうかと、もう一度伺いたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 確かに試験の事前学習につきましては、山形市まで行って行っていただいておりますというふうな現状でござ

います。これは、県内においてはいわゆる条件は全く同じでございますので、それを各市町村でするかというふうな部分につきましては、やはり市の判断が非常に大きくなるわけですが、需要と効果としては、やはり大きいものはあると思われまして。ただ、その需要とその準備段階の問題が非常にございますので、これについては一つの検討課題としては認識させていただきたいと思っております。

ただ、先ほどの市長の答弁でも申しましたように、こちらに、最上地域に新たに介護福祉科ということで設置されるというふうな状況もございまして。ですから、その流れの中でそういうふうな条件整備ができれば、我々としても、非常に質の高い介護労働者が求められているというふうな現状がございまして、考えていきたいというふうなところでございまして。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 介護軽度者への対応について伺いたします。

要支援サービスの受給者は、介護保険全体で約20%、費用は大体5%。国では給付を抑制すると言っていますが、5%の抑制では余り意味がないのかなというのが私の個人的な見解ですが、むしろサービスを切られることで、かえって重度化を招くという場合もあります。

平成18年度に予防中心とうたっておきながら、今回は予防の切り捨てということで、私にとっては、同じ介護労働者にとっても、随分な方向転換で、いわば混乱は必至であると。

厚生労働省では「各自治体で、かゆいところに手が届くようなサービスを重点的に行うべきだ」と言っております。国でできないことを市町村に丸投げなのではないかという、こういうふうな受けとめられることもあります。投げられる市町村に対しては、すごく大変だとは

思います。

その受け皿について、NPOやボランティアは、要支援者の見守りや生活支援などはできるとは思うんですけども、身体的な部分に対しては、先ほど市長の答弁にもありましたように、ボランティアではちょっと不足する部分があると思います。技術や知識は、NPO、ボランティア、そして近隣の区長、民生委員についても、それぞれが必要なことだと思います。そのことについての受け皿はどのようになっているか、お伺いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険制度改革の中での要支援者の切り離しというふうなことでの懸念の御質問でございます。

確かに介護保険制度の流れを見ますと、平成12年度に発足しまして介護保険を進めてまいったわけですが、給付のほうはある程度中身が整ったというところがあったんですが、肝心の介護予防なり健康づくりの面で落ちてきているのではないかというふうな指摘がございまして、平成18年度からいわゆる地域支援事業ということで、包括支援センターを中心としながら介護予防を中心に取り組んできたわけです。

ただ、6年たちまして、なかなか進んでいるのかというふうな部分につきましては、やっぱり疑問が多いというところがあるかと思えます。伊藤議員がおっしゃったように、国が進めているにもかかわらず、なかなか地域で進まないというふうなところもありまして、現在その問題については指摘されているというふうな状況でございます。

ただ、制度の問題としては、1つ、その介護予防を進めるという部分につきましては、地域包括支援センターが今後中心になりますので、

その部分については、ある程度答弁の中でもお答えしておりますように、地域ケア会議という新しいシステムの中で、個別に対応した処遇が図られるというふうなことは期待されるところでございます。

ただ、今回、要支援を切り離す前提として、その受け皿にNPOなりボランティアを活用するという構想がございまして。ボランティアがどこまでできるかという懸念をお持ちかと思えます。ただ、現実的にその要支援の給付のシステムの中で、生活介護など、いわゆるホームヘルプ部分につきましてはちょっと手厚いのではないかというふうな御意見から、要支援の給付メニューを見直すというふうな形で、今回、要支援1・2と要介護の取り扱いを変えていくというふうな提起がされているところでございます。

ですから、現行の社会保障制度審議会の中でも、この要支援者に対する給付メニューをどうするかというところについては現在論議中ということでございますので、全く今の要支援1・2の方に対する給付メニューを、ボランティア、それからNPO等に丸投げするかというふうなところにつきましては、基本的にはそういうことはあり得ないのではないかというふうには思っております。

やはり必要な部分については継続すると。ただ、いろんな手段を使いながら全体的な介護保険制度を維持していくという形の中で今回の要支援制度の切り離しが出てきておるものですから、非常に根本的な問題とはなりますが、必要な部分についてはいわゆる給付を継続していくというふうな考えで一応想定しているというふうには考えておりますので、今後の動向をまず見ながら、新庄市としても対応していきたいと考えております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 前向きな答弁をいただ

きまして、期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、運動指導についてお伺ひいたします。

健康寿命の延長のためにはやはり運動は必要だと思ひますが、例えば自主防災組織のように地域で健康づくりを定期的に行っている、そういう先進的な町内は新庄市に幾つかあると思うのですが、その模範となるべき町内の数、そしてどういふ活動なのか、わかる範囲でいいですので、お答えいただきたいと思ひます。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 介護予防における運動指導ということでございますが、地域で定期的に健康づくりを行っている町内ということでは特に把握してはおりません。しかしながら、伝え聞いているところによりますと、何か介護を始める前段でもって、まずは体操してから始めるという町内がございます。今年度いろいろところで御挨拶をさせていただき中で、そうした町内の取り組みを御紹介させていただきながら事業に入るといふことを個人的には意識してやっております。そうした町内の活動、実際調査はしてはおりませんが、広めてまいりたいと思ひしております。

また、今年度、地域リーダー講座ということも行っております。健康づくりをテーマにした地域づくりということで総合政策課とタイアップして行っているものでありますが、それについても、必ず休憩の折には健康の体操を行つてということで取り組んでおります。

健康の重要性ということには私も再三再四議会で答弁しております。認識もしておるつもりでありますので、なるべくこの取り組みが広がるように取り組んでまいりたいと思っております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） そのリーダーを置くと

ありますが、これは具体的に健康推進委員という方が行ふのでしょうか。

今現在、総合政策課のほうで地域づくりのために、健康推進委員、この方を活躍させようという動きがあるようですけれども、その選任について、例えば区長が任命するのか、市でこういう活動をかつてやっていたこういう職業の方をお願いするとか、そういう選任とか権限とか、そういうものは具体的にあるのでしょうか、お伺ひします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 健康福祉推進委員の位置づけ的な御質問でございますが、基本的には、現在の健康福祉推進委員の選出方法からまず御説明申し上げます。

現在、区長の任期とあわせまして、その区長選出にあわせて、一緒に健康福祉推進委員を選んでいただくというふうなシステムになっております。ですから、基本的には二百何地区ございますけれども、全部をお願いしているんですが、現状としては150地域だというふうなところでございます。

ですから、我々のお願いとしましては、健康福祉推進委員の位置づけにつきましては、基本的には地域の役員としてまず健康問題に関して取り組んでいただけるような方を選任していただきたいというふうなことが前提でございます。ですから、その町内において積極的に活動できる立場にまず置いていただきたいというところがございます。

ですから、現在、総合政策課のほうで進めております福祉喚起に関するリーダーの養成につきましては、そういう意識も踏まえながら、いずれそういう福祉推進委員なり、いろんな面でやっていただけるというふうな前提の講習で

ございますけれども、現行の健康福祉推進委員の選出方法、それからお願いの仕方としての位置づけとしては、こういうような形でお願いしているというふうなところでございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 前向きな回答をいただきました、ありがとうございます。

新庄市の健康増進に向けて頑張っていたきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤義一議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤義一君。

（6番佐藤義一議員登壇）（拍手）

6番（佐藤義一議員） 御苦労さまです。絆の会の佐藤義一であります。

質問する前にですけれども、先ほど会派室の中で休憩時間に話し合われましたけれども、インターネット中継が始まったということであれば、新庄市の花があるわけですから、ストックあるいはトルコギキョウがありますから、この辺に飾っていただいて、それがインターネットで見られるようになれば、さらに新庄の宣伝になるかと思っておりますので、ちょっと余談ですけれども、しゃべらせてもらいました。（拍手）

去る7月の七夕の深夜、彦星と織姫が来年の再会を約束し合っていたであろうところに、私の

ごく近くで1つの小さな命が誕生いたしました。同じ新庄市を故郷にすることになるこの小さな命と出会ったときに、先にこの地に生きる者として、またこの地の土になる者としての責任を改めて思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

100万人の誘客を目指し、さまざまな政策をとられイベントを開催されていることは私どもも承知し参加もいたしておりますが、いま一つの努力をすることで、観光客の増加、市民の参加が見込めるものではないでしょうか。

まず、春の風物詩と言ってよいカド焼きまつりですが、城跡でことしもきれいに咲いてくれたかと桜をめでながら、長かった冬を乗り越えた自分への喜びと自然への感謝を持って楽しむものだと思いますが、ことしは、その桜が鷺の食害により見る事ができませんでした。カド焼きの会場で隣り合わせた東根から毎年のように来ていると言われた方も、「ことしのカド焼きまつりは寂しい」と話されておりました。

新庄の桜の名所は泉田の桜通り等あちこちにありますが、やはり新庄の桜はお城の桜、城跡のお城の桜が一番だと思います。長く厳しかった冬との闘いを克服した自分たちを誇れる者も雪国に住まいする我々です。訪れる春に感謝し、自分たちへの褒美として花見があるものと考えられます。雪国の桜はとても美しく見えます。

何年か前は、鷺の食害を想定し、防除したこともあったと聞きました。新庄市民だけでなく、桜をめでながらのカド焼きまつりを楽しみに新庄に来ていただいている人のためにも、今後の鷺の食害への対策をお尋ねいたします。

次に、新庄市最大のイベントであります新庄まつりについてお尋ねと提案をいたします。

どこの町内も毎年の山車製作には、山車を絶えさせないため苦労しながら、またプライドを持って出品していただいております。文化財に

指定されたことも大いに影響されているとは思いますが、その製作状況をドキュメンタリータッチでテレビ放映されたこともありましたことは周知されていることと思います。

商店街の空洞化、生活様式の多様性もありまして、各町内における山車製作には人的、資金的に大変な苦勞をされていると聞きました。再来年には260周年を数えるまでの歴史を刻んできた新庄まつりの山車製作に、出品町内に製作費として大幅な助成をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

文化財の指定を受けたことは大変喜ばしいことではありますが、それに伴う負担も当然発生するわけでありまして。その文化財、歴史、伝統を保護し、育てていかなければならないという責務と使命があります。そこで、山車製作の助成を1台につき100万円まで引き上げることへの提案をいたしたいと思えます。

当然囃子も含めてであります。各町内、囃子若連も人手不足で、ほかの地域からの有志に手伝いや応援をもらっている状況とお聞きします。同じような山車（やたい）まつりで似ていると言われる八戸の三社祭では、各町内への市からの助成は1台当たり120万円であります。そして、カドづけと言われる花もらいも認められております。これは山車製作を行わない市民も一緒に祭りをつくっているんだという意思表示でありまして、ですから新庄まつりの花もらいも一部で言われるように一概に悪いとは言えません。1台について100万円助成しても20台で2,000万円であり、市の一般会計の0.13%にしかありません。特にことしは土日とまつりが重なり、大変な人出になりましたことは喜ばしいことですが、その割には土日休みの会社が多く、各町内若連は御祝儀が例年より少なく、苦勞されたと聞いております。

あじさい商品券の活用も大事な政策とは理解しますが、この助成は間違いなく新庄市内で生

かされる助成金だと思いますので、御検討いただきたいと思えます。

次に、受け入れ体制について提案とお尋ねをいたします。

新庄まつりに訪れていただく観光客の皆様全員を収容することは市内全部の旅館・ホテルでは不可能であります。市長は、以前の観光客誘致対策の御答弁で「近隣の宿泊施設と連携し」と答えられましたことがありましたが、24日の宵まつりを見物してからでは、近いところでは瀬見、赤倉などがありますが、相当遅い時間にホテル・旅館に到着することになります。それから風呂に入り、汗を流して、相当疲れる新庄まつり見物になります。

その対策として、民泊という方法はとられないものかとお尋ねします。今は家族が少なく、使用していない部屋が多数ある家屋も多いことかと思えます。関東圏などへ新庄まつりのPRを行い、「歴史と伝統の新庄まつりにおいでください。ただし泊まる場所はありません」では、見に行きたくても出かけてはこられません。

今回、東京オリンピック招致が決定しましたけれども、その一番の原因に挙げられるのが、やっぱりおもてなしという気持ちだと思います。滝川クリステルがIOCの公用語である、英語とフランス語ですけれども、フランス語でプレゼンテーションをやったときに「お、も、て、な、し」の心と訴えました。それが通じまして東京招致の一因だったと聞いております。我々も、「新庄においでください。泊まる場所はありません」ではなくて、「泊まる場所もございます」というようなことで、おもてなしの心を持てば、もっと観光客は来ていただけるのではないかと思います。

私ごとで申しわけありませんが、新庄に帰ってきた昭和51年、平泉のまつりがありまして、5月の連休でしたので義経の東下り行列を友人3人で見に行きました。若かったせいもあり、

車の中で寝てもよいと軽い気持ちで出かけ、3人で酒を飲んでいところ、観光客だと知った店の人が民泊させてくれるところがあると紹介され、お世話になったことがあり、いい方法だと感じたことがあります。ぜひ民泊を御検討いただきたいと提案させていただきます。

夏に帰郷することのない故郷を持たない関東圏の人々に、新しいふるさとを提供していくことも観光客誘致の方策と考えます。

民泊の協力体制ができれば、一度見えられた人々は翌年も新庄まつりに出かけてこられると思いますし、何も新庄まつりだけでなく、先ほど申しあげましたカド焼きまつり、雪まつりと、さまざまな誘客対策に対応できるかと思われま

す。そして、たまにはこの逆のこともあるかと思われま

す。新庄まつりで民泊した新庄の人たちに「東京スカイツリーを見学においでになりませんか」等のことも考えられます。これこそ市長の提案されます「人行きかうまちづくり」にもつながるものと強く提案させていただきます。

最後に、空き家対策について質問させていただきます。

今週の臨時国会で空き家対策特別措置法案が議員立法で提出される見通しですが、これは市町村に立入調査権を与え、所有者への改善命令を可能とするものようですが、市町村に税務調査を含めた実態調査を促すとのことですが、この実態調査は新庄市にも到達しているのでしょうか。

また、空き家対策の進捗状況、特に所有者確認、所有の維持確認、継続意思、改善の意思確認、利活用への方策、納税状況等の質問をさせていただきます。壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

全てに通して大変貴重な御提案、御提言をいただいていること、感謝を申し上げたいというふうに思います。特に、交流人口拡大に向けて、春から夏に向けて、1年にかけての施策のあり方というようなことの御提案だというふうに思っております。

最上公園の桜の鶯によることしの残念な結果に対してであります、10年以上前に、鶯の被害を防止するために桜に薬剤を散布した経緯がありますが、その後、そうした手だてをしなくとも10年ほど目立った被害がない状態が続いていたというようなことで、その状況を継続してきたという実態がございます。

鶯の生態から見ますと、春に木の実や芽、時には桜、梅、桃などのつぼみなどを食べ、繁殖期に昆虫の幼虫やクモなどを食べると言われてい

ると。ことしの冬は、3年にわたる豪雪に見舞われ、山間部の樹木が雪に閉ざされてしまったことで、鶯の食物がなくなってしまったことが大きな要因と考えられております。

問題となる駆除のための薬剤散布の効果について、各自治体に具体的な薬剤名等を含め問い合わせ調査しましたところ、ことしはいずれも効果が上がりず被害が大きく発生しているのが実情であります。本市といたしましても、今後、最上公園を中心に、散布計画を立てながら見守っていきたいというふうに思っております。

また、鶯も桜も自然界の生き物であります関係上、どのように共存できるかわかりませんが、周囲の環境づくりも含め、引き続き見守りながら研究、検討を重ねていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願

いいたします。

次に、山車製作への大幅な助成というようにこと、八戸三社祭の例を出していただきました。昨年、日本のお祭り全国ポスターコンクールの

第1位が八戸三社祭というようなことで、当市に昨年来られまして、その表彰式の後、宵まつりをごらんになられて帰ったわけですが、数日しましてからメールで新庄まつりの分析を送ってきてくれました。たしかあそこの人口が二十七、八、九万弱ぐらいのところ、参加人数が1割程度というふうなこととか、それから新庄まつりが人口4万人にちょっと欠けるぐらいで、その1台の山車に携わる人数を掛けていくと、新庄のほうの出入りのほうが多いというような計算式を送ってくれて、新庄の山車に感激したというお話を得ています。

先ほど向こうは120万円、心意気の問題ではあるかと思いますが、財政規模も6倍ですか、6倍ぐらいの財政規模があるということも一方にあるかなというふうに思っております。

これにつきましては、確かに新庄まつり委員会を通して山車と囃子のほうに……。この問題につきましては、まつり委員会等にもお話等を投げかけているわけですが、具体的な要請、要望ということは現在のところございません。新庄市が何をしてくれるのかというような状況だというふうに私は感じております。

今後の百年の大計の第3期計画、ことしから10年間の計画を実行するというためのスタートを切った年であります。まつり委員会の中で、現状プラス、さらにどのような形のおまつりをするのかという具体的な提案があつて、それに沿って財政的な負担も当然出てくるだろうというふうに思っているわけでありまして。当然、ふやしてくれというような直接的な私への問いかけはありますが、全てまつり委員会での決定事項であるというようなことも御承知いただきたいなというふうに思います。

まつり委員会を通して1つ課題を整理したのが、山車の損傷したときの保険であります。それぞれの町内が掛けているということで、いい面もあるんですが、一斉に入ることによって全

ての傷害をカバーできるという利点もあるというようにことをまつり委員会等のほうから要請がありまして、昨年からアップし、その部分では新庄市で保険というような部分で上積みしている状況であります。

こんな状況でありますので、誘客拡大を目指すにはその財源も当然必要だというふうに承知しております。アビエス等での看板と企業の協賛看板などあるわけですが、そうしたことの拡大も視野に入れながら財源確保、また、市負担金の見直し方策については、まつり委員会における山車連盟、囃子連盟、氏子総代会との協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、観光客受け入れの収容能力の問題です。

きょう午前中の御質問にあったわけですが、大きな課題としては、受け入れ体制の整備であるということでありまして。このことをさきに大崎地方あるいは湯沢地方との連携、また県内においては東根、天童方面までお客様が泊まっているわけですが、受け入れ可能な地域にしたいということで、外からこれまで攻めてきたというような状況であります。いよいよ中の整備もしなければいけないというような時期に来ているというふうに思っております。

農家民泊につきましては、民泊制度、非常に現状としてはグリーンツーリズムの関連規制緩和がございまして、農林漁業体験民泊事業は非常に容易な形で開設することが可能です。春のシーズンにおけるプログラム、また秋のプログラム、年間を通じたプログラムがありますと、現状のまま開設することができるということが規制緩和でなっていますが、一般家屋における民泊の開設というのは、消防法、それから旅館営業法というふうな位置づけ等の資格が必要になっております。そこまでの民宿ではない民泊といったことについては、紹介ができるかどうか、広報あるいはホームページ等でそのお宅を紹介

することができるかどうかというような、その辺の法律的な裏側もちょっと調べなければいけないというふうに思っております。

他の民宿形式のあり方であれば、今後、飯豊町等で農家民泊をやっていますが、一般民宿、一般民泊をする場合の法律的なクリアについては、もう少し勉強させていただきたいと思えます。

今後、農家民宿・民泊の先進地、飯豊町でありますけれども、そこの実務研修も行わせる予定であります。

新庄のおまつりの特徴といいますのは、極端に言いますと、半分がお客様、半分が地元出身の皆さんだということで、それぞれのお宅に、それぞれの多くの人数が宿泊しているというのも現実的な状態ではあるというふうに……。特に市内と市街地のコラボレーションのおまつりでもありますので、その辺も非常に今後の課題としていきたいと。御提案の民泊については、今後、着実に進められるように努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、空き家対策の進捗状況であります。先ほど国の動向などもお示しいただきましたが、初めに所有者確認の件ですが、昨年度実施した空き家調査以降、新規に空き家対象になったものや、更地となったり利活用がなされて空き家でなくなったものもありまして、現在、空き家として把握している軒数は340軒です。

これらについて、登記情報等により、所有者が把握されていない軒数は316軒です。所有者が不明なものは24軒ですが、これらは、所有者本人が住所地に住んでいなかったり、所有者本人が死亡、子供もなく、かつ親兄弟が全員死亡しているといったものであります。

次に、空き家の今後の維持についてですが、所有者や相続人が判明している方について意向調査を実施しております。その中で、今後の利用等の意向についてお聞きしておりますので、回答があったものについては、売却や賃貸、解

体などの方向性を示していただいたところあります。通知して回答のなかったものについては再度通知しておりますが、平成25年8月31日現在で、249人の方から回答をいただいております。

また、空き家の活用についてですが、宅建業協会と市とで公の空き家について今まで7回にわたる判定会議を開催し、利活用可能な度合いを4段階に分けてきたところあります。外観調査ではあります。把握している空き家340軒のうち約4分の1に当たる78軒の空き家については、そのまま利活用可能というふうなこと、リフォームすれば利活用が可能なものを含めると約半数の188軒が利活用可能であるとされており、その利活用のあり方やシステムについて宅建業協会と協議しているところあります。

その中では、コミュニティ施設などの公的な利用も想定されますが、今後の立地条件や建物構造、周辺市民の意向、資金等の課題もありますので、具体的な検討には至っておりません。

さらに、空き家の納税状況についてですが、平成25年6月17日現在、家屋に係る固定資産税の滞納件数は、空き家340軒中37件です。課税に際しては、空き家であるなしにかかわらず、所有者が死亡している場合は納税管理人を立てていただき、納税促進を図っているところあります。

なお、国において空き家関連の新法が上程されるとの報道がなされておりますが、具体的な内容についての通知やそれに係る市への調査などはまだなされていないのが状況であります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 大変前向きな御答弁ありがとうございます。順番に従って再質問させていただきます。

鷺の被害について、たしか市長も御答弁なされたとおり、10年ぐらい前に薬剤をして防除したと。そのときはうまくいったという話を聞いています。ただ、昨今では、鷺に対して薬が効かないという話も私も聞いております。なかなか適当な薬剤がなくて、これだという決め手はないと。

聞くところによりますと、中には、鷺が飛来する時期に、実弾を撃って、要するに散弾銃のバラバラだと思えますけれども、それを撃ってやってるという……それが果たしていいか悪いかは別ですけれども。ただ、ガス鉄砲というのでも使い方もあると思います。

ですから、市民の感情として、市民に花見をさせないのかという声も聞かれたわけです。ですから、市はこういうふうな努力をやってるんだという納得をしていただくことも住民サービスだと思いますので、できれば来年から対策を検討するという市長の御答弁に期待しまして、まずそういうふうな方法もありますので、市民が市役所はこういう対策をとってくれてるんだという、それを知らしめていただきたいということで、まずその鷺については以上でやめます。

それから、新庄まつりですけれども、八戸を比較で出したのがいいか悪いかは別にしても、確かに税収が違うというのはわかります。ただ、今現在、新庄の山車をつくる、山車を出す、人形を借りる、あるいは衣装を使う、あるいは子供たちにアイスクリームを食わせる、手当を払ってあげる、あるいは囃子をしてくれる人方と……かなり金がかかるわけです。1台設定するのにどれぐらいのお金が必要なのか、幾らぐらいだと把握してらっしゃいますでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 山車を運営するに幾らぐらいの経費がかかるかという御質問でございますけれども、町内によって違うとは思いますが、

約250万円前後ということでこちらのほうでは考えているところです。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 町内の皆さんは、それをどうやって捻出されているかということについて、課長、どのように把握されておられますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 町内から、これも町内においてまちまちかと思いますが、町内からの運行の負担ですね、それから確かに花もらいの寄附、それからうちの予算のほうからまつり委員会のほうに負担金が行ってるわけですけれども、その負担金の中から町内のほうに、山車について各連盟30万円、囃子のほうに各7万円ということで運営されているというふうに思っております。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 課長のおっしゃられるとおり、250万ないし350万だというふうに私は聞きました。

それで、やっぱり課長おっしゃるとおり、各町内からの各1戸ごとから何千円とかと寄附をいただいて、その中に「風流・新庄市」とかとチラシをつくったときに、そのポスター、宣伝料をもらうわけですよ。そういうのと、あと花もらいでどうにかこうにかやってると。繰越金を持ってる町内はほとんどないというふうに思ってます、全部1年ぎり1年ぎりです。

ですから、来年こういうのをやりたい、こういう場面をつくりたい、いい山車をつかって、みんなに見ていただきたいと思ったところで、金が続かない、金がないという現実もあるわけです。それを今まで、じゃあ、市役所で100万円出すからと言ったところで、それが期待でき

ないということになれば、なかなか思い切つてできない。再来年、260年なわけです。どうしてもやっぱり皆さんいいものをつくりたいという意識があると思います。ですから、市が少し出してくれるんだということでしたら、もっといいもの、もっとお客様が喜ぶようなものというのをつくるんじゃないかと思います。

確かに市長のおっしゃられるとおり、「規模が違うんですよ、義一さん」と言われればそう思いますけれども、でも、それなりに市も頑張るんだと、行政も頑張るからみんな頑張ろうよという、そういう意味も込めて、もう一度助成は、市民人口あるいは財政からいっても新庄市のほうが係数が高いんだとおっしゃらずに、やっぱり金がさです。0.13%ですよ、市長、154億の。1%出せとは言いませんよ、1億5,000万で。そういうふうな努力をさせていただきませんか、もう一度お尋ねいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど市長も申しましたように、上乘せの額をつい最近しているという状況もございます。

それと、もう一つは、やはりまつり委員会そのもので財政強化を図る余地もあるのではないかというふうに考えております。例えば観覧席の利用料金の増、あるいは観覧席が足りないというふうなことで相当御指摘を受けております。ですので、例えばJRの広場の前とか、そういったところで観覧席の増を図るなどということ、まつり委員会自体としての収入の増ということもあわせて考えていかなければならないのかなと思っております。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 出せとは言えませんが、そういうお答えになるかと思っております。

あと、それぞれの経済効果、例えばイベントありますよね。そのときの経済効果、新庄市内における、あるいは近隣における経済効果というのは計算していらっしゃるでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 経済効果について、まつりで幾らとかということでは検討は余りしておりませんけれども、以前43万人ぐらいのときにしたということで聞いた金額はございますけれども、その後、余りそういう調査はしていません。一定の国内の旅行者が宿泊した場合はおよそ幾ら、それから日帰りの場合は幾らというふうなことは、国のほうで試算している金額はございます。例えば宿泊しますと1人当たり5万円ぐらい使っているというようなことがあります。ただ、先ほど来御指摘ありますように、確かに新庄のほうでは、本市におきましては、宿泊施設というのは余りありませんので、そこは経済効果を発揮できていないというふうなことで私も考えております。

ですから、先ほど御指摘のありました民泊、農家民泊ですね、そういったことも取り組んでいかなきゃならないのかなというふうに考えているところです。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 経済効果はやっぱり調査する必要があると思います。それでないと、その助成の根拠が出てこないわけですよ。こういうイベントをやって、これだけの経済効果があるから、これだけの助成を出せるんだという行政理由ができるわけですよ。そういうのをやっていって、ただ漠然と金出せと言うから、そんな金ねえよって言われるだけです。これだけの経済効果があったんだとなれば、それでこれだけの助成を行うんですよってなれば、市民だって納得するわけです。ただ漠然と金く

れって言ってるわけではなくて、53万人も人が集まったと。人が出てにぎわったということであれば、どれだけの経済効果があったんだってなれば助成ができると思いますけれども、その辺、課長、いかがですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まつりに関してだけ言えば、やはりまつりのときにお金を使うということになりますと、やっぱり露店から購入するというのが主になると思うんですね。そうしますと、露店の方は地元の方でない方が多いわけですので、いわゆる地元の人たち、商業者に対するお金というのは余り効果がないのかなというふうには考えているところです。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） それはおっしゃるとおりかもしれませんけど、課長、裏を返せば経済効果は新庄には何もないよと言ってるのと同じことですよ。確かに露天商は来ます。さまざまな人が見えて、泊まりもしません。瀬見、赤倉に泊まります、天童に泊まります。経済効果は何もないと言ってることに等しくなりませんか。やる気以前の問題ですよ、そしたら、課長。

いや、そういうふうには考えないでね、こうやって市民が喜ぶんだという、それで流通があるんだということ。じゃあ、その露天商の人方は飯食わないんですか。自分でどこかの米持ってきて、その辺で食べるんですか、路上で。そんなことはないでしょう。そういうことなんですよ。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ちょっと私も答弁してから、偏った答弁をしてしまったなというふうに反省しているところでございます。

確かに御指摘のとおりで、たくさんの方が来

るといった場合は、必ずどこかで経済効果があるわけで、その辺はやはりもう少し経済効果というものを考えてみる必要があるのではないかなというふうに思っております。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 余り助成金の話ばかりしていると時間がなくなりますので、次に移ります。課長、お願いしますね。

先ほどおもてなしという話をしましたけれども、例えば私も静岡から2人来まして、24日の夜、ちょっと時間がなかったので駅前まで行けなかったんですけども、大正町ですか、あそこから南十字路まで来て山車を見ましたけれども、確かに市長もおっしゃられるとおり身動きができないほどの人でした。それで、わあ、すごいな、俺も何年来この人出見たなと思いましたが、その中で感じたのは、やっぱり子供連れもいるわけですよ、いっぱい。子供のほうが多いです。やっぱり困るのは、大人もそうです、ビールなんか飲んでらっしゃる方もいらっしゃいますでしょうけれども、今回どのぐらい簡易トイレは市内に設置されたんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 簡易トイレにつきましては、5カ所で12台を設置したところでございます。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 大変トイレがなくて不便したという声を数多く聞きました。

それで、臨時便が出ました、9時半ぐらいの、山形方面に向かう。そのときに、駅のトイレが非常に混雑して、「列車が出ますよ」という声にせかされてトイレを我慢して列車に乗って、列車の中でも並んだという話なんです。

さっき言ったように、おもてなしの心で客に

接していくという立場であれば、やっぱりトイレはもう少し目立つようなところ、まさか駅前にしろとは言いませんけれども、それをやっぱり知らしめて、トイレの看板、「こちらにトイレありますよ」というような看板をしてあげることがおもてなしの心につながるかと思いますので、来年はまた259年ですか、で、260年に向けて、もっとやっぱり、もう一工夫ですね、さっき言ったように、もう一つの優しさ、おもてなしの心を持っていただければ、もっともっと利用しやすいんじゃないかと思います。

次に、本当はメインにしたかった民泊についてちょっと時間をいただきたいと思います。

市長もおっしゃるとおりグリーンツーリズム等であればそんな難しくはないと思いますけれども、確かに民泊であれば、消防法、それから保健所等は全部かかります。ただ、ショートステイという考え方であれば、そこまではいかないんじゃないかと思うんです。

さっき、市長は飯豊町の話がされましたけれども、私は南陽市だったと記憶してるんですけども、台湾からの観光客のステータスというのは、日本に行って雪を見ることなんです。台湾は雪降りませんので。最初、北海道がすごい人気があって、ある一部の富裕層と言われる人方が北海道まで飛ぶと。ただ、北海道までの経費が非常に高いということで、今、東北あるいは日本海側の雪の降る地方。その中で、冬の民泊というのをやっているところがあります。たしか私の記憶違いでなかったら南陽市だと思うんですけども、市長は飯豊だと話されたので、私の勘違いかと思うんですけども。そういうふうな民泊制度を、何かの障害があるからできないと諦めないで、障害を1つずつクリアしていくという方法で、絶対これから民泊が必要だと。商工観光課長が収入源の1つとして民泊ということで考えなきゃいけない時期に来てるんだと今答弁されましたけれども。

そういうのを個人でやるには非常に難しいわけですよ。産直で物を売ってらっしゃるお母さん方も全部衛生法等をクリアしてやってるわけですけども。ただ、民泊というのは個人ではなかなか難しい事業だと思います。行政として取り組んでいって、それに参加できる、協力していただける方を、それは行政と一緒に頑張って勉強して、そういう一つ一つの問題をクリアしていきましょうという方法はとれないものではないでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 農家民泊でございますけれども、まつりに限らず、インバウンドというところから見ましても、やはり先ほど議員さんおっしゃいましたように、台湾の人方は雪というものが珍しいので、結構おいでになるということございまして、そのためにも農家民泊というのは有効なのではないかと。都会というよりも、田舎という感じに憧れて来る、日本に来る台湾の方というのは富裕層の方ですので、そういったところを「おしん」とかということも絡めて憧れているというふう聞いております。

それで、今、県内ではやはり有名なのは飯豊町でございまして、飯豊町ではそのインバウンドの方々を、雪を体験する、遊ぶといったところで誘致を結構しているということです。そこは民泊制度を活用しているというふう聞いております。

やはり、なかなか取っかかりが難しいという面があるかと思います。やはり、人を泊めるということに関してはなかなか難しいことございまして、料理とか、そういったこともさまざま、何かハードルが高く感じてしまうのではないかというふうに思います。

ただ、実際、飯豊町あたりに聞いてみますと、最初1軒2軒やってみると、意外とそんなにハ

一ドルは高くないと、結構収入もあるというよう
なことから、だんだん広まっていったという
ふうに聞いております。

うちのほうとしましても、本市としましても、
まず、1軒2軒をやってみたいと。そこでやっ
てみると、ハードルも高くないんじゃないかと、
私たちもやれるんじゃないかといったところを
期待しているわけでございます。

先ほど市長が申しましたように、飯豊町等に
研修をしながら、そこで見ながら、体験しなが
ら、その辺の可能性を探っていきたいというふ
うに考えているところです。

6 番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番(佐藤義一議員) どうもありがとうございます
いました。

さっき空き家のほうが大変私が想像した以上
に進捗状況が進んでいるということで、大変安
心しました。国においては空き家率が約13%に
到達して、さらにふえるだろうという中で、こ
れだけの進捗をしているというのは非常に感激
であります。

ただ、1つだけちょっとお尋ねしますけれど
も、空き家の中で上物と下物が違うというの
がありますか。いわゆる土地の所有と家屋の所有
者が違うというのはありますでしょうか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 借地ということでなりますけ
れども、8月末現在の意向調査の回答によりま
すれば、16件が借地だというふうに回答を得て
おります。以上です。

6 番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番(佐藤義一議員) 借地……困りましたね。
借地がないって……よかったなと思ったんです
けれども、借地があった場合ですと、地上権の
権利と下物の権利が違うということで、地主は

言えないですね、空き家になったら取り壊し
てくれとは。家賃払ってる分には。家賃の滞納
なってる借地はありますか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 借地にかかわる家賃の滞納分
については、直接のコンタクトはしておりませ
んので、その分の確認はできません。

6 番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番(佐藤義一議員) どうもありがとうございます
いました。そこまでいけばやっぱり大変ですか
ら、突っ込みませんので。

先ほど申しあげました山車に対する助成、民
泊制度の研修、やっていただくということで前
向きに答えいただきましたので、来年の3月の
予算書を非常に楽しみにして質問を終わります。
ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午後1時44分 休憩

午後1時54分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小関 淳君。

(13番小関 淳議員登壇)(拍手)

13番(小関 淳議員) それでは、本日最後の
質問をさせていただきます。前に質問した議員
の質問と重なる部分があるかと思いますが、新
庄市議会の会議規則にのっとって、そして私の
提出した通告書のとおり質問をさせていただ
きたいと思います。

ことしも新庄まつりが盛大に開催され、主催者の発表では53万人の人出ということで、実に多くの人豪華絢爛な山車に胸を熱くし、壮大な歴史絵巻を堪能したのではないかと思います。そのまつり前後に、新庄中の生徒さんや多くの市民の皆さんが舞台となる市街地を愛着と誇りを持って清掃している姿がありました。

新庄中では、任意のボランティア活動として参加者を募り、早朝にもかかわらず、約150名の生徒が参加したそうです。そして、駅前から市街地に何人かに分かれて、広がりながら懸命に散らかっているごみを拾っていました。生徒の皆さんと先生方には街なかで暮らす大人の一人として心から感謝したいと思います。

そのまつりのメイン舞台となるのが駅前商店街などの中心商店街です。年々華やかになっていく新庄まつりとは裏腹に、残念ながら商店街は年を追うごとに元気をなくしているというのが現状ではないでしょうか。一体このエリアはこれから先どのような姿になっていくのか、それを考えると本当に心配になってきます。

そのような思いを抱きながら、最初の質問である「街なかの暮らし総合エリア」構想について質問をいたします。

昨年6月定例会の一般質問で、中心市街地、中心商店街の維持と再生について質問した際の市長答弁の中に、街なかの暮らし総合エリアについての発言がありました。それは、「中心商店街は、郊外型店舗にはない魅力的な個性ある商業を初めとして、高齢社会に必要な医療・福祉機能や雪対策の充実による安全・安心の確保、子育てしやすい環境づくりなど、多様な都市機能が集積する利便性の高い居住空間として、高齢者にも若い世代にも住みやすく魅力ある暮らしの場となるよう、環境を整備しながら地域の取り組みを支援していく必要があると考えている」という前向きな答弁でした。私は、方向性から見ても、将来を見据えた実に前向きな考え

ではないかと、その後の動きにも期待をしていたわけでございます。

しかし、あれから1年以上が経過してしまっています。あの前向きな答弁をどのような動きとして具現化を進めているのか、現在の進捗状況を聞かせてください。

また、街なかの暮らし総合エリア構想のプロセスとして、駅前商店街や各商店街に広がりつつある空き地利用などについて協議会などを設置し、官民関係者あわせた再生に向けた議論をする必要があると考えますが、この点についても市長の考えを聞かせてください。

そして、下田町の新しい大型商業施設のオープンが近づいてきております。このことによって中心商店街の商店はさらに大きな打撃を受けると予想されています。

このような現状の中で、市長の考える「街なかの暮らし総合エリア」を実現するためには、具体的にどのような事業プロセスが必要と考えているのか聞かせてください。

次に、新庄まつりのごみ対策について質問をいたします。

冒頭にも触れましたが、新庄まつりは、土日開催ということもあり、多くの人出でにぎわいました。しかし、残念ながら例年気になるのがメイン舞台となった中心商店街などの至るところにあるごみの現状です。

25日から27日までの早朝、清掃業者の皆さんが丁寧にごみを収集しており、出店エリア周辺のごみはほとんど毎日きれいになっていましたが、商店街などの側溝や歩道の植え込みの中には、お客さんなどが飲み食いした容器が投げ捨てられていたり差し込まれていたりしていました。ことしの人出が53万人でこのような状態であれば、もし新庄まつり誘客100万人が実現したら一体どのような状態になるのでしょうか。100万人の誘客を本気で目指すのであれば、トイレなどの対策とともにこのごみ対策は避けて

は通れない重要な問題ではないかと思えます。

そこで、昨年の反省点をことしはどのように改善してまつりに臨んだのか、そして今回、改善策の結果はどうだったのかを聞かせてください。さらに、来年の新庄まつりは、このごみの問題をどのように解決していくつもりなのかも聞かせてください。

最後に、障害者が住みやすい市営住宅等の充実についての質問をします。

市営住宅などには、障害者のためにバリアフリー改修工事済みの住まいが確保されています。しかし、下肢などに障害があり車椅子を使用する方々にとっては、玄関までのスロープは整備されているものの、室内の浴室やトイレの大きな段差など、介助者なしでは利用できないという状態になっています。このような状態で暮らすわけですから、日々不便と負担を感じている人も少なくないと思えます。

先日、県内13市の中の数市に障害者用の市営住宅について問い合わせたところ、国の明確な基準などがないこともあるのか、どの市もまだ積極的には取り組めていないようでした。しかし、ようやく国もこの問題に着手し始め、現在、厚生労働省が国土交通省と連携して、障害者の住まいの場の確保についての取り組みを進めているようです。既に新庄市にも通知は来ていると思いますが、今後、市の福祉事務所と都市整備課が連携して、どのように改善し、障害者の住まいを充実させていくつもりなのかを聞かせてください。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

昨年6月定例会の一般質問の際に発言しまし

た「街なか暮らし総合エリア」の現在の進捗状況についてということでございますが、昨年11月15日は、北本町通りに障害者の就労を支援するカフェレストラン「J u J uマルシェ」がオープンなどをしております。また、ことし8月には、いこいの広場「いっぷく」、また信用金庫の駅前支店のところにイメージキャラクター「かむてん」の装飾をするなど、さまざまな新しい発想で動きが出てきているところであります。徐々にではありますが、地域の魅力をさらに高めていこうとする関係者の方々が出てきているというふうに感じております。

さらに、今年度は商店街の活性化事業として、100円商店街のほか、講師を呼び、バルやまちゼミを本格的に行う予定であります。

このような事業を通じて商店街の方々に、大型店舗ではなかなかできない商店街ならではの、対面販売による、顔が見える、市民に親しみのある商店街となるよう情報提供をしてまいりたいというふうに思っております。

その中の1つとして、議員から以前質問がございましたが、新庄市の有名なかむてんのキャラクターの富樫義博氏との接点等について、昨年より努力を続けてきましたが、ようやくある接点をいただくことができました。しかし、実情が実情の中で、その活用については慎重にしなければならぬというのが現状であります。

その中であって今、その富樫義博氏のプロジェクトが役所あるいは近隣の若い方々によって立ち上げられております。その中で、11月2日には、新たに新庄青年会議所がかむてんまつりを今計画しているところであります。駅前から大正町、また北本町、南本町、万場町まで含めたストリートを生かした形でかむてんまつりを行いたいと。私としては、そうした動き、市民の中から、市民の皆様の中から、1つの情報提供をきっかけに多くの動きがあるということ、また、富樫義博氏の財産というものは今後さら

に磨きかけられていくものだというふうに思っております。

現実的に、かむてんのキャラクターにつきましては、元集英社の副社長が、「20年前に新庄市でいただいたものだ」というようなお話をさせていただきましたところ、「これは大きく化けるかもしれない」というような御意見もいただいているところでもあります。それはなぜかといいますと、富樫義博ファンというのは世界に150万人いるというふうなお話もしていただいたところでもあります。

街なかの暮らし総合エリア、この状況の中で市民の皆様が一つ一つ挑戦していく姿には大変感動しておりますし、それをぜひ支援していきたいというふうに思っております。

最後は、やはりその中で、ただ待つだけではなく、積極的な動きがあること、さらに親しみの商店街になるよう、さまざまな情報提供も加えながら一緒に歩いていきたいというふうに思っております。

また、空き地利用のことがございましたが、市内あちらこちらに空き地が出てきております。そのことも承知しております。商店を畳んだ後の空き地であるとか、あるいは誰も管理ができなくなってそのまま潰れてしまったような……。景観、環境美化の観点から非常に留意すべきだというようなことは承知しておるわけですが、行政が個人のものに対応するといったときには大きな諸条件をつけなければならないと、諸条件をつける場合には大きな財源も当然必要になってくるというようなことであります。それは、個人のものへの支出がもし伴うとすれば、大きな大義名分が必要なわけですが、それは公的な必要性というものが十二分に説明されなければならないということがございますので、非常に放置しておくのは忍びないところではありますが、その諸状況が完全に整うと、あるいは整わせるというようなことが今後必要だというふうに思

っております。

そのためには、商店街の関係者あるいは地域の皆さんと時間をかけながら協議をし、そして周りの方々が認める方策の中で善処していくということが大変大事だというふうに考えております。

そうした意味で、この地域の皆さんが、先ほどの青年会議所の動きもそうですが、準備段階からさまざま御提案いただいておりますので、今後とも議論を進めていきたいなというふうに思っております。

確かにまちの中、私は新庄のまちの中は決して負けてないというふうに常々思っております。各地に行きますと、新庄の数倍シャッターというふうな状況を何カ所も見させていただきました。何とか今の状況をうまく回転できるような形にしたいというふうに思っております。それらが街なかに交流人口などをふやすことによって、また地域の皆さんも夢と希望が与えられるような、そういう好循環にやはりしていかなければならないだろうというふうに思っております。

一番最初に申し上げましたが、その中で北本町にJ u J u マルシェなどがオープンしたことは大変うれしく、重ねてうれしく思っているところであります。

次に、新庄まつりのごみ対策であります。日ごろよりごみに関して活動なさっている議員のことですので、生の声を聞かせていただいているわけですが、昨年より中心市街地の商店街の5カ所に、分別回収できる、設置し、巡回しながらごみを回収してきましたが、昨年は3人1組で収集を行ったところ、よそよりごみ箱に投入されるごみの量が多く、収集が間に合わずにあふれてしまった箇所もあるということで、大変御迷惑をおかけした場合もありましたので、ことしは、昨年の倍である3人1組の班を2班準備し、常に巡回を行うことで収集速度を上げ

て、ごみの回収を行ったところでございます。

昨年のようにごみ箱があふれるというような状況にはならず、また、ごみ箱周辺にもごみが散乱することなく、衛生環境を維持することができたなどというふうに思っております。

御意見がありましたように、おまつりの後、ロータリークラブや中学生、JA職員の皆様方などから清掃活動をしていただき、本当に感謝申し上げます。

このことは、清掃活動に伴う新庄まつりへの愛着の強さ、来る人への、また終わってからの感謝と、地域づくりに参加するという点でも、大変評価すべきだなというふうに思っているところであります。

先ほどの御質問の中にもありましたが、そのごみ収集以外のところのごみをどうするのかという課題があります。これは一言で言ってマナーの問題だというふうに片づけられない部分もある、おまつりの責任ということもあるというふうに承知しております。しかし、ふだんからこうしたことにならないようなことも含めて啓蒙していく必要があるというふうに思っております。それ以外のごみの収集、あるいはごみについては、新たな対策を今後検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、3番目に、障害者が住みやすい市営住宅等の充実について。

少子高齢社会が叫ばれる中で、お年寄りになりますと全ての皆様が障害者になるというふうにも言われておるわけでありませう。

現在、市営住宅5団地362戸の管理供給を行っておりますが、そのうち車椅子対応の障害者タイプの住戸につきましては、3団地に合計8戸を供給させていただいております。建設年度や整備方針の違いなどもございますので、各団地の仕様も異なっているのが現状であります。

議員御指摘のとおり御不便を強いられている方もいらっしゃることは、管理者としまして把

握しているところであります。現在の入居者の方以外にも、今後高齢化が進み、車椅子などの利用者も増加することも考えていかなければならないと感じているところであります。

市といたしましても、まちづくり総合計画にも掲げておりますとおり、高齢者や障害者が安全に安心して暮らせる住宅の普及を促進していくことが必要であると考えておりますので、今後、退去住宅の改修にあわせまして、車椅子対応の住戸を計画的にふやすなどの方策を検討していきたいというふうに考えております。

現状で入っている方を追い出して改修することはできませんので、住みかえなどを今進めさせていただいて、同意した方のときにはそこを計画的に車椅子対応に改修すると、現場ではそういうふうな考え方でいるところであります。

現在、住戸のミスマッチが発生している方についても、今後発注する空き家と照らし合わせ、できるだけ早期に改善されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） では、ちょっと順序が逆になりますけど、障害者向けの市営住宅のほうからの再質問でよろしいですか。

先ほど非常に前向きな答弁をいただきました。これから改善していくということで、本当にありがたい言葉だと思います。

しかし、いろんな事情はあれ、そのスピードがこれからは問題になってくると思います。本当にもう既に入居なさっている方を追い出してというわけにはいかないと思うので、出られたら速やかに対応して、本当に障害者がほとんど負担ない空間の中で日常暮らせるようにしていただければと思います。

先ほども申し上げましたように、毎回トイレに行くとき、毎日お風呂に入るとき、その十数

センチの段差というのは障害を持った方にとっては毎日がつらいわけですね。その辺を十分に皆様の想像力を持って対応をしていただければと思います。

では、最初のほうに行きたいと思います。

「街なかの暮らし総合エリア」についてですが、けれども、何度もこの件に関しては一般質問のたびに質問をさせていただいています。そのたびに少しずついい答弁はいただいているんですが、今回も、私は決して街なかで開催されるイベントを否定するわけではありません。むしろ応援させていただいている、感謝も込めて応援をさせていただいているわけでございます。

しかし、そのイベントというのは、皆さんもおわかりのとおりピンポイントなんです。持続はします、年に1回とかあるわけですから持続はしますけれども、帯状になっていかないというか。やっぱり年間を通して持続的につながっていく政策が必要なんではないかという意味で、私は「街なかの暮らし総合エリア」というものを評価させていただいているわけです。イベントも大切ですが、その土台となるものを何とかしましょうよという話でございまして。それをベースにして聞いていただければと思います。

先ほど、総合エリアとはちょっとずれましたけれども、富樫義博先生と接点ができた、本当に何か希望が持てるような市長の答弁がありました。やっぱりもっとも前から一生懸命、だめだと思わないで、諦めないで、どんどん自分の思いを伝える工夫をしていけば、このように、集英社の副社長でしたか、ともお話もできたし、「すごいことになるよ」ということです。もうどんどん積極的に、仕事というか、誇りを持って、もうそれこそ市役所の皆さんは英知の集まりじゃないですか。そんなことできねえって最初から言わないで、ぜひ前向きにどんどん突っ込んで、無理だと思わないで、

諦めないで突っ込んでいただきたいと思います。そうすれば、こういうふうに接点ができて可能性も出るわけですね。本当にうれしいなあと心から思いました。

ここで質問に行くわけですがけれども、先ほど、やっぱり空き地というのは、皆さん駅前等を見ただくとわかると思いますけれども、それこそ雑草どころか木も生えている場所もあるわけです。本当に、先ほど市長も、景観、環境美化の点で非常に厳しいところがあるという答弁でしたけれども、やはりああいう場所を、たとえば民地とはいえ、ああいう場所をずっと何十年も放っておく、その行政の姿勢というのも、交流人口の拡大で外から来られる方々にも、ああいうエリアは非常に目につくのではないかと思うわけです。

協議会を立ち上げてみてはいかがですか。その点についてはどうでしょうか、私が言ったように。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街の空き地、駅前通りの空き地ということで、駅前通りに限らず、商店街におきまして少しずつ、空き家、空き地、空き店舗というんでしょうか、それも含めて出てきているということは承知しているところでございます。この対策を今考えているところでございまして。

空き家につきましては、空き家の対策というのが雪の倒壊の問題等もありまして少し進んでおりまして、市としまして空き家等対策検討委員会というものを設けておりまして、その中で当然ながら現状の把握もしておりますが、それをどのように活用するかということも検討に入っているところです。市の職員が主ではありますが、宅建業者といえますか、業者の方々も入って、専門的な検討を今進めているところです。

空き地の御質問でございますので、空き地に

関しましては、この空き家等対策検討委員会では、その空き地についてはちょっと想定していない部分もございますので、今後、商店街の意向も聞きながら進めていくということになりますが、空き地と空き家というのは関連性があるわけですので、それらの中で一体的に検討しなければならぬのではないかとこのように考えているところです。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 本当に真剣に官民あわせて、まちをどうするのか、空き地をどうするのかという議論を積極的にしていただければと思います。

あと、また次の新庄まつりのごみ対策についてちょっと行ってみたいと思います。ちょっといろいろ前後しますけれども。

ごみというか、分別収集をしていると、5カ所でやってると、コンシェルジュと言われる方々も去年の倍にふやしたということで、非常にいい効果が出たという答弁でございました。

3日間の事業系ごみについては、最上広域のエコプラザの数字では、24年度は事業系ごみは3日間で45トン、ことしは42トンということで、3トン分減っている。これがどうだとは言いませんけれども、ごみというのは、前も申し上げましたように、非常に遠慮なく捨てる、ごみ箱があればそこに捨てる、なくても捨てるという世界ですから、これをぜひ反映すると、本当の、本当に近い人出がわかるんじゃないかと思いません。余談ですけれども、そう思いました。ぜひお願いします。

あと、数年前、京都の祇園祭に行ってきたんですけれども、祇園祭では、段ボールでできたスポンサーつきのごみ回収ボックス、それを、ランダムではありますけれども、5メートル、10メートル置きに交互にこう置いてあったわけです。きれいな段ボールで、そこにはコココー

ラとかパナソニックとか、そういう大企業のマークがありました。要するにそういう大きな企業のイメージにとっても非常にプラスになるからそういうことを企業はやっていると思うんですけれども、ぜひ新庄まつりの際でも、コココーラとかそういうふうな企業さんと、特に外の、新庄以外の企業さんと連携して、そういうボックスを設置してみたいかかなと。非常にきれいな段ボールで、すごくスマートな回収ボックスでしたので、ぜひお願いしたいなと、そういうことも考えていただければ、もっともっときれいな新庄まつりになるんじゃないかなと思うわけです。その辺、どうですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まつりのごみの問題でございまして、先ほど申しましたように、今年度は箇所数を、ごみ箱の設置箇所をふやしまして、3人1組で常に回るというようなことで、昨年のようにごみのごみ箱からあふれるということはなかったのではないかとこのように考えております。これについては、そのごみ箱を設置したところでは大変有効な手段であったというふうに考えております。

ただ、議員の質問の中に、例えば植え込みとか側溝の中にわざとといますか差してあるごみがあるというようなことでございまして、いわゆる市のほうでまつりのときに回収してないところの回収をどうするかという問題を今後はやっぱり検討していかなければならないというふうに思っております。

ただいまスポンサーの回収ボックスというお話がございましたが、ごみ箱につきましても、やはり場所をとる、先ほどのトイレと同じような問題でございまして、なかなか借りられないところがないと、場所を確保するのが難しいというところもあるわけです。通路に置くということになりますと、やはり通行人の邪魔になると

いうこともありまして、今はごみ箱はその5カ所に大きく置いているということなわけです。

ただ、こういうまつりとはいえ、ごみの放置が大変多いということになれば、やはり御提案いただいたような、そういった回収ボックス、余り場所のとらないような回収ボックス的なもの、やはり今後は視野に入れなきゃならないのではないかというふうに考えております。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 何か前向きなような、ちょっと前向きじゃないような答弁だったような気がしますけれども、ごみの回収ボックスが邪魔になるという考えの方も多いと思いますが、祇園祭では邪魔だと言いながら蹴ったりなんかしている方、非常に混み合っていましたけれども、そういうふうな対応をしている方はいませんでした。

これ、なぜここに5メートル、10メートル置きにあるのかなど、こうずうっとあるわけですから、何でかなと思ったら、要するに近隣の店と店の間、住宅と住宅の間にごみって捨てたくなくなるんですね、見えないうちに。それをさせないんですよ、そこにごみがあるわけですから、二、三歩歩けば次のごみ箱がある。そういうふうな効果があるわけです。それを近隣住民の方が邪魔だと、商店の方が邪魔だと言うのであれば、しっかり説明をなさって、そういうふうなまつりにしていくべきだと私は思います。

いずれにしても、スポンサーの方も非常にイメージがいいので、余りノーとは言われないと私は思いますので、ぜひチャレンジを、諦めないで初めから決めないでチャレンジをして、ごみ回収の充実に努めていただければと思います。

それと、それに関連してですけれども、ずっとごみの話で申しわけないですけれども、前回の市長答弁の中にもありましたけれども、ごみが落ちているまちというのは、やっぱりそのの

民度ともう直結しているというか、つながっているわけですね。最上川なんか見るとわかりますけれども、七夕みたいな感じでごみが木になってますよね。民度とつながっているとします。余りごみの話ばかりとかがって言わないで答弁していただければと思います。

自販機の横にあるはずの回収ボックスってありますよね。あれは義務になっていますか、新庄市では。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 自動販売機の脇に設置されているべきの回収ボックスですが、設置の義務はございません。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 設置の義務はないということですが、全国のいろんな自治体でポイ捨て禁止条例とか環境美化条例とか、いろんな名前でも条例化しています。その条例の内容の中には、自販機と回収ボックスはセットで義務づけています。それに違反すればペナルティーがある自治体とないところがあります。しかし、新庄市でもそういうふうなことをやっばりやっていくということで、大分市民の意識、商店主の意識、企業の意識も変わっていくんじゃないですか。その辺はどうですか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 先ほど自動販売機の脇に使用済みの回収ボックスの設置の義務はないというふうな説明を申し上げました。ただし、自動販売機のメーカーで構成されております日本自動販売機協会、こちらのほうから、自動販売機の自主ガイドラインというものがありまして、自主的に規制している部分がございます。その管理する中身なんですけど、「管理する自動販売機の所有権にかかわらず、その自動販売機により

飲食物をみずからの責任において販売する者は、原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇及びその周辺に使用済み容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内の使用済み容器を適切に処理すること」ということが示されておりますので、その辺は参考にできるものというふうに考えております。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 本当ですね、その自販機にかかわる全ての業者さんとか商店とかは、責任ということをやっぱり意識して、やるように市が指導していただければと思います。

あと、もう一つ、ごみで申しわけないですけども、近隣住民のやっぱり家と家、先ほども申し上げましたけれども、家と家、店と店の間に、食べ残したものから缶からペットボトルから、それこそビールのコップから、どんどん捨てられている。それを誰が片づけていると思いますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 御質問の中にもありましたように、ボランティアで中学生とかロータリークラブとかが片づけてくださるというか、対応してくださっているということもお聞きしております、大変ありがたいことだと思います。

ただ、全てがそれで対応し切れてるとは限りませんので、それがきれいになっているということは、やはり意識のある市民の方々の御協力があるのかなというふうに想像しております。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) そうだと思います。商店街は商店街の人も片づけていますけれども、商店街から外れた住宅地になると、そこに住んでいらっしゃる方とか、あと町内会とか、そう

いう方々が片づけているわけです。流れがあって、駅前と交差するように流れてますよね、旧郷野目ビルですけれども、あそこの川の名古屋敷あたりの住民の方々ですけれども、その方々は、まつり終わってから朝早く、あの周辺、河川、飲み残しだ、何だ、そういうもののごみを片づけているわけですよ。

ですから、何度も申し上げますけれども、そのもととなる部分、要するにごみをどこに置くのか捨てるのかというところをしっかりとすれば、相当の軽減ができるんじゃないかというところなわけです。全て含めてその辺を考えて、もとのところ、もちろんごみを捨てないという啓蒙も教育的に必要だと思います。そうじゃなくて、まつりに来られた方がどこにごみを捨てるのかという明確なサイン、動線を引いて、それをシステム化していくことも、伝統ある、本当に魅力的な、全国からも集められる可能性のある新庄まつりをよりすばらしいものにしていくという、その辺がしっかりしていると、もっとすばらしいまつりになるんじゃないですか。ぜひ考えてみてください。

大体そういうところですね。これで質問を終わりたいと思います。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす11日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は、皆さん御苦労さまでした。

午後2時40分 散会

平成25年9月定例会会議録（第3号）

平成25年9月11日 水曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員会監事兼査務局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦
農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会会長 武 田 清 治
農業委員会会長 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主 事 八 畝 貴 征

議事日程（第3号）

平成25年9月11日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 山 口 吉 静 議員
- 2 番 佐 藤 悦 子 議員
- 3 番 高 橋 富美子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成25年9月定例会一般質問通告表（3日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 口 吉 静	<ol style="list-style-type: none"> 1. 集中豪雨の備えについて 2. 本市の観光戦略について 3. 商店街再生について 4. 本市の少子化対策と結婚活動の支援策について 5. 若者の流出の歯止めについて 6. 住居表示について 7. アベノミクスの当市への効果について 	市 長 関係課長
2	佐 藤 悦 子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安倍内閣の暴走から市民生活を守るための市長の見解を問う。 2. 社会保障制度として国民健康保険制度を守るべきではないか。 3. すべての子どもに主権者としての基礎的学力を保障していくために 	市 長 関係課長
3	高 橋 富美子	<ol style="list-style-type: none"> 1. こころの病の早期発見について 2. 不育症対策について 3. 買い物弱者・交通弱者対策について 4. 投票環境の改善について 5. 救急医療情報キットの無料配布について 	市 長 関係課長

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席の通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。
これより2日目の一般質問を行います。
本日の質問者は3名であります。質問の順序については、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。
なお、質問時間は、質問、答弁を含め1人50分以内といたします。

山口吉静議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に、山口吉静君。
（17番山口吉静議員登壇）（拍手）
17番（山口吉静議員） 皆様、おはようございます。御苦労さまでございます。絆の会、山口吉静でございます。
きのうは、私ども絆の会の佐藤義一議員の要請で早速お心遣いいただきまして、ありがとうございました。お礼申し上げます。
新庄まつり委員会は27日に、24日から3日間繰り広げられ、行政報告にもありますように、新庄まつりの人出状況をまとめた、全体の人出

は過去最高の昨年を1万人上回る53万人だったそうであります。まつり委員会は、昨年に続き、曜日配列に恵まれ、最終日の燦踊祭の集客効果が大きかったそうであります。

次に、8日には、東京五輪開催について、2020年、オリンピック開催が東京に決定しました。東京は決選投票でイスタンブールを破り、1964年以来2度目になる開催を決めました。まことにめでたうございます。経済効果7年間で150兆円とも言われております。当市も経済効果の一部を期待したいものであります。また、インバウンド観光事業に本格的に取り組む必要があります。

それでは、通告に従いまして、次の7点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、集中豪雨の備えは万全かについて。

ことしも局地的集中豪雨が頻発し、住民のとうとい生命や財産が失われる事態が報道されました。ゲリラ雷雨に対して備えができていないと答えている人は全国で14%で、ほとんどの人が無防備状態と指摘されております。本市の対応について、いかがか伺いいたします。

次に、2点目は、本市の観光戦略の一端をお伺いいたします。

昨日の観光戦略では、佐藤卓也議員、観光客受け入れとして佐藤義一議員と重なる部分もあると思いますが、よろしく伺いいたします。

観光関係者の発意や創意工夫を促しつつ、事業を具体化し、観光戦略を推進していくことが求められます。また、磨き上げを行った観光資源を魅力的な商品としてつくり上げていくため、観光客のニーズや意向の把握を目的としたモニターツアーを開催、また、市内における観光案内所などの発信強化、外国人観光客受け入れ体制の整備・強化について、他市との将来のパートナーとしての考えなども含めて今後連携などする考えはございますか、お伺いいたします。

次に、3点目は商店街再生への道をどう考えておられるかについてお伺いいたします。

身近な商店は、郊外のショッピングセンターに行けない高齢者らの暮らしを支えてきました。市を何とかしたいというエネルギー、市の指導でアイデアを出しながら、市民やお客が集まる商店街再生への道をどう考えておられるのか。一番のポイントは、商店街との連携、商店街にお金が落ちる工夫を提示する、また市として商工会議所と活性化についてどのような取り組みをされているかについてお伺いいたします。

次に、4点目は本市の少子化対策と結婚活動の支援策についてお伺いいたします。

かつて青年は、地域の青年活動を通じた出会いや地域の世話好きのおじさん、おばさんの御紹介、お見合いで配偶者を得ておりました。現在は、過去に見るお見合いパーティーと異なり、年代別や職業別などの限定的な取り組みやイベントを中心とした男女のめぐり合いの提供が盛んに行われております。結婚活動には定期的なセミナーの開催などが必要と思います。受益者負担も視野に入れた支援策についてお伺いいたします。

次に、5点目は若者の流出の歯止めについてお伺いいたします。

若者流出防止策としてどのような対策を考えておりますか、伺います。若者向けの市営住宅の整備、住宅取得への支援制度、出産・子育て支援、企業の人材確保を支援するとともに、若者の地元企業への就職を手助けすることなどについてお伺いいたします。

次に、6点目は住居表示についてであります。

住居表示を進めることは、まさに安全・安心のまちをつくるために欠かせない問題だと認識しております。住所の表示がわかりやすくなる必要性、現在までの進捗状況、今後の計画などについてもお尋ねいたします。

次に、最後ですが、7点目はアベノミクスが

市の経済に与える影響をどのように考えますか、そして3本の矢のうち第3の矢の成長戦略が発表され、企業支援革命のメニューができましたが、当市の産業に与える影響についてお伺いいたします。

以上で壇上での私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。本当によろしくお願いたします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山口市議の御質問にお答えさせていただきます。

数多く御質問があるわけですが、それを一つ一つ大きな新庄市の課題であるという認識のもとに答弁させていただきたいというふうに思います。

集中豪雨についての御質問であります。御承知のとおり、6月から8月にかけて全国各地で局地的な大雨による被害が発生し、本県におきましても、長井市、南陽市、大江町、白鷹町などにおいて災害救助法の適用、西川町においては激甚災害の指定がなされているところであります。

本市の被害状況につきましては、7月臨時会でも御報告申し上げておりますが、この豪雨の中にあつて人的被害や家屋損壊等の大きな被害がなかったことは、不幸中の幸いと考えております。

気象庁では8月30日から、従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風雨、大雪などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかける特別警報を新たに導入し、運用を開始しております。この背景には、最近のゲリラ豪雨と称される局地的な降雨に際し、従来の警報や情報が自治体の速やかな避難勧告や住民の避難に結びつかなかったこともあり、今後特別警報が発表された

場合、住民一人一人が直ちに命を守る行動をとるように示されております。

市といたしましては、今後とも、大雨、洪水、強風等の情報に留意し、特別警報が発表された場合は速やかに避難勧告や避難指示を発令し、住民の安全を確保することを最優先とし、また、最上川の増水による氾濫及び本合海地区における集落への浸水に備えた対応といたしましては、これまで同様に地元消防団との連携及びポンプによる内水排水により対応してまいりますが、より速やかな対応ができるよう、排水ピットの整備などについて国との協議を進めてまいります。

また、今後は、職員の地域担当制を活用し、豪雨時における市内河川やため池の点検を順次進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、本市の観光戦略についてであります。

本市が持つさまざまな資源を有機的に四季を通して発信するということがとても大事であるというふうに思っているわけです。

これまで主に、本市と友好都市である高萩市と三鷹市を中心として、農産物や物産の販売を通じた観光交流を図ってまいりました。特に高萩市とは観光ツアーや児童交流事業としてお互い来訪を繰り返しており、相互の文化や伝統を尊重し合う関係が構築されております。また、広域圏で連携しております沖縄中部地域の沖縄市においても、もがみ産業まつりへの物販招聘と沖縄物産市への派遣など、相互物産交流を行っております。

このような交流イベントにより物産の販売と紹介は、当地にお越しいただいた際には、顔の見える商品としてなじみ深く、購買力が格段にふえるようであります。市と商工会議所、観光協会、最上物産協会で構成する物産振興会議では、物産の振興や販路拡大のため、仙台市のほか、東京都北区や世田谷区など、交流とイベン

ト先を広く求め、活動を繰り返しております。

また、緊急雇用事業、かむろの宝流通対策事業が7月からスタートし、首都圏の商店街など生活圏に入り込んだ移動対面販売を行う事業を実施しております。本市の農産物や加工品など地域の宝をより広く紹介していくことで、観光交流や連携につなげてまいります。

また、新たな新庄のお土産品のアイデア募集を行っているところであります。これまで寝ていた資源を掘り起こし、新庄の新たな魅力にしてまいりたいというふうに思っております。

商店街の再生、市の指導、アイデアということではありますが、ことし7月に商店街における空き店舗及び交通量調査を完了しました。この調査結果を分析しながら、今後商店街関係者及び商工会議所と連携し、商店街活性化計画などを作成していきたいと考えております。その中で、具体的に市民や客が集まる商店街再生への道について取り組まなければならないと考えております。

次に、商店街活性化についての商工会議所との取り組みですが、市としては、空き店舗活用事業などの商店街活性化事業に対して支援を行っております。具体的には、新庄亀綾織後継者育成も含めた亀綾織の機織伝承事業、商品販売力強化事業や、街なか宝探しウォークラリーの実施、いこいの場「ひとやすみ・いっぷく」との連携及び、各業種、各世代との意見交換を行いながら、将来のあるべきまち、望まれるまちの姿を整理していくために、市民の意見収集の場としての懇談会を開催しております。

その他ホームページによる個店のPRを行っており、新庄まちなか学校などを通じた商店街の活性化に向けた取り組みを行っているところであります。

次に、本市の少子化対策と婚活についての御質問ですが、結婚活動の支援については、全国各地でさまざまな男女の出会いを提供する

イベントが行われています。安倍総理自身がこの問題も取り上げておられて、日本全体の大きな課題であるというようなことも言われております。

新庄における婚活は、職業や年代、趣味を限定したイベントなどが話題を呼んでいるわけですが、当市といたしましても、最上8市町村の民間と行政から構成される最上広域婚活実行委員会に、人的、財政的な面から活動を支援しております。昨年度は計3回のイベントを実施し、8組のカップルが生まれました。今年度も幾つかのイベントを計画しております。年代別のイベントとして8月23日に実施した30代限定の婚活イベントは、男性17人、女性15人が参加し、1組のカップルが生まれております。

御指摘のとおり、独身者の意識向上、スキルアップは大切なことと考えておりますので、独身者のスキルアップセミナーも計画しているところであります。今年度はイベントやセミナーの実施だけでなく、情報発信を強化してまいります。

最上広域婚活実行委員会のホームページを立ち上げたほか、企業へのアンケート調査を行うことで、企業内の独身者の把握、ターゲットを見据えた情報発信を計画しているところであります。また、イベントを実施する中で参加者から負担をいただいているわけですが、女性を中心として参加者集めが非常に難しい状況にあり、女性の負担を低く設定し、参加を促してもおります。また、民間でも、職業別の取り組みや、市内の飲食店を舞台とした出会いの場の創出といったイベントが行われています。

結婚活動の支援が少子化対策にも結びつくと思いますので、民間の団体と連携、協働を図りながら、最上8市町村が協力し、結婚について地域全体で支援する機運を醸成し、出会いの機会を提供してまいりたいというふうに思っております。

若者の流出の歯止めについてということではありますが、若者の流出防止策として、若者向けの市営住宅の整備、企業誘致の推進、雇用創出などの対策であります。

初めに、若者向け市営住宅ではありますが、本市には現在、定住促進住宅として管理を行っている東山団地3・4号棟の2棟80戸がございます。この住宅は、平成21年度に国の機関である雇用能力開発機構より譲渡を受け、当初より新庄市への定住促進を目的に、民間のアパートより若干安い家賃で入居していただいている住宅ではありますが、平成24年4月からは、年齢を問わず単身でも入居ができるよう入居条件を緩和し、若者単身者の入居も可能としております。さらに今年の7月からは、子育て世帯への支援の一環といたしまして、同居する子供の人数に応じて家賃を安く設定する改正も行ったところであります。このように若い世代の住まいとしてもお使いいただけるよう整備しておりますので、今後一層のPRを行い、若い方々の御活用を期待するところであります。

また、若者の流出防止のためには働く場所の確保は非常に重要であると考えております。そのために企業の誘致を推進し、雇用の創出に努めていくことが重要であると考えております。

平成23年度から、企業誘致のワンストップ窓口として商工観光課に新たに企業立地推進室を設け、企業誘致や立地企業の支援に努めております。特に今年度からは、企業が設備投資を行い、新たに一定の常用雇用者を1年間雇用した場合に、そのうちの市民の雇用者に対し奨励金を交付する雇用奨励金制度を創設し、地元市民の雇用拡大を図る企業を後押ししております。

また、優秀な若者を地元地域へ定着させるとともに、本市の工業振興を図る取り組みも行っており、昨年度から、本市在住の高校生が理工系の大学に進学する際、無利子で奨学金を貸与する奨学金制度や、大学進学を志望する最上地

域の高校生を対象に、大学卒業後に地元企業を就職先として選択してもらうことを目的とした地元のものづくり企業訪問なども行っております。

近年、地元の企業志向が非常に多くなりつつあるというふうに感じております。このことについても、企業立地推進室を立ち上げ、情報を提供し、さまざまなものづくりの情報を提供する展示会などを設け、それらを各高校にその当時の展示物を回し、さらには企業誘致推進室が中心となりまして、関係高校等のインターシップに今、力を入れているところであります。

若者が高校時代あるいは中学時代に地元の企業を知るということは、非常に身近な企業で、戻ってきたいという若者をふやしていきたいということが徐々に功を奏しているのではないかなというふうに思っております。

数日前、山形大学の副学長以下関係者が来まして、知の地域支援ということで、その地域に合った支援のあり方ということで、新庄にサテライトをつくりたいというふうな申し出がございました。これは、正直申し上げまして真室川と戸沢村が対象であります。その際に事務所をお借りしたいということのお話でございました。学校の1室等も市内にあればということですが、現実的には日新、新庄小学校、あるいは沼田、その中学校区においては、子供の減少がほぼ横ばいということでもあります。周りの郡部のほうはかなり減少しているわけですが、それは逆に言いますと新庄市に若者が多く移り住んでいるというようなこともあるのかなというふうに思っております。最上郡全体で取り組まなければならない問題ではあります。最上8市町村としては何とか猿羽根の山を越させないというようなことで意識を統一しながら、若者の定住を進めようというようなことを考えているところであります。

次に、住居表示についてであります。住居

表示につきましては、昭和41年から42年にかけて、当時の市街地について住居表示区域と定め、住居表示を実施し、21の町が誕生しました。その後、御存じのとおり、平成14年3月に、市街地化が進んだ千門町、宮内地区について住居表示を実施し、荒町、千門町の2つの町が新たに加わり、現在23の町が住居表示区域となっております。その時期に並行して、日の出町地区、川西地区、松本・金沢地区の区長の皆様には、住居表示の概要について説明を行った経緯がございますが、住居表示を行うに当たり、実施予定区域が整備要件となる人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の人口集中地区であることはもとより、街区の形成状態や家屋の連檐状況なども関連してくるものであり、財政的にも相応の負担が生ずることとなります。

また、住居表示は住民の方々の利便性の向上を目的として実施するものであります。住所の表示が変わることにより、不動産登記関連の手续や運転免許証等の住居変更など負担も伴いますので、地元の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。これらを踏まえ、地元から要望ということが実施に当たっての一つの前提条件になってまいります。

このことから、現時点では即事業実施とはなりません。地域住民の皆様の利便性を考え、皆様の御理解と御協力を前提として、関係の地域との話し合いが前提になるということをお理解いただきたいと思います。

それから、アベノミクスの当市への効果についてですが、アベノミクスにおいては公共投資に力が注がれていますが、当地では、東北中央自動車道や新庄酒田道路の整備が加速し、新庄中核工業団地へ企業が進出してきており、雇用対策への好影響を感じております。

また、アベノミクスでは成長による富の創出がうたわれておりますが、民間投資の喚起による成長力強化としては、最新設備や生産技術な

どの導入を支援するために、出融資等の金融支援や設備投資に係る費用の一部補助、国内への設備投資を後押しするための税制措置などの対策が、また、中小企業、小規模事業者の支援としては、ものづくり補助金や人材育成、経営改善や資金繰り支援などの対策が講じられることとなっております。

当市においては、企業の進出が続いており、また、このたび山形航空電子が増築工事を完成させるなど企業の設備投資の動きが活発化してきておりますので、今後の成長戦略におけるこのような企業支援策は、当市の産業にプラスの影響を与えるものと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御丁寧な御答弁、まことにありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、集中豪雨の備えは万全かについてでありますけれども、市報などで避難の準備とか、そういうのを指導されていると思っておりますけれども、直接指導というか、市報だけじゃなくて、何かこう、新庄市内で特に危険な場所というか、例えば本合海の畑ですね、畑。この前の7月の豪雨では国道まで水が上がってきて、見てると、最上川の水が見る見る上がってきて、これもあと1日降ったら流されるんじゃないかというふうな感じで思いましたけれども、幸い最後の日は雨がやんだので助かったわけですが、聞くとところによると、新庄市では本合海の畑が一番、1カ所だけが危険だということなので、ことしは非常に雨天が多いので、またさらに集中豪雨も来るかもわかりませんので、その辺を何とか人命救助のための対策を立てていただきたいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか、お伺いいたします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 本合海・畑地区につきましては、7月の行政報告の中で一部説明をさせていただいていたところでございます。当日の水に対する警戒につきましては、新庄市消防団の担当分団のほうで警戒を行いながら、地区の住民の方の避難の意向を含めて確認をさせていただいておりました。全員が現状の中でそのような形でやっておりましたので、全員が自宅のまま様子を見るということでおりましたので、消防団を配置しながら、また土のう等により家屋への浸水を防ぎながらということで実施をしておりました。

残念ながら、床上浸水1件ほどありました。地盤から低いお宅については浸水してしまったんですが、その後、水が引いた後に全部の世帯について、薬剤散布用の薬剤、消毒用の薬剤を配布しておりました。なお、浄化槽等の点検を行いまして、安全を確認したということでございます。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうも、よろしくお願ひいたします。とにかく、「家、流されるわ、流されるわ」という電話が来るものですから、ひとつ早目に何か対策していただきたいと思ひます。

次に、本市の観光戦略の一端についてでありますけれども、例えばコストリーダーシップ戦略、これは同業他社よりも低コストを実現する戦略であって、次に2番目としては差別化戦略、これは他社製品にはない独自性を自社の製品やサービスに盛り込みまして、業界の中で特異性を模索する戦略であります。3番目として集中戦略、これは市場の中の特定分野に集中して企業の資源を投下し、特定の市場セグメント、いわゆる売り上げが利益を示す会計方式を確保する方式であります。そして、修学旅行生、熟年

世代、今度は外国人観光客、ビジネス団体客を獲得することについて積極的に考えていただきたいと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

ただいま観光戦略の一環ということで、コストリーダーシップ戦略、差別化戦略、集中戦略といったことで御指摘をいただきました。

本市の観光素材に戻しますと、他地域より優位性を発揮できるものに、より磨きをかけるのにどうということかという御指摘かと思えます。本市におきましては、新庄まつり、雪などの観光素材を活用し、体験型の観光を目指していきたいと考えております。

それから、修学旅行などの団体旅行ということでございますけれども、やはり経済効果を発揮するためには団体旅行を積極的に受け入れていきたいと考えております。ただ、市内には宿泊施設が少ないという状況もあります。最近では、時間がゆったりし癒されるということで、農村体験が注目されてきておりますので、農家民泊などの開設に向けて努力してまいりたいと考えております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

次に、商店街再生についてでありますけれども、商店街を活性化するために、その一つの手段として、思い切って大型店を中心市街地に呼び込もうという方法はいかがでしょうか、お伺いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 中心商店街に大型店を

という御質問ですけれども、中心市街地はやっぱり土地の値段が高いという問題があると思います。また、交通アクセスや車の駐車場の問題もありまして、現実にはなかなか難しい問題があるのではないかと考えているところでございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。

次に、同じ商店街再生なんですけれども、商店街の衰退の要因として、空き店舗の放置とかそういった問題があると聞くわけですけれども、その辺はどうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 空き店舗の活用に関してですけれども、現在、市の内部で空き家等対策検討委員会を設置しております。空き家、空き店舗の状況調査は当然のこととしまして、その活用方策も検討している状況でございます。市職員だけでなく、不動産関係の業者あるいは商店街の方々の意見を聞きながら、その活用策を検討しているところでございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） よろしくお伺いいたします。

次に、住民参加の商店街づくりとして、農業関係の団体とか福祉関係の団体、地域づくり団体との連携をすることについて何か方法はないんでしょうか、お伺いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街づくりの活性化でございますけれども、ことしから100円商店街については全ての商店街で取り組むというふうなことで今計画が進んでおります。それから、

まちゼミとかバルといった商店街活性化対策として有効と言われる方策を今やる予定としております。また、商店街が独自で補助事業を活用しましてスタンプラリーをするということで計画されております。NPOや大学とも連携を図りながら、住民参加による商店街づくりが進んでいるものと考えておるところでございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。よろしくをお願いします。

次に、本市の少子化対策と婚活の支援策についてでありますけれども、これは多種多様な自治体の婚活支援が必要であると思っておりますので、その辺はどのように考えていますか、お伺いたします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 いわゆる婚活、全国的な問題となっておりますが、少子化対策というようにことでも非常に有効な策というふうに言えますので、少子化対策の全般にわたりまして、この部分も粘り強くというようなことが基本かなと思います。1自治体だけでは非常にメリットが薄いというような特徴もございますので、私どものほうでは、市長が先ほど申しあげましたとおり、郡内8市町村でもって3年ほど前から対応しているというようなところでございますので、その中で多様な案を出しながら、試行も含めながら展開しているところでありまして、今年度は市町村からの負担金を頂戴しながら、これまでの反省を踏まえながら、新たな計画も含めて前進しようとして取り組んでいる最中でございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) 今のあれですけれども、新たな取り組みというのはどういうことですか、

例えば。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 先ほど市長のほうからも詳細に申し上げておりますように、女性がなかなか参加しづらいというような環境がございます。パーティーをやっても、その負担金、なかなか自分の名前、顔が出てくるというようなものに抵抗がありますので、そのようなものについて少し工夫をして、料金を下げたり、あるいは出やすいようなパーティーの性質を変えたりと。あと、男性が、結婚についての考え方とか、あるいはパーティーのマナーとか、ちょっとスキルアップをしないと、漫然とパーティーの中への参加というようなことはちょっと難しいという部分もありますので、その研修。あとは、さらにその実行委員会ということで、8市町村、自治体だけでなく、民間のほうもさまざま入っております。

先ほど申しあげましたように、反省も踏まえてということもありますので、スタッフ自体の研修、こういうようなものも予定しております。さらに、ホームページというところも改善を図っていきたいというような予定を組んでおります。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

確かにいろいろ、そうですね。例えばこういうパーティー、テーブルマナーとかコミュニケーションを学ぶ講座とか、あるいは料理や農作業の体験、レクリエーションなど事業内容も多種多様でありますので、男女の出会いの場を提供、演出する交流事業、これがメインに乗っかってるわけですけれども、男女が会える機会が少ないという現代の若者の状況を踏まえたものというわけですが、こういったことを含めて、

これが支援策だというのはないんでしょうか、お伺いします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 これをすればというふうなものはなかなかないと思いますが、例えば民間のほうでは、それなりに独自に活動しているほかに、民間のほうの放送番組なんか少し前から組んでいるものが非常に全国化しているというようなこともありますので、そこら辺もちょっと注視している部分ではございますが。

カップルのほう、先ほど8件というようなことありましたが、ここの3年間合計しますと41件ほどあるんです。ただ、そのカップルがその先どう結びついているかというようなところも検証をしないことには、空回りしてしまうという部分もあるのかなという不安もあって、やはり抜本策を見出していくというような形のはなかなか……。

ただ、職業として、1つは、別の、発想を変えて、特段同じような環境で結婚環境が少し整っていないと思われるようなところの職種について研究して、そこと一緒に合同でやってみるとか、あるいは隣接の庄内あるいは北郡のほうとの域間交流というようなものもやってみたいというようなことも今後取り組みたいというところを1つ課題としてございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、若者の流出の歯止めについてでありますけれども、企業誘致の推進とか、中心市街地活性化計画の具体化とか、少子化対策の充実など、生活基盤の整備という点ではいかがでしょうか、お伺ひいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 中心市街地活性化計画ということでございますけれども、これは、中心市街地の活性化計画を策定し、それを実施した場合に国から補助金が交付されるというものでございますけれども、この要綱自体は、ある程度の大きい規模の商店街を想定したものでございます。県内では山形市とか酒田市といったところが指定を受けておりますけれども、やはり大規模な店舗をある程度有するところが計画を策定している状況だと思います。

本市におきましては、なかなかそういったレベルの計画を策定するというのは難しい状況なのではないかというふうな認識をしております。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございます。

それから、同じ若者の流出の歯どめなんですけれども、青年の結婚、Uターン促進といいますが、若者の人口の増加や定住により豊かで活力あるまちづくりにするために、結婚の祝い金とか出産祝い金、空き家情報バンク、移住後の定住者のサポート及び地域住民の意識改革、都市部との交流・連携の展開、自治区との連携、他地区との定住要因等の情報交換などがよろしいんじゃないかと想定されますけれども、その点についてはいかがでしょうか、お伺ひいたします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 若者の人口流出につきましては、非常に大き過ぎる問題でございまして、人口減少の歯どめ、定住化、この人口定住策というようなものを促進することが非常に効果的なものがあれば非常に申し分ないところではございますが、まちづくり総合計画にもありますように、多くのこの市の中の分野でさまざまな形でこの対策を練っているというところござ

います。1つには子育て推進の面から、もう一つは雇用の確保の面から。いずれにしても、若者の流出に歯どめをかけるには非常に大きな策。この策2つにつきましても、これまで続けてきたものに対しまして今年度から新たに展開する事業も加えてございます。さらに、この2つに追加して、安全・安心なまちをつくるための策とか、あるいはもう一つは、魅力あるまちづくりのための策、こういうようなものも忘れてはいけない。この4点のほうから進めていくべき定住促進なのかなと。

若者について見れば、特に雇用とかといった面が非常に大きな課題になってきますので、さまざまな形を住宅の面からも含めて展開しているわけでございますけれども、今貴重な御提案、各種の祝い金とか空き家情報バンク、あるいは定住後の迎える我々のほうの意識改革等々までお話しいただきましたが、全国的に展開している策として貴重なものがここにある御提起されているというふうに思います。

先ほど申し上げました4つの面から展開している中で、一部これも研究が入っているところもあります、あるいは研究されてきたという経過のものもございます。これら含めて、今後も、今ある策の中で連動して効果的に入れるべきかどうかというふうなもの吟味はその都度今後というようなことになろうかと思えます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、住居表示についてお伺いしたいと思います。

住居表示制度の必要性と住居表示の実施方法については、どうなんでしょう。例えば同じ町名でもかなり離れているところにあるとか、なかなか謎なところがありますので、その点のすね、まとめるような何か実施方法はあるのか

どうなのかお伺いしたいと思います。

荒澤宏二市民課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 市民課長荒澤宏二君。

荒澤宏二市民課長 住居表示についての御質問でございます。

住居表示の必要性についてということで1点目でございますが、住居表示区域、それ以外につきましては、土地の地番での住所表示ということで、住所を意識して区画整理をしている住居表示とは性質が異なりますので、やはり議員おっしゃるとおり住居表示を実施することにより住所がわかりやすくなりますので、当然必要性はあると思われま。また、新庄市では、市長答弁であったように、現在23の町が住居表示区域となっております。また、新庄市の人口集中地区におきましては、住居表示が実施された区域以外の多くは土地区画整理事業に係る区域で、土地の地番が街区方式に準ずる区画ごとに振られておりまして、わかりやすくなっております。東谷地田町、下田町、中道町、栄町、桧町などでありま。

それから、住居表示の実施についてであります。住居表示に関する法律で、住居表示の実施につきましては、議会の議決を経て、市街地につき区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならないとされております。市街地とは一般的に人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の人口集中地区、いわゆるD I D地区であります。

住居表示の実施に当たっては、街区方式、それから道路方式があり、新庄市では街区方式により住居表示を実施しております。

区域を合理的なものにするためには、河川、道路、鉄道などの明確な施設によって区画しなければなりません。人口集中地区で住居表示が実施されました区域や土地区画整理事業の区域以外につきましては、それぞれその区域を明確にできない部分があり、市長答弁でもありま

したように、今すぐの実施ということではなく、道路や家屋の建設状況などを見守りながら判断していくべきと思っております。

それから、議員のおっしゃられました新庄市内ですと、例えば五日町とか住居表示実施後にその表示区域が2つに分かれるようなエリアもございますが、いわゆる住居表示の実施のための人口集中地区に今のところ入っておらないような状況もございますし、先ほど言いましたように、区画の区切りが明確になっていないところもあって、今現在その道路や家屋の建設状況を見守りながら判断していくということで考えております。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。よろしく願います。

最後に、アベノミクスについてですけれども、一番おもしろいなと思ったんですけれども、時間がもうないですね。じゃあこれはカットすることにいたします。また時があったら。

7番目のアベノミクスの当市への効果、これは今回は省略いたします。

終わります。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表いたしまして一般質問をいたします。

議会運営委員長より申し入れもありましたので、表現を一部手直しさせていただきました、会議規則にのっとり質問いたします。

国の政治は、市民の暮らしだけでなく、地方自治や地方財政をも左右します。したがって、地方議員は市政だけでなく国の政治の動向に注意を払っていくことが絶対に必要と考えます。時の政権がどんな政治を進めようとしているのか、進めようとしている政治が市民生活にどんな影響を与えるか、地方財政にどんな影響をもたらすのか、見定めることが大変重要だと考えているわけです。こうした目で国を見ることによって、市民の暮らしを守るために何が必要か、厳しい地方財政の立て直しを進めていくために何が必要かということが明確になってくるのではないかと考えています。

とりわけ市政を預かる市長にとっては、こうした目で国の政治を見ることなしにしっかりとしたかじ取りをすることは不可能だと思いますが、いかがでしょうか。

こうした立場から、昨年12月に誕生した安倍政権が進めようとしている政治が市民生活や市の財政の行方にどんな影響を与えるのか、また、安倍政権が進めようとしている政治が国の形を変えることにならないかということについて質問します。

今、安倍政権は、国民の願いや声に応える政治ではなく、財界、アメリカの要求に応えた政治を強引に進めようとしています。1つは、来年4月から実施しようとしている消費税増税が市民生活や地域経済に与える影響、ひいては市の財政に与える影響についてです。

市民の中で、遅滞はあってもアベノミクスで賃金が上がったという声は聞かれません。年金は下がり、仕事がない、あっても非正規や低賃金で働かざるを得ない人がふえています。

その一方で、税金などが上がり、灯油やガソリンの大幅値上げ、食料品の値上げ、電気料金の値上げによって、市民はどの御家庭も節約を強いられています。

お聞きた声を披露させていただきますと、産直を続けてきたある農家は「前のように売れなくなった」と言っていました。また、ある方は「家を出るとお金を使うので、家から外へは出ないことにした」、こう言っていました。自営業の方からは、「消費税分をお客さんに請求できない。税務署への消費税は身銭を切るしかない。税務署によろしく分納を認めてもらった。これ以上増税になれば商売はやめるしかないかもしれない」とのことでした。

このような中で来年4月から消費税増税が実施されたら、市民生活は一層厳しくなり、市民の懐が冷え込めば購買力が落ち込み、地域経済は大きな打撃を受けることになり、ひいては税収も落ち込み、好転してきた市の財政は再び悪化することは避けられなくなるのではないかと危惧するものです。今私が述べたことについて、市長の見解をお尋ねいたします。

2つは、安倍政権が、憲法9条のもとでは集団的自衛権の行使はできないとする政府見解を変え、日本を海外で武力行使できる国、戦争できる国に変えようとしていることについてです。

戦後の日本は、新しい憲法のもとで、二度と戦争をしない国として歩み続け、世界の信頼を勝ち得てきました。その結果、日本は外国人を1人も殺すことなく、1人の日本人もとうとい命を失うことはありませんでした。平和は安心して暮らしていくための土台です。世界を見れば、紛争が絶えません。しかし、武力の行使で紛争は解決しません。そのことはこれまでの歴史が証明しています。日本が世界の平和に貢献する唯一の道は、憲法9条の精神で平和的・外向的な努力を尽くすことだと考えます。市も平和都市宣言に沿って同じ立場に立っていると思

います。ところが、安倍政権はこうした国の形を変えようとしているのです。市長は、歴代の政権が一貫して堅持してきた集団的自衛権行使についての政府見解を変え、海外で武力行使ができる国にしようとしていることについて、どのようにお考えかお尋ねいたします。

3つは、6月14日に閣議決定した、いわゆる「骨太の方針」、経済財政運営と改革の基本方針、デフレ脱却、経済再生云々で、地方財政に言及しております。地方財政計画で一般財源総額の削減をしようとしている問題についてです。一般財源総額とは自治体が自由に使い道を決めることができる財源で、地方税、地方交付税、臨時財政対策債などの総額です。これを削減しようとしています。

その内容は、第1は、2008年のリーマンショック以降に設けられた地方財政計画の歳出特別枠や地方交付税の特別加算などについて、危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくとしていることです。

第2は、地方交付税において、新たに地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うとして、地方交付税の算定に行革努力の仕様を持ち込もうとしていることです。

こうしたやり方は、地方交付税を国の政策誘導の手段として利用し、交付税は地方固有財源という性格を踏みにじるものであり、全国の自治体を一層の行革と住民サービス切り下げに駆り立てるものではないでしょうか。地方自治を守り、地方財政の財源を確保する立場から、市長はこうしたやり方には反対との声を上げるべきときではないかと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

次に、国民健康保険制度についてです。

国民健康保険制度は、国民の生存権を守るとともに、健康を享受する権利を保障した憲法25条に基づき、国民がひとしく医療を受けること

ができるよう、国民皆保険を保障する社会保障制度として誕生しました。このことは、国民健康保険法の第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険事業の向上に寄与することを目的する」と規定していることから明確です。

国民健康保険は、制度創設以来55年近く機能してきました。しかし、国民健康保険制度が今、大変な危機に直面しています。今、全国のほとんどの自治体の国保会計が危機的な状況に陥っています。その理由として、年金受給者や自営業者、非正規労働者など被保険者の所得が下がり続けていることや、所得に比べて保険税が高過ぎるために国保税を払うことができず、滞納する世帯がふえていることが挙げられます。しかし、何といたっても最大の原因は、国が国庫負担を大幅に減らしたことです。

国は1984年に、国庫負担をそれまでの医療費の2分の1から医療給付費の2分の1に変え、大幅に減らしたのです。こうした中、自治体は、被保険者の負担を少しでも軽くしようと一般会計から繰り入れなどを行って努力をしてきました。新庄市もその1つです。

ところが、安倍政権は、都道府県知事が今のままの都道府県単位化には反対だと声を上げているにもかかわらず、既定方針どおり国民健康保険の都道府県単位化への道を突き進んでいます。そこで、以下4点について質問いたします。

1つは、国民健康保険制度は、社会保障制度の重要な柱です。国民の健康を享受できる権利を保障するために、国民健康保険制度を国の責任で守るべきだと考えます。しかし、国はその責任を放棄し、社会保障制度ではなく受益者負担を原則にした制度に変えようとしています。都道府県単位化になれば、どうなるでしょう。市町村が一般会計から繰り入れることができなくなります。都道府県に財政力がなく、その上、国が国庫負担をふやさないとすれば、その結果

は、これからふえる医療費は全て受益者である被保険者の保険税で賄うことにしかならないのではないのでしょうか。国の狙いはまさにここにあると言わなければなりません。こうしたことを招くことのないよう、知事会のように市長も声を上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目は、高過ぎる国保税の引き下げについてお聞きいたします。

40歳から64歳までの夫婦と子供2人の国保税を試算していただきました。資産なしの場合ですが、年間所得100万円の場合、17万5,400円です。年間所得200万円の場合、39万600円です。高過ぎるのではないのでしょうか。本当に払えるとお考えなのでしょうか。引き下げて払いやすくすべきではないのでしょうか。

3つ目は、市独自の減免制度の拡充についてお聞きします。

このたび勉強させていただきましたが、平成21年度から減免基準が改められました。特に所得が皆無となった場合、あるいはそれに準ずると認められる場合について減免規定がありますが、果たして適用になった方はおられたのでしょうか、お尋ねいたします。

4つ目は、窓口の一部負担の減免の拡充についてお尋ねいたします。

東大阪市では年間7,000件以上活用しているようです。八尾市や広島市は年間3,000件近い減免を実施しているそうです。新潟県村上市では、入院に加えて通院の負担金を免除あるいは2分の1減額という要綱を定めて、使えるようになってまいりました。当市では現在、適用された方がおられたのでしょうか、状況をお聞きいたします。

3番目の質問です。全ての子供に主権者としての基礎的学力を保障してほしい。これは全員の皆さんの願いだと思います。そのために、次の5点についてお尋ねさせていただきます。

1つは、学力調査で成績が低い層の子供がふえているとのこと。文部科学省も、2003年PISA学力調査の結果から、上位層と下位層の得点のばらつきが広がっていると分析していました。また、成績は世界のトップクラスなのに、日本は勉強嫌いが世界一になっているのではないかということが研究者から指摘されています。この問題を分析調査したのは風間晴子国際基督教大学教授で、「理科離れは理数系に固有な問題ではなく、その根底には知の営み離れの蔓延という危機的状況がある」と指摘しております。これは「大学の物理教育」1998年2月号です。また、各地の授業を観察し続けている佐藤 学東京大学教授は、「学びからの逃走」という言葉で今日の子供たちの勉強嫌いの深刻な実態を指摘しています。ここから必要な対策は、内容をもっと精選するということが必要ではないかと思えます。また、教師をふやして必要な子には補習できるようにさせること、また、授業準備の時間を先生方に保障することではないでしょうか。市としてできることは、少人数学級や小規模校を守ることが重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、沼田小学校の改築について。教育長はさきに、3小中学校を1つにする大規模な小中一貫校も考えているように答弁なさっていましたが、私は、大規模な小中一貫校ではなく、単独で住民の要望を真っすぐ受けて早期改築に進むべきと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、小中一貫校による4・3・2体制は問題があるのではないかということです。小学5・6年生が小学校のリーダーとして活動することが子供たちの人格形成にとって重要なことであり、発達課題だと思います。児童会、運動会、文化祭、卒業式などでの5・6年生の活躍の場が4・3・2体制では失われてしまうのではないのでしょうか。

4つ目に、小中一貫校づくりを進めてきた東

京都品川区の状況ですが、15年間の調査で不登校がふえております。さらに、2012年9月までに同学年の子供たちの中で3人の子供が自死するという痛ましいことが起きました。9月に亡くなった子は、いじめによるものであることが明確になりました。このようなことを見たときに、新庄市で拙速に小中一貫校を進めるのではなく、既に実施している他県の小中一貫校の状況を詳しくつかみ、小規模校として残すことも選択肢から外さず、徹底した議論を行うことが必要なのではないでしょうか、お尋ねいたします。

5つ目に、小中一貫校づくりではなく、緩やかな連携にとどめ、教師が子供と向き合える時間を保障するべきだと考えます。いかがでしょうか、今後のあり方についてお尋ねいたしたいと思えます。

以上、壇上から質問を終わらせていただきます。よろしくお祈りいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

質問の初めに「安倍内閣の暴走」とありますが、人の見方によってはいろいろあるんだなというふうに思っております。日本のあり方を示していきたいというリーダーシップというふうを受けとめているわけですけれども。

その中で消費税の御質問であります。これにつきましては賛否両論ございますが、引き上げをどうするか判断するため、政府では8月末に有識者や専門家による今後の経済財政動向等についての集中点検会合を開催いたしました。この会合では、消費税を容認する意見がある一方、景気悪化を懸念する声、低所得者向けの対策を求める声もありました。

地方における経済活動への影響がないか懸念

しているところでありますが、社会保障の安定財源確保や財政の健全化を進める必要もあり、慎重に判断されることを期待しております。

政府が発表しました7月の物価・雇用・生産に関する経済指標は「いずれも改善している」と発表されましたが、今後の動向などを踏まえ、10月上旬までに最終判断がされることと思えます。その結果については受けとめ、市政運営に影響がないよう、必要な景気対策や低所得者への対策がなされるよう求めてまいりたいと考えております。

また、消費税の引き上げ分については、社会保障に関する経費に充てるものと用途を明確にしておりますので、そのように期待しております。

次に、集団的自衛権の行使についてでございますが、日本は唯一核の被爆国であり、絶えることのない地域紛争、戦争が根絶されることを願い、新庄市では昭和59年3月、平和都市宣言を採択いたしました。本年も、8月15日、市内の小中高生がリード役となって平和都市宣言旗の掲揚式を行い、戦争の悲惨な記憶を忘れることなく、さらに若い世代へと真に平和な社会が築かれることを希求する運動へとつなげることができたものと考えております。

御質問の集団的自衛権については、国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されたものとして実力をもって阻止する権利を有しているものとされております。

我が国においては、平和憲法のもと、その行使については極めて抑制的解釈をされており、集団的自衛権を行使することは憲法上許されず、我が国の自衛権が認められるのは、我が国に対する武力攻撃があった場合に、個別的自衛権に限定された対応で発動できるとしております。

しかし、近年、近隣諸国の行動を初め、日本を取り巻く国際環境が厳しさを増す中、集団的

自衛権の憲法解釈を改めて見詰め直そうとしている旨の報道が見られるようになっております。

いずれにいたしましても、高度な国家的判断に属するもので、国における防衛政策に関する事項でもありますので、私としましては、平和憲法の解釈及び憲法改正については、何より国会において慎重に深く議論されるべきであり、さらに広く日本国民の議論を経るべきであると考えております。

次に、骨太の方針による地方交付税の削減についてでございますが、デフレ脱却と日本経済の再生を目指し、その経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指した経済財政運営と改革の基本方針が、6月14日に閣議決定されたところであります。

この基本方針において、地方財政については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保しながらも、リーマンショック後の経済危機への対応モードから危機以前のいわゆる平時モードへの切りかえを進めていく必要があるとされており、交付税を算定する際に、危機対応として上乘せしている部分の見直しが今後図られていくものと思われま。

また、地方財政を健全化し自立を促進するために、地方税収を初めとする歳入の充実を図り、あわせて国の取り組みと歩調を合わせた歳出抑制のための行財政改革などを促すこととされており、地方交付税においてもその行財政改革の努力と地域経済活性化の成果を交付税の算定に反映させるというものであります。

このような方針のもと地方交付税は抑制されていくものと思われまますが、地方財政はいまだにリーマンショック後の経済危機の影響を引きずっている状況にあり、また、行財政改革においても既に国に先んじ取り組んでいる状況の中で、地方財政の根幹をなす地方交付税が抑制されることは、地方財政運営に大きな影響を与え

るものと考えております。地方交付税の抑制につきましては、今後の国の動向を注視していくとともに、市長会を初めとする地方6団体における協議を深めるなど、その連携を深め、協調した行動を進めてまいることが適正であると考えております。

次に、国民健康保険の県単位化に関する御質問であります。去る8月6日に、国の社会保障制度改革国民会議による報告書が取りまとめられました。これは、国民健康保険を含む社会保障制度の今後のあるべき姿を示したものとなっております。国民健康保険制度については、財政上の構造問題を解決することを前提条件としつつ、都道府県がその運営主体となること、また、運営に当たっては都道府県と市町村との間で適切な役割分担を行うことが必要であるとの報告がなされております。

この報告により、国民健康保険運営の都道府県単位化には一定の道筋がついたものと考えておりますが、財政上の構造問題の解決方法、都道府県と市町村との具体的な役割分担のあり方など不透明な部分も多いことから、今後も国の制度改正の動向に注視し、さまざまな機会を捉え、国への支援要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の引き下げ等に関する御質問であります。他市の例に漏れず、本市の国民健康保険財政は非常に厳しい状況であります。平成23年度には給付基金を全額取り崩すとともに、平成24年度には保険税の税率改正を行いました。また、平成23年度には4,804万円、平成24年度には8,118万円の一般会計からの法定外繰り入れを行い、運営を行っております。

このような状況の中、国の財政支援の具体的なスケジュールが示されていないことなどを勘案しますと、今後も厳しい国保財政運営が見込まれますので、議員御指摘の税の引き下げ及び独自減免制度の拡充については、現段階では困

難であると考えております。

次に、窓口負担の軽減制度の拡充についての御質問であります。市では、昨年7月に要綱を制定し、災害その他の事由により一時的に生活が困窮した世帯について、収入が生活保護基準額以下であることなどを要件に、入院療養の一部負担金を免除する措置を講じております。本年8月には、生活保護費のうち生活扶助について引き下げの改正が行われておりますが、この要綱においては、引き下げの影響を排除し、従前の生活保護基準と同等の基準により免除の判定を行う旨の改正を行っております。本年8月末現在で申請の実績はございませんが、今後も、広報紙を初め多様な媒体で本制度の周知に努めるとともに、必要により制度の見直しを行っていきたいと考えております。

子供に関することにつきましては、これからの全ての答弁は教育長に答弁させますので、私からは壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから、全ての子供に基礎学力を保障してほしいというふうな質問の内容で5点ほど御質問がありました。

まず、第1点目の少人数学級や小規模学校を守ることが重要ではないかというような御質問に対してお答え申し上げます。

2009年に世界で実施されたところのOECD国際学力調査、いわゆるPISA調査では、日本の高校1年生の読解力、科学的な力は3カ国の上位グループにあり、数学的な力は、これら2教科より若干低いですがOECD平均より高得点グループにあるという結果でした。2000年実施の第1回目と比較して2003年の2回目に成績が下がり、PISAショックなどと騒がれたときと比較し回復傾向にあると言えます。

しかし、「授業が楽しみ」「興味がある」など

の学習に主体的に取り組む意欲・態度の調査ポイント、佐藤議員は「勉強嫌い」というふうな表現をしておりましたが、これについては、世界一低くはありませんが、OECD平均よりも低い数字となっております。

新庄市の子供たちには、学力も含めた知・徳・体のバランスのとれた生きる力をつけたいと教職員が日々の教育活動に努めているところです。特に学力向上のためには、楽しく、わかる授業を行うことのできる指導力向上のための指導研修をどの学校でも大切にして、これに取り組んでいます。また、そのための時間を創出するために、ゆとり創造運動に取り組み、行事などの精選などにより、子供と向き合う教育活動の環境整備を進めているところであります。

ここ数年のゆとり創造運動の成果を見ると、時間外勤務などの改善が若干ですが見られています。また、学習指導では、一方的な教え込みの一斉指導ではなく、佐藤議員の質問にも出てきましたけれども、佐藤 学先生などが進めております、子供同士の学び合いを取り入れた指導方法の研究に力を入れる学校がふえてきています。このような指導方法が充実することで、子供にとって学びがいきいきとあり、わかる、楽しい授業、そして力のつく授業になることができるものと考えております。

また、現在、1クラス当たりの子供数を減らすためのいわゆる教員定数の改善が進まない実態がありますが、県の加配措置に加え、学校の自助努力を行いながら、教科によっては1クラスを2つのクラスに分けて少人数にして指導することや、複数の教員で指導するチーム・ティーチングなどを実施する少人数指導を取り入れて行っております。

しかし、子供一人一人に細やかな指導ができる小規模学級のよさは認めながらも、現在は、集団の中で多様な考え方に触れる機会を持ち、学び合いを進め、自分の考えを深めたり広めた

りする指導方法の実践研究を大事にして実践を進め、成果を上げている学校がふえていますので、これを可能にするにはある程度の学級規模が望ましいと捉えております。

2点目の沼田小学校について、萩野学園のような形で小中一貫教育校というような部分は考えないでほしいというふうな御質問でございましたけれども、平成17年に策定された新庄市長期教育プラン「もみの木プラン」に基づいて、新庄市は平成18年度から小中連携、21年度からそれを深めた小中一貫教育というような部分に取り組んでおります。その成果として平成27年に開校する萩野学園があるというふうことでございます。

そういったことをベースにしますと、本市の教育分野の柱に小中一貫教育を据えているというふうなことを考えますと、各中学校区でのこの実践というふうな部分について、この視点での研究も沼田小学校の改築には加える必要はないかというふうな議論でも6月の議会でも答弁申し上げましたけれども、決定しているわけではございませんけれども、そういうふうに加える必要があるというふうなことを考えております。

いずれにいたしましても、現在進めている萩野地区小中一貫教育校建設事業が数年度に完了いたしますので、その後の学校施設整備についての実施時期を的確に捉え、遅滞なく進めていく上でも、学校、保護者、地域の皆さんの御意見をいただき、調整を図りながら計画的に進めてまいりたいというふうなことを考えております。

3点目の4・3・2体制についての御批判的な御質問でございましたけれども、これについてお答え申し上げます。

全国の小中一貫教育においては、その取り組みの中で、児童生徒の発達の状況等を踏まえ、小学校6年間と中学校3年間の合わせて9年間の教育課程を4・3・2や5・2・2等に便宜的に区分し直して、区分ごとに教育活動の目標

を設定するといった取り組みを行うことが普通となっております。

また、ことし1月に京都において小中一貫教育全国サミットが開催され、その席上、文部科学省の初等中等教育局長布村幸彦氏は、子供の発達と学校生活の状況に触れ、データに基づきながら子供の身体的な発達が二、三年早まっていることや、中学校1年生での学習や生活への不適応が増加することなどの説明があり、このような状況を踏まえた対応の必要性に言及しております。

新庄市で取り組もうとしている4・3・2のブロック制に分けて指導する考え方もこの指摘を踏まえた対応になります。特に、小5、小6、中1の3つの学年を含む中期を思春期の始まる時期、自尊感情の低下が見られる時期、生徒指導上の問題行動の芽が出始める時期であると捉えて、この期間に他学年との交流学习などにより特に丁寧に指導することで、子供たちの低下しがちな自尊感情を育み、意欲を持たせることで変化の激しい中期の指導を充実させ、小中学校のスムーズな連携・接続を図るものであります。

また、これまでのいわゆる6・3制を基本に考えたときには、小学校の上級生である五、六年生のリーダー的素養を育てるなどに配慮して指導を行ってきていますが、4・3・2のブロック制ではそれぞれのブロックの最上級学年をリーダーとして期待して育てる考え方なので、4のブロックでの小学校4年生、3のブロックでの中学1年生、そして2のブロック及び9年間全体のリーダーとして中学3年生のときに存在感を持たせ、リーダーシップを育てる考え方です。4・3・2制では、五、六年生の活躍の場がないということでは決してないと考えております。小学校6年間と中学校3年間を合わせた9年間の見通しを持って、4・3・2の各ブロックの到達目標を明確に持って、子供を育て

ていくという考え方を大事にしているところであります。

この考え方については、基本計画の策定委員長であった山形大学大学院の江間史明教授の御指導もいただいているものであります。

4点目の品川区で起きた事故についての見解、あるいは大規模校で小中一貫教育づくりを進めるのは不登校をふやすような原因になるのではないかというような、そういうような御質問でありますけれども、品川区でのいじめによる子供の事故、不登校数の増加と小中一貫教育の因果関係について、品川区の教育行政の責任はどうかという趣旨の御質問であります。事実とか因果関係とかが把握できないことでもあり、他自治体の責任について言及することになりますので、見解を述べることは差し控えたいと思います。

また、大規模校への小中一貫教育校の導入についての御心配ですが、昨年の中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携接続等に関する作業部会では、大規模校を含む小中一貫教育の成果について、品川区、東京都三鷹市、広島県呉市、奈良県奈良市などでの不登校出現率の減少、中学生の規範意識の向上、学力の向上などの成果が報告されております。

また、昨年2回にわたり北部地区の保護者代表等が先進校視察を行った川崎市立はるひ野小中学校では、小中合わせて1,300名、学級数45の施設一体型の大規模小中一貫教育校でした。その報告によれば、「施設一体型なので、小学生と中学生が自然にまじり合うように交流ができています」「生徒指導も落ちついていて、小学生も中学生もいい表情で学習している」。さらには、はるひ野校の校長からは、「心の教育を各活動を貫く大切なものと考えている。中から見ると、子供が1つの家族のように思えるほど仲がいい」との紹介があったとのことでした。

運営には、大規模校なりの配慮は必要なので

しょうが、小中一貫教育校は、規模の大小にかかわらず期待する成果を上げることができると捉えているところでもあります。

5点目に、緩やかな連携にとどめたらどうかというような御質問でございましたけれども、小中連携教育とは、小中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育であり、小中一貫教育とは、小中連携のうち小中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育であると文科省では捉えております。

小中間の情報交換や交流を主とする小中連携教育は、確かに小中一貫教育に比較し教員にとっての負担は少し軽いかも知れません。しかし、新庄市の子供たちを県内外で活躍できる「いのち輝くたくましい新庄っ子」に育てるためには、小中連携教育をさらに進化させ、先進的な事例も参考にしながら、9年間で計画的かつ系統的に教育活動を行う小中一貫教育を推進していく必要があるとの認識でこれまで取り組んできているところでもあります。

平成27年4月開校の小中一貫教育校萩野学園は、施設的にも新庄市が目指す小中一貫教育校の教育内容の実践を保障する施設であります。文字どおり小中学校の施設が一体化していることで、自然な小中学生の交流が進み、教職員の連携も図れます。交流の移動時間や打ち合わせの時間のロスなどが減少し、教職員の負担を軽減することにもつながるものと考えます。

これと並行して、学校運営にかかわるソフトの面におきましても、9年間で子供が育つ教育課程、行事、校内組織や分掌などについて、地域や保護者の代表者及び北部地区の全教職員を中心に準備を進めているところです。開校後の運用に係る教職員の負担については、子供たちに成果があらわれる指導体制を追求しながら、教職員に過大な負担を強いるのではなく、持続

可能であることの視点も検討に加え準備を進めているところであります。

それまでの準備、開校直後などは、特に教職員の負担は少なくないと思われませんが、教職員一人一人が県内初の施設一体型小中一貫校である萩野学園の目指す姿を共有しながら、生きる力を持った子供が育つ、県内外に誇れる学校をつくりたいと準備を進めているところであります。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧なお答えありがとうございました。

では、再質問ということで、国民健康保険税の減免についてですが、財政が厳しいということで、今後も厳しいと思われるので、引き下げは困難だというお話でしたけれども、減免のことについては、減免制度を使っている方がないというか、国保税減免、申請減免で、なかなかないということなんです。ないこともあるようなのですが、その理由はどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 国民健康保険税の減免規定についてですが、それを適用されているケースについてです。

平成21年度以降でございますけれども、減免規定の適用になったケース、その中で所得が皆無になったり、あるいはそれに準じる状態になったケースの件数を申し上げますと、平成23年度に8件ございました。このうちの6件が東日本大震災の被災者に対する減免でございましたけれども、残り2件につきましては、自営業の方でございまして、病気による廃業のため所得が激減したケースでございました。所得皆無、生活困難を理由とした国保税の減免が行われた

のはこのときだけでしたが、実績が多いというわけではございませんけれども、少ないながらも全くないわけではないという状態でございます。

その少ない理由というふうなことでございますけれども、減免申請を出した場合に、その審査をいたします。審査をいたします際に、いろいろその方の家計の状況であるとか、あるいは預金の状況であるとか、そういったものを調査する必要がございます。そういうところで、これをよしとしない方も中にはございまして、そういう方については、減免申請による納税の緩和ではなくて、ほかの納税の緩和制度を使って対応するというのもやっております。具体的に言いますと、執行停止というふうな方法であったり、あるいは換価の猶予というふうな方法であったりすることがございます。

こうしたやり方のほうがいい場合もございまして、特別御本人がどうしても減免申請だというようなことであれば別ですけれども、そうでなければ私どものほうではほかの対応も模索しているところでございまして、そういった点で件数が少なくなるということはあろうかと思えます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） お聞きして、規定がつけられたことによって使える方が出たということで、大変ありがたいことだったなというふうな感じさせられました。

しかし、申請する段階でしにくいということはないのかなというふうな感じられます。というのは、納期限内に申請するというのが新庄市の場合だと思います。それを旭川では、納期限内でなく、1月以降申請できるということで、はっきりと去年とことしの所得が違うということがわかるのが1月過ぎだと思んですが、そういうことで減免申請しやすくしてるというか、

そういうことがあって画期的だと全国で言われておりますが、そういったことも学んで、申請しやすいように改善を図る必要があるかなと思えますが、どうでしょうか。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいま旭川市の事例を御紹介いただきまして、そのような方法はいかがかというふうなお話でしたけれども、旭川市では確かに、年を越してから、1月初めから3月末までの期間を申請期間としてございます。これは、前年の所得とその次の年の所得との落差がどの程度であるかということをはっきり確定するためにそのようにしているのだと私は思っておりますけれども、実際、ほかの自治体の状況等を鑑みますと、市町村税の実務提要というのがございまして、そちらのほうでは、減免申請というのは納期が到来する前のものを対象とするんだと、納期が既にもう到来してしまったものについては減免申請の対象にはできないよというふうなことでございます。その辺のことがございまして、大体一般的にそのように、新庄市の場合は納期限の7日前までというふうなことでございます。

旭川市の場合、これをどういうふうにやっているのかというのは確認してございませんけれども、恐らく納期を過ぎてもいいよということとは絶対あり得ませんので、納期が過ぎてからでも申請できるようにするためには、徴収の猶予というふうな制度がございます。これをつないでそちらのほうに移すというふうなことであろうかと思えますけれども、新庄市の場合も、徴収の猶予及び減免申請については、審査会を開いて判定するというふうな方法になってございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、窓口の一部負担

の減免拡充について、制度見直しをしたいという答えがありました。内容はどのように考えていますか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 国保の一部負担金の減免の関係であります。生活保護基準が引き下げられたことによりまして、その影響を排除するため、生活保護基準が引き下げられましたが、引き下げられる前の基準に戻して判断をするという改正を行っております。以上です。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、高橋富美子君。

(3番高橋富美子議員登壇)(拍手)

3番(高橋富美子議員) 9月定例会最後の一般質問をさせていただきます。市民・公明クラブの高橋富美子です。市民の小さな声が市政に反映することを願い、通告に従い質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目は、こころの病の早期発見についてです。

こころの病の早期発見のツールとして、「こころの体温計」の導入についてお伺いいたします。

現在の社会はストレスが多く、こころの病に苦しんでいる方が増加しております。昨年1年間の自殺者数は全国で2万7,858人、15年ぶり

に3万人を下回ったものの、依然多くの人がみずから命を絶っています。県内では新庄・最上地域が最も多いと言われております。

新庄市においては、悩みを抱える本人・家族を対象に、こころの健康相談、精神科医による講演、セミナーなど積極的に取り組まれていることがうかがわれます。このような機会に相談や講演会に参加できる方はまだよいほうであり、助けを必要としていながら声を上げられず、相談になかなか来られない方をどうするかであります。ストレスに気づかないうちに重症化していく傾向もあり、いかにして悩んでいる方々を支援していくかが大きな課題であります。

そこで、携帯電話やパソコンから誰でも簡単に自分のストレスなどをチェックできるような取り組みが必要ではないかと思われま。メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」は、自分の心の状態、ストレスなどを確認するもので、人間関係、居住環境、睡眠、心身状態など11の質問に答えると、ストレスや悩みの度合いといった診断結果がキャラクターの変化で示されます。金魚鉢のイラストで描かれ、ストレスが強いと赤い金魚がけがをした状態になり、対人関係で悩みがあると一緒に泳ぐ黒い金魚が攻撃的になる。社会的ストレスは金魚鉢をのぞく猫で表現され、家庭環境に問題があると金魚鉢にひびが入り、気持ちが落ち込んでいると水が濁ります。このように利用者は心理状態を視覚的に確認することができます。また、身近な人の心の状態をチェックする家族モードや育児ストレス度などを調べる赤ちゃんママモードもあることから、それぞれの結果判定の画面で市や県の相談窓口や専門病院などの連絡先を紹介するようなものです。こころの病の早期発見ツールとして、自分でメンタルヘルスチェックができる「こころの体温計」を市のホームページに掲載して、こころの病の早期発見、自殺予防対策のために導入すべきと思いますが、

どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

2点目に、不育症対策についてお伺いいたします。

不育症は、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠はするが流産や死産を繰り返す症状で、厚生労働省は「2回連続した流産・死産があれば不育症と診断する」と定義しています。また、患者数は全国で140万人に上ると言われ、不育症患者は妊娠経験者の約4%ぐらいと言われていることから、新庄市に当てはめると、年間260人前後の新生児が誕生していることから、約10人前後の赤ちゃんが不育症のために生まれてくることができない状態にあると思います。

原因については、染色体異常、子宮形態の異常、血液が固まりやすく胎児に栄養が行き届かないことが挙げられますが、多くは不明とされています。

しかし、一方で、適正な検査や治療を行えば、8割程度の患者が出産可能となることもわかっているようです。症状によって保険適用外の治療もあり、数十万円から時には100万円を超える場合もあるようです。高額な検査費用と治療薬を要するために、出産を諦めるケースも出てくると伺っております。

一般に、不妊症の認知度は高く、補助制度も充実していますが、不育症の認知度は非常に低いのではないかと考えます。子供が欲しいと不育症に悩む夫婦のために支援していくべきだと思います。不育症を多くの市民に知っていただき、子供を授かりにくい家庭への支援のためにも、市報などで特集を組んで周知することができないのか、また、専門的な病院なども一緒に紹介できないか、そして気軽に相談できる体制づくり、カウンセリングの充実を図るべきであると思いますが、いかがでしょうか。また、保険適用外の部分もあることから、高額な検査費用や治療費に悩む方への経済的な支援のために補助

制度ができないか、お伺いいたします。

3点目に、買い物弱者・交通弱者対策についてお伺いいたします。

高齢化や人口の減少化などを背景とし、家から歩いていける小売店が少なくなり、かといって車の運転ができず、家族の支援も得られないことから、食料品など日常の買い物に困る高齢者がふえています。経済産業省によると、全国で買い物弱者は約600万人いると推計されています。たまには買い物をゆっくり楽しみたいというような声を耳にします。また、高齢で運転が大変そうでも、免許を返納すると足がなくなるからと頑張っている姿からは、わびしさが感じられます。事故が起きてからでは遅過ぎます。路線バスも鉄道もなければタクシーなどを使うことになり、経済的にも負担となります。買い物弱者・交通弱者に関して、どのようにお考えでしょうか。新庄市まちづくり総合計画にあるデマンド交通システムの導入の現状とあわせて、今後の計画についてお伺いいたします。

4点目に、投票環境の改善についてお伺いいたします。

期日前投票をされた高齢者や障害者の方から、「投票所の独特の雰囲気の中で宣誓書に記入する際、緊張して記入に時間がかかってしまった」との声がありました。事前に宣誓書を書けないものかと思っていたところ、三鷹市や土佐市での取り組みが新聞に掲載してありました。期日前投票を行う有権者の利便性を向上させるため、市選挙管理委員会からはがきで郵送する「投票所入場券」の裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。これにより、期日前投票を行う人は事前に宣誓書を書くことができるので、投票所で必要事項に書き込む負担が少なくなり、投票の円滑化につながっているとの記事でした。新庄市においても、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷し、受け付けの

簡素化を図るべきではないか。

また、投票日において、高齢者や障害者の方への配慮として、外履きのまま入場できるよう、可能な限り投票所環境を改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、救急医療情報キットの無料配布についてお伺いいたします。

救急医療情報キットは、救急連絡先やかかりつけ医療機関、服薬内容、持病などの医療情報を容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。玄関と冷蔵庫のドアに情報キットのあることを示すステッカーを張ることにより、救急隊員が駆けつけた際に、必要に応じて冷蔵庫を開け、救急情報を確認でき、万一の場合に備えることを目的としています。安心して暮らせる地域づくりを推進するために、ひとり暮らしの高齢の方、高齢者のみの世帯の方、健康に不安を抱えている方に無料で配布してはどうか。

平成23年9月定例会においても同じ質問をさせていただきました。その際、市長より「もう少し当地域の実情に合った方法、また、やすらぎ電話の効果なども含めて今後検証してまいりたい」との答弁をいただきました。その後、どのように検証されたのかをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、こころの病の早期発見についてお答えします。

新庄市の自殺者は平成24年には11人おり、死亡率では県平均を若干下回っておりますが、横ばい状態、おっしゃるとおり県内では高い地域に入っているというふうに感じております。

自殺予防の対策としては、悩みを抱えている

方をいかに早期に気づくことができるかが重要な課題であり、その対策として各種の相談事業を行っております。

精神科医や臨床心理士によるこころの相談会は月1回実施しており、平成24年度の相談件数は23件でありました。相談内容はアルコール依存、統合失調症、出産後の鬱や、青壮年期のひきこもりなど多種多様で、件数も年々増加しております。また、司法書士による夜間の多重債務相談は8件ございました。保健師による相談は随時行っており、実相談者数は79人を数えております。

また、これらの取り組みに加え、昨年度からゲートキーパー養成講座を開催しております。ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守る人のことです。これらの取り組みは、つらさを話せる相談相手が身近にいるという地域づくりを目指すものです。メンタルヘルスへの関心も高く、今年度は延べ103人の受講者があり、アンケートには自殺者を出さないように前向きに取り組んでいきたいという思いが多く寄せられております。一人でも多くの方にこころの病について理解を深めてもらい、身近な方への支援の出発点となっていただけるよう、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

ストレスの度合いを知るツールといたしましては、議員御指摘の「こころの体温計」は、東海大学医学部で開発され、パソコンや携帯電話から質問に答えることで、ストレス度をツールで気軽に取る利点があります。

市といたしましては、さらにメンタルヘルスに関心を持っていただくため、「こころの体温計」のほか、厚生労働省で作成した「こころの耳」というポータルサイトもあわせてホームページ等で紹介するとともに、市民の大切な命が自殺によって失われることのないように、関係機関と連携をとりながら心の健康づくりについ

て啓発してまいりたいと考えております。

次に、不育症対策についてお答えします。

大変認識不足で、不育症というこのことについて質問があつて、なるほどなというようなこと、御指摘ありがとうございます。

このことについては、妊娠はするけど、流産などを繰り返して、結果的に子供が授からない場合を不育症と呼ぶと、一般的に2回続いた流産・死産があれば不育症と診断されると聞いております。厚生労働省研究班によると、流産の原因の半数が胎児の染色体異常で、それ以外の要因として子宮の形が悪い子宮形態異常や甲状腺の異常などがあります。原因がわからなかった人でも、何ら治療を施さなくても次回の妊娠で出産する場合もあり、原因が明らかな場合は治療によって出産できる確率が高まると言われております。

市といたしましては、不育症に関する情報を周知し、流産を繰り返すことで子供を持つことを諦めていた方々が専門の医療機関で検査や治療を受けられるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

不育症の検査や治療の費用につきましては、ほとんど保険適用とされておりますが、場合によっては保険が適用されない治療もあるようであります。治療費等に対する補助制度は、県内では村山市と長井市が実施しております。全国的にも制度を設けている自治体が見受けられますが、内容はさまざまというふうに聞いております。

今年度新たに特定不妊治療への助成をさせていただいた年でもありますので、今後、不育症についても、治療費の現状や先進自治体の制度について研究課題とさせていただきたいと思っております。

次に、買い物弱者・交通弱者対策についての御質問ですが、少子高齢社会におきまして、また核家族化による孤立する高齢者が年々ふえて

きているというような状況、そんな現状におきましては、民間の路線バスやタクシー運送にあわせ、市営路線バスとしての「かむてんバス」が現在は地域の足として利用されているところであります。また、一部民間病院のバス運行や福祉有償運送サービスも利用されております。

買い物弱者については、民間事業者による宅配サービスや移動販売等を利用されている事例もございます。

過去に行政の取り組みとして、平成22年から23年度の山形县委託事業として、新庄TCM株式会社が事業主体となり買い物代行サービス事業を行い、一般市民や福祉事務所へのPRなどを図りましたが、利用者が少なく、採算性が合わないため事業継続には至りませんでした。そのときに「実際に商品を手にとつて選びたい」との声が多く寄せられ、そのような結果も勘案すると、高齢者を中心とした買い物弱者は、みずからが買い物をすることで楽しみを得ているのだと思われれます。また、高齢者だけでなく、買い物をするることによって認知症の防止になるというような結果も出ているというふうに承知しているところであります。

地域公共交通を維持・活性化するためには、利用者を初めとした地域主体、行政、交通事業者などが連携し、地域公共交通を地域のニーズに合致したものにしていく必要があります。

新庄市まちづくり総合計画の施策である機能的交通体系の確立を達成するための一つの手段としてデマンド交通システムの導入を掲げていますが、今後の計画といたしましては、「かむてんバス」のあり方も含め、他自治体において行っているボランティアグループによる送迎システムなどのデマンド交通システム以外のさまざまな交通施策を参考に、本市の地理的特徴、市民の利便性や高齢運転者の交通事故を減らす目的での運転免許証の自主返納の促進などを考慮するとともに、運営上において持続可能な交

通システムをどう構築していくか。

現在、かむてんバス、土内線、それから芦沢線が運行しているわけですが、相互乗り入れというような形でかなりの方が定期的にご利用しているという実績がございます。そうしたことも含め、さらに停留所をふやす、定期便を出すというようなことも含めて、今後研究し、実施していく方向で取りまとめていきたいというふうに考えております。

投票環境の改善については、選挙管理委員の事務局長より答弁をお願いいたします。

最後の救急医療キットの無料配布についてですが、平成22年11月、長井市が県内で初めて導入しております。救急医療情報キットは、緊急時に救急隊や病院が迅速に救命救急活動を行えるようにするため、必要な情報、例えば持病、かかりつけの病院、常服薬、緊急連絡先などを容器に入れ、わかりやすい場所に備えておくものでありますが、前回の御質問以降、県内でも庄内町、大石田町、河北町が新たに導入しております。

高齢者向けのキットではありますが、配布対象者や条件などは各自治体さまざまであり、また効果につきましても、実際に活用されているケースはあるものの、詳しくは検証されておりました。また、キットに便乗した悪徳商法や緊急連絡先等個人情報の取り扱いが課題となっております。

現在、新庄市では、高齢者の緊急時の通報対策として「やすらぎ電話」を導入しておりますが、当面、救急医療情報キットにかわるものとして高齢者みずからが万が一の場合に備えていただく方法などを市報や民生委員を通じて情報提供させていただきながら、今後も需要や効果について検証を続けていきたいと思っています。

現場のほうでは、一つの考え方として、子供たちに、敬老の日に合わせて「長生きしてください」というような声をかけながら、

冷蔵庫の脇にテープで張れるような簡易なキットの作成などもどうだろうと考えているところであります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。
矢作勝彦選挙管理委員会委員長 議長、矢作勝彦。
小嶋富弥議長 選挙管理委員会委員長矢作勝彦君。
矢作勝彦選挙管理委員会委員長 選挙に関することでありますので、まず私のほうからお答えさせていただきます。再質問がありましたら、事務局長さんのほうで御答弁しますので、よろしく申し上げます。

1点目の期日前投票制度は、投票日の当日、投票所で投票できない方が、その旨を宣誓することで投票できる制度であります。入場券の裏面に宣誓書の様式を印刷した場合、事前に記入することが可能なことから、その信憑性の低下やなりすまし等の不正が生じるおそれがあるため、新庄市では現時点では入場券の裏面に印刷する考えはございませんが、県内で一、二市ぐらいやっている市がありますが、それなりの課題もあるようですので、今後とも県内各市町村の取り組み状況を調査してまいりたいと考えております。

また、今回執行されました参議院議員通常選挙における期日前投票において、受付では事務効率と選挙人の負担を考え、聞き取り内容は本人の確認と投票日当日に行けない理由のみを確認しております。理由を聞き出す際も、簡単な聞き取りをし、選挙人が不快にならないよう配慮しております。その上で宣誓書に氏名を記入していただいております。

期日前投票の終盤では混み合う状況もありますが、実際の平常ペースではおおむね1分程度で、名前だけ記入してもらいますので1分程度でございます。

選挙は、公平・公正の上、厳粛に執行されることから、若干事務従事者も選挙人も緊張するようですが、期日前投票日に気軽にお越しいた

だけのような雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、新庄市における投票所の数は、期日前投票所を含めまして33カ所あります。うち、外履きのままで入場できる投票所は、御案内のとおり市民プラザ、下水道庁舎、雪の里情報館と期日前の選挙管理委員会の4カ所ありますけれども、その他につきましては、ほとんどが昼敷きの公民館や学校施設であるため、外履きを履いたまま入場できるような対策を講じることは大変難しいかなというふうなことで考えております。

高齢者や障害者への配慮といたしまして、車椅子を投票所の大きいところ七、八カ所ぐらいに配置しまして、あわせて選挙の事務従事者の中で人的介助を行っております。また、各投票所には老眼鏡とか文鎮等を配置しておりますが、今後とも投票所環境を整備してまいるとともに、こうした方々が、大変な方々は期日前の投票を利用していただければ外履きのまま来られますので、ひとつその辺を活用していただくよう、さらに啓蒙してまいりたいというふうに考えております。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 大変ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、こころの病の早期発見についてですが、先ほど市長より本当に前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。

その中で、ちょっとセミナーのこととかで聞いてみたいんですけども、今までも何回かされて、今まで取り組まれてきましたけれども、数年参加者はふえている状況です。ただ、勤務されている方は、日中はやっぱり参加できないわけですので、講演会の時間帯など配慮が必要なのではないかと思うのですが、その点はいか

がでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 セミナーというのは、ゲートキーパーの養成講座ということでよろしいのでしょうか。時間帯としましては日中に行っているわけではございますが、ゲートキーパーというものの目的は、周りの方が心に不安を持つ方に気づくための養成講座でございます。という目的でございます。ですので、ふだんの見守りの中で、こころの病に侵されている方々を見つけようということでございます。

平日の日中に実施しているということでございますが、御要望があれば夜間ということも検討する必要があるかなと思っておりますが、なるべくこのゲートキーパーという数をふやして、なるべく見つけられる方々をふやしていくということが目的でございますので、今後も時間帯の変更は一つの方法であるというふうに考えまして、検討していきたいと思っております。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） わかりました。

それでは、そのゲートキーパーなんですけれども、民生委員の方も常日ごろの見回りとかで、本当に身近でいろいろ活動されているわけですが、民生委員の方でもいろいろなそういう……受講されている方もいらっしゃると思うんですけども、そのゲートキーパーの養成講座などにも民生委員の方の出席とかはあるのでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 参加者についての詳しい構成については、今のところ資料を持ってきておりませんが、民生委員、区長さんを初め御案内は差し上げております。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 先ほどこちらの体温計の話をしてもらった中で、昨年4月に天童市で初めてこの取り組みを行ったということで、4月の開始から約10カ月間で利用アクセスが13万件を超えたと新聞報道がありました。内訳としては、市民の利用が7割、それから市外の利用者が3割、年代別では30代から40代、次に20代、また50代と、こう幅広く利用されているとのことなんです。

それで、これはパソコンとか携帯を持っている方がやるわけですけども、やはり高齢の方になりますと、なかなかパソコンをお持ちである方は少ないのかなというふうに思います。そこで、やはりこのゲートキーパーの活躍、もう悩みを抱える人に声をかけたり話を聞いたり、自殺を未然に防ぐこのゲートキーパーの役割はやっぱりますます期待されると思いますので、今後、啓蒙のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、この10日から16日は自殺予防週間ともなっておりますので、本当に私たち一人一人が気配りをしながら、本当に自殺のないようにしていきたいなと思っております。

次に、不育症対策についてであります。

先ほど市長のほうから答弁いただきました、詳しいことをお伺いしたんですけども、実際、新庄市において不育症の相談とか今まではありましたか、お伺いします。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 先ほど市長の答弁にもありましたが、不育症という言葉自体を聞くのも私も初めてでございました。保健師のほうでもいろいろな相談を受けているわけですが、不育症ということに関しては今まで御相談がなかったかと思っております。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） それでは、早速やっぱり市報等で特集を組んでいただいて、本当に啓発に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、買い物弱者・交通弱者について質問させていただきます。

先ほど答弁あったんですけども、かむてんバスのお話がありました。本当に停留所がないところが多数ありますので、検証していただいて、何とかかむてんバスのほうも利用拡大に取り組んでいただきたいと思いますと思うのが1点。

それから、現在、65歳以上の方が26.9%と新庄ではなっております。これからますます高齢化が進むと思うんです。それで、先ほど買い物の取り組みとかさまざま聞いたんですけども、やはり新庄市独自でこのようなという、本当に身近にできるようなことがあれば、教えていただきたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 買い物弱者ということで最初お話がありました。デマンド交通も入りましたけれども、これにつきましては、買い物だけでなく、通勤、通学、通院というふうなことで、デマンド交通の中ではこの3つの大きな理由でもって対策を練っているというのが、この県下7市13町村導入しているデマンド交通の目的であろうと思います。

片や、新庄の場合のように、生活路線バスとして2路線、19年度から確保しておりますが、このように市町村運営の生活路線バス、これは25市町村ございまして、35市町村の中では34の市町村がいずれかの形の中で自治体の公共交通の体系の中に組んでいるというようなところが事実でございます。

新庄市の場合も、区長と市長のまちづくり会議の中でも、この弱者対策についての公共交通というような問題も指摘がされ始めております。

私どものほうでも、小中一貫校のスクールバスとの兼ね合いの関係の研究も含め研究を始めておりますが、公共交通体系全体の中でどのような形を構築していけるのか、デマンド交通の新たな導入、先ほど市長が申し上げましたとおり、生活路線バスの拡充といったところも含めまして、片やもう一つ、さまざまな形の中に、集落の中に送迎ボランティア組織をつくって、そこに市のほうで初期導入経費として支援しているというようなケースもございます。このようなことも視察も含めて見聞していきながら、どの形が持続可能で安定した形の足の確保という形につながっていくのか、これを少し時間をかけながらやっていく必要があるかなというふうに思っております。

したがって、具体的にはこれこれというようなものも1つは今言える段階ではありませんけれども、そのような考え方でございます。

停留所のほうの御指摘もありましたが、これにつきましては、今の路線バスの中で見直しを図っていくべきかなというようなことを思っております。

スクールバスとの兼ね合いの中で、小中一貫校との改善が今、目の前に来ておりますので、このようなことも含めながら考えてまいりたいというふうに思っております。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 不安が多いと、やっぱりますます問題になってくるので、なるべく早く検証していただきたいなと思います。

4点目に、次に、投票環境の改善について、先ほどお話ありましたけれども、信憑性に欠ける、さまざまありましたけれども、これからますますやっぱりそういう緊張する方とかも、たかが1分と言われますけれども、やっぱりね。当日行けないので期日前に行っているわけですので、その辺も考慮してもらいたいと思うん

ですが、再度お伺いします。

武田清治選挙管理委員会事務局長 議長、武田清治。

小嶋富弥議長 選挙管理委員会事務局長武田清治君。

武田清治選挙管理委員会事務局長 期日前投票の交付では、入場券に印刷してあるバーコードで選挙人情報を読み取りまして、本人確認の上、理由を聞き取り、プリンターから打ち出される宣誓書に署名だけしてもらおうわけですが、入場券に印刷となりますと、住所、氏名など全て記載してもらうこととなります。その場合、本人確認のほか、記載事項の点検照査や確認など、受け付けに要する時間が現在よりかかってしまうこととなります。また、書いてこない人が相当数予想されますので、受け付け以前に専用の記載台を設けるなり、場合によっては記載事項の記入を指導する人員配置も考慮する必要も出てきます。そうしたことから、現在の署名だけしてもらおう方法が選挙人に一番負担が少なく、受け付けにかかる時間も少なくて済み、合理的であると考えておりますので、現在行っている方法を当面継続する考えであります。先ほど委員長が申し上げましたとおり、現実には県内でも入場券に印刷している市町村もあるわけですので、その辺の動向を注意深く見守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） わかりました。本当に県内の動向を見てもらって、ぜひ参考にさせてもらえばいいかなと思います。

あと、投票日の外履きのみまということ、市民プラザ初め4カ所では実施されているということです。畳の部屋もあるということも私もわかっておりますけれども、例えば大きな学校施設とかで、もし可能な限りというか投票所に

外履きのまま入場できるようになれば、高齢者の方もスムーズに入っていかれるのじゃないかなと思うわけです。その点も再度お願いします。

武田清治選挙管理委員会事務局長 議長、武田清治。

小嶋富弥議長 選挙管理委員会事務局長武田清治君。

武田清治選挙管理委員会事務局長 学校施設にいろいろ対策を講じるとなりますと、実際は限られた選挙事務従事者の中でその対策を講じなければならぬ。初め、こうシートなんかを敷く方法も考えられるわけですが、それを敷くことはできても、実際今度は後片づけとなりますと、次に開票がすぐ待っております。実際の人員としては少ない職員の中で投票事務をやり、また開票事務をしなければならない。そして、その結果も急いで開票所に投票箱——投票録ですね、それも送致しなければならないというふうなことで、なかなか現実的には難しい問題もあるかと思えます。

それで、私どものほうとして、高齢者や障害者に対しましては、先ほど委員長のほうからお話し申し上げましたとおり、そういった設備を現在行っておりますので、それらの更新とか、また少ない場合には補充というものを中心に整備をしてみたいと思えます。

また、そのほかいろいろな設備がございますので、そういった新しい設備なんかも投票管理者、または地区の区長さんなりと相談しながら整備をしてみたい、そしてできることからやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） わかりました。

それでは、最後に、救急医療情報キットの無料配布について再度質問いたします。

先ほどやすらぎ電話の効果ということもあり

まして、ちょっと調べてみましたら、やすらぎ電話の加入者は144台でしたか、設置なっているようです、これは去年のだと思えますけども。それで、そのときのひとり暮らしの方は865名となるんですかね。それで、ことしの25年度のひとり暮らしの老人世帯を見たら1,417世帯ありました。すごいふえているんですが。それで、このときに、ことし何台設置されたかはちょっと私わからないんですけども、例えば去年にしてみても、865人に対して144台の設置台数、これはやっぱり個人の意向によるので、こちらからということはないと思えますけども、ちょっと不安な数ではないかなと思ったんです。それで、その点を踏まえながら、やっぱり救急医療情報キットが大切ではないかと思ったところでした。その辺いかがでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 救急医療情報キットについての御質問でございます。

救急医療に関する高齢者の対策として貴重な情報提供ありがとうございます。

2年前に情報提供いただきまして、そのときの答弁では、現在やすらぎ電話を導入中だというふうなことでお答えしておりました。その後も状況としては、新たに災害時の要援護者に対する取り組み等も含めまして、高齢者対策、見守り対策を進めてきておるわけでございますけれども、ただいまやすらぎ電話の状況と、それから高齢者世帯の状況、数字が大分差があるというふうなところでの御不安、御意見をいただいております。

現状としましては、やすらぎ電話につきましては、毎年広報に載せておまして、こういう状況の方はぜひお使いいただきたいということで、いわゆる上限は設けておりません。希望が

あれば全て対応するというふうな状況にしております。

さらに、民生委員の方々にもこのやすらぎ電話の制度があるというふうなことについては御周知しておりますので、ひとり暮らしで、いろいろちょっと危惧されるというふうな状況の方については、民生委員の方を通じて紹介いただくというふうなケースもございます。

「新庄の福祉」のほうにも記載しておるんですが、やすらぎ電話、昨年、24年度の状況としては、いわゆる通報件数、個人の家庭から自分でということになりますが、救急のほうに電話があったケースが82件ございました。それはコールセンターにまず電話が行くわけですけれども。そのうち、コールセンターのほうで、これはいわゆる救急のほうに対応が必要だと判断されたケースが13件ございました。したがって、その中で13件、毎年十五、六件前後そういうケースがございますが、実際救急がすぐその場に駆けつける、そして救急のほうから協力員という方がいらっしゃいまして、すぐうちの近くの方が駆けつけて、その方を介抱するなり、もしくは救急車に搬入する手助けをしていただくというふうな制度になっております。

ですから、やすらぎ電話自体は、非常に簡潔、さらに効果のある制度だというふうに思っております。実際効果も出ておるといふふうに認識しております。

ただ、その普及の度合いにつきましては、先ほど申しましたように、広報及びいろんな形で周知しておるところでございますが、やはり完璧というところはございませんので、将来的にはその救急医療情報キットのような、いわゆる本来は自分がふだんから情報を備えておって、その救急隊員に提供できるような状況をつくっておけばよろしいわけですから、そういうふうな意識づけも含めて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） わかりました。

先ほど市長からも、冷蔵庫の脇に子供さんたちが長生きをしてくださいねみたいなメッセージを入れながら、そういうのもという話もしていただきましたので、本当に新庄に見合った、ぜひこれからの導入をしていっていただきたいなと思います。本当に市民がいつでも安心して暮らせるまちづくりをこれからもしていただきたいなと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

小嶋富弥議長 お諮りします。今期定例会の本会議をあす9月12日から9月19日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議をあす9月12日から9月19日まで休会し、9月20日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集よろしくお願ひ申し上げます。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時46分 散会

平成25年9月定例会会議録（第4号）

平成25年9月20日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森孝治	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員 局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢作勝彦
農業委員会会長 星川豊

選挙管理委員会会長 武田清治
農務局局長 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 高木勉
主査 川又秀昭
総務主査 三原恵
主事 八鍬貴征

議事日程（第4号）

平成25年9月20日 金曜日 午前10時00分開議

日程第1 請願第4号の取り下げの件について

(決算特別委員長報告)

日程第2 議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第49号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第51号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第52号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(総務文教常任委員長報告)

日程第12 請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書

日程第13 議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

(産業厚生常任委員長報告)

日程第14 議案第46号新庄市子ども・子育て会議条例の設定についてから

日程第15 議案第47号市道路線の認定及び廃止について

日程第16 平成25年請願第3号TPPへの参加に反対する請願

日程第17 議案第57号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第58号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第59号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 2 0 議案第 6 0 号平成 2 5 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 6 1 号平成 2 5 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 6 2 号平成 2 5 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）に同じ

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。欠席通告者はありません。

それではこれより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

日程第1 請願第4号の取り下げの件について

小嶋富弥議長 日程第1 請願第4号の取り下げの件についてを議題といたします。

お諮りします。請願第4号新聞の軽減税率に関する請願書については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第4号の取り下げを許可することに決定いたしました。

ただいまの議決により、日程第11に記載の請願第4号を削除します。

決算特別委員長報告

小嶋富弥議長 日程第2 議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10 議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 高橋富美子君。

（高橋富美子決算特別委員長登壇）

高橋富美子決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託された案件は、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの計9件であります。審査につきましては、9月17日と18日の両日にわたり活発な審議が行われたところであります。

初めに、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、佐藤卓也委員より認定することに賛成の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての4件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

また、議案第49号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計

歳入歳出決算の認定についての3件は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑の後、討論はなく、賛成多数で可決及び認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託された案件、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件の4件について採決いたします。

議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第49号平成24年度新庄市国民健康

保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

議案第49号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

議案第54号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

議案第55号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきと決した議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての4件は、全員異議なく認定すべきものと決しました。議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号の4件は、委員長の報告のとおり認定し、議案第56号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第12請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書及び日程第13議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてまでの2件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

(石川正志総務文教常任委員長登壇)

石川正志総務文教常任委員長 私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願2件であります。審査のため、9月13日午前10時より議員協議会室において委員8名全員出席のもと、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、担当課職員の出席を求め審査を行いました。

審査に入り、委員から、今まで年率14.6%に該当したものはあるかとの質疑があり、担当課より、特に延滞金の発生というものはないという説明でした。

そのほか質疑はなく、この議案に関して採決

した結果、議案第45号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号新聞の軽減税率に関する請願書ですが、本日請願の取り下げが議決されたので報告は省略させていただきます。

請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書については、紹介委員の出席を求め、審査を行いました。

紹介議員より請願の趣旨説明があり、来年の4月から消費税が8%、それからしばらくして10%に消費税が引き上げられると言われている。前に3%から5%に上げたときよりも、1人当たりの年収が70万円ぐらい下がっていると言われている今、消費税を上げないようにすべきであるとの内容でした。

審査に入り、委員から、消費税を増税しないとして、社会保障の財源のかわりになるものはあるのかといった質問があり、紹介議員より、税制改正を行い、支払い能力のある富裕層、大企業に税金を多く払ってもらうという説明でありました。

この請願に関し採決した結果、請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 佐藤議員、賛成ですか、反対ですか。

(「賛成です」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 それでは賛成討論、佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書に、私は賛成討論を行います。

政府は、社会保障と税の一体改革関連法に基づいて、消費税を来年4月から8%に、再来年の10月から10%に増税することを目指しています。安倍首相は、現在の景気動向を踏まえ、学識経験者や経済界など60人から、4月からの増税実施についてヒアリングを行い、10月にも増税実施の判断を行おうとしております。

消費税は、子供から高齢者まで、収入のあるなし、所得の多い少ないにかかわらず、同じ税率の税金を支払わされる応能負担の原則に反する逆進性の強い税金であり、所得の低い人たちに大変な負担を強いる最も不公平な税金です。

政府は、アベノミクスによって直近の経済指標などから雇用や景気が好転していると言っていますが、潤っているのはごく一部の企業と富裕層だけです。国民の多くは、景気がよくなっているとは実感していません。収入がふえないのに、負担だけがふえているのが現実ですから当然であります。

こうした中で、来年4月に消費税増税を強行すれば、多くの国民の懐は冷え込み、価格に転嫁できない中小零細企業は一層厳しい経営を強いられることになるのは明らかです。その結果、景気の後退を招き、さらなる財政危機に陥ることになることは疑いありません。今求められているのは、来年4月からの消費税増税の実施ではなく、増税をきっぱりと中止することだと確信します。

私たち日本共産党は、消費税に頼らなくても社会保障を再生・充実させるという対案を持ち、広く国民に公約として示しております。すなわち不要不急の無駄を削り、行き過ぎた大企業と富裕層への優遇税制を改め、応能負担を原則とした税制改革を行い、働く人に賃金の引き上げと安定した雇用を保障することによって、経済も財政も立て直すということです。多くの市民き皆さんとともに、増税を中止させるために奮闘することを表明して、請願への賛成討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第5号消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書については、委員長報告は不採択であります。請願第5号については原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択となることに決しました。

次に、議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 議御異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第14議案第46号新庄市子ども・子育て会議条例の設定についてから日程第16平成25年請願第3号T P Pへの参加に反対する請願までの3件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

奥山省三産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、継続審査の請願1件であります。審査のため、9月12日午前10時より議員協議会室において委員9名全員出席のもと、担当課の職員の出席を

求め審査を行いました。

初めに、議案第46号新庄市子ども・子育て会議条例の設定については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課の説明では、この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画に関して意見を述べるなど、上位法に定められた役割を担うため、子ども・子育て会議を設置するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、飯豊町議会で同様の条例案を執行部が取り下げた件についての説明を求められ、子育て推進課からは、本条例については上位法に基づく会議の設置条例ということで、飯豊町で議論となった町の子供たちの子育てをどうしていくかという目的が条例にないという意見が出されたことについては、担当課からは、この条例にそのような目的を規定すべきではなく、これについては、平成27年度から計画期間となる子ども・子育て支援事業計画の中でさまざまな方針を決定していくものとの説明がありました。この条例は、あくまでも上位法に沿った形で、子ども・子育て会議というものを設置するための条例だという説明でありました。

また、委員から、会議のメンバーの選任についての質問があり、子育て推進課からは、幼稚園、認証保育所、民間保育所、学校など、子育てにかかわるさまざまな団体の方々や保護者の方、市の職員など、バランスよく選任していきたいといった説明がありました。

その他質問ありましたが、採決の結果、議案第46号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号市道路線の認定及び廃止については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

都市整備課の説明では、いずれの路線も民間

の宅地開発に伴う道路について、市に寄贈を受けたことなどにより市道の認定をするものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、市道が延長になる分の除排雪経費と除排雪場所についての質問があり、都市整備課からは、栗田1号線、2号線については、これまでも生活道路として除雪していたものが市道除雪に振りかわるだけなので経費は要しないということ。下田地区については費用積算は難しいけれども、除雪スペースについては十分確保できるとの説明がありました。

その他質問ありましたが、採決の結果、議案第47号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成25年請願第3号T P Pへの参加に反対する請願について審査を行いました。

審査において、委員から、事前交渉が始まっているが、日本側の主張が通る見込みがなく押されっ放しであり、今後さらに厳しい要求を突きつけられる懸念もあるためT P Pには反対すべきという意見がある一方で、ある委員からは、請願の趣旨が政府ではなく自民党に対してのものとなっている。請願のタイトルだけで賛成・反対を議論するのではなく、新庄市議会として意見書を出すのなら、文章の内容に踏み込んで審査すべきであるという反対意見が出されました。

この意見に対して、さらにある委員からは、政府・与党と自民党はイコールと考えて、T P Pは国益にそぐわない部分が多くあるので反対すべきといった意見が出されました。

また、T P P参加について不利益をこうむる部分を国が補償するのであれば、根本的には反対するものではないといった意見なども出されました。

その他意見が出されましたが、採決の結果、平成25年請願第3号については、全員多数で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第46号新庄市子ども・子育て会議条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号新庄市子ども・子育て会議条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号市道路線の認定及び廃止について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第47号市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成25年請願第3号T P Pへの参加に反対する請願について質疑ありませんか。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 今回の委員長の報告によりますと、請願趣旨に対して賛成の意見、反対の意見あったようにお聞きしました。しかしながら、全員賛成というそういう言葉で述べられたんですけれども、委員長の私見的な考えでそう述べられたか、そのようにお伺いします。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 済みません、失礼しました。「賛成多数」というふうに訂正いたします。

小嶋富弥議長 よろしいですか。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 正式な申し入れを受けて訂正なさるわけですね。

小嶋富弥議長 それでよろしいですか、委員長。

(「はい」の声あり)

そのように取り計らいたいと思いますので、御了承お願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

12番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番(清水清秋議員) 委員長報告は今聞いたわけですが、私この前のT P Pについての請願

に対して、御意見、質問したことを審査されたという議論されたということがちょっと受け取れなかったものだからお聞きしたいのですが、1つは、一番国益をことごとく明け渡した件に関して継続審査するというので、そのことの内容をきちんと検討していただきたい。検討しますと委員長が答えております。このことについて、国益をことごとく明け渡したという内容、どういうふうな物事と捉えてなされたのか、その辺をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 清水委員の質問ですけれども、国益をことごとく明け渡したという点については、それについては質疑ありませんでした。

12番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番(清水清秋議員) 何回も繰り返したくないんですが、前議会のとき委員長に質問した際、継続審査となったことにおいて、「次の委員会で検討いたします」と議事録にあるわけですが、そういうふうなことをお聞きしたわけですが、そういう国益をことごとく明け渡したという文言から見れば、あらゆることを日本の……、このT P Pに参加する物事、国益が出てこないというような文言の使い方、こういうことに対してもう少し慎重に検討してもらおうということがこの前の委員長報告であるわけですから、なぜされなかったのか。委員長が委員会のときに、こういうことが事前に質問ありましたというふうなことは委員会にかけられたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 委員の中には、さっき申し上げましたように文章の内容に踏み込

んで審査すべきであるという意見も出されておりますけれども、事務局の説明では、請願の文章の内容に関しては、こちらで訂正というか、それはできないということです、その文章の内容までは審査としては、反対意見はあったんですけれども、そういうふうに文章の内容までには踏み込んではいかなかったということでございます。

12番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番(清水清秋議員) 委員長、会議記録に載って私は聞かせてもらっているんだけど、そういうことを約束している会議記録があるわけです。約束というか、そういうふうに答弁しているものがあるんです。いいですか。そういう会議記録にのっとって委員長が答弁した内容、「検討します」「よろしくお願ひします」、そういうことなんです。これは、今回の委員会できちっと議論してもらい、するべきだったものと私は思うわけでありまして。それをなさらないということは、審査も当然不十分と言わざるを得ない。

そういう中で、賛成多数、そういう運びは委員会の運び方としては私は認めるわけにはいかない。きちっと国益があるかないか、この文章、この請願書では、ことごとく明け渡したということは何もないということに等しいわけですが、その内容というのはどういうものがどういう形でどういうふうになるかということ私を議論してもらいたいということなんです。そういうふうな審査がなされない。どうも委員会の審査は不十分だと言わざるを得ない。

これに対して、もうこれ以上質問できないわけですが、なぜそうなったのか、どうも理解に苦しむわけでありまして。きちっと「次の継続審査において検討します」と、委員長が前回の私の質問に対して答えているわけです。これをどう受けとめて、こういうふうな審査の結果の報

告をなされたのか、私は納得がいかない。このことに対して、もうこれ以上、もう一回はできないわけですから、このことに対して委員長はどういうふうにとめられるのかお聞かせいただきたいと思います。

奥山省三産業厚生常任委員長 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 産業厚生常任委員長奥山省三君。

奥山省三産業厚生常任委員長 先ほども申し上げましたように、請願の文章の内容までについては、例えば請願をこちらから政府のほうに、この案件が採択された場合ですけれども、意見書として出す場合ですけれども、その請願の内容についての文章について変更ができないという内容です。

ただ、先ほど申し上げましたように、皆さんで話しましているいろいろな意見は出ましたけれども、先ほど申し上げましたように出ましたけれども、検討というか、国益に関してのみの質疑というか、それに関しては出なかったのが本当の話であって、ただ、皆さんの意見としては、この案件は採択するとか意見書を提出するということになったわけです。ただ、清水議員が言う内容につきましては、皆さんからそういう意見が出なかったというのが本当の事実でございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論の発言を許します。石川議員、賛成ですか反対ですか。(「採択に反対です」の声あり)

原案に反対討論として石川正志君。

5番(石川正志議員) それでは、本請願の採択に反対の立場から討論をさせていただきます

ので、よろしくお願ひいたします。

まずは、請願というものは、憲法及び地方自治法によって広く国民に認められている権利です。このため、市議会での請願審査においては十分な調査と慎重な議論を踏まえ、採択すべきか否かを決めなくてはなりません。

これはどういうことかといえば、請願の表題「T P P参加反対」などのタイトルだけで可否を判断せずに、請願者が提出してきた請願書自体の内容が妥当か、または文章表現が適切かどうかなどといったことを慎重に審査しなければならないと考えます。このようなことを鑑みますと、今回の請願第3号の文章には、事実と異なる部分が見受けられる上、政府・与党に対する誹謗中傷も含まれたものとなっております。仮にこの請願が本会議において可決されることになれば、このような内容で新庄市議会の意見書を作成し、新庄市議会の機関意思として政府関係機関に提出されることになるわけです。新庄市議会の意思決定となるのです。

議員の皆さん、私はこの反対討論を通じて皆さんに訴えます。繰り返しになりますが、議会における請願審査は、単にタイトルだけで判断してはいけません。請願書自体の内容や文章表現まで踏み込んで、その可否を判断すべきであります。私は、この請願が原案どおり採択され、この趣旨内容で新庄市議会の意見書として提出されることに反対です。

具体的に申し上げますれば、これはT P P参加反対の意見書の提出を求める請願でありますので、この内容での意見書提出に反対するものでありまして、決してT P P参加について新庄市議会として可否あるいは意思決定をしているわけではないのです。

産業厚生常任委員会の皆さん、私は皆さんが真剣に話し合われた結果をないがしろにするわけではありません。しかしながら、この請願書の内容で意見書となり、新庄市議会の機関意思

となることは容認できません。採決の際は、ただいま申し上げました点をいま一度考慮の上、適切な判断をお願いしたいと思います。一人でも多くの議員の良識を信じ、反対討論を終わります。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ほかに討論ありませんか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 原案に賛成討論として佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいま反対討論をお聞きしましたが、私は内容がよく伝わりませんでした。それで、準備はしていませんでしたけれども、この請願を採択すべきだという立場から、請願に賛成の討論を行いたいと思います。

事実と異なる部分があると先ほどの反対する話の中にありましたが、どこが事実と異なるのか。また、政府・与党への誹謗中傷が含まれるとおっしゃっていましたが、誹謗中傷というのは事実と異なるということなどで、違うことをでっち上げて言うことだと思うのですが、どこが違うのか、それが全く明らかにされませんでした。

私は、この請願のT P P参加をしないというこの請願の……。

小嶋富弥議長 佐藤議員、討論を賛成の立場で述べてください。

1 番(佐藤悦子議員) 請願を出すべきだと思います。新庄市の基幹産業は農業だと言われております。確かに農業に従事する人口は少ないかもしれませんが。しかし、新庄市で農業をやっている方々が本当に安心して続けられる、子供たちに継げと言えるような農業になる、そうなるためにはやはりT P Pに参加しないで、自国の米やその他つくられるものが、自分たちの関税などをちゃんと決めて輸入をふやさないようにしていく、これが私は大事だと思います。

かつて日本では、戦後間もなく80%近い自給率がありました。それが自由化で輸入が広げら

れた結果、今、自給率は39%を切ろうとしています。TPPに参加すれば関税がなくなるわけですから、撤廃されていくわけですから、自給率は5%になっていくとも言われています。それで本当に子供たちに安心な食べ物を保障できるのでしょうか。

食の安全という点で、TPPに参加することは、食の安全が守られなくなってしまいます。なぜかといえば、今アメリカなどでは、日本では許されていない農薬や食品添加物が何十倍にも多く使われております。日本では許されていないものがたくさんあるんです。それが自由化になってどんどん入るようになれば、中国の日本で許されない農薬がついていたハウレンソウの問題が出たり、給食に使われていたとって大問題になりましたが、そういったことがずっと続いていくわけです。子供たちの食の安全を守るためにも、私はTPPには参加すべきではないと思います。

また、医療の安全という点でも、私はTPPに参加すべきでないと思っています。医療の安全ということで請願に書いてありますので見てください。書いてあります。国民皆保険が、TPPに参加すればなくなります。そして、アメリカのようになってしまうということです。

小嶋富弥議長 佐藤議員、含意に沿って手短かに結論を申し上げないと議事進行できませんので。

1 番（佐藤悦子議員） TPPには参加すべきでない。ということで、国民の命と安全を守る立場から、TPPに参加するなというこの請願を通すべきだと思います。

以上、賛成の討論を終わります。

小嶋富弥議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

平成25年請願第3号TPPへの参加に反対する請願については、反対討論がありましたので起立採決いたします。

平成25年請願第3号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立少数であります。よって、平成25年請願第3号は不採択とすることに決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第17議案第57号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第17議案第57号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 13ページの2の11で、街頭防犯カメラ整備業務委託料770万2,000円についてお聞きします。

設置する場所と数はどういうところなのでしょうか。また、不特定多数の人の肖像を個人識別可能な精度で連続して撮影し、録画し配信を

行う大量の監視カメラは、プライバシー権などの保障の観点から見過ごせない問題とも言われております。そこで、監視カメラの設置場所には、録画していること、目的とか設置者、連絡先を明示しなければならないと思うわけですが、その点はどうなんでしょうか。

また、画像の提供利用についてなんです、画像情報を設置目的以外に利用しないという立場でおられるのか。不要になれば直ちに消去するということも考えておられるのか。そこで生じた犯罪に関する画像以外、令状によらない任意に捜査機関に提供しないと言えるのか。本人による、写された本人です、開示請求に応じる姿勢はあるのか、まずお聞きします。

次に、12ページの2の6旧乳幼児保育所用地測量49万2,000円が出ていますが、今後の利用方法はどのようにお考えなのかをお願いします。

次に、17ページの3の3保育所費、修繕料490万円の内容はどういうものでしょうか。

25ページの8の2、修繕料470万円が水上がり対策と言われました。その地区はどこでしょうか。

27ページの10の1、修繕料778万3,000円とありますが、この内容についてお願いします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 防犯カメラについての御質問でございます。場所と数ということでございますが、現在のところ想定しております場所については、JR新庄駅の西側及び南十字路の交差点付近を検討しております。

それから、議員さんのおっしゃられました防犯カメラの設置の有無に係る表示でございますが、防犯カメラの設置ということでの表示は検討したいというふうに考えております。

それから、メモリーですね、録画のメモリーについては、ある程度メモリー機能のあるものとして想定はしております。その後に画像の録

画したものの公開ということになるわけですが、現在のところ録画したものについての使用の目的としましては、犯罪発生時の捜査に係る分の画像、それから例えば災害が発生したときの現状の確認等でございます。南本町十字路につきましては、さまざまなイベント等ありますので、個人の識別ができないような状況になろうかと思っておりますが、そういうものも検討の範囲ではございます。

それから、令状と開示請求ということでございますが、この件については個人情報等ありますので、詰めた設置の方法で設置していきたいというふうに考えております。以上でございます。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 財政課の財産管理費についての御質問でございます。

旧乳幼児保育所用地測量業務委託料49万2,000円でございますが、乳幼児保育所については昨年度解体完了いたしまして、その後、利用の方向について検討した結果、売り払いということになっております。それで、ただいまその処分について手続を行っているところでございます。最初に測量いたしまして、その後鑑定、それから値段の決定というふうに進めていきたいと思っております。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 17ページの保育所運営事業費の修繕料の御質問でございます。

修繕料490万円でございますが、この内訳といたしましては、保育所の遊具の修繕、これは毎年点検を行っておりますが、その点検でもって危険だと言われたところの修繕に97万円ほどか

かります。

それから、中部保育所ですが、中部保育所の屋根の改修修繕、それに200万円ちょいです。それから、あわせて中部保育所の地下タンクがあるんですが、その地下タンクの改修修繕に180万円ほどというふうなことでございます。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 流雪溝関係でございます。

8款土木費、2雪総合対策費、25ページでございますけれども、その修繕470万円の内訳でございます。主に水上がり対策に伴った修繕、これが4カ所ほど、それから河川に設置する水位計が1カ所、あとグレーチング等の修繕でございます。合わせまして470万円ほどでございます。以上でございます。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 27ページの小学校管理費の修繕料でございますけれども、新庄小学校給食室のピット内給油管配管の改修147万円、それから北辰小学校の地下タンク注入管配管の修繕115万5,000円、あと洋式便所への改修というようなことで4校でございますけれども、合わせて246万円というようなことで、全体としては18件の修繕料でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今、防犯カメラについて、場所が駅の西と南十字路交差点付近ということで考えておられるということでした。犯罪防止ということなんですが、これが本当に犯罪多発地帯というふうに見ておられるのか、それから予防効果が具体的に期待できるのか。それをお聞きしたいと思います。

監視カメラが、個人のプライバシー権などの

保障が行われているか。監督する機関として、行政とは独立した第三者機関を設置して、市に対する調査権限（勧告、是正、命令）等の権限を付与すべきではないかと考えますが、その点についてどうお考えか、再度お聞きします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 それでは、防犯カメラの設置箇所についてでございますが、犯罪地帯なのかということでございますが、犯罪地帯だからということではなくて、防犯カメラを設置することによりまして犯罪の抑止効果、これらは大変効果があるものというふうに聞いております。新庄市、新庄最上地区の玄関となりますJRの西口に設定をするということで、犯罪力の抑止効果、相当なものが期待できるだろうというふうな考えに基づいております。

それから、第三者機関ですが、現在、防犯カメラに係る肖像権についての第三者機関ということは想定しておりませんが、なお研究したいというふうに考えております。

それから、もう一つは何でしたでしょうか。（「よろしいです」の声あり）いいですか。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今、犯罪の抑止効果ということでありましたが、本当に期待できるのかと疑問があります。というのは、イギリスで防犯カメラをたくさん設置しているということで有名なようです。それを、イギリスの議会で経済効果を見たりして話し合いがされたようです。そこで言われたことは、暴力犯罪は防げない、効果なしということです。もう一つは、小さなひったくりみたいなものとか自転車泥棒とか、そういうものについてみたいな小さいなものについては散らばるそうです。そこから別のところに。

そして、経済的な問題では、イギリスで1年間、2008年に1年間1,000台のカメラでどのぐらい軽犯罪検挙ができたか調べたら、1年間24時間稼働させ1,000台のカメラを使ったので、1件の犯罪検挙率しかなかったと報告されています。ここで770万円という大変な金額を使うわけですが、しかし、犯罪検挙率についてはほとんど効果がないというか、そういう結果がイギリス議会で言われているようです。

むしろそれよりも、関係がない、犯罪とは関係ない一般の人たちが、肖像、自分の知らない間に、本人が知らない間に写され、撮影、録音されたりして、これをいつ誰がどのような目的で利用するか、本人がコントロールできないとも言われています。公道において、公権力の行使として、写真撮影について個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌や姿を撮影されない自由が保障されています。

しかも、デジタル画像映像は、写真よりも複製の作成や検索、利用がはるかに容易であると言われています。はるかに写真よりもプライバシー侵害の危険が深刻だと言われています。これは、結局、個人から見れば、そこに自分が行ったかもしれないということを知らされることになるわけで、移動の自由を萎縮させられると言われています。また、表現、思想、良心の自由、こういったことも侵害されると言われています。危険性が非常に大きいと言われています。

私は、カメラ設置よりも有効な防犯対策があるのではないかと思います。例えば、ひったくりとかそういうのが多発する場所がある、あるいは時間帯があるということがあれば、住民に広報するとか、その間は警察に回ってもらうようにするとか、そのほうがはるかにお金がかからず、しかもプライバシー権を侵害せずというふうに思うわけなんです。そういったことについてどうお考えなのか、再度お聞かせいただき

たいと思います。

それから、水上がり対策、都市整備課長から4カ所ということでしたが、この4カ所の場所を教えていただきたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 ただいま検挙率に対しての効果がないのではないかとということでございましたが、JR新庄駅につきましては、青少年等の指導者たち、あるいは学校関係者さまざまな方たちが、市内に通学しております生徒、それからお客さんに対してもですが、犯罪が起きないようにということで、さまざまな啓蒙の場所として活動しておられます。そういった中で、犯罪が起きないという状況は大変ありがたいわけですが、抑止効果をさらに高めるということでの話の中でございます。

万が一発生したときには、市民の安全・安心、それから利益を守るということで、防犯カメラのデータを活用するということはあるかもしれませんが、あくまでも犯罪の抑止でございまして、そこら辺を御理解いただきたいというふうに思います。

データに関しては、不特定多数が触れるような管理ということで検討しているところではございません。きちんとした新庄市が責任を持って、市民の観光あるいは通学の窓口となっております、多数人が出入りする場所の管理をしたいと、犯罪が起きないようにしたいということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 水上がり箇所の解消でございまして、その場所でございます。4カ所とございまして、城西町、番場町、あとは宮内、梨ノ木、金沢新町というふうな形で4カ所ほど予定してございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

5 番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番(石川正志議員) 2点ほど考えておったんですが、今の方が25ページの雪総合対策費については質問されたので、私からは1つだけお伺いいたします。

補正予算書で全体的に見られる学校初め都市公園までの公衆トイレの洋式化というのがございましたが、各担当課からの説明よりも、むしろ新庄市として洋式化をどういうふう今回捉えた補正であったのか、その1点だけお伺いいたします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 トイレの洋式化についてでございますけれども、近年、洋式でないと用を足せない子供あるいは大人の方もいらっしゃいます。そこで、公共施設について洋式化が進んでないという部分がございますので、今回補正に上げさせていただいたわけですが、まだまだ整備はこれからでございますので、計画的に行っていきたいと思っております。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 私から3点ほどお聞きします。

20ページの農林水産業費の農業振興費の農作物等災害対策事業費補助金、次に21ページの農地費の一般土地改良事業補助金、最後に、飛びまして30ページの教育費の重文旧矢作家住宅管理事業費についてお聞きします。

まず最初に、農業振興費なんですけれども、この項目122万9,000円ほど計上されておるわけなんですけれども、この使い道についてお聞きしたいと思っております。

回数あるから、次に農地費についても説明お願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めに、20ページの農業振興費の中の農作物等災害対策事業補助金ですが、この内容につきましては、先般7月8日、それから7月17日から18日にかけての大雨によりまして、市内本合海初め畑、吉沢、芦沢、角沢、鳥越等の地区におきまして、冠水被害が約100ヘクタールほど発生しました。その対応としまして、県の補助率3分の1、市のかさ上げ6分の1が義務づけられておりまして、肥料、農薬等の補助ということになります。10アール当たり2,500円の平均単価でもって、肥料散布、農薬に当たられた方々に対しまして、これから助成したいというふうな内容のものでございます。

それから、21ページの一般土地改良事業補助金でございますが、この事業につきましても、この7月の大雨によりまして、市内23カ所ほどの地域におきまして農地に土砂が流入したり、あるいは農道が決壊したり、あるいは山地から土砂が崩落しまして水路をふさいだというふうなケースがございました。この中、総額約1,600万円ほどの災害査定金額でございますが、この中で、現在、市の一般土地改良事業の補助金の中において、災害復旧を補助でもって対応したいというふうな、13の地区におきまして30%の復旧補助をするものでございます。以上です。

森 隆志社会教育課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 矢作家住宅の修繕料の御質問でございますけれども、内容につきましては、昨年の雪によりましてカヤ屋根、これらの一部が破損したことによる修繕でございます。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) 最初の農業振興費なんですけれども、これについては、私は新庄市農

協なんですけれども、恐らくこれ各農協にそういう被害調査依頼をなされての、このような県と市が出して、そして10アール当たり2,500円の補助金を出しますよと、そういう結果になったんですけれども、面積的にどのくらいあるのか。割るとわかるんですけれども、萩野農協、新庄農協どのくらいあるのか、それ伺いたいと思います。

次に、農地費、全体で23カ所被害に遭われたと、被害になられたと。新庄市、本当に被害の少ない地域ではあるんですけれども、そのうち23カ所のうち13カ所が土地改良事業補助金で該当になられたという今課長から説明あったんですけれども、恐らくこれは、去年はこういう関係の補助金はありませんでしたよね。ということは被害がなかったわけなんですけれども、今問題になっているのは、恐らく土木事業でもそうなんですけれども、非常に資材費とか、そういう業者に頼んだ場合、今までの工事では地元でできる状態ではないという話を聞いております。そういった場合、3割が役所の負担で、7割が地元負担なんですけれども、地元では何とかこれを要綱の見直しはないのかという話を聞きます。恐らくことしも13カ所がこのようになったと思うのですけれども、22年度でも同じような補助金を受けられた地区があると思います。ということは、補助率が少ないものですから、完全にまで直すことができないというのが実態であります。原課で要綱の見直しというのは考えているのか。いないとすれば、今後どのようになさるのかお聞きしたいと思います。

あと、矢作家の20万円なんですけれども、昨年の豪雪により屋根の被害を受けられて、そのための補正だという課長の説明があったんですけれども、これ今回の矢作家の補正予算ばかりでなくて、これも関係者の話なんですけれども、屋根を修理する職人は今いません。新庄市で1人ですか。前は宮城県から来たという話も聞いて

ているんですけれども、どうせ直すんだったら、修理するんだとなったら小出しにしないで、例えば2年計画にするとかって、計画性のある修繕をしてもらいたいという声であります。それだけカヤ屋根を直す職人はいないわけです。本当にね。そう考えた場合に、小出しに直すのではなくて、2年で直す、3年で直す、そういう計画というのを持っていないのか、お聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めに、農作物等災害対策事業の中身の面積の件でございますが、先ほど申しました本合海地区におきましては50ヘクタール、それから畑地区においては36ヘクタール、吉沢が1ヘクタール、芦沢が10ヘクタール、角沢2ヘクタール、鳥越山崎が1ヘクタールということで、合計100ヘクタールの箇所において確認しているところでございます。

それから、いわゆる災害復旧事業についての新たな補助制度というか、復旧対策事業の考えはないのかというふうなことでございますが、現在、残念ながら県内13市の中でもこの点については非常に問題視しておりまして、つまり新庄市の場合ですと、一般土地改良事業の補助メニューの中で、市長が特に認めるという特認事業の30%で災害復旧対策事業を現在やっているところでございます。一般的に土地改良というものは、現在のゼロベースからより作業効率を高めたり、あるいは収益を高めたいから土地改良をやりたいというようなことでの内容でございまして、その場合やはり30%が適当かなとは思いますが、やはり災害復旧となりますと、現状の資産がゼロベースからマイナスになるわけですから、この部分をゼロに引き上げる、そういった復旧対策事業でございまして、原課としましては30%は低いのかなというふうに考えております。

ちなみに、国の災害復旧事業が発動になるには、災害地域指定を受けて異常な天然現象が発生した場合、例えば降雨ですとか洪水、暴風、こういったもののそれぞれの基準があるわけなんです。一定のそういった天然現象が見られた場合は国の災害復旧事業が発動になります。この場合は、農地の場合は50%、それから農農業用施設においては65%の補助が適用になります。さらに、激甚災害に指定されますと、さらにその補助のかさ上げがあるというふうな事情を鑑みれば、今後、県内13市等の情報交換もしながら、いつ訪れるかわからない災害復旧に対しては、それなりの独立した対策事業を整備しまして対応したいというふうな考えを持っていますが、いずれにしても予算の伴うことですので、これは庁内の中で協議していきたいというふうな考えでございます。

それから、先ほど被害があった箇所、私間違っって23カ所と申し上げましたが、箇所数が27カ所の誤りでございましたので訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

森 隆志社会教育課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 矢作家住宅のカヤ屋根の改修、全面改修も含めての御意見だと思います。確かに議員おっしゃるように、新庄市内におきましてはカヤ屋根職人はお一人でございます。矢作家だけでなく、いわゆる瑞雲院、お霊屋になりますけれども、こちらのカヤ屋根のほうも市のほうで携わっております。全面改修となりますと、それ相応の事業費もかかってきます。その点もあわせまして、全面的な改修というところも今後将来的には必要になってくるのかなと、大きな課題だなというふうには捉えております。社会教育施設の老朽化も含めまして、文化財の保護、こちらも総合的に計画を組んで何とか考えていきたいなというふうには考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） 3回目ですね、本当に前向きな答弁ありがとうございました。農地の災害、恐らく原課の課長もその災害の現場は回っていると思うのですけれども、土地改良区に受益地以外からなっていないところが多いのです。ある程度土地改良区の受益者になったら、農道なりそういう排水路なり整備されていますから被害が非常に少ないわけです。おととしの被害なりことしの被害を見てみましても、土地改良区の受益地以外のところにあるわけです。鉄砲水が来たりなしたりして。

そういうふう考えた場合、もう少し補助率を上げていただかなければ、今の農業の後継者不足なり、星川農業委員会会長もいますけれども、耕作放棄地が非常に多いわけです。そういう方面は。ということは、市道ではなくて法定外の道路であったり、自分たちが常に歩いているから自分たちがそれは直しているところはあるんですけども、お金がかかるからもういいやと言って、道路が行けないから、橋が落ちて行けないから農地が耕作放棄地になっている場所が非常に多いのです。自分で本当は畑なり田んぼをしたくても、そこまで行く道路が壊れていて、その道路を直す補助率が低いからお金はその地元で出せなくて、おのずと耕作放棄地になっている場所が多いということ、十分にもう一回パトロールしていただきまして、原課で財政的に大変楽でないと思うのですけれども、その補助率を上げていただきますようお願いいたします。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

2番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2番（伊藤 操議員） それでは、私から幾つか質問させていただきます。

まず、予算書10ページのいじめ対策等生徒指

導推進事業委託金及びいじめのない学校づくり推進事業委託金そのことについてと、17ページ、認可外保育施設乳幼児育成支援事業費補助金、それとその後、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、それと、最後に19ページ、子宮頸がん予防接種業務委託料、この件について質問いたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 ただいま10ページの15・3・6の教育費委託金のいじめ対策等生徒指導推進事業委託金109万円と、それから、いじめのない学校づくり推進事業委託金80万円について御質問いただきました。

この事業は、まず、いじめ対策等生徒指導推進事業委託金ですけれども、これは国の事業でありまして、いじめ問題を初めとする生徒指導上の諸問題に対して、子供たちの社会的な資質を大きく捉えて、その能力を高めることで、いろいろないじめだけではなく、不登校とかそれぞれの問題行動等も含めてですけれども、そういうふうなケースを少なくしていくというふうな事業であります。これは、今年度からということではなくて、昨年度までも同様の事業が名前を変えてされてきているところであります。

それから、2つ目のいじめのない学校づくり推進事業委託金80万円ですが、これは県単の、県での事業になります。これは新規の事業でありまして、名前のおりいじめ問題に特化して対応のための予算ということで、県内4ブロックのところには1つずつ、1地区ずつ指定されているところです。新庄・最上は本市新庄市がこの事業を委託しました。いわゆるいじめの対応を、地域との連携の取り組みの中で対応していくと。いじめを発生させないような、そういうふうな取り組み体制をつくっていくというようなどころを主とした事業であります。この事業を取り組むことで、その取り組みの内容を県内

各市に発信していくと。県内のそういうふうな問題行動といじめ等のところを少なくしていくというふうな事業であります。以上です。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 認可外保育施設の乳幼児育成支援事業費補助金についての御質問にお答えします。

これは継続事業でございまして、今回補正をさせていただく部分につきましては、基本補助、それから職員の研修の代替費の補助、それから多子世帯軽減の補助でございまして。これは県の補助金をいただいております。これは県の補助金をいただいております。基本的には県2分の1というふうな事業であります。毎年、年度当初以降に各認可外保育施設のほうから申請をいただいております。この補助金を策定するものですから、この時期になったということでもあります。

もう1点、同じ17ページの保育士等処遇改善臨時特例事業であります。こちらにつきましては今年度新たに出てきました事業でありまして、中身としましては、保育士の人材確保を推進するというようなことの目的でありまして、民間の認可保育所、そちらのほうで保育士の処遇を改善する事業を行うというふうな場合に補助をするというふうなことであります。こちらは、県の10分の10事業であります。認可保育所というふうなことで、なおかつ民間というふうなことでありますので、今回につきましては新庄市内の2カ所の私立の保育所が該当してございまして。以上であります。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 子宮頸がん予防接種の減額のことかと思っております。子宮頸がんの予防接種につきましては、4月から定期接種ということで事業

を進めてまいりましたが、副反応が多い、副作用が顕著に見られるということがありまして、6月14日から積極的な勧奨を控えるということになっておりました。まだ定期接種の旗をおろしたわけではございませんので、接種する方はそれで構わないわけですが、積極的な勧奨を差し控えるといったことになったものですから、減額措置をしたものでございます。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 保育士の処遇改善の措置ですけれども、これ県からの歳入と同じ金額となっております。これは、新庄市内の現状を見て、認可保育所の状況に合っているのかどうか、ニーズに対応できる金額なのかお伺いします。

それと、子宮頸がんですけれども、新庄市においては実例があったのかどうかお伺いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 処遇改善の御質問であります。この処遇改善の臨時特例補助金につきましての算定の方法なんですけれども、基本的には4月1日現在と10月1日現在の児童数が基本になります。その施設で預かっていたらいらっしゃる児童の数が基本になります。それにプラスすることの保育士、それから事務職員も入るんですが、その方々の勤続年数加算というものがあります。その勤続年数加算というものを足したもので算定するというふうなことが基本になってございます。

それで、2カ所の私立の保育所のほうから御申請をいただいた内容でありますけれども、1カ所の保育所につきましては一時金対応、それ

からもう一カ所の保育所については基本給、それからさまざまな手当の増額というようなことで対応するというふうに聞いてございます。

それが、何と申しますか、正当な賃金と申しますか、そういったものになるのかというふうなことでありますけれども、最低賃金というふうなことから考えますと、新庄市の嘱託職員の保育士がいらっしゃるんですが、その基準程度の改善にはなるというふうに考えてございます。以上です。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 子宮頸がんワクチンの副作用に関する新庄市での実例ということでございますが、今のところはございません。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 予防接種の縮小ですけれども、予防接種が縮小しても発症率のリスクは変わらないと思うのです。そのことにより、定期検診であり学校関係への啓蒙活動なり、この予算のスライドというのとはできないとは思いますが、今後はそのような予算を組むという方法での考えはあるのでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 この予算から直接学校ということとはできないんですが、リスクというのは当然もちろん同様にあるわけでございますので、そうした啓蒙活動についてはこれから取り組んでまいる所存でございます。よろしく申し上げます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

1 8 番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

小嶋富弥議長 森 儀一君。

1 8 番（森 儀一議員） それでは、私のほうから簡単に、25ページの都市計画費の中の土木費ですか、これの除排雪費の中の道路の除排雪業

務費、これについて少し詳しくお聞きしたいと思います。これ排雪作業でこのように出てきたのか、それとも雪捨て場の雪が随分多かった、これの処理とかそういう除雪費ですか、その辺ちょっと詳しく。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 25ページ、土木費、除排雪費でございますけれども、これにつきましてはいわゆる降雪前の準備段階といたしまして、消雪関係、特に消雪の板の修繕とか、あとそれから消雪パイプの更新、そのようなことでございます。あとそれから工事請負費、これにつきましても消雪関係でございます、その消雪ポンプというふうな形の工事でございます。以上、降雪前に行います修繕等が主な内容でございます。

18番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

小嶋富弥議長 森 儀一君。

18番(森 儀一議員) わかりました。

実は、昨年の雪捨て場のほうですけれども、物すごくあそこのところの入り口が悪くて、そして道路でもつくっていただく、道路の設置でもする予算かなと思っておりました。あそこで今工事みたいなのをやっておりますけれども、あれはこの補正予算と関係ないのですか。

そして、あそこに雪が随分積もると、去年はよかったです、ことし反対側のほうに今度あれだけの商店が来ますと出入り口が大変だと思います。議会の報告会の中でも、その問題が随分出ました。あそこに、下田と違って排雪というか雪投げ場を設けたんだけど、反対側のほうにあれだけの大型店が来て危ないかやって、大変だなやっということを言いましたけれども、その点、市ではどのようなことを考えていますか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今、議員のおっしゃられましたとおり、去年と多分今年度については、宅地造成の関係で道路もできたというふうなことで、交通は多少なりとも変わってくると思います。そのため私どものほうでは、去年の大雪も踏まえまして、いわゆる交通関係ですね、渋滞をさせないような形の出入り口、例えば一方通行の出入り口、出入りと、それから出るほうと入るほうを別にするとか、あとそれから交差点付近を避けました出入り口等を考えまして、その辺は今後関係機関、県等にいろいろ打ち合わせしながら進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

4番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4番(佐藤卓也議員) 済みません、私から2点ほどお伺いいたします。

20ページ、6款1項3目農業振興費、エコロジーガーデン推進事業のところなんですけれども、ページ数と言うと21ページになりますけれども、ここに現状調査業務委託料68万3,000円が上がっていますので、そこら辺の詳しい内容をよろしくお願いたします。

続きまして、22ページ、7款商工費1項商工費2目商工振興費の「かむてん」着ぐるみなんですけれども、新しく市で購入するということなので、そこら辺、購入するだけなのか、購入してこれからの使い道はどういうふうにするのかも一緒にお聞きいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 最初に、21ページになります。6款3目になります。農林振興費の中のエコロジーガーデンの関係で、施設整備管理に係る現状調査業務委託料68万3,000円でございますけれども、エコロジーガーデンの施設に関する図面につきましては、あそこを国から取得した段階で平面図は一応つくっておりますが、

職員がつくった図面でございまして精度に欠ける部分もあるわけでございます。それから、立面図がないということで、このたび平面図と立面図を新たに業務委託しましてつくろうという考えでございますが、相手先は新庄建築家協会というところがございまして、そちらのほうで自分たちの研修も兼ねて図面をつくりたいという申し出がございますので、そちらのほうと勉強しながら業務を発注したいというふうに考えているものでございます。

それから、2点目の22ページ、7款1項2目商工振興費の備品購入費68万1,000円でございますけれども、これは御質問のとおり「かむてん」の着ぐるみ1体を購入するというございましては現在1体ございますけれども、平成9年にできたものでございまして、つくったところが新庄チンドン団でございまして、市のものではございませぬ。イベントをするときには、それを借りて活用しているわけでございますが、何せ古くなっておりますので、イベントが重なる場合もございますので、市として「かむてん」の着ぐるみを1体持ちたいという考えでございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 済みませぬ、21ページのエコロジーガーデンのところなんですけれども、これはなかなか補正する場合、最初の段階でそういう計画があったのかなかったのか。わざわざ補正するまでもなく、これは必要だと思っておりますので、そこら辺がそういう計画が最初になかったのかをお伺いします。

それと、研究のためというのですけれども、あそこは一般質問でも言っていますように、登録有形文化財になりました土地なんですけれども、その方々があそこを調査するときに果たしてそれで十分なのか。また、同じ再調査をする、

要は文化財になったところをその方がまた調査してよいのか、そこら辺をどういうふうに踏まえているのかもお聞きいたします。

また、22ページの「かむてん」の着ぐるみをつくることなんですけれども、古くなったということ、また、そして新庄市では持っていないということなんですけれども、先ほども言ったんですけれども、これから利用するときどういうふうに今後利用するかも一緒に計画なさっていてやるのか、それも含めての備品購入だけだと思うのですけれども、後々のことを考えてつくる場合にどういふ……、同じようにつくるのか、それともかわいくつくったりするのか、そういう考えがあつたりするのか。

要は、例を言いますと、朝日町の桃色ウサヒですか、ああいう形でもってPRも一緒にするわけですから、そういうことも一緒に、つくるんですからそういうことも踏まえて考えなければいけないでしょうし、そういうことも考えてやっていくための着ぐるみをつくることなのかを2つお伺いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 最初に、エコロジーガーデンの調査業務委託料の件でございますけれども、先ほど申しましたように、当初は職員が、現況に合った図面がないということで、まずは図面落としをしたところでございますけれども、さまざまな不備、もう少し詳しいものが欲しいということと、形状も今は少し変わっている部分もございます。今後活用していく場合に、耐震性の問題とかそういった問題が出てくると思っておりますので、耐震の診断調査等をする場合にもきちっとした図面がないとできないということがございますので、図面が必要であるというふうなことで判断したわけなんですけれども、それが文化財的にどうかというような価値という点からの調査というのは、この段階では考えてはお

午後1時00分 開議

りません。現在の施設を平面図と立面図にそのまま図化するという業務で考えているものでございます。

それから、22ページの「かむてん」の着ぐるみの件ですけれども、これは、御承知のとおり富樫義博さんのデザインに基づく「かむてん」でございまして、今現在、そのデザインに忠実につくっているものでございます。ですから、これを変えろというようなことは考えておりません。今と同じものをできるだけ忠実に再現したいということで考えているところです。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） それでは、今、平成9年にある着ぐるみなんですけれども、それは借りるときレンタル料が多分必要になってくるわけです。そうすると、市がつくれれば今度助成もありますし、そこら辺の整合性を今度どういふふうにとられるか、着ぐるみが出たことによつて整合性はどのようにとられるのかもお聞きいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 着ぐるみの、現在は市以外の方が所有しているものですから、それを市が借りる場合につきましては、一般の方が借りる場合は1回につき1万円というふうに聞いております。ただ、市が借りる場合は、公共的ということで無償で借りさせていただいております。

新たにつくった場合の借り賃はどうかということでございますけれども、バランスの問題もございまして、少し考えさせていただきたいと思っております。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） 私のほうから、3つほどお聞かせいただきたいと思っております。

1つは、26ページの9款水防活動事業費69万5,000円、先ほどの議員からも農業の災害で水上がりの状況というか、水上がりのこのたびの水害等も含まれた答弁いただいたんですが、水害というか水防そういうものに関して、本合海地区が非常に水に関しての災害が多いわけで、特に田んぼなんか50町歩、30町歩、これはみんな全部八向地区、本合海のほう。大変災害、水防活動に対しては大変行政に難儀をかけているということで、地元議員としてもそのことに対して感謝申し上げたいと思っております。

その中で、今回の水防活動費の中で、当消防団なんかは特にその任務に当たっていると。本合海16分団消防団が、いろいろと昼夜通して待機をしたり、いろいろなまた災害を最小限度にとどめようと頑張っておられる姿も目の当たりにしてきました。そういう中で、家屋にも水上がりになったところもあるのですが、最小限度にとめられたのかなというような感じでおります。こういう状況は、毎年そういう災害に遭うところが決まっているのです。そういうことに対して前も質問したことがあるんですが、こういう事態に対して、今後こういう活動事業費だけの対策で果たしていいのかなというのが疑問にあるわけなんです。そういうことに対しても、今後の対応をどういふふうに考えているのか、お聞かせいただきたい。

次、20ページの農林水産業費、先ほどこれも関連するんですが、農作物災害対策事業補助金、これに関して今回の災害を特に見てみますと、

当然作物等も災害を受けている中で、施設ですね、施設というか用水路、排水路、そういうふうなところに被害があって作物に影響を与えているという状況も、八向地区、畑地区においても出ている。この問題の中身どうなのかというのと、排水路、用水路にかかわらず災害を受けた場合、今回は恐らくここにも入っているかと思いますが、農林課のほうで対応していただいたものもある。しかしながら、用水路、排水路は法定外公共物の部分が数ある。これは、農林課サイドでも都市整備課サイドでもそれなりの把握はしているかと思います。この法定外公共物が、そういうふうな災害で影響を受けた場合、その受益者がきちっとわかっていればいいんです。受益者が。用水路のほうから仕入れているとか、いろいろなものが出てくるんですが、そういうふうな場合は受益者がそれ相当に、先ほど小野周一議員も補助制度のことで質問したんですが、受益者がきちっとわかっていれば、まだその方々と話し合いながら対策をとれる。しかしながら、受益者が曖昧な法人、個人と数あるんです。こういうところに災害が起きた場合どういう対処をするかというのと、農林施設、用水路とか排水路の場合は本当に苦慮している。ほか農林サイドの場合ばかりでなくて、都市整備課でも当然関連するものもそれ相当あるわけですから、それらに対応できる対策、市でどういうふうにとられているのかなというのが物すごく疑問視された。今回の災害で勉強させられました。この辺の今後の対策も当然なんです、その辺きちっと、法的な公共物の管理委託は県のほうから行政に来ている。その管理体制、今のままでいいのかなというのが物すごく疑問にあったわけです。

小嶋富弥議長 申し上げますけれども、もう少し簡素化で発言していただきたいと思います。

12番(清水清秋議員) 少し説明しないとわからないかなと思って。どういう対策を今後講じ

られようとするのかお聞かせいただきたい。

あと18ページの3款民生費、災害被災者対応費13万8,000円、これは返還するというような予算なんだけれども、今現状、新庄市にどういうふうな被災者がいて、どういうふうな対応をなされているか。また、いろいろな救援物資も、あの災害、大地震が起きたときいろいろな救援物資もいただいている。そういうふうなものがどういうふうに活用されたのか。今はどういうふうな状況であるのかもお聞かせいただければと。よろしくをお願いします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 水防活動費の中身と今後の対応ということでの御質問でございます。

このたびの補正でお願いしております部分については、7月18日、19日分の災害対応における消耗品。消耗品につきましては、土のうを使いまして、その土のうの数の補充分でございます。

それから、使用料及び賃借料につきましては、本合海の最上川の内側にあります内水排水、このたびポンプ4台ほど使いまして、当初予算を使って対応しておりましたので、その補充分、これから秋雨前線等がありますので、その辺も含めて対応分ということでの予算をお願いしております。

それから、原材料費につきましては、緊急のときの土のうですね、それを今回原材料で使うというふうなことでのお願いをしております。というのは、土のうの保管場所について、無尽蔵に蓄えできるような場所ということは確保できておりませんので、そちらのほうの土のうがなくなった時点で洗い砂を活用するということでの今回の予算のお願いをしております。

今後の対応ということでございます。議員さんおっしゃられている畑の場所ですけれども、あそこにつきましては、今回の水上がりするとき

にも安否確認等を含めましていろいろ相談させていただいたり、避難についての動向を確認しております。生命・財産を確保する、安全に守るということからしますと、住んでいる方々の安否確認をして、その後の意向を確認するという事で私どものほうでは対応していきたいというふうに考えております。

本合海のほうの内水排水につきましては、ただいま国のほうで排水ピット用の地盤を検討しておりますので、中身としましては、内水排水用の発電機の場所をあらかじめ確保できるということでの相談をしていただいているようでございます。その辺は、私どものほうで協議させていただきながらということになりますので、中身を精査して地元との話を詰めながら、よりよい方法に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一君。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 法定外公共物に関連する御質問がございました。おっしゃられるように、受益者が明確にわかるような場合につきましては、善後策につきましては、非常に相談をしやすいというような部分が、あるいは支援というような形のもとで持っていくやすいと思います。

これまでも緊急性が高い場合につきましては、財政当局のほうとの兼ね合いの中で、まずはどうすべき、あるいはどうしたらいいかというような形の方策を練ってきたわけでございますけれども、この雨が、昨年、ことしということで非常に多くなってきている中で、問題が少しずつ顕在化してきているというようなこともありまして、例えば農業用水路として使っておった部分が今使われなくなっているとか、そういうような形で受益が非常に不明瞭になってきている部分が出てきておるものが結構ございます。

法定外公共物の中で、それが問題視される部分が少し目立ってきておるところもあり

ますので、今までの対応のやり方をもう一回考え直して対処しようということで、実は関係5課でもってこの間協議をいたしまして、副市長をトップとしてその組織をつくってございます。ただ、基本的には受益がはっきりしておる、あるいははっきりしておったというようなところにつきましては、担当課がわかるわけですのでそちらのほうで、あるいはそれが複数2課、3課にわたる場合には連携してというような形になりますが、それも進め方がいま一つ難しさがあるとか、あるいは進めるそのタッグを組む方策の中で見きわめが必要だというようなものにつきましては、庁内組織でもって即座の検討をはめて、改善策を方向づけしようというような取り決めはこの間したしたところでございます。

緊急性が高いものにつきましては、まずは現場確認というようなことでもって、法定外公共物の特徴からして、今後どういうふうな形に持っていかなければいけないかというような微妙な問題も出てきますので、そのようなものはまた持ち帰る中で、協議をすべきところは協議するというような形になる場合もありますし、すぐ現場で対応できるものもあるというようなことで、判断はそのケース・ケースというようなことになろうかと思いますが、そのような形で今庁内では改善の方向で動いているというようなことでございます。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 私のほうからは、災害被災者対応費の13万8,000円、まず、そちらのほうの説明でございますが、これについては、昨年度の事業で福島県が募集しました、福島県地域づくり総合支援事業というものを福島県が募集しておりました。それに新庄市とNPOもがみ、共同でその事業に応募して採択された事業でございます。事業内容といたしましては、市内に在住している被災者の方々へのいろいろな情報

提供、生活相談、それと新庄市の地域に関する紹介、そういったものを事業展開してまいりました。その中の事業費の一部に、事業確定とともに事業にそぐわないものが生じたというようなことで、福島県の補助の確定から13万8,000円の返還が生じたというようなことで、今年度福島県に返還するものでございます。

それとあわせて、本市のほうに避難されている方の状況でございますが、今現在、新庄市には、8月末現在でございますが、22世帯52名の避難者の方がおられます。岩手県から1世帯1名、宮城県から3世帯7名、福島県から19世帯44名の方がいらっしゃいます。それぞれ被災から2年を経過して、生活もそろそろ新庄市のほうでの生活がなじんできている状況で、仕事をされていながら通常の生活を送りたいと。もちろん最終的には地元に戻りたいという思いの中で、今現在新庄市の中で生活しておるわけです。そういったことで、平穏な生活を送りたいというのが一番の今の被災者の方々の心情ではないかというふうに思っています。そうは言いながらも、今現在、新庄市に住んでおるわけでございますので、例えば新庄の市報でございますとかいろいろなイベント情報等につきましては、我々のほうから情報提供させていただき、また、その都度相談があれば相談を受けるというふうな格好の今支援の方法になってございます。以上です。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 総務課長、やはり被災して新庄市に移住して今生活しておられる方がそのぐらいいるというようなことで、これからは、できるだけというか、安心した生活環境で過ごせるような状況を確保してやっていただきたいなと思います。よろしくひとつお願いします。

あと環境課長、水防、水の災害において本当に大変難儀かけているわけなんですけど、今言った排水ピット、ようやく国のほうで動き出した。恐らくきょうあたり地元で説明会あるということも聞いていたんですけども、国でああいうふうに動き出してきた。これは新庄市でも、それは国が動き出したことに対して、あそこの災害を守るという物事で動き出しているわけですから、ぜひひとつ、どういう状況に進展するかはまだ予断を許さないというか、まだ中身はわからないんですけども、ひとつぜひ地元の声を聞いていただいて、そして国のほうと連携をできるだけとれる体制をとっていただかないと、国で来たことに対して、あとは自治体でお願いしますみたいな話になると、いやうちのところではできないからというような物事にならないようにひとつ、できるだけ国に要望して国でももらえるような方向で話をしてもらえれば、これにこしたことはないんですけど、ぜひそういうふうな方向で、ひとつ新庄市が俺のところでもそんなことできないからと、国でやってくれやということではなくて、新庄市のできる限りの対応はしていかないと、国だって新庄市が何もそういう体制づくりができなかったら投げられるばかりだから、ぜひひとつその辺も肝に銘じて、せっかく国が動き出したことに対して慎重に事を運んでいただければありがたいなと思います。よろしくひとつお願いしたいと思います。

あと農林課長、これ農林課長ではないな。そういうふうな災害、小野周一議員も言われたんですけども、災害が起きたときとか、そういうふうなものを整備して、法定外公共物、災害が起きたばかりでなくて、整備したりとかいろいろな状況が今あるわけです。そうした場合、今のさっき言ったのは、俺は農業関係の被害を受けたことを例に出して言ったんですけども、そうすると農林課が担当だべというような物事です。今そういう縦割りだけではできないような

状況がいっぱいあるんです。はっきり言って。わかっていると思うんだけど。都市整備課だってわかっている。そういうときに、そうした連携した対策、課長も言ったんだけど、体制づくりはきちっとして、そして対応していくということがこれから問われるわけです。

今それらの対応の仕方は曖昧なところがいっぱいあるみたいな感じがするものだから、そういうことを一つ一つきちっと、ある担当部署、これは農林の施設だから担当は農林課だべというのではなくて、例えば排水路。排水路なんか本当に困っている市民の方々が結構いるのです。それではどこが対応するんだとなると、これは道路の雨水も入ってくる、生活環境の雑排水みたいなものも入ってくる、そういうふうな排水路が結構ある。こうなってくると誰が担当部署なんだといっても、はっきり市民の方々はわからない。そういうふうな複雑化している状況がある。それに対応できる市の対策室、対応できる協議機関とかをもって当たられるようにしてもらわないと、本当に相談する人が大変なんです。相談して話をどこで聞いてもらったらいいか。ぜひひとつ、今そういうふうな方向で取り組み出したというような話もしたんだけど、ひとつできるだけ早くというか、促進してもらって対応していただきたい。これ縦割りだけではだめだということはわかっているんだと思う。そういうことを含めて、ある関係課で連携した対策を講じてもらえるようお願いしたいと思います。答弁は要らない。これからやることに對して、余り何だかんだ、とやかく言ってもあれだべから、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

15番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

小嶋富弥議長 新田道尋君。

15番(新田道尋議員) 1点だけ質問いたします。内容というよりも、私、予算の流れ、進行

についてこの際お伺いしたいというふうに思います。一般会計の一番最後のほうで、これをちょっと引き合いに出してお伺いをしたい。

31ページの最後のほうですけれども、10款教育費4項の12目に市民スキー場の修繕料146万2,000円というふうに載っています。当初予算でも修繕料、中身は違うと思うのですが、426万円でしたか載ってしまして、私がお伺いしたいのは、これ一気に当初に載せられない状態だったかなというふうなことで、中身が予算措置できなかったということで9月になったか、それともこの修繕料というのは新年度に入ってから発生して、これも冬期間を迎えて、冬季を迎える前に修繕しなければならなかったかというふうなこと。どういうふうな内容であるか、なぜ9月に補正で出てきたか、そこら辺をお聞かせ願いたい。

同じように、その下のほうのセミナーハウスのほうでも同じようにしてあるわけです。これも、セミナーは当初予算で790何万だかというふうな修繕料というのが入っていました。これまた116万3,000円ですか、こういうふうに小刻みに上がってきているということは、財源上、財源不足で当初ではできなかったから後回しになって、財政でちょっと待てよと、もう少し様子を見てからと言われてなったか、その辺だけお伺いしたい。

森 隆志社会教育課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 初めに、市民スキー場の修繕料について御回答いたします。これにつきましては、当初予算で想定していなかった、冬、これからの開業に向けて点検した結果、不都合が生じた部分の補正でございます。内容といたしましては、リフトの支柱ライナーという、いわゆるリフトの支柱があるわけですけれども、それが若干傾いているということで、そのライナーの調整を行うものでございます。あと、滑

車のほう、折り返しのほうの滑車の部分も、これについても塗装を行う、さびがきているということで塗装を行わなければならないというふな内容で、今後、開業に当たりまして必要になってきた修繕でございます。

あと、セミナーハウスにつきましては、当初で790万円ほどの修繕料を盛り込んでおりますけれども、このたびの補正につきましては、体育館、こちらのほう、利用者のほうから体育館が滑るといった話がかかなり出ております。けがをされても、非常に安全面からいきまして、体育館のウレタン塗装を行うといった内容でございます。

15番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小嶋富弥議長 新田道尋君。

15番（新田道尋議員） 社会教育課長のお話を聞きますと、急に原因が出てきたということではないように私受け取ったのですが、修理、滑車の保全、それから支柱関係も、これは徐々に出てきているということではなくて、一気に本当は判明せねばならない要件だと思うのです。セミナーハウスにしても、滑るなんていうのは今始まったことではないので、前々からそういうふうな現象が起きているはずなんです。ですから、そういうふうな心配りを、自分の担当の部署は押さえておかないと、ただ、財政問題上でこれは後回しだとなるんだったらこれはやむを得ないけれども、その辺を見過ごしているようであれば、管理者としてはまずいのではないかというふうに私思うものですから、その流れということで、当初がどうであったかということをお伺いしたわけです。どうかその辺を十分気をつけながら職務に当たっていただきたいというふうに思います。終わります。

小嶋富弥議長 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第58号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第18議案第58号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 特に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第59号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第19議案第59号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第60号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第20議案第60号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第60号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第21議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 日程第21議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第22議案第62号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

小嶋富弥議長 日程第22議案第62号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 ここで市長より御挨拶がございます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 本定例会、まことにありがとうございました。

特には決算委員会ということで、決算委員長、初めて女性の高橋富美子さんがなられたと。大変新鮮さがあり、てきぱきとした決算委員会をさせていただきまして本当にありがとうございました。御苦労さまでした。

また、この議会等において議員の皆さんから審議いただきました御意見、御提案等につきましては、しっかりと受けとめまして、今後の予算編成等に取り組んでまいる所存であります。

また、今議会からインターネット中継という
ようなことで、市民の関心も議会に大変寄せら
れてくるのではないかなというふうに思います。
議員の皆様方におかれましては、市民の声を十
分に集めて、議会にまた届けていただければ大
変ありがたいというふうに思っております。

9月、実りの秋が近づいてきておるわけですが、この会期中に台風18号が全国各地において被害をもたらしたわけでありますが、当新庄市におきましては数少ないといえますか、ほとんど被害がなかったということで大変喜んでいるところであります。

今後、ますます朝晩寒くなりますので、議員の皆様におかれましても健康に十二分に留意され、市政の発展に御協力いただければ大変ありがたいと思います。

今後、もがみ大産業まつり、味覚まつり、そばまつりと続きますが、議員の皆様方の御協力を何とぞよろしくお願い申し上げまして、9月定例会の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上をもちまして、平成25年9月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時39分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 佐藤 悦 子

〃 〃 森 儀 一

決算特別委員会記録（第1号）

平成25年9月9日 月曜日 午後1時07分開議
 委員長 高橋 富美子 副委員長 小 関 淳

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	新田道尋	委員	16番	下山准一	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 佐藤信行
市民課長 荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者長 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
社会教育課長 森隆志	神室荘長 伊藤忠志
監査委員 高山孝治	監査委員局長 富樫雄二

選挙管理委員会
会長
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦

星 川 豊

選挙管理委員会
局長
農業委員会
局長

武 田 清 治

浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵
主 事 八 鍬 貴 征

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

山口吉静臨時委員長 ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、山口吉静が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は18名です。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

山口吉静臨時委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に高橋富美子委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました高橋富美子委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、高橋富美子委員が委員長に当選されました。

それでは委員長と交代いたします。御協力あ

りがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

高橋富美子委員長 ただいま決算特別委員長に当選いたしました高橋富美子でございます。皆様の御協力をどうぞよろしくお願いたします。

副委員長の互選

高橋富美子委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に小関 淳委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました小関 淳委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小関 淳委員が副委員長に当選されました。

小関 淳副委員長、よろしくお願いたします。

散 会

高橋富美子委員長 それでは、9月17日火曜日午前10時より決算特別委員会を本議場において開催いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 1 時 1 2 分 散会

決算特別委員会記録（第2号）

平成25年9月17日 火曜日 午前10時00分開議
 委員長 高橋 富美子 副委員長 小関 淳

出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 新田道尋 委員	16番 下山准一 委員
17番 山口吉静 委員	18番 森儀一 委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 佐藤信行
市民課長 荒澤宏二	成人福祉課長兼福祉事務所長 小野享
子育て推進課長兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
社会教育課 森隆志	神室荘長 伊藤忠志
監査委員 高山孝治	監査委員局長 富樫雄二

選挙管理委員会
会長
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦
星 川 豊

選挙管理委員会
局長
農業委員会
局長

武 田 清 治
浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵
主 事 八 鍬 貴 征

本日の会議に付した事件

議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開 議

高橋富美子委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点につきまして、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第48号平成24年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

高橋富美子委員長 初めに、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。

それでは質疑に入ります。

一般会計の歳入について質疑ありませんか。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） おはようございます。

それでは、私のほうから一般会計歳入の件で、3件ほどお伺いしたいと思いますので。

初めに、51ページ、1款市税1項市民税の中から、個人所得滞納繰越分と固定資産税滞納繰越分をお聞きします。

続きまして、決算書57ページ、12款分担金及び負担金の中から、中段にございます保育所入所負担金、続きまして、決算書59ページ、13款使用料及び手数料の中から、住宅使用料をお伺いいたします。

初めに、決算書51ページ、市税、市民税のうちの住民税、市民税の個人所得滞納繰越分と決算書にはありますように、収入未済額で滞納分としては6,900万円、不納欠損額が1,800万円と、同じく固定資産税部分の滞納繰越分ということで1億3,400万円、不納欠損額4,600万円とございます。

定例会初日に監査委員の説明の中で、前年度、つまり23年度と比較して幾分か改善が見られるという意見書がございましたが、いずれにしろ私にとってはちょっと大きい数字であるなというふうに捉えております。

収入未済額ということで、未納、納められづらいという社会背景は承知しておりますけれども、おこなっている税の、市民の皆様から頂戴するときによいような御苦勞をされたのかお伺いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

石川委員のほうからは、個人市民税、固定資産税の滞納繰越分を例にとりまして、改善は見

られるけれども、まだまだ非常に大きいものがあるということで、その辺の問題がございます。その背景として、どの程度の活動をしておられるかというふうなお尋ねでございました。

私どもは、収入未済額、それから不納欠損額、これがふえるということはまことに痛恨のきわみでございまして、これを圧縮すると、一気に圧縮するというのは非常に難しいことですので、年々圧縮していくということが大切であろうというふうに思っております。日々の仕事の営みというのも、それを目標にしてやっていると言っても過言ではございません。

そこで、具体的などころでございすけれども、最終的に不納欠損になる場合には、2つの道がございます。1つは、いわゆる消滅時効というものでございまして、5年後には納税義務がなくなってしまうというものです。それから、もう一つが執行停止というものでございまして、これについてはいろいろ差し押さえする財産がないであるとか、そういった理由がある場合には、執行停止3年継続でもって納税義務が消滅するというものでございます。

その執行停止から派生するものとして、どう考えてもこれは徴収できないということが明らかである場合には、直ちに消滅させるということもあるわけですが、これは極めてまれな例でございまして、ですから、基本的には先ほど申し上げました2つの方向から不納欠損になるということになるかと思われまして。

そこで、私ども税務課におきましては、滞納初期の段階では、文書や電話による催告、または訪問によりまして納税相談を行いまして、滞納となった原因、家計の状況を聞き取りいたしまして、分納計画を決定いたします。この段階で、滞納者の個々の事情に応じまして、今後の滞納整理の基本的な方向性を定めることとなります。

分納計画が全く履行されなかったり、あるいは

は何度呼びかけても納税相談に応じなかったりする者には財産調査を行い、差し押さえを目指すというのが当然のこととあります。

分納による全額完納が見込める場合は完納路線、それが困難な場合は執行停止路線ということになりますけれども、執行停止路線といってもすぐに執行停止の判断を下すわけではなく、当面は分納を続けながら、執行停止ではなくて、あくまでも完納のほうに切りかえられるような準備を常に怠りなくやっておくということが大切であると思っております。

ただ、実際にはその逆方向もございすので、その辺が難しいところではございすけれども、そこで執行停止の判断でありますけれども、これがなかなか判断に迷うことが多くございまして、なかなか執行停止に踏み切れないということが多くございす。

そういった結果、あの5年の消滅時効で不納欠損となるケースが非常に多いわけではございすけれども、この消滅時効による場合ですと、どうしても徴収担当者が何の働きかけもしてこなかったのではないかというように見られがちでございす。

しかしながら、実際は新たな滞納を生まないということを中心に据えまして、現年度課税分の完納を先に納めていただく、これを優先するというところでやっております。その上で、それが完納された後、滞納繰越分に充当するという、そういう優先順位をつけて実施してございまして、ただそういうふうなことを進めながらも、滞納繰越分までにはなかなか届かないと、場合によっては現年度の課税分でさえも完納に至らないというケースも実際にはございす。それでいながら、家計の状態が好転するという可能性も否定できないという場合がございますので、そういう場合は、本当に執行停止の判断に踏み切るのが難しいと。そうこうしているうちに5年の消滅時効を迎えてしまうというケースが非

常に多いということです。その結果が数字になってあらわれているものと思っております。

徴収の担当者としては、さまざまな手段を駆使いたしまして、収納率の引き上げを図ると。経済的に特に厳しい納税者に対しては、執行停止の判断を早目に行うのが重要だというように感じております。

そのために、納税室では今、主観的な判断で執行停止を行うのではなくて、より客観的な判断で行えるように、執行停止の基準づくりを進めてございまして、不納欠損や収入未済の縮減に取り組んでいるということでございます。

不納欠損自体は非常に重く受けとめるべき問題でございます。委員おっしゃるとおり、まだまだ多いというところがございます。そういうところをよく認識いたしまして、今後も改善に努めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いしたいと思います。以上です。

5 番(石川正志委員) 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番(石川正志委員) 丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。徴収の中で現年度のほうを優先してやられるということは、前定例会において、市税の条例改正ということの中で伺っておりました。

ちょっと今、市民の方々が傍聴されている方もいらっしゃるということで、私の表現が適正なものかどうかわかりませんが、市民の方々からとってみれば、納めている方とそうでない方がおられるというのは、これは税の公平性に関し、あくまで矛盾するものであると捉えると、大体の方は、税金なんていうものは極力安いほうがいいわけで、できればないほうがいいわけなのですが、そうしないと、でも市政が運営できないと。大体お支払いになられる方、納税者、市民の方々は、非常に余裕があって出しているわけじゃないと。生活の中でも、自分の生活を

少し抑えつつ、それでも納税の義務を果たしていらっしゃる方がおられる中で、大多数の方がおられる中で、税の公平性の観点から申し上げて、一部の方がお支払いいただけない状態にあったと。暮らしぶりまでは税務課のほうで承知しているかどうかはわかりませんが、きっちり完納されている方とそうでない方の暮らしぶり、まさか納税できなかった方のほうの暮らしぶりがいいなんていうことはないですよ。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 市民、ほかの納期限まで納めていただいている方との公平感というところからのお話でございましたけれども、納めている方でも決して余裕があって納めているわけじゃないと。いろいろやりくりしながら納めていただいているというふうに、私どもは認識してございます。

そこで、未納になっている方の所得階層というふうなことのお話になるわけですが、これは私どもが日々活用しております税務システムが、必ずしもその所得階層をきちんと出すような仕組みになってございませんので、非常にお答えが適切なものができるかどうかわからないのですが、大体市民税の場合ですと、所得階層の低い部分に1つのピークがございます。それから、比較的余裕のあるというような、所得100万から300万未満ぐらいまでの階層ですが、そのところにもピークがございます。

これはほかの税目に比べまして、そのところのピークというのはさほど大きなものではございませんで、やはり所得の低い層、この層の未納が多いということになるかと思っております。以上でございます。

5 番(石川正志委員) 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番(石川正志委員) わかりました。

続きまして、2点目、決算書の57ページ中段

にございますが、負担金ということで、保育所入所負担金、これも残念ながら未済あるいは徴収漏れがあったと。額は先ほどの市民税、固定資産税から見ればいかほどなのですが、これも同じような観点で、やはりどうしても新庄市の場合の負担金ということで、公平性を保つというのは大原則でございますので、お支払いいただけない方にはどのような対策をとってこられたのかお伺いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 保育所入所者負担金、利用者負担金の御質問でございます。保育所の利用者負担金につきましては、昨年度よりは若干収納率は上がっております。当然それに合わせまして未済のほうも若干は減っておりますののですが、まだまだ足りないというふうなことがあります。

収納率につきましては、昨年度よりは0.8ポイント上がっているのですが、ただ滞納繰越分ということでまだかなり残りが残ります。滞納繰越分についても、24年度、ちょっと力を入れていただきまして、前年度よりは6ポイントほど上がってはおりますが、まだまだ収入未済が多いというようなことであります。

滞納繰越分、それから現年度分に合わせまして、まずは皆様方に、未納のある方にはいわゆる督促状の送付、それから督促状をもって納めていただけない方につきましては催告、これは電話、文書、両方やっております。その催告にも応じていただけない方につきましては、電話での催告、それから訪問もしくは来ていただいて面談をして、その納めていただけない理由、そういったものを把握しつつ、納付に結びつくように努力はしてございますが、なかなかまだその部分で足りないというようなことは御指摘

のとおりかと思えます。

あわせまして、児童手当、そちらのほうからのいわゆる特別徴収と申しますか、制度的にはございます。その制度を利用させていただきまして、対象となる方に御協力をいただいて納めていただけてというふうな部分もございますが、そのあたりにつきましても今後取り組んでまいりたいというふうに思います。以上であります。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） わかりました。

続きまして、3点目、最後になりますけれども、決算書59ページ、使用料ということでの公営住宅の家賃、これもこれまでの発言をしてきましたけれども、2点と同じような部分があるということで、どのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 公営住宅の家賃につきまして、住宅の使用料につきましてですけれども、大きく分けまして公営住宅家賃と、あともう一つは定住促進住宅の家賃というふうな二通りでございます。

その中で、公営住宅家賃、5団地あるわけですが、その中でいわゆる現年度分の滞納というふうな形になりますと98%ほどになってございます。先ほどの市税の納入と同じように、やはり現年度分を重点的にお支払い願いまして、そこから今度滞納繰越分というふうな形に移行するわけですが、その段階で、早い段階で手を打っておけば滞納繰越分に落ちるということはなるべく避けるというふうなことでございまして、そういうふうな手だてをしているわけでございます。

それで、いろんなきっかけで滞納が起こるわけですが、やはり人間というのは金額がかさみますと、どうしても意識が薄くなるとい

うふうなことでございまして、年度を越してしまふ滞納者が増加しないような形で対応してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

それで、家賃のおくれぎみの方に関しましては、納期限の余り時間をあけないうちに、こちらから訪問とか電話連絡、納め忘れがないような形で指導しているところでございます。

ただし、どうしても残念ながら滞納繰り越しになってしまったというふうな方については、連帯保証人を通じまして支払い指導を求めるとか、あとそれから小まめに連絡と、あと訪問を行って、毎年、毎月、少しずつでも上乘せしていただいた支払い計画を出していただいて納入を進めるというふうな形で、とにかく本人と会って話をして計画を立てて支払いをしていただくというふうなことで、こちらのほうではいきなりたいというふうに考えております。

なお、ほかの市町村を調べてみますと、やはり、滞納と申しますか、収納率そのものについては、やはり96%ほどになってございます。若干新庄市ではいいのでございますけれども、ただしやはりそのままにしておきますと、またふえてございますので、その辺はしっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） わかりやすい説明をありがとうございました。いずれにしろ、先ほど申し上げましたけれども、大原則として税の公平性と。同じところに住みながら家賃をお支払いになられる方とそうでない方がいらっしやると。同じ保育所に入所されながら負担金を払う方と払わない方がいらっしやるとするのは、非常に正直者がばかを見るというようなことではないようにぜひお願いいたします。具体的な方策も今伺っていますので、平成25年度の決算書はもう少し数字が上がることを祈りなが

ら質問を終わります。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） ただいま石川委員のほうから質問があったのですが、別の角度から内容を少し詰めて質問させていただきたい。

同じ市税の、50ページの市税の中の一番上の欄、不納欠損並びに収入未済額の関連で御質問を申し上げたいと思います。

全体的には監査委員の意見書にもあるように、抜粋してよくなったものと、また逆に未済額がふえたものというふうなこと、二、三摘出して結びの中に記載されてありますが、この市税は前年度から見ればよくなっている。マイナス14.7%改善されている。金額にして4,952万4,762円が改善されたという監査報告であります。

この未収は、まだまだこれからいただける可能性を秘めたものということを出ているわけですが、残念ながら毎年不納欠損という形でこの中からまたあらわれてくるということでもあります。

皆さんも御承知と思いますが、二、三日前に、固定資産税の未納20年間というふうな見出しで新聞に載っていました。また、これはテレビでも出てきました。関心を持ちまして、内容はどうかというふうに見てみましたところ、なぜ20年間も徴収できなかったかというところに大きな問題があるわけで、見ますと、両者にその原因があることが判明するのですが、その20年になる前のスタートがこれは間違っているんじゃないかと。徴税方法の間違いであったというふうなこと、一口で言えば言えるんじゃないかというふうに思います。

なぜそのときに税金をもらうことができなくて、20年後に判明しました。それで、これから納付書を発行する。誰が考えてもちょっとおか

しい、矛盾点があるわけでございますね。

我が新庄市は、その内容、不納欠損、毎年大体同じような金額の不納欠損というのが出てくるのですけれども、未済の中から生まれた不納欠損、大変大きい金額で、24年度は8,822万8,096円というふうな欠損額が処理されたわけです。大変大きな。この欠損を合わせますと、1億4,500万円、大体、今計算したのですが、そのぐらい合計であるわけで、これがあるかないとでは大変大きな違いがあります。

新庄市の一番のまちづくりの問題点である除雪の問題、この金がそんなことはならないのですけれども、あれば、このぐらいの金があれば、市民に迷惑をかけないで過ごしやすい冬というものを送ることができるということになるわけで、非常に大事な大事なその税金だと私は思っています。

それで、この20年未納なんていうことにならないような、大変担当者には難儀をかけるわけですけれども、していかなきゃならない。徴税方法に誤りがないかどうか、もう1回検証する必要があるんじゃないかと。

繰り返し繰り返し、24年度だけでなく、毎回、毎年これはあるわけですから、何らかの方法をもってその時効にならない、6年目だから不納欠損処理するというふうな単純なその処理方法でなくて、その前に、経過すれば年を追うことによって金額が大きくなって、納税者から見ればだんだんだんだん負担が重くなって、どうにもなくなってくるわけですね。最初の初年度の1年目が納められないのですから、2年度も納められるということは、可能性としては低くなってきます。

そんなことで、監査委員にちょっとお伺いしたいのですが、全体的にはおおむねいいだろうというふうな監査の報告があります。悪化したものは、これは改善する努力をお願いしたいというふうな文言に毎回なっています。

この不納欠損を処理された、24年度の8,800万円は果たして処理するのに適当であったかどうか。適当という言葉はまずいと思うし、やむを得ないということが出てくると思うのですが、その新聞に騒がれた、そういうふうな請求をしていなかったと。請求するほうが間違っていたというふうなことで不納欠損処理をしなければならぬということがあるかどうか、監査の時点でそれが見つけられるかどうかわかりませんが、どんな見方をされたか、まず監査委員からお伺いしたい。

高山孝治監査委員 委員長、高山孝治。

高橋富美子委員長 監査委員高山孝治君。

高山孝治監査委員 申し上げます。

私も、何ていいますか、本業は税理士をやっております、その前は国税機関におきまして徴税をやっておりました。当然に不納欠損に至るまでには手順というのがございまして、先ほど税務課長のほうからも話がありましたけれども、滞納発生から段階を踏んで処理を進めていくというふうなことでございまして、どちらかといいますと、地方税の場合ですと、国税よりもどうしても後から課税をされるというふうな法律上の規定がございまして。

その関係で、いざ滞納になりました、さあ、着手しましょうと、滞納処分に着手しましょうという段階になりますと、既にもう国税だけでなく、いわゆる一般の抵当権とか、そういった債権に基づく担保権がもう設定しております、もう既にその時点でなかなか難しい状態になっているというふうなところがございまして。

余談ではございますが、私のこの監査委員、就任して当初、税務課のほうで納税の研修ですか、滞納処分研修をやったことがございます。その際に私が常々申し上げましたことは、消滅時効ではなく執行停止だと。とにかく一生懸命滞納処分をしたのだけれども、最終的には先ほど申し上げましたような状況でもってできな

ったというふうな状態でなければ、これは納得できないよというふうな形でもって研修をしたことがございます。

新田委員おっしゃるように、やはりそういった目線で、市民の目線でやはり対処していくことがベターではないかと思えます。

こちらにつきましても、不納欠損の内容、やはり拝見しました。破産とかいろんな例がございました。債務が累積しましてどうにもならない状態になったというふうなところをやはりかいま見まして、このような結果に審査意見として出したわけでございます。以上でございます。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） ありがとうございます。

担当の課長に、税務課長にお伺いしますが、今いろいろと監査委員からもケースをお伺いしましたのですが、要するにその徴税をおろそかにすると、ああいった長年の不納者が出てくるということにはなるわけですね。その不納欠損した8,800万円というのは、これは1個1個、1件1件、その判明できるかどうか、その辺をお伺いします。どういうふうな理由で滞納になったか。5年過ぎて6年目だから不納欠損というふうな流れでしょうか。今24年度で残った未済金額の中にも全部説明できるかどうか。1件1件。そういうふうな処理を、取り扱いを税務課がなされているかどうか、お伺いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 不納欠損の1件1件についてその具体的な中身がわかるようになっているかというふうなお話でございます。

税務システム上なのですが、それを把握できるようにになっているということは、詳しいところはございません。ただ、基本的なところとしまして、執行停止に至る理由でございますが、

この部分の原因は統計上出るようになっております。具体的な一つ一つのケースについては、個別の調書を確認してということになっておりますが、そのような意味では把握することはできないというふうなことでございます。以上です。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） これは参考にしながら、やはり今後のその徴税というものを考えていく必要があるということで、今回私は質問申し上げてあるわけですから、この固定資産税の滞納、長期の滞納というのは、要するにどこで間違ったかと。一番先に、防止するには所有権を移転すれば何にも問題はなかった。何かの理由で移転ができなかったのだと思うのですが、それがもう一つ移転しなくても、徴税側は課税対象者の変更届を提出させることによってできるわけでしょう。所有権が変わらんということ。納税者は変更できます。私もやっていますから、今。その手続をやれば、またこの滞納というふうな問題が出なかったわけで、と私は思っています。

ですから、どっちかといえば、やはりいただくほうのその事務的処理がおろそかになっていたというふうに私は捉えました。できることをやらなかった。20年間もほっぽらかしておいた、ということになるわけで、納税側より私は徴収側に大きなミスがあった、事務処理のですね、手続のミスがあったというふうに私はこの件は見ました。

そんなことがないように、ですから24年度で未済になった金額、またその中から不納欠損が出てくるわけでしょう。処理しなくてはならないものが必ず出てくるわけですよ。だんだんだんだん、5年間もたてば難しくなってくる。それが順送りでも毎年度、毎年度不納欠損の処理をしていくというふうな流れになっていると思うのです。

ですから、初年度でそうならないような対応をしっかりとやっていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うのです。大変担当課だけ、いろいろと注文申し上げて難儀かけるのですが、やはり一番大事な部分なんですね。税収というのは。ほかには、利益団体でないのだから利益なんて出せないのだから税金を市民からいただくしか方法がないわけですよ。そして、財政運営をきちっとやっていくには、一番の基幹となる収入に当たるわけですから、やはり担当一課だけに任せるということでなくて、全体で、我々も含めて、一緒になって滞納がないような方法を考えていかなきゃならないんじゃないかと、私は思っているところです。

そんなことで、今後も落ちのないように、後でこういうふうな問題にならないように手順をきっちり決めて、落ち度のない行政運営をこれからもやっていただきたいというふうに思います。以上です。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

高橋富美子委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 前のお二方の質問に関連してですが、改めて確認の意味で御質問いたします。

決算審査意見書に付されています税及び税外収入年度別未納状況調べという、31ページです。これの滞納繰越分というふうなものを見ますと、平成18年度以前というものから現年度分、平成24年度分までの比較がなされております。

平成23年度、397件、1,534万円というふうなものから、平成24年度分は465件、1,852万9,000円というふうにふえております。また、固定資産税についても、平成23年度510件から、未納額としては若干減っていますけれども、件数は554件にふえています。同じく税外収入の中で、保育所入所負担金33件から37件というふうに件数がふえております。

先ほど石川委員もおっしゃってございましたけれども、税外収入というふうなことで、公営住宅の家賃、定住促進住宅家賃につきましては、平成23年度の滞納繰り越し12件、124万2,400円から倍加して、24件、168万4,200円というふうに、件数がふえております。これをどう捉えるかというふうなことをお伺いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 意見書の31ページでございます。市税につきましては、個人市民税と固定資産税を例にとりまして、滞納繰越分の件数が平成23年度と現年度、平成24年度でございますけれども、これを比較しますと、現年度のほうがふえているというふうなお話でございました。

市税の収納率を申し上げますと、個人市民税におきましても、固定資産税におきましても、ここ最近、収納率を毎年引き上げてございます。そのために、例年よりは未納額、これは調定額によって左右されますけれども、あるいは件数といったものが少なくなるというのが当然のことかというふうに思われますけれども、それでも現年度分でこれだけの件数が残ったということでございます。

これにつきましては、年度が改まるところで滞納繰り越しということになってございまして、今年度、平成25年度におきましては、平成23年度の下に滞納繰越分として加わるものがございます。現年度分の納付率を高めることによって、滞納繰越分も当然、にも力を入れることができるようになっていくわけですので、年度が下っていく、古くなるものに従って、件数が少なくなっていくというのが本来普通の姿ではないかと思いますが、年によっては滞納繰越額が大きいときなどはそのようになっていないケースもございます。そのように捉えておりますが、いかがでしょうか。

申しわけございません、言い忘れましてけれ

ども、この表自体が、不納欠損した後に残った未納というふうなことになってございますので、不納欠損は含んでおりません。ということです。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

高橋富美子委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 不納欠損を処理した後の未納、滞納繰越分というふうなことですね。はい、わかりました。

2008年にリーマンショックがあつて、非常に社会的に景気が落ち込んだというふうなことで、その波を新庄市、地方経済ももろに受けたというふうなことは、皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、最近、景気が好転しつつあるというふうな雰囲気というか、そういうふうなものがありますけれども、まだまだ新庄を初め地域的には回復していないというふうなことで、何とか何とかその辺に明るい話題だけではなくて、地域を盛り上げていくような施策を講じていただきたいというふうに思います。

あと、成果表の6ページなのですけれども、ここに、2、広聴広報というふうな項目がございます。広報紙の有料広告掲載というふうなことで、成果としての記載がございます。掲載事業所数22事業所、有料広告収入126万円とありますけれども、この掲載するに当たっての要件というか、そういうふうなことはどういうふうなものがあるのですか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

高橋富美子委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 平成24年度の広告掲載料の件でございますが、126万円の収入がございました。その掲載に当たっての基準、これにつきましては、この有料広告掲載がどういった目的でやっているかというふうなことになるかと思えます。一番の目的は、広報という媒体を使いまして、民間の活動のPRの場として提供していきたいと。そのことによって市内の事業活動を活性化させてまいりたいということでござい

ますし、もう1点は収入を得ることによって広報経費の軽減を図りたい、この2点で行っております。

そういったことからいたしまして、広報基準として私どものほうで、これはだめですというものを特段その成文として持っているわけではございませんが、当然、市の広報媒体を使うわけでございますので、市民の方の目に触れて困るようなもの、もしくは社会的に批判を受けるようなもの、そういったものについては事前にチェックをさせていただきまして御遠慮願うということもございます。

そういったことで、社会的な批判を浴びるようなものでないもの、もしくは法令に反するようなものでない、そういったものについては、原則先に申し込みをいただいたものから順に掲載させていただいているというのが現状でございます。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

高橋富美子委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 例えばですけれども、お知らせ版の中にあつた広告の中で、いや、その前に、市民の広報紙ですので、新庄市に事業所があるとか、例えば本店がどこかにあつても営業所が新庄市にあるという業者を対象にすべきじゃないかというふうなことを思うのですけれども、その辺はどうなのですか。ほかの、新庄市ではない事業所の広告が目に入ったものから質問するわけです。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

高橋富美子委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 広報のほうに広告枠といたしましては、半枠で4つほど設けてございます。その枠が全て埋まるという前提の中でございまして、市内業者を優先するというのは当然のことになるかと思えます。

ただ、今のところそこまで至っていないという中で、市内の業者を優先することも前

提でもございますが、まだまだその枠がある限り、余裕の中では、市外業者であっても掲載させていただいているというのが現状でございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

高橋富美子委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 市内を優先したいというわけですがけれども、埋まらない場合は市内の業者に限らないというふうなことでですか。はい、わかりました。以上です。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1番（佐藤悦子委員） 成果表の16ページですが、1、市民税で、その（2）に平成24年度の税制改正及び主な取り組みというのであります。年少扶養控除の廃止での項がありますが、その年少扶養控除の廃止による増税世帯や額はいかほどなのか。

また、②で特定扶養控除の範囲の変更ということで、ここに16歳以上19歳未満が抜けているということを初めて知ったわけですが、そこら辺のいる世帯はどういうことなのか。増税だったのか。お願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 16ページの24年度における税制改正の部分でございますが、扶養控除が廃止されたことに伴います24年度課税の影響ということでちょっとお話しさせていただきます。

当初予算を組む段階で、一般扶養控除、これは16歳未満の年少扶養控除のことでございますけれども、ここの部分については5,200万円ほどの増収になるというふうに、市税のサイドからの話になりますけれども、見込んでございました。

それから、特定扶養控除、16歳から19歳未満の部分が増収が階層が変わるというふうなことです

けれども、ここのところで500万円ほどの増収が見込めるというふうなことでなっております。

これにつきましては、年収400万円、所得金額266万円、高校生1人、中学生1人というふうな世帯のケースを例にとって御説明いたしますと、年少扶養控除の廃止でもって所得税が1万9,000円、市県民税が3万3,000円、締めて5万2,000円のアップということになります。

それから、特定扶養控除のほうで所得税が1万2,500円、市県民税のほうで1万2,000円というふうなことになってございまして、合計2万4,500円、この高校生1人、中学生1人のことを考えますと、合計で1世帯当たり7万6,500円の増税になるということでございますが、市が徴収いたしております市民税、県民税、これに絞って考えますと4万5,000円というふうになってございます。以上でございます。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1番（佐藤悦子委員） 市県民税に限って言うと、4万5,000円の増税になると。所得税や市県民税を合わせると7万6,500円の増税ということでした。これに対して、市民の側の声や反応などはどうだったのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 これに対する市民の方からの声というふうなことでございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1番（佐藤悦子委員） では、次ですが、成果表の19ページに国民健康保険税のことが書いてあります。ここで税率の引き上げが行われたということで、24年度増税になっております。その影響や市民の声はどうだったのか。また、こ

こでは収入未済は減っているわけなのですが、その対策もたくさんあったと思いますが、それからみんな一緒かもしれないので、21ページの4には介護保険料があります。これも24年度に、成果表です、24年度に改定があったとあります。その影響などありましたらお願いしまして、収入未済のほうは大幅に、8.8%増だったようです。あわせて、22ページには、成果表ですが、後期高齢者医療保険料も引き上げというふうにありました。この、一緒に集めているのかなと思いますので……。

高橋富美子委員長 委員長よりお願いします。平成24年度一般会計の審査です。そのことをよく踏まえて質問の趣旨を明確にしてください。佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 特別会計で聞かねばならないのか、それとも、私は納税というか、税務課として活動ということで、一般会計かなと、職員の仕事が、人件費などを考えると一般会計かなと考えると、そこら辺でお聞きした上で、一般会計からの支出ということもあるかなと考えながらお聞きするのですが、そういう関連から、収納対策としてどうだったかとお聞きしたかったのですが、どうですか。

高橋富美子委員長 特別会計の際に質問をお願いいたします。佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この歳入の中で、先ほど来、委員の皆さんから、税及び税外収入の未納についてどのように対策するかという御意見があったことに関連して考えてはどうかと思うのですが、減免ということを入、先ほどの税務課長のお話の中で、市県民税の納められない方の状況を見ると、ピークがやはり低所得だというのを感じられるというお話もありました。

それを考えたときに、税や税外収入全体において、低所得対策ということで減免などを強化する必要がないのかなと。私は税のお金がない人たちを救う、また職員もそこで苦悩している

ことだと思いますので、減免制度など、それぞれについて拡充する必要はないのかということでお考えをお聞きします。

高橋富美子委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 まず、先ほど資料が手元になくてお答えできなかった年少扶養控除等の廃止に伴う市民税の負担増、これに対する納税者の側からの声というふうなことでございますが、電話によるもの、窓口においでになったもの、それから申告があったものということで、合わせまして、普通徴収の場合ですから、直接税額を見る機会が多いものでして、これが335件、前年度の実績ですと185件でございました。それから、特別徴収のほうでも御意見をいただいておりますけれども、これが電話、窓口合わせて297件でございました。

声としましては、前の年よりも税額が上がったというようなことでなぜなのかというふうなことが中心でございますけれども、それに対するいろいろ説明いたしますと、大体、ああそうか、控除が外れたのかというふうなことでわかっていただけるというふうなケースがございます。そのほか、やはりいろいろ技術的な問題であるとか、そういったふうな問い合わせもございまして、そういった件数になってございます。

それから、市税の減免についてでございますけれども、これにつきましては、条例に基づいて粛々と進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、

板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所
長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 保育料
の減免についてでございます。

保育料の減免につきましても、税務課長から
お話のあったとおり、条例にのっとってやっ
ておるわけなのですけれども、昨年度、24年度は
その減免の相談はございませんでした。

今年度、今御相談をいただいている分があり
ます。その分につきましては、当該児童が1カ
月以上にわたって通所できない、病気によるも
のだと思うのですけれども、それでもって御相
談が1件ございます。そちらにつきましては、
条例の内容にのっとりまして減免に該当する
ということであれば、減免に対応していきたい
というふうに考えてございます。以上です。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) では、私から1点だけ
お願いします。31ページ、これは何の31ペ
ージかというと、これは決算審査意見書の31
ページでございます。

前に委員の皆さんからいろいろ未納の部分で
質問があったと思いますが、私も1つ気にな
った数字の流れがありますので、その部分につ
いてだけ質問させていただきます。

31ページの下段のほう、一般会計の税外収入
の公営住宅家賃、定住促進住宅家賃というところ
の平成19年のところは空白ですが、20、21、
22、23と、件数も金額も、ごらんになってわか
ると思いますけれども、なかなかすごい勢いで
ふえているところがわかりますよね。平成18年
度以前で142万7,500円となっていたところが、
24年だけで168万4,200円、前年度は124万2,400
円、その22年は4万5,000円なのです。すごい
数字の上がり方ですけれども、この数字の増加

の状態をどういうふうに捉えているのでしょ
うか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今の御質問ですけれども、
31ページ、税外収入、23年度12件、現年度分24
件というふうな形ですけれども、多分これにつ
きまして調べましたところ、24年度については
20人ほどございまして、延べ65カ月ほど、120
万円ほどになっています。これが公営住宅のほう
でございまして、定住住宅については5人ほ
ど、11カ月というふうな形になっています。合
わせまして168万円というふうな数字でござい
ます。

やはり家賃収入につきましては、公営住宅につ
きましては、収入、低所得者が割と多いとい
うふうなことでございまして、いわゆる年度途
中、病気、あるいはいわゆる雇用関係、それが
非常に反映しているというふうに感じている
ところでございます。

また、定住促進住宅につきましては、子育て
世代を中心とした減額措置を始めましたばかり
でございますので、その影響がまだ反映されて
いないというふうな形でございます。

いずれにしても、現年度分、これの解消
に向けて努力していきたいというふうに考えて
おるところは、先ほども申し上げましたとおり
でございますけれども、やはり非常に低所得者
に関しての雇用情勢、あとそれからいわゆる一
般的な社会情勢が結構反映されているというふ
うに思うわけです。これに向けては、やはりそ
の方、その方それぞれ個人ごとがございませ
んので、きめ細やかに面談をしながら計画的な
納入を進めていただくというふうな形で、滞納
のほうに回さないようになるべく現年度で
できる限り努力していただくというふうな
方策が必要かと思っております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、連帯

保証人という制度もございますので、やはりその方に相談申し上げまして、計画的な納入をしていただくというふうなことも考えてございます。そういうふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） わかりました。わかりましたけれども、面談と先ほどおっしゃいましたね。今まで面談は積極的になさってきたわけでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 個別それぞれ理由がございまして、例えば面談についても納入、いわゆる家賃についての相談事、あるいは居住に関する設備の面での面談、面談といいますか、相談というふうな形もございます。それにつきましては、連絡いただいてこちらで訪問する場合もございますし、入居者の方が市のほうにおいてになって相談しているというふうなこともございます。時と場合によっていろいろでございますけれども、そのようなことでございまして、必ず相談がございましたら、私どもの職員のほうは対応していきたいというふうに思います。今までも同じようにやっていきたいというふうに考えてございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 面談というのは、先方から役所のほうに出向いてこられるわけですか。それとも、役所のほうから先方のほうに行かれるわけですか。出向いていかれるのは大体どれぐらいの割合なのでしょう。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 回数的にはちょっと把握はしてございませんけれども、やはりいわゆる

住宅それぞれ補助員というふうな形がございまして。いわゆる各団地にそれぞれ管理補助員というふうな形で役目を担っている方がございまして、その方を通しての相談とか、あとそれからその方がこういう人がいるよというふうな話であれば、その方のほうにこちらから出向いていくというふうなこともございます。その辺については臨機応変に対応したいというふうに思います。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） やはり先ほど課長もおっしゃいましたように、社会情勢が非常に厳しいと。この地域の景気も上向きじゃないと。本当に入居なさっている方の状況というのは、かなり厳しい方もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、きめ細かに状況を把握していただいて、適正な、減免措置みたいなものもございますよね、そういうものも利用しながら、市民のために対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 その件は、やはり委員もおっしゃいましたとおり、私どもも同じ考えでございまして。やはり利用していただいている方、あと入居されている方それぞれ個々違いますので、その辺についてはやはり相談できるような窓口といいますか、それは開放していきたいというふうに考えてございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、今後より一層充実させていただければと。そうして、市民の状況をよりの確に把握していただければと思います。よろしくお願ひします。

あと、この資料なのですが、この資料の数字

を見ると明らかに未納額がふえていると。ほかの項目よりも非常に顕著であると。これはどなたが見てもわかると思うのですが、この同じ意見書の22ページ、結びになりますと、8行目からですか、収入未済額はというところずっと書いてありますが、ここにはこういう顕著な部分というのは記載されていない。むしろ公営住宅使用料等が大きな割合を占める使用料及び手数料の収入未済額も合わせて2,059万9,135円と書いてあって、前年度より15万8,325円、0.8%減少している。こういう記載になっているわけですよね。本当に資料をしっかりと添付されて、こういう数字も載って私も気づいたわけなのですけれども、この結びには成果が上がっているということになっているのですけれども、こういう記載については、どういうふうな意図でこういう記載になったのかを答えていただければと思います。

高山孝治監査委員 委員長、高山孝治。

高橋富美子委員長 監査委員高山孝治君。

高山孝治監査委員 まず、結びのほうの記載ということもございますけれども、31ページの数字の件でございますが、ふえているというのは、これはその前年まで、例えば20年、21年度、22年度、税外収入欄の真ん中のところ、公営住宅の関係、この古いほうが少ないというのは、24年度末において、今まで一生懸命になって徴収というか、努力してこられたというふうなものでもって減っているわけございまして、その下の新しい年度につきましては、これから頑張っただけ減らしていくというふうなことでございまして、そういった面を結びの面でもあらわしているというふうなことでございまして、その辺のところを御理解いただきたいなど、むしろこれは私が言うべきじゃないのでしょうかけれども、そのように私のほうでは理解しております。以上です。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） これは毎年ふえているという数字ではないということですね。

高山孝治監査委員 委員長、高山孝治。

高橋富美子委員長 監査委員高山孝治君。

高山孝治監査委員 申しあげましたけれども、これはあくまでも平成24年度末時点での数字でございますので、ですから先ほど申しあげましたけれども、20、21、22というのは頑張っただけ減ってきたんだということですね。ですから、22年度、23年度については、これからまたさらに頑張っただけ減らしていくと。望むところはもちろんゼロですけれども、このようにやがてはさらに減っていくというふうなところを私のほうでは分析しております。以上です。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） では、私も数字を一生懸命見ながら監視をさせていただきたいと思っております。終わります。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

4番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4番（佐藤卓也委員） 私のほうから、まず決算書のほう、51ページになります。

1款市税1項のところですが、まず、先ほどいろんな委員の方からも指摘されておりますが、収入未済額が約5,000万円ぐらいい減少しており、不納欠損額が570万円アップしております。その要因をどのように分析していますか、お聞きいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 収入未済額が減少して不納欠損額がふえているというふうなことでございます。その理由でございますけれども、まず不納欠損のほうから申し上げますと、春の、昨年3月の予算委員会の場合でもお話し申し上げたとこ

ろなのですが、24年の、先ほどお話もありましたけれども、年少扶養控除……大変失礼いたしました。今回不納欠損となったので一番主要なものは、平成19年度の個人市民税でございました。ほかのものについては不納欠損額が減ってございますけれども、この平成19年度の市民税だけ、個人市民税ですが、これだけがふえているというふうなことでございます。

御存じの方もおられるかもしれませんが、平成19年度といたしますと、3兆円規模の税源移譲が行われた年でございました。そのために、前年よりも大幅に調定額がふえまして、さらにこれが個人の負担増にもつながっておりましたので、恐らく収納率は落ちる可能性があるというふうな予測をしておったわけなのですが、そのとおり0.66%ほど収納率が落ちてございました。そのために、これは新庄市だけでなく、全県的、全国的な傾向でございまして、山形県でもそのための特別な対策本部を設けたというくらいでございます。

それについて、その後、一生懸命解消のために努力したわけではございますけれども、そのときの金額が5年間にわたって残って、回収をしたにもかかわらず一定の額が残ってしまったというようなことで、これが不納欠損になったというようなことになってございます。

それから、収入未済でございますけれども、これは全体的な収納率の向上によって図られたものであろうと思っております。特に市民税において、特別徴収が非常に普及してきたというようなことで、現在、新庄市では、ことしの7月1日現在で89%まで特別徴収の割合が高まっております。これは全県的にもトップクラスに位置するわけなのですが、これによって非常に市民税の収入が容易になったというふうなことがございます。

そういったこともございまして、あわせて徴収の努力と相まって収入未済が減少したという

ふうにご捉えております。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 説明書のほうの16ページのほうも一緒をお願いいたします。

先ほども課長がおっしゃられたとおり、特別徴収制度の強化が書かれております。これほどのような強化だったのかも一緒にお尋ねいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 市民税の特別徴収についてのお答えでございますけれども、この努力は、平成18年度とかそのあたりからもう全県的に始まってはおるのですが、本格的にはここ数年でございまして。私ども新庄市におきましては、平成23年度において、従業員10人以上の事業所を特別徴収事務所として指定してございます。それから、平成24年度につきましては、従業員3人以上の事業所を特別徴収事業所というふうに指定してございます。年度を越えまして今年度ですけれども、これも従業員1名以上、ただし給与収入が93万円以上の課税される方というふうなことでございますけれども、そういった事業所について指定をしてございまして、一部に御協力いただけないところがあるのではありますけれども、この間、急速に特別徴収の比率が高まって、89%までなったというようなことでございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） そういった意味でも、徴収は上がっているということはいいことですし、先ほどたくさんの委員の方からも公平性ということも叫ばれておりますので、そこら辺をしっかりと評価していただいて、さらにやっていただければなと思っております。

また、同じこの説明書の26ページ、納税関係

のところですが、25年度は納税相談員を2名から4名に増員して収納率向上を図ったとありますけれども、今の課長の説明ですと、ここところがちょっとなかなか出てこなくて、2名から4名へ上がったということの費用対効果もございまして、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかをよろしく願いいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 納税相談員を平成24年度から2名ではなくて、さらに2名ふやして、合計4名の体制で臨んだというふうなことでございまして、佐藤委員からおっしゃられましたけれども、当然その効果も大変絶大であったというふうに私どもは考えております。

そこで、その指標をはかる際に、私どもが一番この方たちに何を期待したかといいますと、先ほど来、いろいろ言われておりますが、滞納になる初期の段階、ごく最初の段階で対策をとるというところに、特別この方たちの活躍の場があると思っております。といいますと、督促状、納期まで納められる場合は督促状が発せられるわけですが、督促状を発しても、10日以内に納まらない場合は、税法上は差し押さえをしなければならないというような状態になるわけです。ただ、実際にはそこまでやりませんので、その段階では、その前にいろいろ催促をするわけです。それで、今回4名体制になったことによりまして、約束の日よりも1週間過ぎれば、もう一斉に催告書を送る、あるいは電話催告をする、あるいは会えない、連絡がない場合は訪問するというので、約束の日を基準にして考えれば1週間というごくわずかな期間でもって、もうおくれを見逃さないということで臨んでおります。

それから、訪問徴収というようなことですが、これは必ずしも2名が4名になったからといっ

て、徴収額が倍になるというものではございません。しかしながら、先ほどお話ししたように、催告の回転を速めるといったこと等の効果もあわせますと、非常に効果があるのかなというふうに思っております。

ちなみに回収額が、済みません、用意はしているのですが、すぐになかなか出せない状態でございます。

高橋富美子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 大変失礼いたしました。

納税相談員が平成24年度において、訪問によって徴収した金額、件数でございまして、訪問件数は24年度中670件、金額にしまして1,092万9,490円という金額です。これは先ほど来申しましたように、前年度より飛躍的に伸びたというものではございませんけれども、職員が訪問して徴収するケースも合わせますと、合計で1,630万円ほどの金額の徴収をしております。

そういったことで、トータルに納税相談の機会、あるいは催告の、言葉は余りよくないですけども、水際作戦を強化するという意味では非常に有効なのかなというふうに思っております。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 収納率が上がるということはとてもいいことですし、払っていただける方も相談に乗ることによって、どういうやり方があるのかなということの勉強になるし、その納税の能力が上がるということはとてもいい

ことだと思しますので、こういうことをしっかりとしていただいて、収納率を上げていただく努力を建言させていただいて、公平性と財源確保を確実にやっていただきたいと思えます。

次に、決算書の73ページです。73ページ、17款1項2目ふるさと納税に対してちょっと質問いたしたいと思えます。

ふるさと納税なのですけれども、23年度は305万円だったと思えます。それがことしに至っては470万円ほど上がっております。これに対しては、やはりふるさとを思う気持ちが特に高く、やはり納税していただくのかなと思っておりますけれども、そこら辺はどうして上がったとか、そこら辺をどういうふうに分けて分析なさっているのかお聞きいたします。

説明書の9ページになりますけれども、そこら辺も書いておりますので、そこら辺も一緒によろしくお聞きいたします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

高橋富美子委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 ふるさと納税というふうなことでございます。

御指摘のとおり非常に伸び率がありまして、23年度比でまいりますと1.54倍というような金額になってございます。件数のほうも2.9倍ということで、この件数の伸びが大きいのが非常に嬉しいかなというように思っているところでございますが、22年度をちょっと見ますと、金額は23年度よりは少し高かったのですが、やや23年度は少し落ちたというような形になってございますけれども、24年度が飛躍的に伸びたと。件数がまず伸びたことが要因かなというように思います。

件数が2.9倍で寄附金が1.5倍というような形になりますので、その寄附金の件数が伸びたところが大きな要因というふうなことになるかと思えますけれども、1つは、全国的にこの制度の浸透化がありまして、ふるさと、いわゆる

出身者だけにかかわらず、多くの方々が多くのところに寄附をされておられるというふうなことの傾向が特に25年度もこのような傾向が続いております。

今般の9月補正にも上程させてもらっておりますけれども、そのような傾向があらわれているところでございますが、原因といたしましては、全国的にその制度の浸透が図られているという部分と、あと共通していることかと思えますけれども、我が市を分析しますと、これまで寄附をしていただいた方々に対してダイレクトメールなんかを差し上げて、市の紹介を差し上げたり、あとはその都度、都度、申し込みされた方々につきましても、イベント情報とか特産品情報を含め紹介しておられるというふうなことでございます。

あと、さらには新庄市の場合は、お土産品ということで御礼を込めまして特産品を行ってやるわけですけれども、この充実化を図っているということで、特産品の数をふやし、また富樫義博さんの名前を入れたものということで工夫も施しているというふうな形、こういうのが一つ一つが積み重なって、県内の中でも上位の割合に入っているというふうな結果につながっているものというふうに思っております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 私もこのふるさと納税に対してはちょっと関心を持ってしまして、というのは、テレビでもかなりこのふるさと納税を取り上げておまして、最上、ほかの町村の方でも取り上げてですか、これはいっぱい売っているわけですね。このふるさと納税を理解していただくのには、やはりさつき課長もおっしゃったとおり、この特産物というのはかなり影響されているのかなと思えます。今、山形県でいいますと、つや姫がやはりおいしいよ、それをやはりいただきたいがためになさる方もいら

っしゃるとお聞きしております。

となれば、こういうことはやはりしっかりとお土産に対しても紹介する意味、そしてまたここに対するイベントの催事、特に新庄まつりなんかもそうでしょうし、またさつきも課長もおっしゃられました、富樫義博さんのかむてんですか、絵なんか一緒に送られてPRするというのも一つの策だと思いますけれども、こういうこともさらに充実することによって、ふるさと納税をしっかりとする、ふるさと納税の制度をしっかりと理解していただいて、新庄市にたくさん寄附していただく方をふやしていくことが必要だと思いますけれども、そこら辺の強化をどのように、25年度に対してもそうなのですかけれども、今後どのようにやっていかれるのかももう一度お聞きいたします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

高橋富美子委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 委員おっしゃるとおり、そのような形の方向づけで私たちのほうも研究しておるところでございまして、単にふるさとの方々へのその思いにとということではなくて、ひとつ市を全国的にアピールしていくというようなことを含めて考えておりますので、例えば24年度ですと一番お礼品が多かったのは、希望制になっておりますので、47%の方々が新庄産米を希望されると。35%の方が山形牛と。ほぼこの2つで8割を満たしている形になりますので、この辺の希望がどんなものを背負っているのかというようなことも含めながら、さらにこれに乗じて新庄市のアピールをどのような形でしていいのか、していくのかというようなことも研究するのに非常に値する部分であろうかと思っておりますので、皆様方からもアイデアをいただきながら考えてまいりたいと思っております。

4番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4番（佐藤卓也委員） 新庄のいいところをP

Rしていただき、これは余談ですけれども、せっかく米が47%、新庄米が欲しいという方がいらっしゃれば、そこにかむてんをつける、そういったアイデアもあるでしょうし、そういったアイデアを、皆さんのアイデアを聞きながら、このふるさと納税の制度をもっと活用していただいて、新庄市に寄附が来やすいような形をつくっていただければなと思っております。以上です。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 私のほうから1点お聞きしておきたいと思っております。

監査委員の総括の講評もお聞きしたわけですが、この24年度、納入がその年より改善された。これはやはり努力のたまものだというふうに私も思います。

そうした中ですが、非常に……。

高橋富美子委員長 清水委員に申し上げます。質問の際は、ページ数、款項目、事業名などをお願いいたします。

12番（清水清秋委員） 納入していただくためには、特に市税に関して、市税の中の固定資産税、それは4ページ、固定資産税並びに都市計画税に関しての未済額、そして不納欠損があるわけなのですが、当然未済額が発生してくれば、滞納して不納欠損につながっていくと。特に固定資産税、この特に所有権者、土地とか、所有権者が管内に居住していれば、それなりの税の納付書なんかを送付して納入してもらうというような手だては当然とっているかと思っております。しかし、県外とか、管内から出てよその土地に居住しているというような例がかなりあるかなと思っております。

というのは、農業委員会、農地なんか既にもう県外におられる方が土地を所有しているというような案件が、それ相当年々ふえている、農

業委員会の案件としてふえてきている状況もあるわけで、そういうのを鑑みまして、そういうふうな県外居住者が、特に不納欠損等になってくると、県外でやはり納入してもらうのはかなり難儀していると思うのです。そういうふうな、わかればですけども、わかればひとつこの不納欠損、そういうようなものに対して、わかれば、当管内に居住している所有者、あるいは県内におられる方の不納欠損がどういう割合であるか。この辺わかれば。その辺のあれは別に調査、調査というか、あれしていないとなればそれまでなのですが、どうですか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 固定資産税の不納欠損になる場合のその県外、県外といいますか、新庄市、この最上管内以外の地域の方の割合ということでございますけれども、それについてはちょっと把握してございません。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） そこまでしていないと。ということは、心配しているのは、やはり県外の土地の所有者とか建物の所有者、そういうのが滞納したりすれば、やはり納入書を送付しただけになるかなという感じもするんですよ。当管内を出れば、直接出向いていたり、納入してくださいということで行っているかと思うのですが、県外になるとどういう対応しているのかなという、こう心配になったものだから、その辺の対応はどういうふうになされていますか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 県外にお住まいの固定資産税の納税義務者についてでございますけれども、特別私どものほうで、新庄市近辺でないということで苦労しているというふうな感覚はございません。

といいますのも、大体的場合は郵便振替でもって、郵便振り込みでもって、納付書を送る際に郵便振り込み用紙もお送りするのですが、それでほとんどの方は納めていただいていると。それから、それで入らない場合、当然未納というケースで市内にお住まいの方の場合でも対応は同じになるわけですが、まず連絡をとってどういう状況で納められないのかということ把握することから始めまして、いろいろ交渉を進めてまいります。それが進んで分納ということになるかもしれませんし、あるいは短期に完納ということになるかもしれません。それをさらに超えて、なかなか深刻な状態になっているというふうな場合は、これは差し押さえを積極的にやるようにしてございます。こちらにいない方の差し押さえといいますと、なかなか難しいというふうに思われがちですけども、最近では、まずはその方の実態調査を地元の自治体のほうに行いまして、いろいろ未納であるとか、債権、債務関係がわかるような情報がもしあれば、それをお聞きすると。その上で、その地域の銀行等に調査をかけますと、言葉は悪いですけども、網にかかるというふうなことがございます。そういったものを遠隔地ではございますけれども、預金の差し押さえをしたりということも最近はやっております。

そういうことも考えますと、たとえ新庄にお住まいでない方であっても、なかなか納めていただけない、納めることができるのに納めていただけない方については厳しい対応が可能だというふうに思っております。以上です。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） これはちょっと前置きで、やはり県外者が必ず滞納しているという捉え方でなくて、そういう方もおられるんじゃないかということでの質問になりますので、そういうふうな捉えていただきたいと。

やはり県外者がそういうふうな滞納とか、滞ってきた場合、やはり納入書を送付してやるだけでも、今言った、何年か納入してもらわねば差し押さえとか、そういうふうな手段は法的にできることはわかるのだけれども、やはり納入していただく際、1回、2回こう、出向いて話をしたりしているかと思うんですよ。だから、そこら辺、県外とか遠方にいる方に対しては、なかなかそういう手だても厳しいんじゃないかということで、滞納がそんなにあるんじゃないかと心配を俺はしているのだけれども、その辺の対応のあり方というのは、やはりこれからも検討して、所有権者に行き話したり、本当はできればいいのだけれども、それをしないで、それで滞納した後、不納欠損処理という物事が何か進んでいるのではないかなという感じが。その辺は今、法的な物事だけのことで不納欠損に進まれているのか。その辺お聞きしたい。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいまのお話でございますけれども、仮に県外にお住まいの方であっても、電話等で連絡がつく場合というのは結構ございます。それから、先ほど申しあげました実態調査をかけることによって、勤め先がわかったりすることがございますので、御自宅に連絡がとれない場合であっても、職場がわかればそれで連絡がとれるということは幾らもございます。

そういったことから、確かに市内にお住まいの方のようにしょっちゅうお会いしたり連絡をとったりというふうにはできない難しい面はあるのでございますけれども、できるだけ頻繁に連絡をとって納税をお勧めするというふうなことで対応しておりまして、最終的に不納欠損になるというケースがもちろん今まではあったわけです。その点は市内に納税義務者がいらっしゃる場合でも、市外にいらっしゃる場合でも、特別にとりたてて違いがあるというふうなことは

ございません。

そういったことで、私どもとしましては、確かなかなかお話できない、お話する機会が少ないということがございますので、その辺、納税相談員の力もかりながら回数をふやしていきたいというふうに考えております。以上です。

1 2番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

1 2番（清水清秋委員） 今後もそういうふうな納入をしていただく方が県外とか、いろんなところへ移動していかれる件数が多くなってくると考えられます。やはりそうしたものの対応が、非常に行政としての対応が難しいというか、難儀してくるという状況も出てくるかと思いますが、ぜひ今まで質問した委員の皆さんへ町長より、税の公平性を保ってもらおうと、これが基本であるわけですから、そのことを踏まえるとなると、やはりそういうふうな大変な状況もあるということは、我々にもわかるんですよ、そういうふうな、先ほど言った農地なんか半端じゃないですよ。もう所有権が異動して行って。そういうふうな案件、農業委員会だっけかなりの大変な作業をしていると思います。

そういうことを踏まえ、今後やはりひとつできるだけ、どういう、いかなる場合でも、不納欠損というものの発生を少なくして、税の納入の向上を図っていただきたいと思います。終わります。

高橋富美子委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

なお、副市長より、都合により欠席届が出ております。

それでは、一般会計歳入についてほかにあり

ませんか。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） それでは、私のほうからお聞きいたします。歳入歳出決算書の歳入の部の59ページ、使用料及び手数料でございます。

使用料の5目土木使用料の道路占用料ですか、これはどの、どういう場所を言っているのか。そして、大変多く新庄市であるということ、その下の法定外公共物占用料のほうでございます。法定外というのは、これは新庄市内で随分あると聞いておりますけれども、この歳入にかかわっているのは、どの地区、あるいはどのところを言っているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 それでは、お答え申し上げます。

土木使用料、道路橋梁使用料、その中の道路占用料について御説明申し上げます。

道路占用料につきましては、主に電柱類、N T T東日本、あとそれから東北電力の電力柱、あとそれから共架の電線類というふうな形でございます。あと、それからもう一つ、都市ガスの埋設管、あとその他でございますけれども、電柱に巻かれている広告、あとそれから工事に伴いました足場、あとはお祭り関係等で申請ございます露店というふうな形になってございます。

主にこれは、主流でございます、全体的に見ますと、電柱関係で8割ほど占めてございます。箇所数といいますか、路線数についてはほとんど、ほぼ市道路線全路線で占用というふうな形がされてございます。

あと、もう1点、法定外公共物占用使用料、これにつきましては、主に水路の通路として水路にふたかけした部分、占用的にその部分につ

いて通行するというふうな形の部分、これが全体的に218件ほどございます。そのような関係で、このような道路占用料と、それから法定外公共物占用料というふうなものでなっております。以上でございます。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） 法定外と公共物と言いましたけれども、これは道路だけでなく水路、道路、水路、そしてそのほかにも何かあるのですか。それとも、道路と水路を主に言っているのが法定外なのか。

それから、例えば地区でこういう水路を補修したい、あるいは道路を補修したいなんていう場合の、この法定外の中に入って、法定外の水路あるいは道路になりますと、手続というものは市役所でできるのか。それとも県単位になるのか。その辺をちょっとお願いしたいのですけれども。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 法定外につきましては、市の都市計画課、私どものほうで取り扱っております。それで、法定外公共物につきましては、水路、あと道路というふうな形になります。例えばここで言っている占用につきましては、ただいわゆるその利用者が限定される場合というふうな形になります。例えば地区で水路を入れるとかという場合につきましては、占用というふうな形はないというふうに理解しております。

あと、それから手続関係につきましては、こちらのほうに法定外公共物の申請でございますので、占用でなくて工事の申請でございますので、それをさせていただければよいかというふうに思っております。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これは法定外という、市で認めているというか、そういう道路、水路はたくさんあると聞いておりますけれども、これはあれですか、市で何カ所とか、そういうものを把握しているのですか。それとも、やってみて出てきたというのが法定外なのか。この辺。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 法定外につきましては、以前国のほうから一括で市、市といたしますか、地方公共団体のほうへ、市のほうへよこされたものでございまして、全体的な把握につきましては、その時点で地番と、それから図面等がございまして、やはり箇所数が相当な箇所数でございまして、それで、こちらでも申請等来ますと、そこを確認しまして、あとそれから、例えば境界立会というふうな形で申請願えれば、こちらのほうで法定外の境界立会等も行っているような状況でございまして。

全体的には、やはり箇所数が相当な数でございまして、来た時点でいろいろお聞きしながら、その場所を確認しながら行っているような状況でございまして。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 法定外については、例えば地区でそういう申請をした場合には、例えば改良区のも水路に入っている、あるいは道路が地区でも入っている、市道も入っているという、その辺でなかなか市にお願いしても、例えばですよ、手続が面倒になってやっていただけないなんていうことをちょっと聞いたときがありますが、そういうところは今までもなかったですか。それとも、この参入については、ほとんど電柱とかそういうものは手続上は、地区は、要望かなんかそういうものでは面倒でないか、そういうことをちょっと。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 手続については、やはり条例にのっとりましてしているところでございますけれども、やはり申請といいますか、工事自体につきましては、こちらのほうにおいていろいろな聞きながら、御相談を受けながらやっていくというふうな形だと思います。

あと、それから手続関係で、例えば利用者が、何と申しますか、本来管理そのものについては使用者がしていただくのが一番というふうな形でとってございまして、利用している方々がやっていただくというふうなのが一番だというふうに考えてございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) どうもありがとうございます。

次に、同じ59ページのすぐ中段のところ、都市計画使用料の中で、福田運動広場使用料と出ておりますけれども、これは福田工業団地の中の運動広場と認識してよいのでしょうか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 福田運動広場につきましては、福田工業団地内にある運動広場でございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) この広場のすぐ近くに公園があります。その公園もエリアに入れたこの使用料ですか。それとも、公園は自由に入って使ってもいいということなのか。

それから、あの運動公園もさまざまなスポーツが利用していると思っておりますけれども、一番多いスポーツはどんなスポーツか。

それから、夜間と昼間で使用料とかそういうものは違うと思いますが、夜間の利用というのはあるものか。その辺ちょっとお願いします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 福田運動広場につきましては、いわゆる福田グラウンド、成果表の126ページにいわゆる使用料の内訳が出てございますけれども、福田グラウンド、それからテニスコート、この2つがございます。それで、グラウンドにつきましては夜間照明がついておりますので、こちらは夜間の利用もでございます。以上でございます。

あと、いわゆる公園部分につきましては、都市公園になっております。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) じゃあまずグラウンドに対しては、これは新庄市内の人が多いか、それとも郡部、誰でも使用されているのかということをお聞きいたします。

そして、また先ほどどんな種目が多いと聞いたのだけれども、ちょっと言ってもらえなかったのだけれども、実は9月の14日に、新庄最上地区の社会人野球大会が開催されまして、大変若い人たちの熱戦、楽しく思って私も拝見させていただきました。それで、使用料が安くてこのところはいいのよと、みんな口々に言ってやっておりました。ことしは何か一チームふえたと行って、大変あの球場を利用しながら社会人の野球の人たちが一生懸命やっているように思われましたが、ただあのバックネット裏のほうに、日よけもなす雨よけもなす、台風の接近でこれは降っているけれどもどうすっぺやなんて言いながらやっておりましたけれども、ああいうところに、何年も前からあの状態なものですから、工業団地も今度は少し明るい兆しが見えてきた中で、環境整備する中でも、ああいうところにちょっと日よけ、雨よけみたいな、つくればいいなと皆さんが言っておりますので、そういう計画とかそういうものはないのかという

ことをお聞きしたいのですけれども。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 福田グラウンドにつきましては、野球の利用が大半でございます。

郡内、市内、利用者につきましては、ちょっと今資料手元がないので、後ほどお答えしたいと思います。

あと、確かにベンチにつきましても、いわゆる屋外施設というか、そういった東山の野球場と違って、本当にベンチだけというふうな形になってございます。それにつきましては、いわゆる雨天の利用はかなり厳しいのかなというふうには感じております。

今後の計画でございますけれども、今のところいわゆるベンチとか、そういうふうなものを建設するような予定はございません。以上でございます。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

8番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

高橋富美子委員長 沼澤恵一委員。

8番(沼澤恵一委員) それでは、私から、簡単な質問になると思いますが、1つだけお伺いします。

たばこ税についてです。決算書50ページの事項別明細書に1款4項にございます。

たばこについては、私も4年ぐらい前までですか、愛煙家として一生懸命吸わせていただきました。当時ですと、大体税収が3億1,000万円ないし2,000万円ぐらいだったかなと思われませんが、今回の決算を見ますと3億6,000万円という額になっております。本当に本市においては、非常に貴重な財源ではないのかなというふうに思います。

この貴重な財源の徴収の方法についてお伺いしたいと思います。どのようにされていますでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 たばこ税の徴収方法ということでございますけれども、これにつきましては、消費者がたばこを購入して、その中に税金が含まれておるわけでございますけれども、例えば日本たばこ産業でありますとか、あるいはその他輸入たばこの業者であるとか、そういったところを通じて申告納付により市町村の消費量に応じて納められるというふうになってございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

高橋富美子委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 国産のたばこは日本たばこ産業から納められると、こういうことですが、地元で買えば地元で税金が落ちると、これは昔も今も変わらないと思うのですが、この日本たばこ産業で、ここの新庄で売れた分というのはきちっと把握されて、その中から新庄市のほうに税金を回してもらおうと、こういう形になりますか。どうでしょう。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 たばこ税の申告をして納めていただいております業者ですが、これは日本たばこ産業も含めまして6社ございます。その中で日本たばこ産業が最大の比率を占めてございまして、50%以上ですね、そのぐらいの比率を占めてございます。よろしいでしょうか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

高橋富美子委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） そうしますと、こういうことも該当してきますか、例えば量販店の、大手スーパー、ここでも結構売られております。それで、これは前に聞いたときは全部本社のほうに行って、それで本社のほうが、このたばこ産業になるのかわかりませんが、こちらのほうに、何ていいますか、申請というとおかしいかもしれませんが、売り上げを報告し、というふ

うに、こう聞いているのですけれども、新庄で売れたものは新庄に税金として返していただくというものがきちっとなっているかどうかということが心配なのです。この辺はもう間違いなく仕分けされて税金が還元されていると、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 新庄市内で販売されたものについては、市たばこ税の全額が本市に申告納付されます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

高橋富美子委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 最後に、先ほど佐藤卓也委員から質問ありました市民税の特別徴収、これはきのう、おとといの新聞に個人住民税の給与天引きということで大きく山新に掲載されておりました。

これを見ますと、新庄市は、89%の実施率ということで、県内2番目だというふうに記載しております。これは先ほど来の税務課長の答弁にもありましたとおり、しっかりと努力をされて、それでこの2番目の税率まで上り詰めたんじゃないのかなと、こういうふうに思います。今後100%を目指していくのしょうけれども、この新聞を見ますと、100%にはなり得ないと書かれていますが、できるだけ100%に近く今後とも努力していただけるようお願いしまして、終わります。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、歳入について質疑を終結します。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果表に基づいてです

が、8ページの2の(2)で、市バスの運行についてです。2つ路線がありまして、それぞれ利用者の人数を調べたところ、去年、23年の決算よりも減っております。利用減少の理由と、今後の利用拡大の方法についてはどのように考えておられるでしょうか。

2つ目は、成果の39ページの声の広報です。7世帯ということで、23年度と同じになっています。でも、市民の状況を考えますと、高齢化に伴って読めない人がふえているのではないかなと感じます。字を読めない方もおられます。声による情報提供を広げるべきではないかなと感じているのですが、そういった努力はなされたのか、お願いします。

3つ目まで、済みませんが、3つ目は、44ページで、その成果ですが、低栄養改善プログラムを徳洲会に委託してやっているということですが、23年度も24年度も実施がなかったように見えております。これはなぜだと考えておられるのか、まずお願いします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

高橋富美子委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 市営バスの件でございます。ここにございますように、2路線合計しますと、利用者数8,001人という形になりますが、昨年度から見ますと13%の減というようになります。

その中で、2路線別に8ページに掲載してございますが、共通して言えますことは、大きな原因をつくっているのは、一時的には、年齢層、区分から見ますと、障害者の方が目立つ原因というような形になります。ただ、障害者の方は年々、その年に応じまして上がり下がりがありますので、一概にこれが原因だというようなことは特定できないものかなと。土日、年末年始の休みを除いて運行しておりますので、1人2人が活用しないというようなことになっていまして、非常にこの人数への影響は大きいとい

うようなことがあります。

1つ考えられるのは、障害者の方の県立病院への通院件数、これが左右しているのではないかとこのように思われます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように上がり下がりがあります。ただ、言えることは、27年度、北部小中一貫校によりまして、萩野小への現在の小学生が減るといような形になれば、人数的には大きく左右してくるといような形になりますので、生活交通路線といようなこともありますから、通院を主としながらも、買い物等を含めて足を確保していくというものは安定的に必要であろうというふうに思いますので、その視点から見て、今後、そのほかの地域との兼ね合いも含めまして考える中で、浸透を図っていくというのが一番必要であるとともに、安全性を確保していく、信頼性を確保していくといようなことが一番のPRなのかなというふうに思っております。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長 小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 39ページの声の広報発行事業についての御質問でございますが、この事業につきましては、障害者の社会参加促進事業という名称の補助金の中で行っているという事業でございます。成果の中にもございますように、重度の視覚障害者を対象として行っているというふうになっております。

したがって、現行の枠の中では、この補助金の中で佐藤委員の御質問にあったように、いわゆる枠を広げて高齢者、それからいろんな補助をされている方に対する広まりという部分については、まだちょっと非常に厳しいものがあるかというふうに思っております。

ただ、実際、御意見のとおり、今後の高齢社会といような状況の中で、声の広報なりいろ

んな施策が新庄市として広める手段を確保していくということは非常に重要なことでございますので、そういう声もお聞きしながら進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、44ページの介護予防事業の中の低栄養改善プログラムでございますが、大変申しわけございませんが、ちょっとわかりにくくなっておりますが、この介護予防事業に関しましては、介護保険特別会計の中で実施しておりますので、介護保険特別会計の中でお答えしたいというふうに思います。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 最初に、市バスについてなのですが、市民の声としては、まず運転手の接客不足があると。ありがとうございます、とまります、わかりました、というような、そういう丁寧な言葉がない態度といいますか、それはちょっと乗りづらいという声もあります。

それから、価格として、金沢から乗っても300円とかという話もありまして、私も乗ったことがないので大変失礼ですけども、100円ぐらいだったら乗りやすいのになという声もありましたので、やはり交通弱者と言われる方が利用しやすいような値段というのを考えてもいいんじゃないかなと思うのです。

あと、芦沢線のほうかな、県病から芦沢ということですけども、増便があればなという声もありました。もう1時間か1時間半ぐらい、あと多目に、もう1本あればいいかなという声がありました。

また、金沢温泉とか、山屋セミナーハウスにも使えたらいいなと、こう回ってくれたらいいなという声もありました。

そんなふうに利用者の声をもう1回集めて、利用がふえるようになさってはどうかと思いますが、どうでしょうか。

それから、次の質問です。成果42ページで、

老人福祉電話貸与事業が、平成23年の決算のときにあったのですけれども、5台あったのが、私も気づかないで大変申しわけなかったのですけれども、24年にはなくなっております。これをちょっと考えてみたのですけれども、固定電話のよさが本当はあるのではないかと。携帯電話が普及されているからというのも理由がわかりますけれども、どうも高齢者は携帯電話にちょっと苦手というような方もいらっしゃる、固定電話が単純でいいということ。また、利用料が安いのではないかとということからも、5台とはいえ、低所得の高齢者に電話貸与というのは、私は復活するべきでないかなと、これを見ながら、23年度と比べながら考えたのですが、どうでしょうか。

それから、次に49ページのわらすこ広場について。利用者がこれも減っております。減った理由はどのように考えておられるでしょうか。

次に、成果の64ページに、1でごみの処理量というのが出ております。ここに、ごみの処理量をこう比べてみましたら、平成22年には減量して、以来、23年、24年と増加してきております。この原因と対策をどのように考えておられるでしょうか。まずそこまでお願いします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

高橋富美子委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 市営バスの件につきまして、いろいろとありがとうございます。先ほど、最初は運転手の苦情というようなことがございましたが、19年度から始まっているこの事業ということで、20年度あたりまでは運転手に関しますそういう苦情が寄せられたことがございますが、その後は大きな運転手に関する苦情というものは、私どものほうでは聞き及んでございません。

逆に、乗客が乗客に対する苦情というふうなものなどはちょっと昨年、記憶に新しいところかなというふうに思いますが、さまざまな形の

中でこれからステップアップしなきゃいけない、地域公共交通でございますので、その体系の構築のために、いずれさまざまな市民の方々、例えばアンケート、あるいは関係業者の方々との協議を重ねることが必要かなというふうに思っております。

あと、料金のほうがありましたけれども、芦沢線のほうかと思いますが、300円と400円の体系というようなことをつくっております。新庄地区と角沢地区というようなところで分けておりまして、まず新庄地区のほうは、県立新庄病院前から野際団地というようなところを一くくりにして、ここでの区間での乗降、あるいは角沢地区内での乗降の場合は300円、新庄地区と角沢地区にまたがる場合の乗降については400円というような形になりますが、ちなみに土内線は300円と500円の料金体系と。

25市町村の中で、生活交通路線を引いている県内の状況でございますが、300円もしくは400円、500円というのは、一番多い体系というような形として、こちらのほうでは認識しております。

100円というのは中学生以下、あるいは身障手帳等の手帳保持者の介護者に限定されておまして、そういうような特例をつけてございまして、料金につきましても、今後のステップアップにつながる形の中で、さまざま御意見を頂戴いたしたいというふうに思っております。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長 小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 老人福祉電話貸与事業に関しての御質問でございます。

昨年までの主要施策には記載しておりましたが、今回からないということで、対象者がいなくなったのかというふうな危惧でございますが、この前、お配りしております新庄市の福祉の中

の22ページの中には、老人福祉電話貸与事業ということで継続して掲載させていただいております。また、1名減っておりますが、4台今回も貸与させていただいているということでございます。

今回、いわゆる支出を伴わないという関係から、主要施策のここからは外させていただいておりますが、新庄の福祉には記載しているということで御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の利用者の件のことでございます。ちなみに23年度につきましては、年間で5万1,088名の利用者がございました。開館日数につきましては312日ということになってございます。24年度ですけれども、年間の利用日数が4万8,073人、開館の日数が23年度に比べて1日少ない311日でございます。

年間の利用者を比べますと、23年度から24年度にかけて3,015人減っているということでもあります。ただ、1日当たりに直しますと、23年度が1日当たり164名平均だったのですけれども、24年度につきましては155名ということでもあります。1日9名減っているというようなことございまして、それほど原因としては大きなものではないのかなというふうに考えてございます。以上です。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

高橋富美子委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 ごみ処理の量ということでの御意見でございますが、平成22年、23年、24年と、生活系のごみの処理量、それから64ページの下のほうになりますが、事業系のごみの処理量で、あわせて65ページの一番上ですけれども、

資源ごみ、こちらのごみの量も総体的にふえております。このごみの量、新庄市にとどまりませんで、広域全体のごみの量がこの年度からふえております。

1つは、考えますに、テレビ等の地デジ化、これに伴って家電製品の買い換え、交換が多く出てきたのかなと。あわせて、その梱包材、そういうものが相当出たのだらうなと思います。その辺は生活系、事業系にかかわらずふえているということで、ある程度説明はできるかなというふうに考えております。

ごみの量の減量化ということですが、今現在、新庄市では金属資源とか、紙類とか、ごみの中から資源物をできるだけ資源に回していただいて、ごみの量を減らそうということをやっております。1つは、リサイクルにこにこ運動ということで、町内会の子供たち、あるいは敬老会を活動されています資源回収業者、こちらの方の活動を促進させたいというふうに考えています。

いかにせん子供の数が減っております。それから、高齢者の方もなかなかそういう活動ができないということで、ちょっと今、工夫をして何とかごみから資源に回せるようにということを考えております。

説明としては以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わらすこ広場の利用人数が減っている理由として、わからないような内容の話でしたけれども、私なりに、利用料が無料で東根とか天童だと聞いておりますが、子供のそういうわらすこ広場のようないい広場が無料で遊べる、子供が遊べる場がいいのができていると、設置されているということから、無料というだけで、子育ての方があちらが子育てしやすいなんて言っているのです。そういう意味では、せっかくわらすこはいいものだと思

も思っておりますので、利用しやすいように、東根市では無料と聞いているし、そういうのも考えると、100円という、わずかに見えるかもしれないませんが、今収入が減っている若い世代の中では、100円でも200円でもやはり行きづらくなるか、ならないか、ちょっとそのせいになりそうなのです。そういう意味で、できれば利用をふやしてもらうためにも考える必要はないかなということ、もう1回お願いしたいと思います。

次に、ごみの処理量についてなのですが、新庄市の平成24年度のリサイクル率というのは、私なりに23.7%かなと、その数字から見て考えたのですが、それでよろしいのか。これを拡大するというので、資源化に、何をどのように資源化していくかということ、もっとリサイクル率をぐんと上げていくことによって、ごみ焼却場などの延命にもつながるだろうし、資源化率をどう上げていくか、あと最高は、鹿児島県志布志市では76.3%です。それまではいなくても、市としても少し頑張る、もっと資源にしてごみをふやさない、減らす、その対策はどのようにお考えか、お願いします。

それから、45ページの老人福祉センター運営助成事業というのが成果であるのですが、ここで利用者数が23年と24年を比べたら、791人も減っておりました。これはどうしてなのか。どう考えるのか、お願いしたいと思います。

それから、106ページの6の（2）地産地消ということで、地元の野菜などがどのぐらい使われたかというのが、キロ数が載っております。そうすると、こういう数字というのはすばらしいと思っておりますが、23年度と比べたときに、28.5%、地産地消の野菜の利用が減っております。これはどうしてなのか。縮小してしまっているのはなぜなのか、お願いします。

それから、110ページに標準学力検査というのがあります。ここで24年度、23年度に比べて

隔年だったのを全ての学年に広げたようですが、
どうしてなのかということで、お願いします。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、
板垣秀男。**

**高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所
長板垣秀男君。**

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 わらす
こ広場の利用料無料化というふうなことであり
ますけれども、委員おっしゃるとおり、今1日
利用で100円、一月利用で500円というよう
なことをお願いをしております。これが高いか
安いということになりますと、また利用者様、
御父兄の方々の御意見等を聞いていかなきゃ
いけないというふうに思います。27年度から
始まります子ども・子育て支援の新システム、
そちらのほうで子ども・子育て関係の計画を
また改めてつくっていく中でニーズ調査等を行
いますので、またその中でもこういった利用料
の件についても検討していきたいというふう
に考えます。以上です。**

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

高橋富美子委員長 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長 先ほどのごみの資源化率とい
うことで、23.7%という数字、委員のほう
からお話がありましたけれども、重量比で数字上
はそういう形になるかと思いますが、現在、
新庄市では資源回収業者に直接、新庄市内の
方、金属資源物であるとか、紙類であるとか、
そういうものを直接お持ちいただくような御
案内をしております。**

ステーションから回収するもの、それから直
接持ってきていただくもの、あるいはここに
リサイクル運動の中で回収するものというこ
とで区分されるかと思いますが、直接持っ
ていく分については、こちらのほうでカウ
ントしておりませんので、先ほどの鹿児
島の数値には及ばないとは思いますが、
もう少し上に行っているのではないかな
というふうに感じます。

それから、資源化率を上げる方策としまし
て、現在ですと、燃やせるごみですと、紙
とかプラスチックとか、それから生ごみ
とかというふうな、こういうふうなご
みの区分で分けられるわけですが、それ
ぞれに新庄市、いろいろとごみの種類に
応じてリサイクルできるような手だてを
講じてはいるのですが、なおそれを市民
の方が利用しやすいように、出しやす
いようにといたしますか、回収をされ
やすいような方法を御案内したいな
というふうに考えております。

それから、燃やせないごみですが、こ
ちらのほうは先ほどの直接業者に持
っていくというところをお願いをして
おります中に、金属資源物というこ
とがあります。金物類については、直
接持ってきていただければ、燃やせ
ないごみの袋に入れなくても処理で
きるということで、そちらのほうも
御利用いただいております。それ
から、瓶とか陶器類、瀬戸物類、そ
ういうものについてはもう既にステ
ーションの中で回収していただい
ております。

さらに、現在スーパーの店頭でも、資
源物についての回収をしておりますが、
そちらのほうも、今後もおスーパー
御利用の方にごみの減量化と資源化
について啓蒙を進めたいというふう
に考えております。以上でございます。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野 享。**

**高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長
小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 成果表45
ページの老人福祉センター運営事業に
関しまして、利用者が減っているとい
うふうな御指摘をいただきました。**

実際、昨年度、延べの利用人数にしま
すと、1万2,731人でしたので、今
年度は1万1,941人、率といたしま
すと93.79、大体4%程度減少され
たというふうなことでございます。
1日の平均利用者数につきましても、
前年度が

42名という形が、24年度は39名まで、3人ほどですけれども落ちたという状況でございます。この理由としましては、行事別の利用状況というのがございまして、いわゆる主催事業が昨年度、24年度は減ったということでございます。特に将棋教室とか生け花教室、特に将棋教室につきましては800人程度来ていただいておった。それから、生け花教室につきましても150名ほど、それから懐メロ教室というのもございまして、この方々も198名ほど、これらの主催事業が24年度は開催されなかった。ちょっと理由は確認しておりませんが、そういう減った状況もでございます。

ただ、一方、介護予防対策教室のように400名程度の規模から523名というふうに人数をふやしている教室もあるというふうな推移で、ただ老人センター全体の利用としてはやはり減っているというふうなことは事実でございますので、せっかく我々のほうで社会福祉協議会のほうに委託しながらこの事業を運営しておりますが、やはり利用率が多くなるように、事務局と話し合いながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

高橋富美子委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 2つ御質問いただきました。

まず、1点目ですが、成果表の106ページの給食にかかわる地産地消の野菜の割合が減った理由というようなことをお尋ねいただきました。確かに23年度の野菜のところの県産と地場産を合わせて23年度は38%ございました。それから、24年度が野菜について県産と地場産を合わせて34%ということで、4%、野菜に限っては減っております。

その理由ということなのですが、その理由については、ちょっと残念ながら把握しておりません。減ったということなのですが、22年度並

みになっているのかなというふうに捉えているところです。

それから、もう1点目、学力テストの実施について御質問いただきました。成果表は109ページ、110ページのところです。小学校については2011年度は、算数のところの2年生、4年生、6年生という実施だったわけですが、それを昨年度、2012年度については国語と、それから算数について、2、4、6学年を実施しております。これはなかなか隔学年となると、子供たちの実態の把握、あるいはそれを、把握を生かして指導に生かすというようなところで、なかなかちょっとデータの足りないというようなことで、この全学年の実施ということをお願いして実施したものです。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 地産地消が縮小しているというのは、私は、直営の調理師が1名減っていることともあわせて、手づくりなどが減って加工などがふえているのではないだろうかと思えるものがあります。調理の民間委託というのが、地産地消の縮小などにつながっていないのか、食としての教育というのが後退していることにならないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

高橋富美子委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 直営を減らして調理師の委託のところをふやしたために、いわゆる地産地消のその割合が減っているのではないかなというような御質問だったわけですが、いわゆる委託のところも含めて、直営も含めて、献立を検討するのは、市のほうの献立検討会というようなところで検討しておりまして、それぞれ委託業者が決めたり、あるいは直営のところを決めたりというようなことではございません。

したがって、委託であろうが、直営であろう

が、献立検討会を毎月行っております。その栄養士さんとか、市の職員も含めて検討しておりますので、そういうことはないのではないかと、というふうに捉えているところです。以上です。

高橋富美子委員長 ほかに質疑ありませんか。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） それでは、私から少し質問させていただきます。ただいま佐藤委員からもありましたわらすこ広場についてお伺いいたします。

わらすこ広場の管理運営事業費がおおむね2,200万円です。それで、佐藤委員からも利用者の減少についての質問がありました。昨年と比べて、市内の利用者がおおむね1年間で3,000人減少していきまして、郡内の利用者がふえているという状況です。管理運営事業費がそのぐらいの経費をかけておいて、市内利用が3,000人減っているというのは、運営のほうに何か課題とかが残っているのではないのでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の管理の件でございます。

全体の予算としましては2,200万円ということですが、そのうちの大部分がわらすこ広場の賃借料1,800万円でございます。それ以外に受け付けと管理業務というふうなことで、お二方雇用させていただいております。その方々の賃金として200万円弱、それが大きな内容になってございます。あとは施設管理の委託等、例えば清掃業務でありますとか、それから遊具の備品購入、そういったものもでございます。

御指摘のとおり、23年度と24年度を比べて、市内の子供の利用が3,000人近く減ってご

ざいます。それに比べて、郡内、郡外からの利用の方がふえる傾向にあるというようなこともございます。

郡外の利用者の方のほうのお話を聞いてみますと、尾花沢とか、あちらのほうからもいらっしやっただいているというような状況がございます。わらすこ広場がなかなか使いやすいというふうな、御自分の地元と比べてということだと思っておりますが、そういった御意見の方もございまして、ほかの市町村にお住まいの方から見ても、わらすこ広場のよさというものはあるのかなというふうに考えます。

ただ、実際問題としまして、市の利用者の方が減っていると。大変申しわけないのですが、その減った原因というのは、いまいちはっきりと把握はしてございません。ただ、やはりわらすこ広場も長期間になりまして、さまざまな遊具、かなり破損がございます。昨年度、それから今年度、遊具の更新ですとか、そういったものを行っております。環境整備について努力をしておるということでもございまして、あとはわらすこワンダーランドですとか、その実施事業、いろんなことを仕掛けております。そういったところで、例えば遊びの広場とか、そういったものも定期的に行っているというふうなことで、利用者の拡大について努力しているというふうなことで御理解いただきたいと思っております。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 利用者の中には、利用年齢を引き上げてほしい、そういう声も聞かれます。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 利用者の利用年齢でございます。今のところ、ゼロ歳から、それから小学校3年生までを基本にお願いしておりますので、もちろんになっていただいた方はわかるかと思うのですが、その場所に、わらすこ広場に置いてあります遊具、割と低学年向きの遊具が主でございます。やはりゼロ歳、1歳、2歳未満児の子供と、それから体格のよくなった大きな子供と、それから学年の高い子供、御一緒に遊ぶとちょっと危険性もあるというふうなことで、今小学校3年生までに限らせていただいておりますというようなことなわけですが、そういった御希望もあるというようなことを踏まえまして、例えばその遊び場をうまく分けられないかとか、うまく利用ができないかというようなことも今後考えていきたいと思っております。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 利用者の意見を踏まえて努力してほしいと思っております。

続きまして、成果に関する説明書の55ページです。神室荘についてお伺いいたします。

現在の状況、入所利用が多様化してあること、そして認知症、病弱者が増加傾向にある。それと、静養室に特老待機者が常時いらっしゃるということです。

昨年と一昨年の神室荘の状況を見ましたところ、現在の状況と成果がほとんど同じでありました。世の中がこのように変動する中で、神室荘は随分安定しているなと思っておりますけれども、このぐらいの課題がはっきり見えているのでしたら、これに対してどのような改善策を講じたのかお伺いいたします。

伊藤忠志神室荘長 委員長、伊藤忠志。

高橋富美子委員長 神室荘長伊藤忠志君。

伊藤忠志神室荘長 それでは、お答えいたします。

一応神室荘、皆さん御存じのとおり、養護老

人ホームということで、市町村から措置された方をお預かりしているということがまず前提にあります。世の中高齢化が進んで高齢者がふえているわけですが、措置されている方については、ある程度一定と申しますか、そんなに変わっていません。現在も100名定員でありますけれども、きょう現在では92名ということで、特養と比べて待機者が多くいるとか、そういう施設ではまずございませんので、その点まずひとつ御理解いただきたいと思います。

あと、その状況なわけですが、一応先ほど言いましたように、養護施設ですので、特老と違いますので、いろいろ要介護の人がどんどんふえているという状況ではございませんけれども、基本的には65歳以上で環境上、経済上、なかなか1人で生活できない人をお預かりしているわけでありまして、その中で状況としてはそんなに大きな変化はございません。

ただ、昔から比べれば、元気な人がだんだん少なくなって、介護度がついている人が多くて、特養なのか養護なのか、実際のところ難しい場面という状況にもありますけれども、大体4割程度が介護認定を受けている方ということで、昔から、前ですと何か自分たちでやぐらを組んで盆踊りなんかやったようなわけですが、そういう元気は確かに現在入っている方にごさいますけれども、日常的ないろいろ掃除とか、神室荘の草むしりとか、そういう協力をしてくださる方はまだいらっしゃいますので、そういう状況の中でやっております。

それで、先ほどから何回も繰り返しておりますけれども、養護老人ホームなものですから、その特老化ではないわけですので、その中で介護度3以上になりましたら、特別養護老人ホーム、特養のほうにお入りいただくということでお願いはしております。やはりなかなか24時間看護師がいるわけでもないし、職員もそういう配置になっておりませんので、やはり介護度3ぐら

いが神室荘で見られる限界かなと思っておりますので、介護度3以上になった方については特養等の申し込みをお願いしています。ただ、特養の場合、なかなか待機の状況がありますので、その間は神室荘でお預かりするというスタンスで、今事業に取り組んでいるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

高橋富美子委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 神室荘についての状況はよくわかりました。しかし、今国では、社会保障費の抑制に向けての議論が重ねられております。その中で、神室荘においても、生活指導の困難さや認知症や病弱者がふえている、そういうことに対する対策が必要だと思います。そういうことを早急に行わないと、職員に対しても疲弊する方が増加するのではないかという懸念があります。そのことについて、職員の皆さんは利用者に対してどのような対策を今後講じていかれるのかお伺いいたします。

伊藤忠志神室荘長 委員長、伊藤忠志。

高橋富美子委員長 神室荘長伊藤忠志君。

伊藤忠志神室荘長 それでは、今の質問についてお答えします。

確かに入荘者の3分の1を超える人が精神疾患を持っているということで、非常に、これは県内に12養護老人ホームがあるのですけれども、どこも同じような状況だということを聞いております。それで、その通院等にかかって、今まで職員が送り迎えで年に、2カ月に1回とか3

カ月に1回、定期通院していたわけですがけれども、それで非常に職員の負担も大きいものですから、24年度から明和病院の先生に来ていただいて、この成果表の24ページの6のところ施設内診察とありますけれども、内科はこの先生で、下の下段のほうに精神科ということで、年4回でありますけれども、昨年度から来ていただいて、まず職員の負担を減らすということと、あと1つは、支援員という形で直接入所者と接している人を昨年1名ふやしました。そういうことでしているということと、あとやはり委員がおっしゃるバーンアウトが一番怖いわけですので、職員のメンタルヘルスということで、やはり職員のストレスが非常にたまってきているというのはわかりますので、そういうメンタルヘルスケアのセミナーなんかも毎年定期的にして、その講師の先生もどンドン吐き出しなさいと、言えないこともどンドンこの場では言ってくださいということで、やはりそういうメンタルヘルスの部分を含めて、職員の対応をお願いしているところでございます。

あと、皆さんかなり積極的でありまして、神室荘としてはヘルパー2級ということで、先ほども申したように、特養の施設でないものですから、その程度の技能があれば大丈夫かなと思っているのですけれども、皆さん意欲的で、介護福祉士の資格を取られたり、ケアマネジャーの資格を取られたりということで、非常に一生懸命取り組んでおりますので、そういう部分については我々としても後押しできる部分についてはさまざまな、計数的なものは難しいわけですが、機会とか研修とか、そういう面での機会はなるべく積極的に支援するように努めております。以上でございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。来年の成果表には、ぜひとも毎年同じような文面では

なく、そのようなことを書いていただければ、私も非常に助かると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、成果表の111ページ、男女共同参画社会推進事業、この中で研修フォーラム34回とありました。この男女共同参画社会の推進事業の成果かどうかはちょっとわからないのですけれども、民生委員の男女比がおおむね半々に近いような状況になってきていて、改善の傾向にあると思うのですが、そのほかにこの推進事業において成果が出たとは、具体的に何かあるでしょうか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 男女共同参画推進事業ですけれども、具体的にこれに基づいた事業を行っているものではございません。いわゆる県のほうから啓蒙のための周知、その活動の協力を行っているというふうな現状でございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 今県の事業と聞きましたけれども、新庄市においても、審議会や議会とか、執行部の構成に対しても女性の進出というのが、いま一つ足りないと思います。

けさの山形新聞においても、山形県はそういうので低下しているというニュースが載っておりました。そのことに対して市ではどのように認識しておられますか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

高橋富美子委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 各種審議会附属機関等での女性の登用についてというお尋ねだと思います。

平成十五、六年のころだったと思いますけれども、確かに審議会等への女性参加率3割を目指して運動してきた経緯がございます。その中で、3割まではいかないまでも、その近い数字ぐらいまではいつているのかなというふうに思

いますし、一方では、審議会等の委員を選任する際に、公募という方法もとったりしてございます。そうした兼ね合いもございまして、若干もしかすると女性の登用率が、若干最近減りかげんなのかなというところはあるかと思えます。

ただ、今後においても、やはり男女共同参画社会の実現という面からも、また市の組織といたしましても、男女ともに、その持てる力を十分に発揮して地域社会のますますのその発展、そういったものに力を生かしていただきたいという思いは一緒でございますので、今後ともそういった面に力を込めていきたいというふうに思います。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、成果表の120ページ、総合型地域スポーツクラブ運営支援事業です。今健康の取り組みが急務と叫ばれている中、私も健康寿命の延伸のために幾度か一般質問でも質問したのですけれども、昨年度より会員数が25名増加、この数字に対してどのように感じておりますか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 地域スポーツクラブにつきましては、確かに成果表に書いてありますように、会員数が前年度より25名増加しております。ただ、具体的に、運営的には非常にきつい状態もございまして、ここに書いてありますように、470名のいわゆる通常の会員、これでは運営がかなり厳しいといった現状がございます。

実際、26年、来年度まで整う助成がございまして、その助成金をもって運営に充てているといった現状がございますので、その後、今後やはり会員数をいかにふやしていくか、それで安定

的な運営ができるようになるかというふうな部分が非常に課題だというふうには認識してございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 運営が大変なのはわかります。しかし、その会員の中からいろんな種目をふやしてほしい、いろいろな場所をもっと提供してほしい、そういうふうな声も実際あります。殊に高齢者の場合は、介護予防の健康体操の類いをもうちょっとしてほしいのですけれども、会場がない、指導者が不足している、そういう声が非常に大きく実際あります。私はこのたびのことでもプラザや文化会館を開放できないかというのも、このことに関連してなのですけれども、もし休館日を設定せず、慢性的にこのスポーツ21を優先的にプラザとかで休館日を開放するということがあれば、そういうニーズには応えることができると思うのですけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 確かにいきいき健康クラブ、それから健康教室等、いわゆる健康面におけるスポーツクラブの意味というものは非常に大きいかなというふうには感じておりますが、委員御指摘のいわゆる市民プラザとか、休館日を開放してというふうな御意見もいただいたところでございますけれども、このたびの一般質問でもございましたように、指定管理者になってございますので、その辺指定管理者等も、いわゆる人員配置等いろいろな問題がございますので、その辺可能かどうか今後詰めていきたいというふうには考えております。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） それでは、指定管理の

関係があつて難しいというのはわかりますが、それでは今、新庄市のわらすこ広場の上に、5階に民間のスポーツクラブがあります。その施設を借りられないかどうか、そういうふうな動きはかつてあつたのでしょうか。

高橋富美子委員長 済みません、本委員会は平成24年度の決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて、質問の趣旨を明確に発言してください。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 訂正してもう一度お答えいただきたいと思います。その25名増加したこの数字は、再度質問するようすけれども、私はクラブ運営支援事業としては非常に低い数字だと思います。このことで目標となる数値の設定とかはあつたのでしょうか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 運営面におきましては、やはり500名を超える会員数がいなければ、いわゆる運営というものはかなり厳しいというふうな認識がございます。

目標数といいますと、そういった500名を超える会員をふやしていくといった目標値はございますけれども、前年度より25名増加したというふうなことで、ちなみに今年度逆にまた減っているような状況がございます。やはりその辺の周知活動も含めまして、今後取り組んでいかなければならないというふうには感じておるところでございます。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

高橋富美子委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。ぜひよろしく願います。

続きまして、123ページ、市民体力テストについてお伺いいたします。

この件についてもかつて質問したことがある

のですけれども、この市民体力テストというのは、新庄市民の状況を非常に詳しく把握することができる事業だと思います。県からの依頼された事業とはわかっておりますけれども、この事業を新庄市の市民の健康増進に向けて、今後どのような展開で広めていくとか、把握した上で、これから健康増進に向けた、どのような広がりをしているのか、していないのか、それをお伺いいたします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 市民体力テストについての御質問でございますけれども、確かにここに書いてありますように、非常に参加人数が少ないというふうな現実がございます。実際、県を通じて国のほうにデータを送る作業でございます。市としましては、市の体育協会、こちらのほうにいわゆる委託というふうな形で行っておりますけれども、やはりいろいろなデータをとる意味でも、やはり参加人数というものがかなり必要かなというふうには感じておりますので、やはりこれにつきましても、いろいろ周知活動を行って市民にできるだけ参加していただくように、今後取り組んでいきたいというふうに感じております。以上です。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） よろしく願いいたします。

歳出に関しましては大きく分けて、決算書137ページ、6款農林水産業費第1項農業費のうち農業振興費、もう一つの大きなテーマですが、決算書169ページ、10款教育費第2項小学校費のうち教育振興費、同じく関連ですが、173ページの同中学校の教育振興費でございます。

決算書をもとに質問するよりも、いただいた主要施策の成果に関する説明書をもとにしたほうが質問しやすいので、初めに教育費のところからいきたいというふうに思います。

成果表106ページ、学校教育課の事業でございますが、5番、補助事業等の交付状況というところで、(1)小中の、恐らくこれは小学校であればスポーツ少年団、中学校であれば中体連等への補助というふうに認識しておりますが、(1)の中で、通常奨励費を支給することで、学校教育におけるスポーツ活動費及び芸術文化活動の振興につなげることができたと思いますが、詳細をお伺いできますか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

高橋富美子委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 それでは、大会奨励費の成果というか、内訳についてですが、雑駁というか、あわせて紹介させていただきますが、まず昨年度ですが、小学校、中学校、それから東北大会、全国大会、それから個人、団体、皆含めてですが、23年度は44件、72万4,000円奨励費が出ております。24年度は同じように含めてですが、55件、86万2,000円出ております。件数にして11件ほどふえているわけで、内訳としてはやはり柔道とか、それから空手とか、バドミントンとか、あるいは小学校の文化部の合唱の団体とか、そういうふうなところの伸びが見られております。このいわゆる大会の奨励費、22年度のを23年度に若干また上げていただいたのですが、その成果が出ているのではないかとこのように私どものほうでは捉えているところです。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 先日ちょっと、私もわからなかったのでお問い合わせしたのですが、交付要件に従って交付されていると伺いました。例えば全国大会、東北大会もそうですが、47都

道府県を回っているわけですね。そのときに、例えば隣県の宮城に子供さん方が行ったとき、あるいは九州、北海道のような、沖縄はさらに高いのですが、そちらに行かれたときの交付額の差と申しますか、その辺、あればお伺いしたいのですが。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

高橋富美子委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 いわゆる大会の会場とかによってこの奨励金が違うのかというようなどころの問い合わせをいただいたのですが、これは同じ、一律です。東北大会と全国大会の差はありますけれども、地元山形県で東北大会、全国大会があっても、九州とか北海道にあっても、これは同じ金額になっております。

ちなみに今年度、新聞にも載りました、市長のほうにも御挨拶に来ていただいたのですが、全国大会、萩野中の子供が全国で3位になったのですが、この会場が三重県の伊勢市でした。選手は2名行ったのですが、柔道ですので、クラスも違いますので、それに合わせて打ち込み相手も2人ついて行ったわけですが、合計で宿泊費とか交通費を含めて38万円くらいかかったというようなことでした。ただ、このいわゆる出場の奨励費、前ですと補助金という形で実費に応じた金額を支給していたのですが、あくまでも出場の奨励費ということの支給ですので、この萩野中のお二人の生徒さんに対しての支給は、奨励費が1万5,000円掛ける2名、それから宿泊費が2,000円の2人の3泊まで上限がありますので、ということで4万2,000円支給させていただいたところですが、そういうふうにはかなり大きいものがあるなというふうには捉えております。

5 番(石川正志委員) 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番(石川正志委員) 次に、質問の題材としようとしておりました新庄市の某中学校の子供

が今回、全中において3位になったと。全体的にスポーツ少年団でありますとか、中学校の中体連、部活動ですね、スポーツ少年団や部活動と、それを新庄市としてどこまで面倒を見なきゃならないかという、これから話にもなってくるのかなと思いますけれども、日常のスポーツ少年団、あるいは部活動に関しては、当然やる方とやらない方がいらっしゃるという中で、日ごろのトレーニングと練習試合等は各家庭の負担で賄うべきと考えられるのですが、この事項の、東北大会以上ですから、そうすると非常に出場が、どの子供にも充てられるわけじゃなくて、当然地区予選、あるいは県大会を勝ち抜いた団体もしくは個人が出場するわけです。どうも新庄市何々小学校、スポ少の場合はそうはいかないのですが、中体連ですと、このたびは萩野中ということで、いずれにしろ、新庄市の子供が予選を勝ち抜いた中の代表者として東北大会、全国大会に行かれると。

そうすると、今具体的な金額までお示しいただきましたが、基本的な考えとして、実費、旅費あるいは宿泊費と、今お伺いしましたけれども、その辺は新庄市として負担するというような、これからの考えはお持ちではないのかどうかをお伺いします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

高橋富美子委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 今後のこの大会奨励費の位置づけというか、方向性について御質問をいただきました。

今、先ほどの御質問に答えてちょっとお話しさせていただいたのですが、かつて市のほうも、いわゆる実績に応じて補助金という形で支給することができておりました。60年にこの補助金の規約というか、規定ができていたのですが、平成10年度に予算の中でという縛りはあるのですが、100%だったものを50%というようなどころで支給をしていたと。その後、市の財政再

建の方向の中で、ちょっと補助金としての支給が難しくなったということで、現在のような奨励金の扱いになったというふうに捉えております。

今後ということなのですが、財政の状況を見ながらというようなことで、もちろん現在、限られた経営資源のところを、本当に教育予算のほうに重点的に配付・配分いただいているところ、大変ありがたいところはあるのですが、いわゆる前のように補助金のような形の予算的な位置づけがしているのかどうかというようなところも含めて、検討をしていきたいなというふうに思っております。多分そういうふうな補助金の位置づけで支給という形になると、もう桁がまた一桁違うような支出の状況になるのではないかなというふうに思っておりますので、そこから辺検討していきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 丁寧な説明ですが、これ以上質問しますと一般質問になってしまいますので、その辺十分に、誰しもが行けるわけじゃない。新庄市の代表で行かれると。スポーツ少年団を初め、中学校の部活動ということで、家庭の負担も考慮に入れ、なかなか競技人口がふえてこないという実情もございますので、その辺教育費というのは、今小中一貫という学校建設という大きな事業もございまして、財政面というのは十分、甚だ私も理解して質問しているわけですが、できるだけ前向きな御検討をいただければというふうに思います。

それでは、同じく成果表に基づきまして、ページ数74ページから82ページまで、県単の創意工夫を初め、活力ある園芸という項目まで、県単の補助事業が掲載されてございますが、申請件数は何件あって、実数、採択され事業化されたものの件数、数字を教えてください。

うふうに思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 お答えいたします。

74ページから82ページまでの県単事業の採択についての確認でございますが、ここに記載しています成果に関する説明書の件数イコール申請件数ということで、全て採択を受けております。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 内容を見てみますと、24年度に限りなのですが、創意工夫であれば、農林水産物の加工、あるいは作業効率を図るための機械導入であるというふうに捉えることができますが、24年に限ったことではなくて、この事業をやって県単の補助事業ということで、これまで採択され事業化された中の、その事業に対する検証、経過を検証されたのかどうか。なぜこのような質問をしますかと申しますと、計画を事業者はして、採択までに至るのですが、当時の経営見直しという中で、どうしても今例えば肥料費で肥料、化学肥料でありますとか、当然原料価格も上がってきていると。あとは、畜産に限れば餌代の高騰というものが非常にあるわけでございます。当初の予定よりも事業が無事にといいか、予定どおり進んでいないのかなという予想がありますので、その辺のところをお伺いします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 例えば農林水産業創意工夫プロジェクトですと、平成21年度からスタートして、現在に至っているわけなのですが、これまでの採択された件数が23年度末ではこの表以外のものを言いますが、22件ございました。事業費ベースで3億ほど投下しておりますが、この中で評価を丸、三角、バツというふうに評価さ

させていただきますと、16件が丸、5件が三角、1件がバツというふうな、残念ながらそういった評価をさせてもらっています。

また、創意工夫に限らず、例えば82ページにございますような、活力ある園芸産地創出支援事業、これについてもそれぞれ計画対比の実績を毎年求めてございます。その中で、やはり経営努力で改善できる部分と、あるいは最近の円安、あるいは購入飼料の高騰、あるいは原油高の高騰というようなことで、非常に当初見込みどおりに進めていけない部分も確かにございます。そういった外的な要因、内的な要因、さまざまございますが、その辺はできる限りJAとタイアップしながら、こういった作型を持っていくとか、あるいは別な形の支援があるかどうかというふうなことも、今後具体的に協議していくような支援体制をとっていかなければならないなというふうに感じているところでございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） ありがとうございます。

同じく成果表からなのですが、76ページ、大きい番号の4番ということで、研究・検査稲わら、これは書いてあるとおり、原発事故に伴って畜産農家、牛が食べる稲わらの安全性ということになっている事業かとは思いますが、詳細をお伺いします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この事業につきましては、東北地方太平洋沖巨大地震の影響によりまして、東京電力福島第一原発が事故に遭ったわけでございますが、その当時、太平洋側から集めました稲わらについて、放射性物質を基準値以上含んでいるというふうなことがありまして、山形県としては緊急に県内の飼料用稲わらの自給率を100%に高めたいというふうなことから発生

した事業でございまして、10アール当たり、対前年比でふえた面積に対して6,000円の交付というようなことでございます。これは耕種農家と畜産農家の連携のもとに、畜産農家が耕種農家の稲わらを回収して、それを餌等に使うというふうな事業でございます。実績としては、ここにありますように、5団体の採択がございまして、面積にしまして39.6ヘクタールほどの稲わらを回収して、畜産農家に供給されたというふうな事業でございます。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） ただいま課長のほうから耕畜連携ということで、起こすほうと畜産の連携ということで、この事業は稲わらであるとか、当然水田と畜産と。もう一つ耕畜連携の事業あったかと思うのですが、24年度の実施した事業を教えていただければ助かります。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 お手元の成果に関する説明書の78ページをお開きいただきますと、農業者戸別所得補償制度の状況ということで、これの（2）の水田活用所得補償交付金、これの②耕畜連携という、いわゆる転作の加算金がございます。多分委員が御指摘の内容はこの件だと思いますが、1番目のわら利用につきましては、例えば圃場に飼料用米を植えた場合、上の飼料用米そのものにつきましては、飼料会社のほうへ契約出荷というふうになるわけなのですが、この下の部分のわらの部分につきましては、畜産農家との堆肥の交換というようなことで、そういうふうな事業をやった場合に、わらを生産した農家に対して、10アール当たり1万3,000円加算しますよというふうな事業でございます。

それから、水田放牧を飛ばして、次の資源循環、これにつきましては、耕種農家が飼料作物、あるいはホールクロップサイレージなどを栽培

して、これと畜産農家の堆肥を交換するというふうなシステムでございます。この事業につきましても10アール当たり1万3,000円の交付となりますが、その作業に当たる賃金につきましては、最低3カ年間を契約期間とした耕種農家と畜産農家とのいわゆるその利用供給契約書を締結しましたので、この中で契約した金額で、その作業賃金が支払われると、そのような耕畜連携の事業もでございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

高橋富美子委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。

今、農林課長とやりとりした中身は、繰り返しになりますが、水田と畜産の連携であるというふうに捉えることができます。しかも、不幸ながら起きてしまった原発事故に対して、稲わらがある程度県産の安全なもので対応されていると。そうすると、畜産農家が出す産業廃棄物、これは有効的に使えば堆肥ということになるのですが、堆肥の安全性はある程度担保されているというような流れになるかとは思いますが。

それで、ちょっと別件になりますが、県単位の補助事業に関して、新庄市のかさ上げ部分ということで、以前質問した経緯がございまして、25年度、今年度に関しては、園芸部分に限って出しているということ、農家も非常に助かっているのかなというふうに思います。

新庄市は園芸部門に対して、これから集中的に産出額が上がるという見通しで、集中的に補助していくという姿勢ではございますが、同じ耕畜連携ということで捉えるならば、水田も大事なのですが、これからは園芸部門と畜産の連携が必要なのかなという考え方で今おります。当然、例えば今集中的にふえておりますネギでありますとかニラは、当然家畜にとっては餌にはなりづらいのかなと思うのですが、反面、安全性の保たれた堆肥は逆に、ネギ、ニラの農家

にとっては非常にいい土壌改良材になるというふうに思っておりますが、一方で、成果表85ページ、2番目にございますバイオマス堆肥、推進費関係の中で、地域循環型堆肥製造事業、事業規模で決算書で500万何がしだったかとは思いますが、この事業に関しましては、これまでの決算委員会の中で、その効果がいかがだったのかという同僚委員の質問もございましたが、この地域循環型堆肥製造事業、これらの効果と申しますか、どんな成果があつてというのは、今お答えできますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 地域循環型堆肥製造事業効果というふうなことの御質問ですが、振り返るに、この事業につきましては、平成11年度、環境保全型農業推進事業として、一番最初は牛ふん処理からスタートしたと聞いてございます。その後、平成16年度にバイオマス、いわゆる生ごみを堆肥化する事業に変更してございまして、その後、拡大をして最終的には市全域の生ごみを堆肥化する、そういうふうなプランがあつたわけなのですが、余りにもリスクが大きいというふうな判断のもとで、平成18年度末には市全体の生ごみ堆肥化事業計画については、財政事情等も含めまして休止したというふうなことでございます。

平成22年に、今後どうするかというふうな検討会を庁内で立ち上げまして、さまざま話をしていく中で、農業団体とのお話し合いも持っております。その中の意見を二、三挙げますと、においが、心地よくないにおいがするとか、ごみに入っている異物が多過ぎるとか、何年もやっていて改善していないのはなぜかというふうな、そのようなこと、一方では、いい堆肥なら高くてもむしろ使わせていただきたいというふうな意見もございます。

また、今御指摘があつたように、作物残渣、

今はニラとかウルイとか、そういった野菜農家から出る残渣などを堆肥化するような農業寄りの事業にシフトしてもらえないかというふうな、そういった意見ですとか、またこの事業がなくなった場合、困る人がいるのかどうかとか、さまざまその意見が出てございます。まずは生ごみ堆肥使用というシールを張って付加価値をつけて販売しようとしたときに、そのイメージダウンしたというようなことで、有機というシールであればいいのですが、生ごみ堆肥というふうなシールですと、非常に消費者からそのイメージが悪いというふうなことが出たり、あるいはハウスなんかに入れば、その塩分が濃縮していくというふうな、そういったさまざまな問題がございました。

しかしながら、出口の問題というふうなことで、平成23年度からは、学校給食とタイアップしまして、まゆの郷の会員の野菜生産農家とタイアップしまして、ここから出る堆肥、約120トンございますが、このうち学校給食に108トンほど提供しまして、そこからとれる野菜を学校給食に回すというふうな、いわゆるその入り口と出口の回る部分について、今しているような状況でございます。

学校給食のアンケートでは、減農薬に当然なるわけですから、安全・安心で子供たちにPRできるんじゃないかとか、地元でとれた野菜が学校に提供されてうれしいとか、あるいは子供たちに地元の野菜のおいしさをわかってもらえてとてもうれしい、これは食育につながっていくのではないかというふうな見方をされる生産農家の方もございます。

いろいろ賛否両論あるわけでございますが、いい面、悪い面ございますが、現在、環境課の実績ですと、580戸から、と市の公共施設から回収しているというふうな生ごみですが、今後の方向性については、さらにどうしていくかという部分はもう少し詰めて判断していきたいし、

農林課としては先ほど言われた出口の部分で500万円使っていますので、それをどうするかという部分も選択肢の中にはあるのかなというふうな感じを持っています。

ただ、現在含まれている生産堆肥の中にはチップが多いとか、いろいろ意見もございますので、現在その食と農と環境を考える新庄市民の会というところとタイアップしまして、そちらのほうで機械を借りていただいて、その共同作業でふるいをかけていこうじゃないか、その中でチップを取ったり、その中に入っている異物を除いたりしようじゃないかというふうな取り組みをこれからまたやろうかなというふうなこともしてございます。以上でございます。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

高橋富美子委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 地域循環型生ごみのことですが、先ほど農林課長のほうから出口ということでしたが、入り口のほうの生ごみ収集、先ほど農林課長が申しあげましたように、成果表66ページのほうに記載しておりますが、このように580世帯、143トン、こちらを収集しております。経費についても500万円弱の費用で収集をしています。概要としては以上でございます。

高橋富美子委員長 ほかに質疑ありませんか。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) それでは、二、三質問させていただきます。

147ページ、商工関係の商工振興費が、7款1項1目、147ページ、上から7行目に、中心市街地の活性化調査業務委託、その下のまちなか活性化サポート業務委託、これの内容、どんな結果が出たか、調査の結果、内容、成果表に載っていませんので、ここでお知らせをいただきたい。

それから、149ページの4目のインバウンド

誘致キャンペーンの実行委員会負担金346万5,000円については、成果表の90ページには載っていますが、派遣したほうと、また招請したほうと分けて金額でお知らせをいただきたい。どのぐらいかかったか。この中でですね。割り振りをお知らせいただきたい。

東海林 智 商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子 委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智 商工観光課長 それでは、商工関係での御質問でございますけれども、まず決算書147ページ、中心市街地活性化調査業務委託料でございますけれども、この事業は緊急雇用対策事業でございます。次のまちなか活性化サポート業務委託料もそうでございますけれども、中心市街地活性化、最初の件につきましては、委託先は特定非営利法人AMPに委託したものでございまして、今までの、全国100円商店街を新庄が発祥しているわけですが、それらの件数が非常に全国に広がっております。これらの商店街の100円商店街の調査、それから全国100円商店街サミットを開催したというのが成果でございます。

それから、まちなか活性化サポート事業でございますけれども、これも緊急雇用対策事業でございます。委託先は新庄のTCM株式会社でございます。駅前商店街に憩いの場いっぷくがございまして、各個店を循環して、ホームページを作成しPRを図ったというものでございます。

それから、インバウンド事業ですけれども、インバウンド事業の歳入と歳出を振り分けてという御指摘だったと思いますので……失礼しました。ちょっと混同しております。行ったほうといたしましては、国の事業のビジット・ジャパンという事業でございますので、これのほうで台湾のほうに展覧会等がございましたので、そちらのほうに参加しております。

それで、特に昨年は、台湾のほうに訪問しま

して、囃子若連のほうが参加しました。3会場で台北の国際旅行博、キャラバン・イン・タイペイ、北海道・東北からのメッセージなどで囃子を披露したということがございます。

それから、受け入れしたということにつきましては、主なところでは、新庄まつりに8月23日から26日まで、これは新庄だけではないのですが、東北のへそということで、湯沢市、それから大崎市を含めましたへその、東北の中心的な観光ルートの開発を目指しまして、台湾の放送、新聞社、あるいはエージェントなどが参ったということが主なところでございます。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

高橋富美子 委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) その内容でなくて、内容は私わかるのです、知っているんですよ。金額で振り分けていただきたいというように申し上げたのです。どこにどのぐらいの金を使ったかという、この347万円、これの内容ですね。振り分けをしてみたいんですよ。どういうふうなことになっているかね。それで、今後の対策というのが、そこから生まれてくるわけですから、何かこれは検討していかねばならないわけですから、それを知りたい。

それから、そのどこにどれを委託したということじゃなくて、これもただ100円商店街の全国サミットをした、それで761万520円使ったと、これだけでは、これは、これを突っ込んだ意味が何もないわけですよ。何かが生まれてこなければならぬわけですね。事業としては。だから、そういうものは成果表に載せなきゃならないと私は思うのですが、何にもどっちも載っていないので、私が質問したわけですね。TCMに頼んだんだ、委託したんだと言うけれども、327万1,000円がどういうふう生きてきたかが、これは問題だと私は思って、それで質問したわけですから、回答できなければ後でまた聞きまされども、そういうことで、できたら、答え

が出るようだったら言ってください。

高橋富美子委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時11分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まず、2点ございましたけれども、最初にインバウンド事業についてお答えしたいと思います。

インバウンド事業の実行委員会の決算でございますけれども、総額は465万円ほどでございます。市から負担金をいただきましたのは346万5,000円でございますが、これに個人負担金、参加者負担金が52万円ほどございます。それから、県からの補助金、観光協会、国際観光協議会推進協議会等から60万円をいただいております。繰越金等を含めまして465万3,000円という金額になっております。

支出のほうでございますけれども、台湾の観光博、ITFの参加費に220万円ほどでございます。それから、観光関係者の招聘事業として75万7,000円、受け入れ体制整備事業として62万8,000円、その他事務費等でございます。歳出総額としまして432万円ほどでございます。

それから、100円商店街の関係でございますけれども、100円商店街のサミットを開催したのは、味覚まつりとあわせて、同じ日に開催いたしました。全国から約200人ほどの参加がございまして、二泊三日ほどの滞在をしてくださったわけでございます。その辺で味覚まつりもごらんいただいて、参加をしていただいたということで、経済効果があったかと思えます。

それから、こういうサミットをした効果とい

たしまして、今年度でございますけれども、100円商店街、南本町商店街だけでこれまで扱ってございました、開催してございましたけれども、25年度は全商店街で開催するというようなことと、それから商店街自体が国の補助金をいただいて、スタンプラリーなどの事業をするといった方向につながっているのかなというふうに考えております。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) 大ざっぱな内容でございますけれども、私が知りたいのは、この700万円と300万円、1,000万円、1,080万円もこれに使っているわけで、大変高額なその予算をとったわけで、これが活かされているかどうか、我々は監視する義務があると思うのです。それで、どういうふうな使い方をされたか、これが一番内容として私は必要であるということです。どんなことをしたかということではなくて、どういうふうな使い方をしたか。それによって、その金額が活かされているかどうか。これが私らが決算で市にする一番重要な内容だと私は思うので、できる限りその金額的なもの、全部金額でお示しをいただきたい。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 最初に、中心市街地活性化事業でございますけれども、これにつきましては、人件費が463万円ほどでございます。それ以外は100円商店街の全国サミットの開催費などでございます。

それから、まちなか活性化サポート業務委託料でございますけれども、これが327万円ほどでございますが、うち427万円が人件費でございます。

それから、先ほど申しました、各個店を循環した……。まちなか活性化サポート業務委託料が327万円でございます。決算額が、そのう

ち247万円が人件費でございます。そのほかに、個店を循環して調査費、それからホームページの作成等を行いましたので、その事業費ということでございます。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） 今大ざっぱな金額で報告があったのですが、これですと、課長が今言ったように、ほとんどが人間にかかわる予算の執行ということで、行ったり来たりの旅費を出しているというふうにしかとれないんですね。各地から新庄に来て、この味覚まつりなり、100円商店街の大会、サミットをやって、何が新庄に残ったかということなんですよ。これをどうやって、じゃあ残ったものを生かしていくか、今後につなげていくか、こうでなければ、これをやった意味が全くないわけですよ。ただ金を突っ込んだということにして終わってしまうわけです。TCMに委託した事業では247万円、327万円のうち、人間に使っている人件費だということで、果たして目的を果たしているかどうかということを言わざるを得ない。残ったものは何ですか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 この2事業につきましては、緊急雇用の事業でございます。人を雇用するということが主な事業でございます。要するに、職を失っている方々がたくさんいるので、その方々を雇用するということが大きな目標でございます。ただ、さまざまな今後の事業に生かしていくということが要件でございますので、その条件に合ったものとして人を雇用したということでございます。ですから、先ほど申しましたように、例えば中心市街地活性化事業では760万円ほどですけれども、うち460万円ほどは人件費と申しましたように、いわゆる賃金を支払ったというところでございます。

先ほどの中でも申しましたように、中心活性化事業につきましては、たくさんの方々においていただいて、100円商店街の全国サミットを開いたと。それが市内全域の商店街、あるいは商店街としてのスタンプラリー等の事業に結びついているということが大きな成果ではないかと考えます。

15番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番（新田道尋委員） これだけをやっていると時間がなくなるのでやめますけれども、今課長が説明した人件費だと。目的はその緊急雇用の、その補助金の消化をすればいいんだと、これじゃないと私は思うんですよね。市の一般財源を使っていない方を使っているのでしょうか。やはり投下したものは生かしていかなきゃならないと私は基本的に思うんですよね。それを利用していいのですけれども、せっかくもらった補助金を有効に利用して、将来先にやはりつないでいくという方向を、最初から、当初から考えて事業をやっていくということでない、全く死んだ予算の執行というふうになってくるわけですね。これで終わり、1回きりだとなれば、何も効果が出てこないのであれば、何にもならない使い方をしたということにならざるを得ないので、今後十分検討して新庄の将来をよく考えながら事業を遂行していただきたいというふうに思います。これはこれで終わります。

次に、成果表の42ページに老人福祉ということで記載されてありますけれども、ここの中にひとり暮らし、在宅要援護老人世帯状況ということで、ここに載っていますね。ひとり暮らしの老人世帯を864、それから老人夫婦、年寄りの夫婦が805、ここを合わせて1,670世帯という大変なその状況が今示されております。それで、調査によってはまたその空き家なんかかなり毎年ふえてきているというふうな新庄市の状況です。

私がここを申し上げたのは何でかといいますと、私らは毎年、毎回、年寄りから新庄に住めなくなるという声があつくと最近多く出てきているんですね。というのは、何かといえば、言わなくてもおわかりと思うのですが、雪の問題ですね。これからやがてやってきます降雪というものが、年寄りの、老人の生活を阻害しているということです。これは大変新庄市のこれからの活性化事業にも大きく作用するわけですから、この問題を解決しないと、だんだんだんだん予想どおりの人口減ということにつながってくる。それで、この1,670世帯をどうやってこれから扱っていくかということになると思うんですよ。ですから、これをやらないと新庄の活性化はあり得ない。解決しない限りは将来見込めないというように私は感じています。

それで、これは福祉のほうもあるし、みんな関係してくるわけですね。除雪を受けるほうも、市のほうも、健康から何からみんな絡んでくる。商工観光課だってみんな影響があるわけだ、どの課も影響あるということで、一番これに関係ある福祉だと思うのですが、除雪のほうだと思うのですが、課長の、どうですか、この除雪の何か方法、老人世帯の除雪をどうやってこれからやっていくというような試案がありますか。あったら教えてください。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 毎年雪については非常に市民の方々から御不便をおかけしていると。特に高齢化社会におきましては、毎日の苦情といいますか、問い合わせ等について、非常にこちらのほうに連絡をよこしていただく方が多いというふうに感じております。

それで、除雪に関しましては、やはり高齢者及び身体障害者等を含めまして、民間の業者さんが除雪を行うわけですがけれども、家の前に雪を置かれると非常に大変だというふうなことで

ございまして、そのことにつきましては、福祉事務所から一応データをお借りしまして、排除者ということで、雪の置き場所といいますか、家の前に置かれると非常に困ると、生活するにも非常に困る方につきましては、こちらのほうで委託業者に連絡しまして配慮していただいておりますというふうなところでございます。

あとは、除雪に関しまして、福祉部門でもそうなのですが、地域支援事業冬季生活支援事業というふうな形で、そういうふうな事業及び身体障害者除雪サービス事業というふうな形については、福祉部門で制度を行っておるわけでございます。いずれにいたしましても、非常に高齢化が進んでいる今日、やはり一番問題になるのは置いていった雪の処理というふうなことが非常に問題になっておるところでございます。

それについては、やはり排雪も含めまして、今まで以上に排雪について細かくちょっとやらなければならないというふうに考えているところでございます。除雪機械そのものについても、やはり更新というふうなこともございますので、その辺を含めて対策とか、細かな意見等を聴取しながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) これは、雪は毎年やってくるわけですがけれども、とにかくこの新庄は、将来をよく考えた場合には、この問題をないがしろにしてはこのまちはあり得ないというふうに思います。数字から見ても、毎年500人前後の人口減というふうなデータが出ているわけで、これを何とかしてとめていく政策を打たなければならないと私は思います。私らも議会の報告会をやりますと、間違いなく、何回となく、その雪の問題で私どもは質問されますが、執行側でないために、拝聴するのみで終

わってしまって、何とかしなきゃならないというふうには、皆さんが思っていると思うのです。でも、どうすればいいかというのは、今具体的には持ち合わせないわけで、私どもも考えがないわけで、これはみんなが知恵を絞って、宣言している無雪都市に向かって努力していかねばならないというふうに思います。

こんなことから、庁内でよく検討されまして、私どももそのうち御意見、御注文申し上げますから、もっと住みよい冬というものを目指して、お互いに協力していかなくちゃならないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

この問題は、今すぐ立って回答できることではありませんので、何とか早いうちに解決して、老人ばかりでなくて、人口減というのはほとんど雪の問題で新庄を去るのです。間違いないのです、これはね。もう9割はそうだと私はらんでいます。この間も、年とって雪いじりはできなくなったから、子供のところに行くんだわというふうなことで、東根に行ったというふうなことを聞いています。東根だけでなく仙台に行った人も隣にいますけれども、よく見ると、我慢して新庄にいる人は、ひとり暮らしもさっき言った数字の示すように、我慢してくれている人もいますよ。冬になれば、私は自主的に自分の周囲の老人宅、ひとり暮らしの宅は除雪をしてあげておりますけれども、とても1人だけでは手が回らない、これだけの世帯があれば。それをどうやってやれば、みんなでやればいいのか、それぞれの立場において一生懸命やっているのは見えていますけれども、まだ足りないんですよ。これだけやはり悩んでいるということは、それを繰り上げて我々はやらなくちゃならないんじゃないかというふうに思います。

それから、あと健康問題、ちょっと質問させていただきます。これは成果表の60ページにが

んの検診ということで載っていますが、受診率を見ますと、対象者から見て、20%台というかなり低い数字。これは何回やってもこんな数字しか出てこないんですね、毎年度。これを受診率を上げていかないと、この事業の本当の効果というのは見えてこないの、これだけの数字じゃね。ここを上げていくことによって効果がてきめんに私は上がってくるというふうに思っています。率が、この受診率が上がれば上がるほど、何に影響してくるか、私が言わなくとも皆さんおわかりと思うのですが、隣の61ページのがんの検診推進事業、ここも同じように、計画された対象数のパーセントをいくと、29.2、一番上、子宮頸がんでね、乳がんが40.65でまあ上がっているのですが、下に行くと大腸になれば、また22.64というように下がってきますね。これを何とかして上げていかなくちゃならない。

私がちょっと気に食わないのは、こういう対象人数がわかっているのに、これを全部足すと、3件を足すと4,665人という対象人数になるのですが、予算が240万円しか上げていない。頭から二十何%ですか、六、七%しか見ていないというのは、どうも解せないんですね。100%の予算を立てなくちゃならないんじゃないですか。じゃあ来たときどうするのですか。100%、あり得ないけれどもね。100なんていうのはならないけれども、そういうふうに、でも努力していかなくちゃならないわけですよ。せっかくいい事業をやるのだから。

そして、前にも申し上げたように、飛び飛び5年置きというのは、ちょっとこれもまたおかしいですね。がんは5年間大きくならないということはないですよ。1年間のうちだって、何でもない人が1年のうちでがんになったという人はいっぱいいるのだから、こんなに間隔を置いたら、せっかくこれで投じた事業の効果のあれが、意味がなくなってくるわけですよ。あ

と5年待たないと次の検査できないなんてなればですよ。

ですから私は年齢制限を解いて、やりたい人はやれというふうにしたほうがいいんじゃないかと思うのです。そして、もっと徹底して検査を受けるようにしていかないと、みんなこれもまたいろんなものに影響してくるんですよ。最後には介護のほうまで影響してきますよ。がんでなくていろんな検診、総合健診をやらないと、自分の体をしっかり覚えさせることによって病気を防げるはずなのだから、がんでなくほかの検査ももっとPRして、市民が全員が受けられるように私は持っていくべきだというふうに思っていますけれども、課長はどんな考えですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

高橋富美子委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 がん検診と言わず、多分特定健診の受診率の内容も話されているものだと思います。確かにがん検診、非常に率が低い。上がったという成果を書きながら、例えば4%、数%の上昇にしかかっておりません。非常に低い数字だということは、新田委員からも重々、予算委員会、決算委員会のたびに言われております。我々も上げたいということでは努力しているということですが、努力の足りないというところもあるのかもしれない。

初めに、がん検診につきましては、この間、最上の……。

高橋富美子委員長 時間です。

ほかに質疑ありませんか。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 一般質問にならないように手短にやりますので、よろしくお願ひします。

最初に、成果表のですけれども、73ページ、4番の若者園芸実践塾事業につきまして792万

5,000円の予算を計上してやっているわけです。ほとんどが塾長の、あとその塾生の賃金だと思えますけれども、販売金額の中で158万1,771円とございますが、これはまゆの郷での販売のことを言っているのでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この販売額は、まゆの郷にも販売してございますし、JA系統にも出荷してございます。以上です。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） やはり時間が押しているものですから、少し焦って。

大変長い時間をかけて実践塾をやってきたわけです。卒塾生が結構いらっしやいます。その卒塾生の中には、ハウスをいただいて自分のうちでやっていくという方もいらっしやいました。そういう卒塾生のその後の追跡調査等は、課長、していらっしやいますか。というのは、例えばあそこでトルコギキョウを勉強したと。実践をやったと。それで、それから何年かたっても、実際にそれをまた生産して販売していらっしやるといふ実績調査はやっていらっしやいますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 2年ほど前に、市民評価会議にこの勇氣塾、いわゆる若者園芸実践塾について御質問があったときに、過去10カ年取り組んだ約40名の塾生がございましたが、そのときに調査したときには30、ちょっと今手持ち資料がございませんが、三十数名、着実に営農してございました。以上です。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 私から申し上げるまでもなく、その反収率ですね。いわゆる収穫率、収入率ですか、確かに田んぼの水稻よりは5倍

ないし6倍、優秀な方であればもっと上げるといふ方もいらっしゃるわけです。それでやはり園芸に力を入れていって、稲作だけではなかなか食っていけないという状況があるわけです。園芸に力を入れようという、それは農家そのものも自覚を持っていますし、行政としてもそうやっていかないと大変ですよと、水稲だけ単作だけでは食べていけないですよという、それだけ園芸に対しての力をこめて入れてきたわけです。

それをまず前提として、成果表の80ページ、その前に質問されました石川委員や、それから新田委員とちょっとダブる部分があるかもしれませんが、バイオマス推進費関連、関係でこれは514万3,000円の予算を執行しています。果たしてさっき課長、石川委員の質問に対しての答弁の中で、果たして本当に成果が見えるのかという疑問を持っています。私も感じています。それで、この予算をもっと効果的に確実に視される園芸と畜産と連携されるというお考えはございませんでしょうか、今後。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 堆肥につきましては、やはり農業の基本かなというふうには私はそう思っています。今後JAとのお話の中で、特にJA新庄もがみの管内でございますが、この3年間でアスパラガスを24ヘクタール拡大していくというふうな計画がございます。年々8ヘクタールずつ拡大していくというふうな計画ですが、特に当新庄市管内にある北部営農センターのほうでは、そのうち3カ年で9ヘクタールですか、3ヘクタールずつ9ヘクタール伸ばしていくというふうな計画を持っています。

御存じのように、アスパラガスというものは非常に畑の豚というふうには、表現は悪いのですが、幾ら堆肥を投入してもいいような、そういった作物で、裏を返せばそのぐらい堆肥を投入

しないといいアスパラが出ないというふうな作物でございます。

それとあわせて、先ほど来、石川委員からも質問ございましたけれども、いわゆる畜産農家と耕種農家、とりわけこれまでの事業については稲わら関係で、特に稲作農家との連携でございましたが、今後、園芸作物、特に野菜栽培につきましてそういった計画もございますから、耕種農家と畜産農家との連携の中で、いかに、行政としては農業経営に携わることはできませんので、どのような方向性を持って行政として支援できるか、その辺のあたりをその耕種農家、畜産農家、あるいはJAとの話し合いの中で、行政として担えることなどをいろいろ模索しながら、方向づけをしていきたいなというふうにご考えてございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 今、畜産農家が大変苦労され、何年か前ですけれども、その堆肥の管理について法規制が厳しくなりました、完全に地下に浸透しない、コンクリート板にしると、屋根もかけなさいと。それで、なかなか堆積するわけですよ。それで、やはり処分に困るといふ畜産農家も中にはいらっしゃるかと思います。

そういうところで、やはり園芸農家と、課長がおっしゃったとおり、アスパラガスだけでなく、ニラ、ネギというのは、新庄は力を入れていますが、ニラも堆肥マルチというぐらいいい、堆肥で全部ニラの周りを、マルチを備えるのですけれども、堆肥で困っていくと。そうすることによって、ニラの育成がよくなる、非常に強いニラができる。

そういう状況の中で、園芸に力を入れているということは、経営に参加できないというのはわかりますけれども、そのパイプ、いわゆる園芸農家と畜産農家のパイプを行政、農林課が主体でやっていくということは可能だと思います

ので、これからはやはり園芸という、これだけ毎年、園芸塾で五百何十万の予算をつけて、それでなおかつ畜産農家との連携をやっていくということをやっていたらいいと思いますので、まず今後、課長からそういう答弁をいただきましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、成果表の103ページ、安全・安心通学プラン推進事業でございますが、この中にその安全な通学手段の確保方法について関係機関と連携し、通学路の点検や危険箇所の把握に努め、防犯安全対策を図ったと。13カ所やっています。これらは関係機関という中に出てきますけれども、道路管理者、これは市役所兼国土なのでしょうけれども、警察が5カ所、学校が実施8カ所、こういうやつを具体的にどういうふうなことをやったのか教えていただけますでしょうか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

高橋富美子委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 実施した対策でございますが、まず学校による対策8カ所、これにつきましては、学校の先生方による児童生徒への通学路の変更確認指導、さらに部分的には、右側通行ですけれども、左側通行したほうが安全だというようなことで、そのような指導を行っております。

また、多くは横断歩道の横断の仕方、これらの指導を行っております。

さらに、国道、県道、市道の道路管理者による対策でございますが、道路における車道外側線の拡幅、それからいわゆる右折・左折する場合の回るときのポストコーンの設置等々、あとは横断指導線といまして、いわゆる横断歩道ではないのですが、それに準じるような、ここに横断者がいるよと確認できるような、そういう指導線の設置、また減速のためのドットライ

ンの設置等々、道路管理者による対策を行っております。

警察による対策につきましては、やはり公安関係というふうなことになりますので、取り締まりの強化等が主になるかと思っております。また、横断歩道の明示等々も対策の1つに掲げられております。

以上、全体で13カ所ほどでございますけれども、以上のような対策を昨年度は施したところでございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 私だけでなく、私、特にうちの前は学校なものですから、よく話をされるのですけれども、これは一般質問で石川議員あたりから言われていますけれども、やはり警察とかそういうことだけでなく、その保護者、その地域の保護者との話し合いを持っていくべきだと思います。いわゆる子供の目線と大人の目線が違いますので、子供にとって危険で、大人にとっては危険でないかもしれないけれども、子供にとっては危険だということはありません。

例えば新しい道路ができましたと。市道が。そうした場合に、全然気づかないわけですよ。それで、もう新しい道路はきれいですから飛ばします。80キロぐらいで。そこは小学生の子供たちが横断する道路もあります。そういうようなやはり危険な箇所ということの把握を大人はしています。でも、子供たちは通って歩くと。

あと1つ、具体的にちょっと場所を言いませんけれども、国土交通省の新庄出張所の所長という人が1回電話くれたんですよ。国道13号線にかかる横断歩道があると。ところが、それは小学校高学年とか、小学校は自転車通学はだめですけれども、中学生ぐらいがその横断歩道が階段ですので、自転車でその国道を突っ切ってしまうと。非常に危険だということで、その横

断歩道に自転車が通れるような設置をしますと。25年度予算でしますという話で電話をもらったのですけれども、全然なっていないです。そういう話が果たして学校の通学路の安全という中で、その把握をしていらっしゃるかお尋ねいたします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

高橋富美子委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 今の佐藤委員からお話があった内容につきましては、いわゆる13号の北辰小学校に通うところの横断歩道橋であると思います。これにつきましては、地元のほうから要望が昨年出されて、国交省のほうに市のほうから要望をあわせて出したところでございます。国のほうの予算の関係がありますので、その辺のところの執行の状況については一応確認はしているのですけれども、年度内にはどうかというふうなことで、以前はお聞きしておりました。私もあそこを通りますので、なかなか着手しないなというふうなことでちょっと気をもんでいるところなのですけれども、再度国のほうには確認してまいりたいというふうに思っています。そんなことでよろしく御理解をお願いしたいと思います。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） あと、その通学路の中で、国道、県道のバッティングするところがあるわけですよ。冬の除雪でその所長と話すことがあったのですけれども、雪庇が出てきますね、除雪していく中で。こっちが市道、こっちが国道と。そうするとだんだん雪がたまって出てこれなくなると。ここで事故があったときに、子供たちはそこを通学していると。そういうので最初やってもらえないかということで、優先順位としては国道がということで私は

思っているのですが、それでよろしいのでしょうか。除雪の場合、通学路ですけれども、市道と国道がバッティングするところがあると。交差するところがあると。それは市道が除雪するものではないだろうと思いますけれども、その辺は私の解釈でよろしいのでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 除雪の優先順位でありますけれども、原則的には後から交差点に除雪をしたものが処理するというふうな形になっています。ただし、国道、県道の場合ですと、日中でも常に除雪するわけです。その場合につきましては、やはり市のほうは朝1回だとすれば、その後に行ったほうが処理をしていただくというふうなことだと思います。

ただし、そういうふうな交差点部分、あと横断歩道部分ですけれども、機械で除雪できない部分につきましては、私どものほうで通学路に関しまして歩道、あと横断歩道ですね、見通しの悪いところはというところにつきましては、委託をかけまして人力で除雪を行っているというふうなことでございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 大変ありがとうございました。小さな子供たちですので、安全を確保していただきたいと思います。

では、成果表の115ページ、図書館ですけれども、余談になりますけれども、私も図書館を利用させてもらっています。毎週約2冊ほど借りていまして、この前4月に子供たちの前で、新庄市の図書館から一番本を借りた人になりたいということで、毎週2冊借りて読んでいます。図書館のその司書の方も大変対応がよくて、子供たちに本を読むのだけれども、どういうのがいいだろうかということで相談に行ったりして、高学年だったらこういうのがいいんじゃないで

すかとか、実は5、6年生に、「領内安全新庄まつり」という新庄まつりの由来の話を2週続けてしました。そして、子供たちが、ほお、新庄まつりってそういうことだったのですかという反応を示してくれまして、大変うれしかったのですけれども、あれだけの設備があつて、あれだけの親切な図書館司書がいて、何で入場者数が減っていらっしゃるのでしょうかとお尋ねします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 図書館の利用者、来館者数が確かに昨年度比3,602名減ってございます。図書館の来館者数につきましては、21年度をピークに年々減っておるようでございます。

原因につきましては、これが原因だというふうな部分は、はっきりした部分はありません。ただ、今指定管理者になりまして運営しているわけでございますけれども、対応面につきましても、今委員おっしゃったようになかなかいい対応をさせていただいております。

その中で、御指摘の来館者数が減っていると、その辺の事情につきましても、これからいろいろ原因を調べながら、できるだけ来館者をふやしていければなというふうには考えております。

ただ、21年度の16万人をピークに……失礼いたしました。貸し出し冊数及び来館者につきましては、21年度をピークにやはり減っている状況でございます。そこら辺の事情もこちらのほうと把握しながら、いろいろ聞き取りをしながら考えて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

6 番(佐藤義一委員) 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番(佐藤義一委員) 先月の末でしたか、今月の初めでしたか、クラゲがいましたね。加茂水族館の。そういうふうに玄関に加茂水族館のクラゲを展示していました。そういうふうにあ

ピールはしているわけですよ。皆さん、子供たち来てくださいと。わざわざ加茂まで行かなくても、加茂水族館のクラゲがいますよと。見られますよと。その次の週は、僕たちは加茂水族館から市に遊びに来ましたみたいなフレーズで書いてあったのです。それだけ努力していらっしゃるわけです。それをやはり行政がもう少しバックアップして、図書館を使おうとかという方法でやっていけば、やはり基本は呼びかけですので、本を読むこと自体がやはり勉強ですので、その辺の努力をこれからも続けていただきたいと思います。そうすれば、21年がピークだと言わないで、25年度からぐんぐん伸びているという評価になるかと思っておりますので、よろしく願います。

最後になります。決算書の147ページ、一般質問でもさせていただきましたが、観光費の中で、下から4行目、新庄まつり運営事業負担金1,464万円、これの内訳を教えてくださいませんか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 どうも大変失礼いたしました。歳入のほうでございますけれども、トータルで2,000万円ほどになっております。歳出。失礼しました。歳入でございますけれども……。

市からの負担金としましては1,464万円でございますけれども、歳入といたしましては、観覧席料とか手数料とかもございまして、約2,000万円になっております。

歳出のほうですけれども、まつりの委員会のほうに1,020万円、いわゆる山車の運営費、囃子の運営費、それから環境整備、椅子、フェンスの設置などでございます。それから、観覧席の運営事業費、今申しました椅子等の設置費等で426万円ほどでございます。あとは、警備の関係で367万円、観光宣伝費に70万円などとな

っております。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 課長、今のでは数字が合わないですよ。やっと合って、委員会にして20万円、それからその会場設備に420万円、それらもすると、これだけで1,440万円超えますよ。私が聞いているのは、1,464万円の内訳がどういうふうに使われているのかということをお尋ねしているわけですので。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど申しましたように、負担金だけが全てまつり委員会の決算ではございませんで……。その負担金先は全て、全額がまつり委員会に対する負担金でございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） それはわざわざここに立たなくても、これを見ればわかるんですよ。実行委員会に行っているというのは。それがどういうふうにも、例えばさっき課長は途中でやめられましたけれども、山車のほうに何ぼ行っている、あるいは山車、囃子に何ぼ行っている、それを聞きたいわけですよ。ぜひお願いします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 大変失礼しました。山車のほうには30万円、それから囃子のほうには6万円、それぞれ各若連のほうに行っております。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 課長、それでは数字が合わないべ。山車に30万円、20台で600万円だよ。それで、囃子に6万円やって120万円だ。半分にもならない。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まず、まつり委員会の歳入歳出につきましては、市の負担金だけで運営しているわけではないわけです。ですから、観覧席料等の事業収入もございまして、1,460万円は主に山車、それから囃子、観覧席運営等には回りますけれども、その他の収入もございまして、トータルとして2,000万円ほどの決算になっていますので、市からの1,400万円の負担金につきましては、主には山車、囃子、観覧席の運営費等に充当されているということでございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） まつり実行委員会の歳入歳出を聞いているわけではなくて、新庄市一般会計の中の商工費の観光費の中の1,464万円の使い道をお尋ねしているわけですので、負担金として出しているわけですから。わかりますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄まつり実行委員会のほうに負担しているわけございまして、その使い道は、市としては、先ほどから申しているように、山車とか囃子とか、それから観覧席の運営費に支出しているものと考えております。ただ、先ほどから申していますように、それが全ての収入ではございませんので、そこを御理解いただきたいと思います。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

高橋富美子委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 前ぶれもなく質問を振りまして、課長もびっくりなされたことかと思えますけれども、大変どうもお世話さまでした。来年はこの数字がよくなっているものと期待して終わります。

散 会

高橋富美子委員長 以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は9月18日水曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後4時03分 散会

決算特別委員会記録（第3号）

平成25年9月18日 水曜日 午前10時00分開議
 委員長 高橋 富美子 副委員長 小関 淳

出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 新田道尋 委員	16番 下山准一 委員
17番 山口吉静 委員	18番 森儀一 委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 佐藤信行
市民課長 荒澤宏二	成人福祉課長兼福祉事務所長 小野享
子育て推進課長兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
社会教育課長 森隆志	神室荘長 伊藤忠志
監査委員 高山孝治	監査委員局長 富樫雄二

選挙管理委員会
委員 会長
農業委員会
委員 会長

矢 作 勝 彦

星 川 豊

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

武 田 清 治

浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長	高 木 勉	総 務 主 査	三 原 恵
主 査	川 又 秀 昭	主 事	八 鍬 貴 征

本日の会議に付した事件

議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第51号平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第52号平成24年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

開 議

高橋富美子委員長 ただいまの出席委員は18名です。

これより9月17日に引き続き決算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、9月17日の初日にも申し上げましたが、再度確認のため審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。また、昨日の決算委員会では一般質問と思われる質疑が散見されました。あくまでも平成24年度の決算審査でありますので、御注意願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第48号平成24年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

高橋富美子委員長 初日の審査に引き続き、議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、一般会計の歳出に関し質疑ありま

せんか。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 特段の御配慮ありがとうございます。

私のほうから若干質問させていただきます。

決算書116ページ、3款2項1目、また179ページ、10款4項6目、ページ数147ページ、7款1項3目を中心に質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、116ページ、3款2項1目児童福祉総務費からお尋ねいたします。参考資料として成果表の46ページを参考にさせていただきたいと思っております。

この児童福祉総務費なんですけれども、児童福祉、保育所に関してなんです、この成果表にもあるとおり、施設の老朽化に伴い幼児保育所が廃止になりました。そのために南部保育所と新庄幼稚園の未熟児の施設増設を行っております。その中で適正な定員管理を行っております。そして、参考資料の乳幼児の概況といたしまして、保育の定員が595人となっております。でも実際には待機している方がおるという状況もこのときにはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。というのは、定数がこんなにあるのに、待機している方が実際おるという報告もあります。それは24年度においてあったのかなかったのか、どのような報告がなされているのか、まずお聞きしたいと思います。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 保育所の待機児童の件でございます。

主要施策の成果に関する説明書46ページにあるとおりなんです、4月1日現在、保育所の

定員595名に対しまして4月1日の段階で562名というふうなことでございます。これはあくまでも4月1日現在の定員の定数でございます。特に3歳未満児なんですけれども、4月1日以降、例えば出産等産休明けでお勤めになるために保育所を利用されたいと、そういった利用が年度途中にございます。9月1日現在で昨年度10数名の申し込みがございました。保育所の定員についてはまだ受け入れ可能だと、全体で考えて可能だというふうな状況ではあるんですけれども、未満児に関しましては保育定員がほぼ満たされているというふうなことで、未満児に関して年度途中で待機が出るというふうな状況がございました。以上であります。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） そういう方がおられるのであれば、そのことも想定して施設をつくるべきだったのではないかと、そこら辺をどういうふうに考えていますか。よろしくお願ひします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 確かに未満児の入所ニーズはございます。いわゆる公立保育所、それから私立の保育所に関しましてはこちらのほうで管理運用させていただいているわけなんですけれども、それ以外に認可外保育所というものがございます。認可外保育所に関しましては未満児の受け入れ等を行っていただいておりますというふうな状況でありまして、確かに保育料等の関係で認可外よりは認可を望まれるというふうな親御さんも多うございますが、認可保育所と認可外保育所それぞれの定員のバランスを考えて入所定員の判断をしていきたいというふうな考えてございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） だとすれば、そこら辺の連携は、認可外保育所または普通の市立の保育所との連携はどのようにとられているのか、これはちょっと予算と関係ないかもしれないですけれども、そこはかなり重要なことなので、ぜひよろしくお願ひいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

高橋富美子委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 保育所の入所申し込みがあった段階で、まず初めに保護者の方からどこに入所されたいかというふうな御希望を聞くわけなんです、そこでいわゆる認可保育所のほうで調整をさせていただいて、それが難しいとなった場合に関しては認可外保育所のほうに御連絡を差し上げて、その空き状況を確認した上で保護者の方にお勧めするというような調整はしてございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） この成果表にも書かれているように、多様な保育のニーズに対応するためと書いておりますので、そこら辺は多様なニーズがあるという現実もございますので、ぜひ踏まえていただきたいと思ひます。

また、余談ではございますけれども、25年度の待機児童は現在おります。それは課長も知っておりますので、そこら辺の対応をしっかりとさせていただいて、それを解決することによって保育所の運営もきちっとなるでしょうし、女性の方が働きやすく、そして皆さんが、女性が社会に進出しやすくなる世の中になっていきますので、そこら辺をしっかりと踏まえていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、決算表179ページの10款4項6目文化

財保護費についてお尋ねします。

その謝金がございますけれども、謝金の内容をよろしくお願いたします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 謝金の内容でございますけれども、これにつきましては文化財の巡回指導、県の巡回指導がございます。それに市のほうの文化財保護審議委員が一緒に同行いたします。その謝金でございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） このところには、今回エコロジーガーデンが登録有形文化財になりましたけれども、そこら辺の謝金は入ってないでしょうか。よろしくお願いたします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 この24年度の謝金につきましては、エコロジーガーデンは含まれてございません。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） この謝金というのは、今回は10万円とついていますがけれども、この文化財が登録なるためにそういう予算がつくとなっているのでしょうか、それともほかに予備費みたいなのがあつてつくのでしょうか、よろしくお願いたします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 文化財保護管理事業費の謝金につきましては、先ほど申し上げましたように、県の巡回指導がございます。年に四、五回ございます。それに伴いまして市の文化財保護審議委員が一応同行するといった形になってございますので、その謝金、25年度につきましてもそういった予算の組み方をしてございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） どうしてこういう話をするかといいますと、今回も25年度にエコロジーガーデンが新しく登録有形文化財になりました。また今度なればなんですけれども、雪の里情報館ももしかしたらなるという場合に、そういう方が新庄に来られる、教授の方が来られたり、研究員の方が来られるといった場合にはやはりそれなりの謝金が必要でしょうし、必要なのかなと思っております。そういった場合に、かなり必要なものなので、ここら辺の予算組みをしっかりといただいて、なるべく登録有形文化財になるような施策が必要なかなと思っております。

その参考といたしまして、成果表の117ページにも書いております、ここにもエコロジーガーデンのことも書いてありますので、そこら辺も課のほうでもしっかり押さえていただき、しっかりとした取り組みをしていただきたいと思います。

言い忘れましたが、決算表181ページ、次のページになりますけれども、10款4項8目ふるさと歴史センターについてお聞きいたします。

その専門員報酬99万6,000円の内容についてよろしくお願いたします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 ふるさと歴史センター管理事業費の専門員報酬でございますけれども、これにつきましては歴史資料等の整理ということで、お一方、囑託でお願いしているところでございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 専門員報酬はお一人とおっしゃいましたけれども、果たして1人でよろしいのでしょうか。というのは、歴史センタ

一にはまだまだいろんな資料もございますし、またあそこはデータ化はまだされてないわけですよ、一品一品が。それをするためにあの膨大な数をお一人でやるというのはかなりの難儀であるでしょうし、ましてや年99万6,000円でやられるというのは非常に、はっきり言って不可能なのではないでしょうか。だとすれば、ここをもう少ししっかりとした体制をとってまだまだやるべきものだと思いますが、そこら辺はどのように、これが適正であるのか、それとももう少しふやしたいと思っているのか、そこら辺はどういうふうに考えているでしょうか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 24年度の専門員報酬につきましては、先ほど申しあげましたように歴史資料についての調査を行っていただきました。ちなみに、25年度につきましては民具資料、こちらの調査を今実施しております。データ化につきましても、25年度からデータ化するような形で今実施しておりますけれども、歴史資料につきましてはある程度の資料整理ができたのかなというふうな形で、今度は民具整理のほうに移行していると。なかなか資料が膨大なものですから、そういったことで時間がかかりますけれども、人が大勢かかれば当然時間短縮ということに物理的にはなるんですけれども、なかなか専門的な知識を持った方がいないということで、今は民俗資料については専門的な方についてお願いしているということの内容でございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） あそこには新庄の宝がたくさん埋まっていますし、まだまだ皆さん見ない方がいらっしやいます。そのような資料を早くデータ化し、そして管理するために、放っておけばやはり悪くなってきたり傷んだり

しますよね。そういうことがないように、あそこにも絵画だったりたくさんあるわけですから、そういうことを放っておくという言い方は失礼かもしれないですけども、早く研究していただいて、皆さんに見ていただいて、新庄の宝を大事にさせていただきたいと思いますので、そこら辺をしっかりと、臨時で雇われているからこのような報酬になっていると思いますけれども、そこら辺の強化を25年度もしっかりしていただいて、そこら辺をよろしく願います。

次に、147ページ、7款1項3目観光費についてお尋ねいたします。

きのうも佐藤委員からいろいろお話が出て、なかなかスムーズにいかなかったんですけども、私は別の点から伺いたいと思います。

ここに新庄まつり運営事業費負担金がございますけれども、その中には新庄ふるさと歴史センター最優秀展示山車選考の費用が入っているのか入っていないのか、よろしく願います。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ふるさと歴史センターの優秀展示山車の選考につきましては、まつり委員会の中に選考委員会を持っております。ですから、まつり委員会が運営していることとなりますので、市から運営事業費負担金として1,464万円支出されていますが、それも経費に当たっているというふうに考えております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） その中に入っているということによろしいんですよ。管理していますからということによろしいんですね。だとすれば、この選考の仕方はどのようになっているのか、要は選考の目的はどのようになっているのかお聞きいたします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 ふるさと歴史センターの優秀山車の展示につきましての御質問でございますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

ふるさと歴史センターにつきましては、毎年26日の午前中で締め切りまして、11時までで締め切りまして、それで選考会を行っております。先ほど商工課長のほうからまつり委員会への負担金、この中での経費ということで、経費についてはほとんど選考には経費がかかっているというふうな形ではないかと思っております。

選考の仕方としましては、歌舞伎部門と物語部門の2つ、これにつきましては若連20団体、それから有識者ということで20名、この40名で選考を行っております。点数制でございまして、1位が5点、2位が3点、3位が2点といった形で、それで投票していただくと。その合計点の歌舞伎部門でトップになった町内が優秀山車として選考されると。物語につきましても同様の形で選考しております。

ちなみに、ゆめりあのほうにも1台展示しております。これにつきましては、最上広域のほうで選考している、いわゆる若連のほうで投票しまして、最上広域が主管としまして選定しているといった状況でございます。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) これは選考するに当たり、目的は何のために、選考の目的は何でしょうか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 選考の理由でございますけれども、あくまでもふるさと歴史センターに立派な山車を飾っていただくと。歴史センターを訪れた観光客に新庄のお祭りの山車を見ていただくといった目的が主でございます。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) 観光客のために見せるというのが目的だということでしょうけれども、若連の方のベースアップにもこれは一役買っているのかなと思っております。にもかかわらずこの選考方法がちょっと曖昧のかなと思っております、基準なり。だとすれば、先ほどおっしゃいましたように、委員は40名の方がいらっしゃるということですよ、選考委員の方が。その方はどちらで審査しているんですか。普通、審査する場合って1カ所で見るといいんですかね。そういう場所は決まってないんですかね。私とすれば、ゆめりあに山車が来るわけですよ。そこで見るのが、選考委員の方がいらっしゃるのかなと思ったら、選考委員の方の席もなければ、勝手に見てください、そんな選考があっただけいいんですか。それは公平性は保てるんですか。まして山車の方はどのくらい人の山車を見ているんですか。そういうことを感じたことはないんですか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 山車の選考につきましては、いろいろやり方が変わってきたといった経過がございます。初めはいわゆるアビエスで巡行する際に観客の投票で行ったというふうな経過もございました。ただ、そういったやり方については、山車の中身を知らない方、見ただけで選んでよいものかといった議論もありまして、いろいろな形で今の形におさまったと。御指摘のアビエスで見ている選考委員がいないといった御指摘もございますけれども、アビエスで見るとは私どものほうで席を準備しまして、アビエスの席をとっていただきたいという選考委員がおりましたらそのような形で対応させていただいております。また、ほかの選考委員につきましては、自分の見たい場所で見ると。20台全ての山車を見ていただくといった形で実施

しております。そのような形で御理解いただきたいと思ひます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） だとすれば、そんなやり方では多分不公平は増すばかりだと思います。そんなやり方をやっていたら260周年迎えられるんですかね。というのは、もう少しそういうやり方を改めるべきではないのでしょうか。好きなどころで勝手に見る。だったら夜見る方もいれば昼見る方もいる、場所によるけれども雨降っている方も、雨降っているんだったら雨降っているなりの見方があるでしょうし、そこら辺の仕方をもっとはっきりしなければ不公平が出ると思ひます。というか、もう不公平は出ていると思ひます。それを改めなければ、このことはいかないのでしょうか。前にも一部の新聞のもので自分も板東彦三郎先生にお会いしたときそういう指摘がなされておりました。歌舞伎役者の方……。

高橋富美子委員長 佐藤委員に申し上げます。ただいまの発言は決算審査の範囲を超えていますので、注意いたします。

4 番（佐藤卓也委員） そういう意見があるということを考えてくださって、よろしくお願ひいたします。

次に、決算書149ページ、同じ観光費の中の真ん中ぐらひにあります新庄雪まつり実行委員会のことについてお伺ひします。

この金額は、新庄青年会議所が主体となつておられるところに負担金なさっていると思うんですけども、この80万円はどのように使われているかというお話は聞いているのでしょうか、よろしくお願ひいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 補助金の実績報告書をお願ひしておりますので、開催に関する経費、

さまざまな人件費とか機械の借り上げ等に使われているというふうにお聞ひしております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 雪まつり、新庄市のまちづくり総合計画でもその雪まつりに対して観光客を10万人呼ぼうという計画がなされています。その中でこれから事業をやつていこうとしたとき、その80万円をどのようにやっていくかというのは、課長の目から見てどのような感想を持っているのでしょうか、24年度に対してですけども。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 一応実施主体は青年会議所さんになっていただいておりますので、会議所さんのほうから80万円の申請をいただいております。規模的にいいますか、運営経費としてやはり苦しいということであれば、そういう申請になるのかなというふうにお思ひます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 新庄は雪と祭りの里と言っていますし、その中でもほかのところになものは雪だと思います。新庄の祭りでも春からいけばカド焼きまつり、新庄の夏は新庄まつり、秋は味覚まつり、そして冬といえば雪まつりだと思います。その中の雪まつりのそこを10万人目指すとなれば、市も一緒にやっていくべきだと思ひますし、振興計画にもものつておられます。だとすれば、今後この体制を人員の助けであつたり、その補助金の額であつたりというものこれらはどういうふうになさっていくべきか、よろしくお願ひいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 確かに新庄の観光資源

といたしましても雪という問題につきましては今後活用していくべきものだというふうに考えております。その雪まつりというものももう少しスケールアップしたいという考えはございません。運営の企画等につきましては青年会議所さんが主体となって考えていただいておりますので、市は当然連携しながらやっておりますので、いろいろな企画等について一緒に協議しながら進めていきたいと考えております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

高橋富美子委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） ぜひとも今年度を踏まえて、いろんな祭りがありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

私からは以上です。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

1 3 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

1 3 番（小関 淳委員） 私から、決算書91ページの職員研修事業費、そして147ページ、中心市街地活性化調査業務委託料ほか、次に149ページ、市インバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金、次に181ページ、ふるさと歴史センター管理事業費、次に185ページ、10款 4項の市民スキー場管理運営事業費などについてこれから質問をさせていただきたいと思います。

最初に、91ページの2款 1項のところ、職員研修費、数年前までは職員研修費が50万円とか60万円だったんですけれども、去年で183万円、そして今年度の予算では200万円を超えております。本当に職員の資質向上というか、本当に職員能力のアップというのは今後一番重要になってくる部分だということをお理解いただいてこの数字になっているかと思っております。本当にありがたいなと。できればもう少しふやしていただいて、内容なども充実させていただければと思います。そういう方向にあるんだと思って質問をさせていただきますが、よその自治体で今

市民参加、市民協働という言葉のもとに市民参加が叫ばれております。ほかの自治体でも一生懸命模索が続いているという状況なんですけれども、よその自治体、ある自治体では公開職員研修会、公開講座みたいなものを設けて、市民と一緒に新庄市を考えて、新庄市の福祉向上を目指していこうという動きがありますが、そういうふうな考えはありますか。

高橋富美子委員長 決算の審査ではなく一般質問の内容になっておりますので、再度注意いたします。

1 3 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

1 3 番（小関 淳委員） 職員研修の内容はどのように、成果表にも載っていますけれども、どのように充実していたかを詳しく教えてください。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

高橋富美子委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員研修に関する御質問でございます。平成24年度の職員研修につきましては、御案内のとおり、それまでよりも相当予算的にも充実したものとなってございます。なかなか昨年新規に行いました研修事業等ございまして、例えばメンタルヘルス研修会、そういった今まきに行うべき事項についての研修事項なども取り入れております。また、昨年、久々に職員の自主提案研修事業というふうなものも我々のほうで提案させていただきまして、職員有志の方から5つほどの提案をいただいて、2つほど採用させていただき、それが今でも事務事業等に反映させていただいているというふうな状況で、その点に関しては研修担当としても大変喜ばしい状況であるというふうに感じております。

そのほか、先ほど協働のお話もございましたが、協働につきましても県の研修所等を通じまして協働に関する研修についても職員を派遣研

修してございます。

そういった中で、今後ともいろんな機関等を通じた研修の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） いい方向性を感じましたので、ぜひその方向でお願いしたいと思えます。

147ページの中心市街地活性化調査業務委託料、きのうも新田委員のほうから質問がありましたけれども、ここにあと農商工連携特産品開発サポート業務委託料とか商業地域空き店舗等調査業務委託料、その下の商業地域空き店舗等出店事業補助金、これの結果というか、そういうものをそれぞれ教えてください。結果です。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まず1点目の中心市街地活性化調査業務委託料ですけれども、これはきのうも答弁させていただきましたけれども、全国100円商店街の調査、それから100円商店街の全国サミットを新庄で開催するという、県内外から200人の参加をいただいたということでございます。

それから、農商工連携特産品開発サポートにつきましても、新庄商工会議所に委託した、これも緊急雇用事業でございまして、これは駅前の「いっぷく」というところで商品の開発等を行ったものです。成果といたしまして、「はいつとう」という焼酎を開発したということでございます。

それから、商業地域空き店舗等出店事業費補助金の50万円でございますけれども、これにつきましては空き店舗を活用した店を開店したときに補助金として市が交付するものでございまして、3分の1を限度に交付しております。24年度につきましてはNPO福祉サポートセンタ

一山形、いわゆる「J u J uマルシェ」の開店に対する補助金でございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） きのうも同じような回答だったんですけども、その結果まちはどうなったのかということ、あえて結果という言葉で、まちにどういう影響をもらたしたのかというところが聞きたかったんですけども、もう一度。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 やはり商店街のにぎやかさを醸成できたというふうに考えております。全国100円サミットにつきましては大々的な事業でありましたし、味覚まつりと一緒であったということで、効果はあったと思います。

それから、駅前の「いっぷく」ですけれども、やはりこれまでああいう施設がなかったわけでもございまして、あそこで語り部なんかの実施もしましたし、まちのサロンの場所としまして有効活用されているのかなど。今も商工会議所で運営しておりますので、大変有効な施設だなと思っております。

あとは「J u J uマルシェ」の開店ですけれども、やはりあそこの開店によりまして非常ににぎわっておりますので、存在意義は大変大きい、商店街にとっては大変有益な施設であるというふうに考えております。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 私はいろんな折に申し上げていますが、100円商店街とか味覚まつりとか、そういうイベントに対してイベントを否定するものではありません。むしろ積極的にやっていただくこと、そういうことも必要かとは思っています。しかし、一番大切なのは基礎となる商店街がしっかりしていくこと、そこなんだと

思います。きのうの新田委員の質問の中の説明では、人件費で463万円も、委託料として人件費がその中に463万円となっている。それも必要な数字なのかとは思いますが、果たしてそれでいいのかというところを私は今後突き詰めていただいて、真剣にまちがどういう基礎をつくって、持続可能で継続的なまちになるのかということを考えながらやっていただければと思います。

次に、149ページで、成果表にもありましたね、91ページ、またこれも新田委員の質問とダブるんですけども、私はちょっとまた別の角度から確認をさせてもらいたいと思います。

新田委員の質問への回答の中身は、新庄まつりに誘客をしていこうという中身だったような気がしますけれども、それ以外の意味はあるんですか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄の地域を観光として何を売りにするかという問題でございますけれども、やはり今のところは一番メジャーな分といいますか、市としてアピールできるものはやはり新庄まつりということでございます。それで、台湾の方々も新庄の祭りというものは大変に興味を持っております。それとあわせて、露店が出ますけれども、夜の市というものに大変台湾の方々も興味を持っております。ですので、新庄まつりということを特に取材に来ているということでございますけれども、これは新庄だけで呼んだのではなくて、東北のへそということで、宮城の大崎、秋田の雄勝とこの最上地域を取材したわけです。商品の確認をしていたわけですね、観光資源の。その中で新庄では特に祭りの時期でもあったということもあるんですけども、祭りを取材に来たということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 祭りに別に特化してこれからあるというわけではなくて、祭りが一番メインになるということで祭りを見ていただいたとか、そういったものの予算だったということですね。

それならそれでいいんですけども、そもそも、もう一度聞きたいんですけども、そもそもなぜ台湾なのかと。まずは日本じゃないのかと、日本のお客様を満足させるようなことじゃないかなと、そういう方向性じゃないかと。なぜ台湾なのか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今はインバウンド事業というものは非常にどこの自治体もたくさん力を入れております。国土交通省が力を入れておりますビジット・ジャパンでも外国の観光客を1,000万人にしようということで、国際的に売りといいますか、招聘しているわけです。その中で、県内に関しましては、来ている外国人のお客様の中で台湾が8割ぐらいのお客さんを占めています。これはやはり冬の雪、それから田舎的な風景といいますか、それから「おしん」といった商品が呼んでいるものでございまして、台湾が多くを占めていると。新庄としても台湾が好む観光資源に合っているということで台湾に力を入れているという状況でございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） わかりました。インバウンド観光というのは非常にシビアな世界だと思いますので、それも頭に置いていただいて、まず基盤を整備、観光客が来て満足をするような基盤の整備を進める方向で予算もたっぷりつけて本気でやっていただければと思います。

次に、181ページのふるさと歴史センター管理事業費の部分ですけども、近岡善治郎先生

及び奥山峰石先生の作品を所蔵なさっているわけです。保管の仕方、万が一何かあったりすると大変なことになると思うんですけども、保管の仕方をどのようにしているかということ、ちょっと聞かせてください。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 ふるさと歴史センターの近岡先生と奥山峰石先生の作品の保管の仕方でございますけれども、2階のいわゆる特別収蔵庫、こちらのほうで保管してございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 保管しているのは私も存じているんです。どのような保管の仕方、もし何かがあった場合とか、何かがないように保管していただければと思うんですけども、どのように保管しているか、具体的に。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 保管の仕方でございますけれども、いわゆる特別収蔵庫、これについては鍵をかけて、入り口の鍵、特別収蔵庫に入るための鍵、そんな形で二重の鍵で保管してございます。当然のことながら一般の方の出入り禁止区域という形で対応させていただいております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 厳重にやっていたいでいるわけですね。何でこういうことを聞くかといいますと、前に一度、収蔵品がなくなって、数日たって戻ってきたという、よくわけのわからないようなことがありましたよね。そういうことができないようにしっかりやっていただければと思います。

次に行きます。185ページ、市民スキー場管理運営事業費のところです。24年度の稼働日数

というか、売り上げは出ていますので、稼働日数はどれぐらいでしたか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 市民スキー場の稼働についてお答えいたします。

何日かというのはちょっと把握してございませんけれども、成果表の124ページ、この中の市民スキー場開放日ということで、平成24年12月24日にオープンしてございます。翌年3月3日が最終日ということで、約2カ月ほどの稼働日になってございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 2カ月ということですが、多分1カ月ちょっとか1カ月半ぐらいだと思っておりますけれども、124ページにも載っていますが、非常にいろんな整備のための修繕費が他の施設よりも突出しているわけですね。これからもこういう修繕費がかさんでくると思いますが、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 委員より修繕費の御指摘でございますけれども、やはりスキー場につきましては利用者の安全、これが第一でございます。そのために必要な部分の修繕は今後ともぜひ行っていきたいと考えております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

高橋富美子委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) これから老朽化も進みますし、どんどん修繕費がかさんでくると思います。何度も言いますが、神室スキー場、赤倉スキー場というのがそれこそ近くにあるわけで、最上広域全体で考えていただいて、いい方向性をもって決断していただければと思います。

あと、一般質問じゃないかとかいろいろ言われましたけれども、私個人としては、本当に大切なものは目に見えないので、しかし数字は目に見える。しかし、その数字の裏側には職員の皆様の姿勢とか思いとかが見える。そういう意味で確認をさせていただいたわけでございます。今後、見えない部分の思いとかモチベーションを一層前面に出していただいて、市政に頑張っていたいただきたいと思えます。終わります。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) それでは私のほうから、155ページ、8款土木費4項都市計画費、都市計画総務費の中の住宅リフォーム総合支援事業補助金について質問いたします。次に、159ページ、これも土木費、住宅整備費でございます。この中の公営住宅整備事業費の松本団地の除却工事請負費、これについてお聞きいたします。3点目は、182ページの教育費、社会教育費の中の体育施設費でございます。その中の市民野球場スコアボード改修工事費について、この3点についてまずお伺いしますので、担当課長、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、158ページの都市計画総務管理費の中の住宅リフォーム総合支援事業補助金でございます。成果に関する説明書では補助金のうちの168件、これは住宅リフォーム総合支援事業の中の一般分と出ております。4件は住宅リフォームの中の耐震改修分と出ておりますが、もう少し詳しくお聞かせください。また、県からも補助されているとお聞きしております。また、成果に関する説明書では一般分とありますが、ほかに地区公民館や集会所などにも適用できるのか、これの耐震改修もあわせてお聞きしたいと思います。また、25年度はどのような進捗になっているのかも、もし聞けたらお願いしたいと思います。以上です。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 それでは、私のほうからリフォーム補助金について御説明申し上げます。

主要施策の94ページになりますけれども、建築関係ということで、7. 都市計画総務事業費ということで、住宅リフォーム総合支援事業一般分。一般分につきましては、リフォームを行った場合、個人の10%または20万円の少ない額というふうな形で申請に基づいてしているわけでございます。それからもう一つ、下の部分、耐震改修分というふうなことでございまして、これについては耐震に伴った工事をした場合、費用の2分の1または120万円の少ない額というふうなことでございます。

いずれにいたしましても、この補助金、非常に人気がございます、決算でも報告してあるとおり、24年度は168件、一般分でございますけれども、あと耐震分については4件というふうな形になってございます。一般分につきましては、これの内訳でございますけれども、財源につきましては、一般分についての財源については100%県の補助金をいただいております。耐震分、これにつきましては県の補助金が半分でございます、2分の1。あと国と市がそれぞれ半分ずつで4分の1ずつというふうな形になっていまして、いわゆる一般分につきましては全て県の補助金で賄っているわけなので、非常にこの部分については使い勝手がいいというふうな形で、私どもも勧めているわけでございます。

それで、一番大事なのが、この補助金を使いましてどのぐらいの成果が上がったというふうなことでございますけれども、去年だけで3億6,000万円ほどの工事費、対象工事になっておりました、その分民間レベルでの需要が拡大したというふうな形でございます。特にこの制度につきましては県産製品、木材ですね、それを使用したことによっても点数が上がりますので、

県の産業についても貢献したというふうに理解してございます。

それから、先ほどの公民館等について、例えばできないかというふうな部分につきましてでございますけれども、住宅リフォーム補助金でございますけれども、これはやはり自分が住むための住宅というふうな形で制限がございますので、その辺については残念ながら対象にできないというふうなことでございます。以上、御説明申し上げましたとおりでございます。

高橋富美子委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) そのとおりです、課長。市民の皆さんや大工さん方が、それから工務店の皆さんが大変喜んで、そしてこの事業に対して「いいことだな」と喜んでいて声が聞こえてきます。そんな中で、これをどう受けとめているかということ、さっき手を挙げたのは、25年度はどのようになっているかということ、聞くのを忘れて手を挙げたんですが、その辺ひとつ。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 先ほど言い忘れました点でございますけれども、今年度も実施してございまして、やはり問い合わせ等が去年よりも多少多くなっております。今年度は24年度よりも多くなるというふうな形で予想しております。

なお、耐震分につきましては、まだ若干余裕がありますので、その辺は前年度ぐらいかなというふうには予想されておりますけれども、そ

の辺人気ある事業なのでふえるというふうな形で考えてございます。

それから、来年度以降につきましても、やはりこの補助金は新庄市だけではなくて県内非常に人気のある補助金ですので、これについても県のほうにも働きかけて継続していただくようお願いしたいところでございます。

以上でございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) この事業に対しての周知ですか、それからPRというものはどのような方法でやっておりますか。そして、年に何回ぐらい周知というか、PRしているか、その辺。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 PRの方法でございますけれども、市報等をフルに活用する方法、それからホームページを活用する方法、あとやはり業界の方々、非常に関心がございまして、口コミ等進んでおります。それから、一般の市民の方々も、隣の家で改修をやっていて、話の中でこういう補助金を使ったというふうなこともございます。そのような形で広まっていったというふうに理解しております。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これは県のほうから丸々来るということでございますので、新庄市も大工さんも潤うと思いますので、ぜひ継続していけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、159ページの土木費、住宅整備事業の中の公営住宅整備事業の中で松本団地除却工事請負費についてお聞きいたします。

成果に関する説明書では5棟20戸完成したということ、何回も私は質問してお聞きしておりますが、跡地利用はまず道路の整備が先行だと

何回も言われておりますけれども、道路の整備の進捗状況などをお聞かせください。そして、あわせて跡地利用の計画なども進んでいるものならお聞かせしていただきたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 主要施策の96ページ、住宅整備事業でございますけれども、これにつきましては松本団地の除却工事というふうなことでございます。これについては、平成23年度より撤去の工事を行いまして、24年度2カ年で実施したものでございます。現在、建物に付随する埋設物等の処分も終わりました、整地が完了してございまして、周りに柵を設置して普通財産として現在管理を行っているというふうなところでございます。

その跡地利用に伴いまして、これをする上で重要なのが道路というふうなことでございまして、道路整備、これをいかに進めていくかというふうなことでございまして、跡地利用の方策を考える上では道路はなくてはならないものというふうに感じてございます。そのことから、今年度より新庄神室産業高校前の道路から、これは市道中島緑町線でございますけれども、そこから国道47号の南バイパスの横断部分、いわゆるボックスの横断部分ですけれども、あそこまでの道路を整備する計画でございまして、今年度より道路の測量設計を実施してございます。全体といたしましては、幅が9.5メートルの道路、延長が510メートルというふうなことで計画してございまして、事業年度が25年から28年までの4カ年計画で現在計画してございます。事業費は1億1,000万円ほどかかるかと思っております。

道路整備につきましては、これは国の社会資本整備総合交付金事業、これが該当いたしますので、補助率10分の5.5というふうな有利な補助金でございますので、それを利用するような形

で整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

跡地利用につきましては、やはり今後この利用計画については全庁的に協議されていくというふうに考えてございますので、そのような形で進んでいくというふうに思います。

以上でございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 大変わかりやすい答弁で、質問する必要ないくらいわかりました。この周辺は大きく見渡しますと日新小中学校、最上学園、東高等学校とか神室産業高校、本当に文教施設が多いところでございますので、地区の皆さんもこういう文教施設の多い地区だということ誇りを持っておりますので、跡地利用の際にはよき跡地利用ということで、判断を誤らないようお願い申し上げます。

以上で住宅に関連した質問は終わります。

次に、182ページの10款教育費の社会教育費の中で、体育施設費の市民球場スコアボード改修工事の件についてお伺いしますが、改修後のスコアボードを使用して6月には山形県のスポーツ少年団の軟式野球交流大会がこけら落とし大会ということで、6月8日と9日に行われて、山新にも掲載されておりますが、また東北の総体が7月に行われたり、中学校、高校生、一般の方々もシーズンを通して大きな大会を行っているようですが、野球愛好家だけでなく、応援に来てくださった、また観戦に駆けつけた関係者が、明るくてきれいで、そして名前まで表示されるということで、非常によかったという喜びの声が多々聞こえてまいります。本当によかったなと思われませんが、市としてはどのように評価しているか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 市民球場のスコアボード

のことでございますけれども、御承知のように、平成24年、25年、2カ年の事業のおよそ7,000万円ほどの事業でございます。ことし5月20日に完成しまして、先ほど委員おっしゃられましたように、スポーツ少年団の県大会、これが6月8日、9日、これが実質的なこけら落としというふうになりました。いろいろ野球関係者のお話なんか伺いますと、フルカラーといいますが、オールカラーに表示なりますので、非常にきれいだ。高輝度のLEDでございますので、明るいと、なかなかの評判があります。市としましても、このような形で多くの事業費をつぎ込んだ事業でございますので、関係者、利用者からそのような声を聞かせていただいて、非常にやりがい、やってよかったというふうに感じておるところでございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 観戦に訪れた方が、すばらしいなと、このような球場、私たちも欲しいなということを県内外からの人たちも、新庄市民はもちろんでございますが、言っておりますので、これは先ほど孫の大会に行ってきたという小嶋議長も「いや別の球場さ行ってみたんだ」なんて言って、本当にびっくりしてきたと語って、本当によかったなと思うところがございます。観戦者の中に、これにまた球速計ですか、球をはかる施設をすればなお最高だけでもなと思っておりますが、この球速計というのは設置すると幾らかかるんですか、そしてこれからする気はないのか、ちょっと。

高橋富美子委員長 ただいまの質問は一般質問のような気もしますので、決算の審査の範囲を超えています。お願いします。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 再三の注意にもかかわ

らず大変失礼いたしました。

非常に褒めておいて急にちょっと悪いんですが、成果に関する説明書の126ページ、使用料の中で野球場の使用料が前年度より33万円ですか、大きく減になっている、この要因をひとつお願いします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 野球場の使用料でございますけれども、昨年度比33万7,880円の減となっております。この原因としまして、やはり7月、9月、非常に暑かったという部分、それからピッチングマシン等が故障しておりました。その関係で室内設備、これの利用料が減になったといったところが前年度比33万7,000円の減というふうに見ております。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

高橋富美子委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) わかりました。スコアボードもきれいになったことですし、利用者も多くなると思います。何といたってもやはり国際ルールの中で子供たちにスポーツをやらせるということが大事だと思いますので、大変これはよかったなと、このように思っております。

関係者の話によりますと、東日本の大会や天皇杯ですか、全国大会が山形県米沢、そして新庄の会場で5年後ぐらいには行われるということをお聞きしましたので、これからも球場を利用されると思いますが、頑張ってくださいたいと、このように思います。

以上で終わります。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) 私から何点か質問させていただきます。

まず最初に、決算のページ数の132ページ、6款1項1目農業委員会費、次にページ数137

ページの6款農林水産業費1項3目地域循環型堆肥製造事業費についてまずお聞きしたいと思います。

成果表の69ページを見ますと、農業委員会の農地関係事務処理状況について、農地法第3条による賃借権の設定の件数等がありますけれども、23件の設定期間の平均年数ですか、何年になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

浅沼玲子農業委員会事務局長 委員長、浅沼玲子。
高橋富美子委員長 農業委員会事務局長浅沼玲子君。

浅沼玲子農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

主要施策の69ページの説明書の中では、農地法第3条の規定による許可件数でありますけれども、109件となっておりますが、そのうち農地法第3条による賃借権の設定の件数につきましては23件でございます。賃借権の期間につきましては、設定された年数を平均しますと約5年間となります。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実は、今、担い手なりいろいろな関係で、集積で農地を集められる農家が多いわけなんですけれども、しかしそれ以外、3条で契約される方が多々あるわけなんです。私、懸念いたしますのは、平均で5年間という設置期間があったんですけれども、この3条というのは、私から言うのも何ですが、貸し借りのどちらかから契約満了時に通知がなければ、期間のない、定めのない契約に移行するわけなんですけれども、そうなった場合どのような状況になるのかお聞きしたいと思います。

浅沼玲子農業委員会事務局長 委員長、浅沼玲子。
高橋富美子委員長 農業委員会事務局長浅沼玲子君。

浅沼玲子農業委員会事務局長 先ほど小野委員のほうからお話ありましたけれども、農地法3条

の賃借権設定につきましては、賃借権の耕作を保護するという法律になっております。このようなことから特別の規定が設けられておまして、例えば先ほど言いました農地等の賃貸借で期間の定めがある場合には、原則として当事者が期間満了の1年前から6カ月前までの間に相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは従前の賃貸借と同一の条件でさらに賃貸借したものとみなされる、これはいわゆる法定更新になりますけれども、更新しない旨の通知をする場合あるいは賃借権を解除し、または解約の申し入れをする場合など賃借権を終了させるときには県知事の許可を受けなければならないといった規定などがあります。

これらの制限があることから、一般的に農地は貸したら返してもらえないというようなことが言われているかと思われま。このために、貸し手が安心して貸せるように農地法の一部が緩和されております。具体的には、農用地利用集積計画によって賃借権が設定された場合については、法定更新の規定の例外として期間が満了すると更新の拒絶をしなくても賃借権が終了するといったようなことなど特例が設けられております。

農用地利用集積計画については市町村が計画を立てるものであるために、事後におきまして法律上の問題が生じないように、期間が満了となったものについては再設定をするかどうか、その意向を確認することとしておりますので、市より関係者に対し通知を行っております。しかしながら、農地法第3条における賃借権の設定につきましては個人間の権利の設定でありますので、先ほども申し上げましたけれども、農地法では借り人の耕作を保護しているという法律でありますので、あくまでも当事者の合意のもとでの権利の設定あるいは解約といった申請になるということから、行政側から期間満了についての通知をするというのは考えにくいので

はないかと思われます。以上です。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 3条以外に集積のことまで説明していただきまして、ありがとうございます。

実は、私が心配しているのは、今回の23件の設定期間の平均が5年間ですよね。普通一般で農家であれば、契約する時点ではそれはわかるんですけれども、普通5年間、いつ自分が相手方と契約したか恐らくほとんどの方が忘れるんじゃないかと思うんですね。そうなった場合、忘れた場合、先ほど局長が言ったとおり、権利がつくわけですよ、小作権利が。幾ら農地法上そういう法的にいろいろ守られても、問題が起きてからいろいろ騒ぐんじゃないかと、新庄市農業委員会として、3条で契約した場合、双方に契約満了時、お互いに通知がなければ小作権利が発生しますよという、そのくらいの配慮が欲しいなという意味でこのような質問をさせていただいたわけですので、どうか農業委員会の中においてもこういう話をしてほしいなと思います。

次に、139ページの地域循環型堆肥製造事業なんですけれども、きのうも石川委員なり佐藤委員からいろいろお話あったんですけれども、私は別の角度から質問したいと思います。

実は、成果表を見てもこの事業に対する成果そのものは余り述べられておりませんが、きのうも課長のほうからこの事業は平成11年度から始まったとお聞きしましたけれども、その間、名を変えて、今年度もやったんですけれども、去年まで14年間、この堆肥製造をやっているんですけれども、本当に成果というものが上がったんでしょうか。まして去年は施設整備事業で約1億9,000万円ほどの事業費がかかっているんですけれども、その辺、費用対効果なり成果をどのように感じているのか、課長の答弁

をお願いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 昨日もお答えしましたが、平成11年から確かにこの事業が始まって、当時は畜産農家の牛ふんから始まって平成16年から生ごみを活用した堆肥製造という形に切りかえてございます。生ごみを堆肥化した当初は出口の部分で、生ごみを出していただいた市民の方に堆肥を提供するという形で、資源が循環しない形を平成22年度まで行われてきています。

平成22年度の外部評価会議では実施方法とか堆肥の成分とか今後の展望などいろいろ賛否両論出ておりまして、当面の課題としましては、農林課としましては出口の部分、ここをいかに回すかということで、庁内の検討を踏まえた結果、現在は学校給食、こちらに地元の野菜を提供する、食材提供と食育を絡めた事業ということで、平成23年度から切りかえてございます。生産している農家の生ごみ堆肥に対する評価もいろいろあり、さらには学校給食での食育という点での評価もあり、いろいろ評価する視点からすれば、確かに外部評価で言われているとおり賛否両論の意見があることを受けとめてございます。

また、関係農業団体とのお話の中でも、きのうもお話ししましたが、作物残渣を活用した堆肥化、今はニラ、ネギ、ウルイとか、さまざま今生産拡大しまして、特にネギについては20ヘクタールに及ぶ勢いで生産拡大して、この残渣処理についても困ってございます。そのようないろんな角度からこの堆肥化のことについてはまさに岐路に立ってございますので、今後はどうしていくかということはやはり入り口の部分、出口の部分を含めて考えていかなきゃならないと思います。確かに資源循環型を否定するのではなく、この事業を進めながらも、さらに予算が許せばそういった作物残渣の堆肥化という

ことも考えていきたいですし、これまでの評価としましては、やはり23年度から出口の部分で学校給食を絡めてやってきた一定の成果はあるのではないかというふうにも私個人としては評価しているところでございます。以上です。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） ありがとうございます。原課の課長としては悩んでいるなという感じがします。

そこで再度お聞きしますけれども、今まで2億円近いお金をかけてこの14年間来たわけですよ。この議会においてもいろいろな討論がなされました。やはり14年、15年も2億円のそういうお金をかけてきたら、そろそろ結果を出してもいい時期に来ているんじゃないかと私は思います。きのうも両名の委員が耕畜連携のほうに持っていったらどうかというお話がありました。このようなお金を使っているとすれば、新庄市全体の農業に対する、やはり循環型の環境保全型の農業のほうに仕向けていく、そういう役割も行政サイドとしてはあるのではないかと私は思います。

そして、一番私は気になったんですけれども、23年から食育の関係で学校にそういう野菜を提供しているまゆの郷の生産農家の方にこの堆肥を提供しているという実績があります。この堆肥の成分を今までの検定を見ますと、これはあくまでも土壌改良材ですよという報告でしたよね。その辺どのように考えているのか。今まで2億円近くお金をかけて、そして単年度で500万円ぐらいのお金をかけてやっていて、新庄の生ごみ堆肥はすばらしいんですよ、これを使って安心安全で本当においしい野菜を提供しているんですよということを本当に自信を持って答弁できますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 学校給食のアンケートの中では、子供たちに地元の野菜を食べてもらい、おいしさをわかってもらえて非常にうれしいとか、あるいは減農薬ということで安全である、あるいは地元の野菜を知るという意味では学校給食という視点からすれば一定の評価をされるのかなというふうに感じております。

また、堆肥の成分については、成分検査をして販売となれば、相当の費用をかけて販売をしなければならないという観点から、あくまでも土づくりの一環、いわゆる土壌改良材というスタンスは変わらないのかなと思います。肥料という成分よりも、土を膨軟化する、いわゆる固相と液相と気相のバランスを保ちながら、そこで優良菌が繁殖して植物の根にいいような環境をつくってくれると。そういう意味では堆肥は基本的には土壌改良材ではないかなというふうに受けとめております。

まゆの郷の会員の利用農家のこの堆肥に対するアンケート調査の中でも、土がやわらかくなったような気がするとか、病気にかかりにくくなったとか、野菜に甘みが出て非常に肉厚になったとかというふうな評価もございます。これは堆肥の特徴でありますので、堆肥をつくる原料が何であってもそのような一定の効果はあるというふうに認識してございます。以上です。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 次に、99ページの2款総務費1項13目の市営バス運転・管理業務委託料と、同じく165ページ、10款教育費1項2目のスクールバス運行・整備管理業務委託料についてお聞きします。

この2つの事業の成果については、成果表にいろいろ書かれているんですけれども、交通弱者の交通手段の一つであり、児童の安心安全のための交通手段ということで、この2つの事業がのっとなって実施されているわけでございます

けれども、私が聞きたいのは、これはあくまでもこの事業は民間に委託する場合は財務規則による随意契約によって契約するわけですよ。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

高橋富美子委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 市営バスの委託関係の部分の契約につきましては、委員おっしゃられたとおり、財務規則にのっとって手続を進めております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実は、当初予算に盛られているお金と決算で盛られているお金、余りにも差があり過ぎる。といいますのは、財務規則の随意契約の中で、契約担当者は随意契約によるうとするときはあらかじめ第100条の提案に準じて予定価格を定めなければならないということが記載されています。であれば、この2つの委託料の予定価格はどのくらいに担当者は設定なされているのかお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

高橋富美子委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 当初予算が市営バスの場合につきましては委託料200万円、税込みでございますけれども、この金額の中での設定というふうなことになりますけれども、予定価格というふうな形になってきますとこの予算額をもって設定しているという形にしております。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

高橋富美子委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 スクールバスの運行・整備管理業務委託についてでございますけれども、今、総合政策課長のほうから答弁があったわけですが、こちらのほうも契約のやり方としては、いわゆる当初予算の範囲

内でございますが、契約の形態としては運行1時間当たりの単価契約についての見積もりを徴取して、その中で一番安く出したところと契約するというふうな形にしております。

なお、予定価格というふうな視点でございますが、これについては直営でやっております日々雇用の運転手さん、この1時間当たりの単価に、あと日常的な運行整備管理費、約10%ですが、これを上乗せしまして、その範囲内で見積もっていただいた額で契約すると、その中で一番最低の価格で契約するというふうなことになります。

なお、当初予算と決算の違いですけれども、この部分につきましては実際の運行時間が少ないというふうな部分と、予定していた単価よりも安く済んでいると、その2つの要因で少なくなったと、そういうふうな状況でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 私もこの中身について初めて聞いたんですけれども、当初予算イコールそれが予定価格であって、そしてここに見積書があるんですけれども、これによりますと予算内で最低の見積額を提示された方を決定しています。この決算の決定額というか、載せられている金額を見ますと非常に安い金額ですよ。市営バスの場合は当初予算200万円に対して177万4,000円何がし、スクールバスに対しては200万2,000円に対して135万5,000円何がし。本当にこれが市民の安心安全な交通手段を民間の業者に、任せるという言葉は悪いんですけれども、した場合、本当に安ければいいんですか、本当に、安ければ。7割くらいですよ、このスクールバスに関しては。やはり適正な、安心安全な交通手段を望むとすれば、適正な決定されるお金であってしかるべきだと思うんですけれども、事務局サイドとしては安ければ、幾らでも安ければいいんですか。それを歯どめをかける

手だてというのは、総合政策課ですか、どのような手だてを行っているかお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

高橋富美子委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 基本的な姿勢と考え方を申し上げれば、成果書にありますように、市営バスの場合は交通弱者対策とともに公共交通の空白地帯を埋めていくと。したがって、今後とも続く形の事業でございますので、どのような形が適しているのかというのは今2路線が走っているままで今後とも続く大きな課題でございます。

19年度から始めた当初から見れば、19年度から23年度までの5年間は入札が成立しておりますので、そこで5年間の中で4業者が落札ということで契約を結んでおりますけれども、24年度は、25年度もそうですけれども、入札が成立しなかったというようなことで、その空白地帯を埋め、かつ弱者対策として本当に市営バスの目的を達成してもらえるのかどうかというところの中身で仕様書を作成しておりますので、その中身でもって見積もりいただく。いただいた方々の中で安いところという選抜ではなくて、やはり目的を達成するに値する業者なのかどうかというところにつきまして、やはり実績が一番大きいと思います。4年間の入札までの実績の中で、さらにそれが瑕疵がなく、今後とも進めていけるというふうな期待のもとに見積もり業者の中で最低価格のところというところでのそごはないということを確認して遂行しているというような形の姿勢でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

高橋富美子委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 最後になりますけれども、185ページの10款教育費4項13目、山屋セミナーハウスのプール解体工事の請負費についてお聞きします。

これについて、実は昨年、これも24年の当初予算に500万円というお金が計上されて認められたわけなんですけれども、しかしこの発注する時期が非常に遅い。これに倣ってほかの課のほうも当初予算で決定された事業が遅いのか。このプールに関しては9月、10月ごろ恐らく解体したと思うんですけれども、その辺おくれた理由というか、どうなんですか、これ。

そして、もう一つあるんですけれども、当初予算500万円に対して決算額が499万1,700円ですよね。この金額の云々は言わないですけれども、その2点お願いしたいと思います。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 山屋セミナーハウスのプール解体工事についての御質問でございますけれども、発注が確かにおくれた、秋口になってしまったということでございます。おくれた理由としましては、どのような形で解体してどのような形にするかの検討、あとは理由にはならないかと思っておりますけれども、他の事業との兼ね合いもいろいろございましたので、このような形でおくれてしまったという結果になってしまいました。

もう1点の500万円の予算に対して決算額が499万1,700円ということでございますけれども、一旦、当初予定としましてはプールを解体して地ならし、そのような工事の内容でございました。ただ、今後の利用形態を考えまして、碎石を敷いて駐車場として利用しようということで変更契約してございます。その分を合わせましてこの決算額にございます499万1,700円になったという内容でございます。それに伴いまして電柱の移転等も出てきて、それも合わせて施工したというふうな内容でございます。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) お昼も近くなったので、まず1問だけ質問させていただきます。

先ほど森委員からは非常に執行部の方に称賛の声が出て、どうもやりづらいなという感じでおります。そうした中で、1つ、忘れないうち、社会教育課長、随分頑張ってきては答弁してもらっているんだけど、1つだけ。

恐らく、どこを見ても陸上競技場のほうが決算書に1つも出てない。どこで質問したらいいかなとずっと見ていたんだけど、これは指定管理者、施設振興公社、管理業務、これ委託していると思うんですが、違いますか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 陸上競技場につきましては、委員御指摘のように指定管理者、新庄市施設振興公社のほうで管理してございます。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) そうすると、管理というものは、何ページだ、決算書のこれは財産管理なのか、違うか。社会教育費の体育施設、183ページ、体育施設の施設管理業務委託料、これに入っているんですか、陸上協議場の管理は。じゃその中で質問させていただきます。

今、陸上競技場の使われ方、どういうふうな形で使われているのか。そしてまた、話を聞きますと、中体連も、当然高体連、そういうものもあそこの陸上競技場は使われてないと。使っても意味がないというか、記録がとれないというような状況にある施設だと思っています。そう受けとめて間違いありませんか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 現在の陸上競技場の利用の状況でございますけれども、中学校の中体連、小学校の小体連、それに伴います練習、1週間、10日程度前から練習で活用していると。あわせ

まして、スポーツクラブのほうの陸上教室、それから一般の社会人につきまして陸上練習等々で活用している状況でございます。

もう1点、高校の高体連の御質問も出ましたけれども、確かに現在、高体連の陸上大会は東山の陸上競技場では実施してございません。今現在は山形のあかねヶ丘とか庄内のほうに行っていて、全天候型の設備のある陸上競技場で大会を行っているといった現状でございます。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) そういう状況であると。市の陸上競技場が練習場だと。そういう状況下である、非常に残念。何でも施設は、これは年数とれば老朽化になってくることは間違いない。あの陸上競技場はかなり年数がたっている。恐らく俺の記憶では10年、記録もとれない状況下にあるかと思えます。課長ともきのう話をしたばかりなので、その辺もある程度はつかんでの話なんですけど、そういう中で、市長、ああいう陸上競技場、あのままでいいわけがない。どういうふうな、今後のあの陸上を活用するために、これ以上言うと一般質問になってしまいますから、あの状況でいいか悪いか。いいわけがないと思うんだけど、それに市長はどういう考えを持っているかお聞かせいただきたい。

高橋富美子委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

なお、副市長より欠席届が出ております。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

高橋富美子委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 陸上競技場の改修につきましてお答え申し上げます。

陸上競技場の改修につきましては、市といたしましても重要な課題というふうに認識してございます。51年10月に三種公認として竣工して以来、23年には四種公認というふうな形に格下げにはなりましたが、現在そんな形に至っているわけでございます。ただ、51年に陸上競技場が竣工しておりますけれども、体育館につきましては昭和46年、5年以上前に建てられた建物ということで、昭和50年代に結構体育施設を建設してございます。そういった全て老朽化している施設でございますので、その辺総合的に課題として捉え、計画的に改修してまいりたいというふうには考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） 課長から答弁もらってもこのぐらいだべなと思うんだけど、やはり第四種しか、そういう形しか使えないという陸上競技場では新庄の体育施設としてはいかがなものかなということ、市長、ぜひひとつ、今、課長、いろいろ体育施設関係なんか心配しているわけですよ。ぜひ一つ一つ準備していかないと、一気に畳みかけたらどうなるんですか、これ。そういうことを懸念されるわけだから質問させていただいた。ああいう状況では好ましくない。ましてやこれからの新庄市の中学生、高校生が、あの陸上競技場は名前だけで、何も用を足さないんだと言われるようじゃうまくないなと。そういうことが懸念されるわけで質問させていただきました。まずひとつ、これは一つ一つじっくり検討していただいて、やはり整備していくのが当たり前だと私は思いますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

成果表の92ページの企業誘致対策事業の中で、事業内容の④高校生ものづくり企業魅力体験見学会。内容、神室産業高校、新庄南高の生徒が参加して18名、市内の製造企業3社を訪問。こ

ういう形で、これは恐らく高校生を対象にした新庄管内の企業、優秀な企業であるかはちょっとわからないんですが、そういうところを見学して雇用の場につなげようとしているんじゃないかと私は思います。まずはその下のほうの大きい11番の工業振興など人材育成、これらにも市長が力を入れている人材育成、これもやはり地元の企業に雇用の確保、そういうふうな事業で進めているのかなと思うわけであります。

先般、うちの会派で福田山工業団地2社ほど視察に行ってきました。その中でいろいろ工場長とか社長と話しさせていただいたんですが、地元の高校生というか、企業に見学、視察はどうですかという話の中で、余り見えないんだという話がされました。そういう観点からすると、福田山工業団地のかなりの、私も初めて行った会社で、かなりの何ていうかな、高度な技術、高度な製品をつくってやっている会社がある。1台5,000万円もする機械を1人で3台、4台と操作している。そういう高度な機能を持った機械を設備してあそこでそれなりの生産をしている、商品を生産している。こういう会社があると私は思ってなかったんですが、そういうところ、やはり地元のこれから就職活動いろんな形で高校生がやっている中で、ああいう会社を訪問していただいて、そして説明を聞いたりしてもらわないと、東高なんか私は行ったり、何人か委員もいるんだけど、お話ししても、仕事場がないというんじゃない、やはり地元の企業の中を知らな過ぎるような状況であると私は思います。ああいうふうに会社の責任者が高校生は余り見えないというふうな状況の中で、新庄にこういう会社があるんだよというようなものがどういうふうにして伝わっているのか、どういうふうに伝えているのか。これからあそこに就職する、工業団地あるいは横根山の地元の人なんていうのは募集しているでしょう。私は知らな過ぎるんじゃないかなと。そういうふ

うな今ある状況下で、商工観光課長、そういうふうな各企業を訪問して視察していただいて、そういうふうな手だてを商工観光課のほうでもやってもらったら就職の場が見つかるような気がするんですが、その辺の考えをちょっと。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

高橋富美子委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ただいまは地域の高校生等の雇用の場の確保ということで、いろいろ意見をいただきまして、ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、高校生等の見学会についてはもう少し機会をふやして行って、思ったよりと言うとあれですけども、かなり高度な技術を駆使して生産を伸ばしている企業がたくさんありますので、もう少し高校生の見学の機会等をふやしていきたいと思っております。

今年度からということにはなるんですけども、企業の紹介をゆめりあの中で展示しながら会社の概要とかそういったものを得意な製造品等を紹介しております。パネルを使って紹介しておりますけれども、これはゆめりあだけに置いては余り周知ならないということで、特定の人にしか目に触れないということで、今年度は各高校を巡回しながらそのパネルで企業の紹介をしております。そういった取り組みも行っておりますので、もう少し積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） そういうふうにしてもらって、やはり優秀な企業が数多く工業団地に入所してもらっているわけですから、知らないで就職場がないという状況はできるだけなくするようにして、なくするというか、啓蒙していただいて、その一役を、役所も行政も入って就職の場、雇用の場を確保、幾らかでも促進できるようにやっていただければありがたいです。特に、この決算書に入っている神室産業高校さ

ん、南高さん、ほかにも東高さん、北高さん、管内にあるわけですから、管内の高校が全校そろってというか、全校が参加しているような状況下であればなおいいわけでありますので、その方向でひとつお願いしたいと思います。

次に、161ページ、これ決算書、8款の雪総合対策費、その中の生活道路除排雪事業補助金220万円ですか、どのぐらいの件数があったのか。そしてまた、どのぐらい要望、要望あったのに全部対応できたのか、その辺もお聞きしたいと思います。

そしてまたこの中で、流雪溝の事業はいろいろやっているわけですが、管理費がちょっと見えてこないんだね、管理。大変な難儀して管理している、職員が管理しているから金がかからないといえ予算は計上してないかもしれないですが、この管理体制、どういうふうに行われているのか、その辺も聞いておきたい。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

高橋富美子委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 生活道路に関する排雪の補助金でございますけれども、これにつきましては8件が24年度ございまして、22万2,000円というふうな形になっております。ちょうど年度途中といたしますか、降雪ってからPR活動を開始したわけですけども、その辺で今後の課題としてはやはりPRをもうちょっと進めて行って皆さんに利用していただけるような形にしていきたいと考えてございます。その反省点を踏まえまして、今年度、生活道路の除雪の申請時に合わせて、全申請者に対しましてこういうふうなPR活動、排雪の補助金がありますよというふうなことを周知してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、希望につきましては、金額それぞれ多くかかっている、少なくかかっている、いろいろございます。その辺については事前にこの制度が始まる前に一応アンケート調査を行い

まして、その金額について決めたわけでございますけれども、まだ初年度というふうな形でございます。実績を踏まえまして、その金額とかそういうものにつきましてはいろいろ要望とかをお聞きして意見を聴取しまして、必要であれば改正等も行っていきたいというふうに考えてございます。今の段階では利用者といいますか、ふえるというふうな形にしております。

もう一つ、流雪溝の関係でございます。流雪溝につきましては、現在、中山常葉町のほうを流雪溝として整備してございます。最上川用水の導入につきましての管理費につきましては改良区等に委託しておりまして、その中でやっていただいているというふうなことでございます。ただし、側溝等の流雪溝の管理費、管理体制というふうな形につきましては、非常に私どもも苦慮しておりまして、間違えれば水上がりになったり、使い方によっては低いところに水上がりが生じるというふうなことがございますので、その辺については改修をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。管理そのものについての体制については、残念ながら利用する前に町内会と進めましてやっていくというふうな形、それで今年度あたりにつきましては町内会と話をもちまして整備といいますか、使い方等を私どものほうと地区のほうで約束事を決めまして一緒になって管理をしていくというふうな形で進めたいというふうに考えてございます。以上でございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 課長、これはやはり流雪溝に関しての管理、要は町内ごとに組合、そういうようなものを設立しながらやっていくというのもいいことなんでしょうけれども、なしてこうということ、市の職員がそういうふうな流雪溝が詰まったとか水上がりになったという、夜、夜中でも対応してけってんだよね。こういう状

況を聞いているもんだから、大変だなと思って。そして次の日また仕事、これ半端じゃないと思うんだよね。そういう状況下はやはり職員だって大変だし、そういう状況を何とか解決、クリアしていく。ということはどういうことかということ。私の提案がみなことを言うかもしれないけれども、施設振興公社あたりに、そういうところに管理を委託、これ町内で組合をつくってもらったって管理100%でいくわけじゃないよ、これ。スムーズに流れるようにしてくれと言ったって絶対いかない。緊急にそういうふうになった場合はどこかやはり、市職員が夜中も起きていって対応すねんねようじゃ。そして危険きわまりないよね、あれ。水上がりになってから側溝に入っていって流さねんねったら大変な業務、仕事なの、これは。そういうことを考えると、やはり業務委託というか、これはあつてしるべきじゃないかという感じがして質問させてもらったわけです。その辺もひとつ検討していただければと思います。

あと最後になるかもしれない。これ本当は、農林課の課長、成果表の97ページの小泉地区体験農園管理運営事業、これ決算だから聞くんだけど、ここで体験農園、非常にいいこと、市民に体験農園させてもらっているわけですが、この事業、これどこか委託しているわけだね、小泉地区の人だか、いいんだけど。去年ちょっと失敗したのがあったわけだ。ここでつくっているいろいろソバとか大根、大根は全滅だったわけだ。そうだよ。こういうだめだったらだめだったでやむを得ないのは、これだめになったものまた振り返ったって。どういうふうな原因だかわかればお聞かせいただきたいなと。そういう状況でいって、そこに行つて、体験農園に行つて収穫、市民の方々が行って、いざとつたら全部腐れてたと。そういう状況が聞こえてきたもんだから、この辺どんげだったかなというのが、原因何か追及してわかったことがあつ

たらお聞かせいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 平成11年以来、体験農園を開設して管理委託をしている組合の方も初めての経験ということでお話ししておりました。症状としましては、大根の中心部が芯枯れ病的な症状が発生しまして、お金をいただいて収穫体験するには至らないというふうな判断のもとに即時申し込み者の方に電話で収穫できないというふうな旨を急遽連絡しました。原因については、これは推測ではございますが、多分播種時期が若干早まったことによって、9月が高温であったというふうなこと等の関係から中心部が腐敗症的な症状が出たものというふうに推測しているところでございます。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） 原因がわかれば対策のしようもあるわけで、よかったなと思います。そういうことを二度と繰り返さないように、3反歩もつくっているわけですから、それを期待して収穫に行っている市民の方々もいますから、その辺の期待を裏切らないように、ひとつお願いしたいと。

この中で、一つ数字、これ俺の見方がおかしいのがちょっとあるけれども、決算書では管理委託料が197万9,550円、成果表では管理委託料が180万円、これどういうふうに見ればいいかなと思っていただけたけれども、これどういうふうな、数字の差があるけれども、この差10何万何がしだか、成果表と決算書の業務委託料の数字がちょっと違うみたい、どういうふうに見ればいいのか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 成果に関する説明書の72ページに記載しています管理委託料につきましては、

これは体験農園そのものの管理委託をしている組合にお願いしている料金が180万円ということとございまして、決算書の197万9,550円との差額につきましては、空蔵四季の家の浄化槽の点検管理業務委託料等を含めた形の委託料がここに含まれているため、この差額が出ているということとでございます。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） 一方は組合、決算書の管理業務委託料、これが少し数字が多くなっているわけですね。この差額は、今言った、どこへ払われている委託料、この数字の差額の分、もう一回。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

高橋富美子委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 空蔵四季の家のトイレ等の浄化槽等の点検業務委託料を含めた形で決算書には載ってございますので、そのようなこととでございます。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

高橋富美子委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） わかりました。そういう数字の内容だということで、わかりました。こういう体験農園、本当に市民にとっては非常にありがたいというか、広大な面積をソバ、いろんなみそづくりとかやっているわけで、ひとつ期待を裏切らないようにやってもらいたい。

時間もないようですので、そういうふうなことをお願いをしながら私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

初めに、認定に反対討論として佐藤悦子委員。

(1 番佐藤悦子委員登壇)

1 番(佐藤悦子委員) 平成24年度一般会計決算の認定に反対討論を行います。

最初に、評価している点についてですが、実質公債費比率13.9%に改善されたことです。その理由は、広域事務組合の公債費などが減ったことが大きいようです。また、国民健康保険への法定外繰り入れで増税の幅を抑えたこと、また国民健康保険税の市独自減免があり、東日本大震災被災者の減免や、廃業などによって所得が減った方への減免もあったとお聞きしました。また、市民の仕事をふやす住宅リフォーム助成事業費が約2倍にふえていること、また今ありましたが、生活道路の排雪への補助が行われたことなど、大変関係各位には敬意を表したいと思います。

反対の理由ですが、1番には、年金も下がり、長引く不況で家計が低迷している市民にとって増税、負担増があったということです。市独自のものとしては、国民健康保険税、介護保険料です。広域連合による後期高齢者医療保険料の引き上げ、国による年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の範囲の変更による住民税の増税もありました。こうした増税に対して市民からは普通納付の方で335人、給料天引きなどの特例納付の方で297人から疑問の声が寄せられたとのことでした。また、税や税外負担金の未納の方が納めたくても納められない低所得世帯に未納の方が多いということでした。経済的に厳しい方へ手を差し伸べるのが政治ではないかと私は思います。使える減免制度への改善も必要だと思います。私は税などの引き上げ、負担増の会計決算には反対してまいります。

2つ目に、学校給食などの民間委託や保育所の民営化、指定管理制度は、働く人の貧困化を招くということです。民間委託や指定管理を市の直営に戻すことも検討すべきではないかと考えます。これらの仕事は市民や子供の命を守っ

ています。働く人の待遇改善は市民や子供の命を守ることに繋がります。学校給食の地産地消が24年度は重量総数で前年比マイナス28.5%でした。地産地消の割合で見ると34%で、前年比マイナス4%との数字も示されました。食の教育として地産地消を50%にするよう目指して頑張っていたと思います。献立作成は市の栄養士ですが、調理師が手間暇かけられないとなれば使えないわけですし、野菜を育てる農家の状況を常につかむ姿勢が重要だと思います。かけ橋となる専門の職員の配置も必要ではないかと私は思っています。

3番目に、定員管理の問題です。正職員数をもっとふやすべきではないかと考えます。20人の退職者に対して新規採用が15人で、平成25年4月1日では293人となっております。一方、嘱託職員は98人、日々雇用職員は87人、臨時職員をふやして仕事をカバーして人件費の抑制をしているということです。実は仕事はあるということです。行財政改革の計画では、正採用職員を平成25年には300人以下としていました。退職者が計画を上回っています。仕事量はふえているのに人が減り、責任が重くなり、長時間労働などで心身を壊す状態になっているのではないかと心配されます。臨時職員では家族を持つ展望を持ちにくいです。正職員をふやして安定して働けるようにすべきだと思います。公務を支えているのは人です。その専門性は担い手である労働者の知識、経験として蓄積されます。そして、職場内訓練などを通して長期に蓄積されていくもので、あえてそれを中断させるのは税金の無駄遣いだと思います。公務の質を維持向上させるためには、その担い手が誇りを持って安心して働き続けることのできる賃金と労働条件を保障すべきであると考えております。

4番目は、小中一貫教育の推進と標準学力テスト拡大の問題です。小中一貫教育ではなく、緩やかな連携にとどめるべきだと思います。小

中一貫校での4・3・2体制では小学校高学年としての活動が保障できません。4年生ではリーダーとしての活動ができないと、これは私がこの前政務調査費を生かして山本由美先生に二度目に新庄に来ていただきましたが、またこのような指摘がされておりました。大規模な小中一貫校づくりを進めた品川区では、15年間で不登校がふえ、いじめがあると子供から訴えがあったんですが、先生が忙し過ぎて十分な対応ができなくて、結果、同学年で3人も子供の自死事件が起きています。いじめなど問題があれば、先生方、子供、保護者のみんなで知恵を集め、時間をかけて話し合うことが必要です。小中一貫校の教育効果は検証されていません。

標準学力テストは到達度をはかるのではなく、偏差値で他との比較をし、競争をあおるものではないかと私は思っています。小学校2年以降全学年実施に拡大されたことは、先生と子供を縛り、テスト対策中心のつまらない学校に追いやるものになるのではないかととても心配です。授業改善や、おくれた子供への補習に役立つ行政の仕事こと必要ではないかと私は思います。子供と先生がじっくりとかかわれる環境づくりに力を入れていただきたいと思えます。到達度をはかり、子供を励ますものであってほしいと思えます。子供たちが学校が楽しいと言って喜んで行くような学校になってもらいたいと心から思っております。

5番目に、好転した財政は、市の会計を温め、市民の家計を温める施策に生かすべきだと考えます。国保税や介護保険料の引き下げ、利用料の減免制度の充実、福祉制度の復活、住宅リフォームのさらなる拡充などを進めていただきたいと思えます。また、わらすこ広場の利用料や老人福祉センターの利用料、市バスの料金について、引き下げなどで子育て世代や高齢者に少しでも温かい施策の充実を望んでおります。

また、広域事務組合では焼却炉の長寿命化計

画をつくろうとしておるということをお聞きしました。ごみ問題は将来の環境と命、そして資源問題を引き起こすものです。持続可能な地域を子供に残す課題として、ごみを出さない社会の仕組みづくりが求められています。生ごみを燃やすのではなく、全量資源化する方向で検討すべきだと思います。ごみの資源化率7年連続日本一の鹿児島県志布志市では76.3%というリサイクル率でした。全世帯の生ごみ堆肥化、布、衣服、シュレッダーの紙、小規模家電、ビニール、プラスチック類、はしや竹など、電球、蛍光灯などまでも、新庄市ではごみに扱っているようなものでありましたが、資源化を大きく進めております。市民との協働を進めて、燃やさない、埋めない、子供たちに持続可能な地域を残すように頑張ってくださいということをお願いいたしまして、反対討論を終わらせていただきます。

高橋富美子委員長 認定に賛成討論として、佐藤卓也委員。

(4番佐藤卓也委員登壇)

4番(佐藤卓也委員) 議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

本市の財政につきましては、平成16年度からスタートした財政再建計画とそれを受け継いだ財政再建プランに基づき、私ども議会といたしましても一丸となってその健全化を進めてまいりました。平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布された当初は、財政再建によって早期健全化団体からの脱却がいつ果たせるかということで注目を集めておりましたが、21年度決算においてその脱却を果たしてからは脱却後における健全化の度合いということに視点が変わってきております。

このたびの決算の結果を見ますと、財政再建に対して早くから市を挙げての取り組みを続けてきた結果が実質公債費比率や将来負担比

率の大きな改善にあらわれてきていると思います。決算総額については、前年度の比較において歳入歳出ともに伸びております。これは、新庄中学校体育館改築を初めとする小中学校耐震改修事業の実施や小中一貫教育校建設事業の本格化、そして記録的な豪雪に伴う凍上災害の復旧事業の実施が主な要因となっているものと思われま

す。なお、歳出面においては、財政の硬直化の原因とされてきた義務的経費のうち人件費の職員給は退職者不補充などにより減少し、公債費比率についても起債の継続的な抑制により減少していることから、財政健全化の土台はますますしっかりと築かれているものと評価されるところでございます。

また、子供の医療費負担の軽減化を初めとする地域の子育て支援を中心とした福祉施策の展開や、健診や予防接種費用の負担軽減化を初めとする市民健康対策の展開は、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために極めて重要なものであります。そのほか農業関係における園芸や畜産などの経営基盤の育成と確立に資する事業展開や商工観光関係における交流人口の拡大と中心商店街を初めとする市内経済活性化のための取り組み、そして教育においては小中一貫教育の推進や施設環境整備など幅広い分野で事業の展開が図られております。さらに、思い起こせば、この冬は3年連続というこれまでに記憶のない豪雪でありましたが、除排雪業務など効果的に実施をしていただきました。このように、喫緊に対応しなければならない多くのことも含めながら、平成24年度も実効性の高い経費として支出されたものと思います。

このように、平成24年度決算は財政の再建計画のもとでの最終段階に入っている中で、これまでの市を挙げての継続的な努力が大きな結果としてあらわれ、今後の安定した財政健全化へのきっかけとなる決算としての大変意義深いも

のであると思います。

しかしながら、国においては地方交付税を抑制していくという方針を示しており、加えて市税収入の行き先が不透明な状況の中で、今後の財政運営においては歳入の確保が大きな課題になっているものと思われま

す。二度と同じ轍を踏まぬよう健全な財政の運営に細心の注意を払うとともに、的確な企画、そして的確な執行によって市勢の発展、そして市民生活向上の期待に応えられることを切に願い、今般決算の賛成討論といたします。ありがとうございました。

高橋富美子委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号平成24年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたので起立採決いたします。

議案第48号について、原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

高橋富美子委員長 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第49号平成24年度新庄市 国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

高橋富美子委員長 次に、議案第49号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

なお、本件を含む特別会計につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果の19ページの1の国民健康保険税についてです。

24年度、国民健康保険税が引き上げになりました。これについての市民の反応や影響はどのように見ておられるでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 平成24年度の国民健康保険税についての市民からの反応ということでございますけれども、普通徴収について納付書を発送されたのは昨年7月の半ばでございます。その後9日間、電話なりあるいはおいでになって窓口での御相談というふうな件数を数えておきましたけれども、それによりますと331件おいでになりました。これは電話と窓口での対応の合計数ということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国民健康保険税が高過ぎるのではないかと私は一般質問でも言いましたが、例えば4人世帯で100万円の所得、夫婦40歳から60歳で17万円だったかと思いますが、また200万円の所得の場合で36万円だったかと思っておりますが、その国民健康保険税、資産なしの世帯なんです。それについてどう感じられるか、本当に納められるかと思っておられるかお聞きします。

高橋富美子委員長 佐藤委員に申し上げます。ただいまの発言は決算審査の範囲を超えておりますので、注意いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国民健康保険税は、税金の中でも最も市民にとって重いというふうに市民の方では一番上げられているもので、決算を見ても未納の方が一番多い税になっています。

そういうところを見て、市独自減免ということがどのような状況なのか、24年度について、前もお聞きしましたが、もう一度お聞きします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 市の独自減免ということでございますけれども、この間の一般質問の際にも御説明いたしましたけれども、平成24年度につきましては、所得皆無、生活困難を理由とした減免申請はございませんでした。

それで、国民健康保険税の負担感の問題でございますけれども、これにつきましては私どももかなり大変であろうなという世帯は結構ございます。とはいってしましても、やはりこれは被保険者全てについて言えるわけでございまして、大抵の方はいろいろやりくりしながらこれを納めていただいているであろうというふうに私どもは推測してございます。でなければ、普通徴収だけでも90%を超えるような収納率というのは実現できないと思っておりますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 私の勘違いだったのか、もう一度お聞きしますけれども、所得皆無あるいはそれに準ずる生活困難の世帯の申請はなかったんですか。あったように聞いたように思うんですが、違いますか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 所得皆無、生活困難を理由とした減免の申請は、24年度はございませんでしたけれども、平成23年度に東日本大震災の被災者の方とは別に2名おつたと、2件あったということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。その国

民健康保険税とかかわって、未納、滞納世帯ともかかわって、成果の132ページの5の(2)、資格証や短期証の発行の数が載っております。この方々は税の未納、滞納という方々になっておりますが、それぞれどういう世帯の状況と見ておられるのか、お願いしたいと思います。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

高橋富美子委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 資格証明書、短期証の交付世帯については、確かに税の未納がある方に限られておりますが、それぞれいろいろ状況はございます。仕事、そういったのが病気で行かなくなった方もおれば、そういう方が多い。借金を背負っている方というのも多いように思っておりますが、その中で短期証については少しずつでも納めていただいている方、そういう方もいらっしゃる。ただ、8割ということで目標を掲げてそれに届かなかった方に対して短期証を交付しているということでもありますので、その中でも少しずつでもありながら納めていただいている方もいらっしゃるというふうな状況でございます。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 資格証の方々はどのような方々になっておられるのでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

高橋富美子委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 資格証の方につきましては、年度の保険証の更新の時期に未納のある方々に対して状況をお伺いすることをやっております。ただ、それについて何の音沙汰もないという方が主に資格証になっております。弁明書を提出された方については、1件1件審査の上、資格証をやるべきか、短期証または一般証ということについて一つ一つ状況を調べまして、判定しながら交付しているということでございますので、資格証明書の方についてはこちらから状況

をお伺いしたいといった要請に対して何の返答もない方がほとんどでございます。以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 市民の立場になって考えてみますと、病気だったり、失業だったり、それから借金が多くて首が回らない状態という中で、税金を納めろというのが来て、弁明書も書いてくれと来て、返事を書けないでそのままにしてしまっている、そしてだんだんだん苦しくなっていく、そういう方が目に見えるような気がして、そういう方に対して会うというか、直接、そこに郵送などをできるのであればいらっしゃるわけですから、会ってお聞きする、相談するという態勢が重要なような気がするんですが、その点はどうなんでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 なかなか国民健康保険税の納付が厳しい方についての対応ということでございますけれども、私どものほうでも、昨日のお話にも通じるんですけれども、いろいろな方法でもってそういう方々との接触を持つように努力しております。特に、国民健康保険税の滞納につきましては、この影響が極めて大きい。ただいまお話に出ました短期証であるとか資格証明書ということで、直接御本人たちの不利益につながる部分が非常に大きいというふうに私どもは考えております。したがって、お会いしていろいろお話しするに当たってもその点を常に意識に入れておきまして、分納を進めるのが基本でございますが、分納に当たりまして、特に資格証間近だと、あるいは今現在資格証状態であるというような方につきましてはその状態を脱するような分納、それから資格証ではないけれども短期証があると、その状態を脱することができるというような分納というふうなことで私どもも皆さんとお話を申し上げて、そうい

うふうに勧めるようにしてございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変温かい立場で頑張ってくださいているんだなということを感じております。しかし、ないものはないという場合もありまして、そういう方のためにも、ない場合には減免してあげるしかないのではないだろうかなと私は思いますし、減免制度を充実させて、どうしてもないという方などは救う手だてみたいのではないのでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

高橋富美子委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期証の方については、ただ期間が短いというだけで、保険証を使える状況にあります。ただ、資格証明書の方については一旦10割を支払っていただくことが必要になりますので、大変厳しいかと思いますが、もしそういった方については短期証への切りかえは随時、臨機応変に行っているというつもりでおります。また、その方については納付の約束が守られればそのまま短期継続という場合もございます。また、約束を破られたような方についてはまた資格証明書に戻る場合もありますが、病気になった場合にはそういった臨機応変な対応をとっているということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 病気になった場合には保険証を出してくださるということで、それも本当にありがたいなと思います。目の前でそういうふうに対応してくださっている職員の姿を私も見たことがありまして、本当にありがたいことだと思っております。病気になっても医者に行かれない、お金がないために行かれないという方がそれで救われるというふうにも感じますし、そういう立場で病気になった場合にはま

ず保険証を持って行ってくれというふうに言ってもらおうというのが大事だと思っております。ぜひお願いします。

保険証はあるかもしれませんが、それでも医者代がないために医者に行かれないという方がおられます。一部負担金の免除、徴収猶予を規定した要綱があるわけなんです、それは適用がないというふうに聞いておりますが、なぜなのか。これだけ税金を納められない方々、金額大きくなっている中で、医者に行かれない人が出るというのはもっと出るだろうというふうに考えられるんですが、なぜ適用がないのか、その点についてお願いします。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員に再度注意します。決算の審査ではなく一般質問の内容になっていますので、注意します。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 先ほどの成果19ページの1・1の国保税についてなんですが、社会保険に加入しておられた方が国民健康保険に加入するという方がおられるわけですが、その中で非自発的退職者として申請した方、そして減免を受けられた方はどのぐらいおられるか、把握しておられたらお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 非自発的失業のケースでございますけれども、平成24年度末におきまして49件、金額にいたしまして424万1,200円になってございます。ちなみに、平成25年度当初におきましては39世帯が発生してございます。

以上です。

高橋富美子委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 今、税務課長からお答えいただきました。社会保険加入者だった人が非自発的退職ということで国保に加入した方が49件あって減額を受けたということで、大変よかったなと思っております。この周知の仕方というのは、24年度はどのようになさっていたのでしょうか。これは市独自減免のあり方についても同じように私は周知して、少しでも使える方がふえるようにしていただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいまの非自発的失業者に対する軽減というふうなことの周知方法ということで言いますと、平成24年度の国民健康保険税のお知らせという文章を、各種制度をコンパクトにまとめたものでございますけれども、それを納付書に同封いたしまして皆さんに周知を図っております。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 簡明な答弁ありがとうございます。市独自減免の規定も、要綱か規定もありますので、そういったこともお知らせには入っているのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 大変失礼いたしました。先ほどお話しになりました所得が急激に下がったことによる減免、そういった制度のことをおっしゃっているんだと思うんですが、これについてはこれまで必ずしも十分とは言えません。それで、平成21年3月の定例会におきまして私どものほうで提案申し上げて、議会でもって決めて

いただいた制度でもございますので、この機会に制度の趣旨を第一に考えまして、一番効果的な時期に周知を図ればいいなというふうに思っております。

高橋富美子委員長 ほかに質疑ありませんか。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) 1つだけ質問いたします。

191ページ、1款の収入未済額と不納欠損、これは市税のほうで同じようなことを申し上げて、質問申し上げたんですが、気にはなったんですが、今まで余り重く私自身は感じてこなかった。ところが、今回よく全会計を合計しますと未済額が6億3,000万円に上ると。そのうちで不納欠損が1億5,400万円、4分の1が欠損になってきているんですね。これもまた監査委員の意見書というのを余り気にしないで、まあまあこういうもんかなというふうなことで、さっと目を通してきたんですけども、今回よくこの件と照らし合わせて見てみますと、やはり監査委員もその辺が言いたいんじゃないかなというふうな気がして、結びのところを見ますとスタートが市債残高はまだ224億円あるんだよと。それから次に来るのが収入未済額、これは改善されたところと、また逆にふえたところがあるということで、注釈として出している。にもかかわらず実質公債費比率は13.9になった、大変結構であるというふうな言い方。経常収支比率は90.3、全体的には前から見れば好転しているんだよと。ただし、これでもまだまだこの数字からいけば弾力性がないから、さらなる努力を求めたいというふうな監査の意見です。この中に重要なことは未済額を減らすことであろうと、減らしなさいよというふうな警鐘を打っているというふうに私は感じました。この未済が全部不納欠損になるわけでないんですが、今4分の1と申しましたが、毎年そういうような

数字を繰り返してやっているわけです。ですから、いかにこの未済額、次に不納欠損を減らすということが財政にどのぐらい影響してくるかということを見ておかなければならないんじゃないかなというふうに思って、大変重要な大きな数字だなというふうに今回特に感じたわけで御質問申し上げます。

執行部のほうは、担当課、毎年4月になると入れかえがありまして、同じ課に居続けるということは、これはないわけで、この辺の未収の部分、未済額の処理というものをどういうふうな方法をとってこれを継承しているか、次にバトンタッチしているかというふうになります。長年徴収できなかったという方もかなりの人数おるわけで、これをやはり次の人にバトン、スムーズにできるような体制が果たして課内できているかどうか。一般会計でも申し上げましたとおり、何年間も納付書を発行しないで、しても徴収ならないというふうなことではあるわけで、その辺の処理を、健康課だけではなくて、多くの課がこういうふうな場面にあっているわけで、また課がかわればそのポストに行ったときにはまた困るわけ。健康課だけ言ってもしょうがないんですが、この際ですので、健康課ではどういうふうな扱いをなされておるか。要するに、納めないんだから普通言うブラックリストというものになるかとは思いますが、そういうのがあるかどうか。誰が見てもわかるように、こんな理由でこの人は納められないんだよと言いつけた、それも1年では全部ないわけで、4年も5年も、6年目には不納欠損なるわけですから、その辺の扱いを健康課ではどういうふうになされているか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 国民健康保険税の徴収のことです。税務課のほうから申し上げます。

収入未済の大きさ、不納欠損の大きさ、それぞれ平成24年度につきましては幾分減らすことができたわけですが、確かにそのとおりでございます。これは特に現年度分でございます。5月末が出納閉鎖になってございますので、そこまでの期間、つまり委員おっしゃるような人事異動の期間を挟んでその時期に向かう時期が非常に重要でございます。その点で、異動なった場合、新しい職員にどういうふうにしてその辺の技術を承継するのかというふうなことが非常に重要になってきておりまして、その点については初心者向けのマニュアルがございまして、そういったものを学習会でやったり、それから一番大切なのは個々の滞納している方々の記録でございます。これが何年も昔からのものがデータとして残ってございまして、新しい職員についてはその内容をよく確認して次の方向に臨むと。次の方向に臨むその方向もそのケースの場合は定まっているということも多々ございますので、そういう場合はそのとおりに進めるということで、新しい人は結構なれるのに時間かかりますけれども、さほどの困難はなくスムーズに移行できているというふうに思っております。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) 監査には一部しか載ってないんですが、この収入未済並びに不納欠損というふうなものに関係してくる課というのはやはり市税を初め国保、下水道、農落集排水、営農飲雑用飲水、介護というふうに、各課多岐にわたって生まれてくるわけで、ほとんど関係しない課がないぐらいに多く科目があるわけで、私はとりあえず関係する課が連絡対策協議会みたいなものを庁内につくって、どういった方法で未収を減らしていくか、不納欠損に渡らないような方法がないかというようなことを、私はしているかどうか知らないんですが、やってい

ればそれでいいんですが、研究、検討していただきたいと思うんですが、その辺、庁内にその組織があるかどうか、その辺。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

高橋富美子委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 滞納にかかわらず収入全般にわたって関係する課の課長が集まる歳入確保対策委員会というのがございます。そこで滞納なり収入未済あるいは使用料の値上げ、値下げなどの検討をしております。

15番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

高橋富美子委員長 新田道尋委員。

15番(新田道尋委員) 財政課長の話では対策会があると、会を持っているんだということではあっても、なかなかその数字が縮まっていけないというのが現実じゃないかというふうに思います。それで、方法が、甘いとは申し上げませんが、何かちょっとずれているところがあるんじゃないかと。マンネリ化、方法に対して同じことを繰り返すということになってないかどうか、もっといい方法がないか、その辺を追求していくべきだと。そうでないとこの数字がいつまでたっても同じようなもの、毎年度毎年度出てくるわけで、それが大きなウエートを、ただいま申し上げたように響いてくるということは誰が見ても言えると思うので、大変貴重な財源を毎年失っているわけで、何とかこれをすべきだと私は思いますけれども、今後何かいい方法がありますか。このままでいきますか。考えがあるとしたら、また方法を協議会の中で提案してみたいというふうな考えがあったらばお知らせいただきたい。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

高橋富美子委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 財政課所管の歳入確保対策委員会は毎年1回開催しております。その都度、課題があればその中で協議をして解決に向けて検討していくというふうにしております。

高橋富美子委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、

討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第49号平成24年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第49号については、原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

高橋富美子委員長 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

高橋富美子委員長 続きまして、議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 別に質疑なしと認めます。よ

って、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号平成24年度新庄市交通災害共済事
業特別会計歳入歳出決算の認定については、原
案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。よっ
て、議案第50号は原案のとおり認定すべきもの
と決しました。

議案第51号平成24年度新庄市 公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

高橋富美子委員長 次に、議案第51号平成24年度
新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 別に質疑なしと認めます。よ
って、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号平成24年度新庄市公共下水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定については、原案
のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。よっ
て、議案第51号は原案のとおり認定すべきもの
と決しました。

議案第52号平成24年度新庄市 農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

高橋富美子委員長 次に、議案第52号平成24年度
新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 別に質疑なしと認めます。よ
って、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第52号平成24年度新庄市農業集落排水事
業特別会計歳入歳出決算の認定については、原
案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。よっ
て、議案第52号は原案のとおり認定すべきもの

と決しました。

議案第53号平成24年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

高橋富美子委員長 次に、議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号平成24年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第54号平成24年度新庄市 介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について

高橋富美子委員長 次に、議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 成果の21ページの4、介護保険料の引き上げがあったということについてですが、市民の声や影響はどうだったか、お願いいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 申しわけございませんが、この点については把握してございません。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 保険料の第2段階が2万4,700円から3万800円に上がっております。全て大体皆上がったわけなんです、特に保険料第2段階というのは年収で言いますと、記憶違いかわかりませんが、80万円以下ということで、非常に低所得の少ない年金、年金そのものみんな低いですが、一番低いかもしれない方々が第2段階でおられます。その方々の介護保険料がもっと減免受けられるようにできないのかなと考えるところです。それについて答えられればお願いします。

あと決算の249ページの1の1の1で収入未済が現年及び滞納分ということで出ております。この現年及び滞納分の未納の方々の人数は何人ぐらいで、どのような方々なのか、対策はどのように考えておられるのか、お願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 第2段階の例をとられてお話がございましたけれども、今回第2段階に限らず全ての段階でそれぞれ少しずつ引き上げがなっております。

未納の方々のお話ですけれども、平成24年度の未納ですけれども、普通徴収の方となりますが、合計いたしますと199名ございます。その方々がどういう状態の方々かというお話ですけれども、今、委員からおっしゃられたように、普通徴収の方の割合というのがあるわけですが、それぞれの段階ごとの。それに比較しますと総体的に滞納になっている方が多いなというふうな段階を申しますと、今、委員がおっしゃられた第2段階、これが多いと思います。それからその次の第3段階、このあたりが普通徴収の賦課の分布ですけれども、滞納者に限らず賦課の分布と比べまして滞納となっている方が多いというふうなことが言えるかと思えます。あともう一段階多くなっているのが第6段階、基準となっている段階でございますけれども、この部分も多いというふうになっています。全体として賦課されている方々が多いのは第2段階、それから第7段階あたりが多くなっておりまして、その中でも比較しますと滞納の方が多いところといいますと今申し上げた第2、第3、第6といったところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 特別徴収ということで年金から天引きされる方々も確かに本当につらいことだと思います。第2段階の方々だと特別徴収ということで引かれる方がほとんどですので、苦しいことだろうと思います。さらに、普通徴収になるというのは特に年金が低い方ではないのかなと思うんです。特別徴収できない年金ということでいきますと、この普通徴収になる方の第2段階の年金というのはおよそどのぐらいの金額なのか、お願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 第2段階の方の年金ということでございますけれども、まずこの第2段階と

いうのは世帯全員が市民税非課税であるということが前提になっておりまして、前年の合計所得、課税年金収入額が80万円以下の人というふうなことになってございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 年金が80万円以下で、そこから天引きされるにしても、あるいは普通徴収、自分で納付書で納めるようになるにしても、本当に厳しい状況、納めるだけで、保険料を出すだけで大変な年金だと思います。そういう方が介護度2になったりして自宅で介護保険を利用しなきゃいけない状態になったときに、利用料が十分に払えるんだろうかなと考えたときに、やはり現実には抑えざるを得ないということがあると聞いております。それを考えたときに、保険料を納めることに対しても減免が必要だろうし、また利用料についても抑えられるか、どちらかとか、介護をまともに受けて頑張っている生きていくと考えている方に介護を受けられるようにするためにも、市独自の保険料減免や利用料減免が必要になんてないかなというふうに私は思うんですが、どう考えられるか、答えられればお願いします。

高橋富美子委員長 佐藤委員に再度注意いたします。決算の審査ではなく一般質問の内容になっていますので、注意いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 別の質問をいたします。成果の44ページ、3の介護予防、(2)低栄養改善プログラム、ここで24年度実施なしということがありましたが、本当になかったのか、お願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 成果表の44ページの低栄養改善プログラムについての御質問でございますが、決算書に基づきますと265ページの二次予防事業費、備考の欄であります。この部分の中の支出項目になります。介護予防事業につきましては、ここに記載のとおり一次予防事業費、下の段にございますが、その上の二次予防事業費ということで、一次予防については健康な方々、二次予防については、主要施策にもありますように、これからおそれがある方、運動機能が低下しているとか、いろんな条件の方を抽出して、健康診断時に抽出するということとなりますが、昨年度ですと400名ちょっとの方、対象者がいらっしゃいます。その方々に対して、ここにあるメニュー（1）から（3）までのプログラムが介護予防として妥当かどうかということを含括支援センターの保健師のほうで個人と面接しながら選定するという仕組みになっております。基本的には運動機能向上プログラム、体の機能を補完するというふうな運動中心のものが中心なんです。そのほかに低栄養改善プログラム、栄養が偏っている方、それから口腔機能、口の中のいろんな清掃等の援助が必要な方、それぞれ選定しながらやっているという状況でございますので、結果的に申せば（2）の低栄養改善プログラムにつきましては23年度、24年度については該当者がいなかったというふうなことでございます。結果的には大変結構なことなんです。そういう状況の中で介護予防事業を行っているということで御理解をお願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） よくわからないんですけども、結果的によかったのかということで、必要な方がいらっしゃらなかったということなんでしょうかね。介護予防というふう考えたときに、別の施策も介護予防として考える必要

があるんじゃないかなと私は思いますので、誰もやる人がいないのであれば、もっと高齢者が喜ぶような、介護予防に本当になるようなものをメニューとして考える必要があるんじゃないかと思うんです。それはどうか、それについてどうでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野 享。

高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長
小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 介護予防といいますが、今言いました決算書の265ページにありますように、一次予防、それから二次予防、2つに分かれております。基本的に二次予防であれば、衰えた運動機能、それから栄養の問題とか具体的に解決できるわけでございますけれども、一般的な介護予防という観点であります。一次予防事業の中の地域活動組織育成支援事業というのがございますが、いわゆるふれあいサロンということで、高齢者の方々が集まって、基本的に引きこもり等を防止しながらいろんな情報交換をして介護状態にならないようにするというふうなお互いの励ましも含めましたサロンを行っているというふうな状況でございます。

二次予防としては主要施策にありますような対策を行っているところでございますが、その効果という面から見ると、平成18年度から導入されたというふうな事業でございまして、現在各市町村で検証中というふうな状況でございます。ですから、これらいわゆる一般的なプログラムということで新庄市は実施しておりますが、任意事業として別途のプログラムを採用している団体もございます。これからのいろんな情報を仕入れながら、効果的な介護予防、包括センターを中心に現在行っているという関係でございますので、そういう意見をお聞きしながら今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。それ以上は余り言わないようにということですので、別のに行きます。

成果146ページの4の施設介護サービス受給者数、平成25年度3月末ということで、①として介護老人福祉施設238人、前年比102.1%、②として介護老人保健施設179人、112.6%ということで、私としては①が特別養護老人ホームかなと思ったんですが、その特別養護老人ホームの待機者というのは24年度どうだったのでしょうか、対策もあつたらお願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長 小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 まず成果表146ページの施設介護サービス受給者数の中の介護老人福祉施設の対象でございますが、委員御指摘のとおり養護老人ホームも含まれております。さらに、現在、認知症関係のグループホーム、この施設もこの中に含まれておりますので、程度の高い方、介護度の高い方が特別養護老人ホームに入っておられる方、要介護1、2という方につきましては主に認知症のグループホーム対象者かなというふうには類推しております。

今、養護老人ホームの待機者の御質問をいただいておりますが、この前も御回答しておりますが、平成24年度当初の第5期の介護保険事業計画を策定した段階におきまして見積もっております待機者につきましては、おおむね100名程度だろうということで考えております。あくまでも介護度が高く、自宅で介護を受けている方という条件つきでございます。1年経過しているというふうな状況がございますので、大

体20名ぐらいふえているのではないかとというふうな部分がございますが、おおむね100名前後という形で待機者が現在いるのではないかとというふうな推計をしております。ということもございまして、新庄市の第5期の介護保険事業計画におきましては24年度から26年度を計画期間としておりますが、この中で特別養護老人ホーム80床を計画していると、待機者の解消に向けてはそういう計画を持っているということで報告させていただきます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ただいま特別養護老人ホームを計画中ということでして、私も聞いて、進むんだろうなと期待しているところなんですけれども、なかなか進まないとも聞いておりますが、そういうことについては24年度あつたかどうか、進まないという話はあるか、ないか、計画どおり進む状況なのか、お願いします。

高橋富美子委員長 佐藤委員に再度委員長よりお願いします。先ほど来何度も注意しておりますが、平成24年度決算の審査です。そのことをよく踏まえて質問の趣旨を明確にしてください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、先ほどの介護老人保健施設の179人の状況についてなんですが、低所得の世帯のために利用料を払えなくなっている世帯はあつたかなかったか、お願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長 小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま介護老人保健施設ということで御質問いただいておりますが、基本的に介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、介護を中心とする施設でございます

が、特定施設ということで、これらの施設に入所されている方につきましては、収入が少ない方については、例えば簡単に申しますと負担額が4万円かかるところは3万円が免除されるといいますか、減額されるという措置がございます。通常これらの施設に入所される方につきましては世帯分離を行いながらそちらの施設に入所するという関係で、個人の所得で全て要件が判定されるということになりますので、おおむねこれらの施設を利用される方の8割程度はこの制度を利用して、利用料の軽減が図られているというふうな状況でございます。ですから基本的には未納もしくは払えないというふうな状況は我々のところにはお聞きしておりませんが、ただそれでもやはり払えないというふうな状況の方はいらっしゃいます。ただしそういう方につきましてもそれぞれ御相談を受けながら、いろんな援助の形もありますし、福祉制度の総合的な中で援助を行いながら入所を継続させるというふうな取り組みをケアマネジャー通じて施設の職員も通じながらやっているというふうな現状でございます。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 大変貴重な話を聞かせていただいたと思います。

次に、成果148ページ、ここに成果として小規模多機能型居宅介護事業2カ所設置と書いてあります。どのような施設で、特別養護老人ホーム待機者などが活用できるのかできないのか、お願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

高橋富美子委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長 小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 148ページの地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業所というふうな表現になっており

ますが、基本的には今まで例えばデイサービス、ショートステイ、それからホームヘルパー、それぞれを個別の事業所で分けながら介護のサービスを受けていた方が多かったわけです。事業所それぞれに分けるというふうなケースがございましたが、この小規模多機能型というふうな表現になっておりますように1つの施設で、例えば有料老人ホームが基本なんです、その中でデイサービス、ショートステイ、ホームヘルプも受けられるという施設に、新しく平成17年度からなんです、採用されてきて、現在国としてはこの施設を重点的に整備しているという状況でございます。ですから、新庄市としても第5期の介護事業計画の中におきましてこの2カ所を設置するというふうな計画を立てておりましたので、今回設置させていただいたということでございますが、今お話しのように、特別養護老人ホーム、介護度4、5まで行きますとなかなか小規模多機能型施設とは施設が違うという形になりますので、先ほどの御質問にあったような待機者の解消という部分ではちょっと機能が違う、むしろ現行の介護を受けている方の利便を高めるというふうな施設ということで御理解いただきたいと思います。

高橋富美子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号平成24年度新庄市介護保険事業特

別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第54号については、原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

高橋富美子委員長 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第55号平成24年度新庄市 後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算の認定について

高橋富美子委員長 次に、議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 成果の22ページの5に後期高齢者保険料があります。ここでも引き上げがありました。その結果として収入未済額が合計186万円余りになっています。この未納者の年金の状況はどのように見ておられるのか、対策はどのように考えておられるのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 未納者の年金の状況ということでございますけれども、その点については把握してございません。

それから、未納者の方の分布という点ではそれぞれの軽減ごとの割合は把握できます。合計49名の方でしたが、一般の方が19名、2割軽減

の方が7名、5割軽減の方が3名、8.5割軽減の方が11名、9割軽減が9名ということでございました。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) この後期高齢者保険料の未納のことについて、山形県では差し押さえをやったように聞いております。40件とかお聞きしたように覚えておりますが、わかっていればお願いしたいということと、当市では差し押さえとかやったのかどうか、また短期証とか資格証とか滞納者に対する処分などがあったのか、お願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

高橋富美子委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 滞納者に対する差し押さえということでございますけれども、本市では行っておりません。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

高橋富美子委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期・資格の交付ということでございますが、資格証明書は交付しておりません。短期保険証については、直近の現在で言いますと7月末現在で26名の方に短期保険証を交付しております。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 差し押さえがなかったということで、ほっといたしました。県で40数件あってという話で、払えない方々は月1万5,000円以下の年金の方々だとお聞きしております。そういう低い年金の方々が年金天引きされずに普通に納付書で納めることになって、もともと少な過ぎるような年金ですので、やはり払えないというふうになっているんだろうなと想像するところでもあります。そういう意味で、そういう方々に差し押さえをしないというのはよかったなと思っていますし、資格証も発行し

ないということで、続けていただきたいと思
います。できれば短期証についてもやめていただ
けないかなんて思うんですけれども、だめで
しょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

高橋富美子委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 後期高齢者の医療保険につき
ましては、保険者は後期高齢者医療広域連合と
いうことになっております。しかしながら、短
期証の交付についてはこちらの意見を最大限認
めていただくような形になっておると思ってい
ます。しかしながら、改めて未納の方であり
ますので、その方の内容を精査しまして、26名
の方に短期証を交付しているという状況でござ
います。しかしながら、短期証といたしましても
期間が短いだけで、保険給付を受ける分には全
然影響ありませんので、できれば未納を少しず
つ納めていただいて、一般の保険証になってい
ただくのがベストだと考えております。

高橋富美子委員長 ただいまから10分間休憩いた
します。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 開議

高橋富美子委員長 休憩を解いて再開いたします。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 ほかに質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号平成24年度新庄市後期高齢者医療
事業特別会計歳入歳出決算の認定については、
原案のとおり認定することに御異議ありません
か。

(「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子委員長 御異議がありますので起立採
決いたします。

議案第55号については、原案のとおり認定す
ることに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

高橋富美子委員長 起立多数であります。よって、
議案第55号は認定すべきものと決しました。

議案第56号平成24年度新庄市 水道事業会計利益の処分及び決算 の認定について

高橋富美子委員長 次に、議案第56号平成24年度
新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 決算の10ページの2の
(1)現金預金についてです。

現金預金が13億4,726万4,401円となっております。
これを水道料金の引き下げなどに充てる
こともできるのではないかと私は思うんですが、
今後の見通しについてお聞かせいただきたいと
思います。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

高橋富美子委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 この現金預金につきまし
ては、施設の整備等の資金として積み立ててき
た減価償却費等が主な経費でございます。した

がしまして、それは施設整備等、またその施設を建設するために借りました企業債償還、そういった経費に充てていきたいと考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算の30ページから31ページにかけて企業債が載っております。合計で28億4,909万4,164円となっております。この利息だけで1億円も払って、毎年というか、この24年度は払っているようです。その利息節約のためということで、せめてまず4%以上のものの借りかえは、企業債償還ということで課長もおっしゃっているようですし、借りかえ償還、返すというか、そういうことで利息節約なども考えれば、払って借りかえ、借りかえというんでしょうか、それとも払うというか、企業債を償還する、そういうのにも大いに充てて、利息支払いなどを節約できたのではないかと思います。どうですか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

高橋富美子委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 これまで借りかえ制度、いわゆる公的資金保証金免除繰り上げ制度というのは金利5%以上でございました。当市水道事業においても借りかえをやっております。その借りかえ制度につきましては24年度で終了ということになっておりますので、本市といたしましては25年度以降についてもこの保証金免除等々の制度を加えた地方債制度の改善という要望を県の市長会のほうに提案してございます。また、県の市長会におきましては国等関係機関のほうに要望したと聞いております。今後ともあらゆる機会を捉えまして要望していきたいと考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そのほか次に使える考えとしては、施設整備のためと先ほど課長のほ

うからありました。そういう意味では、老朽管の布設がえとよく言われますが、そういったところにもっと積極的に充てて、安全安心の向上に、そしてまた仕事を必要だと思っている業者の皆さんに景気回復も含めて仕事をどんどんしてもらおうというふうな、私はいい考えだと思うんです。それが税収としても入ってくるわけですし、布設がえに力を入れていただきたい、もっと入れるべきではなかったかなと思うんですが、どうでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

高橋富美子委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 当市水道事業におきましては水道ビジョンというのを作成いたしております。その中で、今後10年間、向こう10年間ですが、老朽管の更新、配水池築造、監視制御システムの更新等々建設改良工事に約55億円の経費がかかると試算しております。いずれにいたしましても計画的に工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変いいことだと思いますし、市民に安全安心な水道をということで頑張っていたいただきたいと思う次第です。それにつけても、55億円のお金を使うに当たっては、多分新庄市の水道会計だけではないと思うんです。今10億円しかないの、これでは全然足りないわけで、55億円のことをやるに当たっては補助などがさまざま考えられるわけなんです。そういうことも含めてこの10億円の現金預金は10年後にはどのような予定なのか、13億ですね、13億の現金預金は見通しとしては、財政的な見通しとしてはどのような状況を見通されるのか、10年後ですね、お聞かせいただきたいと思えます。

高橋富美子委員長 佐藤委員に申し上げます。ただいまの発言は決算審査の範囲を超えています

ので、注意いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

高橋富美子委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 課長のお話もわかりました。決算、これをやるに当たってそういったところもぜひ今後考えていただきまして、市民に、景気低迷、不況とかっていうことで経済的に苦しんでいる市民が多いわけですので、少しでも水道料引き下げあるいは基本料金などの市民の節約なさっている方に引き下げというか、そういうことも村山市でやっていると聞いていますし、そういう形で市民を応援するような内容にも考えていただきたいということで、質問を終わります。

高橋富美子委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号平成24年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

高橋富美子委員長 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶申し上げます。

平成24年度決算の認定等9件の審査につきましては、ふなれな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑のもとに審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見等につきましては十分精査されまして、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時00分 閉議

決算特別委員会委員長 高橋富美子

閉 議

平成25年12月定例会会議録（第1号）

平成25年12月6日 金曜日 午前10時00分開会
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員局長	富樫雄二

選挙管理委員会 会長 矢 作 勝 彦

選挙管理委員会 局長 武 田 清 治

農業委員会 会長 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主 事 八 畝 貴 征

議事日程（第1号）

平成25年12月6日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 議会案第8号新庄市議会基本条例の設定について
- 日程第 5 議会案第9号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案63号財産の取得について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 7 議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 8 議案第65号新庄市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第66号新庄市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第11 議案、請願の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

- 日程第12 議案第68号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第69号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第70号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第71号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第72号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第73号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第74号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第75号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

開 会

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出されております。

それでは、これより平成25年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において伊藤 操君、山口吉静君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る11月29日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部か

ら副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年12月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成25年12月定例会日程表のとおり、本日から12月17日までの12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、議案5件、議会案2件、補正予算9件、請願1件の計17件であります。

案件の取り扱いにつきましては、議会案2件及び議案第63号につきまして提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第64号から議案第67号までの議案4件につきましては、本日の本会議に上程、提案説明の後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。補正予算9件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して12月17日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は8名であります。よって、1日目4名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月17日までの12日間にしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、

会期は12月6日から12月17日までの12日間と決
しました。

平成25年12月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第1日	12月6日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。議会案(2件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(4件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の常任委員会付託。補正予算(9件)の一括上程、提案説明。
第2日	12月7日	土	休 会			
第3日	12月8日	日	休 会			
第4日	12月9日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 伊藤 操、奥山省三、小関 淳、高橋富美子の各議員
第5日	12月10日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 石川正志、佐藤悦子、沼澤恵一、山口吉静の各議員
第6日	12月11日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第7日	12月12日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第8日	12月13日	金	休 会			本会議準備のため
第9日	12月14日	土	休 会			
第10日	12月15日	日	休 会			
第11日	12月16日	月	休 会			本会議準備のため
第12日	12月17日	火	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(9件)の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

12月定例会、よろしくお願ひいたします。雪があす、あさって模様ですが、なるべく降らないでいただければなと思っております。

それでは、早速であります、行政報告をさせていただきます。

初めに、日新放課後児童クラブの開所についてであります。

日新学童保育所は、新庄東高等学校の旧東蜂寮を改修し運営してまいりましたが、建物本体の建築年が昭和47年と古く、老朽化も進んだこと、日新小学校から離れていることなどから、移転先として旧県立新庄農業高等学校星芒寮の土地と建物の一部を県から無償貸与いただき、本年8月から改修工事を進めてまいりました。改修工事は11月25日に完了し、施設の名称を日新放課後児童クラブと改称し、12月2日に開所式を行い、利用を開始したところであります。

新たな施設は耐震施設であり、また日新小学校に隣接していることから、施設の安全性や児童の通所時の安全確保を図ることができました。また、保護者が安心して利用できる環境を整備することに、子育てと仕事の両立に寄与することができたと考えております。

次に、市内企業とトヨタ自動車東日本との1次下請契約締結について御報告いたします。

市では市内立地企業の支援や企業誘致につながる情報交換の場として、首都圏にある親会社等の役員の方々を招いた首都圏情報交換会を開催しております。11月中旬に開催しました情報交換会の席上、株式会社マスコエンジニアリン

グの役員の方からトヨタ自動車東日本株式会社の1次下請として東北400社の中から選ばれ、10月に納入第1便の出発式を行ったという報告を受けました。12月2日に知事より同社がトヨタ自動車東日本株式会社との1次下請契約締結をした旨の正式発表がありました。

世界的な自動車メーカーであるトヨタグループは、東北を中京圏、九州に次ぐ重要な生産拠点と位置づけております。昨年7月には宮城県大衡村に新会社のトヨタ自動車東日本が設立され、東北での部品調達率を高める方針が掲げられていたところですが、今般その1次下請契約第1号に本市の企業がその技術力や経営力を高く評価されて選ばれたものであります。

同社が納入するのは、ハイブリッドカーアクアのオイルゲージに使用される金型プレス加工により製造された部品で、今月から本格的な納入が始まりました。また、今後の実績によって、納入する部品の種類や取引金額がさらに拡大される可能性があると同っております。

このように今後第4次振興計画の目標指標である製造品出荷額の増加に寄与することが期待されるほか、地域経済へのさまざまな波及効果が見込まれるところでございますので、市といたしましてもできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

次に、台湾誘客プロモーション新庄・最上地域訪問団による新北市新莊区訪問等について御報告申し上げます。

11月7日から10日まで最上地域の3市町村長、最上総合支庁長、観光事業者、行政担当者による20名の訪問団を結成し、第35回記念新庄市民号参加者とともに台湾を訪問いたしました。

新北市新莊区での昼食交流会では、新莊区長を初め新北市幹部の方にも御出席を賜り、指人形劇などの伝統芸能を披露していただくなど盛大な歓迎を受け、総勢100名を超える方々がお互いの理解を深め交流を図ることができました。

また、台湾の旅行関係者を招いた観光説明会及び商談会では24社35名の方に御参加いただき、台湾語による地域紹介、DVDや資料に基づき最上地域の魅力をアピールいたしました。

台湾の方にとっては最上地域はまだ知名度の低い地域であります。インバウンド事業の効果として、本年の上半期だけで市内の外国人旅行者の宿泊数が68人あり、既に前年の実績を上回っております。さらに、10月末の台湾からの県内空港へのチャーター運航便に伴い、市内宿泊数が70人、立ち寄って市内で食事した方が123人となっており、12月末にも台湾から30人の食事予約が入っている状況であります。

また、今回の商談会により市内事業者へ台湾旅行者の送迎依頼の予約が入ったとの話も聞いており、着実に成果を上げておりますので、今後も情報発信に努め、インバウンド誘客に向け最上地域一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議会案2件一括上程

小嶋富弥議長 日程第4議会案第8号新庄市議会基本条例の設定について及び日程第5議会案第9号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、提出者の説明を求めます。

議会改革特別委員長小関 淳君。

(小関 淳議会改革特別委員長登壇)

小関 淳議会改革特別委員長 議会案第8号新庄市議会基本条例の設定について御説明申し上げます。

この議会基本条例は、議会及び議員の活動原則など議会に関する基本的事項を定めるもので

ございます。

ここで議会提出に至るまでの経緯を申し上げます。

まず、平成22年2月16日に、平向岩雄元議長の要請を受けて設置された議会改革活性化検討会の報告の中で、議会基本条例を制定すべきとの報告がなされ、これを受け平成23年6月定例会で委員8名から成る議会改革特別委員会が設置されました。

本委員会は、現在まで延べ25回にわたり会議を開いてまいりました。また、その間先進地である酒田市への行政視察や3回にわたる議会改革の議員研修会を実施するとともに条例案の作成や条例制定に先立っての議会報告会開催などを精力的に行ってまいりました。

また、条例素案作成後は市民説明会やパブリックコメントを実施するなどしながら十分な議論を行ってまいりました。今回提出いたしました条例の内容は、これらの結果をもとに作成したものであります。

以上が議会案提出に至る経緯でございます。

次に、提案いたします条例の概要について御説明申し上げます。

本条例案は、前文、本文25条、附則で構成されております。

前文は、本条例制定の背景と趣旨をうたっております。

本文のうち特筆すべき主な点を申し上げます。

まず、第1条の目的について。市民とともに歩む議会、市民に開かれた議会を目指すことにより市民が安心して生活できる豊かなまちづくりに貢献することを目的に掲げています。

第3条では議会の活動原則を、第4条では議員の活動原則を規定しております。

第6条では、市民参加及び市民との連携について定めております。特に、第2項では全ての会議を原則公開とすることにしております。

第7条では、議会報告会を行うことについて

定めておりますが、別に定める実施要領において年2回、3月と9月の各定例会の報告を行うこととしております。

続いて、第8条では議員と市長との関係を規定しておりますが、第3項で市長等に議員の質問に対しての論点、争点を明確にするための反問を認めております。

次に、第11条の議決事件ですが、基本構想が地方自治法の議決事件より外れたことから、この条例において基本構想を議会の議決事件とすることについて定めております。

第12条では、自由討議による合意形成を規定し、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

また、第13条では議会としての合意形成を図るための政策討論会を開催することとしています。

次に、第15条ですが、議会の政務活動の状況を年1回以上公表することを定めております。

次の第16条では、今後も議会改革を継続的に推進していくため、推進委員会を設置する旨を定めております。

第22条では議員定数について、23条では議員報酬について規定しており、いずれも専門的知見などを十分に活用しながら市政の現状及び課題、並びに将来の予測及び展望を十分考慮したものであることを定めております。

第24条では、本条例に対する議会の最高規範的位置づけを規定しております。

以上が本提出議案の概要であります。施行月日は平成26年1月1日とするものであります。

続きまして、議会案第9号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議会基本条例において全ての会議を公開とすることから、委員会条例の傍聴の取り扱いについて必要な改正を行うものでございます。

具体的には、これまでは委員長の許可を得た者が傍聴することができるようになっていたものを許可なく傍聴することができるように改正するものでございます。施行月日は議会基本条例の施行月日と合わせて平成26年1月1日とするものでございます。

最後に申し上げますが、分権と自治の時代における地方議会は、それぞれの議会が自分たちの議会をどういう議会にしていくか、またどういう議員であるべきかをしっかりと決めていかなければ、市民の負託に答えていくことはできないと考えます。それを明文化しまとめたものが、この議会基本条例案であります。

この条例案は、議会改革特別委員会の委員全員が議論を戦わせつくり上げたものであります。この条例に魂を入れ、生きた条例にするためには、これから全議員の協力が必要となります。議員の皆様におかれましては、議会基本条例の制定に御賛同賜りますようお願い申し上げますとともに、今後の議会がこの新しい条例のもと、より開かれた議会、市民の負託に的確に答える議会となることを期待しつつ提案説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第8号新庄市議会基本条例の設定について及び議会案第9号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第8号及び第9号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議会案第8号新庄市議会基本条例の設定について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 3点について質問いたします。

まず1点目は、まずこの議会の活動の原則に、執行部をチェックするという議会の重要な役割が入っておりません。これは議会の二元代表制ということを考えても重要なことだと考えます。その意味で、執行部をチェックするという内容の文言をはっきりと明記すべきではないかと思うのですがどうかという点です。

2つ目は、会派というところに、会派に属しない議員を議会活動として合意形成に努める会議に参加させない内容となっているという点です。これは、多様な市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めるというこの条例の趣旨にもむしろ反する内容が盛り込まれていると思いますが、その点についてどう考えておられるかお聞きします。

3点目は反問権を認める内容になっているということです。反問権を認めるということは、議員の議会での発言を委縮させることを狙っているのではないかと私は考えますが、どう考えて、あるいは議論されたのか。お願いします。

小関 淳議会改革特別委員長 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 議会改革特別委員長小関 淳君。

小関 淳議会改革特別委員長 佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

今まで議員懇談会等々で何度も説明をしてまいりました。議会は執行部に対するチェック機能であるからそういう文言を入れてはどうかということですが、それについては皆さんおわかりだと思いますが、この前文、あとは1から25条まで全てをよく読んでいただければ、このチェック機能としてどういう責任を議会が果たしていくのかということが盛り込まれています。そういうことでチェック機能については、あえてというわけではありませんが、文言にする必

要はなかったかと。そういうことであります。

会派につきましても、いろいろ議論がありましたが、前と同じ答えでございます。

反問についてですが、議員の質問が委縮するということでありますが、そういうことは想定しておりません。明確な答弁をいただくために、論点等をはっきりさせていく。そういう意味での反問でございます。御理解をよろしくお願いいたします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 最初のチェック機能という文言については、前文及び本文に内容が盛り込まれているとおっしゃっていますが、私が何度読んでもその文章は出ておりません。

また、2つ目の会派に属しない議員の扱いについてですが、前と同じという答えでは答えになっていないように思います。

この条例をつくる理由は、多様な市民の意見を的確に把握して市政に反映させるための運営に努める。これは私は正しいことだと思います。そのためにも、市民の代表として選ばれた議員、政策が一致した人がいないから一人議員であったりするわけです。2人以上でなければ会派として認めないという今の状態であるので、2人以上の会派でない議員、たった1人でいる議員、今であれば現在2人おりますが、それぞれ考え方、政策が違いますから一人議員です。その意見を合意形成の場の会議に入れれないというのは、少数切り捨てではないのか。どう考えるのか、教えてください。

また、そういう反問については、議員の発言を委縮させることにつながるのではないかといいことに対して、そういうことは想定していない。明確な答弁を求めるための反問なんだと言っておりますが、きのう村山市議会で市長が反問権を使いました。どういう内容だったかといいますと、質問は集中改革プランについて前市

長がそれに沿ってちゃんとやってきたと思うと、新しい市長はそれを変えていくんだというが、どこが悪いと考えているのか聞いたそうです。それに対して市長は、反問してよいかと言いながら、今までのプランのどこがよかったのか。このように反問してきたそうです。これは、判断が難しいと思います。議長にとっては、それには議員としては、どのような反問が来るかわからないで質問しておりますから、準備していないかもしれません。答えられなかったそうです。そのまま次に市長は第2の反問をしてきたそうです。そのまま議長はとめることもできず、その議員は質問時間が終わってしまったわけです。その後、議会運営委員会が開かれたそうです。あの反問はよかったのかとか、どういうふうに対するかという話し合いがされたそうです。

でも、議員は委縮したまま発言は終わってしまったんです。市長は答えないまま、答えたくない、あるいは答えがなかったのかもしれない。答えられなかったのかもしれない。だから反問を使ったんだと思います。

答えたくない、答えられないときに反問権を使えば、めちゃくちゃになって議論にならないんです。議論が進まなくなるんです。言い合いだけで終わってしまうんです。二元代表制としての議員が、市長にチェックするためにあるこの議会が反問を認めたら、チェックができなくなる。言い合いで終わってしまう。議員は委縮してしまう。そういうことをもたらしてしまう。私は、きのうの村山市議会の様子を聞いて改めて思いました。反問権を認めてはならない。想定していないとおっしゃいましたが、実際に起きております。どう考えますか。

小関 淳議会改革特別委員長 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 議会改革特別委員長小関 淳君。

小関 淳議会改革特別委員長 そうですね。会派ということについては、切り捨てではないかということですが、そういう見方もあるかと思

います。

しかし、現状として議会改革を現在進めているわけでございます。基本条例制定後も不断の努力を重ねながら議会改革を推進していくことも明文化されております。今この基本条例の制定を土台として、会派についてもいろいろなことも改革を進めていく。そのプロセスの中での基本条例制定であるということを理解いただければと思います。

反問についてですが、村山市議会の市長の反問について今おっしゃっていたわけですがけれども、ここは新庄市議会であります。新庄市議会の中で、執行部と議会が緊張感を持って進めていく。市民のための、市民の福祉向上のために議会を進めていく。そういうことを込めて文章にしているわけでございます。新庄市議会の誇りを持って、村山市議会とは違うということを持って頭に胸に置きながら最高の議会を目指していきたいと考えておりますので、その辺も御理解いただきたいと思っております。議員が委縮するということはないと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最後の反問についてなんですが、市長に対してはほとんど一般質問などの場合は、こちらからどういう質問をするかということは文書にして提出するわけですから、十分に執行部は準備すると思うんです。それに対して反問を認めるならば、反問する執行部からも議員に対して、私は例えば市長の立場でこういう質問をしたいと思っておりますがというふうに、形で明文にして反問を出すようにさせることも私は必要ではないかなという気がするんです。そういうことを質問の趣旨を提出することを義務づけるべきではないかなと思うんです。反問ということを実際に認めるのであれば。

また、反問についてのやりとりにかかった時

間、回数というのは、議員の時間が削られるわけです。それを保障するために持ち時間を延長する必要があると思うんです。反問を使ってやる場合は。そういう意味では、反問が出たら休憩時間に、休憩をとってその反問についてやっぱりやりとり、時間をちゃんと保障すると、そういうことも私は必要でないかなと思うんです。そうでないと、例えば一般質問50分、それが予定した質問ができないまま反問でそれが終わってしまうことも十分考えられます。終わってしまってから議会運営委員会が開かれても議員の大切な時間はもう戻せないんです。

市民の声を議会に届ける。これが議員の役目ですから、その時間が保障されるようにそういう運営ができるのか。反問が出たら直ちに休憩、こういうことができるのか、お聞きします。

小関 淳 議会改革特別委員長 議長、小関 淳。

小嶋富弥 議長 議会改革特別委員長小関 淳君。

小関 淳 議会改革特別委員長 反問についてですが、時間もということですが、それについては基本条例の案の内容とはまた別に会議規則、申し合わせ事項、そういうもので決めていくものであると思います。基本条例というのは、国でいえば憲法、議会ですらその憲法のようなものだと御理解いただければと思います。これを土台にして議会を改革していく、さらに改革していくと、その土台なのだと御理解いただければと思います。

小嶋富弥 議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥 議長 ほかになしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥 議長 佐藤議員、賛成ですか、反対ですか。

(「反対です」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥 議長 討論の発言を許可します。

原案に反対として佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 12月議会議会案第8号新庄市議会基本条例の設定について、反対討論を行います。

反対の理由は3点です。

第1は、議会の活動の原則に市長等の事務の執行について、監視し評価する責任を認識して活動する。例えばこういう文言が抜けているということです。条例案の中に、二元代表制における議会の機能を十分に発揮させるということが書いてありましたけれども、私は、その立場に立つからこそ、その立場をはっきりさせるためにも、執行部をチェックするという議会の重要な役割をはっきりと明文化させる必要があると考えております。それが抜けております。

第2に、会派に属しない議員を議会活動として合意形成に努める会議に参加させない内容となっているということです。条例案の中に、多様な市民の意見を的確に把握し市政に反映させるための運営に努めるということが載っておりますが、こういう議会の活動原則に反する内容が含まれている点です。現在は会派に属しない議員は2名です。4名になったこともあったり、1名だったりしております。政策で同一理念を共有していない場合は、2人以上で会派と認めているという今の状況の中では、会派と名乗れません。私のように選挙で日本共産党とはっきり党派を述べて当選した議員が、会派として認められない。そういう議会になっています。1人であっても党派であり、会派であり、市民の声を代表した議員です。この条例案は、市民の多様な意見を市政に反映させるために選ばれた議員を少数だからという理由で切り捨てる内容となっています。

3つ目は、この条例案では執行部に議員の質問に対して論点及び争点を明確にするための反問をすることができるとしておりますが、これは問題です。ここであえて反問という異質な言

葉をなぜ使うのか理解できません。反問などという言葉は使う必要も入れる必要もないということです。今までも執行部が議員の質問の意味がわからないとき、理解できないときはこういう意味の質問かと思いますがと断りながら返してきました。これでどうして悪いのか。この返してきたことは、反問というものではありません。今までも執行部が議員に反問することは禁止されてまいりました。_____

_____執行部の膨大な情報を持っていることに比べて一市民代表である議員の持つ情報量は少ない。反問権を認めたら、議員は質問を委縮させられてしまうから。_____。

この条例案では、市長などがこれ以外の趣旨の反問を行ったと議長が判断した場合、議会運営委員会で協議するとありますが、直ちにを入れない限り、質問を委縮させられた議員の質問が終わった後では議会運営委員会を開いても何の効果もありません。反問権を認めることは、議員の議会での発言を委縮させることにつながってしまいます。現にきのう村山市議会で反問権が行使されて、議員はそれに答えることができないまま、準備もできませんでしたから終わっています。このような議会運営になっていいのか。私はその点を考えたときに、基本条例、これは今決めないで十分に練って、全員一致した基本条例になるようにすべきだと思います。

反対討論を終わります。

小嶋富弥議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

議会案第8号新庄市議会基本条例の設定については、反対討論がありましたので、起立採決いたします。

議会案第8号について、原案のとおりに決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第9号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第9号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成23年6月定例会で設置されました議会改革特別委員会の調査を全て終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の調査は全て終了しましたので、特別委員会は消滅することになります。小関委員長を初め委員の皆様には大変長い間、御苦労さまでした。

日程第6議案第63号財産の取得について

小嶋富弥議長 日程第6議案第63号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第63号財産の取得について御説明申し上げます。

中小企業基盤整備機構が行う新庄中核工業団地の産業用地の造成、管理、譲渡業務について、中小企業基盤整備機構法の規定により平成26年3月31日で終了することとなっていることから、同機構から新庄中核工業団地の未分譲地について一括して譲渡したいとの申し入れがありました。

市としては、企業誘致を積極的に推進し、市の産業振興や雇用拡大に寄与するため一括購入するものとし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

取得する土地は、新庄中核工業団地の未分譲地21万2172.51平方メートルで、新庄市大字福田字福田山711番20ほか16筆であります。取得価格は2億800万円でございます。契約の相手方は、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長高田坦史氏であります。

以上、御審議をいただき御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第63号財産の取得については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 売れ残った土地なわけです。これから買おうとしている土地というのは。そういう意味でこれからも売れ残る可能性のある土地かもしれないという心配があると思うんです。塩漬けの土地という形で行政が持つ土地が売ることできないまま市の何というんですか、無駄なものになってしまっているという話を聞いたことがあります。そういう意味で、そうなのは困るなと思うんです。それで、売れ残った土地が出た場合、どのように考えていったらいいと考えているのか、その展望をお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 御質問にお答えさせていただきます。

まず、表現として売れ残った土地ということではございますけれども、まだ分譲が進んでいる途中でございますので、その過程の中でまだ全部が完売したというわけではないという状態から未分譲地が残っているということでございます。

また、売れ残ったらどうするかということではございますけれども、ただいま最近分譲が大変進んでおります。この1年で6社ほどが進出していただいておりますし、また引き合いがある土地が大変参っている状況でございます。売れ残るということを想定するのではなく、全て売ると、分譲して工場を配置するという決意でこの土地を購入したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) そのつもりで頑張りたいと思います。しかし、それでも売

れ残る可能性があるとも感じるわけなんです。そういったとき、もし売り切る年数というか、何年ぐらいでやる気なのか、あるいは売れ残ったと判断できるかもしれないのは何年ぐらいと見ているのか。そういう予想があったらお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 何年という年限を示してほしいということではございますが、これはいろいろな努力をしてなるべく早く分譲したいという気持ちでございますので、確実に何年という年限を示すことは難しいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私としては、全部売れて工場になって市民の働く場になっていただきたいと本当に思っております。同じ気持ちです。しかし、それでも売れないかもしれない。今の世界的な不景気、日本の不景気、消費税増税、TPP、こういった経済環境を考えたときに、売れなかったらどうするというのはやっぱりあるような気がするんです。そういうときは、私は再生可能エネルギーを市民とともに立ち上げると、こういう立場で使うことも考えてはいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 あらゆる手段を尽くしまして分譲を開始していきたいと思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

再生可能エネルギーということですが、その会社がそういう会社であれば、いわゆる土地を買っていただいて操業開始していただくのであれば、再生可能エネルギーだからというそういった限定をするわけではございません。工場を

建設していただいて、雇用していただけるのであれば、ほかに迷惑、環境等の問題等が発生しないのであれば、分譲は可能かと考えております。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） 私からちょっと確認の意味もありますので、お聞きしたいと思えます。

この取得価格2億800万円、この価格に至った要因というか、これはどういうことを鑑みてこういう価格がつくのは。この前の議運でも当初の相手方との交渉というか、話し合いより2,100万円ほど減少されたという話も聞きましたが、この価格の設定された内容をちょっとお聞かせいただきたいと。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 価格の設定につきましては、機構で国土交通省が定めております開発法という評価に基づきまして価格が決定されております。

議員がおっしゃいました2億2,900万円という価格につきましては、当初8月に全員協議会を開催しまして御説明したときの価格かと思えます。8月の時点では10区画残っておりますが、2億2,900万円ということで御説明いたしましたが、その後9月に入りまして、1区画を分譲することができました。要するに、10区画から1区画減りまして9画となりまして、その1区画分が除かれまして、今提示されているのが2億800万円という価格でございます。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） 我々、当市だけでなく県内では米沢の八幡原というところもこのような状況で行われていると聞いておりますが、この議案は財産の取得に関してであります、

分譲規定とかこれから譲渡する、そういう分譲の今までの規定とかそういうものが変わるのか変わらないのか、その辺まず、それだけちょっと。内容はともかくとして今までのままでの分譲、産業振興を図るといふ企業誘致のためだけの物事と捉えていいのか、その辺を聞かせていただきたい。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 これまでは土地の所有者はその機構でございますけれども、現実的には新庄市も積極的に企業誘致にかかわって、むしろ市のほうが積極的に分譲のための企業誘致を行ってきたという状況がございます。

今度は、確かに新庄市のものになりますと、それ一層の企業誘致の努力をするわけでございまして、これまでと内容的には同じ、むしろもっと積極的に行うということでございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかになしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号財産の取得については、原案のとおりで決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

議案4件一括上程

小嶋富弥議長 日程第7議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第10議案第67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議案第67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明をさせていただきます。

本案は、本市一般職及び企業職の職員の手当に関する改正について提案するものであります。

具体的には、大規模災害からの復興に関する法律に規定する災害派遣手当の支給について必要な改正を行うものであります。同法は、東日本大震災を踏まえ、大規模な災害からの復興に向けた取り組みの推進を図り、住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現

に寄与することを目的に平成25年6月交付されたものであります。

現在、災害復旧事業などのため自治体が他の自治体などから職員の派遣を受けた場合に、災害派遣手当を支給することはできますが、今回の改正により、その後の復興計画の策定など復興事業を目的として職員の派遣を受けた場合にも当該手当を支給することができるようになります。なお、あわせて条項の整備を行うものであります。

次に、議案第65号新庄市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、旧八向運動広場に新たな公衆便所を設置するため必要な改正を行うものであります。

現在、旧八向運動広場については、小中学生や高校生のスポ少や部活動の練習場として、また地域住民の交流の場として広く利用されておりますが、便所が未整備であったため利用者の方々には御不便をおかけしておりました。

このため、施設利用者及び地域住民の利便性を図るため旧八向運動広場内に新たに公衆便所を設置しようとするものであります。

次に、議案第66号新庄市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、地方防災会議の役割及び組織の見直しを図るため必要な改正を行うものであります。

改正内容につきましては、防災に関する重要事項の諮問機関としての機能を新たに追加し、また地域防災計画にさまざまな意見を反映できるように、委員の要件として新たに自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を追加し、改正するものであります。あわせて文言の整備を行うものであります。

次に、議案第67号新庄市本合海児童センター

の管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本合海児童センターは、平成19年より指定管理者による管理を開始し、平成21年に指定管理者の再指定を行い運営をしてまいりましたが、平成26年3月31日で指定期間が満了することに伴い、引き続き指定管理者に管理させるために指定するものであります。

本合海児童センターは、地域との連携を図り、地域に密着した特色ある施設運営を行っており、保護者からも高い評価をいただいていることから、指定管理者の候補選定に当たっては、公募によらず地元で組織した管理委員会を指定管理者として引き続き指定いたしたく御提案申し上げます。指定管理者となる団体は、本合海児童センター管理委員会委員長木村賢一氏、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものであります。

以上、御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 それでは、これよりただいま説明のありました議案4件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第11議案、請願の各常任委員会付託

小嶋富弥議長 日程第11議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表により、それぞれの所管の委員会に付託したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平成25年12月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（1件） 請願（1件）	○議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について ○請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書
産業厚生常任委員会 議案（3件）	○議案第65号新庄市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第66号新庄市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について

議案9件一括上程

小嶋富弥議長 日程第12議案第68号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から日程第20議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの補正予算9件につきましても、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの補正予算9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第68号から議案第76号までの平成25年度新庄市一般会計、特別会

計及び水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

予算書1ページ、議案第68号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6億2,674万円を追加し、補正後の総額を160億3,020万6,000円とするものであります。

10ページからの歳入についてであります、14款国庫支出金に萩野地区小中一貫教育校建設に係る公立学校施設整備負担金と学校施設環境改善交付金の増額分を計上し、これに伴った市債の減額を21款に計上しております。また、中核工業団地に進出する企業への融資財源として21款市債に地域総合整備資金貸付事業債を計上しておりますが、今年度の市債の発行総額を抑制するために他事業の交付税措置のない市債を減額し、その部分に地域の元金臨時交付金を充当させる補正を計上しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

15ページ、3款民生費についてであります、障害者自立支援給付費や生活保護費において、対象者の増加などにより扶助費を中心に増額するものであります。

次に、20ページの7款商工費については、中核工業団地に進出する企業への融資として産業立地促進資金融資制度貸付金と地域総合整備資金貸付金を計上しております。

また、24ページの10款教育費においては、企業2社より御寄附いただきました寄附金をもって、学校施設等への備品購入に係る経費を盛り込むとともに、電気料の値上げや燃料費の高騰に伴う学校や社会教育施設の燃料費、光熱水費の増額を盛り込んでおります。

以上、一般会計に続きまして29ページからの特別会計であります。議案第69号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第76号水道事業会計補正予算までにつきましても、それぞれ必要な所要額を補正するものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては、財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

(高橋則雄財政課長登壇)

高橋則雄財政課長 それでは、初めに議案第68号一般会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6億2,674万円を追加し、補正後の総額は160億3,020万6,000円となります。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正で御確認いただきたいと思っております。

次に、5ページの第2表債務負担行為でございますが、このたびの議会に上程いたしました財産の取得に係る中核工業団地の未分譲用地の取得経費2億1,372万2,000円について、平成25年度から30年度までの期間で債務負担行為を追加するものでございます。

次に、6ページの第3表の地方債補正でござ

いますが、中核工業団地に進出する企業への融資財源となる地域総合整備資金貸付金の追加と起債対象事業の見直しに伴う県営土地改良事業債の増額、国交付金に係る地方道路等整備事業債と流雪溝整備事業債の減額、また国庫補助金等の増額に伴う小中一貫教育校建設事業債の減額を行うとともに、今年度の市債発行総額を抑制するために地方交付税措置の見込めない7本について減額を行うものでございます。

次に、10ページからの歳入につきまして御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金につきましては、まず1項1目民生費国庫負担金におきまして、障害者自立支援給付の拡充による負担金を増額するとともに、生活保護費の増加に伴う負担金を増額しております。

また、1項2目教育費国庫負担金並びに2項5目教育費国庫補助金につきましては、小中一貫教育校建設事業における実勢単価を考慮した補助単価のかさ上げによる増額補正を組み込んでおります。

また、2項4目土木費国庫補助金につきましては、国の社会資本整備総合交付金の減額措置を行うとともに、2項6目総務費国庫補助金に地域の元気臨時交付金9,959万5,000円を新たに盛り込んでおります。

15款県支出金につきましても、社会福祉費の増額を中心とした民生費に対する負担金の増額や、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、緊急県産稲わら確保対策事業などの歳出面における増額補正に対応した増額を図るものでございます。

次に、12ページ中段の財政調整基金繰入金でございますが、小中一貫教育校建設事業における補助単価のかさ上げによる国庫支出金の増額に伴って一般財源が減額となったことにより、当初予算で一般財源部分に充当しておりました財政調整基金繰入金を減額とするものでござい

ます。

次に、20款諸収入につきましては、産業立地促進資金融資制度貸付金元金収入6,666万6,000円のほか、最上広域からの24年度分分担金の精算による返戻金など、雑入に3,868万5,000円を盛り込んでおります。

続きまして、14ページからの歳出につきまして御説明します。

主な補正といたしましては、まず16ページの3款民生費でございますが、歳入のところでも述べましたように、1項4目障害者自立支援費におきまして、国、県支出金を用いながら障害者自立支援給付事業費の伸びに対応する補正を組んでおります。

また、2項児童福祉費につきましては、1目児童福祉総務費におきまして、子ども・子育て支援の新制度に伴うシステム改修に係る経費を盛り込み、17ページの3項生活保護費におきましては、対象者の増加に対応した扶助費の増加を盛り込んでおります。

18ページの4款衛生費1項7目斎場費におきましては、災害等の緊急時に対応した斎場への非常用発電機の設置に係る経費を盛り込んでおります。

次に、19ページからの6款農林水産業費1項4目畜産業費におきましては、緊急県産稲わら確保対策に係る経費を新たに盛り込んだほか、5目農地費に県の堤沢ため池等整備事業に対する負担金の増額補正を盛り込んでおります。

また、20ページからの7款商工費につきましては、1項商工費において県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用した事業の展開を図るほか、中核工業団地に進出する企業へ対する産業立地促進資金融資制度貸付と地域総合整備資金貸付に係る経費を盛り込んでおります。

次に、21ページからの8款土木費でございますが、まず2項3目道路新設改良費におきまし

ては、歳入でも触れましたが、国の社会資本整備総合交付金を活用した泉田二枚橋線などの道路整備事業について交付金の内示などを踏まえて減額補正とするとともに、23ページの6項2目雪総合対策費におきまして、沖の町・中山町地区流雪溝整備事業でも減額補正を計上しております。

また、6項1目除排雪費につきましては、当初予算で組んでおりました除排雪車借上料について、さきの記録的な大雪の始末のために、4月に支出せざるを得なかった経費に相当する分を補填する予算として計上したものでございます。

最後に、24ページからの10款教育費1項1目事務局費におきましては、市内に立地する企業及びその本社から御寄附をいただいた寄附金をもとに、学校等の施設に備品購入費としてプロジェクター、タブレットを整備する経費を盛り込んでおります。

また、2項小学校費から4項社会教育費にかけては、電気料の値上げや石油燃料等の高値に伴い、学校や社会教育施設の全般にわたり燃料費や光熱費の増額を盛り込んでおります。

以上で一般会計を終わりにして、29ページからの特別会計に入らせていただきます。

まず初めに、議案第69号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ7,067万3,000円を追加し、補正後の予算総額を42億5,029万3,000円とするものでございます。

33ページをごらんいただきたいと思います。

歳入は、前期高齢者交付金と前年度繰越金の増額でありまして、主な歳出は、34ページの2款保険給付費におきまして一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の増額を図るものでございます。

次に、37ページをお開きください。

議案第70号交通災害共済事業特別会計補正予

算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ209万5,000円を追加し、補正後の予算額を904万7,000円とするものでございます。

補正の内容は、昨年度と同様に増加傾向を示しております交通災害共済見舞金の支出増加に対応するもので、財源といたしましては、交通災害共済基金繰入金を充てることといたします。

次に、41ページをお開きください。

議案第71号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、補正後の予算総額を13億7,144万9,000円とするものでございます。

電気料の値上げに伴いまして光熱費の増額が必要になったことによる予算措置となり、一般会計からの繰入金及び消費税還付金を財源としております。

続きまして、45ページをお開きください。

議案第72号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、補正後の予算総額を8,176万6,000円とするものでございます。

電気料の値上げに伴い光熱費の増額が必要になったことによる予算措置となり、一般会計からの繰入金を財源としております。

続いて、49ページを開いていただきたいと思います。

議案第73号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ37万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3,082万7,000円とするものでございます。

補正の内容は、山屋地区の管路を改修する経費の計上であり、一般会計からの繰入金を財源としております。

次に、53ページ、議案第74号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億9,771万9,000円を追加し、補正後の予算総額を33億9,447万9,000円とするものでございます。

56ページの歳入につきましては、歳出に計上された各サービス項目の事業費の増減に基づきその財源の整理を行ったもので、国、県支出金のほか、一般会計・基金繰入金に及びます。

一方、58ページからの歳出の計上については、主に2款保険給付費のいわゆる居宅介護や地域密着型介護等の介護サービス等諸費となります。

最後に61ページでございますが、議案第75号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ362万円を増額し、補正後の予算総額を3億8,499万円とするもので、内容は歳入の前年度繰越金を財源といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正とするものでございます。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議をいただき御可決賜りますようよろしく申し上げます。

小嶋富弥議長 上下水道課長高橋 弘君。

（高橋 弘上下水道課長登壇）

高橋 弘上下水道課長 それでは、議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条収益的支出の補正であります。

支出の第1款、水道事業費用の既決予定額10億2,137万2,000円から補正予定額290万3,000円を増額し、10億2,427万5,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、第1項営業費用で電気料金の改定に伴う動力費及び料金調定システムの変更による委託料等を増額するものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正であります。

収入の第1款資本的収入の既決予定額6,218万5,000円から補正予定額170万8,000円を増額し、6,389万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、第3項出資金の増額で指野配水池更新に伴う安全対策費として繰り出し基準に基づき一般会計から出資していただくものであります。

続きまして、支出の第1款資本的支出の既決予定額6億5,013万2,000円から補正予定額508万2,000円を増額し、6億5,521万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、第2項開発費で既設埋設管の現状を解析し、今後の整備更新を効率的に進めるため増額するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5億9,132万1,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填します。

次に、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

職員給与費について既決予定額5,039万5,000円から11万5,000円を増額し、5,051万円とするものでございます。

なお、3ページ以降に実施計画を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算9件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第76号の補正予算9件につきましては、委員会への付託を省略し、12月17日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

7日、8日は休会であります。12月9日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集お願い申し上げます。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時40分 散会

平成25年12月定例会会議録（第2号）

平成25年12月9日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員局長	富樫雄二

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
農業委員会 浅 沼 玲 子

選挙管理委員会 武 田 清 治

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主 事 八 畝 貴 征

議事日程（第2号）

平成25年12月9日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問
1 番 伊 藤 操 議員
2 番 奥 山 省 三 議員
3 番 小 関 淳 議員
4 番 高 橋 富美子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成25年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	伊 藤 操	1. 要援護者宅の除雪支援について 2. 県推薦の介護予防体操について	市 長
2	奥 山 省 三	1. 職員の地域担当制について 2. 定住促進について 3. 観光案内について	市 長
3	小 関 淳	1. 公共施設の現状と、今後の整備の方向性について 2. 実務課題解決のための職員による事例視察について	市 長
4	高 橋 富美子	1. 安心安全の街づくりについて 2. 教育行政について	市 長 教育委員長

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は8名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含め1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

伊藤 操議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に伊藤 操君。

（2番伊藤 操議員登壇）（拍手）

2 番（伊藤 操議員） おはようございます。

最初に質問させていただきます。開成の会の伊藤です。どうぞよろしく願いいたします。

いよいよ冬將軍の足音が聞こえる季節となりました。豪雪地域に暮らす人々にとりましては、雪は余りありがたいものではありませんが、雪

という漢字は空から降ってくる雨が地上におりた際にほうきで掃くことができるものになつたというものであり、雨冠の下の片仮名のヨという字はほうきを意味するものだそうです。

ことしの雪もうわさでは例年どおりと言われております。積雪2メートルと言われる量を掃くには一体どんなほうきを用意すればよいのやら非常に悩むところですが、雪に閉ざされるこの季節、市内の皆様が災害をこうむらないようにと願うところです。

それでは、通告に従いまして私から幾つかの質問をさせていただきます。

まず初めに、冒頭で申し上げました雪に関して、特に要援護者宅の除雪支援についてお伺いいたします。

近年、高齢化が進み、新庄市内におきましても高齢者の独居や高齢者夫婦のみの世帯が増加しております。痛みや病気を抱えての生活を余儀なくされている方も多く、冬期間の除雪には殊のほか大変な思いをしております。肉体的な懸念もさることながら、雪が軒先に落ちる音を聞くたびに家がつぶれるのではないかと心配で夜も眠れない、そういう精神的苦痛を訴える方も多数おられます。

新庄市内の降雪量にはどの地域も、例えば泉田とか升形であってもほとんど差があるわけではないのですが、住まいの立地条件や道路の条件、その地域の支援体制などで大きな差が見受けられます。地域の支え合いが基本になるとはいえ、自分の家の除雪に追われて近隣の要援護者宅の除雪の手伝いまでは手が回らない、そういう声も聞こえます。

このような場合、頼れるのはやはり行政支援だと思えます。そこで、この現状を踏まえ、要援護者宅に必要なとされる支援を市ではどのように受けとめ整えていこうとしているのかお伺いいたします。

次に、昨年も行われていた除雪ボランティア

についてお伺いいたします。

新庄市社会福祉協議会におきまして除雪ボランティアの募集があり、積極的な活動があったと聞きました。しかし、市民の中には、その存在を知らない、頼み方がわからない、必要なときにタイムリーな支援を受けられない、そういう声も事実多数ありました。要援護者宅の冬期間の安全を図るには、ボランティアの存在は欠かせません。そこで、今年度はどのような活動を考えているのでしょうか。

市では除雪機の貸し出しを行っているようですが、そのほかにボランティア人員はどの程度確保するのか。連絡体制はどのように行うのか。備品は持ち出しなのか準備するのか。保険には加入するのか。昨年度の改善すべき点として何が挙げられ、それをどのように克服していくのかお伺いいたします。

続きまして、除雪に関する市職員の地域担当性の役割についてお伺いいたします。

この制度は、市の職員が各地域を担当して区長と連携をとり地域と行政をつなぐパイプとしての役割を果たし、地域の活性化の一翼を担うものと認識しています。冬期間においては除雪困難世帯の把握に努め、またその改善策を探つて実行してほしい、そう願うところではありますが、実際はどのような活動になっているのでしょうか。

制度としては非常によいことだと思いますが、活動が見えてこないということは非常に残念に思います。また、地域によっては区長が輪番制になっており、地域の実情を深く認識できないという問題を抱えたところも多数あります。そのような中で、担当職員は豪雪における要援護者の支援という課題に区長とどのように連携して向き合っていくのかお伺いいたします。

次に、県推薦の介護予防についてお伺いいたします。

平成18年に県では介護保険の予防に重点を置

いた政策の一環として、花の山形しゃんしゃん体操を考案し県内に広く啓発いたしました。しかし、県の思惑とは裏腹にほとんどどこでもそれを見かけるということはありませんでした。

近年、高齢化が進み、介護費用が膨れ上がり健康寿命の延長の必要が叫ばれる中、再びその健康体操が注目されるようになりました。全国的に市町村単位でその地域の特色を生かした地域住民になじみが深い何とか音頭のようなもの、新庄市ではそば音頭がそれに該当すると思うのですけれども、筋肉トレーニングやストレッチを取り入れた踊りを開発しているものが多くあり、本県のように県の単位で作成されるのは珍しいと思います。

ことし10月、実に7年ぶりに花の山形しゃんしゃん体操の新しいバージョンが県と県立保健医療大学の協力で開発され、完成いたしました。現在はテレビやインターネットで配信されております。介護予防にはとても効果的であり、また介護費用の抑制という目的も少なからずあります。これは県とともに普及すべきと思います。

介護リスクの高い高齢者が、みずから在宅で映像を見ながら一人で体操を行うということはまずあり得ないと思います。動きや強度のレクチャーが必要な場合もあります。ほかの地域では、既にこの体操の普及に力を入れて実践しているところも出てきております。本市でも県のこの健康体操を有効に活用すべきと思いますが、いかがなものでしょうか。

最後に、健康体操普及員についてお伺いいたします。

前回、ゆめりあを会場にして新庄最上全体の普及員育成研修が開催されました。おおむね40名が受講し、認定証を受け取っております。しかし、その後は何のフォローアップもなされず活動は低迷し、この体操が広く知れ渡ることはありませんでした。前回の体操は確かに音楽が早くて動きも複雑でやりにくい、そういう苦情

が高齢者から多数寄せられたという事実もありました。

今回の新しいものにおきましては安全を考慮した効率のよいものに仕上がっています。市の保健師が研修を受けてきておりますが、それを今後どのように生かしていくのでしょうか。普及員の要請、保健師による地域での指導もしくは地域の健康推進員との連携など、方法は多岐にわたりあると思うのですが、県のこの事業に乗ることで健康寿命の延長、介護費用の抑制、明るい地域づくりと一石三鳥を狙うというのはいかなるもののでしょうか。お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴に深く感謝申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、伊藤市議の御質問にお答えいたします。

初めに、雪は雨にほうきの字を書いたものと、本当にほうきで掃ける程度の雪であればいいと思いますが、行政は除雪を放棄しないように粘り強くやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、高齢者世帯に対する除雪の支援についての御質問であります。現在市では高齢者世帯冬期生活支援事業で対応しております。

親族や近隣からの労力及び金銭的援助を受けることができず、自立での除雪作業が困難な低所得高齢者世帯の雪おろしと玄関前除雪について支援するもので、倒壊のおそれがある場合など冬期間の生活に支障を来す場合に支援するものであります。昨年度は、山形県雪対策総合交付金を活用し、従来年3回までの雪おろし回数を年4回にふやし支援を強化しております。

昨年度の実績は雪おろし延べ140世帯、玄関前除雪67世帯に対し支援を行っております。

次に、除雪ボランティアに関する御質問ですが、ボランティアの事務局は新庄市社会福祉協議会となっております。市の高齢者世帯冬期生活支援事業の対象にならない世帯を対象としております。ボランティアの方々にはボランティア活動保険に加入していただき、作業に必要な備品も準備しております。また、市が所有する簡易除雪機の貸し出しは雪に強い安全安心な雪国生活を構築するため、1日から5日程度または一冬を通して町内会等に貸し出しております。

ボランティア保険への加入と運転手の確保が条件であり、長期の貸し出しについては除雪機の保管場所の確保などが必要となっております。今年度も、除雪ボランティアにつきましては御協力いただける企業、団体、個人ボランティアの方々の御協力を得ながら実施する予定であります。社会福祉協議会との間で情報交換を行い効果的な除雪支援につなげていく体制を確認しております。

除雪ボランティアの今後の取り組みとして、民生委員や介護サービス事業所に対し制度の周知を図り、地域での見守り、除雪支援の必要な高齢者を早期に把握する体制を整え、冬期間の生活不安の解消に努めてまいります。

次に、職員地域担当制に関する御質問であります。職員地域担当制の趣旨は職員が地域に出向き区長とコミュニケーションを図りながら地域と行政がお互いに協力して地域について考えていく、すなわち地域と行政が協働を推進することを目的とした取り組みと考えております。

要援護者につきましては、災害時要援護者台帳の配付を行い、災害時の対応、日常の見守り、声かけについて地域内で検討いただくなど、危機管理や福祉支援に関する活動を行っております。

本年4月に、職員地域担当制を活用して3年連続の豪雪に対する地域におけるおのおのの対応策や対応できなかった課題を広くお聞きする

ため、区長との面談調査を実施いたしました。地域から寄せられた意見や課題は職員間で共有を図るとともに、地域別に課題などの傾向を確認し、今後の施策に生かしてまいりたいと考えていますが、豪雪時においてはこれまでも職員のボランティア除雪隊を組織し除雪の緊急対応を行ったことでもありますので、今後とも必要に応じた職員の対応を行うことが大切であると考えております。

そのためには、地域担当職員と区長が日ごろからコミュニケーションを図り、地域担当職員が担当地域の地理的特性をよく理解することなど職員地域担当制の認識を職員が研修などを通じて深めることが重要で、これが雪の問題を初めとする地域諸問題の解決の一助となると考えておりますので、今後そのような方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、介護予防体操の普及、啓発についての御質問であります。高齢化が進展する中で介護を必要としない元気高齢者をつくることは大変重要な課題であります。

本市の介護予防を目的とした主な取り組み状況ですが、県接骨師会と地区公民館の共催事業として運動機能向上を目的とした教室を開催しております。この教室は5月から11月までの半年間にわたる計12回のコースで、初回と最終回に個人ごとの体力測定を行い、評価しております。教室前後で撮影する2方向からの写真を比較しますと、その姿勢の改善に目をみはるものがあり、効果が実感できるものとなっております。

このように、地区の公民館で開催するメリットといたしまして、同じ地域で暮らす顔なじみの仲間とともに一緒に気軽に楽しく続けて参加できる場所にあり、今のところわくわく新庄と萩野地区公民館の2カ所で開催しております。

また、これとは別に各地域での出前健康講座や地域ふれあいサロンにおきましても健康づく

りや疾病予防、転倒防止対策などの講話に合わせて、楽しく体を動かす体操や手足の運動を実施しており、さらに健康福祉推進員との協働による健康講座の開催も進めておるところでございます。

御質問の花の山形しゃんしゃん体操の活用についてであります。今のところ市民への実技指導は行っておらず、体操に対する反響は得られていませんが、来年度の出前講座のメニューに取り入れ、対象者の年齢構成や体力、能力を勘案しながら無理のない範囲で普及させていきたいと考えております。

また、運動をいかに継続するかが鍵と言えます。その意味では、現在県で作成しております絵入りのパンフレットや普及版のDVDを活用するなどの工夫も必要と思っております。普及に当たっては、市の保健師のみならず高齢者と接する機会の多い関係機関も含めた体制で周知に努めてまいりたいと考えております。

市では、現在第2次新庄市健康づくり推進計画を策定中であり、健康寿命の延伸がテーマであります。自立した生活を長く続けていただくためには心身の機能の向上のみならず、身近なところで楽しく参加するための拠点づくりが必要であります。そのため、介護予防を含めた運動習慣の定着を図るために、地域の協力を得ながら関係する機関、庁内各課と連携を図り、継続的な取り組みが行えるよう計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な答弁をいただきましたが、再度質問させていただきます。ちょっと細いところまでの質問ですけれども、よろしくをお願いします。

冬期間において、早朝暗いうちから自分のうちの周りを一生懸命除雪をするわけですけれど

も、どこの家庭でも。やっと終わったと思った途端に2時間後ぐらいに除雪の車が来て大量に雪の塊を置いていく。そういう場合に一般家庭でしたら片づけることは可能ですけれども、要援護者宅におきましては片づけることができない。そして、最悪の場合は玄関にそれを置いていかれるものですから、外に出ることができなくなった、そういう声も実際聞こえておりました。

そのためには、一生懸命市でも業者においても改善策を整えておると思うんですけれども、なかなか改善されたということが聞こえません。確かに、雪の量は毎年違うものですし、その日によっても違います。そこで業者のオペレーターの腕の差もあると思うんですけれども、例えば要援護者宅において雪の塊を置いた場合にその業者が後でまた間口に対応できる、そういう体制とか連絡体制は今後は整える予定はないんでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 おはようございます。

今、御質問のございました要援護者宅に置いていく雪についてということでございます。早朝除雪を行いますと、やはり雪が脇のほうに置かれて非常に市民の方が苦勞されているということでございます。

要援護者宅の入り口についての雪については福祉担当課から依頼がございまして、毎年除雪時要配慮利用名簿というものを提出していただいております。その名簿に基づきまして、こちらのほうから除雪のオペレーターに入り口付近に雪を置かないよう配慮してくださいということで毎年行っております。そのようなことも、今年度もまたこれからも続けていく予定でございます。その場合、福祉事務所を通しまして私どもに要請していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） その日によって状態が違うわけですね。置かれた場合に、例えばそのお宅からある関係機関に連絡が行ったらすぐ改善のために地域とかボランティアと連携して対応してくれるという、そういう体制は整っているんでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 おはようございます。

ただいま、日常的な案件と別にそれぞれ状況に応じてボランティアなりが派遣できるかということの御質問でございます。

基本的に、我々では先ほど市長の答弁にございましたように、玄関前除雪についてはそういう除雪の状況を見ながら対応していただいております。週2回、さらには状況にもよりますが、そういう部分では我々のほうで支援事業を御利用いただいている方についてはそういうところを配慮しながら進めていただいているのかなと思っております。

ただ、それ以外の方についてはなかなか除雪ボランティア、社会福祉協議会で現在導入しております制度でございますが、土日を原則とした活動としておりますので、日常的に朝置かれた場合の対応ということについては支援事業以外の方についてはなかなか現状では難しいのかなと思っております。それが一つの課題として我々としては捉えております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） よくわかるんですけれども、例えば緊急自動車、消防車や救急車、も

しくは施設の送迎の車などが入れない、そういう場合がありますら、人身、命にかかわることですので、その体制を強化してほしいと思います。

そこで、雪は新庄市より少ないんですけども、村山市では山形新聞にも載りましたが、人のお宅の間口に配慮したきめ細かな除雪、これの計画を立てています。村山市は新庄市より積雪量は半分ぐらいだと思うんですけども、雪の量が少ないから間口に対応できるのではなくて、新庄市は豪雪地帯ということで村山市以上の間口に配慮したきめ細かい対応というのが必要だと思うんです。そのことでも、まず村山市ではそういう計画を立てました。新庄市では、その計画自体が、まだ話を伺ったところ漠然としているようにしか私には聞こえませんでした。間口体制というのをしっかり整えていただきたいと思うんですが、その計画自体の策定とかは考えていないんでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 雪の問題については、非常に皆さん方、御苦労されております。

私のほうの課でも、いろいろ市民の方が一番生活しやすいようということを考慮してございますけれども、やはり雪について協のほうに置かれた雪もしくは道路で通行が困難になったということでございますと、こちらで排雪作業ということをやっております。

そのため、排雪につきましては計画的に行うものでございますけれども、やはりそういう援護者、もしくは緊急時の対応につきましてはこちらできめ細やかな排雪ということを踏まえまして、していきたいと思います。そのようなことでもございまして、排雪について力を入れていきたいと考えてございます。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） では、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、除雪ボランティアについてお伺ひいたします。

市のボランティア体制はよくわかりました。そこで、県で昨年山形除雪志隊、これは県の事業ですけれども、新庄市の、このボランティア団体の登録などはどのようになっているんでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま、県で実施しております山形除雪志隊に関する登録という件でお聞きされているわけですが、基本的には昨年度からの事業ということもございまして、昨年度については活用はございません。

ただ、今回そういう情報も入ってきておりますし、今後のボランティアの取り組み、基本的にはこのボランティアに、山形除雪志隊につきましては一定の広範囲の地域を対象とした場合のボランティア派遣と理解しておりますが、現行新庄市の社会福祉協議会で実施しておりますボランティア制度につきましては単体の、個々の世帯の応援という形になります。ですから、そういう事業の整合性をとりながら活用できるものは活用していきたいと成人福祉課としても思っております。ですから、事業の内容を精査させていただいて、なるべくそういう広範囲に広めるようなことができることがあればぜひ活用していきたいものだと思っております。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） これも山形新聞の記事なんですけれども、去年は尾花沢市と舟形町の

5カ所で77人の出動とありました。その中で懸念されるのが市町村単位の受け入れ体制と聞いております。その受け入れ体制の整備なんですけれども、それをどのようにしていくのかお伺いできますか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ボランティアの受け入れに対する体制の整備という御質問でございます。

現行で社会福祉協議会が実施しております昨年の除雪ボランティアの実績でございますが、昨年15世帯、延べ28回、そして参加者は217名という状況でございます。来ていただきましたボランティアの方々は個人、郵便局なり企業の方々、そして学生ボランティアの方もおいでいただいたということでございます。

尾花沢市のお話が出ましたが、私もホームページなど見せていただきましたが、全体で600名近い動員数があったということで、小規模の受け入れ体制では実施できないなどは見せていただいたところです。

ですから、除雪ボランティアがどこまで担当するかという考え方については一つの考え方があるわけですが、例えば尾花沢市の場合ですと、ある一定の地区を対象としたボランティア、かなり広範囲な地域を対象としております。先ほど申しましたように新庄市の場合は単体の支援という状況でございますので、その辺の整合性をとりながら大規模に受け入れることが必要かどうかということも一つの判断基準になってまいりますので、いわゆる今申しました山形除雪志隊なり尾花沢市の例も参考にさせていただきながら有効かつ効果的なボランティア対策を組んでいきたいということについては、新庄市と社会福祉協議会の中で協議してお

りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） きめ細かな対応をよろしくお願ひします。

では、続きまして地域担当制についてお伺ひします。

壇上でも申し上げましたが、今区長が輪番制になっておりまして、地域の実情の把握に困難を来していると思います。そういう中で担当職員は本当に大変だとは思いますが、行政と区長の連携でモデル地域とされる場所は実際あるのですか。できれば、その実情をお伺ひしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 おはようございます。よろしくお願ひします。

地域担当の件でございますが、例えば雪に関する部分ということで、モデル的なものとして今構築されてきているということは明確なものとしては私どもでは把握してございませんが、今活動している最中、組み立てられているところがまあありますので、今こちらと連携を図りながら地域の中で地域づくりを進めている、その中で聞いたりする問題なども含めて課題視して取り組んでいるところもございますので、それと有機的なかかわりを持ってパートナーシップのもとにその有機関係のところも進めているところでございます。

1つ大きなモデルがつくられれば、それを出しながらいきたいところではございますが、その地域、町内ごとに抱えている雪の問題に対するものも特質がございますので、それごとにモデル的なものができればいいかなとは思っています。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 大変な実情はよくわか

るのですけれども、例えばある地域で毎回同じところに同じ課題、水上がりなんですけれども、そういう場合区長に連絡しても解決しなかった。そこで行政に問い合わせてもその場限りの対応はしてくれるんですけれども、継続的な対応ができなかった、そういう事実がありました。そういう場合にこそ、地域担当制が生かされればいいと思います。

その中で、地域においてもこの制度を余り周知されていないとか、認知度が低い、そういう問題もあります。ましてや、地域の危機に対しては一番活躍できるような制度だと思うんです。認知とか周知に、まず最初困難を来すと思うんですけれども、まず地域住民の方が個別に対応してくれるものなのかという誤解まで生じているということがあります。地域担当制を生かすために今後どのように周知とか啓発とか、そういうことをやっていくのか、雪に関連してもなんですけれども、全体的に見てどういう方向で持っていくのか、道筋だけでもお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域担当制の総括的な部分でございますが、今後の方向性のことで少しお話しさせてもらいたいと思いますけれども、導入後5年を経過しようというときに、11月で経過したわけなんですけど、今年度内部で研修をやっておりました。

その中で、やはり成果は成果ということで非常に多く出ている部分がありまして、一つはやはり団体としての統一的な行動が結構実を結んでいるということでこの5年間で12回の行動がありまして、東日本大震災の情報収集提供関連を初めとしまして、県立新庄病院の要望書、署名活動とかあるいは空き家実態調査、あるいは昨年までの豪雪に伴っての聞き取り調査とか、

次につながるための非常に大きな成果が出ておりまして、市に対して意見を言いやすいような仕組み、体制づくりに一部貢献していると思います。

さらに、職員側も市民本来の目線であるいは考え方で業務を進めるべきであろうというところが意識づけされてきておりますし、地域の方においても行政だけでなく我々ができるところは我々の範囲内でやっていこうという動きが出てきております。さまざまな面で成果が出てきておりますので、県内の中で半分まで導入をしているところはないんですけれども、新庄市におきましてはこれまでの行政リード型の行政サービスというものにはやはりちょっと無理が生じるのではないかとということで、地域の力をかりながら一緒に進めていくということは非常に有用だと考えておりますので、制度を見直しながら全体的な方向性は継続、進展させていきたいとは思っております。

その中で課題として出てくるところの一部が、今議員がおっしゃられたように地域の部分の問題がなきにしもあらずということもありますので、例えば区長総会、あるいはその他の研修の中で折に触れてこの有用性を訴えて理解していただくということが必要かなと思います。

導入当初は区長方のほうから、そんなに定期的に来なくていいとか、あるいはその情報がある都度で結構だとかという声が上がりましたけれども、やはり職員の個別活動ができ得るならば非常に日ごろからの福祉への支援とかあるいは危機に対する管理という面で生かせることができますので、まずは地区に一人一人担当者が行って理解をしていただくために、つなげていくためにもこの制度の検証を、皆様方、職員にもよく伝えて理解してもらって前に進める方向づけでまずは職員からも固めてもらいたい。地域と市の両方で対応していくことが今後の見直し問題だろうと思っております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） よろしくお願ひしたい
と思います。

市内に住む人にとっては雪というのは一番大
変な部分ですので、行政が一生懸命やっていた
だければ助かると思いますのでお願ひしたいと
思います。

続きましては、健康体操についてお伺ひいた
します。

壇上でも申し上げましたが、市内においては
市の保健師、この方々が研修を受けてきており
ます。運動指導員の方が行けばベストだったと
思うんですけども、医療関係に強い保健師が
来いということで、この体操をどのように保健
師は評価していたのかお伺ひいたします。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 しゃんしゃん体操の実技と理
論について、半日コース、2日間受講してまい
りました。

前の体操については非常にスピードも速くて
大変なところもあったようでございますが、今
回の体操について職員の率直な考え、意見とし
ましては、まだ高齢者の割にはテンポが速いか
なという感想でありました。動きもたしか6種
類ぐらいの違ったバージョンがありますので、
そうしたことも覚えるのにはやや難しいかなと
いう感想がございました。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） では、その保健師の感
想を踏まえて、県の推奨する体操を市では独自
で例えば音楽を変えるとか動きを簡素化する
とか、そういう変化を持たせて取り組むんでし
ょうか。先ほど、市長答弁の中で出前講座のメ
ニューに入れたい、そういうこともありましたの
で、そのことについてはどのような取り組みを

なさるつもりなのか伺ひたいと思います。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 ことし3月の議員の質問に対
してお答えしたものでありますが、前の体操は
非常に速くて覚えづらいと、そうしたことで、
ふれあいサロン等で実演はしたんですが、なか
なか体操の種類も多くて覚えられないという声
が多くあったので、簡単な体操に変えたとい
う答弁をさせていただきました。

出前講座につきましては、2通り考えてはお
るんですが、1つはしゃんしゃん体操というネ
ーミングですかね、介護予防という若い人が
なかなか取っつきにくいということがございま
す。しかしながら、こういったことは比較的若
いうちから始めていただければそれなりの効果
はあるわけですので、今CM等で知事も宣伝し
ておりますので、そういった効果を狙って出前講
座にも名前として出していきたいということが
ございます。

また、先ほど保健師の感想を申し上げまし
たが、まだ高齢者にとっては速いのかなとい
う感想もございましたので、全てそのとおりに
やるのではなく、部分的に完成をしながら出
前講座や社会福祉協議会で行っておりますサ
ロン等で活用してまいったらいいのではない
かということで健康課の中では話をしてお
ります。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 前向きな動きがある
ようでありがたいと思うんですけども、やは
り高齢者の体操の指導ということで壇上でも
申し上げましたけれども、強度とかいろんな
リスク管理、これも必要だと思うんです。

普及員、前回はゆめりあで行って新庄最上
では40名が受講してしまして、実は県全体
では500名です。7年前で全体で500名で
新庄最上で

40名で高齢化がさらに進んでいますので、その体制は新庄市の健康課の中でお話ししているという場合には間に合わないのではないかと思います。そこで、前回の40名を上回る普及員の育成と地域において健康推進員という方がおられますので、その方への指導研修とかも必要だと思えます。担当課でだけお話をされても普及というのはなかなか難しいと思えますよね。

そこで前回のような養成講座を広く進めて、地域にスライドさせて末広がり拡大していくというのが理想的だと思えますけれども、健康課ではどのような普及方法を考えているのでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 花の山形しゃんしゃん体操ということで、花笠音頭というのは県全体の県を代表する音源かなとは思っておりますが、それもまた地域によっては別の見方があるのかと思っております。

ただいま、議員がおっしゃったことについては需要と供給の関係かなということもあるのかなと思えます。覚えたいという声があつて教えましょうということがあるんだと思えます。それについては、花笠音頭に乘って行う体操ということでもありますので、花笠音頭に対する温度差、各地で違ってくる部分もあるのかなと思っております。山形市とか上山市、また尾花沢市、村山市については花笠音頭というとても非常に身近に感じる音ではないかなと思っておりますが、それについては市町村について温度差があるのかなと思っております。

しかしながら、こうした介護予防体操、全県的に取り組んでまいりたいということで県でも力を入れて取り組んでいるわけでございますので、新庄市ではそれに対する市民の評価という声もまだ把握していない状況ではございます。そうしたことから、4月に入ってから出前講座

のメニューに載せまして、また出前講座等の中に取り入れながら、その声が大きくなってきたと感じたら取り組んで、また強化してまいりたいと、また、社会福祉協議会でもサロン等開いておるわけでございますので、そうした関係の方と意見を交換しながら取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 前向きな動きがあるようで助かります。

私は、介護予防にポイントを合わせて質問いたしますけれども、今高齢化が進んで介護保険料や医療費が非常に膨れ上がってきております。これは全国的なものです。その中で、やはり健康寿命を延ばすことで民生費の抑制につながるという狙いが、私は個人的に余り好きではないですけれども、事実国でも県でも市でもそういう抑制策が必要だと思います。その中の本当の一部のことですけれども、このことをぜひ拡大しまして、例えば健康寿命が、女性ですと85歳の平均寿命に対して13年分が引かれます。男性の場合は7年分が引かれます。その13年と7年の分を少しでも短縮することで介護保険や医療費の抑制につながりますので、全力を挙げてやってほしいと思えます。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

奥山省三議員の質問

小嶋富弥議長 奥山省三君。

(7番奥山省三議員登壇)(拍手)

7番(奥山省三議員) おはようございます。

開成の会の奥山です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、先ほどの伊藤議員と重複する部分もあると思いますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

職員の地域担当制についてです。地域担当制は地域住民と行政のパイプ役と私は考えていますけれども、そうではないのでしょうか。住民との対話の交流を通じ、住民の意向を市政に反映させて職員の意識を住民本位の行政に転換させることが目的だと私は思いますが、それはどのように感じているのでしょうか。自分のまわりの実態すら知らずに市民サービスはできないと思います。震災の有事などばかりではなくて、もう少し常に地域住民との接点を持てばよいと思いますけれども、どのようにお考えですか。

この間の議会報告会でも市民の方から地域職員担当制というのはどういうことなんだと聞かれましたけれども、私もはっきりした答えを申し上げにくいというか、はっきりした答えは出せませんでした。その辺のところも説明をお聞かせしたいと思います。

今後、この制度をどのように住民サービスに対応していくのかも改めてお聞きいたします。

また、どのように検証されているのかも含めてお伺いします。

2番目に定住促進です。ことしも新庄まつりを初め、いろいろなイベントがありました。まずその集客数についてお聞かせしたいと思います。

それから、そのイベントの波及効果についてどのように考えているのかもお聞きします。以前に比べて交流人口が増加しているように感じられますけれども、定住人口が着実に進行して

いる中、現状をどのように分析しているのか、お聞きします。

交流人口の増加が定住人口の増加につながればよいのですが、今後どのような対策を考えているのかあわせてお聞きします。

他市町村、郡部などは定住促進につきまして行政というか自治体独自の支援策を考えて実行しているところもあるようですけれども、本市としてはそのような考えはないのかをお聞きしたいと思います。

それから3番目、観光案内ですけれども、当市の史跡や観光の案内について他市町村と比較して少ないように思いますが、どのようにお考えでしょうか。

史跡までの交通手段の案内にしても、駅などにすぐにわかりやすいようになっていないと思います。それもどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。今、インバウンド事業も行ってはいますが、台湾との交流を図っているわけですが、例えば台湾語の案内板なども必要になってくるのではないかと思いますけれども、今後どのように観光に対して対応していくのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお聞かせください。壇上より質問を終わります。ありがとうございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、職員の地域担当制に関する御質問ですが、議員が申されたとお先ほど伊藤市議にお答えした部分と重なるかもしれませんが、よろしくお聞かせしたいと思います。

近年、少子高齢社会の中、複雑化した住民のニーズや多様化した地域の課題に対しより効率的、効果的に公共サービスの提供を行うための手法として、地域と行政との協働が必要不可欠

な時代となりました。

職員の地域担当制は、職員が地域に出向き、区長と相互に情報交換を行うとともに地域課題の解決に向けた話し合いを重ねながら地域発展の方向を模索していくという、この協働の手法を念頭につくられた制度であり、試行期間を経て平成20年11月から本格実施、本年で6年目となりました。

この間、東日本大震災時の地域情報の収集や関連するお知らせの配布、要援護者に対する災害時の対応を検討していただくための災害時要援護者台帳の配布など危機管理や福祉支援に関する活動を行い、昨年7月には区長との連携による空き家の実態調査を実施し、基礎資料を作成することで空き家等の適正管理の促進に関する条例制定に結びつけることができました。

また、本年4月には3年連続の豪雪により浮き彫りになった道路除排雪や敷地内の雪処理、空き家に関する各地域の対応策や対応し切れなかったことなど、地域担当職員が区長との面談調査を行いました。その結果、緊急を要するものは担当課で対応し、職員間での情報の共有化を行うとともに、地域別に課題などの傾向を確認することができました。

さらに、地域に出向いて地域の方々と直接話を行うまちづくりミーティングにつきましても、平成21年9月から実施し、平成24年度末までに延べ56回、137地区で実施していただきました。その進め方につきましては地域の方々と地域担当職員が協力して日程調整や会場設営、当日の司会進行や記録を分担し、円滑かつ建設的な話し合いの場となるようにしております。

なお、職員地域担当制では定期的な訪問形式はとっておりませんが、これは試行期間において区長より、市からの情報提供は必要が生じた都度に行うべきで地域の情報についても定期的な訪問は必要ないとの意見がかなり多かったことによるものであります。

制度の検証につきましては、制度の成果として導入以前に比べれば住民と役所との距離感を縮めることにつながり、職員と住民が相互理解と信頼関係構築の促進役を図ることや、職員として市民の目線に立った考え方、行動を養うこと、また、市民ニーズを的確に把握しなければならないことなどについて認識することができました。さらに、地域住民がまちづくりの主体であるという意識が次第に強くなってきたことも感じられるところであります。

一方、課題といたしましては地域担当職員の役割の中で地域資源の発掘や活用面での取り組み、危機管理、福祉支援と結びつけた職員地域担当制の活動がまだ職員に十分理解されていないことが挙げられ、結果として地区ごとの個別活動がまだまだ不十分と思われまます。したがって、今後この制度の必要性を十分に認識の上、地域と行政との協働を推進するためのより効果的な制度となるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、定住促進についてであります。ことしの新庄まつりの集客数であります。曜日配列に恵まれたことなどにより3日間で昨年を1万人上回る過去最高の53万人でありました。味覚まつりは開催会場を1つ減らし、3商店街で開催しましたが、天候に恵まれたことや新企画もあり昨年を4,000人上回る過去最高の3万5,000人となりました。そばまつりは、昨年を200人上回る1,100人となっており、春まつりを加えた集客数は60万人を超えております。

イベントの開催は人の動きを生み出し消費を拡大する経済効果がありますので、定住人口の減少による消費規模の減少を、観光による交流人口の増加によりカバーできるように強化、拡大に取り組んでまいります。また、イベント開催の相乗効果といたしまして、市民が主体となって新しい企画の萌芽も始まっており、商店街が合同となって開催しましたかむてんスタンプ

ラリーやイス1グランプリなどが実施され、全国的にも紹介され、市民参加の観点からも歓迎すべきことと考えております。

全国的に人口減少している中で、新庄まつりを初めとした観光資源の魅力を発信し、都市との多様な交流を図ることが市にとっては活力のあるまちづくりにつながり、観光客にとっては新庄市の住みやすさ、生活の便利さを実感してもらうことができると考えております。イベント開催を含めた地道な交流を重ね、新庄ファンをふやし、リピーターを獲得した先に定住人口の増加があると考えております。平成26年度は山形グスティネーションキャンペーンや東北六魂祭、育樹祭も開催されますので、今後も交流人口の拡大に結びつくよう効果的な誘客戦略を展開してまいりたいと考えております。

次に、定住促進支援制度についての御質問ですが、今後の少子高齢社会の進展による人口減少をいかに少なくしていくかという視点が必要であると考えております。直面することとして、雇用や子育て、生活環境に係る支援が考えられ、本市といたしましても企業立地等雇用促進奨励金、空き店舗等出店支援事業などによる雇用の場や企業機会の拡大等働く場の創出、第3子以降の児童の保育料減免やわらすこ広場などでの子育てしやすい環境の創出、児童の数に応じた定住促進住宅の家賃の減免など居住環境の整備などへの支援、また、最上婚活実行委員会への支援などを行っておりますが、市民が新庄市に住み続けたい、新庄市に移り住みたいという方をふやすためには当地域の最大の課題であります雪対策にも力を入れていかなければなりません。また、本市においては近年全国的に課題となっている地震や風水害等の災害に強いまちであることも過去の歴史から本市の強みとなっているものの、さらなる安全安心なまちづくりは基礎になるべきところでもあります。

しかし、何より市民が元気に生き生きと生活

し、新庄の魅力を発信していくことが大切だと考えております。そのためには、自然、歴史、文化などを基盤とした交流事業も発展していくことが必要であります。また、町内会等地域コミュニティの活性化も重要な要素と考えております。

こうしたことにより、本市におけるまちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトである雇用交流の拡大、安全安心の充実、子育て、人づくりを戦略的に実施していくことが定住促進につながるものと考えております。

全国的にも、定住支援という名のもとに移住者への助成金や奨励金、減免など独自の優遇制度を展開している市町村もあることは承知しておりますが、そうした施策が一時的でなく持続的な効果を生み出すかということも考慮に入れながら、人口減少社会に対応した定住促進策を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光案内等についてであります。案内板が他と比べて少ないということの御質問ですが、当市における案内標識ですが、これまでも文化財標識や国や県の標識との整合性をとりながら主要道や公共施設などを中心に順次整備を進めてきております。また、当市を訪れる観光客の方々は当市だけでなく最上地域内の観光スポットと一緒に回遊されることが多いのが現状となっております。そのため、地域内の全ての観光施設、名所旧跡を網羅した観光案内板を最上広域事務組合と一体となって整備いたします。各市町村に交通手段も表示した大きな案内板を掲げ、観光客の方にとって、次の目的地に移動しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、台湾からの旅行者の方はほとんどが団体旅行であり、受け入れる市内の観光施設や宿泊施設ではパンフレットや館内案内を台湾語表記にするなどの対応をしております。今後は、さまざまな国から旅行者に対応できるように新

庄駅を拠点にした観光案内やサインの整備を進めていきたいと考えております。街なかの景観にも配慮した多国語言語の表記や最上地域統一したデザインの整備計画も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

7 番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番(奥山省三議員) 再質問ですけれども、地域担当制ですけれども、職員の研修というか地域担当、6年前から始まったわけですけれども、研修とかそういうのはどういうふうに行っているのか、その点をお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 研修ということでございますが、全体研修ということに関しましては新規採用職員を中心といたしまして今年度の場合には春、秋ということで2回行っております。

統一的な全職員の行動ということに関しましては、実態といたしましてはその都度必要とされるべきときに説明会という形で行っております。

7 番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番(奥山省三議員) 新規の採用とか、あと全体、必要なときとありましたけれども、市の職員で協働に対する関心があるのかなのか私はわかりませんが、少し疑問に思いますけれども、積極性に欠けるのではないかと感じます。その点もう少し地域に出かけて行って市長でなくても外に出ていくというか、それを行えば地域の方は、例えば地域の方は誰が担当だかも区長でさえわからない状況に今なっていると思うんです。だから、その辺も広報で知らせる必要があると思いますけれどもその点どうでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 先ほど、伊藤議員のときにも少し触れさせてもらいましたが、検証した中で今議員がおっしゃるような部分も一部鑑みることができます。ただ、全体がそのような消極的だということではありませんで、やはり一つの成果として市役所が非常に身近になったというところもひとつ感じるところでございまして、市への声を上げる体制づくり、仕組みに1つ加わったというところからして区長方と職員との間の中で連絡をとれる、コミュニケーションをとれるやり方、あるいはそのとり方というものについてこれが構築されている部分もありますので、今後につきましてはその不十分であるとされる部分についてその改善の方法を検証している。それについては検証の結果を、その有用性について職員でもう1回確認していく必要もあるということでございます。そのためにはパートナーシップでございまして、区長方にもやはり折に触れて理解を深めてもらってこの制度を有用な活用の方向にさらに発展していけるようにしなければならぬと思っておりますので、その積極性という面については制度全体ということになろうかなと思っております。

7 番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番(奥山省三議員) ちょっとお聞きしますけれども、今地域担当制の職員というのは何名いるのか。それから選出方法というか、それはどのようにやっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 この制度は先ほど市長が申し上げましたとおり全職員が対応している全地域への担当ということでございまして、291名全職員が40班に分けて213地区に区分、40班に区分した形の中で配置しているということで

ございます。配置の基本は、自分が住んでいるところについては自分の町内を担当するというを基本としながらも、213町内に291名の職員が1人ずつ網羅されているかという、そうはなっていないので、地区ごとに大きなくくりを設けているということもございます。あるいは、そうでない場合は全くその地区の中でいない場合などにつきましては複数おられる地区の中から選抜して、そちらに入ってもらっているということもございます。基本は、やはり危機管理、福祉支援により結びつきやすいように地理的特性を踏まえることのできる、そこに在住している職員がその町内にはまるということを基本としてございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 213地区というか、自分が居住している地区というか全部には行っていないみたいな話ですけども、一応全地区に配置するというか全地区から職員が出ているわけではないですから、できれば全地区に平等に配置するというのが一応基本だと思います。

その辺は、この間もさっきも言いましたけれども、議会報告会で誰が自分のところになっているかもわからない、そんなのはおかしくないかとある区長から言われましたけれども、そういう点は、例えば年に1回ぐらい広報で担当だということを知らせていないとしか考えざるを得ないんですけども、その辺広報で新しく職員の名前を上げて載せるような考えはないのでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 先ほどの質問で少しまじったところがあるかと思いますが、全地区213地区に291人が全て配置されております。配置されていない地区町内はございません。

したがって、例えば25年度当初におきま

しては人事異動もございます。新規採用あるいは退職の入れかえがありますので、新しい職員が配置される地区もございます。あるいは、前年の春に交代した区長もおられますので、顔つなぎということもありまして、自己紹介も兼ねまして電話番号なんかも連絡しやすいように伝えられるようにということの中で御挨拶にお伺いして、ことしの場合は3年連続の豪雪についての聞き取り確認も行ったところでございます。

そのような形の中で、顔と顔を見合わせながら少し語りをしながら自分がこの担当ですということで4月に参ったわけでございますが、非常に年度当初に行ったというのは、ことしのその後活動は有意義だったなと思います。これまでもお伺いしたときには名前と電話番号ということで2人1組でということの基本とはしてはながらも2人セットで動けるといってもなかなかないものですから、1人で活動してきているということも実態なわけですけども、1つは本市としては顔をちゃんとつないでその一つ一つの積み重ねが地域をより知ることになっていき、有事への連絡のやり方等の仕組みに発展するのかなと考えておりますので、広報等の媒体を使うのではなくて、そのような形で足を運んで連絡先あるいは連絡手段等をお話しするというのが本質であろうと思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 任期とかは2年とか3年とあるのでしょうか。その職員が退職すればいなくなるわけですから、それは別の人がやる、そういうときにやはり顔つなぎで顔を出すことも必要だと思います。私も今区長をやっていますけれども、全然顔が見えないし、有事のときに1回、震災のときだけしか来ていませんので、本当に有事のときに活動できるのか、疑問に思いますけれども、もう少し何ていうか、職員の研修を含めて地域担当制、動きが見えるように

してほしいと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 まず、任期ということでございますけれども、これについては規定というのはありません。基本としますのは、先ほど申し上げましたとおり自分が在住するところを担当とするということをやまず基本として、あとはならしていくという形の調整が入ってございますので、その調整の中で何年間もこの地区を担当してきたけれども、今年度は動いたということもあろうかと思えます。それは全体調整の中でこちらで有効になるようにということで配慮する中で動く部分でございますので任期については以上でございますが、なかなか区長との連絡がとれない場合もございます。あるいは、連絡をまだ定期的な訪問も必要はないからと言われている部分もまだございます。先ほども言われましたように当番制で1年交代でやっている区長のところの町内も非常に多くございます。また、これが多くなってございます。これは自治組織でございますので、行政とのパートナーシップということになっても理解につなげていくのが非常に難しいと思えます。

しかしながら、これは全体として進めてまいりたいということがそれぞれの地域みずからが地域振興ということを目途とするところへの地域支援の一部でもございますので、区長総会、もしくは折に触れてこのようなことを制度の中身、有用性というものについて理解を深めていく、浸透を図っていくということを継続するしかないのかなとは思えます。

この継続の仕方については工夫も必要なんだろうけれども、職員を通じてまずは訪問して顔をつないで言葉を交わしていく、このようなコミュニケーションの積み重ねが地域を知ることとなり、緊急時への対応と結びついていくの

だろうと思えます。ここで不足しているものについては、前に進めるための改善なんかも今検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の話ですとこの制度そのまま、これ以上どうこうするとか、そのようには私は受けとめられませんでしたけれども、この制度をもう少しうまく活用してやはり市民のニーズとか地域のニーズに答えて地域の活性化につなげていくとか、そうしてほしいと思えますけれども、質問の内容で検証とか、それはどういうふうにされているか、もう1回確認したいと思えます。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 検証につきましては、内部で今行った結果ということで、今年度に入りましてから検証に入っていたわけでございますけれども、その背景にあるものがやはり全国例に漏れず、新庄市も同じような形の中で行政の経営資源というものも限界もございますので、地域の力をかりながら地域とのパートナーシップの中で地域づくりを行っていく、これが有用であろうということで、経過としては改善を施しながら、これを続けてまいりたいということでございます。

県内では半分まで行っていない導入の市町村の数でございますが、全国的には結構トレンドとしては導入しておるところでございますので、さまざまな中身が各市町村でございますが、それも研究しながらやっていきたいということが結果でございます。

成果といたしましては、先ほども少し触れましたが、直に市職員がそれぞれの全部出ていく、町内へ出ていくということで話をしやすくなった、いわゆるルートが1つふえたということで、

市役所がこの制度の狙いである身近に感じてもらうことができているのではないかというのが1つ。もう一つは、何はともあれ市職員が市民本位の目線で行政を考えなきゃいけないんだという意識が増してきたことを感じることです。3つ目につきましては、地域におきましても自分の地域は地域で自分のところで守ってやれるところはやる。一緒にやっていきたいところは行政と一緒にやっていくとしたいいわゆる主体的な意識が非常に多くなってきているというところ、これに対する地域支援というものについては今後私どものさらなる課題だろうと思っております。

このような成果を踏まえて、一部先ほど来奥山議員が触れられているように少し積極的ではないのかなと見られている部分がございますら、それは個別的な活動の中でもう少し工夫をしながら行けるのではないかという改善の方向づけを検討して具体化策を練っているところでございます。改良を重ねて制度を継続してまいりたいと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） できれば、改善していくという話でしたので、市民から職員の顔が見得るような、そのような制度に改善してほしいと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、定住促進でございますけれども、先ほど市長の答弁ですと定住促進、奨励金制度については考えがないようですけれども、他市町村ではその辺をやっている部分もありますけれども、それについては全くこれからやる考えはないのかも一度確認したいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 定住促進策についてのお話でございますが、例えば結婚祝い金とか出産

祝い金とか新築祝い金なども工夫しているところもあるかと思ひます。あるいは住宅家賃の軽減とかさまざま、その地域性に合わせた形の中で全国的な展開があるのも承知しております。

その中で、新庄市におきましても例えば家賃軽減あるいはその他子育て支援の環境整備を含めながら医療関係のほうで便宜を計らったり、あるいはもう一方で働くことも必要ですので、経済的なバックということで場の確保ということについて企業側あるいは就職される方の側への支援も広く行っております。安全なまちであること、先ほど来出ております雪対策、これを中心といたしまして防災面でのまちづくり、ソフト・ハード面、これもしっかりやることも一番重要なことかもしれません。

これに加えて、やはり魅力あるまちでなければ長続きしていてももらえないという部分もあろうかと思ひます。今のこの人口減少の中で一足飛びに定住促進ということに結びつかないかもしれませんが、まずは維持をしたいあるいは少ないところを歯どめをかけていきたいということに関しまして、議員と同じような考えであるとは思ひますけれども、一時的なあるいはテクニカルなものを導入してこれをすぐやめるといったことではなくて、持続可能な行動をきちっと見きわめてこれを入れるときは入れる、あるいは住宅家賃軽減などは子育て世代に対して入れているような制度も始まっておりますので、平成25年度当初予算あるいは補正予算の中で総合的なそのような人口定住促進というものの策といえば総合的に推し進める形の中でこれは事業を張りつけておりますので、総合力でもって推していくのが本旨であろうと考えております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） ただいまの話を聞けば、奨励金とかそれは考えていないようですので、ただ若者も今仕事がない、そういう奨励制度も

ない、若者が他の市町村に出ていってしまうと思うんです。やはり少しでも、一過性のものかもしれないけれども、もうちょっと何か少し引きつけるような奨励制度を、例えば住宅取得を100万円援助するとか固定資産税を免除するとかありますけれども、ちょっと他市と比べると新庄市は劣っている。さらに雪があるというのでほかに住むところを求めて外に出ていくというか、そういうふうになっていると思うんです。だから、その辺をもう少し考えてほしいというか、施策として何か考えがないのかもう1回伺いたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 先ほど申し上げましたが、やはり入り口的な施策では長く持続的な効用は果たせないのではないかと思います。抜本的に複層的に考えた策が講じられない限り、これは安全安心なあるいは魅力あるというものにつながらないと思います。

例えば、子育て支援で申し上げますと、今年度の場合につきましては子育て家庭への医療面での助成もありますし、居住面での家賃負担軽減もございます。保育環境でいけば保育料の免除、あるいは施設を整備して学童保育所のオープンを今回見たところでございますが、教育環境面でも個別学習面等で細やかな配慮もしておるところでございます。子供子育て関連3法におきましてはその支援事業計画の準備も進めております。また、雇用の創出の対策としましては工業団地の企業誘致、これが盛んに今行われていることは御承知のとおりだと思いますが、これをさらに進めていくという方向づけは今回の機構の部分の取得というところにもあらわれておりまして、雇用主側につきましても促進支援策もありますし、新規就労に結びつくことを期して奨励金というものも用意しております。ジョブマッチングも継続しておりますし、補正

におきましては6次産業化というところの入り口に立っております。

このようなことは、新庄市の特性を捉えて今まで歩んできたことを無駄にしないで今後につながるための策であろうかと思えます。入り口としてのそういうさまざまな減免等を幾ら結びつけてもこれはどうなのかと。私たちが市民総意で作り上げてきたまちづくり総合計画を着実に進める上で、総合力こそが一番大事なものでありたいと思っておりますので、平成26年度につきましてもこれらをよく進めて、あるいはおこなっているものはこれを見直してということで、予算編成でも申し合わせしておりますので、その辺の方向づけにつきましても御理解いただきたいと思えます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今少子高齢化の中で人口が減少しているわけでございますけれども、定住人口を維持するというか、その維持の確保だけはこれから頑張るって努めていってほしいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3番目の観光の関係ですけれども、案内板とかそういうのは私も少ないように思えますけれども、トイレとかそういう受け入れ体制の整備がなっていないと思うんです。その辺はどう考えているのか。話を聞きますと、新庄市にはほとんど泊まらないで全部湯野浜温泉か天童に泊まるという話ですけれども、これは外国の方ですけれども、その辺の受け入れ体制の整備についてどのように考えているのかお聞きしたいと思えます。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 案内看板等について御質問がございました。

観光施設の案内看板についてはおよそ本市で

も案内看板を設置していると思いますので、ほかの市から比べて少ないということではないように感じております。市長の答弁にもございましたけれども、今後最上広域市町村圏事務組合で各市町村に大きな全体を網羅する案内板を設置するというのでございますので、市町村の意見を取り入れながらそういう取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、外国の方の泊まりが少ないのではないかとことですけれども、市長の行政報告にもございましたように、インバウンド事業でかなりのお客さんが見えるようになってきております。宿泊につきましても昨年をずっと上回る台湾の方が泊まっております。ただ、やはり通過型の方が多いようですので、その辺については温泉施設がないというところもございませので、今後は農家民宿、民泊などの対応を考えていきたいと考えております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 伺いますけれども、台湾の方が一番観光客は多いと思いますけれども、今1年にどのぐらいの人が来ているのか、来ている時期はいつなのか、主に何を食べてどこで食事をしているのか、できればわかれば教えてほしいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今年度の全体はまだわからないのでございますけれども、上半期で宿泊した方々は市内に宿泊した方々は68人でございます。それから、宿泊はしないけれども昼食をとったとかそういう方々は既に200名ほどになっておりまして、また12月末にも台湾から食事の予約が入っているというところでございます。

大体、最上地域の場合ですと75%ほどの方々が台湾の方がお見えになっておりまして、自然

とか紅葉狩りとかあるいは雪といったものに非常に魅力を感じているようでございます。ただ、やはり先ほど申しましたように温泉施設が少ないということもございまして最上川の舟下りとかそれ以外の地域に流れていくというのが現状でございますので、この辺をどのように宿泊も含めた対策をどうするかということは今検討しているところでございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） この間、最上川舟下りの船頭さんと会ったんですけれども、お話を聞いたら台湾の方はことし800名ぐらい来ているという話でした。「ほとんど新庄は行かないよ、新庄は行っても何もないから通り過ぎるだけだ」と。だからもう少し新庄もその辺、さっきから話がありますけれども、最上地域の広域のルートで観光と一体化するとかモデル的なルートをつくるとかいろんなことを考えてこれからやっていかないと、通過するだけで銀山温泉でさえあそこは泊まらない、天童と湯野浜だけだと言っていましたので、その辺のところをもう少しインバウンド事業に対して一生懸命やっていってもらえるなら、やはり受け入れ体制の整備をしていかないと大変だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小関 淳君。

(13番小関 淳議員登壇)(拍手)

13番(小関 淳議員) 12月定例会3番目の一般質問をします。

新聞やテレビではアベノミクス効果で景気は上向いているというニュースが流れていますが、残念ながら地方経済は全国的にその恩恵を受けていないようです。果たして本当に地方経済が潤うような流れになるのだろうか、暗くどんよりとした不安を抱かずにはいられません。ただ、強く感じるのは、かつての高度経済成長期のような活況を期待してはいけないということです。

先日、国債などの発行による国の借金が1,000兆円を超えたというニュースがありました。ということは、国際的にも日本は必ず何らかの実効的な返済策を講じなければならない状況に今度こそ追い込まれていきます。そうなれば、当然自治体の大切な財源となる地方交付税などにも大きく影響することは間違いないはずで

す。我が新庄市は、平成18年に借金の度合いを示す実質公債費比率が30.1%と全国的に話題になるほどの数字でした。しかし、その後に財政再建は順調に進められ、平成24年度では13.9%と他の自治体とほとんど変わらないレベルの財政状況になっています。その一方で、今なお厳しい財政再建中ということもあり、市民ニーズに対応したサービスの提供をしてきた市民文化会館や体育館などの公共施設が年月を経て劣化し、その改修などもなかなか進まない状況が続いています。

そこで最初に、公共施設の建物や設備等の現状と今後の整備などの方向性についての質問をいたします。

公共施設といっても、今回は道路や水路などではなく市民がふだん利用している福祉施設や

生涯学習施設、体育施設などに関連した質問をしたいと思います。

先日、それらの施設を数カ所回ってみました。管理運営を任されている指定管理者の皆さんの日々の努力や利用者、市民ボランティアなどの協力によって施設内は非常に大切にされ、実にきれいに利用されておりました。しかし、どんなに大切にきれいに利用しているとしても、年を重ねればその建物は古くなり設備なども次第に利用者ニーズに合わない内容になってくるのは当然のことです。

例えば、体育施設の中には公式大会が開催できない陸上競技場があり、柔道の畳が劣化し稽古でのけがの心配のある武道館もあります。全国でも体育館やプールなどのさまざまな公共施設で経年劣化などによる事故が起きて始めています。財政が依然として厳しいという状況は理解できますが、特に未来を生きる子供たちや学生たちが多く利用する施設の充実は後回しにしてはならないと思います。

このような現状は、全国の自治体のほとんどが頭を抱える大きな社会問題となっています。他の自治体では、公共施設をコストとストックなどさまざまな面から見直しをかけ、市民を交えて協議し、改修や廃止などの方向性を決定するという公共施設マネジメントというシステムを導入し成果を上げているところも出てきています。

そこで、新庄市では公共施設の現状を現在どのような手法で把握しているのかを聞かせてください。また、今後縮小していこう財務の中でどのようなシステムを用いて改修や再整備を進めていこうとしているのかを聞かせてください。

次に、実務課題解決のための職員による事例視察についての質問をいたします。

平成22年に人材育成基本方針を策定する際に行われた職員意識調査の中に、能力向上に取り

組む必要性を感じている職員が8割以上いるというデータがありました。これは、市政の将来にとって大変貴重な数字です。それを反映してか、職員研修については予算や内容的にも充実しつつある状態であると認識しています。実際に外部研修などに参加した職員からは、実に意義ある研修だったという声も聞こえてきます。

先月に会派で視察した北海道ニセコ町では今年度一般会計予算が約43億円で、職員研修費には約730万円もの予算をつけています。町の職員数は88名、新庄市の3分の1にも満たない職員数です。それなのに研修費は新庄市の3倍以上となっています。繰り返します。職員数が3分の1以下なのに研修費が3倍以上です。

ちなみに、新庄市の今年度一般会計予算が約150億円で職員研修費は約200万円、数年前まではたしか50万円前後だと思います。この数字の違いは財政再建中だったからという理由だけなのでしょうか。

決算シートなどで比較しても決してニセコ町が財政的に潤っているわけではありません。それでも、職員力と組織力を1,719ある自治体の中で最高のレベルにしてニセコ町は生き残ると、そのために多くの予算をかけている、そういうことだそうです。

新庄市はニセコ町と市政の方向性において本質的な部分の重要な何かが違っているのではないかと思います。

今回の視察ではこれからの混迷する時代、山のようにある地域課題に職員が果敢に立ち向かいどのように住民福祉の向上につなげていくのか、それはしっかりした職員採用システムと現役職員の資質向上の個々の課題解決力の強化、組織力の強化であるという明確で強い意志を確認していただくことができました。

もちろん、金額の多寡で全てをはかることはできません。しかし、そう遠くない将来には、育成などに予算をかける自治体と無駄だと予算

をかけない自治体とでは組織全体での能力差が歴然としてくるのではないのでしょうか。

職員育成のことは多少ずれますが、例えば小中一貫校建設事業や戸籍電算化事業などの大規模プロジェクトの際には、職員が先進地視察を行い有効な成果につながったと思います。それらのような大きな事業以外の業務については、視察などは現在タイムリーに行われているのでしょうか。もし行われていないのならば、充実しつつあるさまざまな研修制度と並行させながら、多様な実務課題を柔軟にかつ的確に解決していくための職員による先進事例視察などは常時行えるようにしておくべきです。そのためには、柔軟に対応できる体制づくりや予算の確保などが必要と考えますが、市長の考えを聞かせてください。

また、今後職員からの視察要求にはどのようなシステムでどう対応していくのかも聞かせてください。これらの全ては質の高い市民生活と市民福祉の向上につながっていきます。

「星の王子さま」という児童文学のある場面で、キツネが王子様に「心で見なくちゃ物事はよく見えなくてことさ、肝心なことは目に見えないんだよ」と教えるシーンがあります。つまり、なかなか見えにくくはかることのできないようなものにこそ本当に大切なことが含まれているんだと言っているんだと思います。

人材育成や先進地視察に多くの予算をかけることは、なかなか周囲の理解は得られないかもしれませんが、先ほども申し上げましたようにほとんどの職員が市民のためにより向上したいという意思を示しています。ぜひ、明確な強い意志を持ってそれらを充実させてほしいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

御質問は公共施設の現状と今後の方向性ということですが、本市では現在平成24年3月に策定いたしました市有建築物耐震化実施計画に基づき耐震診断を実施しております。平成24年度は先行して実施しております学校施設のほかに、保育所、児童館と住民生活の場である市営住宅の診断を実施し、必要な耐震性能を満たしていない施設につきましては改修工事を行い、耐震性の向上を図ってまいりました。

本年度は、本庁舎を初め社会教育施設や体育施設について耐震診断を実施、現在診断結果の取りまとめを行い公表の準備をさせていただいているところでございます。本市では当面施設管理について市民の安全確保を最大の目標と掲げ、市有施設の耐震化を早期かつ着実に実施することとしており、その推進に努めてまいっている所存でございます。

また、全国的にも高度成長期につくられた橋やトンネルなどの社会インフラを初め、自治体が管理する公共施設などの老朽化が課題となっており、その対策として政府より長寿命化基本計画案が示されたところであります。このような国の動向を見ながら今後の市有施設のあり方について検討を進めてまいりたいと思えます。

御提案の市民マネジメントの導入についてでございますが、大変参考になる考え方でありまして、これなども参考にさせていただきたいと思えます。施設につきましては、耐震、短期的なもの、中期的なもの、長期的なものに分けて今後の整備に取り組んでいく所存であります。市民の考え方なども入れながら反映できたらいいなと思っております。

それに先んじまして、体育施設の耐震化が出ておりますので、この会期中に担当の課より皆さんに御説明させていただきたいと思っております。

ます。

次に、実務課題解決のための職員の事例視察等について、職員の研修体制であります。実務課題解決のための先進地視察関係の御質問につきましては、議員の御意見のとおり研修や先進地視察などを通して人材をしていくことは行政を運営していく上で最も大切なことだと考えております。このため、人材育成基本方針、人材育成推進プランを作成し、この基本方針により毎年職員の研修計画を立案し、体系的に研修を進めているところであります。

御指摘のとおり、実務上の問題を解決し行政を進めるためには座学だけでは十分でなく、職員が先進自治体などの事例に直接触れ体験することによって身につくものが大きいと考えております。

このようなことから、ここ数年、特に派遣研修の拡充を図っており、電通への派遣研修も3年目を迎えているところであります。この研修は、電通が持っている幅広い人的ネットワークを活用しながら地域が持っているさまざまな課題を解決するための人材育成を目的としているものであります。また、千葉県にある通称市町村アカデミーあるいは東北自治研修所、県市町村職員研修所などにも計画的に職員を派遣しておりますが、特に市町村アカデミーでの研修は大学教授などを講師陣とする中央研修所ならではの質の高いものであり、課題研究のグループ討議では意見交換やグループのプレゼンなどにおいて全国各地の職員と交流を持つなどいろいろな考え方を吸収できる貴重な機会となっております。

さらには、年明け1月には技師職員を首都圏の専門研修機関に派遣し、新しい技術的な知識を習得させる予定であります。また、昨年からは職員が取り組む自主的な研修研究活動についてその費用の一部を助成しておりますが、事業に関する先進地の視察、亀綾織に関するイベント

の企画実施など多種多様な活動が展開されているところであります。職員は助成を受けるため企画書の作成やプレゼンを行い、さらに取り組み成果について庁内での報告会も開催しております。これらの活動が職員の実務課題解決能力の向上につながっており、また周囲の職員にもよい影響を与えているものと感じております。

議員御質問の視察等の取り組みといたしましては、インバウンド誘致研修といたしまして新庄市民を台湾の旅に担当課以外の若手職員が随行し、業務に従事しながらインバウンド誘致にかかわる実務のノウハウを学んできたところであります。

また、10月に開催された第1回戸沢サミット in 高萩にも職員が参加するなど視察研修を実施しているところであります。

なお、これらの先進地視察に必要な経費についてはその必要性を十分に検討した上で予算を措置する体制になっておりますが、これら先進地視察から実務研修などを活用しながら地域の課題解決に向けてより効果的な手法を探っていくと考えております。今後におきましても、まちづくり総合計画を着実に推進すべくさまざまな行政課題に対応できる職員の育成に取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。二、三再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、公共施設のマネジメントを、そういうシステムを導入してはどうかというところがございます。先ほども申し上げましたように、全国的に頭を抱えている問題なわけですが、先ほど、市長からは市民を交えてそういうシステムを導入しながら取り組んでいきたいという答弁がありました。その点では非常にありがたいと思っ

ております。

具体的などころで大変申しわけないんですが、市民文化会館が昭和56年に建っているわけですが、築32年ぐらいですか。体育館は47インターハイの前の年ですから、46年、築42年もたっているわけですが。大体公共施設のあれは30年とか40年とか50年とかいう耐用年数というか、そういうものが設定されているようではございますけれども、やはり全国で天井が崩落したのなんなのという事故が結構起きてきています。先日も金山のある施設でもそういうことがあったかと思っております。早急にそういうものに対応してほしいんですが、そういう体制としては、先ほど市長からもなるべく早くやる体制ではいるということではございますけれども、どれぐらいの早急さというか、それを聞かせてください。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今の議員の御質問でございますけれども、まず耐震化の関係することと理解してお答えしたいと思います。

耐震化の市有地施設耐震化計画というものにつきましては、平成7年に阪神大震災によりまして制定され、建築物の耐震改良の促進に関する法律ということで示されたわけでございます。

その中で、本市にいたしましても施設そのものについて診断を行うということがございます。対象とするものにつきましては、昭和56年5月31日以前に建築されたものという形で設定をしまして、それぞれ耐震診断を行っているというところでございます。

その中で、特に先ほど議員から話がございました文化会館等につきましてはやはり築も相当古いということではございまして、耐震診断を経ましてそれに基づいて耐震改修ということで今後実施されるということで、その検討をこれから行うということでございます。それで全体のものにつきましてそれぞれ検討しまして、その

結果をもとにして計画を立てていきたいと考えてございます。以上でございます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 都市整備課長から答弁いただいたんですが、そういう方向性でよろしいかと思えます。ただ、先ほども私の一般質問の中身にありましたようにコストとストックのそういう面、あとはさまざまな稼働状況とかそういうものを含めた全ての面で議論をしていかなければならないのではないかとということを申し上げたかったんです。

さまざまな公有財産管理活用方針策定会議とか市民評価会議、事務事業の評価とか、さまざまな今課長が説明なさったような耐震化のこととかいろんな部署で行っているわけです。私としては、それをトータルで市民を交えていろんな方面から議論をしていくとか見直しを図っていく必要があるのではないかと。市民を交えるというのは前の質問でもありましたけれども、市民協働という点でも非常に重要な効果を生むのではないかとということですが、そういうことに関してどう考えますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 議員からは、耐震化に限らず施設全体のあり方についての検討についてはどうお考えかという御質問であろうと思えます。

確かに、まず今やろうとしておりますことは地震、このたびの大震災を踏まえまして耐震化というものをどうしても先行して急がなくちゃならない、これをまず早急に進める必要があるんじゃないかということで、まずは耐震化について計画的に進めていきたいというのが第一優先順位と考えてございます。

その後、議員御指摘のように市有施設全体にわたってどうあるべきか、その方向性を探っていくべき方向性というものは、まさに御指摘

のとおり私どももその必要性を感じているところでございます。ちなみに、国では先月29日に長寿命化計画案というものがまとめられ公表されております。これによりますと2016年までに市町村に対しても全体的な施設の維持管理体制や中長期的なコースの見通しを示した行動計画を策定することということが発表されてございます。その計画に従って2020年ごろまでに必要な措置を講じなさいという、今の国の指針のようでございます。

それを考えますと、我々といたしましてもこのスケジューリングが具体的にどうなるのかを今後よく見きわめながら対応していかなければいけない。その中で議員御指摘のように市民マネジメントという考え方をどうやって取り入れていけばいいのか、どういう場面でいけばいいのかというのは具体的に検討の段階で精査してまいりたいと考えてございます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 国の長寿命化計画案というのが示されているということですがけれども、2020年までに云々ということでしたけれども、先ほども申し上げましたように、全国のいろんな施設で事故が起きています、実際。利用なさるのは市民の安全をという話でも市長の中に、最優先にしているということもあったわけです。国の動きを待ちながらというのは遅い感じはしませんか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 国の長寿命化基本計画案は先月29日に発表されたばかりということをお申し上げしましたが、この中では地方に求められている計画策定が2016年度までということでございます。これをやろうといたしますと、2014年度、2015年度と具体的に進めていかないと、全体的な検討バランスがとれないのではないかと考え

ております。その上で予算措置等全体的なバランスを見きわめた上で検討するということになり、国がこういうことを示したとはいえ、現実的には多少計画までに時間がかかるとおっしゃいますし、我々が今考えていることと国の制度、こういったものを利用しながら、もしかすると補助金ということもこの計画の中にございますので、利用できるものは利用して進めていきたいと考えているところでございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 課長がおっしゃるのもわからないでもないんですが、私はやはり緊急性を要するんじゃないかと思うわけです。

施設から恐らくこの辺が壊れているとかこの辺が修繕が必要だとか、そういうことが上がってくるはずですよ。上がってくるはずですよ。それを一々修繕するあるいは改修するとかいうことをしてしまうと、要するに大きな状態で捉えてやらないとコスト的に非常に重なっていったりして余計なコストがかかってしまうんじゃないかということをおっしゃりたいわけですね。そうならないように、利用者である市民を交えて早急に議論する場を設けてはどうなのかということですね。そして、市民を交えて検証していくんです。最終的にこの施設は廃止だとか市民を交えて決定していくようなものをぜひ設置していただけないかな、それが市民協働ということじゃないかなと私は思うわけですね。そういう市民とともにいろいろ協議していく場、公共施設をどうするのかという方向性をつける場というのを今後設置しようか、設けようかという気はありますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 市民を交えた検討体制というものにつきましては、先ほど市長から御答弁申し上げましたとおりその方向性については大変

参考になるべきものだというところでございます。したがって、どのような体制がいいのか、どういうものをお願いすればいいのかということもございまして、その方向性は方向性として具体的にどういう検討の進め方をするのかという検討と一緒に検討してまいりたい課題ではないかと思っております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） ぜひ、タイムリーに前向きに検討していただければと思います。

では、次の質問に入っていきたいと思っております。職員研修のところでは非常に、市町村アカデミー等を利用して一生懸命研修を進めながら職員の資質向上を図っているという先ほどの御答弁でしたけれども、先ほど一般質問の中身で言いました一般会計の規模が43億円のニセコ町と、そこは職員数が88名。職員研修費が730万円。その状況と新庄市の状況を比較してどのように感じますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 ただいま御紹介いただいたニセコ町の予算規模の例でございまして、率直に申し上げまして金額的には大きい金額をお使いだとは思ってございます。ただ、新庄市の予算の中でも研修費という名目であるのは200万円を少し超えたぐらいの金額になってございまして。

御指摘のとおり、この10年ぐらい少しずつ上がってきながらやっと200万円を超える程度までに来たということではございますが、ニセコ町との比較の中でどうだということになりますと、どのようなものを研修費に加えているか、予算の編成の仕方というものの違いがございまして、またその研修の中身についても例えば我々はいろんな補助を受けながら、実質的にお金をかけずに効果をなるべく大きくとりたい

という方法をとってございます。ニセコ町が外部の講師の方を呼んできたり、お金のかけようというところも違って来るんだらうと思います。が、いずれにいたしましても我々としては今ある研修の中で少しでも効果を大きく出せるような研修を工夫していつているわけでございますので、この点については予算規模の比較はあれ、思いは一緒だと思いますし、効果もそれなりの効果を上げているものと理解してございます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 多少、ちょっと意地悪っぽい質問でした。

本当に金額の多寡ではないということはわかります。ただ、ニセコ町でもお金をかけないでさまざまな研修をしていることは言わせていただきたいと思います。とにかく、研修、要するに職員の資質を高めるためにさまざまなことをやっているわけなんです、実際。お金のかけ方が違うということですが、私も予算書を見ましたけれども、似ています。ただ、金額が3倍以上になっているわけでございます。

ニセコ町では職員研修費プラス各課の旅費というのがあるわけですね。先進地視察するための、職員が、それも充実しています。しかし、充実はしていますが、その旅費が足りないというケースも出てくるそうです。山積みしている地域課題を解決するためにはどんどんいろんな先進地に視察に行くわけですね。そうするとニセコ町では職員研修費をそちらに回すというか、それはいいことか悪いことかはわかりませんが、課題解決のためにはそういうことをしているわけです。そういうことに関してはどうのように感じますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 総務課でやってございます統一的な研修のほか、各課で必要な事業に伴っ

ての先進地研修、視察等の旅費の手当はどうしているんだらうというお話かと思えます。

確かに、各課の各事業において必要な先進地の視察というのは当然あるんだらうと思います。その中でも県内でございますと先進地に行く場合、公用車を使い経費がかかりませんので、日程をとりながら随時各課が必要なところに必要な先進地研修を行っているものと思っています。県外に行く場合につきましては、事業費の中で予算措置なり旅費として組み込まれているものと思います。必要なものについては予算査定の段階で議論を重ねながら必要なものは必要なものとして予算措置されてございますし、仮にどうしても必要なものであるということになれば、それは補正対応で賄っているというのが新庄市の実態であると考えております。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 対応はしているということですね。柔軟な対応はしているということですよ。

そういう課長の答えでしたけれども、職員から聞こえてくるのは、なかなかここに行く旅費をと要求した際に首を縦に振ってくれないという現実があると実際聞いております。そういう現実がありますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 必要な予算につきましては、その必要性について十分な説明をしながら一番少ない経費で最大の効果を生むための議論を重ねていってやっと予算化ということになっております。そういうふうに進めていくのが予算の編成であると思います。その中で事業査定をする際にもしかすると優先度からして低いという判断で落ちるものもあるのかなとは思いますが。

ただ、いずれにいたしましても十分にあるから、潤沢にあるから行けという使い方ではなく

て、その時々必要性に応じて必要なものについて十分な議論、協議を重ねて予算化していくということがまず第一の出発点ではなかろうかと考えてございます。以上でございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） むげに断るといことはしていないということによろしいですね。これからも、やはり一生懸命な職員がいっぱいらっしゃいますので、職員の話をも十分に聞いて頑張ってお応えしていただければと思います。

先ほど、課長が最少の経費で最大の効果、それは当然自治体としての当然のことですが、できれば最大の効果を生むために何をしていくか。最少から始めると例えば建物などの場合は経費のことばかり優先されてちょっと半端な施設になってしまったりするので、住民が最大の効果、最大のサービスを受けるためにはどうするかということから始めていただければ施設などもより充実してくるのではないかと思います。どうですか、そういう、最少の経費で最大の効果じゃなくて、最大の効果を生むためにという。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 職員研修に関連した御質問かなと思います。

小関議員がおっしゃるように先進地視察が重要ではないかと、おっしゃるとおりだと思います。昔から百聞は一見にしかずという言葉がございまして。そのとおり、すぐれているところを勉強させていただきながら新庄市としてもよりすぐれた施策を行っていくというのがこれは極めて当然とおっしゃるとおりと私も思います。

御案内のとおり、研修といいますのは専門用語になりますけれども、態度の変容、要するに研修を受けた職員の気づきが必要だということが研修の一番大きい狙いの一つになっています。そういう意味からも、微力ですけれども、年々

当市の研修費用も増額させていただいているというのは御理解いただいているとおりでと思います。

そういう中で、公共福祉に我々は、その増進に寄与していくという大きい狙いがあるわけですが、建物のリニューアル等も含めてやはり少ない経費の中でより効率的に最大の効果を上げていくというのは当然なことだという認識はしております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） わかりました。

とにかく、市民の福祉向上に努めていきたい、努力したいという、ほとんどの職員の皆さんがそう感じているということですので、ぜひその気持ちを支える土台をしっかりとつくり上げてほしいと思います。

そして最後に、ニセコ町の片山町長がどういふことを言っているかということをおある記事で見ましたので、読ませていただきます。

地方自治体職員に、少なくとも霞が関の官僚以上の能力がないと国の政策に飲み込まれる。国の法律がおかしければ変えさせるくらいの職員の質が求められるし、補助金がだめだったらニセコ町にとってプラスになるような補助金をつくらせるような職員を育てていかないとニセコ町は生き残れない。

こういう覚悟を持ってニセコ町の片山町長は職員研修費を充実させています。ぜひ、新庄市もそのようにやっていただければと思います。終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、高橋富美子君。

(3番高橋富美子議員登壇)(拍手)

3番(高橋富美子議員) 市民・公明クラブの高橋富美子です。本日最後の一般質問をさせていただきます。それでは通告に従い一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、安心安全なまちづくりについてお伺いいたします。

1点目は、本市における自主防災組織の進捗状況と課題についてお伺いいたします。

阪神大震災では、救出された人の約8割が消防や警察ではなく家族や近所の人の手で助けられたとされ、この教訓を受け地域の共助のかなめとして自主防災組織が各地域につくられたとあります。東日本大震災でも、活動が盛んな組織は安否確認や避難所運営で重大な役割を果たしたと記されており、地域の連帯感が被害を防ぐ大きな力になることを実感します。

今後、地震が高い確率で発生すると評価されている山形盆地断層帯や新庄盆地断層帯の活断層を抱えています。新庄盆地断層帯を震源とした地震が発生した場合の被害想定が出ておりました。これは平成10年山形県地震対策基礎調査からのものですが、冬場の早朝に発生した場合地震の規模はマグニチュード7.0、最上の最大震度6強、新庄市における死者数35名、重軽傷者数498名、建物全壊481棟、建物半壊1,272棟、避難者数2,689名と想定されており、30年以内の発生確率は5%以下と記されております。

いつ起こるかもしれないこの災害、また梅雨前線に伴う大雨、相次ぐ台風接近などにより甚大な被害が各地に起こっております。いつ起こるかわからない自然の猛威、災害から自分の家

族や命を守るためには、一人一人が災害発生に備えふだんから十分な対策を講じておかなければなりません。

災害が発生した場合には、防災関係機関が総力を挙げて防災活動に取り組みますが、大きな災害になるほど道路の寸断や火災など被害は多種多様にわたり、関係機関のみの活動では十分に対処できないとも言われております。災害の拡大を防ぐには、自分や家族の力だけでは限界があり、不安や混乱を招き危険を伴う場合があります。そんなときに隣近所の人たちが集まってお互いに協力しながら防災活動に取り組むことが大きな力となります。災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むために自主防災組織の必要性をますます強く感じるところです。

本市における自主防災組織率が県内最低と耳にするたび不安になります。自主防災組織の進捗状況と課題等をどのように把握され、組織率の向上に向けての方策についてお伺いいたします。

2点目に、地域防災計画の見直し及び大規模災害のマニュアルはなされているのかをお伺いいたします。

3点目に、雪害などの自然対策、災害対策としてどのような課題を持ちどのように対応しているのかお伺いいたします。

人々の日常生活を一瞬にして危機に陥れる脅威がさまざまな形でもたらされる自然災害、地震、地すべり、津波、台風、竜巻、そして雪害などで大きな被害が国内外で発生しています。想像を絶するような甚大な被害が生じており、自然のすさまじさ、自然に対する人間の無力さを見せつけられます。また、3年続きの豪雪は市民にとって大きな不安の一つです。自然災害の対策と課題について、あわせて今年度の具体策について新たな方策などをお伺いしたいと思います。

4点目に、防災会議における女性委員の登用についての進捗状況についてお伺いいたします。

3.11東日本大震災から1,000日が過ぎました。一日も早い復興を祈らずにはられません。公明党においては、東日本大震災発生後党内に女性防災会議を立ち上げ、女性の視点から既存の災害対策を見直してまいりました。2011年10月、被災3県を除く全国の女性議員が、658自治体において防災行政総点検を実施し、この結果をもとに緊急提言を取りまとめ、昨年6月、地方防災会議に女性委員の参画を促す災害対策基本法改正を実現しました。防災対策に女性の視点を取り入れることにより地域における生活者の多様な視点を反映した現実的かつ具体的な対策が実現し、地域の防災力アップが期待できます。また、災害時の担い手として女性が積極的に登用されることにより、性差等に配慮したきめの細やかな被災者支援が期待できます。

本年3月の定例会においても同じ質問をいたしました。市長より、委員の構成などについて「現在役職だけの枠にとどまらず幅広い範囲から、特に女性の視点を生かした防災対策は大変重要なことですので、条例の改正を踏まえた積極的な登用を考えております」との力強い答弁をいただいております。その後の進捗状況について伺います。

5点目に、市営住宅に手すりを設置してはどうかお伺いいたします。

市内には5つの市営団地があります。北新町団地は昭和52年度、53年度に入居開始、築三十五、六年がたちます。4階建てで1号棟2号棟ともに手すりはないようでした。玉の木団地は昭和48年から51年、56年に入居が開始。こちらも築32年から40年。こちらは5号棟の1階と2階のみ1カ所ずつ手すりが取り付けられていました。話を伺ったところでは、足が不自由になり役所で取りつけてもらったとのことでした。野際団地の1号棟は昭和54年に入居開始。4階建

て、こちらも4階に1カ所だけ手すりがありました。やはり同じ階に住む方も足が不自由となり役所をお願いしたとのことでした。手すりをつけてもらって本当に助かりましたとうれしそうに話してくれました。4階は見晴らしがよく最高と40代で入居された方も、現在70代となり、階段の上りおりはつらそうですと同じ団地に住む方の声でした。まして、荷物を持って上がるのは本当に大変です。手すりを全ての階に取りつけてはいかがでしょうか。訪問される方も安心できると思います。本当に小さなことかもしれませんが、人に優しいまちづくりの一步なのではないでしょうか。

続きまして、教育行政についてお伺いいたします。

1点目は、ハローブック事業をより充実するためにブックスタートが効果があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

赤ちゃんとお絵本を一緒に楽しもう、お母さんと赤ちゃんがお絵本で喜びを分かち合おうという呼びかけで1992年にイギリスでブックスタートが始まりました。日本では2002年から全国各地に広がり、本市においては翌年2003年より健康課、福祉事務所、生涯学習課の3課の連携によりハローブック事業がスタートしました。

新庄市ハローブックは絵本に興味を持つ赤ちゃんがいることを知ってもらい、親子で楽しんでもらう運動です。具体的には4カ月健診と2歳児歯科健診の待ち時間に図書館職員、子育て支援センターの先生、図書館ボランティアが絵本の読み聞かせを行い絵本の楽しさをお伝えします。また、お子さんの図書館利用カードの作成や図書館から持ってきた絵本の貸し出しが行われています。絵本は親が赤ちゃんに優しい言葉で語りかけ、心を通わせるひとときをつくってくれます。

この事業が始まって10年、初めてハローブックに出会い絵本を手にした赤ちゃんももう10歳

です。絵本を通した温かい親子関係は、子供の心の発育、そして親の心の安定にもつながっているのではないのでしょうか。どこよりも先駆けてのハローブック事業をスタートできたことは新庄市の誇りです。

先日、私も4カ月健診にお邪魔してハローブック事業のお手伝いをほんの少しさせていただきました。二十数名の赤ちゃんとともにお母さん、おばあちゃん、お父さんが健診に付き添われておりました。健診の合間を縫って一組一組にハローブックのことを丁寧に伝え、穏やかな語らいの後絵本を開き読み聞かせが始まります。生まれて4カ月の赤ちゃんが絵本をじっと見つめ、声に反応し手足いっぱい表現してくれます。お母さんが栄養指導を受けている間、お父さんにハローブックの話をし、読み聞かせをした後、どうぞお子さんに読んでみてくださいと絵本を手渡しました。すると、赤ちゃんがうれしそうに手足をばたばたするのです。しっかり家で読み聞かせをしているとのこと、さすがイクメンと思いました。この日は3人のお父さんが付き添われていましたが、みんなほのぼのとして私も幸せな気分になりました。

多くの方の御努力があり、ハローブック事業が定着してまいりました。これからはブックサービスの一環でもある絵本を一緒に贈呈することで、大好きな人と絵本を開くきっかけづくりとさらに深い思い出ができると感じます。

このような取り組みについての本市のお考えをお伺いいたします。

2点目に、地域コーディネーターが配置され、成果と課題をどのように整理されているのかお伺いいたします。

昨年度から、小中学校における学校図書館の整備及び機能の充実と学校と地域の連携体制の構築を図るため、学校支援地域ホーム事業として各学校に地域コーディネーターが配置されました。これまでの学校図書館支援センター事業

を引き継ぎ、学校図書館のさらなる充実を図ることは読書好きな児童生徒をふやすとともに学力の向上にも結びつきます。また、地域住民の学校支援ボランティア活動の窓口となって学校と地域の連携体制の構築を図ることにより、教員の負担を軽減するとともに地域の協力力の向上に資することも期待できると目的が記されております。

平成18年度に、文科省の補助により学校図書館支援センター事業に本市が取り組むことにより、研究協力校5校に初めて学校図書館員が配置されたと伺いました。それまでは、新庄最上の小中学校では学校図書館に職員が配置されておらず、鍵がかかっている図書館もあったとのこと。この事業を3年間継続できたことにより、図書館がきれいに整頓され、環境が整い各学校とも読書量がふえ、中には3年間で貸出し冊数が約6.5倍にふえた学校もありました。

そして、平成21年度からの3年間は学校図書館員、学校図書館支援員を合わせて11名が市内各校に配置され、学校図書館を活用した教育、図書館業務のさらなる充実が図られたと思います。そして、昨年度より地域コーディネーターとして市内の全小中学校に14名が配置されました。これまでの成果とまた課題等について今後の方策等をお聞かせください。

3点目は、子供読書活動推進計画の策定状況についてお伺いいたします。

昨年9月定例会において、教育長より協力団体と連携しながら策定に向けて全体的な骨子を計画し順次取り組んでまいりますとの答弁をいただきました。その後の進捗状況等についてお伺いいたします。

4点目は、学校図書館の整備充実についてお伺いいたします。2点目の質問と重複する点もあるかと思いますが、よろしくお伺いいたします。

学校図書館は、読書センターまた学習情報セ

ンターとして子供たちの育ちを支える重要な拠点となっております。本市の学校図書館の整備状況は現在どのようになっているのでしょうか。また、平成27年度開校の萩野学園の学校図書館運営に向けてはどのような準備をなされているのでしょうか。あわせて伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、高橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織、新庄市が低いということで大変懸念しておられるということでございます。まちづくり総合計画におきまして、安全・安心充実プロジェクトの重点施策として自主防災組織を位置づけておりますが、市報の特集記事において既に結成している地区を先進事例として紹介するとともに、結成に向けて取り組んでいる地区や未結成の地区に対しては出前講座の開催などを通して組織の役割や必要性について啓蒙に努めているところでございます。

しかし、組織結成に至らなかった現状につきましては、組織化の段取りや役職の選任、事業計画の作成などがふなれな事務的作業として懸念されたり、消防団があるから改めて組織化する必要はないと考えているところもあるように感じております。

このような背景を踏まえまして、ことし3月に、難しいことをやるのではなく、まずは両隣の安否確認や災害発生時に配慮すべき要支援者の確認、地区内の危険箇所の点検など、まずはできることからという呼びかけを各地区の総会時期に合わせて行っております。また、今年度は4月の区長総会の場で、災害時に一時避難地となる地域公民館などにおける災害対策資機材や必要備品物品の整備を支援するための自主防

災組織育成事業についても、県の補助事業を活用して市の補助率や補助金額の上限を拡大し本事業の周知を図っております。今年度は既に4地区が新たに組織を立ち上げるとともに、桧町を加えた5地区が本事業を活用して防災資機材等の整備を行っております。

しかしながら、組織率は25.9%と依然低い状況にありますので、共助である自主防災組織を地域に広めていくことが市全体の防災力を高めることにつながっていくことから今後も新たに結成した地区の取り組み状況などを未結成地区の参考になるよう広報紙により紹介していくとともに、引き続き各地区の総会時期に組織の必要性や補助事業の活用について周知を図るなどさまざまな機会を捉えて組織化の必要性を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、地域防災計画の見直しと大規模災害マニュアルについての御質問でございますが、国におきましては、東日本大震災を教訓として防災対策の強化を図るため大規模災害時における対応の円滑化や迅速化など緊急性の高いものについて、平成24年6月に災害対策基本法を改正しております。また、県におきましては、平成24年3月に原子力災害対策の追加、津波災害対策の充実などを主な修正点として地域防災計画の見直しを図っているところであります。

このような状況を踏まえ、市におきましても地域防災計画の見直し作業を進めてまいりました。概要といたしましては、行政における防災体制の強化や地域防災力の向上、情報収集、伝達方法の充実、災害時要援護者への対応、燃料電力等のライフラインの確保などに加えて、隣接県などにおける大規模災害発生時の広域支援対応や原子力災害対策の追加などについてであります。

災害発生時におきましては、この地域防災計画を効率的に運用しながら防災活動を実施する

こととなりますが、それぞれの対策について関係機関との調整を図りシミュレーションを行いながら実効性を確保することが重要となっています。

そのため、市におきましても大規模災害時職員行動を作成し、素早い職員の参集配置を行い、初期活動がとれるようにマニュアル化しております。これまで進めてまいりました地域防災計画の見直しとあわせて、最終段階として関係機関との具体的な調整を図り、その成果を具体的に年度中に皆様に御提示申し上げますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、雪害などの自然災害対策としてどのような課題を持ち、どのように対応していくのかという御質問であります。これまで申し上げておりますようにどんな災害におきましても自分の身は自分で守るための環境をつくっていく自助が最も大切であり、次に必要となるのは地域の状況を把握して安否確認など隣同士の声かけを行い互いに助け合う共助、そして、3番目に公助として行政が状況に応じて速やかに避難誘導や避難所施設の受け入れ態勢を整備し、自助・共助・公助という順番を市民の皆様と共有していく必要があると考えております。

ただし、積雪期におきましては他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想され、交通、電力、通信の確保に加えて雪崩防止対策や住民生活の安全確保などが課題となっております。

県の山形盆地断層帯被害想定調査では、震度6強の地震が発生した場合冬期夕方と夏期昼間を比較しますと、建物全壊は約45%、半壊が約22%の増、死者は約70%、負傷者は約45%増加するという被害想定が出されております。

積雪期の地震被害を軽減するには、国県市及び防災関係機関における総合的な雪対策を推進する必要性があり、道路除排雪体制の強化や積雪寒冷期に適した施設整備、要援護世帯に対す

る助成などを行う一方で、緊急活動体制として冬期緊急道路確保路線網などの整備や通信、雪上交通手段の確保、さらには避難所の寒冷対策や資機材等の整備を計画的に実施していく必要性があります。

平成25年度におきましては、市内5つの中学校にそれぞれ1カ所、市が優先的に開設を予定する拠点避難所の設置を想定し、避難者の不安を解消するための明かり、寒さ対策のための石油ストーブや毛布を整備し、避難者の安全と安心を確保したいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、防災会議における女性委員の登用についての御質問であります。今定例会におきまして防災会議条例の改正についての議案を上程しております。災害対策基本法が改正されたことに伴い、防災会議の所掌事務及び委員の要件について改正するものでございますが、東日本大震災において女性や高齢者などの視点が必ずしも十分でなかったとの指摘を踏まえたものであり、新たに自主防災組織の代表者や学識経験者、そのほか市長が特に必要と認める者に委嘱できるようにした条文を盛り込むことで、より多様な分野の方々からの参画を得ることを目的として改正するものであります。

防災会議につきましては、来年1月の開催を予定しておりますが、女性の視点から具体的な提案をしていただけるよう現在準備を進めているところでありますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、安心安全のまちづくり、市営住宅への手すりの設置についてであります。高齢化社会が進み、本市の市営住宅につきましても例外なく高齢の入居者数も年々増加している状況となっております。

御指摘のとおり、入居者の方からも階段への手すり設置の要望が出ており、これまでは個別に設置したケースもあり、現在の市営住宅17棟

のうち、5棟が建設当時から全て設置されており、そのほか5棟については途中の階まで部分的に設置してきた団地もございます。

第4次新庄市振興計画新庄市まちづくり総合計画でも障害者や高齢者が安全に安心して暮らせる住宅の普及を促進していくと考えておりますとおり、今後ますます増加する高齢者にも配慮し、安心して安全に生活できる空間の提供を目指し、住宅改修項目の優先度を検証し、計画的に設置できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

教育行政のハローブックとブックスタートについては私から、その次の図書館に関する地域コーディネーター関係については教育長から答弁させるのでよろしく願いいたします。

ここで、イクメンの話が出てきましたが、私がそうだったかというところとそうでなかったなという反省のもとに答弁させていただきたいと思っております。

ハローブック事業とブックスタート事業についてであります。現在実施しておりますハローブック事業につきましては、乳幼児期から絵本に親しみ、絵本を介して親子の触れ合いのを持ち、情操豊かな子供に育つように平成15年度より4カ月健診時に実施しています。平成19年度には2歳児歯科健診時にも拡大し、実施しており、図書館から絵本を持参し、絵本を介した子育てのよさについて保護者に説明しております。

また、補完事業として週2回乳幼児を対象とした読み聞かせを開催しております。このような事業により、最近ではベビーカーでの親子連れの出館者が多くなり、読み聞かせの参加者もふえてきております。

しかしながら、健診時では時間が限られていたり、絵本に興味を示さない保護者もいることから、新庄市に生まれた全ての子供に絵本を贈り、親子が本に親しむ環境をつくる必要があります。

であると考えております。また、今年度策定する新庄市子供読書活動推進計画の策定委員会でもブックスタート事業の重要性は議論されており、実施に当たってはハローブック事業を発展させた形を考えているところであります。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私から教育行政についての2点目、地域コーディネーターの成果と課題についてお答えいたします。

新庄市の地域コーディネーターについては、設置目的及びそれに至る経過については議員がおっしゃるとおりであります。新庄市で平成18年度から行われているわけですが、そのときからこれまでの学校図書館充実の取り組みを踏まえての地域コーディネーター学校配置の成果についてですが、どの学校でも子供が手にしたくなるような図書館になり、本の貸し出し数が倍増化し、読書好きな子供が増加していることが第一に挙げられます。これはこの4月に実施された全国学力学習状況調査の生活状況の結果にもあらわれ、新庄市の6年生の読書好きは77.2%、中学校3年生は79.9%にも上っており、これは全国平均の値よりも小学校6年で約5%、中学校3年で約10%高い数字となっております。

また、地域コーディネーターが担任のよい相談役になり、学校図書館の本の授業への活用が推進されておりますし、市内全校で朝読書が行われ、中学校を含め落ちついた雰囲気の中で一日のスタートが切れております。

さらには、地域コーディネーターを窓口として読み聞かせや学校図書館整備に地域人材を活用し、学校支援のボランティアの発掘と連携につなげているなどの成果があらわれております。このように地域コーディネーター配置の事業経過は非常に高いものがあると捉えております。

次に、課題という点ではこのように地域コーディネーターはある種の専門性が求められる職種でありますので、図書館員としての職務能力の向上、さらには学校と地域ボランティアをつなぐ窓口としての地域コーディネーター業務に関して研修を充実していくことが求められていると考えております。

教育行政3点目の子供読書活動推進計画の策定状況についてお答え申し上げます。

山形県内の市町村の子供読書活動推進計画の策定は、平成23年度に策定された第2次山形県子供読書活動推進計画を踏まえて、平成27年度中を目途に策定の努力義務が課せられております。

本市での子供読書活動推進につきましては、第4次まちづくり総合計画において心の教育の充実として読書活動推進により子供たちの豊かな感性と情操を育むことを重点施策として位置づけて、学校家庭、地域が連携しながら進めてきているところであります。

これまで積み上げてきております実践の成果を踏まえながら、今年度、新庄市子供の読書活動推進計画策定委員会を組織し、関係組織、機関からの8名の委員に加え、最上教育事務所の読書指導担当指導主事をお迎えし、新庄市子供読書活動推進計画の策定に当たってきたところです。大まかな策定作業はこの10月で終了し、現在細部の調整を行っている段階です。平成25年度中には学校、関係機関にお示しすることができる運びとなっております。

この新庄市子供読書活動推進計画は、第1部総論、第2部各論、第3部資料編の3部構成となっており、第2部の各論では家庭における乳幼児の取り組み、保育所、幼稚園における取り組み、小学生への取り組み、中学生への取り組み、高校生などへの取り組みについてと、18歳以下の子供全てを対象に公立私立を含めた機関での読書活動推進ための取り組みについて記載

されているものです。

このように、新庄市子供読書推進計画策定のめどがつかしましたが、その完成がゴールではなく、次年度からはこの推進計画に記されているところの触れ合い、学び合い、心をつなぐまちのもと、心の教育の充実を図りながら一人一人の子供の感性を磨き、表現力を豊かなものにし、生きる力を育むことを目的とするという目的達成に向けて、これまでの読書活動充実のための市の実践を生かしながらこの推進計画の実践化に努めていく必要があると考えているところであります。

教育行政の4点目、学校図書館の整備充実についてお答えいたします。

まず初めに、学校図書館の活用の充実という面においてですが、今後も学校図書館員としての職務を担う地域コーディネーターの配置とその職務能力の向上のための研修を進めていく必要があります。学校図書館に図書館員がいて、図書館を活用しやすいように整備し、休み時間や放課後に子供たちの来館を迎えてくれる体制は学校の読書活動の推進に劇的によい変化を与えることは新庄市のこれまでの実践が物語っています。今後も、学校図書館充実のための方策の中核に据えていくことになると考えています。

さらには、平成27年4月開校の萩野学園の図書館も、普通の図書館機能に加えて学習情報センターとしての機能を盛り込むよう計画が進んでおり、整備された図書をもとに図書館での調べ学習などの授業が可能な施設となる計画ですので、今後の新庄市の学校図書館のモデルになるものと期待されております。

また、市内小中学校の学校図書館の整備状況についてですが、平成24年度末における直近の調査では図書館図書標準の達成状況では小中学校全体では82.6%となっております。図書は10年を経過したものは更新したほうがよいという考え方もあり、廃棄する本も年々ありますので、

図書費に比例して蔵書数がふえるというものはありませんが、今後も市内全校が図書標準を超えて図書の配置ができるよう、図書整備機能の充実にも引き続き努めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今年度策定される見込みとなった新庄市子供読書活動推進計画に基づいて学校にいる全ての子供がいろいろな機会に学校図書館を中心としたあらゆる場所において、読書や読書を活用した学習が今後さらになされるよう積極的にそのための環境整備を推進していきたいと考えているところであります。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 大変に事細かな答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、少し再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目の自主防災組織の進捗状況について市長から答弁がありました。本当に進んではいるなと思ったところなのですが、出前講座という話がありましたが、月にどのくらいの出前講座でなされているのでしょうか。お伺いします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 出前講座の開催の回数ということで御質問でございます。

平成24年度につきましては出前講座7地区、これを4回にわたって行っております。それから平成25年度、こちらにつきましては4町内実施しております。回数としては以上のような状況でございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） その出前講座を受けてこれから自主防災組織の立ち上げに向かわれると思うんですが、私の町内でも先日何回か公民館において行ったり、また総合支庁の主催で

防災ワークショップというのでしょうか、うちの町内でフィールドワークというのが行われまして、私も初めて参加をさせていただきました。災害時をイメージしながら町内を散策するものですが、本当にブロック塀とかマンホールのふたとか地震の際には思わぬ危険が思わぬところで起きるんだなということを新たに感じたところであります。

そういうことにおいて、いろんなところでこういうフィールドワークなどの啓発にも力を入れていただいているとは思いますが、これからさらにそういう取り組みについてどんな手だてというのか、方策があるのかをお願いしたいと思っております。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 防災ワークショップについてということでございます。

自主防災組織の出前講座、これを含めまして真っすぐに自主防災組織結成というところに行きますのはなかなか例がございまして、自分たちの地区の危険箇所を確認しながら、それによって自分たちの身の安全をどういうふうにするかということを検討する、まさにワークショップ、これらを指導しながらやっていきたいと考えております。防災の出前講座を踏まえてワークショップを行って、地元の危険箇所を確認していただきながら、自助・共助、それから最終的には公助ということで防災に努めていきたいと考えております。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

それでは、災害時なんですけど、例えば日中といいますと、男性の方は仕事でいなかったりということで本当に女性の役割が非常に大きなものとなるのかなと思っております。その点について、

女性の役割というものについてはどのようにお考えでしょうか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 自主防災組織の中での女性の考え方というか、位置関係ということだと思いますけれども、自主防災組織自体、町内会の役員の編成とかそういう構成図がありますので、その中に女性を登用していただいて意見を集約して活動していただきたいと考えます。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。地域防災の見直しとか本当になされているということで少し安心したというか、これから期待をするところであります。

それで、自然災害においても自助・共助・公助という部分で市長からもお話がありました。その中で、昨年度ですか、ことしからですか、中学校5カ所に毛布とかストーブとか備蓄も配備されたわけなんですけれども、少ないんじゃないかなと思うんですが、その点今後はどのようにお考えですか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 避難所にかかわる備品等の整備ということであろうかと思えますけれども、差し当たりということではあります。まずは冬期間の安全、高齢者の安心のためにということでの明かり、照明ですね、発電機、それから暖房用のストーブ、毛布ということでの検討をしております。備品については逐次充実させたいと考えております。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） なお一層、設置に向けて御努力をお願いしたいと思います。

防災会議においては、本当に今回条例改正ということで今まで叫んできたことが形になるのかなと思い、大変感謝をしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

市営住宅の手すりについても優先順位を決めて計画的にという話がありましたので、これも本当に高齢者の方、市民が大変喜ばれることになるのかなと思ひました。よろしくお願ひします。

あとは、ハローブックの件ですが、10年たって定着してきておりますが、ブックスタートは絵本を普及する運動だけではなくてお母さんの幸せを願う運動であり、お母さんと赤ちゃんに言葉と愛を届ける運動だとあります。少子化で本市においてはお子さんの数が年々減ってしまひて、年間250名前後でしょうか、今の赤ちゃんの誕生。1冊1,000円の絵本をプレゼントしたとして25万円くらいです。子育て環境を充実し、子供の健やかな成長を支援するための費用なので決して高くはないと思ひます。先ほどのお話にありましたけれども、最少の費用で最大の効果とあらわれてくるんじゃないかなと感じました。1冊の絵本が親と子のきずなを深くします。それはあつてはならないネグレクトとかの虐待の防止とかにもつながるんじゃないかなと私は感じております。この点再度お伺ひしたいと思ひます。

森 隆志社会教育課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 ブックスタートにつきましては、先ほど市長も御答弁申し上げましたように、子供読書活動推進計画を今策定しております。この中で非常にブックスタートについて重要だと、必要性の声が出ております。計画の中でも実施する方向での計画になろうかと思ひます。それを踏まえて実施する方向で検討してまいりたいと思ひますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 本当に前向きな答弁
でありありがとうございます。

最後に、地域コーディネーターが配置され、
先ほど成果と課題ということでさまざま教育長
からお話をいただきまして、本当にすばらしい
成果が年々出ているなど感じてはおります。こ
れからの研修という話も今あったわけなんです
が、現在の段階では今地域コーディネーターさ
んの研修とかは図られてはいないのでしょうか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 地域コーディネーターの
現在のところの研修の状況という御質問をいた
だきました。

現在もコーディネーターの研修は実施して
おります。さらにとところで、先ほど教育長
から答弁があったところです。例えば、市の研
修としては年2回地域コーディネーターを集め
ての研修を行っております。5月と2月に行っ
ているんですが、それぞれ学校の実践を共有し
ながらどんなことが必要なのか、どういうと
ころが足りないのかというところの研修がまず1
点あると思います。それはいわゆる地域のボラ
ンティアを学校に取り入れる窓口としての地域
コーディネーターの職務としての研修もござい
ますし、あるいは図書館の担当職員としての研
修もございます。

研修の2点目としては、市で設定している
というわけではないんですが、それぞれの地域コ
ーディネーターがいわゆる力のある経験のある
地域コーディネーターのところに行って、もち
ろん校長先生方もお互いの了解をいただきなが
ら、具体的に研修を行うということがあります。

3点目は、県の学校支援地域本部事業の
ところでやっている地域コーディネーターとして
の研修です。これは年1回なんです、新庄市と

しては14名全員、山形で行っているんですが、
研修に参加してもらっています。例えば、先進
的な、今年度ですと庄内町のコーディネーター
の実践の紹介などがあったようですが、伝達講
習にかかわるところ、それから地域コーディネ
ーター相互の情報交換にかかわるところ、それ
から今年度は日大文理学部の佐藤先生という先
生から、地域連携で学校を変えるというところ
の地域コーディネーターとしての研修を行って
いるところです。

これも教育長からありましたけれども、なか
なか専門的な部分のスキル、考え方も必要です
ので、研修をさらに充実して子供たちに返すこ
とができるように今考えているところです。以
上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） さまざまな研修はさ
れているということですが、地域コーディネ
ーターであるために学校図書館の充実に対しての
学校間の温度差等はないのでしょうか。

また、これまで以上に充実させるためには学
校訪問とか学校の図書館と人を支援し結ぶ環境
整備、図書資源の有効活用や情報提供研修など
を行うための学校図書館コーディネーター支援
員の存在が必要かなと思うのですが、この点い
かがでしょうか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 学校間のそういった取り
組みで温度差がないのかという御質問でした。

そういうことが実際ないよというところで
研修を積んでいるところではあります。ただ、
支援、コーディネーターも実は今年度1つの学
校に1名ずつ配置になっているんですが、その
うちの2名は新しい方が入っているところもあ
ります。あるいはそのほかの残りの12名のとこ
ろでもいわゆる図書館司書としての資格を持っ

ているからということで支援員としての技量というんですか、経験、そういうところのアンバランスなところは実際あるのかなと思っています。そういうところもなるべくなくすようにというところで研修を行っているところです。

加えて、学校訪問等というお話もありましたけれども、例えば学校から要請訪問で要請があった時に指導主事が授業だけでなく図書館にも顔を出す。あるいは教育長訪問も年3回実施させている中でもコーディネーターの様子とかも見ますし、あるいは定例の教育委員会でも2年間で全部の学校を回る予定を組んでいるわけですが、そのときにも委員の方々も図書館に顔を出して、図書館の様子とか地域コーディネーターとしての働き等を見せていただいて校長先生に感想を伝えるということもあります。そういうところで、進めてきているところです。

以前の事業ですと、市立図書館にコーディネーターのような立場の方を配置することができたんですが、なかなか今14名ということできりぎりぎりですので、そこまでのところは現在できていない状態です。以上です。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会といたします。

あす10日午前10時より本会議を開きますので、御参集のほどお願い申し上げます。

本日は、御苦労さまでした。

午後2時48分 散会

平成25年12月定例会会議録（第3号）

平成25年12月10日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員局長	富樫雄二	選挙管理委員会委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

武田清治

農業委員会
会長

星川豊

浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長	高木 勉	総務主任	三原 恵
主任	川又 秀昭	主事	八 鍬 貴 征

議事日程（第3号）

平成25年12月10日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1番 石川正志 議員
- 2番 佐藤悦子 議員
- 3番 沼澤恵一 議員
- 4番 山口吉静 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成25年12月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	石川正志	1. 雪処理に関する条例について 2. 事務事業評価と事業の見直しについて	市長
2	佐藤悦子	1. 福祉灯油の実施であたたかい市政を 2. 介護保険の改悪の影響について 3. 公共交通の課題について 4. 生活保護費削減が、市民生活に大きく影響する。市としての対応をどう考えるか。 5. 市民に開かれた行政を	市長
3	沼澤恵一	1. 流雪溝整備と新田川への消流水増量対策について 2. 災害時における備えは十分か。	市長
4	山口吉静	1. 教育力向上について 2. 複式学級について 3. 小・中学校学習指導要領等について 4. 小中一貫教育の更なる充実について	市長 教育委員長

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

石川正志議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に、石川正志君。

（5番石川正志議員登壇）（拍手）

5 番（石川正志議員） 皆様、おはようございます。議席番号5番、絆の会の石川でございます。

それでは、発言通告書に基づきまして質問させていただきます。初めに、雪処理にかかわる条例について議論していきたいと思っております。

通告書には条例を制定していただきたいという思いから5つの項目を設けました。

まず、1つ目の必要性に関してですが、過去3年連続の大雪に見舞われるなど雪との共生は新庄市の宿命と言えます。また、職員定数や財

政状況を考慮すると、多様化していく市民のニーズに対して全て行政が応えていくのは不可能なことであると思っております。

これらの状況を踏まえ、新庄市の雪処理に関する施策を強化または円滑に進めるには、市と市民、さらに事業者それぞれ3者相互間での協働するための約束が必要と思われませんが、市長はどうお考えかお伺いいたします。

2番目になります。ここでは行政は道路交通の確保すなわち市道の除排雪の責務になりますが、民地の排雪は市民の責務と考えておりますが、これら明確な区分はされているのか状況を伺います。

3番目としまして、周辺に対し著しく迷惑をかけることになる道路や水路への投雪が認められた場合、誰が注意勧告するのかといった質問でございます。

平成16年に制定された青森市の青森市市民とともに進める雪処理条例第6条では、通行障害や水上がりなどの原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るようまたは必要な措置を講じるよう市長が勧告することができるとうたっております。

新庄市では、市報やホームページで市民の皆様を除排雪の協力をお願いする旨の周知がされているようですが、まだまだ全ての方の協力が得られていないため、残念ながら水上がり事故等発生しているのが現実です。結果として、被害を拡大させないため、緊急に時間外で職員が対応しているとのことですが、このようなことが除排雪費用の余分な出費となり、きちんとルールを守って除排雪をしている市民との公平性が保てません。市長の考えをお伺いいたします。

4番目になります。ここでは雪に強い都市計画に沿った住宅が建設されているのかといった質問です。住宅建築にかかわり建築申請の窓口は市町村と伺っておりますが、建蔽率などの敷地内の雪の堆積場所があるのか及び無落雪住宅

かどうか市で審査できているかどうか現状を教えてください。

建設会社に問い合わせたところ、屋根の勾配を工夫することにより敷地内で雪を堆雪させる設計や木造建築でも積雪2メートルまで耐えられる無落雪住宅があるそうです。このような住宅建築を推奨することで、雪に強いまちづくりができると思いますが、行政の指導や支援は必要であるか市長の見解をお伺いいたします。

雪処理条例に関する最後の質問です。前段でも申し上げましたが、市民のニーズが多様化する中、行政が全て対応するのは不可能であると考えております。市と市民それぞれが納得した上での約束のもと、自発的な互助の雪処理を促すことができるのかといった質問です。

新庄市では、既に都市整備課と福祉事務所が連携したハンディキャップがある高齢世帯への屋根の雪おろしや玄関前の除雪に対する支援、町内会への除雪機の貸与などきめの細かい対応をしており、市民の皆様からも喜ばれていると承知しております。しかしながら、これから私たち新庄市も超高齢化社会を迎えることになり、自力での除排雪が困難な方々がふえることが予想されます。

先ほど引用いたしました青森市の条例の中で、第3条では市民の責務として、これは努力規定ではありますが、地域の高齢世帯や障害者世帯のうち特に援護を必要とする世帯への雪処理に対する支援を定めております。同時に、これもまた努力規定ではございますが、それら市民の動きに伴い市の支援も盛り込まれているようでございます。

このような状況を踏まえ、新庄市として町内会や地域の雪処理に関し自助及び互助の体制をどのように構築していくのか。同時に市の支援としてどんなことが可能であるのかお伺いいたします。

以上、5項目にわたり、新庄市における雪処

理に関する条例制定の必要性に関し質問してまいりました。3年連続の大雪で、市民が除排雪で大変な難儀をしていること、流雪溝など雪処理にかかわるインフラ整備の進捗率がいまだに低いことなど、現状で条例による縛りをつけることは市長としても市民に対し心苦しいことは推察されます。しかしながら、雪問題が定住促進に大きな影を落としている状況を考えると、雪問題を直視し、市民や事業者と議論しながら共通の約束をし、雪処理のため新たな第一歩を踏み出すことが得策と考えられますので、前向きな御答弁をいただきますようお願いいたします。

次に、大きな項目2点目としまして、事務事業の見直しについて質問いたします。

新庄市では、平成15年から行財政をより効率的にすることなどを目的に事務事業の評価を行っておりますが、これまで休廃止あるいは事業の縮小に至った過去5年間の件数はいかほどかお伺いいたします。

また、議会における決算委員会などで事業の成果、有効性などの観点から見直してはどうかといった事務事業に関し、今後どのような改善を図っていくのか、市長の考えをお聞かせください。

以上で壇上での私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

今回は、雪条例、雪に関する条例の必要性についての御質問であります。素直に申し上げまして、大変ありがたい提案であると思っております。

答弁の前にそういうことを申し上げ、大変失礼なわけですがけれども、まちは誰のものかとい

うことを常に私はテーマとしております。最近の傾向として、社会の大きな流れの少子高齢化ということもあり、全てが行政にということが、雪だけではなくほかの面でも多く感じているなと思っております。その辺の切り口をとということを提案していただいたと思っております。

ここ数年、3年、最深積雪が2メートルを超えるということで辟易しているということ、新庄だけはないという言い方はしていますが、やはりそこに住む方にとってはその積雪というのは大変重荷になっているということは重々承知をしているところであります。というところで、これまで以上の雪対策をしなければならないという覚悟を決めているところであります。

特に、市民の皆さんと行政が一体となった除排雪の確立ということは雪に強いまちづくりを形成する上で重要な要素だと思っております。新庄市の課題は雪だということは、長年多くの市民、またこの議会でも取り上げられてきたと承知しております。そういう意味で条例に関して他の条例、他の地域の条例なども見合わせながら、そしてまた多くの皆さんの御意見をいただきながら導入について判断をしてまいりたいと思っております。

2点目の、市と市民の役割が明確であるかということですが、先ほど申し上げたとおり非常に難儀な時代になってきておりますので、自分一人で事が済まないとなれば当然行政の大きな力をかりたいというのも素直な思いであると思っております。

そういう意味で、冬期間の道路交通の確保は市の大きな責務だと考えておまして、市道におきましては緊急車両の交通の確保のみならず通勤通学や広く経済活動など市民活動全般に支障が及ばないよう除雪事業を行っているところであります。

また、要件に合致した生活道路の除雪につきましても市民生活への影響を最小限にするため

実施しております。毎年、市報により除雪の協力依頼として大きく2つのことをお願いしております。1つ目は除雪により玄関先へ置かれた雪の処理のお願い、2つ目は消雪道路上や除雪後の道路上へ自宅内の雪を出さないというお願いを行っております。しかし、自宅内の雪処理に困り、道路上に雪を出される方もおりますので、今後も冬期間の交通確保のため市民の皆様のご理解と協力が得られるよう、市報及びパトロールなどを通して除雪のルールを守っていただくよう周知を図ってまいりたいと考えております。

3点目の雪処理におけるマナー違反に対する勧告はできているかとの質問ですが、これまでも道路中央に設置された消雪施設への投雪や流雪溝への過度な投雪が原因の水上がりを多く確認しております。

その対策には、さきに申し上げました市報などにおける雪処理マナーの周知や市内パトロールによる抑制を図ってまいります。また、支障事案の原因者には確認時に適切な利用をその都度お願いしております。今後もこれら対策を継続しつつ、市民と行政が雪処理に関する問題・課題についてさらに協力できる体制を整えてまいりたいと思っております。

4点目の、雪に強い都市計画に沿った住宅が建設されているかという御質問ですが、現在の建築確認申請の受け付け窓口につきましては、行政と民間の審査機関の2種類があり、建築主の意向でどちらに申請してもよいこととされております。いずれにいたしましても、都市計画法や建築基準法に沿った内容で審査を行っていますので、建蔽率などの基準は守られていると認識しております。

ただし、建築基準法につきましては、全国一律の最低守らなければならない基準であるために雪に関する細かな規定については含まれておりません。そのため、住宅の設計につきましても

は設計士や工務店、建築主の長年の雪の経験に委ねられている部分が多いものと感じております。しかし、ここ3年間の大雪で2メートルを超える積雪となったことで、敷地内だけでは処理されない状況が市内各地で数多く見られます。このことを踏まえましても、屋根雪の堆雪スペースの確保や無落雪屋根の必要性など、敷地空間と雪に対する計画がとても重要であること改めて認識させられます。

議員の御提案のとおり、雪に強く冬も暖かく経済的な住宅づくりを推奨し、普及啓蒙することは、人々の冬の負担を軽減しゆとりを持って生活できることで雪に負けない明るいまちづくりや人づくりにつながっていく契機となるものと考えております。そのためにも、長年先人たちが培ってきた雪国の知恵とモラルを継承し、隣り合う住民同士の助け合いや譲り合いなどを基盤として雪が原因となる危険やトラブルを発生させない家づくりへの誘導に関しましては、規制や制度の必要性を含め、市民の皆さんの御意見を聞きながら方策を探ってまいりたいと考えております。

また、克雪住宅の建設や改修に対する支援についてであります。県事業ではありますが、持ち家の利子補給制度やリフォーム補助金などが準備されております。新築の場合で最大118万円の負担軽減が可能でありますので、これらの事業の活用について積極的にPRに努め、多くの方へ周知を図っていきたいと考えております。

5点目の各町内における協力体制についてありますが、高齢社会での雪処理問題は特に切実な問題であります。積雪期の除雪、排雪、屋根の雪おろしは高齢者や自力で除排雪が困難な方にとって大変な作業となっております。

各町内会等で行っている自発的な取り組みに対する現在の支援制度といたしましては、雪に強いまちづくり事業、生活道路排雪事業、簡易

除雪機貸与事業の制度があります。なお、福祉関連の地域支援事業、冬期生活支援事業や身体障害者世帯除雪サービスもありますので、これらのサービスを継続しながら多くの方々に知っていただくよう進めてまいりたいと考えております。

議員おっしゃるとおり、超高齢化社会の中でどういう支援を自分でできるところは自分で、どうしてもできないところは行政という市民同士の共有な認識がとても必要だと考えています。そのために、このたびの提案を今後の政策の中にぜひ生かさせていただきたいと考えております。

また、次の事務事業の見直しについてありますが、行政評価は市が行う行政活動について当初期待したとおりの成果が上がっているかという観点から客観的に評価や分析を行うもので、効果的かつ効率的な市政運営の実現と行政の説明責任を果たすことなどを目的としています。財政状況が厳しくなる中でさまざまな行政サービスに対応していかなければならないため、経営という視点で行政活動の見直し、改善を進めるとともに、行政活動の結果どのような状態になったのか、成果を重視する行政運営の仕組みに取り組んでおります。

初めに、行政評価における事務事業の休廃止、縮小に至った事業についてですが、過去5年間において休廃止・終了が46事業、縮小・統合が20事業あります。また、近年は事業内容を見直す改善と評価された事務事業が多くなっており、その数は55事業に上っております。

行政評価の手法についてですが、行政内部での各施策、事務事業についての評価だけでなく市民や議会などの意見などに配慮し、昨年度からは市民評価委員による事務事業等の評価を本格実施しております。

そうした評価結果は、事務事業の見直しや予算編成などの財政運営、振興計画などの進行管

理に活用しており、また市報やホームページにおいて市民の皆様にお知らせし御意見をいただくことにより、市民の皆様の立場に立った開かれた市政運営を進めているところであります。

行政評価によって、職員が担当事業の課題を洗い出し、改善策を検討し実行するといったサイクルを絶やさず、事業成果の向上に効果的に反映させられるよう今後も継続してまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 非常に前向きな御答弁を賜りまして、市民を代表する私たちも一安心したということでございます。雪処理条例に関して数点確認したい点がございますので、再質問させていただきます。

まず初めに、引用した部分の青森市での条例というところの一部を紹介いたしました。都市整備課として、先行の市町村、青森市を初め、いろんところが雪処理にかかわる条例を制定されてございますが、青森市の場合条例を設置したことによる効果、もし把握してございましたら御紹介していただければと思っております。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 ただいま御質問がございました青森市の件でございます。まず最初に、条例制定につきましては、県内につきましては今のところ制定したところはございません。ただし、県内につきましては先ほど議員が紹介いただきました青森市、秋田県横手市、北陸地方では新潟県十日町市、魚沼市とございます。

特に、お示しいただきました青森市に関してですけれども、電話によりお聞きしたところですが、平成10年、12年の豪雪時、このときが一番ひどかったらしいんですけれども、その当時不法な路上駐車が原因で除雪が困難にな

った、そしてそれを契機として条例の制定を行ったという形で聞いてございます。現在までに、勧告という項目がこの中でうたわれておまして、勧告につきましては一度も出したことはございません、ないということでございます。シーズン初めの広報紙などにより注意喚起を行って不法な雪処理の抑制に努めていると伺っております。

条例制定につきましては、平成17年に制定しております。勧告という項目はございますけれども、今のところその勧告に値する対象者を特定するという点には至っておりませんということで勧告は出していないという状況でございます。

それから、横手市等でございますけれども、横手市についてはいわゆる勧告という項目はございません。そのようなことで青森市については伺ってございます。以上でございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） あとは、市民の自主的な観点、つまり協働促進ということで新庄市の場合、例えば流雪溝の利用にかかわりまして各利用組合がございまして、それぞれの流雪溝の水系ごとということでそれぞれの流雪溝組合がそれぞれ協議しながらうまく物事が進んでいる、運んでいる。例えば、松本堰をめぐる鉄砲町というような件も耳に入ってきてございますが、それらの詳細などお伺いすることができそうですか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今、お話にありました流雪溝にかかわる話し合いなんですけれども、今回初めての事例でございまして、毎年開かれております区長と市長のまちづくり会議において、地元の区長から水系ごとの調整をできる会議を何か開催してもらえないかという要請がござい

ました。そして、こちらも非常に住民、町内会がそういう積極的な意見を出してきております。それを生かしまして8町内の区長の参加と、市の関連部署から参加いたしまして冬期の松本堰を利用するあり方と清掃活動について協議が持たれております。

今後、関連町内と市が一体となって課題に取り組むということをごさいますて、このようなケース、今後ふえてくるかと思えます。そういうことをごさいますと、私どものほうも行政としても何らかの形でお手伝いできると感じてごさいますので、こういう町内がふえてくることを非常に楽しみにしております。以上でござい

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 非常にいい事例を紹介していただきましたが、協働という観点で住民が主体となって行政が後押しをすると、市長の答弁にもごさいましたけれども、これからまさにどうやって進めていくのかなという中で、このような自主的な事例をどうやって皆さんに広げていくのかという観点からの質問ですが、毎年正月過ぎに年賀の会がございまして、そこでの表彰というのがございまして、その辺のところ、例えば行政がわずかに手をかしただけで住民みずからがそれぞれの問題を解決してくれるという表彰などはいかがお考えかお伺いいたします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 先進的な取り組みに対する表彰について考えがあるかという御質問だと思います。

表彰に関しましては、市としては今のところあじさい表彰規定というのがございまして、このあじさい表彰規定によって表彰させていただいております。このたびのこういった例が、あ

じさい表彰規定の表彰事項に該当するののかどうかというところを見きわめながら検討してまいりたいと思えます。以上です。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 本当に前向きな、全体的な答弁を承ったと思えました。市民の生活向上のための条例制定に関しましては議会もその機能を有してごさいますので、今後必要な情報を提供いただきながら、また会派等の視察を通して私たちも今後勉強していきたいなということで、この件に関しましての質問をまとめさせていただきます。

大きな項目の2つ目、事務事業の見直しということについて再質問させていただきますが、これまで決算委員会などで壇上からの質問でも申し上げましたが、例を挙げて非常に恐縮でございまして、例えば体験農園管理運営事業、これは農林ですね。例えば、平成24年度総合政策課の中の実施施策評価によれば貢献度は低、優先度は三角となっております。ところが、予算配分は現状維持となっております。また、同じこれも恐縮ですが農林課の事業ですが、地域循環型堆肥製造事業など、10年以上続けてきた事業ですが、成果はいかほどかといった決算委員会の場面でも委員から出ておられるものがありますが、税の使い方の公益性あるいは有効性の観点から、これらの事業は完全に民間に移行してその部分の予算は農林本来の目的であります農林業を元気にするということに、例えば言いかえれば新庄市の農業における産出額の増加に結びつく部分に振り分けてはいかがかと思うのですが、その辺のお考えはいかがですか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 今、新聞紙上でも相当にぎわしてごさいます。農政の大転換期を今迎えようとしております。特に米政策については、稲作

を主体としてこれまで取り組んできた本市農業にとっては、非常に大きな転換がこれから迫られてくるものだ。その中でまだ中身については未知の部分がございます、これからアンテナを高くして情報収集に努めて、ただいまありました限られた行政の取捨、これを効率的にかつ有効的に今後の農林行政を進めていかなければならない、そういった視点に立ってございます。

ただいまの議員の御指摘で、例ということで体験農園管理運営事業について触れますと、この農園は平成12年農業体験を通して農業への理解、余暇活動の充実、そして農村社会の活性化を図るという目的で開園しましたが、近年体験者数の減少とか体験者の固定化、または安く野菜を手に入れる手段ではないかという、そういった批判もないわけではございません。また、費用対効果、大雨時の土砂の流出とかいろんな課題がございます、利用者の視点あるいは周辺住民、行政、そしてそれを見る市民と、それぞれの立場からその評価については分かれるところではございますが、開園以来13年を経過しているということで、ただいまお話がありました10年を一つの区切りと考えれば補助事業としての処分制限残存期間という課題は残りますので、当面についてはそば打ち体験と栽培体験、これについては少し残しながらも馬鈴薯収穫体験あるいは大根収穫体験等については終了したいという考えを持ってございます。

また、地域循環型堆肥製造事業、これについては平成11年当初は牛ふん処理という形でスタートしておりますが、平成16年からは生ごみを堆肥化する事業ということで展開してまいりました。いろんな御指摘がありまして、平成22年度におきましていろんな面から検証、検討を加えて、その結果としては循環型社会、食育という観点から再構築を試みた上で継続実施することとするけれども、関係団体等の協力体制が整

わない場合は無理に進めるべきではないという方向が示されておりまして、平成23年度から地域資源循環、学校給食への地産地消、食育という視点で出口の部分を変更してございます。

それから、ことしで3年目ということでございますので、今後はコストの面も含めてただいま申し上げました視点でもって、さらにより深く多面的に検証を進めて判断してまいりたいと思っております。

いずれにしても、事業当初の目的、時代の要請、農政を取り巻く情勢の変化に伴いまして行政評価であるPDCAサイクルをうまく回して、スクラップ・アンド・ビルド、選択と集中を図りながらこれからの農政の転換期に対応した農林行政を進めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 丁寧な説明を頂戴しました。

細かな事務事業の予算ということについては3月定例会において予算審議という場で改めて私としても確認させていただきたいと思っております。

今、答弁の中で課長もお触れになりましたが、これから5年間の農政の大転換ということで国政を批判するわけじゃないですが、余りにもタイミングの問題と、現場サイドまで伝わるまでまだ新庄市も十分にどうなるかと推計できないような状態の中でございますので、当然現場、例えば農業サイドでは非常に今困惑しているという状況でございまして、当然当面は県の意向を確認しながら新庄市の場合どういった影響があるのかという試算もこれからと思っております。

5年かけてということですから、非常にその部分に関して限られた農林課の人材で支障を来すようなことがないようにやられるとは思いますが、やはりその辺もう少し、自分の持つておられる事業をできれば切れることなら切

って、そちらにシフトしていかないと間に合わないのかなという認識も私はございますので、今、でも前向きな御答弁を頂戴しましたので、その辺のところは、繰り返しになりますが3月定例会の予算審議というところで議論していきたいと思えます。

あと、これは通告外で、農水の情報提供が11月26日にあったということで、通告日には間に合わなかったという事実がありまして、議長、お許しいただきたいのですが、定例会においても現状を把握しておられる程度で常任委員会への説明が予定されてございますが、情報が明らかになり次第議員全員の周知ということでここはお願いなんです。つまり助成金の額が新庄市の農業に所得が非常に助成金の多寡によってどういう配分をされるかということは、結局は農業の収入イコール市税、市全体へのことにも直結しますので、状況を把握次第、議会への丁寧な説明をお願い申し上げまして一般質問を終わります。

小嶋富弥議長 今から10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)(拍手)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表して一般質問申し上げます。

安倍内閣は国民の知る権利を奪う秘密保護法を強行採決しました。さらに今、公約を破ってのTPPの推進、大企業への大盤振る舞いの一

方で庶民への消費税増税、社会保障の改悪、沖縄の米軍基地強化、原発推進、そして労働者の賃上げの必要を認めておりますが、やっているのは賃下げ政策の推進です。どれをとっても、国民の願いとは逆行するものであることが時間の経過とともに明らかになっております。

アメリカ言いなり、財界中心という自民党型政治から国民を向いた政治への転換が必要だと思います。悪政からどう住民を守るのか、私なりの提案を行わせていただきます。

1番に、福祉灯油の実施であたたかい市政をということです。

冬の生活に欠かせないのが灯油です。ところが、灯油の店頭価格は11月13日現在、18リットルで1,760円です。昨年同じ時期に比べて約209円も上がっています。配達の場合は1,800円台です。また、小麦、食用油、大豆製品、電気料金の値上げなどが始まり、暮らしを直撃しています。

一方、低所得者、経済的弱者の収入は厳しい状況を強いられています。8月からの生活保護費基準の引き下げに加え、10月分からの年金の引き下げ、ひとり親家庭の受給する児童扶養手当も引き下げられました。特に、年金暮らしの高齢者からは年金が月4万5,000円、国民健康保険、介護保険料が引かれると月額3万6,000円、「これから3年かけて2.5%の減額だ、将来は生活保護を受けるしかない、不安です」とのことでした。暖房をつける時間を減らしている、こたつにすっぽり入って寒さをしのいでいる、などの声上がるなど、健康悪化や社会的孤立につながる深刻な実態があります。そこで低所得者、経済的弱者のために灯油購入助成のための福祉灯油を市として実施してはどうでしょうか。また、国や県に対して福祉灯油を実施するよう要請してはどうでしょうか。

原油高騰の原因は投機マネーの流入にあります。投機マネーの流入の規制強化と灯油の適正

価格の安定供給に政府が責任を持つ原油行政の構築が必要だと私は考えております。

第2に、介護保険の改悪の影響についてお聞きします。

11月、厚生労働省から社会保険審議会介護保険部会で介護保険の大改悪が示されました。1つは、要支援者の方の訪問介護、ホームヘルプと通所介護（デイサービス）を市町村の地域支援事業に移し、事業費に上限を設けるなど利用を抑え込む。②として特養ホームの入所は要介護3以上に限定。特養以外での生活が著しく困難な場合は例外として入所を認める内容もあるようですが。③としては一定の所得の方は利用料2割負担へ引き上げるなどというものです。

市民への影響をどう見ておられるかお聞かせください。負担増、介護度の重度化、介護難民の増加につながるのではないかと私は見ております。

3番目に、公共交通の課題についてお聞きします。

①として、萩野学園の開校に伴ってスクールバスが配置されます。市営バスとしては、子供の利用が3,000人余りあるんですが、これが減ることになると言われています。公共交通は、車を運転できない高齢者や障害者など交通弱者にとってなくてはならないものです。温暖化防止のためにも車依存から脱却する社会構造が必要だと思います。私たち市議会議員としても、例えば議会のときには歩く、自転車、バス利用などで通勤してみるなどの実践が必要だと思います。さらに、市職員の通勤に車依存から脱却させ公共交通の利用を広げるように誘導できないでしょうか。公共交通を充実させることは歩くという健康づくり、また中心商店街中心のまちづくりにつながるということがこの前の新潟県の視察から私も教えられました。

②として、家族や周りの人に頼らずに自立して移動できる交通手段の公共交通の存在は重要

です。しかし、料金が高いために車での送迎がふえたりして、休廃止の傾向があります。路線継続のために補助をどう考えておられるのか。通行回数をふやすことや低床型への改善で乗りやすくするなど必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。

③として、廃止されたバス路線があるわけですが、そういったところを中心にデマンド式交通を導入してはいかがでしょうか。

④として、さらにそこでも足りないわけです。福祉タクシー券を高齢者や軽度障害者に拡大して快適で便利な交通手段、車、これをもっと活用しやすくしてやる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

4番目に、生活保護費削減が市民生活に大きく影響します。市としての対応はどう考えるかお聞きします。

8月支給分から実施された生活保護費の削減は全ての世帯が影響を受けます。減額が完了する3年後、1世帯平均約7%減です。多人数世帯への影響額は大きいものがあります。市内最大9人世帯がおられるそうですが、期末一時扶助は9万9,630円だったのが2万9,220円に激減とお聞きしました。引き下げはやめてほしいというのが市民の声です。8月からの今年度減額予定額は幾らでしょうか。また、来年度からの減額予定額は幾らと見ておられるでしょうか。

②として、生活保護基準の引き下げは生活保護受給者だけでなく関係してまいります。帯広市では51事業に影響があると見ていました。当市では幾つの事業に影響が及ぶと見ておられるのか、またその利用者数はいかほどと見ておられるのでしょうか。

③として、生活困難な住民への行政サービスを保障するために、国に財源手当てを求めるとともに、市独自に対応すべきとも考えます。どうでしょうか。

5番目の質問として、市民に開かれた行政に

ついてお聞きします。

市民は知ってこそ行動ができます。知らせる活動の情報公開は国民主権を支える重要な柱です。議会質疑のインターネット公開は大変好評です。議会審議を見ている市民がよりわかりやすいように、予算決算を含む全ての議案を議会前にネット公開してはどうでしょうか。

以上、壇上から質問を終わります。よろしくお祈りします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、福祉灯油に関する質問についてですが、この冬の灯油価格は昨年と比べ1割増しで推移している状況とお聞きしております。今後の灯油価格の動向には今年の冬の気候による需要の伸びが大きな要素となるため、今後の動向はまだ不明であり、現時点では市単独の給付は想定しておりません。

今後の価格の動向によっては国県の緊急対策として検討される可能性もありますので、その時点で判断してまいりたいと考えております。

原油高騰の原因及び原油行政のあり方に関しては、佐藤議員の御意見のほかにもさまざまな立場での考え方が示されており、現時点で地方自治体として考えを申し上げる立場にはないと考えております。

国県に対しましては、必要に応じて市長会等関係団体と連携しながら市民生活の安定に向けた取り組みを図ってまいります。

続きまして、今後の介護保険制度についての御質問ですが、現在厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の中で今後の介護保険制度のあり方などについて議論がなされております。要支援者に対する在宅サービスの見直しについては、介護給付という全国一律のサービ

スから各地域の実情に応じた地域支援事業に見直すことが検討されております。

平成25年10月末現在の新庄市における全体の要介護認定者数は1,993人になっております。そのうち、要支援認定者数は417人で、認定者全体の20.9%でございますが、全国平均27.5%、県平均22.8%と比較して少ない割合となっております。また、サービスの利用状況は要支援者417人のうち68.6%の286人がデイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービスを受給しております。

次に、費用負担率の見直しに関してですが、一定以上所得者の高額介護サービス費の限度額の見直し検討もなされているため、一概に利用者負担増の影響について算出できる状況にはありません。なお、平成25年4月1日現在の新庄市の第1号被保険者数は、1万400人です。そのうち、課税対象年金収入280万円以上の人は576人と全体の5.5%程度となっております。

最後に、施設サービスの見直しについてですが、新庄市の被保険者のうち平成25年10月末現在で特別養護老人ホームに入所している利用者は238人で、要介護2以下の利用者は19名と全体の8%となっております。これまで申し上げた介護保険法の改正内容については検討段階でございますので、市としては今後の動向を見ながら対処していく考えでございます。

次に、市職員が通勤する際に市営バスなどを利用したらどうかという御質問ですが、市営バスを初めとする公共交通機関の利用拡大につきましては市としても重要な施策であると認識しております。

このことと市職員の通勤手段との兼ね合いということになるかと思いますが、職員の通勤については全員通勤届を提出することになっており、その距離や通勤手段の区分に応じて、例えばバスやJRの通勤であれば定期の実費分を

支給しております。職員の通勤方法については職員の健康状態、免許の有無、車の所有状況などそれぞれ事情が違うわけですが、これらを反映した合理的な通勤手段でまた合理的な経路で通勤することが原則となっております。

現在、市営バスは2路線運行しておりますが、いずれも通学または通院に利用されている方が多い状況で、職員の通勤時間帯と違いもありますことから地区を特定するなどして特定の職員に交通手段を限定するというのは大変難しいと考えております。

次に、公共交通に関してですが、平成25年度の県内の生活交通路線は286路線あり、そのうち最上地域は41路線あります。最上地域を種別で分けた場合、乗り合いバス事業者の運行している路線は金山線3路線を結ぶ5路線で、8市町村が運行している路線は36路線となり、そのうち新庄市内を運行している路線は乗り合いバス事業者の運行は5路線で新庄市市営の路線は2路線、鮭川村営バスが1路線という現状です。なお、当市の路線においては現在のところ路線の休廃止、便数の減少の動きはないようであります。

御質問の補助についてですが、乗り合いバス事業者への補助については乗り合いバス事業者が運行する市内の生活交通路線5路線中、山形県バス対策協議会で作成した山形県地域間幹線系統確保維持計画にのっとり4路線へ国と県の協調補助が行われており、実質上路線の赤字分をおのおの約3割ずつの補助を行っているため、本市からのさらなる支援は考えておりません。路線継続できるよう、また利用者が路線を継続して利用いただけるよう、同協議会で生活交通路線の維持に向けてこの計画を作成しております。

全国的な少子高齢社会の進行といったことから、新庄市でも交通弱者が増加することが予想されるため、生活の足となる地域の公共交通の

維持確保は重要な施策だと捉えております。運行回数増や低床型への改善、デマンド式の交通システムの導入による利便性向上に加え、最上地域における連携や地域住民独自の取り組みによる公共交通システムの交通構築のために、まずは地域のニーズを把握した上で、この地域に合った持続可能な具体化策に係る研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉タクシー券についての御質問ですが、当市の交付対象者はいわゆる重度障害をお持ちの方々で身体障害者手帳2級以上、療育手帳A及び精神福祉手帳1級の交付を受けている方々となっております。該当する方々には年間12枚から15枚の福祉タクシー券を交付しており、過去3年間の平均使用率は65%という状況であります。補助対象の拡大については、他の交通機関が実施している障害者向け優遇制度や市が実施しております他の福祉サービスとあわせ総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、生活保護制度の改正に関する御質問ですが、このたび生活保護制度の改正は生活保護基準の改正と現在大きな問題となっております就労支援対策及び不適正受給対策を重点として進められております。生活扶助額は、低所得世帯との消費水準との均衡を図りながら見直され、基準額の改正幅が10%以内となるよう調整された上で今後3年かけて改正されます。

被保護世帯に対する影響でございますが、光熱水費の多人数世帯での人数加算の取り扱いが見直されたことから、一般的に被保護者の半数を占める高齢者世帯や少人数世帯に関しては影響幅が小さく、多人数世帯の場合には減額の影響が大きくなっております。

新庄市の場合、8月支給額は7月と比べた場合16万9,000円の減額となっており、率にして1.1%、被保護者1人当たりでは636円の減額という状況であります。生活扶助費は、生活基準額に加え就労収入の増減や一時的な経費への扶

助などさまざまな要素が勘案されて支給額が決定されますので、平成26年度の生活保護費に関しましてはこのたびの制度改正の全体を踏まえながら予算措置を行う考えであります。

また、生活扶助費の基準改定の影響を受ける事業といたしましては、制度自体または制度の運用の中で生活保護受給の有無、生活保護基準、住民税課税の有無を参照する制度となりますが、市がかかわる事業としては49事業程度と見込んでおり、これらの制度を利用している市民は延べ約2万4,000人という状況であります。

生活困難者に対する住民サービスの保証については、従来から全国市長会を通じて国に対する要望活動を行っておりますが、このたび全国市長会は平成26年度の国の予算編成における保健福祉施策に関して生活困窮者が十分な支援を受けられるような体制と財源の確保を提言しております。あわせて、従来から要望しております生活保護費の全額国庫負担も含め、これらの要望活動に連携してまいります。

次に、開かれた行政をとということで、議案や予算書など議会開会前にインターネットに公開したらどうかという御質問であります。市といたしましても開かれた行政を目指しておりますので、さまざまな情報を速やかに市民に公開していくことについては積極的に行うべきであると考えております。このため、議案書や予算書などの関係資料も含め、直接お問い合わせいただいた市民の方には、ページなどをお示しながら公開しているところであります。

議案の公開する時期についてであります。議案に提案し、初めて議案となると捉えており、議会開会前の公開については難しいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最後の市民に開かれた行政についてですが、議会開会前は無理ということですが、議会が始まった日からはできるということですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 議案につきましては、議会初日に本会議の中で議案の取り扱いが協議されて初めてその議案を審議するという日程に組み込まれるものと思っております。したがって、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、議会初日に提案された時点で、それは既に公開が可能になる情報だと思っておりますし、これまでもインターネットは別としましても直接事務室においてになっていただいて開示を求められた場合については、丁寧に説明しながら開示申し上げ御理解を求めているところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） では、開示の方向でよろしくお願ひしたいと思います。

次に、4番目についてですが、生活保護費の関係ですが、受給世帯がふえる傾向があるので、単純には比べられないかもしれませんが、200世帯として1世帯平均約5,000円ぐらい、3年後に減るかなと考えたときに、年間6万円平均ですけれども、そうすると1,200万円、新庄市内に、本当は生活に直接使われているので全額ほとんど地域に回るお金なんですが、そのお金が回らなくなるのだと思うんです。そういう意味で、生活保護受給世帯のそのもの以上にまた地域経済に与えるマイナスは大きい、小さくないと私は思いますが、そのことについてどう考えますか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野

享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保護費の基準改定が地域経済に及ぼす影響ということでございますが、ただいま市長答弁の中で7月と8月を比べた数字で16万円程度減額されたという回答をしておりますが、この16万円という額につきましてはいわゆる生活扶助単体を見た基準額の改定に伴う影響額でございます。このたびの改正及び生活保護制度の運用の取り扱いに関しましては、生活保護基準の改正、それから一番大きなものは就労収入に占めます就労控除の取り扱いが大きく変わりました。

具体的に申しますと、今まで10万円の収入があった方がそのうち7,000円ぐらいしか控除ということで除外する制度がございましたが、1万5,000円に引き上げたということでございます。ですから、いわゆる就労世帯についてはその控除額部分が非常に大きいという現状もございまして、実際の支給額につきましてはいわゆる8月の生活保護費の支給額としては全体としては7月を上回っているという状況でございます。

ですから、このたびの生活保護制度の改正につきましては、自立更生に向けました制度改正になっているということもまず御理解いただきたいと思っております。生活保護基準の改定自体は、低所得者世帯の水準に合わせたという改定になっておりますが、さらに含めていわゆる自立更生に向けた運用の改正を行っているという関係で、このたびの支給額については単純に減額となるとは我々としては思っておりません。将来的にも、就労収入から自立に向けて貯金額も今回は認めるという要望の取り扱いにもなっております。したがって、その部分も本人の収入になる、いずれは地域経済に出ていくという形にもなりますので、そういう総合的な中で地域経済については影響はないという言い方はできませんが、それほど大きな影響はないのかなと思

っております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 生活保護基準の引き下げにかかわってなんですが、これは生活保護受給者関係だけではなくて、もしかしたらそれ以上に厳しい生活をしているかもしれない住民税非課税世帯の、それらの方々にもこれから大きな影響を与えていくだろうということが予想されております。それらが新庄市では49事業くらいかなと言われておまして、関係する市民もその関係する、そこに当てはまるかもしれない市民はもっと少ないかもしれませんが、受けられた福祉制度が受けられないかもしれない。そういう方々がふえてくることが生活困窮世帯と思われる方々に影響が及んでくるように思われます。

そういったことのないように、今まで同じ収入で福祉を受けられたのに受けられなくなったというときのダメージは非常に大きいものがあると思うんです。そういう意味で、そういう方々がないように手当てをしていただきたいし、そういうことを受け入れる、周知してそういうときには対応できるという周知も必要だと思いますが、その点どうでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 生活扶助基準の見直しに伴い、ほかの制度に生じる影響ということが今結構お話の問題にされておりますが、ひとつ生活保護基準を参照している制度、それから生活保護受給の有無を参照している制度がございまして、基本的にはその旨の制度につきましても国及び県、そして市町村に対しましては佐藤議員のおっしゃるように従前の取り扱い、いわゆる今まで受けていた方が大きな変

化がないにもかかわらず適用されないということについては極力避けるようにという通知は、我々のほうにも来ております。

ですから、大きな意味において今回の生活保護基準の改正につきましてはそれほど影響は受けないだろうと思っておりますし、さらに一番大きな影響となります住民税の非課税限度額の取り扱いであります。従前ですと平成26年度の税制改正の中で検討されていくというお話がございました。この前、11月末の新聞報道によりますと、個人住民税の取り扱いにつきましては来年度の個人住民税の非課税限度額を据え置く方向で調整に入っているという情報も入っております。

したがって、これについては12月中旬にまとめられます14年度の税制改正大綱に盛り込まれるという予定でございますので、我々例えば介護保険制度におきましては住民税の非課税世帯が一番大きな割合を占めますが、その限度額を決めるのにラインが動いていくという部分の影響についてはかなり少なくなるだろうと考えております。

いずれにしましても、その制度改正において市民生活に大きな影響がないように事業としてそれぞれ取り組んでいくということで政府の通知もしくはそれぞれの事業で確認している現状だということで御理解いただきたいと思いません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 影響がないようによろしく願います。影響がないように声を上げていただきたいと思えます。

次に、3番目の公共交通の課題についてなんですが、最初に市職員の通勤のことで、通勤手当支給者が正職員のうち140人ほどおられるとお聞きしました。仕事場は市役所です。始まりの時間も一定しております。ですから、帰りの

時間ということもあるかもしれませんが、それはなるべく合わせるように、残業のないようにお互いにやるような方向で考えながらできるんじゃないかなと私は思うんです。

例えば、5人、月20日、1年間市営バスを使ったと仮定しますと2,400人の利用増となります。市職員の健康や交通弱者である市民の市営バスの運行、温暖化ガス排出を抑制という点から見て一石三鳥ではないかなと私は思います。そうやって市職員にばかりあれこれと言うのは申しわけないような気もしますが、そういう誘導といいますか、そういう方向で市民にも一般健常者も温暖化を抑えるためにもバスを利用していこうじゃないかと、そうして本当に車を利用できない方が交通手段をなくすことのないように健常者の中から努力していくような姿勢が私は必要でないかなと思うんです。

そういうことを職員の方にもお話ししていただきながら、できれば優遇措置もつけて誘導していくということではできないでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 市の職員の通勤のあり方についての御提案であります。

先ほど、市長の答弁にもございましたとおり、本市の市営バスは芦沢線と土内線の2路線がございまして、確かに、議員御指摘のように、朝につきましては少なくとも土内線についてはその北本町のところに8時ちょっと過ぎぐらいに到着しますので、これを登庁時に使うことは可能だということになるわけですが、その反面、帰りの時間でございまして、土内線に関しては午後1時、もう一つが午後3時の2路線でございまして、これらにつきましてはそのとおりであります。遠いところを歩いて帰る羽目になってしまうということになってございまして、どうしてもそれを強要するわけにはいかない。

かといって、バスの時間を変えますと、これ

はもともとこの交通弱者のための市営バスの路線でございます。通勤、通学のための路線でございますので、朝早くまたはそれぞれの地域に応じた時間帯に応じてその時間を通しておるわけでございますので、市職員の退庁時に合わせたバス路線を組むということにはまたできないということもでございます。

そうしたことを総合的に考えますと、やはり今の時点で職員に対してバスを積極的にある地区を特定して使えということにつきましては、市長答弁のとおり、なかなか難しい状況ではないかと考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 退庁時の時間に合わないというのは、今の現状ではそうだなという気がいたします。

考えてみると、高校生もおられると思うんです。高校生が今現状では帰りがその時間では間に合わないということから、ほとんどの高校生が結局どうなっているか想像すると、親による帰りの車による送迎になってしまっていると思います。そうならないように考えるには、高校生も含めて使える市役所が終わった5時半とか6時とか、そういうのが1本あっても、高校生も使えるように御案内して、私はそうすることで親の負担が少し軽減になるかもしれない、そして市バスをより利用する、CO₂の排出を抑えるなんていうことで、私はより現実的にそういうこともあっていいんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今の御質問につきましては、これまでもさまざまな方面からの要望というものがあつた場合には行政を通す形もありながら、例えば乗り合い事業者に行きまして要望などを行い説明をきちんとさせてもらいながら

それが実際のダイヤ変更や増便とかといったものにつながった経過もございますので、一つはそういうルートも考えられるのかなと思います。

そのようなイメージで今議員御指摘のようなイメージの中で、一つ一つ重ねられればそのような併用も今後は可能かなとは思いますが。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、デマンド関係なんですけど、川西町の2010年5月12日の広報でデマンドタクシーという乗り合いタクシーを実施しているということがありました。利用者登録と事前電話予約などが必要で、町内全域をエリアとして町内どこでも乗りおり自由、町内どこまでも500円、障害のある方は250円で目的地まで送迎ということで大変ありがたいと評判のようです。県の補助も2分の1ということで財政的にも軽減でやっている、軽減を図るように努力しているようです。こういうのを参考にしてぜひ一日も早くと思うんですけども、どうでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今、県内の中でバス利用者が相対的に減少傾向を見ております。人口減少の中で交通弱者というものが減少とともに減っていくというものではございませんで、喫緊の課題ということは全国、県内、各自治体で思っているところでございまして、ただしその中で1つ重要なのは持続をしていかなければ、これは市民に対する責任をとっているということにならないだろうと。行政として長続きするシステムをとることが税の有効活用ということでもありますので、長く持ちこたえていけるようなシステム、そのようなためには地域に合ったシステムというものを地域のそれぞれの階層の皆さんが育てていく。それを維持していくん

だという、協働というか分担というか、そのような背景をもとにつくり上げていかなければいけないと思います。

これが、行政が運営すれば100%全て経費的にフォローすると言えることはできないわけですから、それをみんなで維持していく、あるいは増収も考えていくところまで踏み込んだ形で持っていかなければ、持ちこたえるようなシステムにはならないと思いますので、その地域に合った、あるいはそれを今度システム化していく場合はどのような形で構築していくかが重要になりますので、喫緊の課題でありながら重要な施策でありますので、丁寧に進めてまいるといふことが必要であろうと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひします。

次に、通院のためタクシーを使わざるを得ないある方が急に落ち込んでしまいました。どうしたのかと聞いてみたら、「タクシー代の負担で生活が行き詰まってしまった」とのことでした。一方、タクシー会社の経営も厳しいと聞いております。交通弱者がタクシーを利用しやすいように福祉タクシー券の拡大が必要だと思いますが、総合的に判断していくということもありましたが、もう一度お聞きしたいと思います。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉タクシー券の対象範囲の拡大という御質問でございますが、対象範囲並びに給付枚数につきましては、新庄市として全県的に見た場合必ずしも多いほうではないと認識しております。ただ、その現在の福祉タクシー券の取り扱いにつきましては、先ほど市長答弁にもございましたように

全体の福祉サービス、それらの調整を図りながら現行の制度をとっているということをもまず御理解いただきたいと思ひます。

ですから、ほかの制度、それから今御質問にありましたようなデマンド交通、総合的な交通政策の中で交通弱者に対する施策を図っていくべきだと我々としては思っております。ですから、単体として福祉タクシー券がどうだということに関しましては、現状としては全体的なバランスを考えて、現状のままということしかお答えできませんが、将来的にはやはり今お答えしたような中で改善を図っていく部分もあればぜひやっていきたいと思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 将来的に改善をお願いしたいと思ひます。

次に、介護保険の改悪の影響についてであります。要支援1、2の方、現在417人そして286人の方がサービスを利用なさっているということです。これが地域支援事業になっていったときに受け皿の確保、人材の確保、新庄市では可能だと考えていますか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 今回の介護保険制度改正の中において、いわゆる要支援者対策をどう進めるかという御質問かと思われまふ。

現状として、当初の提起されました要支援者の取り扱いが、昨今の社会保障審議会介護保険部会における取り扱いの中においても若干取り扱いが異なっているということはございます。1つは要支援者に関しては完全に当初地域支援事業に移行するという制度の構築でござい

ましたが、現状の中ではサービスの一定程度を分けながら地域支援事業に移行する部分、もしくはサービスを残す部分、残してはどうかという取り扱いが取り沙汰されているというところでございます。さらに、地域支援事業に移るメニューにつきましても、本当に市町村で受け入れが可能かどうかという一番大きな部分で論議がなされているというところでございます。

ですから、現状としましては1年後から実施という形になりますが、具体的には平成26年度の中でそれぞれ検討されていくということになると思います。

ということですので、基本的には新庄市地域に密着した、地域に合った制度の運用を考えていくという考えではございますが、現状では詳しい部分、先ほど申しましたように取り扱いが明確に判明していないという現状でございますので、改正に応じた対応をしていくという考えであることのみお答えいたします。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 実は、全国的に市町村にアンケートをとったところがありまして、見ましたら市町村で無理という声を上げている市町村が多いようなんです。お金の面からも、実は厚生労働省は現在の介護保険の総費用に比べて2025年には何倍にもなると想定して何とか要支援を減らすとあって、要支援の金額を、見込まれるのが1兆円ですが、2,000億円に削減すると言っております。つまり今で当てはめてみれば5分の1のお金しか使えないようにするという中身のようなのです。

そうした場合、どうなるかと考えますとサービスが提供できない、されない場合があったり、利用者が個人負担でサービスを受けるしかなくなる、10割負担ですね。そういうこともあるだろうし、またサービスがあっても今と比較して

5分の1のサービスしか受けられない予算になるということで、事業所としては安い単価で働く人の賃金を下げて、今でも続かないという働く人たちの状況があるのにそういう単価で引き受けざるを得ないということで、介護関係の経営、あるいは業者の経営あるいは労働者の賃金にも大打撃となる内容ではないかと思いますが、その点についてどうでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 確かに、このたびの介護保険制度の改革につきましては平成18年当時に包括支援センターが導入されたとき以来の大規模な改革だろうと思っております。

この改革に伴っていろんな影響が生じるわけですが、やはり一番の大きな課題としては給付と負担のバランスを図っていくという目的が今回の大きな改正の中身になっているということはまだ御理解いただきたいと思っております。

その影響が介護の現場にどう影響していくかということではございますが、介護労働者の介護に従事する方の雇用の条件、それから介護職員自体の確保につきましては別メニューとしてこれから取り組んでいくと、現行でも取り組んでおりますが、さらにいわゆる報酬的なものも含めまして対応していきたいという現状の介護保険部会の内容になっておりますので、必ずしも単純に厳しいという状況になるのかなとは思っております。ですから、全体的な介護保険制度の改革の中で保険と給付のバランス、そして介護保険事業の円滑な推進を図っていくという立場で現状で検討されているということをまず御理解いただきたいと思っております。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

沼澤恵一議員の質問

小嶋富弥議長 次に、沼澤恵一君。

(8番沼澤恵一議員登壇)(拍手)

8番(沼澤恵一議員) 午後一番手、開成の会の沼澤です。一般質問、久しぶりとなりましたが、よろしく願いいたします。

きのうとさきょうにわたり、雪対策と災害に関し、3人の同僚議員から質問がありました。私の質問はどちらにもダブる内容かと思いますが、既に通告いたしておりますので、順次進めてまいります。

初めの1つ目は、流雪溝整備と新田川への消流水増量対策についてであります。

ことし2月の積雪は2メートル4センチに達し、観測史上3番目を記録。この大雪も3年続きとなりました。昨年度の道路除排雪費は今回の補正戻しを入れまして9億円を超え、雪対策費10億円台と過去最高となりました。本市の除排雪費は、大雪を想定せず平年並みで少な目の予算組みを余儀なくされ、いよいよ大雪のときその都度かき集めて補正を繰り返し、何とかしのいでいくという財政担当の苦労が見えるようです。

しかし、市民は財政圧迫の事情は知りつつも、長い冬の間、白い悪魔と言われる雪から身を守り住環境が幾らかでも改善し、住みやすさを求めています。このような観点から今回は大きく2つに絞り質問をさせていただきます。

まず、その1点目として流雪溝の整備につい

てであります。

第2次新庄市雪総合対策基本計画は平成16年3月に策定されております。中でも流雪溝整備事業計画図にあります短期長期着工区域とか色分けされておりますが、現在該当する住宅地の整備進捗はどうなっているのか。また、全体の事業計画では34億円と試算しておりますが、残された今後の整備費総額はいかほどになるのでしょうか。

次に、今後の進め方についてであります。取ってつけたような予算措置ではなく、整備の完成めどをしっかりと計画し公表することが大切かと思えます。それには年度別計画を立て、市民の意向をしっかりと酌み取り、公平な整備の仕方を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2点目として新田川への消流水増量対策についてであります。数年に及ぶ試験通水を終え、今日最上川からくみ上げた水を市街地河川に補水し活用できるようになりました。しかし、大雪でも全くできないのが新田川です。この件に関しては、再三にわたり質問を繰り返しておりますが、再度この川の実態をまとめて申し上げます。

新田川を水源とする地域は中村、梨の木、金沢新町を經由し、日の出町、末広町、上下金沢町と他河川より広範囲に及びます。厳寒期には水温がゼロから2度と低く、水量も極端に減り、消雪能力を失います。このような実態から、第2次雪対策基本計画では優先順位1番に事業化し整備を進めると明記しております。

この件につきましては、平成22年12月、私の一般質問を最後に今日に至っております。この3年間、市は県とどのように調整し進められたのか、現在の進捗と今後の県との取り組み方について伺います。

次に、2つ目として災害時における備えは十分かについてであります。

最近の自然災害は多様化いたしております。

短時間に集中する雨や雪をゲリラ豪雨とかどか雪とか、かつて使われなかった言葉での表現です。まれにしかなかった竜巻も頻繁に発生し、猛威を振るっております。それに加え、台風までが季節外れの遅くまで何度も上陸し、甚大な被害を及ぼしております。新庄盆地断層帯も判明し、本市、また周辺で起こり得る震度とその確率までもが明らかになりました。

本市は、雪害があっても人命を巻き込んだ大きな自然災害はほとんど経験しておりません。新庄には自然災害はないとする定説では危険です。最近の異常気象を鑑みた場合、いつ何が起きてもおかしくないと感じております。私たちの備えは十分なのか、その一部を検証し、質問をさせていただきます。

まず、その1点として、災害は多種多様の要因が重なって起きる場合が多いと言われております。被災した場合、正確な情報の収集です。次に、収集した情報を分析、集積し、該当地域にいち早く伝達することが一番大切とされておりますが、本市の場合どのように行われ、今後どのように行うのか。

少し古い話ですが、新潟中越地震時、県のアンケート10項目のうち、本市は情報の収集伝達体制が1番目に重視と回答いたしております。

次に、2点目として、災害対策基本法に基づく避難勧告や避難指示の発令は難しい判断を伴うと言われております。しかし、過去の災害時必要であったが出せなかったという反省が多くありました。最近の伊豆大島の台風被災時の初期に町が避難勧告を出さなかったことが被害を大きくしたのではないかと報じております。あわせて、この大島の場合、役場トップ2人が不在だったことも重なったようです。本市において発令のタイミングと発令者不在時の体制をお聞かせください。

次に、3点目として、有事の場合被災した住民に生活必需品の供給が重要となります。本市

の場合、必需品の全てを流通備蓄に頼るとされておりますが、実際どのように調達し配分するのか。また、どのような体制をつくり救援活動につなげるのかをお聞かせください。さらに、災害弱者用の水、食料は公的備蓄と防災計画にありますが、実態はどのようにされているのでしょうか。

次に、4点目として、初めの質問にありました情報伝達と関連しますが、特定地域が被災した場合の情報速報についてであります。洪水、地すべりや土石流、土砂災害の危険地域をそれぞれ特定しているわけですので、該当する地区住民にそれぞれ緊急事態、または予測を直ちに伝達できる方法は定点式拡声装置、すなわち防災無線ではないかと思っております。この危険地域は市役所より遠隔地が多く、情報伝達には相当の時間を要しますので、地区民の安心のため緊急を知らしめる防災無線の設置が有効と考えますが、見解はいかがでしょうか。

次に、5点目として、地震に風水害と多様な災害に加え本市は多雪地帯ですので、もし大雪時に発生しますとその被害は甚大になるおそれがあります。それから、積雪時の被害想定をきちんと行い、現地調査を踏まえたハザードマップがあれば避難時の移動がスムーズにできると思っております。雪のない伊豆大島の場合においてマップがあったことにより自主避難時にすこぶる役に立ち重要だったと報じております。本市においては、平成20年作成の洪水ハザードマップとその2年後の簡単な地震防災マップ以外は見当たりませんでした。なるべく早く作成すべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

質問最後の6点目として、平成13年作成の新庄市地域防災計画は阪神淡路大震災などを踏まえ全面的に修正したとありました。それ以後、本日まで新潟中越地震や東日本大震災などの大きな災害がありました。本市においては、いずれも大きな被害がなかったことが幸いです。し

かしながら、地震以外にも多様な自然災害があります。前段で申し上げましたように、地球温暖化と言われております異常気象による災害の前兆が年々変わってきているように感じます。また、市民の防災意識が多様化していることにも配慮し、市民ニーズを受け入れた安心安全の防災計画が望まれていると思います。

足かけ13年を過ぎた防災計画を改めてひもときますと、小さなことですが、役所名や市役所内の課の名称を含め、役職名の変更も多くありました。修正見直しの時期と思いますが、いかがでしょうか。

最後に、去年は12月定例会初日の7日から雪となりました。その雪はそのまま降り続き、雪の多い冬となりました。これから来る冬本番は幾らかでも雪が少なく平穏でありますよう願うところであります。

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、沼澤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、流雪溝の整備状況についての御質問であります。御指摘の第2次新庄市総合雪対策基本計画では平成16年度までの流雪溝整備済み延長43.9キロメートル、残延長48キロメートル、完成年次を平成39年とする長期の計画といたしました。その後、末広町、大町、住吉町などにおいて、計4.1キロメートルの整備を進めております。したがって、現時点における整備済み延長がトータル48キロメートルとなり、これを全延長の91.9キロメートルで割った進捗率につきましては52.2%となっております。

予定される事業費においては、残延長43.9キロメートルに直近の平均的単価を乗じて算出しますと翌年度以降約35億円が必要となります。

このように、現時点においても非常に大きな事業費が見込まれており、全体の完成年次を詳細に確定させることはなかなか難しい状況にありますので、何とぞ御理解のほどお願い申し上げます。

しかし、今後整備するところについては早目に市民に周知しながら公平公正な形で進めることも考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新田川への増量対策についての御質問ですが、議員からは再三にわたり新田川への活用の御質問をいただいていることを承知しておるところであります。それを受けまして、これまでさきの計画では最上川の水を市内へ取り込む手段といたしまして、県の河川事業である消流雪用水導入事業により案としてまいりました。同時に上金沢末広地区における導水につきましても、最上川の水と新田川の自流を合わせて導水する計画としておりました。そのため、これまで新田川の流量観測など3年の基礎資料が必要だということで、ここまで資料を積み上げてまいりました。

結果的には、新田川の自流利用可能水量が乏しく、全量を最上川に委ねる計画に変更せざるを得なくなりました。そのため、これまで河川事業における取水の必要要件であった河川からの取水が見込めないということが流量調査の結果判断が出ましたので、受益地に近づけた取水の可能性について検討してきたところであります。

今般、県市共同の道路事業による導水整備案が提案され、また現在県との調整を具体的に進めておりますことから、この手法によって流雪溝への導水を図っていききたいと今進めていることを御理解賜りたいと思います。この手法の有効性が確認されれば、順次この手法をもって他の地域にも同様の手法で道路事業等による導水事業を図ってまいりたいと考えておりますので、

よろしくお願いたします。

次に、災害時における備えは十分かとの御質問でございました。

議員がおっしゃるとおり、新庄は災害が少ないと言われておりますが、確かに近年の異常気象による自然災害はいつどこで何が起きてもおかしくなく、新庄市内で起こらないとは限りません。本年7月には最上川の増水により本合海・畑地区において河川の氾濫による床上床下浸水といった被害もございました。

このときもそうでしたが、各種の警報等が発表された場合、气象台等の防災関係機関より逐次水位や雨量、今後の見込みなどといった情報を収集し、またパトロールなどを通じ職員が出向き、状況把握や情報収集、応急対策措置等を実施しております。さらに地元の区長さんを初め危険が及ぶおそれがあると思われる世帯一軒一軒を訪問し、状況の説明、情報の伝達を行っております。災害の種別による差はあるかと思われませんが、まずは第一報として緊急速報エリアメールを活用し、その後広報車等により職員が現地に出向き、住民の方の協力を得ながら情報の伝達を行うこととなります。

次に、避難勧告、避難指示のタイミングについてでございますが、災害対策基本法及び新庄市地域防災計画では、市長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命身体に危険を及ぼすと認められたときに避難勧告避難指示をすることができるとされており、近年では平成18年7月28日の豪雨災害時に前波地区3世帯11名、本合海山崎地区6世帯21名に避難指示を発令した経緯がございます。

いずれも、住民やパトロール警戒職員からの情報を得て、現場からの状況報告のもと、今後の気象状況も勘案し土砂崩れによる危険が迫り得る状況にあると判断し、避難指示を発令しました。

結果としては、土砂崩れによる大規模な被害

や人的な被害はありませんでしたが、避難指示を出した判断は正しかったものと考えております。

避難勧告や避難指示の発令については逐一現地や現場担当より状況報告を受けて判断することになりますが、仮に市長不在の場合であってもその代行者として副市長や災害対策本部員の判断により発令もしますし、災害対策基本法や地域防災計画において市長のほか県知事や警察官、自衛官が避難指示等を実施することができるものとしております。

次に、生活必需品供給体制のことでありますが、備蓄に関しまして地域防災計画では、災害が発生した場合に被災者の生活を確保するため必要な食糧、飲料水及び生活必需品などの物資の備蓄を図るとともに、迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保しておくものとされており、これらの物資の調達については関係業者等との協定に基づき要請し行われることとされております。そして、被災者に対する供給については、避難所での状況報告を受け、数量の把握や必要とされる物資サービスを提供することとしております。また、在宅者等の災害弱者に対しては優先的に配分するよう努めてまいります。

現在、災害に関しての備蓄については非常用発電機や災害用トイレなど計画的に整備することを基本としております。まずもって、備蓄は自助の観点から市民の方や市内の企業、関係機関の方に対し発災直後の3日間程度の生活ができるよう、物資の確保や地域で助け合うことの重要性を呼びかけてまいります。市としての対応は必要な災害弱者の情報を収集し、これをもとに優先的に配分調整するなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、一斉拡声を行える防災行政無線の設置に関する質問でございます。

御承知のとおり、新庄市では昭和58年に整備した移動系と言われる車載型や可搬型の防災行

政無線のみの配備であり、基地局である市役所より市内各地域へ一斉放送が行える同報系の無線の整備はされておられません。

同報系の防災行政無線については、非常時に特に津波災害のおそれのある沿岸地域では大変重要とされ、海岸付近の自治体では整備が進んでおりますが、内陸地域においては整備が進んでいないのが実情であります。これは屋外拡声支局と言われるラッパの設置位置や数、近年の住宅の高気密化という実態、豪雨時や積雪期には聞き取りにくいといったさまざまな課題があります。

市といたしましては、現状では洪水や豪雨といった災害時にはパトロールによる現場からの状況報告などを通じ、携帯電話の緊急速報エリアメールや職員の戸別訪問、さらには車載型拡声器の充実を図り、住民の方に情報を伝達してまいります。

しかし、今後複数の伝達方法が必要とされているということも承知しておりますので、防災無線については十分研究をさせていただきたいと思っております。

次に、冬期における被害想定に合わせたハザードマップについての質問でございますが、市では平成20年9月に新庄市洪水避難地図として最上川、升形川、指首野川、泉田川及び大以良川が大雨によって増水して堤防の決壊や越水が発生した場合に予想される浸水区域や浸水深、洪水発生時の心構え、収容避難所などを示した洪水ハザードマップを作成、平成22年5月には「地震防災マップ（ゆれやすさマップ）」として今後発生が予想される地震によって住んでいる地域でどれだけの揺れが予想されるかを示した地震ハザードマップを作成し、いずれも全戸に配布しております。

これらのハザードマップについては、あくまでも全市的に考えられる基本的な事項を掲載させていただいているにとどまっている状況にあ

ります。災害はいつどこで起こるかわかりません。議員がおっしゃるよう、新庄では積雪期における避難誘導體制については特に考慮すべき案件でもあります。冬期間ならずとも、塀が崩れて通れない、水路があふれて危険であるといった地域の実情により避難経路については考えなければなりません。一方で、その実情についてはやはり地域の方々が一番詳しいと思われまますので、今後も自主防災組織やその立ち上げを検討している町内の方々と一緒に、地域の現状を酌んだ地域の防災ハザードマップづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、地域防災計画の修正、見直しについての御質問ですが、新庄市の地域防災計画については、平成13年に作成され、その後十数年が経過し、この間東日本大震災のようにまれに見る大規模災害も発生し、また昨日の高橋議員の御質問にもお答えしましたように国や県においても随時見直しが図られており、市におきましてもこのような状況を踏まえ、現在見直し作業を進めてまいりました。

概要につきましては、重複いたしますが、行政における防災体制の強化や地域防災力の向上、情報収集、伝達方法の充実、災害時要援護者への対応、燃料、電力等のライフラインの確保など多様な災害に対応するため全編の見直しであります。

市民の方の防災に関する意識も多様化しており、災害の発生を未然に防ぎ切ることは難しいものがあり、災害対策のあらゆる分野で被害の軽減を図る減災の考え方を基本とし、自助・共助・公助のそれぞれの役割と連携を踏まえ、市といたしましては、災害対策本部機能の充実強化と、防災施設、資機材等の整備に努めるほか、防災対策の基本である市民一人一人がみずからの身の安全をみずからが守ることを周知しながら、今後も市民の防災意識や知識の高揚を図り安全安心なまちづくりを推し進めてまいりたい

と考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの説明を聞きまして、まず最初に流雪溝の整備ですが、平成39年まで、これから随分長い期間があるわけですが、これに向かって計画どおり進めていきたいというお話をお聞きした気がします。

残された事業費というか工事費が35億円ぐらい必要だということだったと思います。ただ、残された14年間、もしその14年間を計画年度を変えないで進もうとすれば年間約2億円近くの整備費が必要になるんじゃないでしょうか。ですので、この計画そのもの、一旦見直す必要があるんじゃないかと思えます。39年にこだわらずして、事業費が恐らく毎年2億円近くの事業費を出すということを考える段階では、無理かなと思います。

この辺どうでしょうか。担当課としては、以前にも年次計画は見直しますという答弁しておりますので、その関係、もし答えられましたらお願いします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今、議員から御指摘がありましたものでございますけれども、やはり流雪溝整備というものについては相当長い期間、市街地の区域もありますものですから、非常に長い期間設定されております。短期計画につきましては平成16年から26年、長期計画につきましては平成27年から39年という形でトータル的に39年まで非常に長い事業ということでございます。その中でやはり見直し時期ということはいずれ生じると感じてございます。

計画区域等基本的には変わりはないんでございますけれども、水量不足を補う手法、その手法が多少変わる。それから、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、河川事業から道路事業への手法が変わったということ。それから、いわゆるその手法そのものを見まして今後の対策も必要になってくるということになりますと、既存水量、それから補水水量の例えば反復利用ということも検討なされてくると感じております。そのことを加えまして今回の手法について現在協議中でございますので、その辺をある程度見越した上で基本計画等の見直しにつきまして議論を重ねていきたいと考えてございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） そうですね。しっかりと検討してください。

いつまでもこういう数字を引っ張り込むと、やはり行政の信頼感というのは市民から失うような気がします。言っていることが毎回変わるんじゃないですかと、そこが一番困りますので、しっかり検討し見直しするのであれば見直しをきちっとしてもらいたいと思います。

次に、新田川への増量対策、これは何ていいですか、私が議員になって間もなくから雪対策を含めた中で一貫して申し上げてまいりました。

平成23年に、ちょうど3年前に実施設計を組みたいということで補正予算を計上したはずですが、それは可決されていますが、430万円ですね。これは実施設計というよりも調査的なことが多かったのかなと今思います。

この内容について、これは市費、要するに市の予算100%ということで県から求められて調査に入ってコンサルタントにかけたと聞いておりますけれども、このデータをもって平成23年、県はどういう反応を示して新庄市に対してこの事業をとということを、何か先ほどの市長の話で

すと3年間今まで調査をしてきたような話もあったんですが、その辺よくわからないのでもう一度説明してください。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今、議員からおっしゃられたものでございますけれども、平成22年度でございます。鳥越地区消流雪用水導入事業構想設計業務委託というものでございます。やはり、平成22年度補正予算で計上したもので、工事を委託、設計業務委託したものでございます。

この内容といたしましてはポンプ場の構想にあります計画、パイプラインの計画、構想という形になってございます。いろいろ県との打ち合わせを行っている段階におきまして構想はどういうものであるかという具体的なものを示した上で、県のほうで次の段階に移るということでございます。

そのために、この構想を示してその後に県につきましてそれではじゃあ新田川の流量観測を行いましょうということになったわけでございます。そのようなことでこの構想をもとにしまして新庄市は将来構想を持っていますよと、それを示すことによって県ではそれでは流量調査で調査してみましようということの契機になったと感じてございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 平成23年3月までに、要するに、平成22年度事業でこの成果品を上げたということは承知しております。それはさておいても、この流れがよくわからないんです。

こういうふう過去に上げております。それから、平成21年12月議会、私は議会報、要するに議会だよりを見てお話をしております。このときは平成23年度に実施設計を策定すると言明しております。平成26年度の完成に向け調整をすると、こう議会だよりには載っております。

翌年平成22年12月議会、議会だよりは111号になります。これはちょうど3年前ですね。県事業として採択するに年度内にいろいろな調査が必要になりということは先ほどの補正予算で調査をすると、市に調査してくれと県から言われたと、これも聞いております。そのときの議会の答弁としましても、平成26年度まで完成できるように調整してまいりますと、このように答弁しているんですね。これは議会報にきちっと載っていますので、多分うそではないと思います。

この2年間において平成26年、完成の調整はついていますけれども、ここで言っている完成というのは追水ができる、補水ができる全体の工事の完成だと私は捉えておりました。なかなかその都度変わるものですから、私もつかめなくていたんですけれども、この3年間でかなり進展したんじゃないかとすごい期待を持っておりました。

実は、こういうことが先ほど申し上げましたことが議会だよりに載っておりますので、関係する受益者の市民というのは住民というのは、もう26年、来年じゃないですか、どのぐらい、何かをしているんですかとまで聞かれることがあります。正直言ってちょっと困っておりますが、執行部側が発言したものがそのまま議会だよりに載ります。それを正直に受け取るのが市民に当たり前のことでありまして、これらの補足の説明というのは私もできないわけですね。

こういうことはやはり何らかの形で市民に伝えないと誤解をそのまま抱え込んでしまっている、引きずり込んでいくと。最後にいやまた3年かかる、5年かかる。県が何も言いませんでした、県からまた何かを言われました。それでは、信頼を全部失うとなりませんか。どうですか。

確かに、県だって予算もないし、言っていました、予算も大変ですと。国からの補助金の引

っ張り込みもあるようです。新庄市はその点については全部県におんぶにだっこしたいと、こういう気持ちもあってこれは当たり前だと思います。だが、市民に対する、住民に対するこういう形の説明というのがないと先ほど申しあげましたとおり、せっかく期待して待っていたのに何やとならないかと、私は思います。どうですか、その辺は。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 沼澤議員の御心配は当然のことだと思っております。

この問題については大変気にかけておられて、平成26年度完成に向けて現場の調整を図ってきたところであります。河川事業ということを進めるということで、その際はゼロ100ということが当初の話であったということをもって協議を進めてきた。河川事業におきまして河川水量、自水流量があるかないかということの3年間の調査が必要だということをおっしゃいました。しかし、それでは遅いということで、現場で県の協議を進めて最終的には市の水利権を県の河川を通して流すことはできない。なぜそれを先に言ってくれなかったかという思いであるわけですが、これが総合支庁から県の河川局に行きましたら法律的といいますか、慣例的に全国で市のくみ上げた最上川の用水を運ぶ手段がないと、大変悔しい思いをしているわけですが、しかしそれではゼロか100かの以前に問題が進まないということで、県と新たな手法を提案させていただきました。それでは、直接最上川のくんでいる導水管からの取り入れを提案させていただきたいということで担当が急遽ことし春から協議をし、その際は河川事業ではできないので、市の水利権のある水を逆に県の側溝に流すことは構わないということで道路事業でしたほうがいいのかろうということ提案し、県の道路担当もそれなら構わないというこ

とで今その具体的な協議に入ったということでございます。

また、県の言いわけをするわけではございませんが県の担当も実は肘折の希望大橋のことで、現場に十数名が張りつけということで、正直申し上げまして春から進めてまいりましたが、一段落ついた先日に協議に乗ってもらったところであります。

その中で私も総合支庁との話し合いの中でこの手法の割合の問題、さらには分担の問題、これから協議しなくちゃならないことが若干残っております。基本的には道路事業で通水させるということまで協議させていただいたところであります。金額等については今後さらに詰めなければならぬところでありますが、先ほど私の答弁にもありましたように、この手法が一つ確立されれば他の地域にも検証の上この手法を進めていきたいという答弁をさせていただいたところであります。

そういう意味で、これまで再三にわたり延ばし延ばししているのではないかということの御疑念があるかと思いますが、これまで県との協議を進めた結果がそういう結果で道路でやると判断し、それで進めるということまで決まった、確実にこれは決まったということだけは答弁させていただきたいと思っております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） この3年間で、大胆な変更というか変わったとらざるを得ないと思います。まさか、道路側溝を使つての導入なんていうのは私も想定もしていないし、今までそんなことは一度もありませんでした。

そういう変化は、県と市との打ち合わせの中であるいは調査した結果で生まれてきたんでしようけれども、こういうことを何らかの形で市民住民に伝達してほしいです。これは強く要望

しておきます。

例えば、市報でも結構ですし、私どもの議会だよりには当然このことは私の一般質問の内容として載せていただきますけれども、市側も変わったこととこれからこういうふうに進めていきますという熱意を、きちんと市民住民側に伝えるということをやってほしい。いかがですか。やりますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 大変長らくお待たせしたということで、いずれ市報等でお知らせしなければならないということでございました。この間の協議の内容が確定していなかったということで、お知らせできなかったということも御理解賜りたいと思います。

今後の導水事業については、こういう手法により一つ一つ検証しながら拡充していきたいということは必ず広報でお知らせしてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解のほどお願いしたいと思います。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） では、この件はひとつよろしく願いいたします。

時間もありませんので、次に災害時における備えの中の1つですが、限られた時間で申しわけありませんが、災害のときの公的備蓄。私が言いたいのは水と食料は市が備蓄しますよと、防災計画にはこう書かれております。実際はやっていないように、先ほど市長の答弁でお聞きしましたが、これは最低限度しておく必要があるんじゃないかと思えます。そんなにお金のかかることでもないし、例えばの話ですけども、特別養護老人ホームですと1週間分きちんととってあるそうです。決して無駄のないようにそれは使う。ああいう施設だから使い道ははっきりして使いやすいですけれども、市で備

蓄しても捨ててしまいかしなくても何らかの方法で補うのができるんじゃないかと思うんですが、この辺もう一度検討されませんか。どうですか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 災害時の備蓄品ということでの御質問でございます。

先ほど、市長答弁で申し上げておりましたが、避難された方々の各所の情報収集、これを踏まえて各所の備蓄品対応ということになるかと思えます。流通備蓄ということで主体として市では考えております。阪神淡路大震災のときにも3日間で支援物資が流通してきた、さきの東日本大震災のときにも間を置かずして支援物資が入ってきたという状況がございます。

市としましては、自助・共助・公助という形で避難所に特に災害弱者という方が入ってくるわけですが、災害弱者の必要とする物資、食料については各種種別があるかと思えます。その辺を種々選択しまして寄せられる流通備蓄あるいは支援、それからそれらの条件等踏まえて適正配置をしたいと考えております。

現実的には、避難所に配置するような食料品等の備蓄についての保管場所、保管状態の確保等については相当の課題があるかと思えます。市としましては、アルファ米という食料がありますけれども、これについては配置をしたいと考えておりますので、食料についてはその辺を今後検討したいと考えております。

まずもって避難所で配置したいのは簡易トイレと水パックと考えておりますので、その辺、御理解をいただきたいと思えます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 少ししかないんですけども、もう1点。

最初に質問いたしました勧告とか指示関係で

す。災害時のですね。説明では本部長は市長ですけれども、不在の場合は副市長、副本部長となるわけですね。ところが、その2人がいなかった場合はどうなるのかということが明確に防災計画にはありません。

大島の場合も2人いなかったわけですね。教育長がその代行をしたと伝わっておりますけれども、本市の場合どうなりますか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 災害対策本部の本部長、それから副本部長の不在時ということで、本部の本部長をどなたがとるかという質問だと思います。

災害対策本部条例の中で、本部長市長、副本部長副市長としておりますが、災害対策本部運営規定、こちらの4条に本部員の指名というところがあります。そちらの、本部員の指名につきまして例に倣いますと教育長、総務課長、環境課長という順で指名されていますので、準用できるかと思えます。

なお、本部長不在あるいは指名する人がいないという場合でも、被災状況やその状況によって連絡等がつけばそれはそれなりに対応できるものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

山口吉静議員の質問

小嶋富弥議長 次に、山口吉静君。

(17番山口吉静議員登壇)(拍手)

17番(山口吉静議員) 皆様、御苦労さまでございます。本日最後となりました絆の会、山口吉静でございます。

それでは、発言通告に従いまして次の4点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、教育力向上についてであります。

全国学力テストについてお伺いいたします。学力日本一、過疎の村、秋田市から約80キロ、秋田県の東南端にある人口わずか2,800人余りの東成瀬村、村に1校ずつしかない小学校と中学校が学力日本一の秋田県内でもトップクラスの成績を誇る。2008年に県知事が記者会見で中学の成績が県内一と明かしたことから一躍注目を集めました。村のバックアップも強力で、村の年間予算約30億円のうち教育に約5億5,000万円を投じており、子供は村の宝、総合の力をつけて送り出したいから教育に金銭は惜しまない、鶴飼 孝教育長。村には民間の学習塾がないため、中学校向け英語塾を村営で開設しております。もちろん無料です。新たに学習塾を開くことも検討しております。生徒数が60人弱の中学校には巨大な体育館や卓球場など豪華な設備もあります。

市として東成瀬村を参考にして、全国学力日本一を目指し達成し成績が向上すれば、全国から多くの方が視察に来られ、市の活性化にもなります。市として教育分野にさらにどのように力を入れていくかについてお伺いいたします。

次に、2点目は複式学級の現状であります。今過疎化少子化の流れの中で極少人数学級、複式学級は急増し、それに伴い学校経営、教育過程、学習指導において多くの課題と困難に直面しております。そうした課題や困難を抱えつつも、私たちの先輩は英知を出し合い実践研究を進め多くの課題を乗り越える先進的な取り組み

を行ってきております。しかし、保護者の間には、複式学級では成績が下がるという声もあるようですが、この点どうなのでしょう。また、複式学級に対して、市としてどのような支援をされるのかについてお伺いいたします。

次に、3点目は学習指導要領についてお伺いいたします。

小中学校学習指導要領は、社会の変化や子供たちの現状を踏まえおおむね10年に1度改訂されてきました。教師が子供たちと向き合う時間の確保など、今回の学習指導要領はどのような改訂がなされたかについてお伺いいたします。

次に、4点目は市で推進している小中一貫教育のさらなる充実について新庄市ではどのような方策があるのか、これまでの経緯も含めましてお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。御答弁よろしく申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山口議員の御質問にお答えいたします。

全般的には私が答える場面はないような気がしておりますが、教育の中でありますが、小中一貫校のさらなる充実についてということについて、今後の施設のあり方等も含めて答えさせていただきますと思います。

新庄市では、新庄市長期教育プランいのち輝く新庄もみの木プラン21により、平成18年度から市内中学校区ごとに小中連携を、平成20年度からはさらにこれを一歩進めた小中一貫教育を推進してきております。これは、中学校区ごとの複数ある小中学校を1つの学校と考えて、小中9年間で生きる力を持った命、たくましい新庄っ子を育てようというものであります。

この小中一貫教育を推進するために、新庄市

では新庄中校区をスタートに2年ずつの小中一貫教育の市委嘱研究を行い、特色ある創意を生かした実践研究を行ってきていると聞いております。

平成22年3月には、新庄市小中一貫教育基本方針が策定され、小中一貫教育の実践を整備しながら今後の新庄市の小中一貫教育の方向性が示されました。さらには、市の小中一貫教育のパイロットスクールとしての意味合いを持つ施設一体型小中一貫教育校萩野学園開校に向けて、当該の北部地区関係者だけでなく市を挙げて準備を進めているところであります。

今後、新庄市の小中一貫教育をさらに推進し充実させるためには、各中学校区の1校1校が実のある連携した取り組みを充実していく必要があります。その取り組みを支える組織として、この7月のシンポジウムにおいては中学校区ごとの小中一貫教育推進協議会を年度内に設置するということが確認されたとお聞きしているところであります。

これは各中学校区の実践を地域に発信し、理解していただき、保護者や地域の方からも小中9年間のスタンスで学校を支えていただくことや、さらにはその地域に根差したよりよい小中一貫教育の推進を図ろうとするものです。

今後、長期的な施設設備、そのもととなる学校改築の整備、さまざまな施設整備なども考慮に入れながら、市としては学校、関係の組織及び市民の御理解と御協力をいただき、その充実になるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

他の質問につきましては教育長から答弁いたしますのでよろしくお伺いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私から教育力の向上の件についてお答え申し上げます。

第4次振興計画の教育分野で、ふれあい、学

び合い、心をつなぐまちなど5つの基本目標を設定し教育施策を進めてきているところです。市の財政もやや改善の兆しが見え始めたところとはいえ、厳しい状況は今後も続くものと見込まれますし、そういう中で限られた経営資源を選択と集中により教育分野にはハード及びソフト面での予算化に特段の配慮をいただくことができています。また、市民の皆様から新庄の将来を担う市内外で活躍する人づくりについて大きな期待を寄せていただいていると感じております。

具体的には、教育委員会3課がそれぞれ担当する課題を踏まえながら連携して人づくりに努めております。学力向上にかかわる部門では、平成5年度以降取り組んでいる心の教育の充実に加えて、平成18年度からは小中一貫教育を学校教育充実の手だてとして取り組んできております。

小中学校が教育目標や指導方針を共有しながら9年間の見通しを持って子供を育てるというものですが、これによっていじめや不登校数が改善の傾向にあり、安定した生徒指導が推進されてきております。

また、小中の教員が教科の目標や指導方法、子供への指導の履歴を共有しながら学習指導を行うことで高い学力や豊かな心、たくましい体が育つという狙いを持って取り組んできております。

今年度、悉皆で実施された全国学力・学習状況調査の結果については、さきの9月議会でも説明したところでありますけれども、市内の6年生と中学3年生が対象でありましたが、国語Aなどはほぼ全国平均並みでありましたが国語Bや算数・数学は現時点では若干これに及ばない成績でありました。

市校長会でも、市全体の成績の状況や対策について子供の学び合う授業づくりを実践することなどの授業改善の大切さなどを共有し、学力

向上に努めるべく確認したところであります。

続いて、複式学級についてですが、初めに新庄市小中学校の複式学級の実態ですが、平成25年度においては小中合わせると151学級中、複式学級は昭和小、本合海小、升形小の3校で6つの複式学級があります。この3校のうち、昭和小学校の3つの複式学級は平成27年4月に開校する萩野学園への統合により解消されることになっております。

次に、複式学級児童の成績についてですが、学級数が少ないため、その結果が特定されてしまうこともあり、詳しくは申し上げられませんが、NRT学力診断テストによれば全国平均を下回る学級があることも事実ですが、おおむね市内の他の学級と同様の成績の傾向にあると言えます。

当該の学校では、このような子供の実態と学校での取り組みをさらに詳しく保護者や地区の方に説明をすることで保護者の不安を解消しており、子供のよりよい成長のために、家庭からもさらに理解と協力をいただけるものと思われれます。

市教育委員会としては、小規模の学級に対しては急な学級減の緩和措置としての市個別学習指導員の配置や地域コーディネーターの事業支援への有効活用などの奨励により学校を支援してきているところでございます。

3点目の学習指導要領等についてでありますけれども、学校教育においては全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこの学校においても同水準の教育を受ける機会を国民に保障することが要請されます。このため、学校において編成実施される教育課程について国において一定の大綱的な基準を設けていますが、これが文部科学省が告示する学習指導要領となっています。

議員がおっしゃるとおり、この学習指導要領は10年をめぐりに改訂され、現行の学習指導要領は平成20年3月に公布されました。移行期を経

て、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施されております。

御質問いただきました現行の学習指導要領の改訂の内容についてですが、今回の改訂の背景となっているのは、知識基盤社会の到来、グローバル化の進展などの急速な社会の変化の中、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断力や、他者と切磋琢磨しつつ異なる文化や歴史に立脚する人々との共存など変化に対応する能力が求められている点であります。

改訂の基本方針としては3つを掲げております。

1つ目は、教育基本法の改正で明確になった教育の理念を踏まえて教育内容を見直すこと。2つ目は、知識技能の基礎、基本の習得と思考力、判断力、表現力、学ぶ意欲の3つの要素を育成すること。3つ目が道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成することです。

これ以前の学習指導要領同様に、生きる力の育成は変わっておりませんが、体験から感じ取ったことを言葉で表現させたり、観察等で捉えた事実を言葉で正確に伝えたり、また概念法則などを解釈し言葉で説明する等、体験と言葉をつなげる学習活動を取り組んでいくことが求められております。それに伴い、当然授業も変化しており、言葉を通して考える、言葉を使ったコミュニケーション活動により思考力や判断力、表現力を発展させる授業実践が日々積み上げられております。

市内の各校でも学び合いやコミュニケーションをテーマに授業研究を進めております。ことし10月18日に八向中学校区で開催した市委嘱小中一貫教育公開研究発表会においても、研究主題「仲間とともに学び合い、夢に向かって努力できる子どもの育成 ～協同的な学びとキャリア教育の取組みを中心に～」と題して、およそ2年間の研究についての発表を行い、大きな成

果を上げることができました。また、他の学校区においても大学教授などを招聘し、コミュニケーションを伴う授業づくりの研究を積極的に進めております。今後とも、言語活動を重視した授業を進めることで、学習指導要領の目指している生きる力の育成を図るよう学校指導を行っていく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) 今の、4番目のあれはありましたかね。ああ、そうか、どうも失礼しました。

それでは、詳細な御答弁、まことにありがとうございました。再質問をさせていただきます。一問一答方式になると思いますけれども。

まず、教育力向上についてでありますけれども、教育向上とは子供は率直で明るく活動的です。学力向上の具体的な方策をどう考え、学校を指導していくかについて伺います。

そして、今の子供は新しい情報機器を利用し情報を得ることも得意であります。しかし、学力が低下している、基本的生活が身につけていないなど集団生活におけるルールやマナーを守れないなど子供の成長に不安を持つ人が多く、さまざまな問題を抱えていることは事実であります。このような中、学力向上対策についてお伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 学力向上策について御質問をいただきました。

向上策についてお話しする前に、学力の捉え方ということをお話しする必要がありますのかなと思います。

教育長の答弁の中にもあったわけですが、以前ですと知識の量とかそういうところが一番大事にされてきているところだったんです

が、現在それはもちろんなんですけれども、活用して考える力、もちろん学ぶ意欲等も含めてですけれども、重視されているところです。そのような学力を育成するために、これも教育長の答弁にあったわけなんですけれども、いい授業をすることで子供たちに力をつけていくしかないのかなと思います。

一番は今、市で、学校で大事にしているのはやはり子供同士がお互いに自分の考えとか相手の考えを聞きながら学び合うということで、知識の量だけでなくてさっき申し上げました考える力とかあるいはコミュニケーションの力をつけていくということを狙っているところです。そのために、大学の先生を呼んだり、あるいは市の指導主事が行政訪問で出かけたときにいろいろ指導したりということでそういう力をつけようと考えているところです。

そういうところの取り組みを頑張っているところは既に成果が見え始めているところもございますので、小中一貫の9年間のスタンスで小学校、中学校が同じ手法をとることでそういう力をつけていきたいなと思っているところです。以上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

次に、複式学級とはどのような仕組みで授業をしているかについてお伺いいたします。

少人数複式であることのメリット、デメリットを明確にして不利な部分を克服し、有利な部分を最大限生かすことができるよう、授業や学級経営の工夫を図っていかなければなりません。複式学級にもよさと課題があると思われませんが、複式学級のメリットとデメリットをどう捉えているかについてお伺いいたします。

また、複式学級について市は今後どう経営を考えておられますかについてお伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 たくさん御質問をいただきました。

複式学級について具体的に授業をどうしているかということなんですが、複式学級というのは1つの教室に2つの学年、3つ入るときもありますけれども、2つの学年がいる状態です。小学校ですと1年生を除く、2年生から6年生までのところで2つ学級を合わせて17を超さないと1つの学級で勉強しなくちゃならないというところなんです。したがって、2年生が8名、3年生が8名という16名いるんだけれども複式学級で勉強しなくてはならないという状態です。

その授業の進め方なんですけれども、本当にいろいろ苦労していろいろ方法をとってきたわけなんですけれども、基本的に大きく2つやり方があると思います。

1つは、2つの学年を授業の段階がつかむ段階、見通す段階、調べる段階、まとめる段階ということで進めていくんですが、それを片方の学年はその順番でやってもう片方は一段階ずらしていく。そういうことで、片方のつかむ段階の授業をしているときに、片方は例えば前の時間の復習をしている。そういうことで先生が片方の学年の直接授業をして今度は次の学年に行くということで、行ったり来たりするという、わたりと言いますが、そういう授業の仕方をしているところが1つあります。

もう一つは、2学年一緒の教材を使って授業をするということがあります。例えば道徳とか体育とか音楽などは、違う学年なんだけれども同じ教材を使って勉強する。そして、2年間で予定した内容を勉強するということも大きく2つあると思います。授業をする先生が大変なのかなというところはあります。

それからメリット、デメリットのところなんですけれども、メリットの部分ですけれども、少人数

であるということが一番のメリットであると思います。そのために先生が細やかな指導を行うことができるということがあると思います。

メリットの2つ目としては、自習をして、片方が片方に先生が直接指導しているときにもう片方の学年は自分たちで勉強しているという形になりますので、自分たちで勉強しているときに、自分で解決する力を自力解決という力と言いますが、そういう力がつくということがメリットの2つ目なのかなと思います。

もっとメリットのところはあると思いますが、デメリットのところではやはり先生が指導する力が、物理的なことをいえば半分ということがあると思います。半分ずつ指導する形ですので、45分のところがあれば極端に言えば20分、25分とか直接指導を受ける時間が半分になるということがあると思います。

それから、これも教育長の答弁にあったわけですが、今市内の学校で大事にしているところが自分の考えを伝えながらあるいはほかのいろんな考えを聞きながら調整しながら勉強していくというところがあるわけなので、そのいろんな考えというところが限られてくる、そういうところで学び合いというところが若干弱くなるのかなと思います。そういうところがメリット、デメリットなのかなと思います。

もう一つが、市としての今後のことの御質問もいただきました。今、複式学級を持つ学校は3つあるわけですが、いろいろ工夫しながら通常の学級と同じくらいの成果を上げているところなんです。その今後のあり方ということでは今申し上げたように、あるいは9月議会のとときに小規模学校についての御質問があったときに教育長からの答弁もあったんですが、いわゆる一人一人に細やかな指導ができるというよさはあるんですけども、現在は学び合いというところを大事にしていますので、自分の考えを説明する、聞く、そしてコミュニケーション

の力をつけていくというところが大事と考えていますので、ある程度の規模は必要だと今考えております。そういうところの基本的な考え方に立って、今後どうしていくかということでは、これも答弁にあったわけですが、小中の推進協議会、中学校区ごとに設置になります。その推進協議会で保護者の方、地区の方の御意見をいろいろ出していただきながら今後のあり方については検討していく形になると思います。以上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

次に、都道府県教委は市町村教委の同意を得た場合、市町村名または学校名を明らかにして学力テスト結果を公表できるようになっておりますけれども、そのことについてお伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 状況調査の公表についてです。

議員おっしゃるとおり、文科省のほうで今年度まで市町村が学校別の成績を公開することは基本的に禁止しておったわけですが、最近出た実施の要領によって来年度から発表も可能というところの指示が来ております。

文科省が公表を認めた背景には、新聞等を見ますと地方から市町村から説明責任を果たしたいという要望があったからということがありました。新庄市では実は来年度どうするかという文科省の調査が7月ころでしたか来ております。それには現時点では新庄市はそれぞれの個々の学校の成績を公表する考えはないと返事はしているところです。ただ、全然説明責任を果たしていないかということではなく、議会とかそれぞれの学校ごとに保護者とか地区のほうに配慮しながらそういう説明は、何点とかそういう具体

的な数字ではないんですが、大まかなところで説明もしてきているので、説明責任というところは果たしているのかなと思っているところです。以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

次に、保護者や地域住民に説明責任を果たすことが重要である一方、序列化とか過度な競争が生じないように配慮の必要があると思われませんが、その点の御所見をお伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 これも御指摘のとおりで、学校別の細かい平均正答率とか公表されますと本当に過度な競争というか序列化につながるおそれもございます。そういうところで、重々その辺は配慮していく必要があるのかなと思います。

かつて何十年前でしょうか、昭和30年代ころでしょうか。学力テストが過熱して、点数をとらせるための指導があちこちで横行したお話もあります。あるいは今回も学校の教員が自分のクラスの間違ったところをちょっと指摘して書き直させるなんていうところがありましたので、そういうところ、過度な競争にならないように指導する必要があるんでないかなと思っているところです。以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

次に、児童生徒の個人情報保護あるいは学校や地域の実情に応じた必要な配慮を行うことについてお伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 生徒個々の個人情報に配慮するというので、今までのところと共通するところがあるわけですが、例えばこういうことがあると思います。

新庄市でも配慮していることなんですが、例えば学級の規模がすごく少なくて1学年2人とか3人しかいないとなったときに、新庄では今大まかなところを公表してほしいということを行っているんですが、そういう中でも1学年1人、2人しかいないとなったときに学校の成績を公表するというのがイコール誰それ君、誰それさんの成績になってしまうというところがあります。そういうときにはもちろん子供さんの保護者に説明するのはいいんだけど、それをうちの学校はこういう成績でしたというところを学校とか地区に説明するというはしなくてもいいということもあわせて指示しておりますので、配慮が必要だということの御質問だと思います。よろしくお祈りいたします。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。同じような質問で。

次に、小中学校新学習指導要領についてですが、中学校教員による小学校への乗り入れ指導ですが、市はどう進めるというのかお伺いいたします。

また、免許についてもあわせてお願いします。

小中の授業交流で相手先に出向いた先生の後、補充の先生は加配されるのかについてもあわせてお伺いいたします。

小嶋富弥議長 山口議員に申し上げます。質問の通告から外れておりますので、質問の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確にして発言をお願いしたいと思います。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 指導要領というところの

質問ですが、交流のところ、小中一貫のところ
で実施しておりますので、そこに関連した質問
かなと考えて受け取っております。

ほとんどの中学校区で新庄市は乗り入れ授業
をしているところです。いろんな狙いを持って
いるんですが、乗り入れそのものは大きくは中
学校の教員が小学校に行くときなどは、専門の
力を持った先生が小学校の授業をすることでそ
の教科のおもしろさを感じさせるとか、あるい
は小学校の先生が中学校に行くときには、中高
もそうなんですが、小学校・中学校の子供とか
あるいは指導の方法とかを理解するところの狙
いを持ちながら進めているところです。

ただ、議員の御質問にありましたように、後
補充というのは配置することはできませんし、
県とかの加配もありませんので、例えば中学校
の教員が小学校に行くというときには空き時間
で行ったりということになります。もちろん自
習はさせませんけれども、そういうことで負担
ということもありますので、本当に限られた時
間しか行っていないところです。それこそ、新
庄中あたりは頑張っているところですが、それ
でも年間で10時間も行っていないと思います。
そういう時間を、交流をしているところです。

免許のところもありましたが、免許も中学校
の教員が小学校に行く、小学校の教員が中学校
に行って授業をするといったときに、1人で授
業をするわけではなくて、ちゃんとその学級の
先生がいてお手伝いのような授業ですので、免
許のほうはその免許がなくても大丈夫だと、現
時点ではなっております。

これについては、普通の施設分離型ですと大
変なところ、無理がかかるところが若干あるわ
けですが、萩野ですと一つ屋根の下に小学校・
中学校がありますので、そこをさらに移動の時
間もかかりませんし、小学校の先生が中学校に
来ている間、補完で中学校が行くということで、
もっと時数も無理がかからない状態でふやすこ

とができるのかなと思っているところです。以
上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

似たような質問なんですけれども、次に授業
数の増に伴いまして教師の増員対策については
どのようにされているかお伺いいたします。

小嶋富弥議長 山口議員、ちょっと外れていませ
んか、この通告から。答えますか。答えます。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 先ほど申し上げたように、
加配は残念ながらありません。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうも、いろいろとダ
ブったみたいで申しわけないです。

次に、学習指導要領の改訂ポイントなどにつ
いて保護者へはどのような周知をされているか
についてお伺いいたします。

また、指導要領についてですが、前の指導要
領との違いについてもあわせてお伺いいたしま
す。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 保護者にどう通知してい
るかということなんですが、市としては保護者
用に周知はしていない状況です。ただ、文科省
で指導要領が新しくなるときに保護者用にリー
フレットというかパンフレットが、A3判の裏
表のもの4ページ分くらいのもので一人一人の
お子さんに渡っておりますので、そこが保護者
への周知となるのかなと思います。

それから、前の指導要領と今の指導要領の違
いということは大きくは教育長からありました。
細かいところでは、例えば国語、算数・数学、

理科、社会の時数がふえているとか、あるいは昨年議会で御質問もありましたけれども、武道が必修になっているとか、そういうところの細かいところの変更点はあると思います。以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

では、いろいろありますが、最後に1つ伺います。

学習指導要領の導入に伴って国あるいは県の予算措置などの支援はありましたかについて伺います。これで最後にいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 新しい指導要領の導入にかかわる予算等の措置支援ということの御質問ですけれども、一番学校現場にとって必要だと思っている定数の見直しということは、文科省では要望しているわけですが、財務省では認めていただけていないということです。ただ、あとは教科書の新しい改訂とかそういう周辺のところの措置はいただいているところです。以上です。

小嶋富弥議長 よろしいですか。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 再質問を終わりました。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

今期定例会の本会議をあす12月11日から12月16日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議をあす12月11日から12月16日まで休会し、12月17日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集のほどお願い申し上げます。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時45分 散会

散 会

小嶋富弥議長 お諮りします。

平成25年12月定例会会議録（第4号）

平成25年12月17日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	新田道尋	議員	16番	下山准一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員局長	富樫雄二

選挙管理委員会会長 矢作勝彦
農業委員会会長 星川豊

選挙管理委員会局長 武田清治
農務委員会局長 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 高木勉
主査 川又秀昭
総務主査 三原恵
主事 八鍬貴征

議事日程（第4号）

平成25年12月17日 火曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第1 議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第2 請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第3 議案第65号新庄市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 議案第66号新庄市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第6 議案第68号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第69号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第70号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第71号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第72号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第73号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第74号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第75号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事日程に入る前にお諮りいたします。

佐藤悦子君から12月6日の会議における発言について、お手元に配付しておりますとおりの発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、佐藤悦子君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程(第4号)によって進めます。

総務文教常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第1議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について及び日程第2請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書の2件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

(石川正志総務文教常任委員長登壇)

石川正志総務文教常任委員長 おはようございます。私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願1件であります。審査のため、12月11日午

前10時より議員協議会室において委員8名全員出席のもと、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、担当課職員の出席を求め審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、この議案に関して採決した結果、議案第64号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書については、紹介議員及び税務課職員の出席を求め審査を行いました。

紹介議員より請願の趣旨説明があり、来年4月からの消費税増税によって各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭がふえることを懸念している、国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来は危ういものになる、また先進地他国では軽減税率を適用している、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用の実現のため、意見書を提出していただきたいとの内容でした。

審査に入り、委員から、誰かが納めなければ国が成り立たなくなる、ある程度は消費税に賛同して少しずつ出し合っていくべきだと思うので、この請願は芳しくないという意見がありました。

また、委員から、知に触れるという行為は非常に大切な行為である、一番最初に新聞に手をつけるべきだとは思わないが、複数税率を導入する意味でもまずは先例を切っていただくという意味では必要ではないかという意見がありました。

また、委員から、生活弱者をどう救済するのかが大事、ある程度国の動向を見て判断すべきなので、継続審査とするべきという意見があり、継続審査とすることに関して採決した結果、請

願第6号新聞の軽減税率に関する請願書は、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

小嶋富弥議長 初めに、議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。佐藤悦子君、賛成ですか、反対ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 反対討論、佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書について反対討論を行います。

政府は社会保障と税の一体改革関連法に基づいて消費税を来年4月から現行の5%を8%に、再来年10月からはさらに2%引き上げて10%に増税することを目指しています。

消費税は、子供から高齢者まで収入のあるなし、所得の多い少ないにかかわらず同じ税率の税金を支払わされるものです。応能負担の原則に反する逆進性の強い税金です。所得の低い人たちに大変な負担を強いる最も不公平な税金です。

政府は、アベノミクスによって直近の経済指標などから雇用や景気が好転していると言っていますが、潤っているのはごく一部の企業と富裕層だけです。国民の多くは景気がよくなっているとは実感していません。収入はふえないのに負担だけがふえているのが現実ですから、当然です。

こうした中で、来年4月に消費税増税を強行すれば多くの国民の懐は冷え込みます。価格に転嫁できない中小零細企業は一層厳しい経営を強いられることになることは明らかです。その結果、景気の後退を招き、さらなる財政危機に陥ることになるのは疑いありません。今、求められていることは、来年4月からの消費税増税の実施ではなく増税をきっぱりと中止することだと確信します。

日本共産党は、消費税に頼らなくてもやっつけられるという道を提案しています。不要不急の無駄を削り、行き過ぎた企業と富裕層に対する優遇税制を改め応能負担を原則とした税制改革によって社会保障を再生充実させ、経済も財政も立て直すという対案です。これを広く国民に公約として示しています。

この請願は、来年4月からの消費税増税実施

を前提とした請願であり、賛成することはできません。もちろん、新聞販売店が消費税増税によって大きな打撃を受けることは明らかであり、請願を出した気持ちはよくわかります。しかし、消費税増税で生活や経営が脅かされるのは大多数の国民であり、中小零細企業です。したがって、大多数の国民の利益のためにも経済や財政の立て直しのためにも、来年4月からの増税の中止こそ必要です。多くの市民の皆さんとともに増税を中止させるために奮闘することを表明し、請願への反対討論を終わります。

小嶋富弥議長 佐藤議員。趣旨が皆さんわからないから、委員長報告に対しての討論でなかったんですか。だから、委員長は委員会では継続したんだよということで報告なさっているわけだから、それに対して賛成か反対の討論だと通るんですけども、佐藤議員の個人の見解では議論がかみ合わないのではないですか。委員長報告が継続だに対して、あなたは、賛成反対そのものは委員長報告に対しての討論を求めているわけですので、ちょっと論点がかみ合わないじゃないですか、視点が違うんじゃないですかということをお願いいたします。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 委員長報告は継続でありましたが、継続には反対ですということです。

小嶋富弥議長 暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの佐藤議員の討論は認めません。

よって討論を終結いたしまして直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書は、総務文教常任委員長より継続審査の申し出がなされておりますので、継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

請願6号については委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、請願第6号は委員長報告のとおり継続審査となります。

産業厚生常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第3議案第65号新庄市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5議案第67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定についての議案3件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

奥山省三産業厚生常任委員長 それでは、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。審査のため、12月12日午前10時より議員協議会室において委員9名全員出席のもと、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第65号新庄市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定については、環境課か

ら補足説明を受けた後、審査を行いました。

環境課の説明では、旧八向運動広場の施設利用者や見学者が多いことから新たに公衆便所を設置して利便性の向上を図るものとの説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第65号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号新庄市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、環境課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

環境課の説明では、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方防災会議の役割及び組織の見直しが図られたため、条文の改正を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員から、防災会議の女性の登用について市長は特に認める者という部分にその考えも含まれているのかという質問があり、担当課からはそのとおりである旨の回答がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第66号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課の説明では、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、地域に密着した形での運営を行っていただくということで、公募によらないで地元で組織する本合海児童センター管理委員会に指定管理をお願いするものとの説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第67号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わ

ります。よろしくお願ひ申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの産業厚生常任委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

初めに、議案第65号新庄市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号新庄市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6議案第68号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第3号）

小嶋富弥議長 日程第6議案第68号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 1つ確認しておきたいことがありますので御質問いたします。

23ページ、8款6項1目除排雪車借上料3,819万7,000円とありますけれども、初日の説明では平成25年4月稼働した分の補正ということでしたけれども、確認の意味でもう一度これについて御答弁お願いしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 おはようございます。

それでは、今の御質問に回答したいと思います。

23ページになります。除排雪車借上料ということで、これにつきましては平成25年4月に支出した分ということでございます。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） ただいま開催しているのは、12月議会であります。4月に稼働した分ということで、平成25年度に入ってから費用だということはわかりますけれども、その間6月議会もあったわけですが。9月議会もあったわけですが。これは平成24年度の決算委員会もそこで繰り広げたわけですがけれども、25年度分の除

雪が始まっている段階で24年の補正が出てくるというのは事務的に遅いんじゃないかと、事務処理が遅いんじゃないかということを感じるんですけれども、いかがでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 除雪費につきましては、その年のいわゆる長期予報とかそういうものを確認した上で除雪計画に反映させるということでございます。そのため、長期予報を考慮した上で12月補正に上げたということでございます。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 勘違いもあったようわかりました。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

5番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5番（石川正志議員） 私からは光熱水費の補正ということで、東北電力の電気料金の改正が主な要因かとは存じますが、補正予算書24ページ、25ページになります。10款教育費の中で補正額が学校管理費として683万1,000円と、25ページには402万9,000円補正になっています。額が大きいので、単にこれは料金改正に伴ったこういった補正なのか、あるいは電気料をそもそももともと使ってきてしまったためなのか確認させていただきたいと思います。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 議長、柿崎憲一。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 学校管理費の光熱水費の部分でございますけれども、今議員からございましたようにことし9月から東北電力の電気料金が改定になりました。新庄市の小中学校の改定率でございますが、平均で11.02%改定されております。

それから、ここ数年非常に大雪が続いておりまして、また寒冬ということもございまして、冬分の電気料について必要な部分、リスクも含めてその辺のところを今回補正に計上したところでございます。11.02%分と今後の変動分、約10%分上乘せしまして今回補正予算を計上させていただきますというところでございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） わかりました。

あとは、そのほかの社会教育施設ということでは委託管理費の中に含まれていると思いますが、同様な答弁が返ってくるのかなと存じますが、確認のために。

森 隆志社会教育課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 社会教育施設につきましても指定管理料の増額ということで電気料の増額を行ってございます。

平均しますと各施設約13%くらいの影響が出ているということで、その分の補正をさせていただきますというところでございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 森課長、恐縮ですがお教えいただきたいのが1つありまして、公共施設への太陽パネルの設置ということで、プラザ等がある程度経過しておりまして、そちらの電気料、自分で自給できるという観点から、当初の狙いどおり10%程度の電気は自分で賄えると設置するとき伺ったんですが、その辺のところ、検証されてございますか。

森 隆志社会教育課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 市民プラザの太陽光発電でございますけれども、15キロワットを発電するといった設計のもとで実施してございます。一応、全体の10%という当初の予定ではござい

ましたけれども、昨年のデータを見ますと約7%ほどの充電というか、それでその分を日中補っているという形になります。以上です。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 12ページ、18の1の財政調整基金ですが、基金繰入金がマイナス4,800万円となっています。この財政調整基金の状況は今現在どうなっているのか、またほかの基金の状況なども全体として幾らになっているのかということをお願いします。

それから、12ページ、19の1の前年度繰越金が2億円増の4億6,759万2,000円となっております。この要因はどのようにお考えになっておられるのか。

3つ目ですけれども、ただいま石川議員からも電気料金の施設、学校とか社会教育施設の値上げの話がございました。その全体で保育所なども含めて電気料及び灯油代の値上げも最初の説明にあったように思いますが、電気料は約11%から13%負担増になっているという話でしたが、灯油のほうは灯油値上がりによる影響などは全体で支出全体ではどのぐらいの増額になったと見ておられるのかお伺いいたします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 財政調整基金の現在の状況についてということでございますけれども、平成25年3月31日現在では15億4,432万円ほどでございます。それで、剰余金処分ということで2億円積み増ししまして、それに利子を加えますと17億4,400万円ほどになります。

今年度、当初予算で財政調整基金より繰入予定額が3億4,000万円でございます。それから、今回その繰入金を戻す処理が4,800万円ということで、それを足し引きしますと、平成25年12月現在で14億5,200万円ほどになっております。

次に、ほかの基金ということでございますけれども、市有施設整備基金というのがございます。これについては平成24年度末で2億5,000万円ほどございます。9月補正におきまして、人件費削減措置分ということで積み増ししております額が5,900万円ほどございます。それを合わせますと3億900万円ほどになります。

以上が基金の状況でございます。

続きまして、繰越金の額ということでございますけれども、昨年度も大雪という状況の中で特別交付税が例年より多く来たということと、雪関係の補助金というものもございました、その分について若干ふえたということでその分が前年度繰り越しとなっております。

光熱水費の燃料代につきましては値上げになっておりますけれども、どの程度これからその分ふえるのかはわからない状況ですけれども、節約を訴えるという形でなるべく抑えていきたいなということを考えております。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私なりに感じるのは、国からの特別交付金とか雪補助とかアベノミクスのいろんな補助金の影響かと思いますが、対策の影響かと思いますが、基金などが地方に今現在ややゆとりがある状況になってきているような気がいたします。一方、施設などの燃料費とか電気代とかふえているというのは施設、市だけではなくて市民生活に大きな影響を与えていることだと私は感じるわけです。

そういう意味で、今現在少しゆとりがある財政を、格差が広がって低所得の方々が負担がふえているという中で、市長としては市民への手当て、私は具体的には福祉灯油か水道料を下げるとかその他あると思いますが、あるいは国民健康保険への特別繰り入れかと思いますが、市長としては財政状況についてどう今考えておら

れるかお聞きします。

小嶋富弥議長 補正予算だから、どの項目に当てはまるか答弁できないですよ、そういう質問をされては。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま財政課長から、基金の現在の状況、それから繰越金がふえている状況をお聞きしました。これを見たときに市民生活に使えるお金としてあるのではないかという質問です。だめでしょうか。

小嶋富弥議長 論点が合わないから補正予算に関しての質疑をやらないと進んでいきませんので、それは答弁はしなくても結構です。3回終わりです。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第7議案第69号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第8議案第70号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第8議案第70号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わってお

りますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりに決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第9議案第71号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第9議案第71号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別になしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおりに決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第10議案第72号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

小嶋富弥議長 日程第10議案第72号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第11議案第73号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)

小嶋富弥議長 日程第11議案第73号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第12議案第74号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第12議案第74号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第75号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第13議案第75号平成25年度新

庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第14議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第14議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 ここで市長より御挨拶がございます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 12月議会の慎重審議、まことにありがとうございました。

このたびの議会におきまして議会基本条例ということが制定されましたこと、新庄市議会に、また新たな一步を踏み出す大きな基礎ができたのではないかという思いであります。大いに期待しているところであります。

また、今回の12月議会におきまして財産取得ということで中核工業団地を一括購入することに御同意賜りまして本当にありがとうございました。

この期間、12月に入りまして県知事より団地内企業がトヨタ東日本社の第1次サプライにな

ったと大変朗報もいただいたところでございます。その後の進展の中では他の企業との口座開設が進んでいる、また、将来的には地元の企業の中にさらなる2次請、下請のものがふえてくるであろうという報告も聞いているところであります。そうしたときに工業団地を一括購入し、さらなる団地の活性化に向けた一步を踏み出すことができるのではないかなと思っているところであります。

残すところ、あと2週間余りとなりました。ことしの一文字が輪ということで、オリンピックの五輪にかけていることも聞いております。またはきずなというお互いに輪を大切にしようということも聞いております。また、知恵を出す知恵の輪でもあるということがありますが、横にだけではなく縦にしますと車輪の輪となるのではないかと思っております。新庄市がこのたびの議会条例、また中核工業団地の一括購入という新たな時代に向けてその車輪を転がしていく、新たな前進へ向けていく大きな年だなということを思っているところであります。

昨年も12月議会中に大雪が降り、そのまま根雪となり、ことしも同様な形となっておりますが、市民の安心安全に向けた万全の体制で臨んでいきたいと思っております。

年末に当たりまして寒くなります。議員の皆様におかれましても新年に向けてくれぐれも風邪など引かぬような形で新しい年を迎えたいと思っております。このたびの12月議会の慎重審議、まことにありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上をもちまして、平成25年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時52分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 伊 藤 操

” ” 山 口 吉 静